蘇武緑郎編著

明治史總覽

東京
明治史刊行會

明治史總覽　第三卷

目次

第一章　政治篇

第三章 軍事篇

第七章　外交篇

第八章　教育篇

第十章　文藝篇

明治史總覽第三卷目次終

政治篇

西南役後に於ける政府の機構
政府部内の立憲思想
薩長聯立政府の色彩
歐米特派使節 岩倉具視 大久保利通 木戸孝允 伊藤博文
內治論者 大隈重信 井上馨
政府部內政治家の主張と在野政客の主張との相異

第三十二節　西南役後に於ける政府の機構

一　政府部内の立憲思想

明治六年の征韓論分裂は却つて薩長聯立政府の基礎を鞏固にした觀があつた。然し薩長聯立政府と雖も强ひて憲法政治の施行に反對するものではなかつた。勿論其內部には依然として東洋流の武斷政治を主張するものもあつたが、少なくとも明治四年使節として歐米に特派された岩倉(具視)・大久保(利通)・木戸(孝允)・伊藤(博文)等を始め、征韓論に反對した大隈(重信)・井上(馨)等の內治論者は憲法政治を日本に施行することを希望し、その熱意は毫も民選議院の建白者に劣らなかつたが、唯民選議院の建白者等の如く一擧に憲法政治を施行すべしと過激な主張をなさずして、岩倉・大久保・木戸等を始め、概ね政府部內の政治家はその主張の如きも頗る穩健で、先づ憲法政治を施行するには其前に準備時代を經過する必要を認め、政治上の急激な變革を回避しようと努めてゐたのである。

曩に岩倉・木戸・大久保等が歐米に特派されたのは單に條約改正の瀨踏みに非らずして、その裏面には歐米先進國の政治經濟を視察調査させ、之を開國進取の大業完成に資しようとの重大使命を帶びてゐたことは想像に難くない。かくて一たび岩倉特使の一行が親しく歐米の先進國に入つて其政治を視察するに及び、文明列國はその一二を除くの外、悉く憲法政治なのを見て、憲法政治か世界の大勢であることを察知し、以て親しく列國の憲法及びその立法行政等を調査して歸朝した。同特派大使の一行はその主目的たる條約改正の事は全く失敗に歸したが、列國の憲法及び立法・行政を調査して歸朝し、後日我が國に於ける憲法政治の施行

木戸孝允憲法制定を建議す

に便宜を與へたことは、その使命の一斑を盡したものと云はねばならぬ。就中木戸孝允の如きは歸朝後もつとも熱心な憲法政治の首唱者となつた、孝允は歐米巡視中熱心に憲法思想をその同僚に說いたのみならず、歸朝後は憲法制定の建議をなした。その建議に曰く、

孝允才識謭劣、學問空疎、而ルニ叨リテ要路ニ當ル、惶悚ニ勝ヘズ。曩者使命ヲ歐洲各國ニ奉ズ。專對其當ヲ得ル能ハズ、上以テ朝廷ノ特旨ニ稱ハズ、下以テ人民ノ跂望ニ副セズ、其罪寔ニ少トセズ、然リ而シテ經歷ノ際、其制度文物ヲ視、其沿革ノ由ル所ヲ察シ、其風土民情ニ就テ其異同ノ岐スル所ヲ視、之ヲ我邦維新前ノ事態ニ較シ、其施設措置ノ得失ヲ熟思スルニ、則チ各國事蹟ノ大小文鄙ノ異アリト雖モ、其ノ廢興存亡スル所以ノ者ヲ原ヌルニ、政規典則ノ隆替如何ニアルノミ。因テ惟フニ、縱令土壤廣大、人民蕃殖スルモ、苟クモ政規典則アリ、以テ之ヲ約束スル能ハザレバ、則一夫或ハ鄙吝、以テ私利ヲ徇へ、一夫或ハ驕傲、以テ公道ヲ矯ム。而シテ諂諛僥倖齷齪ノ徒、夤緣朝樞ニ布滿ス、富強文明ノ外貌アリト雖モ、終ニ國基衰頽復挽頓ス可ラザルニ至ルヲ免レズ。商鑒遠カラズ、歐洲勃亞蘭度ノ顚覆ノ如キ是ナリ。彼レ獨立全存ノ時ニ當ツテ、土壤廣ク人民衆ク、暴君汚吏アルニアラズ、然ルニ時勢ノ變遷ニ際シ、政規ヲ確立スル能ハズ、甲者自負智ト謂ヒ、乙者自負能ト稱シ、彼此相猜ヒ、服從セズ、公侯豪族各々私利ヲ營ミ、公道ヲ矯メ、相爭ヒ相軋リ、殆ド無政ノ如シ、人民ノ困難此ニ至テ極マル。孰レカ活路ヲ計リ、救濟ヲ望マザランヤ。既ニシテ擧國蜂起、怨ヲ公侯ニ修メ、讐ヲ豪族ニ復ス、其騷擾紛亂遂ニ魯、普、墺、三國生民ノ塗炭ヲ坐視スルニ忍ビズ。兵ヲ擧ゲテ罪ヲ問ヒ、卒ニ殘賊ヲ懲戮シ、其土ヲ三分シ、其國ヲ滅スルニ至ル、嗟亦哀ムベキカナ。其亡國ノ民、將タ誰ヲ是レ咎メ、誰ヲ是レ怨マンヤ。是レ他ナシ、國獨立ノ實蹟ナク、人固有ノ權利ヲ失フニ由ルノミ。某嚮キニ汽車ニ駕シ、普ヨリ魯ニ之ク、一朝悲歌耳ニ徹シ、殘夢忽チ破ル。起テ玻璃牕ヲ推ス、乃チ勃亞蘭度人ノ錢ヲ旅客ニ乞フヲ覩ルナリ。因テ其盛時ヲ想ヒ、垂淚

禁セズ、之ヲ久フス。嗚呼政規建チ、典則存セザレバ何ノ國カ此ノ覆轍ヲ踏マザランヤ。夫レ興廢存亡ノ機、此ノ如ク急且ツ險アレバ、則チ安ゾ錄シテ以テ之ヲ諸公ニ質サヾルヲ得ンヤ。之ヲ譬フルニ、一枝ノ竿强シト雖モ、三尺ノ童子猶壯夫挫ク能ハズ、又以テ千斤ノ重キヲ支ユ可キナリ。今一國ヲ割キ、數十主ヲ置キ、之ヲシテ各區ヲ宰制セバ、則チ方嚮多門、各其利ヲ營ミ、其欲ヲ逞フシ、國力分裂復タ收拾スベカラザルナリ。若シ夫ノ牆内兄弟ノ如キハ其强弱智愚亦判ズ可キモ、焉ゾ一和協合ノ外國ト對峙シ、之ト犄角ノ勢ヲ制ス可ンヤ。倘シ此道ニ反シ、一主群小主ヲ總轄シ、方嚮ヲ一途ニ歸シ、利害ヲ一轍ニ通シ、以テ全國ヲ統御セバ、彊壤廣シト雖モ、人民多シト雖モ、決シテ此紛擾ヲ爲スニ至ラズ。顧フニ外國ノ侮慢ヲ防過スルニ足ラン、是物理ノ當サニ然ルベキナリ。某一人ノ言ニアラズ、五洲强國ノ通論ナリ。我國往日時世ノ變更ニ際シ、士民其途ヲ失ヒ、相率ヒテ貧困ニ陷ルモノ亦尠トナサズ。京畿北陸諸役ニ至リ、往々塗炭ノ歎ヲ免ガレズ。今一家ノ厄ニ就テ之ヲ言ハン、父京城ノ難ニ殉ヒ、子北陸ノ事ニ死ス、孰レカ君恩ニ報ズルニアラザランヤ。然ルニ一家ノ厄私情ナリ、一國ノ變公事ナリ、王事盬キ靡シ、豈私情ヲ顧ミルニ暇アランヤ。是ヲ以テ、咸克ク股肱ノ力ヲ盡シ、研心究慮、終ニ朝廷政規ノ鴻基ヲ成ス。然リ而シテ諸制變革凡ソ人ノ耳目ニ觸ル、者、事トシテ前日ノ習慣ニ反セザルナシ。是ニ於テ狐疑ヲ抱キ、或ハ割據ヲ謀リ、殆ド朝意ノ嚮フ所ヲ知ラザルニ似タリ。噫々聖裁萬機豈徒ニ變更ヲ事トセンヤ。首トシテ內國ノ形勢ヲ察シ、次ニ外國ノ關渉ヲ顧ミ、其施設一〻已ヲ得ザルニ出ザル者ナシ。是ヲ以テ富强ヲ振興シ、文明ヲ興隆シ、以テ斯民ヲシテ其堵ニ安ゼシム。嚮者戊辰ノ春、東北未ダ平定セザルノ初、已ニ百官有志及諸侯伯ヲ闕下ニ集メ、親シク天神地祇ニ祈リ、誓言五條ヲ制シ、之ヲ天下ニ頒ツ、是朝意ノ歸着スル所ヲ示シ、萬民ノ方嚮ヲ一定スル所以ナリ。其題言載テ大ニ國是ヲ定メ、制度規律ヲ立ルハ、斯誓言ヲ以テ目的ト爲スノ語アリ。是ニ於テ遂ニ諸藩還籍ノ請ヲ允シ、侯伯ヲ廢シ、而シテ國力ヲ統一ス、是豈五洲强

國ノ通論ニ取ルニ非ズヤ。然ラバ、則チ是此五條、寔ニ我國ノ政規典則タルヲ知ルベシ。夫レ政規ハ一國ノ是トスル所ニ憑リ、以テ之ヲ定ム、百官有司ノ意ニ隨ヒ、妄リニ臆斷ヲ爲スヲ得ザルナリ。天下細大ノ事務、此ヲ以テ處置ノ准則ト爲ス、其慮ル所ノ深キ、期スルノ遠キ、億兆士民誰カ敢テ宸衷ノ降澁ヲ感戴奉承セザランヤ。但ダ文明ノ國、君主制ヲ擅ニセズ、闔國人民一致協合、共ニ其意ヲ致シ、以テ國務ヲ條列シ、而シテ後其裁制ヲ課シ、之ヲ一局ニ托シ、名ケテ政府ト謂フ。有司ヲシテ各其事ニ當ラシメ、有司タル者亦各一致協合、民意ヲ保全シ、重ク其躬ヲ責メ、國務ニ從事ス。非常ノ變ニ遭フト雖モ、民意ノ與スル所ニ非ンバ、則チ敢テ措置ヲ縱ニスルヲ得ズ、政府ノ嚴密斯ノ如キナリ、而シテ人民猶能ク其超制ヲ戒ルヲ得。議者猶能ク事ニ就キ査檢シ、有司ノ臆斷ヲ抑制スルヲ得、此レ其政治ノ最モ美ナル所以ナリ。若シ夫レ人民未ダ文明ノ化ニ浹洽セザル如キハ、則チ暫ク君主ノ英斷ニ依リ、以テ民意ノ協合スル所ヲ迎へ、而シテ國務ヲ條列シ、其裁判ヲ有司ニ課シ、以テ漸ク之ヲ文明ノ域ニ導ク、是自然ノ理ナリ。竊ニ惟フ、曩者誓言ノ盛擧、叡慮ノ主トスル所、蓋シ其レ此ニ基クナルベシ。然ハ則、我國未ダ議士アリ、事々査檢ヲ加フルノ擧アルニ至ラズト雖モ、詔令ノ重、事務ノ大、歐米各國ノ民意ヲ體シ、政令ヲ布ク者ト毫モ殊異ナケレバ、則チ有司タル者、重ク其身ヲ責メ、五條ノ政規ヲ奉ジテ標準トナシ、政府ノ事務ニ從ヒ勉勵セザル可ンヤ。夫レ政規者精神ナリ、百官者支體ナリ、若シ夫レ精神命ヲ傳へ、而シテ支體應ゼズ、或ハ命ヲ俟タズシテ妄動スル如キハ、則チ全國事務錯雜紛亂、而シテ物情安カラズ、其勢ヒ將サニ測ル可カラザルニ至ラントス。該シ果シテ此ノ如クナレバ、則チ前日ノ盛擧、徒ニ舊制ヲ廢スルニ過ギズ。而シテ士民焦心粉骨ノ功、亦空ク水泡ニ歸センノミ。凡ソ天下ノ事、之ヲ言フ甚ダ易ク、而シテ之ヲ行フ太ダ難シ。用舍ノ間實ニ深戒ヲ加へザル可ラズ。恭ク惟ミルニ、前日詔旨、天下ヲ以テ皇家ノ私有トナサズ、民ト偕ニ居リ、民ト偕ニ守ルヲ誓フ。夫レ天下ノ事務、一トシテ天下ノ人民ニ關渉セザルナケレバ、則チ

天下ノ人民、亦自ラ天下人民ノ盡ス可キ務メアリ。豈只循々然朝命ヲ聞テ奔走シ、意ヲ受テ昇降スルノミニシテ可ナランヤ。某佛國ニアリ、之ヲ學士某ニ聞ク、曰ク佛國人民ハ英國人民ニ如カズ。是誠ニ歎ス可キナリ。其何故ゾヤ、英國人民ハ、率ネ皆政府與フル所ノ權利未ダ其半ヲ盡ス能ハズ、而シテ其未ダ與ヘザル所ノ者ヲ横奪セント欲スル者多シ。其屢々紛亂ヲ致シ、而シテ國力競ハザル者、職トシテ此ニ之レ由ル豈慨嘆ニ堪ユ可ンヤト。某之ヲ聞キ、爽然自ラ失ヒ、赧然自ラ愧ヅ。夫レ權利ヲ盡シ、而シテ天賦ノ自由ヲ保チ、負擔ニ任ジ、而シテ一國ノ公事ニ供ス、是レ天下人民ノ爲スベキ者ニシテ盡サヾルヲ得ザルモノタレバ、則條目ヲ細記シ、盟約ヲ立テ、制度ヲ定メ、相誡メテ以テ玆ニ從事ス、是則チ典則ナリ。夫レ典則ハ規政ヨリ出デ、而シテ政規則チ萬機ノ根本、一切枝葉悉ク由テ以テ分派セザルモノナシ。是ヲ以テ、歐洲各國、其政規ヲ變革セント欲スルヤ、精思熟慮、遍ク人民ノ意見ヲ悉シ、萬已ヲ得ザルノ事實アルニ非ザレバ、則チ決シテ輕擧妄作セザルナリ。是故ニ、君主英斷、人心ノ嚮フ所ヲ察シ、以テ政ヲ施シ、之ヲ國ニ本ヅク、最モ慎密ヲ加ヘ、特ニ內國ノ狀態ヲ審考シ、廣ク人心ノ生產ヲ視察シ、其開化ノ度ニ應ジテ、以テ能ク施設スルヲ要トス。且夫一國ヲ經理スル、必ズ一國ノ力アリ。苟モ其力ヲ量ラズ、而シテ事ヲ處セバ、則一利變ジテ百害ヲ成ス。譬ヘバ貧人ノ子弟、千金ノ子ヲ羨ムガ如シ。產ヲ傾ケ家ヲ喪フニ至ルモ、其榮卒ニ企テ得ベキニアラズ。國事ヲ理スル者、亦手ヲ下ス、宜シク其序ヲ繹ヌベシ。力ヲ養フ、宜ク其漸ニ從フベシ。文明ノ治、固ヨリ一朝ノ猝ヒ求メ幸ニ得ベキ所ニアラザルナリ。凡ソ五洲ノ廣キ、國アレバ斯ニ民アリ、其風土ノ開化ト不開化ヲ論ゼズ、人各々賢愚アリ、富亦大小アリ、其賢才ニシテ事務ニ達スル者、必ズ要路ニ當リ、生民ヲ率ユベシ。其富貴ニシテ賢財ニ厚キ者ハ、必ズ生產ヲ督シ、貧民ヲ濟フベシ。是普通ノ公理ナリ。然ルニ諺ニ之アリ、一燕ノ來ル、未ダ遽ニ天下ノ春ト謂フベカラザルナリ。煙霞澹蕩、百花爛熳、而シテ後、始メテ共ニ陽和靑春ト稱スベキナリ。民間偶々一二賢才ヲ出シ、數

名ノ豪富ヲ得ルモ、一般ノ民仍ホ貧且愚、又品位賤劣ノ地ニ在レバ、則チ其國未ダ富強文明ノ域ニ入ルト謂フ可ラザルナリ。我國現今ノ景況ニ就テ、其施設措置ノ跡ヲ察スルニ、時勢猶ホ逶迤タルゴトシ。人心亦偏執固滯、未ダ能ク其權利ヲ盡ス能ハズ。徒ニ其開化ヲ擬シ、未ダ曾テ負擔ニ任セズ、妄ニ富強ヲ希フ。是漫ニ文明ノ弊ヲ模スト謂フベシ。是レヲ以テ、其外貌漸々閑都ノ風ヲ習ヒ、朴野ノ陋ヲ脱スルト雖モ、其中情未ダ曾テ文明ノ點ニ赴カズ。況ヤ又法令輕出、昨是今非、朝更暮改、前者未ダ行ハレズ、而シテ後者既ニ踵ヲ接ス。時體此ノ如シ、民情固ヨリ服スル所ニアラズ。而シテ政務多端、區域際ナシ、人民ノ機宜、日ニ一日ヨリ進マザル無ケレバ、則チ政府今日ノ事、戊辰年間ノ事ト其轍ヲ同クシテ論ズベケンヤ。因テ想フニ、今日政規尙前日ノ五條ヲ奉ジテ標準トナセバ、則チ當路ノモノ、毎ニ應變ノ處置ニ迷ヒ恐クハ民意ニ慊キ能ハザルベシ。然ラバ則チ、今日ノ急務ハ、先ヅ大令ヲ頒ツニ如クモノナシ。向キノ五條ニ就キ、數款ヲ增加シ、典則ヲ建テ、而シテ後、患ヲ防ギ、ツトメテ生民ヲ教育シ、其ヲシテ品位賤劣ノ地ヲ出デ、以テ全國ノ大成ヲ期セシムベキナリ。人民品位既ニ高ク、則チ有司方ニ且ツ其際ニ乘ジ、心ヲ國家ニ盡セバ、則チ將來ノ洪福擧ゲテ數フ可カラズ。之ニ反シ、大成ヲ期スル能ハズシテ、一二ノ賢明一己ノ利達ニ徇ヒ、民意ノ向背ヲ問ハズ、政府ノ樞要ニ據リ、威權ノ大柄ヲ持シ、功名ヲ之レ圖リ、名譽ヲ之レ營ミ、萬緒ノ國務、毎事文明各國ニ擬似セント欲シ、而シテ輕擧躁行至ラザル所ナケレバ、則チ國歩ノ艱難恐クハ累卵ノ危キニ及ンデ、而シテ其輩亦從テ天下人民ノ責ヲ免ル可ラザルナリ。是某此言ヲ述ベ、政規典則ヲ建ルヲ以テ、今日ノ急務ト爲ス所以ナリ。又嘗テ聞ク、羅馬ノ古語ニ曰ク、民アレバ則法アリト。然ラバ則チ、政規典則並ビ缺クベカラザルナリ。某歐亞ヲ一周シ、觸目經驗ノ際、既往ニ深省シ、竊ニ將來ニ慮ル者アリ、區々ノ心自ラ緘默スル能ハズ。所見ヲ陳シ、以テ之ヲ諸公ニ質ス。願クハ諸公ノ幸ニ之ヲ裁制センコトヲ。

木戸孝允の新聞創刊
福地源一郎

大久保利通の憲法政治思想

民選議院設立の建白

これに關し明治史第六編政黨史には『文中に政規若くは典則といへるは憲法を稱するなり。是れ實に民選議院建白に先つこと一年前なりき云々』とあり、随て憲法制定に對する朝野の要望は相當に熾烈であつたことが察せられる。木戸孝允は憲法制定に關し前記の建白をなしたのみならず、國民の立憲思想を涵養啓發するために新聞を創刊し、福地源一郎をその主筆となし、盛んに政治の漸進主義を鼓吹した。

當時大久保利通は世間から專制政治家の標本、閥族政府の代表的支持者の如く目せられてゐたが、彼も亦立憲論者で、その實世評とは大に相違してゐた。唯木戸・大久保等を始め、政府部内の立憲論者は板垣退助等の急進論者と異なり、概ね保守的で漸進論者であつた。按ずるに、岩倉を始め大久保・木戸・伊藤等の政府部内者の懐ける立憲思想と之れが實施に對する漸進主義は、共に歐洲視察中に發芽せるものなるべく、立憲政治は既に世界の大勢である事を知つたが、併し歐米各國とその性質を異にする我が日本に、外國の憲法を模して其儘實施することは絶對に不可能なことを察し、玆に保守的の非難を承知の上で、敢て漸進主義を採り、その間に國情に適した憲法を制定しようと云ふ穩健な、而も深謀遠慮な計畫であつた事は想像に難くない。尙ほ大久保利通の憲法政治に關する意見は木戸孝允に比し、一層保守的であるが、その大様は政黨史に『彼れの意見（立憲政治に對する――編者附記）は板垣等に比すれば保守的なりき。然れども彼は決して憲法政治を日本に施行するに反對せざりき。啻に之れに反對せざりしのみならず、自ら進んで之れを施行するの準備に著手せむとしたる創業政治家なりき。憲法政治に關する彼が意見の大要は、後年博文の回憶談に依て明白に發表せられたり。今其の一節を掲ぐれば左の如し。

明治六年歐洲の使節が歸朝して征韓論の破裂するや、政府の有力者は二派に分れて一は朝に留まり一は野に下つた。其當時朝に殘つた人達の考へと云ふものは段々前に話した通りであるが、大久保公は我輩が當時制度取調べの衝に當つて居つたものであるから、憲法制定に關する意見を書いて贈られた、明治七年に民選

議院設置の建白が出たのであるが、其前年に於て大久保公は既に彼樣の言を謂はれて居る、今其文章を表はすことは事情が許さぬが、其大要は、世の政體を議する者即ち曰く君主政治、民主政治と、民主政治尙未だ採るべからず。君主政治未だ棄つべからず、然り而して此政體や實に建國の大本爲政の本源にして至大至公なるものなり、其體確立せざれば國何に依つていで立んや、政治何を以て爲さんや、維新以來宇內を總覽し、四海に臨み、萬邦に卓絕せしめんとす。然れども其制や依然たる舊套を因襲し、君主專制の體を存す、此制宜しく適用すべからず、然れば即ち民主政治と爲すべきか、曰く不可、我國人民久しく封建壓制に馴れ、永く習性と爲ること殆んど千年、此風俗人情を以て俄かに民主政治を適用すべからず、君主政治も亦固守すべからず云々。又文章は長いけれども其意見の精神はドウかと云ふと、今俄かに實施する譯にはいかぬけれども、詰り憲法政治にならなければいかぬ、憲法政治を施いて國家を存立して行かうと云ふには各國の政體自づから君主とか民主とか云ふものがある、要するに當時の風俗人情に依つて其基を立つたものがある、昔に由て之を墨守して行くことは國を保つの意に適はない、夫れで我國の當時風俗人情時勢に從つて我政體を建てなければならぬ、夫れで維新以來宇內の形勢を總覽し、洽く四海に適し萬邦を竝立するの方針を執るも其政治は依然たる舊套を因襲し專制の體を存じて居る、此體や宜しく之を今日に適用すべからずであるが、僅かに廢藩の制を施き郡縣を爲し、政令一途に出づる事には爲つたと雖も、人民は久しく封建の壓制に馴れし事殆んど千年に達して居る、期する所我國の土地風俗時勢に從つて立憲の基礎を建てなければならぬ、大體斯の如き趣意であると云ふ事を書いて贈られた、世間の人が大久保公を目して壓制家の如く云つて居るのは甚だしい間違である、公は全く立憲政體主唱者の一人である（藤侯實歷）』とあり、以て大久保利通の立憲政治に對する眞相を明かにすると共に、利通に對する世上の誤解一掃に努めてゐる。按ずるに憲法政治に對する木戸と大久保の意見は略々一致してゐたものゝ如く、明治八年の詔勅發表は實に木戸・大久保の

大阪會議
井上馨
伊藤博文
の先收會社
板垣退助
後藤象二郎
大阪會議に提出した妥協案

制度取調

後藤象二郎
陸奥宗光
島津久光
板垣退助の内閣諸省分離論

意見を調和した結果であると稱せられる。かの大阪會議の如きも實は政府側の伊藤博文と在野側の井上馨とが朝野の居中斡旋を圖るための一方便に過ぎない、卽ち初め木戸孝允が臺灣征伐に反對して野に下つたが、當時民間にあつて横濱に先收會社を設け、外國貿易に從事してゐた井上馨は木戸・板垣・後藤等の反政府派を入閣せしめて朝野の反目を除かうと考へてゐたが、大久保の意中も茲に在つたので、政府側からは伊藤博文、在野側からは井上馨が起つて朝野の妥協を圖ることになつた、卽ち之れが大阪會議である。當時伊藤博文の提出した妥協案は政黨史に『第一政府の二三子をして權力を専らにせしめざらしむるが爲め、元老院を設けて立法上の手續を鄭重にし、且つ他日國會を起すの準備を爲すこと。第二裁判の基礎を鞏固にする爲に、大審院を設くること。第三上下の民情を通ずるが爲に、地方官會議を開くこと。第四内閣諸省を分離し、木戸大久保等をして内閣に在て君主輔弼の責に當らしめ、第二流の人物を擧げて行政諸般の事務を掌理せしむることといふに在りき』とある。この妥協案に對し木戸・大久保は直ちに同意したが、獨り板垣のみは民選議院設置の建白者である關係上極力官選の元老院に反對し、國會の開設を迫り、容易に入閣を肯じなかつたが、天皇陛下は特に森寺侍從をお遣はしになり、聖意を傳へられたので、板垣は遂に天恩に感泣して參議に復職した。茲に於て木戸・板垣の入閣となり、朝野の反目は全く除去されたので、尋で木戸・大久保・板垣・伊藤の四人を委員として制度取調に從事せしめ、保守的ながらも立憲政治施行の準備に取りかかると共に、明治八年に煥發された詔勅の御趣意を奉體して、先づ元老院と大審院を設け、尋で木戸孝允を議長に任じて地方官會議を開いたのである。所がこの地方官會議は木戸の威望と才幹で兎に角圓滿に操縦し得たが、元老院に至つては立法權の擴大强化を企てゝ容易に行政權に服しないので、政府は非常に苦惱した。當時後藤象二郎は議長、陸奥宗光は幹事、また島津久光は左大臣であつたが、偶々板垣退助が内閣諸省分離を主張するに及び、之れを助けて大に閣議に爭つた。時に政府は江華島事件の起つたのを口實として板垣の主

江華島事件

張に極力反對したので、板垣は、大阪會議の精神を蹂躙せるを憤慨し、遂に辭職したが、島津・木戸等も野に下り再び政府と絶縁するに至つたのである。

大久保利通暗殺せらる

島田一郎
長連豪
杉本乙菊
杉村文一
淺井壽篤
脇田巧一

二　大久保利通暗殺せらる

明治政史、第十一編、大久保利通刺客に斃るの條に『玆に皇政維新の大勳西郷先生西隅に斃れ、木戸公西京に逝き、獨り大久保參議のみ國家經綸の大事に當る。參議は痛く我國未た興業殖産の生成せさるを嘆き、夫の地方官會議の畢るや大藏卿大隈重信と各地方官を濱殿に招き、公債法を設け、華士族以下に資し、以て産業興殖云々の意を告け、以て各自の意見を諮詢し(後ち數月にして其令を下す)五月十四日(明治十一年)將に朝せんとす。時に福島縣令山吉盛典事を以て參議に其邸に見ゆ、將に辭せんとす。參議曰く、姑く居れ、屬者地方官を會し大に告ぐる所ありしも、鄙意未だ盡さず、予幸に至る請ふ餘蘊を叩かん。中興の業之を成す將に三十年を待たんとす、分つて以て三期と爲す、戊辰より今年に至る兵馬騷擾內外多事、余內務を管すと雖も未た一事を爲す能はず、深く自ら慚つ。然とも第一期已に往く。自今十年を第二期と爲す、變亂漸く平き內治將に興らんとす、是其最緊要の歲月なり、余諸君と當に玆に鞠躬努力すべし。其第三期に至ては繼承潤色なり、以て後の賢者を俟つ、余の素志此の如し。凡そ地方の官吏此一期は最重最難の時たることを忘れず、當に國力を養ひ士民を安ずるを以て自ら任ずべし、鹵莽蹉跌以て害を民社に貽す勿れと。盛典感激して退く。參議遂に朝し、途清水谷を歷る。石川縣士島田一郎、長連豪、杉本乙菊、杉村文一、島根縣士淺井壽篤、石川縣民脇田巧一の刺す所と爲る。是を以て參議は終に府縣會等の實施を見ず。哀ひかな、享年四十七。聖上之を惜み給ひ式部一等掌典丸岡莞爾を敕使と爲し、左の詔書を下し、官位を贈らる。其宣に曰く、

忠純許國、策鴻圖於復古。公誠奉君、贊丕績于維新。剛毅不撓、外樹殊勳。英明善斷、內奏偉功。洵是股

肱之良、實爲柱石之臣。茲聞溘亡、曷勝痛悼。仍贈右大臣正二位、幷賜金幣五千圓。

同十七日青山に葬る」とある。また一說には島田一郞等は西鄕隆盛の恩顧を受けて世に出た。然るに明治十年西鄕隆盛は戰ひ利あらずして城山に自殺するや、島田一郞等は西南役の素因をつくり隆盛の自滅せしは之れ皆な大久保利通のためなりと慮り、西南役後同志を募つて上京し、日夜大久保利通を狙ひ、翌十一年五月十四日、遂に利通が參朝の途上に暗殺したものだと云はれるが、これは島田一郞等の誤解であつて、恐らく誤れる世評に刺戟せられた結果、この暴擧を敢てしたものと斷ずべきである。頓て島田一郞等はいづれも自首して出たが、同年七月二十七日に至り、島田等六人を斬に處し、その殘黨も悉く捕はれ、禁獄終身以下三十人に達した。尙ほ大久保內務卿暗殺事件と島田一郞等に就ては爾來多數の書籍が出版されたが、併し暗殺事件を中心としたものは明治十二年に出版されたものに岡本起泉著島田一郞梅雨日記(全十五卷)があり、大正二年には興味中心に書いたものに松月堂楳林口演大久保利通(壹卷)・島田一郞(壹卷)がある。就中大久保利通(前編)・島田一郞(後編)は續きもので、史的價値は別として、島田一郞には內務卿の暗殺された赤坂紀紀井坂の地理及び暗殺の光景を詳說し、その當時を髣髴たらしめるものがあるから、玆に再錄して參考に供しよう。卽ち「時は明治十一年五月の十四日午前八時、向ふから來る者は顏を見ましたが素知らぬ躰で彼の紀尾井坂へ掛かつて參りました、紀尾井坂と云ふのは、從來は紀伊國坂と名けた處でありまして、玆は德川家の頃ほひは、御三家の一家として勢ひのありました紀伊大納言殿のお屋敷、向ふは尾張殿の中屋敷、此方には井伊掃部頭殿のお下屋敷がありました。依つて紀伊尾張井伊三家の屋敷があるが爲め、維新後になつて、之れを紀尾井坂と云ふ名稱を附したのでございます、彼の連中は、右に步み左に戾り、見て居るうちに人車に乘つて後押しを附けて來ると云ふ官員もあり、馬上で以て參內をする人もあり、其の前を屬官は腰辨當を提け、下駄靴を穿いて通る者もあり、町人も通れば、職工も通る。恰度八時二十五分と云ふ頃、長連豪

當時今の交番所を屯所（たむろ）と稱した

は時計を見て居るところへ、土煙りを立てゝ、亞刺比亞駒の二頭立、口取りの馬丁は兩人紺の看板（いまの印半纏）に紺の股引、白足袋を穿き、頭には饅頭笠を頂いて風を切つて、タッタッタッタッと駈けて行く、御者は英國製の紐の如き皮の附いた鞭を振り上げて「ヘイーヘイーヘイ」と呼ばゝつて居る、中には官員中に於て、頤美髯の稱ある大久保利通公、今御自分の一命に拘はる事があらうとは、神ならぬ身の露御存知ない、金卷きの葉卷き煙草を啣へ、紫の煙りがポッポッと出て居る、今通り掛かる馬車の側へ來るなり、一人の男、短刀を以て、馬の尻を切つた、ハッと云ふうちに、御者は驚いて鞭を振り上げる。御者「汝れ、曲者と云ふ間に、足を取つて引き立つた。御者は足を引張られて高き臺の上にあつて、踏み止まる方なく、忽ち落ちた。馬は力皮が切れましたから、左にあつた馬は離れて駈け出だす、其のうちに一人は母衣を切る、カチリ刄が當りましたが、骨は太やかな鐵であつたが、勢ひと云ふものは甚いもので、太い鐵も切り折られた其のうちに飛び上ると共に、忽ち大久保公の手を執つて捩ぢ伏せた。「汝ッ」と云ひさま、彼れに抵抗仕ようとするうちに、飛び乘つた二三名、兩手を捉へ胸倉を押へ、忽ちの間に引き摺り下す。島田「國家の怨敵奸吏、覺悟に及べッ」と云ふなり、一人は胸元をブッーリ突いた、血は滾々と流れ出でる、服は忽ちの間に時ならぬ紅葉を散らした。此の騷ぎに馬丁は赤坂の交番所へ駈け込んで參りまするなり、馬丁「イヤッ、大變々々、我等は大久保公の馬丁ですが、今兇賊御前の馬車を襲ひました」と云ふ通知、驚いたのは交番所の查公「ソレッ」と云ふので駈け出して來る。其の間に一人の馬丁は、その儘また警察署へ駈け込んで來る。近傍の者も尙だ朝の事で知る者はない、大變な騷動で御者は溜池の方へ逃げ出しました、其の間に此方は一同の者が揃つて、赤坂の警察署へ駈け込んで參りました、先に立つたる長連豪、島田一郎の兩人、長「ア、願ひます」バタバタッと靴音高く、休憩中でありましたところの巡查、或は探偵は、私服の儘で來つて見ると、面躰には血が飛び散つて居る者、着物は砂塗れになつて居る男もある。長「イヤ、決して警官に御手數は掛けない、

内閣の更迭

大久保内務卿を暗殺せる一黨を斬に處す

伊藤博文

姓名は玆に認めてござる、此の斬姦狀を署長へお見せ下さい、僕等は早速警視廳まで出る心算であります、途中に於て警官に出會ひ、抵抗するも氣の毒、また各々方の爲め縲紲の耻辱を受けるも殘念、依つて自首します。今日内務卿大久保利通と云ふ人を刺しました、其の理由は此の斬姦狀に依つて御覽を願ひたい、宜しく御處分を願ひます」後の者は皆々ズッと突立つた切り、一人も怯れて居る者はない、ところが署長は尙だ出張して居りません、そこで當番の坂元警部が其處へ出て、右の斬姦狀を受取つて、一同の者を巡査休憩所へ入れました、正賊留置場へ投り込みも仕ない、そこで此の姦狀斬と云ふものを見ると、是れは誠に感心をするやうな筆の執り方、筆者は此の島田一郎と云ふ人が書いたものと見えます、島田と云ふ人は、中々書は見事なもので、近頃或る人の所藏して居つたのを見ましたが、中々見事なものでした、そこで坂元警部は之れを見て、是れは困つた事が出來た、何は兎もあれ、當人等が自首に及んだのであるから、神妙にさせて置いて、巡査を二十名ばかり附け置き、自首する位ゐだから逃走の憂ひはないけれども、若しも亂暴をしてはならぬと思ひますから、警戒を加へて居るところへ、腕車を飛ばして參りました署長、早速此の書面を見て、彼等一同の者を其儘に留め置けと云ふので、再び腕車を飛ばして、警視廳へ參り此の旨を傳へました、そこで愈々一同の者は、是れから警視廳へ護送されました云々』とあり、島田等が大久保内務卿を襲撃した當時の一斑を窺ふに足るであらう。

三　内閣の更迭

明治十一年七月二十七日、大久保内務卿の暗殺に加擔せる島田一郎・長連豪・杉本乙菊・杉村文一・淺井壽篤・脇田巧一等六人を斬に處し、その殘黨三十人を禁獄終身以下に處した。大久保内務卿變死のため五月内閣の更迭が行はれた、即ち五月十五日には工部卿參議伊藤博文を内務卿兼參議に任じ、工部省の事務を兼ねしめ

西郷從道
川村純義
河野敏鎌
柳原前光

貿易銀貨を通用貨となす
陸軍官制の小改革
山田顯義
三浦梧樓
谷干城
野津鎭雄
大山巖
中牟田倉之助
伊東祐麿
參謀局の廢止
參謀本部
本部長及び次長の任命
山縣有朋

政談演説會に關する布達
演説會の始め
福澤諭吉

られ、同月二十四日には陸軍中將西郷從道の特命全權公使を免じて文部卿兼參議に任じ、海軍中將海軍大輔川村純義を海軍卿兼參議に任じた。尋で六月七日元老院幹事河野敏鎌を元老院副議長に、議官柳原前光を元老院幹事に任じた。同月二十七日には特命全權公使森有禮を外務大輔に、元老院議官井上馨を參議兼工部卿に任じた。これより先き井上は明治九年五月以來理財取調御用を命じられて英國ロンドンに滯在中であつたが、歸朝の命をうけて十一年七月十四日歸朝して同月二十九日工部卿に任官した。井上馨は維新の元勳で、且つその出身藩長州に於ても非常な功勞があり、夙に政府樞要の職に就くべき筈であつたのに、大久保利通の在職中は互ひに對立して常に閑地に在つたが、大久保が不慮の災難に斃るゝや、俄に內閣に入つて顯要の地位に就いたのである。同月(六月)二十七日、政府はまた貿易銀貨を通用貨幣と定めた。然るに同年十一月に至り、政府は陸軍官制の小改革を斷行し、同部內の整備を行つた。即ち同年十一月二十日、陸軍少將兼司法大輔山田顯義・同少將三浦梧樓・同谷干城・同野津鎭雄・同大山巖等を陸軍中將に任じ、同月二十一日海軍少將中牟田倉之助・同伊東祐麿等を海軍中將に任じた。尋で十二月五日陸軍參謀局を廢して參謀本部を置き、その條例を定め、本部長及び次長を任命し、陸軍中將大山巖を以て參謀本部次長となした。同月二十四日陸軍中將陸軍卿兼參議山縣有朋の陸軍卿を罷免して參謀本部長を兼ねしめ、陸軍中將文部卿兼參議西郷從道の文部卿を免じて陸軍卿を兼ねしめた。

四　政談演説會に關する布達

我が國に於て始めて演説會を開催した由來は、明治政史に『我國に於て演説會の興りし由來を尋ねるに、去る明治七年福澤諭吉先生之を開く』とある。按ずるに當時は言論自由の世で、政談と學術の別なく、歐米の感化を受け殊に東京には政治・學術に關する演説會を開催し、公衆の面前で自己の抱懷する所を吐露し、

演說取締布告

官吏の演說會を開催することを停む

府縣職制並に事務章程を廢す

府縣官職制を定む

林大江陸奥等の國事犯顚末

林有造
大江卓
陸奥宗光

政治に關してはその是非を批判して公衆の判斷に訴へ、學術に關しては之れが普及紹介をすることが流行した。演說會は漸次進步して各所に開催されるに至つたが、その後この演說會を宣傳の一機關に利用するに至り、その演說の如きも往々時の政府を攻擊し、徒に慷慨に流れ、時に或は公安を害するものがあり、弊害が甚だしかつたので、明治十一年七月十五日、政府は太政官第二十九號布告を以て內務省及び府縣へ左の如く達した。即ち、

近來地方ニ於テ國事政體ヲ談論スルノ目的ヲ以テ何某社ト稱シ、或ハ演說會ヲ開キ多衆聚合スル者有之樣相聞、右警察官ニ於テ視察ヲ加ヘ、萬一其擧動民心ヲ煽動シ、國安ヲ妨害スルニ涉リ候者ト看認候節ハ、東京府下ハ警視長官、各地方ハ其長官ヨリ令禁止、其事情ヲ具ヘ內務卿ヘ可屆出此旨相達候事。

然るに當時官吏中に往々演說會に臨み、或は其身分を忘れ多數の人民を集めて演說會を開くものがあつたので、政府では官吏にして演說會を開催することを停止した。尋いで同月(明治十一年)二十五日太政官第三十二號達を以て府縣職制並に事務章程を廢し、府縣官職制を定めた。

五　林大江陸奥等の國事犯顚末

林有造・大江卓・陸奥宗光等は明治十一年立憲政體の設立を圖つて、國事犯の刑に處せられた事件があつた。その顚末に就ては明治政史に『明治十年二月上旬鹿兒島に於て暴徒蜂起し、海軍所轄の彈藥製造所を掠奪し、續て三菱會社の汽船を押領す。此警報の東京に達するや、人心恟々と口耳相屬す。林有造偶々大江卓に謂て曰く、西南地方必ず一大騷亂の起るあらんと。蓋是より先き有造薩人海老原某に許諾し、互に擧兵相應の約あるを以てなり。卓之を聞き雄心勃々として自ら禁ずる能はず、慨然として曰く此機失ふべからず、予は速に高知に至り同志を募り、以て擧兵の準備を爲せ。余は京攝の間に在て窃に時機を窺ひ之を子に報ぜ

林有造土佐にて擧兵を策す
谷重喜
池田應助
藤好靜

ん。且つ銃器は余之を擔當し、直に買入れの手續に及ばんと計畫已に定る。同十四日大江は後藤板垣林岩神等と相共に横濱を發し、同十六日神戸に到り、便ち京都に入る。征討の令猶未だ發せず。大江之を慫慂し、陽に土佐は征討の募兵に應ずべしと唱へ、陰に京攝の動靜を窺ふ。林は神戸より先づ土佐に歸る。三月に至り、大江偶々病に臥し起たゝざること旬餘、其十七八日の頃漸く枕を離れて大阪に下る。林は先日より土佐に在て同志谷重喜・池田應助等に謀りしに、皆擧兵の議を贊す。以て之を大江に報ず。大江藤好靜をして密に土佐の同志に告げしめて曰く、今や大阪の鎭臺兵悉く出征し、大阪城僅に二中隊を剩すのみ、宜く突起之を襲はゞ天下の大勢忽ち一變し、我事成るべし、區々の議を用ゐて此機を失ふ勿れと。然るに土佐の同志は遲疑して決せず。大江曰く、咄々豎子輩我事を敗ると、屢々切に之を促す。然れども土佐人却て大江を目して猛漢と爲す。往復未だ數旬ならず、官軍熊本城に連絡し兵形遂に定る。(大江後ち赦を被つて獄を出るや一夕伊藤博文に會す。酒酣にして博文曰く、當時若し君等京坂の空虛を突かば、我輩一敗地に塗るや必せり、何ぞ決行せざりしやと。卓告ぐるに當時土佐の事情を以てし相互に一笑したりと)。然ども大江は獨京攝の間に在つて各縣の志士を要し、一旦緩急あらば應に共に進退を與にすべしと約せし人々少からず。就中豐後人

川村矯一郎

川村矯一郎奮慨して謂て曰く、余が郷里の友人輩は多く兵を擧げて西郷先生に應援せり、然るに余獨り碌々爲すなくして止まんや、請ふ幸に驥尾に附し以て身を致さんと。卓之を領す。他日卓川村に向つて曰く土佐人持重して未だ動かず、此に一策あり、他なし刺客をして即今京城滯在の諸貴顯を暗殺せしめば、土佐の勢死地に陷る、土佐の兵以て動かすべし、子以て如何と爲すと。川村自ら進で刺客の任に當らんと答へ、耳語喃々約以て成る。

陸奥宗光

當時陸奥宗光大江の寓を訪ひ事を共に與にするを誓ひ、且つ曰く大坂城中に普國製の小銃一萬挺あり、是吾輩の有に歸せん、其彈藥は乃ち紀州に於て調達すべしと。(陸奧は維新更始より常に改革派に在て、明治二

伊藤博文

吉田正春

佐々木高行
北村重賴

藤好靜

村松政克

林有造等拘留に處せらる
岡本健三郎

年の春伊藤博文等と大に郡縣説を主唱し、倶に亞剌比亞通を以て稱せられたり。明治七年一月板垣副島江藤後藤等民撰議院建白の時大藏省三等出仕を以て方に官に在りしが、其官を辭し暗に國會論を張揚せり。明治八年四月に至り、復た元老院議官に拜し、元老院事務の整頓に於て大に力あり。其の十一月二十八日、遂に元老院幹事に任ぜらる。當時御用を帶び以て京師に在りしなり。〕大江手を拍て曰く、之れある哉と。是より先き林は土佐より上坂し、遂に銃器購求の爲め東京に到りしを以て、卓と亦踵て東京に歸り、擧兵の準備を約して去る。同四月官軍熊本城に連絡するや、土佐の同志は事の成らざるを慮り、人を二氏に遣し、以て銃器の購求を見合せしむ。大江怒つて曰く、咄騎虎の勢中止する能はずと。卓又直に東上し、林に遇ふて京坂の事情を告け曰く、白髮山の代金を受取り、何某と外國人とを上海に遣し、余は自ら神坂の間に往來し、以て上海との通信を爲し、併て刺客を指揮せん、且つ銃器は上海より直に土佐に回はし、之と同時に土佐の兵を擧け、又京地に暗殺を行ふべしと。偶々片岡健吉立志社建白の稿を携へて來る。其建白書に論ずる所頗る當を得ざるものあり、是に於て卓は吉田正春と商議し、以て其建白書を改革し、遂に吉田及林と同伴土佐に至り、窃に同志者と擧兵の事を謀る。然るに六月四日政府元老院議官佐々木高行陸軍中佐北村重賴等に命じて高知に遣し、卓等貯ふる所の銃器を收め、且つ前日土佐の同志より實地視察の爲九州地方へ遣したる藤好靜、村松政克を捕ふ。是に於て青年壯士奮激措く能はず、殆ど鹿兒島の覆轍を踏まんとす。是を以て立志社の先輩百方之が鎭撫に盡力し、爲に寢食を廢す。同廿九日卓は池田等と密議する所あつて、池田は阿州路より卓は讃州路より各大坂に到る。當時政府に於ては土佐諸港より大阪への通船を止め、且つ浦戸沖に軍艦を置き、警備頗る嚴重なり。大江の上坂するや偵吏七八名常に其前後を繞ふ。然ども七月初旬卓は恙なく東京に返る。其後林有造等續々拘留に遇ひ、卓も亦本年四月十五日岡本健三郎と共に警察本署の獄に繫がる。同六月十日陸奥も亦位記返上を申付られ、臨時裁判所に於て連類一同判事玉乃世履・巖谷龍一等の審問を受

林有造等の申渡書

岩神昂

林有造
岩神昂
藤好靜
陸奥宗光
池田應助
岡本健三郎
弘田伸武
竹内綱
中村貫一
山田平左衛門
川村矯一郎
谷重喜
片岡健吉
岩崎長明
佐田家親

け、遂に同八月二十日大審院に於て各其裁判を申渡さる。

申渡書ノ寫

高知縣土佐國幡多郡宿毛驛六十三番地
士族
當時東京府高輪町三十五番地寄留
大江　卓
弘長男

其方儀明治十年鹿兒島賊暴擧ノ時ニ際シ、林有造岩神昂等ト共ニ政府ヲ顚覆センコトヲ企テ、陸奥宗光ニ牒示シ又川村矯一郎ニ重臣暗殺ノ事ヲ教唆シ、加之林有造カ外國商ヨリ銃器彈藥ヲ何時モ取入ル樣差押ユル事ニ立入リ、少ナカラザルノ金額ヲ同商ニ渡シタル科ニ依リ、除族ノ上禁獄終身ニ處スヘキノ處、輕減スヘキ事情アルヲ以テ除族ノ上禁獄十年申付候事。

明治十一年八月二十八日　大審院　印

此連類前後四十餘名ありしも、刑に處せられしは林有造（禁獄十年）岩神昂（十年）藤好靜（十年）陸奥宗光（五年）池田應助（五年）弘田伸武（一年）竹内綱（一年）中村貫一（三年）岡本健三郎（二年）川村矯一郎（二年）谷重喜（一年）山田平左衛門（一年）片岡健吉（百日）岩崎長明（一年）佐田家親（一年）等凡そ二十餘名なり。當時陸奥宗光の宣告書を見るに「大江卓林有造ト倶ニ兵ヲ擧ケ政府ヲ顚覆セントスルノ企ヲ知リ、同人等暴擧ノ勢ヲ借リ政體ヲ改革セントノ企ニテ」云々の數語あり。當時諸氏の目的全く立憲政體を設立するに在て、熱心鋭意其目的を達せんと欲せしを、維新中興五條御誓文の精神は情實の爲姑く其影を絕ちしを憤り、終に暴擧以て其弊を矯めんとせしか、噫』とあり、以て大江・林・陸奥等暴擧計畫の顚末を窺知するに難くないであらう。

政府始めて決算を公示す

法制局の設置
初代の法制局長官伊藤博文
井上馨
河野敏鎌

決算公示の濫觴

六　竹橋の暴動

明治十一年八月二十三日、近衛兵三添卯之助・小島萬助等を始め同兵卒二百餘人が窃に黨を結び、去る十年の西南役に於ける論功行賞及び俸給減省に對する不公平を強訴しようと謀り、同夜俄に銃砲を放ち、火を放ちて厩舎を焼き、週番士官陸軍大尉深澤巳吉等を殺して竹橋鎭臺を脱出し、皇居に赴いた。然るに他の近衛兵及び鎭臺兵等が馳けつけて之れを平定し、一味を捕縛した。越えて同年十月十五日に至り、政府は卯之助・萬助等五十三人を死刑に處し、二百五十人を準流十年以下に處して、軍律の嚴正を明かにした。

按ずるに當時の兵卒は多く各藩の士族なるを以て概して氣風荒く、剰へ西南役の直後なのでその影響を蒙り兎角劍を抜き、黨を結んで暴擧を敢てするものが多かつた。その竹橋鎭臺の暴動の如きも、西南役の論功行賞に對する不平と減俸に對する不滿から一部の過激論者に煽動されて、この暴擧に出たもので、かの熊本神風連・鹿兒島の西南役等の如く、組織的な計畫でも政治的意味を有してゐるものではなかつたのである。

七　政府始めて決算を公示す

明治十二年一月六日、政府は更に參謀本部條例を補訂し、同八月に至り再び之れを改訂した。之れより先き明治八年七月三日、政府は時代の要求に従ひ正院に法制局を置き、參議伊藤博文をして其局長官に任じたが、明治十二年二月十九日に至り參議兼内務卿伊藤博文の法制局長官を免じ、參議兼工部卿井上馨をして法制局長官を兼ねしめ、副議長河野敏鎌の副長官を罷免した。同月政府は明治八年度の決算報告を公布した、これ政府が決算を公示した濫觴である。この事に關し明治政史に『本月政府は八年度の決算報告を公布せり、之を政府が決算を公示するの嚆矢とす。爾後毎年度の決算は其成るに従ひ漸次公布せられたり。而して

條約改正の審査
大隈重信
榎本武揚
吉田清成
上野景範
青木周藏
內閣書記官を置く
內閣と諸省卿とを分離す
松方正義
佐野常民
大山巖
榎本武揚
河野敏鎌
山尾庸三
田中不二麿
大木喬任
井上馨
有栖川熾仁親王
三條實美
岩倉具視
大隈重信
大木喬任
伊藤博文
寺島宗則
山縣有朋
黑田清隆
川村純義

其達文には爲ニ心得ニの文字を存したり。明治十年西南賊徒征討費決算報告は十三年二月十三日八期間決算報告は十三年二月十六日太政大臣の證認あれども別に達を以て公示せり云々』とある。この年三月七日、政府は參議大隈重信に命じて條約改正のことを調査せしめたが、特命全權公使榎本武揚・吉田清成・上野景範・青木周藏等もその取調掛を命ぜられた。次いで同月十日に至り、太政官に內閣書記官を置いた。これ內閣書記官の嚆矢である。

八　內閣と諸省卿とを分離す

十三年二月二十八日、政府は內閣と諸省との分離を行ひ、大藏大輔松方正義を內務卿に、議官佐野常民を大藏卿に任じ、陸軍中將兼內務大輔大警視大山巖をして陸軍卿を兼ねしめ、海軍中將兼外務大輔特命全權公使榎本武揚に海軍卿を兼務せしめ、副議長河野敏鎌を文部卿に、工部大輔山尾庸三を工部卿に、文部大輔田中不二麿を司法卿に任じ、參議大木喬任をして議長を兼ねしめた。唯だ當時井上外務卿は條約改正のことに關與してゐるので從來どほり參議を兼ねしめた。陸軍大將兼議長熾仁親王は議長を退き給うて左大臣を兼ね給うた。また外務少輔上野景範・內務少輔前島密を各々その大輔に昇任せしめた。尙明治政史にある其大臣參議諸卿は左の如くである。

太政大臣	三條實美	左大臣陸軍大將	熾仁親王
右大臣	岩倉具視	參議	大隈重信
同兼議長	大木喬任	參議	伊藤博文
同	寺島宗則	同兼參謀本部長陸軍中將	山縣有朋
同兼開拓長官陸軍中將	黑田清隆	同海軍中將	川村純義

井上馨
山田顯義
西鄉從道
佐野常民
田中不二麿
松方正義
河野敏鎌
大山巖
榎本武揚
山尾庸三
德大寺實則
嘉彰親王
近衞都督
鳥尾小彌太
太政官中
六部
各部
な
法制
會計
軍事
內務
司法
外務
法制 大木喬任
山田顯義任
會計 寺島宗則
大隈重信
伊藤博文
軍事 山縣有朋
西鄉從道
川村純義
內務 黑田清隆
伊藤博文
西鄉從道
司法 任

同兼外務卿	井上馨	同陸軍中將	山田顯義、
同陸軍中將	西鄉從道	大藏卿	佐野常民
司法卿	田中不二麿	內務卿	松方正義
文部卿	河野敏鎌	陸軍卿陸軍中將	大山巖
海軍卿海軍中將	榎本武揚	工部卿	山尾庸三
宮內卿	德大寺實則		

次いで同三月一日陸軍少將嘉彰親王は中將に昇進し給ひ、近衞都督となられ、陸軍中將鳥尾小彌太の都督を免じた。然るに同三月三日に至り、政府は太政官中の法制・調査の二局を廢し、法制・會計・軍事・內務・司法・外務の六部を置き、各部の主任を左の如く定めた。

法制 ┬ 大木喬任
　　 └ 山田顯立

會計 ┬ 寺島宗則
　　 ├ 大隈重信
　　 └ 伊藤博文

軍事 ┬ 山縣有朋
　　 ├ 西鄉從道
　　 └ 川村純義

內務 ┬ 黑田清隆
　　 ├ 伊藤博文
　　 └ 西鄉從道

司法 ┬ 寺島宗則
　　 └ 山田顯義

外務 ┬ 大隈重信
　　 ├ 川村純義
　　 └ 井上馨

また政府は同三月五日に至り、太政官に會計檢査院を設置し、以て政府の會計を監督審査せしめ、會計法

寺島宗則
山田顯義
外務主任
大隈重信
川村純義
井上馨
會計檢査院を置く
六部の分掌事務規定
法制部
會計部
軍事部
內務部
前島密驛遞總監となる

規の統一を圖る所があつた。次いで同三月十八日、太政官第二十號達を以て太政官中の六部の分掌事務を左の如く定めた。

法　制　部

法制部ハ法律條例諸規則ヲ起草シ又ハ之ヲ改案シ、及ヒ職制章程ヲ監査シ法律ヲ說明スルノ所トス。

會　計　部

會計部ハ歲入出ノ豫算決算並ニ租稅金穀出納及ヒ貨幣國債其他財政ニ關スル事務執行ノ方法ヲ査理シ、其主務官廳ノ事績ヲ監視スルノ所トス。

軍　事　部

軍事部ハ陸海軍務ニ關スル事務執行ノ方法ヲ査理シ、其主務官廳ノ事績ヲ監視スルノ所トス。

內　務　部

內務部ハ地理警察運輸通信教育賑恤社寺勸業殖産工事等ニ關スル事務執行ノ方法ヲ査理シ、其主務官廳ノ事績ヲ監視スルノ所トス。

司　法　部

司法部ハ恩赦及ヒ行政裁判其他司法ニ關スル事務執行ノ方法ヲ査理シ、其主務官廳ノ事績ヲ監視スルノ所トス。

外　務　部

外務部ハ外國交際ニ關スル事務執行ノ方法ヲ査理シ、其主務官廳ノ事績ヲ監視スルノ所トス。同三月二十五日內務大輔前島密は驛遞總監となつた

農商務省の設置と內閣の改造
河野敏鎌
福岡孝悌
品川彌二郎
榎本武揚
川村純義
土方久元
中牟田倉之助
山口尙芳
國會開設の大詔

九　農商務省の設置と內閣の改造

明治十四年四月七日、政府は新たに農商務省を設置し、農・工・商・漁獵・商船・海員・發明・商標・度量衡・開墾・牧畜・動植物の育種・獸醫・會社・山林・驛遞等を監督せしめた。これと同時に政府は卿・大輔の小異動を行ひ、文部卿河野敏鎌を農商務卿に任じ、議官福岡孝悌を文部卿となし、內務少輔品川彌二郎を農商務少輔に轉任せしめた。また同日海軍卿榎本武揚の職を免じ、參議川村純義をして海軍卿を兼ねしめた。次いで同五月七日に至り、宮內少輔土方久元を內務大輔に轉任せしめ、六月十六日には海軍中將中牟田倉之助に海軍大輔を兼務とし、同月二十八日には元老院幹事山口尙芳を會計檢査院長兼議官に任じた。

一〇　國會開設の大詔

明治十四年十月十二日、明治天皇は國會開設の聖詔を下し給うた。

朕祖宗　二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ、中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ總攬シ、又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ、後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス。嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ、十一年ニ府縣會ヲ開カシム。此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ步ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハナシ。爾有衆亦　朕カ心ヲ諒トセン。

顧ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス。非常ノ事業實ニ輕擧ニ便ナラス。我祖我宗昭臨シテ上ニ在リ、遺烈ヲ揚ク洪謨ヲ弘メ、古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責　朕カ躬ニ在リ。特ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ、以テ　朕カ初志ヲ成サントス。今在廷臣僚ニ命シ、假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム。其組織權限ニ至テハ　朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス。朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時

會速ナルヲ競フ。浮言相動シ竟ニ大計ヲ遺ル。是宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徵シ、以テ朝野臣民ニ公示ス可シ。若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ、國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ。特ニ茲ニ言明シ、爾有衆ニ諭ス。

三條實美

奉詔　　　太政大臣　三　條　實　美

明治十四年十月十二日

國會開設に關し御前會議を開く

國會開設の詔勅に關し、明治政史、國會開設聖詔の事の條には『嗚呼明治十四年十月十二日は是如何なる祥日ぞや、輿論の正議を採らせ給ひ、數閲月間東奥行幸の御勞疲にも關し給はず、即夜直に開拓使官有物拂下の指令を取消させ給ひ、又大詔を下し、偏く明かに國是の在る所を知らしめ給ふ。苟我大八洲の人民たるものは應に永く此日を記憶し、以て我　皇上陛下の至智至仁能く輿論を重じ給ひ、以て此極に至らせ給ふ所の聖德大業を遺るべからず。當時仄に聞く、同夜内閣に於ても其開設時期には各々區々の議論あつて、或は十八年を善とし、或は二十年を善とし、或は二十五年を善とし、更に一決する能はざるを以て、此上は只管宸斷を仰ぎ奉るの外なしと爲し、此旨上奏ありしに、稍々暫く御考へ遊ばされ、遂に御筆を採らせ給ひ、二十三年と筆太に御記しあつて宜く、夫れ斯の如し、爾等能く此責に任じ得るや否熟慮せよと仰せ遊ばされしを以て、大臣參議一應御前を罷り評議を決定し、復た御前に進み臣等一同身を致し生を竭し、以て其責に任じ、必ず二十三年を期し國會開設の　叡慮に稱ひ奉るへしと奏聞せしとなん云々』とある。

國會開設の大詔頒布に關し大臣參議及び各省の卿に勅語を賜ふ

翌十三日(十四年十月)　天皇陛下には大臣參議及び各省の卿を御側近く召させ給ひ、左の勅語を賜うた。

昨者詔命ヲ頒チ明カニ天下ニ示ス。朕カ意ヲ以テシ、將ニ歲ヲ期シテ立憲ノ政體ヲ擧行セントス。惟フニ維新以來中外草創ノ事業施行方ニ半ナル者アリ。百揆ノ叙猶整頓ヲ要スル者多シ。爾群臣各爾ノ事ニ從ヒ經畫周備將來繼クヘキノ緒ヲ爲シ、以テ　朕カ命ヲ對揚セヨ。

松方正義國會開設の期限に付內務卿の布達

然るに、國會開設の御勅諭中、寔に恐れ多い事であるが、明治二十三年を期し議員を召し國會を開きと仰せられた事に對し奉り往々疑議を抱くものがあつたので、內務卿松方正義は太政大臣三條實美に伺ひの上號外を以て左の達を頒布された。

號　外

今般被仰出候勅諭文中、國會御開設期限ノ儀誤解ノ向キ不少ニ付、爲念伺出候處、別紙之通指令有之候ニ付其旨可相心得、依テ其(府縣)下發行ノ諸新聞雜誌等右に抵觸セル旨趣ヲ以テ掲載セルモノハ、既往ニ遡リ嚴重ニ正誤可爲致、此旨相達候事。

國會御開設期限之儀ニ付伺

過ル十二日勅諭ヲ以テ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ云々被仰出候ハ二十三年ヲ待チ始メテ國會御開設可相成旨ニ可有之處、民間或ハ解釋ヲ異ニシ、二十三年マデノ內ニモ御開設可相成御旨趣哉ニ誤解之向有之新聞ニモ掲載致シ不都合ニ付、兼テ地方官ヘ爲心得相達置候處、右者　勅諭ニ關シ候ニ付謹テ相伺候也。

明治十四年十月二十日　　內務卿　松　方　正　義

太政大臣三條實美殿

詔書ノ御趣意ハ伺之通ニ候條、心得違無之樣地方官ヘ可示置事。

一一　參事院の設置とその職制

參事院の設置とその職制

太政官中の六部を廢す

明治十三年三月十八日、政府は太政官中に法制・會計・軍事・內務・司法・外務の六部を設置し、その分掌事務を定めたが、翌十四年十月二十一日に至り先きに設置した太政官中の六部を廢し、同日更に參事院を設置

参事院の設置とその職制章程の發布
参事院職制

し、左の職制章程を發布した。

参事院職制

議長　一人　相當一等
副議長　一人　同　同
議官　無定員　同　一等ヨリ三等ニ至ル
議官補　無定員　同　四等ヨリ七等ニ至ル
員外議官補　無定員
　各省書記官ノ中ヲ以テ兼テ之ニ充ツ、相當本官ニ依ル。
書記官
　議官補ノ中ヲ以テ兼テ之ニ充ツ、相當本官ニ依ル。
書記生　無定員　相當　八等ヨリ十七等ニ至ル。

参事院章程

参事院章程

第一條　参事院ハ太政官ニ屬シ、内閣ノ命ニ依リ法律規則ノ草案審査ニ参預スルノ所トス。
第二條　参事院ノ職員ハ議長一人副議長一人議官及議官補員外議官補トス。
第三條　議官ノ中議長ノ命ヲ以テ部長六人ヲ置キ、各部ノ事務ヲ提理ス。
第四條　議官補ハ各部ニ分屬シ、議案ヲ造リ、及會議ニ列シ、本案ノ趣旨ヲ辯明ス。
第五條　員外議官補ハ諸省書記官ノ中ヲ以テ兼テ之ニ充ツ、本職主任ノ件ニ限リ臨時議事ニ列席ス。
第六條　書記官ハ議官補ノ中ヲ以テ之ニ充テ、議長内局ノ事ヲ幹ス。
第七條　参事院ノ事務左ノ如シ。

内局、院中ノ庶務及圖書ノ事
外務部
内務部
軍事部
財務部、
司法部

第一　本院ノ發議ヲ以テシ又ハ内閣ノ命ニ由リ法律規則案ヲ起草シ、理由ヲ具ヘテ内閣ニ上申ス。

第二　各省ヨリ上稟スル所ノ法律規則案ヲ審案シ、意見ヲ具ヘ或ハ修正ヲ加ヘ内閣ニ上申ス。

第三　元老院ニ於テ内閣ノ命ヲ請フテ、元老院ノ再議ヲ求ムルコトヲ得。或ハ内閣ノ命ニ依リ本院ノ委員ヲ派シ元老院ト叶議スルコトヲ得。

第四　院省使廳府縣ヨリ上稟シタル諸般ノ文書ヲ内閣ヨリ下附スルトキハ意見ヲ具ヘテ上申ス。

第五　各省ノ年報及諸般ノ報告ヲ勘査ス。

第八條　前條ノ外參事院ハ仍ホ左ノ二條ノ事務ヲ行フ。

第一　行政官ト司法官トノ際ノ權限ノ爭若クハ地方議會ト地方官トノ間ニ起ル所ノ法律上又ハ權限ノ爭ヲ審理ス。

第二　法律規則ノ疑義ニ付省使廳府縣ノ質問ニ答ヘ説明ヲ與フ。

第九條　時宜ニ依リ特旨ヲ以テ議官ヲ内閣ヘ召シ各別ニ意見ヲ上陳セシムルコトアルヘシ。

第十條　議官ハ内閣ノ命ニ因リ内閣委員トナリテ元老院ニ出頭シ議案ヲ辯明スルコトアルヘシ。

第十一條　本院中左ノ事務ヲ分掌スル爲メニ内局及六部ヲ置ク。

内局　院中ノ庶務及圖書ノ事

外務部　外交ノ事

内務部　内治勸業工業教育ノ事

軍事部　陸海軍ノ事

財務部　歳出歳入及國債貨幣租税ノ事

司法部　恩赦特典及裁判ノ章程權限並行政裁判ノ事

法政部

法政部　民法訴訟法商法刑法治罪法ノ事

參事院ノ議事、部會議總會議

第十二條　本院ノ議事ハ分テ部會議總會議ノ二類トス。部會議ハ一部ノ議官議官補會議シ、若シ兩部以上關係アル議案ニ於キテハ兩部以上ノ議官議官補聯合會議スル者トス。總會議ハ六部ノ議官議官補共同會議スル者トス。

第十三條　法律及外國條約案ニ係リ又ハ第八條第二項ノ件ニ係ル者ハ總會議ヲ用フヘシ。其他議長ニ於テ重要事件ト思惟スル者ハ總テ之ニ準スヘシ。

第十四條　部會議ノ成案ニ就キ議長ニ於テ異見アルトキハ更ニ總會議ニ付スヘシ。

第十五條　總會議ニ於テ議長事故アリテ闕席スルトキハ副議長上席スヘシ。議長副議長共ニ事故アリテ闕席スルトキハ議長ノ撰ヲ以テ假ニ上席人ヲ定ムヘシ。

第十六條　部會議ニ於テ部長事故アリテ闕席スルトキハ該部長ノ撰ヲ以テ假ニ上席人ヲ定ムヘシ。

第十七條　凡ソ會議ニ上席スル者ハ議事可否共ニ多數ヲ得サル時ニ當リ判決ノ權ヲ有ス。

第十八條　內閣員ハ臨時ニ總會議又ハ部會議ニ臨席シ意見ヲ述ルコトヲ得。

第十九條　議案ノ總會議ヲ經タルモノハ議長ノ名ヲ以テ內閣ニ上申スヘシ。其總會議ニ付セサル者ハ部議ヲ經ルノ後內局ニ送リ議長之ヲ審署シ其名ヲ以テ內閣ニ上申スヘシ。

第二十條　凡ソ文案稽失スル者アレハ內局ニ於テハ書記官各部ニ於テハ部長各責ニ任スヘシ。

次いで同年十月二十八日に至り、

審理局を廢す

今般參事院ヲ被置候ニ付、本年(一月)第六號達審理局ヲ被廢、事務手續左ノ通被定候條此旨相達候事。但本文ノ儀ハ府縣會ニ達シ置クヘシ。

第一條　本年第四號布告府縣會規則第九條追加ニ依リ、府知事縣令及ヒ縣會ヨリ裁定ヲ請フノ具狀書ハ府

知事縣令ニ於テ之ヲ取纏メ參事院議長ニ當テ差出スヘシ。

第二條　裁定ヲ要スル事件其狀書ヲ以テ悉サヽルコトアルトキハ、府知事縣令若クハ其代理人及ヒ府縣會總代ヲ參事院ヨリ召喚シテ尋問スルコトアルヘシ。但府縣會總代ハ其議員タル者ニ限ル。

第三條　裁定書ハ其議決ノ理由ヲ詳記シ、審理委員連署シテ之ヲ發付スヘシ。

一二　內閣兼任組織の復活

內閣兼任組織の復活

開拓使を廢す

大木喬任
伊藤博文
西鄕從道
山田顯義
松方正義
佐野常民
大山巖
川村純義
福岡孝悌
山尾庸三
田中不二麿
佐々木高行
寺島宗則
岩村通俊
芳川顯正
鹽田三郎

參事院議官の任命

明治十四年二月八日に至り、政府は開拓使を廢し、函館・札幌・根室の三縣を置いた。尋で政府は去る十三年二月二十八日一たび內閣と諸省卿とを分離し、相當廣範圍に涉つて卿大輔の交迭を行つたが、翌十四年十月二十一日に至り內閣參議と各省行政長官との分任組織を改正し、再びもとの兼任組織の制を復活して參議・卿・輔の移動を斷行した。即ち參議兼元老院議長大木喬任の兼官を免じて司法卿を兼ねしめ、また參議伊藤博文に參事院議長を兼ねしめ、參議西鄕從道を農商務卿兼任とし、同じく參議山田顯義を兼內務卿とし、內務卿松方正義を參議兼大藏卿に任じ、大藏卿佐野常民を元老院副議長に轉補せしめ、陸軍卿大山巖・海軍卿川村純義・文部卿福岡孝悌等を參議兼任とし、工部卿山尾庸三を參事院議官に任じ、司法卿田中不二麿を參事院副議長に任じ、元老院副議長佐々木高行を參議兼工部卿となし、參議寺島宗則を元老院議長に任じ、元老院議官岩村通俊を會計檢査院長となし、外務少輔芳川顯正を工部少輔に轉任せしめ、外部省三等出仕鹽田三郎を外部少輔に任じた。また同日參事院議官に任ぜられたのは左の人々である。

元老院議官兼二等侍講　福羽美靜
會計檢査院長兼元老院議官　山口尙芳
元老院議官　鶴田皓

太政官大書記官　井上毅

尋いで同月三十一日に至り同じく參事院議官に任ぜられた人々は

元老院議官　水本成美

同　渡邊昇

同　安場保和

同　中村弘毅

陸軍少將　田中光顯

等であつた。然るに勅令纂改を事とする政府は翌十一月(十四年)十日に至り、また〳〵太政官第三十四號達を以て、從來の各省事務章程を廢して更に諸省事務通則を定めた。

各省事務章程の廢止

諸省事務通則の規定

一三　諸省事務章程通則

第一條　各省卿ハ各省ノ行政事務ヲ總理ス。

第二條　各省卿は該省所部ノ官屬ヲ統率及監督シ、奏任官ノ進退ヲ具狀シ、其八等以下ハ之ヲ判任ス。

第三條　各省卿ハ主管ノ事務ニ付キ、法律規則ヲ制定シ又ハ之ヲ廢止改正スルヲ要スルコトアル時ハ、案ヲ具テ上奏シ裁ヲ請フヘシ。

第四條　凡法律規則布達ノ其主管ノ事務ニ屬スルモノハ各省卿之ニ副署シ、其執行ノ責ニ任スヘシ。若シ兩省以上ニ關係スルモノハ關渉ノ省卿均シク之ニ連署シ、其責ニ任スヘシ。

第五條　各省卿ハ主管ノ事務ニ指令又ハ訓令ヲ下付スルコトヲ得。

第六條　各省卿ハ主管ノ事務ニ付地方官ヲ監督スヘシ。若シ地方官ノ處分法律規則ヲ犯シ若クハ權限ヲ犯ス

モノアレハ之ヲ取消スコトヲ得。

第七條　各省卿ハ主管ノ事務ニ付毎年一月前年ノ功程ヲ具ヘ報告書ヲ奏上ス

第八條　府縣並所部官屬ノ報告各省卿處分ニ屬スルモノ其事體重大ナルハ仍ホ處分シテ後ニ奏上スヘシ。

第九條　各省ノ事務臨時ニ定額豫算外ノ費用ヲ要スルトキハ上奏シテ裁ヲ請フヘシ。

第十條　各省卿事故アルトキハ臨時命ヲ受ケテ他ノ省卿其代理ニ任スヘシ。

第十一條　各省輔官ハ卿ノ職ヲ輔ケ、卿ノ命ヲ以テ各省内部ノ事務ヲ代理スルコトヲ得。

一四　韓國大院君の亂

韓國大院君の亂

神宮皇后の三韓御征伐

京城に公使館を置く

辨理公使花房義質

元山津の開港

仁川の開港準備

大院君の亂

韓廷の實權閔氏の掌中に歸す

閔謙鎬私腹を肥す

軍士蜂起して閔謙鎬邸を破壊す

我が國と韓國の交渉は非常に深く、神宮皇后の三韓御征伐から始まり、爾來約二千年の間互ひに文化を交換して來たが、その後皇紀二千二百五十二年、文祿元年に至り豐臣秀吉が征韓軍を起し、加藤清正・小西行長等を遣はして朝鮮を討伐せしめた。然るに我が明治政府は維新後朝鮮と修好條約を結ぶや、わが公使館を同國の首府京城に設置し、辨理公使花房義質を遣はして京城に駐在せしめた。また明治十三年五月に至り元山津を開港せしめ、尋で仁川を開港せしむべく交渉して略ぼ同意を得たので、同十五年七月に至り我が政府から吏員を派遣して仁川及びその附近を測量せしめた。然るに同月朝鮮に突如一大事變が勃發したので、仁川開港のことは一時沙汰止みとなつた。當時韓廷の實權は全く外戚閔氏の掌中に歸し、國王の生父大院君李是應は常に鬱々として志を得ず、只管乘ずべき機會を俟つてゐたが、偶々閔氏の一族閔謙鎬が兵曹判書（兵部大臣）の職に在り、明治政史によると『公財を以て私恩を賣り、軍卒の食料を私するもの數月に及び云々』とあるが如く、謙鎬は窃に私腹を肥したので、軍士は大に怒り、閔謙鎬の家を圍んで之れを破壊し、更に大院君に訴へて閔氏一族を斬殺するの命を得んと請うた。こゝに於て大院君は蹶起し、之れが鎭撫を名と

大院君兵を起して我が公使館を襲撃す
近藤眞鋤
英船飛魚號
井上外務卿の馬關出張
濟物浦の日韓條約

して叛兵を指揮し、閔氏一族を殺傷すると共に我が公使館を襲撃して鎖國を實行しようと謀り、同年七月二十三日遂に兵を擧げて我が公使館を砲撃した。こゝに於て公使花房義質、同書記官近藤眞鋤等は之れを防戰すること七時間に及んだが、韓兵は我が公使館に火を放つたので、公使等は遂にその抗すべからざるを知るや揚花津に奔り、次いで仁川に至り、更に濟物浦に投じて月尾島に上陸した。時に偶々英船飛魚號に救はれて漸く虎口を脱し、同月三十日長崎に引揚げ、該事件を東京に急報した。依つて我が政府に於ては海陸軍を整備して之れを派遣すると共に、一方外務卿井上馨を馬關に出張せしめて訓令を傳へしめた。爰に於て花房公使はその護衛の陸海軍と共に再び朝鮮に赴き、軍艦を仁川に繫留し、同年八月中旬進んで京城に入り、韓廷に迫つて談判の開始を迫つた。然るに韓廷は言を左右にして之れに應ぜず、持久策に出でたが、花房公使等が之れに憤慨して京城を引揚ぐるに及び、韓廷もその結果を憂慮して全權大臣を派して花房公使に請はしめ、同年八月二十日遂に濟物浦に於て左の條約を結ばしめた。

濟物浦に於ける日韓條約

一　自今二十日ヲ期シ、兇徒ヲ捕ヘ巨魁ヲ究ハメテ之ヲ懲ラスヘシ。日本派遣ノ吏モ亦此究治ニ參スヘシ。

一　日本人ノ難ニ遭フモノ朝鮮國優禮シテ之ヲ葬ムルヘシ。

一　朝鮮五萬圓ヲ出シテ日本人ノ死傷者ニ酬フヘシ。日本受ル所ノ損害ニ對シ五十萬圓ヲ拂フヘシ。但シ五年ニ之ヲ清算スヘシ。

一　自今日本ノ兵ヲ朝鮮ニ駐在セシムルコト。兵營ノ設置修繕朝鮮ノ費タルヘシ。但シ一年ノ後兵卒ヲ置クヲ要セスト見レハ之ヲ撤回スルモ妨ケス。

一　朝鮮大臣ヲ派シテ罪ヲ謝スヘシ。

朴泳孝

馬建忠清兵を派して大院君を拉致す

竹添進一郎

朝鮮の進步黨起つて事大黨の七大臣を殺す

洪英植 朴泳孝 金玉均 閔泳翊

郵便局開業式

然るに明治政史に『九月下旬公使歸朝し、同十月上旬を以て朝鮮の使節朴泳孝我東京に到り、兩國修好條約の批准濟に終りを告げて全國に公布せられ平和に局を結びしが、清廷此變を聞き、遂に軍艦數隻を派し、提督馬建忠等をして之を率ゐて朝鮮港に入らしめ、花房公使の再び京城を引揚ぐるや、馬建忠直に兵を率ゐて京城に入り、大院君を其軍艦に誘致し、之を北京に護送し、且つ清兵をして京城の諸門に配置し、以て名を警衞に藉る。大院君の清國に到るや、清帝敕を發して之を譴責し、以て保定府に安置し、復た本國に歸るを許さず。爾來清國大に朝鮮の內治に干渉するの端を開きし云々』とあり、以て當時清國が如何に朝鮮をその屬國視してゐたかが判るが、こゝに於て日清共に兵を朝鮮に駐在せしむる事になり、之れが爲め遂に同十七年十二月、日清の大衝突を招來するに至つたのである。

去る明治十五年朝鮮に大院君の暴動が起るや、我が公使館を襲ひ我が居留民を虐殺したので、遂に濟物浦の日韓條約となり、その結果我が國では償金五十萬圓を出さしめ、若干の軍隊を京城に駐屯せしめて公使館を護衞し、居留民保護の任に當らしめると共に、同年十一月更に辨理公使竹添進一郎を遣はして朝鮮に駐在せしめた。爾來我が國の朝鮮に對するや、努めて交誼を厚くし、善隣の實を表はし、常に朝鮮を以て弟國視し、大いに同國の改善に全力を傾倒して來た。加之同十七年十一月に至り、畏くも我が　天皇陛下には償金五十萬圓の中四十萬圓を朝鮮に還附し、以て同國文化の開發に資せられたのである。然るに同十七年十二月四日の夜京城に於て郵便局開業式の擧行に際し、同國の進步黨と稱する洪英植・朴泳孝・金玉均等が突然起つて同式場に參列中の守舊黨閔泳翊等を傷つけ、次いで宮廷に侵入して閔臺鎬以下六大臣を殺し、以て政治的變革を斷行しようと謀つた。茲に於て國王は我が竹添公使に請ひ給うて王宮を守護しようと圖られた。仍つて公使は同十二月五日（郵便局開業式の翌日）兵を率ひて王宮を守護し奉つた。然るに清兵は之れを見て朝鮮の領兵と相謀り、不意に四方から王宮を包圍攻撃した。加之その間に國王は逃れて清兵の許に投じ給う

當日の騷動

國王清陣に投ず

清韓の暴兵我が公使館を燒く

磯林眞三

た。こゝに於て我が軍は止むなく公使館に引揚ぐるや、清韓の聯合軍は我兵をその途中に要して攻撃せるのみならず、京城の我が居留民を掠奪し、婦女に暴行を加へ、その狼藉は實に言語に絶した。尋で清韓の暴兵は我が公使館を圍むに至つたので、公使等は一時難を避くるために仁川に引揚ぐるや、暴兵等は我が公使館に火を放ちて一塊の焦土と化して仕舞つた。時に遠く京城以外の地に駐屯してゐた我が陸軍大尉磯林眞三は急を聞いて京城に歸る途中亂民のために殺されたのを始め、我が兵の戰死するものが頗る多かつた。竹添公使等一行は同月八日幸ふじて仁川に達し、事變の顚末を東京に報じた。この報告の我が東京に達したのは同月十三日であつた。

栗野愼一郎

井上毅

井上馨

我が派遣軍仁川に到着す

吳大澂

伊藤宮內卿を全權大使とし清國に遣はす

天津條約

こゝに於て政府は即日外務書記官栗野愼一郎・參事院議官井上毅等を仁川に派遣すると共に、外務卿井上馨を特派全權大使となし、高島・樺山の諸將と共に薩摩丸に乘じ、護衛の陸海軍を率ひて横濱を出發し、同月三十日仁川に到着した。清國では之れを聞きその影響する所の大なるべきを察し、欽差吳大澂をして陸海軍を率ひて朝鮮に赴かしめたが、幸ひ兩軍の衝突を見ずして、翌十八年一月三日井上大使は京城に入り、國王に謁して談判を開始し、同月九日交渉が纏つて條約の調印を終はり、同月十二日井上大使一行は仁川を出發して歸國した。之れより先き清國の吳大澂は日韓の條約調印の報を聞くや急遽朝鮮を去つた。日韓の紛擾は斯くの如く簡單に片付いたが、韓廷に斯る事變の勃發するのは清國の我が國に對する驕慢な態度が尠なからず影響してゐたので、我が政府は夙に之れに鑑み、宮內卿伊藤博文を全權大使として清國に遣はし、再び斯る紛擾を繰返さぬやう交渉させる事に決した。こゝに於て伊藤全權大使は同年二月二十八日、參議西鄕從道及び仁禮・野津の兩將、井上毅等を始め多數の官吏を隨行し、同年三月十四日天津に着し、更に北京に赴き、談判を開始し同年四月十八日に至り漸く條約調印を了し、同月二十八日歸朝した。世に之れを天津條約と稱する。

伊藤博文憲法政體調査の爲め歐洲に出張す

制度取調局を置く

伊藤博文
井上毅
伊東巳代治
荒川邦藏
渡邊廉吉
山縣伊三郎
牧野伸顯

參事院改正章程

一五　政府の改革

明治十四年十月十二日國會開設の大詔渙發せられて以來、政府は國會開設の準備を進めることになつたが、制度典例の改革を行ふ前に、先進國たる歐洲の憲法政體の實況を巡視調査する必要を感じ、伊藤博文にその取調方及び歐洲出張を命じたので、伊藤博文は多くの隨員を伴うて翌十五年三月十四日歐洲に向つて横濱を出發した。かく伊藤一行は歐羅巴に滯在すること一年有餘、各國の憲法政體及びその制度、典制を調査して同十六年八月四日歸朝した。こゝに於て政府は同十七年三月十七日宮中に制度取調局を置き、參議伊藤博文にその長官を兼ねしめ、尋で同じく三月二十日には伊藤參議をして宮內卿を兼ねしめ、宮內卿德大寺實則を免じて侍從長に任じた。翌二十二日に至り、參事院議官井上毅、同議官補伊東巳代治・同荒川邦藏・太政官權少書記官渡邊廉吉・同山縣伊三郎・牧野伸顯等を制度取調局兼務を命ぜられ、伊藤參議の下に憲法制度の取調に從事した。明治政史にも『向に伊藤參議の歐行あるや、大陸各國及び英米の制度憲章を參酌し、以て我に立憲君主制を組織するの御用なりしが、其歸朝後未だ別に其局を設置し以て專ら其取調に從事せざりしも、今日に至り始めて此局の起るを見る。聞く此局は宮中に於ても殊に禁密の處に設置し以て局員常に肅々として事務を取扱はれたりと云ふ云々』とある。

次で同年（十七年）四月二十二日參事院章程を改正された、その改正章程は左の如し。

參事院章程

第一條　參事院ハ太政官ニ屬シ、內閣ノ命ニ依リ法律規則ノ草定審査ニ參預スルノ所トス。

第二條　參事院ノ議員ハ議長一人副議長一人議官及議官補員外議官補トス。

第三條　議官ノ中議長ノ命ヲ以テ部長六人ヲ置キ各部ノ事務ヲ提理ス。

第四條　議官補ハ各部ニ分屬シ議案ヲ作リ及會議ニ列シ本案ノ趣旨ヲ辯明ス。
第五條　員外議官補ハ諸省書記官ノ中ヲ以テ兼テ之ニ充ツ本職主任ノ件ニ限リ臨時議事ニ列席ス。
第六條　書記官ハ議官補ノ中ヲ以テ之ニ充テ内局ノ事ヲ幹ス。
第七條　參事院ノ事務左ノ如シ。

参事院に内局及び六部を設置す

第一　本院ハ内閣ノ命ニ因リ法律規則案ヲ起草シ意見ヲ具ヘテ内閣ニ上申ス。
第二　各省ヨリ上稟スル所ノ法律規則案ヲ審按シ意見ヲ具ヘ或ハ修正ヲ加ヘ内閣ニ上申ス。
第三　元老院ニ於テ議決スル所ノ法案ヲ審査シ時宜ニ依リ意見書ヲ具ヘテ内閣ノ命ヲ請ヒ元老院ノ再議ヲ求ムルコトヲ得或ハ内閣ノ命ニ依リ本院ノ委員ヲ差シ元老院ト協議スルコトヲ得。
第四　省院廳府縣ヨリ上稟シタル諸般ノ文書ヲ内閣ヨリ下付スルトキハ意見ヲ具ヘテ上申ス。
第五　各省ノ年報及諸般ノ報告ヲ勘査ス。
第八條　前條ノ外參事院ハ仍ホ左ノ事務ヲ行フ。
地方議會ト地方官トノ間ニ於テ法律ノ見解ヲ異ニシ又ハ權限ヲ爭フコトアルトキハ之ヲ審理ス。
第九條　議官議官補ハ内閣ノ命ニ依リ内閣委員トナリテ元老院ニ出頭シ議案ヲ辯明スルコトアルヘシ。
第十條　本院中左ノ事務ヲ分掌スル爲メニ内局及六部ヲ置ク。
内局　院中ノ庶務及圖書ノ事
外務部　外交ノ事
内務部　内治勸業工業教育ノ事
軍事部　陸海軍ノ事
財務部　歳出歳入及國債貨幣租税ノ事

華族令十條を定む

華族の戸主を召させ勅諭を賜ふ

司法部　宗教特典及裁判ノ章程權限並行政裁判ノ事

法制部　民法訴訟法商法刑法治罪法ノ事

第十一條　本院ノ議事ハ分テ部會議總會議ノ二類トス、部會議ハ一部ノ議官議官補會議シ、若シ兩部以上關係アル議案ニ就テハ兩部以上ノ議官議官補聯合會議スルモノトス、總會議ハ六部ノ議官議官補共同會議スルモノトス。

第十二條　法律及外國條約案ニ係ルモノハ總會議ヲ用フヘシ。其他議長ニ於テ重要事件ト思惟スルモノハ總テ之ニ準スヘシ。

第十三條　部會議ノ成案ニ就キ議長ニ於テ異見アルトキハ更ニ總會議ニ付スヘシ。

第十四條　總會議ニ於テ部長事故アリテ缺席スルトキハ副議長上席スヘシ、議長副議長共ニ事故アリテ缺席スルトキハ議長ノ選ヲ以テ假ニ上席人ヲ定ムヘシ。

第十五條　部會議ニ於テ部長事故アリテ缺席スルトキハ該部長ノ選ヲ以テ假ニ上席人ヲ定ムヘシ。

第十六條　凡ソ會議ニ上席スルモノハ議事可否共ニ多數ヲ得サルトキニ當リ判決ノ權ヲ有ス。

第十七條　内閣ニ上申スルモノハ總テ議長ノ名ヲ以テスヘシ。

斯くの如く政府は參事院の事務章程を改正して漸次民意に添ふべく努むると共に、地方小議會たる區町村會法に改正を施して民意の暢達を圖つた。加之、同年七月に至り華族令十條を定めてその本分を明かにした。維新以來朝廷の華族を遇し玉ふや甚だ優渥にして、明治政史にも『謹て惟るに我朝廷の一般華族を遇し給ふや甚だ優渥にして、常に眷顧置き給はざるもの丶如し云々』とあるが、維新直後明治四年十月二十二日天皇陛下には畏くも御前に華族の戸主を召させ給ひ、左の勅諭を賜うた。

朕惟フニ宇内列國開化富強ノ稱アルモノ皆其國民勤勉ノ力ニ由ラサルナシ、而シテ國民ノ能ク智ヲ開キ才

華族に農工商の營業を許す

舊堂上華族に開明に進むべきを諭し給ふ

華族會館を開く

學術を講じ履行を愼ましむ

華族懲戒令の發布

華族部長局

ヲ研キ勤勉ノ力ヲ致スモノハ固ヨリ其國民タルノ本分ヲ盡スモノナリ。今我國舊制ヲ更革シテ列國ト並馳セント欲ス、國民一致勤勉ノ力ヲ盡スニ非サレハ何ヲ以テ之ヲ致スコトヲ得ンヤ。特ニ華族ハ國民中貴重ノ地位ニ居リ、衆庶ノ屬目スル所ナレハ、其履行固ヨリ標準トナリ、一層勤勉ノ力ヲ致シ、率先シテ之ヲ誘セサルヘケンヤ、其責タルヤ亦重シ、是今日朕カ汝等ヲ召シ、親シク朕カ期望スル所ノ意ヲ告クル所以ナリ。夫レ勤勉ノ力ヲ致スハ智ヲ開キ才ヲ研クヨリ大ナルハナシ、智ヲ開キ才ヲ研クハ眼ヲ宇內開化ノ形勢ニ着ケ、有用ノ業ヲ修メ、或ハ外國ヘ留學シ、實地ノ學ヲ講スルヨリ要ナルハナシ。而シテ年壯ヲ過キ留學ヲ爲シ難キモノ一タヒ海外ニ周遊シ見聞ヲ廣ムル亦以テ知識ヲ增發スルニ足ラン。且我國女學ノ制未タ立タサルヲ以テ婦女多クハ事理ヲ解セス、殊ニ幼童ノ成立ハ母氏ノ教導ニ關シ、實ニ緊切ノ事ナレハ、今海外ニ趣クモノ妻女或ハ姉妹ヲ挈テ同行スル固ヨリ可ナルコトニテ、外國所在女教ノ素アルヲ曉リ育兒ノ法ヲモ知ルニ足ルヘシ。誠ニ能ク人々此ニ注意シ勤勉ノ力ヲ致サハ、開化ノ域ニ進ミ富國ノ基隨テ立チ、列國ニ並馳スルモ難カラサルヘシ。汝等能ク斯意ヲ體シ各其本分ヲ盡シ以テ朕カ期望スル所ニ副ヘヨ。

この勅諭を御下賜になると共に、從來華族に設けられてある種々の制限を撤廢された。即ち同年（四年）十二月十八日には華族在官者を除き、その外の華族に對し農工商の營業を許した。また同五年六月朔日には非職舊堂上華族を御前に召させ給ひ、德業を研成し開明に進むべきを御親諭し給うた。尋で同八年九月七日華族會館を開くや　天皇親臨し給ひ、學術を講じ履行を愼ましめ、同九年五月には華族懲戒令を定められたが、同十年一月十日には東京・京都の兩地に華族部長局を置いて宮內省で之れが管轄の任に當つた。また同年十月十七日華族學校の開校式を擧げられるに當り、畏くも天皇陛下には建校の地所及び御內帑金每歳壹萬五千圓（十五年間）を賜はり、當日天皇皇后兩陛下臨幸し給ひ、名を學習院と賜うた。また同十五年十一月

學習院の創設

地所及び御內帑金の御下賜

華族部長局を設く

華族令十條の條文

授爵式の擧行

十五日には華族部長局を廢し、宮內省に華族局を設置されたのもこれ皆華族に對する皇室の思召しである。

尙ほ明治十七年七月七日發布された華族令十條は左の如し。

第一條　凡ソ爵ヲ授クルハ勅旨ヲ以テシ宮內卿之ヲ奉行ス。

第二條　爵ヲ分ツテ公侯伯子男ノ五等トス。

第三條　爵ハ男子嫡長ノ順序ニ依リ之ヲ襲カシム、女子ハ爵ヲ襲クコトヲ得ス。但現在女戶主ノ華族ハ將來相續ノ男子ヲ定ムルトキニ於テ親戚中同族ノ者ノ連署ヲ以テ宮內卿ヲ經由シ授爵ヲ請願スヘシ。

第四條　嗣今有爵者又ハ戶主死亡ノ後男子ノ相續スヘキモノナキトキハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ。

第五條　有爵者ノ婦ハ其夫ニ均シキ禮遇及名稱ヲ享ク。

第六條　華族戶主ノ戶籍ニ屬スル祖父母父母及妻及嫡長子孫及其妻ハ倶ニ華族ノ禮遇ヲ受ク。

第七條　本人存生中相續人ヲシテ爵ヲ襲カシムルコトヲ得ス。但シ刑法又ハ懲戒ノ處分ニ由リ爵ヲ奪ヒ又ハ族籍ヲ削ラレ更ニ特旨ヲ以テ相續人ニ授ル者ハ此例ニ在ラス。

第八條　華族ノ戶籍及身分ハ宮內卿之ヲ管掌ス。

第九條　華族及華族ノ子弟婚姻シ又ハ養子セントスル者ハ先ツ宮內卿ノ許可ヲ受クヘシ。

第十條　華族ハ其子弟ヲシテ相當ノ教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フヘシ。

華族令十條の發布と共に同日（七月七日）宮中に於て諸功臣に對し授爵式を擧行あそばされた。爵を授けられた者の氏名及びその數は明治政史に『此日九條鷹司二條近衞一條德川の六名が公爵を授けられ、三條島津（久光朝臣）毛利島津（忠義朝臣）には偉勳に由り特に公爵を授けられ、岩倉には贈太政大臣（具視公）の偉勳に由り特に公爵を授けらる。又侯爵を授けられたるもの二十一名、勳功に依り侯爵を授けられたるもの一名、父の偉勳に由り特に侯爵を授けられたるもの二名、伯爵を授けられたるもの五十九名、勳功に由り

凶作を慮り農商務省から勤儉の諭告を發す

西郷從道前田正名

言論の横行新聞紙條例第三十條の改正

特に伯爵を授けられたるもの十三名、父の偉勳に由り特に伯爵を授けられたるもの一名、子爵を授けられたるもの三百十三名、勳功に由り特に子爵を授けられたるもの十二名、男爵を授けられたるもの七十四名あり、即有爵者公爵十一名、侯爵二十四名、伯爵七十六名、子爵三百二十七名、男爵七十四名にして、中山は勳功に依り侯爵、木戸・大久保は父の勳功に依り侯爵・大木・寺島・山縣・伊藤・黑田・西郷・井上・山田・松方・大山・川村・佐々木の十二名は伯爵、廣澤は父の勳功に依り伯爵、福岡・鳥尾・三浦・谷・中牟田・伊東・三好・曾我・高島・樺山・野津・仁禮の十二名は子爵を授けらる。同十七日副島・伊知地吉井の三名は各特旨を以て華族に列し、勳功に由り伯爵を授けられ、土方・品川の二名も亦同く子爵を授けらる云々」とある。

然るに十八年に至り、春以來氣候不順にして頗る農作物の成熟が懸念されたのみならず、東京を始め各地には政黨の政談演說會が盛んに催され、之れが氣候の不順兇作懸念と相俟つて政情の不安を來たす憂へが濃厚になつたので、政府は之れに鑑み、農商務省に命じ、全國に之れが豫防策として勤儉貯蓄を奬勵せしむる事になつた。仍つて農商務卿西郷從道は大書記官前田正名等を全國に派遣し各地の人民に勤儉貯蓄の必要を諭告せしめた。

然れども政情尙ほ不安なるのみならず、各政黨の政談演說に加へて、各地に於ける新聞雜誌の勃興に伴ひ、言論の横行は益々政情を不安ならしむる傾向があつたので、十八年七月二十九日太政官布告第二十一號を以て新聞紙條例第三十條を改正布告した。即ち、

官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄錄セシ事項ニシテ、其官報又ハ新聞紙ニ正誤ヲ載セタルトキハ、關係者ノ求メナシト雖モ、其官報又ハ新聞紙ヲ得タルヨリ次回又ハ第三回ノ刷行ニ於テ正誤スヘキコト總テ前條ノ例ニ依ル。官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄錄セシ事項ハ、其官報又ハ新聞紙ノ題號並刷行ノ年月日ヲ揭載スヘシ、

違フ者ハ編輯人二圓以上拾圓以下ノ罰金ニ處ス。

之れに依つて新聞記事は極めて窮屈なものとなつた。

三條實美の辭職及び上表

官制の大改革

日韓の衝突事件から政府は仁川條約となり、天津條約を締結して、我が國は玆に新たに日韓・日清間の國交を回復した。併し國會の開設の方は二十三年まで僅に四年を餘すのみなるを以て、政府は鋭意これが準備に沒頭してゐたが、十八年十二月に至り偶々太政大臣三條實美の辭職及び上表の事があつたので、之れが對策として同十二月二十二日太政官達第六十八號・第六十九號・第七十號・第七十一號を以て官制の大改革を發表した。卽ち太政官達第六十八號に依る改革は左の如くである。

内大臣

宮中ニ内大臣並宮中顧問官及内大臣秘書官ヲ置キ、官制ヲ定ムルコト左ノ如シ。

内大臣　一人

一　御璽國璽ヲ尙藏ス。

常ニ　常侍輔弼シ及宮中顧問官ノ議事ヲ總提ス。

宮中顧問官

宮中顧問官　十五人以内　一等官ヨリ三等官ニ至ル

帝室ノ典範儀式ニ係ル事件ニ付諮詢ニ奉對シ意見ヲ具上ス。

内大臣秘書官

内大臣秘書官　一人又ハ二人　奏任

内大臣ニ專屬ス。

太政大臣・參議・各省卿の職制を廢す

内閣總理大臣及び宮內外務

同達第六十九號に依る改革

今般太政大臣・參議・各省卿ノ職制ヲ廢シ、更ニ内閣總理大臣及宮內・外務・內務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・遞信ノ諸大臣ヲ置ク。内閣總理大臣及外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・遞信ノ諸大臣ヲ以テ内閣ヲ組織ス。

大藏陸軍海軍司法文部農商務遞信の各大臣を置く。
內閣組織の制を定む。
遞信省の設置工部省の廢止
參事院及び制度取調局の廢止
內閣の職權を定む

同達第七十號に依る改革

今般遞信省ヲ置キ、驛遞・電信・燈臺・管船ノ事務ヲ管理セシム。工部省ヲ廢シ、鑛山工作ノ事務ハ農商務省ニ、電信・燈臺ノ事務ハ遞信省ニ、工部大學校ハ文部省ニ屬セシメ、鐵道事務ハ當分ノ內內閣ノ直轄ニ屬セシム。

同達第七十一號に依る改革

參事院及制度取調局ヲ廢ス。

同日（十二月二十二日）また內閣の職權を定められたが、即ち左の如し。

第一條　內閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ、旨ヲ承テ大政ノ方向ヲ指示シ、行政各部ヲ總督ス。

第二條　內閣總理大臣ハ行政各部ノ成績ヲ考ヘ、其說明ヲ求メ、及之ヲ檢明スルコトヲ得。

第三條　內閣總理大臣は須要ト認ムルトキハ、行政各部ノ處分、又ハ命令ヲ停止セシメ、親裁ヲ待ツコトヲ得。

第四條　內閣總理大臣ハ各科法律起草委員ヲ監督ス。

第五條　凡ソ法律命令ニハ內閣總理大臣之ニ副署シ其各省主任ノ事務ニ屬スルモノハ內閣總理大臣及主任大臣之ニ副署スベシ。

第六條　各省大臣ハ其主任ノ時務ニ付時々狀況ヲ內閣總理大臣ニ報告スヘシ。但シ事ノ軍機ニ係リ參謀本部長ヨリ直ニ上奏スルモノト雖モ、陸軍大臣ハ其事件ヲ內閣總理大臣ニ報告スヘシ。

第七條　各大臣事故アルトキハ臨時命ヲ承テ他ノ大臣其事務ヲ管理スルコトアルヘシ。

明治政史に『從來我內閣に改革あるも、或は參議をして諸省卿を兼しめ、或は又之を分離せしむる等に過

内閣制度初めて設けらる

わが國最初の內閣總理大臣及び各省大臣

伊藤博文
井上馨
山形有朋
松方正義
大山巖
西郷從道
山田顯義
森有禮
谷干城
榎本武揚
福羽美靜
山口尙芳
宍戶璣
土方久元
鶴田皓
安場保和
淸岡公張
高崎五六
田中光顯

ずして、常に三大臣或は二大臣あつて諸參議を統督し、以て萬機を關白せしも、此回の改革は主として此三大臣を廢し、諸大臣中獨り之を總理するものを設く。蓋立憲政體の實地當に然らざるを得ざるべし』とある。卽ち我が國は此時を以て初めて完全な內閣制度が設けられ、同日（十二月二十二日）新內閣制に則つて新內閣が組織されたが、內閣總理大臣及び各省大臣は左の如し。

內閣總理大臣 兼宮內大臣　伊藤博文
外務大臣　井上馨
內務大臣　山縣有朋
大藏大臣　松方正義
陸軍大臣　大山巖
海軍大臣　西郷從道
司法大臣　山田顯義
文部大臣　森有禮
農商務大臣　谷干城
遞信大臣　榎本武揚

この十二月二十二日に福羽美靜・山口尙芳・宍戶璣・土方久元・鶴田皓・安場保和・淸岡公張・高崎五六・田中光顯・中村弘毅・尾崎三良・林淸康・渡正元・大迫貞淸を元老院議官に任じ、內務省三等出仕三嶋通庸を警視總監に任じた。尋でその翌日（十二月二十三日）內閣改正に關し、左の勅語を賜うた。

朕惟フニ、經國ノ要ハ官其制ヲ定メテ機關各其所ヲ得ルニアリ、內閣ハ萬機親裁專ラ統一簡捷ヲ要スヘシ。今其組織ヲ改メ諸大臣ヲシテ各其重責ニ當ラシメ、統フルニ內閣總理大臣ヲ以テシ、以テ從前各省太

政官ニ隷屬シ上中下行經由繁複ナルノ弊ヲ免レシム。乃各部ニ至テハ官守ヲ明カニシ、以テ濫弊ヲ除キ、選叙ヲ精クシ以テ才能ヲ待チ、繁文ヲ省キ以テ官紀ヲ肅ニシ、徐カニ以テ施政ノ整理ヲ圖ラントス、是レ朕カ諸大臣ニ望ム所ナリ。中興ノ政一タヒハ進ミ一タヒハ退クヘカラス、華ヲ去リ實ヲ務メ、綱擧リ目張リ、永遠繼クヘカラシム。諸大臣其レ各朕カ意ヲ體シテ奉行スル所アレ。

明治十八年十二月二十三日

奉勅　　内閣總理大臣伯爵　伊　藤　博　文

中村弘毅
尾崎三良
林清康
渡正元
大迫貞清
三島通庸
内閣改正の勅語

また同日内閣中に法制局を設置し、その官則を左の如く定めた。

法制局を置く

法制局官制

第一條　法制局ニ左ノ職員ヲ置ク。

法制局官制

長　官　一　人　勅任
參事官　二十人　奏任
書記官　二　人　奏任
屬　　　　　　　判任

第二條　法制局ハ内閣總理大臣ノ管轄ニ屬ス。

第三條　法制局ニ左ノ諸部ヲ設ク。

行政部

法制局行政部

外交・内務・勸業・教育・軍制・財務・遞信ニ關スル法律命令ノ起草審査ヲ掌ル。

法制部

法制局法制部

民法・訴訟法・商法・刑法・治罪法、及之ニ關スル命令ノ起草審査ヲ掌ル。

法制局長官以下の任命
山尾庸三
岩崎小二郎
馬屋原彰
周布公平
平田東助
曾禰荒助
今村和郎
山脇玄
本尾敬三郎
男谷忠友
廣瀬進一
木下周一
岸本辰雄
荒川邦藏
渡邊廉吉
山縣伊三郎
牧野伸顯
廣橋賢光
小池靖一
水野遵

司法部

恩赦・特典、及諸裁判所ノ官制及行政裁判ヲ掌ル。

第四條　長官ハ命ヲ内閣總理大臣ニ承ケ參事官ヲ統督ス。

第五條　各部ニ參事官ノ中一人ヲ以テ部長ヲ置ク。

第六條　部長ハ長官ノ指揮ヲ承ケ各部主任ノ事務ヲ掌理ス。

第七條　參事官ハ各部ニ分屬シ法律命令ノ起草審査ヲ掌ル。

第八條　部長及參事官ハ内閣總理大臣ノ命ニ依リ内閣委員トナリテ元老院ニ出頭シ下附ノ議官ヲ辨明ス。

第九條　書記官ハ長官ニ屬シ文書ヲ掌ル。

これと同時にそれ〴〵長官・參事官・書記官等の任命を見たが、長官以下左の如し。

長官　宮中顧問官　山尾庸三

參事官

岩崎小二郎　馬屋原彰　周布公平　平田東助　曾禰荒助　今村和郎　山脇玄　本尾敬三郎　男谷忠友

廣瀬進一　木下周一　岸本辰雄　荒川邦藏　渡邊廉吉　山縣伊三郎　牧野伸顯　廣橋賢光　小池靖一

水野遵　蒲生仙

書記官

落合濟三　牧村眞

以下略す。

明治十八年十二月は實に官制の劃期的改革を斷行し、以て後世の政治的基礎を建設した年として注目に値するが、之れを一面から見ると、維新直後の和洋折中的官制を打破して純洋式の官制を樹立し、以て茲に國

蒲生仙

官紀五章を各省大臣に頒布す。

會開設の基礎を築いたのである。かくて內閣總理大臣伊藤博文は官制改革を斷行して國會開設の基礎を築いたのみならず、同年十二月二十六日には官紀五章を各省大臣に下したが、明治政史にその全文が掲げてあるから、之れを再錄して參考に供しよう。即ち、

明治十八年十二月二十六日

內閣總理大臣伯爵　伊藤博文

各省大臣各位閣下

一　官守ヲ明ニスル事

我カ官制ハ草創ノ餘未タ限ルニ定員ノ制ヲ以テセス、濫弊從テ生シ、官愈々多クシテ務愈々壅カルコトヲ免レス、十年ニ一タヒ官制ヲ改メ、教部省ヲ廢シ、內務省ニ併セ、各省奏判官ヲ減シテ、其過半數ヲ罷メタリ。然ルニ當時定員ノ制ヲ設ケテ以テ將來ヲ防範セサリシニ因リ、其後又更ニ漸クニ增員シ、從テ減シテ從テ加ハリ、以テ其初メニ倍スルニ至レリ。今ニ於テ各省大臣宜ク　詔意ヲ奉體シ、左ノ節目ニ依リ各々省內局課ノ設置ヲ定メ、官吏ノ員數ヲ限リ、節減陶汰ノ意見ヲ具ヘテ閣議ニ付シ、各省ヲシテ略ホ均一ナラシメ、成案トナシ、然ル後上奏シテ裁ヲ請フヘシ。

一　各省次官一人ニ限ル。

一　各省書記官ハ其省ノ須要ニ從ヒ定員ヲ限ル。

一　省中各局ニ屬セサルノ分課ハ、其省書記官ノ內ヲ以テ課長ニ充ツ。

一　省務ノ枝分シテ別ニ一部ヲ爲シ經常ニ繼續スヘキ者ヲ局トス。局ニ局長一人又ハ局長局次長ヲ置ク。

一　本省又ハ局中ノ事務ヲ分テ課ヲ設クルハ、各省ノ便宜ニ從フ。

一　局長及局次長ハ奏任トス。局中ノ課長ハ判任ヲ以テ之ニ充ツ。

一　局ノ等級ヲ分テ一等局二等局トナスハ事務ノ繁簡輕重ニ從ヒ、各省大臣ノ具状スル所ニ依リ裁定ヲ經ヘシ。

一　局課ノ設置一定ノ後、省務ノ變更ニ依リ新ニ廢置ヲ要シ、又ハ新ニ奏任官ノ定員ヲ増サント要スルトキハ、理由ヲ具ヘテ閣議ノ後裁可ヲ請フヘシ。

一　各省ノ須要スル所ニ從ヒ、定員ヲ限リ參事官ヲ置キ、審議立案ノ職ニ供フルコトヲ得。

一　以上定員ノ外、出仕又ハ御用掛ノ名義ヲ以テ補任スルコトヲ得ス。

一　各省大臣ハ局課ノ規程ヲ定メ、局長課長ヲシテ責任スル所ヲ知ラシムルヲ要ス。

前項ノ規程ハ、可成各省均一ヲ要スル爲ニ、閣議ヲ經テ之ヲ定ムヘシ。

一　八等官以下ハ各省ノ須要ニ從ヒ、定額俸給項内ニ於テ各省大臣之ヲ判任スヘシ。

一　各省大臣ハ臨時事務ノ爲ニ、判任常員ノ外ニ定額内ニ於テ傭員ヲ使用スルコトヲ得。

一　學術專科ニ係ル官制及警視收税典獄ノ類ハ、別ニ定ムル所ニ依ル。

一　特ニ一事件ヲ審査セシムル爲ニ委員ヲ設ケ、又ハ臨時ノ事務ヲ擔當セシムル爲ニ掛ヲ設ケ、省中定員ノ人ヲ使用スルハ各省大臣ノ權内トス。

一　各省ニ試驗ヲ經タル試補ヲ置キ、省局ノ事務ヲ練習セシメ、闕官アルヲ待チテ輔任ス。各省試補ノ數ハ閣議ノ定ムル所ニ依ル。

一　試補ニ關スル規則ハ追テ裁定ヲ經公布スヘシ。

一　官吏一省内ニ於テ二ツノ事務ヲ兼ネシムルコトヲ得ルモ、二省ニ渉リテ兼ヌルコトヲ得ス。若シ止ムヲ得サルノ要用ニ依リ兼官セシムルモ兼官ハ一年ヲ過クルコトヲ得ス。

一　他省ニ渉リテ兼官スルモノハ兼ヌル所ノ官俸三分ノ一ヲ増給スヘシ。但シ武官ニシテ文官ニ任スルハ

此例外タリ。

以上ハ官制ノ綱領トス、各省案成ルノ後裁可ヲ經公布スル所アルヘシ。

奏任以上ハ官ニ職權アリテ各機關ノ一部ニ當ル者ナリ、屬官ハ使用ヲ受ル者ナリ。從前官制ノ區別明ナラスシテ屬等外ノ年ヲ經タルモノハ進テ屬官ニ昇リ、屬官ノ年資ヲ經タルモノハ進テ奏任ニ列ス、是試驗法ナキノ致ス所ニ由ル。今既ニ試驗法ヲ定ムルトキハ凡ソ奏任ノ官ハ必ス高等試驗ヲ經ルモノニ限リ、屬官ノ年勞ヲ積ムモノハ漸クニ其俸給ヲ增シ、奏任初等官（即現七等官）ト相匹等セシムルコトヲ得ヘシ、其陞テ奏任トナスニ至テハ、必異常功績アリテ大臣ヨリ狀ヲ具ヘ奏請シ、又ハ高等試驗ヲ經ルモノニ限ルヘシ、此皆冗濫ヲ防クノ道ナリ。

明治四年ニ官等ヲ定メテ以來、俸給ヲシテ官等ト相配當セシメ、以テ才ヲ使フノ道ヲ狹限シタリ。今之ヲ改正シ、凡ソ何ノ官ヲ論セス試驗ニ由テ進ムモノハ各官繁簡ニ從ヒ各々數等俸ヲ定メ、次第ニ陞テ增俸ヲ得セシムヘシ。本項俸給ニ關スル規則ハ追テ閣議ノ後裁可ヲ經テ公布スヘシ。

二　選叙ノ事

選叙ノ法未タ定マラスシテ人各々知ル所ヲ擧ク、而シテ成學ノ士或ハ其進ム所ヲ失フ、此レ皆制度ノ未タ備ラサルモノニシテ、勢ノ免レサル所ナリ。今官制一タヒ定マリ、官仕限アルニ及テ選叙ノ法仍ホ設ケサルトキハ情弊ノ至ル所其失ニ堪ヘス、而シテ行政部局其人ヲ得ルニ由ナカントス。

選叙ノ法ヲ行フニハ事創始ニ屬スルヲ以テ其規則節目ノ詳ナルハ委員ヲシテ審査セシメ、閣議ヲ經ルノ後成案トナシ、裁可ヲ請フヘシ。其大要ヲ擧ケテ以テ標準ヲ示ス。

第一　仕進ハ試驗ニ由ラシムル事。

第二　試驗ニ學術試驗ト普通試驗ヲ分ツ事

第三　學術試驗ニ初等試驗ト高等試驗ヲ分ツ事

第四　學術試驗普通試驗ノ外ニ專科試驗ヲ設クル事（會計官吏ハ記簿法ヲ試驗シ外務官吏ハ外國語學ヲ試驗シ其他技術ヲ試驗スルノ類）

第五　試驗人ハ定リタル試驗科目ノ外ニ隨意ニ其學フ所ノ專門學ノ試驗ヲ受クルコトヲ得セシメ、試驗委員ニ於テ他ノ科目ト斟酌シテ之ヲ采取シ、其優等ナルモノハ別ニ優等證ヲ付シ以テ才ヲ試ミルニ遺漏ナカラシムル事。

第六　內閣中ニ試驗委員ヲ設クル事。

第七　各省ニ許可ヲ得テ設クル專科試驗法ハ試驗委員ト各省大臣トノ間ニ叶議制定セシムル事。

第八　試驗ニ依リ進ムヘキ官吏ノ出身ハ、年齡性行健全才能ノ四件ヲ合セテ共ニ試驗委員ノ審査ヲ經、然ル後選用スル事。

第九　學術試驗合格者ハ一定ノ期限內試補トナシ、事務ヲ見習シメ、又ハ候補簿ニ登記スル事。

第十　現勤判任官ヨリ奏任ニ昇ル者ハ少クトモ初等學術試驗ヲ經セシムル事。

第十一　判任ノ缺官又ハ需要アルトキハ、普通試驗ヲ行ヒ選用スル事。

第十二　現勤等外及雇ヨリ等內官又ハ本官ニ任スル者其判任官ハ皆普通試驗ヲ經セシムル事。但シ特ニ一藝アル者ハ選用ヲ許ス。

第十三　現勤判任官及準奏任御用掛雇等外官ニシテ學術試驗ヲ請フ者ハ其情願ニ任スル事。

第十四　試驗委員ノ紀律ヲ嚴ニシ、其公正ヲ保タシムル事。

第十五　地方ノ屬官ヲ試驗スルハ別段ノ方法ニ依ル事。

右ハ其概略ノ目的ヲ定ムル者ニシテ、此ヲ實行スルニ至テハ更ニ委員ヲ命シ精確ノ審査ヲ經セシメント

ス。

三　繁文ヲ省ク事

維新ノ後舊ヲ變シ新ニ就クノ際、下司ノ上司ニ禀請シ命ヲ得テ始メテ施行スルヲ例トシ、細大多端往復織ルカ如ク、相因テ一ノ慣習ヲ成シ、一令出ルコトニ疑問百出、經伺ノ文簿積テ堆ヲ爲シ、往々半年或ハ一年ニシテ始メテ定マル。此從前各省及太政官ノ事務繁劇官吏冗多ナル所以ニシテ、始メハ已ムヲ得サルノ勢ニ出テ終リニ因習ノ弊ニ堪ヘサルモノナリ。文書繁多ノ弊ハ、

第一　事務ヲ掩滯シテ疏通便提ナラサラシメ、公私ノ障害タリ。

第二　官吏ヲ冗多ナラシム。

第三　一部ヲ擔任スルノ官僚ヲシテ文書ニ倚賴シテ責任ノ意ヲ輕カラシム。今此弊ヲ除カントセハ左ノ方法ニ依ルヘシ。

一　凡ソ布告ノ法律ハ疑問ナカラシムル爲ニ其說明ヲ要スル者ハ可成說明書ヲ附シ各官廳ニ達スル事。

二　府縣長官及其他一局部ノ長タル者ハ法律命令ヲ施行スルニ付テ其明文アル者ニ付經伺シテ指令ヲ請フコトヲ得ス。其明文ナキ者モ實際ノ事務ヲ延滯セサラシムル爲ニハ法律ノ精神ニ由リ處分施行スルヲ以テ當然トナス事。

其他公文ノ底滯シテ或ハ歲月ヲ經過シ、緩慢ニシテ敏活ナラサルハ、施政ノ大弊ニシテ、公私ノ病患此ヨリ大ナルハナシ。今此ヲ救フノ要領ハ左ノ數點ニ外ナラサルヘシ。

第一　文書受付往復ノ程限ヲ設ケ、事ノ輕重緩急ニ從ヒ相當ノ期日ヲ定メ、稽滯ヲ以テ過失トシ、主任ノ官吏其責ニ任セシムル事。

第二　事務ノ各局課ニ關渉スルモノハ各局課ノ間或ハ會議法ヲ設ケ、或ハ主任官互ニ面議ヲ行ヒ、議決ノ

即時ニ捺印シ、從前ノ回覽法ニ換ヘ、異議附箋ノ煩ヲ除ク事。

第三　文書ニ記錄ノ要用ト不要トヲ分テ、其不用ナルモノハ件銘日時ヲ日記ニ登錄スルニ止メ、原文ノ謄寫ヲナサヽル事。

第四　各局長ハ毎週一次又ハ二次其局ノ文書往復ノ簿冊ヲ査閱シ積滯ヲ檢明スルノ類ノ方法ヲ行フ事。

第五　各局長以下ハ大臣又ハ次官ノ命ナクシテ定期ノ外文書ヲ留置クノ權ナキ事。

以上ハ其大概ヲ略說スルニ止マルモノニシテ、其實施ノ順序節目ニ至テハ固ヨリ各省ノ便宜ニ屬シ、各省大臣其規程ヲ設クルノ權內ニ在ル者タリ。但タ此事各省ノ整理ニ關シ、可成均一ヲ要スルヲ以テ、茲ニ之ヲ提擧シテ以テ標準ヲ示ス。

四　冗費ヲ節スル事

凡ソ行政官務整頓嚴確ナルノ國ハ、其經費必ス節省ナラサルハナシ、蓋富强ノ道ハ多費ニ在スシテ施ス所其當ヲ務メ緩急其要ヲ得テ以テ成效ヲ永久ニ期スルニ在リ。維新以來歲出ノ歲ヲ逐テ增加スルハ、內外政務ノ多端ナル實ニ已ムコトヲ得サルニ由ルト雖モ、明治六年ノ會計表ニ據リ此ヲ昨十七年度ノ歲出ト比較スルニ、幾ント四分ノ一ヲ增加シタリ。又俸給一項ヲ以テ之ニ言フニ、明治六年ノ概數ニ據リ之ヲ十七年度ニ比較スルニ、即十分ノ六ヲ增加シ、又九年十年度ノ概數ニ據リ之ヲ十六年度ニ比較スルニ即三分ノ一ヲ增加シタリ。實務ノ擧カル所成果ノ得ル所未タ經費ノ遽增ト相比例スルニ至ラス。今宜ク務メテ制減ヲ行ヒ、各省ノ定額ハ內閣ニ於テ事物ノ緩急ヲ料リ、之ヲ總判畫定シ、越ユヘカラサルノ限ヲ爲シ、各省大臣ハ各局ノ平衡ヲ顧ミ以テ各々其省ノ費用ヲ節省スヘシ。奏任以上ハ官ニ定員アリ、判任以下ハ各省大臣定額俸給項內ニ於テ便宜ニ使用スルコトヲ得。今變更ノ際一タヒ節減ヲ行ヒ更ニ永久ニ繼續シテ濫弊ヲ防制スル爲ニ、各省院府縣廳ハ毎月官吏ノ員數並俸給ヲ統計シ、翌月十日迄ニ之ヲ檢査院ニ報告セシメ、檢

鐵道局官制を定む
井上勝
統計院を廢す
井上毅

査院ニ於テ其制ヲ踰エ限ニ過ル者ヲ撿出シタルトキハ、內閣總理大臣ニ上申シテ處分ヲ請ハシムヘシ。檢査院ハ單ニ會計出入ノ檢査ニ止マルノミナラス、需費ノ成績ニ就テ事業ノ得失ヲ察シ、各廳內部ノ處務ニ注目シ、務メテ儉省確實ノ方法ヲ計畫シテ內閣ニ提出シ、以テ行政各部ノ注意ヲ促スコトヲ得セシムヘシ。

各省ノ事務互ニ相重複スルモノハ閣議ヲ經テ其一ヲ減省スヘシ。

五　規律ヲ嚴ニスル事

官吏ノ品格ハ實ニ政府ノ威信ニ係リ、官吏ノ忠順愼密勤勉淸廉ハ政務ノ得失ニ於テ密接ノ關聯ヲ相爲ス、此宜ク其規律ヲ嚴ニシ秩序ヲ正シクシ、一ハ以テ官務ヲ整理シ、一ハ以テ忠順廉潔ノ風ヲ維持セサルヘカラス。九年ニ官吏懲戒例ヲ設ケテ、而シテ監督審理ノ方法備ラス、未タ其文ノ法タルコトヲ免レス、將來懲戒裁判ヲ設ケ懲戒及罷免ノ規則ヲ定メ、以テ官紀ヲ肅シ、且以テ官吏ノ位置面目ヲ保護スルコト實ニ止ムヘカラサルノ必要タリ。但タ此事他ノ官制ノ細目ト相關係スルヲ以テ、現時未タ擧行シ易カラサルモノアリ。抑官吏ノ規律ヲ張リ其品格ヲ保ツハ、以テ一日モ緩慢ニ付スヘカラス、各省大臣ニ在リテ宜ク　詔意ヲ奉體シ、各其權內ニ於テ振勵監督シ、凡ソ官吏忠順誠實ノ大義ニ乖キ、法律ヲ恪守セス、機事ニ愼密ナラス、務ヲ執テ勤勉ナラサルモノ、其情狀ニ從ヒ之ヲ告戒譴責シ、或ハ之ヲ懲罰スヘク、贈遺ノ禁ハ細大ニ及ホシ、職務曠廢ノ戒メハ其有意無心ヲ問ハス、老朽務メニ堪ヘサルモノハ其官ヲ退カシムヘク、務メテ核實嚴明ニシテ效力アルコトヲ要スヘシ。其規則ニ涉ル者ハ更ニ裁ヲ經テ制定スル所アルヘシ。

同日（十八年十二月二十六日）鐵道局官制を定め、同月二十八日には井上勝を鐵道長官兼技監となした。また統計院を廢して內閣中の一局となし、その院長鳥尾小彌太を元老院議官に任じた。次に圖書頭井上毅を臨時官制審査委員長に、內閣總理大臣秘書官伊東已代治、同金子堅太郎、法制局參事官荒川邦藏、曾禰

臨時制度審査委員

試驗による官吏登用制に改めずして青年を奮起せしむ

登用制度の改革

閥族の消滅

農商工層の勃興

政府改革後の諸準備

北海道に道廳を置く

北海道の縣制を廢して道廳を置く

澄助、山脇玄等を臨時官制審査委員に任命した。

伊藤博文が官吏の登用を試驗制度に改めたことは全く人材登用の端を拓いたもので、從來官吏の登用は情實を以て行はれ、多くは薩長土の出身にして、維新當時朝敵視された東北地方の出身者などは殆ど官吏にな れなかつたと云はれる。就中當時治安維持の任に當れる警察官吏は殆ど全部といつてもいゝ程薩長出身者で固め、閥外者の侵入を許さなかつた。然るにその裏面の情實は別として、兎に角官吏を試驗によつて登用することに改革したことは青年に對する非常な刺戟となり、勉强さへすれば官吏になれる、大臣にもなれると云ふ希望心と奮起心を起さしめ、維新以來久しく沈滯せる空氣を一掃し、以て閥外の青年を奮起せしむるの端を拓いたのである。之れに反し以來情實にて採用されて來た閥族の子弟は非常な打擊を蒙り、その勢力は漸次に驅逐され、後には官吏の大多數は農商工の出身者に占められ、封建の遺物たる閥族の勢力は漸次官場からその影を潜むるに至つたのである。當時流行した書生の俗謠に『書生々々と輕蔑するな、將來は內閣總理大臣……云々』とあるのは、官吏の解放を如實に物語つたものであらう。

一六　政府改革後の諸整備

政府は來る明治二十三年國會開設の準備として內閣組織の制を定め、以てその職權を規定すると共に、之れが善後措置として諸種の整備を行つた。卽ち明治十九年一月二十六日、政府は北海道に道廳を置いた。北海道は明治十四年開拓使長官黑田清隆の時代に官有物拂下の件で物議を釀し、翌十五年に至り開拓使を廢して縣を置いたが、同十九年一月二十六日縣制度を廢して北海道廳を置いた。その布告は左の通りである。

北海道ハ土地荒漠住民稀少ニシテ富庶ノ事業未タ普ク邊隅ニ及フコト能ハス、今全土ニ通シテ拓地殖民ノ實業ヲ擧クルカ爲ニ從前置ク所ノ各廳分治ノ制ヲ改ムルノ必要ヲ見ル、因テ左ノ如ク制定ス。

北海道に集治監・屯田兵を置く

第一

函館札幌根室三縣並北海道事業管理ヲ廢シ更ニ北海道廳ヲ置キ、全道ノ施政並集治監及屯田兵開墾授産ノ業務ヲ統理セシム。

第二

北海道廳ヲ札幌ニ支廳ヲ函館根室ニ置ク。

岩村通俊

同日司法大輔岩村通俊を北海道廳長官に任じた。布告文中にある集治監とは今の刑務所で屯田兵とは兵士をして平時は北海道の開墾に從事せしむると共に全道の警備に當らしめ、一旦事ある場合には劍銃を取つて之れが防禦鎭定の重責を負ふ軍隊である。また同年二月四日には宮内省の官制を改正して從來の大輔少輔を廢し、書記官・秘書官・侍從職・式部職等を置いた。この事に關し明治政史に『大臣は帝室の事務を總判し、宮中職員皇族職員を統督し、華族を管理することを掌る。大輔少輔を廢して更に次官と爲し、次官は一人（勅任）大臣を輔け省務を整理す、大臣事故あるときは之を代理することを得と爲し。書記官秘書官侍從職式部職等の諸官を置く。同五日（二月五日）副島種臣伊地知正治の二伯及元田永孚西村茂樹の二氏を宮中顧問官に任じ、前宮内大輔吉井友實を宮内次官に任ず云々』とある。

宮内省の官制改革

副島種臣
伊地知正治
元田永孚
西村茂樹
吉井友實

公文式の制定

然るに同年二月二十四日に至り、勅令第一號を以て公文式を定め、以て法律命令の格式を制定發布した。その全文は左の如し。

公文式

第一條　法律命令

法律命令

第一條　法律勅令ハ上諭ヲ以テ之ヲ公布ス。法律ノ元老院ノ議ヲ經ルヲ要スルモノハ舊ニ依ル。

第二條　法律勅令ハ内閣ニ於テ起草シ、又ハ各省大臣案ヲ具ヘテ内閣ニ提出シ、總テ内閣總理大臣ヨリ上

奏裁可ヲ請フ。
第三條　法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ、内閣總理大臣之ニ副署シ、年月日ヲ記入ス。其各省主任ノ事務ニ屬スルモノハ内閣總理大臣及主任大臣之ニ副署ス。
第四條　内閣總理大臣各省大臣ハ法律勅令ノ範圍内ニ於テ、其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ、法律勅令ヲ施行シ又ハ安寧秩序ヲ保持スル爲ニ、閣令又ハ省令ヲ發スルコトヲ得。
第五條　閣令ハ内閣總理大臣之ヲ發シ、省令ハ各省大臣之ヲ發ス。
第六條　閣令ハ年月日ヲ記入シ、内閣總理大臣之ヲ署名ス。
第七條　省令ハ年月日ヲ記入シ、主任大臣之ニ署名ス。
第八條　各官廳一般ニ關スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定メ、各廳處分細則ハ其主任大臣之ヲ定ム。
第九條　内閣總理大臣及各省大臣ノ所轄官吏及其監督ニ屬スル官吏ニ達スル訓令モ亦第六條第七條ノ例ニ依ル。

第二　布告

第十條　凡ソ法律命令ハ官報ヲ以テ布告シ、官報各府縣廳到達日數ノ後七日ヲ以テ施行期限トナス。但官報到達日數ハ明治十六年五月二十六日第十四號布達ニ依ル。
第十一條　天災時變ニ依リ官報到達内ニ到達セサルトキハ其到達ノ翌日ヨリ起算ス。
第十二條　北海道及沖繩縣ハ官報到達日數ヲ定メス、現ニ道廳又ハ縣廳ニ到達シタル翌日ヨリ起算ス。島地ハ所轄郡役所ニ官報ノ到達シタル翌日ヨリ起算ス。
第十三條　法律命令ノ發布ノ當日ヨリ施行セシムルコトヲ要シ又ハ特ニ施行ノ日ヲ掲ケタルモノハ第十條第十一條第十二條ノ例ニ依ラス。

第三　印璽

第十四條　國璽御璽ハ内大臣之ヲ尙藏ス。國璽御璽ハ親署ノ後内大臣之ヲ鈴ス。

第十五條　法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈴ス。

第十六條　國書條約批准外國派遣官委任狀在留各國領事證認狀及三等以上勳章ノ勳記ハ親署ノ後國璽ヲ鈴ス。四等以下勳章ノ勳記國璽ヲ鈴ス。

第十七條　勅任官ノ任命ハ其辭令書ニ御璽ヲ鈴シ、奏任官ノ任命ハ其奏薦書ニ御璽ヲ鈴ス。

尋で同月（十八年二月）二十六日に至り、政府では各省の官制を裁可公布した。その全文は左の如し。

各省官制の通則

各省官制

通則

第一條　此命令中各省トアルハ外務省内務省大藏省陸軍省海軍省司法省文部省農商務省遞信省ヲ合稱ス。

此通則ニ依リ難キモノハ其省ノ部ニ就テ之ヲ定ム。

第二條　各省大臣ハ其主任ノ事務及今後法律勅令ニ依リ主任ニ屬スル事務ニ付其責ニ任スヘシ。主任ノ事務兩省以上ニ關渉スルトキハ關渉ノ各省大臣ノ間ニ協議ヲ經テ其主任ヲ定メ上奏スヘシ。若シ各省大臣ノ間協議決定セサルトキハ之ヲ閣議ニ提出スヘシ。

閣議

第三條　各省大臣事故アルトキハ臨時命ヲ承ケ他ノ大臣其事務ヲ代理スルコトアルヘシ。

第四條　凡ソ法律勅令ノ各省大臣主任ノ事務ニ屬スルモノハ各省大臣内閣總理大臣ト均シク之ニ副署ス。

若シ兩省以上ニ關渉スルモノアルトキハ内閣總理大臣及關渉ノ各省大臣均シク之ニ連署スヘシ。

第五條　各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付法律勅令ノ制定廢止及改正ヲ要スルコトアルトキハ案ヲ具ヘ閣議ニ提出スルコトヲ得。

第六條　各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ法律勅令ノ範圍內ニ於テ法律勅令ヲ施行シ又ハ安寧秩序ヲ保持スル爲ニ省令ヲ發スルコトヲ得。

第七條　各省大臣ノ命令ニハ罰金二十五圓以下又ハ禁錮二十五日以內ノ罰則ヲ附スルコトヲ得。

第八條　各省大臣ハ法律勅令ノ範圍內ニ於テ其省中各局課及其所轄官廳ノ處務細則ヲ定ムルコトヲ得。

第九條　法律勅令ニ副署シテ省務ヲ敷奏シ內閣ノ議ニ列シ及省令ヲ發スルコトヲ除クノ外、各省大臣ハ其職務ヲ次官ニ代理セシメ又ハ其職務ノ一部ヲ次官ニ委任スルコトヲ得。

第十條　各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付警視總監北海道長官府知事縣令ニ指令又ハ訓令ヲ下スコトヲ得。

第十一條　各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付警視總監北海道廳長府知事縣令ヲ監督スヘシ。若シ警視總監北海道廳長官府知事縣令ノ處分又ハ指令ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯ス者アリト認ムルトキハ、其處分指令ヲ停止シ、又ハ取消スコトヲ得。

第十二條　各省大臣ハ所部ノ官吏ヲ統督シ、奏任官以上ノ進退ハ內閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ、判任以下ハ之ヲ專行ス。

第十三條　各省大臣ハ內閣總理大臣ヲ經テ所部官吏ノ叙位叙勳及恩給ヲ上奏スヘシ。

第十四條　各省大臣ハ閣議ノ後裁可ヲ經ルニ非サレハ局課ヲ廢置分合シ又ハ定限ノ外新ニ勅奏任官ヲ增加スルコトヲ得ス。

第十五條　各省大臣ハ豫算決定後臨時ニ增額又ハ別途支出ヲ請求スルコトヲ得ス。但臨時ノ時變及他ノ成規ニ依リ止ムヲ得サルモノハ此限ニアラス。

第十六條　各省大臣ハ俸給豫算額內ニ於テ其省限リ定員ヲ設ケ判任官ヲ任用スルコトヲ得。

第十七條　各省大臣ハ臨時ノ須要ニ依リ判任官定員ノ外ニ俸給豫算定額內ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ

得。

第十八條　各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時々ノ狀況ヲ內閣總理大臣ニ報告スヘシ。

第十九條　各省大臣ハ每會計年度末ニ於テ前年ノ功程ヲ具ヘ內閣總理大臣ヲ經テ報告書ヲ上奏スヘシ。

第二十條　各省大臣ハ每會計年度末ニ於テ判任官以下使用ノ狀況ヲ具ヘ臨時事務ノ爲ニ使用シタル雇員ノ日數人員及金額ヲ細分統計シ內閣總理大臣ニ報告スヘシ。

第二十一條　各省大臣ハ一周年末ニ其省ノ豫算定額內ニ於テ奏任官以下特別ノ勤勞アルモノヲ賞與シ、之ヲ官報ニ公錄スルコトヲ得。

第二十二條　各省大臣ハ所部ノ官吏ヲシテ他省ニ涉リ又ハ他省ヨリ兼官セシムルコトヲ得ス。若シ止ムヲ得サル要用アルトキハ之ヲ閣議ニ提出シテ裁可ヲ請フヘシ。

第二十三條　各省大臣ハ臨時審查ノ爲メ省中定員ノ內ヲ以テ便宜委員ヲ設クルコトヲ得。

第二十四條　各省大臣ハ法律勅令ノ定ムル所ニ從ヒ部下ノ官吏ヲ懲戒ス。

第二十五條　各省職員ヲ置ク左ノ如シ。

次官　秘書官　書記官　局長　參事官　局次長　試補　屬

第二十六條　前條ノ外各省特別ノ職員ヲ置クモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム。

第二十七條　各省次官一人ヲ置ク、勅任トス。

第二十八條　次官ハ主任大臣ノ命ヲ承ケ第九條ノ範圍內ニ於テ大臣ノ職務ヲ代理シ又ハ大臣ノ指令シタル範圍內ニ於テ委任ヲ受ク。次官事故アルトキハ大臣其省中ノ官吏ヲシテ臨時其職務ヲ代理セシムルコトヲ得。

第二十九條　次官ハ大臣ノ代理トシテ公文ニ署名スルコトヲ得。

第三十條　次官ハ總務局長トナリ命ヲ大臣ニ承ケ、各局課ノ事務ヲ監督シ省務ノ全部ヲ整理スルノ責ニ任ス。

第三十一條　各省ニ大臣官房ヲ置ク、大臣官房ハ機密文書ヲ掌リ大臣次官ノ官印及省印ヲ管守ス。

第三十二條　大臣官房ハ大臣親展ノ文書機密事務所部官吏ノ進退身分ニ關スル事務及ヒ大臣ニ屬スル一切ノ事務ヲ掌ル。所部官吏ノ進退身分ニ關スル事務ハ各省ノ便宜ニ從ヒ總務局中ノ一課ニ於テ處理スルコトヲ得。

第三十三條　秘書官ハ奏任トス、大臣ニ專屬シテ官房ノ事務ヲ掌ル。秘書官ノ定員ハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム。

第三十四條　秘書官ハ臨時命ヲ承ケ書記官及各局課ノ事務ヲ助クルコトアルヘシ。各省ノ便宜ニ依リ特ニ秘書官ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省ノ部ニ就テ之レヲ定ム。

第三十五條　各省中省務ノ全部ヲ統轄スル爲ニ總務局ヲ置キ、省務ヲ分掌スルノ爲ニ各局ヲ置ク。

第三十六條　各省總務局ニ文書課往復課報告課及記錄課ヲ置キ、其ノ事務ヲ分掌セシム。

第三十七條　文書課ハ省中各局成案ノ回議ヲ審査シ諸文案ヲ起草スル事ヲ掌ル。

第三十八條　往復課ハ凡テ各省ニ到達スル公文書類及成案文書ヲ接受シ並發送ノ事ヲ掌ル

第三十九條　報告課ハ各局課ニ就キ統計報告ノ材料ヲ採輯シ統計報告ヲ調整シテ大臣ノ查閱ニ供シ、官報掲載ノ事項ヲ官省局ニ送致スル事ヲ掌ル。

第四十條　記錄課ハ其省及省中各局課一切ノ公文書類ヲ編纂保存ス。各省中記錄局ノ設ケアルモノハ別ニ記錄課ヲ置カス。

第四十一條　各省ノ便宜ニ依リ特ニ總務局ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム。

第四十二條　書記官ハ奏任トス、大臣又ハ總務局長ノ命ヲ承ケ、各局ノ成案ヲ審査シ文書ヲ掌リ、又ハ總務局中諸課ノ長ヲ兼ネ課務ヲ掌理ス。書記官ノ定員ハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム。

第四十三條　總務局ノ外各局ニ局長局次長各一人ヲ置ク、局長局次長ハ奏任トス。各局ニ局長アレハ局次長ヲ置カス、局次長アレハ局長ヲ置カサルコトアルヘシ。

第四十四條　局長ハ大臣又ハ總務局長ノ命ヲ承ケテ其主務ヲ掌理シ及各課ノ事務ヲ指揮ス。

第四十五條　局長又ハ局次長ハ其主任ノ事務ニ付其職權ニ屬シ又ハ特別委任ヲ受クルノ事項ハ之ヲ專行スルコヲ得。

第四十六條　局次長ハ局長ノ事務ヲ佐ク、若シ局長ナキトキ又ハ局長事故アルトキハ大臣ノ命ニ依リ局長ノ事務ヲ掌理ス。

第四十七條　參事官ハ奏任トス、大臣又ハ次官ノ諮詢ニ應シ意見ヲ具ヘ及審議立案ヲ掌ル。參事官ノ定員ハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム。

第四十八條　參事官ハ其省ノ便宜ニ從ヒ局課ノ事務ヲ兼任シ若クハ臨時命ヲ受ケテ其事務ヲ助クルコトアルヘシ。各省ノ便宜ニ依リ特ニ參事官ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム。

第五十條　局中各課ニ課長一人ヲ置キ、判任官ヲ以テ之ニ充ツ。課長ハ命ヲ局長ニ承ク。各省中特ニ奏任官ヲ以テ課長ヲ兼ネシムルモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム。

第五十一條　屬ハ判任トス、各上官ノ指揮ヲ承ケ書記簿記及計算ノ事ニ從フ。

第五十二條　各省中特ニ補助員ヲ要シ又ハ顧問員ヲ要スルトキハ毎次狀ヲ具ヘテ閣議ニ提出シ裁可ヲ請フヘシ。

第五十三條　各省處務規程中公文ノ取扱順序ハ左ノ條項ニ依ラシム。

第五十四條　各省ニ到達スル文書ハ凡テ總務局往復課ニ接受シ、課長之ヲ取纏メ開封シ、件名番號等ヲ簿冊ニ記入シテ總務局長ノ查閱ニ供スヘシ。

第五十五條　總務局長ハ其文書ヲ查閱シ、事例規ナキカ又ハ重要ナリト認ムル者ハ之ヲ大臣ノ查閱ニ供シ、其他尋常ノ件ハ主務ノ處ヲ指示シ、之ニ檢印シテ往復課長ニ下付シ、直ニ之ヲ配付セシム。往復課長ヨリ各局ニ配付スル文書ハ之ヲ各局往復主任ノ屬ニ配布ス。

第五十六條　大臣親展ノ文書ハ封皮ノ上ニ記號シ、記簿ノ後直ニ大臣又ハ秘書官ニ送付スヘシ。

第五十七條　秘書課ハ大臣親展ノ文書及往復課ヲ經スシテ各局課ヨリ送付スル文書ヲ受領シタルトキハ其番號ヲ簿冊ニ記シ直ニ之ヲ大臣ニ提出ス。決裁濟ノ文書ハ其主務ノ處ニ送付シ受領者ノ檢印ヲ要スヘシ。

第五十八條　凡送付ノ文書ハ送付記銘簿ニ受領者ノ檢印ヲ要スヘシ。

第五十九條　各局長ハ大臣又ハ次官ヨリ事務ノ處分方ヲ受ケ又ハ往復課長ヨリ文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ、各其主務ニ從ヒ各課長ニ文書ヲ配付シ、其緩急ヲ示シ、其處分方ヲ授ケテ速ニ之ニ從事セシムヘシ。

第六十條　各局課長ハ受領ノ文書ヲ處理スルニ當リ定期ヲ經過スルヲ得ス。若シ事件ノ錯綜スルカ或ハ數局課ニ聯滯シテ時日ヲ要スルノ見込アルトキハ、凡ソ其時日ヲ定メ、豫メ次官ノ允許ヲ受クルヲ要ス。

但文書ヲ處理スルノ定期ハ各省ノ定ムル所ニ依ル。

第六十一條　事ノ數局課ニ聯滯スル文書ハ主務ノ局課ニテ處分案ヲ起草シ關係局課ノ檢印ヲ要スヘシ。若シ彼此見ヲ異ニスルトキハ面議商量シ、尙ホ決セサルトキハ直ニ大臣又ハ次官ニ面陳シテ決裁ヲ請ヒ、附箋ヲ以テ應答スルヲ許サス。

第六十二條　各局課調査濟成案ハ往復主任ノ屬ヨリ之ヲ往復課ニ回付シ、往復課ハ直ニ之ヲ總務局長ニ提

出シ、總務局長ハ査閲ノ上大臣ノ決裁ヲ請フヘシ。總務局長大臣ノ代理ヲ爲シ又ハ委員ヲ受クル事件ハ査閲ヲ經テ直ニ施行スヘシ。

第六十三條　總務局長ニ於テ各局課ノ成案ニ異議アルトキハ各局長ニ命シテ之ヲ修正セシメ、又ハ大臣ノ旨ヲ承ケテ各局長ニ指揮ヲ爲スコトアルヘシ。

第六十四條　大臣及次官ノ決議ヲ經タル文書ハ往復課ニ於テ淨書シ、秘書官ニ就キ大臣ノ印ヲ鈐シ、件名番號等ヲ簿冊ニ記入シテ直ニ發送ス。其原文書ニハ交付發送ノ年月日ヲ記シ、往復課長之ニ檢印シテ主務ノ處ニ返付スヘシ。各局課長ノ名ヲ以テ施行スル者ハ其局課ニ於テ淨寫押印シ、之ヲ往復課ニ移ス、往復課ハ其件名番號等ヲ簿冊ニ記入シテ之ヲ發送ス。

第六十五條　總務局ニ於テ起草シタル文案ハ總務局長直ニ大臣ニ提出シ決裁ヲ請フヘシ。

第六十六條　事ノ急施ヲ要シ又ハ機密ニ係ルモノハ通常ノ手續ニ依ラス直ニ大臣ノ決裁ヲ請フコトアルヘシ。

第六十七條　至急又ハ機密ノ文書ハ通常ノ手續ニ依ラス便宜主任者ニ於テ自ラ携帶シテ諸局ノ議ヲ取リ並ニ官房ニ提出スルコトヲ得。其決裁濟施行ニ至ル迄ノ順序モ亦便宜ニ從ヒ別ニ至急機密文書ノ件名簿ヲ調整シテ之ヲ登錄スルコトヲ得。

第六十八條　文書調査ノ爲メ他ノ官署ニ照會ヲ要スルトキハ往復課ヲ經ス各局課長ノ名ヲ以テ往復スルコトヲ得。

第六十九條　往復課長ハ各局課ニ配付シタル文書ノ日限ヲ計算シ若シ故ナクシテ日限内ニ往復課ニ回付セサルモノアルトキハ其件名及局名ヲ總務局長ニ報告スヘシ。

第七十條　大臣ノ命ニ依リ一時處分ヲ爲スヲ要セスシテ留置クヘキ文書ハ總テ總務局ニ於テ之ヲ保管スヘ

シ。

第七十一條　各局課ノ文書處分濟ノモノハ之ヲ記錄課ニ送付ス。其機密ニ屬スル文書ハ別ニ大臣ノ命スル所ニ依リ秘書官之ヲ保管スルコトアルヘシ。

第七十二條　各省ノ會計事務ニシテ別段ノ法律命令ニ依テ定メタルモノヲ除クノ外金錢出納ニ關シテハ左ノ條項ニ依ラシム。

第七十三條　各省會計局ハ其省及所轄廳費ノ豫算決算省中ノ會計事務及所轄ノ地所建物ニ關スル事務ニ關スル事務ヲ掌ラシム。局中出納課檢查課及用度課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム。

第七十四條　出納課ハ其省及所轄廳費ノ豫算決算金錢ノ出納諸帳簿ノ整頓並計算表ノ調整ヲ掌ル。

第七十五條　檢查課ハ金錢出納ノ當否及各般ノ證書ヲ檢查スルコトヲ掌ル。用度課購入ノ物品ハ臨時局長ノ命ヲ承ケテ檢查スルコトアルヘシ。

第七十六條　用度課ハ所轄ノ地所建物其他一切ノ需用品ニ關スル事務ヲ掌ル。

第七十七條　俸給並旅費其他一切ノ經費並ニ收入ニ關スル事ハ出納課ニ於テ之ヲ管理シ、其都度仕出文書ニ依リ出納傳票ニ事由ヲ摘要シテ局長ニ差出シ、局長ニ於テ相當ナリト思惟スルトキハ檢查課ヲシテ檢查セシメ、然ル後大臣又ハ次官ノ決裁ヲ請ヒ收入及支出ノ手續ヲ爲サシムヘシ。

第七十八條　出納課ニ於テハ出納傳票ニ捺スル局長並各課經由ノ檢印ヲ認メテ其出納ヲ帳簿ニ登記シ、每日總額表ヲ製シテ局長ノ查閱ニ供スヘシ。

第七十九條　凡ソ記簿上ニ誤寫脫字アルモ一切改描塗抹スルコトヲ許サス、其事ヲ詳記シテ主務者之ニ捺印スヘシ。

第八十條　檢查課長ハ局長ノ命ヲ承ケ臨時局中各般ノ帳簿證書ヲ檢查スルコトアルヘシ。

第八十一條　凡ソ金錢出納ニ關スル仕出文書ハ定期間ニ於テ之ヲ處理スヘシ。其錯綜スル事件ト雖モ豫メ局長ノ許可ヲ得スシテ定期ヲ經過スルコトヲ得ス。但仕出文書ヲ處理スルノ定期ハ各省定ムル所ニ依ル。

第八十二條　營繕ハ用度課ヨリ其申立ヲ爲シ局長ニ於テ相當ナリト思惟スルトキハ、檢査課ノ檢査ヲ經大臣又ハ次官ノ許可ヲ得タル後用度課ニ於テ之レヲ掌理セシム。但從前閣議ヲ經テ施行スルモノハ仍ホ舊ニ依ル。

第八十三條　廳中日常須要ノ物品ハ總テ用度課ニ於テ管守シ、需用アル毎ニ各局各課ノ證票ヲ以テ之レヲ請求セシムヘシ。

第八十四條　用度課ハ省中取締ニ關スル事務ヲ掌リ、及各種ノ物品ニ關スル出入帳簿ヲ製シ其ノ出入ヲ明確ナラシムヘシ。

第八十五條　前條掲クル外特ニ會計局ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省ノ部ニ就テ之レヲ定ム。

各省大臣の職權を定む

尋で政府は各省大臣の職權を左の如く定めた。即ち、

大藏大臣

大藏大臣　大藏大臣ハ歳入出・租税・國債・貨幣及銀ニ關スル事務ヲ管理シ地方ノ財務ヲ監督ス。

内務大臣

内務大臣　内務大臣ハ地方行政・警察・監獄・土木・衛生・地理・社寺・出版・版權・戸籍・賑恤・救濟ニ關スル事務ヲ管理シ、中央衛生會警視總監及地方官ヲ監督ス。

農商務大臣

農商務大臣　農商務大臣ハ農業・商業・工藝技術・漁獵・山林・地質・鑛山及營業會社ニ關スル事務ヲ管理ス。

遞信大臣

遞信大臣　遞信大臣ハ驛遞・電信・燈臺・浮標・船舶及海員ニ關スル事務ヲ管理ス。

外務大臣

外務大臣　外務大臣ハ外國ニ對スル政略ノ施行、及外國ニ於ケル我國貿易ノ保護ニ關スル事務ヲ管理シ、

交際官及領事ヲ監督ス。

司法大臣　司法大臣ハ司法ニ關スル行政・司法警察及恩赦ニ關スル事務ヲ管理シ、大審院以下ノ諸裁判所ヲ監督ス。

文部大臣　文部大臣ハ教育學問ニ關スル事務ヲ管理ス。

陸軍大臣　陸軍大臣ハ陸軍々政ヲ管理シ、軍人軍屬ヲ統督シ、及所轄諸部ヲ監督ス。

海軍大臣　海軍大臣ハ海軍々政ヲ管理シ、軍人軍屬ヲ統督シ、所轄諸部ヲ監督ス。

以上政府は政府機構の改革を斷行して近代的内閣制度を設け、各省官制の通則を定めて着々國會開設の準備を進めつゝあつたが、尋で各省大臣の職權を定むると共に各省に左の如き局を設置して事務の簡捷を圖るところがあつた。

省名

大藏省　内務省　農商務省　遞信省　外務省　司法省　文部省　陸軍省　海軍省

局名

主税局　縣治局　農務局　驛遞局　通商局　民事局　學務局　騎兵局　軍務局　關税局　警保局　商務局

電信局　取調局　刑事局　編輯局　砲兵局　艦政局　主計局　土木局　工務局　燈臺局　飜譯局　會計局

會計局　工兵局　會計局　出納局　衛生局　水産局　管船局　記録局　會計局　國債局　地理局

山林局　會計局　會計局　醫務局　金庫局　社寺局　地質局　銀行局　會計局　鑛山局　預金局

專賣特許局　記録局　會計局

各省の局名を定めると共に各省の定員を定めた。即ち次官は各省一人となし、秘書官以下の定員を左の如く規定した。

各省	秘書官	書記官	局長	參事官	局次長	合計
大藏省	二人	五人	九人	五人	九人	三〇人
內務省	二	五	七	八	七	二九
農商務省	二	七	九	四	九	三一
遞信省	二	四	五	一	五	一七
外務省	三	四	五	無任所外交官ヲ以テ之ニ充ツ	五	一九
司法省	二	四	三	一五	三	二七
文部省	二	七	三	七	三	二二
陸軍省	四	〇	〇	〇	〇	四
海軍省	五	〇	〇	〇	〇	五
合計						

猶ほ明治政史に陸海二軍省の職員は專ら武官を以て之に補す。右の外猶諸官奏任官の員數を擧ればた左の如し。

外務官　飜譯官五人

文部省　視察官五人　學事視察ノ事ヲ掌ラシム。

遞信省　驛遞省六人　驛遞局各部ニ分屬シ以テ其事務ヲ掌ル。

　會計監督官三人　會計局ニ屬シ、局中各課ノ事務ヲ監督ス。

大藏省　司檢官十人　管船局ニ屬シ、海員及水先人ノ試驗竝間船舶檢查測量及新造工事ノ監管ヲ掌ル。

帝國大學令の公布
渡邊洪基
高崎五六
芳川顯正
辻新次
野村靖
青木周藏
樺山資紀

主計官十人　主計局出納局國債及金庫局ニ分屬シ官金ノ管守出納並ニ簿記計算ノ事ヲ掌ル。
主税官十六人　主税局關税局ニ分屬シ、以テ諸税ニ關スル事務ヲ掌ル。

陸軍省
傳令使二人　官房ニ置ク。
傳令使一人　總務局ニ置ク。
理事二人　總務局ニ置ク。

海軍省
傳令使二人　官房ニ置ク。
飜譯官三人

とある。

政府は單に行政機構を改革せるのみならず、教育方面にも深甚な注意を拂ひ、明治十九年三月一日に至り最高學府たる帝國大學令を裁可公布し、同月九日東京府知事渡邊洪基を拔擢して帝國大學總長に任じ、元老院議官高崎五六を東京府知事に轉任せしめた。また政府の行政機構變革の結果、當時次官に任命された人々は左の如し。

任内務次官　芳川顯正（三月三日付）
任文部次官　辻新次（同日付）
任遞信次官　野村靖（同日付）
任外務次官　青木周藏（三月四日付）
任海軍次官　樺山資紀（同日付）

吉田清成
三好退藏
鄕純造
桂太郎
谷干城の歐洲視察
內閣の小改造
西鄕從道
曾我祐準
仁禮景範
元老院官制の改正
元老院官制

任農商務次官　吉田清成（同日付）
任司法次官　三好退藏（同日付）
任大藏次官　鄕　純造（同日付）
任陸軍次官　桂　太郎（同月十六日付）

然るに同年三月十三日（十九年）農商務大臣谷干城が歐洲視察のため橫濱を出發したので、內閣の小改造を行ひ、海軍大臣西鄕從道をして農商務大臣を兼任せしめた。また陸海軍省に於ては同年（十九年）三月十六日に至り陸軍中將曾我祐準及び海軍中將仁禮景範を參謀本部次長に任じた。尋で同月（十九年三月）二十九日、勅令第十一號を以て元老院官制を左の如く改正した。

元老院官制

議長　一人

議場ニ臨ミ議事ヲ整頓シ、本院ノ章程ヲ遵守シ、並ニ條例規則ヲ執行シ、諸般ノ事務ヲ總判シ、奏任官ノ進退ハ內閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ、判任官以下ハ之ヲ專行ス。

副議長　一人

議長缺員又ハ事故アリテ缺席スル時ハ之ヲ代理ス。

議官

本院ノ章程ニ從ヒ諸議案ヲ議スルヲ掌ル。

書記官　六人

議長ノ命ヲ受ケ各其主務ヲ幹理ス。

書記生

上官ノ指揮ヲ受ケ各庶務ニ從事ス。

こゝに於て政府の機構は維新直後の封建的臭味を脱却して、漸く歐米に於ける行政機構を模倣したものではあるが、漸次近代的國家の體制を具ふるに至つた。

一七　ノルマントン號事件

ノルマントン號事件

明治十九年十月二十一日、英吉利の汽船ノルマントン號は同夜横濱を解纜して神戸に向つたが、途中紀州沖に於て圖らずも暗礁に觸れ、船體は非常な損傷を受けたので、船長ドレーク以下二十六名の船員は取り敢えずボートに乗じて其危難を免れたが、同船に乘込んでゐた日本人船客二十三名はボートにも乘ることが出來ず、悉く魚腹に葬られて仕舞つた。然るにノルマントン號の船長を始め同船員等は神戸駐在の英國領事の取調べを受けたが、審問の結果全員無罪の判決を受けた。この報が一たび我が國民に傳はるや、朝野を擧げて悲憤慷慨の極に達し、各地の新聞紙は毎日激越な記事を掲載して非人道的なノルマントン號の行動を非難攻撃したので、わが政府に於ても遂に默視し得ず内海兵庫縣知事に令して、在神戸の英國領事に訴へしめた。依つて神戸の英國領事は之れを横濱の英國領事館に移して再審問を行ひ、同年十二月八日船長ドレークを禁獄三ケ月に處して一切の責任を負はしめ、他を悉く無罪として釋放した。世に之れをノルマントン號事件と稱する。

ドレーク

第三十三節　地方行政

一　第二回地方官會議と地方官會議憲法の改正

第二回地方官會議と地方官會議憲法の改正
府縣會の成立
地方代議制の樹立
地方官會議憲法の改正
改正地方官會議憲法

明治八年に第一回地方官會議を開いて以來、翌九年は天皇陛下の東北御巡幸のため、同十年は西南役のために地方官會議は中止されてゐたが、同十一年春に至つて第二回地方官會議を開き、之れと同時に府縣會も亦始めて設立せられ、地方代議の制を樹てられた。當時西郷隆盛は既に斃れ、高知縣下には大獄が起り、板垣退助の愛國社も未だ再興せぬので、政府の權勢は漸く伸暢し、而も參議大久保利通の威望は天下を壓する概があつた。爲に種々の流言が行はれ、いたく國會開設運動者を刺戟し、却て是等の自由民權論者を煽り、益々之れを過激に導くやうな結果となつたが、政府に於ても夙にこれに鑑みる所があり、明治十一年三月に至り、先づ之れが緩和策として斷然地方官會議を開催することに決し、同年四月一日を期し府知事縣令を召集して茲に第二回目の地方官會議を開催した。これに關し、明治政史には『當三月（明治十一年）に至り、政府に於ては斷然地方官會議を開くの議を決し、同四月一日を期し府知事縣令を徵集參會せしめしを以て、公衆は唯た其擧錯の不測に驚嘆せり。且つ其議案出るに及で頗る改進の針路を取り、地方代議の制を實施し、公衆の驚歎又更に一層を加ふと云ふ。（一八年の會議に府縣民會の議ありしも未だ實行に至らざるを以て、大久保參議甚だ遺憾とせられし。是を以て此議案は最初參議內務省に於て松田道之等をして取調べしめ、而して伊藤參議之を參酌せしものと云ふ）抑說三月三日伊藤參議議長に任ぜられ、同十五日太政官第九號達を以て議院憲法及び議事規則を改定せらる』とある。

地方官會議憲法の改正

改正地方官會議憲法

第一條　地方官會議ハ每年一度開クヲ以テ常例トス、其開閉期日ハ政府ニ於テ之ヲ定メ、各地方長官ヲ召集スヘシ。長官若シ參集スルコト能ハサレハ書記官ヲ出シテ代理セシムヘシ。

第二條　各省卿若クハ其代理人ハ議席ニ列シ説明討論スルヲ得、但シ可否ノ數ニ算入スヘカラス。

第三條　開閣院ノ式ヲ執行スル時ハ　天皇陛下ノ親臨アルヘシ。

第四條　凡ソ議事ノ可否ヲ決スルハ多數ニ依リ、同數ナル時ハ議長之ヲ決スヘシ。

第五條　凡ソ議案ハ議長ヨリ之ヲ衆議ニ付シ、其可否ヲ決定シテ上奏シ宸裁ヲ仰クヘシ。

第六條　凡ソ議員ノ建議セント欲スルモノハ議案ヲ草シ、先ツ之ヲ議長ニ呈スヘシ。

第七條　議長ハ特旨ニ依リ以下ノ職員ハ議長ノ上奏ニ依リテ之ヲ命ス。其判任以下ニ係ルモノハ議長專ラ之ヲ命スヘシ。

第八條　議院職制

議長

會議ヲ總提シ議院憲法並議事規則ヲ執行スルコトヲ掌ル。

幹事長

議長缺席ノ時ハ其職務ヲ代理シ、小會議ノ議長ト爲ルコトヲ掌ル、餘ハ幹事ニ同シ。

幹事

議長ノ指揮ニ依リ議院一切ノ事務ヲ幹理スルコトヲ掌ル。

書記官

議案ヲ修理シ、議院ノ記錄ヲ管シ、其他一切ノ庶務ヲ掌ル。

司計長

議院ノ用度ヲ掌ル。

屬

議事規則

庶物ヲ分掌ス。

議事規則

第一條　凡ソ會議ハ午前第九時ニ始リ午後第四時ニ終ル。時宜ヲ以テ之ヲ伸縮スルハ議長ノ指揮ニ依ルヘシ。

第二條　議員着席ノ順序ハ豫メ鬮取ヲ以テ之ヲ定メ、毎會其席ニ着クヘシ。

第三條　凡ソ議案ノ可否ハ三次會ヲ經テ決スルモノトス。其順序左ノ如シ。

第一次會　議長先ツ議案ヲ各議員ニ分付シ、且書記官ヲシテ之ヲ朗讀セシムヘシ。此時猶議案ノ主旨要領ヲ悉サンカ爲メ議長若クハ主任ノ官員之ヲ説明スヘシ、之ヲ議案ヲ紹介スト云。此時其議案ニ付疑問ノ條件アリト思考スルモノハ主任者ニ向ヒ之ヲ質問スヘシ。

第二次會　議長先ツ起ツテ前會紹介スル所ノ議案ヲ逐條審議センコトヲ指揮シ、書記官ニ命シ更ニ議案ヲ朗讀セシム（徐々明朗タルヲ要ス）毎條終テ各議員ハ其所見ヲ陳述シ、第六條ニ依リ互ニ之ヲ討論審議スヘシ。

第三次會　前會討論ノ次第ヲ再考シ、各其可否ヲ決論スヘシ。其可否ノ數ヲ算スルノ方法ハ各員ヲシテ可否ヲ書シテ投票セシメ、或ハ起立ヲ以テ之ヲ定ムルトモ、臨時議長ノ指揮ニ依ルヘシ。

第四條　凡ソ議案ノ總體ニ付テ可ト決スルモ、猶其方法ヲ修正スヘシトスル者ハ、議長ノ意見ヲ以テ議員若クハ書記官ノ内ヨリ委員ヲ撰任シ之ヲ修正セシメ、然ル後小會議ニ付シテ之ヲ決定セシムヘシ。

第五條　議案未タ成ラスシテ先ツ總體ニ付テ可否ヲ決スベキモノハ、二次三次會ヲ用ヒス直ニ決議スルコトモアルヘシ。

第六條　會議中發言セント欲スルモノハ先ツ起立シテ議長ヲ呼ヒ、其許可ヲ得ヘシ。二人以上同時ニ起立

伊藤博文
楠本正隆
松田道之
安場保和
新設の三大新法
府縣會規則

スルヲ許サス。若シ二人以上同時ニ起立スル時ハ議長其一人ヲ指揮シテ發言セシムヘシ。

第七條　凡ソ一議案未タ了ラサル間ハ他ノ事件ヲ發議スヘカラス。

第八條　凡ソ議員ハ一會一事ニ付再度發言スルヲ得ス、其誤解ヲ辨明シ、及ヒ議案ノ發議者各員ノ間ニ答フル等ハ此限ニ在ラス、但小會議ニ於テハ再三發言スルヲ得。

第九條　議長ノ意見ヲ以テ議員ヲ數組ニ分チ、毎組幹事一人ヲ投票セシメ組中諸傳達等ノ事ヲ掌ラシム。

第十條　開院中ハ各員毎日出頭シテ議事關係ノ事務ヲ調査スヘシ。其時間ハ簡繁ヲ計リ臨時之ヲ定ムヘシ。

第十一條　議員半數欠席ノトキハ會議ヲ開クヘカラス。

第十二條　會議中議論冗長ニ亘リ或ハ騷擾ノ景況アル時ハ、議長ノ意見ヲ以テ之ヲ差止ムルコトアルヘシ。

第十三條　議事ノ始終ハ號鐘ヲ以テ之ヲ報スヘシ。

第十四條　議事規則ヲ改正刪除スルノ建議アル時ハ議長之ヲ取捨スヘシ。

斯くて政府は愈々同年（十一年）四月五日に地方官會議を開き、先づ參議伊藤博文を議長に任命し、幹事の選擧を行つた結果、東京府知事楠本正隆は二十六點、議事御用掛り大書記官松田道之は十八點、愛知縣令安場保和は十點で各當選した。尋で楠本正隆を幹事長に推擧し、議案を各議員に下附した。茲に於て政府は四月十日天皇陛下の御親臨を仰ぎ奉り、開院式を擧行した。當時左の勅語を賜うた。

朕今爾各官ヲ徴集シテ諮詢スル所アリ、親ラ臨テ開院式ヲ行フ。爾等朕カ意ヲ體シ各見ル所ヲ悉セ。

かくて議長伊藤博文は府知事縣令を激勵して諸議案を鋭意討議せしめ、府縣會規則地方税規則及び郡區町村編制法の三新法を議了し、同五月三日議定を經て天皇陛下の御親臨を仰いで閉院式を行うた。その時の詔

地方税規則　郡區町村編制法

に曰く、

會議終ルヲ告ク、朕各官ノ能ク誠ヲ致シ言ヲ竭クスヲ嘉ミス

四月十一日から同五月三日まで開催の第二次地方官會議の結果、新に設けられた府縣會規則・地方税規則・郡區町村編制法を左に收録して參考に供しよう。

郡區町村編制法

郡區町村編制法（太政官第十七號布告）

第一條　地方ヲ畫シテ府縣ノ下郡區町村トス。

第二條　郡町村ノ區域名稱ハ總テ舊ニ依ル。

第三條　郡ノ區域廣濶ニ過キ施政ニ不便ナル者ハ一郡ヲ畫シテ數郡トナス。（東西南北上中下某郡ト云カ如シ）

第四條　三府五港其他人民輻輳ノ地ハ別ニ一區ト爲シ、其廣濶ナル者ハ區分シテ數區トナス

第五條　毎郡ニ郡長各一員ヲ置キ、毎區ニ區長各一員ニ置ク。郡ノ狹小ナルモノハ數郡ニ一員ヲ置クコトヲ得。

第六條　毎町村ニ一員ヲ置クコトヲ得。但シ區内ノ町村ハ區長ヲ以テ戸長ノ事務ヲ兼ヌルコトヲ得。

府縣會規則

府縣會規則（太政官第十八號布告）

第一章　總則

第一條　府縣會ハ地方税ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ豫算及其徴收方法ヲ議定ス。

第二條　府縣會ハ通常會ト臨時會トノ二類ニ別ツ、其定期ニ於テ開ク者ヲ通常會トナシ、臨時ニ開ク者ヲ

臨時會トナス。

第三條　通常會臨時會ヲ論セス會議ノ議案ハ總テ府知事縣令ヨリ之ヲ發ス。

第四條　臨時會ハ其特ニ會議ヲ要スル事件ニ限リ、其他ノ事件ヲ議スルヲ得ス。

第五條　凡ソ地方稅ヲ以テ施行スヘキ事件ハ府縣ノ會議ニ付シ其議決ハ府知事縣令認可ノ上之ヲ施行スヘキ者トス。若シ府知事縣令其議決ヲ認可スヘカラスト思慮スル時ハ其事由ヲ內務卿ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ。

第六條　府縣會ハ每年通常會議ノ初ニ於テ地方稅ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告書ヲ受ク。

第七條　通常會期中議員ノ內一人又ハ數人其府縣內ノ利害ニ關スル事件ニ付政府ニ建議セントスル者アレハ、議長ノ許可ヲ得テ之ヲ會議ニ付シ、過半數ノ同議ヲ得タルトキハ其會ノ所見トシ、議長ノ名ヲ以テ之ヲ內務卿ニ建議スルヲ得。

第八條　府縣會ハ府知事縣令ヨリ其府縣內ニ施行ス可キ事件ニ付會議ノ意見ヲ問フコトアルトキハ之ヲ議ス。

第九條　府縣會ハ議事ノ細則ヲ議定シ、府知事縣令ノ認可ヲ得テ之ヲ施行スルコトヲ得。

第二章　選擧

府縣會議員の選擧

第十條　府縣會ノ議員ハ郡區ノ大小ニ依リ每郡區ニ五人以下ヲ撰フ。

府縣會議長副議長の選擧

第十一條　議長副議長ハ議員中ヨリ公撰シ、府知事縣令之ヲ認可シ內務卿ニ報告ス可シ。議長副議長及議員ハ俸給ナシ。但シ會期中滯在日當及往復旅費ヲ給ス、其額ハ會議ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム。

第十二條　書記ハ議長之ヲ撰ヒ庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ會費ノ中ヨリ之ヲ支給ス。

第十三條　府縣ノ議員タルコトヲ得ヘキ者ハ滿二十五歲以上ノ男子ニシテ、其府縣內ニ於テ地租十圓以上

ヲ納ムル者ニ限ル。但左ノ各款ニ觸ルヽ者ハ議員タルコトヲ得ス。

第一款　風癲白痴ノ者

第二款　懲役一年以上實決ノ刑ニ處セラレタル者

第三款　身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者

第四款　官吏及教導職

第十四條　議員ヲ選擧スルヲ得ヘキ者ハ滿二十歳以上ノ男子ニシテ、其郡區內ニ本籍ヲ定メ、其府縣內ニ於テ地租五圓以上ヲ納ムル者ニ限ルヘシ。但前條ノ第一款第二款第三款ニ觸ルヽ者ハ撰擧人タルコトヲ得ス。

第十五條　議員ヲ選擧セントスルトキハ府知事縣令ヨリ某月間ニ撰擧會ヲ開クヘキ旨ヲ布令シ、郡區長ハ豫メ選擧ノ投票ヲ爲スヘキ日ヲ定メ、少クトモ十五日間ニ之ヲ郡區內ニ公告スヘシ。

第十六條　選擧ノ投票ハ豫定ノ日ニ郡區廳ニ於テ之ヲ爲シ、郡區長之ヲ調査シ、選擧會中ノ取締ヲ爲スヘシ。但便宜ニ因リ郡區廳外ニ於テ選擧會ヲ開クコトヲ得。

第十七條　投票ハ豫メ郡區長ヨリ付與シタル用紙ニ選擧人自己及ヒ被選人ノ住所姓名年齡ヲ記シ、豫定ノ日之ヲ郡區長ニ出スヘシ。投票ハ多數ノ者ヲ以テ當選人トシ、同數ノ者ハ年長ヲ取リ同年ノ者ハ鬮ヲ以テ之ヲ定ム。但投票ハ代人ニ託シ差出スモ妨ナシ。

第十八條　投票終ルノ後郡區長ハ選擧人名簿ニ就テ投票ノ當否ヲ査シ、又被選人名簿ニ就テ當選人ノ當否ヲ査ス。若シ法ニ於テ不適當ナル者アルカ、或ハ當選自ラ其選ヲ辭スルトキハ、順次投票ノ多數ヲ得タル者ヲ取ル。

第十九條　當選人ノ當否ヲ査定スルノ後郡區長ハ其當選人ヲ郡區廳ニ呼出シ、當選狀ヲ渡シ、當選人ハ請

書ヲ出スヘシ。但シ當選人各請書ヲ出シタル後郡區長ハ其姓名等ヲ郡區内ニ公告スヘシ。

第二十條　一人ニシテ數郡區ノ選ニ當ルトキハ、其何レノ郡區ニ屬スヘキハ當人ノ好ニ任スヘシ。

第二十一條　議員ノ任期ハ四年トシ、二年毎ニ全數ノ半ヲ選ス。第一回二年期ノ改選ヲ爲スハ抽籤法ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム。

第二十二條　議長副議長ノ任期ハ二年トシ、議員ノ改選毎ニ之ヲ公選スヘシ。

第二十三條　前二條ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再選スルコトヲ得。

第二十四條　議員中第十三條ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇スル者アルカ、其府縣外ニ轉任スルカ、又ハ死去シタルトキハ、更ニ缺ニ代ル者ヲ選擧ス。其疾病等止ムヲ得サル事故ナクシテ開會ノ招集ニ應セサル者ハ退職者トシ、亦其缺ニ代ル者ヲ選擧ス。

第三章　議則

第二十五條　議員半數以上出席セサレハ當日ノ會議ヲ開クヲ得ス。

第二十六條　會議ハ過半數ニ依テ決ス、可否同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル。

第二十七條　府知事縣令若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ辯明スルヲ得。但シ決議ノ數ニ入ルコトヲ得ス。

第二十八條　會議ハ傍聽ヲ許ス。但シ府知事縣令ノ要メニ依リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ傍聽ヲ禁スルヲ得。

第二十九條　議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス。然トモ人身上ニ附テ褒貶毀譽ニ渉ルコトヲ得ス。

第三十條　議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス。若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハサルモノアルトキハ議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得、其強暴ニ渉ル者ハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルヲ得。

第四章　開閉

第三十一條　府縣會ハ毎年一度三月ニ於テ之ヲ開ク。其開閉ハ府知事縣令ヨリ之ヲ命シ、會期ハ三十日以内トス。但シ府知事縣令ハ會議ノ衆議ヲ取リテ其日限ヲ伸ルコトヲ得ルト雖モ其事由ヲ直ニ内務卿ニ報告スヘシ。

第三十二條　通常會期ノ外會議ニ附スヘキ事務アル時、府知事縣令ハ臨時會ヲ開クコトヲ得。但シ該會ヲ要スル事由ヲ内務卿ニ報告スヘシ。

第三十三條　會議ノ論説國ノ安寧ヲ害シ或ハ法律又ハ規則ヲ犯スコトアリト認ルトキハ、府知事縣令ハ會議ヲ中止セシメ内務卿ニ具状シテ其指揮ヲ請フヘシ。

第三十四條　會議中國ノ安寧ヲ害シ或ハ法律又ハ規則ヲ犯スコトアリト認ムル時ハ、内務卿ハ何レノ時ヲ問ハス、議員ノ解散ヲ命スルコトヲ得。

第三十五條　内務卿ヨリ解散ヲ命シタルトキハ更ニ議員ヲ改選スヘシ。

地方税の規則を定む

二　地方税の規則を定む

府縣税民費

明治十一年七月、太政官第十九號布告を以て從來府縣税及び民費の名稱を以て徴收してゐた府縣費區費を改め、更に地方税として徴收する事に決し、その規則を定めた。

第一條　地方税ハ左ノ目ニ從ヒ徴收ス。

一　地租五分一以内

一　營業税竝雜種税

一　戸數割

第二條　營業税雜種税ノ種類及制限ハ別段ノ布告ヲ以テ之ヲ定ム。

第三條　地方税ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ。
一　警察費
一　河港道路堤防橋梁建築修繕費
一　府縣會議諸費
一　流行病豫防費
一　府縣立學校及小學校補助費
一　郡區廳舍建築修繕費
一　郡區吏員給料旅費及廳中諸費
一　病院及救育所諸費
一　浦役場及難破船諸費
一　管内限リ諸達書及揭示諸費
一　勸業費
一　戸長以下給料及戸長職務取扱諸費
各町村限及區限ノ入費ハ其區内町村内人民ノ協議ニ任セ、地方税ヲ以テ支辨スルノ限ニアラス。
第四條　其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一周年度トシ、府知事縣令ハ其年二月迄ニ地方税ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ豫算並地方税徴收ノ豫算ヲ立テ、翌年度ノ定額トナシ、其府縣會ノ議決ヲ取リ、其年五月ヲ以テ内務卿及大藏卿ニ報告スヘシ。其未タ府縣會ヲ設置セサル地方ハ直ニ内務卿及大藏卿ニ報告スヘシ。
第五條　非常ノ費用（豫算ニ立ツルヲ得サル天災時變ノ費用ヲ云）ハ別ニ賦課スルヲ得ルト雖モ、其府縣會ノ議決ヲ取リ内務卿及大藏卿ニ報告スルハ第四條ノ順序ニ從フヘシ。其急施ヲ要スル事項ハ施行シテ

後報告スヘシ。但シ報告期限ハ第七條ニ依ル。

第六條 地方稅徵集ノ期限ハ府知事縣令適宜ニ之ヲ定ムヘシ。

第七條 府知事縣令ハ每年七月ニ至リ其一周年間ノ出納ヲ計査シ、精算帳及計表ヲ製シテ內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ。且ツ翌年通常會議ノ初メニ於テ之ヲ府縣會ニ報告スヘシ。

三 琉球處分の顚末

琉球處分の顚末

尙健

尙泰登極の賀表並に方物を獻上す

琉球王に勅語を賜ふ

琉球はもと薩摩藩と交通し、或時は獨立國の如く、また或時は薩摩藩の領土の如き觀を呈しその所屬が判然としてゐなかつたが、維新後明治五年九月十四日に至り琉球國の使臣尙健（伊江王子）・副使宜野灣親方朝保等が入朝し、國王尙泰に代り、わが皇室に對し明治天皇の御卽位及び庶政御一新の賀表を天皇皇后兩陛下に奉り、方物を獻上したので、天皇陛下は詔して尙泰を封じて琉球王となし、華族に列し、勅語を賜つた。

朕上天ノ景命ニ膺リ萬世一系ノ帝祚ヲ紹キ、奄ニ四海ヲ有チ八荒ニ君臨ス。今琉球近ク南服ニ在リ、氣類相同ク言文殊ナル無ク、世々薩摩ノ附庸タリ。而シテ爾尙泰能ク勤誠ヲ致ス。宜ク顯爵ヲ予フヘシ。陞シテ琉球藩王ト爲シ叙シテ華族ニ列ス。咨爾尙泰其レ藩屛ノ任ヲ重シ衆庶ノ上ニ立チ、朕カ意ヲ體シテ永ク皇室ニ輔タレ、欽ヨ哉。

藩地に分遣隊を置くの令を下す

松田道之

猶ほその後の處分顚末に就き明治政史に『八年又藩に汽船を賜ひ、且つ臺灣に漂着せし所の難民に米穀を賑給し、藩地に分遣隊を置くの令を下す。尋て內務大丞松田道之同藩に赴き、支那の正朔を奉じ貢物を進むるを停め、明治の年號及日本の法律を用ゐ職制を改め學生を上京せしむべきを諭す。藩吏琉球の支那に於ける其恩惠を蒙る五百年の久きを經るを以て之と絕つに忍びざるを言ふ。大丞又前年征臺の役北京の條約に於て琉球の日本に屬するの明瞭なるを證し、朝旨を遵奉するの答書を求む。藩吏止むを得ずして一たび答書を

支那米國前大統領グラントを利用す

北京條約

井上馨を派遣す

地方官會議規則の改正

議場整理

呈し更に使臣を上京せしめ、屢々政府に哀訴せしも許さず。琉球又支那政府及各國公使に書を贈て其救解を乞ふ。今年に至て政府遂に斷行の處分を決し、松田再び處分官として赴き、四月四日琉球藩を廢して沖繩縣とし、舊藩王を東京に召す。五月二日舊琉球藩王尚泰疾を謝し、其子尚典をして代つて東京に至らしめ、入朝の期を緩めんことを請ふ。因て尚典に命じて暫く駐在せしむ。六月九日尚泰至り、十七日參朝す。勅して尚泰を從三位に叙し、尚典を從五位に叙し、東京に在住せしむ。尋で金祿公債證書二十萬圓を賜ふ。此擧や大に支那政府の不滿を招き、爲に紛議を生ず。米國前大統領グラント支那に遊ぶ。彼大臣切に其仲裁を乞ひしを以て、同氏の日本に來るに及び、兩國の平和を謀り、頗る盡力せし所ありし。元來政府の琉球を遇するや實に慈母の赤子に於けるも啻ならず、然るに尚支那の恩義に戀々として政府の命に遵はず、騎虎の勢遂に斷行の處分に出でたるなり。早晩此擧あるは明かなりと雖も、其期を十二年に速めしは藩民の自ら招く所と云ふべし。琉球の所屬は近年に至るまで判然せざりしが、北京條約以來各國其日本に屬するを公認する所となれり。後十三年の暮に及で政府は井上馨を清國に遣し、琉球島の內臺灣に接近する宮古八重山の二島を清國に與へて、此問題を永遠に消滅せしめ、其報酬として清國と條約改正を試みんとせり。從來我國の清國を遇する最惠國を以てせしも、清國我に與ふるに此條文を以てせず、歐米國人と同一の待遇を與へざりしかば、此二島の讓與に由て最惠國の個條を得んとせしも遂に行はれざりき云々』とあり、以て琉球處分の顚末を窺ふに足るであらう。

四　地方官會議規則の改正

明治十三年一月二十一日、政府は太政官達第三號を以て明治十一年第九號達中議事規則を改正した。

議場整理

第一條　出席ノ議員全員ノ過半數ニ至ラサレハ議事ヲ開クヘカラス。
第二條　議事ノ終始ハ議長ノ指揮ニ依ルヘシ。
第三條　議員ノ席次ハ鬮取ヲ以テ豫メ之ヲ定ムヘシ。
第四條　議事中ハ議員ノ姓名ヲ稱ヘスシテ席次ノ番號ヲ用フヘシ。
第五條　議長ハ議員ノ發言ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得。
第六條　議題ノ外議事中ニ起リタル總テノ事件ハ議長之ヲ決シ、或ハ會議ノ決ヲ取ルヘシ。
第七條　議事ハ傍聽ヲ許ス。但時宜ニヨリ之ヲ制限シ或ハ之ヲ禁止ス。

議案並修正案

第八條　議案ハ内閣ヨリ之ヲ發ス。
第九條　議案又ハ報告書ハ豫メ之ヲ議員ニ頒布スヘシ。
第十條　修正説ハ第二次會及第三次會ニ於テ之ヲ提出スルコトヲ得。但第二次會ニ於テ贊成者ナキモノ及ヒ第三次會ニ於テ五名以上ノ贊成者ナキモノハ之ヲ議題ト爲スコトヲ得ス。
第十一條　修正説ヲ提出セント欲スルモノハ錄シテ文案ト爲シ、之ヲ議長ニ出シ又ハ議席ニ於テ陳述スルコトヲ得。
第十二條　修正説ノ否決セルモノハ共同次會ニ於テ再ヒ之ヲ提出スルコトヲ得ス。
第十三條　議事ハ議案又ハ報告書頒付ノ日ヨリ少クモ一日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ。但至急ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス。
第十四條　議事ヲ開クトキハ議長書記官ヲシテ議案ヲ朗讀セシムヘシ。
第十五條　議事ハ第一次第二次第三次ノ三會ニ區別ス。

第十六條　第一次會ニ於テハ議題ノ大意ヲ議シ其議題ノ爲メ第二次會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ。否決スルトキハ其議題ヲ消滅セルモノトシ、可決スルトキハ議長其期日ヲ定ム。

第十七條　第二次會ニ於テハ議案ヲ逐條討論議決シ、其議案ノ爲メ第三次會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ。否決スルトキハ其議題ヲ消滅セルモノトシ、可決スルトキハ議長其期日ヲ定ム。但議決セル條節ノ整理ヲ要スルトキハ之ヲ委員ニ付シ、其報告ヲ待テ第三次會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ。

第十八條　第三次會ニ於テハ全案ニ就テ議決スヘシ。

第十九條　第三次會ハ第二次會後少クモ一日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ。但至急ヲ要ストキハ此限ニ在ラス。

發言

第二十條　發言セント欲スルモノハ起立シテ議長ト呼ヒ其許可ヲ受クヘシ。

第二十一條　議長ニ於テ無用ノ論說ヲ爲スモノアリト認ムルトキハ之ヲ制止スルコトヲ得。

第二十二條　議員ニ於テ無用ノ論說ヲ爲スモノアリト認ムルトキハ無用ト呼ヒ、議長ノ許可ヲ得テ其理由ヲ一回說明スルコトヲ得、若シ無用ト呼ハレタルモノ無用ニアラストスルトキハ議長ノ許可ヲ得テ其理由ヲ一回說明スルコトヲ得、然ル後議長之ヲ決シ或ハ會議ノ決ヲ取ルヘシ。但無用ト呼ハレタル者ハ其發言ヲ中止スヘシ。

第二十三條　議員ニ於テ本則ヲ犯ス者アリト認ムルトキハ、他ノ議員發言中ト雖モ犯則ト呼ヒ議長ノ許可ヲ得テ其理由ヲ一回說明スルコトヲ得。若シ犯則ト呼ハレタル者犯則ニアラストスルトキハ議長ノ許可ヲ得テ其理由ヲ一回說明スルコトヲ得。然ル後議長之ヲ決シ或ハ會議ノ決ヲ取ルヘシ。但議員ノ發言中犯則者アルヲ認ムルモ其發言ヲ妨ケサルトキハ發言ノ終ルヲ待テ其犯則ヲ告クヘシ。

第二十四條　第三次會ニ於テハ一議題ニ付發言二回ニ超ユルコトヲ得ス。

決議

決議

第二十五條　可否ハ出席議員ノ過半數ニ依テ之ヲ決スヘシ。
第二十六條　出席ノ議員ハ可否ノ數ニ入ラサルコトヲ得ス。
第二十七條　可否ヲ決スルノ法ハ起立、記名投票、匿名投票ノ三種トシ、議長便宜之ヲ用フヘシ。
第二十八條　議題ノ順序ニ論アルトキハ議事ニ先チテ議長之ヲ決シ、或ハ會議ノ決ヲ取ルヘシ。
第二十九條　修正案ハ原案ニ先チテ可否ヲ決スヘシ。其多數ナルトキハ最モ原案ニ異ナルモノヲ先ニス、其先後ニ論アルトキハ總テノ修正案決定ニ先チテ議長之ヲ決シ、或ハ會議ノ決ヲ取ルヘシ。
第三十條　議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニ因リ議題ヲ分合シ又ハ條項ノ順序ニ拘ハラスシテ議決セントスルトキハ、議長之ヲ決シ或ハ會議ノ決ヲ取ルヘシ。
第三十一條　辯論未タ終ハラスト雖モ議長ニ於テ論旨既ニ盡キタリト認ムルトキハ之ヲ會議ニ問フテ其議題ノ決ヲ取ルコトヲ得。
第三十二條　可否ノ數ハ書記官之ヲ檢査シ、其決定ハ議長之ヲ陳告ス。

小會議

小會議

第三十三條　小會議ハ議案若クハ委員ノ報告書ニ付キ質問ヲ要スルトキ又ハ政府ノ垂問ニ答フル爲メ內議ヲ要スルトキ之ヲ開クヘシ。
第三十四條　小會議ハ傍聽ヲ許サス。
第三十五條　小會議ニ於テハ第四十二條第四十四條ヲ除クノ外本則ニ從フコトヲ要セス。

委員

委員

第三十六條　議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニ因リ委員ヲ撰ミ議案若クハ修正案ヲ査理セシメントト

內閣委員

スルトキハ會議ノ決ヲ取ルヘシ。

第三十七條　委員ハ議員中ニ於テ議長之ヲ命シ又ハ議員ヲシテ之ヲ選擧セシムヘシ。但奇數ヲ以テ之ヲ定ム。

第三十八條　委員ハ其付託セラレタル全案ヲ取捨シ或ハ之ヲ改竄スルコトヲ得。其意見ハ過半數ニ依テ之ヲ決シ、過半數ヲ得サルトキハ最多數ニ依テ之ヲ決シ、其理由ヲ錄シテ之ヲ議長ニ報スヘシ。但第十七條但書ノ場合ニ於テハ條節ヲ轉置シ字句ヲ修飾シ缺條ヲ補足スルコトヲ得ルト雖モ、其議決セル條節ノ意義ヲ變更スルコトヲ得ス。

第三十九條　修正說ヲ提出シタル者ハ委員會ニ列シ其主旨ヲ辯明スルコトヲ得。但可否ノ數ニ入ラス。

內閣委員

第四十條　內閣ハ其發スル所ノ議案ヲ辯明センカ爲メニ委員ヲ出シ、會議小會議及ヒ委員會ニ列セシムヘシ。但該委員ハ本則ニ遵フヘシ。然レトモ可否ノ數ニ入ラス。

議院取締

第四十一條　議長ハ院內ノ取締ノ爲メ時宜ニヨリ議院詰ノ警官ヲ指揮スルコトヲ得。

第四十二條　議席ニ於テハ總テ人身上ノ毀譽褒貶ニ涉ルコトヲ許サス。

第四十三條　議事中ハ議員相私語シ及ヒ總テ議事ヲ妨クルノ擧動アルコトヲ許サス。

第四十四條　議事中ハ議員慢ニ議席ヲ退クコトヲ許サス。

第四十五條　遲參ノ議員ハ議長ノ許可ヲ得テ議席ニ着クヘシ。

第四十六條　議事中議長ノ許可ヲ得サル者ハ議席ニ入ルコトヲ許サス。

第四十七條　議場ニ於テ規則ヲ犯シ議長ノ命ニ隨ハサル者ハ之ヲ退場セシムヘシ。

附則

附　則

第四十八條　議長ノ意見ヲ以テ議員ヲ數組ニ分チ、毎組幹事一名ヲ撰定セシメ傳達等ノ事ヲ掌ラシムヘシ。

第四十九條　議員缺席スルトキハ其事由ヲ議長ニ屆出ツヘシ。

郡區町村編制法の追加

五　郡區町村編制法の追加

明治十一年七月二十二日、政府は太政官第十七號布告を以て六ケ條の郡區町村編制法を定めたが、同十三年四月八日に至り、更に太政官第十四號布告を以て郡區町村編制法を追加した。その追加條文は左の如し。

第七條　此編制法ヲ施行シ難キ島嶼ハ其制ヲ異ニスルヲ得。

第八條　地方ノ便宜若クハ人民ノ請願ニ由リ止ムヲ得サル理由アルモノハ郡區町村ノ區域名稱ヲ變更スルコトヲ得。

第九條　第三條第四條第七條第八條ノ施行ヲ要スルトキハ府知事縣令ヨリ内務卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ但町村區域名稱ノ變更ハ内務卿ノ認可ヲ受ク可シ。

府縣會規則の改正

六　府縣會規則の改正

明治十三年四月八日政府は郡區町村編制法の追加を行ふと共に太政官第十五號布告を以て府縣會規則を改正した。改正條文は左の如し。

總則

第一章　總　則

第一條　府縣會ハ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ豫算及ヒ其徵收方法ヲ議定ス。

第二條　府縣會ハ通常會ト臨時會トノ二類ニ別ツ。其定期ニ於テ開ク者ヲ通常會トナシ、臨時ニ開クモノヲ臨時會トナス。

第三條　通常會臨時會ヲ論セス會議ノ議案ハ總テ府知事縣令ヨリ之ヲ發ス。

第四條　臨時會ハ其特ニ會議ヲ要スル事件ニ限リ其他ノ事件ヲ論スルヲ得ス。

第五條　府縣會ノ決議ハ府知事縣令認可ノ上之ヲ施行スヘキ者トス。若シ府知事縣令其議決ヲ認可スヘカラスト思慮スルトキハ其事由ヲ内務卿ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ。

第六條　府縣會ハ毎年通常會議ノ初メニ於テ地方税ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告書ヲ受ケ、府知事縣令ニ説明ヲ求ムルコトヲ得。若シ異見アルトキハ議長ノ名ヲ以テ直ニ内務大藏兩卿ニ上申スルコトヲ得。

第七條　通常會議中議員ノ内二人以上ノ發議ヲ以テ其府縣内ノ利害ニ關スル事件ニ付政府ニ建議セントスル者アレハ先ツ議會ノ許可ヲ得テ之ヲ會議ニ付シ、可決スルトキハ其會ノ所見トシ、議長ノ名ヲ以テ直チニ内務卿ニ建議スルコトヲ得。

第八條　府縣會ハ府知事縣令ヨリ其府縣内ニ施行スヘキ事件ニ付會議ノ意見ヲ問フコトアルトキハ之ヲ議ス。

第九條　府縣會ハ議事ノ細則ヲ議定シ、府知事縣令ノ認可ヲ得テ之ヲ施行スルコトヲ得。府縣會ハ議員ノ内招集ニ應セス又ハ事故ヲ告ケスシテ參會セサルモノヲ審査シ、其退職者タルヲ決スルヲ得。

第二章　撰擧

第十條　府縣會ノ議員ハ郡區ノ大小ニ依リ毎郡區ニ五人以下ヲ撰フ。

第十一條　議長副議長ハ議員中ヨリ公撰シ、之ヲ府知事縣令ニ報告シ、府知事縣令ハ之ヲ内務卿ニ報告スヘシ。議長副議長及議員ハ俸給ナシ。但會期中滯在日當及ヒ往復旅費ヲ給ス、其額ハ會議ノ議決ヲ以テ

之ヲ定ム。

第十二條 書記ハ議長之ヲ撰ヒ庶務ヲ整理セシム。其俸給ハ會費ノ中ヨリ之ヲ支給ス。

第十三條 府縣ノ議員タルコトヲ得ヘキ者ハ、滿二十五歲以上ノ男子ニシテ、其府縣內ニ本籍ヲ定メ、滿三年以上住居シ、其府縣內ニ於テ地租拾圓以上ヲ納ムル者ニ限ル。但左ノ各欵ニ觸ル、者ハ議員タルコトヲ得ス。

第一欵 瘋癲白痴ノ者

第二欵 懲役一年以上及國事犯禁獄一年以上實決ノ刑ニ處セラレタル者。但滿期後七年ヲ經タル者ハ此限ニ在ラス。

第三欵 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者

第四欵 官吏及教導職

第五欵 府縣會ニ於テ退職者トセラレタル後四年ヲ經サル者

第十四條 議員ヲ撰擧スルヲ得ヘキ者ハ、滿二十歲以上ノ男子ニシテ、其郡區內ニ本籍ヲ定メ、其府縣ニ於テ地租五圓以上ヲ納ムル者ニ限ルヘシ。但前條ノ第一欵第二欵第三欵第四欵第五欵ニ觸ル、者ハ撰擧人タルヲ得ス。

第十五條 議員ヲ撰擧セントスルトキハ縣知事縣令ヨリ某月間ニ撰擧會ヲ開クヘキ旨ヲ布令シ、郡區長ハ豫メ撰擧ノ投票ヲ爲スヘキ日ヲ定メ、少クトモ十五日前ニ之ヲ郡區內ニ公布スヘシ。

第十六條 撰擧ノ投票ハ豫定ノ日ニ郡區廳ニ於テ之ヲ爲シ、郡區長之ヲ調査シ、撰擧會中ノ取締ヲ爲スヘシ。但便宜ニ因リ郡區廳外ニ於テ撰擧會ヲ開クコトヲ得。

第十七條 撰擧人ハ豫メ郡區長ヨリ付與シタル投票用紙ニ自己及ヒ被撰人ノ住所姓名ヲ記シ、豫定ノ日之

ヲ郡區長ニ出スヘシ。其投票多數ヲ得タル者ヲ以テ當撰人トシ、同數ナラハ年長ヲ取リ、同年ナラハ鬮ヲ以テ之ヲ定ム。但投票ハ代人ニ託シ差出スモ妨ナシ。

第十八條　投票終ルノ後郡區長ハ撰擧人名簿ニ就テ投票ノ當否ヲ査シ、又被撰人名簿ニ就テ當撰人ノ當否ヲ査ス。若シ法ニ於テ不適當ナル者アルカ、或ハ當撰人自ラ其撰ヲ辭スルトキハ、順次投票ノ多數ヲ得タル者ヲ取ル。

第十九條　當撰人ノ當否ヲ査定スルノ後郡區長ハ其當撰人ヲ郡區廳ニ呼出シ當撰狀ヲ渡シ、當撰人ハ請書ヲ出スヘシ。但當撰人各請書ヲ出シタル後郡長ハ其姓名等ヲ郡區內ニ公告スヘシ。

第二十條　一人ニシテ數郡區ノ撰ニ當ルトキハ其何レノ郡區ニ屬スヘキハ當人ノ好ニ任スヘシ。

第二十一條　議員ノ任期ハ四年トシ、二年每ニ全數ノ半ヲ改撰ス。第一回二年期ノ改撰ヲ爲スハ抽籤法ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム。

第二十二條　議長副議長ノ任期ハ二年トシ、議員ノ改撰每ニ之ヲ公撰スヘシ。

第二十三條　前二條ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再撰スルコトヲ得。

第二十四條　議員中第十三條ニ揭クル諸欵ノ場合ニ遭遇スルカ、其府縣外ニ轉任スルカ、其他總テ欠員アルトキハ更ニ之ニ代ル者ヲ撰擧ス。

第三章　議　則

第二十五條　議員半數以上出席セサレバ當日ノ會議ヲ開クヲ得ス。

第二十六條　會議ハ過半數ニ依テ決ス。可否同數ナル時ハ議長ノ可否スル處ニ依ル。

第二十七條　府知事縣令若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ辨明スルヲ得。但決議ノ數ニ入ルコトヲ得ス。

第二十八條　會議ハ傍聽ヲ許ス。但府知事縣令ノ要メニ依リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ傍聽ヲ禁スルヲ得。
第二十九條　議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス。然レトモ人身上ニ付テ褒貶毀譽ニ涉ルコトヲ得ス。
第三十條　議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス。若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハザルモノアルトキハ議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得。其强暴ニ涉ル者ハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルヲ得。

第四章　開　閉

第三十一條　府縣會ハ毎年一度三月ニ於テ之ヲ開ク。其開閉ハ府知事縣令ヨリ之ヲ命シ、會期ハ三十日以內トス。但府知事縣令ハ會議ノ衆議ヲ取リテ其日限ヲ伸ルコトヲ得ルト雖モ、其事由ヲ直ニ內務卿ニ報告スヘシ。
第三十二條　通常會期ノ外會議ニ付スヘキ事務アルトキ府知事縣令ハ會議ヲ中止セシメ、內務卿ニ具狀シテ其指揮ヲ請フヘシ。
第三十三條　會議ノ論說國ノ安寧ヲ害シ、或ハ法律又ハ規則ヲ犯スコトアリト認ムルトキハ、府知事縣令ハ會議ヲ中止セシメ、內務卿ニ具狀シテ其指揮ヲ請フヘシ。
第三十四條　會議中國ノ安寧ヲ害シ、或ハ法律又ハ規則ヲ犯スコトアリト認ムルトキハ、內務卿ハ何レノ時ヲ問ハス閉會ヲ命シ又ハ議員ノ解散ヲ命スルコトヲ得。
第三十五條　內務卿ヨリ解散ヲ命シタルトキハ其解散ヲ命シタル日ヨリ九十日以內ニ更ニ議員ヲ改撰スヘシ。

七　地方稅規則の改正

明治十三年四月八日、政府ハ郡區町村編制法の追加を行ひ府縣會規則を改正すると共に、太政官第十六號

地租五分以内
營業税並ニ雜種税
戸數割
警察費
河港道路堤防橋梁建築修繕費
府縣會議諸費
衛生及病院費
府縣立學校費及小學校補助費
郡區廳舍建築修繕費
郡區吏員給料旅費及廳中諸費
救育費
浦役場及難破船諸費
管内限リ諸達書及掲示諸費
勸業費

布告を以て地方税規則の改正を斷行した。改正條目は左の如し。

第一條　地方税ハ左ノ目ニ從ヒ徵收ス。

一　地租五分一以内
一　營業税並ニ雜種税
一　戸數割

第二條　營業税雜税ノ種類及制限ハ別段ノ布告ヲ以テ之テ定ム。

第三條　地方税ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ。

一　警察費
一　河港道路堤防橋梁建築修繕費
一　府縣會議諸費
一　衛生及病院費
一　府縣立學校費及小學校補助費
一　郡區廳舍建築修繕費
一　郡區吏員給料旅費及廳中諸費
一　救育費
一　浦役場及難破船諸費
一　管内限リ諸達書及掲示諸費
一　勸業費
一　戸長以下給料及戸長職務取扱諸費

戸長以下給料及戸長職務取扱諸費豫備費

以上費目五ニ流用スルコトヲ許サス。

一　豫備費　豫算外ニ生シタル不足ニ充ツヘキモノヲ云フ

各町村限及區限ノ入費ハ其區內町村內人民ノ協議ニ任セ、地方稅ヲ以テ支辨スルノ限ニアラス。

第四條　其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一週年度トナシ、府知事縣令ハ其年二月迄ニ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ豫算並ニ地方稅徵收ノ豫算ヲ立テ、翌年度ノ定額トナシ、其府縣會ノ議決ヲ取リ、其年五月ヲ以テ內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ。

第五條　非常ノ費用ハ豫算ニ立ツルヲ得ザル天災時變ノ費用豫備費ヲ以テ給足セサルモノヲ云。別ニ賦課スルヲ得ルト雖モ其府縣會ノ議決ヲ取リ內務卿及ヒ大藏卿ニ報告スヘシ。其急施ヲ要スル事項ハ府縣會ニ付セス便宜施行シテ後報告スルヲ得。此場合ニ於テハ之ヲ其後開ク所ノ府縣會ニ報告スヘシ。

第六條　地方稅徵收ノ期限ハ府知事縣令適宜ニ之ヲ定ムヘシ。

第七條　府知事縣令ハ毎年七月ニ至リ其一週年度間ノ出納ヲ計査シ精算帳及計表ヲ製シテ內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ。且翌年通常會議ノ初メニ於テ之ヲ府縣會ニ報告スヘシ。

第八條　府縣會若シ豫算ノ議案ヲ議定セサルカ、又ハ議案ヲ議定スルニ及ハスシテ內務卿ヨリ閉會若クハ解散ヲ命シタルトキハ、府知事縣令ノ具申ニ依リ內務卿ハ前年度ノ豫算額ニ據テ徵收セシムルヲ得。

第九條　島嶼ノ地方稅ニ係ル經費ハ府縣會ノ決議ヲ經テ府知事縣令ヨリ內務卿ニ具狀シ、其裁定ヲ得テ本屬府縣ノ經費ト之ヲ分別スルコトヲ得。

區町村會法ノ制定

八　區町村會法の制定

政府は府縣會規則を改正すると共に同日（十三年四月八日）太政官第十八號布告を以て區町村會法を定め、

之れを實施した。その區町村會法は左の如し。

第一條　區町村會ハ其區町村ノ公共ニ關スル事件及ヒ其經費ノ支出徵收方法ヲ議定ス。

第二條　區町村會ノ規則ハ其區町村ノ便宜ニ從ヒ之ヲ取設ケ、府知事縣令ノ裁定ヲ受ク可シ。

第三條　數區町村聯合會ヲ開クトキハ其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ府知事縣令ノ裁定ヲ受ク可シ。

第四條　區會ノ評決ハ區長之テ施行シ、町村會ノ評決ハ戶長之ヲ施行ス。若シ其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ其施行ヲ止メテ府知事縣令（戶長ハ郡區長ヲ經テ）ノ指揮ヲ乞フコトヲ得。

第五條　數區聯合會ノ評決ハ區長之ヲ施行シ、數町村聯合會ノ評決ハ地方ノ便宜ニヨリテ戶長又ハ郡區長之ヲ施行ス。若シ其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ總テ前條ノ手續ニ從フヘシ。

第六條　郡區長ニ於テ町村會若シ法ニ背クコトアリトスルトキハ之ヲ中止シ、其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ其施行ヲ止メテ府知事縣令ノ指揮ヲ乞フコトヲ得。

第七條　府知事縣令ニ於テ區町村會及ヒ聯合會若シ法ニ背クコトアリトスルトキハ之ヲ中止スルコトヲ得、又ハ之ヲ解散シテ改撰セシムルコトヲ得。

第八條　水利土功（公共ノ水利土功ニシテ全町村ノ利害ニ干涉セス、或ハ數町村ノ幾分ノミ其利害ニ關係スルモノ、又ハ利害ニ關係ナキモ從來組合等ノ慣行アルモノヲ云）ノ爲メ町村會ノ決議ヲ以テ其關係アル人民若クハ町村ノ集會ヲ要スルトキハ、其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ府知事縣令ノ裁定ヲ受クヘシ。

第九條　前條ニ揭ケタル集會評決ノ施行及ヒ其取締ハ第四條ヨリ第七條マテノ手續ニ從フヘシ。

第十條　第三條及ヒ第八條ニ揭ケタル集會ヲ要スルトキ其關係アル區町村若クハ人民中異議アリテ其集會ニ應セサルトキハ、府知事縣令之ヲ府縣會ニ付シ其決スル所ニ依リ之ヲ定ムヘシ。但府縣會ノ閉會ニ當

リ其開會ヲ待ツヘカラサルトキハ府知事縣令之ヲ決定スルコトヲ得、此場合ニ於テハ次ノ開會ニ於テ之ヲ報告スヘシ。

九　府縣會規則の追加

府縣會規則の追加

明治十三年四月八日、政府は太政官第十五號布告を以て府縣會規則を改正したが、次いで同年十一月五日に至り太政官第四十九號布告を以て府縣會規則の追加を行つた。追加條文は左の如し。

常置委員

第五章　常置委員

第三十六條　府縣會ハ其議員中五人以上七人以下ノ常置委員ヲ撰任スヘシ。

第三十七條　常置委員ハ府縣會ノ議定ニ依リ地方税ヲ以テ支辨スヘキ事業ヲ執行スルノ方法順序ニ付、毎ニ府知事縣令ノ諮問ヲ受ケ、其意見ヲ述ヘ、及ヒ地方税ヲ以テ支辨スヘキ事業ニシテ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ其經費ヲ議決シ、追テ府縣會ニ報告スルヲ得。

第三十八條　常置委員ハ通常府縣會議ノ初メ委員會議ニ於テ議決シタル事件ノ要領ヲ報告シ、且通常會ト臨時會トヲ論セス府知事縣令ヨリ發スヘキ議案ヲ前以テ請取リ、會議ニ向テ其意見ヲ報告スヘシ。

第三十九條　常置委員會議所ハ府縣廳内ニ置キ、定日ニ會議スヘシ。

第四十條　常置委員ノ會議ハ別ニ議案書ヲ用フルヲ要セス。

第四十一條　常置委員會議ノ議長ハ府知事縣令之ヲ勤ムヘシ。但第三十八條ノ報告ヲ爲スニ就テノ會議々長ハ時々委員中ヨリ之ヲ選擧スヘシ。

第四十二條　常置委員ハ半數以上出席セサレハ當日ノ會議ヲ開クヲ得ス。會議ハ過半數ニ依テ決ス。可否同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル。

第四十三條　常置委員會議ノ議事ハ書記ヲシテ筆記セシムヘシ。
第四十四條　府知事縣令ハ主務ノ僚屬ヲ委員會議ニ出シ、其會議ニ係ル事件ニ付辯明ヲ爲サシムルヲ得。
第四十五條　常置委員會議ハ傍聽ヲ許サス。
第四十六條　常置委員ノ任期ハ二ケ年トシ、期限ニ至リ再選スルヲ得。
第四十七條　常置委員會議所ノ書記ハ府縣ノ屬官中ヨリ議長之ヲ撰任ス。
第四十八條　常置委員ハ三十圓以上八十圓以下ノ月手當及ヒ往復旅費ヲ給ス、其額ハ府縣會ノ議決ヲ以テ定ム。
第四十九條　常置委員ノ月手當旅費其他委員會議所ノ費用ハ地方税ヨリ支給ス。

一〇　區町村會法の改正

區町村會法の改正

次で政府は同年五月七日に至り太政官達第十四號を以て區町村會法の改正を行ひ、以て漸次區町村會の改革を期した。その條文は左の如し。

改正區町村會法

區町村會法

第一條　區町村會ハ區町村費ヲ以テ支辨スヘキ事件及其經費ノ支出徴收方法ヲ議定ス。
第二條　區町村會ノ會期議員ノ員數任期改選及其他ノ規則ハ府知事縣令之ヲ定ム。
第三條　區會ハ區長之ヲ招集シ其議案ヲ發ス。町村會ハ戸長之ヲ招集シ其議案ヲ發ス。
第四條　區會ノ評決ハ區長之ヲ施行シ町會ノ評決ハ戸長之ヲ施行ス。若シ其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ其施行ヲ止メ府知事縣令ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ。
第五條　區長ニ於テ區會、郡區長戸長ニ於テ町村會ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スルコトアリト認ム

ルトキハ其會議ヲ中止シ府知事縣令ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ。

第六條　府知事縣令ニ於テ區町村會ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スルコトアリト認ムルトキハ何時タリトモ區町村會ヲ停止シ又ハ之ヲ解散シテ改選セシムルコトヲ得。

第七條　前條ノ場合ニ於テ停止又ハ解散ヲ命シタルトキハ更ニ開會ヲ命シ又ハ改選スル迄ノ間區長戸長ハ經費ノ支出徴收方法ヲ定メ府知事縣令ノ認可ヲ得テ施行スルコトヲ得。

第八條　區町村ニ於テ議員ヲ選擧セス又ハ議員招集ニ應セスシテ會議ヲ開クヲ得ス、及議定スヘキ議案ヲ議定セス又ハ會期内ニ於テ議案ヲ評決シ終ラサルトキハ前條ニ依ル。

第九條　議員ヲ選擧スルヲ得ヘキ者ハ滿二十歳以上ノ男子ニシテ其區町村内ニ住居シ其區町村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル。但シ府縣會規則第十三條第一類第二類第三類ニ觸ル、者及ビ陸海軍々人現役ノ者ハ選擧人タルコトヲ得ス。

第十條　議員タルコトヲ得ヘキ者ハ滿二十五歳以上ノ男子ニシテ其區町村ニ住居シ其區町村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル。但シ府縣會規則第十三條第一類第二類第三類第四類ニ觸ル、者ハ議員タルコトヲ得ス。

第十一條　區會ノ議長ハ區長、町村會ノ議長ハ戸長ヲ以テ之ニ充ツ。區長戸長若シ事故アルトキハ區長戸長ニ於テ議員中ヨリ議長ヲ指定スルコトヲ得。

第十二條　府知事縣令其管轄内ニ於テ町村會ヲ開設シ得ヘカラサル狀況アルヲ認ムルトキハ内務卿ニ具狀シ指揮ヲ請フヘシ。

第十三條　府知事縣令ハ數區町村ニ關係スル事件アルトキハ其區域ヲ定メテ聯合區町村會ヲ開設スルコトヲ得。

第十四條　府知事縣令ハ水利土功ニ關スル事項ニシテ區町村會若クハ聯合區町村會ニ於テ評決スルヲ得サルモノアルトキ特ニ其區域ヲ定メテ水利土功會ヲ開設スルコトヲ得。

第十五條　聯合區町村會及水利土功會ハ總テ本法ニ準據ス其區域區長戶長數人ノ所轄ニ渉ルモノハ府知事縣令便宜郡區長ヲシテ之ヲ管理セシム。但シ戶長ヲシテ其評決ヲ施行セシムルコトアヘシ。

第三十四節　言論及び出版物の取締

一　集會條例の發布

集會條例の發布

讒謗律及び新聞條例發布の原因

小松原英太郎・關新吾・加藤九郎・末廣重恭・杉田定一・栗原亮一・横瀬文彦・山脇巍・中島勝義・坪田繁・竹田正忠

印刷術の進步

評論新聞采風

明治八年六月、政府は傍若無人な言論の横行を彈壓する目的で讒謗律及び新聞條例を發布したが、當時の言論に就ては明治史に『當時世に所謂有志の徒あつて、維新前後の慷慨志士(卽時の當路者)の氣風を學び、或は洋學の初步に通じ或は和漢學の教養を受け慷慨憂國の士を以て自ら任じ、相當の意見を抱國是確定紀綱皇張を主張し、朝鮮征討國權擴充を唱導す。民選議院の建白書出づるに及び翕然として之を贊成し、擧つて民權自由の說に傾き、横議縱論以て政府を攻擊す。蓋し此徒は寡人政府の專横に憤る所あるに似たり。其最主なるものは小松原英太郎(今内務省警保局長)關新吾(今大分縣書記官)加藤九郎・末廣重恭(今愛媛縣選出衆議院議員)杉田定一(今福井縣選出衆議院議員)栗原亮一(今三重縣選出衆議院議員)横瀬文彦(今非職大藏書記官)山脇巍・中島勝義・坪田繁(今岡山縣選出衆議院議員)竹田正忠等乃ち其人なり。當時已に印刷術の進步に乘じ、自由自在に其自說を逞ふすることを得たり。夫の評論新聞の如き(八年四月廿日發刊)采風新聞の如き(同年十一月發刊)草莽雜誌の如き(九年三月發刊)皆此等の諸士發兌するものにして、

新聞草紙雜誌
新聞條例の更定
讒謗律の公布
民間有志者の攻擊
青年壯士の激昂
日刊新聞紙の發達
横濱毎日新聞
東京日日新聞
郵便報知新聞、
朝野新聞
曙新聞
讀賣新聞
藤田茂吉
福地源一郎

政府顛覆論大臣暗殺論及民權は血を以て買ふべしと、暴議大呼傍若無人の言論は常に世人の聞く所なり。政府に於ては民間政論の喧噪を見て新聞條例を更定し讒謗律を公布せしに、此法律は益民間有志者の激する所と爲り、愈政府の壓制を攻擊するを以て、青年壯士の徒は之に倣ふて皆榮を爲すに至る。又日刊新聞紙の業漸く進步し、横濱毎日新聞・東京日々新聞・郵便報知新聞・朝野新聞・曙新聞・讀賣新聞の類は當世の耳目を以て評せらたり。然ども新聞紙は概して未た政論の機關にあらず、主として事實の報道に止まり所謂社說は穩和婉曲の方なりしも、其後洋學漸々開け政治書經濟書を繙くもの日々に其數を加へ、且つ新に西洋歸りのもの英米學者の代議政體論議院政治論憲法論立法論等を傳播し、貿易の重ずへきを論じ、歐米文明の風潮に抗すべからざるを論じ、國政は君民共治の至當なるを論じ、立法・司法・行政の鼎立せざるべからざるを論じ、英國政體の至純を論じ、我國をして英國たらしめんと欲するものあるに至て穩然多數の贊成者を得たり。就中當時慶應義塾の出身者は殆ど皆此說を主唱す。彼の藤田茂吉（今東京府選出衆議院議員）の如きは當時報知新聞の記者にして大に板垣に左袒し急進論者の錚々たるものなり。然るに東京日々新聞は福地源一郎筆を執り、太政官紀事印行の御用を勤め半官報の姿を爲し、常に漸進論を唱へ暗に木戸の政策を援けり。維新以來民間に政論の盛なる是時を以て最と爲す。就中彼の所謂有志者なるものは皆過激の論說を振り回し、爲めに法網にふれ、禁獄罰金續々踵を絕たざるに至る。古人曰く法律は人民之を作ると宜なる哉此言や。條例の出る必ず其必要あるに由る。然ども寡人專制の國に於ては往々其內閣少數人の必要あるに由つて而して條例の出づるあり、佛國拿破崙三世の世及魯國現今の如き是なり。意ふに我國維新以來數箇の出版條例あるも殆ど言論出版の自由を得しに、本月二十八日（六月）に至り太政官第百十號第百十一號布告を以て頓に新聞條例及讒謗律の出づるあつて言論出版の自由少しく縮るものゝ如し云々』とあり、以て當時の言論界と政府の之れに對する態度の一斑を窺ふに足るであらう。然るにその後民間の國會開設に對する運動は益

く熾烈を極めたので、政府は之れが取締に關し非常に苦心した結果、民意の暢達を無視し、明治十三年四月五日に至り遂に太政官第十二號布告を以て集會條例を發布し、以て演說會等を彈壓するに至つた。卽ち集會條例の條文は左の如きものである。

集會條例別冊之通被定候條此旨布告候事

第一條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ公衆ヲ集ムル者ハ開會三日前ニ講談論議ノ事項講談論議スルノ人ノ姓名住所會同ノ場所年月日ヲ詳記シ、其會主又ハ會長幹事等ヨリ管轄警察署ニ屆出デ、其認可ヲ受ク可シ。

第二條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ結社スル者ハ結社前其社名社則會場及社員名簿ヲ管轄警察署ニ屆出デ、其認可ヲ受クヘシ。其社則ヲ改正シ及社員ノ出入アリタルトキモ同樣タルヘシ。此屆出ヲナスニ當リ警察署ヨリ尋問スル事アレハ社中ノ事ハ何事タリトモ之ニ答辯スヘシ。「前項ノ結社及其他ノ結社ニ於テ政事ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲ニ集會ヲナサントスル時ハ仍ホ第一條ノ手續ヲ爲スヘシ。十五年第二十七號布告全條改正」

第三條　講談論議スル人員會場及會日ノ定規アル者ハ、其定規ヲ初會ノ三日前ニ警察署ニ屆出認可ヲ受クルトキハ、爾後ノ例會ハ屆出ニ及ハスト雖モ、之ヲ變更スルトキハ第一條ノ手續ヲ爲スヘシ。

第四條　管轄警察署ハ第一條第二條第三條ノ屆出ニ於テ國安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ認可セサルヘシ。

第五條　警察署ヨリハ正服ヲ着シタル警察官ヲ派遣シ、其認可ノ證ヲ檢査シ、會場ヲ監視セシムルコトアルヘシ。

第六條　派出ノ警察官ハ認可ノ證ヲ開示セサルトキ、講談論議ノ屆書ニ揭ケサル事項ニ亘ルトキ、又ハ人

ヲ罪戻ニ教唆誘導スルノ意ヲ含ミ、又ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキ、及集會ニ臨ムヲ得サル者ニ退去ヲ命シテ之ニ從ハサルトキハ、全會ヲ解散セシムヘシ。但シ本條ノ解散ヲ命シタル時ハ其情狀ニヨリ東京ハ警視長官其他ハ地方長官其結社ヲ解散セシメ、又ハ其管內ニ於テ一個年以內其會員ノ公衆ニ對シ政事ヲ講談論議スルコトヲ得ヘシ。

猶ほこの集會條例はその後第五十六號布告を以て左の但書追加を發布された。卽ち追加條文は左の如し。

十三年第五十六號布告但書追加

第七條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル集會ニ、陸海軍人常備豫備後備ノ名籍ニアル者警察官公立私立學校ノ教員生徒農業工藝ノ見習生ハ之ニ臨會シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得ス。

第八條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ、其旨趣ヲ廣告シ又ハ委員若クハ文書ヲ發シテ公衆ヲ誘導シ、又ハ他ノ社ト連結シ及通信往復スルコトヲ得ス。

第九條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ、屋外ニ於テ公衆ノ集會ヲ催スコトヲ得ス。

第十條　第一條ノ認可ヲ受ケスシテ集會ヲ催スモノ會主ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ處シ、其會席ヲ貸シタル者竝ニ會長幹事及其講談論議者ハ各二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ、第三條ノ規定ヲ犯シタル者モ亦本條ニ據ル。

第十一條　第一條ノ規定ニ背キ、社則或ハ社員名簿或ハ社則社員ノ出入ヲ定期ニ於テ警察署ニ屆出テス、又ハ尋問スル處ノ事項ヲ回答セサルトキ、社長ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ、僞作ノ社則又ハ名簿ヲ屆出或ハ尋問ヲ得テ僞答スルトキ、社長ハ右罰金ノ外尙十一日以上三月以下ノ禁獄ニ處ス。

第十二條　第五號ノ規定ニ背キ派出警察官ノ臨席ヲ肯セサルトキ、會主會長及社長幹事ハ各五圓以上五十圓以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ禁獄ニ處シ、其警察官ヨリ演說者ノ姓名ヲ尋問スルニ之ニ答ヘ

ス又ハ僞名ヲ答ヘタル者ハ同罪ニ處シ、再犯ニ當ルモノハ十圓以上百圓以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ禁獄ニ處ス。

第十三條　派出ノ警察官ヨリ解散ヲ命シタル後尚退散セサル者ハ、二圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ十一日以上六月以下ノ禁獄ニ處ス。

第十四條　第七條ノ制限ヲ犯シタルトキ、會主會長及社長幹事ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ十一日以上二月以下ノ禁獄ニ處シ、其他情狀ノ重キ者アレハ其社ヲ解散セシム。其制限ヲ犯シテ入社シ又ハ臨會スル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十五條　第八條ノ制限ヲ犯シタルトキ、會主會長及社長幹長ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ禁獄ニ處シ、其社ヲ解散セシム。此事ニ關スル者モ亦同罪ニ處シ、脅迫スル者及罪再犯ニ當ル者ハ拾圓以上百圓以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ禁獄ニ處シ、其社長幹事ハ一年以上五年以下結社又ハ入社ヲ禁ス

第十六條　成法ニ制定スル所ノ集會ハ此限ニ在ラス。

渡邊洪基

猶ほ本條例は渡邊洪基の起草にかゝるもので、明治政史に『此條例は今の全權公使渡邊洪基內閣の命を奉じて起草し、以て本年(十三年)三月三十一日元老院の議決を經て此に之を發布したるものなりと云ふ』とある。

集會條例改正追加

二　集會條例改正追加

明治十五年六月三日、政府は太政官布告第二十七號を以て集會條例を左の如く改正追加すると同時に、昨々年(十三年)の第五十六號布告を廢止した。新たに布告された改正追加は左の如し。

第二條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ結社（何等ノ名義ヲ以テスルモ其實政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ結合スルモノヲ倂稱ス）スル者ハ、結社前其社名社則會場及社員名簿ヲ管轄警察署ニ屆出テ其認可ヲ受クヘシ。其社則ヲ改正シ及社員ノ出入アリタルトキモ同樣タルヘシ。此屆出ヲ爲スニ當リ警察署ヨリ尋問スルコトアレハ、社中ノ事ハ何事タリトモ之ヲ答辯スヘシ。前項ノ結社及其他ノ結社ニ於テ政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲ニ集會ヲ爲サントスルトキハ、仍ホ第一條ノ手續ヲナスヘシ

第四條　管轄警察署ハ第一條第二條第三條ノ屆出ニ於テ、治安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ認可セス、又ハ認可スルノ後ト雖モ之ヲ取消スコトアルヘシ。

第五條　二項、警察官會場ニ入ルトキハ其求ムル所ノ席ヲ供シ、且其尋問アルトキハ結社集會ニ關スル事ハ何事タリトモ之ニ答辯スヘシ。

第六條　二項、前項ノ場合ニ於テ解散ヲ命シタルトキ地方長官（東京ハ警視長官）ハ、其情狀ニ依リ演說者ニ對シ一個年以內管轄內ニ於テ公然政治ヲ講談論議スルヲ禁止シ、其結社ニ係ルモノハ仍ホ之ヲ解散セシムルコトヲ得、內務卿ハ其情狀ニ依リ、更ニ其演說者ニ對シ一個年以內全國內ニ於テ公然政治ヲ講談論議スルヲ禁止スルヲ得。

第八條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ、其旨趣ヲ廣告シ、又ハ委員若クハ文書ヲ發シテ公衆ヲ誘導シ、又ハ支社ヲ置キ、若クハ他ノ社ト連絡通信スルコトヲ得ス。

第十一條　第二條第一項ノ規定ニ背キテ、屆ヲナサス又ハ尋問スル所ノ事項ヲ開答セサルトキ、社長ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ、詐欺ノ屆出ヲ爲シ、或ハ尋問ヲ得テ僞答スルトキ、社長ハ右罰金ノ外倘ホ十一日以上三月以下ノ輕禁固ニ處ス。

第十二條　第五條ノ規定ニ背キ、派出警察官ノ臨席ヲ背セス、又ハ其求ムル所ノ席ヲ供セサルトキ、會主

會長及社長幹事ハ各五圓以上五十圓以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ、警察官ノ尋問ニ答ヘス、又ハ僞答スル者ハ同罪ニ處ス、再犯ニ當ル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處ス。

第十六條　學術會其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス、多衆集會スル者、警察官ニ於テ治安ヲ保持スルニ必要ナリト認ムルトキハ之ニ臨監スルコトヲ得。若シ其臨監ヲ肯セサルトキハ第十二條ニ依テ處分ス。學術會ニシテ政治ニ關スル事項ヲ講談論議スルコトアルトキハ第十條ニ依テ處分ス。

第十七條　前條ノ場合ニ於テ治安ヲ妨害スルト認ムルトキハ第六條ニ依テ處分ス。

第十八條　凡ソ結社若クハ集會スル者内務卿ニ依テ治安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ禁止スルコトヲ得。若シ禁止ノ命ニ從ハス又ハ仍ホ秘密ニ結社若クハ集會スル者ハ、十圓以上百圓以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處ス。

第十九條　憲法ニ制定スル所ノ集會ハ此限ニ在ラス。

接ずるに、當時政黨の結成が旺んに行はれ、爲めに各所に集會し、激越なる政談演説が行はれたので、政府の施政上に及ぼす影響は少くなかつた。玆に於て政府は更に集會條例を改正追加して、之れを唯一の武器として各地の集會及び政談演説會を彈壓しようとした形跡がある。

三　請願規則頒布

明治十三年十二月、政府は人民の建白に對し法律を設けて其手續を嚴重に取締り、之れが勵行に努めたが、同十四年十月十二日國會開設の聖詔が渙發せられて以來、民間に於てはその開期に關し猶ほ請願するもの絶えず、爲めに政府に於ても之れが取締を痛感するに至り、同十五年十二月十二日第五十八號布告を以て二十

請願規則の本文

條から成る請願規則を制定してこれを取締るに至つた。

請願規則

第一條　人民各自ノ利害ニ關シ行政上ノ處分ヲ請願セントスル者ハ左ノ條規ニ依ルヘシ。

第二條　郡區長及戸長職權内ノ事件ハ郡區長戸長ニ請願スヘシ、郡區長戸長ノ指令ニ服セサル者ハ府知事縣令ニ請願シ、府知事縣令ノ指令ニ服セサル者ハ主務卿ニ請願シ、主務卿ノ指令ニ服セサル者ハ太政官ニ請願スルコトヲ得。府縣知事縣令警視總監職務内ノ事件ハ府知事縣令警視總監ニ請願スヘシ。府知事縣令警視總監ノ指令ニ服セサル者ハ主務卿ニ請願シ、主務卿ノ指令ニ服セサル者ハ太政官ニ請願スルコトヲ得。各省卿職務内ノ事件ハ其卿ニ請願スヘシ。其指令ニ服セサル者ハ太政官ニ請願スルコトヲ得。

第三條　凡ソ請願スルハ書面ヲ以テスヘシ、口陳スルコトヲ許サス。官署ノ求ニ應シテ開陳スルハ此限ニ在ラス。

第四條　請願書ハ請願人自ラ署名捺印シ族籍住所ヲ記シ、戸長ニ請願スル者ヲ除クノ外住所戸長ノ奥印ヲ受クヘシ、其連名ヲ以テ請願スル者ハ各人自ラ署名捺印シ、族籍住所ヲ記シ、其總代又ハ請願發起人アルトキハ其由ヲ肩書スヘシ。戸長ノ奥印ヲ受クルハ前ノ例ニ同シ。

第五條　府縣郡區總代又ハ結社總代ノ名ヲ以テ請願スルコトヲ得ス。但シ成法ニ制定セラレタル會社ハ此限ニ在ラス。

第六條　請願書ヲ上呈スルニハ代人ヲ以テスルコトヲ許サス。數人連名スル者ハ請願人中ニ於テ三名以下ノ總代人ヲ撰ミ之ニ委托スヘシ。

第七條　請願書ハ郵便ヲ以テ上呈スルコトヲ得。

第八條　上司ニ呈スル請願書ニハ其經歷スル所ノ官署ノ指令書ヲ添フヘシ。

第九條　請願書ノ郵達ヲ得タル各省若シ其主務ニ非サルトキハ直ニ之ヲ主務省ニ移シ、其由ヲ請願人ニ通知スヘシ

第十條　太政官ニ於テ請願ヲ裁可スルトキハ主務省ニ付シテ處分セシムヘシ。

第十一條　太政官ノ裁令ヲ經タル者ハ更ニ請願スルコトヲ得ス、又裁判所ニ訴フルコトヲ得ス。

第十二條　請願ヲ名トシテ行政處分ヲ拒ムコトヲ得ス。

第十三條　凡ソ事ノ建白ニ屬スヘキ者ハ人民各自ノ利害ニ係ルヲ以テ請願スト雖モ受理セス。

第十四條　行政處分ノ既ニ五年ヲ經タル者ハ請願ヲ受理セス。

第十五條　請願人第二條ノ順序ヲ經ス及第三條第四條第五條第六條第八條第十一條ノ規定ニ循ハサル者ハ受理セス。

第十六條　請願書ニ侮辱誹毀ノ語ヲ用ヒ、及第二條ニ示ス所ノ官署ノ外ニ向ヒ請願スル者ハ受理セス。

第十七條　條理ニ違ヒ受理セラレサルノ請願ヲ以テ強テ受理ヲ請フ者ハ十一日以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス。其連名請願スル者ハ情ヲ知ラサル者ヲ除ク外各人均ク罪ヲ論ス。其發起人ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處ス。若シ請願人ノ外教唆者アルトキハ發起人ト同ク罪ヲ論ス。其嘯聚ニ渉ル者ハ刑法ニ依テ處分ス。

第十八條　請願人官吏ニ對シ抗論シ、喧擾ニ渉ル者ハ、十一日以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス。其侮辱ニ渉ル者ハ刑法ニ依テ處分ス。

第十九條　請願書ハ新聞紙其他ノ文書ヲ以テ公行スルコトヲ許サス、犯ス者ハ罪前條第一項ト同シ。

第二十條　請願ニ由リ人ヲ誣告スル者ハ刑法ニ依テ處分ス。

各府縣會議員の聯合集會及び往復通信を禁す
稻垣示
鳩山和夫
田口卯吉
日本同志者懇親會
中村樓
淺草十本願寺
鳩山和夫
田口卯吉
松波宏祥

四　各府縣會議員の聯合集會及び往復通信を禁ず

明治政史に『府縣會創設以來玆に五年、其間各府縣會の議員は甲乙數縣相連絡し、以テ其縣治上の相談集會を開きしこと屢々なりしも、政府より敢て關渉せしことなきに、去年に至り石川縣會議員稻垣示其縣會の議場に於て敢て數縣連合會議云々を發議し、爲に警察の拘引する所となり、遂に罰金並に禁獄の刑に處せられしを以て、此事各府縣會議員の權限に關し、後來容易ならざる問題として、東京府會議員鳩山和夫・田口卯吉の二氏此問題會の幹事と爲り、本年十月二十九日を以て先づ東京府會議員を集會し、共に謀議する所あつて、全國の府縣會議員を東京に招集し、一大懇親會を開き、併せて將來府縣會議員の權限に關し、決議する所あらんとし、乃ち各府縣會議員に招狀を發せしに、十二月二十八日に至り太政官第七十號を以て左の通り達せらる。

府縣會議員會議ニ關スル事項ヲ以テ他ノ府縣會議員ト聯合集會シ、又ハ往復通信スルコトヲ許サス。

其集會スル者何等ノ名義ヲ以テスルモ府知事縣令ニ於テ此禁令ヲ犯ス者ト認ムルトキハ直ニ解散ヲ命スヘシ。

前項ノ場合ニ於テ解散ノ命ニ從ハサル者ハ集會條例第十三條ニ依テ處分ス。

右の一例突然飛び降りしを以て、東京府會議員に於ては更に「當初本會ノ目的ヨリ稍々範圍ノ狹小ヲ來シ候得共、會議ニ關セサル地方ノ事柄ニ付御談話致度」との書翰を各府縣會議員に贈りしに由り、翌十六年二月二日に至り日本同志者懇親會と稱し、江東中村樓に開く。始め淺草本願寺を以て將に之に充てんとせしも、故あつて拒絕に遇ひ轉じて此樓に代ゆ。其會員は山口・高知・愛知の三縣を除くの外全國無慮九十八名一、二會員の發議に由り、指名を以て鳩山和夫を議長に、田口卯吉・松波宏祥を說明委員と爲し、先づ其規

約書を議し左の通り決せり。

日本同志者懇親會規約

第一條　此會ヲ稱シテ日本同志者懇親會ト云フ、各地方同志者ヨリ組成スルモノトス。

第二條　此會ハ各地方ノ懇親ヲ開クヲ目的トス。

第三條　集會ハ毎年十月十五日ヲ以テ始ムルモノトス。

第四條　集會ノ地ハ東京ト定ム（但シ會員ノ衆議ヲ以テ其他ノ地方ニ之ヲ開クコトヲ得ヘシ）

第五條　集會ノ地ニハ通信事務ヲ管理セシムル爲メ其事務掛リヲ置クヘシ（但シ其他ノ幹事ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス）。

第六條　此會ニ加入スル會員ハ豫テ其地方ニ於テ各自ニ懇談會ヲ開キ、集會毎ニ少クトモ出席員二名ヲ選擧シ、之ヲ派出セシムヘシ。

第七條　經費支辨ノ方法ハ左ノ三種ニ區別ス

第一　開會ノ諸費ハ臨場會員ニ於テ平等ニ分擔スヘシ。

第二　出席員ノ往復並ニ滯在ノ費用ハ地方各自ニ支辨スヘシ。

第三　通信事務上ニ付要スル諸費ハ集會地ノ會員ニ於テ之ヲ負擔スヘシ。

第八條　各地方會員ハ各其會員中ヨリ幹事五名以下ヲ選擧シ、通信往復ノ事務ヲ司ラシムヘシ（但シ改選ノ都度其姓名ヲ各地方幹事ニ報告スヘシ）。

云々」とあるを以て、その全貌を窺ふに足るであらう。この懇親會中大臣參議中を招待すべしと主張する者があつたが、議論百出して遂に決せず、この主張は立消えになつた。然るに中村樓に於て別項右の規約を申合中、午後四時頃に至り、警視廳から懇親會の幹事に出頭すべき旨の呼出に接した。依つて當日は幹事の設

島田三郎鳩山和夫府縣會議員日本同志者懇親會の禁止

けがなかつたが島田三郎・鳩山和夫の二氏が代表者となつて警視廳に出頭したところ、

今般府縣會議員其他懇親會ノ名義ヲ以テ府下ニ集合スル義禁止候旨内務卿ヨリ被達候條此旨相達候事。

明治十六年二月三日　警視總監　樺　山　資　紀

ために府縣會議員日本同志者懇親會は僅かに二日間開會し、別項の如き規約を議決したのみで遂に解散の已むなきに至つた。

五　新聞紙條例の改正

新聞紙條例改正

明治八年六月、政府は始めて新聞紙條例を制定發布して以來、同十六年に至るまで該規定に依つて新聞紙を取締つて來たが、同條例は發布以來すでに八箇年を經過し、その後の時勢の變化に鑑みて聊か時代遲れの觀があつたので、改正の必要に迫られてゐたが、愈々十六年四月十六日に至り太政官第十二號を以て改正された。然るにこの改正新聞紙條例は從來のものに比し、一層取締りの嚴重を究め、言論の取締に就いても從來に比し更にその自由の範圍を縮少し、極めて拘束的なものとなつたので、言論界からは改惡の評があつた。その條例は左の如し。

十六年度の改正新聞紙條例文

新聞紙條例

第一條　新聞紙ヲ發行セントスル者ハ其發行所ノ管轄廳（東京府ハ警視廳）ヲ經由シテ内務卿ニ屆出テ准許ヲ受クヘシ。時々ニ刷行スル雜誌雜報ノ類ハ皆此條例ニ依ル。

第二條　新聞紙發行ノ願書ハ左ノ事項ヲ揭ケ、持主若クハ社主ヨリ差出ス可シ。

一　題號

二　記載ノ種目（政治法律農工商業等ノ類）

三　刊行ノ定期又ハ無定期（毎日毎週毎月又ハ無定期ニシテ逐號發行スルモノ）

四　發行所及印刷所

五　持主若クハ社主及編輯人印刷人ノ族籍身分氏名年齡住所

第三條　社長幹事其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス新聞紙ニ署名スル者ハ總テ持主社主ノ例ニ依ル。

第四條　新聞紙ノ題號記載ノ種目又ハ持主社主ヲ變更セントスル時ハ更ニ管轄廳（東京府ハ警視廳）ヲ經由シテ內務卿ニ願出テ准許ヲ受ク可シ、前項ノ外第二條ノ願書ニ揭クヘキ事項ニ於テ變更アルトキハ七日以內ニ管轄廳（東京府ハ警視廳）ニ屆出ツ可シ。

第五條　持主若クハ社主死去シ、又ハ法律上其資格ヲ失ヒタルトキハ、假ニ持主社主ヲ定メテ新聞紙ヲ發行スルコトヲ得。但七日以內ニ管轄廳（東京府ハ警視廳）ヲ經由シテ內務卿ニ願出テ准許ヲ受ク可シ。

第六條　編輯人印刷人ハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス。

第七條　內國人ニシテ滿二十歲以上ノ男子ニ非サレハ持主社主編輯人印刷人トナルコトヲ得ス。公權ヲ剝奪セラレタル者ハ持主社主編輯人印刷人トナルコトヲ得ス。公權ヲ停止セラレ又演說ヲ禁止セラレタル者其停止禁止間亦同シ。

第八條　新聞紙ノ發行ヲ願出ツルトキハ保證トシテ左ノ金額ヲ納ム可シ。但專ラ學術技術統計及官令又ハ物價報告ニ係ル者ハ此例ニ在ラス。

一　東京ニ於テハ千圓

一　京都大阪橫濱兵庫神戶長崎

一　一月三回以下發行スル者ハ各前項ノ半額

第九條　保證金ハ持主若クハ社主ヨリ爲替方又ハ銀行ノ預手形或ハ時價ニ準シタル公社債證書ヲ以テ管轄

廳（東京府ハ警視廳）ニ納ム可シ。新聞紙ノ發行ヲ廢止シ、又ハ禁止セラレタルトキハ保證金ヲ還付ス。

第十條　新聞紙發行ノ準備ヲ得タル日ヨリ五十日ヲ過キテ發行セサルトキハ其準許ノ効ヲ失フ者トス。刷行ノ定期ニ發行セサルトキハ七日以内ニ休業ノ旨ヲ管轄廳（東京府ハ警視廳）ニ屆出ツ可シ。休業屆出ノ日ヨリ五十日ヲ過キテ再ヒ發行セサル者亦前項ニ同シ。無定期ノ新聞紙前號刷行ノ日ヨリ五十日ヲ過キテ發行セサルモノ亦同シ。

第十一條　新聞紙ハ毎號ニ持主若クハ社主及編輯人印刷人ノ氏名幷發行所ヲ記載ス可シ。

第十二條　發行所ノ外ニ於テ發賣スル者ハ其賣所及發賣人ノ氏名住所ヲ管轄廳（東京府ハ警視廳）ニ屆出ツ可シ。

第十三條　新聞紙ハ其刷行毎ニ先ツ內務省ニ二部、管轄廳（東京府ハ警視廳）及本管始審裁判所檢事局ニ各一部ヲ納ム可シ。

第十四條　新聞紙ニ記載シタル事項治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スル者ト認ムルトキハ、內務卿ハ其發行ヲ禁止若クハ停止スルコトヲ得。

第十五條　各地方（東京府ヲ除ク）ニ於テ發行スル新聞紙ハ前條ニ觸ルヽ者ト認ルトキハ、府知事縣令ハ其發行ヲ停止シ、內務卿ニ其狀ヲ具シテ其指揮ヲ請フ可シ。

第十六條　新聞紙ノ發行ヲ禁止若クハ停止シタルトキハ、內務卿ハ其新聞ヲ差押ヘ又ハ發賣ヲ禁シ、其情重キ者ハ印刷器ヲ差押フルコトヲ得。府知事縣令ニ於テ停止ヲ命シタルトキハ其新聞紙ヲ差押ヘ及發賣ヲ禁スルコトヲ得ルモ、內務卿ノ指揮ニアラサレハ印刷器ヲ差押フルコトヲ得ス。

第十七條　一人又ハ一社ニシテ數個ノ新聞紙ヲ發行スルモノ一個ノ新聞紙ヲ停止セラレタルトキハ、其停止中他ノ新聞紙ヲ發行スルコトヲ得ス。

第十八條　新聞紙ニ記載シタル事項ニ關スル犯罪ハ持主社主編輯人印刷人及筆者ハ共犯ヲ以テ論ス。

第十九條　新聞紙ニ記載シタル事項ニ關スル犯罪ハ其情狀ニ因リ裁判官ニ於テ犯罪ニ係ル新聞紙ヲ沒收スルコトヲ得。其告訴告發ヲ爲スニ際シ、豫審判事檢察官ハ裁判確定ニ至ル迄裁判確定ニ係ル新聞紙ヲ差押フルコトヲ得。

第二十條　裁判確定ノ日ヨリ七日以內ニ裁判費用及罰金ヲ納完セス又ハ損害ヲ賠償セサルトキハ、保證金ヲ以テ之ニ充ツ可シ、仍ホ足ラサルトキハ刑法第二十七條及第四十七條ニ依ル。保證金ヲ以テ裁判費用賠償及罰金ニ充テタルトキハ持主若クハ社主ハ管轄廳（東京府ハ警視廳）ノ通知ヲ得タルヨリ七日以內ニ其缺額ヲ納完ス可シ。若シ納完セサルトキハ其新聞紙發行准據ノ効ヲ失フ者トス。

第二十一條　准許ヲ得ス又ハ准許ノ効ヲ失ヒタル後私ニ新聞紙ヲ發行スル者ハ、持主社主編輯人各六月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加シ、仍ホ其發行シタル新聞紙ヲ沒收ス。其禁止停止ノ處分ヲ犯シ、及第十七條ニ違テ發行シタル者亦同シ。

第二十二條　詐僞ノ願書若クハ屆書ヲ差出シタル者及第四條第一項第五條ニ違フ者ハ、持主若クハ社主一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ、二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス、編輯人印刷人情ヲ知ル者亦同ク處斷ス。前項ノ場合ニ於テ內務卿ハ其新聞紙ノ發行ヲ禁止若クハ停止スルコトヲ得。

第二十三條　第四條第二項及第十條第二項條十一條第十二條第十三條ニ違フ者ハ、持主若クハ社主十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス。其第十一條ニ違フ者ハ編輯人及印刷人亦同ク處斷ス。

第二十四條　禁止セラレタル新聞紙ノ持主社主編輯人印刷人ハ禁止ノ日ヨリ二年間持主社主編輯人印刷人トナルコトヲ得ス。犯ス者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ、二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス。停止セラレタル新聞紙ノ持主社主編輯人印刷人ハ停止間他ノ新聞紙ノ持主社主編輯人印刷人トナルコト

ヲ得ス、犯ス者ハ罰前項ニ同シ。

第二十五條　沒收若クハ差押ノ處分ヲ受ケ又ハ發賣ヲ禁止セラレタル後、其新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタル者ハ、發賣者頒布者受賣者ヲ問ハス、各十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第二十六條　新聞紙ニ記載シタル事項ハ其原稿ヲ刷行ノ日ヨリ三週間保存シ官署ノ訊問ニ備フ可シ、違フ者ハ編輯人十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第二十七條　新聞紙ニ記載シタル事項ニ付官署ヨリ其出所ノ訊問ヲ受タルトキハ之ヲ證明ス可シ、違フ者ハ編輯人罰前條ニ同シ。

第二十八條　新聞紙ニ記載シタル事項ニ付裁判ヲ受ケタルトキハ其新聞紙ニ於テ直ニ宣告ノ全文ヲ掲載ス可シ、違フ者ハ編輯人罰前條ニ同シ。

第二十九條　新聞紙ニ記載シタル事項ノ錯誤ニ付關係アル者ヨリ正誤ヲ求メタルトキハ其求ヲ得タルヨリ次回又ハ第三回ノ刷行ニ於テ別ニ一欄ヲ設ケテ正誤ノ文ヲ掲載シ又ハ正誤ス可シ、違フ者ハ編輯人罰前條ニ同シ。但其正誤ノ趣意法律ニ觸ル、者及之ヲ求メタル者ノ氏名詳ナラサルトキハ此限ニアラス。

第三十條　他ノ新聞紙ヨリ抄錄セシ事項ニシテ其新聞紙ニ正誤ヲ載セタルトキハ關係アルモノ、求ナシト雖モ其新聞紙ヲ得タルヨリ次回又ハ第三回ノ刷行ニ於テ正誤スヘキコト總テ前條ノ例ニ依ル。

第三十一條　式ニ依リ宣告セサル公文及上書建白請願書ハ當該官司ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ記載スルコトヲ得ス、違フ者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ、三十圓以上三百圓以下ノ罰金ヲ附加ス。其大意ヲ錄シ若クハ草案ヲ掲載スルモ亦同シ。

第三十二條　官省院ノ議事及府縣會ノ傍聽ヲ禁止シタル議事ハ詳略ニ拘ラス之ヲ記載スルコトヲ得ス、違フ者ハ罰前條ニ同シ。

第三十三條　重罪輕罪ノ豫審ハ公判ニ付セサル以前ニ之ヲ記載スルコトヲ得ス。裁判官審判ノ議事及傍聽ヲ禁シタル訴訟ノ辯論ハ之ヲ記載スルコトヲ得ス、違フ者ハ罰前條ニ同シ。

第三十四條　陸軍卿海軍卿ハ特ニ命令ヲ下シテ軍隊軍艦ノ進退及一般ノ軍事ヲ記載スルコトヲ禁スルコトヲ得、其禁ヲ犯ス者ハ二月以下ノ輕禁錮ニ處シ、三十圓以上三百圓以下ノ罰金ヲ附加ス、其情重キ者ハ印刷器ヲ沒收ス。外務卿ハ外交上ノ事件ニ付特ニ命令ヲ下シテ記載ヲ禁スルコトヲ得、其禁ヲ犯ス者ハ罰前條ニ同シ。

第三十五條　新聞紙ヲ以テ人ヲ教唆シ重罪輕罪ヲ犯サシメタル者ハ刑法ノ例ニ依ル、其教唆ニ止ル者ハ本刑ニ二等又ハ三等ヲ減ス。

第三十六條　刑法第二編第二章ノ刑ニ觸ル、者ハ印刷器ヲ沒收ス。

第三十七條　政體ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂セントスルノ論說ヲ記載シタル者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ、百圓以上三百圓以下ノ罰金ヲ附加ス、其第三十五條ニ觸ル、者ハ重キニ從テ處斷ス。本條ヲ犯ス者ハ其印刷器ヲ沒收ス。

第三十八條　成法ヲ誹毀シテ國民法ニ遵フノ義ヲ亂ル者及顯ハニ刑律ヲ觸レタル罪犯ヲ曲庇スルノ論ヲ爲ス者ハ、一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ、二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス。

第三十九條　猥褻ノ文辭圖畫及誹謗ヲ寫シタル戲畫ヲ記載スルコトヲ得ス。犯ス者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス。

第四十條　第二十九條ノ場合ニ於テ被害者ノ私事ニ係ル者ハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス。

第四十一條　此條例ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ自首輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヰス。

第四十二條　外國ノ新聞紙及書籍ヲ譯出シ新聞紙ニ記載スル者亦此條例ニ依ル。

附則

現今發行ノ新聞紙ハ東京府下ハ此條例發布ノ日ヨリ、其他ノ地方ハ到達ノ日ヨリ三十日以內ニ、此條例ニ從ヒ願書及保證金ヲ管轄廳（東京府ハ警視廳）ニ差出ス可シ。若シ期限內ニ差出サルヽトキハ準據ノ効ヲ失フモノトス。其願書及保證金ヲ差出シタル者ハ引續キ發行スルコトヲ得。

出版條例の改正

明治政史、出版條例改正の條に『去る四月拾六日を以て新聞紙條例の改正と其發布を見る。六月二十九日に至り太政官第二十一號を以て又出版條例の改正あり。其發布左の如し。

第一條　圖書ヲ著作シ又ハ外國ノ圖書ヲ飜譯シテ出版セントスル者ハ出版ノ日ヨリ到達日數ヲ除キ十日前ニ內務省ニ屆出ツヘシ（但社則塾則引札ノ類印刷シテ發賣セサル者ハ此例ニ在ラス）

第二十八條　彫刻ノ類ヲ出版セントスル者ハ出版前ニ內務省ヘ屆出ヘシ（但版權ヲ與ヘス）

罰則第一條　內務省ヘ屆ケスシテ圖書ヲ出版シ及版權免許ヲ得スシテ免許ノ名ヲ冒ス者若クハ納本セス及免許料ヲ出サスシテ發賣スル者又ハ出版發賣ヲ禁止セラレタル圖書ヲ出版發賣シタル者ハ其刻版印本及實得金ヲ沒收ス。

同第五條　著譯ノ圖書新聞紙條例第三十一條第三十四條第三十七條第三十八條第三十九條ノ罪ヲ犯シタル者ハ著譯者出版者共犯ヲ以テ論シ該條例ニ依テ罰ヲ科ス。但印刷器ヲ沒收スルハ第七條第二項ノ場合ニ限ル

同第六條　削除

文書局を設置す

官報を發行す

徵兵令の改正

明治十六年五月十日、政府は時代の要求に順應し太政官中に文書局を設置し、以て官報編輯のことに當らしめ、同年七月一日から官報を發行した。尋で同年十二月二十八日に至り、政府は太政官布告第四十六號を以て徵兵令を改正したが、同例は六章四十五條から成り、之れを大別すると總則・服役・免除・猶豫・徵兵

板垣退助・後藤象二郎等の歸朝
岩倉具視薨去
伊藤博文等一行の歸朝
福島事件關係者の處刑
民間の政治運動
國會開設運動の勃興
政府の民論彈壓
急進論の跋扈
神風連
西南役
土佐の立志社
片岡健吉
國會開設の上書

匿・抽籤・補充員・豫備徴員及び雜則等である。新聞紙條例改正から徴兵令の改正までの間に起つた主なることは同年六月二十二日には板垣退助・後藤象二郎等が歐洲から歸朝し、同年七月二十日には維新の元勳從一位前右大臣大勳位岩倉具視が薨去し、同年八月四日には去年三月以來歐洲の憲政及び憲法政體の制度・典例等の調査に出張中の伊藤博文が歸朝した。一行は大藏大書記官山崎直胤・參事院議官補兼同院書記伊藤巳代治・大藏大書記官兼外務權大書記官參事院議官補河島醇・大藏少書記官平田東助・外務少書記官參事院員外務少書記官參事院員外議官補吉田正春・判事三好退藏及び西園寺公望・相良頼紹・戸田氏共等であつた。また同年九月一日には河野廣中の福島事件の判決があり、河野廣中は禁獄七年に處せられたのを始め、關係者一同が處刑されて福島事件は決審となつた。

第三十五節　民間の政治運動

一　國會開設運動の勃興

島津・木戸・板垣等が相次いで野に下るや、政府は益々保守的に傾き、民論を鎭壓しようと努めたが、之れに反し民間に在つては急進論が益々勢を得て政府に迫らうとした。この間に於て熊本には神風連の騷亂があり、尋で鹿兒島には西南役が起つた。神風連は一擧に平定したが、西南役はその鎭定に八箇月を要したるのみならず、而も巨額の軍費を要して漸く平ぐる事を得たのだ。曩に西南役の起るや、土佐の立志社は片岡健吉を代表者として京都に出でしめ、速に國會を開設すべしと上書した。この事に關し、政黨史には『是れ政府が内亂に苦むに乘じて政府改革の目的を達せむと欲したるなり。當時内閣書記官は政府の命を奉じ、此

の上書を突き戻して曰く、本書の趣旨は民選議院を起すべしといふに在るが如し、民選議院の事は陛下にも深き思召あらせらるゝのみならず、本書中不穩の文字少なからざるを以て之れを却下すると、片岡は本書を乙夜の覽に入れずして却下するの不當を論爭したりと雖も、書記官は政府と陛下とは一體にして、政府の命は卽ち陛下の命なりといひて肯むぜざりき云々』とあり、以て當時民選議院開設運動に對する政府當局者の意向を推知するに難くないであらう。

土佐の三社
立志社
靜倹社
中立社

當時土佐には立志社の外に、靜倹社・中立社があり、三社鼎立して互ひに相爭つてゐた。これ等の三社に關しては明治政史に『板垣は去る明治八年十月より猶留て東京に在りしが、西郷先生叛するに及んで高知の子弟を鎭撫せんと欲して俄に歸省す。時に高知に三大政社あり、曰く立志社、曰く靜倹社、曰く中立社是なり。立志社は則板垣の率ゐる所にして社員一千餘人あり、洋學所を開き法學所を設け、日々夜々自由民權の說を講じ、或は佛國革命を童謠に作て市街を歌謳せしめ、或は魯國社會黨の非運を小說に作つて傳唱せしめ以て自由民權の說を平民に知らしめんと勉めたり。靜倹社は純然たる封建黨にして飽まで世を封建の昔に返さんとするものにして、社員は漢學を修め傍ら山野を開拓せり。中立社は民權黨にあらず守舊黨にあらず、一種の中立黨にして、また純然たる官權黨たり。故に其社員多くは官吏にして、佐々木高行・谷干城等暗に其首領たり。此時に當て西南の餘煙を被り、高知の人心恟々として唯だ兵是れ談じ、頗る慮るべきの形迹あり。立志社員は片岡健吉をして總代たらしめ、西京に於て大に政府に要求する所あり、曰く公議を擴張し以て施政の過失を正すべし、曰く立法司法行政の三權未だ固からず、曰く士族の處置、徵兵、地租改正、條約改正、朝鮮臺灣魯國の事其宜を失せるものあり、曰く以上の過失は實に人民公論の發揮せさるにあれば、速に民選議院を立て憲法の基を立つべし。靜倹社も亦建言する所あり、獨り中立社のみは二社西南の變亂に際し俄に政治の得失を擧げ、以て上書せしを非とし、宜く學問を勉勵し、共に政府を保護すべしと公言せり』

佐々木高行
谷干城

片岡健吉等の
國會開設の書

高知の大疑獄
林有造
大江卓
岡本健三郎
岩神昂
谷重喜
山田平左衞門
陸奧宗光
高陽社
吉田正春
植木枝盛
細川劉
土陽雜誌
栗原亮一
竹内正志
土陽新聞

愛國社の再興

杉田定一
安岡雄吉
植木盛枝
栗原亮一

とあるまた片岡健吉が民選議院開設を上書するや、政府は之れを謀叛の前提なりと認めてその一派に大彈壓を加へたが、之れを高知の大疑獄と稱する。政黨史には『立志社の上書は、政府のために叛謀の豫告なりと見做されたり。故に片岡の京都より歸るや、所謂高知の大疑獄は起りて、林有造・大江卓・岡本健三郎・岩神昂・谷重喜・山田平左衞門以下二十有餘名は、片岡と共に一時に逮捕せられたり。蓋し彼等は當時元老院幹事たりし陸奧宗光と相謀り、西南の亂を機會とし、兵を擧げて政府を顚覆せむとしたるなり。板垣は激昂したる壯年の徒を慰撫して其輕擧を戒むると共に、靜かに將來の局面に對する經營の端緒を開かむとし、先づ高陽社を高知縣下種崎町に設け、吉田正春・植木枝盛及び細川劉を編輯者として土陽雜誌を發行し、其の後更に大阪より栗原亮一・竹内正志の兩人を記者に聘したりき。既にして西南の亂平ぐや、其翌年(明治十一年)一月を以て、雜誌を日刊新聞に改め、土陽新聞と稱し、以て自由主義擴張の機關と爲したり云々』とある。

こゝに於て天下の志士中土佐に集るものが多く、板垣退助の門は實に改革の健兒を以て滿たされるに至つた。これより先き板垣は明治八年大阪會議を開くと共に、愛國社を起して總會を大阪に開き、四方に檄をとばして同志の參會を求めたが、併しその趣意に贊じて來會するものは僅に四十餘人に過ぎなかつた。尋で板垣は入閣と共に愛國社を解散したが、土陽新聞を發刊して自由主義を宣傳するに及び、前の大阪會議當時と異なり、天下の志士中土佐に集まるものが多く、今や形勢は一變したので、愛國社を再興すべき絶好機となし、この年(明治十一年)四月自ら左記の趣意書を立案し、同年九月に大阪で再興大會を開催することに定め、杉田定一・守岡雄吉・植木盛枝・栗原亮一の四氏を特派員として地方遊説の途に上らせた。尚ほ愛國社の再興に至るまでの經緯に就き明治政史には『語に曰く光陰矢の如く月日に關守なしと。明治維新の光陰も疾く十年の昔と爲り、世は十一年の春を迎へ、功名世を蓋ひ盛威天に震ふて鹿兒島の一隅に退き居るも猶私學校を設立し、百二都城の子弟を養ひ、隱然政府に對峙して舊鹿兒島藩の遺狀を保つ西郷先生南洲翁も、武

板垣退助
高知の大獄
林有造
片岡健吉
谷重喜
山田平左衛門
杉田定一
栗原亮一
竹内正志
永田一二
頭山滿
植木枝盛
安岡道太郎
愛國社再興趣意書

器の利不利訓練の精不精且つ順逆正否の然らしむる所なるが遂に官軍に敵する能はず、墓なく城山の露と消えへてより、今は政府の勢力は恰も中央集權の盛を極め、復た能く一も其前に當るものなきが如し。當時板垣退助は其潮江村の別莊に起臥し居りしが、高知縣の獄方に興り、立志社員林有造・片岡健吉・谷重喜・山田平左衛門の諸氏を始め陸續として縛に就き、東京に護送せらる。板垣之を見て泰然として動く色なく、益々少年子弟を勵まし愈自由の主義を講ず。此時に當つて西郷先生既に斃れ、四方各地の有志頓に其目を君に轉じ、期せずして土佐に遊ぶ、皆君に望む所あり、且つ杉田定一・栗原亮一・竹内正志・永田一二・遠山滿等の如きは已に前年より高知に在り。是に於て退助始て愛國社を再興す。其目的と爲る所は大に天下の有志を糾合し以て一大團結を成し、夫の廢藩置縣以來政府の無用視する所の公議輿論を擴張するに在り。是を以て四月（編者曰く、明治十一年）栗原亮一をして左の趣意書を草せしめ、栗原及杉田定一・植木枝盛・安岡道太郎を撰び、畿内・北陸・山陰・山陽・四國及九州地方に派出し、以て各地の有志者に其目的を告げしめたり云々』また愛國社の社名に就ては同書に『愛國社は其初め幸福安全社と稱し、明治六年板垣・後藤・副島・小室・岡本・古澤等愛國公黨の趣旨に從ひ、始て東京に設立せしものなりしが、同八年二月大阪に於て各地の有志を會合するに及て遂に此名を用ゐしと云ふ』とある。

愛國社再興趣意書

愛國社再興趣意書は左の如し。

人類相聚テ國ヲ建ツルハ各其身ヲ愛スル所以ニシテ、其權利ヲ保全シ其幸福ヲ享有センカ爲ナリ。蓋人々愛身ノ情アルハ本天性ノ然ラシムル所ニシテ能ク其身ヲ護ル所以ナリ。然リト雖モ人ノ能ク其權利ヲ鞏固ニシ、其幸福ヲ維持シテ安全ナルコトヲ得ル所以ハ國家アルカ爲ナリ。夫レ國家ノ安危ハ實ニ一人ノ安危ニ關ス。故ニ一國安ンスレハ則一人モ亦安ンジ、一國危ケレハ則一人モ亦危シ。嗚呼愛身愛國豈ニ致アラ

ン哉。人眞ニ其身ヲ愛スルヲ知ル、又當ニ其國ヲ愛スルヲ知ルヘシ。然ラハ則民トシテ愛國ノ心アルハ是能ク其國ヲ護ル所以ナリ。若シ夫レ人トシテ其身ヲ愛スルコトヲ知ラサレハ自ラ其國ニ災シ、竟ニ彼權利幸福モ棄擲スルニ至ラン、豈悲ムヘキニアラスヤ。是ヲ以テ我輩曾テ愛國社ヲ創立シ、廣ク各縣同志ノ人ヲ會シテ國家公共ノ益ヲ圖リキ。唯タ他ニ一個ノ事故ヲ生シ、半途ニシテ停止セリ、豈初メヨリ其本意ヲ變スルニ在ランヤ。故ニ今之ヲ再興シ、本社ヲ大阪ニ設ケ、廣ク同志ヲ結合シ以テ愛國ノ旨議ヲ擴充セント欲ス。冀クハ有志ノ諸君幸ニ合和協同セラレンコトヲ。今再興ノ趣意ヲ詳記シテ左ニ示ス。

夫レ人ノ世ニアルヤ互ニ相交際シ相親愛セスンハ以テ畢生ノ康福ヲ全フスル能ハサルナリ。夫レ親子兄弟和樂シテ而シテ一家ノ康福ヲ全フスルコトヲ得ル所以ノモノハ、其互ニ交際シ以テ相親愛スルコトアレハナリ。老幼男女相救ヒ以テ一郷ノ康福ヲ全フスルコトヲ得ル所以ノモノハ其互ニ交際シ以テ親愛スルコトアレハナリ。故ニ國民タルモノ緩急相助ケ以テ一國ノ康福ヲ全フセント欲セハ又宜ク互ニ交際シ以テ相親愛セサルヘカラス。蓋交際親愛ハ人ノ情性ニシテ家族郷黨ノ間ニ行ハル、モノナレハ、又邦國ノ間ニ行ハレサルヲ得ス。畢竟邦國ハ此情性ニ基テ成立スルモノナレハ、國民相互ニ交親シ、各々其方向ヲ一ニシ、以テ全國一致ノ體裁ヲ成サ、ルヘカラス。若シ然ラスンハ是ヲ眞成ノ邦國ト稱スヘカラサルナリ。今夫レ我邦古來ノ一大改革ニ際シ、封建ヲ廢シテ郡縣ト爲シ、大ニ舊規古制ヲ廢棄スト雖モ、之ニ代フルノ制規未タ完備セス、封建ノ世ニ當テヤ諸侯各々藩屛ヲ構ヘ、交親ノ其間ニ行ハル、最厚ク、人各々方向ノ歸着スル所ヲ知リ、一小邦國ノ體裁ヲ成セシト雖モ、廢藩置縣ト爲ルニ及ンテ藩屛ノ結合解散シ、人々其方向ヲ失ヒ、民心焦疎隔シ漂乎トシテ歸着スル所ヲ知ラサルニ至レリ。抑廢藩置縣ノ主意タルヤ、門閥因襲ノ弊ヲ除キ攻合多岐ノ憂ナカラシメシカ爲、數多ノ小邦國ヲ變壞シテ一大邦國ヲ成立スルニ在レハ、各地ノ人民其方向ヲ一變シ之カ區域ヲ擴メ、各地舊來ノ交親ハ論ヲ俟タズ、全國人民相互ニ交親シ、各々其方向

ヲ一ニシ、以テ全國一致ノ體裁ヲ成サヽルヘカラス。而シテ今日我國ノ形勢ヲ熟察スルニ、全國人民ノ交親未タ厚カラサル而已ナラス、各地舊來ノ交親ト雖モ愈疎薄ニ至リ、人各々其方向ヲ異ニシテ、全國一致ノ體裁ヲ成スコト能ハス、豈之ヲ眞正ノ邦國ト稱スルヲ得ンヤ。而トモ是其人民ニ結合ナキノ致ス所ニ係レハ、今日我邦人民ノ方向ヲ一定シ、眞正ノ邦國ヲ成立シ、以テ一國ノ康福ヲ全フセント欲セハ、全國各地相互ニ結合シ、以テ之ヲ統一セサルヘカラス。是愛國社ヲ創立スル所以ノ第一ナリ。

國政ハ人民禍福存亡ノ係ル所ナレハ、常ニ之ヲ觀察シ以テ其利害得失ヲ辨議シ、政府ヲシテ公議輿論ノアル所ヲ知ラシメサルヘカラス。蓋政務ハ人民ノ代務ナレハ、政府法ヲ立テ政ヲ施スニ當テヤ必ス公議輿論ヲ審案シ、以テ民心ノ歸向スル所ニ從フヘキノミ。彼封建ノ世ニ當テヤ諸侯生殺與奪ノ權ヲ專ニスト雖モ君臣義ヲ重ンシ暴君政ヲ施ストキハ臣タルモノ之ヲ諫爭スルノ任アリ、君タルモノモ亦之ヲ聽納スルノ責アリ、故ニ封建ノ士族ハ參政ノ權ヲ有セシモノナリ。藩政廢セラレ士ノ常職ヲ解クヤ、其主意ハ即特ニ士族ヲシテ參政權ヲ得セシムル制限ヲ廢シ、以テ廣ク人民ニ之ヲ得セシメ、以テ士民ノ權ヲ均フスルニ在リト雖モ、三民未タ之ヲ得サルノミナラス、爾後士族モ亦之ヲ失フニ至ル。且ツ我邦未タ國會ノ設ケナケレハ、政府公議輿論ノ在ル所ヲ知ラント欲スルモ亦如何トモスヘカラサルナリ。新聞雜誌ハ世ニ其類鮮カラスト雖モ、其議論タル一社若クハ一都會ノ議論ニシテ、眞正ニ公議輿論ト認ムヘキモノナシ。故ニ今政府ヲシテ公議輿論ノ在ル所ヲ知リ、以テ失政ナカラシメント欲セハ、各地人民相互ニ會合シ國政ノ利害得失ヲ公論シ、國會ニ代フルノ議會ヲ起立セサルヘカラス。是愛國社ヲ再興スル所以ノ第二ナリ。

文學ノ智力ヲ研究スルニ缺クヘカラサルハ固ヨリ論ヲ要セスト雖モ、智力ヲ研究スルニハ必スシモ文學ニ止マラス、人學識ニ當ムト雖モ、之ヲ實用スルコト無ケレハ時事ニ迂濶ニシテ毫モ其用ヲ爲サス、或ハ徒ラニ先哲ノ糟粕ヲ甞メテ已マンノミ、是古來東洋ノ弊風ニシテ我國最甚シトス。夫レ人相會シテ時事ヲ討

論シ意見ヲ交換スルカ如キハ智力ヲ研磨スルノ實學ニシテ、其効益測ルヘカラサルモノアリ。彼ノ歐米諸國邦ニ於テ概ネ國會ノ設立アリ、人民選ハレテ之カ議員ト爲リ、會議討論シテ互ニ意見ヲ交換シ、以テ議見ヲ廣ムルコトヲ得、故ニ國會ハ智識ヲ實用シ智力ヲ研磨スルノ一要具ト爲レリ。方今我邦國會ノ設立無ク、各地人民相會シテ時事ヲ討論スルコト無ケレハ、智力ヲ實行スルノ地ナク、又互ニ意見ヲ交換シテ是非ヲ討究スルコト無ケレハ、其論ノ是ナルモノ之ヲ流布スルニ由ナク、其論ノ非ナルモノ自ラ覺括スルニ由ナク、從ツテ識見ノ狹隘ナルヲ免レス。故ニ我國各地人民ヲシテ智識ヲ實用シ、智力ヲ研磨セシメンカ爲ニ國會ニ代フルノ議會ヲ起立スルハ、之ヲ目今ノ急務ト謂ハサルヲ得ス。是愛國社ヲ再興スル所以ノ第三ナリ。

道德ノ人間社會ニ缺クヘカラサルハ固ヨリ言ヲ俟タス、而シテ其能ク道德ヲ維持スル所以ノモノハ法律ノ能ク爲ス所ニアラサルナリ。法律ハ人ノ外行ヲ制スルコトヲ得ルモ、內心ヲ治ムルコト能ハス、人ノ廉恥ヲ重ンシ品行ヲ正シクスルハ多クハ社會ノ毀譽ニ憚ル所アルヲ以テナリ。封建ノ時代士風ノ廉潔ナルハ藩屛ノ結合アリテ其毀譽ヲ憚リ、廉恥ヲ破リ品行ヲ亂ルトキハ社會ニ齒スル能ハスシテ、一鄕ニ齒スル能ハサルモノハ又一州ニ齒スル能ハサルヲ以テナリ。輓近我國道德ノ壞敗セシハ其原因一ニシテ足ラスト雖モ抑亦藩屛ノ結合解散シ人々其身ヲ遁ル、所アッテ毀譽ヲ憚ラサルニ由ルナリ。故ニ社會ノ結合アレハ尙白晝ノ如ク、結合ナキハ闇夜ノ如シ。社會ノ結合ハ人ヲシテ毀譽ヲ憚リ以テ德義ヲ守ラシムルニ缺クヘカラサルモノナリ。今ヤ道德ノ壞敗ヲ救濟シ以テ之ヲ維持セント欲セハ、地方ハ論ヲ俟タス、又大ニ全國ノ結合ヲ成サヽルヘカラス。是愛國社ヲ再興スル所以ノ第四ナリ。

夫レ邦國ハ州郡ヲ以テ成ル、故ニ州郡強盛ナラスンハ邦國以テ強盛ナル能ハス、譬ハ邦國ハ樹幹ニシテ、州郡ハ根柢ナリ、樹幹ノ枯槁セサランヲ欲セハ以テ根柢ヲ培養セサルヘカラス。夫ノ封ノ制タル、諸侯各

々兵馬錢穀ノ權ヲ握リ地方ノ權力尤モ盛ナリシト雖モ、其弊ヤ地方分權ニ過キ、尾大不掉ノ患アリシ。故ニ廢藩置縣以テ地方ノ權力ヲ收攬シ、之ヲ一大政府ニ一統スルニ至レリ、當ニ宜ク全國交際ノ平均ヲ得テ其美ヲ見ルヘカラス。而シテ今日ノ勢モ亦タ然ラス、其弊ヤ中央集權ニ過キ、地方ハ益貧弱ニ陷リ復タ如何トモスル能ハサラントス。州郡貧弱ナラサランヲ欲スルモ得ヘカラサルナリ。然リト雖モ方今地方ノ衰頽ハ豈全ク政府ノミノ然ラシムル所トセン乎、抑亦各地ノ有力者耐忍自立ノ氣風ニ乏シク、或ハ望ヲ官途ニ懷キ、地方ヲ去テ都會ニ移住シ、又地方ニ住居スルモ奮發淬勵シテ力ヲ地方ニ盡スモノ寡キニ由ルナリ。故ニ今ヤ地方ノ衰頽ヲ挽回シ、以テ邦國ノ強國ノ強盤ヲ致サント欲セハ、各地ノ有力者同心協力シ、財力アルモノハ財ヲ用ヰ、智力アルモノハ智ヲ勞シ、以テ相助ケンコトヲ謀ラサルヘカラス。是愛國社ヲ再興スル所以ノ第七ナリ。

世界萬國強弱ノ別アル所以ノモノハ固ヨリ智愚貧富ノ差アルニ由ルト雖モ、亦大ニ元氣ノ振索ト民力ノ離合トニ由ルナリ。抑我國外交ニ於テ未タ全ク對策ノ權ヲ有セス、獨立ノ名アツテ獨立ノ實ナク、屢々外國ノ侮凌ヲ受ケ、而シテ國權ノ皇張セサル所以ノモノハ、固ヨリ國民貧愚ノ致ス處ト雖モ、亦タ豈元氣克ク振ハス民力能ク合セサルノ致ス所ナラサランヤ。彼封建ノ世ニ當テ各地藩屛ノ結合アツテ其財充實セリ、故ニ敵國外患アリト雖モ防禦ノ策立ニ成ルヲ得タリ。今ヤ全國ノ結合ナキノミナラス、廢藩以來各地ノ結合モ亦解散シ、地方ニ寸鐵粒片ノ備無ク、元氣益々衰微シ民力愈々分離シ、殆ト援フ可ラサルニ至ラントス。國勢斯ノ如クニシテ其命脈ノ絕ヘサランコトヲ欲スルモ豈得ヘケンヤ。夫レ國民智且ツ富ムト雖モ、元氣盛ナラス民力合セスンハ、獨立ヲ維持シ、國權ヲ皇張シ難シ。況ヤ小ナル我國ニシテ歐米諸邦ト拮抗シ獨立ヲ旺盛ニシ民力ヲ結合センコトヲ謀ラサルヘカラサルニ於テヲヤ。是愛國社ヲ再興スル所以ノ第八ナリ。

四氏の遊説と地方有志の奮起
栗原亮一
杉田定一
植木盛枝
安岡道太郎
島田一郎等大久保利通を暗殺す

大阪の第一回大集會
大石正巳
寺内寛
高木明輝
内藤正格
細谷多門
小林樟雄
坪内元興
岡島清潔
進藤喜平太
川崎澄之助
鍋島克一
武富陽春藤
兒玉仲兒
千田軍之助
宮木千眞
佐野範太
頭山滿
西山志澄
森脇直樹
平民未だ政治を知らず
士族政治家
愛國社合議書

義に畿内・北陸・山陰・山陽・四國及び九州地方に派遣された栗原亮一・杉田定一・植木盛枝・安岡道太郎等の巡回遊説により、地方の有志も亦た蹶起し、ために自由民權の叫びは漸く全國に勃興したが、遊説と地方の政況及び大阪大集會に就ては政黨史に『斯くて杉田と片岡とは九州に入り、植木と栗原とは南海・山陽・山陰の三道に向ひたり。而も時方に島田一郎等の徒大久保利通を暗殺したる事ありて、人心疑懼して之に應ずるもの意外に少なく、加ふるに大疑獄以來土佐に對する政府の戒嚴未だ解除せず、太甚しきは政府は板垣を拘引すべしとの訛傳すらありたる際なれば、立志社員は彼れに勸むるに暫らく自重し、更に期を刻して大阪に會同するの得策なるを以てしたりき。然れども各地の志士既に約を履て大阪に集まるものありしかば、彼は群議を排し、大石正已・寺内寛を從へて上阪したり。斯くて愛國社の第一回總會は開けたり。會するもの松山の高木明輝・内藤正格、高松の細谷多門、岡山の小林樟雄、鳥取の坪内元興・岡島清潔、福岡の進藤喜平太、久留米の川崎澄之助、佐賀の鍋島克一・武富陽春藤、和歌山の兒玉仲兒・千田軍之助、愛知の宮木千眞、熊本の佐野範太、筑前の頭山滿等を重なる人士とし、立志社よりは西山志澄・森脇直樹兩人之れが總代として臨席したりき云々』とあり、また明治政史には『是に於て四氏(編者註――栗原亮一・杉田定一・植木盛枝・安岡道太郎の四氏)巡回地方に有志復た蹶然として奮興し、遂に同年(十一年)九月大阪に大集會を開くに至る。然ども其來會せしものは土州を始め唯た士族社會のみにして、未だ平民の隻影を見る能はざりし。以て當時全國の政況をトすべし云々』とある。按ずるにこれ維新の變革後日尙ほ淺く、廢刀令の布告後僅か兩三年を出でぬ當時としては萬已を得ない現象と云はねばならぬ。尙ほ大集會の合議書及び規約は左の如くである。

愛國社合議書

我輩此社ヲ結フノ主意ハ、愛國ノ至情自ラ止ム能ハサルヲ以テナリ。夫レ國ヲ愛スルモノハ須ラク先ツ其身ヲ愛スヘシ、人々各々其身ヲ愛スルノ通義ヲ推セハ互ニ相交際相愛セサルヘカラス、其交際相愛スルニハ必ス先ツ同志集合シ會議ヲ開カサルヲ得ス。依テ今此會議ヲ開キ互ニ相研究協議シ、以テ各意同主ノ權利ヲ伸張シ、人間本分ノ義務ヲ盡シ、小ニシテハ一身一家ヲ保全シ、大ニシテハ天下國家ヲ維持スルノ道ヨリ、終ニ以テ　天皇陛下ノ尊榮福祉ヲ增シ、帝國ヲシテ歐米諸國ト對峙屹立セシメント欲スルニ在リ。今此主意ヲ述ヘ左ノ條件ヲ約定セリ。

第一條

此社ヲ名ツケテ愛國社ト稱シ東京ニ開場ヲ設クヘシ。

第二條

愛國社ハ各縣各社ヨリ其社員兩三名ヲ東京ニ出シ、每月數次期ヲ定メテ相會シ、大政ノ由テ出ル所ト天下ノ形勢事情トヲ察シ、一般人民ノ公益ヲ謀ル等ノ事ヲ協議討論シ、及何事ニ因ラス各社ニ報知スルコトヲ務ムヘシ。

第三條

前條ノ外每年二月・八月十日ヲ以テ東京ニ會同ヲ開キ、細大ノ事務ヲ決定スヘシ。但非常ノ大事件アルトキハ東京社員ヨリ報知シ臨時會同ヲ催スヘシ。

第四條

右ノ會同ニハ各縣各社長必ス出席スヘシ、其他ハ各縣ノ適宜ヲ以テ社員二三名ヲ出スヘシ。但シ各社長若シ事故アリテ出京シ難キトキハ代理人ヲ出スヘシ。

第五條

至急決議スヘキ事件或ハ建白スヘキ事件等アリテ二季ノ會同ヲ俟ツ能ハス臨時會同ヲ催スノ暇ナキトキハ出京社員協議ノ上之ヲ處分施行シ速ニ各報告スヘシ。

第六條

各縣各社ノ體裁規則會社ノ方法施設等ノ如キ其民心風土ノ宜キニ隨テ之ヲ處分シ、二季會同ノ節互ニ之ヲ照會スヘシ。但シ各縣其社員ノ名簿ヲ作リ會同ノ節其增減ヲ報告スヘシ。

第七條

交際親愛ヲ厚フスル爲各縣社員互ニ相往來通信シ、及各縣社決議ノ事件モ亦相報スヘシ。

第八條

我輩既ニ至誠自ラ信シテ此社ヲ結ヒ、各其通義權利ヲ保護伸張セント欲ス、故ニ宜ク常ニ勉强忍耐シテ假令艱難憂戚百挫千折スルモ敢テ少モ屈撓スルコトナク、終始一致勉焉トシテ倦サランコトヲ要ス。於是連署調印各其他ナキヲ表スルナリ。

福岡共愛會平岡浩太郎の條約改正論

片岡健吉の國會開設請願論

斯くて愛國社は同十二年三月第二回大會を、同年十月第三回大會を開いたが、第三回大會の情況に就ては政黨史に「此の時福岡共愛會の總代平岡浩太郎等は條約改正を政府に建言せむことを發議したり。立志社の總代片岡健吉は板垣の旨を承けて、條約改正も急務なれども、先づ國會を開設して、人民に參政の權を得せしめ、輿論の力を以て政府の後援と爲すに非らざれば、完全なる條約改正の成功を望むべからず。寧ろ天下の人心を國會開設の請願に一致せしむるに如かずと論じて、衆議忽ち之れに決したり。是に於て愛國社の名を以て檄を全國に飛ばし、成るべく同志の贊成を得て將に國會開設請願書を政府に出さんとし、直に東京に愛國社支社を置きたり。」

東京に愛國社支社を設置す

岡山の有志國會開設請願の先驅なつく

國民的意義を有する國會運動は既に開始せられたりき。備前岡山の有志人民は、同年十二月早くも拔け驅

共愛社の條約改正及び國會開設請願
岡山の國會開設請願者の檄文

けして國會開設請願の一番槍を著け、又福岡の共愛社は翌十三年一月條約改正と國會開設の二件を元老に建白したり。而して岡山の國會請願者は別に全國人民に向つて左の如き檄文をも發表したりき。

嗚呼三千五百有餘萬の同胞兄弟よ、嗚呼我同胞三千五百有餘萬の兄弟よ、仰て芙蓉峰の高を望み、俯て琵琶湖の深を瞰よ、豈美なる山川にあらずや、豈愛すべきの邦土にあらずや、貴ぶべきの民權已に伸暢するか、重んずべきの國權已に擴張するか、之を思ひ之を憶へば、月明かなりと雖も、以て我等の心を愉はしむるに足らず、花美なりと雖も、以て我等の情を慰むるに足らず、憂欝胸裡に塞り、悲憤心肝を貫き、奮然蹶起し、潸然涙下るを覺えざるなり。嗚呼我同胞三千五百有餘萬の兄弟よ、兄弟の心情如何ぞや。今や外人は鴟梟の慾を逞くし、我々民人を見ること、雀鴉の如く、兒童の如く、卑屈なる奴隷の如く、條約改正の期迫ると雖も、未だ彼が許諾を得る能はず、獨立の體面は果して何の處にあるか。夫れ國家は活機なり、一人一個の左右すべきにあらず、各自人民をして國事を自任するの氣象を振起せしめよ、國家と共に始終するの精神を發揮せしめざれば、決して之を運轉す可かざるなり。然らば今日に際して、國會を開設し、以て衆智を集め、衆力を會するは止むべからざるの勢なり。國會已に開くれば、則民權始めて伸暢す。民權已に伸暢すれば、何ぞ國權の擴張せざるを憂へん、何ぞ外人の跳梁を憂へん。嗚呼國會開設の期は既に已に來る矣。今日を措て將た何の日に於てせん、時失ふ可らず、機晩る可らず、苟も此機を失して、獨立の體面を缺くときは、智者も智を施すに所なく、勇者も勇を用ゆるに地なく、生命財産他人の手に制せられ、復た奈何とも爲す可らざるに至る。是我等が國會の開設を熱心渇望して止む能はざる所以なり。

抑明治初年の　御誓文と、同八年四月十四日の　聖詔とは、我　叡聖文武天皇陛下の美德に出で、千載の下、靑史に垂れて赫々たるものにして、今更我等人民の頌讚を須ひずして昭々たる所なり。當時我等は此

國會期成同盟會
片岡健吉
河野廣中

聖詔を拜するの榮を得たるを以て、以爲國會の開設は方に遠きにあらざるべしと。首を延べ、足を跂て、以て之を仰望する既に久矣。然るに今日に至るまで、此美擧の決行を見る能はざるものは何ぞや、既にして以爲、國會の事たる、我等人民の痛癢休戚の關係する所なり。徒らに空望を懷て、政府が之を開設するの僥倖を期するは、迂遠疎濶の甚きものにして、恰も浮に梯して九天の高に登るを求むるが如し。是我岡山縣下兩備作三國三十一郡一區一千七百七十一ケ村一百六ケ町の雲有志が、自ら反し自ら罪し自ら悔る、奮發興起以て國會の開設を熱心渇望し、遂に本日哀訴懇願せし所以なり。聞く福岡縣下の有志者も、亦此頃共愛公衆會を開き、以て縣下人民を糾合し、不日國會の事を政府に建議する所あらんとすと。是寔に氣運情勢の嚮ふ所を察知し、公衆公利の有る所を自任するものに出て、實に我等と感を同くし情を同くするものなり。此感此情豈福岡縣下の有志者に止らんや、四畿八道三府三十五縣三千五百有餘萬の同胞兄弟も亦同情同感なるを知る。嗚呼我同胞三千五百有餘萬の兄弟よ、兄弟は已に我等と均しく情を同くせば何ぞ進て國會の開設を懇望せざる、何ぞ奮つて民權の伸暢を欣慕せざる、何ぞ誓つて國權の擴張を企謀せざる。嗚呼仰て芙蓉峯の高を望み、俯て琵琶湖の深を瞰よ、此美なる山河の風光、此愛すべき富饒の邦土、何ぞ美とせざるや、何ぞ愛せざるや、起てよ愛國の精神、奮へよ獨立の氣象、如此の邦土山川坐ながら、人に付するか』とある。

當時國會開設の請願に署名したものが、實に八萬七千餘人に達したと稱せられ、これ等請願者の總代は各地から續々上京し、遂に一團となり國會期成同盟會を結成するに至つた。これは詰り愛國社の僞裝に過ぎないが、唯愛國社に比し、結社の目的が有限的で且つ具體的であつた。政黨史には『曰く國會開設の爲め今玆に合同するものを前者期成同盟會と爲し、國會を開設して、其美果を見るに至るまでは、幾年月日を經るも敢て此國盟を解かざるべしと。而して彼等は更に片岡健吉、河野廣中を委員として左記の請願書を太政官に

提出したり。

日本國民。臣片岡健吉河野廣中等。敢て尊嚴を冒瀆し、玆に謹て恭しく我 天皇陛下に願望する所あらんとす。臣等我國に在て國會の開設を望むこと既に久しく、其之を望む所以も亦一ならざるなり。故に臣等は今之を上陳せん。夫れ天の斯民を生ずるや、之に賦するに自由の性を以てし、之に與ふるに碩大の能力を以てし、其をして至高の福祉を享受せしむ。凡そ人間たる者、豈に此本性を保存して、其養を完ふせざるべけん哉。抑も人間の責任も亦重大矣哉、蓋し人民の國家を結び、政法を立つるも亦其本分を盡し、其通義を達せんとするに在る耳。然るに我邦の如きは、古來政府獨り國政に任じ、人民亦曾て自ら之に關與することなく、自ら焉を知らざるもの丶如くせり。豈是れ斯を可矣とせん哉。蓋し此の如きは、則ち是れ其自主人たるの力を空ふし、一國民たるの權義を缺くの理にして、眞に恥つべきも亦太甚しきなり。故に臣等は今に在て中心之を愧ぢ且憾む、焉んぞ今より參政の權利を得、以て 陛下が多勞を減ずるを謀り從來國家の政を擧け、皆悉く一に政府を煩はし政府を勞せし罪を償はざるを得ん哉。是れ其臣等が國會の開設を望む所以の一なり。凡そ國家に急要なる所以の者は、人民の一致協和するに在て、人民の一致協和することは、各人同じく其國を愛するの心よりせざるはなく、若夫れ人民にして愛國の心なければ、各人別離して一致協和すること靡く、國民にして一和せざれば、變亂隨て起り、百災由て兆し、國力爰に衰退し、紀綱玆に頽廢し、甚しければ則ち竟に其國を滅ぼし、若くは其國の大權を喪ひ、不可言の大害を蒙むるに及ぶべく、而して今其所謂國家の人民をして、善く一和せしむるものは、其をして自ら國政に關與せしめ、自ら國事を審知せしむるに在て、人民をして愛國の心を滅殺せしむるものは、專制政體より甚しきはなければ、愈王室の安泰を保全し、其鞏固を得べきことは、定律政治に若くことはなく、國家を危險に傾け、億兆の不幸を釀し易きことも、亦專制政治より甚しきはなきなり。臣等國民たる者、定律の政治を望

まざることを得ん哉。而して定律の政體を立てんとするも、亦必ず國會を開設せざるを得ざるなり。是れ其臣等が國會の開設を望む所以の二なり。陛下明治元年の三月に立定せらるゝ所の誓文五個條の一に曰く、廣く會議を興し、萬機公論に決すと、夫れ廣く會議を興し、萬機公論に決することを行はんとすれば、國會を開設せざる可らざるなり。國會を興すは、廣く會議を興す所以にして、廣く會議を興すの法、國會を興すに若くはなく、且つ其公論と云ふものは、則ち擧國人民の意思より生ぜずんばあらざるべければ、所謂萬機公論に決せんとするも、亦國會を興して、以て全國の代議人を會するにあらざれば能はざればなり。其二に曰く、上下心を一にし、盛に經綸を行ふと。夫れ上下心を一にし、盛に經綸を行はんとすれば、國會を立てざるべからざるなり。專制の政治は、則ち上下の心を隔つるの最にして、國家の代議院を設くるものは、即ち政府と人民の心を交通し得るの一法なればなり。其三に曰く、官武一途、庶民に至る迄各其志を遂げ、人心をして倦まざらしむと、夫れ官武一途、庶民に至る迄、其志を遂げ人心をして倦まざらしむるの道を爲すは、國會を興さゞるべからざるなり。專制の政治は、則ち庶民をして其志を通せず人民の心をして倦厭せしむるの甚しきものにして、而し國會を開くことは、庶民をして其志を勵まし、人心をして競勉せしむる所なればなり。其四に曰く、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くと。夫れ舊來の陋習を破り、天地の公道に基くことを得んと欲するものは、國會を興さゞるべからざるなり。專制の政治は、則ち舊來の陋習にして、立憲政體を立てんとすることは、則ち當今我國の公論に係り、且つ其適當を見る所なれば、則ち公論に循つて適當を見るの事を施すものは、則ち天地の公道なればなり。其五に曰く、智識を世界に求め、大に皇基を振起するの實を擧げんとするも、亦國會を開立するにあるなり。今世に在て國會を開くことは、便ち世界の智を學ぶ所以にして、之を開かざることは、世界の智識を棄擲して顧みざる者と爲すべく、而して皇基を振起するも、亦國會を開きて人民の愛國心を發せしめ、及び全國の

一致するに非ざれば能はざる可ければなり。而して其尾に曰く、我國未曾有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす、衆亦此旨趣に基き協心努力せよと、夫れ萬民保全の道は、豈に專制政體を改革して、立憲政體を定むるに在らざらん哉。是れ其臣等が國會の開設を望む所以の三なり。

陛下嘗て億兆に告ぐるの翰文に曰く、近來宇內大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨り我國のみ、世界の形勢に疎く、舊習を固守し、一新の効を圖らず、朕徒らに九重中に安居し、一日の安を偷み、百年の憂を忘るゝ時は、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱め、下は億兆を苦めんことを恐る。故に朕爰に百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布し、天下を富嶽の安きに置かんことを欲すと。

於戲　陛下の志や卓矣哉。

陛下洵に已に此志あり、豈に國會を開かざるべけん哉。專制政體を墨守して之を改めざることは、世界の形勢に疎く、舊習を固守し、一新の効を圖らざるものにして、國家一日の安寧を失ひ易く、百年の憂を釀し、各國の凌侮を受け、一は列聖を辱め、一は億兆の苦となすべく、國會を開立して憲法を確定すること、億兆を安撫し、天下を富嶽の安きに置くの道なればなり。而して臣等善く
陛下の志を體認し、
陛下の業を助けて、神州を保全せんとするも、亦必ず參政の權利を得ざるべからざればなり。是れ其臣等が國會の開設を望む所以の四なり。

陛下明治八年の四月を以て發する所の詔に曰く、朕即位の初め、首として群臣を會し、五事を以て神明に誓ひ、國是を定め、萬民保全の道を求む、幸に祖宗の靈と、群臣の力に賴り、以て今日の小康を得たり。

願ふに中興日淺く、内治の事當に振作更張すべきもの少しとせず。朕今誓文の意を擴充し、玆に元老院を設け、以て立法の源を廣め大審院を置き、以て審判の權を鞏くし、又地方官を召集し、以て民情を通じ、公益を謀り、漸次に國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其慶に賴らんと欲す、汝衆庶或は舊に泥み故に慣るゝことなく、又或は進むに輕く爲すに急なることなく、其れ能く朕が旨を體して翼賛する所あれと。陛下の心進んで既に此に至る、何爲れぞ獨り國會を開設せざるを得ん哉。夫れ未だ曾て一歩を動着せずして、漸次に百里を行かんと欲すと云ふ者あらば、人夫れ之を不當と云はざらん哉。夫れ我國は未だ國會なきものなり。

陛下漸次に立憲政體の完具することを望まば、即今先づ國會を開設すべく、未だ國會を開設せずして、而して、漸次に立憲の政體を立てんと欲すと云はゞ、是れ何ぞ未だ一歩を動着せずして、漸次に百里を行かんとすと云ふ者と異ならん哉、是れ其臣等が國會の開設を望む所以の五なり。

陛下即位以來、勇斷決行する所亦一ならず。明治四年廢藩立縣の擧あり、亦隨て國民に參政の權利を與へざるを得ん哉。何となれば、則ち今藩を廢し縣を立る者は、全國の善く結合するを欲するが爲にして、全國の眞に結合すべきは、各民其利害を同ふし、其心志を一にし、共に其一國を愛する道を開かざれば能はざるべく、而して國内各其利益を同ふし、其心志を一にし、共に其一國を愛せしむる道は、國會を開設するより良きはなければなり。同く五年に全國募兵の法を立つることあり、亦隨て國民に參政の權利を與へざるを得ん哉。何となれば、則ち全國募兵の法を立つるものは、舊來の法制の如く、國中に兵衆を分ち、獨り一部の士族のみを以て、兵の責を專任せしむる時は、國家未だ鞏固なること能はざるが故に、國を以て國を護るの固きを取らんとするものにして、國家の眞に固きことは、萬民克く一致して、同じく其國に報ゆるの心を發せしめざる可からざるべく、而して萬民克く一致し、同じく報國の心を發せしむるの道

は、國會を開設するより良きはなければなり。同じく六年に地租を改正するの令を發し、地券を行へり。亦隨て國民に參政の權利を與へざるを得ん哉、何となれば地租を改正し、地券を行へるものは、天下は天下の天下にして政府の私有に非らざるが故にして、既に地券を發すれば、即ち國土は政府の私有に非ざること甚た彰著なり。國土既に政府の私有に非ざれば、則ち人民の生命財產も亦政府の私有にあらざるなり。人民の生命財產實に政府の私有にあらず。政府是等に就て租税を徴するは、人民の私有より徴すと云はざるを得ざるなり。將た其租税は國家の爲に徴するものなれば、則ち已に收むる所の租税は、必ず之を國家の共有物と謂はざるを得ざるなり、而して今夫私有は其主一人にて之を所置するの權あるべく、共有は共衆と共謀せざるべからざること、實に理の當然なれば、政府業に既に地券を發行して、天下は天下の天下たることを明にすれば、則ち租税を天下に徴し、及び既に收めて國家の共有物と爲れる所の租税金を處置するには、政府は一己にして之を爲すべき義あることなく、必ずや全國人民と共議せざるを得ざるべければなり。是れ其臣等が國會の開設を望む所以の六なり。凡そ人民の共國に在て義務を盡す所以のものは其國に在て安全幸福を受けんと欲するが爲めに非ざるはなきなり。然るに我國維新以來十有餘年間の如きは、兵亂相續き、騷擾輟むなく、未だ一歲の靜寧安綏を得て、以て民其生を聊んずる能はず、而して叛亂の既に起るに至りては、政府固より之を鎭制せざるにあらずと雖も、而も騷亂の起るや、人命を傷害し、財貨を費耗し、其慘毒を社會に流すこと實に甚だしく、國家の元氣を減損すること少小にあらざるなり。陛下豈に之を顧みざる得ん哉。臣等豈に默過することを得ん哉。而して是の如きの國勢を救正すべきものは、國會を開設するより先なるはなきなり。是れ其臣等が國會の開設を望む所以の七なり。凡そ國家は人民の湊合する者にして、國家の事は人民の事ならざるはなく、國家の盛衰治亂は、人民の安危憂歡に關せざるはなくして、而して邦國の盛衰治亂は、國家の財政に關すること甚だ多し。然るに今日我國の如

きは、國債固より夥しく、紙幣頗る過多にして、物貨騰貴し、而して其勢愈益甚しからんとす、豈に憂ふべきにあらず哉。就中外債の如きに至りては、事實に外國に渉る、若夫れ償却の道を誤るに至らば、即ち實に國家の存亡に關すべし。豈に憂ふべきにあらず哉。臣等陛下と共に之を慮らざるを得ん哉。然り而して其勢の此に至るものは、國家甚だ變動多く、非常事件の頻りに生ぜしに關するものなれば、今の計を爲す者は、宜しく變亂の根を醫し、其本を療すべくして、而して其事は則ち國會を開設して、人民の自主と愛國心を發生せしめ、全國人民の心思を通して、相一致し相合和せしむるにあるべし。是れ其臣等が國會の開設を望む所以の八なり。如今各國四方に雄飛するの秋に丁り、確然國家の獨立を維繫し、啻に外邦の凌侮を受けざるのみならず、萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布せんとするは、前既に言ふが如く、實に陛下の志す所にして、臣等の同じく欲する所なり。然るに我國今日の如きは、海外各國に對し、未だ十分に能く獨立の大權を張ることなく、屈辱を受る者實に尠なからざるなり、而して今若し之を一變することなく、徒らに經過せんとすれば、則ち益々屈辱を蒙りて止むことなく、遂に言ふに忍びざる大事を生出せんも亦測るべからざるべし、豈に慨せざるを得ん哉。抑も亦思はざる可けん哉。然り而して國家の原素たる者は人民にして、國は民に由て立つ者なれば、人民に自主自治の精神なく、人民に人民たるの權利を有することなければ、國家は能く不羈獨立すべきことなく、克く國權を張るを得べからざるの理なれば、今先づ國會を興さゞるを得ざるべきなり。是れ其臣等が國會の開設を望む所以の九なり。是れ臣等が以て國會の開設を望む所以の大略なり。蓋し今日我國に於て國會を開設することは、陛下の嘗て欲する所にして、臣等の共に望む所、國家に在て已むべからざる所と爲すべし。故に臣等は常に陛下を賛けて早く國會の興立を見んと欲し、國會を開設して、陛下と倶に至大の慶福を保たんと欲し、寤寐國會の事を思ひ、造次にも亦其他を念はざるなり。

片岡健吉
西山吉澄
杉田定一
內藤魯一

三師社　河野廣中
民政社　渡邊禎一郎
松澤求策
永田一二
植木枝盛
河野廣中
片岡健吉
村松龜一郎
杉田定一
小島忠里
岡田健良
北川貞彥

陛下乞ふ之を熟察し、臣等の願を許して以て國家を安んぜよ臣等請ふ

陛下國家の爲めに開設するを允可して、以て臣等が願に副へよ。若夫れ之を開設するの方法制度に至りては、願くば之を開設するの允可を得るに隨て適當の代人を出し、陛下と與に協議して之を定めん。然れども

陛下臣等が考案を聽かんと爲さば、臣等固より書して以て之を上り、或は口つから之を陳せむ。

陛下乞ふ早く允可を示せよ。臣健吉臣廣中等頓首頓首謹願。』

とある。

尙ほ愛國社第三回及びその後の行動につき、明治政史には『去年(十二年)十一月大阪愛國社の會同に於て檄を四方に傳へ、且つ各地に遊說委員を派し、廣く國會願望の同意者を天下に集めしを以て、三月に至り同意者續々大阪に集り、同十五日議長は片岡健吉、副議長は西山吉澄、幹事は杉田定一・內藤魯一の兩氏に決し、愛國社を改めて國會開設願望有志會と爲す。是の時に當つて各地の有志は皆其委員を撰み、以て今回の會議に出席せしめたるを以て、愛國社從前同盟二十七社の外全國各國有志の結合するもの無慮五六十の多きに及び、孰れも常て來會を約せり。乃ち其十七日より會議を開き、司計二名を投票せしに、三師社員河野廣中、民政社員渡邊禎一郎の二氏多數を得たり。更に國會願望書を起草することに決し、議長は松澤求策・永田一二の兩氏を起草委員に特選し、審査委員には植木枝盛・河野廣中・片岡健吉・村松龜一郎・杉田定一の五氏其選に當り、又同盟規約を編制するに決し、其委員は河野廣中・小島忠里・岡田健長・杉田定一・村松龜一郎・北川貞彥・植木枝盛の諸氏に定り、且つ國會開設願望書は連署調印して片岡健吉・河野廣中の兩氏を選擧して其捧呈委員となし、四月九日其會議を終る云々』とある。また國會既成同盟規約書及び合議書は同じ明治政史に『夫れ國會を開設するは國家の大に緊要する所にして、今日の最急務なり。吾輩國民たるも

國會期成同盟合議書

の安んぞ之を謀らざるを得んや。蓋吾輩の今茲に大阪に會して國會を開設するに允可を願望するや素より深く國會を望むに因ればなり。故に一回之を願望するは則一回之を願望する耳、未だ國會の開設を企望し國會の興立を勉成するに盡したりと云はんや。而して吾輩は國會に希望の深きものなり、一回の願望をなして而して早くも息むべけんや、吾輩焉んぞ共謀同盟以て心身の力を竭さゞるべけんや。且夫れ國會なるものは則國家の大事なれば、吾輩眞に國會を謀るものは大に全國の人民を結合せざるを得ざるなり、而して大に全國の民人を結合せん乎、吾輩共謀同盟せざるを得ざるなり。吾輩國會を切望するもの安んぞ同盟を爲さゞるべけんや。夫れ國會は國家民人の會なり、人民にして實に結合同心するが如きに至れば、政府決して國會を開設するを充さゝるの事あらざるべく、國民の相合して而して後政府にして國會開設を充さゝるあれば則是政府の國家に背くなり、吾輩務めの欠けたるにはあらざるなり、國會は則遂に興るを得ざるにあらざるなり、而し吾輩の勉强實に此に至らざるべからざるなり。仍て吾輩今茲に相合して乃ち國會期成同盟と爲し、略其規約を定むること左の如し。

國會期成同盟合議書

第一條　國會開設の爲今茲に合同するものを國會期成同盟と爲し、國會の開設して其美果を見るに至る迄幾年月を經るも敢て此同盟を解かざるべし。

第二條　明治十四年十月一日より東京に會議を開くべし。

第三條　來會迄には其府縣國郡の戸數過半數の同意を得て出會するを目的とす。

第四條　來會には各組憲法見込案を持參研究すべし。

第五條　來會の會員は百人以上の結合あるものに限るべし。但し當會に列する單身のもの及百人未滿のものは次會迄に百人以上の結合をなすべし。

第六條　東京を中央本部と定め、常務委員二名を置くべし。

第七條　全國を八區に劃し、其區内の誘導は區内各組責任を定め分擔すべし

云々』とあり、愛國社第三回大會後、國會開設請願の諸團體が期せずして合流し、國會期成同盟會の結成に至るまでの經過を明かにしてゐる。

沼間守一
藤田茂吉
肥塚龍
上野精養軒
西園寺公望
福地源一郎

併し片岡健吉・河野廣中等の熱烈なる請願にも拘らず、政府は人民に請願の權利がないと稱して一蹴したので、政客中には更に元老院に建白するものがあり、或は再請願をなすものがあり、これを契機として國會開設に對する要求は油然として四方に起り、而も之を統率するものは板垣退助一人であつたので、當時の板垣は恰も全國民から自由の神の如く欽慕尊崇せられ、各派は期せずして板垣を歡迎した、この時こそ彼の一生を通じて最も華かな時代であつたらう。されば政黨史にも當時に於ける彼の人氣を記して『此年八月彼れの東京に入るや、大隈派に屬する沼間守一・藤田茂吉・肥塚龍等相謀り、彼れを上野精養軒に招待して歡迎會を開きたりき。西園寺公望・福地源一郎も亦列席中の人たりき。以て板垣が如何に時人の心を得たりしやを想見すべし』とあり、板垣が後日自由黨を組織しようとの計劃も早くこの時に萠したものであらう。

政府の分裂と國會開設の勅諭

二　政府の分裂と國會開設の勅諭

國會期成同盟會に出席したものは二府十三萬八の代表者六十四人であつたが、當時の政治家は今日と異なり頗る眞劍であつた。從て彼等がその郷關を出づるや、いづれも人間到處に青山ありの意氣で皆な死を決し、若し事成らずんば死しとも歸らずの固い決意を有してゐたと稱せられる。これ當時の政治家は多く武家出身の士族で、而も維新の革命後僅か十數年を經たに過ぎない爲め、未だ封建的遺風去らず、今日の政治家と異なり志操堅固にして頑迷な點が多かつたから、稍もすれば言論よりも萬事を腕で解決しようとする傾向

國會期成同盟會の宣傳

集會條例發布

集會條例全文

があつた。

國會期成同盟會は東京を中央本部となし、常務委員二名を置いた。また全國を八區に分ち、區内には遊說委員を置いて庶務を分擔させ、その運動方法も頗る秩序整然たるものがあり、その勢は侮るべからざるものであつた。よつて政府は頗るその影響を憂慮し遂に四月五日(明治十三年)太政官第十二號布告を以て集會條例を發布し、以て政社と政社との連絡を嚴禁し、認可を得ずして集會を催し、政治を談論することを禁止したが、その全文は左の如きものである。

集會條例　別册之通被定候條此旨布告候事

第一條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ公衆ヲ集ムル者ハ開會三日前ニ講談論議スルノ人ノ姓名住所會同ノ場所年月日ヲ詳記シ、其會主又ハ會長幹事等ヨリ管轄警察署ニ屆出テ、其認可ヲ受ク可シ。

第二條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ結社スル者ハ、結社前其社名社則會場及社員名簿ヲ管轄警察署ニ屆出テ、其認可ヲ受クヘシ。其社則ヲ改正シ及社員ノ出入アリタルトキモ同樣タルヘシ。此屆出ヲナスニ當リ警察署ヨリ尋問スル事アレハ社中ノ事ハ何事タリトモ之ニ答辯スヘシ。

第三條　講談論議ノ事項講談論議スル人員會場及會日ノ定規アル者ハ、其定規ヲ初會ノ三日前ニ警察署ニ屆出認可ヲ受クルトキハ、爾後ノ例會ハ屆出ニ及ハスト雖モ、之ヲ變更スルトキハ第一條ノ手續ヲ爲スヘシ。

第四條　管轄警察署ハ第一條第二條第三條ノ屆出ニ於テ國安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ認可セサルヘシ。

第五條　警察署ヨリハ正服ヲ着シタル警察官ヲ會場ニ派遣シ、其認可ノ證ヲ檢査シ、會場ヲ監視セシムルコトアルヘシ。

陸海軍々人教員學生農工徒弟の政事論議を禁す

第六條　派出ノ警察官ハ認可ノ證ヲ開示セサルトキ、講談論議ノ屆書ニ掲ケサル事項ニ亘ルトキ、又ハ人ノ罪戾ニ教唆誘導スルノ意ヲ含ミ、又ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキ、及集會ニ臨ムヲ得サル者ニ退去ヲ命シテ之ニ從ハサルトキハ、全會ヲ解散セシムヘシ。但シ本條ノ解散ヲ命シタルトキハ其情狀ニヨリ東京ハ警視長官其他ハ地方長官其結社ヲ解散セシメ、又ハ其管內ニ於テ一箇年以內其會員ノ公衆ニ對シ政事ヲ講談論議スルコトヲ禁スルヲ得ヘシ。

十三年第五十六號布告但書追加

第七條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル集會ニ、陸海軍人常備豫備後備ノ名籍ニアル者警察官官立公立私立學校ノ教員生徒農業工藝ノ見習生ハ之ニ臨會シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得ス。

第八條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ、其趣旨ヲ廣告シ又ハ委員若クハ文書ヲ發シテ公衆ヲ誘導シ、又ハ他ノ社ト連絡シ及通信往復スルコトヲ得ス。

第九條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ、屋外ニ於テ公衆ノ集會ヲ催スコトヲ得ス。

第十條　第一條ノ認可ヲ受ケスシテ集會ヲ催スモノ會主ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ處シ、其會席ヲ貸シタル者並ニ會長幹事及其講談論議者ハ各二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ、第三條ノ規程ヲ犯シタル者モ亦本條ニ據ル。

第十一條　第一條ノ規定ニ背キ、社則或ハ社員名簿或ハ社則社員ノ出入ヲ定期ニ於テ警察署ニ屆出ス、又ハ尋問スル處ノ事項ヲ回答セサルトキ、社長ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ、僞作ノ社則又ハ名簿ヲ屆出或ハ尋問ヲ得テ僞答スルトキ、社長ハ右罰金ノ外尙十一日以上三月以下ノ禁獄ニ處ス。

第十二條　第五條ノ規定ニ背キ派出警察官ノ臨席ヲ肯セサルトキ、會主會長及社長幹事ハ各五圓以上五十圓以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ禁獄ニ處シ、其警察官ヨリ演說者ノ姓名ヲ尋問スルニ之ニ答ヘス又

ハ僞名ヲ答ヘタル者ハ同罪ニ處シ、再犯ニ當ル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ禁獄ニ處ス。

第十三條　派出ノ警察官ヨリ解散ヲ命シタル後尚退散セサル者ハ、二圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ十一日以上六月以下ノ禁獄ニ處ス。

第十四條　第七條ノ制限ヲ犯シタルトキ、會主會長及社長幹事ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ處シ、其他情狀ノ重キ者アレハ其社ヲ解散セシム。其制限ヲ犯シテ入社シ又ハ臨會スル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十五條　第八條ノ制限ヲ犯シタルトキ、會主會長及社長幹事ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ禁獄ニ處シ、其社ヲ解散セシム。此事ニ關スル者モ亦同罪ニ處シ、脅迫スル者及其罪再犯ニ當ル者ハ拾圓以上百圓以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ禁獄ニ處シ、其社長幹事ハ一年以上五年以下結社又ハ入社ヲ禁ス。

第十六條　成法ニ制定スル所ノ集會ハ此限ニ在ラス。

明治政史に『此條例は今の全權公使渡邊洪基内閣の命を奉じて起草し、以て本年（十三年）三月三十一日元老院の議決を經て此に之を發布したるものなりと云ふ』とある。またこの條例に就いて明治政黨史には『政府は急に集會條例を制定し、政社と政社との連絡を禁じ、警察官の認可を得ずして三人以上政治を談論するを禁じ云々』とある。

三人以上集合して政治を談論することが出來ないといふ條例は、詰り一般民衆に對する極端な彈壓で、これに依つて一般國民は絶對に政治を談ずることが出來なくなつた譯であるが、こんな亂暴な取締令は當時たから出せたので、今日から見ると想像も出來ないことであらう。以て當時の爲政者が如何にその施政の批判

建白書提出の手續を定む
內閣の分裂
國會開設の詔勅
木戸孝允歿す
大久保利通暗殺せらる
大隈伊藤井上等の劃策
政府改造の計畫に着手す
福澤諭吉後藤象二郎
大隈重信の飛躍
內務省の分割農商務省の設置

を恐れてゐたか、敢て想像に難くないであらう。然るに政府は尙ほこれに慊らず、同年十二月更に建白書提出の手續を定めて、直接政府へ提出することを禁じた。卽ち人民の上書建白にして一般の公益に關するものは、その名義の如何に拘らず、すべて之れを建白となし、府縣を經て元老院に提出すべき旨を定めた。これに依つて人民は完全に政府からノックアウトされた譯で、一時その示威運動を中止するの止むなきに至つたが、それは表面の動靜觀に過ぎない、當時民間に於ける國會開設請願の聲は非常なもので、到底一時の糊塗的對策では鎭壓さるべくも想はれなかつた。これは卽ち時代の聲、時勢の要求であつたのである。されば政府に於ても竊に之れに同情する者があり、ために政府を改造するの必要が起り、遂に內閣の分裂を來たし、之れと共に國會開設の詔勅を發布せらるゝに至つた。

いま當時の政界を見るに、西南役中木戸孝允は不幸にして京都に歿し、翌十一年五月には內務卿大久保利通が島田一郎一派のために暗殺せられたので、巨人相次いで倒れ、政府はその統一を失ひ漸次傾倚の狀を現はすに至つた。こゝに於て大隈重信・伊藤博文・井上馨等は頗るこれを憂へ、一方に於て西南役の善後措置を講ずると共に、他方に於ては本格的に政府改造の計畫に着手し、就中大隈重信は福澤諭吉・後藤象二郎等と協力して、この機に乘じて藩閥打破の目的を達しようと企てた。大隈はもと戰陣の功あるに非らず、さりとて藩閥の背景あるにもあらず、唯だ自家の材幹技倆によつて其地位を開拓した人であるから、獨力を以てその意見を實行することは殆ど不可能な境遇にあつたのである。隨て政府の權が大久保利通に歸するや、常に意を傾けて之れと結んだが、一たび大久保が兇變に遭ひ、政府がその統率者を失ひ傾倚の狀あるを見るや、野心勃々たる大隈は將に一代の智謀を揮つて未來の運命を一擧に決せんとし、大飛躍を試みるに至つた。その基礎工事として大隈は先づ伊藤博文と相謀り、內務省を分割して內務省・農商務省の二省となし、腹心の部下河野敏鎌をしてその長官たらしめた。また大藏省の會計局を改めて新たに會計檢査院を設置し、

河野敏鎌盛人に慶應義塾出身の青年を登用す
參議と省卿の分離
太政官中に各分科を置いて各省の行政事務を監督せしむ
各分科と分擔者
大隈重信
伊藤博文
川村純義
山田顯義
寺島宗則
西鄕從道
山縣有朋
黑田淸隆
井上馨
國會開設の大運動

部下を援擢してその長官たらしめた。當時の官吏登用に關し、明治政黨史にも『彼は慶應義塾出身の青年を盛に登用して各省中の樞要なる部局を滿たしたり云々』とある。これ卽ち大隈が福澤諭吉と一脈相通ずる所ありと非難された所以であらう。加之、大隈は豫定の計畫を遠慮なく進め、尋で參議と省卿を分離すべきことを提議して之れを通過せしめ、別に太政官中に各分科を設けて各省の行政事務を監督せしめ、而も大隈自身はその中の重要な分科を督して漸次その勢力を政府に扶植しようと謀つたのである。各分科とその分擔は左の如きものであつた。卽ち、

大隈重信	外務科 會計科	伊藤博文	內務科 會計科
川村純義	外務科 軍事科	山田顯義	司法科 立法科
寺島宗則	司法科 會計科	西鄕從道	內務科 軍事科

この外、明治政黨史には『山縣有朋は軍事科、黑田淸隆は內務科、井上馨は外務科』を分擔したとある。斯の如く大隈は容易に政府改革の目的を達成したが、勿論これは獨力で斷行したのではなく、伊藤・井上等の援助支持によるものだと傳へられる。茲に於て大隈の勢力は漸く政府に揮ひ、恰も全盛期に於ける大久保利通の如き觀を呈するに至つた。背景のない大隈がその所信を斷行するには、將に絕好の機會であつた。然るに此時に當り國家開設請願の大運動は全國に勃興し、その勢ひ恰も積水の決したるが如く、この際一歩これが對策を誤らんか如何なる事變の勃發するやを測るべからざる一大危機に直面するに至つた。烱眼なる大隈は早くも世情を達觀し、この機に乘じ一擧に藩閥を退けんとし、大いに飛躍を試みるに至つた。卽ち窃に

有栖川宮殿下岩倉具視に對し大隈重信大いに國會開設の急務を說く
北海道開拓使の不正拂下事件
大隈の國會開設案畫餅に歸す
開拓使所屬の官有物を關西貿易商會に拂下げんとす
安田定則
五代才助
不當拂下の認可
郵便報知・京濱毎日・朝野・曙各新聞の攻擊
東京日日
大隈の國會開設案曝露す
薩長參議の同盟
大隈を閣外に放逐せんとす
伊藤博文は漸く大隈を去る

左大臣有栖川宮殿下、右大臣岩倉具視に對して國會開設の止むなき事情を陳べた、大隈の意見としては明治十五年を以て議員を招集し、同十六年を以て開設しようといふのであつたと云はれる。

然るに當時偶々北海道開拓使の廢止にからみ、一大事件が勃發し、更にこの事件に關聯して大隈の國會開設案が暴露したので、十六年國會開設計畫は水泡に歸して仕舞つた。開拓使の拂下事件といふのは、開拓使長官黑田清隆が北海道開拓使廢止の期に際し開拓使に屬する一切の官有物を關西貿易商會に拂下げようと計つた。當時大藏省の決算報告によると、明治二年以降同十三年に至るまで國庫から開拓使に支出した總金額は約壹千四百九萬圓である。然るに黑田長官はこの巨資を投じて經營せる一切の事業を、三十ヶ年賦三十萬圓で一商會に拂下げようと圖つた。しかも同商會は黑田の股肱たる安田定則・五代才助等の組織にかゝる貿易商會であつたから、忽ち物議を釀し、騷然として其不當を鳴らした。政府内に在つて之れを排擊し、盛んに反對したのは大隈であつた。然るに閣議は黑田を憚つて反對するものなく、不當と知りつゝも遂に拂下を認可するに至つた。こゝに於て當時大隈の關係してゐた郵便報知・京濱毎日・朝野・曙等の諸新聞を始め、從來御用新聞を以て目せられてゐた東京日々新聞すらも一齊に政府の措置を痛擊するに至つた。加之、大隈の國會開設案が曝露し、薩長諸參議の知る所となつた。茲に於てこれ等の參議は大隈を目して政府顚覆の陰謀者となし、これが妨止のため攻守同盟を作り、遂に大隈を閣外に放逐しようと圖るに至つた。

一方伊藤博文は初め大隈の國會開設策を贊じ、大いに之れを支持して來たが、大隈は成功を焦せるのあまり、伊藤と協議せずして獨り之れを岩倉に謀り、有栖川宮殿下に說き奉つてその志を成さうと圖つたのは明かに政友たる伊藤を裏切つた不信行爲なので、伊藤が大隈に對して不快を感じたるのみならず、國會開設は大隈の思意するが如く簡單には行かず、之れが開設には相當の準備時日を要するにも拘らず、大隈が三年後の十六年に國會開設を企圖するが如きは無謀の甚だしきものである。慿した二つの理由から伊藤は漸く大隈

を敬遠するに至つた。さればこの間の複雜なる事情に關し、明治政黨史には「斯くて大隈の權勢漸く全政府に振ふの時に當つて、國會請願の大運動は開始したり。其の勢積水を決して之れを大野に注ぐが如くなりき。燗眼なる大隈伯は、此の機會に乘じ一擧して藩閥を倒さんとし、窃に左大臣有栖川宮、右大臣岩倉具視に向て國會開設の止むべからざるを說けり。彼れの意見は、明治十五年を以て議員を招集し、十六年を以て國家を開設せむとするに在りき。偶々北海道開拓使廢止の期到れるに際し、長官黑田淸隆は開拓使に屬する一切の官有物を擧けて關西貿易商會に拂下けむことを計る。當時大藏省の決算報告に依れば、明治二年以來十三年に至るまで國庫より開拓使に支出したる金額約一千四百九萬餘圓なり。而も黑田は此の巨資を投じて成れる事業三十個を年賦三十萬圓にて一商會に拂下げむとしたりき。且つ此の商會を組織したるものは、悉く黑田の股肱たる安田定則五代才助等なりしを以て物議紛然として其の不當を鳴らせり。政府に在ては大隈主として强力なる反對者となり、其他之れに不同意を唱へたるもののなきに非ざりしと雖も、閣議黑田の威を憚りて遂に拂下の命令を下せり。是に於て大隈に關係ある郵便報知・京濱每日・朝野・曙等の諸新聞は論なく、從來御用新聞と稱せられたる東京日日新聞すらも齊しく政府の措置を攻擊するに至れり。是の時に當り、國會開設に關する大隈の考案、薩長諸參議の知る所となるや、彼等は大隈を目して政府顚覆の陰謀者と爲し、直ちに防禦同盟を作りて大隈を閣外に放逐せむとしたり。初め伊藤博文は早晚國會を開設するの必要を認むるに於て大隈と略々其の所見を同うしたるものゝ如しと雖も、大隈が獨り之れを岩倉に謀り、有栖川宮に說きて其の志を成さむとした事は、伊藤より見れば恰も政友を出し拔きて功名を專らにせんとしたる不德義の行爲と言ふの理由もあるべく、又國家を開設するには相當の準備時日を要すべきものなるに、大隈が之れを二年後に實施せむと企てたるは、伊藤より之れを見れば愼重なる考慮を缺ける急進突飛の意見なりと認むるを得べし。彼は固より藩閥の勢力を維持せむとする武斷派に與みするものに非ず。然れども大隈の大

東北御巡幸大隈黒田供奉を命ぜらる

輿論の沸騰新富座の演說會

福地源一郎沼間守一益田克德肥塚龍高梨哲四郎

人心の激昂國會の速開を說く

政府漸く國會

膽なる計畫を贊成するには彼れは餘りに用心深き政治家なり。彼は藩閥を敵として大隈と進退を俱にするの極めて危險にして且つ愚なるを知れり、故に利害を見るに敏なる彼は寧ろ大隈を排斥して薩長同盟に加はり、以て勢力の發展を他日に期せむとしたりき。是に於て薩長同盟は一人の離僻者なくして、堅固に形成せられたりき。時方に七月(十四年七月二十九日)、天皇陛下東北に巡幸するの事あり、政府乃ち大隈黒田の二人をして之れが供奉たらしむ。是れ黒田の北海道官有物拂下事件、及び大隈の國會開設考案に對する善後策を施さむとするが爲なりき云々』とあり、之れに依つて大隈の國會開設策と薩長參議の關係、伊藤大隈の對立、大隈黒田に對する政府の對策等を略ぼ推知するに難くないであらう。然るに政府の豫期に反し、天皇が東北御巡幸の途に上らせられ、大隈・黒田が東京を離れても、北海道開拓使官有物拂下事件に對する諸新聞紙の攻擊は毫もその鋒鋩をゆるめず、却て黒田大隈の離京を以て事件を曖昧裡に葬り去るものと見做し、一層毒舌を揮つて輿論の喚起につとめ、翌八月には新聞記事のみを以て滿足せず、新富座に大演說會を開催して氣勢を揚げ、政府攻擊の非難は實に頂點に達した。新富座の演說會には辯士として福地源一郎・沼間守一・益田克德・肥塚龍・高梨哲四郎等が出席し、口を極めて盛んに政府の誤れる措置を指彈攻擊した。新富座に次いで同種の演說會は市內各所に開催されたが、聽衆は恒に會場に溢れ、人心は頗る激昂した。こゝに於て福地等の辯士は之れを絕好機として啻に開拓使官有物の不法拂下を論難攻擊するのみならず、速に民意を基礎とする國會を開設して輿論政治を行ふに非ずんば到底國利民福は望めない、徒らに藩閥者流の犧牲に供せらるゝであらうと絕叫した。民衆は約壹千五百圓の開拓使官有物を一商會に三十年賦三十萬圓といふ法外な捨値で拂下げるといふ生きた實例を前にして、當時第一流の新聞記者に藩閥の弊害を說かれたので、到處に急霰の如き拍手喝采を送り、漸く國家開設の急務なることを痛感するに至つた。玆に於て國會開設は或る一部の政客の主張ではなく、國民全體の總意であり、熱望である。古い言葉ではあるが、大河の決するや

開設の急務なるを悟る

政府の狼狽

車駕東京へ還行

即日御前會議を開く

開拓使官有物拂下命令を取消す

國會開設の詔勅

一本のよく之れを支えることは出來ないと同じやうに、もはや國民全體の要望とあつては捨てゝは置く譯には行かぬ。政府もこの形勢を見て頗る震駭し、極度に狼狽しつゝあつたが、十四年十月　天皇東京に還行あらせらるゝや、即日御前會議を開いて討議夜を徹し、越えて同年十二月、開拓使官有物拂下命令を取消し、これと同時に明治二十三年を期し國會を開設すべき旨の詔諭を賜うた。

朕祖宗　二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ、中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ總覽シ、又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ、後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス。嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ、十一年ニ府縣會ヲ開カシム。此レ皆漸次基ヲ創メ、序ニ循テ歩ヲ進ルノ道ニ由ルニ非サルハナシ。爾有衆亦　朕カ心ヲトセン。

顧ミルニ立國ノ體、國各宜キヲ殊ニス。非常ノ事業、實ニ輕擧ニ便ナラス。我祖我宗照臨シテ上ニ在リ、遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ、古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責　朕カ躬ニ在リ。將ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會ヲ開キ、以テ　朕カ初志ヲ成サントス。今在廷臣僚ニ命シ、假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム。其組織權限ニ至テハ　朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス。　朕惟フニ、人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ。浮言相動シ、竟ニ大計ヲ遺ル。是宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ、以テ朝野臣民ニ公示ス可シ。若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ、事變ヲ煽シ、國安ヲ害スル者アラハ、處スルニ國典ヲ以テスヘシ。特ニ茲ニ言明シ、爾有衆ニ諭ス。

奉詔　　太政大臣　三條實美

明治十四年十月十二日

大隈とその一派の總辭職

こゝに於て大隈の意見は大體貫徹したが、大隈は政府内にあつて民間の政客と內通し、以て世論を煽動した罪は到底免るべくもないので、政府は伊藤博文と西郷從道に旨を含め大隈を諭して辭職せしめ、加之、大

矢野文雄
牛場卓藏
犬養毅
尾崎行雄
中上川彦次郎
小野梓
牟田口元學
小松原英太郎
中野武營
島田三郎
田中耕造
森下岩楠
前島密
北畠治房
河野敏鎌
松本奬匡社の運動
磯山遠山
島田茂
山際七司
古屋專藏
松澤求策
上條螘司

隈の與黨と目せられる統計院幹事兼太政官大書記官矢野文雄・統計院少書記官牛場卓藏・統計院權少書記官犬養毅・同尾崎行雄・外務權大書記官中上川彦次郎・會計檢査院一等檢査官小野梓・農商務省大書記官牟田口元學・外務權少書記官小松原英太郎・農商務權少書記官中野武營・文部權大書記官島田三郎・同權少書記官田中耕造・大藏權少書記官森下岩楠等も大隈と同日に職を辭して政府を去つた。尋で驛遞總監前島密・判事北畠治房・農商務卿河野敏鎌等も政府を去つて野に下つたので、大隈派は完全に政府から驅逐されるに至つたのである。

三　松本奬匡社の運動

岡山・福岡兩縣有志の建白や請願を始め、愛國社の請願も悉く政府の採用する所とならなかつたが、以來天下翕然として國會開設請願をきゝ傳へ、殆ど國會開設請願を提出せぬ地方はない程であつた。就中長野縣松本奬匡社員及び茨城縣請願委員磯山遠山を始め、新潟縣有志の總代島田茂・山際七司・山梨縣の古屋專藏等は岩倉右大臣に面會して國會開設の急務を說き、或は太政官の書記官と應答し、猛烈な運動を試みたことは有名な話であるが、就中松本奬匡社の運動は最も執拗を究めた。いま明治政史の記事を再錄して參考に供しよう。卽ち明治政史に、長野縣下信州松本奬匡社社員二萬一千五百三十五人の總代松澤求策・上條螘司の兩氏五月（編者註―明治十三年）三十一日太政官へ出頭し、太政大臣に面謁を請ふ。乃ち作間大書記官代理として面會し、曰く、陳述の旨趣は之を封書にして差出すべしと。乃ち翌六月一日（同十三年）國家の重事に關し上陳請願の名義を以て差出し、同二日兩氏出頭して又太政大臣に面謁を請ふ。同書記官曰く、封書熟覽の上沙汰に及ぶべしと。其後同八日復た太政官に出頭して曰く、若し大臣參議共に面謁を許されざるに於ては、止むを得ず代理官に面會せんと。作間大書記官出來り曰く、別に代理官として面會するにはあらざれ

政府建白書を却下す

ども述べんと欲する所の事柄あらば述べられよ、拙者直に大臣へ上陳すべしと。兩氏乃ち縷々今日の民情を說き畢つて國會開設請願書及此請願書を　天皇陛下へ御執奏被下たしとの趣を記るしたる願書とを呈す。書記官其席を去り斯臾あつて復た來り曰く、此書は建白歟、建白書なれば元老院へ差出すべしと大臣より達せられ達しなりと、二封共に却下す。兩氏反覆其建白書に非ざる旨を辯疏せしも、書記官は單に大臣より達せられし旨を傳ふるのみにて、決して他事を云はずと、其口を開かざるに由り、兩氏止むを得ずして退出し、翌九日此純然たる請願書を以て敢て建白書なりと云はるゝは如何の理由なるやと、大臣宛の伺書を差出したるに、同十一日太政官より喚出しあり、兩氏直に出頭す。作間大書記官面會して大臣の口達を傳へ、曰く、凡そ立法に關する上書は請願書と雖も建白書同樣の議に付、元老院へ差出すべし。又立法に關する上書は指令致すべきものにあらずと。兩氏曰く、然らば日本人民は立法に關する事柄に就ては請願すべき權理なきか、元老院は建白書等の如き許否の指令を要せざるものは受理せらるべしと雖も、指令を要する請願書の如きは固より受理せられざるべし。然らば之を捧呈するは當官に外ならざるべしと信ずれど、唯今の御口達に據れば立法に關する事は、設ひ請願書にても建白書同樣に付受理せられざるとの事なり。然れば最早捧呈するの道絕たるに似たり。果して日本人民は立法に關する事に就ては請願するの權理なきかと問ひしに、書記官曰く、大臣に伺はざれば其有無を決答致し難し。唯だ立法に關する事柄は、請願書にまれ歎願書にまれ建白同樣なりと云ふ事のみ大臣より承れりとて、敢て他の事を言はざるより、止むを得ず立法に關する事に就ては請願の文字を用ゐ、以て請願すること能はざる乎、又其權理は人民に無きものなるや、此二事願はくは大臣へ御伺被下たしと迫りしに、書記官答ふ、拙者の職分は唯だ大臣の意を傳ふるのみ其依賴は承知致し難しと敢て應ずるの色なし。兩氏曰く何が故に此二事を擧げて大臣に伺ひ不被下かと。書記官曰く、到底指令すべきものにあらず。且つ又拙者の職分は唯だ大臣の命を傳ふるに止まるのみと云ひ放ち、復た取次ぐべきの色

谷森眞男

奬匡社委員太政官に出頭陳述す

奬匡社委員轉じて元老院に出願す

を覩ず。兩氏曰く、然らば止むを得ざるなり、獨り請ふ其大臣御口傳の旨趣を御附紙に致し被下たしと。書記官曰く、御口達にて猶不充分なりとせば他に致方なし、拙者の職分は既に終れり又更に何をか言はんと。兩氏曰く、御口達を以て敢て不充分なりと云ふ儀には無之も、唯だ御口達のみにては歸國の上此始終を同社員に報告するに當り確證なきを以て、或は其心を滿足せしむる能はざるを恐る。且つ先日谷森（眞男）書記官の片岡河野二氏に答へて人民は請願の權なしと云ひしが如き、或は書記官一個の私言なりと謂ひ、或は內閣の議なりと謂ひ、風評區々にして人民殆ど其方向に惑へばなり。是を以て强ひて此事を請ふと再三再四に及ぶと雖も書記官吏に承諾せず。然れば何卒大臣御口達の二項を書し以て足下の見認印なりとも押捺致し被下たしと云ひしに、書記官曰く、未だ制規なし其求に應じ難しと。こゝに於て今は兩氏も其術盡き如何ともする能はずして退出し、同十七日（六月）又太政官に出頭し、猶陳述する所ありしに、今井書記官面會して曰く是迄は上書とか建白とか種々六ヶ敷辯論を費消せしも、畢竟政府は一體にして請願なり上書なり又建白なり入るに各門あるも、詰る處は唯一の內閣に歸し、以て　陛下に執奏するものなれば、此書は宜く之を元老院に差出すべしとありしに由り、兩氏は種々の近例を引き以て反問せしも、是非元老院に差出すべしとのことなれば、同日直に元老院に出頭し、議長に面謁を乞ひしに、議長は事故あり山口幹事面會して曰く、其請願書を受理し、聖上へ執奏すべしと。輙ち本願書二通及太政大臣宛の副願書二通とを受理す。兩氏大に喜びて退出せしも、共翌十八日（六月）茨城縣の總代野手遠山氏等の甞て元老院に於て取扱はれし模樣を聞き、「以爲若し曖昧にて受理を得ば後日必ず不都合を生ぜんと、即日左の伺書を元老院へ差出せり。

第一條　昨日差出シタル國會設立ノ請願書ハ建白書ノ性質ニアラズシテ請願書ノ性質ニテ御受理相成ルモノト相心得可然哉。」

第二條　前條請願書ノ性質ニテ御受理相成候上ハ御院御掲示ノ四箇條ニハ關セザルニ付キ、總テ建白書ノ

御取扱ハ無之モノト相心得可然哉。

第三條　右書面ハ御院ニテ御受付ノ上直ニ太政大臣ノ御手許ヘ御廻シニ相成、太政大臣ヨリ　天皇陛下ヘ御奏聞相成モノト相心得可然哉。

第四條　前條ノ場合ナルカ故ニ何等ノ　御勅宣アルカ決シテ判知スヘカラサルニ付、素ヨリ中間官吏ノ今日ニ於テ其有無ヲ論スヘキモノニアラスト相心得可然哉。右昨日山口幹事ヨリ懇々被仰聞候ト覺ヘ候得共、猶爲念相伺申候。何分ノ御指令奉願候。

とあり、奬匡社委員の運動は頗る强硬であつた。左記四ヶ條の問合せに對し、尋で元老院から兩氏に對し召喚があつたので、同（六月）二十一日兩氏が元老院に出頭すると、當日山口幹事が支障あつて出でず、西山書記生が代つて面會し、過般受理した伺ひの四ヶ條は本幹事の受理せし趣旨に反し、同書は建白同様の書面であるから受理すべしとの太政官からの內達によつて受理したもので、建白書の取扱ひはするが、決して請願書の取扱ひは致さぬ、隨て若し右趣旨の取扱ひにて不承知ならば、卽ち返却の外はないとて前日受理した書面を悉く却下されたので、兩氏は大いに失望し、一時退出したが、これ書記生の誤達ではないかと疑はれる點もあつたので、翌二十二日（六月）又々元老院に出頭し、山口幹事に面會して親しく却下の理由を問うた。然るに山口幹事は提出の書面に請願書とあるも、本院の規則によつて建白書と見做して受理したものであると云はれたので、兩氏は再び太政官に出頭した所が、今度は面會相叶はずとて拒絕された。爰に於て兩氏は卽時太政官の金井權大書記官に對し左の書面を差出した。

奬匡社委員太政官にて書記官と爭論す

生等本日出頭シテ閣下ニ面謁ヲ乞ヒシ所以ノモノハ、去ル十七日閣下生等ニ對シ達シテ曰ク、汝等所携ノ國會開設請願書ハ先ツ兎モ角余カ言ニ隨ヒ元老院ヘ差出スヘシ、必ス請願書ノ性質ヲ以テ之ヲ受理スヘシ。若該院ニテ受理セサルコトアラハ其時ハ又本官ヘ持參スヘシ、余幾度モ之ヲ紹介スヘシト。依テ生等

獎匡社委員有栖川左大臣宮に哀訴狀ヲ奉呈す

謹テ貴命ニ從ヒ元老院へ差出セシ所、一度ハ之ヲ受理セラレシカ、再ヒ伺書ヲ呈スルニ從ヒ、終ニ却下セラレシヨリ、已ムヲ得ズ前達ヲ追フテ、本日御官へ出頭シ、親シク閣下ニ面謁シテ縷々元老院ノ受理セラレシヨリ却下セラレタル時ニ至ル迄ノ實際ヲ上陳シ、更ニ御意見ノ存スル所ヲ伺ヒ、且ツ願フ所アラント欲セシニ、爰ニ圖ラン、受付吏窪田豐氏ヲシテ單ニ面謁ヲ斷ルナリト傳達シ、肯テ其理由タモ解示セス、絕テ門内へ入レシメス、玆ニ於テ生等大ニ疑團ヲ生セリ。抑閣下ノ是迄嘗テ面謁ヲ拒マレサリシニ、本日ニ至リ之ヲ拒絕セラル、ハ、御用御繁多ナルニ由テノ故カ、將タ又生等ノ願意不正不理ノモノナリニ由テノ故カ、抑亦他ニ面謁ヲ許サレサルノ旨趣アラハ、生等再ヒ明日及明後日ヲ以テ參官スルモ敢テ厭フ所ニアラス。又若シ願意ノ不正不理ニ由テノ故ナリト爲サハ、生等モ亦別ニ熟考スル所アルヘシ。希クハ閣下生等ノ空シク門前ニ彷徨スルヲ憐ミ、速ニ其理由ヲ解示セラレンコトヲ、頓首再拜。

然るに其後に關し明治政史に「然る處金井權大書記官受付吏をして言はしめて曰く、御用繁にして面會せぬにはあらねども、本日は斷るなり。且つ此伺書は指令すべきものにあらざれば、此儘に取り置くと。時已に諸官吏退出の刻に至りしを以て、明日重て參官すべしと言ひ遺し、即ち同二十四日同官へ出頭し、小野一等屬に面會し、有栖川左大臣へ哀訴狀を差出せり。其旨趣は已に前に揭げし如く、先日金井書記官に面會し、國會開設の請願書を奉呈し、此書は何卒太政大臣より　陛下に執奏あらんことを乞ひしに、該書記官指示して曰く、此書面は元老院に差出すべし、該院必ず請願書の性質を以て受理すべしと。其言に隨ひ乃ち元老院へ差出せしも、該院に於ては建白書の性質を以て受理すべし、請願書の性質を以て受理せずと。是を以て重て金井書記官（權大書記官）に面會を求め其次第を上陳せんと欲し、今日再び當官へ出頭せしに、豈圖らんや獨り面會を謝絕せられしのみならず、書面を呈するも其報なく、且門内に入るを拒まれ已に訴ふる所に惑ふ。若し此請願書は不正不理のものと爲さば、請ふ其理由を明示して斷然之を擯斥し給ふ固より不可な

し。又人民に於ては斯の如き願望を爲すの權理なくば、請ふ其所以を明示して之を否却し給ふも亦可なり。二者唯だ命是從ふのみ。然り而して終始權數曖昧の處置に附せらるゝ時は、恐くは遂に海外の笑を招き海内の怨を買はん。是を以て殿下若し此願望書を以て正理と爲し又人民此權理ありと爲さば、宜く明斷を賜ひ、以て生等の上陳する所を垂聽し、該書執奏の路を啓き給ふべし。殿下若し一夕清閑の餘生等に拜謁を許し給はゞ幸甚。若し然らずんば一刀兩斷の御決答を賜ひ生等をして適從する所を知らしめよ云々。是に於て小野一等屬右手此訴狀を受取り、左手昨日兩氏より金井書記官宛の書面を差戻して曰く、書記官は足下等に對し元老院に於て請願書、性質を以て受理すべしと告げたる覺へなく、又幾度にても紹介すべしと云ひし事なし、且つ昨日面會を謝絶せしは尙幾回の面會を經るも到底同じ事なればなりと傳言す。兩氏曰く言語は證左なし、覺なしと答ふるも是非なし、生等今更枝葉の爭論を欲せず。獨り冀くは謹て只今差出したる書面の御沙汰を待つのみと。小野氏乃ち入り暫くして再び來り、曰く、左大臣に在ては即今大政御評定中なり、此書披見の暇なし、是に由て他日此方より沙汰に及ぶべしと達せらる。乃ち退き去り、同二十九日復た太政官に出頭し、去る二十四日の御答あらんことを請ふ。谷森（眞男）書記官輙ち出て口達せしこと左の如し。

立法或ハ政事上ニ關スル事件ハ、人民ヨリ　天皇陛下ニ對シ奉リ請願スルコトハ明治八年ノ達ニ依リ元老院ヘ建白スヘシ。

兩氏は右の口達を不足と爲し、書面を以て御指令あり度旨を乞ひしも太政官の規則なりとて承諾せられざりしに由り、兩氏自ら筆を把て之を書し、同書記官の閱を經て曰く、法律なきに付相成らずとするは權理なきに由て許されずと云ふに同きや否。書記官全く同じからざる旨を答ふ。又問ふて曰く、貴官前日片岡河野兩人へ達せられし旨に違ふや否。答へて曰く、敢て異るなし。然ども彼等が其同志中へ配付したる所の報告書には權理なしと云ひたる樣に記したれども、權理は固より天與の物にして、若し法律を以て之を屈するにあ

奬匡社委員有栖川左大臣の宮に推參す

有栖川宮に奉呈せし奬匡社委員の請願書

らざれば決して奪ふべからざるものなりと。是に於て兩氏更に質問して曰く、我國に於て即今天與の權理を屈する所の法律なきときは之を受理する誠に可矣。且つ受理不受理法律なしと雖も、嘗て東京府下十五區人民の請願書を受理し又指令せられたる例あり。彼は法律なくして之を受理し、此は法律なくして受理せざるは何ぞやと。書記官曰く、彼が如きは小事のみ、且つ其手續を經たりと。兩氏曰く、否大小の差ありと雖も、同じく是法律なし、何ぞ之を取扱ふに差あらんや、況や此國會の願望書は畏くも　聖天子の御誓文と明詔とに基きたるものなり、然ども其手續を經ざるを以て不都合なりとあれば、御差圖通の手續を經て差出すべしと。書記官曰く、否然らず唯だ立法に關する願望は法律なきを以て受理し難きなり、其他枝葉の質問に至ては未だ大臣の命を受けず、余敢て御答不申と。其問答眞最中井上參議（井上馨）の御召なりと書記官に告げ來る、兩氏も亦退き去る。七月一日兩氏又太政官に出頭して、人民已に請願の自由ある以上は、當官に於て是非此請願書を受理し以て御執奏あらんことを請ふ云々の書面を左大臣に差出せしに、時間も已に過ぎたれば明日出頭せよと。乃ち翌二日出頭して前の書面を差出さんとせし所、受付吏をして書面を受理する能はずとて且つ門內へも入れしめず、兩氏已むを得ず然らば請ふ谷森（眞男）書記官に面會し、願くは其理由を問はんと。該書記官言を傳へしめて曰く、國會一件ならば最早面會は許さぬ』とあるが如く、奬匡社委員は有栖川宮・太政官または元老院に對し極めて執拗に國會開設請願書の受理方を强要したが、いづれも受理されず、依つて總代松澤求策・上條螘司の兩氏は左の請願書を有栖川左大臣宮に奉呈して退下した。當時奉呈した請願書は左の如し。

　生等地方人民二萬一千五百三十五名ノ依託ニヨリ、畏レ多クモ我　天皇陛下ニ國會開設ノ議ヲ請願シ奉ラント欲シ、去々月以來願書ヲ捧ケテ御官ニ出入シ、及元老院ニ到ルモノ前後十有六回、而シテ此間書ヲ上ツテ或ハ願ヒ或ハ伺ヒ、其要領ヲ得ント企テシモノモ亦都テ六回、然シテ一昨二十九日ニ至リ、去ル二十

四日殿下ニ上リタル最後ノ書面ニ由テ、權大書記官谷森眞男ヲ以テ判然タル御決答ヲ賜ヒ、生等三十有餘日間ノ惑ヒ茲ニ始メテ氷解スルコトヲ得タリ、幸甚々々。是蓋殿下ノ仁恕明淸ナル生等ノ空ク五里霧中ニ彷徨スルヲ憫ミ玉フノ深キト、事ヲ決スル果敢敏捷ナル不世出ノ姿在ラセル、ニ由ルモノト奉恐察候。依テハ御達シノ趣謹テ領承シ、宜ク願望書ヲ行李ニ收メテ歸縣スヘキ所ナリト雖モ、愛國ノ衷情猶勃々トシテ自ラ棄捐スル能ハサルモノアルニ由テ、敢テ忌諱ヲ憚ラス尊顯ヲ冒瀆シテ、尙茲ニ歎願泣請スル所アラントス、殿下請フ之ヲ允許セヨ。抑殿下ノ谷森書記官ヲ以テ一昨日生等ニ指示セラレタル言ニ依レハ、縱令請願書ト謂フト雖モ、官之ヲ視テ建白書ト爲シ、肯テ請願ノ性質ヲ以テ受理セサル所以ノモノハ、我國未タ人民ヨリ　天皇陛下ニ對シ奉リ立法或ハ政事上ニ關スル事柄ヲ請願スルノ法律ナキニ由テナリト。而シテ生等尙入念シテ請願權理ノ有無ヲ問ヒシニ、卽曰ク、權理ハ卽天賦ナリ法律之ヲ禁セサルノ外ハ決シテ制限セラルヘキモノニアラスト。由是觀之我公明政府ハ未タ國民ニ立法及政事上ニ請願ヲ爲スコトヲ禁シ玉ヒタルニアラスシテ、只タ請願書受理ノ門ト之ヲ取扱フノ法律ナキニ由テ御受理無之モノト謂ハサルヲ得サルナリ。果シテ然ルトキハ是大ニ餘裕アルモノニシテ、未タ必ス捧呈ノ途絶ヘタリトナスヘカラス、尙正理公道ヲ以テ其民ニ臨ムノ賢相仁宰ニ至テハ必ス之ヲ受理セラルヘシ。是生等カ尙未タ歸途ニ上ラスシテ區々ノ誠情必ス殿下ニ嘉納セラルヘシト自信シ、茲ニ歎願書ヲ上ルノ原因ナリ。夫レ請願ノ權理タルヤ殿下ノ達シ玉フカ如ク、實ニ人民天賦ノ自由ニシテ、明文法律ノ之ヲ禁シ之ヲ壓スルノ外ハ決シテ之ヲ撿束セラルヘキモノニアラサルナリ。蓋天ノ斯民ニ賦スルモノハ天理ニ逆フモノ之ヲ無道ト云ヒ、天理ニ從フモノ之ヲ公道ト云フ。病ミテ藥ヲ服シ、飢エテ食ヲ喰フハ是人間天賦ノ權理ナリ。然ルニ之ヲ撿束シテ病者ニ藥ヲ與ヘス、飢者ニ食ヲ喰ハシメスト云フモノハ、是無道ナリ、公道ニアラサルナリ。然リト雖モ世時アツテ病者ニ藥ヲ制限シ、飢者ニ食ヲ加減セシムルコトナキニアラス、是レ一時ノ權義ナリ。

既ニ此ノ規則アリ、人亦之ヲ遵守セサルヲ得スト雖モ、若シ制限ノ規則ナキニ於テハ、人其天理天賦ニ從ツテ自由ニ藥ヲ服シ、自在ニ食ヲ喰フ、誰カ之ヲ非ナリト爲ンヤ。然ラハ則病ミテ藥ヲ服シ、飢エテ食ヲ喰フハ規則ナキカ故ニ能ハスト云フノ道理アランヤ。若シ之ヲシモ道理アリト爲サハ、政府タルモノハ人民ニ向テ人ハ生活スルヲ得ルト云フ明文法律ナキカ故ニ、生息スル能ハスト云フモ亦是道理アルモノノ如シ、天下豈如此ノ道理アランヤ。而シテ谷森書記官ノ生等ニ達セラルヽ所ノモノハ敢テ此理ニ異ナルナシ。今夫レ生等カ國會ヲ請願スルハ飢エテ食ヲ乞フモノナリ、病ミテ藥ヲ願フモノナリ。然ルニ殿下ハ法律ナキニ由テ其請願ヲ受理セスト爲シ、卽之ヲ擯斥ス。是前ノ所謂人ハ社會ニ生活シ得ルト云フ法律ナキカ故ニ汝生息スヘカラスト云フモノト奚ソ異ナランヤ。然リト雖モ殿下ノ仁恕公明ナル豈此等ノ言ヲ爲シ玉フヘケンヤ。故ニ必ス速ニ受理セラレ、陛下ニ御執奏被下モノト自信シ敢テ歸途ニ上ラスシテ歎願泣請スル所以ニ御座候。而シテ立法及政事上ノ事柄ニ關シ、臣民ヨリ　天皇陛下ニ請願シ奉ルノ先例アルコトハ未タ生等ノ聞知セサル所ナリト雖モ、其立法ニ關セサルコトニ至テハ、先ニ東西兩本願寺ノ諡號竝ニ勅額ノ請願、江州滋賀院ノ再興請願ノ準許ヲ得タルモノアリ、後ニ東京府下十五區人民ノ上野御臨幸ノ請願ヲ許容シテ執奏アラセラレシ先例アリ。而シテ政事上ニ關スルト關セサルコトトヲ問ハス、總テ臣民ノ陛下ニ對シ奉リ事ヲ請願スルノ明文法律ナキハ嘗テ一片ノ御布告ナルヲ以テ明カナリ。其請願ノ性格ニ於テハ本願寺及十五區府民ノ請願トハ大小種類ノ差ナキニアラスト雖モ、均シク法律ナキノ事ニ就テ之カ取扱ヲ爲スノ一點ニ至テハ則敢テ異ナルナシ。然ルニ曩ノ請願ハ法律ナキノ故ヲ以テ之ヲ却ケラレス速ニ受理シテ之カ執奏ヲ爲シ玉ヒナカラ、今ノ請願ハ法律ナキノ故ヲ以テ之ヲ擯斥セラレ、是豈明治聖世ノ處置ナランヤ。彼誠意誠忠　至尊ヲ敬シ國家ヲ愛スレハ、我モ亦誠意誠忠　至尊ヲ敬シ國家ヲ愛ス、豈其大切ナル衷情ニ於テ彼ニ勝ルアリト云フモ決シテ劣ルアリト爲スヘケンヤ、況ヤ　誓文ハ赫々トシテ天ニ在リ

明詔ハ晃々トシテ地ニ存スルニ於テヲヤ、又況ヤ未タ明文ノ法律ナキモ既ニ此ノ如キノ先例タル習慣法アルニ於テヲヤ。是生等カ尙進ミテ玆ニ嘆願愁訴シテ肯テ受理セラレンコトヲ請フ所以ナリ。而シテ殿下ハ法律ナキニ由リ之ヲ受理スル能ハスト爲シ玉フト雖モ、玆ニ法律ヨリモ猶且ツ確乎トシテ動カスヘカラサル　御誓文アリ。曰ク、庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ゲシメ、人心ヲシテ倦マサラシム。曰ク、天地ノ公道ニ基クノ二條例是ナリ。今其レ人民天賦ノ權理タル請願ヲ受理セラル、ハ則是天地ノ公道ニ基クモノニシテ、庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケシムルノ實ト云フヘキナリ。然ラハ則別ニ明文ノ法律ナクモ殿下生等ノ請願書ヲ受理セラレタリ迚　陛下豈之ヲ咎メ玉ハンヤ、人民豈之ヲ不可ト云フヘケンヤ、況ヤ素ヨリ斯ノ如キ法律ハ前段ニ具陳スルカ如ク、苟正理公道ヲ守ルノ政府タル以上ハ未タ之ガ制定ナキヲ口實トシテ人民ノ請願ヲ拒ムノ道理ナキニ於テヲヤ、又況ヤ已ニ法律ナキモ數々其請願ヲ受理セラレタル慣習法律アルニ於テヲヤ。是生等カ未タ捧呈ノ途絶ヘタリト爲サスシテ尙殿下ニ號叫シテ、受理セラレンコトヲ歎願悃請スル所以ニ御座候云々。

愛國社會員轉じて岩倉右府邸に推參す

然れども相變らず毫も効果がないので、松澤・上條の二人は七月九日(明治十三年)轉じて岩倉右大臣邸に推參した。この事に關し明治政史には『然ども報あらず（有栖川左大臣宮に奉呈した哀訴狀に對し御沙汰のないことを指したものであらう）是を以て同九日(七月)兩氏(松澤・上條)轉じて岩倉右府の邸へ推參し、乃ち右府に親しく謁見し、先づ去月以來太政大臣及元老院の間に彷徨し、山口幹事の言ふ所前後撞着せし事、金井書記官の遯避して面會せざりし事、谷森書記官が法律なきに付請願相成らす云々と口達せし事、太政官の門內へも入ることを阻まれし事等細大陳述遺す所なかりしに、右府曰く、言語の間違は唯だ一方のみを聞いて是非の裁判は成り難し。乍去門內へも入れざることは予が本意にあらず。且つ又法律なきに付受理せぬと云ひしは全く內閣の意志にあらず。思ふに谷森は內閣にて日本未だ立法院なきに由り、請願は受けずと云

ひしを間違へて斯くは申されしにぞと。兩氏曰く、然らば谷森書記官の口達は廟堂の意にあらざるかと推して問ひ參らせ、次に地方の民情を縷述して云ふ、今や民間に於て唱ふる所を聞くに、我政府は今春以來其政略の針路を壓制主義に轉じたり、而して此針路を轉ぜしは、我國の柱石たる殿下の畫策する所なりと、若し此風說をして眞ならしめば殿下に於ては必ず請願書を受理し國會を設立するに意なきこと推して知るべし。今試に今春以來其針路を轉ぜられたる例證を擧げんとて集會條例等の領布ありし事を陳べしに、右府曰く、是決して政治の針路を轉じたるにあらず、政府に於ては今專ら他日立憲政體を設立するの準備中なり、又集會條例の如きは或る一二地方の過激粗暴のものを防がん爲なり。故に國憲玆に制定せば國會玆に開設すべしと。兩氏曰く然りや、國會開設云々に就ては民間大に說あり。生等は他人の如く唯だ殿下の喜び給ふ事のみ申上ては却て當に貴意に背くべしと恐察するに由り、今忌諱なく眞言を献ぜん。殿下先づ國憲を制定し、然る後國會を開くべしとの仰せは、其深意先づ上下兩院の制を定め置き、上院の議員は今の華族を擧て之に充て、以て政府の藩屛と爲し、之をして下院の議決を廢棄若くは修正するの器械たらしめんとするに在り。今現に其華族を養成中なり、是を以て其位階を進め、或は之を高官に登庸する等是其一證にあらざるや云々と論じ來りしに、右府少しく怒りを含み、其談話を中止して曰く、此の如き言語は如何に忠告直言なればとて予之を聞くに懶し、何條予に於て左樣の事あらんや、且つ今や人才登庸の時節なり、是を以て華族にして平民より數等下に班するものあるにあらざるや、予豈此の如き意あらんやと。是より兩氏少しく話頭を轉じて曰く、兎も角も今の政府は日本人民の權理を奪ひ、其諸願の路を絕ちし譯にはあらずやと問ひ參らせしに、右府曰く、然りや、然らば則何が故に國會開設の請願書を　天皇陛下へ御執奏不被下や、希くは廟議の在る所を聞かまほしく存するに一部一地方の人民より願ひ出るも、甲地方は之を非とし、却て君主獨裁を欲するもあるべし、又乙地方人民は共和政治を好むも知るべからず、故に未だ立法議院の設けなくして一般人民の

意向を知ること能はざる我國に於ては國會開設の請願を爲すこと能はざるものとすと。便ち兩氏は筆紙を取出して右府の申されし儘を筆記せり。其文に曰く、請願は指令すべき慣例に付、之を受理すれば指令せざるを得ず。而して國會は日本全州に關する事柄に付、甲地方人民は共和政治を欲し、乙地方人民は君主獨裁を好むも未だ知るべからず、故に一部一地方の人民より請願すべき理由なきものとす、依て請願書を受理せざるなりと。兩氏之を書畢つて一閲を右府に請ふ。右府熟覽あつて曰く、此通りなり。併し甲地方人民は以下知るべからざるが故にまでの字は删るべし。又結尾の依て以下の數字も無用なり删るべしと。乃ち之を塗抹し、且つ生等に該請願を委囑せし人民に對し復命の證據なきが故に、何卒此に殿下の御見認印を捺し被下度と頻りに乞ふて已まざりしに、右府曰く、如何にも左樣の情實あらん、當に書下け遣はすべし、併し是まで左府公の御取扱被成たる事なるに、予一應の御照會も爲さずして書下け致すは宜しからざることゝ存ずれば、孰れ明日太政官に於て左府公へ申入れ然る後書下け遣すべし、就ては明後日再び來るべしと申されしにぞ兩氏は其儘辭し退き、同十一日豫約の如く午前第八時頃再び右府の邸に到る。姑くあつて面會を給ひ曰く、昨日左府公へ御相談致したる所左府公は書下けすべき條理なきものなる故に、先日以來彼等頻に書記官共へ望みたれども書き下けざるなりと被仰たり。條理に於ては如何にも左府公の仰せらるゝ通りなれども、亦情實に於ては大に憫察すべきものある故に、予は斷然書下け遣はさんと存ず。乍去一昨日話したる事を一々書く譯には參らぬ故に、簡短に其要領を得ざる故に、何卒其要領を判然と御認め被下度と願ひし處、右府公輙ち奉書の細く二つ切に爲したる紙に左の二項を自書せられたり。

立法ニ關スル事件ハ請願スヘキモノニアラス、故ニ之ヲ受ケス。立法ニ關シテ意見ヲ上陳セントスルモノハ明治八年第百七十八號布告ニ依リ元老院ヘ建白スヘシ。

兩氏右の二項を拜讀して曰く、是は餘り簡略に失して其要領を得る能はず。一昨日生等が認めて殿下に熟閲

を乞ひし文句は同じく簡短は簡短なれども先づ要領を存したり。然るに今日此の如く御認め遣はさるゝは今日に至り或は前說を御取消し被遊しにやと問ひ參らせしに、右府曰く、決して一昨日の說を變じたるにあらず、乍去彼は情を盡して懇話したるものなれば法律同樣の書下けに書くべきものにあらずと諭されけり。兩氏曰く、然らば善し然ども此書下に立法に關する事件は請願すべき者にあらずとあるは、何故に立法に關する事件は請願すべきものにあらずと仰せらるゝや、願くは其說明を承りたしと乞ひしに、右府曰く、一昨日も申聞かせたる通り日本全州に關する事を一部人民より請願する理由なき故なりと。兩氏曰く、一昨日御前に於て認めたる請願云々の文句は、即今御達し御說明にて候やと推して問ひ參らせしに、其仔細を語る時は那の精神なりと被仰たるにぞ、兩氏曰く、然らば日本全州人民より之を願ひ出づる時は無論御許し可相成と奉存云々。時に他に來客ある趣數々報じ來る。右府兩氏に應に辭し歸るべきを促す。兩氏猶之を問ひ參らせしに、右府曰く、決して日本全州に關する事故日本全州より願出れば許すと云ふ主意にあらずと。兩氏曰く、殿下正に甲地方人民は君主獨裁云々、乙地方人民は共和政治云々と仰せられたり。然らば甲乙一般國會を願ふ時は之を許さるべしと謂ふの意味を含蓄しあるものと云はざるべからずと論ぜしに、右府共は予が談話中一例を引きたるに過ぎず、然るに此の如き些々たる例を奇貨として議論するは宜しからずと云はれしを、兩氏曰く、決して論を好むには候はねど要領を伺ひ得ざれば歸國するに途なし。仰ぎ願くは日本全州一般より請願するとは、直に許可せらるゝ思召なるや否を御決答被下度と頻りに乞ひ參らせしに、少焉あつて其は允し玉ふも允し玉はざるも　陛下の叡慮に在る事なりと申されければ、兩氏便ち曰く、日本全州一般の請願と云ふ事は實際或は行はれ難し。然ども若し日本全州過半の人民連署して請願する事もあらば、恐れ多くも　天皇陛下を始め奉り、殿下に於ても定めて御滿足に思召し、宜く直に之を允るさせ玉ふなるべし。何となれば古來一般人民の智識駢進連步彼此甲乙なしと云ふことは世界萬國其類を聞かざればなり。此議は如

何候哉と問ひ參らせしに、殿下も眞に然りと被仰たり。此時又頻りに應に辭し歸るべしと促がされども、兩氏は猶繰返して種々質問を爲したりと云ふ。右の次第なるを以て松澤氏は東京に留り、上條氏は其顚末を報ぜん爲同十六日一旦歸縣す』とあり、當時國民の國會開設に對する要望が如何に熾烈であつたかを推知するに難くないであらう。

第三十六節　政黨勃興時代

一　自由黨

初め國會期成同盟會中に、政黨結成の必要を唱ふる有志團體があつたが、併し當時は未だ國會開設問題が解決せざるのみならず、同團體中に時期尚早を唱ふるものなどがあつて意見が容易に一致せざる爲め、一時立消えとなつてゐたが、その後政黨組織論者は遂に自由主義の一政黨を樹立することに決し、盟約を定むるに至つた。自由黨の結成に關し、明治政史には『玆に國會期成同盟及昨年十一月會同の際俄に組織せし所の新創自由黨の諸士は、其昨冬の約束を遵守し、今年十月一日を期して東京に會同せしが、時恰彼開拓使官有物拂下一件の騷動に際す。是に於て其期成同盟員及自由黨員とを問はず倶に以爲、今や天下の形勢大に動く、此時に當て猶期成同盟と自由黨との二體を存し以て其力を分つは得策にあらず、宜く之を合して一と爲し、更に同志の士を募り、以て最大運動を爲さば、必ず天下の人心を傾くべしと。因て合同會議を開き、十月中旬遂に其議を決す。(國會開期の洪詔は恰此會議最中に發せられたり)。乃ち此一大團體を併稱し、以て自由黨と云ひ、左の盟約規則を定む云々』とあるを以て、略ぼ自由黨結成の事情を推知するに難くないであら

う。

自由黨盟約

第一章　吾黨ハ自由ヲ擴充シ權利ヲ保全シ幸福ヲ增進シ社會ノ改良ヲ圖ルヘシ。

第二章　吾黨ハ善美ナル立憲政體ヲ確立スルコトニ盡力スヘシ。

第三章　吾黨ハ日本國ニ於テ吾黨ト主義ヲ共ニシ目的ヲ同クスル者ト一致協合シテ以テ吾黨ノ目的ヲ達スヘシ。

自由黨規則

第一章　東京ニ中央本部ヲ設ケ、地方ニ地方部ヲ置ク。其地方部ハ各自地方ノ名稱ニヨリ自由黨何部何某ト稱スヘシ。

第二章　黨中ニ於テ總理(一名)副總理(一名)黨議員(若干名)幹事(五名)ヲ公撰シ、自由黨全體ニ係ル事務ヲ管理セシム。其任期ハ各一年トス。黨中ニ於テ常備委員十名ヲ設ク。其任期ハ一箇年トス。但第一期ハ本年ノ議會ニ於テ公撰シ、第二期以後ハ各地方ヨリ撰出ス。

第三章　正副總理ハ通常會並ニ臨時會ニ於テ決定セシ事件ヲ實行ス。

第四章　常議員ハ黨中ノ利害ニ關スル重要ナル事件ヲ評議ス。

第五章　幹事ハ會計及ヒ黨員ノ出入文書ノ往復所有品ノ監護等ノ諸事ヲ分掌ス。

第六章　常備委員ハ本部ノ議事ニ參シ、及ヒ本部ノ事業ヲ翼贊シ各地方ヲ巡回ス。

第七章　總理並ニ常議員ハ給料ナシ、幹事以下ノ役員ニハ定ムル所ノ手當金ヲ與フ。

第八章　凡ソ役員ハ再三ノ選ニ當ルヲ得。

第九章　地方部ハ中央本部ニ對スル部理一名ヲ置ク、其他ノ役員ハ渾テ地方ノ便宜ニ任ス。

自由黨の役員選擧
自由黨第一期役員
板垣退助
中島信行
後藤象二郎
馬場辰猪
末廣重恭
竹內綱
林包明

第十章　地方部ニ於テハ每年六月十二月兩度其地方黨衆ノ名簿ヲ調整シ、其加除增減ヲ明ニシテ、中央本部ニ送達スヘシ。

第十一章　吾黨ト主義ヲ同クシ新ニ黨衆タラントスル者ハ、其住所若クハ寄留地ナル地方部ニ於テ、其人ノ族籍姓名身分ヲ査察シ、然ル後之ヲ容ス可シ。

第十二章　黨中ヲ脫セントスル者ハ、其理由ヲ詳記シタル書面ヲ以テ本人ノ住所寄留地ナル地方部ニ屆出可シ。

第十三章　每年十月地方部ヨリ代議員ヲ出シテ大會議ヲ東京ニ開ク、其會議ニ列スル議員ハ一小團結ニ付五名以下トス。

第十四章　大會議ニ於テハ黨中一般ニ係リ創起スヘキ事件施行ス可キ事件ヲ議定ス。大會議ニ於テハ本部役員ノ改撰ヲナス。大會議ニ於テハ總會並ニ幹事ヨリ前年度ニ在テ施行シタル事件及ヒ會計ノ決算報告ヲ受ケ翌年度ノ會計豫算ヲ議決ス。

第十五章　緊要ナル事件ノ通常會議ノ期ヲ待チ難キ者アルトキハ總理ハ臨時ニ各地方部ノ代議人ヲ招集シテ會議ヲ開クコトアル可シ。

次いで結成後の自由黨は同年十月二十九日に至り、淺草井生村樓に於て左の役員を選擧した。

第一期役員

總理	板垣退助	副總理	中島信行
常議員	後藤象二郎	同	馬場辰猪
同	末廣重恭	同	竹內綱
幹事	林包明	同	山際七司

山際七司
內藤魯一
大石正己
林正明

自由黨員の姓名

同　內藤魯一　同　大石正己
同　林正明

猶ほ自由黨創立會議に列した人々の姓名を左に記して參考に供しよう。

青山薫	田中正造	福田定一郎	松村才吉
吉田暢四郎	兒島稔	山脇鋭郎	小林樟雄
山本隆德	庄林一正	岡田亮一	中島信行
布施長成	園山勇	小田切謙明	齋藤壬生雄
隈元禎三	高橋博吉	葉野銳	中島義三郎
小原鐵臣	前田兵治	林正明	柏田盛文
村松愛藏	笹部甕雄	大塚純一	保泉良輔
植木枝盛	馬場辰猪	山際七司	倉長恕
濱田三孝	宇津純隨	太田弘中	伊賀楊太郎
林包明	田野秀顯	岩田德治	太田松次郎
磯山清兵衛	宮田茂八郎	大立目謙吉	龍岡信熊
高橋基一	山田信治	二宮景輔	服部吉之丞
大江逸	荒川定英	吉田耕次郎	大石正己
赤澤常容	本多新	內藤魯一	山口眞次郎
三浦信六	宗像改	淺野乾	鹽田奥造
竹內綱	河野廣中	矢野駿馬	加藤平四郎

鈴木舍定　森隆介　上田長治郎　伊達時
幡野弘毅　成内款次郎　中村克昌　水島保太郎
佐藤貞幹　栗田興功　相馬政德　富松正安
佐伯剛平　末廣重恭　關信之介　堀越寛介
八木原繁祉　長八七郎　藤公治　守下薫
西村玄道　澁谷良平　古家平作　櫻井靜
飯田千藏　早川啓一　藪內平治郎　松本庄八
林文三郎

自由黨の結成事情

尙ほ政黨史に『沼間守一の一派は終に之れに加はらざりき』とある。また自由黨創立及び同黨の盟約に就ては、同じく政黨史に『既にして國會開設の詔勅煥發し政黨組織の必要は一般に認識せられたれば、茲に又國會期成同盟會と前に組織したる自由黨とを合同して一體と爲さむとするの議起れり。是に於て創立委員は明治十四年十月十八日を以て江東中村樓に會し、議事を始むるに當り先づ議員の席次を定め、次に正副議長及び幹事會計各二名を互選し、議長は後藤象二郎、副議長は馬場辰猪、幹事は林包明、內藤魯一、會計は竹內綱、山際七司に決し、斯くて本議に入りしが、議事十餘日に亘り、日々議論紛出して容易に議了せず、同月二十日に至りて漸く左の盟約並に黨則を定むるを得たり云々』とあるを以て、略ぼ同黨成立までの經緯を推知し得るであらう。

自由黨創立委員會を中村樓に開く

自由黨々員名簿を提出す

自由黨の幹事京橋警察署に呼出さる

明治十五年六月三日、政府は集會條例の改正追加を行つたが、この集會條例改正追加に依つて各政黨は申すに及ばず各地の政治的小結社に至るまで黨員名簿及び社員名簿を改めて其筋へ屆出づる必要が起つた。依つて自由黨に於ても同年六月二十七日に至り京橋警察署から同黨の幹事林包明を呼出し、同黨の機構に就き

林包明
宮部襄
寧靜館
自由黨役員
板垣退助
馬場辰猪
末廣重恭
大井憲太郎
竹内綱
大石正已
林和一
北田正董
林包明
宮部襄
自由黨員名簿
板垣退助
馬場辰猪
竹内綱
末廣重恭

取調べを受けたので、林包明は自由黨の政黨または政社にあらざる旨を抗辯したが、京橋警察署は之れを政黨と認定せざるを得ざることを主張して林包明の辯明を容れなかつた。玆に於て同月二十九日に至り自由黨では臨時會を開いて種々協議した結果、翌三十日左の屆書を提出した。

我共儀集會條例ヲ遵奉シ、別紙規則書之通政黨團結致度候間、御認許被成下度候也。

明治十五年六月三十日

自由黨幹事　宮田襄
林包明
寧靜館

黨名　自由黨
位置　京橋區銀座三丁目十九番地

役員

總理	板垣退助	常議員	馬場辰猪
同	末廣重恭	同	大井憲太郎
同	竹内綱	同	大石正已
同	林和一	同	北田正董
幹事	林包明	同	宮部襄

自由黨員名簿

高知縣士族	板垣退助	東京府士族	馬場辰猪
高知縣士族	竹内綱	愛媛縣平民	末廣重恭

島本仲道
林和一
大井憲太郎
大石正己
北田正董
中島又五郎
奥宮健之
西村玄道
佐伯剛平
高橋基一
淺野乾
林包明

高知縣平民　島本仲道　　東京府平民　林和一
高知縣平民　大井憲太郎　高知縣士族　大石正己
大阪府士族　北田正董　　福井縣士族　中島又五郎
東京府平民　奥宮健之　　東京府平民　西村玄道
岡山縣平民　佐伯剛平　　東京府平民　高橋基一
東京府平民　淺野乾　　　高知縣士族　林包明
群馬縣士族　宮部襄

國友社の解散

右の中馬場辰猪は今の文藝家で慶應義塾の教授馬場孤蝶氏の令兄、高橋基一は今の文學博士瀧精一氏の令兄で、明治畫壇の權威瀧和亭畫伯の令息である。いづれもその秀才を謳はれ、將來の大建物として囑目されてゐたが、惜哉夭死した。自由黨員は以上十七名の外、同黨から目下取調べ中の旨を屆出づると共に、既に政黨と決定せる以上は各地に支部を置くは不都合なので、本部から其旨を各地に通達して、いづれも解散させた。且つ當時政談に從事中の國友社員は多く自由黨員なので、集會條例に抵觸するを以て直ちに解散の屆けを提出して、只管自由黨結成の認可を待つた結果、同年七月八日に至り漸く認可の旨を達せられた。

二　大阪立憲政黨

大阪立憲政黨

中島信行
草間時福
甲田良造
土居通豫
永田一二
小島忠里
古澤滋

自由黨の結成に次いで、草間時福、甲田良造、土居通豫、永田一二、小島忠里、古澤滋等は大阪で別に一政黨を結成し、之れを立憲政黨と稱し、中島信行を推してその總理となした。中島信行は前に自由黨の副總理に選擧された人であるが、立憲政黨の結成に當り、同志は自由黨に請うて之れを迎ひ、推して總理に戴いたものだと云ふ。明治政史に『是歲自由黨に相先後して興りしものは大阪の立憲政黨なり。此政黨は草間時

田口鎌吉土倉庄三郎中島信行を聘して總理となす

大阪立憲政黨の機關新聞發行

禍、田口鎌吉、田中良造、土居通豫、永田一二、小島忠里、古澤滋等主として設立せし所のものにして、大和の豪農土倉庄三郎大に其資を助けしと云ふ。而して中島信行を自由黨に請ひ、聘し以て總理と爲す。中島は自由黨の副總理なり、今關西自由黨を興すに及で之が總理に推すもの中島君に如くはなし、是を以て諸氏相謀り之を自由黨に請ふ。自由黨員一時之を拒みしも、亦到底自黨を擴張するに外ならざれば、遂に之を許諾したり。是に於て益關西自由黨を擴張し、且つ十五年二月一日其機關新聞を發行す。此黨と自由黨とは其交際頗る親密にして恰も一黨の如しと云ふ云々』とあり、以て新生の立憲政體と自由黨との關係を覗ふことが出來るであらう。大阪立憲政黨の大意とその申合書は左の如し。

大阪立憲政黨大意

大阪立憲政黨大意

一　我黨ハ明治元年三月五條ノ御誓ヲ奉體シ、明治八年四月詔書「國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト倶ニ其慶ニ賴ラント欲ス其レ能ク朕カ旨ヲ體シテ翼贊スル所アレ」トノ宸旨ヲ對揚シ奉リ、以テ　皇室ノ尊榮光寵ヲ增シ國人ノ權利福祉ヲ進ムルヲ以テ志トス。

一　斯ノ志ヲ同フスル者ヲ我立憲政黨トス。

一　我黨ハ汎ク斯ノ志ヲ同スル者ヨリ組織スル所ノ公黨ニシテ政治ニ關スル事項ヲ講談論議スルカ爲メニ結社シタルモノニアラス。故ニ我黨ノ志ヲ達スル爲メニ將來ニ於テ結社若シクハ其他ノ方法ヲ要スルトキハ、別ニ規則ヲ定メ國法ニ遵フテ之ヲ爲スヘシ。

立憲政黨申合書

第一條　黨員ノ協同及ヒ意志交換若クハ其他ノ諸事ニ便宜ヲ得ンカ爲メ、總理一名、幹事二名、常議員七名以上、書記若干名ヲ置クヘシ。但シ總理幹事ハ當分無給トシ、書記ハ有志醵金ヲ以テ十圓以下ノ給料ヲ與フヘシ。

第二條　各地方ニアル黨員ハ其地方ノ便宜ニヨリ若干名ノ委員ヲ置キ、其地方情況ヲ幹事ニ報道スヘシ。

第三條　幹事ハ毎月一回或ハ隔月一回政黨報告書ヲ造リ、之ヲ印刷ニ付シ、會議記事及ヒ各地方黨員ノ情況ヲ各地方黨員ニ報告スヘシ。

第四條　黨員ノ姓名住所ヲ明ニスル各地方委員ハ其地方ノ黨員姓名簿ヲ設ケ、記名捺印セシメ、其寫ヲ幹事ニ送致スヘシ。

第五條　黨員タルモノハ本部ニ於テ製シタル一定ノ證票ヲ交付シ黨員ノ證トスヘシ。

第六條　一年一回大阪ニ於テ黨員ノ大親睦會ヲ開クヘシ。但シ其入費ハ自費若クハ有志ノ醵ヲ以テスヘシ。

第七條　總理ハ其見込ニ依リ派出委員若干名ヲ定メ、各地方ニ派出セシムヘシ。但シ其旅費日當若クハ有志醵金ヲ以テスヘシ。

第八條　黨員タラント欲スル者ハ、一已人若クハ組合ナルトヲ問ハス、已ニ黨員タルモノノ紹介ニ依リテ其地委員ニ申シ出ツヘシ。委員ハ其不都合ナキヲ察スレハ直チニ黨員名簿ニ記載シ、捺印セシメ、黨員タルコトヲ證スヘシ。但シ地方委員ヲ經スシテ紹介人ヲ以テ直チニ總理ニ申出ルモ妨ケナシ。

第九條　黨員ノ協同一致ヲ得ルトキハ新聞學校其他社會ノ必要ナル事業ヲ起スヘシ。

第十條　七名以上ノ常議員ヲ設ケ、黨員ニ代リ平常黨員ノ利害ニ關スル事件ヲ議定スヘシ。此場合ニ於テハ總理其議長トナルヘシ。

第十一條　總理常議員幹事在任期限ハ滿一個年トス。

第十二條　此申合書ハ黨員總會ニ非サレハ變更スルヲ得ス。

三　九州改進黨

政治的結社の勃興

九州自由政黨の大會を開く

高田露
前田案山子
嘉悅氏房
山田武甫
熊本の九州自由政黨大會
玄洋社
箱田六輔
頭山滿
立憲帝政黨
中村耕介
南川正雄
吉田留次郎
自治社
和泉邦彦
公友會
山口直一
有馬省三
平田孫一郎
三州社
上村精之助
白尾源太郎
博愛社
神田與七
後醍院良望
加世田鄉
是林勘次郎
加藤義明
吉峰林
河村瀨一
野元十助
鮫島純

板垣退助等の自由黨結成、中島信行等の大阪立憲政黨結成などが動火線となり、政黨または政黨類似結社の勃興を招來し、各地に小さな政治的結社が雨後の筍の如く出現するに至つたが、就中九州には福岡、熊本、長崎等を始め、到處に政黨の勃興せざる所はなく、遂に九州自由政黨の大會を開くべく計畫し、高田露、前田案山子、嘉悅氏房、山田武甫等がしきりに奔走斡旋し、明治十五年三月十日、先づ熊本に會合した。當時各縣から參加した委員は明治政史に『福岡縣（玄洋社）箱田六輔・頭山滿（立憲帝政黨）中村耕介・南川正雄・吉田留次郎。鹿兒島縣（自治社）和泉邦彦（公友會）山口直一・有馬省三・平田孫一郎（三州社）上村精之助・白尾源太郎（博愛社）神田與七・後醍院良望（加世田鄉）是林勘次郎・加藤義明・吉峰林・河村瀨一・野元十助・鮫島純外四名（都の城）澁谷潔・上木雄一・仁科武態外二十四名（鶴田鄉）村田孝膳・淵服相二馬（知識鄉）折田兼至（平佐鄉）柏田盛文・木上競（黑木鄉）小野兵一。長崎縣（佐賀開進會）武富陽春・陣內利武・江上六藏・横尾純喬。福岡縣（柳河有明會）十時一郎・岡田孤鹿・立花親信・風斗實外九名。（柳川）大城常吉・森軍次・吉賀小太郎・横田徹。大分縣（竹田）甲斐純・松井祝三郎・野尻豐吉・石井碎藏・森田謹一・後藤治吉。長崎縣（唐津先憂社）牧野將之介・佐志賴男・稻垣速見。（日本立憲自由黨）永田一二・新井毫・內村義城』とある。然るに議案の起草が完成せぬので、その翌々十二日に至り漸く豫期の如く大會を開いて黨則を定めた。大會の遷延に就いては明治政史に『本月（三月）十日將に此會を開かんとするや、其議案の起草は熊本公議政黨に於て擔任の豫定なりしが、隣縣各社委員の速かに來會ありしを以て、其各委員中より更に各一人づゝの該起草委員を撰出し、同九日午後六時より同地唐人町阿蘇商社に其協議會を開き、同十日も亦午後より會合し、以て同十一日に至るも猶未だ脫稿を得ざる次第に由り、其大會は同十二日と定め、先づ十一日午前十時を期し、各地方より來會の委員一同を同地水前寺に招會し、正午の號砲を合圖と爲し、辯者庭中の高丘に立ち、各其說を演ぶる已に五六名を了り、肴を配し酒を行らし、其宴の

郡の波
盛谷豐
十人出一
仁科武熊
鹿田鄕
村田孝播
岡野相三馬
何黒塚
折田卯全
平佐藤
柏田盛文
木上競
東木鄕
小野且一
佐賀岡兆會
武富陽作
陳内利武
江上三藏
横尾喜島
柳河有明會
十時一郎
岡田孤雄
立花貫信
風十實
柳川
大城常吉
森平次
吉賀小太郎
横田徹
竹田
甲斐純
仁井悅三郎
野尻豐吉
石井碎藏
森田源一
後藤合吉
唐津先要社
牧野將之介
佐志賴男

鬧なるや、席上復た交其所志を演說し、同二時に及んで散し去り、翌十二日午前九時より始めて豫期の大會を開く。其議員は各一社より各二名と定め、其他の會員は發言の權を與へて起立の數を與へず、且つ一切傍聽を禁じ、籤を抽きて議席を定め、公選を以て佐賀縣先憂社員江口甚六を議長と爲し、東京共同社長林正明を說明委員と爲り云々』とある。かくて黨名・綱領及び組織等を議決した。即ちこれが九州改進黨である。黨則は左の如し。

九州改進黨々則

第一章　綱領

第一條　吾黨ハ自由ヲ伸暢シ權利ヲ擴張スルヲ以テ主義トス。

第二條　吾黨ハ社會ヲ改良シ幸福ヲ增進スルヲ以テ目的トス。

第三條　吾黨ハ立憲政體ヲ確立スルコトヲ務ムヘシ。

第四條　吾黨ハ廣ク主義目的ヲ同クスル者ト一致結合スヘシ。

第二章　組織

第一條　吾黨ノ結合ヲ稱シテ改進黨ト云フ。

第二條　長崎ニ本部ヲ設ケ、各地ニ地方部ヲ置ク。其地方部ハ各地ノ名稱ニ從ヒ改進黨何部ト稱ス。但シ其組織法本則ニ戻ラサル者ハ其自治ニ任ス。

第三條　每年三月九月二次大會議ヲ開キ、社會ノ利害ニ關スル事件及黨中翌年度ノ經費等ヲ議定ス。但會場ハ大會每ニ次期ノ會場ヲ議定シ置クモノトス。

第四條　緊要ノ事件アルトキハ本部常務委員ヨリ各地方部ニ通知シテ臨時會ヲ開クコトアルヘシ。

第五條　議員ハ各地方部ヨリ七名以下ヲ出スモノトス。

稻垣速見
日本立憲自由黨
永田一二
新井亳
內村義城
熊本公議政黨
阿蘇商社
水前寺の招待
佐賀縣先憂社
江口甚六
東京共同社
林正明
九州改進黨々
則
嚶鳴社
沼間守一
毎日新聞
河野敏鎌
益田克德
須藤時一郎
小畑美稻
大島貞敏
法律講習會
討論演說會
官吏の演說會を停止す

第六條　各地方部ニ於テ本部常務委員二名以下ヲ公選シ、本部ノ事務ヲ管掌セシム。
第七條　常務委員給料ハ各地方部ノ適宜ニ任ス。
第八條　本部ノ費用ハ大會議ニ於テ便宜ノ方法ヲ設ケ各地方部ニ負擔セシム。其金額ノ如キハ一部限リ取纏メ閉會後二ヶ月以內ニ本部ニ送致スルモノトス。
第九條　主義擴張ノ爲メ新聞紙ヲ刊行スルコトアルヘシ。
第十條　漫リニ本黨ノ名義ヲ以テ演舌スルコトヲ許サス。
第十一條　右議定スル所ハ尙ホ衆議ノ上變更ニ增減スルコトアルベシ。

四　嚶鳴社

東京の沼間守一の率ゐる政社に嚶鳴社といふのがあり、毎日新聞によつて代表されてゐた。初め沼間守一は河野敏鎌・益田克德・須藤時一郎・小畑美稻・大島貞敏等と謀り、東京下谷摩利支天の別當所に法律講習會を開いてゐたが、西南役後自由民權思想の頓に勃興するに及び、沼間はその機構を一變して嚶鳴社と改稱し、專ら時事に關する討論演說會を開き、一般大衆にその傍聽を許してゐた。政黨史に『其の會日には、時の元老院議長有栖川宮熾仁親王も、同院幹事河野敏鎌を伴ふて屢々傍聽せられたりき』とあるを以て見ても、當時嚶鳴社の討論演說會が如何に識者間に重視せられてゐたかを推知するに難くないであらう。然るに明治十一年に至り、政府は官吏にして公衆を集めて演說會を開くことを停止したので、その首領たる元老院權大書記官沼間守一を始め、その大半が官吏である嚶鳴社はこの命令のために討論演說會を公開することが出來なくなつた。こゝに於て沼間は潔よくこの際民間に下つて自由民權運動をなすに若かずと決し、官を辭して訴訟鑑定及び代言（いまの辯護士）の業を開き、その傍ら嚶鳴社を主宰し、捲土重來の意氣と熱とを以

横濱毎日新聞の後身東京横濱毎日新聞

河津祐之　肥塚龍　吉田次郎　末廣重恭　青木匡　波多野傳三郎　草間時福　田口卯吉　丸山名政　嚶鳴雜誌の發行　島田三郎　東洋議政會

矢野文雄　藤田茂吉　犬養毅　尾崎行雄　箕浦勝人　郵便報知新聞

て盛んに討論演說會を開催して、大衆の政治教育に從事した。加之、自己の意見を發表するには新聞に關係することの必要を痛感し、横濱每日新聞を買收して之れを東京に移し、東京横濱每日新聞と改題し、進んで自らその社長となり、以て國民に政治思想を鼓吹する機關となした。政黨史に『彼（沼間）は嚶鳴社中第一の雄辯家にして且つ其の人と爲り覇氣多く、精悍にして幹事の才ありき。國會請願の大運動起るに及び、彼は嚶鳴社と東京横濱每日新聞とを左右翼として大に之れに聲援を與へたるのみならず、身を國會期成同盟會に投じて、其の最も有力なる指導者となり、尋で同盟會中の有志と共に自由黨の組織に盡力したるも、意見合はずして終に分離したりき』とある。尙ほ沼間守一に就ては明治政史に『沼間守一なるものあり、戊辰の役賊に投じて東北に奔り、大に官軍に抗す。其後大藏司法の二省に歷任し、河野敏鎌と共に歐洲に航し、還て元老院書記官と爲る。明治十二年官を辭して民間に降り、東京府會議員と爲り、其副議長に推擧せられ、常に侃々の議諤々の論を喜ぶ。同氏の官に在るや言論の振はざるを憂へ、嚶鳴社なるものを設け、河津祐之・肥塚龍・吉田次郎・末廣重恭・青木匡・波多野傳三郎・草間時福・田口卯吉・丸山名政等と每々演說及討論會を開き、其演說を筆記し、嚶鳴雜誌と號し、以て世に公にす。同氏又横濱每日新聞の聘に應じて其社長と爲り、本社を東京に移し、東京横濱每日新聞と改題す。島田三郎の冠を掛くるや又嚶鳴社に入り、且つ每日新聞記者と爲る云々』とあるから、略ぼその經歷の一斑を窺ふに足るであらう。

五　東洋議政會

嚶鳴社に次いで起つた政治結社は東洋議政會で、矢野文雄が之れを率ひ、藤田茂吉・犬養毅・尾崎行雄・箕浦勝人等を始め慶應義塾の出身者が多く之れに參加し、郵便報知新聞に依つて代表せられた。矢野文雄は慶應義塾の出身者中錚々たる政治家で、最も早く名をなした秀才であるが、夙に大隈重信に重用せられ、後

大隈重信の辭職

東洋議政會の結成

立憲改進黨

大隈重信
河野敏鎌
前島密
北畠治房
小野梓
牟田口元學
成島柳北
嚶鳴社
東洋議政會
立憲改進黨の結成

自由黨員は當時の無產黨なりき

大學派

累進して統計院幹事となり、太政官大書記官を兼ねた。當時矢野は政府內にあつて頭領大隈の施政を扶くると共に、外にあつては郵便報知新聞によつて大いに國會開設の必要を主張し、眞面目な國會期成盟照會の聲援者であつた。然るに明治十四年十月十二日國會開設の聖詔が煥發せらるると共に大隈重信が辭職するに及び、官を退いて直ちに東洋議政會を結成し、嚶鳴社と相並んで東京論壇の重鎭となつた。政黨史に『其の思想の傾向は、秩序と進歩とを併行せしむる英國政治家の系統を追ひ、議論の穩健と人品の溫雅なるとは實に好個紳士の模範なりき云々』とあるを以て見ても、その主張の程度を察知することが出來るであらう。

六　立憲改進黨

大隈重信と共に官を辭して野に降つた河野敏鎌・前島密・北畠治房・小野梓・牟田口元學・成島柳北等は嚶鳴社員や東洋議政會員と相謀り、全國に散在する同主義の人々と交誼を厚くし、將來政治的活動の素地を作る目的を以て一黨を結成し、立憲改進黨と稱し、明治十五年三月十四日に至りその趣意書を發表した。猶ほ立憲改進黨の結成に就き、政黨史には『此の兩派（嚶鳴社と東洋議政會）は國會開設の詔勅既に發表せられ、又國會に進むの準備として自由黨の既に成立したるを見たり。時代が正さしく政黨の勃興を促がし、且つ其の勃興を必要としたるを認めたり。而して政黨首領として殆ど理想的人物ともいふべき同主義の大隈が、今や矯々として風雲を捲きつゝあるに逢へり。是に於て一旦自由黨の組織に參じ意見合はずして其の繩張を潛り拔けたる嚶鳴社の一派は、大隈の直系たる東洋議政會員と共に、手を擧げて大隈を歡迎したり。勿論大隈を首領として政黨を組織せむとしたるものは、唯だ此の兩派のみならざりき。當時自由黨に赴きたるものゝ多數は、大抵切齒扼腕を能事とする壯士的人物にして學識若くは恒產ある著實の士人少かりしが爲に、社會の上流者は往々之れに加はるを避け、皆大隈の風采を望で馳せ集まれり。而して此の外、大學派と

稱すべき一團體も、亦大隈の采配の下に來れり。此の大學派は大隈と倶に綴に政府を退きたる前一等檢査官小野梓の率ゐた七名の少年隊にして、高田早苗・天野爲之・山田一郎・山田喜之助・岡山兼吉・市島謙吉・砂川雄俊等の面々なりき。彼等は當時の社會に在ては最も嶄新なる思想と最も俊鋭なる意氣とを以て其の特色としたるものなりき。初め大隈が政府改革の大計畫に著手したる頃、彼等は尚ほ大學寄宿舍の讀書子たりしに拘らず、滿々たる未來の希望に鼓舞せられつゝ、屢々向島の小野邸に會して立憲政體建設の策を講じたりき。彼等は其の地名に因みて之れを鷗渡會と名けたりき。當時小野梓は大隈の智囊と目せられ大隈の施政は半ば小野の獻策に出でたりと稱せられたりしが、其の獻策の資料は多く鷗渡會の供給する所なりき。故に鷗渡會は間接に大隈の顧問會たる狀ありき。既にして大隈の政府を逐はるゝや、此の鷗渡會も亦政黨組織の要素として、嚶鳴社及び東洋議政會以外に有力なる地位を占めたりしは無論なり。時機は熟せり、政黨創立の必要は愈々迫れり、大隈は起てり、鷗渡會は待てり、嚶鳴社と東洋議政會とは固より奮へり、大隈と進退を同くしたる舊官吏の徒、都市の富豪、地方の資産家も亦並びに動けり。斯くて明治十五年の春を以て、（中略）改進黨を創立し、大隈を總理に、河野敏鎌を副總理に、小野梓・牟田口元學・春木義彰を掌事に選みて之れを天下に宣言したり。而して綱領趣意書の立案者は實に小野梓なりき云々』とあるを以て見ても、立憲改進黨の創立に小野梓の盡した功は蓋し絶大なものであらう。政黨史に十五年の春を以て改進黨を創立したとある條は三月十四日で、明治政史にも『玆に大隈氏と同時官を辭したる河野敏鎌・前島密・北畠治房・小野梓・牟田口元學・及成島柳北等は嚶鳴社員及東洋議政會員と相謀り、全國の同主義者と交誼を厚くし懇親を結ぶの目的を以て一黨を組織し、之を立憲改進黨と號し、三月十四日（十五年）其趣意書を發表したり云々』とある。

立憲改進黨趣意書

意書

二章の約束

大詔一降立憲ノ事定マル、我儕帝國ノ臣民ハ萬世一遇ノ盛時ニ遭フ。惟フニ此際如何ノ計畫ヲ爲シ如何ノ職分ヲ盡シ、帝國臣民タルニ愧ルコトナキ乎、他ナシ唯一團ノ政黨ヲ結ヒ、相集マリ相同フシテ、我輿望ヲ表スルアラン耳。來レ我兄弟、來テ我政黨ヲ結ヒ、我臣民タルノ職分ヲ盡セヨ。

幸福ハ人類ノ得ンコトヲ期スル所ナリ、然トモ少數專有ノ幸福ハ我黨コレニ與ミセス。蓋此ノ如キノ幸福ハ所謂利己ノモノニシテ、我黨ノ冀望スル王室ノ尊榮ト人民ノ幸福トニ反スレハナリ。王室ノ尊榮ト人民ノ幸福ハ我黨ノ深ク冀望スル所ナリ。然トモ一時暫且ノ尊榮幸福ハ我黨コレヲ欲セス。蓋此ノ如キノ尊榮幸福ハ所謂頃刻ノモノニシテ、我黨ノ冀望スル無窮ノ尊榮ト遠永ノ幸福ニ反スレハナリ。是ヲ以テ若シ一ニ私黨ノ我帝國ヲ專ラニシ、王室ノ尊榮ト人民ノ幸福ヲ蔑ニシ、目前ノ苟安ヲ偸ミ、遠永ノ禍害ヲ顧ミサルモノアラハ、我黨ハ之ヲ目シテ以テ公敵ト爲サントス。我黨ハ實ニ王室ノ無窮ニ保持スヘキ尊榮ト人民ノ遠永ニ享有スヘキ幸福ヲ冀フノ人ヲ以テ此政黨ヲ團結セントス。來レ我兄弟、來テ我政黨ヲ結ヒ、以テ其冀望ヲ表明セヨ。

政治ノ改良前進ハ我黨ノ冀望シテ止マサル所ナリ。蓋政治ニシテ其改良ヲ加ヘ其前進ヲ爲サヽレハ、徒ラニ無窮ノ尊榮ヲ冀ヒ、空シク遠永ノ幸福ヲ望ムモ、終ニ之ヲ全フスルヲ得ヘカラサレハナリ。政治ノ改良前進ハ我黨之ヲ冀フ、然トモ急激ノ變革ハ我黨ノ望ム所ニアラス。蓋其順序ヲ逐ハスシテ遽ニ變革ヲ爲サンコトヲ謀ルハ、即社會ノ秩序ヲ紊亂シ、却テ政治ノ進行ヲ妨碍スルモノナレハナリ。是ヲ以テ夫ノ陋見ニ迷ヒ徒ラニ守舊ヲ主トシ、夫ノ急躁ヲ競ヒ好ンテ激昂ヲ務ムルモノヽ如キハ、我黨ノ却ケテ共ニ其冀望ヲ與ニセサルモノナリ。我黨ハ實ニ順正ノ手段ニ依テ我政治ヲ改良シ、着實ノ方便ヲ以テ之ヲ前進スルアランコトヲ冀望ス。依テ**約束二章**ヲ定ムル如左。

第一章　我黨ハ名ケテ立憲改進黨ト稱ス。

京橋木挽町の明治會堂　掌事小野梓　牟田口元學　春木義彰　立憲改進黨内規

第二章　我黨ハ帝國ノ臣民ニシテ左ノ冀望ヲ有スルモノヲ以テ之ヲ團結ス。

一　王室ノ尊榮ヲ保チ人民ノ幸福ヲ全フスル事

二　内治ノ改良ヲ主トシ國權ノ擴張ニ及ホス事

三　中央干渉ノ政略ヲ省キ地方自治ノ基礎ヲ建ツル事

四　社會進歩ノ度ニ隨ヒ選擧權ヲ伸濶スル事

五　外國ニ對シ勉メテ政略上ノ交渉ヲ薄クシ通商ノ關係ヲ厚クスル事

六　貨幣ノ制ハ硬貨ノ主義ヲ持スル事

次で立憲改進黨は翌四月（十五年）十六日、京橋木挽町明治會堂に於てその結黨式を擧行し、正式に大隈重信を總理に推戴すると共に掌事として小野梓・牟田口元學・春木義彰の三名を選び、内規を定めた。

立憲改進黨内規

第一條　我黨ハ總理一人ヲ置ク。但シ黨員多數ノ同意ニ依テ之ヲ推薦ス。

第二條　我黨ハ掌事三人書記二人ヲ置キ、黨中ノ庶務ヲ司トラシム。但シ其掌事書記ハ總理之ヲ選任ス。

第三條　黨衆ニ加ハラントスルモノハ黨員三名以上ノ紹介ヲ要ス。但シ掌事ハ其紹介ヲ受ケ、之ヲ黨衆ノ名簿ニ登錄シ、月次會ニ於テ之ヲ黨衆ニ報告スヘシ。

第四條　黨衆ヲ脱セントスルモノハ其旨ヲ掌事ニ通知シ、掌事ハ月次會ニ於テ之ヲ黨衆ニ報告スヘシ。

第五條　我黨團結ノ冀望ニ背キ、若クハ我黨ノ面目ヲ汚スヘキ行爲アル黨員ハ、月次會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スヘシ。

第六條　黨衆ニ加ハルモノハ東京ニ在テハ一ケ年金壹圓各地ニ在テハ一ケ年金五十錢ヲ納レ、我黨維持ノ元資ニ供スヘシ。

第七條　毎月十五日午後三時ヨリ東京事務所ニ於テ黨衆ノ會同ヲ開キ其交誼ヲ厚クスヘシ。但シ來會ノ黨員ハ金五十錢ヲ納レ其會費ニ充ツヘシ。

第八條　本規ヲ改正セントスルトキハ月次會ニ於テ之ヲ議定スヘシ。

立憲改進黨の會則

會則

第一則　會長ハ總理之ニ當ル。但シ事宜ニ由リ會員ヲシテ之ヲ代理セシムルコトアルヘシ。

第二則　言論ハ會長ニ對シテ之ヲ發シ、同時ニ二人以上ノ發言ヲ許サス。但シ二人以上同時ニ發言ヲ乞フ時ハ會長ノ指名ニ隨テ發言スヘシ。

第三則　會議中ハ會員相互ノ私語ヲ許サス。

第四則　議事ノ可否ハ會員過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス。但シ可否ノ數同シキ時ハ會長ノ所決ニ依ル。

斯くて立憲改進黨は大隈重信を總理とし、完全に成立したのであるが、同年(十五年)五月十三日に至り、結黨式を擧げ、京橋木挽町の明治會堂に於て最初の政談大演説會を開催し、以て大いにその主義の宣傳に努めた。演説會は十三、十四の二日間つゞいたが、當日の演説者とその演題は左の如し。

五月十三日には

内治の改良を主として國權の擴張に及ぼすべし　　藤田茂吉

外國に對し勉て政略上の交渉を薄くし通商の關係を厚くすべし　　犬養毅

社會進歩の度に隨ひ選擧を伸潤すべし　　沼間守一

政治學一班　　鳩山和夫

郡區長公選論　　矢野貞雄

政治家の德義を論ず　　青木匡

島田三郎
肥塚龍
小野梓
井上寛一
高梨哲四郎
尾崎行雄
益田克徳
立憲改進黨屆書及び同黨員名簿
明治會堂

五月十四日には

王室の尊榮を保ち人民の幸福を全くすべし	島田三郎
中央干渉の政略を省き地方自治の基礎を建つべし	肥塚龍
貨幣の制は硬貨の主義を持すべし	小野梓
政府政黨に對するの道を論ず	井上寛一
讀米國憲法權利法典之條	高梨哲四郎
民權張らずんば國權伸びず	尾崎行雄
政事家は實務に通ぜざるべからず	益田克徳

猶ほ明治十五年六月二十六日、改正集會條例に從ひ、立憲改進黨から京橋警察署に屆出た黨の屆書及び黨員名簿が明治政史に掲載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。

立憲改進黨ノ儀ニ付、過ル三月廿四日及御屆置候通ニ有之候處、今般集會條例ニ據リ可屆出旨御達有之、依而更ニ別紙趣書書內規并黨員名簿等相添此段御屆仕候也。

明治十五年六月廿六日

立憲改進黨掌事
小野　梓
春木義彰
牟田口元學

京橋警察署御中

黨名　立憲改進黨
會社　京橋區木挽町二丁目十四番　明治會堂

副申

別冊黨員名簿中ニハ嚶鳴社東洋議政會等ニ加入致シ居候者有之候間。此段副而申上候也。

立憲改進黨員名簿

長崎縣士族 總理 大隈重信	東京府士族 河野敏鎌	東京府士族 前島密
大阪府士族 北畠治房	兵庫縣士族 磯部節	東京府平民 犬養毅
東京府平民 掌事 春木義彰	福島縣士族 服部誠一	新潟縣士族 波多野傳三郎
東京府士族 鳩山和夫	長崎縣士族 本多孫四郎	東京府平民 沼間守一
東京府平民 掌事 小野梓	東京府平民 尾崎行雄	兵庫縣士族 乙部鼎
三重縣士族 門野幾之進	東京府士族 田中耕造	東京府平民 成島柳北
東京府士族 中野武營	長崎縣士族 掌事 牟田口元學	東京府平民 牛場卓造
東京府平民 野村文夫	大分縣士族 矢野文雄	東京府平民 藤田茂吉
東京府平民 山田要造	東京府平民 前田健次郎	東京府士族 丸山名政
長野縣士族 小林營智	鹿兒島縣士族 枝元長辰	靜岡縣士族 寺家村逸雅
千葉縣平民 秋葉節三郎	新潟縣平民 飛鳥三左衛門	鹿兒島縣士族 坂本盛得
山口縣平民 作本棟造	東京府平民 薩陀正邦	新潟縣平民 齋藤總吉
福井縣士族 尾崎庸夫	東京府平民 山田啓太郎	東京府平民 村松秀茂
東京府平民 西倉愿雄	東京府士族 石原朋倫	東京府士族 益田克德
千葉縣士族 木村忠	東京府士族 吉岡育	東京府士族 渡部隆
東京府平民 本橋勝右衛門	大分縣平民 書記 阿南尙	長崎縣士族 書記 坂本俊健

東京府士族　久松義典
東京府平民　平林正之助
東京府平民　田中鐵五郎
東京府平民　田中光次郎
神奈川縣平民　肥塚龍
神奈川縣士族　島田三郎
兵庫縣士族　青木匡
東京府平民　伊東專三
東京府士族　中澤文治
兵庫縣士族　乘竹孝太郎
鹿兒島縣士族　奥田直之助
長野縣士族　小澤虎明
東京府平民　角田眞平
東京府平民　高梨哲四郎
埼玉縣士族　澤田俊三
東京府士族　三浦義方
東京府士族　宮本頴三
東京府士族　岡敬孝
東京府平民　渡邊稻人

靜岡縣士族　畔柳時行
東京府平民　田中助右衛門
東京府平民　田中四郎左衛門
東京府平民　山本半藏
東京府平民　江口高邦
和歌山縣士族　森下岩楠
新潟縣士族　今村長善
靜岡縣平民　伴直之助
島根縣士族　内田誠成
東京府士族　野田精一郎
埼玉縣平民　大岡育造
岐阜縣士族　加藤飄乎
新潟縣士族　竹村良貞
新潟縣平民　高橋周治
東京府士族　木村福次郎
東京府平民　志摩万次郎
福島縣士族　恒屋盛服
長崎縣士族　中山信彬
栃木縣平民　廣田實

東京府平民　三宅虎太
東京府平民　長谷川忠次郎
東京府平民　小關勇次郎
東京府平民　太田昇海
大分縣士族　箕浦勝人
山口縣士族　鈴木良輔
靜岡縣平民　飯塚銀彌
三重縣平民　岡崎龜雄
東京府士族　井上寛一
新潟縣平民　大矢早利
大分縣士族　矢野貞雄
福島縣士族　門馬尚經
長野縣平民　高梨寛三
東京府平民　田淵昇
東京府士族　宮下平三郎
福岡縣士族　齋藤友德
埼玉縣士族　芳川俊雄
茨城縣士族　岡野寛
東京府平民　山口武

東京府平民　三浦省吾　長崎縣士族　加賀精一　長崎縣士族　山崎景撤
東京府平民　藤田盡吾　東京府平民　山本　連　東京府平民　田中彌五郎
東京府平民　藤原七兵衛　東京府平民　遠藤利兵衛　東京府平民　後藤慶太郎
長崎縣　高木貞光　埼玉縣　關清右衛門

黨員中服部誠一は當時有名な文學者で、東京新繁昌記を始め、多くの著書がある。また成島柳北は柳橋新誌の著者として、矢野文雄は新聞記者として、伊東專三は戯作家として當時いづれも高名な人々である。

嚶鳴社及び東洋議政會の解散

猶ほ嚶鳴社及び東洋議政會に就ては、十五年七月五日立憲改進黨掌事は左の屆書を京橋警察署に差出して全部解散の旨を明かにした。

去月二十六日御屆仕候立憲改進黨員名簿中ニ嚶鳴社及東洋議政會ノ人員有之候處、嚶鳴社ハ昨四日淺草警察署へ、東洋議政會ハ本日當署へ、全部解散ノ御屆候旨通知有之候間此段御屆ニ及候也。

明治十五年七月五日

立憲改進黨掌事

春木義彰

京橋警察署御中

七　立憲帝政黨

立憲帝政黨　日報社長福地源一郎　東洋新報社長水野寅次郎　明治月報社長丸山作樂　立憲帝政黨々議綱領

日報社長の福地源一郎・東洋新報社長の水野寅次郎及び明治月報の丸山作樂等が主となつて、明治十五年三月十八日立憲帝政黨を結成し、その黨議綱領を發表した。

立憲帝政黨黨議綱領

我立憲帝政黨ハ明治八年四月十四日及明治十四年十月十二日ノ　勅諭ヲ奉戴シ、內ハ萬世不易ノ國體ヲ保

守レ、公衆ノ康福權利ヲ鞏固ナラシメ、外ハ國權ヲ擴張シ、各國ニ對シテ光榮ヲ保タンコトヲ冀ヒ、漸ニ循ア步ヲ進メ、守舊ニ泥マス躁急ヲ爭ハス、恒ニ秩序ト進步ノ併行ヲ求メ、以テ國安ヲ保維シ、以テ改進ヲ計畫センコトヲ主趣トス。依テ左ニ揭ル所ヲ以テ我黨ノ綱領ト定ム。

第一章　國會開設ハ明治二十三年ヲ期スルコト　聖勅ニ明ナリ。我黨之ヲ遵奉シ敢テ其伸縮遲速ヲ議セス。

第二章　憲法ハ聖天子ノ親裁ニ出ルコト　聖勅ニ明ナリ。我黨之ヲ遵奉シ、敢テ欽定憲法ノ則ニ違ハス。

第三章　我皇國ノ主權ハ　聖天子ノ總攬シ給フ所タルコト勿論ナリ。而シテ其施用ニ至テハ憲法ノ制ニ依ル。

第四章　國會議院ハ兩局ノ設立ヲ要ス。

第五章　代議人選擧ハ其分權資格ヲ定ムルヲ要ス。

第六章　國會議院ハ國內ニ布ク法律ヲ議決スルノ權アルヲ要ス。

第七章　聖天子ハ國會議院ノ決議ヲ制可シ若クハ制可セサルノ大權ヲ有シ給フ。

第八章　陸海軍人ヲシテ政治ニ干涉セシメサルヲ要ス。

第九章　司法官ハ法律制度ノ整頓スルニ從テ之ヲ獨立セシムルヲ要ス。

第十章　國安及秩序ニ妨害ナキ集會言論ハ公衆ノ自由ナリ。演說新聞著書ハ其法律ノ範圍內ニ於テ之ヲ自由ナラシムルヲ要ス。

第十一章　理財ハ漸次ニ現今ノ紙幣ヲ變シ交換紙幣トナスヲ要ス。

以上の綱領に關し明治政史に『聞く所に依れば此綱領は福地源一郎の起草に係るものなりと』とある。尙ほ福地源一郎・水野寅次郎・丸山作樂等に就ては明治政史に『玆に一才子あり、福地源一郎と云ふ。夙に泰

日報社
東京日日新聞
水野寅次郎略傳
共行社
曙新聞
東洋新報
丸山作樂傳
明治月報
立憲帝政黨員
新富座に於て
第一回演說會
を開く

西の學を修め縱橫の筆懸泉の辯、嘗て官途に在りしが、當時日報社長の印綬を帶び、以て日々新聞の聲價をして九鼎大呂より重からしむ。明治十年西南の亂起るや、直に戰地に馳せ、其硝烟彈雨の中を跋渉し、之を筆記して本社に送る。是を以て其日々新聞の戰報採錄は之を讀むものをして身其間に在るの想あらしむ。其戰爭最中鳥渡西京に歸るや、木戸孝允と携へて行在所に參內し、天顏に咫尺して戰地の實況を上奏し、黃金若干を賜ふ。東京府會の起るや撰ばれて其議長と爲り、米國前大統領克蘭德(グラント)氏の來遊するや其接待委員と爲り、又府民總代と爲り、上野公園に　天皇陛下の臨駕を請ふ。同氏は去る明治八年の頃より漸進主義を唱道し、以て大に木戸氏の持說を援けしは既に前記せし所の如し。水野寅次郎なる人あり、高知縣に於て共行社の社長たり。一旦和歌山縣少書記官に任ぜられしも、日ならず辭して曙新聞の社長と爲り、東洋新報と改題す。丸山作樂は征韓論の沸騰に際し、刑に觸れて久しく長崎縣の獄に繫がれしが、出獄後各地に漫遊して保守主義を唱道し、又昨年七月より東京に於て明治月報なる保守主義の新聞を發行せり』とあり、以て立憲帝政黨三巨頭の輪廓を窺ふに足るであらう。かくて同年三月二十一日に至り、立憲帝政黨は福地・水野・丸山の三氏及びその黨員岡本武雄・勸農義社々長藤田一郎等は新富座で第一回演說會を開いた。當日の演說者とその演題は左の如し。

勤王論	水野寅次郎
日本帝國を誤る勿れ	岡本武雄
動閣政府を論ず	丸山作樂
政黨の區別を論ず	福地源一郎
富強論	藤田一郎

猶ほ同演說會及び同黨その後の消息に就ては明治政史に『此演說も亦當時知名の辯士なるを以て、聽者滿

羽田恭助 西川甫 大東日報

自由黨との對立

東洋社會黨

樽井藤吉 赤松泰助

東洋社會黨の黨則

卓立錐の餘地なしと雖も、時勢に逆流反風し且つ其幕裡政府に關係あるを以て、世人の惡む所と爲り、四隅常にノーノーの聲を發し、嘖嘖雜沓實に言語に堪へざるの景狀なりし。然れども該黨諸氏は少しも屈するの色なく、岡本武雄其他二三の士をして諸方に遊說せしめ、專ら黨員募集に盡力せしを以て、一時大に贊成者を得たり。且つ大阪に於ては羽田恭助西川甫等又大東日報なる新聞紙を發兌し、東西相應して益々黨派を擴張し、以て自由改進の二黨に當る。其主權を論じ以て元首に在りと爲し、國會は兩局を要すと唱道し、憲法は欽定を是と爲すと主張せしが如きは、以て當時の民權病者を救濟するに於て大に力ありと云ふ。其五月五日發兌の東京日々新聞の社說に於て、名實の辨と題せる一章は、自由黨の總理板垣を始め自由黨全體を毀傷せりと云ふを以て、自由黨の諸氏赫々として大に怒り、該論說に對し嗷々として談判に及び、遂に日報社をして該社說を取消さしむ云々』とある。

八　東洋社會黨

明治十五年、樽井藤吉・赤松泰助等が發起人となつて、同年五月二十五日肥前島原の江東寺で結黨式を擧げ、名つけて東洋社會黨と稱した。明治政史に『政黨勃興の時に當つて奇を好み異を嗜むものあつて、奇異の政黨も亦起る、大和の人樽井藤吉及赤松泰助等の發起に係る肥前島原の東洋社會黨是なり。同黨は當年五月二十五日を以て該黨員の會議を同地の江東寺に開く。其來會するもの數百、各先づ同黨の黨名を議せしに、頗る過激の徒多く、或は立憲急進黨と改むべしと論じ、急進にては飽き足らねば宜く突飛黨と名くべしと唱へ、議場紛々一時餘程の激論を鼎沸せしが、結局從前の黨名に据ゑ置く事に決し、且つ其黨則も亦稍々議したり云々』とあり、以て東洋社會黨の內容を推知するに難くないであらう。

東洋社會黨々則

第一章　綱　領

第一條　我黨ハ道德ヲ以テ言行ノ規準トス。

第二條　我黨ハ平等ヲ主義トナス。

第三條　我黨ハ社會公衆ノ最大福利ヲ以テ目的トナス。

第二章　手　段

第四條　我黨ハ綱領ノ主旨ヲ演繹シテ遊說演說等ヲスルコトアルヘシ。

第五條　我黨ハ平易ナル和文ノ雜誌漢文ノ雜誌ヲ發兌シ、支那朝鮮ヘ我旨趣ヲ擴充スルヲ務ムヘシ。

第三章　盟　約

第六條　我黨ハ黨員相共ニ左ノ誓ヲ爲スヘシ。

予ハ諸君ト此社會黨ヲ團結シ諸君ト共ニ我黨旨ヲ擴張スルハ、諸君予ヲシテ此社會黨ニ同盟セシメシニアラス又予カ諸君ヲ誘導セシニアラス、諸君カ道德心予カ道德心ト相感合協和シテ成ル所ナリ。諸君カ我黨則ヲ編成セシハ予カ曾テ心ニ記銘シタル所ノモノニシテ即此黨則ハ予カ精神ヲ發表公示スルモノナレハ、予ハ誓テ此黨則ヲ守リ、他人ノ毀譽ニ拘束セラレサルヘシ。且ツ予ハ務メテ予カ精神ノ如ク道義ニ富有ナル精神ノ人ト親和交結シテ我此黨ヲ大ニセントス。予ハ我黨旨ヲ擴張スルニ親和ヲ以テ宗トスヘシ、敢テ敵ヲ求ムル如キ言行ハ爲スヘカラス。然トモ我億兆兄弟中若シ過テ我黨ヲ阻害スルトキハ、予ハ身ヲ以テ我黨ニ許サン。予身ヲ我東洋社會黨ニ許スハ、諸君ニ之ヲ許スニアラス、即是道德ニ之ヲ許スナリ。予カ腦裏ニ予ヲ制スルノ君主アラス、予カ奉スル所ノ君主ハ一ノ道義ノミ、道義モ亦予カ腦裏ヲ制スル能ハス、予カ精神ハ即道義ナレハナリ。予ハ之ヲ心ニ誓テ以テ諸君ニ示ス。

第四章　組　織

第八條　我黨ハ同心相聚ルモノナレハ會長又ハ創立員等ノ名稱ヲ用ヰス。

第七條　我黨ハ名ケテ東洋社會黨ト稱ス。

第九條　我黨ハ全社會ニ及スモノナレハ別ニ本部末部ヲ設ケス、唯タ便利ニヨリ東洋社會黨何國何郡部等ノ名稱ヲ付スルコトアルヘシ。

第十條　我黨ハ時々各地ニ於テ集會スルコトアルヘシ。但シ開會ノコトハ會ニ於テ豫約スヘシ。

第十一條　會議入費ハ其席出頭者ノ自辨スルモノトス。

然るに同年七月に至り、長崎警察署から黨員を呼び出して東洋社會黨の內容に就いて種々の尋問をなしたので、黨員某は陳辯大いに努めると共に、同月七日に至り上申書を差出した。併し黨員某の陳辯も上申書も寸效なく、內務卿から治安に害ありと認められ遂に結成禁止を命ぜられ、わが國最初の社會黨もその活動を見ずして解散するの止むなきに至つた。

九　地方の政黨

明治十四年十月十二日、國會開設の聖詔煥發以來、自由黨・大阪立憲政黨・九州改進黨・嚶鳴社・東洋議政會・立憲改進黨・立憲帝政黨等が結成せられ、これ等の政黨は政府支持・反政府の二派に分かれ、一は絕對に政府の施政を支持鞭撻し、之れに反し他は政府の施政に深刻な批判を加へて漸次その秕政を矯正しようと試みるに至り、政府の地位は必ずしも安全ではなかつたので、政府は數次に涉り集會條例を改正追加して屢々之れに彈壓を加へたが、大勢は如何ともなし難く、政黨の勃興と共に政府に於ても漸次その秕政を革めて善政主義に傾いた事は、これ即ち政黨勃興の效果と云ふべきであらう。當時地方にも政黨が勃興し、政治知識の普及に努めたが、多くは東京三大政黨と連絡を有し、いづれも支部の如きものであつた。即ち自由黨

大阪立憲政黨
岳南自由黨
海南自由黨
但馬自由黨
淡路自由黨
愛知自由黨
三陽自由黨
大津自由黨
石陽自由黨
頸城三郡自由黨
越中自治黨
東北七州自由黨
兵庫改進黨
靜岡改進黨
水戸改進黨
若越改進黨
越中改進黨
秋田改進黨
新潟改進黨
柳川改進黨
紫溟會
宮津漸進黨
立憲中正會
扶桑立憲帝政黨
岡山中正會
立憲保守黨
高陽立憲帝政黨
公議政黨
立憲眞正會
立憲帝政黨
能與自由改進黨
博愛黨
慮愛黨
先愛會

と連絡あるものは大阪の立憲政黨、靜岡の岳南自由黨、高知の海南自由黨、但馬の但馬自由黨、淡路の淡路自由黨、愛知の愛知自由黨、參河の三陽自由黨、近江の大津自由黨、石見の石陽自由黨、越後の頸城三郡自由黨、越中の自治黨、東北九州有志者の結成した東北七州自由黨等である。立憲改進黨と連絡あるものは兵庫の兵庫改進黨、靜岡の靜岡改進黨、茨城の水戸改進黨、福井の若越改進黨、越中の越中改進黨、大分の大分改進黨、秋田の秋田改進黨、新潟の新潟改進黨、福岡の柳川改進黨等である。また立憲帝政黨と連絡あるものは熊本の紫溟會、丹後の宮津漸進黨、東京の立憲中正黨、扶桑立憲帝政黨、岡山の中正會、山梨の立憲保守黨、土佐の高陽立憲帝政黨等であるが、其他明治政史に依ると『右三大政黨と連絡せざるもの、熊本の公議政黨、金澤の立憲眞正黨、筑前の立憲帝政黨、能登の能與自由改進黨、鹿兒島の博愛黨、越前の慮愛黨、靜岡の先愛會、愛媛の扶植會、和歌山の同友會、福井の知憲會等皆規約を定めて一團を結び以て一方に割據せり。就中夫の紫溟會の如きは參事院議官安場保和、太政官大書記官井上毅、及古莊嘉門等の諸氏相謀り、昨十四年共郷里熊本に設けしものにて、其團結鞏固なる他に多く其比を見ず。今當時の檄文を左に掲げんに、

能ク國ヲ興スモノハ政黨ナリ能ク國ヲ覆スモノモ亦政黨ナリ。之ヲ將ニ顚レントスルニ扶ケ、之ヲ既ニ危キニ持ツモノモ亦政黨ナリ。國ノ禍福ハ政黨ノ多數ヲ制スルモノ如何ニ視ル。今天下方ニ政論ニ急ニ漸ク政黨ノ勢ヲ成ス。天若シ我國ニ幸セハ中正ノ政黨能ク全局ノ多數ヲ制シ、永遠ノ計漸クニ進テ定ル所アラントス。若シ或ハ不幸ニシテ激昂熱疎ノ徒勝ヲ一擲ニ占メ、一變シテ爭亂ヲ煽シ、再變シテ社會ヲ覆スニ至ラハ、國ノ淪亡ハ日ヲ期シテ待ツヘキナリ。

今ノ時ニ當テ我輩モ亦風動潮流ノ中ニ立テ將タ時好ニ從ヒ時機ニ投シ、附和雷同シ以テ勢名ノ場ニ走ランカ、將タ左遷右就國中ノ旗ノ如ク以テ世ト推移ランカ、抑亦眞理ノ在ル所ヲ求メ大中至正ノ地ニ屹立頽波ヲ

共濟會 同友會 紳商會 帝國黨設立の檄文

挽回シ、以テ百世公論ヲ待タンカ、更ニ之ヲ約言スレハ我輩ハ將タ世ヲ亂ルノ政黨タランカ抑又世ヲ興スノ政黨タランカ。政論ノ詭激ナルモノ實ニ淵原ヲ歐洲ニ發ス、社會ハ民約ニ始ルト謂ヒ立權ハ國民ニ存スト謂ニ法ハ衆議ノ好欲ニ成ルト謂フ。其言ノ神奇痛快ニシテ刺戟煽動ノ勢ニ便ナルヲ以テノ故ニ、一時人心ニ感漸シ、潰奔蕩々抑遏スヘカラス。殺伐ヲ以テ自由ヲ買フモノアリ、公ニ弑逆ヲ行ヒ名ケテ天刑トスルモノアリ、黨禍慘憺輾轉相讎トシ、百年ニ至テ未タ已マサルモノナリ。蓋詭激政論ノ勢ハ燎原ノ火ノ如ク、隣々相煽シ、遠近相延ク、寰宇大小ノ國ヲ舉テ一タヒ其禍ヲ被ラサルモノアルコト尠シ。我國久シク東洋ニ孤立シ纔ニ外交ヲ開ク、而シテ歐洲詭激ノ政黨先ツ防ヲ決シテ入リ、數年ノ間非常ノ速力ヲ以テ都鄙ニ漫延シ、寖クニ狃習ヲナス。醫者ノ言ニ曰ク、始メテ時疫ニ感スルノ國ハ其病必ス烈ナリト、此モ亦自然ノ勢怪ムニ足ルコト無ナリ。夫レ勢ノ趨ク所激ヲ用ルニ便ナリ、言ノ人ヲ感スルモノ往々平易ノ説ニアラスシテ、衆ヲ聚メ黨ヲ結フニハ神奇ノ論尤モ速ニ行ヒ易シ。今時勢乃爾、我輩何ヲ苦テ必ス難險ヲ冒シテ時流ニ逆ヒ、獨リ中正ノ議ヲ執ラント欲スルカ、蓋大ニ止ムヲ得サルモノ有テ存スレハナリ。

現今我日本帝國ハ實ニ開闢以來非常ノ危局ニ當リ開闢以來非常ノ危運ニ際シタリ。何ソヤ、蓋數百年來寰宇ノ大勢日變月革シ、百般ノ事業白皙人種獨リ上流ヲ占メ、東西ニ横行シ長蛇ノ如キアリ。而シテ我國ハ則機ヲ失シ遽ニ奮フテ各國ノ間ニ逍遙ス、之ヲ錙銖ヲ携ヘテ千金ノ市ニ入リ、寡弱ヲ引テ萬軍ノ中ニ馳スルニ譬ノ。其勢實ニ肉ノ群虎ノ間ニ在リ、氷ノ烈日ノ中ニ在ルニ比スルノミナラス、今ノ時ニ當リ能ク我國勢ヲ擴張シ、危ヲ轉シテ安トナシ以テ獨立ヲ保全セント欲セハ、獨リ國民ノ心力ヲ一ニスルニアルノミ。小部ノ害以テ大局ノ利ニ比スヘカラス、一個ノ私以テ全國ノ謀ニ雜ユヘカラス、智者ハ智ヲ致シ、勇者ハ力ヲ致シ、凡ソ我同胞朝トナク野トナク均ク一世ノ勢ヲ合セ、以テ一世ノ大事ヲ謀ル、何ノ暇アツテカ故サラニ激昂ノ論ヲ為シ、以テ一己ノ快ヲ愈サンヤ、白耳義ノ國旗ノ銘ニ曰ク、合スレハ強ヲ為スト。

詭激ノ政黨ハ實ニ人類相妬ムノ私心ニ生スルモノ多シ、故ニ詭激政黨ノ結果ハ朝野ヲ離隔スルニ始リ社會ヲ顚覆スルニ終ル、之ヲ歐洲各國ノ成跡ニ徴シテ驗証スヘシ。今ノ時ニ於テ若シ浮躁詭激ノ說隙ニ投シテ起リ、怨讐相乘シ內變ヲ釀成シ分崩離析一朝ニ止ラサルカ如キアラハ、我國ヲ擧テ印度ノ覆轍トナス當ニ遠キニ在ラサルヘシ。恭ク惟ミルニ我　聖天子夙ニ立憲ノ詔ヲ垂レ玉ヘハ、我輩ハ我　聖天子ノ旨ヲ欽テ遵奉セントス。凡ソ我國民タルモノ我　聖詔ノ旨ニ違ヒ、輕躁過甚以テ內亂ヲ煽シ、乃雜ユルニ分毫共和ノ主義ヲ以テスルモノハ則我黨ニアラサルナリ。云々』とあり、その如何にも政府の御用黨たるが如き觀がある。

第三十七節　政府と政黨

一　政黨の衰頽

政黨の衰頽

板垣退助と後藤象二郎の海外漫遊は事唐突にして、自由黨員すら內面の眞相を知るものが尠なかつたが、自由黨は總理の板垣が歐洲漫遊に出掛け、その留守中にも拘らず、僞黨撲滅と三菱退治の運動を開始したが、これと共に政府の策士が政黨に施した陰謀は驚くべき成功を示した。

僞黨の撲滅運動と三菱退治運動

政府の陰謀奏効

もと自由、改進の兩黨はその主義から云ふと、根本的に相對立すべき理由はないのである、隨て茲に兩黨が合同して一政黨となる能はずとするも、共に政府の反對黨なりといふ點は全く同一で、兩黨とも共同の政敵を有してゐたのである。然れども政黨史に『自由黨は主義よりも寧ろ氣風を以て集りたる團體なりき。彼等の中には、自由論を以て水戶派の思想を包みたるもありき。或は靖獻遺言に養はれたる感情を以て、ルッ

靖獻遺言

ルソーの民約說

自由黨の黨是 完美なる立憲政體と藩閥的政府の打倒

改進黨の黨是

自由黨は壯士黨 改進黨は紳士黨

自由改進兩黨の抗爭

自由黨は當時の無産黨 改進黨は當時

ソーの民約說を行はむとしたるものありき。或は幕末の攘夷主義と佛國革命時代の共和主義とを丸呑にして推敲伸縮するものありき。或は武斷家の國權論と社會黨の財産平均說とを兩つながら唱道して共の矛盾に頓着せざるもありき。現に其の首領板垣すらも、曾て内治の改良よりも國權の擴張を急にするの征韓論者に與みしたる人なり。勿論自由黨としての黨是は大體に於て統一せられ居たりき。完美なる立憲政體を建設して藩閥政府を打破すべしといふもの是れなり。然れども此の黨是を貫徹するには、自由黨員の理性は餘りに雜駁なりき。乃ち彼等の理性は雜駁なりと雖も、彼等の氣風は革命家の模型を具へたりき。彼等は身を殺すも、家を破るも、如何なる手段に訴ふるも、革命の十字軍を起さゞるべからずと信じたりき。故に其の言論は危激にして、其の行動は大膽敢爲なりき云々』とあるが如く、比較的穩健保守的なる立憲改進黨とはその間に截然たる相異があつたから、共同の政敵に對し、同じくその打倒を策するに於ても手段と方法に於て大差があつたことは論を俟たない。然るに一方改進黨を見るに、政黨史に『之れに反して改進黨は正義の手段を以て正義の目的を達すべしと主張する士人の集合なりき。勿論彼等の中にも、殆ど自由黨に近かき急進主義を有するもののなきに非ざりしも、彼等は腕力を以て政府に當るの無益なるを知るの知識を缺かざりき。彼等は改革を主張するも革命には贊成せざりき、彼等は平和と秩序を好むが故に、其の味方を中等階級に求めたりき。彼等はフロツクコートを著て演壇に立ち、雄辯高談以て公衆の喝釆を博するを得意の伎倆としたりき。世間自由黨を稱して壯士黨といひ、改進黨を以て紳士黨と名けたるもの、亦善く兩黨員の氣象に適ひたる名稱なりき。故に自由改進の兩黨は、主義に於て爭はずして先づ氣象感情に於て互ひに抵排したりき。自由黨員は改進黨の輕躁怯懦にして衍氣多きを罵り、改進黨員は自由黨員の粗暴無識にして輕擧妄動するを笑ひ、特に改進黨員か好むで富豪と交遊し、而して其の生活狀態も比較的贅澤なりし一事は自由黨員の最も不快に感ずる所なりき。政府の策士も亦改進黨を征伐するの妙計は其の糧道を絕つに在りと爲したれば、此點

の資本家

三菱退治運動の開始

三菱退治の理由

古澤滋

政府に三菱保護全廢の議起る

農商務大輔品川彌二郎小室信夫共同運輸會社の設立

政府と自由黨の同盟

僞黨撲滅運動

に於て自由黨の思ふ所は期せずして政府の考ふる所と一致したりき云々』とあるを以て、改進黨の本質を推知するに難くない。然るに此時に於て自由黨は三菱退治運動を開始した、當時自由黨は三菱の暴富は政府の庇護によつて得たもので、而もその保護たるや大隈重信の在朝時代に斡旋した結果である。隨て岩崎彌太郎は深く大隈の恩に感じ、大隈に天下を取らしめる爲に、大隈・岩崎は互ひに相結託し、大隈が改進黨を結成したるは岩崎が巨資を給した結果であると思意したるに依るものである。加之、當時三菱は海上の運輸權を壟斷して往々專横の行爲多く、地方の荷主中これに對して不平怨嗟の聲を放つもの多く、偶々その不平が自由黨員の耳に入つたので、同黨の策士古澤滋は神戸の三菱支店長から得た材料を證據として、自由黨の機關紙に三菱攻撃の論文を掲げた。その影響に關し政黨史には『三菱は當時海權を壟斷して往々專横の行爲多く、地方の荷主中より不平の聲起るを聞きたれば自由黨の古澤滋は、神戸の三菱支店長より得たる材料を證據として、先づ其の機關紙に三菱攻撃の論文を掲げ始めたり。自由黨の壯士は之れを快として直に之に唱和したると同時に、政府部内に於ても三菱保護全廢の議起り、時の農商務大輔品川彌二郎及び小室信夫等頗る奔走し、遂に明治十六年を以て共同運輸會社を組織したり。是に於て政府と自由黨とは、三菱退治問題に於て事實上の同盟を形成し、而して自由黨は之れに加ふるに僞黨撲滅の大議を以てしたり云々』とある。然れども三菱退治問題は期せずして改進黨と自由黨の對峙を招來し、こゝに於て從來同じく野黨であつた自由黨と改進黨とは互ひに相反目するに至つたことは政界の分野に非常な變革を來たした譯で、改進黨から云ふと、友黨たる自由黨が突如三菱退治に名を藉りて總理大隈重信を財界巨頭三菱(岩崎彌太郎)の走狗として攻撃せられたことは全く意外で、寧ろ不快を感じたに違ひない。この不快は曳いて自由黨と改進黨の相反目を招ぐに至つたことは言を俟たぬ。然しこれは表面上の影響であるが、これを政府側から見ると、自由黨と改進黨の隙に乘じて反對黨の急進派である自由黨を自己の傘下に引き入れたのみならず、野黨の勢力を滅殺

し、併せて從來兎角目の上の瘤視してゐた薩長の宿敵たる大隈重信を完全に驅逐し得たことは全く豫期せざる成功であつたのである。されば政黨史は『然れども自由黨か改進黨を攻撃したる結果は、毫も自由黨に利する所なくして獨り政府を利したりき。政府は之れが爲に其の政敵たる兩黨をして永く相睽離せしめ、其の勢力を殺して復た前年の氣燄なからしむるを得たり云々』と記して見透しの利かぬ政黨の至愚を冷笑してゐる。

立憲帝政黨に絶縁を宣す

伊藤博文

福地源一郎　井上馨

然るに意外なことは單に自由黨と改進黨を反目せしめ、その餘威を利用して大隈一派を放逐したのみならず、御用黨立憲帝政黨に絶縁を宣告した事である。政黨史に『政府は亦立憲帝政黨に離縁の宣告を與へて曰く、政府は將來帝政黨に關係する能はず。福地等自身の運動は政府之れを拘束せずと雖も、政府は別に政府の本領を以て立つの外なし。政府は政黨以外に超然たるべしと。蓋し當時伊藤博文は既に獨逸より歸りて此の方針を執るに決定したるなりき。正直なる福地は伊藤・井上等に訴へて曰く、福地が帝政黨組織に盡力したるは、諸公を戴いて首領と爲し、之れをして純然たる政府黨たらしめむが爲なり。今若し諸公にして政黨を必要ならずとせば、寧ろ之れを解散するに若かず云々』とあつて、自由改進兩黨の反目後に於ける帝政黨と政府との關係を窺ふに足るものがあるが、福地源一郎等の立憲帝政黨は斯くて解散された。

立憲帝政黨の解散

地方官と府縣會の衝突

中央に於て政府か自由・改進・帝政の三政黨を操縱して相互の離反を計つてゐる間に、一方地方に於ては屢々地方官と府縣會が衝突して、或は豫算を否決し、或は故意に豫算の大削減を强行し、或は府知事縣令の不信任を決議する等、府縣の行政上に支障を來たすことが頻々として起つたのみならず、地方官と府縣會議員が互ひに見解を異にするが爲めに參事院の裁定を乞ふものが續出した。然るに政府は斯る地方議會の現象を目して、これ畢竟自由・改進の二黨か中央にあつて教唆に出づるものと見做し、地方官に命じて偏へに之れを彈壓せしめたので、この頃の地方官は盛んに暴威を振ひ、壓制を事としたので、府知事縣令は地方民か

三島通庸

福島縣會三島通庸を彈劾す

三島通庸の暴擧地方民を憤慨せしむ

縣會議長廣野廣中

五郡聯合會議

ら非常な怨嗟を受けた。就中福島縣令の三島通庸の如きは壓制縣令の標本であつた。彼は政黨史にも『福島縣會三島通庸の如きは、壓制地方官中の最も大なる標本なりき。彼は東北地方の道路通ぜず山野開けざるを見て大に土木を興して之れを開通せむと企て、其の豫算案を縣會に提出したるに、縣會は一も二もなく之れを否決したりき。而も彼は縣會の否決を物の數ともせず、內務大臣の指揮を仰ぎて其の計畫を實行したりき。彼は工役を人民に强課して之れを苦使し、剩へ縣下の財產家には、道路開鑿寄附金を請求し、從はざるものは或は捕へて獄に投じ、或は暴漢をして其の家屋を破壞せしめたりき。福島縣下は全く鼎沸糜爛の慘狀を呈したりき。所在人民騷擾して屢々警察官と爭鬪したりき云々』とあり、また明治政史には福島事件の顚末を稍や詳細に記して曰く『福島縣に於ては縣令三島通庸の赴任以來常に其縣會との折合惡しく、十五年五月の通常會は縣令提出の原案を悉皆否決し、而して縣會議長河野廣中より縣令施政の針路常に管下公衆の望みに副はざるのみならず、其輿論に背戾するを以て、縣治の費用は管下の人民之を支辨するを欲せず、之を以て議案は悉皆否決すと上申せり。是に於て縣令は內務卿に向ひ其指揮を受け、縣會の議決を經ずして十五年度の地方稅收支豫算を管內に達す。然る處同縣下大沼・耶麻・河沼・北會津・東蒲原の五郡にて聯合會議を開き、若松地方より東京・宮城・山形・米澤等に達する所の道路を改修する事に決し、人民其費用を負擔し、且つ中央政府よりも亦若干金の補助を下渡さるゝ運に至て、將に其土功に着手せんとする今日に至り、山手三郡頻に異論を唱へて曰く、此道路を改修するも我に受る所の利益甚だ少し、斯る多損少益の土功を興し、以て人力と金錢とを徒費するは我々人民の好まざる所なり。我々人民の好まざる所を縣令獨り擅に斷行するは良二千石の爲さゞる所なりとて、意に縣令を相手取り若松裁判所へ訴へしも、裁判所之を受理せざるを以て、沸然激昂黨を組み類を聚め、以て此意を貫徹せんと謀る。是に於て縣官郡吏百方說諭に力を盡すも、頑乎として石の如く、少しも應ずるの景色なく、益々官吏の職務を行ふを拒むの猛勢あるを以て、或は

宇田成一
三浦文治
耶麻郡喜多方
彈正原の集會
喜多方の暴徒
警察署を圍む
新合村
赤城平六
河野廣中等の
連判狀
河野廣中
愛澤寧堅
平島松尾
田母野秀顯
花香恭次郎

之を教唆するものあらんと第に探偵を四方に放ちしに、果して自由黨員宇田成一・三浦文治等の教唆犯罪確證著明なるを得たれば、早速兩人を拘引し訊問に及ぶ。折しも多數の人民耶麻郡喜多方彈正原に相會し、將に暴擧に及ばんとすとの警報あるを以て、警吏數名直に馳せて之を說諭し、一同をして承服解散せしめ、先づ安心と思ふ間もなく同夜八時頃に至り人員無慮三四千人俄然として喜多方警察署へ押寄せ來り、警察署の前後左右を圍み、一齊鬨聲を發し、以て宇田・三浦等の拘引の理由を聞かんと、且つ瓦礫を投じ竹鎗を振り、亂暴狼籍に及びしを以て、警吏憤然身を挺し出て、一人を傷け四人を捕ふ。是に於て一同鳥散獸走し、復た跡を見るに由なし。且つ新合村赤城平六宅は暴民集會所なりと聞き、警吏隙さず又出張し、數十名を捕縛せり云々」とあり、以て縣令三島通庸が如何に暴擧を敢てしたか、その一斑を推知するに難くないであらう。當時の知事縣令は今日と異なり、官尊民卑の風潮にかぶれ、人民に對し尊大の風が多く、相當に威張つたものであるが、一方地方議會の議員も自由民權の西洋思想にかぶれ、地方民の代表を笠にきて相當に亂暴だつたので、萬事が感情を主とし、縣行政といふ大事な役目を忘れて知事縣令の人身攻擊に專念するものも多かつたので、攻擊された知事縣令が必ずしも悪い人物でないと同時に、知事縣令の中には毫も民意や時勢を顧みず、隨分頑迷固陋な舊人も少くなかつたから、必ずしも議員の總てを暴漢視する譯には行かなかつたのである。然るに福島縣令の場合は三島縣令が一たび豫算を否決せらるゝや、之れに慊らずして內務卿の許可を仰ぎ、飽迄その政策の強行を圖つた點に大なる無理があり、爲めに一縣下を騷擾の衢と化した罪は到底その責任を免るゝことが出來ない。こゝに於て自由黨員の河野廣中等は大いに憤慨し、遂に同志と共に左の盟約書に血判して、盛んに縣當局を糾彈するに至つた。この事件に關し明治政史に『扨夫の河野廣中（縣會議長）愛澤寧堅（縣會議員）平島松尾（同）田母野秀顯・花香恭次郎・澤田清之助等は元來自由主義を持し、殊に三島縣令の處置を悅ばず。是を以て鄉に縣會の議決の如きは主として右七人の首唱に係る。且つ道路開

澤田清之助福島の無名館

黎云々も亦縣會の處置に反對し、遂に昨年八月一日福島の無名館に於て七人互に誓約書を作れり云々』とある。尚ほ當時河野廣中等の盟約書は左の如し。

誓約

第一　吾黨ハ自由ノ公敵タル擅制政府ヲ顚覆シ、公議政體ヲ建立スルヲ以テ任トナス。

第二　吾黨ハ吾黨ノ目的ヲ達スルカ爲メ、生命財産ヲ抛チ恩愛ノ繫縄ヲ絶チ、事ニ臨ミテ一切顧慮スル所ナカルヘシ。

第三　吾黨ハ吾黨ノ會議ニ於テ議決セル憲法ヲ遵守シ、俱ニ同心一體ノ働ヲナスヘシ。

第四　吾黨ハ吾黨ノ志望ヲ達セサル間ハ、如何ナル艱難ニ遭遇シ又幾年月ヲ經過スルモ必ス解散セザルヘシ。

第五　吾黨員ニシテ吾黨ノ密事ヲ漏シ及誓詞ニ背戻スル者アル時ハ直ニ自刄セシムヘシ。

右五條ノ誓約ハ吾黨ノ死ヲ以テ決行スヘキモノ也。

河野廣中等の盟約警官の耳に入る

山口千代作河野等の逮捕

河野廣中等の公判

然るに此血盟の事が警官の耳に入るや、警察署では大に驚き河野廣中等六人及び山口千代作以下五十一人を國事犯の嫌疑で逮捕し、東京に護送するに至つた。こゝに於て司法卿は高等法院を東京大審院内に開き、裁判官には判事巖谷龍一同兵頭正懿、その豫審判事には大審院長判事玉乃世履、その裁判長には元老院議官長岡護美・同河田景與・同林友幸・判事岡内重俊・同關義臣・同武久昌孚・その陪席判事には檢事渡邊驥・同竹内維績・同堀田正忠・同澄川拙三等を任じ、その求刑官は各上裁を以て任命せられ、十六年二月十二日に至つてその審理を始めた。然るに同年四月十三日、豫審廷に於て山口千代作以下五十一人を免訴し、河野廣中以下五人は同年七月十九日に至り公判に附せられ同年九月一日結審となつた。公判の光景は明治政史に『河野廣中以下五人は七月十九日に至り法廷を公開せられ、被告一名毎に一人の辯護人を許され被告をして

河野一派の政府顛覆の陰謀罪[illegible]す河野一派に對する判決

充分辯論を盡さしめ、開廷四十餘日に涉り、九月一日に至り其局を畢れり。其判決の大要に曰く、被告は誓約書を取消したりと申立つるも其證憑なし。顛覆の二字を改良と改めたりと申立つるも、後の添紙は先きの誓約書を改正せしとの申立立たず。誓約書記憶の書取りに政府を顛覆するの文字あるは暴行を以てするにあらず申立つるも、本件被告事件の顛覆すると云へる事實は上文に掲げし證憑に依り暴を以てするものと判定す。內亂陰謀せしことなしと申立つれども、誓約記憶の書取りに政府を顛覆しと記載し又は死を以て決行すと記載し、政府をひつくり反すとは謀反するの謂ひかとの問に對し然りと答へたる等に據れば、內亂暴行を爲すことを陰謀せしことなしと云ふを得ず。誓約書記憶の書取りに黨府を顛覆するの文字あるは、我政府を指したる者にあらずと申立つるも、本件に云ふ所の政府は上文に掲げし證憑に依り我政府を指したること明瞭なり、との理由に由り、被告河野廣中・田母野秀顯・愛澤寧堅・平島松尾・花香恭次郎・澤田清之助に對し、刑法第百二十五條第二項に依り、刑法第百二十一條第一項の例に照し二等を減じ、各有期徒刑に處すべき所、原諒すべき情狀あるを以て、刑法第八十九條第一項に重罪輕罪違警罪を分たず所犯情狀原諒すべき者は酌量して本刑を輕減することを得刑法第九十條に酌量輕減すべき者は本刑に一等又は二等を減ずとあるに由り、各有期徒刑に二等を減じ、刑法第二十三條輕禁獄六年以上八年以下の範圍內に於て、河野廣中は輕禁獄七年田母野秀顯等は各輕禁獄六年に處す云々。世之を稱して福島事件と云ふ』とある。

福島事件

高田の自由黨員鈴木昌司等の逮捕

鈴木昌司
八木原繁祉
堀川信一郎

　河野廣中等の事件が未だ落着せざる中に、越後高田の自由黨員鈴木昌司・八木原繁祉・堀川信一郎等二十餘名が逮捕された。逮捕の理由は赤井景韶等の壯士が天誅組なるものを結成し、要路の大臣を暗殺しようと圖つたのに連坐したものなりと稱せられる。併公判の結果は赤井外一名のみ起訴せられ、他は悉く放免された。

彈壓政策の強

　然れども是等の事件は徒らに政府に政黨彈壓の口實を與へたのみで、民權の伸張に寸効がなかつた。即ち

化

山縣有朋の探偵政治伊藤博文の鐵血政略

政府は事件の起る毎に集會條例を改正追加し、益々その彈壓政策を强化した。即ち政黨に對しては地方に支部を置くことを禁じ、演説の題號を新聞に廣告することを禁じ、文書を發して他人を誘導することを禁じ、また委員を派遣して地方を遊説することを禁じ、各地方官には政客に對し一年若くは二年間その管轄内に於て公衆に演説することを禁止し得る權限を與へたのみならず、新聞紙に對する制裁の如きも益々嚴重を極めたので、爾來民間の政黨員は自己の政見を公衆に開陳することが出來ざるのみならず、自己の懷く政策を新聞紙に發表することも出來ず、口と筆を同時に禁止されて仕舞つた觀があつた。故に彼等政黨員等は名を有志懇親會に藉りて屢々集會を催し、互ひに意見の交換をなし、相互の連絡を圖らうとしたが、斯る場合にも其筋では警官を臨席せしめて監守させたので、切角懇親會に名を藉りて集會を催しても、政黨員等は政治上に關する意見を十分に披瀝することが能はざるのみならず、加ふるに政府は盛んに探偵を放ち、間諜を利用して絶えず政黨員の動靜を監守せしめ、少し風采の怪しいものがあると、警官は之れを擧動犯として有無を云はさず拘引するといふ奇觀を呈するに至つた。これ等の政策は政黨史に依ると『斯くの如く峻嚴を極めたる警察行政は、主として山縣内務大臣の方寸に出でたりと雖も、又伊藤博文が獨逸より歸り、其のビスマークより直傳した鐵血政略の一端を試みむとしたるもの大に之れを助けたるにも由るべし云々』とあるを以て見れば、探偵政治の强化は山縣・伊藤等の政黨抑壓策として用ひたビスマーク直傳の鐵血政策の試みかとも想はれる。

政府の鐵血政策は自由黨の憤慨を招く

政府の政黨彈壓策はいたく自由黨員を憤激せしめた、もと自由黨は主義や政策で結成された政黨ではなく、いづれも氣風を以て集合した血の氣の多い政黨なだけに、一たび政府が政黨彈壓策を試みるや、自由黨員はいたく憤慨したが、彈壓政策の深刻め、手も足も出なくなるに及び、自由黨員の憤激は絶望と化し、絶望から革命的運動に轉化した。その實例は北陸七州會の禁獄事も其一で、十七年九月二十日北陸七州大懇親

北陸七州會

不動院に於ける山際七司・關矢貞太郎・星亨

星亨投獄せらる

加波山事件・富永等の檄文

會を新潟西堀通九番町の不動院に開いたが、鈴木昌司・山際七司・關矢貞太郎等は前日から準備に取りかゝり、當日は會員二百餘名集合し、山際七司が會主に代つて主旨を陳べ、尋で數名の演說があり、最後に井上米次郎の演說を了はり、將に降壇せんとするや、臨檢の警官が突如解散を命じたので、大騷ぎとなつたが、その翌日、また演說會を開き、星亨も會場に臨み、一席快辯を揮つたが、また〳〵演說會は中止解散を命じられ、且つ星亨は直ちに拘引されて投獄された。明治十七年九月二十三日自由黨員富永正安等が茨城縣眞壁郡加波山に據つて兵を擧げようとした事である。政黨史に『彼等の發したる檄文に曰く、抑も建國の要は衆庶平等の理を明かにし、各自天與の福利を均しく享くるに在り。而して政府を助くの趣旨は、人民天賦の自由と幸福とを扞護するに在り。決して苛法を設け、壓逆を施すべきものに非るなり。然り而して今日我國の形勢を觀察すれば外は、條約未だ改まらず、內は國會未だ開けず、爲に奸臣政柄を弄し、上聖天子を蔑如し、下人民に對し、收斂時なく、餓莩道に横はるも、之れを檢するを知らず。其の慘狀苟も志士仁人たるもの豈之れを默視するに忍びむや。夫れ大厦の傾けるは、一木の能くなる所にあらずと雖も、奈何ぞ坐して其の倒るゝを見るに忍びむや。故に我々茲に革命の軍を茨城縣眞壁郡加波山に擧け、以て自由の公敵たる擅制政府を顚覆し、而して完全なる自由立憲政體を造出さむと欲す。嗚呼三千七百萬同胞よ、我黨と志を同うし、倶に大義に應ずるは豈正に志士仁人の本分に非ずや。茲に檄を飛ばして天下兄弟に告ぐ』とある。これ我が國で革命軍を興した始めであり、また最後であらう。斯くて富永正安等は革命黨名簿を作製し、之れに自署して黨員の證とした。はじめ彼等は政府顚覆の陰謀を企つるや、爆彈を製造して目的達成の用に供しようと計つた。然るに事露見するに及び警官がその逮捕に向つたが、彼等は兇器を持ち、而し數百人屯集してゐるので容易に手を下すことが出來なかつた。依つて政府では憲兵を多數派遣して、漸く之れを鎭定し、數百名の暴徒を逮捕すると共に、加波山事件の嫌疑を以て栃木縣の自由黨員約九十餘名を引致した。尋で被告

加波山事件の

首魁富永安正等五人を死刑に處す

秩父事件

田代榮助

借金黨
小作黨

飯田事件
村松愛藏
八木重次
川澄德次

櫻井平吉

等は重罪裁判所の公判に附せられ、同十九年九月に至り、富永正安等五人を死刑に處し、他はいづれも無期・有期の徒刑に處せられて一件は落着した。

加波山事件に次いで、同十七年十一月一日、埼玉縣下秩父郡に暴民蜂起事件が勃發した。事件の内容を摘記すると、田代榮助等が首唱者となり同郡民を煽動して秩父郡役所を襲撃した。明治政史にも『其首唱は則田代榮助等數輩にして、同郡民を煽動し、秩父郡役所を襲ひ、其暴動紛雜名狀するに物なく、延て群馬長野の兩縣に波及す』とあり、またその原因に就いて同書に『蓋し此暴動は舊自由黨の過激員も亦幾分か荷擔し以て其名を政治の不平に假るも、其實は博徒流民の烏合にして、甘言を構へ、以て良民を誑惑し、或は之を强迫し、所謂百姓一揆を起せし者に過ぎず、故に其動搖一時甚だ陸梁を極めしも未だ數日ならずして全く鎭定に歸せり。然ども其餘響四隣各地方を動かし、彼借金黨と稱し小作黨と呼ぶものを喚起し、以て小作人は各其地主に向て納米の減額を强請し、貧民は各其債主に對して借金の据置年賦を要求せんことを謀り、下等人民將に嘯聚の兆ありしが、未だ大騷動に至らざるに、警吏郡吏日夜之が說諭に盡力し、遂に解散せしむるを得たり』とあり、本件はいはゆる不賴の不良自由黨壯士が不智の人民を煽動したものである。

尋て起つたのは愛知縣村松愛藏の飯田事件である。愛藏は我が現政體を不具となし、政體の革新を企てたが、取締嚴重のため言論でその目的を達し能はざるを知り、寧ろ兵力に依るに若かずとなし、同縣人八木重次・川澄德次等と共謀し、まづ現政府の改革を要する旨の檄文を撒布し、以て人心を煽動し、機を見て兵を擧げ、一擧に素志の貫徹を圖らんとし、信州飯田の人櫻井平吉に謀り、檄文を撒布、資金募集のことを依賴し、爾來互ひに連絡を密にして着々陰謀を進めてゐた。時恰も偶々秩父暴動が勃發したので、これを千歳一遇の好機となし、直ちに擧兵に着手したが、之れに應ずるものがなかつたので、止むを得ず擧兵を中止して再擧の機を狙つてゐた。所が同年十二月に至り彼等の陰謀が悉く發覺逮捕せられ、十八年十月二十七日に至

名古屋事件
靜岡事件
奥宮健之
久野幸太郎
塚原九輪吉
湊省太郎
清水綱義
藪重雄

板垣退助等の
歸朝

大阪の自由黨
解消大會
大融寺
片岡健吉
內藤魯一

り、一味は內亂陰謀罪に問はれ、いづれも輕禁錮に處せられた。世に之れを飯田事件と稱する。この事件は政黨史に『尋で村松愛藏の飯田事件あり。舉兵の趣意書を發し、軍令旗章及び暗號を作成し、第一に名古屋鎭臺を襲撃するの方略を立て、豫め營中の同志と內通し、深夜火藥庫を爆發せしめ、非常砲を放ちて、營外の將校登營するを待ち、之れを四門に要して掩殺せむことを圖り、將に日を期して大擧せむとしたりしが、其の陰謀發覺して悉く捕へられ、十八年十月飯田重罪裁判所に於て內亂陰謀、罪人藏匿の罪科に問はれ、村松以下輕禁錮七年乃至一年に處斷せられたり云々』とあり、前者と併せ見ると、その全貌を窺ふに足るであらう。

反政府の不平黨は前記の加波山事件・秩父事件・飯田事件に止まらず、政黨史によると『次は名古屋事件にして、靜岡事件又之れに次ぐ。前者は奥宮健之・久野幸太郎・塚原九論吉等を主謀者とし、後者は湊省太郎・清水綱義・藪重雄等を首魁とし、共に兵を擧げて政府を顚覆せむとし、孰れも未發に逮捕せられて、死刑徒刑若くは徴役に處斷せられたり』とある。以て政府の彈壓政策が百害あつて一利なきを證するであらう。

以上述べ來りしが如く、明治十六年から同十七八年に至る約二年間に於ける自由黨の行動を見るに、政府の辛辣な取締とその彈壓に堪りかねて、政客の武器でありその生命とする所の言論文章に代ふるに、腕力と陰謀を以て政府に對し、以て宛然革命黨の如き觀を呈するに至つた。然れども國民はこの暴力沙汰に荷擔すべくなく、到處に於て失敗を招き、徒らに國民の指笑を買ふに過ぎなかつた。こゝに於て當時偶々歐洲の漫遊から歸朝した自由黨の總理板垣退助は同黨の現狀を見て到底之れを維持するの難きを察知し、十七年十月二十九日該、黨の大會を大阪府西成郡大融寺に開き、自由黨の解散式を行つた。列席の黨員百餘名、時に片岡健吉が議長となり、內藤魯一・高橋基一・小林樟雄・佐藤貞幹等は說明委員となり、以て遂に自由黨を解黨することに決し、佐藤貞幹に殘務取扱を託し、自由新聞社にその通信を委ね、午後一時閉場し、同日午後

高橋基一
小林樟雄
佐藤貞幹
自由新聞社
自由黨の解散
大井憲太郎
稻垣示
小原鐵臣

大隈重信・河野敏鎌・前島密・北畠治房等改進黨を脫退す
島田三郎
肥塚龍
尾崎行雄
中野武營
藤田茂吉
沼間守一
箕浦勝人
大阪立憲政黨の解散
九州改進黨の解散

東京府下の壯士橫行

天寧寺
庄林一正
愛國交親社
片岡文造
富松正安

三時から更に北の新地醉觀樓に有志懇親會を開いた、猶ほ會するもの舊總理板垣退助を始め、片岡健吉・内藤魯一・高橋基一・大井憲太郎・稻垣示・小原鐵臣以下百六名に達し、頗る盛會であつた。かくて自由黨はこゝに最期を遂げ、爾來精神的團體として存する事になつた。

然るに不振は自由黨のみに止まらず、自由黨解散の翌年（十八年）、改進黨中に解散を唱ふるものが現はれた。即ち同黨の總理大隈重信・副總理河野敏鎌は黨員名簿を廢止するに若かずとなし、之れを其黨員に謀つた。然れども在京の黨員は多く之れに反對したので、大隈・河野は之れを機として遂に改進黨を脫退しようと圖つたが、沼間守一が主として之れに反對し、大いに紛糾したが、同年十二月二十七日に至り、總理大隈重信・副總理河野敏鎌を始め、前島密・北畠治房等は遂に改進黨を脫退した。然れども改進黨は依然として之れを繼續するに決し、島田三郎・肥塚龍・尾崎行雄・中野武營・藤田茂吉・沼間守一・箕浦勝人等七名を幹部に推薦し、黨務を處理せしめた。

こゝに於て帝政黨・自由黨は解散し、大阪の立憲政黨・九州改進黨等も亦た相次いで解散されたので改進黨は唯一の政黨として政府に相對し、轉た政黨の衰微寂涼を覺えしめた。

二　東京府下の壯士橫行

明治政史、東京府下壯士橫行の由來に『當時條約改正の延期に由り、在野の志士之れを議して紛々擾々、且壯年志士の運動漸く活潑の狀を顯はしたるは獨り東京のみならず、同年（二十年）八月七日尾州名古屋門前町天寧寺に於て同地の有志庄林一正其催主と爲り、曩に病死せし舊愛國交親社員中最有爲の人物と呼ばれたる片岡文造及加波山事件に關し遂に刑場の露と消へたる舊自由黨員富永安正の靈魂を慰めん爲に開きし大法會の如き、有志者の來會するもの多く、且つ田中文三郎鈴木盛公河合開一等の演說あつて、孰も勇壯の言

田中文二郎
鈴木雄公
河合開一

後藤象二郎

鹿鳴館

井生村樓

林有造等の奮起

壯士總代

憤慨の色自然に顯はれ、衆員謹聽して大に感情を起したり。最後に至り庄林再び起て舊愛國交親社の事を說て、後來諸氏は國事に奮勵せんことを望む旨を勸告し、畢つて悲慟痛哭の間に獻酬を重ね、一同退散せしは午後三時過なりき。

此時に當て政治社會の風潮愈激動し、啻に少年客氣の士のみならず老成にして智識に富み經驗に富むの士夫の後藤象二郎の如きは、久く民間に在つて唯だ陶朱猗頓是學び更に政事に關せざりしも、近來時機の到るを察し、公衆に向つて一場の政談演說を試んと欲せしに、適當の會場なし。最初鹿鳴館を借らんとせしも、何か故あつて能はず、處々の劇場等も亦事情あつて謝絕せられ、他に演說場に充つべきものは唯た寺院あるのみ、是も亦障碍あつて能はす、獨り淺草井生村樓あるも其席狹隘にして數千の聽衆を容るに足らず。今は東京中一の演說會場なきを嘆し、遂に自邸に於て之を開きその庭を以て傍聽席に充んと欲せしも、此炎暑中是も亦行はれず、甚だ當惑せられたりと云ふ。時勢既に是の如くなる以て、四方有志者の感奮興起するもの多し。是に於て關東東北各地方の壯士陸續上京して大に盡す所あらんとせり。

此時に當て林有造を始め二三の有志者も亦時事に感ずる所あつて前後各其意見を元老院に呈出せり。是を以て爾來壯士の擧動愈活潑と爲り益過激と爲り、或は宮內省に出頭して大臣に面接を求むるものあり、或は元老院に到つて議官に請ふ所あらんと爲るものあり、或は上書建白を爲さんと欲して有司の私邸を叩くものあり、其屢々出頭し、其屢々門を叩ひて、猶其意を達せざれば熱腸轉た熱を加へて、毫も挫折する所なく、其勢日一日より旺勢に至り、遂に保安條例の實施を來し、爾來府下常に壯士横行の場と化す、其源流實に當年より發せしものゝ如し云々」とある。いま左に壯士横行の一斑を記して參考に供しよう。

二十年九月二日、鹿兒島・熊本・長崎・宮崎・大分・山口・島根・高知・千葉・新潟・茨城・神奈川・宮城・岩手・福島・群馬・栃木等十七縣の壯士總代として熊本縣人井上敬次郎・長鹽亥太郎、新潟縣人井上平

井上敬次郎長鹽亥太郎井上平三郎壯士總代宮内省を訪ふ

片岡兒

澤潟屋在京壯士懇親會を開く

東北の壯士等伊藤博文の官邸を訪問す伊東巳代治

三郎等は宮内省に出頭して宮内大臣に面會を求めた。その顚末に就き明治政史に『右總代三氏は當日午前十時比宮内省に出頭し、巽門に於て先づ皇宮警手に依り宮内大臣不在の趣なるを以て吉井次官に面會を請ふ。凡そ四十分を經て本日は次官出頭之なき故、次官の出頭を見計ひ、明日或は明後日復た來るべしとの旨を傳へり。是に由て三氏更に次官出頭之なくば已を得ず、最記官に面會致し度と請ふ。尙二十分許を經て皇宮警察警部片岡兒出て來り、何等の用事なるかを問ひしに、三氏は次官若くは書記官にあらざるよりは申述べがたしと答へしに、然らば其大趣意を語るべしとて内治外交に關し述ぶる所あり、且つ　陛下に上書すべき旨を陳べしに、建白ならば元老院に、請願ならば請願條例によつて正當の手續を經べしとて拒絕されたが、轉じて次官と面談せる結果、特に優遇を受けたので滿足して歸つたと云はれる。

こゝに於て井上敬次郎・長鹽亥太郎・井上平三郎等は宮内省訪問の顚末を有志等に報告すべく井上敬次郎が發起人となつて二十年九月七日下谷谷中天王寺澤潟屋に在京壯士懇親會を開いたが、午後二時三十分頃に至り參會せる壯士九十名許り、非常な盛會であつた。この懇親會に關し明治政史には『其月七日在京壯士懇親會を谷中天王寺澤潟屋に開きしに、午後二時三十分頃に至り會するもの九十名許り、樓上殆餘地なく、會員一同席に列し、以て宴を開くや、井上敬次郎乃ち起て開會の趣旨を述ぶ（中略）次で會員交々起て時勢感激の演說を爲し、酒漸く酣なるに及で滿座の會員相互に憂世慨時の談論を吐露し以て各胸襟を語り合へり云々』とあり、同懇親會の一斑を窺ふに足るであらう。

是より先き在京東北出身の壯士等は宮内大臣に面會しようとして數回永田町の伊藤博文の官邸を訪問したが、遂に面會することが出來なかつた。然るにその第三回目の訪問に於て秘書官伊東巳代治に面會し訪問の趣旨を述べて歸つた。九月（二十年）八日に至り總代五六名が永田町の官邸を訪問して大臣に面會を强要したが、偶々不在のため要領を得ずして歸つたと傳へられる。この事に關し明治政史には『此月八日に至り惣

十七縣の壯士總代等建白書を元老院に提出す

上毛の壯士陸奥宗光を脅かす

壯士等井上外相別莊を訪問す

高知の壯士上京す

山本佐輔川島烈之助片田新藏山本佐輔等山縣有朋に面會す

代九六名重て永田町の邸を訪ひしに、伯此日も亦不在なり。是を以て又秘書官に面會し、先日託せし儀は御取次下されしやと問ひしに、悉く取次たれども、唯た一面識もなき人々なりとの御言葉ありしのみにて別に何等の返辭もなかりしと答へり。壯士曰く、一面識もなき云々は大臣方の口癖にして毫も謂なき事なりと、其理由を辨明し尚數回の談話あつて曰く、最早足下と問答するは無益なり、伊藤伯に直接して余輩の意見を述べたし、伯は多く高輪の私邸の方に居らるゝや將た多く官邸の方に居らるゝやと。秘書官曰く、それは統計表でも作て見なければ分らぬと。此時壯士果して如何なる返答を爲したるか、或は不穩の暴擧ありたりと云ふ云々』とある。

曩に宮内省を訪問し、大臣に面會を强要し得なかつた十七縣在京有志總代井上敬次郎・長鹽亥太郎・井上平三郎等は同年（二十年）九月十二日東京府廳を經て建白書を元老院に提出した。壯士の横行は啻にこれに止まらず、上毛舊自由黨壯士數十名は當時磯部温泉に滯在中の陸奥宗光に面會して外交に關し猛烈な意見を陳べた。また壯士等は同地滯在中の外務大臣井上馨の別莊を訪問したが、許されなかつた。時に高知の壯士等も上京し、各地の壯士と氣脈を通じて大いに爲すあらんと圖つた。

同年九月十一日、壯士山本佐輔・川島烈之助・片田新藏等は内務大臣に陳狀しやうとして同官邸に到つたが、偶々大臣は來客のため面會が出來なかつた。然るに翌十二日に至り地方遊說中の島田彥三郎が歸京したので、再び内務省を訪問し種々打合せの上同月十五日内務大臣山縣有朋に面會して陳狀した。この事に關し明治政史に『是に於て壯士一同大に喜び、先づ條約改正の事より集會條例新聞條例出版條例等改正の必要なることを陳述し、以て大臣の意見を問ひしに、大臣撫然として答て曰く、予は國家の重に任ず、是を以て予の意見を吐くに於ては閣議に附し元老院を經て　陛下の御許に差出すものなれば、予の意見を諸君に對して吐くことは今日の位地に於て難しと。壯士等再三自已の陳述に對し大臣贊成なるか將た不贊成なるかを伺ひ

清浦奎吾

しも、陳べ難しと云はるゝに然らば已を得ず、他日總理大臣に面會し以て鄙見を述べん、閣下も亦御盡力被下度と請しに、如何にも承知と答へられたり。是に於て問答を了り一同退出せしが、這席の問答萬端は清浦警保局長終始室の東南隅にあつて總て筆記せられたり。又一同退出の時は局長巡視に命じ出口まで見送らしめ以て丁寧に取扱はしめたりと聞く云々』とあり、以てその光況を推知するに難くないであらう。當時世論囂々として底止する所を知らざる有樣であつたが、要するにその主張は條約改正、總理大臣の宮內大臣兼任・出版條例・新聞條例・集會條例等の撤廢、中止の要求であつた。

三　全國有志大懇親會

全國有志大懇親會

井生村樓

大石正巳開會の辭を述ぶ　末廣重恭

自由改進二黨の和解成立

聯合大演說會

同年十月四日、東京府下及び各地の有志家が相謀り、政治運動の效果を十分ならしむる爲め、日本全國大團結を結成せんと欲し、各黨派の大懇親會を東京淺草の井生村樓に開いた。この懇親會の光景に關し明治政史に『時恰凉風次第に加り全氣肌を襲ひ、且つ加ふるに前日來の霖雨を以て車の齒も埋む計りに濕ひ渡り行路人艱むの時なるにも係らず、該樓前には會員の車馬輻輳し、樓に入れば府(東京)改進自由兩派の諸士は勿論、九州の政黨員東北の志士中國の政論家等無慮二百有餘名、思ひ思ひに時事を談じ一層興に入る折柄、開會の時刻となり一同着席するや、委員大石正己先づ開會の主意を述べ次に酒三行の際末廣重恭起て一場の演說を爲し、夫より盃盤の間に於て互に胸襟を開き、以て慷慨悲壯の時事を談じ、一同退散せしは午後八時比なりし。蓋此會を開きし所以のものは、各黨從來其主義の大同なるにも係らず徒に枝葉を以て軋轢したる自由改進兩黨の和解を計り、爾來小異を棄て大同を取り、以て全國の大團結を爲さんとせしも、改進黨員の出席せしもの甚だ僅少なりし云々』とあれば、大懇親會開催の目的及びその趣旨を窺ふに足るであらう。然るにそれより數日後有志の斡旋により自由・改進の兩黨は全く和解し、同月九日十日の兩日に涉り、遂に聯合

大演說會を淺草の井生村樓に開いた。演說會は頗る盛會を極めたが、九日の演說者は左の如し。

政治家の擧動は公明正大なるを要す	末廣重恭
今日の志士	角田眞平
大政の方針を公示すべし	大岡育造
憲法論及三大自由の結果如何	荒川高俊
須らく早く自ら謀を爲すべし	板倉中
時勢論	加藤平四郎

翌十日の演說者は左の如し

政黨の要は孰に在る乎	山川善太郎
再び在野の政治家は成敗を度外するの勇氣勿るべからざる所以を論ず	尾崎行雄
政事改良の第一着步	吉田喜六
歐米各國が東洋に對する政略を論ず	大石正巳
明治元年の聖詔を讀む	渡邊小太郎

この演說會はもと自由・改進二黨の和解を記念せんが爲めに九日十日の兩日に涉つて開催したにも拘らず、何故か改進黨の肥塚龍・沼間守一等は出席しなかつた。初日は無事に了はつたが、十日には渡邊小太郎の演說に際し、その半ば頃に至り臨席の警部が突如中止解散を命じたので大混亂に陷つた。當時の光景に關し明治政史に『二日目渡邊小太郎の演說半なに至り、臨監の警部より中止解散を命ぜらる。此時滿場の聽衆ノーノーと呼び不當と呼び、竹筒を擲ち辨當箱を投げる等其紛雜言語道斷なりし。此時豫て臨場し居たる多くの巡査は其亂暴人を捕縛して警察署に引致せしもの凡そ二十人にして、漸々解散爲した事は其午後五時比

なり。而して會主（山川善太郎）も亦警吏の命を奉じて警察署に出頭し、種々訊問を受け、追て呼出すべしとの事にて放歸せられたり。然ども兩日共に非常の盛會にして、彼開拓使官有物拂下事件の演說以來未だ曾て有らざる所の雜沓を極めたり』とある。また演說會場の混亂に乘じ警察署に留置された壯士等處刑に關しては明治政史に『去る十月十日淺草井生村樓に於て渡邊小太郎の演說中止解散の際、臨監の警察官に暴行を加へたりとて警察署に拘引せられ其後東京輕罪裁判所の公判に附せられたる浮田久三郎は、嘗て毆打創傷の罪に依り處刑を受けたる事あるを以て本刑に一等を加へ重禁錮十月罰金十七圓、小野龍太郎・神尾宥海・渡邊忠吉・坂本民治・青木正次・小野龍之助等は同九月と十五圓に、田島直三郎・土屋格太・下山熊喜・佐久間光次・伊藤貞二郎等は二十年未滿なるを以て一等を減じ同八月と十三圓に大上浦三郎は十六年未滿なるを以て同七月と十圓に處す旨其月二十一日に宣告せられたり。然ども右の諸氏は之を不當として控訴せしに、延て十二月一日に及び、辯護人角田眞平・菰口此助・南茂平・瀧澤信次郎の諸氏出廷の上其公判を開かれ、審理の末青木正次・佐久間光次・土屋格太・小野龍之助等は控訴を爲すの理由あるものとし、原裁判を取消し、更に無罪放免、又都澤友之助は原裁判を取消し更に重禁錮八月罰金十三圓、又小野龍太郎・大上浦三郎・浮田久三郎等は原裁判を認可するものと申渡されたり云々』とある。猶同演說會の出演者渡邊小太郎はその後警察署に拘引せられ嚴重取調べの結果、その演說は官吏を侮辱するものと認められ、東京輕罪裁判所に廻はされ、審問の上重禁錮十月罰金三十圓に處し、代言人名簿から除名すと申渡されたが、不當として控訴せしも理由なしとて却下された。

壯士等の處刑

浮田久三郎

小野龍太郎
神尾宥海
渡邊忠吉
坂本民治
青木正次
小野龍之助
田島直三郎
土屋格太
下山熊喜
佐久間光次
伊藤貞二郎
大上浦三郎
角田眞平
菰口此助
南茂平
瀧澤信次郎
都澤友之助

四　壯士の大運動會

然るに同年（二十年）十月頃に至り、壯士の活動は益々活潑となり、同年十月三日の後藤象二郎等の懇親會

愛國有志同盟會
壯士の大運動會
足立眞雄
齋藤新一郎
庄司德二郎
宮城茂太郎
小林千太郎

博物館

上野擂鉢山

彰義隊の墓

小林千太郎の

や同月四日の全國有志大懇親會及び大演說會等に刺戟されて在京の壯士等は愛國有志同盟會を組織し、且つ壯士の大運動會を計畫した。その主唱者は青森縣人足立眞雄・齋藤新一郎、宮城縣人庄司德二郎、鹿兒島縣人宮城茂太郎・千葉縣人小林千太郎等で、運動會場を下谷上野擂鉢山を定め、清水觀音の側にある茶屋を控所に充て、店頭に左の掲示をなした。

一 本會員ハ運動中一切現行法律ニ抵觸スルノ行爲ナキヲ要ス。若シ犯罪者アルモ委員其責ニ任セス。
一 運動順路ハ萬世橋日本橋ヲ經永田町ヨリ九段坂靖國神社境内ニ於テ粗酒ヲ呈ス。
一 進行中國事ニ盡力セル各新聞社ヲ訪ヒ之ヲ勞ヒ、併セテ大臣ノ邸前ヲ通過スルトキハ其健康ヲ祝スルコトアルヘシ。

當日會員の會費は壹人につき金三錢であつたが、この三錢の會費は同所で切符に引換へ、山内の諸所に大運動會と記した大小の小旗を樹て、陣太鼓をたゝいて時刻を報じた。尙ほ會場の光景は明治政史に「陣太鼓を擊て時刻を報じ、會員中往々赤白の帽を冠り身輕に打扮たるもの多く、當日會員と見物人は山内立錐の餘地なきまでに立塞がりしが、警部巡査の夥多なるも亦非常の觀を呈し、且つ憲兵は博物館前に屯集し、以て非常を警めたり。其人員殆警部巡査に比敵せり。斯くて午後二時四十分比に至り、會員一同舊共進會場の前に群集し、委員等の擂鉢山に於て相圖の太鼓を鳴すと同時、隊伍を整へ旗を擔ふて彰義隊の墓側まで進み來るや、警官突然委員に解散を命ずる旨を傳へたりしも、之を全會員に傳達するに遑あらず、一手の壯士は早く已に該山表坂口まで進み來りしにが此に警護し居たる多くの巡査は之を遮り止めて是非解散すべしと命じたり。是に於て委員齋藤新一郎彰義隊の墓上に飛び登り、無數喧擾の會員に對ひ警官より只今解散を命ぜられたるに付、是非に及ばず解散せられよと、語未だ了らざるに警官數名飛懸つて之を引下して拘引せり。次に小林千太郎も亦同樣拘引せられ、其他兩三名引續きて拘引せられ、猶兒島松之助・川島烈之助・山本佐輔・

拘引
兒島松之助
川島烈之助
山本佐輔
中村敬太郎
片田龍藏
古山又三郎
森田盛司
豐崎平松
谷珍太
西村嘉吉
淺草鷗游館
八木守繁祉
田村順之助
小高純一
星亭
末廣重恭
尾崎行雄
大石正已
片岡健吉
森有造
壯士の大會
上廣亭
全國有志大親睦會
高安龜次郎

中村敬太郎・片田龍藏以下拘引せられたる者あり。然るに其後中村敬太郎・古山又三郎・森田盛司・豐崎平松等は京橋警察署へ、片田龍藏・山本佐輔・川島烈之助等は本鄕警察署へ、齋藤新一郎・谷珍太・小林千太郎・兒島松之助・西村嘉吉等は下谷警察署に拘引せらる。其人員は都て十二名なりき云々』とあり、以て會場の一斑を想像に難くないであらう。

五　淺草鷗游館の有志大會

尋で同年十一月十五日八木原繁祉・田村順之助・小高純一等が發起人となり、星亭・末廣重恭・尾崎行雄・大石正已・片岡健吉等の贊成を得て、淺草の鷗游館に全國有志大懇親會を開催した。來會するもの三百餘名。會主は起つて本會は政治上の集會でない、互ひに懇親を結ぶ集會である旨を述べた。次に末廣重恭は一場の演説をなし、伯爵後藤象二郎も起つて『國政の改革をなすには言論が必ずその先驅をなすものである、隨て吾人は口舌を兵刄となし、肉體を砲臺となすべき意味の演説を行ひ、最後に星亭も一場の演説を試み、林有造等も出席して頗る盛會であつた。

六　壯士の大會

明治政史に『又十一月廿七日の日曜日をトし、上野廣小路上廣亭に開會したる全國有志大親睦會の景況を聞くに、其會場の入口に全國有志大親睦會及公議輿論三門と大書せる標札を掲げたり。是を以て同日午後一時比に至り一名の巡査來り、公議輿論三門と記載せし理由を問ひ、且其標札を除かしめ、復た召喚狀を携へ來つて會主高安龜次郎を下谷警察署に伴ひ、開會の主意を尋問し、且該會場内に於て苟も言の政治上に涉るあらば直に解散を命ずべき旨を口達せり。是に於て高安政治は議論せざる旨の手續書を提出し、又上廣亭の

鷗游館

宮田甚太郎
松澤竹次

主人を召喚せしに、主人不在なりしを以て代人を差出せしに、若し今日の懇親會に於て政治を講談論議するものあらば同亭家族一同を引致すべき旨を嚴達せり。斯て午後二時頃に至り會するもの二府三十縣の有志二百二、三十名、就中近縣より態々來會せしもの亦尠からず。軈て二名の巡査臨席せしかば、會主高安起て同會の主旨を述べ且警察署より口達あつて此席に於ては十分各自の懷抱する所を吐露し以て相談せんと企圖せし事の畫餅に屬したれば、更に他日來會諸氏の居を訪ふて相談すべき旨を演べたり。右會主の起立せしと同時一名の巡査は何處にか立去りしが、少間あつて二名の警部を作ひ來れり。然ども尚二三の演說あつて、中には來る十二月四日を期し相當の手續を履み鷗游館に會合し以て十分各自の意見を陳述せんと云ふものもあり、或は在野の名士を聘して現今政治上の問題に關し其意見を問はんと述ふるものあり、又政事に關する事を講談するを得ざれば是より宜しく學術討論會を開くべしと演べしに、警官直ちに會主を招き學術討論會を開くも尚夫々手續を履行するにあらざれば相成らざる旨を達せり。續いて又數席の演說あり、此際茶菓を供し、同五時頃閉會せり。當日は會主幹事贊成者非常の盡力に依り、人心激昂の際なりしも平穩の退散を得たり。又當日會主より會費と引換に會員諸君に告ぐと題し、元老院の組織を改革し、其議權を擴張することに就て建言する事、及條約改正等に付建言の事、地方有志と連絡を通ずる事、全邦一體示威運動會を開く事を列記せる會員の證を配布せしに、警官之を差止めたり。又同會解散の後會主高安龜次郎幹事宮田甚太郎贊成者松澤竹次等は集會條例違犯なりとし、下谷警察署に拘留せられ、翌廿一年二月一日東京始審裁判所に於て、集會條例違犯を以て、高安は輕禁錮二ヶ月十五日罰金十五圓、宮田は輕禁錮二ヶ月罰金十五圓、松澤は罰金十五圓に各處せられたり』」とある。按ずるに當時の壯士は全くその名稱の示すが如く血氣にはやり、主義のため、親分の爲めには一命を擲つて活躍するものが多かつたから、隨分常規を逸した日にあまる行動のあつた事は爭はれないが、これが取締の任に當る當局者にも神經過敏な點もあつたらしく、兩者がよく諒解

政府の對政黨策
伊藤博文
內閣員 伊藤博文 井上馨
大木喬任
西郷從道
山田顯義
松方正義
大山巖
河村純義
福岡孝悌
佐々木高行
黑田清隆
寺島宗則
黑田清隆の辭

し合はぬ爲めに、政客壯士等の集會は常に混亂に陷つたものらしい。

七　政府の對政黨策

政府は薩長聯合によつて大隈一派を放逐すると共に、大隈の創案になれる卿省分離制を廢して新たに參事院を設けて之れを文武の法律を制定する特設官衙となし、各省の練達者を拔擢して參事院議官たらしめ、伊藤博文は自らその議長となつたので、伊藤の權威は一朝にして全政府を壓するに至つた。當時の內閣は、

參事院議長	參議	伊藤博文
外務卿	參議	井上馨
司法卿	參議	大木喬任
農商務卿	參議	西郷從道
內務卿	參議	山田顯義
大藏卿	參議	松方正義
陸軍卿	參議	大山巖
海軍卿	參議	河村純義
文部卿	參議	福岡孝悌
工部卿	參議	佐々木高行
開拓長官	參議	黑田清隆
元老院議長	參議	寺島宗則

然れども黑田清隆は開拓使官有物の拂下事件で物議を釀し、大いに朝野の非難を受けたので、間もなく聽

伊藤博文憲法制度調査の爲め歐洲に出張す
伊東巳代治
山崎直胤
河島醇
平田東助
吉田正春
三好退藏
西園寺公望
伊藤博文歐洲出發に際し勅語を賜はる

を辭した。

斯くして新政府の樹立するや、伊藤博文は歐洲立憲國諸國を巡訪し、各國の立憲制度例を調査のため伊東巳代治・山崎直胤・河島醇・平田東助・吉田正春・三好退藏・西園寺公望等を隨へて、明治十五年三月歐洲に出發した。その出發に際し明治天皇には畏くも伊藤博文に對し左の勅語を賜ひ、一行を御激勵あそばされた。

朕明治十四年十月十二日ノ詔旨ヲ履ミ、立憲ノ政權ヲ大成スルノ規模ハ固ヨリ一定スル所アリト雖モ、其經營措畫ニ至テハ、各國ノ政權ヲ斟酌シテ、以テ采擇ニ備ルノ要用ナルカ爲ニ、今爾ヲシテ歐洲立憲ノ各國ニ至リ、其政府又ハ碩學ノ士ト相接シ、其組織及ヒ實際ノ情形ニ至ルマテ、觀察シテ餘蘊無カラシメントス。茲ニ爾ヲ以テ特派理事ノ任ニ當ラシメ、爾ガ萬里ノ行ヲ勞セスシテ、此重任ヲ負擔シ歸朝スルヲ期ス。

政黨史に曰く次に此の詔勅に附帶したる訓令の科目は左の如し。

一 歐洲各立憲君治國の憲法に就き、其淵源を尋ね其の沿革を考へ、其現行の實況を視、利害得失の在る所を研究すべき事。
一 皇室の諸特權の事。
一 皇室並皇族財產の事。
一 內閣の組織、並立法行政司法、及外交の事に關する職權の事。
一 內閣の責任法の事。
一 內閣大臣と上下兩院との間に存する諸關係の事。
一 上院及下院の組織の事。
一 貴族の制度特權の事。

一　上院及下院の權限、並事務取扱手續の事。
一　上院及下院に關する皇室の特權の事。
一　上院及下院の開閉解散並延會の事。
一　上院及下院の自由政論の事。
一　上院及下院の特權に關する爭議の事。
一　議事規則の事。
一　皇室より上下兩院議員待遇の事。
一　上下兩院の間に存する諸關係の事。
一　議案を發するの所並諸議案の事。
一　上下兩院に於て會計豫算を議定し、若くは決議を否竅する方法の事。
一　上下兩院司法權の事。
一　諸請願若くは行政裁判法の事。
一　上下兩院議員の資格並選擧法の事。
一　法律及行政規則分界の事。
一　各省の組織權限の事。
一　各省と上下兩院との間に存する諸關係の事。
一　各省と地方官との關係の事。
一　司法官と上下兩院との關係の事。
一　諸官の責任及進退の事。

伊藤の歐洲出張中政府の反對黨に對する政略

新聞社に無名の署名編輯人を招く

警官の非常識取締

探偵政治の始め

政黨員は總て警視廳の注意人物

私立學校の撲滅を策す

官學萬能

東京專門學校

一　諸官省各特典の事。

一　地方制度の事。

云々」とあるを以て、伊藤博文が立憲制度取調べの爲め歐洲に出張した事情を推知するに難くない。伊藤の歐洲出張中、政府は反對黨に對する防禦を唯一の政略として警察行政を嚴密にし、以て言論集會を取締つた。隨つて結社・言論・集會等に對しては頗る神經過敏で、非常識のことが多かつた。例へば政談演說會に於て少しく政府を攻擊する演說あると、直ちに之れを停止し、若くは罰金を科し、または之れに解散を命じた。一方新聞紙の論說中、政府に不利益な過激なものがあれば、直ちに之れに發行停止を命じ、若くはその編輯人及び執筆者を罰金または體刑に處する等、あらゆる手段を用ひて言論の彈壓を圖つた。されば政黨史にも『伊藤洋行中の政府は、反對黨に對する防禦を唯一の政略として、第一に警察行政を嚴密にして言論集會を取締れり（中略）末流の警官に至りては、政府の意反對黨を抑ゆるに在るを見て、些少の缺點を捉らへて演說會を解散し、以て自家進級の手段と爲すものあり。單に學術上の講談を目的としたる會場までも、警官は之れに臨席して動もすれば解散を命じ、又政黨員の集會といへば、理由なくして之れに臨監し、以て警官と集會者との間に爭鬪を惹き起したることありき。且つ薩人の巢窟たる警視廳は、大に高等探偵を擴張して自由・改進兩黨の動靜に深刻なる偵察を行はしめたり。當時の政黨員は總て警視廳の注意人物たりき。次に政府は私立學撲滅の方針を執り、官立學校の卒業生に非るものは官吏に登用せらるゝを得ざらしめ、又官立學校の教師をして私立學校の教場に出入するを得ざらしめたり。殊に明治十五年を以て早稻田に設立したる東京專門學校の如きは、其設立者の大隈なる故を以て、政府は間接直接に其の發達を妨害せむとしたりき。蓋し政府は此の學校を認めて改進黨員の製造所と爲したるものゝ如し。政府は是れと同時に、儒教主義を復興して、大中小學校

の精神教育を之れに矜式せしめ、又基督教は自由民權の思想を傳播するものなりと斷じて、該教を主義とするの學校に苛酷なる檢束を加へたりき云々』とあり、以て當時の狂氣沙汰を窺ふに足るであらう。

政府御用黨の創立

政府御用黨
熊本紫溟會
立憲帝政黨

斯の如く政府は一方に於てその權威をふりかざして言論集會に彈壓を加へると共に、熊本の紫溟會、東京の立憲帝政黨等の如き御用黨を創立して政府の防塀たらしめた。即ち熊本の溟會は地方政黨の條にも說明せるが如く、參事院議官安場保和・太政官大書記官井上毅等の創立したもので純然たる政府の御用黨であるが、立憲帝政黨は福地源一郎・丸山作樂・水野寅次郎・羽田恭輔等の發起したもので、政黨史にも『彼は政府の辯護者たるべく決心し、政府の同意を得て立憲帝政黨を組織したりしが、其の黨議綱領は實に彼れの自ら立案したるものなりき。彼は豹變して極端なる帝王神權論者となれり。彼は日本の國體と民權自由論とは到底兩立するを得ずと論ずるに至れり。彼は高天ヶ原の由來を解說し、古事記日本紀を證典として民間の政論と戰ひたり。彼は漸進主義より一轉して守舊復古の主義を鼓吹するに至れり。而して其の驅り集めたる黨員は、封建時代の殘片たる悲歎慷慨の舊士族か、否らずむば神官僧侶若くは村町役場の吏員等に過ぎずして、殆ど政治上の一勢力たる價値を有せざりき』とあり、略ぼその內容の一斑を窺ふに足るであらう。

福地の帝王神權論

八　三政黨の鼎立と板垣退助

三政黨の鼎立と板垣退助

三大政黨
自由黨
改進黨
帝政黨

政府と三政黨の關係及び三政黨の主張

福地源一郎等の創立した立憲帝政黨は黨勢きはめて微弱にして政局を左右する勢力がなかつたが、兎に角一政黨として自由・改進の二黨と相對峙したので、民間の政界は期せずして玆に三政黨の鼎立を見るに至つた。いま政府と三政黨との政治的關係及び三黨の主張を窺ふために政黨史の一節を再錄すると『三政黨の論戰は先づ主權の所在に關して新聞紙上に開かれたり。日本の主權は、國家開設の後何人に存すべきかの疑問を解決せむが爲なりき。自由黨の機關は曰く、天下は一人の天下に非ずして天下の天下なり。國家は人民よ

自由黨の主張
帝政黨の主張
改進黨の主張
板垣退助の遭難

り成り。君主は唯之を統治するものなれば、主權固より人民に在りと。帝政黨の機關は曰く、日本の人民は、建國以來天皇の臣民にして、普天の下王土に非るなし。憲法の制定國會の開設も亦天皇の大權に屬するが故に、主權は天皇の手中に存せざるべからずと。而して改進黨の意見は之を折中して、主權は國會に在りと論ぜり。曰く、君主專制の世は既に去れり、苟も憲法を制定し國家を開設するの時代に於ては、主權は君民の間に存せざる可からず、而して國會は天皇と人民との共同によりて成るものなれば、國家の上に主權を存せしむるは是れ正さしく立憲君主制の原則たりと。而して自由黨の如きは一歩を進めて國約憲法を主張し、天皇は人民の代表者を召集して憲法を制定せざるべからずと極論するに至りたり。故に自由黨は日本の國體を破壞して共和政府を建設せむとするものなりと稱するものもありき。且つ改進帝政兩黨は、共に制限選擧二局議院を唱へたるも、自由黨は普通選擧一局議院を主張し、其の末流の輩に至ては、往々危言激語を放ちて自ら快とするの狀ありき。是れより先、自由黨總理板垣退助は、東北を遊說して一たび東京に歸り、更に黨勢を全國に擴張せむとし、先づ山梨縣に入り、名古屋に出て、更に進んで岐阜縣に到り、地方豪俊の催うしたる懇親會に臨みて一場の演說を爲し、將に壇を降らむとするの時一少年あり、群中より躍り出でゝ匕首を板垣の胸を刺し、叫で曰く箇の國賊と。板垣傷を負ふて倒れ且つ呼で曰く、板垣死すとも自由は死せずと。刺客は愛知縣一村落の小學校教員相原某なるものなりき。彼は板垣の無上政法論を讀みて其の意見の激烈なるに驚き、又其の率ゐる自由黨員を目して共和政治を渴仰する不忠不義の徒と爲し、板垣を殺さずむば國家の治安得て維持すべからずと信じたるなり。彼れの一擧は痛く自由黨に刺戟を與へ、是れ政府の放ちたる刺客ならむと推測したるものありしも、是れ固より政府の與り知る所に非ざりき。要するに極端なる民權自由論が極端なる守舊主義を反撥せしめたるにより生じたる一悲劇に過ぎざるのみ。天皇特に勅使を發して遭難の狀を問はせ給ひしが、板垣の傷輕く、久しからずして癒へたり。

政府の反對黨壓迫集會條例を彈壓の具となす

嚶鳴社・東洋議政會の解散

警視總監樺山資紀の探偵政治

旅人宿に探偵を入込ましむ

板垣退助後藤象二郎の洋行

板垣・後藤の出發

馬場辰猪・大石正已・末廣重恭等の自由黨脫退

板垣の洋行に對する流言

是の時に當り、政府の策士は一面に於て帝政黨をして自由改進兩黨を戰はしむると同時に、一面に於ては益々集會言論上の取締を峻厲にして反對黨を追窮せむとし、太政官第二十七號を以て集會條例を改正し、凡そ何等の名義を以てするを問はず、實際に於て政治に關する事項を講談論議する爲に結合するものは、盡く其の結社並に社名社則及び社員名簿を所轄警察署に屆け出でしめ、且つ社員の出入、集會の期日は再度之れを屆け出でしめ、苟も治安に害ありと認むるときは解社を命ずべく、講談論議の趣意を廣告し、又は委員若くは文書を發して公衆を誘導し、又は支社を置き、若くは他の結社と連絡通信するを禁じ、違ふものは皆嚴罰に處するものとしたりしかば、自由・改進・帝政の三黨は條例によりて結社し、嚶鳴社・東洋議政會等は皆解散したり、時の警視總監樺山資紀は、一會出づる每に更に之れを敷衍して一層嚴密なる手段を施し、例へば料理屋・貸席、若くは寺院等苟も巨室を有するものは、一應警視廳の許可を得たる上に非ざれば之れを政黨員の集會に供すべからずと命じ、又壯士有志家の往來出入には、到處探偵をして之れを追跡せしめ、每日兩三回名簿を調製して之れに注意人物を記入せしめ、以て政黨員の移動を本廳に報告せしめたり。されば當時旅人宿の如きは其の取締り最も周到綿密にして、大抵一軒每に一人の偵吏を宿泊せしめたる位なりき。今や政黨の運動は、鐵網の如く羅織せられたる法令に阻碍せられて漸く將に其の自由を失はむとするに至れり。板垣退助・後藤象二郎の洋行は、實に斯くの如き時代に於て突如として起れり。伊藤博文は既に憲法取調の使命を帶びて獨逸に在り。板垣後藤の二人も亦海外立憲國の制度を視察すると稱し、明治十五年十一月十一日を以て日本を出發せり。自由黨の領袖馬場辰猪・大石正已・末廣重恭(鐵腸)は、今の時總理が海外に遊ぶは、是れ自由黨をして衰運に赴かしむる所以なりと痛論したるも納れられざりしかば、彼等は遂に相携へて自由黨を脫し、別に獨立の運動を取るに至れり。此の時流言あり曰く、政府は板垣後藤を洋行せしめて大隈を孤立せしめ、同時に自由黨をも自滅せしめむとせり。故に策士をして板垣に說かしめ、資を出してこれ

福澤諭吉の官民調和論

を海外に放つなりと。其頃朝野に多くの友人を有する福澤諭吉は、官民調和論を唱へて之れを時事新報紙上に掲載したりしかば、世間は此の議論と板垣後藤の洋行との間に何等かの聯鎖あらざるやを推測して、以上の流言は羽翼を生じて四方に飛び廻はれり云々」とある。以て三政黨の主義と、政府の對三政黨策・及び板垣・後藤等の海外漫遊に對する世評の一斑を推知するに難くないであらう。要するに當時の政黨は今日の政黨と異なり、一定の主義主張を堅持してゐたことは勿論だが、今日の政黨と異なる所はその主義に忠實なことで、その主義を徹底させる爲めには身命を賭したもので、利權あさりを專業とする昭和時代の政黨とその點大いに趣きを異にしてゐた。随て政府は政黨の勃興するに及び、之れが操縱には相當に苦心したらしく、ために井上毅等の獻策を納れて熊本に紫溟會を結成せしめて九州の自由・改進の二黨に對抗せしめ、また福地源一郎等を利用して東京に立憲帝政黨を結成せしめて之れ亦自由・改進の二黨と對峙させ、以てその運動を牽制せしめたが、紫溟會・帝政黨ともにその勢力微々として振はぬため、之れが補強策として遂に探偵政策を用ひ、以て反對黨の言論集會に大彈壓を加へて、陋劣にも一時政黨の伸張を阻止しようと企圖するに至つたのである。

九　板垣退助等歐洲に出發す

板垣退助等歐洲に出發す

後藤象二郎同行の約を結ぶ

自由黨總理板垣退助は夙に歐洲の文物制度を視察し、以て我が國の行政上に資しようとの志を抱いてゐた。併し當時一黨の總理といふ重責にあるので容易にその機を得ずにゐたが、明治十五年春に至り、頗る時勢に鑑みる所があり、頻に歐洲視察の必要を痛感してゐた折柄、偶々後藤象二郎も閑暇の地位にあり同行の約を結び、只管出發の準備に取りかゝつてゐたが、その準備中地方の演說會に出掛け、偶々暴漢のために負傷し、且つまた自由新聞創刊のことなどがあつて荏苒時日を經たが、同年秋に至り漸く素志を達するの機を

今村和郎
栗原亮一

得、同十一月十一日板垣退助は後藤象二郎と共に今村和郎及び自由黨新聞社員栗原亮一等を伴ひ、歐洲に向つて横濱を出發した。板垣退助が歐洲視察の途に上つたことに就き、當時自由黨内に反對あり、また黨外からも誤解を受けて相當に非難されたことは政黨史にも『板垣後藤の二人も亦海外立憲國の制度を視察すと稱し、明治十五年十一月十一日を以て日本を出發せり。自由黨の領袖馬場辰猪・大石正已・末廣重恭は、今の時總理が海外に遊ぶは、是れ自由黨をして衰運に趣かしむる所以なりと痛論したるも納れられざりしかば、彼等は遂に相携へて自由黨を脱し、別に獨立の運動を取るに至れり。此の時流言あり曰く、政府は板垣後藤を洋行せしめて大隈を孤立せしめ、同時に自由黨をも自滅せしめむとせり。故に策士をして板垣に說かしめ、資を出してこれを海外に放つなり云々』とあるを以て見ても、板垣後藤等の海外視察に對する世評の一斑を推知するに難くないであらう。

一〇　自由黨の活動

自由黨掉尾の陰謀

大阪事件

大井憲太郎朝鮮の開化黨

後藤象二郎
後藤象二郎佛國公使と謀つ

政黨衰兆の條に詳說せしが如く、十七年十月二十九日、大阪解黨の大會後の自由黨は恰も去勢せる駄馬の如く、唯僅かに精神的團體として殘存せしに過ぎなかつたが、同十八年に至り、世に大阪事件と稱する大仕掛な陰謀を計畫し、世上を驚愕せしめ、政界に大なる衝動を與へた。事件の內容を摘記すると、自由黨の領袖大井憲太郎等は政界の萎靡不振を痛嘆し、同志を糾合して朝鮮に渡り、同國の開化黨を援けて保守派の政府を顚覆し、以て開化黨の政府を樹立して大に爲す所あらんと謀つた。併しこの陰謀は同年十一月に至り發覺し、連類者は一同縛に就いた。けれども該事件は事外國に關するを以て、一時天下の耳目を聳動した。然るに是れより先き、後藤象二郎は歐羅巴から歸朝したが、爲すことがなくて脾肉の歎に堪へず、竊に朝鮮の有志と結び、朝鮮政府を改革しようと計畫り、佛國公使と相謀つて大に爲すあらんと企てたが、事前に露見

て朝鮮政府を覆さんとす
小林樟雄

大井憲太郎略傳
箕作麟祥

元老院法律調査局
沼間守一
河津祐之
島田三郎
中江篤介
田中耕造

新井章吾
磯山清兵衛

大井一派の所

したので遂に着手せずして中止したとの噂さも傳へられ、朝鮮を中心として自由黨員が何事かを企圖してゐるといふことは事實となつた。然るに自由黨員小林樟雄に後藤象二郎と佛國公使が謀議の際その通譯をつとめ、その陰謀を熟知してゐるので之れを大井憲太郎に告ぐるに及び、彼等は協力して之れを實行しようと圖つた。これが即ち大阪事件の勃發原因である。按ずるに是等の黨人は内地の彈壓に堪え兼ねて、その積欝を外國で晴らさうとしたものであらう。政黨史によると大井憲太郎は『首魁大井憲太郎は、箕作麟祥の門下生にして、明治の佛學者として最も舊きものゝ一人なり。明治三年の頃紀州藩に聘用せられて兵制改革に參與し、後陸軍省出仕を命ぜられ、尋で元老院の法律調査局に入り、專ら佛國法律の翻譯に從事したりき。當時の彼れと均しく元老院に在りしものは、沼間守一・河津祐之・島田三郎・中江篤介・田中耕造孰れも其頃の選才なりき。彼等は藩閥政府の下に在て自家の理想を行ふの困難なるを知り、前後相踵て民間に退きしが、彼れも早く官職を辭して代言人を業として、自由黨起るに及び之れに加はり、久しからずして一方の重鎭となりき。自由黨には佛國チヤコビン黨を以て理想とする急進過激の士多かりしを以て、彼は實に之れを指導驅使するに最も適當なる性格の人物なりき。彼は猛烈なる可燃性を有し、野獸の如き格闘力を具へ、怒り易けれども義侠にして善く志士の心を收攬したりき。關東の健兒は爭ふて彼れを歡迎したれば、彼れは之れを率ゐて優に土佐派と頡頏したりき。既にして政府の對政黨日一日峻厲嚴密を加へ、爲めに自由黨は遂に其現状を維持する能はずして解散するに至るや、彼は無事に苦む自由黨の壯士を擁して朝鮮に渡り、以て自由黨掉尾の運動を試みむとしたりき。彼は資金を募集し、刀劍爆裂彈を準備して之れを大阪に輸送し、先づ部下新井章吾等を長崎に派し、磯山清兵衛をして大阪に在りて金策の任に當らしめたりしが、磯山が中途に變心したるが爲に事終に覺はれ云々』とあり、以て大阪事件の一斑を窺ふに足るであらう。さて該事件に連坐した人々は大阪重罪裁判所に於て、首魁大井憲太郎は輕禁獄六年、同磯山清兵衛、同小林樟雄、輕禁錮五

年、新井章吾、同稍亙示に處せられたのを始め、輕禁錮二年が十二人、輕禁錮一年六個月が四人、同一年が五人で、その他輕懲役重禁錮若くは有期徒刑に處せられたものが合計十八人、無罪放免が二十一人あつたと云ふ。

一一　官僚政治の創設と歐化政策

政黨の衰微と共に政府部内にも驚くべき變化を來たした。明治十五年三月以來、參議伊藤博文は歐洲立憲諸國を巡視し、各國の制度・典例及び憲法政體の實況を調査しつゝ一年餘にして同十六年八月四日岩倉・山崎・西園寺・吉田・河島・伊東・戶田・廣橋・相良等の隨行員と共に歸朝した。爾來博文は內閣々員と共に明治二十三年の國會開設に關する諸準備に從事してゐたが、その對政黨策は一面に於て藩閥の勢力を借りて民間の政論を抑壓すると共に、他面に於ては之れと極めて矛盾するが如き政策を取り、却つて藩閥の諸根據を破壞し、これに代ふるに官僚政治を以てしようと努めたのである。博文は將來の發展を期待してゐたので、封建の遺物たる藩閥の走狗たるを欲せざるのみならず、斯る舊勢力に拘束される事を欲しなかつた。博文は歐洲巡視中獨逸に於て鐵血宰相ビスマークの赫々たる成功を實見し、その官僚政治の鞏固なる機構を觀察して大に感ずる所があり、歸朝後はこのビスマーク流の官僚政治を我が國に移して、以て自ら東洋のビスマークたらんことを期したのである。玆に於て博文は歸朝後官僚政治實施の手段として先づ諸制度の改革を斷行した。卽ち十七年三月制度取調局を宮內省に設置し、自らその總裁となり、宮內卿を兼ねた。また華族局の職制を擴張して華族に關する一切の事務を掌り、尋いで同年七月七日に至り華族令を定め、爵を分ちて公侯伯子男の五等となした。斯くて華族の待遇を改め、華族を皇室の藩屛たらしめた。尋いで政府の統一に着手し、以て官僚政治創設の準備をなした。その第一著手として十八年十二月太政官諸職を廢し、新に內閣

刑

官僚政治の創設と歐化政策

伊藤博文の歸朝

伊藤博文の對政黨策

伊藤博文の官僚政治創設

ビスマーク

諸制度の改廢を斷行す

制度取調局の設置

華族局の職制擴張

華族令の公布

爵を分ちて五等となす

樞機を皇室の宮中となし太政官諸職を廢す

内閣制度を設く

大臣を置き總理大臣をして之れを統一せしむ

内閣官制を定む

責任内閣の樹立

獨逸内閣主義

日本最初の内閣

法制局を置く

初代の法制局長官山尾庸三

官僚政治の骨子を定む

行政官の登用を試驗制度たらしむ

制度を設け、各大臣を置いて萬機に參ぜしめ、兼ねて行政各部を董督し、その上に一人の總理を置いて各部の統一を圖らせた。いまその内閣官制を見るに、總理大臣の職權は頗る廣大にして、各大臣はその支體の如き觀があつた。即ち總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し、聖旨を奉じて大政の方向を指示し、行政各部を統率すべく、法律命令には總理大臣が之れに副署し、各省主任の事務に屬するものは總理大臣及び主管大臣が之れに副署すべく、また各省大臣はその主管事務につき、時々之れを總理大臣に報告し、總理大臣は行政各部の政績を考へ、その説明を求め、また行政各部の處分または命令を停止せしめて親裁を待つことゝなした。即ち總理大臣は内閣であり、内閣は總理大臣なりとの獨逸内閣主義をしたのである。斯くて第一次の伊藤内閣が組織されたが、その閣員は左の如し。

内閣總理大臣	伊藤博文	外務大臣	井上馨
内務大臣	山縣有朋	大藏大臣	松方正義
陸軍大臣	大山巖	海軍大臣	西鄕從道
司法大臣	山田顯義	文部大臣	森有禮
農商務大臣	谷干城	遞信大臣	榎本武揚

尋で伊藤博文は同年十二月二十八日内閣に法制局を置き、その中に行政・法制・司法の各部を設け、もとの工部卿山尾庸三を法制局長官に任じ、少壯學者をその局員となし、諸般の法律命令を起草せしめ、更に施政の方針を各省大臣に示し、また選敍の法を設けて行政官の登庸を試驗に據らしむることゝ定め、以て官僚政治の大骨子を定めた。

伊藤内閣が選敍の法を定めて行政官の登庸を試驗に依らしむる事に定めたのは、是れこそ即ち藩閥に對する一大打擊であつた。これと同時に、帝國大學卒業生には試驗を經ずして行政官に任ずるの特典を與へたの

帝國大學卒業生の特典
帝國大學は官吏製造所と化す
井上馨の歐化政策
夜會舞踏の獎勵
夜會舞踏場の設立
鹿鳴館
洋風生活輸入

で、爾來帝國大學は殆ど官吏の製造所と化し、爲に藩閥出身者は次第に陶汰されたのである。

これと共に他方外務大臣井上馨は維新以來永い間縮顯となつてゐる條約改正に成功しやうとして盛んに歐化政策を執り、締盟國の諒解を得んと欲し、先づ外國使臣と接觸親密を圖るべく夜會舞踏の必要を主張して一大會館を日比谷に設立し、之れを鹿鳴館と名づけ、連夜内外の紳士貴女を集めて管絃舞踏の歡樂を盡した。こゝに於て國民は擧げて盛んに洋風の生活を輸入したので、男女の別なく競うて洋服を用ひ、靴を穿ち、洋學を學び、片言まじりに洋語を喋るものが多く、歐化の風潮は滔々として朝野に汎濫するに至つたのである。

保守的反動と政黨の活動

一二　保守的反動と政黨の活動

保守黨の政府攻撃
谷干城の歸朝
保守黨の代表谷干城の意見書提出
勝安房副島種臣等の歐化政策反對
佛人ボアソナードの諫止

民間の政論に對して彈壓手段を採つて來た政府は伊藤内閣の組織と共に、内部の面目を革新して獨逸式の官僚政治を創設し、以て人心の安定に努めたが、一方また歐化政策を採用して急激なる社會制度の改良を促がした結果、期せずしてその反動は内部から起るに至つた。政黨史は反動の由來を記して曰く『蓋し今日まで政府と結合して民間の進歩的政論に反對し來りたる保守黨は、遽に其の態度を一變して政府を攻撃し始めたり。第一彼等は國粹保守若くは勤儉尙武を唱へて、漢學者・國學者・其他神官僧侶等を煽動し、而して是より先き歐洲を巡回したる農商務大臣谷干城は、二十年の春歸朝して、保守黨を代表したる意見書を提出し、且つ自ら内閣に於て極力歐化政略を非難し、勝安房・副島種臣等の諸老臣も亦政弊を痛論するの意見書を提出したるのみならず、司法省御雇佛人ボアソナードすらも井上の新條約案が國權を傷くる諸點を指摘して之れを諫止せむとしたるなり。是等の意見書は端なく民間に漏洩し、秘密に出版せられて四方に流布したれば、政府の内情は悉く外部に暴露せられ、尋で谷干城の辭職（黒田清隆代つて農商務大臣となる）するに

意見書民間に沸騰す
內閣の一角崩る
谷干城の辭職
黒田清隆代つて農商務大臣となる
板垣伊助
林有造
片岡健吉
自由黨と改進黨の聯合
民間の氣焔
大擧示威運動を行ふ
條約改正の中止を迫る
外務大臣井上馨の辭職
條約改正の中止
伊藤內閣の地方長官に對してなしたる訓示

及びて輿論は一層其の聲を高め、初めは保守黨獨り政府攻撃の先頭に先ちて奮戰したりしが、久しく政府に壓迫せられて手も足も出でざりし自由黨は、恰も風雲に乘じたる蛟龍の如く、突如として暗中より飛躍し其の首領板垣（退助）は林有造・片岡健吉等と連署して激烈なる建白書を出だし、改進黨亦自由黨と聯合して反對演説會を開き、壯士有志家は又數千群を成して上京し、或は總理大臣外務大臣の官邸に押し掛けて激論し、或は示威運動を行ふて條約改正の中止を叫び、在朝の不平家又之れと相應じて伊藤內閣を包圍したりしかば、井上外務大臣は終に辭職し、條約改正は之れと同時に中止に決したり、是れ實に明治二十年七月二十九日なり。然れども民間の反對は之れが爲め毫も其の氣焔を減ぜざりしのみならず、更に其の鋭鋒を磨して伊藤內閣に迫り、一擧して之を倒さむとせり云々』とあるを以て見るも、伊藤內閣の採用した鐵血政策は徒らに民心を激昂せしめたに止まることを推知するに難くない。こゝに於て四面楚歌の內閣は之れが打開策として伊藤總理大臣の名を以て地方長官を招集し、左の訓示をなして民心の鎭靜を圖つた。

維新以來內治外政百端織ルガ如シ。而シテ一ニ皆國本ヲ鞏固ニシ、國權ヲ振起シ、人民ノ幸福ヲ進メ、永遠ノ基業ヲ建立シ、後世ニ繼グベキノ遺緒ヲ貽サントスルヲ以テ目的トシ、以テ一定ノ進路ヲ取ルニ非ルハナシ。是我天皇陛下ノ夙夜ニ聖慮ヲ焦勞シ、中外ノ臣僚ヲシテ奉體服膺シテ二三ナキヲ期シ、以テ今日ニ至ラシメシ所ナリ。顧ミルニ、八年四月始メテ漸次立憲政體ヲ建ルノ詔旨ヲ發セラレ、元老院及ビ大審院ヲ設ク。十二年ニ始メテ府縣會ヲ開ク。十四年十月ノ詔二十三年ヲ期シ、議會ヲ開クノ旨ヲ宣言ス。十八年十二月官制ヲ定ム。此レ皆廟謨一定シ、漸ヲ以テ歩ヲ進メ、以テ全局ノ成果ヲ期スル者ナリ。今ヤ聖意乾健積久愈々堅ク、中興ノ業、今日ニ在テ實ニ山ヲ造ルノ一簣ニ虧ク可ラザルノ時ニ當レリ。而シテ民間或ハ皇猷ノ在ル所ヲ詳ニセズ、地方士民危疑ノ念ノ爲ニ其方嚮ヲ誤ル如キコトアラバ、大業ノ累ヲ貽スモ亦少小ナリトセス。玆ニ敬テ聖意ヲ奉ジ、明カニ各員ニ告グルニ、內外政圖ノ標準ヲ以テシ、並ニ各員

ノ爲メニ施政ノ針路ヲ指示セントス。

第一　我ガ立憲政體ノ大義ハ、將サニ立國ノ源ニ基キ、祖宗ノ遺訓ニ遵由シ、時ノ宜ヲ酌ミ、臣民ノ權利ヲ優重シテ、其公義ヲ伸暢セントス。蓋シ皆聖明ノ親ク裁酌ヲ降シ、以テ一國民ニ恵賜スル所タラザルハナシ。今祖宗以來國體ノ尊嚴ナルト、八年四月及十四年十月ノ聖詔トヲ欽仰セバ、蓋シ他議ヲ待タズシテ其要領ヲ得ルニ難カラザルヘシ。惟フニ各國ニ在テ、各其沿革ノ事蹟ニ由テ取ル所ノ軌轍相同ジカラズ、從テ各種ノ主義互ニ流派ヲ別チ、未ダ歸一スル所アラス。學説ヲ講ズル者、亦各其意見ヲ持シ、敷衍皇張シテ互ニ相讓歩セズ、皆一ノ理趣意象アリテ以テ世人ノ視聽ヲ聳動スルニ足ラザルハナシ。而シテ其間理論相投ズルノ徒、漸クニ團結ヲ爲シ、互相衝磨スルノ現象ヲ呈スルコトヲ免レザルニ、此亦各國往々見ル所ノ情勢ナリ。抑モ我ガ國ニ於テ、上祖ノ神器ヲ永遠不侵ノ地ニ置キ、皇室ノ乾綱ヲ維持シ、下臣民ニ向テ代議ノ權利ヲ附與セントスルハ、是レ神祖以來國體ノ大事ニシテ、皇家繼述ノ宏謨ニ係ル。而シテ臣民何人カ敢テ之ヲ私議スルコトヲ得ンヤ。今ノ時ニ當リ、憲法發布ノ前、或ハ後ニ於テ、敢テ憲法ノ親裁ヲ異議スルモノアラバ、斷ジテ言論集會及ビ請願ノ自由ノ範圍ノ外ニ出ル者トシ、若シ或ハ此ヲ以テ名トシテ暴動ヲ謀リ、又ハ教唆スルモノアラバ、治安ヲ維持スルガ爲ニ臨機必要ナル處分ヲ施スヘシ。

第二　行政ノ事ハ、社會ノ進歩ト倶ニ相併行セザルコトヲ得ズ。維新ノ後、封建ノ制度ト共ニ、社會ノ景況ヲ一變シ凡ソ人民生活ノ狀態、諸般ノ作業ハ、總テ皆更新ノ塗轍ニ就キ、駸々トシテ方ニ進路ノ中間ニアリ。其舊ヲ改メテ新ニ就クノ際、往々停滯シテ疏通セザル者アリ。兩々元素互ニ相衝突シテ混和ヲ妨グル者アリ。而シテ之ヲ監督シ、之レヲ保護シ、其方嚮ヲ指示シテ徐々ニ其結果ヲ收局セントス、此レ乃行政ノ事、今日ニ在テ非常ノ盤錯ト艱難トヲ見ルノ已ムヲ得ザル所以ニシテ、而シテ亦方ニ進行ノ中途ニアルモノナリ。

此時ニ當テ行政ノ責ニ當ル者ハ、確實ト永久トヲ以テ目的トシ、目前ノ近功ヲ貪ラズ、人民ト倶ニ敢爲勉強忍耐ノ氣風ヲ振作シ、其幸福昌榮ヲ進メ、完全獨立不羈不侵ノ國民タルノ能力ヲ宇內ニ證明シ、永遠強盛ナル帝國ノ榮譽ヲ後世ニ貽サンコトヲ務ムルノ外豈他アランヤ。而シテ凡ソ行政ノ事務、教育ナリ、勸業ナリ、土木ナリ、經濟ナリ、地方自治ノ制ナリ、諸般ノ營爲ハ總テ皆此ノ一方ニ向テ其目的ヲ取リ、直線前往スルニ外ナラズ。此皆我廟猷一定ノ規模ニシテ、先覺諸臣ノ聖意ヲ遵守シ、其心力ヲ盡シテ經營措畫シ、以テ今日ニ貽シテ終局ノ責ニ當ラシムル所ナリ。今ニ於テ若シ一時政論ノ紛擾ニ因リ、人民ノ心志ヲ動搖スルガ爲ニ、或ハ地方ノ事業ヲ弛廢シ、二十年經畫ノ行政ヲシテ萎靡敗壞ニ歸セシムルコトヲ免レザルガ如キコトアラバ、我國民前途ノ運命ヲ何レノ地ニ置カントスル乎。各員ハ實ニ直接ニ牧民ノ任ニ當ルモノナリ、最モ宜ク意方ニ今國運進歩ノ時ニ當リ、內外ノ事百般併セ興シ、殊ニ陸海軍務ニ至テハ、立國自營ノ道ニ於テ、無事ノ時ヲ以テ之ヲ一日ノ緩慢ニ付ス可ラズ。顧ミテ之ヲ宇內ノ大局ト、國家ノ長計ニ問フトキハ、我ガ國民ハ重荷ヲ負擔シ、重苦ヲ忍耐シテ、以テ現在及未來ノ爲メニ國光ヲ維持スルコトヲ務メザルコトヲ得ズ。故ニ人民ヲシテ租稅及ビ兵役ノ二大義務ヲ盡スコトヲ怠ラシメズ、以テ帝國忠愛ノ臣民タルコトヲ證明セシメ、從テ支費益々精確ヲ務メ、無用ヲ省テ有用ニ就キ、富源ヲ塞ガズシテ以テ要需ノ急ニ應ズルハ、即チ我政府ノ取ランコトヲ願フノ針路ナリ。各員宜シク此意ヲ體シテ、人民ノ爲ニ正當ノ方嚮ヲ指揮スルコトヲ誤ラザルベク、亦宜シク意ヲ加ヘテ休養ノ道ヲ侵害セザルコトヲ務ムベキナリ。

第二　四年岩倉大使ヲ派遣セラレシ以來、我國條約改正ノ目的ハ一定シテ動カズ、屢々時機ヲ以テ結果ヲ得ンコトヲ試ミタリ。嚮キニ訂盟各國ト、各々委員ヲ命ジ商議セシニ、未ダ局ヲ結ブニ至ラズシテ、我政府ヨリ延期ヲ宣告シタルハ、不幸ニシテ彼我所見未ダ一致ノ點ニ歸セザルモノアルニ由ル。蓋條約ノ事

ハ、國ノ内外ニ於テ重要ノ關係ヲ有スルヲ以テ、政府ハ之ヲ反覆愼重シ、以テ將來國運ノ爲ニ追フ可ラザルノ悔ヲ遺スコトヲ避ケザル可ラズ。但現行治外法權ノ約款ヲ改メテ、新ニ列國ノ間ニ平衡ノ交際ヲ結ビ、彼我ノ便益ヲ增進セントスルノ目的ニ至リテハ、仍一定不變ノ軌道ヲ執リ、而シテ將來之ヲ遂行セントスルニハ、偏ニ我國内治法律ノ進歩完成ニ依賴セザルヲ得ズ。此卽チ前後緩急ノ間、操縱宜シキニ從フノ已ムヲ得ザルニ由ルモノナリ。若シ乃外交ノ事ヲ以テ之ヲ人民ノ公議ニ付セントスルノ說アルニ至テハ、凡ソ立憲王國ニ於テ斷ジテ取ラザル所ナリ。蓋兵馬及交際ノ大權ハ、皆帝王ノ躬親ラ總攬スル所ニシテ、或ル場合ヲ除クノ外、肯テ之ヲ臣民ノ公議ニ謀ルモノニアラズ。若シ宣戰講和盟約ノ權ヲ擧テ之ヲ公衆ニ委ヌルガ如キコトアラバ、帝王主權ノ存スル所果シテ何クニ在ル乎。是レ卽チ我ガ國立憲ノ主義ニ於テ、斷ジテ之ヲ拒否セザルコトヲ得ズ。此亦各員ノ宜ク之ヲ體和シテ、人民ノ爲ニ方嚮ヲ指示スベキ所ナリ。

其他政府ハ總テ聖詔ニ欽遵シ、凡立憲設備ノ要務ニ屬スルモノハ、逐次擧行スルコトヲ怠ラズ、百般ノ事、益々整肅着實ノ路ニ就キ、以テ行政ノ機關ヲシテ、弛緩敗壞ノ弊失ナカランコトヲ期セントス。各員ニ在テ、亦必ズ聖明ノ聖旨ヲ奉體シ、從前既定ノ計路ヲ誤ラズ、始アリ終アリ、以テ分憂ノ責ニ對ヘ、以テ中興ノ大業ヲ垂成ノ際ニ翼贊スルノ光榮ヲ完クスルコトヲ怠ラザルベシ。

總理大臣伊藤博文は右の意を地方長官に訓示したのみならず、各控訴院檢事・各鎭臺司令官にも傳諭した。併しその效果に至つては實に疑はしく、政黨史は記して『此の威嚇手段は何等の效なかりしものゝ如し』と極言してゐるのを見ても、當時民間に於ては伊藤の訓示を以て、單に民間政論の鎭壓手段に過ぎぬと見做され、却て之れが爲めに政府の弱體ぶりを暴露するに至つた。これを見たる民間の政客はその主義の保守たると、漸進たると、急進たるとを問はず、みな一齊に蜂起して伊藤内閣の打倒に邁進したので、天下は

合して伊藤内閣を倒さんとす

後藤象二郎の活躍

丁亥倶樂部の創立

天下の黨人政客競うて後藤象二郎の下に集まる

東京燒拂ひの流言

山縣内務大臣の黨人壯士に對する彈壓

秘密出版者の檢擧

志士黨人皇城三里外に放逐せんとす

警視總監三島通庸の暴擧

皆ゝ鼎の沸くが如く實に騷然たるものであつた。然るに板垣退助と歐洲を巡視し、少なからず海外の新空氣に觸れて歸朝せる後藤象二郎は、爾來鳴かず騷がず默々として天下の形勢を靜觀しつゝ捲土重來の機を見てゐたが、一たび伊藤内閣がその弱體暴露し、漸く民心の離反せるを察知するや、蹶然起つて丁亥倶樂部なる政治團體を結成し、出來るだけ各方面の志士政客を收容しようと企てた。この報一たび伊藤内閣打倒のために奮起せる政客の間に宣傳せらるゝや、民間の政黨員等は好個の首領を得たるを悦び、競うてその傘下に集つたのである。後藤象二郎の企圖する所は伊藤内閣々僚中條約改正を圖つて極端なる歐化主義を採り、國民の各層から非難攻撃を受けた井上外務大臣の辭職に止まらず、伊藤内閣を總辭職せしめ、人心を一新するにあつたので、その運動は益々猛烈を極め、政界の形勢は漸次不穩化するに至つた。

政黨史は當時政界の紛糾混亂を敍して曰く『此の時流言あり、民間の黨人は現内閣を倒すには血と火とに依るの外なしと唱ふるもの多く、中には由井正雪の故智を用ゐて東京燒拂ひを決行すべしといふものあり、後藤象二郎の如きも、元老政治家にして未だ政論によりて牢獄に投ぜらるゝもののなきは遺憾なり、余は寧ろ獄中の人たるを望むとて壯士を鼓舞したれば、燕趙悲歌の徒は腕を扼して爆發せむとする狀ありと。物情恟々たり。是より先、山縣内務大臣は九月二十九日の省令を以て、近來建言を名として官吏に面謁を求め抗論喧擾に渉るものあり、此等は何等の名義を以てするに拘らず明治十五年第五十八號布告に依り處分すべしと命じ、之によりて黨人壯士の建白運動を防制し、且つ大獄を起して秘密出版者を檢擧したりと雖も、志士黨人の帝國に輻輳するもの益々多く、大膽不敵なる後藤之れを指揮して政府に殺倒したれば、山縣内務大臣は志士黨人を皇城三里の外に放逐するの案を立て、遂に十二月二十六日保安條例を發し、警視總監三島通庸をして即日之れを施行せしめたり。是に於て三島通庸は府下各警察署員を芝公園彌生社に招き、名を忘年會に託して酒食を饗し、午後三時急に職員を率ゐて登廳し、巡査に非番休勤を問はず悉く之れを召集して條例の

警官の武裝軍隊の出動東京市の戰時狀態化

下宿屋旅人宿待合料理店の臨檢志士黨人の逮捕

志士黨人を東京市外に逐放す。

實施に著手したり。全都は忽ち佩劍の音、騎馬の響を以て平和の市民を驚かしたり。赤坂の假皇居は近衞師團二大隊屯列し、各大臣の官邸は憲兵之れを守り、大藏省は第一師團二小隊にて之れを守り、海陸軍省の火藥庫、兵器庫等は亦武裝したる兵士之れを守り、軍用電線は縱橫に架設せられ、憲兵本部は諸隊を分つて警部と共に各方面に配置せられ、而して數百の巡査は下宿屋・旅人宿・待合・料理屋の嫌ひなく侵入して志士黨人を物色し、斯くて各警察署に拘引して來れる人員は數百名の多きに達し、孰れも內亂陰謀の嫌疑ありとて、彼等に命ずるに、卽時若くは五日間內に東京を退去すべきを以てしたり。勿論理由の說明なく又事實の糾紏なく、若し反抗して之れを拒めば、命令違反として之を未決監に送り、片岡健吉の如きは之れが爲めに禁錮に處せられ、之れを救はむとして其の不當を訴へたるもの亦皆獄に投ぜられたり。條例實施中の數日間は、全都恰も臨戰地に均しきの光景を繼續し、市民は唯だ事態の異常なるに呆然たりしのみ。今其退去を命ぜられたるものを擧ぐれば、其の記錄に殘れるもの左の如し。

退去を命ぜられし人々

尾崎行雄　　林有造　　星亨　　中島信行
島本仲道

以上三年の退去

片岡健吉　　鈴木昌司　　八木原繁祉　　山際七司
伊藤圭介　　草刈親明　　吉田正春　　齋藤自治夫
富田政策　　福井孝治　　中江篤介　　竹內綱

以上二年半退去

林包明　　横山直陽　　西潟爲藏　　重野謙次郎
坂崎斌　　山田勇次　　加藤貞盛　　西山志澄

以上二年退去

山田泰造　山田島吉　高野一二　片野文助
早川權彌　土居光儀　庄林一正　佐藤珍治
吉本松吉

以上一年半退去

久米弘行　今村陽　岡本通　八木原長次
赤星龍雄　貞方至信　宮部政厚　島木左一郎
和田稻積　神山充　森隆介　福留鐵造
門田長次　森茂枝　三半達枝　岡田普左
武田信智　樽井藤吉

以上一年退去

初め保安條例を發布せむとするや、山縣内務大臣は實施の前夜三島通庸を召し、明旦を待たずして之れを執行すべきを命ず。三島逡巡して之れを難ずるの色あり。山縣聲を勵まして曰く、足下若し之れを敢てする能はざれば、余自ら一大隊を帥ゐて之れを斷行せむと。三島終に恐懼して命に從へり云々』とある、以て民間の志士・政黨人に對する彈壓政策の全貌を推知し得るであらう。斯る政府の鎭壓策は相當の效果を收め、一時人心の鎭靜を見たが、それは武裝なき人民の威嚇的暴擧に對する一時の現象に過ぎないので、日を經るに從ひ天下の人心は昂奮から失望となり絶望と化し、却て惡化の兆候を呈するに至つた。

一三　後藤大隈の入閣と新保守黨の結成

大隈重信は薩長聯合から放逐せられた後、立憲改進黨を結成してその總理となり、一時政界の大御所を以て任じてゐたが、これ亦た永く續かず、改進黨が政府の反對黨として活躍せんとするに當り、その行動を立黨の主旨に反すると稱して改進黨を脫した後は、暫く悠々自適して徐ろに捲土重來の時機を待望してゐた。隨て伊藤內閣が成立してその外務大臣井上馨の條約改正に對する態度が國民指彈の中心となり、爲めに民間志士黨人の包圍を受けて井上は辭職し、伊藤內閣が危機に瀕するや、山縣內務大臣が彈壓政策を以て局面を打開しやうと圖り、遂に民衆怨嗟の魔府と化したが、この時に當り大隈の決意如何によつては一再ならず伊藤內閣を打倒して之れに代はり、往年の權勢を挽回することは毫も難事でなかつたのである。然るに大隈が敢てこの擧に出でずして志士黨人の白熱的運動を傍觀し、且つ井上馨の條約改正案が在朝の保守論者及び黨人から包圍を受くるに及びても、之れに對し何等意志表示をせざるは大隈と伊藤との間に靈犀相通ずるものがあるのみならず、既に國會開設の期も近づき、伊藤總理大臣の手に依つて憲法の草案を急ぎつゝあるを熟知してゐたので、この緊急の際徒らに政府と抗爭するは國家の爲めにあらざるを感知し、飽迄自重して敢て動かなかつた。斯る大隈の政府に對する自重的態度は痛く伊藤總理大臣を感激せしめ、且つ政府部內に於ても伊藤總理大臣は現に憲法制定の大任に當り、その草案も略ぼ出來上つて特に之れを發表しやうとしてゐる際であるから、この時に當り在野黨の首領を入閣せしめて民間の反對を緩和するは得策だと主張する閣僚があつたので、玆に伊藤黑田大隈三巨頭の會見となつた。その結果大隈が入閣して井上の跡を襲ひ外務大臣となつた。然れども事が突然なだけに改進黨はこれを意外となした、隨て同黨員は尙ほ後藤象二郎の帷幕に留まつて反政府運動を繼續してゐた。加之、政府部內に於ても大隈の入閣に危惧を抱くものが尠くなく、不平は却て伊藤に集中されるに至つたので、伊藤は政治的將來を顧慮し、自ら進んで內閣總理大臣の地位を退き、樞密院議長となつた。これと同時に一方內閣に於ては大隈の入閣を斡旋した農商務大臣黑田清隆を總理

伊藤黑田大隈三巨頭の會見大隈の入閣

伊藤退いて黑田總理大臣となる

る

黒田内閣員

井上馨

野村靖

青木周藏

澁澤榮一

自治制研究會の設立モッセを招待す

自治黨

後藤象二郎の反政府運動

後藤の大同團結運動

大臣に轉ぜしめた。茲に於て黑田清隆は伊藤博文に代つて內閣を組織したが、その閣僚は左の如し。

内閣總理大臣　黑　田　清　隆　　外務大臣　大　隈　重　信
内務大臣　山　縣　有　朋　　大藏大臣　松　方　正　義
陸軍大臣　大　山　　巖　　海軍大臣　西　鄕　從　道
司法大臣　山　田　顯　義　　文部大臣　森　　有　禮
農商務大臣　井　上　　馨　　遞信大臣　榎　本　武　揚

先きに伊藤内閣に於て外務大臣たりし井上馨が條約改正につき世の指彈を受けて外務大臣を辭職したにも拘らず、黑田內閣の成立するや、又々入閣して農商務大臣となつたことは一見奇異の觀なきにあらざるも、是より先き、井上は外相を辭するや、野村靖・青木周藏・澁澤榮一等と相謀り、自治制研究會なるものを設立し、獨逸人モッセを招待して自治制の講話を聞き、または親しく地方を巡遊し地方の有力者を集めて人民自治の講話したので、時人は之れを井上の自治黨と稱した。隨て黑田內閣の成立するや、再び入閣して農商務大臣となつたのである。

これに反し後藤象二郎は依然として反政府的態度を堅持し、保安條例の實施によつて激昂した人心を巧みに利用し、偷迄政府と一大決戰を試みんとした。後藤の人となりに就ては政黨史にも『彼は元來主義の人に非らず、彼は一定の信條を有せず、確乎たる理想を有せず、又具體的經綸を有する政治家にも非ず。然れども彼は人を熱殺し人を激發するの煽動術に於て殆ど一種の天才を有せり。其の大同團結の大布呂敷を擴げて各地を遊說するや、質朴なる奧羽の志士は、彼れの慷慨なる危急存亡談に泣けり。熱烈なる北越の男兒は、彼れの壯快なる國權論に拍手喝采したり云々』とあり、以て其人となりの一斑を窺ふに足るものがある。卽ち後藤象二郎は不言實行の政治家ではない、彼は幕末の革命に際し、薩長兩藩の機先を制して將軍慶喜に大

政奉還を斷行せしめたる如く、よく將來を透視して人心を收攬する、いはゆる際物師的政治家である。されば政府が保安條例によつて痛く人心を激昂せしむるや、直ちに之れに乘じて政府を倒さんとしたが、伊藤・黑田・大隈の三巨頭會見によつて辛ふじて伊藤内閣がその危機を脫し、而も伊藤は大隈を說いて外相に就任せしめたのみならず、自らは憲法制定に名を藉りて樞密院議長に納まり、黑田をして新たに内閣を組織せしめてその關係を黑田内閣に賣込んだのを見るや、その政權盥廻はしに不快を感ずると同時に政府打倒の目的を達するには政黨の大同團結を圖るより外に良策がないと悟り、一切の行きがゝりを捨てゝ茲に大同團結の

後藤の大同團結成立す

運動を起すに至つたのである。政黨史に曰く『斯くの如くにして彼れの大同團結は自由・保守・改進・中立の有らゆる分子を網羅したりき。彼は一朝にして民間の大巨人となれり。思想感情主義を異にしたる各種の群衆は、譯もなく、思慮もなく、未來の希望もなく、唯だ投機的英雄の手に引かれて其の往かむとする所に從ひ往けり云々』とある。以て大同團結せる所の內容を想像に難くないであらう。

鳥尾小彌太の保守黨結成

然るに此の時に當り陸軍中將子爵鳥尾小彌太は純保守黨を結成して板垣退助の自由黨及び大隈重信の改進黨に反對すると共に、伊藤博文・井上馨等の歐化政略にも反對した。その勢力は極めて微弱であつたが、その立憲の趣意に曰く、

保守黨の宣言

保守トハ守成ヲ主トシ、結果ヲ受用スルヲ目的トス。今此ノ義ヲ明カナラシメムガ爲ニ、之レガ反對ヲ示スベシ。我反對說ヲ改進急進ト爲ス。此ノ改進急進論者ハ、結果ヲ棄テ、偏ヘニ想像ヲ目的トシ、國家ヲ改造セムト欲スルモノナリ。此ノ國家改造ノ說ハ其ノ底止スル所ヲ知ラズ。故ニ國家ヲ常ニ構造中ニ置キ試驗中ニ置クモノナリ。若シ保守黨アツテ之レヲ制セズンバ、危險之ヨリ甚シキハナカラム。兩派ノ分離スルハ主義目的ヲ以テ之レガ名ヲ立ツルモノナリ。サレバ其ノ實際ニ就テ云ヘバ、保守黨ニシテ改ムルコトモアリ、改進黨ニシテ守ルコトモアルベシ。其ノ目的主義ヨリ生ズルコトナレバ、其ノ意自ラ同ジカラ

ズ。

保守黨ノ綱領

第一條　吾黨ハ我日本皇國内ニ樹立スル各政黨ノ間ニ嚴立シ、大中至正確乎不拔ナリ。

第二條　吾黨ハ我聖天子ノ親裁公布シ給フ所ノ憲法ヲ遵奉シ、皇權ノ尊嚴ヲ翼賛シ奉リ、民權ノ貴重ヲ敬維スベシ。

第三條　吾黨ハ名分ヲ正シテ大義ヲ鳴ラスニ臨ミテハ、毫モ忌憚躊躇スル所ナカルベシ。

第四條　吾黨ハ上下兩院ノ規定權限ヨリ、立法行政ノ區域權限ハ、一ニ憲法ノ明文ニ恭順スベシ。

第五條　吾黨ハ質素儉約ヲ以テ經國ノ基本ト爲シ、政費ヲ節シ、民力ヲ養ヒ、百般經國ノ大政ヲ永遠ニ期スベシ。

當時鳥尾小彌太の保守黨に對し、他の政黨員が如何なる態度を執つたかに關し、政黨史は『自由黨は勿論、改進黨すらも其の不健全分子は、恰も山を見ざる獵夫の如く唯だ政府を攻撃するが爲に自家の主義を忘れて、保守論者の後を追へつゝ驀進せり云々』とあるが如く、自由黨・改進黨は保守黨を以て歐米の文化を無視する舊弊固陋なる頑固黨と見做し、寧ろ之れを齒牙にかけず、一意政府攻撃に邁進したのである。

斯くて明治二十二年二月十一日の紀元節に際し、宮中におかせられては壯嚴なる憲法發布式を擧行あらせられ、畏くも天皇陛下には文武百官及び外國公使參列の間に於て勅語を賜うた。憲法發布後、大同團結の首領後藤象二郎は突如黑田内閣に入つて遞信大臣となつた。これは同年二十二日陸軍大臣兼臨時文部大臣議定官陸軍中將大山巖の臨時文部大臣を免じ、遞信大臣海軍中將榎本武揚を文部大臣に任じたから、こゝに遞信大臣の空位が出來たので政府の對大同團結策からその首領の後藤象二郎を說いて入閣せしめ、遞信大臣に任じたのである。爰に於て黑田内閣は先きに改進黨の首領大隈重信を羅致して外務大臣の重位に据ゑ、自治黨

の大御所井上馨を勸說して農商務大臣たらしめ、いま又大同團結の首領にして政界の大策士たる後藤象二郎を入閣せしめて遞信大臣たらしむるに及び、名實共に擧國一致の形體を成立せしめたので、暫く安定の形勢を示すに至つたのである。

一四　黑田內閣と改進黨

黑田內閣と改進黨

黑田淸隆が農商務大臣から伊藤博文の後を受けて總理大臣に轉じ、黑田內閣を組織するや、憲法發布を前にして民間の政黨と抗爭するの不利を痛感し、改進黨の首領大隈重信を羅致して外務大臣に据ゑ、自治黨の創立者にして宛然その首領たる井上馨を農商務大臣に任じて之れと妥協し、尋で大同團結の大策士後藤象二郎を說き、之れを遞信大臣に任じてその鋭鋒を挫き、以て漸く內閣の整備を終はつたので、一見黑田內閣の基礎は暫時安定した觀があつた。

憲法發布後に於ける政府の對政黨策一變

然るに憲法發布を終はり、議會の召集が目捷の間に迫るに及び、政府の對政黨策は自ら一變した。それは議會の開設に伴ひ、議員の選擧を執行せねばならぬが、選擧の結果民間の政黨員が多數當選し、議員として國會に送られることは論を俟たない。隨て議會召集の結果は期せずして政黨の勢力が復活するのみならず、その勢力增大の結果は寔に測り知るべからざるものがあるや豫測に難くない。

政府は政黨に超然たるべしとの案を定む

政府は早くも之れを洞察し、その對策に腐心した結果、伊藤博文の一屬井上毅の獻策を用ひて『政府は宜しく政黨外に超然たるべし』との案を定め、以て政府の地位の安定を圖らんとし、先づ之れを實行に移すべき順序として各政黨の首領を羅致して內閣に入らしめ、以て從來繰返された朝野の爭論を杜絕せしめようとした。然れども斯る理想の下に組織せられた黑田內閣は却てその行動の不公明を排擊されると共に、內は閣僚の不統一を招き、遺憾なく寄せ集めものゝ持つ弱體振りを暴露し、遂にもろくも瓦解するに至つた。

當時樞密院議長伊藤博文は政黨史にも『當時伊藤博文は實に英國式の政黨內閣を日本に行ふことを否定し

超然內閣の始め

大隈重信の野心

ロボット總理大臣黑田清隆

大隈重信の勢力擴大

改進黨の横暴

大隈の條約改正案倫ロンドンタイムスに現はる

大隈外相大同團結・保守中正・新保守黨三派の排擊を受く

たり。而も彼は人民既に政治思想を有するときは政黨の發生止むを得ざることを認め、又既に政黨あれば議會に於ける黨爭は必至の勢なることをも知れり。是に於てか彼は政府をして政黨以外に超然たらしめむと謀れり。此の理想よりいへば、大隈後藤等の各黨首を閣員に列せしむるは、政府の方針と相違する所あるに似たるも、彼等は表面上政黨との關係を絕つを條件の一として入閣したれば、黑田內閣は表面上正しく超然主義の內閣なりしもの〻如し云々』とあるを以て、伊藤博文の議會と政黨に對する考への一斑を推知するに難くないであらう。然れども伊藤と異なり、大隈は改進黨の首領を以て一たび黑田內閣に入りて外務大臣となるや、一方條約改正の難局に當ると共に、他方各省經營取調掛となつて各省の財政事務を監督したので、自然と大隈の勢力は內閣全體に擴大されたのみならず、もと總理大臣の黑田清隆は政治家の才を有せぬので、萬事を大隈に一任し之れを代理せしめたので、大隈は宛然黑田內閣の副總理の如き觀を呈し、その實權は全く大隈に歸したのである。こゝに於て大隈を事實上の首領としてゐる改進黨は條約改正が成功すると自黨の興降疑ひなしと確信し、其機關新聞をして盛んに大隈の政策を辯護せしめ、官有鐵道拂下問題の如きも當時輿論の猛烈なる反對ありしにも拘らず、首唱者の大隈なるを以て改進黨の機關新聞のみは極力之れに贊成した。

然るに偶々條約改正案の要領が一たびロンドンタイムスに掲載さるゝや、政黨史にも『其約欵中列國法官任用及び內地雜居を許すの二項ありしかば、平生大隈及び改進黨に快からざる大同派は勿論、鳥尾小彌太の率ゐたる保守中正派・谷干城の指揮の下に立てる新保守黨は大隈の條約改正案を以て賣國案と爲し、其の成立を妨ぐるの目的を以て一致の運動を開始したりき云々』とあるが如く、大隈の條約改正案は期せずして大同團結・保守中正・新保守黨三派の連合となり、大隈は大にこれ等から排擊せられ、黑田內閣は寄合世帶の弱體を現はし、不統一を暴露するに至つた。

大同團結派の勢力

大同團結派二分す

大同協和會
大同倶樂部
河野廣中
犬養毅
植木枝盛
末廣重恭
井上角五郎
八木原繁祉
立花親信
高橋基一
綾井武夫
大久保鐵作
今角長賀
工藤行幹
河崎公平
山下千代雄
稻垣示
小林樟雄
村松愛藏
大井憲太郎
石坂昌孝
美濃部貞亮
齋藤陸次
矢野忠右衛門
高橋安爾
畑下熊野

もと大同團結派は首領後藤象二郎が黑田內閣に入つて遞信大臣となつた當時、後藤の節操に對する不平分子の脫退するなどの事があつて、多少黨內に動搖を來たしたが、併しその團體は舊自由黨の全部、改進黨の一部及び保守黨を包容したるのみならず、大赦によつて出獄せる河野廣中及びその傘下にあつた舊自由黨員を迎へたので、政治上に於ける勢力は依然として强大なものであつた。然るにこの大同團結派は自己の團體を政社とすることに關し、政社とすべしと主張する政社派とそれを否とする非政社派との二つに分裂した。政社派は東北十五州及び關西四國の舊自由黨員で、非政社派は關東諸州及び愛知地方の舊自由黨である。前者を大同協和會、後者を大同倶樂部と稱し、互ひに骨肉を相食むの奇觀を呈した。政黨史に依ると『大同倶樂部に屬するものは河野廣中・犬養毅・植木枝盛・末廣重恭・井上角五郎・八木原繁祉・立花親信・高橋基一・綾井武夫・大久保鐵作・今角長賀・工藤行幹・河崎公平・山下千代雄・稻垣示・小林樟雄・村松愛藏等を幹部とし、大同協和會は大井憲太郎・石坂昌孝・美濃部貞亮・齋藤陸次・矢部忠右衛門・高橋安爾・畑下熊野・小山久之助の諸人を議員として組織せられたり云々』とある。この中主として條約改正の中止を叫んだのは大同協和會であるが、併し非條約改正同盟の中堅は前記の如く谷干城・鳥尾小彌太等の指導下にある保守黨及び熊本・福岡の國權黨で、その政治的勢力の弱小なるに拘らず、その運動は最も猛烈を極めた。政黨史にも『彼等は其の政治的勢力圈の甚だ狹小なりしに拘らず、其の運動の熱心なるは非條約改正同盟に冠たりき。特に保守中正派の首領たる鳥尾は、自ら大隈伯を訪ふて議論を上下すること三時間の長きに亘り、其の辯難の深刻、機鋒の縱橫なる、流石の大隈をして應答苦澁に至らしめたりと傳へられき云々』とあつて、保守黨が非條約改正同盟の中堅であつたことが明かである。併し政府に於ては自己の部內から條約改正反對の烽火が揚がるとは豫期せざる所であるが、實際はその豫期に反し、後藤象二郎も漸く大隈攻擊の擧に出で、之れに尋で樞密院議長伊藤博文も亦た公然と條約改正の非を鳴らし、輕擧すべからざるを警告するに

小山久之助
井坪豊文ら
同盟の中堅
熊本紫溟會同の國
權黨
後藤象二郎の
條約改正反對
伊藤博文大隈
の辭職を勸す
條約改正同
盟の猛運動
千歳座の大演
說會
人に大隈と
改進黨を猛撃
す
五團體
大同協和會
大同俱樂部
保守中正派
日本俱樂部
國權黨
改進黨
新富座に全國
同志懇親大會
を開く
御用演說の始
め
保守黨自由黨
の聯合
大隈外相攻撃
として條約改
正を遂行せん
とす
外相大隈重信
狙撃せらる
條約改正の中
止

至つたので、在野の非條約改正同盟は後藤伊藤等大隈反對を以て恰も一大聲援を得たるが如く、その運動は一層猛烈を極めた。斯くて彼等は政黨史によると「八月二十五日より三日間千歳座に於て五團體聯合大演說會を開き、日を極めて大隈の條約案と改進黨の行動を攻撃したり。五團體とは大同協和會・大同俱樂部・保守中正派・日本俱樂部及び熊本紫溟會福岡玄洋社の國權黨是れなり。而して改進黨は之れと相對抗せむが爲に、九月二十六日全國同志懇親會を新富座に開き、尋で二十七日より三日間出席辯士八十餘名の大演說を開きて條約改正案を辯護したれば、世間之れを稱して御用演說と爲せり」とあり、以て如何に大隈の條約改正が政界非難の焦點となつたかを知り得ると同時に、改進黨の御用振を窺ふに足るであらう。

元來改進黨は三菱退治を始めとして從來屢々舊自由黨及び保守黨から猛烈な攻撃を受けたが、之れに反し保守黨は改進・自由の兩黨を併せ攻撃したので、保守黨は自由・改進兩黨の共同の政敵たる地位にあつた。然るに黒田內閣が出現し、外相大隈重信が條約改正を企つるや、舊自由黨と保守黨は期せず聯合して改進黨を猛撃したので、改進黨は頗る窮地に陷り、四面楚歌の有樣であつた。然るにその首領株たる大隈は激烈な反對を物ともせず、百難を排して條約改正を遂行せんと決した。隨つてその傘下にある改進黨も亦た五團體を相手として奮然大隈を擁護した。爲めに外相大隈重信は一壯漢のために狙撃されて隻脚を失つたので、條約改正のことは遂に中止せらるるに至つたのである。斯る一例を見ても議會開設前後の政黨員は實にその主義を鮮明にし、その主義に殉じるといふ勇氣があつたが、後政黨は非常に墮落し、昔日の俤がなくなつた。

軍事篇

第三章　軍事篇

自明治十一年至同二十八年

本章軍事篇を分ちて第一節陸軍、第二節海軍、第三節日清戰役とした。第一節及び第二節に於ては我が陸軍及び海軍に於ける人事、法令等の變遷及び移動を年代順に記述したもので、特に日清戰役は更に其の詳細を期する爲に別に一節を設けたのである。

陸軍

軍用電信掛

參謀局に軍用電線を管せしむ

被服給與規定改正

陸軍給與概則俸給諸表の改正

軍編の始め

陸軍士官學校の開設

第一節　陸軍

一　軍用電信掛

十一年一月十五日、參謀局をして軍用電信掛を管せしめた。

四月五日、各兵並に諸生徒被服給與の規定を改めた。

五月二十二日には陸軍給與概則中俸給諸表を改正する所があつた、即ち舊則に比すれば佐官は平均五十分一强を減じ、尉官は六分の一强を減じ、曹長軍曹は十分の一强を減じ、伍長兵卒は二十分一强を減じた。

二　陸軍士官學校の開設

二品熾仁親王
初めて輕氣球を飛揚す
海岸防禦取調委員
竹橋暴動
三添卯之助
小島萬助
深澤巳吉
長島竹四郎
岡本柳之助
前島密
市島春城
前島密の活躍
大隈老侯邸

六月十日 此日を以て陸軍士官學校が落成した。當日二品熾仁親王が御代臨されて開校式を行はれた。始めて輕氣球の飛揚を試みた、これ蓋し本邦に於ける權輿である。

七月三十日 參謀局に海岸防禦取調委員を設けた。

三 竹橋の暴動

明治十一年八月二十三日、近衛兵卒三添卯之助、小島萬助等二百餘人が黨を結び、夜に乘じ砲銃を放ち、秣舍を燒き週番士官大尉深澤巳吉を殺して脫走し、皇居に赴き闕下に訴えんとした。然るにこの事が露れて直ちに鎭壓された。世に之れを竹橋の暴動と稱する。而して同年十月十五日に至り同事件の首魁三添卯之助、小島萬助、長島竹四郎等、五十三人を死刑に處し、以下二百五人をそれぞれ處罰された。尙この變に際して東京鎭臺砲兵大隊長砲兵少佐岡本柳之助は處置を誤りたる科を以て罰せられた。明治政史に據れば『八月十三日近衛兵卒三添卯之助小島萬助等二百餘人黨を結び、去歲戰功の賞及俸給減省の事を强訴せんことを謀り、是夜砲銃を放ち秣舍を火き、週番士官深澤巳吉を殺し、皇居に赴く。近衛及鎭臺兵之を鎭し、亂入捕に就く。十月十五日卯之助萬助等五十三人を死に處す。準流十年以下二百五人あり』とあるが、尙ほこの竹橋暴動に就いては、前島密がその裏面に在つて頗る活躍したもので、漫談明治初年所載の市島春城氏の思ひ出話しを引用すると、この事件の原因と、その全貌及び前島密の活躍振りが窺はれるから、左に拔萃すると『明治十一年頃に、竹橋騷動として世に聞えた一事件があつた。それは近衛兵に依つて起された一種の反亂ともいふべき大事件で、事の大きくならない前に鎭定されたといふために、世間では只竹橋騷動か位に輕く考へてゐる、といふ人でも、竹橋から眞向の元の大隈老侯邸、今は佛國公使館となつてゐる。其の邸宅を砲擊したといふ事を知つてゐる位のことで、その以上の話は餘り傳はつて居らぬ。

大隈侯

それが大切な場合、大事に至らしめなかつたについては、前島密氏が與つて大に力があつたので、其ことが前島翁の自ら書かれた隨筆の中に殘つてゐる。（中略）全體この近衛兵は、何故に反亂を企つるに至つたかといふと、無論或る不平からの勃興である。近頃になつて、大隈侯について聞くと、その頃の陸軍の經費は八百萬圓であつた。今より考へると極めて僅かの高である。それでも其當時は、多大に過ぎるといふので、大隈侯が主となつて、内閣會議で英斷的に、一百萬圓を削減したものである。こんなことで先づ陸軍部内には不平の欝勃たるものがあつた。

山縣公

尙この他に西南の役を經て其論功行賞にも、公平を失したとあつて、不平の欝勃たるものがあつた。即ち陸軍の經費を削減したのは大隈侯、論功行賞の責任者は山縣公で、この二人を殺して終はなければならぬ。それをするには畏多いことではあるが、天子を擁して一騒動を起し、又兩人を首にすると共に、政府をも轉覆しようとする非常の陰謀を企てたのであつた（略）若しこの事が早く知られなかつたならば、竹橋の騒動は、啻に大隈侯邸を砲撃したに止まらず、畏多くも、天子を擁して、取つて代る暴動を或は見たかも知れない。然るに妙な些細な事からして、この事が、事の起される五六時間前に、翁（註、前島密氏）に入つた。（中略）明治十一年八月二十三日の夕方六時少し過ぎた時である。翁は一浴、庭園を逍遙して居ると、内務

武井守正

省權大書記官長の武井守正君が遣つて來ての話に、今日局の役人が役所を退いて歸る途中、下痢を催したので、神田橋の河岸にある辻便所に入つた。すると其横手に當つて、三四人の兵士が居つて、便所に人あらうとも知らずにヒソ〳〵と何事かを話してゐる。厠に上つた役人は、聽くとはなしに、兵士の密語に耳を欹てると、それは大變の事件であつた。（中略）今夜十二時を期して、近衛兵と鎭臺兵と、一緒になつて兵を擧げ、直に宮城に迫り、畏多くも陛下を擁し奉る手筈だ。それと同時に非常砲を發する、さうすると大臣共が騒いで參内する。それを途に要して、或は擒にし、或は殺す、自分共の用に立つ者は助けてやるが、用に立

反亂兵

伊藤内務卿

西郷従道

たぬ者は殺してしまふ（中略）時恰も夏のことで、兵士は皆白い服を着けてゐるのであるが、反亂兵は黑い上服に、白のヅボンを穿いて區別をする事になつてゐる（中略）併し會計局の役人の話といふのは、實は僞りであつた。その譯は、かゝる大事を企てる者が、兵隊風情にその秘密を漏らす筈がない。前の話といふのは、會計局の役人が、辻便所の中で聽いたのでも、又兵士が囁いたのでもない（中略）この會計局の役人の弟に、近衞の將官の地位に居つた者があつた。その弟も不軌に加はつた一人であつたが、遉に兄弟の情で、内々兄に此事を漏らしたものと見える。そこで兄なる會計局の役人も、自分の弟が不軌を企てゝゐるとも云ひ兼ねて、事を兵士の囁きに託して、武井にまで告げた事が後になつて判つた（中略）そこで翁は武井に向つて、君は今から腕車を走らせて、今一度伊藤内務卿のゐる所まで行つて貰ひたい。自分は之から參謀長に急報するといふので、武井を先づ伊藤の所へ出してやり、翁自身は、袴を着ける遑もなく倉皇として西郷従道君の所へ駈けつけた。生憎西郷は散歩に出掛けて留守であつた。行先も知れない。仕方がないので翁は更に車夫一人を加へ、二人曳で急いで山縣公邸に向つた。

品川彌二郎

さうすると恰も好し一番町河岸の邊で品川彌二郎君に邂逅した。翁は心の急ぐまゝ言葉短に今斯斯のことがある。自分はこれから山縣公の所へ行かうとしたのであつたが、君に逢うたのが幸ひ、自分に代つて山縣公の所へ行つてくれまいか、自分は他の大臣の所を歴訪して急を告げおくからと、手分をする積りで頼んで見た所、品川は甚だ冷淡な態度で、僕は他に招かれて、今から其處へ行く積りであるから、其の使は出來ぬと斷つたものである。

山縣公邸

品川のこの言を聽いて、翁は衷心面白からず思つた（中略）車夫を叱咤して山縣公邸に來られた。然るにこの時山縣公も不在であつた。而して行先も亦不明だ。

大隈老侯

行く先々の齟齬に、やゝ失望氣味な翁は、比較的近所に大隈老侯の居らるゝのに氣附き、老侯を訪うてそ

山縣公邸內の緊張

岩倉右府卿邸

の事を告け、老侯の手にて諸方へ急報して貰ふ手筈で、老侯邸に到ると、これも鍋島家に招かれて行かれたとの事で不在である。一層のこと、警視局に行つて知らせようかと思つてみたが、まあ何しても早く、山縣公に知らせる必要があると考へたので、品川を訪ね、彼れに山縣公のゐる所を尋ねさせたい、先刻品川の話の內に、同公は多分毛利公邸に行つてゐるとのことであつたから、兎も角品川を遣つて見ようと、九段坂をば走せ登つて、品川の家に立寄つてみると、丁度幸にも、山縣公から使が來て居つて、その使の者の云ふには先程何の用だか、前島が自分（山縣）を尋ねて來たとの事であるが、平素來たことのない彼の人が、急用があると云ふのが氣懸りだ、若し此方（品川）へ來てはをりませぬかと、使を云ひつかつて來た所である。この時は山縣公は出先から歸宅して居つたのであつた。

翁は直に山縣公邸に向つた。日は既に暮て夜になつてゐる。（中略）山縣公も只事ならずと自ら燭を秉つて書院に誘はれた。翁はすぐさま實は期く〳〵の次第で夜を冒して參邸した。公には未だ何事もお聞き込みはないか、又お心當りの事はないか、もし多少にても是等の說に信ずべしといふ點があるならば、それこそ由々しき大事であると尋ねた。山縣公の驚きは非常のものであつた。公は聲をのんで、それ程の大事が迫つてゐるとは自分は夢にも知らなかつた。併し不穩の形勢は滿更ないこともないから、決して浮說ではあるまい。何はともあれ、既に是等の急報を得た以上、萬一に備へねばならぬ。よく知らせてくれたと、幾度となく厚く禮を述べられた。それからといふもの、山縣公の邸內は俄に騷ぎ出した。公自身の命令として、僕その他を呼出し貴樣は何處へ、貴樣は何處へと急報の指圖をせられて、周章狼狽の色が見えた。（中略）それから岩倉右府卿邸に赴き、急ぎ面會の儀を乞うた所、偶々右府には客を送つて表座に出られたので、翁は、急にお目に懸つて密々お話申上げたい儀が起つて參邸した由を告げると、右府はこんな夜中急き立つて何の用であるかと、不審の眉をひそめらるゝので、翁は事の次第をかい抓んで申上げた。然るに右府は一向に信用

せぬ。耳を傾けんともせられない。（中略）其處へ、急に腕車を驅つて尋ねて來た者がある。誰かと思つてよく〳〵車上の人を見ると、伊藤内務卿であつた。内務卿は、參りまして、斯く〳〵斯やう〳〵頗る穩かならざる儀を申出ましたに依つて。その御相談のため、夜中をも憚らず推參した旨を語つた。伊藤の話を聽いても、右府は尙信用しなかつた。今の世にそんな事は有り得べからざることゝして疑はれた樣子であつた。

伊藤内務卿

そこへ今度は陸軍省から急報があつた。同時に又或る方面から騎馬の使が來た。容易ならぬ犯人がある。輦下の兵は擧げて反かんも知れぬといふ知らせである。頻々たる急使は皆形勢の切迫せる報を齎した。是に於てか、今までは疑ひきつてをられた右府も、始めて事の意外なのに驚き、俄に大警視を喚べと叫ばれる。急ぎの召に周章しながら川路が馳け附ける。右府邸内は上を下への混雜を極めた。

川路大警視

そこで翁は川路大警視に向ひ、今聞く所に依れば、輦下の兵は悉く反亂に加はるとの事である。萬一そんなことでもありとせば、畏多くも宮城の警衞は、總て警視の手を以て行はねばなるまい、洵に内務方面にとつては意外の大椿事である。幸に伊藤内務卿もこの席に居らるゝことであるから、よく〳〵打合されて十分の用意ありたいと云ひ殘して、翁は一旦辭し去つた。右府邸から歸宅した翁は、支度を仕直して更に何れかへ出かけた。夜は旣に十二時を過ぎてゐる。世間は如何にも物靜かである。この時天地の寂闇を破つて、號砲三發が宮城方面に當つて、轟然と鳴り響いた。素破こそ事起つたりと、翁は大に驚いた。併しこの號砲は、後に聞くと、反徒の攻め寄せたのではなくて、此方の諸般の手配りが整ひ、安心してもいゝといふので、寧ろ警衞側の者が、合圖のために發したのであつた。

竹橋騷動について翁（註、前島密）自らの筆記されてゐる所はこゝで終つてゐる。これ以上のことは知る事ができない。只反徒の仕組んだ陰謀が、早くも翁の知る所となつて豫め裏をかくことができた爲めに不祥事を見ることとなくて濟んだのは、帝國のために慶賀すべきであつた。竹橋向ひの元の大隈邸を砲擊したこと

前島密

陸軍省の移轉

陸軍省定額金を增加し參謀局の擴張を圖る

本省上申

政令
軍令

參謀局長

歐洲文明國の參謀本部

の如きは、竹橋騷動の眞の目的ではない。又作戰でもなかつた。畢竟するに最初の手筈が狂つたために、彼徒は壞亂になつて、一番間近の所へ、一發を浴せたものに過ぎなかつたものである。』とあるを以てその一班を想像するに難くないであらう。

九月（十一年）十一日、陸軍省を永田町に移轉した。

四　陸軍省定額金を增加し參謀局の擴張を圖る

十月（十一年）八日、本省上申して曰く、『陸軍の事項たる類を分ち門を別て之を數ふれば指屈するに雖あらずと雖も、其大要たる事務は區ちて二大別となすべし。曰く政令なり、曰く軍令なり。而して其政令の如きは自ら本省の奉行する所にして、軍令に至ては則ち參謀局の專任する所たり。今試に其大綱を擧けんに、參謀局長の任は日本總陸軍の定制、節度を審かにし、兵謀兵略を明かにし、以て機務密謀を參畫し、平時に在つては地理政誌を審かにし、戰時に在ては圖を案し部署を定め、路程を限り戰略を區畫するは其責固より少々に非ざるなり。然らば則ち同局の規模體裁權限の如きも亦凡そ本省の政令と相並行せざるべからず。然り而して明治七年六月初て陸軍參謀局を置かれしより、今に四年なり。其任ずる所の事蹟擧らざるには非ざれども、未だ充分に其本務を擴張するに至らざるものあるが如きは他なし、陸軍の創設尚ほ十年内外にあり。殊に同局の設置は日月更に淺短にして其間又多少の事變に遭遇し、掣肘の憾み少からざるの致す所なり。今や陸軍本省政令の諸規は月に年に確立し、學術、技藝は日に週に進步するを覺ゆ。之を舊年に比するに頗る面目を一新したりと謂ふべし。去れば今日に在ては總陸軍の根基にして、軍令を掌る所の參謀局も亦其擔する上作諸滞の本務を擴張し、以て他の進步の度に副せざるべからず。且つ歐洲一二文明國の參謀本部を觀るに、其規模廣大にして局長の權力は殆ど陸軍卿と相頡抗せり。其任とする所、戰時は勿論平時たりと

苟も、軍令に係る者は盡く局長の關り知らざるなきを以て、聊も澁滯凝塞することなく、機密の規畫內に成て遠大の謀略外に行はる。如此にして、然して後に始めて以て陸軍の根基たるべし。今我參謀局の規模を以て我邦現今陸軍政令の進步に對し歐洲陸軍參謀局の體裁に照すに、權衡既に其平を失ひ、程度又遠く及ばざる者あり。其源因は上に縷述するが如く已むを得ざるより出るものにして、亦深く咎む可からずと雖も、之を要するに、今の參謀局は明治十一年の參謀局たるに足らざるなり。然らば則ち之を爲さんこと如何。其條例を改正し、其定額金を增加し、以て之を擴張するに在るのみ。其條例は當に省議を釐し、不日改正の案を草し、以て進止を取らんとす。定額金に至ては是まで一年度僅に八萬圓有餘の分賦に過ぎざれば、實に以て事を成すに足らず。是も亦目途を立て諸項を別たば、蓋し若干の增加を要する者あらんとす。然るに陸軍の總定額金は屢々上申したるが如く、每歲減削の餘を以て諸隊諸官廨必要の事務を擧行するものなれば、縱令ひ參謀局擴張の爲めなるも、彼れを控除して此に那移すべき者あることなし。願くは前條の旨意を明察せられ、增額の分は定規外に於て別に支給せられんことを。謹で明裁允可を仰ぐ』とある。

五　參謀局を擴張す

參謀局を擴張す

參謀局の擴張

十一月（十一年）六日、陸軍省定額金の外に二十五萬圓を增加し、參謀局を擴張した。尋で十一月二十六日に至り陸軍恩給令を改正し、且つ同附錄を追加した。

陸軍恩給令の改正

六　參謀局を廢して參謀本部を置く

參謀局を廢して參謀本部を置く

十二月（十一年）五日に至り參謀局を廢して參謀本部を置き、各監軍部、近衞及び鎭臺の參謀部を統轄せしめた。卽ち本部長は將官一人勅に依て之れに任じ、所管の參謀將校を統轄し、軍國の機謀に關しては奏聞

參謀本部長

管東局
管西局
總務課
大山巖
監軍本部を置く
東部管軍部長
西部監軍部長
谷干城
野津鎭雄
三浦梧樓
曾我祐準
井田讓
野津道貫
山縣有朋
西鄕從道
參謀本部條例

參畫し、邊防征討籌策を掌り、遺策なからしめた。次長一人また將官より任じた。但し之れを置くは事務の繁閑に依ることゝした。

本部長の下には管東・管西の二局及び總務課を設けて事務を分擔した。管東局は東部監軍部・近衛及び東京・仙臺二鎭臺の參謀部を通報し、專ら第一軍管、第二軍管、並に北海道の地理政誌を詳にし、且つ兼て樺太・滿洲・堪察加・西伯里に及ぼし、管西局は中西部・監軍部・名古屋・大阪・廣島及び熊本の四鎭臺の參謀と通報し、專ら第三・第四・第五及び第六軍管の地理政誌を詳にし、且つ兼て朝鮮より清國沿海に及ぼし、共に有事の日に於て其參畫の圖略に備へた。總務課は部內の庶務會計の事を司つた。以上二局一課を本體とし、その支部として地圖・編纂・飜譯・測量・文庫の五課がある。十二月七日に至り參謀本部長・次長を置き、中將大山巖を以て次長と爲した。

十二月十三日には新に監軍本部を東京に置き、全陸軍の檢閲並に軍令出納の事を綜轄せしめた。即ち本部に三部長があり、第一・第二軍管內の檢閲軍令を掌る者を東部監軍部長とし、第五・第六軍管內の檢閲軍令を掌る者を西部監軍部長となした。共に師團司令官を以て之れに任じ、常に其管下に軍管並に其方面の地理を詳にして、參謀本部長と謀議し、有事の日に當りては部下の兵員を統率して方面の敵に當ることにした。參謀監軍兩本部が成るに及び、我が陸軍の制度はこゝに其の面目を一新したと云ひ得る。同日また陸軍中將谷干城を東部監軍部長に、同野津鎭雄を中部監軍部長に、中將三浦梧樓を西部監軍部長と爲し、少將曾我祐準を熊本鎭臺司令長官に、同井田讓を廣島鎭臺司令長官に、同野津道貫を東京鎭臺司令長官と爲した。十二月二十四日には陸軍中將兼陸軍卿參議議定官山縣有朋の兼陸軍卿を免ぜられ、參謀本部長に兼任し、陸軍中將兼文部卿參議議定官西鄕從道の兼文部卿を免じて陸軍卿を兼任せしめた。十二年一月六日には參謀本部條例を補訂し、一月十六日には陸海軍會葬式を定めた。一月（日闕）には本省と參謀本部との事務がとかく錯

補訂

陸海軍喪葬式を定む

省部事務の合議制を定む

陸軍服装規則を改む

幕僚參謀例を公布す

陸軍恩給支給の方法順序を定む

陸軍々人結婚出願の儀を定む

大砲鑄造所の竣成す

海岸要地買上に關する上申

鎭臺條例の改定

現役後備の各

雜するので、省部事務の合議制を作つて之れを分畫する事となした。三月十八日には陸軍服裝規則を改正した。

七　幕僚參謀條例を公布す

五月（十二年）十三日には幕僚參謀服務綱領を廢して、新に幕僚參謀條例を布き、管軍部・近衞及び鎭臺の幕僚參謀の職制を定めた。六月二十六日には陸軍恩給支給の方法順序を定め、七月五日には陸軍軍人の結婚の節、出願の儀を定め、七月（日闕）には東京小石川の砲兵本廠內の大砲鑄造所が竣成した。

八　海岸要地買上に關する上申

九月（十二年）二日には本省上申して曰く『海岸警備の線路、砲墩建築の件、曩に裁可を經、明治九年より着手せんとし、爲に年々別途の經費を請求し、同年四月再び請う所ありしが、遂に裁可を得ず。今後當省事務の緩急を量り、經費の中を以て充用すべきの命に接せり。由りて同十一年冬期より各線路測量に着手せしも、曾て上申せし如く、同年度定額金不足にして、右經費に充用するを得ず。遷延今日に及べり。而して卽今の情況に由れば、稅外收入金の內凡十萬圓餘の殘餘あるの概算なり。仍て該金額の內七萬餘圓を支出し、山口縣下下の關、神奈川縣下橫須賀の地所を買上げんとす。謹んで裁可を仰ぐ』と。これに對して十二年十月十日に至り許可を得た。

九　鎭臺條例の改定

九月（十二年）十五日には、鎭臺條例を改定し、全國の現役、後備の各種兵隊を分ちて七軍管とし、各單

鎭兵隊を分ちて七軍管とす　軍管　各軍管に鎭臺を置く　第一軍管　第三軍管　第四軍管　第五軍管　第六軍管　第七軍管　陸軍檢閲條例　法則掛集議內則　檢閲使職務條例　陸軍職制を定む　新制の本省職制事務章程を改正す　官房　總務局　人員局　砲兵局　會計局　官房の人員　總務局の人員　人員局・砲兵

管に鎭臺を置いた。第一軍管は第一師管（營所東京）、第二師管（營所佐倉）、第三師管（營所高崎）を包括し、東京鎭臺に統屬する。第三軍管は第六師管（營所名古屋）、第七師管（營所金澤）を包括し、名古屋鎭臺に統屬する。第四軍管は第八師管（營所大阪）、第九師管（營所大津）、第十師管（營所姬路）を包括し、大阪鎭臺に統屬する。第五軍管は第十一師管（營所廣島）、第十二師管（營所丸龜）を包括し、廣島鎭臺に統屬する。第六軍管は第十三師管（營所熊本）、第十四師管（營所小倉）を包括し、熊本鎭屬する事に定めた。また第七軍管は北海道であるが未だ兵を設置する運びに至らなかつた。同月十五日、陸軍檢閲條例を定め、同月二十五日には法則掛集議內則を定め、尋で同月二十七日には檢閲使職務條例を廢した。

一〇　陸軍職制を定む

十月（十二年）十日　陸軍職制を定め、而して本省條例及び本省職制事務章程を改めた。新制の本省職制を略述すれば、本省は陸軍軍人軍屬を統轄し、進退黜陟會計給與に關する事務及び近衞・鎭臺・要塞並に憲兵に關する軍務を綜理する所で、省內局を分つて其の事務を分管することにした。卽ち官房は聊かの事を視る所にして、一切の文書を皆な此處に於て受附け、總務局は庶務・徵兵並に制規の事を掌り、庶務・徵兵・武學・軍法・勳章・記室・報告・飜譯の八課を置いた。人員局は將官・參謀・步兵・騎兵・憲兵・輜重兵の各兵科、馬醫部・軍樂部の人員調査の事を掌り、步兵・騎兵の二課を置いた。砲兵局は砲兵材料の算覈、並に其の人員調査の事を掌り、兩局には各々人員・材料の二課がある。會計局は陸軍一切の會計供給事務を總轄し、且つ會計部・軍醫部の人員調査の事を掌り、庶務・計算・糧食・被服の四課を置く。官房は參謀中佐一人を副長とし、傳令使並に課僚數名を置き、卿の差使並に文書受附、外來人應接の事に任じた。總務局は將官一人を置き、局務を統轄し、會計局を除くの外省內各局の事務を監視した。人員・砲兵・工兵の三局は

局・工兵局の人員
會計局の人員
卿
陸軍武官々等表の改定
砲兵本支廠廢止
砲兵第一方面
砲兵第二方面
東京砲兵工廠
大阪砲兵工廠
陸軍會計部條例を定む
原田一道
今井兼利
田中光顯
官房服務概則
徴兵令の改正
常備軍
豫備軍
後備軍
國民軍

大佐各一人、會計局は監督長一人を置き、其局務を總理せしめ、而して局内の各課は率ね本科の將校を以て其長として課務に就かしめた。卿は將は將官を以て之れに任じ、本省の事務を總理し、其管掌の事務に於て太政大臣に對し、其の當否便不便を辯明するを得、且つ擔保の責に任じた。又元老院の會議事務にして本省に關するものには出席して其利害を辯論するを得。其元老院に於けるも亦同じ。大少輔は將官を以て之れに任じ、卿事故あるときは一切の事務を代理する事を得。諸局諸課の長は武官より任ずるを例とすれども事宜により出任の稱を以て文官より任ずることがあり、而して本省外官廳長にして、直ちに卿に隷する者は近衞都督士官學校長・教導團長・侍中長・軍醫總監・裁判長・砲兵各方面提理・軍馬局長・馬醫監とした。同日また陸軍武官等表を改定し、砲兵本支廠を廢し、砲兵第一方面・砲兵第二方面・東京砲兵工廠・大阪砲兵工廠を置き、その條例を發布した。同日また陸軍會計部條例を定めた。

十月十四日、陸軍大佐原田一道砲兵局長を、同今井兼利工兵局長を、陸軍會計監督長田中光顯會計局長を仰付けらる。

十月十六日　官房服務概則を定む。

二 徴兵令の改正

十月（十二年）二十七日、徴兵令を改正し、陸軍を大別して常備・豫備・後備・國民の四兵種とし、常備軍は二十歳の壯丁の當籤せしものを以て編成し、三ヶ年の兵役に服せしめ、豫備軍は常備軍役を終りし者を以て編制し、更に三ヶ年の兵役に服せしめ、常に家居して産業を營ましむ。後備軍は豫備軍役を終りたるものを以て、更に四箇年の役に服せしむ。而して國民軍は全國の男子十七歳より四十歳迄皆之に服すべきものとした。

軍用電信技師を置く
軍用電信技師の官等俸給を定む
近衛兵編成規則の改正
西郷從道
大山巖
陸軍々醫條令の改正
陸軍檢閲條令の改正
徵兵使以下の官制改創
山縣有朋隣邦兵備略を上る
砲臺建築の必要を論奏す
各國の兵制
伊太利

一二　軍用電信技師を置く

十三年一月十日、軍用電信技師を本省に置き其官等俸給を定めた。また二月十三日には近衛兵編成規則を改正し、二月二十八日には陸軍中將兼陸軍卿西郷從道の兼官を免ぜられ、陸軍中將兼參謀本部次長大山巖を陸軍卿に兼任せしめた。尋で六月二十二日には陸軍軍醫條令を改正し、十月五日には陸軍檢閲條令を改正した。また十月二十二日には徵兵令中徵兵使以下の官制を改創した。

一三　山縣有朋隣邦兵備略を上る

十一月（十三年）三十日には參謀本部長山縣有朋隣邦兵備略を上り、而して砲臺建築の必要を論奏する所が有つた。卽ち、「臣有朋言す。方今萬國對峙し、各其疆域を畫して自ら守る。兵强からざれば以て獨立す可からず。今夫れ修好條規ありて交際の締結を期し、萬國公法ありて釁隙の曲直を判す。論者或は言ふ、以て自ら保することを得べしと。此れ特に强者は名儀を假りて私利を營し、弱者は口實となして哀情を訴ふるの具たるに過ぎざるのみ。論者又曰ふ。古昔戎狄の兵は勦絕殄滅、種族を殲して止む。今歐米各國は然らず。唯其兵力を麻痺せしめ、他の屈服を以て用兵の目的となす。

故に國を奪ひ社稷を亡すの事なしと。豈夫れ然らんや。是爲さゞると能はざるとの別あるに非ず。但各自損益何如んと顧るのみ。云々。

故に方今歐洲に在ては兵の多寡を調すること、國の貧富を論ずるよりも急なり。形勢已に此の如し。是を以て各國の兵制其人口に應じ、常備の多きは七十分の一、少きも百分の一に下らず。又戰時定員の多きは十五分の一、少なきも二十分の一たり。豈亦內外國債を計較し、歲出入の相償はざるを顧るに暇あらんや。乃

ち伊太利の一國を以て之を例すれば、其人口貳千貳百萬に過ぎず。而して常備の兵數四拾壹萬八百六拾五人、戰時の增員八拾六萬九千三百拾六人とし、毎年徵集する所の兵數實に拾四萬の多きに及べり。夫れ小は大に役せられ、寡は衆に役せらる。古より然り、今日の勢最甚しとす、云々。

是を以て敢て自ら荒怠せず、其艱苦も亦想ふ可し。然れども內治以て鞏固、外防以て周密、寸隙分隙の互に乘ずべき無きは亦誣ふ可からざる者あり。是れ蓋し地球上の變動轉化にして理勢の致す所已んと欲するも止む可からざる者あり。然り而して此變動轉化は豈獨歐洲のみならんや、云々。

土耳古以東の諸國に在ては、其人種本を同じくせず。或は同きも殊に其支別を遼かにし、其宗教始を異にし、其風俗狀を同くせず。政治・兵制・其變動轉化の勢に應ずるに於て許多の硬難なきこと能はず。然れども理の極まる所勢の至る所早晩之が爲に激動せられて、彼の歐洲列國と對峙並立するに至らざるを得ざるは、蓋し理勢の必然なり。是時に於て恬凞自ら喜び、優游苟も安じ、機至て察せず、畔生して備へざれば、人必其弊に乘ず。地を割き金を償ひ、國體を黷し獨立を失ふに至る。實に恐る可きなり。云々。

故に今日にありて、兵備の急なるは猶渇の飲に於けるが如し。其人民をして生を樂み富貴に安んじ、其氣膽を開暢し愛國の志を起し、進取の計に從はしむる者は兵力に非れば能はず。兵にして强ければ國民の志氣始て、旺す可く、國民の自由始て語る可く、國民の權利始て論ず可く、交際の平行始て保つ可く、互市の利益始て制す可く、國民の勞力始て積む可く、而して國民の富貴始て守る可し。故に富國と强兵とは古今互に本末を相成す。是形勢の自然にして歐洲各國の兵備に汲々たる亦怪むに足らざるなり。今若し特に富厚は本なり。强兵は末なりと言はゞ、民心日に私利に趨り、公利の在る所を知らず、偷薄の風月に長じ、奢靡の弊歲に成り、利口以て俗を成し、虛飾以て習を爲さん。苟も一たび此の如くなれば、夫の質直、偷朴、忠厚、勇敢、廉恥を重んじ節義を尙ぶの風一掃して盡き、一たび釁隙の開くに遭へば君に背き國を賣るの賊群起し

て禦ぐ可からざらんとす。故に所謂強兵なるものは固より攘奪を事とし、禍亂を樂むの謂にあらず。以て風尙を維持し倫滯に陷らしめず。以て倉庫を充實して空虛に至らしめざるの政略なり。饒令ひ禍亂の未だ萠さざるも、斯に從事せざるを得ず。況んや其の既に炳然觀る可き者あるをや。是れ强兵の略は特に歐洲列國のみ然りとするにあらず。萬國舉て今日に缺く可からざる所以なり。我日本帝國は東方の首地に位するを以て、此度動轉化の形勢に遭ふ、尤も晩しと雖も、前覇政の澆季に際會し、陛下の神武叡明萬機を鼎新し、百度を恢張し、兵制の如きも從て綱擧り目張り、西洋に折衷し舊套故慣を一掃して、新たに精鋭堅利なる戰法に從事するに至れり。是を以て頻年内外の憂患無き能はざるも、直に勘定の功を奏し本邦の體面を損すること無く、外侮を受くるに至らざりしは實に　陛下の英明更革の致す所なり。然りと雖も、今未だ此小成に安んず可からざる者あり。明治初年より海陸の兵備日に更革に就くと雖も、率大體の變改にして、未だ詳悉の域に至らず。鎭臺鎭守府等の施設ありと雖も、沿海防禦等の事に至ては未だ其功を奏せず。明治の初　陛下聖武を以て能く數百年來の盤根を拔き、頑民を懲し國内小醜の蜂起する者ありしも、立地に剿滅し稍小康に就くが如し。然るに是皆國内の小事にして、他邦と抗衡するの大事に非ず。中間臺灣朝鮮の事件あり。若し破裂に及べば其禍不測ならんとせしも、幸に和好に歸したり。惟ふに彼も一時なり。此も一時なり。未だ彼の一時を以て此一時を例す可からず。安ぞ自今の小康を以て今後の大事を不察に付するを得んや。況んや守成の難き、創業に過き外侮を防過するの難き内亂を戡定するの比に非ざるをや。明治初年　陛下宵衣旰食精を勵し、治を圖る。而して臣僚百司亦奮然事に從ふの風あり。頃者臣僚の事に從ふ者、作新鼓舞、或は昔日の如くなる能はず。是れ時勢の然らしむる所なりと雖も、亦安に狃るゝの致す所に非ざるなきを得んや。是を以て兵備海防の事の如き、臣屢々之れを論ずと雖も耳を傾けて之を聽く者尠し。今此小康に安んじ、姑息を事とし、漫然として時勢の赴く所を顧みず、一旦勢成り事迫るに臨み臍を噬むとも及ぶなけん。云々」

と。

陸軍給與概則の改正

待命非職俸給表

一四 陸軍給與概則の改正

十三年十二月一日、陸軍給與概則を改正し、第二章中新に待命非職俸給表を設けて、其金額は總て步兵科に基き、待命は年額、非職は四分の一とした。また隊附下士再役以上服從の者年功加俸を定め、諸生徒日給を手當金と改稱し、一週間一回之を給す。其他第三章以下手當金被服旅費等に就て多少の變更を行ふ所有つた。十二月二日、本省職制及職務章程中少しく改正追加する所が有つた。同日また徵兵事務條令中追加改正した。

本省職制及職務章程の改正追加

徵兵事務條令の追加改正

實地演習概則を定む

一五 實地演習概則を定む

十四年一月十日、實地演習概則を定め、將官より下兵卒に至るまで、能く心術を練り技藝に達し、戰闘の方法、命令報告の順序等一々實際に模擬し、實地に異らざるの活用を講究せしむる事とした。

憲兵を置き憲兵條令を布く

憲兵隊俸定の規定

一六 憲兵を置き、憲兵條令を布く

十四年一月十四日 新に憲兵を置き、陸軍兵科の一とし、巡察檢察の事を掌り、軍人の非違を視察し、行政・警察・司法の事を兼ね、內務・海軍・司法の三省に兼隷して國內の安寧を掌らしめた。二月十一日に至つて、憲兵條令を布き、先づ其一隊を東京に設置した。更に四月（日闕）には、憲兵隊俸定に就て規定し、其金額は總て近衞砲兵に準じ、下副官及下士卒被服與方は隊外下士卒に準ずる事とした。

一七　本省條令を改正す

本省條令を改正す

戰時編成概則

十四年二月十八日　本省條令を改正し、併せて職制表を改訂す。五月十三日、陸軍職制及び本省職制事務章程中少しく改刪する所有つた。同日、鎭臺條令中改正する所有つた。五月十九日、戰時編成概則を定めた。五月三十一日、本省條令中總務局武學課條目に就て增補する所が有つた。

一八　海岸防禦建築費に關する上申

海岸防禦建築費に關する上申

大山巖
山縣有朋

觀音崎

猿島・富津

東京灣砲臺

原田一道

大築尚志
黑田久孝

十四年五月（日闕）陸軍卿大山巖・參謀本部長山縣有朋、上申して曰く、『本邦の地四面海を環らし海岸防禦は實に兵備上の一大要務なり。維新以來力を兵制擴張に盡すと雖も、海岸防禦に至りては未だ其設備なし。これ一日も忽諸すべからざるの缺典なり。依て曩に情を陳して費を請ひ、東京灣防禦の經畫をなし、觀音崎砲臺築造の工を起すと雖も、工事半ばにして費既に盡く。東京灣は皇城並に政府所在の都府に接し、東國諸州の咽喉を占む、同灣口砲臺築造の如き瞬時も緩怠に附す可からず。且同灣の防備を堅くせんと欲せば、觀音崎の外尚ほ猿島・富津外五箇所に砲臺を築き、三面呼應十字發火の便を得せしむるに非ざれば其效尠なからん。よりて其費貳百四拾五萬餘圓を十ヶ年に分ち、年々貳拾四萬餘圓を下し賜はらば、十ヶ年にして工事全くならん。伏して裁可を仰ぐ云々』と。

而して、十四年七月五日に至つて、東京灣砲臺建築費二百四拾五萬五千八百貳拾四圓を十分し、十四年度より年々貳拾四萬五千五百八拾貳圓四拾錢を別途下附せらるゝ事となつた。七月六日、砲兵局長原田一道、砲兵會議長に轉補せられ、砲兵本廠提理陸軍大佐大築尚志砲兵局長を仰付られ、陸軍大佐黑田久孝砲兵本廠提理に任ぜらる。

大山陸軍卿徴兵法に關して上申す。

一九　大山陸軍卿徴兵法に關して上申す

十四年九月二十七日、陸軍卿大山巖建議して曰く、「徴兵法は固より民法と並行すべきものなるを以て、未だ民法完備せざるの今日に在ては戸籍の精密ならざるを奇貨とし、免役の名稱を覓め、或は逃亡失踪して徴兵を避くるが如き弊害を除去し、且地方官の責任を厚からしむる等の法を設くるに非れば、獨り徴兵法のみ何程の改良を行ふと雖も其功を奏すること能はざるべし。因て今其方法及實際の景況等を陳すること左の如し。

戸籍法

一、戸籍法を改め、且戸長限り戸籍を加除するの法を廢すべし。人智の進むに從ひ、徴兵令其他諸規則は屢々改良し、漸次精密に至ると雖も、調査上第一の準據とすべき戸籍の精密ならざるが爲に、故なくして兵役を免るゝもの最も多し。抑も現今の戸籍法たる、明治四年始めて大藏省に於て戸籍編制雛形を頒布せられしより成立したるものにして、創業の制に係るが故に、今日より之を見れば、頗る簡單にして唯梗概を示すに過ぎず。且明治十一年太政官第三十二號御達を以て戸籍の加除を戸長職務の目中に掲示し、府縣廳の管掌を解除せられたるが爲め、各町村區々の法を以て之を管理し、加除添一定の規律なく、甚だしきは簿中加除のことあれば、或は墨を以てし、或は朱を以てし、塗抹縱横なるあり、記入散亂するあり、其體裁一ならざるのみならず、混淆錯雜言ふべからず。殆んど反古紙の如し。戸籍の體裁此の如き故に各府縣徴兵調査に臨み、始めて姓名の遺漏又は年齡の差違等を發見すること尠からず。之を戸長又は本人に尋問すれば、未だ本人適齡に達せずと云ひ、或は既に年齡を經過したりと云ひ、憑據する所なし。因て其實を徴せんが爲め、或は本人の舊守札に因り、或は近隣の者に就き、調査すと雖も其實を得難きもの往々少からず。且戸長も舊制の如き官撰の時と異にして、現今は人民の公選なるが故に、常に人望を博取するに汲々とし、却て徴兵規避

徴兵規避策

長崎區

實の術を助くるを之れ勤むるが如き情なき能はず。故に送入籍の作僞は勿論、年齢數字の一を二と改め、三を四と改むるが如きは素より戸長の手裡に在て容易に之を行ひ得べし。又或は戸長の故意に之を改むることなきも、年齢四十八歳の者の養子は即ち五十歳未滿の者の養子なれば、徴集に應ぜざるを得ざるを以て、之が免役を謀るが爲め養父自ら戸町役場に就き、自身年齢は曩に戸籍編制の際屆出を誤りたるものにて、實は本年五十二歳なりと僞り戸籍の改正を請求し、即ち五十歳以上の者の養子の名稱に由り、其養子をして兵役を避けしむ。此の如きは戸長に於て詐僞と認むる者往々之れあるも、其眞僞を審覈せしむべき正條なきを以て、不得止其請求に應じ、年齢の改正を爲さゞるを得ず。此の如く戸籍の粗鹵なるを奇貨とし、兵役を避くるの弊風は各府縣共に盛んに行はるゝ所にして、中に就き五十歳以上の者の養子の名稱に由り免役となる者最も多く、之を昨十三年に比較するに、本年は全國に於て一萬千餘人の增加あり。此景況を以て將來に推考するときは徴集人員の竟に全く盡くるに至るも亦未だ知るべからず。戸或は戸籍の粗鹵なるを利とし、二三の府縣に在ては壯年にして年季奉公、或は職業傳習と稱し、人に雇役せらるゝ者多し。之れ過半は徴兵忌避に出る者なり。如何となれば、本人其身元を告ぐるに實を以てせずして、雇主も亦之を雇入るゝに必ず本人の身元を調査し又は其寄留證を調査すべき等の規律なきを以て、直に之を雇入るゝが故なりと。此戸籍法の不完全より生ずる所の弊害は、人民輻輳の地に最も多く行はるゝものにして、長崎縣下長崎區の如きは全區中一人として徴集に應ずる者なしと云へり。由是觀之、從來、東京、大阪兩鎭臺管下徴員の缺乏を患へしは抑々故あるなり。因て速に戸籍法の改法を行ひ且戸町限り戸籍を加除するの法を改め、戸籍は郡區役所及び戸長役場に各一部を備へ、生死送入の加除は郡區役所の委任となし、誤謬訂正は其事由を詳述し、府縣廳へ出願せしめ、該廳に於ては之を警察官に付し、事實を探偵せしめ、其徴證判然たる者に限り訂正を許可するものとせば、能く此弊害を防止するを得べし』と。

鐵道使用法を命令す
諸省事務章程通則

二〇　鐵道使用法を命令す

十四年十一月五日、非常時變に際し、日本鐵道會社の鐵道使用法を命令した。十一月十日、各省事務章程を廢して、諸省事務章程通則を定む。其の管掌事務の區分は從前執行する所に據らしむる事とした。

勅諭を陸海軍人に賜はる
勅諭五事

二一　勅諭を陸海軍人に賜はる

十五年一月四日、勅諭を陸海軍人に賜り、我軍隊の由來を示され、且つ軍人の守るべき五事を諭し給うた。紙數の關係上其の全文は掲載するを得ないが、五事とは一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし。一、軍人は禮儀を正くすべし。一、軍人は武勇を尙ぶべし。一。軍人は信義を守るべし。一軍人は質素を旨とすべし。と云ふ五事であつた。

兒島益謙今井兼利品川氏章
北海道の兵備
理事・事理補・審事・審事補・錄事
大山巖

十五年二月七日、卿官房副長陸軍中佐兒島益謙卿官房長仰付らる。尋で三月一日に至り工兵局長今井兼利參謀本部海防局長に轉補せられ、陸軍大佐品川氏章工兵局長仰付らる。三月三日、本省上申して北海道兵備は新に一軍管を設くる迄、第二軍の所管となさん事を請ひ、聽許せらる。四月九日、省中に理事・理事補・審事・審事補・錄事を置き、其官等俸給を定む。五月十三日、陸軍卿大山巖東京灣防禦線砲臺建築の爲め、和蘭の將校一名を聘して顧問となさんと請ふ。而して同年七月七日之を許さる。

京城の變
堀本禮造大院君

二二　京　城　の　變

十五年七月廿三日、朝鮮亂る。是より先朝鮮我陸軍工兵中尉堀本禮造を聘し洋式教練を習はしむ。大院君之を喜ばず、陰かに暴徒を煽動し、七月廿三日遂に事を擧げ、我公使館を襲擊す。堀本禮造等六人之に死

花房義質

し、公使花房義質仁川に走り、英國測量艦に搭じ長崎に達す。依て我は軍艦數隻を朝鮮に遣して我國人を保護し、小倉屯在歩一大隊を發して、花房義質と共に朝鮮に遣はし以て其の罪を問うた。

戒嚴令の制定
徴發令の制定

二三　戒嚴令の制定

十五年八月五日、戒嚴令を制定した。これ、非常の變に備ふる爲めの法令である。八月十二日徴發令を定む。

山縣有朋財政の議を上る

二四　山縣有朋財政の議を上る

十五年八月十五日、参事院議長山縣有朋上言して曰く、「曩時封建の世に方り、列侯各兵を養ひ其士を育し、藩屏の任を盡し、敢て他藩の後と爲らざるを之れ勉む。是を以て士氣勇敢、人心活潑、治に處て未だ嘗て亂を忘れざるなり。其間或は競爭軋轢するに至る者ありと雖も、是亦忠君愛國の一心、尙武重義の一必、已む能はざるに出づる者にして、啻に之を尤む可からざるのみならず。今日の勢に於ては却て此精神を維持せざる可からざる者あり。

王政維新の際

王政維新の際、藩屏の任を解き、更に陸海軍を置き、護國の職を授く。是を以て往昔武門武士の事を講習せし所の者は偏に軍人に止まり、卽ち全國士民の一小部分の間に在るに過ぎず。其他は擧げて歐洲開明の流風に馳騁し、文華の餘芳を摘弄す。故を以て人心漸く輕躁浮薄に陷り、苟安姑息を計り、空理虛議を喜び、勇敢活潑の氣概に乏しく、尙武重義の志復た振はざるに至る。深慮の士誰か長嘆せざらんや。今此の衰頽の勢を挽回せんと欲せば、彼の一小部分たる尙武の集合を以て全國士民の義氣を鼓舞せざる可からず。

歐洲各國

蓋し歐洲各國の若きは競爭進取相讓らず、拮抗奮勵終始一の如く恰も我邦封建の時に似たり。故に文明の

隣邦兵備略

世に在りと雖も、未だ嘗て一日も武備を忽かせにせず、其愛國の精神凛然犯す可からざるなり。我邦近者普く歐米の學術を取り、將に大に爲す所あらんとす。然るに其大本たる質實にして見はれ難き者は、人情の喜で學ばざる所にして、其末流條目の靡然たる者は人情の好んで習ふ所なり。故に維新以來政治教育の間に於て其外觀殆ど歐米に彷彿する者ありと雖も、顧みて其內實を詳察すれば遠く相及ばざる者あるを如何せん。是他なし、昔時忠君愛國の念、尙武重義の風、漸く消滅に歸するを以てなり。今夫れ歐洲各國は我と相離隔し、痛養の感急迫ならず。或長短の遠く相及ばずして未だ遽かに比較す可からざる者あり。故に我の彼に對する、往昔列藩の相互に抵抗軋轢せし勢に至る能はずして、我人心先づ將に苟安無事に狃れ、委痺不振の極に達せんとす。然り而して近く我隣邦の勢を察するに、駸々として勃興し、決して輕忽に附す可からざる者あり。豈思はざる可けんや。故に集は以爲らく、昔時忠君愛國の念、尙武重義の風を振興するは、誠に方今の要務にして、明治政府の宜しく鋭意に人心をして此に向はしむべき所なり。某嘗て隣邦兵備略を進呈し、傍ら此等の事に及び、區々の微衷を陳じたり。爾來此事に任ずる者日夜勉邊備緒に就けり。抑も我の以て其力を角せんと欲する所の者は、痛養の感急迫ならざるの國にして、直接附近の處にあり。況や自分焦眉の急あるに於てをや。某素より亂を好むに非ず、唯だ亂を忘れざるを欲す。而して其亂を忘れずとは一日も敵國外患を念慮に絕たざるを謂ふのみ。若し今に及んで我邦尙武の遺風を恢復し、陸海軍を擴張し、我帝國を以て一大鐵艦に擬し、力を四面に展へ剛毅勇敢の精神を以て之を運轉せずんば、則ち我の嘗て輕侮せる直接附近の外患必ず將に我弊に乘ぜんとす。坐して此極に至らば我帝國復た誰に倶に其獨立を維持し、誰と倶に其獨立を維新し、誰と倶に其富强を語らん。

故に曰く、陸海軍人の擴張を謀るは方今の急務にして、政府の宜しく此に孜々たるべき所なり。曩きに海軍卿は上疏して大に海軍を擴張せんことを建白せり。然れども財政に關係するを以て未だ之を擧行する能は

松方大藏卿

軍法會議を設く

當請機
陸軍大學條令
徵發事務條令
天皇士官學校
行幸
觀兵式

步兵・山砲兵・
工兵を置く
陸軍滿期下士
の文官採用規
則
兵事課
本省條令を改

ずと雖も我邦と直接附近なる列國と比較して之を論ぜば、少なくとも軍艦四十八艘を備へ、更に運送船若干を置き、之を東西の二鎭守府に分ち、以て現今の目的を立て、將來に至ては益之を擴張するの計畫をなさゞる可からず。又陸軍の如き、先年徵兵令を改正するに當り、之を國力に照量し、常備兵四萬人と定められたりと雖も、今に至るまで未だ其數に充つること能はず。夫れ四萬の兵を以て果して能く十分に我邦を維持するに足るべきか。況や其數未だ充實せざるおや。是亦宜しく早く其策を運すべきなり。而して二軍擴張の擧を密着の關係を有するは、唯財政の一事のみ。因て之を松方大藏卿に諮りしに、卿も亦此に見ることあり。近頃將に改革の擧あらんとする烟稅を以て軍費の內に加へんことを豫定せり。此費目の增加あるも未だ十分たる目的を達すべきには非ずと雖も、今より漸を以て軍費を增加するは、實に今日當務の急なり。願くは斷然施行せられん事を。謹で建議す」

二五　軍法會議を設く

十五年九月二十二日陸軍裁判所を廢し、東京鎭臺に軍法會議を設く。尋で九月（日闕）に至り陸軍鎭臺に當請機を設く。十一月十三日には陸軍大學條令を定め、十二月十八日には徵發事務條令を定め、依つて同月二十六日に至り非常人馬章程を廢した。また十二月二十五日には　天皇、陸軍士官學校に行幸あらせられた。十六年一月八日には　天皇、日比谷練兵場に行幸あらせられ、觀兵式を行はせられた。一月十二日には仙臺・名古屋・廣島三鎭臺に步兵・山砲兵・工兵の各隊を置き、一月二十三日には陸軍滿期下士の文官採用規則を定め、札幌・根室・沖繩三縣を除く各府縣に兵事課を置かれた。

二六　本省條例を改む

む

總務局を七課に分つ

庶務・徴兵・軍法三課長

武學課長

制規・報告兩課長

工兵會議

十六年一月二十九日に至り本省條令を改め、總務局を庶務・徴兵・軍法・武學・勳章・制規・報告の七課に分ち庶務・徴兵・軍法三課長は各中少佐一人とし、武學課長は參謀少佐一人、制規・報告兩課の課長は官等を定めず。其時々官等の上なる者を以て之れに命ずることゝした。一月三十一日には工兵會議を置き、其條令を定む。法則掛を廢止された。

輜重部の編制

曾我祐準

大山巖

二七　輜重部の編制

十六年二月六日に至り參謀本部長代理次長曾我祐準、陸軍卿大山巖に協議して曰く、『輜重兵の編制たる、固より諸隊と齊等の編組相立たざるべからざる者、是れ曩に其取調委員を置き、調査に着手せし所以なり。然るに元來輜重部の職任たる、事重大にして決して一旦の編制を以て永世不易の者となさず。諸兵の進步に伴ひ必ず之を齊等なる位置にあらしめざるべからず。且つ居常內國は勿論、各國殊に隣邦の地勢を察知し、之に應じて編組を取捨し、菌荷を規定する等、皆將來日進の事業に屬するを以て、常に之れが調査計畫をなし、出師の機に當り遺算莫からしむるを要す。然るに現時本邦建制の改革に際し、軍隊を厚うするの今日、其所待亦一層整備を要するは論を俟たず。以上以て考量するに到底陸軍省內に之を負擔する一部局、即輜重局を設置せられ、而して其下に輜重・運輸の二課を置き、以て其事業を分任せしめば、將來輜重隊の進步整頓に於て尤も大なる稗益を見るに至る可し云々』と。

各局課僚書記定員表の改正

陸軍大學校を參謀本部內に置く

陸軍衛戍規則

二月二十日、省內各局課僚書記定員表を改正し、四月十二日には陸軍大學校を參謀本部構內に開き、四月十七日には總務局事務分掌並に施行順序を定め、五月十七日には陸軍衛戍規則を制定した。

本省條令の改正

二八　本省條令の改正

天皇、日比谷練兵場に行幸
陸軍治罪法
陸軍監獄則
陸軍野外練習概則
徴兵令を改正す
現役
近衛守衛隊規則
調馬概則
大山巖
山縣有朋
三浦梧樓・野津道貫・川上操六・桂太郎等兵備視察の爲め歐洲に赴く
陸軍將官の俸給改正
陸軍大學校
高崎營所
陸軍恩給令の改正
田中光顯
陸軍士官學校條令
陸軍大學校條

十六年六月九日に至り本省條令を改め、總務局武學課長を參謀少佐とし、總務局各課の事務分擔に就て變更する所が有つた。七月二十七日、天皇、日比谷練兵場に行幸あらせられ、近衛兵の除隊式を親給うた。八月四日陸軍治罪法を制定し、十月二十四日には陸軍監獄則を定め、十一月二十六日には憲兵條令を改正し、十二月四日には陸軍野外練習概則を定めた。

二九　徴兵令を改正す

十六年十二月二十八日には徴兵令を改正する所があつた。即ち常備役を改めて現役と稱し、現役、豫備役を併稱して常備役とした。而して現役は年限を三ヶ年、豫備役は四ヶ年後備役は五ヶ年とした。尋で十七年一月四日に至り近衛守衛隊規則を定め、一月十五日には陸軍軍馬局調馬概則を定め、二月十三日に至り、陸軍卿大山巖の參謀本部長を罷め、内務卿山縣有朋に兼任せしめた。また二月十六日には陸軍卿大山巖、兵制視察の爲め、陸軍中將三浦梧樓・同少將野津道貫・同大佐川上操六・桂太郎を隨へて歐洲に赴いた。また二月二十一日には陸軍大將及少將、會計監督長、軍醫總監の俸給を改正した。即ち大將は年額六千圓、少將・會計監督長・軍醫總監は年額三千六百圓とした。二月二十八日には陸軍大學校を和田倉門内に移し、三月十二日には東京鎭臺分營の高崎營所を廢した。

三〇　陸軍恩給令の改正

十七年六月十八日に至り陸軍恩給令を改正した。これより先き同月五日、陸軍少將田中光顯をして恩給局長官を兼ねしめた。尋で六月二十四日に至り陸軍士官學校條令を定め、六月二十五日には陸軍大學校條令を改正した。

令
徵兵事務條令の制定
徵兵事務條例を定む
乘馬飼養令の制定
徵兵事務取扱手續
會計部條令
觀音崎砲臺
醫官徵兵檢査規則
能久親王
貞愛親王
國防會議設立の議
海防局
鎭守府

三一　徵兵事務條令の制定

十七年七月十九日に至り徵兵事務條令を定め、また八月一日には乘馬飼養令を制定し、戰時事變の軍用に供する爲め、勅奏任文官に乘馬を飼養せしめた。八月十五日には陸軍徵兵事務取扱手續を定めた。また九月十三日に至り陸軍會計部條令を定め、十月十日には觀音崎砲臺竣工し、陸軍醫官徵兵檢査規則を定め、尋で十一月三日には能久親王は陸軍少將に、貞愛親王は歩兵中佐に御昇進あらせられた。

三二　國防會設立の議

十七年十一月八日には陸軍海軍兩省上申して曰く『一國の防禦は疆場の形勢に應ずべし。我邦の如き四方環海の國土を防禦するの法は、陸海の兩軍相待て其宜しきを制せざれば、完全を得難きは言を俟たず。殊に海軍防禦に在ては、陸海兩軍密接連合協同從事せざれば到底目的を達し難きのみならず、却て大害を起すに至る。故に我邦防國の基礎を鞏固ならしむるの途は、陸海兩軍をして協同審議して其計畫を一徹に歸せしむるより急且要なるはなし。若し兩軍の協同審議を經ざるときは、彼我齟齬重復の弊害相生じ、其事業を完全ならしむること甚だ難し。頃年陸軍にありては東京灣口の防禦に著手し、參謀本部に海防局を置き、全國海岸防禦の法を研究し、海軍にありても鎭守府等を設立し、其他水雷火等總て海中の防禦に係る材料を調整し、海防の要點を審査すと雖も、未だ兩軍の計畫を一統するもの無し。よりて今陸海軍老練の將官を以て國防會議を設け防國任務の要領を審議計畫せしめられんには、前述の如き齟齬重復の弊害を除き、其事業一途に出て、兩軍の防禦法相連絡し、防國の基礎鞏固なるを得ん』と即ち國防會議條例草案を上り、急に裁可を仰いだ。

本省條例の修正
會計局に出納・服庫・恩給の三課の增置
檢査部
新設課課長の課長
東京灣防禦に關する上申
大阪鎭臺分營を和歌山に設く
京城事變
朴泳孝・金玉均・洪英植
事大黨
閔臺鎬・尹泰駿
竹添進一郎
軍艦日進
井上馨

三三 本省條例の修正

十七年十一月十七日には本省條令を修正し、會計局に出納・服庫・恩給の三課と檢査部とを增置した。新設三課の課長は各二等副監督一人とし、檢査部には別に課長を置かず。而して其時々高級古參の者を以て管理せしむることゝした。同日また官房及各局課係書記定員表を改正した。

三四 東京灣防禦に關する上申

十七年十一月十八日には陸海軍兩省上申して曰く、「陸軍は既に東京灣の防禦に着手し、參謀本部に海防局を設けて海防を研究し、海軍も亦鎭守府を設け、水雷布設の擧あり。されども兩省の計畫を統一するの機關なし。之が設備あらんことを請ふ云々」と上申した。十二月十日には大阪鎭臺分營を和歌山に設置した。

三五 京城事變

十七年十二月四日には京城に於て郵政局開業式の擧行あるに乘じて、開國黨の朴泳孝・金玉均・洪英植等が兵を擧げ、事大黨を斥け、軍國事務衙門督辦閔臺鎬・尹泰駿等を殺した。仍つて國王は我が兵にその護衛を求められた。五日に至り我が公使竹添進一郎は兵を率ゐて王宮を護衛した。清兵は之を誤視して發砲し、國王は逃れて清軍に投じた。七日に至り清兵は韓兵と合流して我が公使館を襲擊した。公使竹添進一郎は居留民を保護して仁川に退いた。因つて我が軍艦日進は陸戰隊を上陸せしめて守備を嚴にした。我が政府に於ては同月廿一日外務卿井上馨を特派全權大使と爲して朝鮮に差遣し、以て談判せしめた。

戰時事務規定を定む

三六　戰時事務規定を定む

大山巖
三浦梧樓
野津道貫
大山巖
陸軍馬醫部を陸軍獸醫部と改稱す

十八年一月十七日に至り陸軍省では戰時事務規定を制定した。卽ち出師の時に當り、省內に於て軍需供給に係る百般の事務を處理し、又各地に陸軍事務所を置き、軍需諸品の調達及び運輸等の事務を辨理せしむるの法である。尋で一月二十五日に至り陸軍卿大山巖・陸軍中將三浦梧樓・少將野津道貫等歐洲から歸朝した。一月二十七日に至り陸軍卿大山巖參內して歐洲各國軍制の大要を奏上した。また二月四日には陸軍馬醫部を獸醫部と改め、二月十日には陸軍叙勳條令を改訂した。

本省條令の改正

三七　本省條例の改正

騎兵科と輜重兵科の分離
輜重局
メッケル

十八年三月十七日には本省條令を改正し、騎兵科により輜重兵科に屬する事務を割き、新に輜重局を置き、工兵局の次に列した。輜重局長は大佐一人、次長は中佐一人とし下に人員・材料二課を置き事務を分擔す。課長は何れも少佐一人とした。尋で三月十九日に至り陸軍大學校御雇教師メッケルが東京に着任した。

國防會議條令の發布

三八　國防會議條令の發布

國防會議
淡路國岩屋浦阿波國鳴門に砲臺を築く屯田兵條例を定む

十八年四月十一日に至り新に國防會議條令を發布した。この會議は陸海軍の將官を會して全國防禦線の計畫・鎭臺營所鎭守府軍港の位置、要塞・城廓堡壘・砲臺等の設立、廢棄、鐵道・電信・河港の新築、改築等を議せしむるものである。四月十七日には淡路國岩屋浦・阿波國鳴門に砲臺を築き、五月五日には屯田兵條例を定め、陸軍兵を北海道樞要の地に置いた。

給與概則の改正
鎭臺條例の改正
教導團步兵大隊の移轉
黑川・小澤・野津
三浦梧樓
三好重臣
曾我祐準
高島鞆之助
黑川通軌
野津道貫
橋本綱常
近衛局
陸軍教導團病院
製圖課を置く
對島へ步兵を分屯す
徵兵旅費定則の改正
陸軍恩給令附則制定
陸軍檢閱條例改正
鎭臺條例改正
陸軍軍人休暇規則を定む
陸軍武官進級條例改正
屯田兵本部概則を定む
砲兵工廠條例を改正

三九　給與概則の改正

十八年九月十一日、陸軍給與概則を改正し、五月十八日には鎭臺條令を改正し、五月十九日には教導團步兵大隊を千葉縣府臺に移轉した。また五月二十一日には陸軍少將黑川通軌・小澤武雄・野津道貫を中將に任じ、而して陸軍中將三浦梧樓を東京鎭臺司令官に、同三好重臣を熊本鎭臺司令官に、同曾我祐準を仙臺鎭臺司令官に、同高島鞆之助を大阪鎭臺司令官に、同黑川通軌を名古屋鎭臺司令官に、同野津道貫を廣島鎭臺司令官に任命した。同日また橋本綱常を陸軍軍醫總監とした。尋で六月四日に至り近衛局を改めて近衛とし、同日陸軍教導團病院を設置した。七月四日には陸軍各師團及び旅團本部に製圖課を置き、七月十三日には廣島鎭臺步兵一中隊を對島に分屯し、七月十七日には徵兵旅費定則を改正し、七月十八日には陸軍恩給令附則を定め、八月三日には陸軍檢閱條例を改正、八月十九日には鎭臺條例を改正、八月二十日には陸軍軍人休暇規則を定めた。尋で九月八日に至り陸軍武官進級條例を改正し、十月十六日に至り屯田兵本部概則を定め、十月三十一日には砲兵工廠條例を改正、また十一月十四日には東京鎭臺の分營を佐渡に設置し、十二月一日に陸軍中將鳥尾小彌太、同谷干城を歐洲に差遣した。十二月三日に至り輜重輸卒概則を改定し、十二月二十一日には陸軍軍樂部服制を改制した。

四〇　陸海軍省を設く

十八年十二月二十二日に至り太政大臣・左・右大臣・參議・各省卿を廢して新に內閣の制を定め、外務・內務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・遞信の九省を設置した、而して大山巖を陸軍大臣に、西鄉從道を海軍大臣に、熾仁親王は參謀本部長に任ぜられた（註、詳細に就いては政治篇を參照せられたい）。明

鎭臺分營を佐渡に設置
鳥尾小彌太・谷干城
輜重輪則概則の改定
陸軍軍樂部服制の改制
陸海軍省を置く
各省卿を廢す
內閣の制を定む
九省の設置
大山巖
西鄕從道
熾仁親王
戰時編成概則の改正
師團制を定む
全國に六師團を置く
各省の官制改革
大臣
大臣官房
次官
總務局に五課を置く
陸軍衞生部
下士以下の制服及び給與法の改正
陸軍處務細則を定む
陸軍省職官定員表を定む
近衞鎭臺監督部

治十九年一月四日には戰時編成概則を改正した。

四一　師團制を定む

十九年一月二十八日に至り東京鎭臺を第一師團、仙臺鎭臺を第二師團、名古屋鎭臺を第三師團、大阪師團を第四師團、廣島鎭臺を第五師團、熊本鎭臺を第六師團と定めた。

四二　各省の官制改革

十九年二月二十六日に至り各省の官制を改正する所があつた。卽ち大臣の下に次官・秘書官・書記官・局長・參事官・局次長試補屬を置き、先づ大臣は陸軍軍政を管理し、軍人軍屬を統督し、而して所轄諸部を監督した。大臣官房には秘書官四人、傳令使二人を置き、次官は總務局長となり、命を大臣に承け各局課の事務を監督し、省務の全部を整理するの責に任ぜしめた。總務局には第一課・第二課・第三課・第四課・及び制規課を置く、總務局の外、省中に、騎兵・工兵・砲兵・會計・醫務の五局を置いた。尋で二月二十七日に至り陸軍軍醫部を陸軍衞生部と改稱し、各鎭臺に支部を置いた。

四三　下士以下の服制及び給與法の改正

十九年三月（日闕）に至り下士以下の服制及び給與法を改正した。卽ち從來の正服及び略服の制を廢して、單に一種の絨衣袴とし、第一種帽に前前を裝し、これを冠して正裝した。また兵卒・諸生徒は近衞の外、總て小倉服なりしを改めて絨服とし、小倉服は僅かに練兵、其他營中雜務等に使用せしむることゝした。また三月一日には陸軍處務細則を定め、三月二日には陸軍省職官定員表を定め、三月十一日には陸軍會

條例・糧食條例・被服廠條例・陸軍經理部條例の發布
桂太郎陸軍次官
陸軍看守卒召募手續
上申規則を定む
軍用電信妨害者の處分法
陸海軍武官官等公布
陸軍軍醫學舍概則を定む
陸軍軍樂隊條例
一年志願兵取扱規則
青山陸軍火藥庫
陸軍將校服制の改正
陸軍檢閱條例及び進級條例の改正
小澤武雄
彰仁親王を歐洲に差遣す
陸軍召集條例
陸軍砲臺建築部を東京に置く

三號條令を廢し、近衞監督部條例・糧食條例・被服廠條例・陸軍經理部條例を發布した。尋で三月十六日には陸軍少將桂太郎を陸軍次官に任じ、四月十三日には陸軍看守卒召募手續を定めた。

四四　上申規則を定む

十九年四月十四日に至り上申規則を定め、鎭臺並に各局各官廨長官より本省長官へ進呈する文書の書式を示した。四月二十日には軍用電信に係る妨害者の處分法を定め、四月二十九日には陸海軍武官官等を公布した。また五月二十一日には陸軍軍醫學舍概則を定め、尋で六月八日には陸軍武官は私用なりとも、必ず軍服を着用せしめた。また六月十日には陸軍軍樂隊條例を定め、六月二十八日には一年志願兵取扱規則を定め、六月二十九日には青山陸軍火藥庫を陸軍第一豫備火藥庫と爲し、各鎭臺の火藥庫を分庫と改稱した。七月七日には陸軍將校服制を改正した。

四五　陸軍檢閱條例及び進級條例の改正

十九年七月二十四日に至り陸軍檢閱條例及び進級條例を改正公布し、同日また陸軍中將小澤武雄を參謀本部次長とした。尋で八月十一日に至り彰仁親王を軍事視察の爲め、歐洲に差遣した。また十月十日には陸軍召集條例を公布した。

四六　陸軍砲臺建築部を東京に置く

十九年十月三十一日には臨時砲臺建築部を東京に置き、陸軍省に隷し全國樞要の地に砲臺を建築する事を司り、將官を以て部長とした。また同日、內務大臣山縣有朋を臨時砲臺建築部長に兼任し、十一月三十日に

臨時砲臺建築部官制
陸軍大學條例の改正
乃木希典・川上操六の歐洲出張
國防會議の廢止
海防整備の勅語を賜ふ
伊藤博文

及び臨時砲臺建築部官制を公布した。十二月十五日には陸軍大學條例を改正した。明治二十年一月十二日に至り陸軍少將乃木希典、同川上操六は軍備視察のため橫濱を發し歐洲に向つた。

四七 國防會議の廢止

二十年二月二十二日に至り國防會議を廢止した。按ずるに參謀本部に陸海軍の兩部が設置せられて、本會議が全く不要となりし故であらう。

四八 海防整備の勅語を賜ふ

二十年三月十四日、海防整備の勅語を下し賜ひ、御手許金參拾萬圓を下し其費を助け給うた。續いて總理大臣伊藤博文は各地方長官を招いて、國防の急なる所以を力說した。卽ち曰く、「往時我國鎖國を以て國是とし、四隣交通を杜絕し、東海の一隅に蟠居したるも、今は往來通聘萬國交涉の道日を逐て頻繁を致す。而して獨り通商貿易の一事に止まらず、政治、法律、經濟、及そ軍國經營の要務一として外國に交涉せざる者なし。之を要するに今日の國是とする所は、卽ち萬國公法の範圍に生活する各邦の班列に就き、相互交際の間應に得べきの權利を得、應に盡すべきの義務を盡し、邦國の體に於て卓然獨立の地位を占めんと欲するに在り。今回顧みて之を三十年前の形勢に比較せば、其懸隔實に宵壤も啻ならず。蓋し東洋の局面に於て、既に一大變遷を經たるは予が各位と共に信じて疑はざる所なり。然るに交涉の頻繁は隨て事端を滋くし、各國時に或は其意見を偏執して其利益を相讓らず。是に於て乎何等の邦國も決して百年の平和を保證し難きは、宇內の歷史に於て免るべからざる過去の事實にして各國方に陸海兵備の強大を務め、進取競爭の政策は駸々として未だ其止まる所を知らず。禍機何處に伏藏し、潰裂何日に在らん歟逆め料るべからざるは亦現時の常勢

なり。古人云ふ、兵は兇器なりと。然りと雖も、今日の兵備は翻て平和を保持するの要具にして、兼て義務を決行するの階梯なり。一國若し軍備の充實するなくんば何に賴て以て自立を得るを得ん。我國は四方環海到る處沿海防線の地に非ざるはなし。故に自衛の道に於て海防を嚴にするは、之を燒眉の急に譬ふべし。今若し列國の壯勢を察せず、海外の變局を審にせず、妄意自ら恃み苟且偸安以て眼前の無事を僥倖せば、一朝不測の虞あるに當て誰れか噬臍の悔なきことを保たん乎。我　皇上陛下爲めに深く　宸襟を惱ませられ嚮に既に廟謨を確定し、陸海軍に命じて計畫する所あらしめられたり。此頃又内閣に勅し、宮禁の儲餘を以て海防の費に充つるの旨を降し給ふ。今敬て之を各位に宣示す。各位等牧民の職に在り、宜しく　聖慮の在る所を奉體し、一國の臣民をして時務の急を覺り、護國の義を知らしむる事を務むべし。惟ふに朝野を問はず苟くも愛國の心あるものは必ず大猷を贊襄し、其資力を致し以て同心叶力の誠を展ることを惜まざるべし。抑々海防の費年に鉅萬を要す。專ら國庫の當給に依る時は、其功程の緩にして時局の急に應ずるに足らざらんことを恐る。是れ亦各位の素より熟知する所なり。若し地方の資産有る者にして自ら奮て海防の費を助けんことを望む者あらば、各位は其財産の果して餘裕あると、其果して自己の情願に出るとを詳にし、事狀を具へ宮内省へ上申し、宮内省は相當の手續を以て之を軍務官に移し以て各人の目的を果すの用に供せしむべし。之固より行政の命令を以て督促するの事に非ず。但だ臣民忠愛の德義に訴ふるのみ。予は各位の必ず此意を了解して錯誤なき事を信ず云々』と。また三月二十三日に至り陸軍省に於て始て軍用鳩を試みた。

軍用鳩の始め

士官下士學術檢査委員を置く

四九　士官、下士學術檢査委員を置く

二十年五月二日に至り士官・下士學術檢査委員を置き、總務局長を委員長とし、各局上長官各一名、參謀本部上長官一名を委員とし、學術檢査の方法及び點數附與の格例を立案し、學術檢査書類を審査し、進級及

び轉科、決定候補名簿の案を取扱はしめた。而して學術檢査の方法及び點數附與の格例は、毎年檢査實施前に之を定め、近衞都督・鎭臺司令官及び東京諸官廳士官學術檢査委員長に告達した。ついで五月十七日に至り戰時事變に際し、私設鐵道の使用法を規定した。

五〇　本省官制の改正

陸軍本省官制の改正
監軍部條例
山縣有朋軍事參議官條例
本省處務細則改正
陸軍幼年學校及び士官學校の官制公布
陸海軍武官恩給特例
陸軍大學校條例
陸軍戸山學校條例
教導大隊下士兵卒の徽章を定む
山縣有朋の砲種選定に關する建議
海岸砲制式審査委員
擲射法

二十年五月三十一日に至り陸軍省官制を改正公布し、同日また監軍部條例を公布し、監軍本部を假に參謀本部中に置き、陸軍中將山縣有朋を監事と爲し、同日、軍事參議官條例を公布した。また六月十一日には本省處務細則を改正し、六月十四日には陸軍幼年學校官制及び陸軍士官學校の官制を公布し、九月十六日には陸海軍武官恩給特例を公布し、十月七日には陸軍大學校條例を公布し、十月十八日には陸軍戸山學校條例を公布し、尋で十一月二日に至り教導大隊下士兵卒の徽章を定めた。また十二月十七日には臨時砲臺建築部長陸軍中將山縣有朋、砲臺裝置の砲臺選定に關して建議する所があつた。即ち曰く『昨年十一月臨時砲臺建築部を置かれ、有朋譾劣を以て濫りに該部に承之せり。爾來海岸防禦主任局部に於て計畫せし所の圖案に基き、專ら建築事業の實施に汲々たり。近頃砲臺裝備の砲種に就き少しく疑ふ所なき能はず。本職の主任は全く建築事業にありと雖も、彼の砲種の選定は國家大計の關かる所なるを以て、敢て默止するに忍びず、鄙具を左に陳述す。

夫れ一地海防の方案は之に適用すべき砲熕の種類及配合に基きて決定すべきものとす。故に海岸防禦方案の攻究に方り、先づ砲の種類を選定せざる可からず。是に於て先きに海岸砲制式審査委員を編成し、海防に適用すべき砲種を選定せしめられたり。該委員は古來海戰の景況及現今各國海岸防禦に採用する砲種、幷に將來造船上に來たすべき變移等を審議討究せし後、擲射法を以て海岸防禦用の主砲と定めて復命に及びた

り。因て海防主任局部の計畫も亦自ら此內決を以て基礎となすべきものゝ如し。然れども委員の議定果して其當を得るや、否。是れ卽ち有用の疑なき能はざる所の要點なり。

抑も遠距離に在て甲鐵艦を攻擊するには、大口徑の榴彈砲若しくは綫臼砲を用ゐるに利ありと雖も其用處適當せざれば其利も亦收むる能はざるべし。蓋し防禦の目的、土地の形狀水路の景況等に關せず、何處の海防にも擲射砲を主砲として之を專用するの主義は太だ偏したりと云はざるべからず。

疾航しあるか、若くは砲臺附近に運動しあるかの戰艦に對しては綫臼砲及榴彈砲の命中太だ不確實なるは爭ふべからざる所の事實にして、假令其命中の効力は偉大なりとするも、命中の公算甚だ微なるを以て、發射彈數を多くし、以て之を補はざるべからず。苟も發射彈數を多くせんと欲せば、砲數を夥多にし、且つ迅速の射擊を行ふべからず。然るに此種の砲は射擊修正の爲めに長時間を要するのみならず、距離に關して裝藥に增減を要するの煩あり。故に射擊迅速なるを得ずして却て時機を失ふの患あり。今日未だ此弊を醫するの確法あらざるを以て、强て發射彈の多きを欲し、且つ速射せんとせば規正の射擊を行ふ能はずして、臆測を以て亂射するに至るべし、臆測を以て亂射し、命中を萬一の僥倖に望むが如きは決して策の得たるものに非ざるなり。且榴彈砲若くは綫臼砲の被甲甲板に對して威力あるは大距離に在り。而して其小距離に在りては假令砲彈の重量大なるも其存速の垂直子力微少なるに由り其効力甚だ薄し。故に此種の砲は大距離に於て甲板に對する平射砲の威力十分ならざるの時に用うべき者にして、無甲甲板に對しては距離の遠近に關せず、其効力却て高砲臺に配備したる疾操快射なる平射砲に劣るものとす。又擲射砲は製造の代價平射砲に比すれば廉なりと雖も、多く之を備へざれば其効尠し。蓋し一地防禦に要する費額は、全砲數に就て之を算定せざるべからずして、唯だ擲射砲一門の製造費との比例のみを以て論判すべからざるなり。假令擲射砲を主用すれば備砲費は少額なりとするも、夥多なる砲數を備ふるときは從て平時多衆の砲卒を保育せざる可から

ず、其保育費の增加は常費永久の增加にして、備砲費の廉なるは一時の節減に過ぎず。故に漫に擲射砲を以て、防禦費低廉の一策と斷定すべからざるなり。

夫れ擲射砲の妙は遠距離に於て能く被甲甲板を射貫するに在るを以て、其命中は不確實なるも、別に艦側射貫の方法なきとき已むを得ず之を用ふべきものなり。然るに他の命中不確實なる平射砲を以て危害を與へ得べき被甲艦に對しても、尙命中不確實なる擲射砲を專用せんとするは、其理果して何れにあるを知らず。蓋し我に向ふ所の軍艦を以て、多分は艦側より射徹し難きもの、即全被甲の戰鬪若くは海防艦と假想して、擲射砲を主要せんとするは過慮と謂はざるを得ず。熟ら萬國の形勢を察するに、今日盡く强甲鐵艦のみを艤し、洪費を顧みず百般の危險を冒して遠征を企つるは容易の事に非ず。殊に東洋諸國の如きは、艦側より射徹しがたき强甲鐵艦を備ふるもの甚稀なり。然らば則ち萬一有事の日、我に向ふ所の軍艦は半甲鐵戰艦若くは巡洋甲鐵艦類最も多く、全部被甲の强甲鐵艦の如きは實に僅少なるべし。故に其最も多き被甲艦と抗戰するに有利なる如く、一地防禦の目的と其地形とに關して砲種の配合を定むること眞に必要なり。巡洋艦の側甲鐵は二千米突以內の距離に在て、平射を以て之を洞貫すること固より難からず。又半甲鐵艦の被甲は强厚なるを常とするが故に、平射を以て之を洞貫するの難きは言を俟たず。然りと雖も擲射を以て其狹小な被甲部を攻擊せんか、命中の公算微なるを如何せん。且砲の口徑と被甲の厚さとに因ては、其彈丸の侵徹亦必ず期し難し、故に此種の敵艦に對しては、宜しく望を被甲部の射擊に斷ち、命中確實なる疾操快射の火砲を以て、無甲部の水線を射擊し、危害を與ふるに若かざるなり。

論者或は曰はん、擲射砲は假令命中不確實なるも一彈の命中能く敵艦を轟沈するの功を奏し、平射砲に在ては命中確實なるも、數彈の侵徹艦命を絕つ能はずと。其れ然り。然りと雖も臼砲一彈の命中を以て戰艦を轟沈せしめたるは、魯土戰爭の際錨定したる土艦に向て魯の砲臺より漸次に射擊を修正し數彈の後纔かに命

魯土戰爭

中せしめたるの一例あるに過ぎず。又平射砲實彈の命中艦命を絶つこと能はざりし例鮮からずと雖も、二三の命中に因り戰艦の運轉を害し復た戰ふこと能はざらしむるに至れば、戰鬪の目的達せり。何ぞ必ずしも一々艦命を絶つを要せんや。何ぞ必ずしも平射砲は命中確實なるも其効を見ずと謂ふべけんや。一言以て前論の局を結べば、擲射砲は遠距離に於て强甲鐵艦を虀粉するの妙器なるも、其命中確實ならず、且近距離に於て其効力を逞くする能はず。平射砲は之に反し、其命中正確なるも、遠距離に於て甲板を射貫する能はず。且つ命中するも其敵艦に加ふるの害、擲射砲に比すれば或は小なり。然るに歐洲至强甲鐵艦と稱するもの、多くは遠洋航海に適せず。又近時海軍一般の勢を察するに、多く輕裝快捷の戰艦を撰用するものゝ如し。故に防禦の方法も亦宜しく之に應ずべし。必ずしも偏して多數の擲射巨砲を要せず。宜しく各地防禦の目的、海岸の形勢、及水路の景況に應じ、全體の配合調和宜しきを得せしむべし。是れ則ち海防策の要訣にして、夫の何れの場合を問はず擲射砲を以て我海防の主砲となす若きは頗る偏僻の意見と謂ふべし。

夫の委員の報告に據るに、鑄鐵裝箍二十七珊砲は二千五百米突の距離に於て能く三十珊厚の甲鐵を射貫するものとす。果して然らば亦た以て東洋艦隊を組織する甲鐵艦の多分を攻撃するに足る。若夫れ精良の平射砲を用ふるは、二三の要部に止り、其砲數も亦僅々にて足れり、故に之を本邦に於て製造する能はずとすれば、宜しく之を海外より購入すべし。其一時購入の費額頗る大なるが如しと雖も前文述ぶる所の如く其命中の正確なるが爲めに砲數を減じ得るを以て、多數の擲射砲に要する永久の巨費に比すれば却て低廉なること明なり。隨て建築工事に於ても亦大に其費用を節減するを得。蓋し委員の擲射砲を主張する一原因も、亦費用の節減に在りと雖も、其論究猶ほ未だ盡さゞる所あるものゝ如し。抑も海防の事實は國家運命の係る所なるを以て、一時苟安の手段を用ふることなく、始より精算細思して百年の大計を建てざる可からざるなり云々』と。

陸軍下士文官採用規則
各鎭臺に騎兵大隊を設置す
陸軍士官候補生檢査の公布
輜重廠條例
野山砲射撃條例
陸軍劍術演習教令
陸軍乘馬飼養條例
陸軍乘馬學校條例
陸軍乘馬學校創設
在外國公使館附陸軍武官俸給令・軍馬育成所官制・陸軍現役下士、上等兵の再役條例、陸軍各兵科現役下士補充條例
師團司令部條例・旅團司令部條例等の公布
鎭臺條例及び旅團條例の廢止
師團司令部條例・旅團司令部條例・大隊區司令條例・衞戍條例
參軍官制を定

等で十二月二十八日に至り陸軍下士文官採用規則を公布した。各鎭臺に騎兵大隊を設置した。明治二十一年二月二十五日、仙臺・名古屋・大阪・廣島・熊本各鎭臺に騎兵大隊を設置した。二月二十七日には陸軍士官候補生檢査を公布した。また三月十日には輜重廠條例を定め、三月十二日には野山砲射撃條例を定め、三月十六日には陸軍劍術演習教令を定めた。また三月二十一日に至り陸軍乘馬飼養條例・陸軍乘馬學校條例を公布し、而して同月二十八日には陸軍乘馬學校を創設した。三月三十日には在外國公使館陸軍武官俸給令・軍馬育成所官制・陸軍現役下士上等兵の、再服役條例及び陸軍各兵科現役下士補充條例を公布した。

五一　師團司令部條例・旅團司令部條例等の公布

二十一年五月十二日には鎭臺條例・旅團條例を廢止し、新に師團司令部條例・旅團司令部條例・大隊區司令部條例・衞戍條例等を公布した。

五二　參軍官制を定む

二十一年五月十二日に至り參謀本部條例を廢し、參軍官制を定め、皇族・大・中將一名を參軍に任じ、帝國全軍の參謀長とし、參軍の下に陸軍參謀本部と海軍參謀本部とを置き、陸海軍將官各一名を以て其長とし、參軍を補翼し部事を管掌せしむることに定めた。同日また陸軍參謀本部條例・陸軍參謀職制・陸地測量部條例を制定す。陸軍參謀本部は參軍の下に在つて出師計畫並に陣中要務規定の事を掌り、交通及び外國の軍事を調査し、兼て內外地誌・外國政誌及び戰史の編輯を掌る所とした。また參謀將校は高等將師の職務を補佐し、殊に戰術及び戰略に關する機務を參畫するを任とし、參軍の統轄の下に陸軍參謀本部・監軍部・近衞及び師團參謀本部に於て服事せしめた。陸地測量部は陸軍參謀本部の管轄に屬し、陸地を測量し、兵要及

む
參謀本部條例
を發す
陸軍參謀本部
條例
陸軍監軍部條
例
陸軍參謀將校
陸地測量部條
例
陸軍團體配備
陸軍管區
陸軍高等官
副官條例
陸軍大學校條
例
各鎭臺を師團
本部と改む
熾仁親王
小澤武雄
三好重臣
佐久間左馬太
黑川通軌
高島鞆之助
野津道貫
山地元治
砲兵會議條例
工兵會議條例
本省職官定員
表の改正
本省處務細則
改正
陸軍蹄鐵學舍
條例
陸軍乘馬飼養
條例
陸軍蹄鐵學舍

及び一般の國用に充つべき內國圖を製した。尋で同日また陸軍團體配備・陸軍管區を制定公布し、陸軍高等官等副官條例及び陸軍大學校條例を制定公布した。

五三　各鎭臺を師團本部と改む

二十一年五月十四日に至り各鎭臺を師團本部と改め、陸軍大將熾仁親王をして參軍を兼ねしめ、陸軍中將小澤武雄を陸軍參謀本部長に、中將三好重臣を第一師團長に、同佐久間左馬太を第二師團長に、同黑川通軌を第三師團長に、同高島鞆之助を第四師團長に、同野津道貫を第五師團長に、同山地元治を第六師團長に任じた。五月十九日には砲兵會議條例・工兵會議條例を改正して之れを公布し、六月二日には本省職官定員表を改正し、六月四日には本省處務細則を改正し、六月六日には陸軍蹄鐵學舍條例を定めた。また六月十一日に至り陸軍乘馬飼養條例を改正し、六月二十六日には陸軍蹄鐵學舍を開校した。尋で六月二十八日に至り陸軍軍人休暇規則を定め、六月二十九日には陸軍重症馬治療症官制を公布し、七月十七日には第一師團軍法會議に陸軍法官部を置いた。また八月二日には陸軍軍樂隊檢閱條例を公布し、八月十六日には陸軍懲罰令を改正して之れを公布した。十月十九日には陸軍治罪法を改正して公布し、十一月十五日には本省處務細則を改正した。十一月十六日には師團司令部服務規則を定め、十一月二十九日には陸軍病院條例を定め、十一月三十日には本省職員定員表を改正した。十二月五日には陸地測量修技傳習所を東京に設置し、十二月十五日には陸軍兵籍規則を定め、十二月十九日には陸軍騎兵銃を改正し、元込六連發銃とした。

五四　陸海軍將校分限令の公布

二十一年十二月二十四日、將校分限令を制定し、將校は本人の志望、日本人の分限を失ひたる時、重罪の

の開校
陸軍軍人休暇
規則
陸軍重症馬治
療症官制
陸軍法官部
陸軍軍樂隊横
閑條例
陸軍懲罰令の
改正
陸軍治罪法の
改正
本省處務細則
の改正
師團司令部服
務規則
陸軍病院條例
本省職官定員
表改正
陸地測量條技
傳習所
陸軍兵籍規則
陸軍騎兵銃の
改正
元込六連發銃
の採用
陸軍將校分限
命の公布
衛生會議條例
陸軍軍醫學校
條例
徵兵令の改正
常備兵役・後
備役・國民兵
役
現役
豫備役
後備役
國民兵役

刑を受けたる時、禁錮に處せられ其官を失ひたる時、武官たるの本分に背き、勅裁に由りて免官せられたるときの外、其の官を失ふ事なからしむる事とした。同日また衛生會議條例を、十二月二十八日には陸軍軍醫學校條例を公布した。

五五　徵兵令の改正

二十二年一月二十一日には徵兵令を改正した、卽ち日本臣民にして滿十七歲より滿四十歲迄の男子は總て兵役に服するの義務あるものとし、兵役を常備兵役・後備兵役・國民兵役に分ち、常備兵役は更に之を現役及び豫備役に分ち、陸軍に在つては現役は三ヶ年にして滿二十歲に至りたる者が之れに服し、豫備役は四ヶ年にして現役を終りたる者が之れに服し、後備役は五ヶ年にして常備兵役を終りたる者が之れに服する。また國民兵役は滿十七歲より滿四十歲迄にして、常備兵役及び後備兵役にあらざる者が之れに服する。また一年志願兵及び六週間現役兵の制を定めた。尋で二月四日に至り第二師團の砲兵二十名が脫營して行方不明となつた。二月十五日には陸軍軍隊機動演習條例を定め、二月二十五日には徵兵事務條例を改正し、三月二日には徵兵檢査規則を制定し、三月四日には陸軍一年志願兵條例施行細則を定めた。

五六　參謀本部條例の制定

二十二年三月七日に至り參軍官制・陸軍參謀本部條例・海軍參謀本部條例を廢し、新に參謀本部條例及び海軍參謀本部條例を發布した。參謀本部はこれを東京に置き出師・國防・作戰の計畫を掌り、而して陸軍參謀將校を統轄し、その教育を監督し、陸軍大學校及び陸地測量部を管轄した。而して陸軍大中將一名を參謀總長に任じ、天皇に直隸し、帷幄の軍務に參じ、且つ本部の事務を管理せしむる事とした。また三月九日には

一年志願兵及び六週間現役[illegible]　[illegible]　陸軍[illegible]移動　[illegible]條例　[illegible]條例の改正　[illegible]規則　[illegible]施行細則　[illegible]　[illegible]部條例　[illegible]の制定　[illegible]　陸軍將校生徒試驗委員條例　陸地測量官官制　陸軍輸卒現役期限及び入營期限　陸軍徵兵檢査　要塞砲兵幹部練習所條例の改正　[illegible]憲兵隊を設置　愛知宮城の二縣に[illegible]　陸軍懲罰例の改正　陸軍武官進級令　陸軍豫備後備將校補充條例

陸軍少將川上操六を參謀次長と爲し、三月十日には有栖川宮熾仁親王に參謀總長を兼ねしめ、三月十一日には陸軍將校生徒試驗委員條例を改正して公布した。三月十四日には陸地測量官官制を公布し、三月十八日には兵事義務取調のため、陸軍中將小澤武雄を歐洲に差遣した。三月十九日には陸軍輸卒現役期限及び入營期限を公布し、三月二十五日には陸軍徵兵檢査手續を制定し、三月二十七日には要塞砲兵幹部練習所條例を公布し、三月二十八日には憲兵條例を改正公布し、三月三十日には愛知縣・宮城縣に憲兵隊を設置した。尋で四月三十日に至り陸軍懲罰令を改正して之れを公布し、五月六日には陸軍武官進級令制定を公布し、五月二十一日には陸軍豫備・後備・將校補充條例を公布した。五月三十一日には陸軍砲工學校條例を公布し、六月十日には陸軍士官學校條例制定及び同幼年學校條例制定を公布した。また七月十日に至り陸軍各兵科現役士官補充條例を改正公布し、七月十二日には工兵方面條例を改正公布し、七月十五日には東京軍法會議を設置し、七月十八日には陸軍砲工學校を舊東京鎭臺跡に設置した。尋で七月二十九日に至り屯田兵條例を改正公布し、九月二十一日には屯田兵徵募規則を定め、十月三日には屯田兵司令部に軍法會議を設置した。同日また陸軍大臣大山巖の監軍を罷めた。十一月十日に至り陸軍定員令を公布し、十一月十二日には徵兵令を改正公布し、十一月十五日に至り陸軍戶山學校條令を改正して之れを公布し、十一月十八日には參謀職制を追加して公布し、十二月三日には陸軍乘馬飼養條例を改正公布し、十二月二十日には陸軍軍醫學校條例を改正公布し、十二月二十八日には陸軍歸休兵條例を公布した。

五七　金鵄勳章の創設

明治二十三年二月十一日に至り金鵄勳章を創設せらる。卽ち詔して曰く、

朕惟ミルニ

陸軍砲工學校條例
陸軍士官學校條例
幼年學校條令
現役士官補充條例の改正
工兵方面條例の改正
軍法會議の設置
陸軍砲工學校の設置
屯田兵條例の改正
屯田兵徵募規則
屯田兵司令部に軍法會議を設置す
大山巖
陸軍定員令の公布
徵兵令の改正
戸山學校條令の改正
參謀職制を追加す
陸軍乘馬飼養條例の改正
軍醫學校條例の改正
歸休兵條例の公布
金鵄勳章の創設
金鵄勳章等級製式佩用式制定

神武天皇　皇業ヲ恢弘シ、繼承シテ朕ニ及ヘリ。今ヤ登極紀元ヲ算スルハ、二千五百五十年ニ達セリ。朕此期ニ際シ　天皇裁定ノ故事ニ徵シ、金鵄勳章ヲ創設シ、將來武功拔群ノ者ニ授與シ、永ク　天皇ノ威烈ヲ光ニシ、以テ其忠勇ヲ奬勵セントス。汝衆庶此旨ヲ體セヨ

と。而して同日金鵄勳章等級製式佩用式を制定した。金鵄勳章は功一級から功七級に至り、武功拔群の者に賜ふものとした。

三月（二十三年）三日に至り陸軍刑法を改正追加公布し、三月四日には參謀本部條例を追加公布し、三月十一日には廣島、熊本兩縣下に憲兵隊を置いた。また三月二十四日には工兵會議條例を改正公布し、三月二十五日には近衞師團司令部條例を制定公布し、同日また陸軍教導團條例を制定して公布し、三月二十六日には陸地測量標條例を公布した。

五八　陸軍省官制の改正

二十三年三月二十七日に至り本省の官制を改正した。その要旨は卽ち大臣官房には副官として大中佐各一名、少佐二名、大尉一名を置き、少佐二名は祕書官を兼ねしめた。また房中に人事課を置き大佐一名を以て課長と爲し、將校・同相當官、並に文官に關する人事・敍位・敍勳・記章・褒章、及び恩給・扶助・賑恤等に關する事項を掌らしむる事とした。參事官は定員四名で、內三名は大中少佐または相當官の本職あるものを以て兼補し、殘る一名は奏任文官と爲した。而して省中に軍務・會計・醫務の三局と法官部とを置き、書之れを置かぬことにした。軍務局長は次官これを兼ね、會計局長は陸軍監督長、醫務局長は軍醫總官を以て記官に任ずる事となした。

陸軍刑法の改正・[illegible]
[illegible]
工兵會議條例の改正
[illegible]
部條例
陸軍教導團條例
陸地測量部條例
陸軍省官制の改正
大臣官房
人事課
參事官・軍務・會計・醫務の三局及び法官部を置く
各省官制通則を改正す
陸軍給與令の公布
近衛師團監督部條例・司計部條例・被服廠條例・經營部條例の改正公布
桂太郎
陸軍給與令細則
要塞砲兵配備の件公布
要塞砲兵服制
陸軍下士文官

理大臣を經て上奏する慣例であつたが、爾後直ち奏薦宣行するを得ることゝなつた。

二十三年三月二十七日に至り各省官制通則を改正した。即ち從來奏任官以上の進退は各省大臣より内閣總

五九　各省官制通則を改正す

六〇　陸軍給與令の公布

二十三年三月二十七日に至り勅令を以て陸軍給與令を公布せらる。即ち舊則は近衛及師團の各兵科又は職務の種別に依り、給與を異にして居たのであるが、近來軍隊の機構及び教育の方法が日々改良せられ、近衛師團及び各兵科に依り區分する必要なきのみならず、そのために却て其權衡を得ざるものが少なくない。依つて准士官以上は職務、及びその責任の輕重と事務の難易とを以て給額を區別し、下士以下は特種の者を除く外總て一定の給額に定めた。爾來多少の變更を見る事があつたが、給與規則はこゝに至つて略ぼ完備するを得たと云つてもよからう。同日近衛師團監督部條例・陸軍司計部條例・陸軍被服廠條例・陸軍經營部條例を各改正公布す。三月二十七日また陸軍次官桂太郎は軍務局長に補せられ、四月十六日には陸軍給與令細則を定めた。五月十七日には要塞砲兵配備の件を公布し、五月二十一日には要塞砲兵服制を公布し、五月二十四日には陸軍下士文官採用規則を定め、五月三十日には陸軍善行證書附與規則を定め、六月五日には軍人軍屬旅行行程規則を定め、六月七日には陸軍中將彰仁親王、同山縣有朋を陸軍大將に任じた。六月二十日には軍人恩給法を公布し、同日また陸海軍軍人現役定限年齡を公布した。七月五日には陸軍砲兵工科學舍條例を公布し、七月二十二日には陸軍樂舍條例を公布し、八月九日には監軍部條例を改正公布し、八月十四日には砲兵方面條例及び砲兵工廠條例を公布した。尋で八月二十九日に至り屯田兵司令部條例及び屯田兵監督條例

採用規則
陸軍善行證書附與規則
軍人軍族旅行規則
彰仁親王・山縣有朋
軍人恩給法
現役定限年齢公布
砲兵工科學舍條例
陸軍樂舍條例
監軍部條例の改正
砲兵方面條例
砲兵工廠條例
屯田兵司令部條例
屯田兵監督條例
徴兵事務條例の改正
軍馬預託規則
陸軍定員令
屯田兵召募規則
陸軍給與令の改正
乘馬學校條例
兵備品會計規則
武官官等表の改正
衞生部現役士官補充條例の改正
陸軍定員令改正

を公布し、九月三日には徴兵事務條例を改正公布し、九月十日には軍馬預託規則を定め、十一月一日には陸軍定員令を公布し、十一月十日には屯田兵召募規則を定め、十二月十六日には陸軍給與令を改正追加した。

二十四年二月十三日に至り陸軍乘馬學校條例を公布し、三月十二日には陸軍兵備品會計規則を公布し、三月三十日には陸軍武官官等表を改正し、四月四日には陸軍衞生部現役士官補充條例を改正して之れを公布した。四月二十五日には陸軍定員令を改正して之れを公布した、また五月十七日に至り陸軍大臣大山巖は樞密顧問官に任ぜられ、陸軍中將高島鞆之助は陸軍大臣に任ぜられた。尋で六月九日に至り陸軍砲兵會議條例、及陸軍工兵會議條例を改正した。

六一　本省官制を再び改む

二十四年七月二十四日に至り本省の官制を再び改め、參事官を廢し、會計局を經理局と改稱し、軍務局長は將官より任じ、法官部々員を奏任理事三名となした。八月一日には陸軍給與令を改正して之れを公布し、八月四日には本省處務細則を改め、八月十二日には陸軍大學校條例を改正し、八月十七日には陸地測量部條例を改正した。尋で八月二十四日に至り陸軍給與令、屯田兵給與令を改正して之れを公布し、九月二日には陸軍軍吏部現役下士補充條例を公布し、九月四日には陸地測量部條例附則を追加公布し、九月十四日には砲兵方面條例を改正して之れを公布した。また九月十八日に至り近衞師團及び屯田兵監督部服務規則を定めた。次に十月六日に至り將校演習旅行條例を制定して之れを公布し、十一月七日には野戰砲兵操典を定め、十一月十四日には馬術教範及び騎兵武器用法教範を定め、十二月十六日には陸軍中將小澤武雄が議會にて參謀本部廢止論を主張し、ために政府の忌諱に觸れ諭旨免官となつた。

六二　三たび本省官制を改む

二十五年三月三日に至り三たび本省官制を改め、官房副官の中より大中尉一名を除き秘書官は必ずしも少佐に限らざることゝし、且つ軍務局第二軍務課員中に少佐大尉一名を加へた。また三月二十二日には陸軍經理條例を定め、二月二十六日には軍人遺父母扶助法施行規則を公布し、八月八日には陸軍大將大山巖を陸軍大臣に任じ、十一月二十四日には陸軍糧餉部條例を公布し、十二月十三日に至り陸軍給與令を改正して之れを公布した。また尋で二十六年一月十日に至り屯田各兵科現役下士補充細則を定め、二月二日には陸軍下士及び志願兵服役免除の件を公布し、三月三日には徴兵令を改正して之れを公布した。越へて四月十二日に至り陸軍少將兒玉源太郎は法官部長に任ぜられた。五月四日には陸軍獸醫學校及び軍馬補充署を設置す。五月二十二日には戰時大本營條例を公布し、七月六日には徴兵事務條例を改正して之れを公布した。また七月七日には陸軍軍醫學校條例を公布し、七月二十八日には陸軍衞生部現役士官條例を改正して之れを公布し、八月二十三日には戰時陸軍電話電信取扱規則を定め、八月三十日には陸軍省官制を改正して之れを公布し、九月六日には陸軍定員令を改正公布し、九月十四日には屯田兵司令部條例を改正して公布した。尋で十月四日に至り參謀本部條例を改正して之れを公布し、同日また陸軍中將川上操六を參謀本部次長に任じ、十月三十日には各省官制通則を改正した。

六三　山縣有朋軍備の急を上申す

二十六年十月(日不明)、樞密院議長陸軍大將山縣有朋は東亞の形勢を說いて軍備の急を上申した。卽ち曰く、「我邦の國是の開國進取に在ることは維新以來數回の　聖詔に明示せられたり。是れ苟も日本國民たる者

れて免官となる
三たび本省官制を改む
秘書官
陸軍經理條例
軍人遺父母扶助法施行規則
大山巖
糧餉部條例
陸軍給與令の改正
屯田兵現役下士補充細則
陸軍下士及び志願兵服役免除の件公布
徵兵令の改正
兒玉源太郎
陸軍獸醫學校の創立、軍馬補充部設置
戰時大本營條例
徵兵事務條例の改正
陸軍軍醫學校條例
陸軍衞生部現役士官條例の改正
戰時陸軍電信電話取扱規則
陸軍省官制の改正
陸軍定員令の改正
屯田兵司令部條例改正

の肝に銘じて記憶せざるべからざるものなり。蓋し開國進取とは單に港を開て以て貿易を行ふのみの謂に非ず。寔に能く列國對峙の間に介立して、我邦の獨立を維持し、兼て國光を宣揚するの謂なり。然り而して一國の獨立を維持して、兼て國光を宣揚せんと欲せば、必ず先づ富國強兵の道を講ぜざるべからず。富國強兵の道を講ぜんと欲せば、又必ず內治の整頓を謀らざるべからず。是れ維新の始めより諸先輩、諸士、並に有朋等が日夜焦心苦慮して殆ど寢食を安んずること能はざる所以なり。夫れ封彊を畫して國を成す、其急務と爲すべき所のもの固より多しと雖も、獨立を維持し以て國家の生存を全うするより急なるはなし。苟も一國にして其國たるの生存を失ふの禍機を隱伏せしむることあらんか、土壤如何に廣大豐腴なるも、民人如何に衆多富裕なるも、到底外國の隷屬たるを免れざるなり。豈悲むべきの至りならずや。思ふに國家の目的は必ずしも一ならざるべしと雖も、國家の生存を以て其目的を達するの第一要件となすは、古今を通じて變更することなし。故に若し國防にして缺くる所あらば、國家は萬事を後にして先づ之を整頓せざるべからず。而して其費用を要する事實に莫大なりとす。爲めに國民をして、重大の負擔に任ぜしむるが如き、固より憫むべきの至りにして、寔に止むを得ざるの不幸なりと雖も、又安ぞ其不幸は國家の安全と人民の福利とを購ふの資本たるを知らんや。歐洲諸國の如き數百年來互に彊域を接し、常に自から衞るの必要あり。國防の備已に略々十分なる者に在ても、列國對峙の形勢に格禁せられ、今日に於て尙且つ一步を緩うすることを得ず。從て巨萬の資財を抛ち以て國家の安全と人民の福利とを購はんとするは、何人も知悉する所なり。我邦の如き三百年來鎖港の政略を恪守し、世界の極東に安眠したる者を以て、一朝列國の競爭場裡に立ち、之と抗衡して能く其獨立を維持せんと欲するの時に在ては、爲めに大に其費用を增加せざるを得ざること固より論を俟たざるなり。何となれば彼れが百年の間に於て漸次に整頓したる所の者、我に在て僅に十年の間に於て之を整頓せざるべからざるの必要あればなり。果して然らば、維新の聖詔に於て開國進取を以て國是と定めら

参謀本部條例の改正
川上操六
各省官制通則の改正
山縣有朋軍備の急を上申す
富國強兵

れたる以來は、我邦人民は之が爲めに有形上、無形上共に從前に比すれば負擔の重きに任じたるものと謂はざるべからざるなり。今や東洋の形勢を察するに、眞に憂慮に堪へざる者あり。（中略）海軍擴張の目下の急務たるは復た疑ひを容れず。海軍の擴張に必要なるものは軍艦及水雷艇の製造に在ること亦言を俟たず。夫れ許多の軍艦を製造し、爲めに鉅萬の金銀を海外に輸出するは、國家經濟上より之を言へば寔に悲むべしと雖も、之を爲さざるが爲めに國家の生存を危くするの恐れあるに於ては復た之れを如何ともする能はざるなり。然れども軍艦の製造必ずしも全く之れを外國に依賴せざるべからざるに非ず。若し奮て製鐵所を起し、軍艦製造所を設置せば、今日の事情百般の用品を擧げて、未だ悉く自から之を製作するを許さずと雖も、我に於て其大部分を調製するは甚だ難からざるべし。已に海軍を有す。其製鐵所並に軍艦製造所を要するは無論の事にして國家の長計を立つる者宜しく奮てこれを決行すべきのみ。且つ夫れ今日は金銀の價値に非常の懸隔を生じ、銀貨國の前途は實に人をして杞憂に堪へざらしむ。銀貨國の日本を以て、長く金貨國に依賴して軍艦を製造するあらば其損失果して如何ぞや。是れ國家經濟の最も忌む所にして、務めて之れを避くるの方法を講ぜざるべからず。而して軍艦製造所の設立は、其方法の幾分にして又金銀輸出を以て軍艦製造に反對する者の口を緘するに足るべきなり。今や民間の政論者と議會の多數とは、頻りに民力休養を說き、地租輕減の實行を政府に促すものなり。抑も民力を休養するは國家の富源を開發する所以にして苟くも政事を談ずる者誰れか之を希望せざらんや。然れども是れ外に患難なく、内に餘裕ある時に於て之れを言ふべきのみ。國家の危急の時に際し、之れに應ずるに缺くべからざるの財用を省き、之れを地租の輕減及び地價の修正に應用すべき時に非ざるのみならず、今日國庫の歲入を減却して、所謂民力休養に充てんとするは正に其計を知らざるを見なるなり。

且つ夫れ明治政府の精神は維新開國の　聖詔を遵奉して、我邦の獨立を鞏固にし、列國と對峙して國光を

砲兵條例、工兵方面條例、砲兵會議條例、砲兵工廠條例の改定
經費整理規定
陸軍監獄條例施行細則
理事主理任用令
奥保鞏
大島義昌
軍用電信法
新聞檢閲係
臨時陸軍中央金櫃部條例
大島圭介
馬關を集積場と爲す
陸軍臨時費支出整理規定
陸軍懲罰令
恤兵部編成
屯田兵移住給與規則
恤兵部設置
特務曹長を置く
火藥拂下停止
大島義昌
牙山の役
士官下士特例
補充例
日清戰役
宣戰の詔勅

宣揚するに在り。故に條約の改正を成就し、海陸の軍備を整頓するは強ち明治政府の辭すべからざる責任にして、縱令何等の困難に際會するも挫折することなく以て勇進するの決意なかるべからず云々」と。十二月十六日に至り、砲兵條例・工兵方面條例・陸軍砲兵會議條例・砲兵工廠條例を改定した。十二月二十三日、陸軍省所管經費整理規定を定め、翌二十七年一月十日に至りては陸軍監獄條例施行細則を定め、二月五日には理事主理任用令を定めて理事を理事試補より任用し、理事試補は司法官試補たる資格を有する者より之れを採用した。また二月二十四日には陸軍少將奥保鞏は歐洲軍事視察を命ぜられ、六月五日には第五師團に動員令を下し、混成旅團を編成し、第九旅團長大島義昌をして之れが將たらしめ朝鮮に赴かしめ、六月六日には軍用電信法を公布し、六月七日には陸軍省に新聞檢閲係を設け、六月八日には臨時陸軍中央金櫃部條例を公布し、六月十日には駐韓公使大島圭介、海軍陸戰隊四百二十名を率ゐて京城に入り、六月十五日、陸軍省は馬關を集積場と爲し、兵站・兼碇泊場・司令所・野戰主砲廠・集積倉庫・貨物廠を設置した。尋で六月二十九日には我が混成旅團を京城附近に集結し、七月九日には陸軍臨時費支出整理規定を定め、七月十日には陸軍懲罰令を追加公布し、七月十一日には陸軍恤兵部編成を發表し、七月十二日には屯田兵移住給與規則を改正して之れを公布し、七月十四日には陸軍省に恤兵部を設置した。七月十六日には陸軍武官官等表中各兵科少尉の次に特務曹長を加へた。尋で七月二十六日には陸軍省火藥拂下げを停止し、七月二十九日には混成旅團長大島義昌が諸軍を率ゐて清兵を成歡に撃破し、遂に牙山を占領した、之れを牙山の役と稱する。七月三十日には陸軍士官、下士特別補充條例を公布した。

六四　日清戰役

二十七年八月一日に至り清國に對し宣戰の詔勅が降下した。(註、日清戰役に關しては別項に就き參照せ

戰時給與規則 英國の局外中立 將校乘馬取扱規則 野津道貫 和蘭局外中立 米國局外中立 義勇兵に關する詔勅 櫻井兵吉 無煙火藥の試驗製造を許可 軍事公債條例 軍事公債五千萬圓を募集す 軍事公債取扱順序 軍事内局 岡澤精 山縣有朋 獨逸局外中立 外國武官從軍心得 豫備後備武官進級令 山縣有朋 大本營及び海軍軍令部 天皇大本營御着輦 平壤の戰 野津道貫 左寶貴 大山巖 西鄕從道 金鵄勳章年金令

られたい」同日また陸軍戰時給與規則を公布し、八月三日英國は局外中立を布告し、戰時及び事變の際に於ける將校乘馬取扱規則を定めた。尋で八月五日に至り第五師團長野津道貫は兵を率ゐて宇品を出發し、同日また和蘭は局外中立を布告し、八月六日には米國が局外中立を布告し、八月八日には義勇兵に關する詔勅が降下した。越へて八月十五日に至り櫻井兵吉の發明せる無煙火藥の試驗製造を許可した。

六五　軍事公債條例

二十七年八月十六日には軍事公債條例を公布し、額面五千萬圓を募集した、利子は一ヶ年五分であつた。この應募額は金七千七百萬圓に上つた。八月十七日には軍事公債取扱順序を定め、八月三十日には宮中に軍事内局を設置し陸軍少將岡澤精を長官となした、また八月三十一日には樞密院議長陸軍大將山縣有朋を第一軍司令官と爲し、第五及び第三師團の兵を率ゐて朝鮮に出動せしめた。尋で九月一日に至り獨逸は局外中立を宣し、九月六日には外國武官の從軍心得を定め、九月八日には陸軍豫備、後備武官進級令を公布した。同日また第一軍司令官山縣有朋は宇品を出發した。九月十三日に至り大本營及び海軍軍令部を廣島に移した。九月十五日には畏くも天皇陛下には廣島大本營に御着輦あらせられた。

九月十六日には第五師團長野津道貫が平壤を占領し、敵將左寶貴が戰死した。九月二十五日には陸軍大臣大山巖を第二軍司令官に補し、海軍大臣西鄕從道をして陸軍大臣を兼しめた。九月二十九日には金鵄勳章年金令を定め、十月五日には廣島宇品を臨戰地境と定め、戒嚴令を宣布せられた。十月十日には宇品火藥所を設置し、十月十七日には第一軍義州を占領し、十月二十三日には我が軍が鴨綠江を徒渉して敵兵を擊破し、十月二十六日には第一軍が安東縣九連城を占領した。尋で十月三十一日に至り陸軍少將立見尚文は混成旅團を率ゐて鳳凰城を占領し、十一月五日には陸軍少將大迫尙敏が大孤山を占領し、十一月六日には第二軍が金

戒嚴令
宇品火藥所
義州占領
鴨綠江徒涉
九連城の占領
立見尙文
大迫尙敏
金州城陷る
輜重輪卒特例
大連灣頭諸砲臺を拔く
旅順の占領
軍事公債募集
陸軍軍人、軍屬歸鄕療養者給與規則
金鵄勳章叙賜條例
奧保鞏
柝木城の占領
山縣有朋
野津道貫
陸軍死傷者手當金給與細則
防務條例
防務條例の發布
東京防禦總督部
熾仁親王薨去あらせらる
國民軍條例
戰時補助憲兵規則
佐藤進
戰時野戰郵便脚夫規則

州城を略し、同日また輜重輪卒に關する特例が公布された。十一月七日には第二軍が進擊して大連灣頭の諸砲臺を占領した。

六六 旅順の占領

二十七年十一月二十一日に至り我が第二軍は聯合艦隊と力を協せて旅順口を攻略し、松樹山砲臺・二龍山砲臺・雞冠山砲臺を占領した。尋で十一月二十二日には第二回軍事公債五千萬圓を募集し、十一月二十七日には陸軍軍人、軍屬歸鄕療養者給與規則を公布し、十一月二十八日には金鵄勳章叙賜條例を公布し、十一月二十九日には陸軍少將奧保鞏を陸軍中將に任じ、第五師團長に補した。また十二月十二日には第三師團が柝木城を占領した。越へて十二月十八日に至り第一軍司令官山縣有朋は病のために優詔を下して之れを召還し其職を免じて監軍に補し特に帷幄に列せしめた。十二月二十日には第五師團長野津道貫を第一軍司令官となし、十二月二十八日には陸軍死傷者手當金給與細則を定めた。

六七 防務條例

二十八年一月十五日に至り防務條例を發布し陸海軍協同作戰の指揮及び其任務を規定した。同日また東京防禦總督部を置き、總督を陸軍大中將より補し、天皇陛下に直隸し、東京防禦に任ぜしめた。尋で一月二十四日に至り大勳位熾仁親王薨去あらせられた、御年六十一。一月二十五日には國民軍條例を公布し、二月四日には戰時補助憲兵規則を定め、二月二十二日には佐藤進を陸軍軍醫總監と爲し、二月二十三日には戰時野戰郵便脚夫規則を定め、三月二日には第一軍が鞍山站を占領し、三月五日に至り第一軍は牛莊城を占領し、三月六日には第一師團が營口を占領し、三月九日には第一軍が田庄臺を占領した。同日また陸軍中將野

徵兵令改正追加
李鴻章門司に來る
李鴻章狙撃さる
休戰
澎湖列島占領
小山豐太郎
在補充兵役國民兵役者
臨時陸軍檢疫部
國民軍編入志願者に關する件
日清休戰條約
兒玉源太郎
占領地總督部條例
要塞司令部條例
要塞司令部服務規則
第一軍司令部・第二軍金州に向ふ
占領地總督部
野戰郵便貯金規則
講和條約の調印
伊藤博文・陸奧宗光
李鴻章・李經芳
平和回復の詔勅

非道貫を陸軍大將に任じた。

三月十六日には徵兵令改正追加を公布した。三月十九日には淸國講和全權大臣李鴻章が門司に來た。三月二十四日には李鴻章が第三回談判を終り、會場春帆樓から退出の途次、小山豐太郎の爲めにピストルにて狙撃され負傷した。ために詔して特に無條件を以て三週間の休戰を許された。三月二十六日に至り我が混成支隊司令官陸軍大佐比志島義輝は澎湖列島を占領した、また三月二十九日には在補充兵役國民兵役者及び國民軍編入志願者に關する件を公布し、三月三十一日には臨時陸軍檢疫部を設置し、陸軍次官兒玉源太郎を部長と爲した。また四月四日には日淸休戰條約を公布し、四月一日には占領地總督部條例を公布し、四月五日には要塞司令部條例を公布し、四月六日には要塞司令部服務規則を定め、四月十一日には第一軍司令部、第二、第三師團は第二期作戰の爲め金州に向ひ進軍運動を開始し、同日また占領地總督部を金州に開設した、四月十五日には野戰郵便貯金規則を定めた。

六八　講和條約の調印

二十八年四月十七日には全權辨理大臣伊藤博文、同陸奧宗光、淸國辨理大臣李鴻章、同李經芳と春帆樓に於て會見し、講和條約の調印を行つた。その大要は、第一朝鮮の獨立を認む、第二遼東半島及び臺灣澎湖島を日本に割讓す。第三軍費賠償金として庫平銀二億兩を八回に分割して日本に支拂ふ。第四通商條約を締結し、新に沙市、蘇杭二府を開港すること、且つ占領中は諸國より毎歲庫平銀五十萬兩を支拂ふ事を約定したものである。日本軍隊は一時威海衞を占領すること等である。また本條約を誠實に施行するの擔保として、日本軍隊は一時威海衞を占領すること等である。

臨時軍事費計算證明規定　臨時陸軍檢疫部規則　重大閣議　遼東半島還附　日清講和條約

が政府に之れを淸國に還附すべきを勸告した。四月二十四日には臨時軍事費計算證明規定を定め、四月二十六日には臨時陸軍檢疫部規則を定め、五月四日には京都の外務大臣陸奥宗光邸に於て重大閣議を開き、遼東半島を還附することに決定し、其旨を露獨佛三國に告げた。五月十二日に至り遼東還附に關する詔勅が下つた。國民は悲憤してみな泣いた。同日また日淸講和條約を公布した。

第二節　海　軍

一　横須賀造船所長

横須賀造船所長　海軍少將中牟田倉之助横須賀造船所長　海兵部を廢止　横濱の觀艦式　天皇横濱に臨幸　磐城の進水　川村純義

十一年一月二十五日、海軍少將中牟田倉之助の兵學校長を罷め、横須賀造船所長と爲す。二月十九日、海軍文武の官等表中から海兵部を廢止した。三月四日海軍省に令して、朝鮮國咸鏡・全羅・忠淸三道の海岸を測量せしめた七月十日、天皇は横濱に臨幸あらせられ、新造軍艦、扶桑・金剛・比叡三艦の偉容を御覽遊ばされた。七月十六日、軍艦磐城の進水式を行ふ。八月十四日海軍卿川村純義に命じて邊海を週航せしめた。

二　海軍水交社の設立

海軍水交社の設立　海軍兵學校規則の改正　海軍下士卒以下の善行章條例　海軍退隱令の補正

十二月七日、東京芝公園内の海軍水交社が竣成した。十二年一月四日、海軍兵學校規則を改正し、一月二十一日には海軍下士以下の善行章條例を定めた。一月二十二日、海軍退隱令を補正した。

三　横須賀海軍病院

七月十六日、海軍省の病院を相模三浦郡に設立し、横須賀海軍病院と稱した。八月二十一日には海軍水雷敷設術を設けた。

十三年一月二十四日、避病院規則を定め、六月二十六日には海軍避病院を相模久良岐郡吉田新田及び長崎瀬戸に設けた。十月十五日元老院に海軍刑法審査局を置く。十二月四日、海軍中將中牟田倉之助を東海鎭守府長官と爲し、少將林清康の兼務を定めた。十四年二月三日には軍艦剛金を清國に派遣した。

四　海軍下士以下被服給與概則

十月十日、海軍下士以下被服給與概則を定めた。

十九年六月七日、海軍武官官等表を改正し、同日また海軍將校免黜條例を定めた。

五　我が軍艦朝鮮の變に赴く

八月一日、軍艦金剛・日進・天城の三艦は横濱を解纜して朝鮮に赴いた。

八月二十八日、横須賀造船所に於て軍艦海門號の進水式を行つた。九月二十九日には海軍操砲式を定め、また艦用號令詞を定む。十月六日、東京府下目黒村の海軍火藥製造所成る。

十月十二日、海軍中將中牟田倉之助の海軍大輔を罷め、東海鎭守府長官と爲し、海軍少將仁禮景範の東海鎭守府長官を罷む。

六　海軍兵學校條例を制定す

十月二十一日、海軍兵學校條例を制定し、十二月三十日には海軍省に命じ軍艦を増製せしめた。

海軍機關學校生徒の航海練習艦規則を定む
砲熕履表編纂規則の制定
內局を置く
水雷局を置く
水雷火練習所
海軍旗艦掲揚規則の制定
唐津海軍石炭用所章程の假制定
本邦沿岸區域線を定む
海軍主計學舍規則を定む
馬關に海軍用所を設置す
海軍統計課を計理課と稱改す
船艦制度取調局を海軍省に移屬せしむ
天龍艦の進水式
海軍恩給令を制定す
海軍工夫規則を定む
海軍制服を改正す
海軍武官非職條例
海軍志願兵徵募規則を定む
海軍下士卒以

十六年一月九日には海軍機關學校生徒の航海練習艦規則を定めた。

一月十六日には砲熕履歴表編纂規則を定め、一月二十五日には海軍省の庶務・記錄の二課を廢し、更に內局を置く。

七　水雷局を置く

二月九日には海軍省に水雷局を置き、水雷火練習所を廢止した。また二月十三日には海軍艦旗掲揚規則を定めた。尋で二月十七日には唐津海軍石炭用所章程を假りに制定した。

三月二十六日、海軍に於て本邦沿岸區域線を定めた。

四月四日、海軍主計學舍規則を定め、五月五日には馬關に海軍用所を設置し、六月四日、海軍省の統計課を計理課と改稱した。六月六日には古來船舶の制度取調を海軍省に屬せしめた。

八　天龍の進水式

八月十八日、横須賀造船所に於て軍艦天龍の進水式を行つた。九月十一日には海軍恩給令を制定し、九月二十四日には海軍工夫規則を定む。

十月二十日、海軍制服を改正した。

九　海軍武官非職條例

十一月二十二日には海軍武官非職條例を制定し、十二月二十四日、警視總監樺山資紀を海軍大輔に任じた。尋で十月十八日に至り海軍志願兵徵募規則を定め、十二月二十一日には海軍下士以下の被服給與概則を

定む。十二月二十八日、海軍軍醫服務規則を定めた。

十　調度局を置く

十七年一月十日海軍省に調度局を置く。一月十八日、海軍下士以下の給與概則を制定した。二月一日に至り海軍規守局、調度局條例を假定した。二月八日、海軍省に海事部を置き、軍務局を廢した。二月十四日、軍艦の修復艦の名號を解き、東海鎭守府の所管と爲した。三月七日、海軍省に軍醫長を置く。

一一　海軍治罪法

三月二十一日、海軍治罪法を制定した。四月一日には東海鎭守府に鎭守府軍法會議を設置した、また同日海軍裁判所を廢止した。尋いで四月十四日に至り海軍將校、准將校の乘艦期限條例を定めた。次に四月十七日に至つて海軍將校、准將校、准士官の進級條例を定めた。五月二十一日、海軍軍樂隊給與概則を定めた。

一二　規定課を置く

五月二十七日、海軍省の規程局を廢し、規程課を置く。七月二日、小野濱海軍造船所條例を定めた。七月二十一日、横須賀造船所の新鑿大船渠が竣工した。

一三　艦隊職員條例

十月一日、艦隊職員條例を制定した。十月三日、海軍省兵器局に監材課を置く。十二月五日海軍木工生及び機關工生概則を定む。

船所條例を定む
艦隊職員條例を定む
海軍省兵器局監材課を置く
海軍木工生及び機關工手概則
鎮守府條例を定む
横須賀鎮守府の設置
海軍造船條例
海軍機關部條例
海軍々醫部條例
海軍主計部條例
西洋船舶檢査規則
海軍軍事部條例廢止
海軍下士以下の懲罰令
水交社開館式
威仁親王
海軍敬禮式
電話機を架設す
葛城艦の進水
海軍銃隊操式
水路局品川灣築造方法取調所を置く
海防局を設く
海軍醫學舍規

一四 鎮守府條例

十二月十五日、鎮守府條例を定め、東海鎮守府を横須賀に移し、横須賀鎮守府と改稱する旨を布告した。同日海軍造船條例を定め、また海軍機關部、軍醫部、主計部の各條例を定めた。尋で十二月二十二日に至り西洋船舶檢査規則を制定した。十二月二十五日には海軍軍事部條例を廢し、また十八年一月七日には海軍下士以下の懲罰令を定め、二月二日に至り東京芝公園の水交社開館式を行ひ、有栖川宮威仁親王殿下を水交社の社長に推戴した。三月三日には海軍敬禮式を定め、三月十七日には陸軍に電話機を架設した。

一五 葛城艦の進水

三月(十八年)三十一日、横須賀造船所に於て葛城艦の進水式を行つた。また四月十四日に至り海軍銃隊操式を定め、四月十六日には海軍省水路局に品川灣築造方法取調所を置き、また四月二十五日に至り海軍省では兵庫・長崎・下關の要港に海防局を設く。

四月二十九日、海軍醫學舍規則を改正す。

一六 大和艦の進水

五月(十八年)一日、神戸小野濱造船所に於て軍艦大和の進水式を行つた。

五月二十九日には海軍治罪法を定め、六月十九日には海軍鍬兵概則を制定し、六月二十日には海軍志願兵徴募規則を改定し、六月二十三日には海軍退職下士文官採用規則を定めた。

[illegible]
署を廢す
海軍兵學校條

一七　海軍水雷局

六月二十四日には横須賀の海軍水雷局を開き、同日また海軍主計官候補者臨時採用規則を設け、七月十日には艦船乗員上陸規則を定めた。尋で七月十一日に至り海軍再役志願者假規則を改定し、七月二十二日には海軍兵器檢査所を設けた。九月二十二日には海軍將校會議を設置し、その條例を定めた。十月五日には艦船造修規則を定め、十一月七日には海軍武官結婚條例を設けた。然るに十二月二十二日に至り政府では新に内閣制度を設けて從來の卿を廢し、大臣を置くに及び、西郷從道は海軍大臣に任ぜられた。十二月二十五日には水兵練習所を浦賀屯營と改稱した。十九年一月二十五日には相模長浦港の海軍水雷局が竣工した。二月一日には海軍省を赤坂葵町に移轉した。

一八　海軍軍樂隊

十九年二月四日に至り、海軍省は海軍軍樂隊を横須賀鎭守府の所轄と定めた。また二月十三日に至り長崎海軍出張所を廢し、横須賀鎭守府武庫及び倉庫の分庫を置き、同日東京海軍監獄署を廢した。二月十七日、海軍兵學校條例を廢止し、二月十九日には海軍艦船定備規則を定め、また三月二十七日には海軍各廳處務通則を定めた。

一九　武藏艦の進水式

三月三十日、皇后陛下に於かせられては横須賀に行啓あり、軍艦武藏の進水式に御親臨あらせられた。四月二十二日には海軍條例及び鎭守府官制が公布せられ、四月二十六日には海軍中將中牟田倉之助を横須賀鎭

例を發止す
海軍艦船定傭夫規則
海軍各廳處務通則
武藏艦の進水式
皇后陛下行啓あそばさる
海軍條例及び鎮守府官制
中牟田倉之助呉に第二海海軍區鎮守府を置く
佐世保に第三海軍區鎮守府を置く
海軍公債證書條例の發布
有地品之允西郷從道を歐米に差遣す
大山海相兼務
海軍高武官俸給令を公布す
海軍武官官等表を改正す
海軍兵學校
丁汝昌長崎に來る
清國北洋艦隊の長崎來港
清海兵の暴動
長崎事件
摩耶艦の進水式
海軍主計學校條例

守府司令長官に任命した。五月四日には第二海軍區鎭守府を呉港に、第三海軍區鎭守府を佐世保港に設置した。六月六日、海軍公債證書條例を公布したが、發行總額は金千七百萬圓で五分利付であつた。六月十二日に至り海軍少將有地品之允を横須賀軍港司令長官と爲した。尋で七月二日には海軍大臣西郷從道を海軍視察のため歐米各國へ差遣し、同月十日陸軍大臣大山巖に海軍大臣を兼ねしむる事とす。

二〇 海軍高等武官俸給令

七月十二日、海軍高等武官俸給令を公布す。

同日海軍武官官等表を改正公布す。

二一 海軍兵學校

七月二十四日、廣島縣下由良港に海軍兵學校を設立し、八月十三日には清國の水師提督丁汝昌は北洋艦隊所屬軍艦鎭遠・定遠・濟遠・威遠の四隻を率ゐて長崎に來航した、その水兵が上陸して亂暴を働いたので之れを鎭撫し、一時は治まつたが同十五日に至り再び上陸して亂暴し、彼我の間に殺傷があつた。即ち、清國士官一名、水兵三名、日本巡査一名、之れに死し、彼我の負傷者八十餘名を生じた。これを長崎事件と稱する。

二二 摩耶艦の進水式

八月十八日、神戸に於て摩耶艦の進水式を行つた。また同日海軍主計學校條例を公布した。尋で十月二日に至り海軍檢閲條例を公布し、また同日海軍高等武官進級條例を公布した。

十月九日、海軍警備艦條例を公布し、十月十二日、水雷艇第二震天號の進水式を行つた。十一月二日、西海鎭守府を呉港に設置した。十一月二十六日　天皇・皇后兩陛下には相模長浦（三浦郡田浦町の內）に行幸啓あらせられ、水雷艇の試驗を御閲覽あそばされた。十二月二十七日には海軍懲罰令を改正公布し、尋で二十年一月二日に至り佐世保鎭守府の起工式を行はれた。

二三　愛宕艦の進水式

二十年六月十七日軍艦愛宕艦の進水式を横須賀にて行はれた。七月二十日には海軍制服を改正公布した。七月二十四日には横須賀港を海軍第一軍港と定め、八月四日には海軍掌砲兵・掌水雷兵條例を定めた。八月十八日には滿珠千珠兩艦の進水式を行はれた。また八月二十日には石川島平野造船所にて砲艦鳥海の進水式を行はれた。八月二十六日には艦船備夫服制を定め、九月二十一日には海軍次官樺山資紀を歐米各國に差遣し、九月二十二日には海軍機關學校條例を定め、九月二十六日には海軍候補生任用規則を定め、十一月二十九日には海軍在艦人給與規則を定め、十二月六日には相模長浦に海軍水雷學校を設立した。

二四　海軍參謀本部條例

明治二十一年五月十二日には海軍參謀本部條例を公布し、同月十四日には海軍中將仁禮景範を海軍參謀本部長と爲した。尋で五月十九日に至り海軍本部高等武官定員表を公布した。また六月八日には海軍服裝規則を改正し、六月十三日には海軍兵學校官制を公布した。

二五　海軍水路部條例

仁禮景範
海軍本部高等武官定員表
海軍服製規則改正
海軍兵學校官制
海軍水路部條例
海軍大學校官制
海軍兵學校を廣島に移轉す
赤城の進水式
磐城艦米艦と衝突
海軍大學校
航路標識條例
海軍省の下馬、下乘の規則廢止
海軍武官休職條例
石川島造船所
海軍留學生取締規則
海軍治罪法改正
海軍大學校官制改正
海軍准士官服役條例
海軍軍樂練習所官制及び海軍主計候補生採用規則
海軍治罪法施行規則
海軍武官進級

六月二十六日には海軍水路部條例を公布し、七月十四日には海軍大學校官制を公布した。七月二十七日には東京築地海軍兵學校を廣島江田島に移轉せしめ、八月六日には神戸小野濱造船所に於て軍艦赤城の進水式を行つた。八月十三日には朝鮮仁川港に於て我が軍艦磐城は米艦シュニアタと衝突し破損した。

二六　海軍大學校

八月(二十一年)二十八日には海軍大學校を東京築地に設置し、十月十日には航路標識條例を公布した。また二十二年一月十五日には海軍省門内の下馬、下乘の規則を廢止し、一月十六日には海軍武官休職條例を定め、一月(日闕)には東京、石川島に石川島造船所を設立し、二月四日には海軍留學生取締規則を定めた。また二月十二日に至り海軍治罪法を改正公布し、二月二十五日には海軍大學校官制を改正公布し、尋で同日海軍准士官服役條例、海軍軍樂練習所官制及び海軍主計候補生採用規則を公布し、また三月一日に至り海軍治罪法施行規則を定め、三月五日には海軍高等武官進級條例を改正公布した。

二七　海軍省官制の改正

三月(二十二年)七日、海軍省官制を改正公布し、同日また海軍參謀部條例を公布した。同月八日海軍中將中牟田倉之助を吳鎭守府司令長官に、同赤松則良を佐世保鎭守府司令長官に、同仁禮景範を横須賀鎭守府司令長官に任じた。然るに同月十二日に至り天皇には横須賀に行幸あらせられ、軍艦八重山の進水式に親臨あそばされた

二八　海兵團條例の公布

八重山の竣工式
海兵團條例の公布
水雷隊條例
横須賀海兵團事務所
海軍造兵廠官制
海軍火藥工廠官制
海軍衞生會議條令
海軍技術會議條令
海軍會計監督部條例
海軍中央文庫官制
海軍々醫學校官制
海軍病院條例
水路部處務細則
海軍下士服役條例
海軍下士卒再役服役條例
海軍技術會議

四月(二十二年)十七日、海兵團條例を公布した。同日また水雷隊條例を公布した。尋で四月十八日には海軍横須賀海兵團事務所を設立した。四月二十日には海軍造兵廠官制を制定し、海軍火藥工廠官制を定め、海軍衞生會議條令を定め、海軍技術會議條例を定め、海軍會計監督部條例を定め、海軍中央文庫官制を制定し、且つ海軍々醫學校官制を制定して公布した。また同日海軍病院條例を定めた。尋で四月二十三日に至り水路部處務細則を定め、四月二十九日には海軍下士服役條例及び海軍下士卒再服役條例を公布した。五月四日には海軍技術會議規則を定め、五月二十一日には海軍志願兵徴募規則を改正公布した。

二九 鎭守府條例

五月(二十二年)二十八日には鎭守府條例を制定公布した。同日また海軍造船工學校官制及び海軍機關學校官制を改正して公布した。五月三十一日には海軍兵器補充規則を定め、六月十六日には海軍會計監督規則を公布し、六月二十日には海軍志願兵徴募細則を定め、六月二十五日には海軍軍人俸給令を制定し、六月二十七日には海軍々醫學校條例を定め、七月一日には呉鎭守府・佐世保鎭守府を開廳し、七月二日には海軍々樂生徴募細則を定めた。

三〇 艦內衞兵規則

七月(二十二年)四日には艦內衞兵規則を定め、同日また海軍高等武官條例及び陸軍幼年學校生徒召募條例を公布し、七月二十三日には軍艦條例及び艦隊條例を公布し、七月二十九日には海軍少將井上良馨を常備艦隊司令長官に任じ、九月三十日には海軍火藥工廠處務細則を定め、十月一日には海軍軍人軍屬違警罪處分例を公布し、十月七日には海軍旗章條例を公布し、十月二十一日には海兵團規則を定め、十二月二十二日には

概則
海軍志願兵徵募規則
鎮守府條例
海軍造船工學校官制
海軍[illegible]學校官制改正
海軍兵器補充規則
海軍會計監督規則
海軍志願兵徵募細則
海軍々人俸給令
海軍々醫學校條例
呉、佐世保兩鎮守府開廳
海軍々樂生徵募細則
艦内衛兵規則
海軍武官條例
陸軍幼年學校生徒召募條例
軍艦條例
艦隊條例
井上良馨
海軍火藥工廠
處務細則
海軍々人軍屬
違警罪處分例
海軍旗章條例
海兵團規則
高等水兵練習艦條例及び水雷術練習艦條例

高等水兵練習艦條例及び水雷術練習艦條例を公布し、十二月二十三日には海軍徵罰令を改正公布し、二十三年一月十一日には高等水兵練習艦教則を定め、二月三日には第五海軍區鎮守府を北海道室蘭に設置し、二月十三日には海軍糧食條例を公布し、二月十四日には海軍省物品購買、賣却規則を定め、二月十八日には海兵團條例を改正公布し、二月二十一日には海軍刑法を改正公布し、三月八日には神戸小野濱造船所を廢止し、三月二十七日には海軍省官制を改正して之れを公布した。

三一　海軍被服廠條例

三月(二十三年)二十八日には海軍被服廠條令を公布し、同日また海軍經理規程を定め、四月十八日には、天皇神戸に行幸あらせられ、高千穗艦に乘御、海軍觀艦式を行はせ給ふ。四月二十一日には天皇呉に行幸あらせられ、呉第二鎮守府開廳式に親臨あそばされた。尋で翌二十二日には江田島海軍兵學校に臨幸あらせらる。四月二十六日には天皇佐世保鎮守府開廳式に臨幸あらせられ。五月十五日には海軍造船工學校條例を定め、五月十七日には海軍大臣西郷從道を内務大臣に、海軍次官樺山資紀を海軍大臣に任じた。尋で五月二十一日に至り佐世保軍港の境域を定め、五月二十二日には海軍少將伊藤雋吉を海軍次官に任じ、五月二十六日には水路測量標條例を公布し、六月十四日には呉軍港境域を定めた。また七月三日に至り海軍監獄規則を改正して之れを公布した。八月十三日には海軍造兵廠官制を改正公布した。同日また海軍高等武官進級條例を改正して之れを公布した。八月十九日水雷隊配備を公布し、九月八日には海軍武官官等表を改正して之れを公布し、十一月二十日には海軍機關學校規則を定めた。

三二　海軍大學條例

[illegible]

二十四年五月二十八日に至り海軍大學校條例を改正して之れを公布し、六月四日には横濱船渠會社を設立し、七月二日には清國水師提督丁汝昌が北洋艦隊を率ひて神戸に來訪した。同五日には清國の北洋艦隊が横濱に來た。七月十六日清國水師提督丁汝昌は我が貴衆兩議員をその旗艦定遠に招待した。同艦隊は七月十八日横濱を解纜して歸國の途についた。尋で七月二十二日に至り海軍將校分限令制定を公布し、七月二十三日には海軍武官待命休職條例を定め、八月十八日には海軍高等武官進級條例を改正して之れを公布し、九月四日には海軍治罪法施行規則を改正した。

三三　軍艦大島の進水

二十四年十月十四日に至り、神戸造船所に於て軍艦大島の進水式を行つた。尋で二十五年五月七日、海軍准士官服役令制定を公布した、また七月七日に至り天皇は横須賀に行幸あらせられ、軍艦秋津州の進水式に御親臨あそばされた。然るに九月（日闕）に至り、海軍技師下瀬雅允が强烈な爆烈藥を發明したので、我が海軍は更に强化された。尋で十月七日には海軍軍人結婚條例を制定公布し、十一月三十日には水雷驅逐艦千島が伊豫國堀江沖に於て英艦ラヴェンナ號と衝突沈沒して乘組員七十四名溺死したので、我が國上下に非常な衝擊を與へた。十二月十二日には海軍少將有地品之允を吳鎭守府司令長官に、同井上良馨を佐世保鎭守府司令長官に海軍少將相浦紀道を常備艦隊司令長官に、同山崎景則を横須賀軍港司令官に任じた。十二月二十二日には海軍大尉山内萬壽治が四十七「ミリ」自働速射砲及び同志退却砲架を改良したので、同發明に對しその功を賞し金七百圓を下賜せられた。二十六年二月二十一日には海軍技師下瀬雅允發明の爆烈藥を海軍々需品に採用した、世に之れを下瀬火藥と稱する。二月二十五日には豫備海軍大尉郡司成忠が北海道千島群島中の占守島に移住するに就き　勅語及び金千五百圓を下賜せられた。三月一日には製艦費納金收入規程を定

條例の改正
[illegible]備隊[illegible]
[illegible]武官等表
の改正
[illegible]機關學校
規則
[illegible]大學條例
横濱船渠會社
の[illegible]立
丁汝昌[illegible]
清國北洋艦隊
丁汝昌が艦
衆南[illegible]員施艦
に招待す
海軍將校分限
命訓定
海軍武官待命
休[illegible]條例
海軍武官進級
條例改正
海軍[illegible]罪法施
行規則改定
大島の進水
海軍准士官服
役令
天皇横須賀に
行幸あらせら
る
秋津州の進水
式
ド顧問允
海軍々人結婚
條例
[illegible]沒艦千島の
沈沒
ラヴエンナ號
有地品之允
井上良馨
相浦紀道

め、三月二十三日には海軍整理取調局を宮中に設置し、山縣有朋を委員長に、西郷従道・井上良馨・渡邊國武井上毅・仁禮景範・伊藤雋吉をその委員と爲した。三月二十八日には海軍製艦費納金取扱規程を定めた。

三四　海軍省官制の公布

五月(二十六年)十九日に至り海軍省官制を公布し、同日また海軍々令部條例を公布した、尋で五月二十日に至り海軍次官伊藤雋吉に軍務局長を兼ねしめ、海軍中將伊藤祐亨を常備艦隊司令長官に、同中牟田倉之助を軍令部長に、井上良馨を横須賀鎮守府司令長官に、海軍少將相浦紀道を佐世保鎮守府司令長官に任じた。また五月二十四日に至り軍艦汽船速力規則を定め、七月八日には海軍技術會議規則を定め、十一月九日には海軍監獄内規程を規定した。十一月十四日には在留邦人保護の爲めに軍艦浪華を布哇に派遣した。尋で十二月一日に至り海軍大學校條例を改正公布し、同日また海軍機關學校條例・同砲術練習所條例・同水雷術練習所條例を公布した。十二月三十日には海軍大學校規則を改正して之れを公布した。同日また海軍機關學校規則を定め、十二月(日闕)には海軍砲術練習所を設置した。尋で二十七年二月十一日に至り、海軍省は千葉縣安房の布良及び靜岡縣伊豆の須崎に望樓を設立し、三月六日には横濱に横濱船渠會社を創立して内容の整備を圖つた。三月二十八日には海軍内國旅費規則を改正して之れを公布し、三月三十一日には海軍軍人俸給加俸支給細則を定め、四月十七日　天皇には横須賀に行幸あらせられて松島・吉野・千代田の三軍艦を御検閲あそばされた。六月十八日には呉軍港に水雷隊設計部を設置し、六月十九日には艦隊條例を改正して、之れを公布した。

三五　海岸望樓條例

[illegible]

製艦費納金取
海軍省官制の公布
海軍々令部條例
伊藤祐亨
中牟田倉之助
井上良馨
相浦紀道
海軍技術會議規則
海軍監獄內規
須磨艦を命名
海軍大學校條例改正
海軍機關學校

七月(二十七年)二日には海軍警備條例を公布し、同日また海軍豫備後備役下士卒の臨時召集令を規定し、尋で七月十七日に至り海軍中將樺山資紀を海軍々令部長に任じた。七月二十五日には海軍少將坪井航三は、吉野・浪速・秋津洲の三艦を率ひて韓國に赴く途次、豐島沖に於て淸國軍艦と遭遇し、遂に砲擊の火蓋を切り、淸艦操江を捕獲し、運送船高陞號を擊沈し、敵艦廣乙は朝鮮東岸に、同濟遠は淸國に向つて遁走した。八月一日には淸國に對する宣戰の詔勅が下つた。(尙ほ日淸戰役のことに就ては日淸戰役の條を參照せられたい。)八月二日には海軍戰時給與規則を公布し、八月四日には海岸の諸要所に海岸望樓を設置し、八月十日には東京灣に水雷を布設し、同日また我が聯合艦隊は威海衞を偵察し、同砲臺を砲擊した。八月二十一日には海軍將校進級特例を公布した。

三六　黃海の戰ひ

九月(二十七年)十七日には聯合艦隊司令長官伊藤祐亨は、淸國北洋艦隊と黃海に戰ひ、敵艦揚威・來遠・超勇・靖遠の四艦を擊沈し、定遠・經遠・平遠を燒燬して制海權を獲得した。而して同海戰に於ける大捷報は同月二十日東京に達した。尋で九月二十一日に至り戰時海軍死亡者規則を定め、十一月一日には我が軍艦吉野が威海衞を偵察した。十一月八日には我が聯合艦隊が遂に大連灣を占領した。また十一月十日には艦隊戰時動員令を公布し、十一月十一日には海軍豫備・後備役兵卒進級條例を公布した。尋で十月十一日に至り海軍豫備・後備武官進級任用條例を公布し、十二月十五日には海軍省を霞ケ關に移轉した。また人事方面に於ては十二月(二十七年)二十日に海軍少將坪井航三を旅順口海軍根據地司令長官に、同鮫島員規を第一遊擊艦隊司令官と爲した。越えて明治二十八年一月四日に至り海軍高等武官任用條例を改正して之れを公布し、一月三十日には我が聯合艦隊が威海衞の總攻擊を開始し、龍廟嘴・趙北嘴の南岸砲臺を攻略し、二月二日我

條例
海軍砲術練習
所條例
海軍水雷術練
習所條例
條例海軍大學
校規則改正
海軍機關學校
規則
海軍砲營練習
所の設立
望樓の設置
横濱船渠會社
を設立す
海軍內國旅費
規則改正
海軍々人俸給
加俸、支給細則
天皇横須賀
行幸あらせら
る
吳軍港に水雷
隊設計部を置
く
艦隊條例改正
海岸望樓條例
海軍豫備後備
役下士卒の臨
時召集令

日清戰役

朝鮮の內亂

軍は遂に威海衛を占領した。然れども劉公島砲臺及び北洋艦隊の敵兵は未だ降らなかつたので、二月六日我が水雷艇は第二回夜襲を行ひ、日島・劉公島の敵艦來遠・威遠及び運送船一艘を擊沈した。然るに二月（二十八年）十二日に至り清國北洋艦隊水師提督丁汝昌は後事を英人マクリユウルに託し、且つ依賴書を我が聯合艦隊司令官伊藤祐亨に贈り、鎭遠の艦室に於て毒を仰いで自殺した。定遠艦長劉步蟾・劉公島守備長張文宣等は之れに殉じた。二月十五日に至り我が軍は劉公島を占領した。二月十六日には海軍少將相浦紀道を同中將に、同大佐東鄉平八郎を同少將に任じた。二月二十六日には捕獲清國水雷艇福龍を帝國水雷艇に編入し、三月二日には臨時海軍々法會議を公布し、三月十五日には臺灣征討混成艦隊が佐世保を出發し、三月十六日には捕獲清國艦軍、鎭遠・濟遠・鎭東・鎭西・鎭南・鎭中・鎭邊を帝國軍艦に編入し、三月二十二日には海軍刑法中改正法律を公布した。尋で三月三十一日に至り海軍監獄・看守被服料支給細則を定め、五月十日には海軍高等武官種別任用令を公布し、同日また海軍中將樺山資紀を同大將に任じ、臺灣總督と爲した。五月十一日には海軍中將伊藤祐亨を海軍軍令部長に、同有地品之允を聯合艦隊司令長官と爲した。同日不幸にも水雷艇十六號が澎湖島近海にて沈沒し、大迫大尉以下十二名が溺死した。五月十二日、遼東還附に關する詔勅が下つた。同日また日清講和條約を公布した。遼東還附の詔勅が下るに及び、我が國民は上下を擧げて皆な泣き、臥薪嘗膽の苦行を誓ひ、只管國力の充實に努力し、他日の雄飛を期した。

第三節　日　清　戰　役

一　朝　鮮　の　內　亂

大院君
金玉均暗殺事件
東學黨の亂
清國朝鮮を屬國視す
袁世凱閔泳駿と結ぶ
清國兵を朝鮮に派遣す
葉志超
聶士成
清國は總理衙をつけて日本に出兵の通牒を致る
伊藤博文
政府清國の通牒を拒絶す
大島圭介
政府大島公使に命じて急遽朝鮮に歸任せしむ
日本朝鮮に派

當時清國は我が日本に對し小細工をなし朝鮮政府を教唆して我が國に反抗せしめた。明治十五年朝鮮大院君の亂に於ける、同十七年京城の變亂に於ける、同二十七年の金玉均暗殺事件に於けるが如きは、何れもその一端を示すものである。日清兩國の開戰は兩國が兵を朝鮮に出したるに端を發し、而も兩國の出兵は朝鮮東學黨の內亂に依るのであるが、その東學黨の亂はまた金玉均の枉死に起因するのである。

清國は久しい間朝鮮を屬邦視してゐた、殊に清國の公使袁世凱は明治十七年京城の變のあつた頃から其の任に在り、對韓政策を着々實行し、韓廷の權臣にして王妃の外戚なる經理大將閔泳駿と結んで、韓廷に非常な勢力があつた。一たび東學黨の亂が起るや、袁は時機至れりとなし、閔泳駿を煽動して援兵を清に乞はしめた。依つて李鴻章は直ちにその乞を容れて、二十七年六月四日大將葉志超・副將聶士成に命じて三營の兵を率ひ、威海衞を發せしめた。揚威・平遠・濟遠・致遠・操江の五艦は之れを護送し、舳艫相銜んで朝鮮に向ひ、八日悉く牙山に上陸した。そして清國政府は日本に通牒を送つて曰く『今回朝鮮政府の依賴に依りて其內亂鎭撫のため直隷總督葉をして勁旅を選帶して、朝鮮に赴かしむ、これ我朝が屬邦を保護する舊例に之あり、但し東徒剿滅の上は速に兵を撤し更に留防せざるべし右知報す』と。これは明治十七年伊藤博文が李鴻章と締結したる天津條約に因るものであらう。

我が政府は之に對して『貴國兵を韓地に出すことは之れを領したり。されど貴問中保護屬邦の文字は我政府の承認せざる所なり』と回答した。尋で清は我が出兵を防遏しようとし、日本は出兵の要なしと述べたが、我が政府は斷じて之れに應じなかつた。

是より先き政府は清國出兵せりとの報に接し、當時歸朝中であつた特命全權公使大島圭介をして軍艦八重山に搭じ、急遽朝鮮に赴かしめた。仍つて大島公使は六月五日東京を出發し、同十日仁川に着し、即日京城に入つた。それと共に海軍少佐向山愼吉は陸戰隊四百餘人を率ゐて京城に入つた、尋で同十二日第五師團第

兵す

向山愼吉

大島義昌

邦人保護のため軍艦松島・吉野・大和・武藏・高尾・千代田・筑紫・赤城・鳥海・八重山を派遣す

伊東祐亨

豐島の海戰

樺山海軍中將

軍艦吉野・浪速及び秋津洲

清國軍艦濟遠號及び廣乙號

清國の軍艦卑怯にも白旗を揭ぐ

清國軍艦の敗

九旅團長陸軍少將大島義昌は混成旅團を率ゐて仁川に着し、これまた翌十三日京城に入つた。混成旅團の總勢は八千餘人であつた。當時在留邦人保護のため派遣せられ、仁川に碇泊中の軍艦は松島・吉野・大和・武藏・高尾・千代田・筑紫・赤城・鳥海・八重山等にして、海軍中將伊東祐亨は常備艦隊司令長官として旗艦松島に乘込んでゐた。清兵は牙山に、我が兵は京城に各々大軍を擁し、山雨將に至らんとして風樓に滿つるの慨があつた。

二　豐島の海戰

當時清國に於ては意を開戰に決し、七月二十日前後に至り頻りに八千餘の兵士を牙山及び義州方面に送つた。一たびその警報が我が國に傳はるや、陸海軍共に大いに決心する所があり、その頃海軍々令部長となつた樺山海軍中將は佐世保に赴き、大いに畫策する所が有つた。同月二十三日軍艦吉野・浪速及び秋津州は佐世保を出で仁川に向つたが、二十五日午前七時頃朝鮮の豐島及びショハイオール島の邊に至つた時、二隻の軍艦が黑煙を吐いて來るのに出會つた。これは清國軍艦濟遠號及び廣乙號であつて、牙山派遣兵を搭載せる運送船を迎へるために、南陽灣を發して此處へ通り掛つたものであつた。當時我が海軍は未だ二十三日京城の變ありし事を知らず、清國を敵視すれども、表面上敬禮を表することは常の如くであつた。

此の日吉野は旗艦として將旗を揭げた。然るに清艦は相當の禮を爲さず、却つて戰備を爲した。依つて我が海軍は海面狹隘にして進航に不便なるがため方向を南西に轉じて沖に出た。須臾にして彼我の距離が接近するや、清國軍艦は突然砲を發し挑戰したので、我が軍艦は之れに應戰した。黑煙は天を焦し、海波沸騰せんばかりであつた。激戰凡そ一時二十分にして、濟遠は白旗を立てながら、我が艦に近づき水雷を放ちしが命中せず、既にして濟遠は支へかねて直隸海灣に向つて逃走を企て、また廣乙は速力を減じ東岸の淺瀨に向

走

高陞號事件

東鄕平八郎

浪速艦高陞號を擊沈す

英國人ゴルスウォージー

清兵の非人道的行爲

つて逃れた。

この海戦の眞最中、折しも沖の方から二隻の氣船が進行し來つた。卽ち一は清國軍艦操江號で、他の一は英國商船の旗を掲げてゐたが清國兵士を滿載せる支那運送船高陞號であつた。この時我が秋津州艦は之れに近いて、操江號を捕獲した。

三　高陞號事件

是より先き、我が浪速艦（艦長は海軍大佐東鄕平八郎）は高陞號に對し空砲を發して投錨を命じ、短艇を下し人見大尉を派して船體を檢査せしめたところ、該船は支那政府に雇はれて清國兵一千百餘を乘り込ませ、太沽から牙山に向つて航行中なることが判明した。仍つて人見大尉は船長に對し本艦に隨ひ來るや否やと問ひしに、船長は英國人ゴルスウォージーと呼ぶもので答へて曰く、一に貴命に是れ從ふと。故に直ちに拔錨を命ぜしに、彼は更に短艇を送られん事を乞ふので、その求めに應じて短艇を送りしに、船長の曰く、船中の支那兵は皆貴艦に隨伴するを許さず、船を太沽に歸航すべしと主張してゐるので、遺憾ながら同行が出來ないと。この折衝の間、船内の清兵は甲板上に出て、囂々として騷き立て敵意を示し、また船長以下は支那兵の脅迫を受け、到底本艦に同作して來ることが出來なかつたので、浪速艦から信號を以てその船を放棄せよと命じたが、彼よりはまた短艇を送れと信號し、かれこれ交涉する中四時間を費したが、清兵は船長を脅迫して我が命を拒み、今は平和的交涉も無駄なので、斷乎擊沈に決し、巨砲一發、高陞號はその機關室に命中した。この時乘組英國人は船長以下皆な跳んで海に投じたが、時に船上の清兵は不埒にも英國人等を目掛けて頻りに射擊した。然るに浪速からは短艇を送つて船長以下運轉手等を救助した。こゝに於て高陞號は海底の藻屑と消え、清兵は盡く魚腹に葬り去られてしまつた。

英國の抗議

然るに高陞號はその船籍が英國に屬して居たので、これが端なくも萬國公法上の問題となり、英米の新聞紙上等で一時八釜敷く論議されるに至つた。當時の日英兩國は別に友交關係も何もなく、況や大國たるユニオン・ジャックの國旗を掲げた汽船を、日清兩國の風雲漸く急ならんとする折柄、これを撃沈すると云ふことは由々しい一大事であつたに相違ない、事實わが朝野は驚愕し、時の總理大臣伊藤博文は非常に心配され、英本國では外務大臣から我が駐英公使に向つて嚴重に抗議を申込んで來た。

フリーマントル

されど英國東洋艦隊司令長官フリーマントルは上海に海事裁判所を開いて審理し、遂に我が海軍の所爲を妥當とし、これを本國へ報告した。卽ち其の要旨は左の通りである。

高陞號は英國國旗を掲げ居たれば日本海軍は之に向つて國際の手續をし、船長も此の手續に應じ適法の處置をなさんとせしも、乘組清兵は船長の命令に從はざるのみならず、船長を脅迫し且つ船長を射擊したるは旣に船長より高陞號を强奪したるものなり。日本海軍が遂に最終手段を執り同船を沈沒せしめたるは、全く清兵の强奪後にあるを以て其の處置を正當なりとす。

四　成歡牙山の激戰

成歡牙山の激戰
大院君
大島義昌
古志正綱

大院君が韓廷に入つて政を攝るや、大島公使の勸を納れて牙山の清兵を討攘せん事を乞つた。依つて七月（二十七年）二十五日我が大島旅團長は兵四千餘を率ゐて、三伏の炎熱を物ともせず、勇みに勇んで出陣した。この日先鋒隊は水原府に宿し後軍は果川に泊した、先鋒は第二十一聯隊第三大隊で、陸軍少佐古志正綱が之れを引率した。二十六日水原なる我が先鋒隊では前日徵發した朝鮮の牛馬人夫が盡く逃走したので隊長

古志少佐の自

古志少佐は大に苦心し百方徵發に努めたが、韓人は清兵から咎めを受けることを恐れ、敢て應ずる者なく、全軍はために出發する事が出來ず、午後三時には却て後軍が水原に達した。少佐は憂悶措かず寢食を廢し、

振威
素沙場
成歡
安城渡
福島安正
長岡外史
松崎直臣
大島旅團長の牙山攻撃の戰報
成歡驛の陷落

部下と共に終に徴發に努めしも効なく、翌二十七日に至り、惜しいかな同少佐は責を負ふて自殺した。少佐の率ひる第二大隊の將校下士卒は皆な少佐の責任感の強いのに感泣し、大いに奮起したと云はれる。

二十七日我が軍は進んで振威に着し、全軍は同地に露營した。二十八日午前四時に出發し七原村を過ぎ、素沙場に達した。この邊は一面の水田で諸所に丘陵が起伏してゐた。時に斥候より報じて曰く、敵軍は成歡驛の丘陵に占據し、急造堡を築き幕營して居ると。また一斥候から報じて曰く、敵軍は悉く牙山の根據地を出でゝ東行せりと。成歡は素沙場を去ること一里半、牙山を距ること七里、牙山街道の一要地である。この地一帶には丘陵があり、丘陵の北方は水田、或は沼澤にして東西に亘り中央に一條の河があつて西に流れ、牙山灣に注いでゐる。また一條の道路があつて南北を貫通してゐるがその渡を安城渡と稱する。我が軍は乃ち素沙場を本營とし、全軍を左右翼の二隊に分ち、右翼は歩兵中隊及び工兵一中隊を以て組織し、武田秀山中佐がこれを率ゆ。左翼は歩兵九中隊及び砲兵一大隊より成り、大島義昌旅團長が自らこれを率へた。二十九日午前零時三十分左翼隊の先鋒は先づ出發し、尋で右翼隊も亦出發した。福島安正中佐・長岡外史少佐は左翼隊に屬し、松崎直臣大尉は右翼隊の先鋒であつた。當日に於ける激戰の情況は大島少將の報告に據ると左の如くであつた。即ち

(一) 旅團は戰闘序列の順序に準じ、二十九日零時左翼隊は先づ露營地を發し、素沙場より左に迂回して敵の側背に向ふ。

(二) 左翼隊は同二時頃素沙場を發し、敵を牽制するの目的を以て前進したるが、三時五分安城渡の西方約七百米突の村落に於て、僅に三十米突の距離より激甚なる射撃を受けたり、仍て該隊の大部は敵の左に向ひて、突撃四時十分に至り終に之を撃退したり。

(三) 同隊は五時三十分右の村落を發し、成歡西北方の高地に向ひ、進撃し、漸く進んで成歡驛と齊頭の高

さに達せし時、敵は其の守地を捨て八時頃牙山方面に向ひ潰走したり。敵は其の幕營を捨てゝ潰走したるものにして、大砲四門小銃若干、彈藥多數、天幕九十餘其他の雜品は傷者と共に我が手に委したり。

（四）左翼隊は午前五時二十分成歡驛東北方の高地に達し、放列を布き發射を始む。殆ど同時に步兵も前進放火を開始す。

（五）敵は其陣の中央後なる男立山に堅固なる防禦工事を施し、死力を盡して固守したるも、午前七時二十分左翼隊總攻撃に移りたる後、七時二十分に至り終に我有に歸したり。

（六）同時即ち午前七時三十分に至り、敵の成歡の陣地は全く我が有となり、敵は西方高地に向ひ潰散せり。敵は其の一個所の幕營と共に數多の旗、陣營具、武器、彈藥を捨てゝ走れり。

（七）旅團は直ちに追撃に移り、右翼隊は午後四時牙山に達し、夥多の軍需品を押收したり。左翼隊は午後四時金城洞の東方に達し露營し、翌三十日早朝牙山に達す。

（八）昨日我旅團に對抗せる敵の兵力は七營にして、蘆台のもの五（武毅軍）山海關もの二（仁字軍）なり。

（九）敵の死傷は之を詳にせずと雖も、推算に依れば五百名を下らざるべし。我兵も亦不幸にして約七十名の死傷を生じたり。

（十）敵は潰走したりと雖も、其の多くは新昌縣を經て洪州方面に遁逃したるものゝ如し。

この戰ひに於て松崎大尉は右翼の先頭に立つて進んだが、夜襲のことゆゑ暗澹として咫尺を辨ぜず、加之地理不明であり非常な難攻撃であつた。されど大尉は勇躍少しもひるまず、安城渡を過る頃、突然敵の伏兵が起り、亂撃雨の如くであつた。然るに我が隊は道路狹隘のため一列になつて進んだので非常に不利であつた。仍つて我が軍は伏臥して一齊に射撃した。尋で田邊大尉は第二陣を指揮し、前衛を助けて砲撃した。時

時山中尉

松崎大尉の奮戰

木口小平
白神源次郎

葉子超
聶士成

牙山の陷落

宣戰の布告

山中尉後れて至り、急ぎ援けんと欲し衆に先んじて進んだが、不覺にも沼澤に陷つた。そこは水深く泥深くして、中尉以下士卒二十名は遂に溺死するに至つた。

時に松崎大尉は突貫を强行せんとし、劍を揮つて堤上に立つた。折しもあれ偶々流丸が股に中つた。されど大尉は屈せず更に進まんとせし時、またもや一彈來つて頭部を貫いた。大尉は「殘念」と叫んで斃れた。この時、喇叭手木口小平は重傷を負ひ、將に斃れんとして尙ほ進軍喇叭を吹奏して止まずと云はれる。實に壯烈鬼神を泣かしむるものと云ふべく、靑史に永く不朽の名を留めた。この勇敢なる喇叭手の名は當時白神源次郎と誤り喧傳せられたが、後日に至つて木口小平であることが明瞭になつた。時に隊長武田中佐は突貫の號令を下し、獅子奮迅の勢物凄く敵陣へ突入した。ために敵軍は忽ち浮足立つて總崩れとなり、蜘蛛の子を散らすが如く敗走したが、同隊は逃ぐるを追ひ二十餘人を殺した。傷くものは無數であつた。時に午前四時、我が軍は暫く憩ひ、午後五時に至り隊伍を整へて成歡へ進擊した。

大島旅團長の率ひる左翼隊は敵の右翼に乘込み、遂に之れを陷れた。我が右翼隊も、敵の左翼を猛擊し、兩隊はこゝに力を協せて怒濤の如く突擊すると、敵はもろくも支へかねて大將葉子超・副將聶士成等は敗兵を率ひ、壘を捨てゝ敗走した。時に午前七時三十分であつた。

大島旅團長は直ちに左翼隊を率ひて追擊し、午後四時敵の本據なる牙山を衝くと、敵は既に逃亡し、隻影をも留めなかつた。翌日左翼隊も亦た爰に來會した。依て敵の遺棄した糧食大砲小銃彈丸等を押收して、京城に凱旋した。時に七月三十日であつた。

五　宣戰の公布

明治二十七年八月一日　天皇は詔を發して宣戰を公布し給うた。卽ち、

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス。

朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕ガ百僚有司ハ宜ク朕ガ意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ苟モ國際法ニ戻ラザル限リ各々權能ニ應ジテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ必ス遺漏ナカランコトヲ期セヨ。

惟フニ朕ガ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ著著鄰交ニ戻リ信義ヲ失スルノ擧ニ出テムトハ。

朝鮮ハ帝國ガ其ノ始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國ナリ而シテ清國ハ常ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ陰ニ陽ニ其ノ內政ニ干渉シ其ノ內亂アルニ於テ口ヲ屬邦ノ極難ニ藉リ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ先ツ清國ニ告グルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ清國ハ翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其ノ秕政ヲ釐革シ內ハ治安ノ基ヲ堅クシ外ハ獨立國ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ清國ハ始終陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ防碍シ剰ヘ辭ヲ左右ニ托シ時機ヲ緩ニシ以テ其ノ水陸ノ備ヲ整ヘ一旦成ルヲ告クルヤ直チニ其力ヲ以テ其ノ欲望ヲ達セントシ更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ我艦ヲ韓海ニ要擊シ殆ド亡狀ヲ極メタリ則チ清國ノ計圖タル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル所アラサシメ帝國ガ率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スル條約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ付シ以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク擔保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス熟々其ノ爲ス所ニ就テ深ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ實ニ始ヨリ平和ヲ犧牲トシテ其ノ非望ヲ遂ゲムトスルモノト謂ハザルベカラズ事既ニ茲ニ至ル朕平和ト相始終シ

テ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖モ亦公ニ戰ヲ宣セザルヲ得ザルナリ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス。

御名　御璽

明治二十七年八月一日

各國務大臣副署

清國帝開戰を宣布

これと恰も同日に、清國も亦た我が國に對して開戰を宣布した。曰く、

七月初一日、奉ニ上諭一、朝鮮爲ニ我大清藩屏ニ二百餘年、歲修ニ職貢一、爲ニ中外所ニ共知一。近十數年、該國時多ニ內亂一、朝廷字レ小爲レ懷、疊次派レ兵前-往戡-定、並派レ員駐-ニ紮該國都城一、隨レ時保-護。本年四月間、朝鮮又有ニ土-匪變亂一、該國王請レ兵援剿、情詞迫切、當-則諭ニ令李鴻章一、撥レ兵赴援、甫抵ニ牙山一、匪-徒星散。乃倭人無レ故添レ兵、突入ニ漢城一、嗣又擒ニ兵萬餘一、迫ニ令朝鮮更ニ改國政一、種種要-挾、難ニ以レ理喩一。我朝撫ニ綏藩服一、其國內政事、向令ニ自理一、日本與ニ朝鮮ニ立レ約、係レ屬ニ與-國一、更無ト以ニ重兵一欺-壓强令レ革レ政之理上、各國公論、皆以ニ日本師一出無レ名、不レ合ニ情理一、勸令ニ撤兵和-平商辦一、乃竟悍然不顧、迄無ニ成說一、反更陸-續添レ兵、朝鮮百姓、及中國商民、日加ニ驚擾一。是以添レ兵前往保護、詎行至ニ中途一、突有ニ倭船多隻一、乘ニ我不ト備、在ニ牙山口外海面一、開レ礮轟-擊、傷ニ我運船一、變-詐隨形、殊非ニ意料所ト及。該國不レ遵ニ條約一、不レ守ニ公法一、任レ意鴟-張、專行ニ詭計一、釁開レ自レ彼、公-論昭-然、用特布ニ告天下一、俾レ曉ト然方朝廷ヲ辦理此事一、實已仁至義盡、而倭人渝レ盟肇レ釁無-理已極勢難ㇾ再予ニ姑-容一。着ニ李鴻章一、嚴ニ飭派-出各軍一、迅速進剿、厚集ニ雄師一、陸續進發、以拯ニ韓民於塗炭一。並著ニ沿-江沿-海各-將-軍督-撫、及統-兵大臣一、整ニ飭戒行一、遇レ有ニ倭人輪船駛ニ入各口一、卽行ニ迎-頭痛擊一、悉レ數殲-除、毋レ得下稍有ニ退縮一、致上干罪戾一。將レ此通-諭知レ之。欽之。

六 諸外國の局外中立

諸外國の局外中立

露佛の態度は何時も洞ヶ峠的であつた

日清戰爭に關して直接の利害を感ずるのは英露の二國であつた。然るに英國は第一に局外中立を宣布し、葡萄牙・丁抹・伊太利・瑞典・諾威・和蘭の諸國も相次いで局外中立を宣言した。北米合衆國・布哇・獨逸・墺地利匈牙利の諸國も亦た尋いで中立を通告するに至つた。たゞ露佛の二國は公然中立を宣言しないが、事實上中立を守るの意を通じたと言はれる。

七 軍事公債の募集

軍事公債の募集

八月十三日、先づ憲法第七十條によつて、左の如き勅令を公布された。即ち、

朝鮮事件ニ關スル經費支辨ノ爲メ政府ハ特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ借入金ヲ爲シ及ビ募集スルヲ得

尋いで八月十五日に至り軍事公債條例を發布し、之れが募集を公にされた。

軍事公債條例

軍事公債條例

第一條 軍事公債ハ勅令第百四十三號に依リ全額五千萬圓ヲ限リ漸時募集スルモノトス

第二條 此ノ公債ノ利子ハ一箇年百分ノ六以下トシ元金償還ニ至ル迄毎年六月及十二月ノ兩度ニ之ヲ支拂フ

第三條 此ノ公債ノ元金ハ證書發行ノ年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以内ニ償還ス

第四條 此ノ公債ヲ募集スルニ付キ其ノ總額價格利子歩合應募申込日限應募金拂込度數其ノ他必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第九條　此ノ公債證書ノ交付元利支拂ニ關スル諸般證書ノ取扱其ノ他此ノ條例ヲ以テ規定セザル事項ハ總テ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ據ル

渡邊國武
澁澤榮一
山本貞成
安田善次郎

導いて大藏大臣渡邊國武は同月十八日に至り關東同盟銀行幹事澁澤榮一・山本貞成・安田善次郎を大藏省に招ぎ、軍事公債の募集に關して懇談する所が有つた。幹事等はその募集に應ずべきことを誓ひ、かくて全國津々浦々の銀行家及び有志に至るまで熱心に之れに應じ、その結果七千六百九十四萬九千圓と云ふ巨額に達した。

八　日韓の攻守同盟

日韓の攻守同盟

韓廷に於ては新官制が成立し、八月十五日新内閣を組織し、更に同月二十六日に及んで日韓の攻守同盟が成立した。

大日本朝鮮兩國盟約

大日本大朝鮮兩國盟約

大日本大朝鮮兩國政府ハ（日本暦明治二十七年七月二十五日、朝鮮暦開國五百三年六月二十三日）ニ於テ朝鮮國政府ヨリ清兵撤退一節ヲ以テ朝鮮國京城駐在日本特命全權使ニ委托シテ代辦セシメタル以來兩國政府ハ清國ニ對シ既ニ攻守相助クルノ位置ニ立テリ就テハ其ノ事實ヲ明著ニシ併テ兩國事ヲ共ニスルノ目的ヲ達センガタメ下ニ記名セル各全權委員ヲ奉シ訂約シタル條款左ニ開列ス

第一條　此盟約ハ清兵ヲ朝鮮國ノ境外ニ撤退セシメ朝鮮國ノ獨立自主ヲ鞏固ニシ日朝兩國ノ利益ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第二條　日本國ハ清國ニ對シ攻守ノ戰爭ニ任シ朝鮮國ハ日兵ノ進退及ビ其ノ糧食準備ノタメ及フタケ便宜ヲ與フベシ

第三條　此盟約ハ清國ニ對シ平和條約ノ成ルヲ待テ廢罷スヘシ

此レガタメ兩國全權大臣記名調印シ以テ憑信ヲ昭ニス

（日附略ス）

特命全權公使　大島圭介

外務大臣　金允植

大島圭介
金允植

九　大本營を廣島に移し給ふ

大本營を廣島に移し給ふ

初め大本營を參謀本部内に置き、後之れを宮中に移されたが、更に九月十三日大元帥陛下には東京を御發輦あそばして廣島に向はせられ、大本營を此所に定め給うた。當日、龍顔殊に麗はしく午前七時新橋驛から御料車に乘御あらせられ、同日は名古屋にお泊りになられ、翌十四日京都に下車あそばされ、泉山なる先帝の御陵を拜し給ひ、十五日廣島に着し給うた。

一〇　平壤の激戰

平壤の激戰

日清戰役に於ける陸の平壤戰は、海の黃海の戰或は後の日露戰役に於ける陸の奉天戰、海の日本海々戰と同じく、所謂戰爭のやまであつて、この戰勝により敵の陸に於ける死命を制し得たものである。

卽ち、平壤は大同江を前にし、墻壁を三面にし、四面には沼澤が多く、且つ墻壁たるや石造にして高さ數十米に達し、容易に攀るを得ず、誠に天險要害無比の堅城と云ふべきである。

衞如貴
豐陞阿
左寶貴

清兵は牙山に敗るゝや、早くも本據をこの地に定め、數萬の大兵を集めて日夜防備の策を講じたのである。

大將には總統衞如貴・總統豐陞阿・統領左寶貴・統領馬玉崑・統領聶桂林及び牙山の敗將葉志超・聶士成等が有つた。而して衞如貴は城南に陣し、左寶貴は城北を守り、馬玉崑・葉志超等は大洞江を渡つて左岸に陣

馬玉崑
立見尚文
野津中將
野津道貫
大島義昌
佐藤正
柴田正孝
友安治延
武田秀山
奧山義章
西島義助
岡市之助

し、その他の諸隊は城内を守り、別に天津水雷隊の一隊もまた城内に碇泊してゐた。數百の旗幟は風にへんぽんとして翻へり、如何にもその堅牢を誇るが如くであつた。時に我が軍は仁川から上陸した所の第五師團長を三隊に別ち、一隊は成歡役に大勝を得た混成旅團で、大島義昌少將が之れを率ゐて先發し、野津（道貫）中將は本隊司令官として之れに次ぎ、本道から平壤に向ひ、第十旅團長立見（尚文）少將は別隊を率ゐて朔寧より斜めに平壤に進み、更に元山津より上陸した第三師團の一隊は陽德を經て成川に出で平壤に向つた。斯く三方から平壤を包圍攻擊するの策を定めたのは九月二日であつて、各隊はいづれも勇躍して一齊に平壤を目指して進發し、總攻擊の日を九月十五日と定めた。即ち

第五師團　師團長陸軍中將野津道貫

步兵第九旅團　旅團長陸軍少將大島義昌

步兵第十旅團　旅團長陸軍少將立見尚文

步兵第五旅團混成聯隊　聯隊長陸軍大佐佐藤正

また師團本隊を二隊に分ち、第一挺進隊は步兵中佐柴田正孝が之れを率ゐ、第二挺進隊は步兵中佐友安治延が之れを率ゐた。

大島少將は麾下の旅團を三隊に分ち、中軍は第二十一聯隊長陸軍中佐武田秀山が之れを率ゐ、左翼隊は第二十一聯隊第三大隊長陸軍少佐奧山義章が之れを率ゐ、右翼隊は第十一聯隊長陸軍中佐西島義助が之れを率ゐ、岡市之助中佐はその參謀長であつた。九月十三日より砲擊を始め、十四日に至りて別に牽制の目的を以て石湖亭・柯脊居へも一枝隊を出した。十五日は即ち全軍總攻擊の日であつて、進擊のラッパは喨々として奏せられ、全軍は水灣橋を渡り直ちに船橋里の敵壘に迫つた。敵兵も相當に激しく之れに應戰し、硝煙天を蔽ひ、砲聲は轟々として雷のとどろくが如く山河を撼かし、九天も爲に震ひ、地軸も裂けんかと怪しまれた。

第二十一聯隊第一大隊に屬せる第二・第四の兩中隊は最も苦戰し、指揮の士官は悉く戰死したと云はれる。されど我が軍の猛襲にさしもの敵も支へかねて第一壘は忽ち陷落した。我が軍は勢に乘じ、更に第二壘に迫つた。卽ちこの方面の兵は元山を發し陽德を經て成川に出で、東山・松橋等を過ぎ、十三日順安に出た。順安は平壤から義州に通ずる街道で、實に敵軍の背後にして清軍の兵站部のある所であつた。斯くして十四日には平壤に向ひ、平壤の北方一里ほどなる場所に露營した。十五日未明、山砲を北漢山の頂上に据付け、敵壘の左翼を砲擊した。第十八聯隊第一大隊は得意の戰術たる突貫を以て敵壘に侵入し、難なく敵壘の一部を奪取し、續いて第一第二の敵壘を攻略した。時に午前九時、こゝに於て元山枝隊は朔寧枝隊と合し、一齊に牡丹台の堡壘に逼つた。

第十旅團長立見少將の率ゐる朔寧枝隊は十三日を以て大洞江を渡り、十四日大地鏡洞に着し、十五日平壤に向つて進擊した。この日東雲の頃敵壘に迫つた。恰も大島少將の率ゐる混成團の戰ひが酣にして、敵は同旅團及び背面の元山枝隊を防禦して、他を顧るの暇なく、我が軍の東方より迫るを知らずにゐたらしい。我が軍はこの不意に乘じて猛擊を加へた。敵も亦能く陣を堅めて防戰した。乃ち我は分れて三隊となり、第十二聯隊第一大隊長富田少佐は敵の中央軍に當り、第二十一聯隊第二大隊長山口少佐は右翼の敵に當り、立見少將は自ら左翼に向つた。かくて立見少將は第一壘に突入し、勢猛く敵兵五十餘人を斃した。我が軍は一擧に第一堡壘を乘取つた。時に朔寧枝隊の砲兵第一中隊は敵を去る八百米突の丘上に野砲を備へて榴彈を猛射し、第三壘に向つた富田中佐を助けた。敵はこの爲めに射すくめられ、浮足立つた所を得たりや應とばかりに猛突せしかば、遂に敵兵は崩れ立ち、第三壘を乘取られた。時に午前八時であつた。

今や敵の諸壘は殆ど陷り殘す所は牡丹台のみとなつた。こゝに於て元山朔寧の兩支隊は合して一軍となり、立見少將は之れを率ゐた。卽ち我が兵の部署を定むること左の如くであつた。佐藤大佐は第二第三の兩大隊

ギーゼル七連發銃
大島旅團長
左寶貴
玄武門
三村幾太郎の奮戰

を率ゐた。敵兵はギーゼル七連發銃を亂射し彈丸は雨霰の如くであつた。我が兵は不幸にして遮蔽物がなく、加ふるに敵壘が高く、さすがの我が勇士も一時非常な苦戰に陷つた。この時長岡參謀は馬より跳び下り、巨劍を揮つて陣頭に突つ立ち、兹を先途と血戰した。大島旅團長もまた見方の形勢非なりと見るや、自ら陣頭に現はれ、馬を躍らして突進し、「一死皇恩に報ずるは此の時なるぞ、進め〳〵」と激しく下知した。我が將卒は何れも感奮し、必死の覺悟を極め、喊聲高く突貫し、敵を擊退した。時に午後二時四十分、開戰より十時間の長きに亘つた。その間殆んど息をもつかず、敵も味方も激鬪に疲れ、一と先づ休戰に決し、退いて水溝橋に陣し、以て明日を待つた。

是より先き元山津から進發した第三師團の兵は陸軍步兵大佐佐藤正が敵壘の背後から狹隘な道路を廻はつて牡丹台の後方より攻擊した。

一、高田少佐の一大隊も亦た城の後面に向ふ。
二、山口少佐の一大隊は正面より攻擊す。
三、元山枝隊砲兵一大隊及び朔寧枝隊砲兵一中隊は北面の墻を砲擊して粉盡す。

右の部署の下に總攻擊を始めたが、清兵もまた死力を盡して防戰した。我が砲兵隊は北面の城壁を砲擊したが、我が步兵隊の苦戰を見るや直ちに榴散彈を亂射して正面なる山口少佐の一隊を掩護し、盛んに猛擊を加へたので城中の敵兵中死傷するものが夥しく、清將左寶貴もまた彈丸に中りて戰死した。敵軍これと見るより色めき立つたので、我はすかさず總進擊の喇叭に伴れて一齊に起ち猛襲に猛襲を加へ、忽ち牡丹台を占領した。立見少將は勇躍して、更に本城の玄武門に肉搏した。門は泥土で堅め要害頗る堅固、我が軍三たび突貫するも效がなかつた。時に陸軍中尉三村幾太郎は勇躍して墻壁を攀ぢ登ると、部下の兵十三人は續いて攀じ身を躍らして城内に入つた。敵兵は周章狼狽、四方に散亂したが三浦中尉はそれを事ともせず、縱橫無

原田重吉玄武門を開く

盡に敵を蹴散らした。この間に原田重吉は内より門を開いた。我軍はこれによりて一齊に城中に突入した。時に午後二時我が軍は朝來の激戰に幾分の疲勞を覺えたので、一と先づ休戰した。

野津枝隊の進撃

山川洞

尋いで野津師團長の率ゐる一隊は十一十二の兩日大同江を渡り、江西・保山鎭を過ぎ十四日沙門に着し、十五日午前零時將軍は全軍を指揮して進發し、山川洞に着せし頃夜が明けそめた。我が砲兵は陣を敵壘と相對峙せる山上に布き、チイソンの堡壘に向つて猛撃を加へた。敵も亦た之れに應じ、雨霰の如く彈丸降り注いた。第二十二聯隊第三大隊第十中隊は山を下り、敵壘に向つて突進した時に敵の百餘騎は平憲門より出で、兩軍砲戰の間を進んで來た。我が歩兵は未だ之れを知らざりしが、山上の我が砲兵は早くも之れに砲口を轉じて邀撃した。依つて歩兵も敵騎の迫れるを知り、その大半を射殺し、七、八騎を生擒にした。この時奥山少佐は既に城外の敵を掃ひ、火を敵營及び近傍の家に放つたので敵兵は急に引返して再び城内に逃れ入つた。仍つて我軍は再び火を敵壘に放ち、此日は一と先づ休戰した。

衛徐貴

平壤の陷落

桂副官

立見少將の朔寧枝隊と佐藤大佐の元山枝隊は平壤の北方より攻撃を開始し、別に奥山少佐の一隊は羊角島の下流を渡り、衛徐貴の守つて居た城の南方に位する堡壘を陷れ、火を附近の家屋に放ち、猛然攻めたのは恰も十五日の午後四時半頃であつて、さしも難攻不落と稱せられた平壤城も全く風前の燈火で、將に陷らんとする一刹那、清兵は卑怯にも白旗を玄武門内の高城廓に飜して降參した。依つて立見少將は一隊の兵を率ゐて玄武門から侵入し、一箇の小城門ある所で談判を始めた。されど言語が通ぜず、ためにその意を解する能はず、桂副官が筆を執つて談ずる所によれば、敵兵はいま驟雨が激しく降つてゐる最中でもあるし且つ日も將に西山に傾きかけてゐるから兵を點撿して降伏の準備をなすことが困難である故に明朝城内を清めてから交渉を始めようと云ふのであつた。然らば先づ門を開くべしと命じた。然るに彼等はこの我が要求に從はず、しかも彼等は未だ眞に降服の意なきもの﹅如くであつた。因て立見少將は桂副官に附するに一小隊の兵

甑山街道　義州街道　清兵の總退却　平壤の攻撃戦に於ける死傷者

を以てし偽に談判を續けしめ、自らは退いて牡丹台に據つた。桂副官は此所に於てか明朝相見えんことを清將と約して、また牡丹台に歸還した。清兵が一夜の猶豫を乞ひしは遁逃の準備を爲すがためにして、元來彼等は約を守る者ではない。故にその情を推察した我が軍は師團左側の一隊を甑山街道に出だし、第十八聯隊を義州街道に進めて、清兵の退路を扼せしめた。清兵は我に斯の如き準備あるとは露知らず、午後八時頃から續々と群をなし、或は城門を出で或は城牆を越え、逃れ去らうとした。我が攻圍軍は直ちにこれを追撃し、また甑山方面の我が軍もまた丘上から猛撃したので、清兵は死物狂ひとなつて敗走した。一方元山枝隊の砲兵第十八聯隊は大小砲を揃ひ敵陣を目掛けて猛射したので、清兵の斃るゝもの算なく、死屍は累々と積んで山をなし、ために碧血は草原を染むるに至つた。斯くの如くにして我が軍は敵の伏兵を慮つて夜間に入城することを見合せ、十六日の朝を以て堂々と平壤に入城した。山河も轟く許りに帝國萬歳を三唱した。こゝに於て清國の黄龍旗は仆されて我が日章旗が風に飜るに至つた。

昨日來の平壤の攻撃戦に於ける死傷は左の如くである。

本道より進める大島少將混成旅團の死傷者

將校	即死	六名
	負傷者	十八名
下士卒	即死	百十名
	負傷者	二百五十七名
	不明	十三名

朔寧より進める立見少將の率ゐし枝隊の死傷者

將校	即死	無し

負傷　三名

下士卒
- 即死　九名
- 負傷者　四十五名
- 不明　一名

元山より進める佐藤大佐の率ゐし枝隊の死傷者

將校
- 即死　二名
- 負傷者　五名

下士卒
- 即死　三十一名
- 負傷者　八十七名
- 不明　十九名

野津師團長の率ゐし本隊の死傷者

將校
- 即死　無し
- 負傷者　一名

見習士官
- 即死　無し
- 負傷者　一名

下士卒
- 即死　四名
- 負傷者　二十一名
- 名不　無し

總計			
將校	即死		八名
	負傷者		二十七名
見習士官	負傷者		一名
下士卒	即死者		百五十四名
	負傷者		四百十名
	不明		三十三名

韓兵の死傷者は約六百人、捕虜は六百名以上に達したと云ふ。

斯くして平壤陷落の報は野津師團長から大本營に奏上された。曰く、

師團は糧食運輸の大困難に拘らず各道より圍み激烈なる戰鬪の後大勝利を得今朝未明を以て全く之を略取せり敵の大將左寶貴以下死傷者生擒其他兵器米穀の我手に落ちたるもの極めて多數なり敵の兵力は二萬と稱せしが昨日來一二群をなして我が哨兵線を遁れしのみにして他は概ね死傷及び捕虜と爲れり

我が軍の死傷は將校以下大約三百名なり此の大勝利を得しは我　天皇陛下の稜威と將校以下の忠勤にあらずんば玆に至らず

十六日平壤に於て　　第五師團長　野津道貫

陛下には殊の外御滿足に思召され、直ちに電報を以て賞詞を賜はつた。曰く、

朕本營ヲ進ムルノ初メニ當リ我軍大ニ平壤ニ勝ツノ報ニ接シ深ク將校下士卒ノ勤勞ヲ察シ速ニ特偉ノ功績ヲ奏セシヲ嘉ミス

二　黄海の大海戰

山縣大將の一行を仁川に護送す

福島中佐電信を以て敵艦の所在を報す

伊東祐亨

坪井航三
樺山資紀

我が艦隊海洋島附近に達す

敵艦隊の陣形
定遠・鎭遠・
來遠・靖遠・
超勇・揚威・
經遠・致遠・
廣甲・濟遠

時恰も陸の關ヶ原の戰とも云ふべき平壤の勝戰と一日遲れて、九月十七日黃海に於て彼我艦隊の決戰が展開された。即ち我が海軍は九月十三日山縣大將の一行を護送して仁川に到着し、更に大洞沖に出でゝ、遙かに陸軍の平壤攻擊を援けた。然るに平壤は既に我が手に歸したが、時に偶々福島（安正）中佐から新納海軍少佐宛に電報があり、その電文に敵の艦隊は大孤山沖の大鹿島附近に集まり警戒を加へ居るとあつた。是に於て聯合艦隊司令長官海軍中將伊東祐亨は第三遊擊隊を以て大洞江を守らしめ、第一遊擊隊吉野・高千穗・秋津洲・浪速の四艦を先鋒とし、自らは旗艦松島に坐乘し、敵艦擊滅の目的を以て千代田・橋立・嚴島・比叡・扶桑・赤城の六艦及び武裝商船西京丸等の本隊を率ゐて九月十六日夕海洋島を指して拔錨した。

先鋒隊の旗艦吉野には常備艦隊司令長官海軍少將坪井航三、西京丸には海軍々令部長樺山資紀が乘組んでゐた。十七日黎明、我が艦隊は海洋島附近に達した。海洋島は黃海の北部で、淸國盛京省大孤山の沖合に在る。午前九時四十分赤城艦は四方を偵察し、毫も異狀なきを報じた。同十時頃に至り、大鹿島を我が左舷の船首に望む地點に達した。午前十一時二十五分北東にあたりて遙に煤煙の天に冲せるを認めた。吉野は先づ信號旗を揭げて敵の軍艦及び水雷の見ゆるを報じ、速力を早めて進んだ。我が艦隊はまた號令を下して戰闘序列を作り、海上の煤煙を目懸けて進んだ。午後零時三分軍艦旗を大檣頭に揭げ、戰闘の準備をなした。即ち赤城・西京丸をして右側から左側に移らしめて非戰側に列せしめた。零時三十五分漸く明かに敵艦を認むるを得た。敵艦隊の陣形を見るに定遠は旗艦として中央に在り、鎭遠・來遠・靖遠・超勇・揚威はその右翼に、經遠・致遠・廣甲・濟遠はその左翼に列つて、三角形の突梯陣を作つてゐた。別に平遠・廣丙の二艦は數隻の水雷艇と共に後方にあつた。これ實に淸國北洋水師の精銳であつて、平壤援助のため派遣せられた淸軍を護送して來たもので、今は既にその任務を終へて歸航の途次こゝに差し掛つたものであつた。

敵艦隊の突梯陣に對して、我艦隊は縱陣を作つて進み、零時五十分には兩軍の距離六千米突となつた。敵

の旗艦定遠は先づ發砲して戰を挑んだ。我が先鋒第一遊撃隊はその高速力を利用して進み、三千米內外の距離に至つて火蓋を切り、敵の右翼を狙射した。旗艦松島もまた三千米突の距離に至つて始めて攻撃を開始した。本隊の諸艦も相尋いで發砲を始めた。その砲聲は恰も百雷の一時に落つるが如く、砲煙濛々として海面を蔽うた。時に本隊の殿後なる比叡及び扶桑は速力遲緩のため諸艦に後れ、定遠・鎭遠等の敵艦も漸次接近した。比叡艦長はそのまゝ放置すると敵の衝突を受けんことを憂ひ、大膽にも艦首を轉じ、鎭遠・經遠の中間に向つて突進し、敵の數艦と渡り合ひ、これを切り抜けて本隊に合した。この時既に本隊は敵陣を通過し、敵艦の背後に廻はつた。

松島艦の苦戰

志摩大尉以下百餘人の死傷

坂本八郎太艦長の戰死

是より先き我が先鋒隊は敵陣を通過し、本隊に合せんとしたが、比叡・赤城の危きを認めてこれを赴き救はんとし、高速力を利用して赤城と敵艦との間に進み、敵を左舷に見て砲撃しつゝ通航した。時に揚威は先づ火災を起し、大鹿島の方向に逃れ去つた。平遠も亦我が猛撃に火を發した。廣丙は陸地の方に向けて逃れ、超勇は盛んに火を發してゐた。時に兩軍の距離は三千五百乃至五千米突であつて、最も接近したるのは千五百米突であつた。我が艦隊に於ても頗る苦戰したが、就中敵艦は激しく我が旗艦松島に肉迫し、一方我が赤城・比叡及び西京丸の劣勢なるを看破し、一齊に包んで撃沈せんとし、午後三時三十分頃鎭遠より發せる三十珊半砲の巨彈二發は松島艦の下甲板砲臺の四番砲に命中し、ために近傍に並べて置いた十二珊砲の裝藥が爆發した。そのために砲臺指揮官志摩海軍大尉以下百餘人は死傷し、火災大に起り一時列外に出づるの餘儀なきに至つた。時既に四時、赤城艦は僅に六百二十二噸の小艦であるが、艦長坂本八郎太は一歩も引かず、敵の旗艦定遠に迫り、船首を衝突させてともに碎けんものと、自ら橋頭に上つて奮然令を下し、いま將に敵艦を衝かうとした一刹那、敵の大砲彈は赤城の橋頭に命中し、惜むべし、坂本艦長の半身を橋と共に打ち碎き、こゝに四十一歳を一期として戰死を遂ぐるに至つた。然るに敵艦隊は既に超勇・揚威・來遠・致

敵艦の慘敗逃走

遠の四艦を失ひ、剩へ旗艦定遠以下三艘は火を發して焔々たる猛火に包まれ、陣形全く亂れ立ち、一齊に西に向つて逃げ出した。時に午後五時半頃であつた。我が艦隊に於ては比叡・赤城及び西京丸の行方が知れず、日も既に西山に傾いたので本隊はこゝに戰鬪を中止し、先鋒隊を召集した。先鋒隊が着した、時に午後六時。旗艦松島は損害殊に甚しく、司令長官は幕僚を引率して旗艦を橋立に移し、松島は直ちに內地に向け歸航した。こゝに於て我が艦隊は敵艦の逃るゝを追擊したが、既に夜に入り、敵艦より暗中水雷を放つなきやを慮つて、甚だしくは接近せず。廟島附近まで進んだが、敵艦の片影も見えなかつたので、更に前日の戰場に引返したが、敵艦はこゝにも隻影なく、十九日早朝假根據地に歸着した。赤城及び西京丸は既に安着してゐた。比叡は一旦歸つて更に本隊を索めんとして前日の戰地に向つたと云ふ。

丁汝昌
漢納根(ハンネツケン)

この海戰に於て敵の海軍はその主力を集めて戰つたが、揚威・超勇・來遠・致遠・廣甲の五艦を失ひ、定遠以下の諸艦は甚だしく損傷し、北洋水師提督丁汝昌と獨逸客將漢納根(ハンネツケン)とは定遠・鎭遠の二旗艦に乘つて共に重傷を負ひしと云はれる。我が艦隊は何れも非常な奮戰をなし、旗艦松島を始め赤城・比叡・西京丸等は一時列外に出でざるを得なかつたが、幸ひに一艦も失ふことなく、こゝに空前の大勝利を博したのである。

兩艦隊の勢力比較
清國艦隊

今こゝに本海戰に於ける兩國艦隊の勢力を比較して見ると、

清國艦隊

定遠・鎭遠	甲鐵艦	七千三百三十五噸	十四ノット
靖遠・致遠	巡洋艦	二千三百噸	十八ノット
來遠	甲鐵艦	二千九百噸	十五ノット

靖遠一

揚威・超勇　巡航艦　千三百五十噸　十五ノット

威遠　巡航艦　千三百噸　十五ノット

廣甲　巡航艦　千二百九十六噸　十四ノット七

廣丙　水雷巡航艦　千噸　十五ノット

平遠　甲裝巡航艦　二千噸　十四ノット

外に水雷艇六艘

日本艦隊

松島・橋立・嚴島　海防艦　四千二百七十八噸　十六ノット

浪速・高千穗　巡洋艦　三千七百九噸　十九ノット

吉野　巡洋艦　四千二百六十七噸　廿二ノット

秋津洲　巡洋艦　三千百十五噸　十九ノット

千代田　巡洋艦　二千四百三十九噸　十九ノット

扶桑　甲鐵艦　三千七百七十七噸　十三ノット

比叡　コルベット　二千二百八十四噸

赤城　砲艦　六百二十二噸
外に武裝商船西京丸　千六百五十二噸

即ち兩國艦隊を比較すると、我が國の軍艦十一隻及び商船一隻に對し、淸國の軍艦は十二隻と水雷六隻であるから、淸國の勢力は遙かに我に勝り、總噸數に於ても彼は我の上にあつたのである。就中彼の優れたるは甲鐵艦を四隻も有する事であつて、我は扶桑艦一隻のみなのに反し、この點でも非常な優勢であつた。殊に定遠・鎭遠は共に七千三百五十五噸の巨大なる甲鐵艦であつて、我が國最大の松島級の軍艦でさへ、やつとその六割に達するに過ぎないのであつた。然るに速力の迅速なることゝ速射砲の多い點に於て我は遙かに彼に優つてゐた、淸艦隊には速射砲が極めて少かつたのである。速力については我が吉野艦の如き當時世界一と稱せられた程であつた。

勅語を給はる

聯合艦隊司令長官伊東祐亨は捷報を大本營に奉告申上げた。大元帥陛下には深く之れを御嘉賞あらせられ、左の勅語を賜はつた。

朕カ聯合艦隊ノ黄海ニ奮戰シ大勝ヲ得タルヲ聞キ其ノ威力敵艦ヲ制壓スルヲ覺ユ深ク將校下士卒ノ勤勞ヲ察シ玆ニ特殊ノ勳功ヲ奏スルヲ嘉ス

一二　臨時議會の召集

臨時議會召集の詔

九月（二十七年）二十二日臨時議會を御召集あらせらるべき旨の詔があつた。聖詔に曰く、

朕惟フニ國家今日ノ急ハ軍旅ニ在リ既ニ大纛ヲ進メ親シク其ノ事ヲ視テ唯立法ノ要務早ヲ趁ヒ議會ノ協贊ヲ望ムモノアリ乃チ期ニ先チ帝國議會ヲ召集スルノ必要ヲ認メ玆ニ來ル十月十五日ヲ以テ臨時議會ヲ廣島ニ召集シ七日ヲ以テ會期ト爲スベキコトヲ命ス百僚臣庶其レ朕カ意ヲ體セヨ

帝國議會を廣島に召集す
伊藤博文貴族院で日韓交涉を演說す

第二軍の出發

征清第二軍の組織
大山巖
山地元治
乃木希典
西寛次郞
長谷川好道

九連城の戰

山縣大將
野津中將
桂中將

かくて同年十月十五日帝國議會は廣島に召集された。十九日總理大臣伊藤博文は貴族院に於て日清韓交涉に就て演說した。二十日衆議院は軍事費一億五千萬圓の豫算案を議せしに滿場一致を以て之れを可決した。翌二十一日貴族院はまた豫算案を議決した。

一三　第二軍の出發

尋で征清第二軍が組織された。第二軍は第一師團及び第六師團の混成旅團より成る。陸軍大將大山巖がその司令官となり、第一師團長陸軍中將山地元治、第一旅團長陸軍少將乃木希典、第二旅團長陸軍少將西寛次郞、第六師團混成旅團長陸軍少將長谷川好道等がそれに屬し、十月十五日より同二十日に至る六日間、陸續として廣島を發し、宇品より乘船して朝鮮大同江の根據地に向ひ、十九日大同江に入つた。二十三日舳艫相銜んで大同江を發し、清國盛京省花園河口に向ひ、二十四日同地に達し、二十六日上陸した。

一四　九連城の占領

第一軍司令官山縣（有朋）大將は野津（道貫）中將・桂（太郎）中將と共に第一軍を率ひ、十月二十三日義州に入つた。立見少將の混成旅團は既に二旬前に到着してゐたので、爰に全軍が皆な相會した。實に三萬の總軍勢と稱せられた。然るに敵は九連城を本據とし、その左翼を虎山及び長甸城に張り、右翼を安東縣に擴げ、加之鴨綠江沿岸の丘上に數十の砲寨壘營を築いて防衞した。

我が軍の策戰は先づ敵の左翼なる虎山を拔くにあつたので、二十四日鴨綠江の左岸義州城東の高處に野砲臼砲各二門を配置し、砲兵監黑田少將をしてその指揮に當らしめ、この夜十時からその暗夜を利用して鴨綠江上に軍橋を架設し、また水口鎭に陣せる佐藤正大佐の一枝隊は敵の勢力を牽制せんがために、此日午前十

大迫少將

川崎四郞

我が國の天長節に鳳凰城を占領す

敗將袁世凱の逃亡

とする。二十五日黎明に至り鴨綠江上の軍橋が竣工したので、桂中將は第三師團の兵を率ゐて先づ江を渡り、立見少將はこれに次ぎ、午前六時十五分虎山の敵兵が壘を出て迎へ戰つたが、應戰僅か一時半ばかりにして遂に支へ得ず、九連城に向つて逃走した。敵は三縱隊を造つて激しく反擊し來り、飛彈は雨の如くであつた。大迫少將はその右翼を衝き、桂中將はその前面を擊ち、立見少將は其の背後に出でゝ猛擊した。敵兵はこゝに於てもろくも敗れ、復た靉河を渡つて逃走した。ために虎山一帶の地は皆我が手中に歸した。午前十時半山縣大將は軍司令部を虎山に進め、野津中將と共に露營した。立見・桂・大迫の諸將は九連城の背後に陣した。この夜九連城攻擊の部署を定めた。乃ち第五師團は靉河の右岸に沿ふて進み、九連城を東北面から攻擊し、第三師團は通天溝附近に於て敵の側背を衝き、軍司令部は大迫少將の占領せる高地に進行するに決した。二十六日未明、全軍は九連城に進擊せんとす。時に霧深くして咫尺を辨ずることが來來なかつた、傳騎が來り報じて曰く、敵兵既に夜中に遁ると。依つて我が軍は九連城に入つた。時に午前十時であつた。此戰に於ける我軍の戰死者は步兵大尉川崎四郞以下二十名、負傷者は百一名、淸兵の死傷は三百餘名であつたと云はれる。

我軍は更に十一月三日（我が國の天長節）を期して鳳凰城を攻擊するに決し、桂中將は安東縣に、立見少將は通天溝に向つて出發した。十一月三日立見旅團は陽山城に達したが、偶々斥騎あり、報じて曰く、昨夜敵將榮慶は火を放ちて遁ると。乃ち一兵をも勞する事なく鳳凰城を占領した。捕虜の言に依ると、榮慶及び袁世凱は始から鳳凰城に居住し、九連城の敗報を聞きて袁世凱は先づ北京に走つたと傳へられる。捷報は大本營に達した。直ちに勅語を下して嘉賞あらせらる。

金州城

齋藤少佐

一五　金州及び大連灣の占領

金州城は遼東半島の要地である。乃ち東に大和尚山の險を負ひ、南に大連灣の砲臺を控え、旅順に至る第一の要害である。因つて花園口に上陸したる第二軍は先づ金州城を衝くべく決した。ために第一師團長山地中將は十一月三日貔子窩を發した。陸軍少將乃木希典は歩兵第一聯隊、騎兵一小隊、山砲一中隊及び衛生隊半部を率ゐて前衛となり、陸軍少將西寬二郎は後衛となり、この日王家店に舍營し、翌四日黄家店に着した。五日黄家店を發し、太平山に達した。敵は大和尚山麓の二堡壘に據り、我が前衛を砲撃した。併し距離が遠くて彈丸が達しなかつた。この時敵陣を偵察すると、敵の防備は金州街道にのみ嚴重で、復州道路には殆ど防備を施してゐなかつたやうに見えた。依つて進軍の部署を定め、歩兵第十五聯隊長河野大佐をして先發せる齋藤大佐の一隊と合して金州街道の枝隊となり、以て前面の敵を牽制せしめ、乃木少將をして敵の正面に當らしめ、山地中將は西少將と共に師團本隊を率ゐて復州街道から敵の背後に出づる策略であつた。この日山地中將の本隊は石拉子附近から三十里堡に至り、更に韓家子に達した。明くれば十一月六日、未明齋藤少佐は枝隊を率ゐて大和尚山の敵壘に吶喊し、その一壘及び二壘を拔き、更に逃ぐる敵を追ふて金州城外に出で、進撃して城に迫つた。時に山地中將の本隊は復州街道から、乃木少將の一隊及び河野大佐の枝隊は金州道路から齊しく金州城を攻撃した。午前八時本隊の砲兵五中隊及び金州街道の砲兵は砲列を布き、三十六門の野砲を列べて猛烈に砲撃した。併し敵勢も侮り難く暫く我が軍を阻んだ。こゝに於て諸隊は一齊に突撃して進んだ。然るに我が突撃隊は金州城の東面及び北面に攻め寄すると雖も、城壁の高さ五間餘にして登ることが出來ず。壁上の銃眼からは大小の砲銃を猛射して我が兵の侵入を防いだ。時に我が工兵隊は綿火藥を裝置して正門副門を破壞したので、城兵は驚惶、急に西門を開いて旅順方面に逃走した。是に於て金州城

は全く陷落した。時に午前十時であつた。

荒川巳次治

十一月（二十七年）七日黎明、乃木少將は步兵第一聯隊、騎兵一小隊、工兵一中隊を率ひて和尙島砲臺に、河野大佐は步兵第十五聯隊、騎兵一小隊、工兵一中隊を率ゐて大藍山砲臺を攻擊した。豈に圖らんや、敵兵は金州城の陷落を聞き、早くも遁逃して隻影も止めず、尋で老龍島・除家山の兩砲臺もまた陷落した。是に於て大連灣の諸砲臺は全く我が占領に歸した。同月十二日、大山大將は民政廳を金州に設置し、一等領事荒川已次治を知事に任じた。

一六 旅順口の陷落

旅順口の陷落

益滿少佐

秋山少佐

我が第二軍は既に金州城を占領し、休養すること旬日、既にして西少將の第二旅團は十一日三十里堡に來り、十三日には長谷川少將の混成第十二旅團も金州に到着した。先づ全軍を分ちて三隊となし、その一隊を右翼縱隊となし、第一師團・混成第十二旅團及び攻城隊を以て組織し、山地中將が之れを引率し、乃木希典・西寬次郎・長谷川好道の三少將等が之れに屬した。その二を左翼縱隊となし、步兵第十四聯隊、騎兵一小隊、山砲一中隊、工兵二中隊等を以て組織し、益滿少佐が之れを統率した。その三を搜索騎兵隊となし、騎兵一大隊餘を以て組織した。秋山少佐がその司令官となつた。

十一月十七日三部隊は共に金州城を出發し、右翼縱隊及び搜索騎兵隊は三十里堡に、左翼縱隊は辛塞子に陣した。十八日右翼縱隊は三十里堡を發して午後二時三十分營城子に達した。搜索騎兵隊長秋山少佐は騎兵一中隊を率ゐ、先驅して土城子に至つた。時に午前十時。折しも敵の步騎兵約三千、水師營から來た。我が騎兵は直ちに之れに戰端を開いたが、敵勢は益々加はり、ために騎兵隊は敵の重圍に陷つたが、漸く一方の血路を開いて双台溝方面に退却した。時に右翼縱隊の前衞步兵一大隊の一中隊は、忽ち前路の砲聲を聞いて

急に使を發けた。敵兵は愈々加はり我が中隊はまた重圍に陥つた。衆寡遂に敵し難く、双台溝の高地に退據した。偶々我が本隊が來援し敵兵を撃攘し、更に騎兵をして追撃せしめ、日沒に至つて中止した。この日清兵は我が戰死者の頭を斷ち、手を切り落し、腹を割いて膽を取り出すなど、頗る殘忍を極めたと云はる。

十九日師團本隊は米家子に、その前衞は右嘴子に着し、長谷川旅團は双台溝に、而して左翼縱隊は旅順背面の砲壘を距る東方三四千米突の地點に達した。二十日更に我が軍は旅順附近に進み、翌朝を期して總攻撃に出でんとした。午後敵兵が逆襲したが我が兵は直ちに撃退した。

椅子山

二十一日午前三時、諸軍は一齊に出發し、直ちに指定の陣地に向つた。西少將は先鋒となり、第三聯隊を率ゐて先づ椅子山最西の砲臺に迫つた。我が山砲・野砲・攻城砲も亦椅子山西に砲列を布き、一齊に三砲臺を砲撃した。我が第三聯隊は勢に乘じて肉迫し、第一壘に突撃した。敵兵は遂に堪えず、壘を捨てゝ去り、他の二壘もまた風を望んで敗走した。かくて椅子山は全く陥落した。時に乃木少將は邦家屯の附近に有り、

邦家屯

椅子山の敗兵が逃れて來るを迎へ撃ちて大に破り、追ふて亞戸嘴に至つた。また我が艦隊は旅順口外にあつて敵の退路を砲撃した。また山地中將は松樹山の砲臺に肉迫した。時恰も砲彈がその火藥庫に命中して猛然爆發した。敵兵はもろくも崩れて走つた。長谷川少將の混成旅團は二龍山の砲臺を攻めてこれを陥れ、尋で鷄冠山の砲臺を攻撃した。第一師團の諸隊はその背面に進んだので、敵は復背の攻撃に堪へかねて遂に潰走した。時に正午であつた。今や餘す所は黄金山大砲臺のみとなつた。第二聯隊長伊瀬地中佐は之れが攻撃の命を受け、先づ旅順市街に潛伏せる敗兵を鏖殺し、黄金山に肉迫した。我が軍は壘を攀ぢ、奮然突撃し、之れを陥れた。時に午後五時。將士は皆萬歳を唱へた。

花岡正貞

二十二日諸軍は殘餘の小砲臺に向つたが、敵は悉く前夜逃走したので、一人もゐなかつた。此役で陸軍少佐花岡正貞、中尉藤松平三、中尉平野永治等は戰死した。その他士卒の死傷は二百餘人に達した。清兵の死

傷は四五千人に上れりと云はれた。

藤松平三
平野永治

朝鮮王子の來朝
義和宮

一七 朝鮮王子の來朝

先きの西園寺（公望）大使の慰問に酬へる爲め、朝鮮王子義和宮は報聘使として來朝された。則ち十月（二十七年）十六日仁川を出發され、二十日宇品に御到着、直ちに廣島に入らせられた。二十二日義和宮は登營あらせられて、陛下に謁見あそばされ、國王の親書及び丹頂鶴を進獻された。二十四日廣島を御發あり、二十七日東京に御着、上野精養軒に御泊りあらせられ、二十九日參內して皇后陛下に謁見され、朝鮮王妃から獻ずる所の瑤池繡屏及び白銀花瓶を奉り、また別に白鶴一双を献上あらせられた。十一月六日東京を御出發、十日神戶から船で御歸國あそばされた。

井上公使の奏議

一八 井上公使の奏議

茲にまた我が井上公使は十日を以て朝鮮に赴任し、同月二十一日政策第十九條を國王に呈した。卽ち

一 政權ハ總テ一途ニ出デザル可カラズ。
二 大君主ハ政務ヲ親裁スルノ權アリ、又法令ヲ守ルノ義務アリ。
三 王室ノ事務ハ國政ト分離セシムベシ。
四 王室ノ組織ヲ定メザルベカラズ。
五 租稅ハ度支衙門ヲシテ統一セシメ且人民ニ課スル租稅ハ一定ノ率ヲ以テスルノ外ハ何等ノ名義方法ニ係ラズ之ヲ徵收スベカラズ。
六 王室及各衙門ノ費用ヲ豫定セザルベカラズ。

七　軍制ヲ定メザルベカラズ。
八　百事虚飾ヲ去リ誇大ノ弊ヲ矯メザルベカラズ。
九　刑律ヲ制定セザルベカラズ。
十　警察權ヲシテ一途ニ出デシメザルベカラズ。
十一　官吏ノ服務規律ヲ立テ之ヲ勵行セザルベカラズ。
十二　地方官ノ權限ヲ制限シテ之ヲ中央政府ニ收攬セザルベカラズ。
十三　官吏登用並ビニ免黜ノ規則ヲ設ケ私意ヲ持テ之ヲ進退スベカラズ。
十四　勢權ノ爭奪又ハ猜疑離間ノ惡弊ハ斷ジテ之ヲ止メ、政治上ニ復讐的觀念ヲ抱カシムベカラズ。
十五　工務衙門ハ未ダ必要ヲ認メズ。
十六　軍國機務所ノ組織權限ヲ改メザルベカラズ。
十七　熟練ナル顧問官ヲ衙門ニ聘用スベシ。
十八　留學生ヲ日本ニ派遣スベシ。
一九　國是一定ノ必要。

一九　山縣大將の歸朝

山縣大將の歸朝

中村中佐

第一軍司令官山縣（有朋）大將は六旬の高齢にも拘らず大軍を統督して朔北沍寒の野に轉戰してゐたが、宿痾が再發したので陛下には痛く御軫念あらせ給ひ、侍從武官中村中佐をお遣はしになられたが、勅使中村中佐は安東縣に赴き、陛下の思召を傳達された。大將は一應辭退したるも　聖意の優渥なる固辭するに忍びず。十二月九日安東縣を出發し、歸國の途に上つた。出發に際し一詩を賦して野津・桂兩中將に示した。乃

山縣大將安東縣出發に際し一詩を賦す
征清第一軍司令官の交迭野津中將
岫巖の占領
岫巖
大迫尚敏
我が軍は敵の全滅を計る

ち、

馬革裹屍元所期。出師未半豈容歸。奈何天子召還急。臨別陣頭淚滿衣

十八日大將は廣島に着いた。同日樞密院議長の職を解かれ、監軍に補せられた。また野津中將を第一軍司令官に補して山縣大將に代らしめ、近衛第一旅團長奥少將を中將に昇任し、第五師團長として野津中將の後を襲はしめた。

二〇　岫巖の占領

岫巖は盛京省の南方に位し、西は海城・蓋平に通じ、北は遼陽に連り、東は鳳凰城に達し、南は大孤山に至り、誠に四通八達の要地である。我が軍がこの地を攻略せんとするや、先づ陸軍少將大迫尚敏をして歩兵第三大隊・騎兵一中隊及び砲兵一大隊を率ゐて大孤山を出發し、正面から岫巖を攻擊せしめ、陸軍少佐三原重雄をして歩兵一大隊及び搜索騎兵一分隊を率ゐて鳳凰城を發し、岫巖の側面より攻擊せしむる事とした。

十一月十六日大迫少將は大孤山を出發し、十七日紅家堡子に達した。時に約一千の敵兵が高地に據つて遠く我が軍を砲擊した。午後二時頃敵兵は展開し鼓を鳴らして進んで來た。我が軍は之れを一擧に全滅せしむべく謀つた。然るに敵は初め脫兎の如くだつたが稍々あつて俄然處女の如く化し、我が軍を距ること六百乃至千米突の所に至ると毫も進まず、唯遠方で射擊するのみであつた。時恰も日沒なので、戰ひを止む。十八日我が軍は隊伍を整へ前面山上の敵に肉薄した。敵兵は忽ち敗走したので、追擊して巴家堡子に迫り、また之れを占領した。折しも岫巖の北方に當りて砲聲が頻りに聞えた。卽ち之れは三原大隊の側面攻擊を開始したのである。既にして敵は復背に攻擊を受けて支ふ能はず、早くも城を棄てゝ西に敗走した。斯くして我が軍は難なく岫巖城を占領した。時に午後八時であつた。

立見旅團の占領
今田唯一
連山關
安滿伸愛
富岡三造
西島助義
騫馬集
友安治延

二一 草河口の戰ひ

是より先き、十一月九日、鳳凰城なる立見旅團は析木城・海城方面を攻擊せんとして、先づ陸軍少佐今田唯一をして第二十二聯隊の第一大隊を率ゐ、以て敵を偵察せしむ。十二日今田少佐は連山關に至つた。連山關は奉天の要險摩天嶺の前關である。敵兵はこゝに據守して防戰した。我が軍はこれに應戰し間もなく占領した。立見少將は麾下の少きを慮り、更に少佐安滿伸愛をして一大隊を率ゐて赴援せしめ、第二十二聯隊長富岡三造を兩隊の司令官として出發せしめた。時に騫馬集の戰報が達した。因て加藤大尉を以て一中隊を率ゐて偵察に赴かしめ、敵情を審にし二十三日草河口に出陣した。二十五日清軍、草河城及び摩天嶺より東西相應じて我が軍を夾擊しようと計つた。敵の兵數は我に三倍。乃ち令を下し、今田少佐をして分水嶺に據り、以て摩天嶺の敵を防がしめ、安滿少佐をして草河口東方の坂路を扼し、草河城の敵に當らしめた。午前十一時より戰ひが始まつた。午後四時に至つて尙收まらず、夕暮に至りて摩天嶺の敵は漸く退却した。偶々大に雪が降り、ために我が軍は火を焚いて暖を取つた。草河城の敵兵は之れを認めて、我が兵大に加れりと誤解し、夜に乘じて陣を撤去した。之れを草河口の戰と稱する。

是より先き大佐西島助義は軍司令官山縣大將の命により步兵二大隊を率ゐて寬甸方面に向ひ、敵を擊退して騫馬集に進んだ。時に草河口の戰報が鳳凰城に到着した。因て立見少將は敵の本據が騫馬集に在るを察し、二十六日鳳凰城を出發し、連日の風雪を冒して二十九日騫馬集附近に前進すると、既に敵兵の片影もなかつた。故に之れに入城し、更に進みて草河城を奪取した。是に於て富岡聯隊との連絡が始めて取れた。仍つて敵兵の白水寺附近に在るを知り、中佐友安治延をして之れを討たしめた。敵兵は散を亂して潰走した。是に至りて立見少將は軍を擧げて鳳凰城に凱旋した。時に十二月五日であつた。

二二　復州の占領

復州の占領
乃木軍の活躍
隱岐中佐

我が第二軍はすでに金州・旅順を陥れ、金州半島も殆ど我が有に歸したが、敵はなほ近く復州に分據してゐるので、依つて金州の守將乃木（希典）少將は十二月一日歩兵第一聯隊長隱岐中佐に、歩兵第一聯隊・騎兵一中隊・山砲兵一中隊を率ゐて進軍せしめた。二日普蘭店に達した。三日三官廟に達し、五日馬闘子を過ぎ、六日を以て復州に侵入しようとした。時に斥騎が來たり、報じて曰く、城中また敵の隻影なしと。按ずるに敵は我が軍の北進を偵知し、先づ蓋平方面に退いたのであつた。依つて我が軍は直ちに城内に入り、尋で八日を以て乃木少將も入城した。

二三　析木城及び海城の占領

析木城及び海城の占領
桂師團の活躍
二道河子

岫巖は既に我が有に歸したので、安東縣・大東溝及び大孤山に屯營してゐた第三師團は岫巖城を經て析木城及び海城を攻略しようと謀つた。乃ち十二月十日午前七時大島少將は前衞を率ゐて析木城に通ずる本街道を進軍し、桂師團長の率ゐる本隊は、午後八時三十分岫巖を出發した。この日本隊は三家堡子に假營し、前衞は一里餘先きの瓦房店に宿營した。十一日諸隊は齊しく出發した。午前十時頃彼我の斥騎が交戰した。依つて前衞歩兵の先頭は二道河子近くに達し、六七百米突を隔てゝ敵陣に相對峙した。而して我が前衞大隊は千二百餘名の敵の歩騎兵と衝突し、午後三時三十分、二道河子を占領した。敵兵は皆析木城に敗走した。

是より先き、青木中尉は小孤山を出發して櫻樹溝の道路を偵察し、還り報じて曰く、敵の歩兵砲兵千餘は蓋平道上草凹溝にありと。よつて大島少將は急に歩兵第七聯隊第二大隊を遣はして敵兵を撃退せしめた。敵は忽ち走りて析木城に入つた。

羅家堡士
海城
要原常世
海城の陷落
缸瓦寨の戰ひ
宋慶

十二日午前三時大島前衞司令官は士官斥候を派して偵察せしめた。かくて前衞は宿營地を出發した。間もなく斥候が還り報じて曰く、析木城中敵影なし、夜に乗じて逃走せるならんと。本隊は午前七時四十分出發し、喔大王附近に達した頃、前衞より敵逃去せりとの報に接した。よつて午前十時桂師團長は析木城に入つた。この夜桂師團長は左の如き命令を發した。

(一) 敵は海城及其北方に退却せるものゝ如し、前衞は追撃して營城子に達す。
(二) 師團は明十三日海城を占領するの目的を以て同地に向つて前進せんとす。
(三) 前衞は明日午前八時三十分出發海城に向つて前進し特に左側を警戒し遠く營口の方面を探索すべし營城子附近より河の右岸を經て海城の東南高地に至る道路を偵察すべし。
(四) 本隊は明日午前七時其の先頭を以て揚花店西北端小川の處を出發すべし析木城及缸店附近に宿舍せる諸隊は同時直に行軍序列に入る如く宿營地を出發すべし。

依つて十三日午前八時前衞は宿營地を出發し、九時四十分海城の南方一里なる羅家堡士に達した。時に五六百餘の敵兵が海城の東南蕎麥山に陣を構へ砲撃した。是に於て大佐要原常世の一隊は山下に迫り、砲撃は頗る激烈を極めた。三好大佐もまた一隊を集めて砲撃した。敵兵は間も敗走した。我が軍は更に進みて海城に迫つた。城兵は死力を盡して應戰したが、我が軍は之れを意ともせず、南門及び北門より怒濤の如く一齊に突貫した。敵は一たまりもなく遼陽及び牛莊方面に逃走した。是に於て海城は全く陷落した、時に午前十一時であつた。

二四　缸瓦寨の戰ひ

海城はすでに陷り、遼陽は孤立無援、是に於て敵將宋慶は一萬に餘る大兵を率ゐて西南なる缸瓦寨、柳公

紅瓦塞馬圈子・香水泡子

石田正珍の奮戰

大島大迫兩部隊の勇戰

屯及び蓋家屯の各地に集まり將に海城に逆襲しようと圖つた。依つて十二月十八日桂中將は進撃の準備をなし、十九日出發した。午前十一時傳騎が來り、報じて曰く、敵の大兵は今しも缸瓦塞附近に集まり我が先鋒と戰を交へんとすと。仍つて我が軍は早足で下加河子に至れば、缸瓦塞・馬圈子・香水泡子の諸村に敵兵約二萬陣を構へ展開してゐた。我が砲兵は下加河子の西北端に砲列を布き、馬圈子の敵を砲撃し、大迫少將の指揮に屬する一隊は展開して缸瓦塞・香水泡子の敵に當つた。午後二時に至り馬圈子に向つた少佐石田正珍は猛然突然突貫した。然るに敵は缸瓦塞及び香水泡子なる人家の墻に據つて我を狙撃し、我が兵は地物の據るべきもののみならず、積雪は二尺に餘り、運動自在ならず、難戰苦闘を極めた。折しも大島少將の指揮に屬する部隊が來援して大迫隊と協力し、獅子奮迅の勢物凄く敵中に突貫した。兩軍は共に激闘すること三時間、日沒に至り敵勢が稍々衰へたので、我が兵は猛撃また猛撃、遂に敵を蹴散らした。時に五時十分。全く缸瓦塞及び香水泡子を占領した。

二十八年一月一日桂中將は海城に於て勅語奉讀式を行つた。かくて　天皇陛下の萬歳を三唱し、更に第一軍及び第三師團の萬歳を唱へた。

蓋平城の占領

尋いで我が第一軍は一月十日蓋平城を占領した。

威海衛の陷落

二五　威海衛の陷落

大山（巖）軍司令官佐久間（左馬太）中將黑木（爲楨）中將

第二師團及び第六師團の一半は第二軍の新戰隊として榮城に集まつた。大山軍司令官も亦こゝに在つた。依つて第二師團長佐久間中將をして左縱隊を率ゐしめ、第六師團長黑木中將をして右縱隊を率ゐしめて一月二十五日進軍命令を發した。二十六日この二縱隊は共に榮城を出發した。即ち左縱隊は南道（威海衛街道）を、右縱隊は北道（芝罘街道）から進軍せしめた。三十日午前二時右縱隊の司令官黑木（爲楨）中將は部下

大寺少將

陸上砲臺の奪取摩天嶺

陣內中尉の奮戰

龍廟嘴・鹿角嘴及び趙北嘴揚峯嶺及び百尺崖所大寺少將の戰死

仙臺師團の進擊

貞愛親王

豫備隊報信隊欒各店

を二隊に分ち、大寺（安純）少將をして左翼隊を率ゐしめ、渡邊少佐をして右翼隊を率ゐしめ、自らは豫備隊を率ゐて出發した。依つて孤山後東北高地を占むる敵兵を拂ひ、進んで海岸砲壘に迫つた。

斯くして右翼隊は海岸に沿ふて進み正面より攻擊し、以て敵を牽制し、左翼隊は騎兵を用ゐて直ちに敵の砲壘を拔かうと謀つた。然し目指す處の砲壘は威海衞中の主要砲臺摩天嶺である。我が軍は直ちに進んで壘下に肉薄した。時に敵壘は大砲を發して防戰した。我もまた山砲を以て應戰した。敵は豫め地雷を壘下に敷設して置いたので、我が兵は誤つて之れを踏むや、轟然一發、黑煙は天に冲した。されど之れに屈せず、陣內中尉は身を挺して敵壘に侵入した。時に吉田少尉は工兵を率ゐて之れに續いた。敵兵は壘を棄てゝ敗走した。我が山砲隊は直ちて摩天嶺に入り敵砲を利用し、敵壘の未だ陷らざるものを砲擊した。時に敵壘三十餘は何れも我に向つて猛射を注ぎ、更に港內に碇泊せる敵艦鎭遠・定遠等の諸艦もまた一齊に發砲して之に應戰した。我が軍は勇氣百倍、猛擊奮進して敵の海岸砲壘中の龍廟嘴・鹿角嘴及び趙北嘴等を占領した。渡邊少佐の率ゆる右翼隊も揚峯嶺及び百尺崖所の諸砲臺を陷れた。また我が海軍陸戰隊は上陸して百尺崖所砲臺に據り、港內の敵艦及び月島・劉公島の砲臺を猛擊した。この日摩天嶺砲臺の陷るや、大寺少將は部下の諸將と砲壘に上り、敵軍を視察した。時に一敵彈か少將の胸に命中、少將は「殘念」と叫んで倒れ、戰死を遂げた。

この日左縱隊の司令官佐久間（左馬太）中將は第二師團を五隊に分ち、山口（素臣）少將を右翼とし、伏見宮貞愛親王（當時陸軍少將であらせられた）を左翼とし、午前五時集合地を出發した。

豫備隊・報信隊及び直轄部隊は相次いで出發した。左翼隊の先鋒は欒各店に至り一高地を占據しようとした。時に敵兵は突然砲擊を始めた。依つて二箇中隊を展開して敵の砲兵陣地を奪はんとした。然るに我は地形が惡いので頗る苦戰した。幸に欒各莊附近で砲擊してゐる我が山砲隊の掩護に依り、遂に突擊して敵の陣

寒氣甚だしく喇叭吹く能はず

地を占領した。この日寒氣頗る甚しく、ラツパの管口が凍結して吹くことが出來なかつた。三十一日（二十八年）に至り大いに雪が降つた、二月一日進んで鳳島口に達した。時に一斥騎が來り、敵兵の威海衛街道にあるを報じた。佐久間（第二師團長）中將は第四旅團の全部を以て貞愛親王に屬せしめ、進撃せしめた。敵將戴宗騫は二千五百の軍勢を率ゐ、クルツプ砲四門を高地に備へて邀へ戰つた。我もまた山砲四門を以て應戰した。敵軍は支へ得ずして敗走した。二月二日佐久間中將は偵察隊を派し威海衛城を探査せしめた。敵兵或は芝罘に或は劉公島に遁れて城中には一兵もゐぬことが判明した。因つて直ちに威海衛に入城した。こゝに於て威海衛は陸上海岸の諸砲臺を擧げて全く陷落した。たゞ日島及び劉公島の砲臺がいまだ陷らず、且つ港内には北洋艦隊が殘留してゐた。

鳳島口佐久間師團の活躍戴宗騫

威海衛の敵兵逃亡す

聯合艦隊威海衛を砲撃す

之より先き一月二十八日我が聯合艦隊司令長官伊東中將は諸艦を率ゐて三十日舳艫相銜んで威海衛に向つた、松島を旗艦とし、千代田・橋立・嚴島を本隊となし、吉野・高千穗・秋津洲・浪速を第一遊撃隊、扶桑・比叡・金剛・高雄を第二遊撃隊と定め、大和・武藏・天龍・海門・葛城を第三遊撃隊とし、筑紫・愛宕・摩耶・大島・鳥海を第四遊撃隊と定めた。別に水雷艇が三艇隊あつて、第一艇隊に六隻、第二艇隊に六隻、第三艇隊に三隻、計十五隻であつた。

水雷艇隊の猛撃

三十一日風雪大いに起り、海も亦大いに荒れた。ために砲門が往々氷結して用を爲さず、止むなく獨り第三遊撃隊のみを留めて港口を守らしめ、他は榮城灣に引揚げた。二月二日に至り漸く雪が霽れた。よつて艦隊は漸次威海衛に向ひ、二日三日第二・第三・第四の三遊撃隊をして日島・劉公島の兩砲臺を砲撃せしめた。時に敵の水雷艇十餘隻が港口より逃走を企てたので、我が遊撃隊は忽ち之れを追撃して芝罘附近に至り、或は之れを破壞し、或は之れを捕獲して一隻をも殘さず撃滅した。

威海衛の敵艦隊全滅す

水雷艇の夜襲

四日（二月）夜は月が落ち天は暗かつた、我が水雷艇の第二・第三の二艇隊は百尺崖の砲臺近く港口に入

威海衞の港口深く侵入して壯烈なる功勞す 敵艦四隻を撃沈す

り、鐵鎖防材を切斷せんと企てた。第二艇隊が先鋒であつた。旗艦二十二號は先づ一發の水雷を放つた。敵艦は驚き小銃を亂發した。時に第二艇隊の第九號は防材を超えて敵艦定遠の近く進み寄り、水雷を放つこと二回、定遠を見事撃沈した。五日夜は日沒を俟つて、我が水雷艇第一艇隊は再び港内に侵入して、遂に來遠・威遠及び名稱不明の砲艦一隻を撃沈して日本男兒の意氣を示した。

靖遠の撃沈 丁汝昌の投降 程璧光

伊東中將敵將丁汝昌にシャンパン等を贈る

丁汝昌の自殺

劉步蟾 張文宣

七日（二月）は本隊及び第一遊撃隊は劉公島を砲撃し、第二・第三の各遊撃隊は日島を砲撃した。八日は靖遠を撃沈した。二月十二日に及び、午前八時敵艦鎭北號は白旗を揚げて來り、清國水師提督丁汝昌の歸降書を伊東（祐亨）司令長官に送つた。廣丙艦長程璧光がその軍使であつた。是より先き伊東（祐亨）司令長官は英國軍艦に託して書を丁汝昌に贈り歸降を勸むる所があつたが、敵の投降を聞くに及びシャンパン、ウヰスキー及び葡萄酒各一ダースと廣島產の串柿とを丁汝昌に贈つて、慰問した。十三日午前九時敵の部將程璧光がまた丁汝昌の書を携へ來り告げて曰く、丁提督は昨夜この書を認めて使者に託し、後ち自ら藥を仰いで自殺し、定遠艦長劉步蟾・劉公島陸軍指揮官張文宣等も亦た續で自殺すと。丁の書は左の如し。

頃接二覆函一。深爲二生靈一感激。承二賜禮物一。玆際二兩國有一レ事。不二敢私受一。謹以璧還。並道二謝忱一。來函約二於明日一交二軍械砲臺船艦一。爲レ時過促。因下兵勇郷二撤軍裝一。收中拾行李上。稍需二時候一。恐有レ不レ及。請展二限定一。於二華曆正月二十二日一起出。閣下進口分日。交二收劉公島砲臺軍械並現在所餘船艦一。決不レ食レ言焉。此具覆。肅二請臺安一。諸希二垂察一。不宣。

牛昶炳

伊東中將敵將の死を悼み特に降艦一隻を惠與してその死屍を送らしむ

この日午後五時半、劉公島臺牛昶炳は清國陸海軍の代表者として前の軍使と共に來たので、伊東中將は乃ち降伏規定十一條を作成して之れに示した。伊東中將深く丁の自殺を悼み、特に降艦康濟を惠與し、死屍を載せて去らしめた。

十七日に及び我艦隊は皆な威海衞に入り、砲臺及び軍艦に日章旗を立てた。こゝに於て威海衞は全く陷

北洋艦隊の全滅

伊東中將の實戰談

り、北洋艦隊は完全に滅亡するに至つたのである。

二六　伊東中將の實戰談

今參考の爲めに、明治二十八年六月三十日、海軍中將伊東祐享が芝紅葉館に於て保勳會の爲めに爲した日清戰役の實歷談は頗る興味深いものがあると思はれるから、博文館發行の日清戰爭實記、第三十三編から、左の記事を再錄して參考に供しよう。

本日は林君の御招きで、先頃黃海に於きましていたしましたる戰爭の實況を御話し申し上るやうにといふことでござります、素より日數も立ちまするし、時間其他外月日等のことを記憶して居りませぬ位でござりますが、元老諸君紳士の前で御話を申し上ぐるといふは、實に身に餘つた拙身の榮譽でござります、（中略）最初昨年四月十七日に橫須賀に於きまして、松島、千代田、吉野三艦を　陛下天覽を仰せ付けられまして、其時親しく御覽を願ひまして同じく十九日に　皇后陛下又同樣に天覽を下されまして、其時に恐れ多くも海軍の擴張をしなくてはならぬ、就ては海軍々人は偏へに苦勞であると眞とに優渥なる勅語を賜はりまして私始め艦內の將校下士卒に至る迄感淚を流しまして、有難いことを感じましてござりまする。夫れが濟むや否や其前周布兵庫縣知事から五月の一日に縣下の赤十時總會を開くに依て、願はくば軍艦を神戶港に廻艦せられんことを望むといふ只管の賴みでござります、依つて彼地に參りました。所が總會も無事に終りまして、其當日から艦內の縱覽を許されまして、彼の地方の赤十字の徽章を持つて居りまする者は、老若男女を問ひませず艦內の拜見を許しましてござります。

ソレが終りまして五月三日小笠原島に向つて出航いたしました、隨分海上も其時は荒れましてござります。其時は松島と千代田と（高雄は少し機械に損所がござりまして長崎の方に廻航いたしました）其他部下

島村速雄
海軍少佐

に居りました艦々もございましたけれども段々故障もございます故、其當時は此三艦を以て即ち常備艦隊の勢力といたして居りましたのでございます。五月の七日と思ひます小笠原島へ參りまして、さうして彼地に於て二日程居りまして、ソレから又長崎へ廻航いたして、長崎で高雄も會しまして都合三艦をもちまして五月十九日でございましたか、大島に向けて發しました、大島で石炭を積みまして、ソレから琉球へ參りまして、さうして二十九日に沖繩を出まして臺灣の基隆へ參りました、基隆は唯基隆港の前を通るのみでございます、其晩は淡水に繋りました、三十日の日に……三十日の日は淡水に居りまして、彼の沖合で實彈の射擊等をいたして、三十一日福州に向けて參りました、六月の一日に福州へ着きまするよ幕僚の島村海軍少佐ソレに海軍大尉の釜屋此兩人を陸へ差遣はしまして、陸の實況を取調べさせまする中に立所に歸つて參りました、丁度福州の外から内まで參りまするには二日程掛ります、二日程の内に歸つて參りまして、四通の電報を持つて參りました、其電報を見て見ました所が、「東學黨起るに依つて艦隊は釜山の方へ廻すやうに」といふ命令でございます、直ちに千代田・高雄の二艦に命令を下しまして、さうして各釜山の方へ參りましたのでございます、所が六月の六日釜山に參つて見まするよ、又釜山にも四通の電報が參つて居りまして、此度は仁川の方へ廻るやうにといふ、（中略）六月の九日に仁川に着きました、其電報の中に大鳥公使が歸らるるに付き成るべく海軍の水兵を以て大鳥公使を保護するやうにといふ電報がございました故、出來得るだけの水兵の上陸隊を編成いたしまして、總てで三百六十人餘り兵を拵へました、さうしまするよ九日の夕刻に果して八重山で大鳥公使が着かれまして、其晩直ちに上陸いたされた、ソレに先立ちまして海兵は總て上陸をさせました、ソレから翌日はズット京城に進まれました。

七月十一日になりまして陸軍の混成旅團も着いて參ります、一隻には大島少將が乘つて居られました故、直ぐさま大鳥公使に掛合ひまして、海軍だけの兵員は殘らず歸艦することに談じまして、其の後は唯陸軍の

兵を以てやるやうな事になりました、さうしましてから追々とこちらの方から兵員を乗せました船が續いて參りまするし、途端に支那の軍艦も四隻參つたのであります（中略）

七月の半頃になりまして常備艦隊・西海艦隊も皆大概佐世保の方に參るやうにといふ、ソレから其命に從つて佐世保の方へ參ります（中略）二十三日（七月）になりまして仁川の方に艦隊を率ゐて出るやうにといふことでござります、ソレから二十三日の朝總ての艦隊を率ゐて出ましたのでござります。

前以て吉野・秋津洲・高千穗・千代田此四艦が日本の艦隊では最も速力も速し、速射砲も澤山ござります、此れを以て第一遊撃と名けました、ソレから松島・千代田・秋津洲・橋立・比叡・扶桑此六艦を本隊として、其本隊を私が掌りまして、第一遊撃を坪井少將に持たせました、ソレから西海艦隊の方を、大和・葛城・武藏其他名は覺えませぬが二三艦が付きまして、第二遊撃としまして、ソレから愛宕とか摩耶とか小さな艦を第一遊撃隊といふやうな工合に名を着けまして出て參りましたが、第一遊撃は先づ本隊の先頭に進みまして、本隊を距る凡そ日本里數の二里或は三里先に進みまして海上を警戒して居ります。

豐島海戰

所が七月二十五日朝丁度豐島の沖に掛りましたところが、向ふの濟遠・廣丙二艦が豐島の沖へ出て參りまする、どうしてもこちらの場所が宜しうござりませぬゆゑ、司令官坪井はソレを又沖の方へ隊を引きまして十分向ふの艦の出て攻撃に便な所へ引寄せました、こちらには所謂司令旗も揚つて居るのに、ソレに向つて敬禮もいたさず、まことに遺憾に思ふて居る途端に向ふから發砲いたしましたゆゑ、こちらから應砲いたし、遂にあの戰が出來ました。

其半ばに支那の方から烟が見えて參りまするのは乃ち高陞と操江是れが二つソコに出て來ました、ソレは即ち當時の電報にもござります通りに浪速が彼の高陞の船長と數時間の交渉の後遂に擊沈めました、操江は素より白旗を揭けまして我に降ることで、乃ちそれを捕獲して、其二十五日の夕刻に私の居る場所へソレを

歸つて參りましたのでござります。

ソレから其後といふものは毎日仁川の沖に假泊をしまするし、或は大孤島其他威海衞邊にも偵察を出しまするし、しましたけれども一向彼れの艦隊に巡り逢ふことが出來ませぬ、さうして八月の末になりまして野津中將から平壤を攻擊するに就いて、海軍より大同江の河を渡ることゝアスコの河にある船を徵發して橋を架けることを託されましたゆゑ、ソレに應じまして野津中將に海軍でソレだけは受合ふといふことを傳へて置きました所がソレと同時に大本營からの命令で、山縣大將が出軍になるに依つて、其山縣大將の船を護して仁川まで行くやうにといふ命令を下されました、丁度それが一處に集つたものでござりますから、どうすることも出來ませぬ、其時日を考へて見ますれば、野津中將の方へ私からの返事をやつて居るものでござりますから、大變戰略等に害があらふと思ひましたけれども、如何にせんこちらは命令で山縣大將を護して仁川に行けといふことでござりまして、ソレから段々考へました、日本の艦隊を二つに割つてやりましたなら、双方共に無事に參りはせぬであらうかといふ考へも付きました、けれども御存知の通り日本の艦隊を二つに割つて、若しも彼の艦隊に出逢つた時は、到底淸算の目途はござりませぬから、無論野津中將の方へ斷はりを言ひまして、山縣大將の方を命令通りに護して參りました。

夫れから九月十二日に山縣大將も仁川に着されましたから、其着されまして、上陸をさせること何かも矢張り海軍の任務でござります、ソレから所謂第二遊擊と西海艦隊の方を以て充てまして、さうして、第一遊擊と本隊は仁川の口を扼して居りまして、其間にも第一遊擊をもちまして一遍威海衞の方へ偵察に出ましたけれどもアノ邊にも敵艦は居りませぬ。

さうしまする中に、もう早や山縣大將の方の陸揚も半ば濟ましたといふ報告を聽きまして、第一遊擊の吉野と秋津洲を威海衞から山東角の方へ偵察に出しました、其二艦は九月の十五日に大同江へ來るやうにと云

ふて置きました所が、果して其通りに參りました、又本隊の方も丁度九月十四日に出まして、十五日に大同江へ出まして、あすこで合しました、合して居ると福島中佐から海軍少佐の新納に宛てました電信が參りました、ソレを見て見ますると大孤山沖の大鹿島に敵は餘程警戒を加へると云ふことが分つた、其前に大鳥公使からも、支那の兵は海路を取つて朝鮮地方へ渡すといふ電信が參りました、多分あの邊に――大鹿島の邊に上陸するだらふといふ考はござりました、けれども今まで始終威海衞旅順口邊を見ますけれども居りませぬから是れも實の事ではあるまい、虚説だらうといふ考を抱いて居りました、併ながら福島中佐から申し來ましたに依つて、丁度十六日の日に大同江を出まして第一遊撃と本隊とソレから赤城―あれは其時大同江を溯りまして平壤との連絡を取りまする積りに任務を申し付けて置きました、けれども既に平壤の方には水雷艇も三隻遣はしてございます、ガンボートも二隻やつてございますから海の淺い處へ參りまするには小さい船が一隻必要と考へましたから、赤城を伴ひまして、さうして十六日の夕方から出まして、十七日の未明に海洋島に達しましたゆゑ、彼の海洋島の中を赤城を以て總て探索いたさせました、所が何にも異狀がござりませぬ。

ソレから大孤山の方へ廻つて參りますると、丁度十一時頃でござりました、第一遊撃から敵艦見へるといふ信號がござりました、ソレから直ぐ本隊には下士以下一同に食事をさせまして、スッカリ精神を落ち付かして、落ち付いて居るやうに烟草でも呑ましたり何かいたして、ゆつくりさして置きました、さうすると段々進むに從ひまして、倍々向ふの烟が現はれて來ます、倍々近寄れば船が現はれて來まして、彼れは全力をやつて參ります、こちらから察しまするに十七日の日は向ふでも不意であつたらうと考へます、俄かに黑烟を揚げまして非常に向ふは蒸氣を立てることを欲するやうに見受けましたのでござります。所でこちらの方は大孤山の方へ向けて參ります、向ふは丁度あれから芝罘の方に向つてやつて參ります、段々と近寄つて見

ますると三角形の後揚陣、一番先頭に强い艦が居りまして、さうして段々三角形に隊を成して居ります、こちらは例の單縱陣でこちらの計畫といふものは第一陣を以ちまして敵の右翼に當りまして敵の右翼に當つて、船が速うございますから、其裏へ廻りまして、向ふの主力を本隊と分ける積りでございました、果して第一遊擊が右翼に當ると其中に超勇が火災が起きまして、遂に進退の出來ぬやうになりました、續いて向ふは本隊にズット向けて參ります、こちらは成るべく距離の接しないやうに第一遊擊が裏に廻りまして、双方から挾みましたなら、ズット寄つて一時に戰を決する積りでございました、けれども少しくソコに信號の行違ひで廻り方を遊擊が逆に廻りまして、止むを得ず本隊はこちらに廻りました、ソレカラ其後に附いて參ります比叡は先道艦の後とに附いて廻りますと、向ふに斯う見えまするから遂に自分の横を——側面を突かれまする姿になります、故にこゝは艦長が獨斷を以ちまして、向ふから來まする中央を機を曲げて突貫しました、ソレに加ふるに西京丸と赤城、赤城は御承知の通り小さな船でございますから、成るべく本隊の蔭げに居るやうにといふ信號をいたしました、けれどもどうも海軍士官の素より乘つて居る船でございます、船こそ小さうございますけれども其志に於ては決して變はることはございませぬ。坂本はます〳〵ソレに向つて行く位でございます、又西京丸も御承知通りに本當の軍艦ではございませぬけれども、アレも矢張り本隊と伴ふて參ります位で、もう其時になりまして、アチラに行けとか何とかといふ信號は到底屆く者ではござるませぬから、もう默つて置きました。所が宜い鹽梅に西京丸は本隊の前を横切りまして敵を右舷に見まして參りましたが、其敵には水雷艇の極く速かな奴を二隻持つて居りまして、それが丁度西京丸を尾行しまして、さうして凡そ西京丸と水雷艇の間が二十五間程離れて居つたといふことを乘組員の士官が申しました、其時向ふから水雷を發しましたけれどもズット船の下を潛つて向ふへ出て實に危險なことで、幸ひに其水雷を避けた次第でございますソレから比叡は丁度向ふの船の定遠と致遠の間を脫けまして、さうしてこちらの

本隊が斯う廻るに又再たび脱けまして本隊に加はりました、さうして又附いて參りますから、今度も最初の具合で、矢張り突掛けられまして、今度は又ソレを突越へまして、其時非常な害を蒙りまして、遂に火災を起したり何かして、再び隊に這入ることも出來ませぬ、

ソレからもうソコになりました所が向ふの船も列も亂れますし、丁度最初第一遊擊が反對に廻りましたのが、今度は又味方の爲めに大變宜い位置に參りまして（中略）本隊と遊擊とに挾み擊ちになりました、ソレで双方から定遠・鎭遠其他に向つて擊ちました所が、定遠・鎭遠を除けました外といふものは皆四方に散亂しまして、旅順の方向を指して去る位でござります、ソコでこちらは益々定遠と鎭遠に向つて發しまする、丁度午後四時頃でござりましたらう、松島に大概二千メートル位から、定遠でござりましたらう、擊ちました彈丸が二發一處に船の右舷の方の砲の脇に中りまして非常な害を與へましたでござります。

經遠の顚覆

ソレからこちらも敗けず劣らず擊ちましたけれども自然と向ふは其儘逃げるやうな姿でござりますし、ソコに丁度第一遊擊が逃げて廻りまする船を四隻で逐つ驅けまして、ソコで經遠といふ船が、最初比叡あたりから擊つた彈丸で餘程惱んで居りますのを、こちらから逐つ驅けて參りますものでございまするから、向ふは狼狽の爲めに遂に船を顚覆させました。

其時一向敵味方の勝敗も私には分らぬ位でござりました、勿論比叡・西京丸といふものが形を見せませぬゆゑ、之れも何處にかで擊沈められたであらうといふ、私一人だけは考を持つて居りましたが參謀官などに聞いて見ますと、是以て同樣で、確かにドチラの方に向つて行つたといふ答も出來ませぬ位でござります。

さうしまする中に、段々日も暮れて參りまするし、彼れはズッと朝鮮の方に付いた方に居ります、日本の艦隊は支那の方に付た海の方に居ります。日も暮れますから、近寄ると向ふは水雷艇二隻持つて居ります、此二隻の水雷艇の働が非常な害を與へるものと考へまして、夜に入つて參りますから、近寄らずに、向ふも

[illegible]かつて參るといふやうな工合でござりますから、明朝必ず向ふは旅順か或は威海衛かに參るだらう、其方向すこちらもズット參つたならば、明朝は必ず向ふの艦に會ふことが出來るだらうといふ方針でござりまして、其方に向けましてやつて參りました。所が遂に夜に入りまして、烟も見えませぬ。

茲に一つ話がござります、其の夜が入るや否や到底松島は戰鬪力に堪へぬといふことをば見ましたのでござります、さうしますると、どうしても松島は日本に返して修復をしなければならぬ、外の船にソコで乘移らなければならぬ必要が出來ましたゆゑ、橋立に私始め私に附いて居る參謀長參謀二人補助と四人松島の端船に乘りまして橋立に移りました、ソレから今の明朝敵艦に會ふといふ方針を以ちまして、威海衛の方へ進んで參りました、所が明けて見まする所が、烟も何も見えませぬ、ソコで又再び是れは敵艦は、まだ陸揚も濟まず、必らず昨日の處に行つて、後の陸揚や何かするだらうと察しを以ちまして、昨日の戰爭いたした場處に返つて見ました所が、小蒸氣が二隻烟を出して居る、ソレは一隻は鴨綠江の方に向けて參り、一隻は極く陸に沿ひまして旅順の方へ參ります、併し是れは極く小さな船でござりますから意としませぬ、昨日擊沈めました揚威がまだ形を現はして居りますから、其近所へ參りまして千代田艦に命令を下しまして、揚威の艦內を見せました所が、人は一人も無い、併し船も破れては居らない、併し木部の所は大概燒けて居るが外部は鐵でござりますゆゑ、どうもないといふことを信號いたしますから、破壞せよといふ命令を下しました所が、直ぐ水雷を以てソレを破壞しまして水を入れました、ソレが十八日の夕方でござります。

松島艦の死傷

ソレから其晩に自分の船の死傷もまだ能く分りませぬゆゑ、其歸りにソコに居る船だけを信號を以て死傷を問ふて見ました所が（中略）松島の死傷が一發の彈丸で五十三名死にました、火傷をしましたのが五十八名でござります、それから浪速が一人も死傷がござりませぬ、是れも大砲の大きな彈丸が四つ參つて居ります、

扶桑の死傷

ソレから扶桑が戰死が四名で負傷が十一名ござります、高千穗が戰死が一名負傷者が二名でござりま

高千穗の死傷
橋立の死傷
吉野・嚴島の死傷

す、橋立が戰死が三名に負傷者が九名でございます、吉野が戰死二名負傷者が九名、嚴島が戰死が十四名で負傷者が十二名でございます、千代田は一人もございませぬ、それから比叡は歸りまして調べました所が、即死が十二名で負傷者が三十二名、それから秋津洲が戰死が五名で負傷者が十名、赤城が戰死十一名で負傷者十四名でございます、西京丸には戰死者はございませぬ、負傷者は十一名でございます。

ソレから一番死人の多くございました松島は、どうしてコンナ大害を受けたるかといふことを申しまするど、どうしても先頭艦に參りましたる船は敵も先頭艦を覘つて、前以て彈丸を詰めましたのを一時に發して來るやうな姿でございます、其次に居りまする千代田は何で負傷者も何も無かつたかと云ひまするど、二番目の船が通るまでは、向ふに速射砲も持ちませず、日本の船見たやうに續け擊ちに擊つことが出來なかつたらうと思ひます、それ故二番三番といふものは、大いに彈丸を受けることが少ふございます、四番目あたりから段々向ふの用意が整つて來るものでございますから、餘程どうも彈丸を受けるやうな氣味がございます、それから比叡はなぜ二十名の死傷を起したかと申しまするど、最前お話し申上げて置きました、我艦隊が縱陣で參りまするを、橫から來まして、眞直に參れば遂に自分の胴腹を向ふから衝かれるといふ恐れがあるから、舵を一杯に面舵を取りまして、艦と艦との間を擊入つたのでございます、其時まことにどうも敵艦に接近しましたゆゑ、丁度向ふは覘ひ濟まして居る處を、こつちから參つたものでございますから、さう云ふ場合には豫て海軍でございまして接戰用意といふ命令を下しまするど、今まで大砲に付いて居るものも皆上に上つて小銃を持つて、それに劍を付けて、向ふから突貫するを待つて伏して待つて居ります、ソレが今日の英吉利から習ひまして、今に日本で御採用になつてやつて居るのでございます、彼れも元は英吉利から習つたのでございます、共注文通りにやつて來ました所を、こちらは速射砲を持つてソコにバタバタと擊ち掛けた鹽梅でございます、上に載つて上る人だけは大概皆ソコで仆れた實に血烟を立てゝバタバタそこに仆れる

のが現はれて居つたと申すことでござります。

赤城も丁度向ふの船に向ひましたけれども、向ふは三隻で追つ駈けました、其時には比叡が參つたものでござりますから、比叡の爲めに漸く赤城一隻を目掛けて來るのが、比叡に當つて、後の一隻も餘程な大害を受けまして、もう船も傾きがけになつて居つたさうでござります、ソレを救う爲めに――赤城に向つて來るのが自分の味方を救ふ爲めに、とう／＼赤城に追つ付く事も出來ず、其方へ引返して行つたといふことでござります、其位接近しましたゆゑ、此三隻は餘程以外に負傷が多いのでござります（中略）ソレから幸ひに海軍の方では工作戰と病院船といふものを拵へて行きましたゆゑ、直ぐ大破の船から晝夜作事に掛らせてやります。

比叡

此間に比叡の事を今少し申上げます、比叡は丁度十七日に本隊を離れて大同江に歸つて見ますると西京丸も一緒でござりました、ソレから比叡は今の負傷者と死人を陸へ上げまして、直ちに海門艦と二隻で本隊が十九日まで歸りませぬから、十八日の夕方本隊を尋ねて元の處へ、――十七日の日に戰爭いたした所に參りました、夜のことでござりましたから、途中で本隊と行逢ひませずに遂に二十日の日に兩艦共に大同江へ歸りましてござります。

浪速・秋津州

ソレから其中に三日間掛りました所が、もう再び戰爭をいたしても差支ないだけの修理が出來ましたゆゑ、浪速と秋津洲を以ちまして、二十三日の夕刻から威海衞旅順あちらの方へ偵察に出しました、ソレから本隊と西海艦隊の部分と鴨綠江の邊りから朝鮮沿岸の西の方の測量に掛りました、是れはナゼかと申しますると、第一軍の糧食といふものを仁川から上げましては非常な日數も掛りまするし、到底鴨綠江邊まで昨年の冬になりましても達するものではござりませぬゆゑ、どこにかあの邊に糧食運搬の便はなからうかといふからしまして大孤山沖からあの邊の測量をしました所が幸ひに一ヶ所九耳浦といふ所を見出しました、ソレ

上陸地の撰定

大同江の碇泊理由

から第一軍の糧食を上げることにいたしまして大變軍の方の人は喜びまして、山縣大將は私に向けまして參謀官を遣はされまして、厚い禮を述べられましてござります、此の爲に我軍を進めることが出來た、まことに此事を發見して吳れなければ到底戰爭どころでない、糧食の爲めに遂に戰爭をやめるやうな次第であつたといふ位でござります、大いにソレは幸ひのことでござりました。

さうしまして二十四日二十五日から二十八日までの間といふものは、側ら今の糧食を上げる處の場所を見出すことゝソレから其次に第二軍が金州方面に上陸をされるに付いて、上陸點を見出すやうにといふことがござりました、ソレと同時に大連灣からこちらの長山島の邊を測量させました、是れも極く敵地でござりますから、忍び忍びて測量しなければならぬ必要がござります、水雷艇を以てやりましたり、或は普通の小蒸氣を以てやりましたり、大きな船は極く遠方に繋けまして、さうして成るべく陸から見渡しの出來ないやうにいたしまして其邊の測量をいたしましてござります、ソレから大概是れなら宜からうといふ處が即ち花園口と申す處でござります、ソレを本國の方へ報告いたしました、(中略)昔の艦は瀛灌を汐で焚きましたけれども、今日は皆清水でやるやうになりました、清水を得ることは朝鮮地方では難うござりましたから、井戸を掘らしたり、川の少し溜りの所がござりますとソレを瀨切らして水を溜めまして船に取込みましたり何かいたして其間二週間位の間といふものは隨分大同江で自分の用意の爲めに時日を費しました、幸ひに第二軍の出軍も十月の十八日から大同江へ參りまして、二十三日に大同江出發といふことに極めました。

十八日から二十三日まで何の爲めに大同江に居つたかといふ御疑もござりませうが、是れには少しく陸軍の方と海軍の方との論が合ひませず、ナゼ論が合はぬかといふと陸軍の方は成るべく敵に接した處に上陸したい、海軍の方では又成るべく船が陸近く參りまして、さうして速かに上陸したい、又敵の非常な抵抗のない所が得策であるといふ積りで少しく里數は隔たりましたけれども花園にと極めました、所が向ふでは是非

大連灣

近い岸へ上りたいからと云つて近い所を忍び忍びに測量して見まするけれども、なか〳〵五哩以上の處でなければ運送船を以て行くことも出來ぬといふやうな遠淺でございますから、止むを得ず、最初極めました處の花園口に陸軍の方でも同意いたしまして、ソレから上陸いたしたやうな次第でございます、ソコで金州までの里數が餘程でございますけれども、萬事船の上、海の間といふものは海軍が任務を持ちませぬければなりませぬゆゑ、一人でも海上で不意な事の出來ないといふことを考まして少しく遠方にいたした次第でございます。

ソレから二十三日から二十四日の日に着きまして續々陸揚又揚げて仕舞つた船は日本へ歸りまして又運搬をするといふやうな工合でございまして、とう〳〵二週間も陸揚のことがソコで長引いた次第でございます、其理由と申しまするは、花園口の陸から日本里數で一里半位或は一里位の處へ漸く寄せまして、ソレに丁度氣候の悪い日でございまして、北風が吹きまして、なか〳〵晝夜揚げまする所が、思ひ通りに參りませず、總てゞ終りましたが殆んど三週間になりました、さうする中に金州の方も取れまして、大連の方の攻撃の模様も分つて來ましたから、もう我上陸點を彼れの艦隊が攻撃するといふやうなことはあるまい、一歩進めて大連灣の方が宜からうといふことに決しまして、十一月の六日の日に花園口から第一遊撃本隊ソレから第二遊撃ソレからあとの第四遊撃はまだ陸揚が濟みませぬから、花園口から大連灣までの海岸に皆排置をいたしまして、さうして十一月六日の日に大連灣に向ひました。所がどうもあすこは豫て港内に水雷が敷設してございますといふことでございます、其永雷の揚方などに其日は趣向をいたして着手いたし其翌日の七日の朝に又大連灣の灣内へ參りまして發砲いたした所が最初陸の臺場に向けて撃ちまするから、どうも不思議と考へて居りました所が、果して和尚島といふ方の臺場を取られますると、其次の方にございまする臺場にまだ支那兵か據つて居りまして、其和尚島に向つて撃つた大砲が十五六發もございましたか、さうして一

時も立ちまするると大抵砲聲も止みましたゆゑ、小砲艦を以ちまして臺場近く進みまして見ました所が、歸つて申すには、どうも臺場は我味方の者だらうと思ふ、併し旗が臺場に揚つてゐるけれども日の丸といふことがシッカリ分らない、併し近傍まで行くけれども決して向ふからも發砲もしないから、必らず我軍だらふといふ報告をいたしましたゆゑ、各艦の小蒸氣と水雷艇を以ちまして、臺場に極く接近して參つて見ました所が、果してもう大連灣が我手に落ちて居りましたのでござります。

ソレカラ船を直ぐ中へ入れるといふ譯に參りませぬからズット港内を浚ひまして、水雷を敷設してござります圖もこちらの手に入りましたから、其營所や何かを調べました所が、悉く水雷が敷設してござりました、先以て其發電の根本を斷ちまして、ソレカラ水雷を揚げることに着手いたしましてござります、此時日が餘程掛りまして、漸く一週間後に大連灣に艦隊を入れるやうな譯になりました、併し水雷を敷設して居らない場所がござりまして、ソレは敷設圖を以て分りましたから、行きまするると翌々日から運送船を棧橋に着けるやうになりました、陸の方には糧食を花園口から持運ぶ割合から見れば大いに早く着きましたでござります。

旅順港

さうかういたしまする中に、此度はまだ旅順の方が殘つて居りまするからして、旅順攻擊といふことに十一月の二十一日といふ所で決定されまして、七日から二十一日までの間といふものは、每晩我水雷艇は旅順港の港口に四隻乃至五隻宛やりまして、夜はソレを以て彼の港口を守らせまして、若しも彼れの船が出て居りましたならば、ソコで水雷でやらせる積りで本艦隊或は遊擊隊は三隻宛ほど其脇に矢張巡航しまして晝は本艦を以てやり、夜は水雷艇を以て重にやりました。

所が二十一日になりまするると、陸軍の方に打合せまして、正面から打つて貰ふと、自分を損ずるから、正面から成るべく擊たずに、西の方に向つて擊つて呉れといふことでござります、西の方を擊ちまするると、其

彈着は味方の方は北の方から南の方へ參りますから、ソレで西を撃ちまするや共彈着の憂がないと云ふ所から、さういふ謀が整ひましたが既に二十一日の夕刻は旅順が皆落ちまして、我艦隊が旅順の沖に碇泊するやうな事が出來得たのでござります、ソコで丁度水雷が敷設してござりまして、直ぐさま水雷の引揚方に掛りました（中略）さうして段々進んで參りまして、一月の三十日から威海衛の攻擊に掛ります、是れも矢張り陸の臺場は、陸軍が進みつゝござりますから、船がムヤミに陸に向つて發砲することも出來ませぬ、是れも能く打合せをいたしまして、成るべく海軍の方は牽制の運動を取ることに極めまして、さうして一月三十日の朝から、沖合で第一遊擊本隊は運動を取ります、ソレから第二遊擊が臺場に向つて時々大砲を撃ちまして、三十日の午後の四時頃には、丁度東の方は皆取れて仕舞ひましたのでござります。

ソコで陸軍の方では、もう取れましたゆゑ、陸から通つてござります防材を、其晩から壞しに掛りました所が、まだ陸軍に能う打合せの濟まない所で參つたものでござりますから陸軍の哨兵が、今度は味方の水雷艇を撃つといふやうな有樣に立到りましたから、遂にソコを果すことが出來ませぬで歸つて參りました、ソレから翌晩からは、能く陸軍と協議をしまして、內の方から來るのは必らず敵の水雷艇である、外の方から來るのは味方の水雷艇であるから、ソレが來たら陸から發砲せぬやうにといふ呉れ呉れも打合せをしまして、ソレで濟みましたが生憎其時も非常な暴天になりまして、毎日雪が降るといふやうな工合で、遂に思ふた時刻も段々過ぎて參りました、ソコで二月の四日の日に劉公島の脇の威海衛城に我兵が行つて抵抗することもなく向ふは悉く逃去つたといふ報告を得ました、たつた殘つて居る處は劉公島、ソレに向ふが固めまして劉公島へ參りまするゝ、陸軍の方ではどうすることも出來ませぬ、海で隔つて居りますから、海軍の持ちになりましたのでござります（中略）折節二月の三日の晩に漸く防材を二十間位明けましたといふ報告を得ましたから、ソレなら四日の晩から水雷艇を以て中に居る敵艦に當るやう命令を下しました、其間といふも

劉公島の臺場
今井大佐
藤田少佐

のは毎日矢張り劉公島の臺場に向つて晝は砲擊します、夜になりまするど沖に出まして、夜は彼れが逃るだらふといふ考がござりましたから、本隊第一遊擊は始終沖の方を運動して居りました、ソレから五日の晚に第三の水雷艇といふものが……能く番號を私は記憶しませぬが二十二號といふのが一隻あります、是れは今井大佐が指揮をして居るのでござります、其隊と藤田少佐が持つて居りまする第二水雷隊といふのを二隻を以て、中に突貫することに命令を下しました、悉くソレを實施しましたけれども、防材に觸れましたりして遂にスクルフを壞し、或は淺瀨に乘つて進退極つたものもござりまして、漸く中へ參りましたのが九隻程でござります、少し時間が立ちまするとドンドン大砲の音がいたしまするから今丁度擊入最中であるといふこと考へました、處が實に船の部屋に居りましても、甲板に居りましても居られる心はしないのでござります、まあ早く夜が明けて一つ向ふの景況を見たいといふ積りで、段々沖合から歸つて參りまするど、非常に敵艦が我水雷艇に向つて發砲する。

向ふの水雷も舉つて劉公島といふ方に水雷艇が繫つて居りますから、ソレに向けて打出しまするし、ソレから今の定遠もどうも傾いて居る、或は夜半の水雷に罹つたかも知れない、早くソレが聞きたうてなりませぬ、けれども併し朝は暴候ましたゆゑ水雷艇が容易に來ることが出來ない、段々陸の方へ歸つて參りまして報告を得ました所が、昨夜命令通りに行きました、けれども今朝ほど彼等の運動振りを見れば、一つも効はござりませぬでござりましたらふ、皆動いて居ります、ソレから定遠があすこと同じ處にチットして居るがどうだ、アレは今まで動いて居りました、ソレではどうも甚だ遺憾千萬であつたと、落膽いたして居りまする所が、其午後四時位になりました所が、いよいよ今朝から見ました通りに矢張りチットして動かぬでござります、十度程傾いて居りますからいよいよ怪我をして居るには違ひないといふて、ソレから本艦から大き

餅原少佐

なす望遠鏡といふものを取出して見ました所が隨分船の中は混雜しまして、定遠の左右には小蒸汽が附きまして、どうも水雷ならぬと思ひますから、半ば信じて昨夜の水雷が一つ効を奏したといふことを考へて居りましたでござります、何しろ歸りました水雷艇の報告に依りまするとどうも効は奏しなかつたらうといふことを申しまするから、遺憾に考へて居りましたが、午後四時頃になりまするど、報告がござりまして、只今沈沒したといふことでござりました、實に其時の私海軍の嬉しさといふものはお話にもならぬほど嬉しうござりました。

ソレからまだ殘つて居りまするから十六日の晩に第三水雷艇、是れが餅原少佐が持つて居りまする四隻でござります、是れが又一番最初から參りまして、外の船は功を成したけれども其水雷艇が功を成さぬものでありますから、實に本人等も殘念に考へまして、屢々打入りたいといふことを申す位でござります。丁度時機が到來したと考へまするから續いて其晩命令を下しました、所が是れは又實に餅原少佐は平常から沈着な人でござりまして、萬事周到な人でござりますから、其の夕刻今晩這入るといふ夕刻即ち六日の晩でござります、ズッと陸に上りまして、高い處へ登りまして、海を見まするど、冬のことでござりまして、防材に氷の張つて居るのが能く分ります。

高い所から見渡せば、あの所が切れて居ると云ふことが分る、ソレを水雷艇長と舵取に見せて見當をソコで附けさせて、ソレから秘密海圖秘密信號のやうなものは皆な命令を下してソレを母艦へ上げさせ、時刻が來ましてから、晝見て居つた處へ見當を附けて、自分が先導して乘つて行きました、けれども晝見ました所まで參りましても、矢張り見當が違つて居りましてゞ防材に當つたり何かしました船がござりました、けれども四隻とも無難に中へ入れまして、さうしてよく見ました處が、敵艦の水雷艇は非常に嚴重に警戒して居りますから、其時恰かも好し向ふの劉公島から電氣燈を照して港内を明るうしたさうでござります、こちら

の水雷艇も照らされたけれども、極く僅かの間だけで悉く敵艦の方の水雷艇と云ふものは、ソレが爲めに能く分つた、ソコで味方の水雷艇はズット陸の方へくつ付いて迂回して行くと、其間向ふから大砲を撃つたり何かしますから、ソレを暫く堪へて居りましたり、半途で控へて居りまして、もう宜からふといふことで、ズット進んで七發の水雷を撃つ、其時來遠ソレから威遠ソレからもう一つ矢張り操江見たやうな船があります、三隻撃つたのでござります、ソレを美事に撃ちましたといふ。翌朝直ぐ報告が參りました、向ふではこちらから撃つが否や、大きな浪を立てゝ音をさした、いよ〳〵命中さした。

併しながら遺憾なことには一つ氷の爲めに水雷を撃ちましたけれども中部で凍り付けられて出られない、半分出掛つて空しく歸つたのもあります、今日になりましては大きにソレが幸ひでござりますが、其水雷は何處へ持つて行くかと云ふと、鎭遠へ持つて行つた水雷でござります、實に幸ひでござりました、ソレが凍らずに居れば鎭遠は海の中に沈まなければなりせぬ（中略）ソレから二月七日の日にもう敵艦が餘程、定遠も來遠も威遠も無くなりまして、靖遠とソレからガンボート六隻、ソレから今の鎭遠でござります、もう向ふの勢力は知れたものでござります、ソレに水雷艇が十一隻ある、ソレから七日の日の未明から海岸では臺場の總進擊に掛りました、しまする所が臺場と打合ましたが、なか〳〵向ふも上手になりまして、始に直ぐ松島をやられてしまひました、松島の烟突を二十四で擊たれました（中略）二番目は詰める間がござりますから容易に擊つ時間がござりませぬ長うござります、ソレから二番三番も無事に拔ます。

四番目に吉野が居ましたが、又此吉野を一つやられました、ソレから八番目に浪速が居りました、又浪速をやられた、さうしてズット東の方から劉公島を傳ふて參りました所が、西の方の口に向ふの方の水雷艇が出て居りました、是は本隊へ掛つて來るといふので、直ぐ水雷艇防禦といふ信號がござります、其信號を揚げまして水雷の防禦の方に策を用ゐて居りました所が、向ふの芝罘の方へドンドン向つて行きます、是れは

なんだ、是れは逃げるのだ、ソレから今日は臺場に掛つて居る方が宜いか水雷艇を取つた方が宜いかと申しました所が、水雷艇を取つた方が得策なりと申しますから、ソレから水雷を逐へと申して、所謂第一遊撃の吉野に命を傳へました、所があれが二十三ノット位で追駈けて行きますから、直ぐ追つ付きます、其故に十一隻の艇が陸に乘揚げまして、立所に向ふの賴み切つて居る瓜を皆な取つて仕舞つたでござります、其翌日から水雷艇を又再びこちらの物になしませうと思まして、取り方に掛りまして、半分は矢張り臺場に掛らして居りまして、とうとう一日形の如くに朝一遍夕一遍といふやうな工合に臺場を惱まして、ソレから夜今度は西の方から臺場の中へ擊ち込む策を取りまして、夜十二時頃一遍に、夜明の六時位に一遍ソレは向ふを寢させぬといふ積りでござりました。ソレが十日の晩から二晩ありました、所が十二日の朝鎭北に白旗を揭げまして、丁汝昌が書面を以て降を請ひに參りました、ソレはあの時に報告いたし置きましたが、まああの通りでござりまして、新聞紙などに必ず出ましてござりませうと考へて居ります。

ソレから十七日に向ふの船から臺場から皆こちへ受取りまして、さうして各艦天皇禮式を吹きまして萬歲を唱へました（下略）。

二七　海城の逆襲

海城はすでに我が軍の手に歸した、然るに此地は遼陽・奉天に通ずる要害にして、清國に執り我が軍が之れを占領する事は、一大脅威である。依つて一月十六日、敵兵一萬三千ばかり逆擊して來たが我が軍は難なく擊退した。

尋で二十一日に及び、今度は約二萬の大軍を以て逆襲して來たが、同じく我が兵は勇敢に突進して大いに清兵を擊破した。

されど敵兵は再度の失敗にもめげず二月十六日三度び逆襲して來た。我が軍の動かざる事泰山の如く、敵が三百米突に近づくに及び、遽に猛撃を加へてさん〴〵に之れを蹴散らし、またもや敵は先を爭つて逃走した。

二八　牛莊の占領

牛莊の占領
野津大將
桂中將
奧中將
大島少將
奧山大佐
森大佐
武田大佐
富岡中佐
今田少佐
名古屋師團の奮戰
佐藤大佐
門司少佐
大島久直少將
大島義昌少將

時に牛莊城には敵兵が一萬ほどゐて、威張つてゐた。因つて三月（二十八年）三日第一軍司令官野津（道貫）大將は第三師團長桂（太郎）中將及び第五師團長奧（保鞏）中將に令して之れを攻擊せしめた。四日第五師團長奧中將は進んで紫方屯に陣した。中將は乃ち前衞司令官大島（久直）少將に命じて牛莊城を正面より攻擊せしめた。少將は乃ち山砲を紫方屯の西北端に並べて砲擊せしめた。時に奧山大佐の一隊はその掩護を得て前進し、森大佐・大島少將・武田大佐等は相次いで進んだ。富岡中佐の率ゐる一大隊は紫方屯から分れて木頭橋に向つた。この地は一面の開豁地にして據るべき物なく、遂に大隊長今田少佐は敵彈の爲に戰死した。これを見た我が兵は何れも感憤せざるものなく猛進して木頭橋に達し、激戰二時間餘にして城の東端なる敵の第一線を奪取し、進んで市中に亂入した。敵は民家に據つて盛に射擊した我が軍は工兵をして爆藥を裝して門墻を破壞せしめた。この日第三師團長桂中將は大迫少將をして北方から、大島少將をして西方から共に牛莊を攻擊させた。大迫少將の先鋒佐藤（正）大佐は兵を進めて牛莊に迫つた。時に敵兵は民家の土壁に據つて亂射した、ために佐藤大佐は負傷した、仍つて門司少佐は代つて指揮し、敵兵を擊退して市中に侵入した。乃ち大島久直少將は西より、大迫少將は北西より、また第五師團の大島義昌少將は東より、牛莊市內に突入し、遂に牛莊を占領した。之れを牛莊の市街戰と稱する。

營口の占領
山地元治
隱岐大佐
志岐中尉
香川少佐
征淸大總督府の前進
彰仁親王
勅語

二九　營口の占領

第一軍は既に牛莊を占領したが、敵の敗兵は走つて營口に入つた。因つて第二軍第一師團長山地（元治）中將は三月六日諸隊を部署し、營口に向つて進擊した。隱岐大佐は左翼隊乃木少將の前衞となり、先發して韓家房に至る時、營口の敵兵は海岸砲を以て遠方から砲擊した。大佐は志岐中尉を派し一中隊を率ゐて營口の東方に向はしめた。進むこと二十町ばかりにして敵騎三名に出會した。その北ぐるを追ふて中尉の一隊は營口の東門に突入した。隱岐大佐も尋いで進んだ。されど敵兵は邀へ戰ふの勇氣なく、遼河を越へて敗走した。獨り海岸砲のみは未だ降らなかつたが、時に日が傾いたので、我が軍は乃ち攻擊を中止した。

翌七日香川少佐は前衞本隊の砲兵を率ゐて砲臺を攻擊した。淸兵は例によつて夜に乘じて遁走した。是に於て我が軍は營口を占領した。

三〇　征淸大總督府の前進

三月十六日勅して征淸大總督府を戰地に進め、參謀總長彰仁親王を大總督に任じ給ふた、乃ち勅語に曰く、

朕カ征淸ノ陸海軍漸ク其ノ步ヲ進メ既ニ作戰第一期ヲ經過シ今將ニ第二期ノ作戰ヲ開始セントスルニ方リ征淸大總督ヲ命シ戰地ニ前進セシムルノ必要ヲ認ム因テ朕今卿ニ任シ委スルニ出征全團ノ指揮ヲ以テシ假スニ配下將官以下任免補敍ノ權ヲ以テス卿夫レ朕カ意ヲ體シ往テ事ニ從ヒ以テ我カ國威ヲ宣揚セヨ

按ずるに、海に在つては旅順・威海衞の双關我が有に歸し、陸に於ては牛莊・營口の二要害もまた占領せられ、こゝに作戰の第一期を經過し、今や征淸大總督府を前進せしめて、第二期の作戰に入らんとする計畫

田庄臺の占領

に出でたものである。

是より先き、我が第一軍は三月九日戰ひて田庄臺を占領した。

清國請和使李鴻章の來朝

三一　清國媾和使李鴻章の來朝

引接寺

李經芳・羅豐祿・馬建忠・伍廷芳・米人フォスター

伊藤博文

陸奧宗光

春帆樓

小山豐太郎ピストルで李鴻章を射つ

既に清國より來りて和を請ふこと二回、然るに或は外人にして使者の資格を缺き、或は清人なるも委任の全權を有せず、共に我れの斥くる所となる。是に於て清國は直隷省總督北洋大臣李鴻章を全權大臣に任じ來つて和を請はしめた。李鴻章は三月十九日馬關に着し、翌二十日我が政府の設けたる旅館引接寺に入つた。その隨行員は參議李經芳・參贊官羅豐祿・同馬建忠・同伍廷芳・顧問米人フォスター等であつた。我に於ては伊藤總理大臣・陸奧外務大臣を全權辨理大臣とし、以て折衝に當らしむ。三月二十日春帆樓に於て第一回の會見をした。然るに三月二十四日第三回目の談判を了へ、午後四時二十分、李鴻章は隨員と共に會見所を出て將に引接寺に歸らんとせし時しも小山豐太郎なる者が群を排して轎車の前面に進み、拳銃を發射し李の左頰を傷けた。ために李は狼狽して掩ひ轎を急がして引接寺に歸つた。一方警官は直ちに豐太郎を捕縛した。我が全權大臣はその報に接し、李鴻章を旅館引接寺に訪ひ、且つ事を大本營に報じた。畏くも　天皇陛下には侍從武官中村大佐を勅使とし、石黑・佐藤兩軍醫總監と共に馬關に赴き、李の病床を訪はしめ給ふた。また　皇后陛下は御製繃帶を賜ひ、且つ看護婦二名を遣はして御慰問あらせられた。

三十日、豐太郎は山口重罪裁判所に於て無期徒刑に處せられた。

休戰條約

三二　休戰條約

天皇陛下は痛く李鴻章の遭難を傷ませられ、伊藤總理大臣及び黑田樞密院議長を大本營にお召になつて意

見ゝ徴し給ひ、三月三十日休戰條約を締結せられた。曰く、

大日本皇帝陛下ハ今回不虞ノ事變ノ爲メ媾和談判ノ進行ヲ妨害セシヲ以テ茲ニ一時休戰ヲ承諾スヘキコトヲ其全權辨理大臣ニ命セラレタリ因テ大日本皇帝陛下ノ全權辨理大臣内閣總理大臣勳一等伯爵伊藤博文全權辨理大臣外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光及大淸國皇帝陛下欽差等全權大臣太子大傅文華殿大學士北洋大臣直隷總督一等肅毅伯李鴻章ハ左ノ休戰條約ヲ締結セリ

第一條　日淸兩帝國政府ハ奉天省直隷省山東省地方ニ在テ左ニ記スル所ノ條項ニ從ヒ兩國海陸軍ノ休戰ヲ約ス

第二條　本定約ノ効力ニ依テ休戰スヘキ軍隊ハ實際交戰ヲ停止スルトキニ當リ各其屯駐スル所ノ場所ヲ保持スルノ權利ヲ有スヘシ但シ本定約ノ期限内ハ如何ナル場合ナリトモ前記ノ場所以外ニ進出スルコトナカルヘキモノトス

第三條　日淸兩帝國政府ハ本定約ノ存スル間ハ攻守ノ孰レヲ問ハス各其滯陣ノ方面ニ於テ進撃ノ備ヲ加ヘ或ハ援兵ヲ派シ其ノ他一切戰闘力ヲ增加セザルベキコトヲ約ス然トモ現ニ戰地ニ於テ戰闘ニ從事スヘキ軍隊ヲ增加スルノ目的ニ非サル以上ハ兩帝國政府ニ於テ新タニ委員ヲ配置運送スルコトヲ妨ケサルモノトス

第四條　海上ニ於ケル兵員軍需及其他一切戰時禁制品ノ運送ハ戰時常規ニ依リ捕獲セラル、コトアルベキモノトス

第五條　日淸兩國政府ハ本定約調印ノ日ヨリ二十一日間ヲ限リ休戰ヲ實行スルモノトス尤モ兩國軍隊ノ屯駐スル場所ニシテ電信ノ通セサル處ハ敏速ノ方法ヲ以テ休戰ノ命令ヲ發スヘシ而シテ兩國軍隊司令官ニテ右命令ヲ受ケタルトキハ相互ニ其趣ヲ通知シ休戰ノ措置ヲ爲スヘキモノトス

第六條　本定約ハ別ニ互ニ通知ヲ要セス明治二十八年四月二十日即チ皇緒二十一年三月二十六日ノ正午ニ

於テ終了スヘシ而シテ若シ右期間限内ニ於テ媾和談判不調ナルトキハ本條約ハ同時ニ終了スルモノトス

右證據トシテ日清兩帝國全權大臣ハ玆ニ記名調印スルモノナリ

明治二十八年三月三十日即チ光緒二十一年三月五日下ノ關ニ於テ作ル

伊藤博文印
陸奥宗光印
李　鴻章印

（肩書を略す）

三三　澎湖島の占領

澎湖島の占領
比志島義輝
臺灣征討軍の出發

時に我が國に於ては臺灣島を攻略せんとするの議が起り、陸軍歩兵大佐比志島義輝を司令官とし、陸軍混成枝隊を編成し、往いて事に從はしむ。三月六日比志島部隊は宇品を出發し、九日佐世保に達し、十五日聯合艦隊本隊松島・橋立・嚴島及び第一遊撃隊吉野・浪速・秋津洲・西京丸・高千穗丸と共に單縦陣を作つて佐世保を出發し、二十日午後二時澎湖島南端なる八罩島に達した。吉野・浪速兩艦は上陸地の偵察をなし、その結果裏正角に上陸することに決定した。

拱北臺の砲臺
馬公城陷落

二十三日午前七時、各艦は進んで、裏正角灣の西角なる候角の高地、拱北臺の砲臺を砲撃した。清兵は之れに應戰し砲戰數刻の後敵勢がやゝ衰へたので、混成枝隊は上陸を始めた。すると敵の砲臺は再び發砲した。因て我が艦隊は更に砲撃して枝隊の上陸を援けた。二十四日未明枝隊は進んで拱北臺に肉薄し、忽ち同砲臺を占領した。枝隊は更に進んで膨湖嶋の首府馬公城に向つた。敵兵が抵抗したので我が海軍はまた陸戰隊を上陸せしめて攻撃した。時に漁翁嶋の砲臺もまた發砲して馬公城の敵に應じ、彈丸は霰の如く落下した。されど我が兵は毫も屈せず突貫して獅子奮迅の如く亂入した。城兵は遂に支へ切れず北門方面に向つて

攻撃した。是に於て馬公城は全く陥落した。こゝに於て比志島枝隊は諭告を發して島民を慰撫した。二十四日我軍は圓頂山を占領し、敵將郭潤馨來降した。尋で海軍陸戰隊の一部はまた漁翁島を陥れた。こゝに於て澎湖島に行政廳を置き、伊東艦隊司令長官から諭告を發した。

（澎湖島陥る）

三四　媾和條約の調印

（媾和條約の調印）

四月（二十八年）十七日我が全權辨理大臣伊藤博文・同陸奥宗光と清國全權辨理大臣李鴻章・同李經芳等は馬關春帆樓に會し、媾和條約に調印した。乃ちその批准期限を調印の日より二週間とし、交換の地を芝罘と定めた。是に於て四月二十一日左の勅語を發せらる。

（勅語）

朕惟フニ國運ノ進張ハ治平ニ因リテ求ムヘク治平ヲ保持シテ克ク終始セシムルハ朕カ祖宗ニ承クルノ天職ニシテ亦即位以來ノ志業タリ不幸客歳清國ト釁端ヲ啓キ朕ハ止ムヲ得スシテ之ト干戈ヲ交ヘ十有餘月ノ久シキ結ヒ解クル能ハス而シテ在廷ノ臣僚ハ陸海軍及議會兩院ト共ニ咸能ク朕カ旨ヲ體シテ朕カ事ヲ奬メ内ニ在テハ參謀經營シ費用ヲ給シ需給ヲ豐ニシ防備ヲ力メ外ニ在テハ櫛風沐雨祈寒隆暑ニ暴露シ百難ヲ冒シ萬死ヲ顧ミス旭旗ノ指ストコロ風靡セサルハナシ出征ノ師ハ仁愛節制ノ聲譽ヲ播シ外交ノ敵ハ捷敏快暢ノ能事ヲ盡シ以テ能ク帝國ノ威武ト光榮トヲ中外ニ宣揚シタリ是レ朕カ祖宗ノ威靈ニ頼ルト雖モ百僚臣庶ノ忠實勇武精誠天日ヲ貫クニ非サルヨリハ安ソ能ク此ニ至ランヤ朕ハ深ク汝有衆ノ忠勇精誠ニ倚信シ汝有衆ノ協翼ニ頼リ治平ノ回復ヲ圖リ國運進張ノ志業ヲ成サントスルニ切ナリ今ヤ朕清國ト和ヲ講シ既ニ休戰ヲ約シ干戈ヲ戢ムル將ニ近キニ在ラムトス清國渝盟ヲ悔ユルノ誠已ニ明ニシテ帝國全權辨理大臣ノ按定セル條件克ク朕カ旨ニ副フ治平光榮併テ之ヲ獲ル亦文武僚ノ互ニ相待テ全功ヲ收メタルニ外ナラス祖宗大業ノ恢弘今ヤ方ニ其基ヲ鞏メ朕カ祖宗ニ對スルノ天職ハ斯ニ其ノ重ヲ加フ朕ハ更ニ朕カ志ヲ汝有衆ニ告テ以テ

將來ノ嚮フ所ヲ明ニセリ

朕固ヨリ今回ノ戰捷ニ因リ帝國ノ光輝ヲ闡發シタルヲ喜フト共ニ大日本帝國ノ全程ハ朕カ即位以來ノ志業ト均シク猶ホ甚タ悠遠ナルヲ知ル朕ハ汝有衆ト共ニ努テ驕泰ヲ戒メ謙抑ヲ旨トシ益々武備ヲ修メテ武ヲ瀆スルコトナク益々文教ヲ振ツテ文ニ泥ムコトナク上下一致各其事ヲ勉メ其業ヲ勵ミ以テ永遠富强ノ基礎ヲ成サムコトヲ望ム戰時軍防ノ計畫財政ノ整理ハ朕有司ニ信任シテ專ラ贊襄ノ貴ニ當ラムヘシト雖モ積累蘊蓄以テ國本ヲ培フハ主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ賴ラサルヘカラス若夫勝ニ狃レテ自ラ驕リ漫リニ他ヲ侮リ信ヲ友邦ニ失フカ如キハ朕カ斷シテ取ラサル所ナリ乃チ清國ニ至リテハ媾和條約批准交換ノ後ハ其友交ヲ復シ以テ善隣ノ誼愈々郭厚ナルヲ期スベシ汝有衆其レ善ク朕カ意ヲ體セヨ

批准交換
伊東巳代治
伍廷芳
聯芳
廣仁堂

三五　批准交換

五月（二十八年）一日內閣書記官長伊東巳代治は全權辨理大臣に任ぜられ、清國芝罘に向つた。五日旅順に達し大總督府に於て密議する所があり、六日旅順を出發し七日芝罘に着した。清國の換約全權大臣伍廷芳・同聯芳は已に來りて芝罘に在り、八日公署廣仁堂に會すること四たびにして批准交換の事を了つた。

媾和條約の公布

三六　媾和條約の公布

五月十日勅令を以て媾和條約及び別約を公布せらる。曰く、

朕明治三十八年四月十七日下ノ關ニ於テ朕カ全權辨理大臣ト清國全權大臣ノ記名調印シタル媾和條約及別約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

內閣總理大臣伯爵　伊藤博文
外務大臣子爵　陸奥宗光

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ハ兩國及其臣民ニ平和ノ幸福ヲ回復シ且將來紛議ノ端ヲ除クコトヲ欲シ媾和條約ヲ訂結スル爲メニ大日本皇帝陛下ハ內閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光ヲ大清國皇帝陛下ハ太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯李鴻章二品頂戴前出使大臣李經芳ヲ各其ノ全權大臣ニ任命セリ因テ各全權大臣ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條約ヲ協議決定セリ

第一條

清國ハ朝鮮國ノ完全無缺ナル獨立自主ノ國タルコトヲ確認ス因テ右獨立自主ヲ損害スヘキ朝鮮國ヨリ清國ニ對スル貢獻典禮等ハ將來全ク之ヲ廢止スヘシ

第二條

清國ハ左記ノ土地ノ主權竝ニ該地方ニ在ル城壘兵器製造所及官有物ヲ永遠日本國ニ割與ス

一、左ノ經界內ニ在ル奉天省南部ノ地
鴨綠江口ヨリ該江ヲ溯リ安平河口ニ至リ該河口ヨリ鳳凰城海城營口ニ亘リ遼河口ニ至ル折線以南ノ地併セテ前記ノ各城市ヲ含有ス而シテ遼河ヲ以テ界トスル處ハ該河ノ中央ヲ以テ經界トスルコト、知ルヘシ
遼東灣東岸及黃海北岸ニ在テ奉天省ニ屬スル諸島嶼

二、臺灣全島及其ノ附屬諸島嶼

三、澎湖列島即チ英國「グリーンウイチ」東經百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼

第三條

前條ニ掲載シ附屬地圖ニ示ス所ノ經界線ハ本約批准交換後直チニ日清兩國ヨリ各二名以上ノ境界共同劃定委員ヲ任命シ實地ニ就テ確定スル所アルヘキモノトス而シテ若本約ニ掲記スル所ノ境界ニシテ地形上又ハ施政上ノ點ニ付完全ナラサルニ於テハ該地界劃定委員ハ之ヲ更正スルコトニ任スヘシ該境界劃定委員ハ成ルヘク速ニ其ノ任務ニ從事シ其ノ任命後一箇年以內ニ之ヲ終了スヘシ

但シ該境界劃定委員ニ於テ更定スル所アルニ當リテ其ノ更定シタル所ニ對シ日清兩國政府ニ於テ認可スル迄ハ本約ニ掲記スル所ノ經界線ヲ維持スヘシ

第四條

清國ハ軍費賠償金トシテ庫平銀二億兩ヲ日本國ニ支拂フヘキコトヲ約ス右金額ハ都合八回ニ分チ初回及次回ニハ每回五千萬兩ヲ支拂フヘシ而シテ初回ノ拂込ハ本約批准交換後六箇月以內ニ次回ノ拂込ハ本約批准交換後十二箇月以內ニ於テスヘシ殘リノ金額ハ六箇年ニ分チ其ノ第一次ハ本約批准交換後二箇年以內ニ其ノ第二次ハ本約批准交換後三箇年以內ニ其ノ第三次ハ本約批准交換後四箇年以內ニ其ノ第四次ハ本約批准交換後五箇年以內ニ其ノ第五次ハ本約批准交換後六箇年以內ニ其ノ第六次ハ本約批准交換後七箇年以內ニ支拂フヘシ又初回拂込ノ期日ヨリ以後未タ拂込ヲ了ラサル額ニ對シテハ每年百分ノ五ノ利子ヲ支拂フヘキモノトス

但シ清國ハ何時タリトモ該賠償金ノ全額或ハ其ノ幾分ヲ前以テ一時ニ支拂フコトヲ得ヘシ若シ條約批准交換後三箇年以內ニ該賠償金ノ總額ヲ皆濟スルトキハ總テ利子ヲ免除スヘシ若夫迄ニ二箇年半若ハ更ニ

滿期ノ利子ヲ繰込ミタルモノアルトキハ之ヲ元金ニ編入スヘシ

第五條

日本國ヘ割與セラレタル地方ノ住民ニシテ右割與セラレタル地方ノ外ニ住居セムト欲スルモノハ自由ニ其ノ所有不動産ヲ賣却シテ退去スルコトヲ得ヘシ其ノ爲メ本約批准交換ノ日ヨリ二箇年間ヲ猶豫スヘシ但右年間ノ滿チタルトキハ未タ該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本國ノ都合ニヨリ日本國臣民ト視做スコトアルヘシ

日清兩國政府ハ本約批准交換後直チニ各一名以上ノ委員ヲ臺灣省ヘ派遣シ該省ノ受渡ヲ爲スヘシ而シテ本約批准交換後二箇月以內ニ右受渡ヲ完了スヘシ

第六條

日清兩國間ノ一切ノ條約ハ交戰ノ爲メ消滅シタレハ清國ハ本條約批准交換ノ後速ニ全權委員ヲ任命シ日本全權委員ト通商航海條約及陸路交通貿易ニ關スル約定ヲ締結スヘキ事ヲ約ス而シテ現ニ清國ト歐州各國トノ間ニ存在スル諸條約章程ヲ以テ該日清兩國間諸條約ノ基本トナスヘシ又本約批准交換ノ日ヨリ該諸約ノ實施ニ至ル迄ハ清國ハ日本國政府官吏商業航海陸路交通貿貿工業船舶及臣民ニ對シ總テ最惠國待遇ヲ與フヘシ清國ハ右ノ外左ノ讓渡ヲ爲シ而シテ該讓渡ハ本約調印ノ日ヨリ六箇月ノ後有効ノモノトス

第一　清國ニ於テ現ニ各外國ニ向テ開キ居ル所ノ各市港ノ外ニ日本國臣民ノ商業住居及製造業ノ爲メニ左ノ市港ヲ開クヘシ但シ現ニ清國ノ開市場開港場ニ行ハル丶所ト同一ノ條件ニ於テ同一ノ特典及便益ヲ享有スヘキモノトス

一　湖北省荊州府沙市

二　四川省重慶府

三　江蘇省蘇州府

四 浙江省杭州府

日本國政府ハ以上列記スル所ノ市港中何レノ處ニモ領事官ヲ置クノ權利アルモノトス

第二 旅客及貨物運送ノ爲メ日本國汽船ノ航路ヲ左記ノ場所ニ迄擴張スヘシ

一 揚子江上流湖北省宜昌ヨリ四川省重慶ニ至ル

二 上海ヨリ呉淞江及運河ニ入テ蘇州杭州ニ至ル

日清兩國ニ於テ新章程ヲ妥定スル迄ハ前記航路ニ關シ適用シ得ヘキ限リハ外國船舶清國内地水路航行ニ關スル現行章程ヲ施行スヘシ

第三 日本國民カ清國内地ニ於テ貨品及生産物ヲ購買シ又ハ其ノ輸入シタル商品ヲ清國内地ヘ運送スルニハ右購買品ハ運送品ヲ庫入スル爲何等ノ税金取立金モ納ムル事ナク一時倉庫ヲ借入ルヽノ權利ヲ有スヘシ

第四 日本國民ハ清國各開市場開港場ニ於テ自由ニ各種ノ機械類ヲ清國ニ輸入スルコトヲ得ヘシ清國ニ於ケル日本國臣民ノ製造ニ係ル一切ノ貨品ハ各種ノ内國運送税内地賦課金等取立ニ關シ又清國内地ニ於ケル倉入上ノ便宜ニ關シ日本國臣民カ清國ヘ輸入シタル商品ト同一ノ取扱ヲ受ケ且ツ同一ノ特典免除ヲ享有スヘキモノトス

此等ノ讓渡ニ關シ更ニ章程ヲ規程スルコトヲ要スル場合ニハ之ヲ本條ニ規定スル所ノ通商航海條約中ニ具載スヘキモノトス

第七條

現ニ清國版圖内ニ在ル日本國軍隊ノ撤回ハ本約批准交換後三箇月以内ニ於テスヘシ但シ次條ニ載スル所ノ規定ニ從フヘキモノトス

第八條

清國ハ本約ノ規定ヲ誠實ニ施行スヘキ擔保トシテ日本軍隊ノ一時山東省威海衛ヲ占領スルコトヲ承諾ス而シテ本約ニ規定シタル軍費賠償金ノ初回次回ノ拂込ヲ了リ通商航海條約ノ批准交換ヲ了リタル時ニ當リテ清國政府ニテ右賠償金ノ殘額ノ元利ニ對シ充分適當ナル取極ヲ立テ清國海關稅ヲ以テ抵當ト爲スコトヲ承諾スルニ於テハ日本國ハ其ノ軍隊ヲ前記ノ場所ヨリ撤回スヘシ若シ又之ニ關シ充分適當ナル取極立タサル場合ニハ該賠償金ノ最終回ノ拂込ヲ了シタル時ニ非サレハ撤回セサルヘシ尤モ通商航海條約ノ批准交換ヲ了リタル後ニ非サレハ軍隊ノ撤回ヲ行ハサルモノト承知スヘシ

第九條

本約批准交換ノ上ハ直チニ其時現ニ在ル所ノ俘虜ヲ還附スヘシ而シテ清國ハ日本國ヨリ斯ク還附セラレタル所ノ俘虜ヲ虐待若クハ處刑セサルコトヲ約ス

日本國民ニシテ軍事上ノ間諜若ハ犯罪者ト認メラレタルモノハ清國ニ於テ直チニ解放スヘキコトヲ約シ清國ハ又交戰中日本國軍隊ト種種ノ關係ヲ有シタル清國臣民ニ對シ如何ナル處刑ヲモ爲サス又之ヲ爲サシメサルコトヲ約ス

第十條

本約批准交換ノ日ヨリ攻戰ヲ止息スヘシ

第十一條

本約ハ大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘク而シテ右批准ハ芝罘ニ於テ明治二十八年五月八日即光緒二十一年四月十四日ニ交換セラルヘシ

右證據トシテ兩帝國全權大臣ハ茲ニ記名調印スルモノナリ

遼東半島の還附
露國公使ヒトロヴォー
獨國公使グートシュミット
佛國公使アルマン
林董
唾棄すべき三國干渉
國民みな泣く
臥薪嘗膽劍を研く
臺灣の鎭定
樺山資紀
水野遵
李經芳
高島鞆之助
劉永福
北白川宮能久親王の薨去

猶ほ以上の外に別約三條及び議定書が公布せられた。猶ほ媾和の事情は外交篇を參照されたい。

（日附並びに印略す）

三七　遼東半島の還附

是より先き四月二十三日、露國公使ヒトロヴォー、獨國公使グート・シュミット、佛國公使アルマン等は相次いで我が外務省に次官林董を訪ね、齊しく本國政府の訓令と稱して、我が國の遼東半島を永久所領するは東洋平和のために利あらずと思惟する旨の忠告を爲した。（尙ほ詳細は外交篇を參照されたい）林次官は直ちに之れを廣島なる伊藤首相並びに舞子に療養して居る陸奥外務大臣に電報し、その指揮を請うた。時に我は清國と釁を開くもの殆ど一年に亘り、以上の三國と更に干戈を交ゆるは我が國力の到底堪へざる所であつたので、血涙を揮つて遼東半島を放棄し、五月十日詔勅の煥發となつたのである。この三國干渉が延いて日露の大戰を誘發するに至つた事は今更論を要しない所である。

三八　臺灣の鎭定

是より先き海軍中將樺山資紀を大將に昇任し、以て臺灣總督に補し、辨理公使水野遵と共に臺灣及び澎湖諸島の授受に當らしめた。清國もまた李經芳を遣して臺灣の事に從はしめた。授受は無事に完了した。然るに臺灣の土民等は頑强に抗して屈しなかつた。因つて近衞師團及び第二師團は相次いで臺灣討伐の途に上つた。尋で海軍中將高島鞆之助を臺灣副總督に補し、赴任せしめた。王師は諸方に轉戰し、非常な艱苦を極めた。されど土匪の魁首劉永福が廈門に逃れたので、我が軍は十月二十五日臺南を占領した。この時近衞師團長北白川宮能久親王殿下には病に罹られ、十月廿八日臺南に於て薨去あらせられた。越えて十一月六日を以

丁汝昌全局を失し、主師は相次いで覆沒した。

風俗篇

乗物の變遷

鐵道

鐵道開通式

五千哩祝賀會

陸蒸氣

陸蒸氣時代の停車場及び車内情況

新橋

鐵橋

第六章 風俗篇

第一節 乗物の變遷

一 鐵道

明治十年以降の乗物の變遷に就いて、主として述べるのであるから、鐵道の創設及び人力車、馬車の起原等に就いて、詳細に亙る事は避けたい。鐵道は、明治五年五月七日、横濱品川間十四哩二分の一が竣成、次いで、新橋品川間が完成したので、京濱間十七哩四分の三は全通し、明治五年九月十二日に、明治天皇の行幸を仰ぎ奉つて、盛大なる鐵道開通式が擧行された。阪神間の工事が竣工し開通式が擧げられたのは、明治七年五月十一日の事である。爾來、星霜を閲するに連れて躍進し、明治三十九年五月二十日には、五千哩祝賀會が開催さるゝに至るの盛況を示した。汽車は當時大抵陸蒸氣と稱せられ、その全國的に敷設せらるゝに當つては、この珍奇な陸蒸氣の姿を見んものと、四里五里の山坂を遠しともせずに、沿線を辨當包を背負つて見物に押し掛けると云ふ様な悲喜劇を演じたのは、今尚故老の昔話に聞かされる所である。その陸蒸氣時代の停車場及び車内の情況は

「芝口に一橋あり、新橋と曰ふ。橋甚だ長からずと雖も、鐵函橋をなして、橋に一脚無し、鐵柱欄をなして、欄に木を用ゐず。乃ち鐵橋を架するものは、この一川のみ、下流を汐留と曰ひ、流れ甚だ廣からずと雖も、舟行の窮る所に係る、墨陀の花、芝浦の月、水游興を追ふものは、皆水路をこゝに發す。橋上の

人、橋下の舟、馬車輻輳し、船舫鱗次、亦繁昌の一地を爲す。鐵道は卽ち、新橋の南傍、汐留の右岸に在り。寬地瀟灑、廣さ數十步、木柵域を爲して、自ら園を鐵道の間に開く、花卉數株、綠樹幾根、紅霞流るる處、人鞍馬を繋ぎ、翠靄抹する邊、客出車を待つ。園の中央に石室あり、停車場と云ふ、石を鏤ばめて柱となし、石を磨いて壁と爲し、精巧美麗、一大石を彫めて層樓を爲すに異ならず、鐵道は基源を斯に發し、芝濱を過ぎ、高輪を經て、品川の背後に出で、御殿山を超え、六郷川を濟つて、川崎に及ぶ、この地亦停車場あり、橫濱の車、東京の車と相ひ遇ふの地なり。鶴見を踰ゆれば、則ち神奈川、これより頗る險路に係る、數十丈の山鑿ち、一里程の海を埋め、直に左に折れて橫濱に達す。(中略)鳶合羽三四人、蝙蝠傘五六人、行李を肩にして算盤を懷ろにし、一新以來の商人、田舍間の才子、一鳶老蝙蝠を叩いて曰く、想ふに、君輩は東奥の糸商歟、余が輩は則ち上州の卵紙家なり」(東京新繁昌記)

東京新繁昌記

「神戸より大津までの鐵道の機關車には是まで皆な西洋人が列車ごとに乘り組みたりしを去る六月ごろより、追々御雇の期滿ちて解約せられしよしにて、此まで同局御雇の外國人は四十六人なりしところ、此頃にては僅かに九名なりと云ふ」(明治十三年十一月二十四日、東京日日)

東京日日

とあるを見れば初期にあつては多く西洋人の機關士が乘込み指導して居つたことが判る。

東海道線の全通

明治十年以後次第に發達した鐵道は遂に明治二十二年七月東海道線の全通を見るに至つた。

鐵道局

鐵道、新橋の南汐上町一丁目にあり鐵道の線路は新橋より起て久良岐郡橫濱に達する滊車の發する鐵道なり長さ七里十一丁二十間餘あり、維新後官より起工して明治五年落成す是日本鐵道の權輿なり工部省の所轄なりしが十八年官省の變更によりて內閣に屬す近年鐵道の事業大に進步し官に於ても中山道鐵道工事の方針を轉じて東海道に移し專ら工事を急がれたるに因て二十二年七月遂に東海道線路全通し京都大阪を經て神戸に日々滊車の運轉を施行するに至る鐵道局は赤坂靈南坂町にあり。

和田転甫

人力車

明治初期の人力車

人力車の衰退

人力車の發明及製作者秋葉大助

東京名所圖會の「日本橋」人力車の始まり

虎と見ま鐘とも見えて水の上
山の上をも行く事なれ

和田転甫
（東京名所鑑所載）

二　人力車

現今に在つては停車場の片隅の柳の蔭などで、ションボリとして客待ちをして居る人力車、たまさかに人力車に乘つて居るものは、現今では往診の醫者位ゐのものである。この哀れなる癈殘の姿を横たへて居る所の人力車も、明治初期に於ては、とにかく日本人の發明品として新しく乘物界にデビューし、忽ちにして駕籠を一蹴し去つた、乘物のピカ一、花形であつたのである。その當時、駕籠に乘る者は死人と淺田宗伯と云はれたが、現今で人力車に乘るものは殆ど醫者だけである、人力車の衰退は、電車の普及と、自動車の發達に依る所が大である。

人力車の發明者とその起原に關しては、諸説區々として、一々記するの煩に耐えない程であるが、初めて營業を開始したのが、日本橋畔で、その發明者としては異論が有るが製作者としては名聲嘖々たりし者に秋葉大助がある。

東京名所圖會の「日本橋」の條に曰く

「又都下にて人力車を用ふること此處より始まる、明治三年の春始めて四五輛の車を製造する者有りて此所に駢べ人力車と掲げ招牌を出せり、當時人未だ舊習に泥み是を卑陋として敢て乘る事を愉とせづ僦錢亦方今の如く廉ならず、此所より兩國迄の間十二三錢なり、從前の駕籠屋ども口を極めて嘲笑す、其後車稅を定め直路營繕の美擧ありてより車賃も低下し、世の開化の速かなるよりして乘客日に繁昌し其輛數の

人力車の製造所

車屋藤助

松平忠敏

久保季茲

發明者

和泉要助、鈴木德次郎、高山幸助

東京風俗志

増殖する日一日より甚しく、今は街上一箇の肩輿を視ることなし。

人力車製造所並發明人、府下人力車を製造する細工人多しといへども銀座四丁目の秋葉大助氏の右に出る者なし明治二年よりの創業にして內地は勿論海外各國の註文も多し年々製造し改良を加へ十年十四年勸業博覽會鳳紋賞牌有功三等賞を辱ふすといふ。又發明人は神田區本銀町一丁目車屋藤助といふものにて現に龍閑町に住せりといふ。

此ころは高きいやしきおしなべて
乘らぬ人なき道の小車　　松平忠敏

心せよ今はのる身も小車の
めぐりてのちぞ人やのるらん　　久保季茲

（東京名所鑑所載）

發明者が、神田區本銀町一丁目の車屋藤助なりと云ふ事に就いては、疑ふべき節が可成り多いのではないかと思ふ。

人力車も單に一人乘のではなく、二人乘も大いに行はれたのである。最初の頃のものは極めて原始的な粗野なものであつたらしい。

「維新の後、駕籠癈れて人力車これに代る。人力車に一人乘、二人乘あり、抱へ車は多く一人乘なり。總べて製作美しく、黑漆を以て塗り、背に家々の紋章をつく。是れ明治三年、和泉要助、鈴木德次郎、高山幸助の創製せし所にして、當初は車上に四柱を樹て、屋根を設けたりしに、漸く今の制に改め、布母衣とし、更に護謨母衣に代へ車輪に泥除をも附するに至れり。また初めは車體に彩色繪を書きしも後には全く黑漆に改まれり」（東京風俗志）

「新聞雜誌」第一號

課税額

人力車の總數

最初にあつては、人力車のその珍奇にして醜怪なるを嘲ける者が多かつたが、次第に流行し始めて、遂には駕籠を驅逐するに至つた。尤も初期に於けるその代金の高價であつたことが不人氣の因をなしたのであらう。それに駕籠屋も新らしく商賣敵として人力車を極力排斥したのである。

明治四年五月の「新聞雜誌」第一號に

「東京人力車發明當分ハ駕籠商賣ノ者ドモ種々ヤカマシク云ヒ、車引ヲ見テハ罵リソシリタリシニ、當今ハ人力車ノ數日ニ増シテ、一萬五千ニ至レリ、以前駕籠ノ總數ハ一萬位ノヨシナリシニ、今ニテハ五千人ノ渡世増シニナリタリ。其上以前ノ駕籠モ三分ノ一ハ猶殘リ居ルヨシナリ。偏ニ車ノ下値ナルト路ノ捷キトニヨルコトニテ、以テ器械ノ効力ヲ見ルベシ」とある。

次第に駕籠屋は人力車に壓倒され、今まで人力車を痛罵して居た轎夫も軈ては人力車夫に轉向するに至つた。その課税額は

「五年より六年にかけて東京府車税布告中に見えし車の名に馬車、自轉車、大車、小車、日除車或は人力車四輪以上は一ケ年金貳圓、三輪以上二人乘は一圓五十錢、一人乘一圓相納むべしとあり」

府下の人力車數は明治三十五年を最多の頂點とし、それより年々減少の趨勢を示せり、これ電車の敷設追々完全し、賃金の高き人力車に乘る者の減少したるなるべし、(明治事物起原)

人力車の全國に於ける當時の總數は、

明治八年	十一萬三千九百二十一輛
明治十年	十三萬六千七百六十一輛
明治十二年	十五萬四千八百六十五輛
明治十四年	十六萬千九百八十四輛

明治十六年　　十六萬六千六百五十九輛

モーロー車夫

人力車が次第に一般に流行する様になつてからは、今のモーロー圓タクの如くモーロー車夫が相當に横行し淺草や芝あたりのインチキ旅館などと結託して、田舍者を苦しめたのである。

車夫の奧儀

「新橋停車場の人力車夫の風儀の惡い事は、是まで度々新聞に出たが、此頃は又同所へ車を持たぬ惡車夫が顯れ、滊車が著くとバラバラと停車場内へ驅入つて甘そうな田舍者と見ると無理やり車を勸め、能い加減に賃金を極めては外の車夫へ十錢ぐらゐづつの別れを取つては客を賣り付け、夫れがため曳き出した先で車夫と田舍者との爭ひが度々にて、果ては警察の御厄介になるが、是れは總て客を賣る者も別れを遣つて曳く者も、車夫の方が惡いに極つて居るゆゑ、此類の悶著は車夫を非分として、田舍者のいふ通りの値段を拂はせる事に極めた警察署もあるといふが、車夫とて一概に惡者ばかりでもないが、多くは田舍者と見ると無法を働くは惜むべきである」(明治十四年三月廿二日讀賣新聞)

讀賣新聞

尤も人力車も馬車もその時の景氣不景氣に左右せられて、其の歴史に消長の跡はあつたのである。

「此頃の府下馬車、人力車は不景氣なりといへど乘客の減ぜし様に見えぬは如何の次第かと調べると、是まで府下にて稼ぐ馬車百六十餘臺人力車二萬五千餘輛の處二三月跡から馬車が四十餘臺、人力車が二千輛近在から移され出張して何でも安く客を乘せるからとの由」(明治十五年三月二十日郵便報知新聞)

郵便報知新聞

外人の眼に映じた人力車

人力車が、その當時、外國人の眼に如何に映じたであらうか、恐らく國辱的な醜體を公然と日日曝露して居たと想はれる。

イジンサン

「……群衆ワヤ〳〵と騷がしく、而して余は早くもジンリキサンに取圍れたり。イジンサンは金を費ふとは彼等が常に言ふところ、其眞中へ出て來た吾れイジンサン、豈夫れ彼等の大に注目を招ばざらんや、此時余の身體は恰も大弓場の的と等しく、四邊近處に居合せたる無數の乞丐然たるクルマヤサンはバラ〳〵

ピエル・ロチイ
飯田旗郎
自轉車
自轉車の起原
明治事物起原
洋式自轉車の輸入の始め
三輪車

と余の身邊に寄り集まれり。（中略）乘る人には何れも同じ事、手當り次第に乘らんとすれば邪魔をして中々乘せず、漸くに杖を以て追ひ拂ひて一輛の車に打乘れば今度は曳き手の爭なり。候補者に出でたるもの五人、一人は梶棒を曳き、一人は其先きを曳き、一人は後ろ、他の二人は横、總計五人係りにて漸くに宥めすかして三人を放ちて二人とし、一人のジンは梶棒を取り、他の一人は細き綱を自巳の身躰と梶棒の前に結び付け、恰かも歐羅巴の北部にて犬が車を曳く如くに、タチ〳〵と馳け出せり（陸目八目、佛ピエル・ロチイ著、飯田旗郎譯、明治廿八年刊行）

三　自　轉　車

自轉車の起原に關しての詳細は、例に依つて略するが、既に明治以前に各開港場へ來船する西洋人に依つて携來されたものである。尤も現今の如き整備したスタイルのものではなく、不細工な原始的なものである事は云ふまでもない。明治の初期にあつては娛樂用として用ゐられたもので決して實用に供せられたるものではない。今明治事物起原に據れば、

「秋葉ヶ原の貸自轉車のこと、十二年一月の〔藝術〕第三十一號にあり『神田佐久間町秋葉ヶ原へ、三ツ車の自轉車を五輛程持ち出し、十分ばかりの時間を二錢で貸すといふので、宿下りの丁稚や往來の丁壯が競て乘り廻し、僅の間に意外の利益を得ました』とあるは遊戲品として都下に行はれ出でし最初の頃なり。

（中略）

洋式自轉車の始めて我國に入りしは、明治十四五年頃印刷局へ三輪車の輸入あり、その模造品を遊戲用貸車とするものありしが、一時全く癈れたるを、其後居留外國人の、二輪車の前輪大なるもの、俗に達磨形と稱するものを用ひ、之を試用するもの漸次起り、次で外人の安全車を用ひるものありて、二十二三年より追

ゴム輪の輸入

々流行となれり、其後丸ゴム輪の輸入されたること有り、空氣入ゴム輪の行はれ始めたるは、明治三十年ころなるべく、これより實用的交通補助機關として、都鄙に重用さるゝに至れり。

要するに只珍らしさに乘り廻したのであらう。最初に輸入されて來たものは三輪車であつたらしい。

「自轉車は初め外人の我に齎らし來りて、自家の乘物にしたりしも、未だ邦人のこれを學ばんとするものなかりしに、明治十七八年の頃、外神田秋葉原にて、三輪車を貸すものありしが、戯れに乘りしものあり。當時其の構造甚だ粗惡にして、車輪にも鐵環を嵌めたり。斯くの如にしてまた盛に行はるゝことなかりしに、三四年前より自轉車（二輪車）大いに行はれ、勤め人の日通ひにも、商賣人の用向にも、これを驅つて馳するに至り、從うて外邦より輸入すること夥しく、其製作も精巧にして、車輪も護謨を以て造り、今日にては一の流行物となりて貸自轉車さへ出來て、小僧も職人も、面白半分にこれに乘り廻れば自轉車狂の稱あるに至れり（東京風俗志）

二輪車

「自轉車は近來一雨毎に殖え此處彼處に乘り廻すを見るにつけ、隨分往來の安全を害すると想はるゝが、以來公園地とか、火除地とかの如き空漢たる場所の外猥りに乘車の出來ざるやう致し度きよしと、其筋にて御詮議中なりといふ。」とは當時の新聞記事の一節であるが、近來一雨毎に殖えとは面白い形容である。

四　馬車

馬車

馬車の創始

我國には、古くは牛車なる物が存在して、乘用に供せられてゐた。一方馬車の創始は、末期外人の乘用したに創まるのである。日本人經營のものは明治二年七月より始まつた。

馬車の種類

馬車は一家の用としては箱馬車・母衣馬車を用ふ、馬は一頭或は二頭を繫ぎてこれを驅る、何れも貴紳の乘物たり、市内には特に鐵道馬車あり、其他、乘合馬車あり、軌道に據らざれば動搖甚だし、人呼んでガタ

乘合馬車

川蒸汽船

鳴駒屋、辨天屋

馬車といひ、其車體を朱塗にしたるにより朱馬車といふ。

乘合馬車に於ても二階のある馬車が草創時代に可成り行なはれたのであるが、危險の故を以て明治七年九月に停止になつた。初期の乘合馬車の狀況は「東京繁昌記」に委を盡してゐる。

「馬車の行はるゝ、人車とその時を同じゅうして、而して一時權を人車の上に振ふ。（今馬車の盛衰を記するものは、專らその社に關す）その盛なる所以のものは、横濱に往反するに因つてなり、曾て横濱に至るや、人車に乘れば則ちその廉ならずして、その遲速亦た異ふ。これ馬車店の繁昌する所以なり。馬車の値ひ、一人七十五錢を出でず、（曾て横濱行の値なり）これを稱して乘合と曰ふ、若し一人一車を買へば、則ち若干金を費す。横濱貿易の盛なる、往商來賈、經緯織るが如し。獨り箇のこれを買はざるも、必ず他客の乘合ひを待つものあり、大抵兩馬を駕するものは、七八名を載す可し、四馬を駕するものはこれに倍す。横濱九里が程の間、晝夜馬車の聲を絶たず、一時何ぞその繁昌なるや、此の時馬車と頡頏するものは何ぞ、川蒸滊船あり、その値ひ馬車より廉にして日に三たび往反す。一刻を爭はざるものは、皆路を海に取つて、小蒸滊船桀地に輻輳す。それ一刻にしてその損益千金に關するものは商家の當なり。故に數金を抛つて馬車を傭ふものあり、これを仕立と云ふ。當時馬車を以て鳴るものは、曰く鳴駒屋、曰く辨天屋、皆支店を横濱に出して、數十車を貯ふ。これ馬車店を都下に開くの始めなり。曩昔、鐵道の落成するや、馬車店は一朝にして零落し、横濱の路間、寥々として一馬の聲を聞かず、小蒸滊船も亦た衰へ、荷物を運搬するに過ぎざるに至る。現今馬車は品川の停車場に出で、滊車より下りて四方に散ずるの客を載す。客は道路遠近を量つてこれに乘れば、その値ひ廉にして且つ便なり。近頃社を設け、千住より川越に至るの道路を開いて、日にその地方に往反す。然れども横濱行の一二に過ぎず。馬車は本富豪の物にして、一時の貨物に非らざるなり。故に貧生の買ひ及ぶ所にあらず。所謂大名道具なり。都下馬

鐵道馬車

東京馬車鐵道會社

松本莊一郎
富田鐵之助
深澤某

種田誠一
谷口道行
河村傳衛

馬車鐵道運轉の始め

車を貯ふるもの少なからず。その便なる一家を載せて、東西數里に奔走す。雨に雪に、寒苦を知らず、人脚を借らず、餘力あるものは則ち貯ふ可きの要具なり。畢竟都下の貧富は、馬車の多少に關す、何となれば則ちその數多きは、富豪の多きに因る、故に馬車益々繁昌して、都下益々繁昌す。（下略）

五　鐵道馬車

鐵道馬車は明治十三年東京馬車鐵道株式會社の起す所にして、一の乘合馬車なり、鐵軌に架したれば、動搖少く、一車概ね三十六人を限れり、線路は芝汐留町に起り、新橋・京橋・日本橋・今川橋・萬世橋を經て下谷の通衢に至り、上野廣小路を過ぎて山伏町・松葉町を經、淺草廣小路雷神門前に達す、また雷神門前より門跡通・廣徳寺門前を經て上野山下に達し、前線に會する一線あり、また日本橋線の本町より一線を派ち、人形町・横山町を經、淺草橋に至りて岐れ、一線は藏前通を一直線に淺草雷神門前に達して、上野線と會し、一線は轉じて馬喰町通・小傳馬町を經て日本橋線に會するあり、又品川八ツ山を起點として、芝口一丁目に達する一線あり。もと品川馬車鐵道會社の建設せるものにして、今合して東京馬車鐵道會社の營業する所なり。近年更に廣く市街電氣鐵道を敷かんとの計畫あれども、未だ成らず。

「東京市内の馬車鐵道を初めて計畫したるは、鐵道作業局長たりし松本莊一郎及び富田鐵之助、深澤某の諸氏なりし。富田氏は自ら萬世橋畔に立ちて一々通行人の數を算せしことありといふ。然るに此の計畫は事故の爲めに其の目的を果すこと能はず、計畫を全然種田誠一、谷口道行、河村傳衛等の人々に讓渡し、種田氏等は三十三銀行より三十萬圓の資本を借りて終に夫の東京馬車鐵道會社を起すに至れるなりし、其官許を得たるは、明治十三年十一月十日なり、馬車鐵道運轉の始めは、明治十五年六月廿五日、新橋日本橋間に馬車六輛を以て往復を開始したるを始とす、同日は假營業にて、午前十時に發車し、本府少書記官

鐵林

兒玉則道

鐵林及び土木課の官吏二名あ一車より乗組み新橋より日本橋まで往復し續いて六臺順次に發し、終日雨天にも拘らず、乘人は實に溢るゝ程にてありし」（明治事物起原）

「東京馬車鐵道會社にて萬世橋淺草橋新橋の馬車人力車の數を算せられたるに、萬世橋は明治十三年二月二十八日より三月五日まで一週間午前七時より午後六時までとして、一日平均數人力車（一人乘）車數五一四五、同人員五一四五、同（二人乘）車數八六九、同人員一七三八、馬車數三四、同人員三六五にして總計人員七二四八なり、又淺草橋は同年三月八日より同十四日迄一週間同時間の一日平均數人力車（一人乘）車數三五八零、同人員三五八零、同（二人乘）車數一四一三、同人員二八二六、馬車數七九二、同人員四二五三にして總計人員一零六五九なり、又新橋は同年三月十七日より同二十七日まで前同斷の一日平均數人力車（一人乘）車數二五八零、同人員二五八零、同（二人乘）車數八五四、同人員一七零八、馬車數三八八、同人員二二四三にして總計人員六五三一なりといふ。」（明治十五年三月七日東京日日）

何時の時代に於ても免れ得ない事であるが、鐵道馬車の開通に依つて、在來の人力車夫、乘合馬車は大影響を蒙つた、當時の新聞の三面記事には次の如き笑へぬナンセンスが掲載されてゐる。

「一昨二十五日より新橋と日本橋の間の馬車鐵道開通に依り、自然と是までの乘合馬車や人力車の景氣に障る處から人力車夫共の中には詰らないものが出來たとこぼして居る者がある、中にも日本橋平松町の淺野金太郎方に寄留の零落士族兒玉則道（三十五年）人力車挽を渡世として漸く喰ひ續けて居た處、鐵道馬車の爲めに稼業が閑に成つたヤケ腹紛れに、昨日の午後二時ごろ南傳馬町三丁目の鐵道へ小石を積んで馬車の通行を妨げ樣とした處取押へられて京橋警察署へ拘引。」

乘合馬車の業營めるものゝ中第一位を占るは東京馬車鐵道會社（本社は芝汐留町二丁目電一九〇、分社は下谷山下町にあり、（電一一九九）にして諸事整備し乘客の取扱もよろしく低廉なる賃錢にて新橋上野間新

橋淺草間を往復す而して賃錢は一區貳錢半區壹錢とす更に往復切符を發す（これは二區以上に限る）此價格は一區一錢五厘の割合なり又多人數にて前兩所へ遊覽等に行くには全車買切をよしとす斯なす時は價低廉なる上安全なり。

本町三丁目の角にて上野行と淺草行の線路分るゝを以て馬車の前後に白字にて上野行又は淺草行と掲示すこの札を見て乘るべし、馬車の進行中乘らんと欲せば手をあげて振り車の止るを待つべし。（新撰東京案內鑑）

荷車
小車
三汯車
水蒔車
乳母車
淺田宗伯

荷車は大八車あり、重荷を運送するものなれども、地方のに比するに規模大いならず。之れに比して小なるを小車と稱す、小車は移住の際など家什を積みて行れば、或は呼んで引越車といふあり。其他運搬の爲めに、特に牛車、馬車等あり。箱車は小車の上に長持を据ゑたるものにして、書籍店、牛乳店などを始め小なる貨物を配達する爲めに、專ら用ふる所とす。其他三汯車とて商家などにて、小さなる荷物を運ばしむる爲めに、小僧などの輓くことを得るばかりに、鐵輪を用ひ、極めて輕便に造られたる小車なりしが、箱車創造せられしより其用大に癈れぬ。また行商等の商品を載せてあるくものあり、其制さまざまにして別に稱して小車といふ。水蒔車は街路に水を撒くが爲めに用ひ、其制略ぼ箱車に同じく、筐の背の下方に數多の孔を穿ちて、水を滿せば、これより泄出づるやうに作れり。この他、乳母車と稱し、嬰兒を背に負ふ代りに、これを載せて輓くものあり。駕籠は人力車の遍く行はるゝに至つて全く癈れ、今に至りては芝居の道具として、また細民が送葬の擧として見るのみ、稀には病者を送るに用ふる事あれども、そは多く釣臺を用ふるなり、俚言に都下に駕籠に乘る者、死人と淺田宗伯のみと、宗伯は近世漢方醫を以て著るき人なり、今や歿して、また之を見ず。（東京風俗志）

貸馬車及び電車

電氣鐵道
小田原電氣鐵道

京都電氣鐵道
東京電氣鐵道

電燈電話及び蓄音機

電燈

ランプ
明治事物起原
林洞海

神田旅籠町の火事

六　貸馬車及び電車

貸馬車及び電車については、「東京に於ける馬車の祖は、明治十二三年頃、築地なる川西某なり。川西は、馬車製造販賣を業とせる人なり、されども貸馬車に乘る人之れを卑みたれば、業務は至つて振はず、三十年頃、鐵道省の許可を得、新橋停車場に馬車を用意しおき、外來客等の需要に應じたりしが、これ亦餘り繁昌せず、間もなく其權利を築地馬車商會に讓り渡して世を去れり。」（明治事物起原）

「電氣鐵道は明治二十一年十月、小田原電氣鐵道、相州小田原に開業せるを始とす。二十三年四月、內國勸業博覽會のありし時、東京上野公園四軒寺町に一町ほどの間に軌條を敷き、電氣にて往返せしめしことあり。京都七條より南禪寺までの京都電氣鐵道の開通は、明治二十六年にあり、東京品川上野間電氣鐵道の開通は三十六年十一月二十五日なり。（明治事物起原）

第二節　電燈・電話及び蓄音機

一　電燈

本邦に於けるランプの創始に關しては、「明治事物起原」に

「萬延元年渡米したる友人より、土產物として林洞海に贈りたるものにランプあり（下略）明治五年正月（日要）四號に、正月八日神田旅籠町の火事は、ランプの火より起りしことを記し」とあり。其の他ランプに就いては詳述しない、然しランプは、たとへ瓦斯や、電燈が行はれても、一般市民はランプを使用した。

行燈にランプ代る

「今日は電燈會社でござる」と無愛想な薄汚い洋服男が、月末に請求にくるなどと云ふ心配はない。毎日ホヤを掃除すると云ふ面倒があるが、大した事ではない。明治初期に於ては、照明器具の變遷として、行燈にランプが取つて代つたのである。

紙張行燈衰微す

玻璃

郵便報知新聞

近年紙張の行燈漸々衰へて玻璃燈日々に盛なり。然ども、衆人洋製を愛して和製を愛せず、其原因なる他なし。玻璃の破碎し易きが故なり。僕思ふに是れ恐らくは工師の不注意より起るならんか、總て赤熱體を不意に冷せば、脆性を生じて彈性を失ひ、次第に冷せば、彈性にして且堅性を具ふ、故に玻璃と雖も製造の時より漸時に溫度を減少し、二日或は三日にして漸く通常空氣の溫度に觸るゝ様にせば必ず此一患を避けん。然るときは輸入を仰がざるのみならず、最も廉價に仕上れば終には邊土に至る迄其便利を知り以て彌盛に常用するに至らん乎。是れ素より座上の論說、未だ曾て其如何を知らず。世間玻璃工を以て職業とする人若し余が迂說を實地上に試驗して其可否を報知新聞紙上へ答報あらば幸甚。(明治七年一月六日、郵便報知新聞)

ランプ及び行燈
石油

ランプの普及に與つて力あつたのは、其の燃料たる石油の供給が圓滑に行はれる様になつた事である、一方ランプは、その石油の爲にしばしば火事を惹起したものである。一方行燈も明治の末期まで全國農家には使用せられてゐた。(明治二十二年刊行の「繪入日用家事要法」に

繪入日用家事要法
行燈の使用法

行燈は紙を張替へぬと煤で紙色黑く、燈りの光りを薄くして大に損なれば、時々張替ふべし。先づ其張替る前に能く燈皿を拭き其緣に附し燈屑を潔に落し、次に行燈の紙を剝取り、其紙を以て全體を能く拭き次又濡れ雜巾もて紙の張てありし跡を拭き、糊を附て紙を張るものとす。

東京風俗志
電燈、瓦斯燈

「東京風俗志」に

夜間室內を用ふるには電燈・瓦斯燈を用ふるもあれども、富貴の家或は劇場・割烹店・商家の店などに用

電燈瓦斯燈の割合

ふるのみにして未だ普及するに至らず。然れども日を逐ふて增加し、二十八年に家内に引く電燈三萬三千四百二十燈（四千一百七十六戶）瓦斯燈二萬〇三百十二燈（二千二百六十六戶）ありきといへり、されども一般は石油燈を用ふ。

石油燈

しかも其危險を慮れて就眠に前ちて行燈に代ふるものあり、石油燈は釣ラムプ・置ラムプ等の類多く行燈も舊のまゝに、圓行燈、角行燈等の類少からず、

燭臺

また晴れの席には燭臺を用ひることも多く、屋内にて携へあるくには手燭・手ぼんぼり或は角燈・豆ラムプの類も多かり、

鐵網燈籠

倉庫に入るには特に火氣を戒めて鐵網燈籠を用ふ。

電燈

東京府下に電氣燈を設置せんとして其見込書等を其筋へ差出したるものありし趣きは前號にも記せしが、近ごろ歐米諸國にても電氣燈の設けあり、又た諸製造所の器械をも電氣を以て運轉するもの往々起り猶ほ其の用法巧みなるに至らば石炭の需用をも減じ隨つて價格も低落すべければ遂に一國の經濟上にも非常の影響を惹起するに至るべし、また聞く電氣燈を點ずれば、其光線より酸素を發生し夜間と雖も動植物ともに酸素を吸收するがために、健康生長に著しき効驗する事を發見したりと曰ふ。

電氣の功用

電氣の效用實に大なりと云ふべし。然れど其電氣學者の說に依れば電氣燈の如きは歐洲には今既に往々その說ありと云へど未だ試驗と見本とを兼ねたるものゝ如し、此上幾多の改良を經ざれば、廣く實用には適し難し。如何となれば今に於ては費用莫大にして却つて瓦斯燈の上にあれば、故に現今歐米電氣學者は發生の力を極めて改良工夫の最中なり。府下に該燈を設くるに五十萬圓にて足りるかと云へど、其は如何の方法なるやは知らざれど、此の大市街には中々五十萬や六十萬の資にて設けらるゝものに非ず、今日府下に電氣燈などとは成らぬ咄しと知るべし、と云はれたりき。（明治十五年三月廿七日、東京日日新聞）

東京日日新聞

明治十五年十月廿四日の東京日日新聞に

電氣燈の試驗

「本日橫須賀に於て電氣燈を試驗せらるゝに付き朝鮮使節一行の中より二三名が實地見分として昨日同所

田中大吉
藤岡市助
セリン氏燈

明治事物起源に依る本邦電燈の草創狀態
近藤眞琴

矢島作郎
石黑五十二

原六郎
大倉喜八郎
三野村利助
柏原信

電燈會社創立の願書呈出
横山孫一郎
ブラッシュ會社
ボブトル
矢島横山合同起業の契約
銀座に弧光燈を點火す
我國電燈點火の嚆矢
益田、喜谷、横山

へ赴かれたるよし、又試驗濟の上、來る二十八日頃より銀座二丁目の電氣燈にも點火致さるゝ都合なりと、又一昨夜新橋の田中大吉氏方にて試驗せし電氣燈は工部大學助教授藤岡市助君の發明せられたるものなりしが其發する所の光線燦爛として時々減光する事なく、之を有名なる佛製セリン氏燈に比するも却て優る所あるが如し、實に同夜の試驗は充分好結果を得たるものと云ふべし。」

「明治事物起原」によつて、本邦電燈の草創狀態を窺へば、

「明治元年近藤眞琴譯（新未來記）に『電氣妙工夜現日光』の一章あり『こゝにてらせる不夜燈は電氣を以作あるなり』とあるは、取りも直さず、今日の電燈を豫言せしものなり。明治十三年の秋頃なり（電燈の發明後二三年）西洋に電燈なるものありと我國にも聞えしかば、斯業の先覺、矢島作郎等、是非我邦にもと、當時英國留學中の石黑五十二に發信して、機械の代價運轉の方法、東京市に應用せんとする委細の設計まで取調を委託せり。その回答は十五年一月に着きたれば、矢島氏、是に於て始めて會社の創立に着手し、原六郎・大倉喜八郎・三野村利助・柏原信と五名連署にて電燈會社創立の願書を呈出して、府廳の許可を得たり。然るに、此時横山孫一郎等、東京市街路の燈火に弧光燈を應用せんとの企あり、未だ其成立を見ざりし所に、米國ブラッシュ會社技師の齎せる二千燭光の弧光燈を、應用せんとの企あり、未だ其成立を見ざりし所に、米國ブラッシュ會社亦恰も東洋に電氣事業開拓の志あり、技師ボブドル氏をして二千燭光十六燈及び二十四燈用の發電機を齎し來らすありければ、茲に矢島横山二派、互に合同起業の契約を爲し、依て同七月先づ事務所を大倉組合におけり、試にブラッシュ會社技師の齎せる二千燭光の弧光燈を、十五年十一月一日銀座大倉組店前に點火して、其光景を見たりしが、大に衆目を驚かし、毎夜見物人諸方より集り來りて、其の奇巧を嘆賞せりといふ。これ實に我國電燈點火の嚆矢なり。斯くて同月定款規約を議定し、新に益田、喜谷、横山の三氏を發起人に加へ出願せしに、翌十六年二月、この合同より成る

電燈會社の基因
大倉組前の電氣燈
ボットル、フレツク
東京日々
電氣燈を天覽あらせらる
北白川宮邸に點燈
藤岡市助
西京祇園町の電氣燈開燈
電話
電話の創設事情

電燈會社の許可を得たり、これ今日の電燈會社の基因なり。

この銀行に點火した、銀座大倉組前の電燈は、とにかく當時にあつては驚異の焦點となつて、毎夜見物人がワンサと押し掛けたものであつた。

「上一日夜始めて點火せし銀座二丁目大倉組前の電氣燈は當日米國電氣燈會社の代理人ボットル、機關師フレツクの兩氏出張し午後七時半に點燈す。其裝飾は摩擦電氣燈に第五號機械タイモフの運轉には室内に五馬力の蒸氣を用ふ、電柱の高さ五丈、火力は洋蠟四千挺かけなり。最初は摩擦硝子の火室を用ひ、火力を保ちて柱下に光線を傳へ、第二に磨き火室にて光線を散じ、第三に赤色の火室にて全く光線を發射せしむるの裝置なり。十時まで點火す。一時間の點火燈費金二十錢と云ふ。（明治十五年十一月四日、東京日日）」翌十九日夜には、天覽あらせられた。

「昨日午後五時より皇居御内庭にて電氣燈を點じ、天覽あらせ給ひ、親王大臣參議にも參内拜見せられたり。又た一昨夜北白川宮邸にても點燈せられたるが、器械は何れも工學士藤岡市助氏が研究せられたるものを用ゐられしと聞く、（明治十五年十一月二十日、東京日日）」

電燈の全國普及に當つては、山出しの女中が消さうとして、幾ら口で吹いても消えなかつた杯と云ふ喜劇が各地で行はれたものだといはれる。

「豫て報道せし西京祇園町の電氣燈はいよいよ建設する事になり、既に去る二十五日有名なる一力亭の西の辻へ建て、本月一日都踊りと共に開燈相成るよしなり。（明治十七年四月五日、東京日日）」

二　電　話

本邦に於ける電話の創說事情は

電話機を始めて製造

ベル氏マグネットテレホン

東京大阪の各所に電話機を架設す

インジケートルスウツチ

東京横濱間の電話機試驗

インダクション

電信局構内へ試驗線を張る

時事新報

東京日日

交換局

「元工部省電信局に於て始めて電話機を製造したるは、明治十一年六月ベル氏が工風に成れるマグネットテレホンを以て濫觴とす。爾來二三年間新聞雜誌等其益を說く者あれども、未だ會社に行はるゝの景況を顯はさゞりしが、明治十四年より十六年に至り、東京大阪の各所に電話機を架設し、愈其効能の著しきに感じ、稍々一般に行はれんとする微候を呈し東京府下赤坂葵町電信局に於ては十六年電話交換に使用すべきインジケートル及びスウツチ板の小なる物を作り、之を局内に裝置して試驗を行ひたるに實に好結果を得たり。其後十七年十月更に其構造に改良を加へて現今尙ほ之を使用中なりと、又十七年四月東京横濱間(十八哩)及東京川崎間(十哩餘)に電話機の試驗を爲したるに元來電信線に沿ひ架設したることなれば、インダクション即ち、誘導電氣の現象の爲めに電話機には、ボツボツと不愉快なる音響を生じ其甚だしきに至りては、恰も電話の聲音を抹殺して、殆んど談話を解すべからざるに至れり。斯く電話機の作用は誘導電氣の妨を受易き者なるが故に十七年十一月太政官より、印刷局、大藏省、内務省の三箇所へ架設したる三條の線中互にインダクションを起して一線にて談話すれば其聲他線に接續せる器械に感じ、更に關係なき他線の談話を横聽きにすを得るに至れり、是に於てか種々其の然る所以を檢査せしが、愈々インダクションの現象なることを檢定し、後インダクション現象の取調べをなさんが爲め、電信局構内へ試驗線を張り、往復二線を使用する方法をも試みたりしが稍々好結果を得たれども誘導電氣より得たる妨害を減ずることを得たる迄にて全く之を止むることは能はざりしと。(明治十九年四月三十日、時事新報)

明治十五年一月の東京日日には左の如き記事がある。電話は最初電話機と稱せられた、其の交換局を設けたのは餘程後になつてからのことである。

「此度大阪府警察本署より京都府兵庫縣兩警察署へ電話機を架設せらるゝ由にて大阪府の警察本署より、京都、兵庫兩本署へ派出されたりしと」。(明治十五年一月十四日、東京日日)

三 蓄音機

蓄音機 エヂソン エドウィン
蓄音機の我が國へ紹介の初め
最初の名
小宮山弘道
蓄音機渡來の情況 エドウィン
トーマス・エヂソン
矢野次郎、津田仙
福地源一郎

蓄音機は明治十年に米人エヂソンが發明，次いで十二年三月二十八日に英人エドウィンが東京商法會議所で、自製の蓄音機を實驗公開したのが、我が國に紹介せられた初めである。當時の蓄音機は錫管式であり、それが數年經て蠟管に改められ、次いで明治二十年頃になつて平圓盤式に改められたと云ふ。現今では普通蓄音機と書くが、近年までは、蓄音器と書いてゐた。今でも蓄音器と書く會社も有る。最初は蓄語器、蘇言機或は蘇音器と稱せられてゐた。既に明治十三年に、小宮山弘道譯の「近世二大發傳話機蘇音機」なる書籍が上梓せられて居る。蠟管式のものは緣日などで代金を取つて聞かせたもので、能く民庶に親まれた。その最初日本に渡來した時の情況は、

「一昨廿八日の夜商法會議所にて英人エドウィン氏が自製の蘇音機を實驗せられ議員を始め其の紹介に依つて來聽する者堂中に充滿せり此機械の發明は實に近年の事にて其發明者は米國の紳士トーマス・エヂソン氏なり該夜エドウィン氏の試せられし器械は長さ一尺四五寸計りにて其機械の眞中に鐵の圓胴有り其表に纖條を刻み長き軸棍を以て之れを貫き軸の二端に廻手があり其の他の一端に一輪あり廻手を旋轉すれば其輪も從つて動き圓胴の前に方二寸計りなる圓板の銅嘴あり以て發聲を容るゝの用と爲すさて之れを使用するに薄き錫の箔を圓胴へ貼り着け廻手にて胴を廻轉しながら口を以て銅嘴に附け發聲を爲すに銅嘴の中は小さき太鼓の樣なるものにて其の裏に銅鐵の小針有り聲音の清濁大小に從ふて針は小點を錫箔上に照す由て再び之れを運動すれば小點の針に當る度に銅嘴中の器械を以て聲音を發するなり此夜エドウィン氏は之れが說明を爲し通辯に矢野次郎、津田仙の兩君にてエドウィン氏を始め議員更る〴〵英國の歌謠は一ツトセ節杯を蘇音せしめしに朗朗として辨ずべし福地君は最も大聲にて吹込まれると直ぐに器械が同一の音

調を以て「コンナ器械ガ出來ルト新聞屋ハ困ル」と饒舌り出せし杯は誠に可笑しかりき錫箔は何百枚でも貼り替ることが出來一度聲を籠めし錫箔は之れを取外し置き何處でも蘇聲を爲さしむべき工夫なれば誠に至極至奇の機械と謂ふべし此上に改良を加へたらば定めて人間の一大要具となること疑ひ無し」。（明治十二年三月三十日の新聞に據る）

婦女子風俗の變遷

第三節　婦女風俗の變遷

化粧品

白粉

九代目市川團十郎、中村福助

一　化　粧　品

明治初年に白粉と云へば鉛白粉に限られてゐた。その原料なる鉛は、多くは大阪に於て、三百餘年の歴史を有する製造元（釜元）たる錢屋を始め、大抵は大阪で製造されてゐた。無鉛白粉は明治二十年頃より二三種試製せられて特許出願する者も出でたが、皮膚に對するノビが惡いので一般に顧みられず、實用的價値は無かつた。一方鉛白粉の有する鉛毒に罹るものが頗る多く、後に九代目市川團十郎、中村福助（明治三十年頃）等は激しく犯されてゐた。無鉛白粉の廣く行はれるに至つたのは大正時代からである。

化粧水

「江戸の水」、「菊の種」、「小町水」、「ローヤル水」、「二八水」「キレー水」「キチメンキ」

二　化粧水の變遷

化粧水としては明治維新前より既に、「江戸の水」に「菊の種」が出てゐたが、明治に入つては十一年に「小町水」「ローヤル水」「二八水」等が出た。これより從來の陶器製容器が硝子製容器と成つた。次いで帝國堂の「キレー水」名古屋美園堂の「キチメンキ」が賣り出され、盛んな賣行を示した。續いで明治十八年六

「美顔水」
クリーム
「シモンクリーム」「御園クリーム」
洗粉
香油
歯磨粉
松井屋源左衛門
花王散
ダイヤモンド歯磨粉
象印ハミガキ
ライオン歯磨

月には、桃谷の「美顔水」が發賣せられた。以上は何れも透明化粧水で、濃厚なる乳白化粧水が現はれたのは、明治三十九年頃である。クリーム舶來品が早くから渡來して、愛用せられてゐたが、我國では最初に製造せられたのが、「シモンクリーム」「御園クリーム」であつた。洗粉は、從來よりうぐひすの糞が最も珍重せられて居たが、明治に入つて化學知識の普及に伴つて、大豆の粉が使用せられ、米糠が盛んに使用せられたと思ふ。更に小豆粉・小麥粉等が使用せられてゐた。

三　香油

古來我國で使用せられし香油は、主として椿油に香料を加へたるものであつた。胡麻油と共に植物油であつた。然しながら、その大部分は舶來品に俟つの狀態であつたと云はなければならぬ。

四　歯磨粉（トースパウダー）

歯磨粉は天明元年に松井屋源左衛門が歯磨粉を作つて販賣した。原料は房州砂或は石灰の粉末であつたと云ふ。明治に入つて八年に花王散が出た、該品は品質が優良であつて歡迎された。當時歯磨を用ふるものは男で、婦人はお歯黑を使用したのである。明治廿四年には歐米式に改良せられた平尾のダイヤモンド歯磨粉が出で、次いで安藤井筒堂の象印ハミガキが發賣された。されど一般の民衆は未だ鹽を歯磨に代用して居たと思はれる。明治廿九年七月に至つてライオン歯磨が出で、當時の舶來品にも遜色なかつたが爲め、大いに一般の愛用を受けた。默阿彌の「孝子善吉」に（後出）「毎朝花王散歯磨を使ひます」と云ふ科白がある。

五　石　鹼

石鹸　堤磯右衛門
パーム
佐野常民
堀江小十郎
春元重助
福原資生堂
長瀬富太郎
瀬戸末吉
村田龜太郎

紅
臙脂
角倉本店
中東商店
福原資生堂

石鹸は今より二百年和蘭より輸入されたとの事であるが、本邦に於て製造されたのは、元治元年に堤磯右衛門が佛人から其の製法を傳へられ、苦心慘憺の結果成功して、明治初年に横濱に於て本邦最初の石鹸工場を設立したのが、その濫觴である。和蘭より來れるものとしては即ち天保年間に、蘭人渡來と共にバームと云ふ洗濯石鹸が輸入された。されど勿論一般に實用に供される迄には至らなかつた。安政年間ペルリ來朝の際にも輸入品中に石鹸があつた。續いて文久元年に洗濯石鹸及化粧石鹸が輸入されたが、同じく需要されなかつた。明治六年ウィーンの萬國博覧會に我國から派遣せられた佐野常民等がその石鹸製造法を習得して歸來したと云ふ。これより先き明治四年に東京府下に在ては堀江小十郎、大阪に在つては春元重助が、東西時を同ふして石鹸製造に着手し、明治五年には福原資生堂が開業した。當時の製品は澱粉製の粗惡なる石鹸である。明治十一年東京に、十六年に大阪に同業者の組合が設立された。其後出現したるものとしては、長瀬富太郎は瀬戸末吉・村田龜太郎等と共力して製造したのが明治廿五年十月の國産花王石鹸は正にエポックメーキングなるものであつた。

六　紅(べに)（臙脂）

紅は享保の頃までは白粉と混じて顏に塗り又は白粉の上より塗つたものであるが、元文の頃よりは唇及び爪に塗る樣になつたが、明治に入つて再び頰に塗る樣になつたと云ふ。明治の當時に於ける主なる化粧品製造本舖及び問屋を擧げると次の如くである。

	創業年月
角倉本店	天保十二年
中東商店	安政六年
福原資生堂	明治五年

平尾贊平商店
桃谷順天館
御下商店
村瀬谷三郎商店
伊藤朝日堂
仁壽堂分店
小林富次郎商店
田中善進堂商店
中山太陽堂
伊藤胡蝶園
鹿鳴館時代の一部婦人ダンス
日用家事要法
第一鐵漿
第二調髪

平尾贊平商店	明治十二年
桃谷順天館	明治十五年
御下商店	明治十七年
村瀬谷三郎商店	同年
伊藤朝日堂	明治廿五年
仁壽堂分店	同年
小林富次郎商店	同廿九年七月
田中善進堂商店	同卅一年九月
中山太陽堂	同卅六年四月
伊藤胡蝶園	明治卅七年六月

鹿鳴館時代の一部の婦人は、その頃の狂態歐化に浮かされて、ダンスに日夜踊り狂つたのであらう、尤も明治四五年頃には散髪姿の婦人が出たり、乘馬して得々として市中を乘り廻した婦人もあつたが、何れもそれは一部の走り的なる現象で、婦女風俗の根底には牢として抜く可からざる古來の傳統が根強く横たはつて居たのである。「日用家事要法」(明治廿二年上梓)には次の如く記載されて居る。

第一、鐵漿は一日置きに必らず之を附べし尤も之を附る時は朝起て顔を洗ひたらば先づ竈の下に火を焚附け湯を沸し飯を炊き汁を煮たて漬物を出し膳椀を揃へ父母舅姑などの起るまでの間に手早く濟し置くを可とす。

第二、髪を梳り揚げるも朝の内に早く濟すべし、都て寝亂れ髪鬢の毛の外れや又は鐵漿の剝て白く成りたるなどを夫に見らるゝは最も夫の氣色を惡くするものなり。

第三白粉

第三、白粉は成るべく薄くし塗るべし尤も初め湯を以て顔を洗ひたる上に塗れば光澤の出るものなり且白粉を塗るに耳の邊より鼻の脇に所斑の出來ぬ様にすべし。

第四眉墨

第四、額の墨は其狀古き言葉にも雲井の雁の羽を伸して霞の中を飛ぶに較べてあれば薄らかに附べきものとす。

第五眉剃

第五、眉の剃附は成るべく際立たぬ様に心得べし彼の弓張月の入るといひ又は仄かなる遠山の霞など古き言葉殘れるは皆眉際の美目よき處が形容たるものと知るべきなり。

第六結髪

第六、婦女の髪は其身分に應じ又は其顔や姿に似合ふ様に結ぶべきなり今夫れ通常の官吏士族商人の女房九重に近づく大宮人の奥様の頭を眞似……又大宮人の奥方が下卑なる者の賤女の髪を模擬たらんには如何あるべき實に心ある人は其身分限を知らぬを笑ふのみか其心の奥底までも看破りて其人の價格を輕蔑すべきは明らかなり故に婦女髪を結ふには其身分や顔姿年齢などに似合ふ様に結ふべきものとす彼の銀杏返し、島田髷・丸髷・權妻髷・御殿髷・御所髷など種々の髷の結び方ある中より自分に似合ふべきものを撰み出して結ふ様にすべし且近年は束髪とて髪の結び方一種風の變りたるものも世に行はる是れにも又唐人形・英吉利風・まがれ糸・下げ巻・おばこ形などの別あれ何れも此中より似合しき形を撰み分けて結ふべきなり。

髷の種類

明治二十年前後の婦女の髷の種類は大體に於て左記の如きものであらう。

當世風流髷形百種（衣服の流行所載）

すべらかし、葵つと上下、葵つと島田、竹の節、勝山、片はづし、葵つと片外、文金島田、奥女中、前かぜ、お初、芝雀、うら銀杏、立花くづし、横貝、兩手、江戸先笄、深川、丸髷、天保山、阿彌陀、立兵庫横兵庫、太夫兵庫、三ツ輪、鴛鴦、袱鴛鴦、お染、ふくら雀、うしろ福髷、蝶々、貝蝶蝶、島田、低島田

投島田、かせ島田、元祿島田、禿島田、割しのぶ、割勝山、高髷束髮、割唐子、天神髷、網踊髷、桃割、かけおろし、大原女、兩輪、兩輪くづし、銀杏くづし、おぼろ、棒貝、つぶし島田、新蝶々、ウンテレガン摩がへし、椎まき、御手洗、前結髷、おき結、かぶせ、唐人髷、夕顔、丸輪、皿輪、いびし、先つ笄、梓吉、鶴の丑、四日くづし、茶せん、うら浦、唐團扇、じうのふ、うしろ勝山、てまり、お三輪、政岡、蜻の足、かくし、のせ兵庫、かせ兵庫、ねぢ梅、奴、向ふとき奴、大吉、思ひつき、もたせ、數寄屋、とん〳〵、お茶の子、三光、ちごわ、ひつこき、おちうおなが、ぐるり髷、ゆひ綿、チャンポン、松葉くづし、お千代、福木髷、錦祥女、夫婦髷、切り下げ、はゝせ、お田葉粉盆、髮下、かけおろし。

束髮の創始

我國に於ける、婦人束髮の創始は、明治十八年七月ドクトル渡邊鼎夫人にあると云はれてゐる。

婦人束髮會

渡邊鼎
石川暎作

明治十八年七月二十一日郵便報知新聞に「婦人束髮會」なる記事がある。

「同會開設の催しあることは前號に記せしが、愈々今度麴町區平川町三丁目一番地渡邊鼎、同區一番町廿七番地の石川暎作の兩氏が首唱者となり、同會發企の主旨書を夫夫へ頒布し我國女子の結髮に三大害あることを說き、多少の贊成者を得たるが故に不日公然同會を開設さるゝ筈なりと云ふ。」

此の束髮は忽ち婦女の髷に一大變革を惹起し、忽ちの內に流行して行つた。

「前號にも記したる如く此節は奧方連中にても束髮を採用せられ一日も早く我國婦人の結髮を改良せんとの結髮にて女子師範學校は率先して束髮となり、又「束髮會」が起り、追々蔓延否流行して、各小學校女教師は勿論裏店の山の神も束髮するに至りたるは何より結構とは存ずれども獨り迷惑を受けたるは、小間物屋にて同商人等は轉業せねばならぬと言ひ居る由なり。」（明治十八年九月六日、東京日日新聞）

第四節　東京娘風俗

一　島田派と束髪派

一筆啓上仕候海山三百里を隔つる遠地よりわざ〳〵東京娘の風俗の事に就き御尋ねを蒙り委曲承知いたし候、及ばずながら一と通り得貴意候

東京に永らく住居致し且つ其の人情風俗等に精通せる人の言葉に東京の娘を妻に娶らば最初より家を傾け産を破る覺悟なかるべからずと申候又或は東京の人には到底家政を委し兒女を托する事思もよらずと切言致候此等の言葉は東京の娘子に對し氣の毒にも思はれ且つ甚だ苛酷に過ぎるやうにも聞えられ候へども事實は往々是等の言を證明致し候次第殘念ながら今更ら之を反駁するの餘地を見出し申さず候、勿論東京娘の人情風俗の上に隨分嘉賞すべき點も尠からず存じ候へども夫等の事情は別に實役の人に讓り小生は暫く敵役と相成少々惡まれ口を叩き申すべく候、東京に生れし娘子等は何故に人の妻となり人の母となりて一家を治むること叶はざるかこれ最も口惜き至に存候いざさらばこれより其所以を尋ぬべく候、空より廣き武藏野に生ふる若葉の數多き中には幽蘭の如く秋蘭の如き溫良貞淑の人も尠からず候へども見渡す限り鬼薊の如き荒花惡事に滿され候事返へす〳〵も殘念至極に存候乍去東京娘を頭から一概に論ずるは甚だ不可なる嫌も有之且つは甚だ煩雜を極め候ゆえ小生は假に東京娘の氣風を島田派と束髪派とに區分致すべく候島田派と申しても島田三郎氏に屬する政黨には全然無之髪風を島田髷に結び候ものを指すものにて有之別言致候時は前者は下町派後者は山手派、一は東京風の人即ち土著を意味し一は各地人の集合即ち田舍者を

島田派

東京娘

抑今氣儘束髮派に向ひ賛成する所尠からず候へども是れは他日に讓り玆には島田派の事につきてのみ記述致すべく候、さりとて島田派と申すも強ち髮を島田に結びし人を指すには無之田舍人にても隨分島田髷澤山有之又純粹なる東京人にても束髮風の人不尠候へども是等は取除として小生の記述すべき所は東京に住み東京の氣風を受け候所謂東京娘なるものを指すものにて小生の眼中には島田と束髮、下町と山手の區別は更に御座無流派を區分致候主意はほんの目安を立てたるのみに候へば豫め此事御承知置きくだされ度候餘言は措き東京娘につき第一に痛言致したきは職業の觀念に乏しき事にて之は小生の私論にも有之まじく其證據は多言を要せず東京にある數多の職業會社に雇はるゝ女工計數を一見すれば東京の娘は甚だ稀少にして工田舍人が如何に職業に勤むるかは一目瞭然の事に御座候これは娘共者の觀念よりは家庭教育の結果と覺しく候東京人の家風にては未だ昔時の舊體を脫せず矢張女子を男子の奴隷たるべきやうに教育致し候家夥しく人の妻となりては唯々夫の機嫌を取るを以て肝要の勤と致し宛然娼婦の客に對する工夫を教へ第一に扮裝を能くし夫の愛顧を失はぬやうに心懸くるを專一に致候甚く申せば娘を男子の玩弄物たるべきの資格に養ひ候へば娘も此心理を會得し人の妻女となりては長羅宇の煙管を持ち火鉢の側に安座し頤もて下女を遣ひ廻はし臺所の事すら一切手を出さぬを却て夫に對する美德のやうに心得居るもの多分に有之候而して日々の仕業とする所は頭髮を梳り紅脂を塗り風呂に浴し衣裳を調ふるに五六時間を消費致し其他は夫に對する巧言令色の時間に候ゆゑ譬へ職業の觀念有之候とも餘裕の時間はなかなか覺束なき事に御座候。或人は東京娘の意氣と張とを大層賞賛致し候へども意氣とは下品を意味し張とは負惜の事に存候へば小生は餘り之を美德とも存ぜられず而して其惡德なる所を遠慮なく申せば東京娘が遊樂に耽る事、徒費を爲す事怠惰なる事にして如何に此三事が到底人の妻となり人の母たる能はざるかの事實を徐徐開陳致すべく候

（中略）

贔負役者

歌舞伎座
深野座
明治座
市村座
春木座、吾妻座、淺草座、大和座、柳盛座、新盛座、常盤座、眞砂座、三崎座、藍染座、日吉座、盛元座
團十郎、九藏、米藏、榮三郎

二　贔負役者

藝術を見て忽ち其人の風采を想像致し其好む所に自然と贔負の隨從致候事は敢て俳優に限らず凡ての方面に向ひて人情の然らしむる所にして差して珍らしき事にも覺えず候へども東京娘等が役者を贔負するは餘りに騒々しく役者も見物人の贔負をつくること恰も磁石の鐵を吸ひ琥珀の塵を集むるが如き大魔力を有するには仰天の外御座無候。御承知の通り東京は四里四方とも申す大都會の如に候へば劇場の數も之に應じ幾十萬の娘子等には決して不自由を感ぜしめず年が年中打通し何座が興行致し大暑極寒の區別更に無御座候先づ大劇場には歌舞伎座を第一に指を屈し申候これは舊來の芝居小屋よりも大層の相違にて單に改良と申せば直に相分り申候次は深野座（元新富座）次は明治座（元久松座）次は市村座と申し是等は中等以上の見物客を招き春木座・吾妻座・淺草座・大和座・柳盛座・新盛座・常盤座・眞砂座・三崎座・藍染座・日吉座（元福祿座）盛元座等は中等以下の客を呼び申候而して見物家は各々其方面に於て贔負役者を有し金錢を湯水の如くに抛ち限なく愛顧致候が唯だ不思議なるは娘子等が團十郎若くは九藏の如き藝の老練なるを好まず米藏や榮三郎等の如き若手の俳優に眞實肩身を入れ候は局外の小生等には頓と合點參らず候、さて之より娘子等が如何にして俳優を贔負するかを說明致すべく候家に居ながら役者の事を神佛に念じ居る者は內氣の娘にして芝居に行き舞臺の眞下に面を晒し折々妙なる身振を爲し面體逆上し居るものは熱度華氏寒暖計百度內外の人にて之より以上の沸騰點に達したる贔負連は幕になるや否や樂屋の方に潜り込み袂を口に抑當て贔負役者の素顏を垣間見る歡喜の有樣は天地間億兆の樂事を此刹那の間に集めたるやうに見受け實に馬鹿々々しき次第に候。其他贔負役者が病氣災難に罹り候節は何方よりか未知の人々より種々の藥劑又は見舞物の數々澤山舞込み申候これは問ふまでもなく娘子等の仕業にて斯しても慊らず役者の病

氣平癒を神佛に祈り甚だしきに至りては寒垢離又は跣足參の娘連を水天宮や琴平神社の近傍に續々見受け申候神々樣も嘸やかゝる參詣人の赤心を奇特とや思召さるべく候。或は別に公然と贔負連と名乘り例せば派手なものは米藏連・新駒連など申す連中ありて(六二一連、松駒連・魚河岸連等は派手なるものに無之候)芝居興行の度に引幕を贈りて役者に景氣を添へ開場中二三度は是非共總見物を致し候役者の方よりも手拭又は末廣杯を贔負連に贈りて其厚意を謝し仲間に向ひては贔負連の多きを誇張致候而して贔負連は二三十名組合ひ(連中には魚河岸・新川等に多く候其他連中と稱するもの大小幾十種あるや難量候)此内女連多量を占め平常の時にも役者を我家に招き手踊の一つも演ぜしめて此上なき樂事と致し隨分役者の宅へ烈しく來往致す娘子等も不尠候一旦贔負連となりし以上は入費に糸目を附けては所詮役者を滿足さする譯には參らずされば引幕、總見物、點頭料、馳走料又は折々役者の紋を散したる揃の浴衣等を作り候其費用高は到底算盤珠の外と御承知下され度候。

俳優投票

過般時事新報社に於て俳優投票の擧有之米藏二萬二千餘の高點猿之助五千餘點菊之助四千餘點を得候は多分かゝる連中の娘子等が熱心なる運動の結果と聞き及び候(中略)

三 遊藝稽古

遊藝稽古

次に東京の娘子等が遊藝の稽古に沈溺致候事情及其弊害等を開陳致すべく候。抑も娘子等が遊藝を嗜む原因は必竟芝居を好む反映にてこれは娘自身の嗜好に因るとは申せども母親が先に立ちて遊藝を學ばせ申候素より娘に行末遊藝を以て身を立てさせ又は藝が身を助くる不仕合に準備致す遠慮にては毛頭無之只々ほんの母親の氣慰めと娘の歡心を買ふに過ぎ申さず夫故娘五六歳の頃より夫々三味線又は舞踏の師匠につけ申候、

舞踏

東京にて唯今行はるゝ遊藝の數々は舞踏の方には、藤間・花柳・中村・志嘉山等重なる株にて有之此内藤間最も努力を有し花柳には花柳壽助等老練なる師匠有之中村派は中村芝翫の流を學びこれも隨分勢

花柳壽助

浄瑠璃

遊藝稽古場の體裁

遊藝稽古場に入る人々

お店者

提灯屋又は經師屋連

數々の遊樂

參詣

迷信者

力を有し藤間は歌舞伎の振附師に候へば最も羽振宜しく素生は善けれど西川派・坂東派不流行志嘉山は故人仲藏の直傳にて志嘉山三番叟は有名隨一に候へ共當節にては誠に寥々たる有様にて僅に指を屈するの師匠を有し申候淨瑠璃には清元・富本・新内・常盤津・河東・一中節等にて潮來節や都々逸や端歌は有り歌より出でたるものに候以上遊藝の流派は東京市中至る所に無數散在致し横二寸竪五六寸の看板に常盤津何千代清元延何某と記し表の格子内には其流派の紋を散し師匠の藝名を記せる怪しき神燈を吊して遊藝稽古の娘子等を呼び入れ申し候。扨遊藝稽古場には如何なるものが入り來るかと申せば中等以上にして少しく位置のある人は極極罕にて重に獨身者の大工・左官・疊屋・肴屋・屋根屋等の如き夜間隙ある職人其大半を占めお店者と稱して新川（酒問屋）又は呉服屋の番頭手代も入込候へども要するに彼等は遊藝熱心よりも寧ろ一種の目的を以て師匠の家に往來候故彼等を提灯屋又は經師屋連（はるといふ意）と申し恐しき希望を懐き居り候へば師匠なるものは重に年齢若き女なる事、數々警視第二局に召喚せらるゝ事、其家は恐るべき惡魔窟なる事其他の萬事は御推測に任せ候。若し單純に遊藝を授くるのみならば到底師匠の生活等立行き申さず候勿論稽古に來るものは醜巷の雛妓等も澤山有之候(中略)

四　數々の遊樂

却説是より其他數々の遊樂を逐一記述すべき處餘りに諄々しく覺え候まゝ一束にして略記致しべく候。芝居・遊藝に亜ぎて東京娘子等の熱心は神社佛閣へ參詣する事にて有之候併しながら其熱心も敢て神佛に信仰篤き原因とも覺え申さず唯々神社に參詣するを面白き事と致し何神か何佛か夫等の本尊様には一向頓着なく百度踏む連中も不尠勿論鐵石の如く凝結したる迷信者も澤山見受候へども大抵は遊樂が眞の目的にて社寺に參りても一錢の駄菓子は買ひながら一文の賽錢だに捧げぬもの多分に有之候而して其集る所其祀る

水天宮・金比羅神社
豊川稲荷
深川不動・八幡宮
神田明神
池上本門寺
堀の内お祖師
柴又帝釋
川崎大師
成田不動
題目講
成田講
お會式
おこもり

所の神社佛閣は市内にては先づ蠣殻町の水天宮、琴平町の金比羅神社、赤坂の豊川稲荷、深川の不動及八幡宮、神田の明神等第一流に指を屈し市外にては池上本門寺、堀の内のお祖師様、柴又の帝釋、少しく遠隔の地に於ては川崎の大師（神奈川縣）成田不動（千葉縣）最も繁昌を極め參詣人雲霞の如くに雜集致候而して參詣人即ち信者連は必らず一の講を組織致し其連中打揃ひ押懸申候例せば題目講とは本門寺信者連を意味し成田講とは不動尊信者にて有之候毎年十月十二三日池上本門寺お會式の節は實に盛なる參詣人の遨行を見東京市中の信者連中に年若き優婆塞は世間への躰面をも構はず奇怪なる風を爲し萬燈を押立て太鼓を叩き鳴し「なむめう――ほふ――れん――げ――けう――」と面白く曲節をつけて高踊しつゝ池上まで練りゆく娘子等は何となく狂の方に近かるべく又通夜（おこもり）と稱しこれは本門寺に限らず其の參詣する社寺に於て男女共に夜を明し奇怪の事共聞及び候へ共是丈は除算に致置候東京は流石に八百八町と申す大都會ゆえ

縁日

毎日毎夜（但し毎月三十一日を除く）神社又は寺院に於て緣日と申す小祭禮を開き市中各所に遊樂好の兒女等を吸集致候此の小祭禮一個所につき大抵毎月三回（例へば水天宮を五の日金比羅を十日とするが如く）と定め田舍大祭禮より餘程繁昌致處澤山有之諸商人はこれのみにて活計を立て行き候ものも御座候而して其の神佛の重なるものを列擧すれば地藏・觀音・稻荷・不動・帝釋・辨天・聖天・大黑天・清正公藥師・毘沙門・妙見・大日・春日・八幡・天王・御嶽・金比羅・水天宮・大神宮・權現等にして、市中の娘子等に宛ら學生が日曜日の來るを樂むが如き心地し、日暮を待ち焦れ自宅より一里程位を隔つる處にても物の數とも思はず（平常は自家（うち）の用向の爲め一丁以内にも行かざるに）友達三四輩と手を携へブラブラ緣日店を素見（ひやかし）し隨分詰らぬ金錢を遣ひ捨て申候髮を高島田に結ひ鉛粉コテノヽ塗りたる嫁入盛の娘子等が露店の前に立ち玩具の如き食物を買ひ又は觀物や覗眼鏡（のぞき）を見て嬉しがるは左程感服したる風俗にも覺え申さず候

花紙牌

（中略）次は近來の流行に候へども娘子等間に花紙牌隆盛を極め寢食を忘れ晝夜を別たず梅櫻の色香を散

らし連日連夜輸贏を爭ひ始は敗軍の將より菓子か鮓位を賭るに止り候へども果は金錢を賭し眞實の賭席と相成り島田・銀杏の髪を振亂し大童となりて亂戰に生命を注ぎ候へども其報酬として折々商賣人の爲に大事な衣服や金簪も脫ぎ取らるゝは氣の毒千萬に存候これは娘連のみならず世の紳士又は細君たるもの斯樣の逸樂に耽り腐敗と罪惡とに滿されたる家庭を作るは返へす〳〵も痛心の極に存候此外娘子等の遊樂につき瑣末を擧ぐれば一朝の談には御座無候併し是より如何なる新聞と小說が東京の娘社會に愛讀さるゝかを報道申すべく候（中略）

五　買食と冗費

買食と冗費

京の衣倒れ江戸の食倒れ

銀座の天金・本所の壽司・神明のだいだい餅

昔より京の衣倒れ江戸の食倒れと申し京の孃樣は袖口の擦れ破るゝを吝みて豌豆の一粒食を爲さず江戸娘は繻絆にて團子食ひし口の汚穢を拭ふと惡口致す者有之候がこれは娘のみに限らず東西の氣風を評し得て蘊なきやうに覺え申候に東京人ほど徒食の好なる人民は世界珍らしかるべく殊に娘子等の徒食は餘り見榮よき事にも候はず小生が玆に徒食と申すは勿論三度の外の食事を申し候へども人間たる以上は機械物には御座無候故一口に一度位の徒食も長日の眠氣醒に口舌を喜ばしむるも宜しかるべくそれも職業伴はゞ猶更宜しかるべく存候へども東京の娘子等は遊んで居ても徒食のみを事とするに甚だ妙を得候これは一朝一夕に起りし習慣にては無之幼少の時より三文五文携へて近所の店屋等にて買食致し來りし結果にて到底一時に此惡風を矯正することは甚だ困難なるべく又娘子等の意見にては買食を爲さゞれば人の子と生れたる甲斐なく人の妻となりて買食錢に事欠けば嫁入したる甲斐なき樣に思ひ居候されば東京には此需用に應ずる飲食店他の都府より一層夥しく鮓屋・天麩羅屋・蕎麥屋・汁粉屋・團子屋等は女客を相手と致し申候銀座の天金・本所の壽司・神明のだい〳〵餅の如き名代に於ては日々女客犇々と詰め掛け殊の外繁昌致し候然し

鍋燒饂飩・おでん煮込
葛餅・粟餅・氷・水菓子品々

淺草の松田

上野の雁鍋

海酸漿

是等は寺島の往來に立寄りて若干の金錢を散ずる場所にて隨分身分ある娘子等も千客萬來の中に數へるなどの事は田舍に得てなき事是等を都鄙の區別とも申すべき歟、閑話休題、而して毎日先方より押懸けて娘子等の需用をたすもの多分に有之冬の季節ならばお稻荷さん(鮓)・大福餅・鍋燒饂飩・おでんの煮込等にして昨今の如く夏向なれば葛餅・粟餅・粟の水飴・飴湯・甘酒・お萩の餅・水菓子の品々・氷・豌豆煮立及びのでだし饂飩等毎日時を違えず得意の町内を徘徊して娘子等を喜ばせ申候而して何が最女兒等の口舌に滿足を與ふるかと申せば第一は甘きものにて粟餅の如きは酷だ人意に適ひ日々四時頃と覺しき時刻に睡度氣なる胴聲を發しポトン〱と太鼓を叩き彼等の食慾を鼓舞致す故大抵軒別に娘子等をして皿小鉢を袂の蔭に隱させ我先きにと財布の口を解かせ候、勿論東京の婦女子等が燒芋を愛するは生命より二三番目に置き申候是は多分お聞及と存候、右は一錢より高か五錢位迄の散財に過ぎず候へども日日に積り一年に計算致せば相應の金額に上り候此外芝居行・花見行・神佛詣等にも見物するよりも買食が眞の目的なるかの如く例せば芝居杯にて中入時分に滿場を見渡し候に今の今迄涙に咽び眼を泣腫せし娘子等が口を開き舌を鼓し菓子を喰ひ辨當を遣ふに忙しき光景を見る時は人間は喰ふ動物かの如き感念起り申候娘子等は淺草の觀音に參りても松田に上らねば何か物足ぬ心地致し上野に花見に行きても雁鍋を食ざれば土產話に事缺くやうに聞き及び申候綺羅の衣裳、金釵金指環等凡て驕奢は驕奢に相違無之候へ共尙夫よりも放逸奢侈の極なるは無益に費す一厘一錢の無益の消費の如きは目にも見えず煙の如くに立消え申候、上々の人は流石夫等に拔目なく食事等には一切嬌奢の沙汰にあらず衣服調度に金圓を拋ち申候へども東京は全く之と正反對にて誠に詰らぬ金錢を遣ひ果たし候一例を擧れば東京にて海酸漿(種々彩色を施し緣日等にて商ふ)を賣る商人澤山有之五厘一錢づつ商ひて日々三四十錢より五六十錢位迄の商賣を爲し行く由其の花主とする處は重もに娘子等にて立派なる嫁入盛の人もあり中には丸髷の人も有之僅少なれども日々に一錢に四個の海酸

東京娘の言葉

髮を買ひ之を口の中に含みて蛙の鳴くが如くブー／＼と吹き鳴らし候何の爲にかゝる大人氣なき遊戲を爲すかと問へば肩部の凝らぬ効能なる由奇妙なる藥料もあるものかなと毎度不審の念に堪えず候肩の凝とは職業に出精する人に伴ふ疼痛にて無論遊惰の人に有之筈なく存候之も畢竟は遊惰に耽り無事に苦む處より如斯無用の金錢を遣ひ散すものにて餘りに馬鹿々々しき次第には候はずや他に這般の事情枚擧に遑あらず候へども此一例を以て其全貌を御推量くだされ度候（中略）筆の序に東京娘の言葉癖を記さば「ひ」を「し」と言ふことと芝居を芝屋と言ふこと（これは偏僻なる田舍にて斯樣申候）何事にもォヤ／＼といふ事、左程にもなき事を大變／＼といふ事語尾を長く引くこと、語尾にネーとかヨーとかをつける事、返事をするにアイヨといふ事、氣に入らぬ事を「イヤヨ」と高く叫ぶは十三四歲迄の少女にて「イヤサ」と一種の意を含むは十五六以上の娘の言葉其反對を「スキヨ」「スキダワ」と申し感嘆詞を「アラ」又は「アレ」又は「オヤ」と申し候。（下略）

六　一般衣服の變遷

一般衣服の變遷　帶

婦女の衣服のみに限らず一般の衣服の變遷は大體次の一文に依りその一班が推察せされる。

「帶は、男は晴れには總じて博多、奢れるは繻珍、風通等織方の奇異なるを好み、下つては綿博多、綿風通、小倉織等あり、夏には絽博多の獻上及び博多風通織の一重帶を用ふるあり。兵兒帶は織留附の白縮緬唐縮緬を始め瓦斯縮緬、下つては白金巾、白晒を用ふ。近來書生間には汚れの目立たざるより、紺紋を用ふるもの多かり、絢緞一時行はれしが、色の面白からざる爲めに稍々廢れぬ。女帶は丸帶、腹合、引かけありて、丸帶は同じ品を折合せて作り、晴れの用とす。腹合、引かけは片側繻子を用ふること多し。晴れには襤褸錦、錦襴、緞子、繻珍、厚板等の丸帶最も用ゐられ、下れるは博多、小柳、友禪、更紗の縮緬と

袴

小倉織
海老茶色袴

外套
二重廻

吾妻コート

繻子の縫合等種々なり。近時色繻子稍々行はる。夏に至れば保良地、一重の博多、或は獻上絽博多、絽繻珍等くさ〴〵なり。幅は彌々廣く、概ね男は三寸、女は八寸五六分、結び方は男は卷付、貝の口、女は晴れにはお太鼓、平常は引かけ（一名下げ結び）、少女はやの字結び、おはさみ、貝の口などに結ぶなり。上方に行はるゝだらり結びに至りては花柳社會に至りてもこれを見ず。婦女には特に帶上ありて多くは別染縮緬、紋羽二重、八ツ橋等を用ひ、夏には奢れるは絽縮緬を用ふなり、帶留は組物衰へ、唐織物の平ぐけ繻珍の丸ぐけ、絹絲編のパチン付等行はる。

袴は茶宇、仙臺平、博多平、山里平、武藏平、嘉平、治平、都平、山田平等の銀鼠、藍、茶色の棒立、千筋、子持縞など用ゐられ、奢れるは一言にて裏表異に、一見裏付の如き織方のものを好むで着く。夏時には絽を以てするものあり。書生間には一時小倉織の白大縞行はれしも、汚れ目立つに、何時しか衰へぬ。

女生徒の海老色袴、華族女學校に起りて、次第に行はる。高等女學校の邊、この海老色袴の三々五々うちつれて門に入るさまいと優美なり。

外套は明治初年に行はれし「トンビ」廢れて、風車起り、既にして二重廻より其形に變遷あれども、近頃に至りて背に襞あるもの（獨逸形）行はれたれども、二三年前より襞なきもの（英吉利形）最も流行するに至れり。また、角袖（一に道行）といふものありて、商人などの好むで着る所とす。其料も黑或は紺地のメルトン甚だしく行はれ、玉羅紗、スコッチ等のは殆ど跡を絶たんとす。婦女は早く肩掛を纏ふ風ありしか近時男子の二重廻に對して吾妻コートと云ふもの製せられて甚だ流行す。蓋し被布の流行するに至りしより更にこれより工夫せしものゝ如く、綾羅紗を以て製し、其制概ね被布と似て其長（たけ）、衣の裾に達し衣服を全然掩ふべし、因つてまた襤褸隱しの惡名さへあり。但し被布の如く、これを着たるまゝにて客に接するは禮なしとす。吾妻コート行はるゝに至りて肩掛大いに衰ふ。男子の外套、婦女の吾妻コート、亦紺

帽子

山高帽子

パナマ

お高祖頭巾

足袋

紺足袋

靴

黑の二色近來最も行はる、都俗に雨天には婦女の合羽を纏ふもの少からざるを見る、概ね更紗木綿などを以て製れり。

帽子は禮帽（シルクハット）は平常に用ひられずまた日本服の上には不似合なり。平常は中山高鍔附の中折れを用ふ。鳥打、ホックがけ、大黑帽子、お釜帽子の如きは簡略なるものとして用ゐらる、山高帽子は山の高低鍔の廣狹色合等時々の好尚また相遷る。夏帽子は「ナポレオン」官吏社會に行はれしが、今や殆ど廢れぬ。中流には龍鬚、パナマ、稻穗編等あり。下りては麥稈編甚だ用ひらる。少年の帽子は、大黑帽子、學校の制帽形などあり、日清戰役の後は軍帽形殊に喜ばる。三四歲までの幼兒には「ボンネット」にてスッポリと頰まで包める、二三年以來行はれたり。婦女のお高祖頭巾は冬時寒を防ぐためのみにして、縮緬、唐縮緬を用ふ、少女は紫、紫藤、藤かけ鼠、銀鼠等の色を選び、歲を加ふるに從つて濃きに移る。目印として其片隅に定紋を染めぬけるもの一時行はれたり。

足袋は一般木綿足袋を用ふれども、刺底少うして運齋織を以てこれに充つ。其職業によりて紺、白何れかを選べども、概して下流は紺足袋を用ふるもの多く、殊に烈風砂塵を捲くこと多き土地とて、紺足袋殊に德川向として用ひらるゝなり、紐足袋に至りては全然其跡を絕ちて、皆「コハゼ」がけとす。一年絆地を以て製りしもの間々行はれしが、既にして廢れぬ、絹足袋も穿心地のよきとて上流に行はるれど、贅澤品なれば多からず。生拔の江戶ッ子にはコハゼを純金を以て作るあり、なべて江戶ッ子とか通人とかいはるゝ輩は表木綿の裏甲斐絹流義にて、人の心付きもせぬ處に骨を入れて通がるの癖あるこそおかしけれ。靴は深護謨入、一般に用ひらる、足にくつつきの良きのと、靴襪の痛まざるのが其の賞用せらるゝ所以なるべし。近來赤革製のもの最も流行せり。ズック製も足に輕しとて夏向など殊に賞用せらる。其形種々ありて爪頭の好尚、細形、丸形、角形など數々あるが中に彌々細きを好むが如し。其種類の多きことは、近來

高砂圖會　下駄　駒下駄　日和下駄　吾妻下駄　塗下駄　雪踏　草履下駄

東京諸工倶樂部にて編纂せる製靴圖案を見て知れかし。

下駄も種類多くして、總べて駒下駄殊に疊附のを以て晴れの用とす。男物には駒下駄殊に疊附のを以て晴れの用とす、男物には堂島、兩挟、柳形行はる。粹風には後丸あり。芝翫は往時の如くに賞せられず。薩摩下駄は書生などに盛に用ひらる。新橋形は近年の創作にして藝人又は酒落者に止るもののみ、女物には小町形、二段小町、萬年形、兩挟、堂島、あと角など用ひらる。夜話は意氣に過ぎて良家の婦女の用ひざる所とす、半四郎は今全く廢れぬ。ぽッくりは少女より新造ともいはるゝ娘の好むで穿く所なり。日和下駄は角形、丸形、つま切(吉原下駄)共に行はるれど女は特に丸形を用ひ、又後齒を用ふるなり。日和下駄に疊を附けたるを吾妻下駄といひ、また女のみに限れり、足に輕く品格また卑しからざれば、學校通ひの女生徒など大方これを用ふめり、近年桐材の價暴騰し、絲柾臺の如き幾圓を値するやを知らざれば、自ら山桐などにて製したる臺作物も多く、神代杉などを以ていと高尚に作れるもあれど足に重し。女物には其木地を隱すが爲めに塗下駄最も行はれ、これに金蒔繪などして、さも見事に仕上げたるもの少からず。鼻緒も日清戰役の後、革皮の價騰貴せし爲めに、織物、組物を用ひたるが多く、男は繻珍、風通、一樂、女は繻珍、厚抜、天鵞絨など用ひらる、下りては瓦斯風通、格爾天(コルテン)、小倉織を以てす、疊も南部或は藤編最も用ひられ、間間竹を展べて作れるもあり、二十五年の頃より雪踏、男女共に大いに行はれ、藝人酒落者などは必ずこれを穿くこととなりしに、兎角に夏は水撒きの爲めに難(なや)ませられ、冬は地氷の爲めに滑る憂ひあるが上に、價にして革皮の騰貴し、頗る高價となりしかば、何時しか衰ふ、草履下駄(板付草履)も一時盛に行はれしものゝ足の疲れ易き爲めにや、幾もなくして廢れぬ。麻裏は職工などの外は、唯上草履として用ひらるゝのみ、おがりの麻裏は、主として男用にして、勇風なり、足駄に至りては、概ね角形、外方形に止まり、女物は側を黑塗にしたるが多し、齒の火塔形なるは躓く恐れ少しとて行はれしものゝ今は

傘
蛇の目　市川團十郎
奴傘
笠
饅頭傘
三度傘
菅傘
網代傘
六部傘
元祿傘
蝙蝠傘

癈れぬ。雨天の道路、泥深き土地のことゝて、殆ど前靴（爪皮）を着けざるはなく、冬向とて其裏に毛皮を貼付て、爪端の寒を防ぐ爲めにするものさへあるには驚かれぬ。

傘は蛇の目を上品とす。一般紺蛇の目用ひらるゝに、近年澁蛇の目漸く盛に行はる。或は云ふ歌舞伎座に春雨傘を演ぜし際、市川團十郎、大口曉雨に扮して澁茶の目を用ひしより太く世にもてはやさるゝに至りきと。蛇の目にも紙の貼方によりて、淺蛇の目・深蛇の目、二つ切等の類少からず、又骨に數寄を凝らして松葉骨などいふものあれども、また數寄者の用のみ、蛇の目に次いで奴傘あり、品劣れり。其他番傘・大黑傘など岩疊に作られたれど品卑しく、旦那向、奧樣向ならずして傭人、召使を始め下流者の用たり。晴雨兩用の雨天傘は素より日傘の如きは蝙蝠傘の爲めに壓倒せられて早く癈れぬ。元來都下の傘は靑山百人町及び南葛飾郡の小岩村の產名ありて、兩處とも七八十軒の傘屋ありしが、今衰へて其數を減せり。其他地方より輸入するもの久留米の蛇の目、紀州の大黑傘等名あり。

笠は蝙蝠傘及び麥稈帽子の爲めに壓倒せられて廢れ、唯行商、力役者などの下流者が間々用ふるのみにて人力車夫が饅頭傘、卑しげなる行商、輕子、荷車輓などの冠る三度傘及びみご笠（藁のみごを以て作れるもの）掃除屋、苗賣などの冠る菅傘、托鉢僧の冠る網代傘、千手觀音の笈にかくる六部傘などの外見ること少し。卄四五年の頃文學藝術に元祿趣味の盛に行はれしより、元祿傘と稱へて藺を以て作れる編笠に、眞紅の紐を附けたるもの行はれ始め、さも勇壯らしくや見えけん。靑生などの中に黑の紋付羽織に白袴の扮裝、此傘、目深に被りて漫歩するものさへ見受けつ。取つて貴殿の面體はなど呼ばれたき心地察せられてをかしかりき、今も花見時などこれを被りて往來するものもあれど、ホウカイ節の如きは專ら此傘に浮世の耻を隱すめり。

蝙蝠傘は早く慶應三年の初め、既に傳はり來りしが、專ら武士の用たりしに、次第に衆庶を通じて盛に用

美人傘

ひられ、竟に日傘を壓倒せり。當初は八間骨の平張にして、劣れるは天竺木綿、優れたるは甲斐絹を以て張りしが、その後愈々華美を追ひて、今にては男物に甲斐絹・綾甲斐絹・綾毛繻子、瓦斯、紋毛繻子等を用ひ、盛夏には白の絢緞張最も行はる。婦人持は三四年來、令孃形（一に美人傘）と稱して、深張を好むで用ひ、その握りなるは琥珀、緞子、絖を以て張れり。何れも洋彈機のはじきを附く。柄もくさぐさの好尚ありて、男持の自然木、女持の鐵棒、最も多きが如く、女の象牙擬ひの護謨張・蕨形の柄また行はる。小供持は、男兒には帽子に止めて、炎天にも可及的傘を持たせざれば、多く娘子供の用にて、下は更紗張の毛絲附きより、上は綾甲斐絹・本緞子張りいまに至る。

指環
腕環

右に述ぶるの外に指環、腕環或は紙入、懷中時計さては眼鏡・杖に至るまで、時々の好尚を異にし、歲を追ふて華奢に趨るのみ。指環も十年前までは、二分金を曲げたるを人皆奢れりといひしに、今は金の高彫寶石入、さては白金の金象眼も人の眼惹かず、指環に事足らずして腕環を塡むるに至る。實に今の世の流行は、金の風通、光琳模樣、殿樣風に腰元風なり。金時計に金鎖、金緣眼鏡に金煙管、金の入齒、金簪に金の襟留、紙入、煙草入、帶留の金物まで金なれば、衣物も帶も紙入も下駄の鼻緒も風通織、漆器はもとより衣裳も袱紗も光琳模樣。少しのお金が溜れば五所紋付の黑羽織に白打紐の殿樣風。お母さんはせつせと內職仕事しても、娘は文金高髷に平打の銀簪或は兒髷にやの字結びといふさまなれば、何時しか「はこせこ」さへ流行り出だしぬ。

「はこせこ」
提鞄ハンドバック

さて袱呂敷代に折鞄抱へありくこと始めしより、婦女にも女持つ提鞄とて小形の美しきものも出來、遂に信玄袋、敷島袋、千代田袋、三保袋などいふものさへ女持として行はるゝに至れり。』

鹿鳴館時代

鹿鳴館
日本建築史

洋風心醉時代の遺跡

井上馨外人の歡心を買はんとす

建築費に苦しむ

第五節　鹿鳴館時代

一　鹿鳴館

鹿鳴館！　歐化時代の象徴とも云ふべき鹿鳴館のことに就いては「日本建築史」第十二卷第五號に據ると「鹿鳴館の在る麹町區、内山下町一丁目は、維新前には、鹿兒島藩の別邸で、俗に裝束屋敷と稱へられた所である、明治維新の後に、此の屋敷は政府の有に歸し、明治五年八月、博物館を此處に置き、山下門内博物館と呼ばれ、其後種々の變遷を經て、博物館や博覽會の事務所となつて居つたが、明治十四年に至つて、上野公園内に移り、其の跡に鹿鳴館が計畫されたものである。鹿鳴館は官設歡樂場として計畫されたもので明治十五年頃から同二十年頃までの間の、我が國の洋風心醉時代を物語る遺跡である。明治維新以來、官民を擧げて、歐米の文物を移入する事に努め、急速に文化を採用したことは、世の驚嘆する所であるが、世事人情風俗に至つては、容易に國風を脱する事が出來なかつた。丁度此時代に諸外國との條約改正の問題が八ヶ間敷て時の外務卿（明治十二年九月――明治二十年九月）井上馨は、之れを促進するには、一に外國人と親しく交際して、其の歡心を買ふに在りとし、我國上流社會と在留外國人との交際機關として、此の鹿鳴館を建てたのであつた。（中略）鹿鳴館の建築に關聯して、面白い挿話がある、私が未だ學生の頃、辰野先生に連れられて、横濱の裁判所を見學に行つた事があつた。其の時は確か長野さん（宇平治氏）も御一緒だつたと思ふが、何でも、それから金澤の方を廻つて歸つたと記憶して居ります。此の裁判所は、辰野先生の設計で、先生は、學生を連れて自分設計した建築を見學させる以上は、多少此の建築に就いては御得意な點も多

鹿鳴館建築概要

コンドル

なつたらしかつた。所が、行つて實際を見ると、建築は大變きたなく、汚れて居つたので、案に相違したから、大學御機嫌が惡くて、「此の建築は始め豫算が充分に有つたのだが、鹿鳴館を建てるといふので、こんなに見られ無いものになつてしまつた」と憤慨されて居つた。今にして憶へば、條約改正に司法權を恢復するには、日本にはこんな立派な裁判所もあるといふ所を見せる爲め立派な建築を計畫したのであつたが、鹿鳴館を造つて外國人の御機嫌を取るのも、條約改正を促進する所以であるといふ政府の方針から、裁判所の建築費を取つて鹿鳴館の方へ廻したと見える。此の裁判所は大正十二年の大震に、一瞬時に崩壞してしまつて、折柄開廷中に居合はせた、法官、辯護士、其他二百餘名の人を鏖殺した。春秋の筆法を以てすれば、鹿鳴館は横濱裁判所で二百餘名の殺人をしたと謂はれるであらう。

二　鹿鳴館建築概要

位置　東京市麹町區内山下町一丁目

設計者　英國人工學博士ジョサイヤ、コンドル

施工　土木用達組（係員伊集院兼常）

工程　明治十四年一月起工、同十六年七月竣工、同年十一月二十八日開館式擧行

規模　煉瓦造二階建、建坪四百十坪、建築工費約十四萬圓、總工費約十八萬圓

變遷　此の地は江戸時代には舊薩摩藩の別邸にして、俗に裝束屋敷と稱せられし所なり、維新後、明治九年八月より博物館となり、明治十四年博物館が上野に移りたる跡に鹿鳴館が建築され、明治二十三年四月迄外務省に屬せしが、後宮内省の所管となり、明治二十三年九月華族會館此處に移り大正十二年の大震に至る。現に日本徴兵保險株式會社の所有に屬す。

鹿鳴館建築様式
館名の由來
鹿鳴館の開館
開館式の概況
平山甚太郎
綠門

鹿鳴館の建築様式は、社交の華さに適應するものとして、伊太利風復興式を採用したものであるが、純英國人であるコンドル博士の設計に成つたのであるから、各所に英國風の剛健な所を現はして居る。現在では全部塗料が施してあるので、材料を判別し難いが、煉瓦造の外壁は、漆喰塗りとし、繰形、柱形等は石造らしく、二階ヹランダの德利形柱は鑄造物である。(中略)建具金物は多く舶來物を使用してあるが、明治十三年頃から、赤羽工作分局で製作された蝶番、錠前、上げ落し等も使用されてあるらしい。建築當初の照明としては瓦斯燈を用ひたもので、瓦斯燈具は矢張り赤羽工作分局製のものが取り付けられて殘つて居る。其の後、電燈が採用されるに至つて、大部分の燈具は取り換へられたものらしい。煖爐の前飾りは、大理石に彫刻を施し、中にタイルを張つてある。(中略)壁張りは、織物を用ひた所もあるが、大部分はキンカラ皮の壁紙を使用して居る。

鹿鳴館の名の因つて來る所は「詩經」の句より來ると云ふ。

三　鹿鳴館の開館

開館當時の「東京日日新聞」の記事を引用すると、

「前號に掲げし如く昨二十八日山下町鹿鳴館の開館式に晩餐の招待を受けられしは皇族大臣參議を初めとし各省卿輔外國公使等七十三名にて夜會の招狀を發せられしは千二百餘名中外國人四百餘名なりしが扨て當日館内には陸海軍の奏樂あり又平山甚太郎氏製の、晝三十發夜七十三發の煙火あり。此外に同館御用達より開館本賀の爲め同じく二十三發を打ち揚げたり。又樓上にて踏舞もありしと聞く、玆に本館内外の模樣を云はんに、門には草花を交へし綠門を裝し、其上に國旗を交叉したり、園中の通路又本館の周圍には鹿を畫きし數千の球燈を掛け館には御紋の紫縮緬の幕を張り正面に鹿鳴館とある花瓦斯燈を据ゑ、館の三

箱とも交叉せし國旗を付ねたり。館に入れば紅葉の下に青葉を以て作りし二頭の鹿あり此處に大小の盆栽鉢等を置かる。室内は素より二階々段の欄干までも菊花を以て飾りをなし燦爛として眼を射る計りなり。右邊に客室食堂あり、皆極彩色の花鳥を畫きし額を掛けたり。左邊には客室、奏樂室、喫煙室、玉突場、小寶物置場等あり、中にも婦人化粧の間は尤も美麗を極めたり。夫より樓上に登れば正面は踏舞の間にて兩端は見物と休息の間なり、廊下を隔て、十餘の客間あり何れも裝飾至らざるなく、皆寢室面接所等を附屬せり、後に浴室、便所あり、浴室には長六尺幅三尺餘の蠟石にて楕圓形を作りたる風呂を置けり。傍の龍口を捩れば轟然聲あり、清水噴出す、其精巧驚くべし以上本館の略說なり。又本館の總建坪四百十餘坪にて建築は明治十四年一月に始まり本年七月に落成す。其建築の土木費のみにても十四萬圓餘なりと云ふ」

「鹿鳴館の舞踏は、外交上の方便として開催されたものだが、當時は單に鹿鳴館のみでなく各所に於て踊り狂つたものであつた。

四　延　遼　館

「一昨夜延遼館にて催されし府知事の夜會には參議大木井上松方の諸公を始め各國の公使領事とも參會せり、總人數は凡九百餘人なるが、諸事の手當も殊の外能く行き屆き酒間海軍音樂隊の奏樂十三番ありし、其態度に貴顯紳士は來會の夫人と踏舞せらるる樣總て歐洲ソワレイの風を其儘にて昨年の如き俳優の手踊りの殺風景は無く主客とも禮容肅然として如何にも紳士の集會らしき盛燕にてありしよし、尤も當夜は府知事の夜會にして府下紳商の來會少なかりしは蓋し大雨の故なるべしと云ふ。（明治十五年二月八日、東京日日新聞）

五　鹿鳴館時代の雰圍氣

鹿鳴館時代の雰圍氣「きのふけふ」

鹿鳴館時代の雰圍氣を最もよく現はされて居るのは、内田魯庵の「きのふけふ」と題する一文である。

「鐵道馬車が新橋と上野淺草の間を疾驅して、至る所で脫線するのが東京の誇りとなつてゐた頃、霞關附近へ行くと瀟洒な洋裝をした貴婦人の二人や三人に必ず邂逅つたもんだ。右も左も洋風の家屋や庭園の連續した此界隈の一種特異な貴族的の空氣に浸りながら霞關を下りると、其頃練兵場であつた日比谷の原を隔てゝ壯麗なる鹿鳴館（今の華族會館）の白堊がエキゾチックの波動を周邊に漂はして行人に文明の微醺を與へた。（中略）轣轆として送られた當夜の賓客は滿面に青春の紅を潮し、伊井公侯が俊輔聞多の昔しに若返つて異樣な變裝に先づ賓客をドッと笑はすれば、さしもに謹嚴方直容易に笑顏を見せた事が無い含雪將軍までが緋縅の鎧に長柄の槍を横たへて天晴な武者振を示し、重厚沈毅な大山將軍ですらが丁髷の鬘に裃を着けて踊り出したから、況してや其他の卿相縉紳、貴婦人令孃らは肥滿の松風村雨や瘦身の夷大黑や濫紙面のベニスの商人や顏を赤く彩つたドミノの道化役者や七福神や六歌仙や思ひ〳〵の異裝に趣向を凝らして開闢以來の大有頂天を極めた。

假裝振り

此の一夜の歡樂か滿都を羨殺し笑殺し苦殺した、數日の後、此夜某の大臣が名狀す可からざる侮辱を某の貴夫人に加へたといふ奇怪な風説が忽ち滿都を騷がした。

奇怪な風説

繼いで新聞の三面子は仔細ありげな報道を傳へた。曰く、此夜猿芝居が終つて賓客既に散じた頃、鹿鳴館の方角から若い美くしい洋裝の貴夫人が帽子も被らず靴も穿かず髮をオドロと振亂した半狂亂の體でバタバタと駈けて來て、折から日比谷の原の端れに客待ちする車を呼留め、飛乘りざまに幌を深く卸させて神田へと急がし、只ある伯爵家の裏門の前にて車を停めさせ、若干の車賃を取らすや否周章てゝ潜門の奥深く消えたは尋常事ならず見えたと云ふ噂であつた。（中略）風説は風説を生じ、辯明は辯明を產み、數日間の新聞は

森有禮
青木周藏

歐化的の女子教育

婦人乘馬講習所

其噂の筆を絶たなかつたが、幾何もなく風說の女主人公たる夫人の夫君が一足飛びの榮職に就いたのが復たもや疑問の種子となつて、嘖々囂々批評が更に新しく繰返された。が、風說は雲を摑むやうに漠然として取留めがなく、其眞相は終に永久に葬むられて了つたが、歡樂極つた哀傷生ず、此風說が歐化主義に對する危惧と反感とを長じて終に伊井內閣を危ふするの蟻穴となつた。二相は恰も福原の榮華に驕る平家の如く咀はれた。伊井兩侯を補佐して革命的に日本の文明を改造しやうとしたのは時の內閣の智囊と云はれた文相森有禮であつた。森は早くから外國に生活し、長の青木周藏と列んで渾身に外國文化の浸潤つた明治初期の一大ハイカラであつた。只青木よりも一層徹底して剛健敢爲の氣象に富んでゐた。青木は外國婦人を娶つたが、森は明治の初年に海外留學の先驅をなした日本婦人と結婚した。が、其の結婚するや福澤先生を證人に立てゝ、外國風に契約を交換して式を擧げる結婚の新例を開き、明治五六年頃に一夫一婦論を說いて婦人の權利を主張したほどの進步思想家であつたから、身文敎の首班に座するや先づ根本的に改造を企てたのは女子敎育であつた。優美よりは快活、柔順よりは才發、家事よりは社交、手藝よりは學術と云ふが女に對する森の註文であつて、女大學的の因循不活潑な女を改造する爲めに女子敎育の程度を高くし、外國語を重要課目として旁ら洋樂及び舞踏を授け、直轄女學校の學生には洋裝せしめ、高等女學校には歐風寄宿舍を設け、英國婦人の監督の下に歐風生活を送らしめ、日本の女をして全く西洋の女たらしむべく敎育した。文相既に此の如くなれば、女學校の先生は盛んに男女交際を鼓舞し、結婚の自由を主張し、男女學生が自由に往來するを少しも干涉せざるのみならず、敎師自身が率先して種々の名目の下に青年男女を會同し、自由に野方圖に相嬉戲媟褻するを寬容した。(中略)突飛なるは婦人乘馬講習所まで出來て、若い女の入門者が可成に輻輳した。瀟洒な洋裝にて牝馬に横乘りするものを其處ら中で見掛けた。若い女が流行に浮かされるのは當然としても、六十の婆さんまでが牛に牽かれて善光寺詣りで娘と一緒に舞

大倉喜八郎の回想

伊藤博文

末松謙澄
鍋島桂次郎
井上馨
澁澤榮一

伊井侯の勢力擴張

踏の稽古に出掛け、お爨どんまでが夜業の雜巾刺を止めにしてお孃さんを先生に「イット、イズ、エ、ドッグ」を初めた。（中略）愈々出でて益々突飛なるは、日本の文化を根本的に革新するには先づ人種を改造するが先決問題なりと云ひ、此の人種改良の速成法として盛んに歐洲人との結婚を奬勵すべしと眞面目に主張するものすらあつた。其議論の結果では無いが、終には某の大臣の夫人が紅毛碧眼の子を生む怪事をさへ生じた。（内田魯庵昨日今日明治文化史の半面觀）

前文中の貴婦人が帽子も被らず靴も穿かず髮をオドロと振亂しての事件は、此の夜會の副産物である。尙ほ、大倉喜八郎は後年、當時を回想して、次の如く述べて居る。

「鹿鳴館時代――あの頃は實に妙な時代だつた。ダンスだの假裝會などが流行して、申さば其の外形は、近頃の青年男女のへンなアメリカかぶれに似てゐるともいへよう。例へば――打明け話、恰度あの頃の歐化主義の極盛時だつた明治二十年の春、櫻の頃だつたが、時の首相伊藤（博文）伯爵の官邸の夜會には内外朝野三四百人の紳士淑女が集つての大假裝會、伊藤伯は、伊太利ベニスの貴族と云ふ扮裝、そして伯の令孃は同じく伊太利の田舍娘に扮し、曾我兄弟は末松謙澄氏と鍋島桂次郎氏、井上（馨）外相は三河萬歳、それから澁澤榮一氏は、その時安宅の關の辨慶だつたかそれとも、つづく山伏の一人であつたか、何しろあの格腹なので堂々たる山伏振りであつた。（中略）いやこの時ばかりではない、この種の假裝會は、隨分たび／＼催されて、その度び毎に趣向が變つて居つたので（中略）即ちその頃は御一新の大先輩西郷、木戸、大久保の諸公既に亡く、岩倉公逝き、殘るは三條太政大臣一人だつたので、伊藤伯は井上伯と提携して、從來の太政官制を廢し、内大臣、宮中顧問を置いて元老の地をつくり自分内閣總理大臣となつて、更に宮内大臣をも兼ね、宮中府中の勢力を身に集めてゐた。その大勢力ある伊藤伯首唱の歐化主義であり、乃至はまた假裝會なのだから役人などのうちには、その勢力に畏怖迎合して、ことさらに此の種の會を流行さ

鹿鳴館のダンス

演劇改良

天覽芝居

束髮の創始

高木兼寛

丹野雄九郎

東京日日

せたと云ふ樣な傾きがなかつたとは云はれない。かう云ふことはいつの世の中でも同樣である。それから鹿鳴館のダンス――これがまた非常に盛なもので、宵から夜おそくまで踊りぬくと云ふ狀態、まさに鹿鳴館を賑かに、内外の士女、いとど曉の早きを嘆すと云ふ次第だつた。(中略)自然色々の噂、昨日まで無位無官だつた人が一躍して知事になつた。さぐつて見ると、その人の娘さんが、鹿鳴館へ出入りして盛にダンスをやり當路の顯官と交際したからだつた。と云ふやうなことなども傳へられた。まア今日なら新聞でウンと叩かれる所だが、當時は新聞と云つても、まだ郵便報知に東京日日新聞、それに福澤さんの時事新報がある位のもので、而かもそのうちには政府の御用新聞があつたのだから、こんな事も一部の噂にとゞまつてゐた。(中略)それからまた外相井上伯達の企てになる演劇改良、それにまたこれも明治二十年にあつた井上伯邸の天覽芝居。俳優も、芝居も、西洋のやうにやらなければいかんと云ふ趣旨から、俳優と芝居との社會地位を向上させたのです。(中略)束髮と云ふ髮の結び方のはじまつたのもその頃から、女の洋裝と云ふこともその頃からである。云ひ忘れたが、故高木兼寛博士は、洋行から歸つた當時は、あの通り體育に熱心な方だつたので、大のダンス黨で、體育のために、大にダンスを奬勵したが、そのうちダンスによつて起る風俗の紊亂を憤慨して、到頭ダンス奬勵をやめて了つたと云ふ事だつた。(中略)かう云ふわけで、銀座の朝日屋(丹野雄九郎)と云ふ雜貨屋のやうに、手紙は勿論のこと、商取引の受取りにまで一切漢字を用ひないで、何でもかでも假名を書くと云ふようなハイカラ黨も出た。それから女の馬術――これなども、小石川邊に女の馬術の先生があらはれて、當時のハイカラ娘の間には可なりに流行し、昔流の女大學主義の婦人連をひどく憤慨させたりしたものだつた。」(太陽所載、鹿鳴館時代の回顧、大倉喜八郎)

その當時第一の權威ありし東京日日は、有名なる四月二十日の夜會に關しては左の如く記載してあつた。

「二十日の夜は東京の上流社會に取りては實に近來に罕なる一大快樂の夜なりとは知られたり。伊藤伯爵

有栖川一品宮
同若宮

山形伯爵

松方伯爵
山田伯爵

御夫婦には假裝舞會を催さんと思ひ立たせて、兼ねて此日をトし招狀を中外の貴紳に發せられたり。全體の季節より言へば稍々假裝舞會には少しく後れたるが如くなれども、我國にては彌生の空の長閑にて春の夜風も寒からぬ時候なれば、斯る催には尤も適當の季節なりと云はざる可からず、殊に宴會舞踏の期は暖氣の漸く催すに於て此催ありしは一しほ興ありける事なりき。蓋し、假裝舞踏は歐洲諸國にては時々其催ありて打興ずるの例なれども我國にて之を東京に催されたるは伯爵御夫婦の此會を以て嚆矢なりとす（中略）其盛况は既に昨日の紙上に載せたるが如くにて來賓の中外貴紳貴夫人令孃がたの御粧を一々に書き記さんは迚も爲し得べきに非ず、又現に其會に列りたる人にてさへ盡くは記憶せざるのみかは平素懇意の人人も其裝束の常と變りたるに由り一見しては其誰たるを識り難き程なりしとかや。伯爵の玄關には數多の取次の待てある中に、陣笠かぶりたる人の兩名計り候ひけるは來賓が第一に興じたる趣向なりき。扨會堂に入れば伊藤伯爵には第六世紀の昔に行はれたるウエネシア貴族の服の麗しきを召され、此の北の方及び姬君には伊太利繁昌の頃の服を召されたるが、其しなしも優にぞ見えさせたり。參り集ひ玉へる中にて我が眼に止りたる分の二三を記し申さんに先づ皇族の方には有栖川一品宮は西洋古代の軍服を召させ、同若宮は小直衣、北白川宮には白髮朱服の御粧ひにて南歐中世の貴族に出で立せて渡らせ玉ひたり。大臣がたには山縣伯爵は黑衣の胴に小紋緞子の小袴を着け黑筒袖の戎衣を羽織り韮山笠を面深に冠り大小とつて十文字にさすまゝに呼子の笛をつけたる陣鞭を杖にして立たれたるは天晴れ二十年前の隊長かな、其肩印に奇兵隊萩原鹿之助源有朋と名書きたる白絹の短冊は其昔數度の戰場に用ひたる軍服とて殊に由々しく見えさせたり。松方伯爵は白地の錦の鎧直垂に綴大きらかにしたのを着し立烏帽子を召し金作の刀を佩かせたり。山田伯爵は黑絹の直垂に紫の露を結び、京極様の折烏帽子を召し黑漆の小刀佩かせ倶に優なる裝束にて通らせたり。御納戸綸子の御紋服（葵の紋）に仙臺平の袴を着て黑の肩衣し色繪鞘の大小を横へたる武

榎本
大山伯爵

士には言はでも知るき薩摩の武士其の人は誰ぞ榎本大臣にて候はれける。黒縮緬の長羽織、袴の裾を曳きずる許りに長く着て田足にまがふ許なる大髷の髪を結びたるは何れの君殿かと見まゐらすれば、大山伯爵にておはしたるぞ思ひの外の御出立なり斯る中にも井上伯爵の素袍烏帽子の平待にておはしたるは左までの御趣向と見えざりしが、左の手に鼓を持たせたるにて偖こそ才蔵ござんなれと皆人どよめきたり。左ばかり多き假装の其の中に一際すぐれて見えたるは着込の上に蓑笠きて天莫空勾践を縫ひたる着物したる武士は三島警視總監にて前賢故穴の備後三郎とは知られたり。若し斯る出立の者が今日府中に徘徊せば何れ警察の御厄介ものなるべしと傍より許したるもおかしかりき、高崎知事が小具足に身を固め唐綾胴服の上に墨染の裂裟を纏ひたる五條の橋の辨慶は勇々しくぞ見えたる。虚無僧姿に身を扮し、天蓋目深に冠りたるは顔こそ見えね山尾法制局長とは挨拶の音聲に知られたり。今道の緋の衣着て殊勝げに立たれるは、俗名高木兼寛入道と名乘られしが、大髷の長上下に四ッ目結の紋付たる若狹介は佐々木顧問官その召されたる紙子こそ世に名高き土佐武士の由緒ある晴の服にてありし、鼠衣に鼠の頭巾、檜の木を手に持て行衛定めぬ旅の空と雲水に身を任せたる行脚の僧は誰ならんと面を見れば、渡邊大學總長、なる程これは感じたり。小紋の肩衣平袴御留守居風の出立は扨てもよく似合たるは井田中將これは其はずと申したり。曾我兄弟に出立て、貴夫人の陣に打入らんずるものは誰ぞと問へば是は末松謙澄鍋島桂次郎とは名乘りたり。澁澤榮一、高島嘉右衛門の二氏は、何れも兜巾篠掛に大にはきたる能の山伏姿、安宅の關守に尤められそうなる面魂ひ之は同じ山伏ながら、包帽子水衣大刀付の安山伏剛力ぐらゐの者なるが腰にさげたる螺貝の平目の口に比べて小さきは如何にと尤められたり。大倉喜八郎氏の浦島の子は離宮を出でたる時と玉手箱を開かぬ前との間なる容貌是では開きても左ほど悔からぬ年ばえなりしが、其箱には電氣燈の仕掛けにて簪の花をぞ照したる中々ぬからぬ浦島なり。一對の壽老人、その背の低きは桂少將、頭の殊に長きはラウダー氏

にてありき。杉内藏頭の六位は瀧口にはあらで大番の象と見えたれど、芳川次官の大紋立帽子は狂言の大名、伊東秘書官の雷紋大口は能の龍神共に立派に見えさせたる處に、百日がつらの石川右衛門は中山秘書官にてぞありける。」（明治二十年四月二十二日、東京日日新聞記事に據る）

踏舞と舞踏

今で云ふ舞踏、即ちダンスは、當時にあつては、逆に踏舞と稱せられてゐた。踏舞の方が、我が國に於いての古來からの名稱であると思ふが、踏舞及び洋式舞踏の、起原に就いては、要略する事として、明治二十二年五月刊行、伊東洋二郎著の「納入日用家事要法」に、舞踏の心得の如きものが載つて居るが面白いものと思ふから試に記載すると、

舞踏會の心得

一、舞踏會に招待せんと思はゞ、三週間も前に招待狀を差出すべし、且又其招待せんと欲する先きの家より何人も呼ぶならば縦ひ一家族の中にても銘々へ招待狀を送り其狀の表面は先きの家の夫人の名宛にすべし。

一、舞踏會の主人は舞踏室の裝飾より空氣の流通工合又奏樂室の境界に麗しき草木花類を列飾れる間より樂手の見えるや否やまで能く氣を附け又男子の衣裳室の備へ物乃ち靴刷毛靴墨櫛刷毛手拭砂盆水など整ひ居るや否や婦女の花粧室にも水砂盆手拭櫛鏡香油香水糸針留針など揃ひ居るや否やと最も能く氣を附くべし。

一、舞踏始まらば婦女は介抱を受くる男子と連れ立ち舞踏するを禮とす都て舞踏は婦女の望む處の男子は組合を定むるものゆへ其組合を婦女より望まれし男子は之を辭退するは失禮なり。

一、婦女の舞踏會に招待し時は手袋を二タ通り持參るべし一ツは食前の舞踏に用ゐる一ツは食後の舞踏に用ゆるを以て禮となす。

一、舞踏中又は食堂に入りたる時に、其夫又は附添人にあらぬ者へ飾花扇子手袋等を持たしめぬ様に心得

ヤンソン氏
戶田極子
反政府熱
後藤伯

べし。

今で云へば、パートナーと稱する處を、介抱を受くる男子などとは滑稽の至りである。鹿鳴館時代の貴婦人方の、舞踏の技倆たるや甚だ怪しいものと思はれる、漫畫その物の樣な醜態を曝けだして居たのであらう。尤もヤンソンなる者を教師として、舞踏を稽古して居たのであるが、

「昨年十月以來毎月第一日鹿鳴館に於て催さるゝ舞踏會に方今追々暑氣に向ふを以て、一昨二十九日第一年期閉會式を行はれたり。當日來會せられたる會員には岩倉公爵夫人、鍋島・前田の兩侯夫人及び伊藤・井上・佐々木の伯爵夫人を始め貴婦人紳士凡そ七十餘名にして、就中貴婦人方は豫て森有禮君の演說せられたる旨意に依り、服裝頭飾等やめて華美鮮麗な風を避け、質素優美を旨とせられしは、最も殊勝に見うけられたり。幹事長鍋島直大君は先づ會員一同に代りて舞踏教師ヤンソン氏、音樂教師メス・ローレン婦人に丁寧の謝辭を述べ（下略）（明治十八年七月一日、東京日日新聞）

明治二十四年四月二十日夜の、首相官邸に於ける舞踏會が、この狂熱的な、舞踏會及び歐化思潮白熱の最高頂點であつたのである。この夜會が果てゝ後、脛も露はに、頭髮を振り亂した若い美くしい貴婦人の事件と云ふのは、某侯が其の夜某華族婦人を挑んだと云ふのであつた。當時の新聞は勿論大いにこれを書き立てた。勿論眞相は今に至るまで不明であるが、次の事が大體眞相に當らずと雖も遠からずとされて居る。神田駿河臺に邸宅を有する戶田伯爵夫人極子は、當時洋行歸りの極めて豐滿な美女で、伊藤侯（首相）が魅惑を感じた。斯樣なるふざけたる歐化思想の痴態に國民は默過して居る筈がない、忽ち猛然たる反政府熱となつて現はれ殺到して來た。この時、陣頭に立つて反政府軍の采配を揮つたのは後藤伯で、大同團結を唱へて同志を獲得し、怒濤の如く政府に肉薄した保守的な反歐化政策もこの風潮に乘じて勃興し、鼎の湧くが如き政府攻擊の聲は、さしもに、榮華の夢を誇つた舞踏會をして、樺花一朝の夢と終らしめ、二十年九月、外務卿

井上侯は、終に矢面に立ち兼ねたか、桂冠した。更にこの勢の行く所同年十二月の保安條令の發布となり、更に明治二十二年に於ける、鹿鳴館に依つて代表される狂的歐化思想の指導者であつた森有禮の暗殺事件とまでに進展したのである。

第六節　藝術上に現はれた明治中期の風俗

一　文藝に現はれた風俗

文藝に現はれた風俗

「二人女房」

紅葉の「二人女房」から

「其中に絕對絕命の日が來て。京橋の觀工場へ出懸けたが、此日は父親が留守番で。仲人の羽田と三人連、入口は繪草紙と玩具、曲ると瀨戸物に小間物。もう二時を打つたから先方も直に來るであらう、後から來るか。それとも出口から入つて待伏をしてゐるだらうか。と會ふのが主意で來ながら。其の會ふのゝ辛さ。辛さといふのは妥當で無い。辛いやうな心地。此(やうな)の三字が最も力がある。約言すれば羞しいの極で。少しの間でも會はぬやうにと。一寸逃れの氣が出。もし出會つたら身を匿さうといふ下心から。母親と仲人の間に狹つて。店の品物を見る目を偷に油斷なく働かせて。前後の人聲にぎよつとし、跫音にびつくりとして。顏は上氣して火のごとく。胸は早鐘を撞いてゐる、母親が。まだ見えませんねといふと。羽田が頻に前後を眴して。もう見えなければならない理ですが話す一言每に。毛孔から汗がたら〳〵たらと滲出す氣の不快さ。いよ〳〵時刻も迫つて來たと思ふほど。横を見ることも出來なくなつて。造りつけられたやうに。見なくも無い物をまんじりと視て。中頃まで來ると。「おや前面から。」と羽田の聲。そらと

觀工場での見合

思ふ丁髷が縮むで。足が擧らなくなる。「さあ鐵や」と母に曳張られて。我にもあらず歩き出して。唐木細工の店の前で。はたと出會ふと。首がぐたり。双方で頻りに挨拶を始めると。姉様いつもお變りなくといふのは信之の聲。暫時とは全く變つた大人染みた。底に濁のある。響く聲が耳に入る。竊と顏を擧げやうと思つても。どうも擧げる事が出來ない。「お鐵や。御挨拶を。」と母親に曳張り出されて。もう協はない。一寸顏を擧げた其間は。電光。石火。刹那。瞬間。ちらと信之の顏を見たばかりで。後は唯腰を屈めて。先方にばかり物を言はせて。それでもう挨拶になつて。下ばかり向いてもゐられぬからと。趣を變へで今度は横を向く。それから。御一所にと。これでもう／＼澤山なのに。五人一群になつて舊の道へ還す。此時の方が陰にゐられて。却て能く信之を見る事が出來る。觀工場を出ると双方へ別れる。(下略)

これで見ると、現今デパートでの如く、當時觀工場で見合が行はれて居たらしい。

「たけくらべ」

一葉の「たけくらべ」から

「解かば足にもとゞく髪を、根あがりに堅くつめて前髪大きく髷おもたげの、赭熊といふ名は恐ろしけれど、これを此頃の流行とて良家の令嬢も遊ばさるゝぞかし、白色に鼻筋とほりて、口もとは小さからねど締りたれば醜かならず、一つ／＼に取たてては美人の鑑に遠けれど、物いふ聲の細く淸しき、人を見る目の愛敬あふれて、身のこなしの活々したる快きものなり、柿色に蝶鳥を染めたる大形の浴衣きて、黑繻子と染分絞りの晝夜帶胸たかに、足にはめり木履こゝらあたりにも多くは見かけぬ高きをはきて、朝湯の歸りに首筋白々と手拭さげたる立姿を、今三年の後に見たしと廓がへりの若者は申しき、大黑屋の美登利とて生國は紀州、言葉のいさゝか訛れるも可愛く、第一は切れ離れよき氣象を喜ばぬ人なし、子供に似合はぬ銀貨入れの重きも道理、(下略)

名作「たけくらべ」のヒロイン美登利のお俠なる姿、この一節に能く描かれて居る。

「書生氣質」

矢場女の嬌態

逍遙の「書生氣質」から

「何かむだ口を叩きながら。淡路町の横町へ這入り、小川町通りへ出んとせしに。此横町は俗にいふ矢場横町にて。人素三分化素七分の。白首連の巣窟なり。殊に此夜は閑と見えて。甲處の店も。乙處の店も。みな香箱製造の折柄なれば。今兩人の通るのを見て、よき敵ござんなれ。といふ見えにて。ふとく逞しき。ふとッちやうの娘。兩三人。(娘)アレサ。中村さん。渡邊さん。チヨイトお寄んなさい(よ)。チヨイとサア。といひながら兩側から。バラ〳〵と。かけいでつゝ(娘)素通はなりませんヨ。といひもあへず。宮賀の袖を引留むれば。宮賀は喫驚狼狽して。振拂ひつゝ逃出す。此方の須河も仰天して。走りぬけんする間もなく。向ひの店よりかけいでたる二十あまりの一個の女が。たちまち緊乎と抱とめつゝ。はや店先へ引立れば。宮賀は(いよいよ)驚きつゝ。抱とめられては叶ふまじと。須河をうちすて逃出すを追すがりたる一個の小娘。お待ちなさいョ。の聲もろとも。またもや袖をとりしむるを。離せといへども離さばこそ宮賀は益々狼狽して。引きつ引かれつ。挑みあふ。それと見るより又一人。紅金巾の湯卷の裾。飜しつゝはせ來る樣子に。捕へられては一大事と。宮賀は覺えず手に持たる洋書の包をふりあげつゝ。小娘の面。ハタと撃てば。アッと叫びて。たじろきつゝ。覺えず握りし手を離せば。得たりと此方は一生懸命。通街の方へと。逃ぬけつゝ。ホッと一息つき得たり。」

矢場の女の嬌態が能く現はれて居るものと思ふ。

逍遙の「當世書生氣質」から

「草津といへば、臭氣も名も高き、其本元の藥湯を、こゝにうつしてみつや町(駒込のをんせん)に、人のしりたる溫泉あり。夏は納涼、秋は菊見遊山をかねる出養生、客あし繁き宿ながら、時しも十月中旬の事とて、團子坂の造菊も、まだ開園にはならざる程ゆゑこの溫泉も靜にして浴場は例の如く込合へども皆

新温泉場

「篠原先生」

る譯ない客人のみ、座敷に通るは最も稀なり、五六人の女髪手を束ねて、ぼんやり客俟ひ誰彼時、たちまちがらガラッとひきこみしは、二人乘の人力車、根津の廓から流丸ならずば、權君御持參の高帽子。と女中はてん〴〵に浮立つゝ、貯蓄のいらつしやを惜氣もなく異韻一齊さらけだして、急ぎいでむかへて二度吃驚、男は純然たる由だし書生、座敷へ通るだけが殊勝なれど、とても若干の御祝儀などには、お氣が付きさうにもない客種。年齢は二十一二、色は淺黑く鼻は低く、三十二相の三分の二は、首尾よくかけ損じた、百人並。世間にありふれたる駄面付なり。衣服は結城贋。しつけの絲が處々に殘りて、此頃仕立てました。どうですネ、イヨがらになりお廢止なさい、南漢といふ裕衣なり、帶は廉價の本博多、まだ角帶にはなれぬと見え、貝の口には得も結ばず、娼妓の寢卷姿よろしくといふ鹽梅に、ゲル〳〵卷にして挾みたるもおかし、一個はちよつとふめる白首女（下略）」

これは當時盛んであつた温泉の一情景を現はしたもの。

岩野泡鳴の「篠原先生」から

「湯島の天神そばに住んで居る時、女房と一緒に錢湯へ行つた。今時のとは違つて、湯ぶねに鳥渡一寸幅ぐらいの板の仕切りがあるだけで、殆ど男女混浴であつた。男の方から手が出たとか、女の方から足が出たとか、入れ込み時代には、よく爭ひが起つたものだ。その湯ぶねの三尺ほど手前を上から鳥居——龍どの形をつけた——がかぶさつて來て、石榴口になつてゐるから、中は晝間でも薄暗かつた。そとの流し場も、眞ン中の水ふねとおか湯との中央を粗雜な板仕切が通つてゐるだけで、男女は自由に行き來が出來たし、湯ぶねのそとがはの足場に腰かけて洗つて居ると、どちらからでも見通しであつた。自分はその足場に腰かけて、貞子に背中を流させてゐると、貞子は不意に流しの手をやすめて『あら鶴ちやんが』と注意した。見ると、鶴子が、女湯の流しと定められた方の片隅で、切りに顔をみがいてゐた。自分等がゐる

のを氣が附いてゐないらしい。『鶴ちやんではないか』と聲をかけると、びつくりしてふり向き、『あら、まア』と、鶴子は直ぐ立つて來たが、貞子がそばにゐるのと、みんなが裸體同志なのとにまごついたのだらう、きまり惡さうな樣子をして『まア、思ひがけないところで、ねえ』とにが笑ひしながら、湯の中へ飛び込んだ。自分等も亦湯の中へ這入つて、互ひに首だけでの挨拶やら、思ひ出ヤラを語り合つた（下略）

柘榴口時代の錢湯「もしや草紙」

表面はとも角、內實は殆ど男女混浴の、柘榴口時代の錢湯風景が、この一文を讀めば瞭然とするであらう。

櫻痴の「もしや草紙」から

「時に乙女さん貴孃は此節どふしてお出なさるヱ何か少しは目的が附きましたかネと問はれて、乙女は俯向しが稍あつて顏を上げ、サア私の身の上で御座いますが、今は貴卿お蔭で樂な暮になりまして、お指圖とふり學校に通ひ、マア及ばずながら稽古をいたし一通りの交際も出來る樣にも精出して居りますが、貴卿お腹をお立てなすつては困りますが、實は高等婦人の修業は餘り感心いたしませんョ、そりや有り餘つて榮耀榮華なお方はアレで好か知りませんが、中々親子夫婦が倶稼で往うと云ふものには餘り程調子が釣合ませぬ樣に思はれます。當然ならば女のする業があつて申さば臺所の始末縫針洗濯家の賄ひかたを一番に覺えねば成らぬと、常々母にも敎つて居りましたが、學校ではドウシテ〳〵そんな事でも言はうものなら、夫は下等社會の婦人業、レージーたるものか賤の女の學びをするには及びませぬ、第一が舞踏、第二が唱歌、第三が奏樂、第四が談話（流行言葉を專らに覺ゆべし）第五が讀書（流行の小說は必らず讀まざる可からず）を出精お仕なさい。是がよく出來れば人中に出て、品格を高くし男どもの尊敬を受る譯には參りませんゾと申す敎で御座いますから、私どもが目では丸で世界が變つて居る樣で御座います。併し有り難いことには、此節は一旦棄つた日本の踊やら淨瑠璃はアレが眞の美術だそうで頻に稽古の仕手が多くなりましたので（下略）」

歐米心醉の女學生

「舞踏會」

鹿鳴館のスケッチ「お富の貞操」

鹿鳴館時代の、歐米心醉の女學生教育が能く窺へる物である。「此篇は一旦棄つた日本の踊やら淨瑠璃はアレが眞の美術だそうで」の一節は當時起つた所の「改良」の風潮を指したものである。

芥川龍之助の「舞踏會」から

「明治十九年十一月三日の夜であつた。當時十七歳だつた――家の令孃明子は、頭の禿げた父親と一しよに、今夜の舞踏會が催さるべき鹿鳴館の階段を上つて行つた。明い瓦斯の光に照らされた、幅の廣い階段の兩側には、殆ど人工に近い大輪の菊の花が、三重の籬を造つてゐた。菊は一番奥のがうす紅、中程のが濃い黄色、一番前のがまつ白な花びらを流蘇の如く亂して居るのであつた。そうしてその菊の籬の盡きたるあたり、階段の上の舞踏室からは、もう陽氣な管絃樂の音が、抑へ難い幸福の吐息のやうに、休みなく溢れて來るのであつた。明子は夙に佛蘭西語と舞踏の教育を受けてゐた。が、正式の舞踏會に臨むのは、今夜がまだ生まれて始めてであつた。だから彼女は馬車の中でも、折々話しかける父親に上の空の返事ばかり與へてゐた。それ程、彼女の胸中には、愉快なる不安とでも形容すべき、一種の落着かない心もちが根を張つてゐたのであつた。彼女は馬車が鹿鳴館の前に止まるまで、何度いら立たしい眼を擧げて窓の外に流れて行く東京の町の乏しい燈火を、見つめた事だが知れなかつた。が、鹿鳴館の中へはひると、間もなく彼女はその不安を忘れる様な事件に遭遇した。といふのは階段の丁度中程まで來かゝつた時、二人は一足先に上つて行く支那の大官に追ひついた。すると大官は肥滿した體を開いて、二人を先へ通らせながら、呆れたやうな視線を明子に投げた。初初しい薔薇色の舞踏服、品好く頸へかけた水色のリボン、それから濃い髮に匂つてゐた一輪の薔薇の花（下略）」

鹿鳴館の空氣がよく描寫されてゐる。

芥川龍之助の「お富の貞操」から

「その日は丁度竹の臺に、第三回內國博覽會の開會式が催される當日だつた。おまけに櫻も黑門のあたりは、もう大抵開いてゐた。廣小路の人通りは、殆んど押し返さないばかりだつた。其處へ上野の方からは開會式の歸りらしい馬車や人力車の行列が、しつきりなしに流れて來た。前田正名・田口卯吉・澁澤榮一・辻新次・岡倉覺三・下條正雄――その馬車や人力車の客には、さう云ふ人々も交つてゐた。五つになる次男を抱いた夫は、袂に長男を縋らせた儘、目まぐるしい往來の人通りをよけよけ、時々ちよいと心配さうに、後ろのお富を振り返つた。お富は長女の手をひきながら、その度に晴れやかな微笑を見せた。勿論二十年の歲月は、彼女にも老を齎してゐた。しかし目のうちに冴えた光は昔もあまり變らなかつた。彼女は明治四五年頃に、古河屋政兵衛の甥に當る、今の夫と結婚した。夫はその頃は橫濱に、今は銀座の何丁目かに、小さい時計屋の店を出してゐた。……お富はふと目を擧げた。その時丁度さしかゝつた、二頭立の馬車の中には、新公が悠々と坐つてゐた。新公が、――尤も今の新公の體は、駝鳥の羽根の前立だの、嚴めしい金モールの飾緖だの、大小幾つかの勳章だの、いろ〳〵の名譽の標章に埋まつてゐるやうなものだつた。しかし半白の髯の間に、こちらを見てゐる赭ら顏は往年の乞食に違ひなかつた。(下略)

ピエルロテイーの「おかめ八目」鐵道馬車

ピエルロテイーの「おかめ八目」から

「余のジンリキサン今は疲れて最早進む能はず、ハテナ困つた……イヤヨシ〳〵コイツ一番日本の鐵道馬車に乘つて見るも面白かるべしと、折柄來かゝりしラサクサ(註淺草)行きの馬車へ飛乘つたり。一錢の銅貨、定例の切符、ソコデ余は內に入りて座を占めたりしが、座を占めて落付きたるや否、余をしてあたら胸を惡く感ぜしめたるものこそあれ、相客人種の醜惡極ること之なり。(中略)今この馬車の相客を見渡せば、洋服を眞似ざるは好けれども、其衣服は黑くくすぶりて貧瘦に、足は裸出しにして荒木の下駄を穿つあり、一二の老人連は猶チヨンマゲと稱する日本國有の理髮をなしてイト殊勝に覺ゆれども砂塵の爲に

西洋茶屋

半ば赤く、剝げかゝりたる淺黄色の手拭を冠りて口の下にて結びたるは眞白なる一種の帽子なるべし、次に控へたるは若き男の子、其の頭の風はチョンマゲとも定まらず、西洋風とも思ひきらず、ドッチにしたら好からうかと惑ふと見へて、短からず長からず、中途半端に切りて殆んど梳削らず、油氣なき穢れたる毛髮は青黑き彼等の頸元に下り、而して其上に英吉利風の山高帽子を載けり(中略)ガタン……と響して馬車は止まりたり、嬉しやラサクサかと飛上つて見れば……コレハシタリ、馬車が其軌道を外したる情なき次第にてぞある、ヤレヤレ日本の馬はまだ軌道を行く事に馴れて居らぬか、馬は動物の一にて世界各國同じ事な馬ども、唎巧なるものあり、愚頓なるものありて、一概に馬鹿とて馬の字を用ゆるは酷なり、今日本の馬……少なくとも今見る鐵道馬車の馬は歐羅巴に持行きては殆んど二束三文の價格もなきかと思はるゝ計りの痩馬にして其小にして汚なき事我をして鼻を撮ましむるばかり、漸く二十餘人も乘る位の馬車を重々し氣に二頭がかりにて曳きづり行く躰、貪痩にもまた憐れなり、ヤット馬車は元に復りぬ、アー一刻も早く着きたけれ、兎に角モウ少しの我慢と覺悟の內に、馬車は止まりて車掌は呼はりぬ、ラサクサア……(中略)余は先づ上野中の最も高まりたる所に至れり、見渡せば眼下に非常なる大鏡を置きたるが如きは之れ蓮の大池、其天空に反射して上野山に對せるは一大壯觀なり。(中略)日本にては狐狸が人間を化かす事ありと聞く、然かも空腹の時には化され易しと、余が腹は空たり、此淋しき場所に長居して化されては大變なり、先づ食事をせばやと、此處を立出でて先程見たる例の西洋茶屋指して進み行けり、案內を乞ふて先づ內に入れば、何處も彼處も十一月と云ふに、ガラ〳〵と明け放して、火もなければストーブもなし、二三の食卓には日本家族の食事しつゝあり、其の主人は洋服出立……背の高さ加減、細さ加減、丸さ加減は先づ猿の如し、妻君は純然たる日本風なるは善けれども、佛蘭西の何處の田舍風を眞似たるものやら、妙な束髮を杙きたるにて、折角の美形をブチコワシたり、偖も此家の料理鹽梅、一言に評して先づ無

味單白と云ふて不可なかるべし、冷めた爲に一層其まづさ加減を増したるぞ氣の毒なれ、食堂内を照すは

京都

四五の小ランプ、それが放つ光りはいと〳〵心細さの限りなり(中略)然しながら京都は音に聞えし神聖府なり、流石は古代帝王の崇め住ひし靈地なり、其含める神社佛閣は三千を以て數ふべし(中略)此寺や祠の中に最も不思議千萬なるは米の神の寺なり、此寺に限りては必らず小さくして恰も手遊の家の如く常に岩又は所の隅又は木の下に在り。(中略)此の祠の前には必ず二つの白き狐、土又は木にて作りたるものを備へ置けるが、此は定めて守護の役に充つるものにやあるべし、只余は米と狐とは如何なる關係を有するも

賣春婦

のなるやを明にせず。(中略)吾が西洋諸國にては恥べき憐れなる娼妓淫賣商業は、此國にては公然に立派に平氣の平左に差構なく、奇躰に澄して行れ居れり、鳥籠の如く竹木を以て蔽はれたる店の内に順よく居列びたる賣淫婦、白粉を塗り立て〳〵する爲に食巾の如き白き顔、墨をさしたる爲に鈴の如き美大なる眼紅を丸く差して肉色を強くしたる下唇、これが瓦斯やランプに照合されて、中々奇麗に見えたり。(中略)

東海道

東海道は名にしおふ本街道とて、人の往返絶えやらず、馬も牛も車も駕籠も往きつ戻りつ甚だ賑かなり、或處にて商賣人の叫び聲笑ひ聲銅羅聲等々聞え、或る町には裸體の人物走り廻りつ忙がし氣に見ゆ、尤も通行人の中にて最も多數の人間は何者かと云へば、卽ち彼のジンリキサンに非ざれば據ぎ人足又はシャリキと稱するものにて吾が歐羅巴に於ては恰で獸類の職とする所を行ふ人類なり(中略)玆に非常に恐ろし

据風呂

く余が魂を消したるものこそ現はれたれ、余が肝玉を冷したるものこそ出でたりけり、讀者よ、余が眼前に在る百姓家の裏の通りに於て、夫婦と見ゆる二老人が、之を食するつもりにやあらん、二人の少女を煮つゝあるなり。大きなる木製の釜に水を入れ其下より薪にて燃しつゝあるなり。其れは熱湯となりつゝあるなり、余は煙りと湯氣の中に哀れなる少女の頭を見る。アハヤ無殘、アナ非道、余は其昔し日本に釜茹と稱する刑罰ありと聞きたるが、開明駿々たる今日の日本にも尙此の如き蠻風行はるゝとは思はざりし、

果して何等の所爲にやある。讀者よ、希くは其胸を安んぜよ、矢張日本は開けたる國なりしなり、釜茹にてはなかりしなり、之は反つて甚だ便利なる一つの發明なり、少女が湯浴するものなり、湯の冷かとなりて感冒せん事を防ぐ爲に、度を測りて其溫を保つにぞある。」(以下略)

默阿彌劇に現はれたる當時の風俗
「金の世の中」

二　默阿彌劇に現はれた風俗

「金の世の中」(明治十二年二月作)から

林之、必づ必配せぬがよい

と袋へ奧より以前のおくら、菓子パンを紙に包み、奧を憚りながら、持つて出て、

くら、聞けば聞くほど哀れな話し、これは同じお菓子のうちでもお腹の足しにならうから、內證でお前に上げますぞえ(下略)

(全集十三卷十七頁)

菓子パン
「孝子善吉」

菓子パン(パン)は既に當時かなり食用に供せられて居たと見える。

「孝子善吉」(明治十年六月作)から

□ヤ、うか〱して居る其の中に、もう今のが十二時だ、どりや辨當支度でもしようか。

(遊步時間がパン屋の附目

△訓導さんから御註文の、輿地史略の次本を直に納めて參りませう。(中略)

生徒大勢、毬を取つて見さいな。〱。と駒鳥の合方になり、下手の門の內より小山大助、散髮生徒の餓鬼大將にて大きな西洋毬を持つて出る、後より生徒大勢何れも散髮にて袴など、思ひ〱の裝にて、やはり西洋毬を持ち(以下略)

（默阿彌全集十三卷二百五頁）

初期の小學校風景

明治初期の小學校風景である。

花王散齒磨

同書の二〇九頁に

大助、なに、そんな匂ひがしますものか、是でも毎朝花王散齒磨を使ひます、小い時から胎毒で、もう此頃ではすつぱり治り。只耳垂はありますが、そんなに口は匂はぬ筈だが（下略）

其の當時花王散齒磨なる齒磨が行はれて居たのであらう。

「繰返開花婦見月」新開町湯屋

「繰返開花婦見月」（三人片輪）、（明治七年七月作）から

（新開町湯屋の場）――本舞臺一面湯屋の表掛り、庇の上二階の手摺を見せ、上の方男湯の入口、下の方女湯の入口、此左右格子のうちへ目隱しの簾を掛け、總て新開町湯屋の體、爰に○△□の三人町人體のこしらへにて手拭を提げ、お竹お駒小娘のこしらへにて手拭糠袋を持ち立掛り居る、此模樣おいとこ節にて幕明く、

○　こら吉や、手前も湯は爰と極めたのか。

△　さうよ、直き表に湯もあるが、爰は新湯できれいだから、ちつと遠いが爰まで來るのよ。

○　お竹さんにお駒さん、おめえ方もわざわざこつちまで來るのかえ。

お竹　きれいで心持がいゝ湯だから、今月からこつちへ來ますよ。

お駒　それにまたこつちの二階へ、友達が來て居るからさ。（中略）

お竹　二階も下も爰の湯は、いつも客が一杯だよ。（下略）

（默阿彌全集十卷、二頁）、未だ柘榴口があり、二階風呂で、二階には若い女が居て食物を商ひ茶を出して、男が女を張りに來る頃の風呂屋の事である。

牛肉屋の見世

（牛肉屋見世の場）——本舞臺三間の間、常足の二重、向うに暖簾に、上手一間間平戸の押入、下手一間酒棚、三段の棚になり、火鉢燗德利などの構衡、上の方一間障子屋體、いつもの所門口、下の方一間葦おろし二尺牛肉といふ腰障子、二尺口の向ふ牛の股をつるし、下手に俎板、壺附しちりん、鍋などの書割、門口の外に赤く牛肉と記せし立行燈、總て牛肉屋見世の體、平舞臺の上手に前幕の銀次、三五郎、月代生へ單物病み揚句のこしらへにて、義七と三人鍋を載せし、火鉢を五德に取卷き、側に燗德利、牛を入れし皿などを置き、酒を呑み居る、下手にお咲結び髮世話女房のこしらへ、襷かけ燗銅壺で酒の燗をして居る、此見得米山甚句にて幕明く、

銀次、こうお咲や、鍋が出來たら、牛肉を二枚いゝ所を切つてくれ、（下略）

（默阿彌全集十卷、四四九頁）

明治初期の牛肉屋の風景である。

西洋床

西洋床の場、本舞臺三間の間、左右中窓の硝子障子、下板羽目、向ふ後へ下げて常足の二重、暖簾口、左右板羽目、同じく下手の棚に香水瓶、刈込みの鋏掛けある。此道具靑ペンキ塗り西洋床のこしらへ、入口に紅白のだんだん塗りの目印を出し、上の方住居の心にて障子屋體、下の方堀端を見たる片遠見、柳の立木、日覆より同じく釣枝、總て西洋床の體、門口へ椅子を置き、是れへお客の書生生熟鷄卵散切着流し書生羽織駒下駄にて、襟へ金巾の毛除を掛け、椅子にかゝり、下剃の吉散着流し、片襷にて鋏を持ちはさみ居る、（居）

（默阿彌全集十卷、四六二頁）

第七節　明治中期の兒童と學生

明治中期の兒童

一　遊　戲

明治初年に在つては、現今の如く、電車も汽車も自働車も、自轉車も無かつた。路面至る所が、兒童達の遊び場所であつた。青空と青草、詩趣か滿ち溢れて居た。自然の風物を友として彼等は嬉戲したのである。そのうちに人力車が姿を現し、馬車が横行する樣になり、戶外の路面利用の遊びが、あちこちの原つぱに押しやられる事になつた。今こゝに暫く、歐洲の遊戲及び唱歌に就ては云はないが、傳統的な在來の子供の遊戲及びその玩具に就て記する事にしよう。

兒童の遊戲

抑々兒童の遊戲は男女、年齡等に依つて異なり、時候に依りても、室內と屋外とに依りても異なるなり。特に男兒の遊びとすべきは、紙鳶あげ、毬投げ、獨樂廻し、竹馬、肩車、輪廻し、木登り、お山の大將、面士打、軍人合せ等の如きにして、女の遊びとすべきは羽根つき、手鞠つき、姉さんごつこ、編物、お手玉、綾とり、細螺彈き、竹がへし、お山のお紺さん、向ふのおばさん等の如き是なり。また繩とび、石蹴りの如きは男女を通じて行はるゝなり。時候に從うては、年の始めには、雙六、骨牌を遊び、女には其他特に羽根つき、手鞠つきの遊びあり。紙鳶揚げは冬時風力強き頃に最も行はれ、陰曆三月に至れば既に廢る。俗に三月の引ずり紙鳶といふのは、風力が漸く和ぎて、紙鳶高く揚らず、地をするをいふなり。夏日には、炎天をも厭はずに蜻蛉を捉へ、黐竿を握つて後園に蟬を覘ふあり、淺き流れに入りて笯籠、纙網などを以て魚を拯ふもあり。冬となれば霜解けに地濕りて柔げば根ッ木を鬪し、雪の朝には炭を絲にて括り、雪釣をなすもあ

影踏み
室內遊戲
澤庵おし
鼬ごつこ
てんてんてつとん
竹がへし
綾とり

り。雪月夜、雪の山など作りて興ずるもあれば、雪を打ちあふて戲ふもあり、月明かに人影の鮮かに地に落つる夕には「影や道陸神、十三夜の牡丹餅」などわめきて、互ひに影を踏みあふて遊び、更闌け物しめやかなる夜には、百物語をして迭みにわななきながら興ありとするもをかし。(中略)室內の遊びには骨牌、雙六、十六むさし、福笑ひを始めとして、髮ひき、お茶坊主、綾とり、てんてんてつとん、細螺彈き、竹がへし、姉さんごつこ、飯ごとなどあり。屋外の戲れには驅け競、鬼ごつこ、ちんちんもぐら、お尻の用心、蓮華の花開いた、川瀨の水車、まはり／＼の小佛、芋蟲ころ／＼、お山お山のお紺さん、此處は何處の細道じや、向ふのおばさん、など、その數甚だ多かり、概していへば、冬の日は屋外寒ければ室內に遊び、夏の夕は屋外涼しければ、また屋外に戲るゝこと多し、以下これ等の遊びにつきて、都鄙を通じて知られたるは略して、その方法を述ぶべし。

三四人の兒童の中、一人を俯伏さしめ、その上に乘り重なりて、その重さに堪へざるまで「澤庵ついたか／＼」と叫びながら、ひた押しに押す戲れあり、澤庵おしといふ。また二人の子相對ひて、一人の腕を出さしめ、初め素麵ニュー麵と唱へて、擽ぐるやうに搔き、次に「蠣殼町の」にて引搔き、「豚屋のお常さん」とて、打ち抓る戲れあり。「鼬ごつこ鼠ごつこ」と稱へて、迭みに手を代へて抓り合ふ戲れもあり。また迭みにまづ己れの兩の手掌を拍き、さて彼方の左の掌と、此方の右の掌とを合せ、次にまた兩の手掌とをうち合はし、「てんてんてつとん、と持ち込む色櫻、助さん、この頃出世して上下勤めになりました。てんてんてつとん、と持ち込む色櫻、助さんこの頃しくじつて、紙屑拾ひになりました」と謳ひて、拍子を取り、これを早めて繰り返す戲れもあり、これを「てんてんてつとん」といへり。竹がへしといふは、竹箸數本を揃へて握り、これを投げて手の甲にて受留め、また投げてこれを握り、握りては投げ、投げては受留め、さて取落したるを負けとする遊びにして、綾取りといふは兩の拇指と示指とに絲をさま／＼にかけ、これをそのまゝ紛

細螺拯ひ
姉さんごつこ
お茶坊主
鬼ごつこ
隱れん坊
錢山金山

れざるやうに受渡しをなし、過ちて落したるを負けとする遊びなり。細螺彈きは細螺を撒きて、爪にて彈きては、うちあてたる獲、細螺拯ひは貝殼を以てこれを拯ひ取り、共に得たる數の多きを勝ちとし、器轉しは互に器の缺片を出だして、指にて轉がしあひ、上に載せたるを勝ちとす。姉さんごつこは專ら女兒の遊びにして紙布片などにて女の形（姉さま）を作り、屛風などを飾りたてゝ、飯ごとなどをして遊ぶをいふなり。お茶坊主は多くの子供寄合ひて、中の一人をお茶坊主の役として、手巾を以て目を掩ひ、餘を客として、それが一人にお茶をさゝげしめて、名を言當てしむるを興とす。髮ひきも大方これに同じく、一人に手掌を以て眼を掩ひて俯伏さしめ、さて髮をひきて、その誰なるかを言當てしむるなり。總てこのお茶坊主の役を始めとして、鬼を選ぶには、「じやんけん」に負けたるに務めしめ、或は「ずい、ずい、ずつころばし」とて、各々拳を出だし、中の一人、「ずい、ずい、ずつころばし、胡麻味噌、ずい、茶壺に追はれて、とち車、ぬけたら、どんどこしよ、お父さま呼んでも、お母さま呼んでも、いきつこなしよ、それがほんとの鬼ごつこ、俵の鼠が豆食つて、ちゆう、米喰つて、ちゆう、ちゆう、ちゆう、ちゆう」と呼びて、拳をつゝき廻り、詞の尾に當りし者を除き、更にこれを繰返しては、次第に退かしめ、後に殘りし者に務めさするを習ひとす。鬼ごつこ、隱れん坊、芥隱し、草履近所などは、都鄙を通じて普く行はるゝ所なり。錢山金山は、鬼の眼を手拭にて蔽ひ隱し、その手を繫ぎて、「錢山どうち、金山どうち」と呼びながら、きりきり旋らせて、方角を失はしめ、その間に物陰に隱れて、さて眼の蔽を棄てゝ搜さしむる遊びなり。また二人の兒兩方に控へ、彼方まづさし招いて、甲「向ふのおばさん、ちよいとおいで、」此方答へて、乙「鬼が恐くて行かれません」甲「そんなら車に乗つておいでなさい」乙「それでも恐くて行かれません」甲「そんなら馬車に乗つておいでなさい」乙「それでも恐くて行かれません」甲「そんなら瓶かぶつておいでなさい」乙「それでも恐くて行かれません。とかくの如く再三押し問答の末、終に應ぜざるを待ちて、甲「そんなら私がお迎ひに」と[illegible]つる

を、家、庭にありてこれを捉へんとする遊びあり、これを「向ふのおばさん」と云ふ。これに類して、「お山のおこんさん」といふ遊びあり、こは一人の兒を鬼としておこんと名づけ、他の兒、その背後に隱しおくに、數多の兒尋ね來りて「お山のおこんさんどうしたへ、どうぞ少し貸しておくれ」と求むるを「おこんは只今留守」と斷る、尙遊びに强請りて、遂におこんをつれ出だし、物密かに「先だつて貸した香箱、どうしたへ」と尋ぬれば、おこんは「なくなした」と答ふ。これを機會に皆々「馬鹿〳〵」と呼び、打ちたゝきて飛び散るを、おこん捉へんとするなり、さて捉へられたる者またおこんとなりて、この戲れを繰返すといふなり。

お山のおこんさん

小さき兒を背合せに負ひて、千手觀音と呼びあるくもあれば、或は横さまに背負て、「鹽屋、紙屋、神田の鹽屋」と呼びあるくもあり。腰をかゞめ杖をつく眞似して、「爺さん、媼さん毛唐人」など呼びあるくもあれば、數多の子供の蹲踞りて飛びつゝ、「兎〳〵なに見て跳ねる、十五夜のお月樣見て跳ねる」と謳ふもあり、女子供の後の裾を前へ塞けて、「お尻の用心、御用心、今日は二十八日」と謳ひあるくもあり。二人の子供の手を繋ひあひて向背に立ち、くる〳〵駈廻る遊びを「どうどうめぐり」といふ。また同じく立ち、手を肩に「組合せて旋るを胡蘿蔔、牛蒡といへり。地に輪郭を畫き、鬼に當るもののこれに捺へ、他の兒を中に歸入らしめて捉へんとし、捉ふればその履物を奪ふ。奪はれしもの、また取戻さんとして爭ふを、釜鬼といふ、

千手觀音

西洋鬼（西洋鬼ごつこ）は多數の子供手を繋ぎて環を作り、一人を中心に居らしめ、これを圍みて、「まはり〳〵の小佛、なぜ背が低いな、親の日に赤の飯食つて魚くつて、それで背が低いな」と謠ひながら廻るに、中なる兒「線香、抹香、花抹香、櫁の花で、おさまつた」と呼び數へ、その言葉の尾に當るものをして代らしめて、またこれを繰返す遊びあり、これを「まはり〳〵の小佛」といへり、

西洋鬼

或はまた同じく環に繫がりて「蓮華の花開いたと思つたら、やつとこさで、つぼんだ。つぼんだと思つたら、やつとこさて開いた」と、聲を放ちて謠ひ、これに應じて或は開き、或は窄む遊びあり、これを「蓮華の花」といふ。またかくして

蓮華の花

淀の川瀬の水車

此處は何處の細道じや

かごめ〳〵

蚊帳つり

「淀の川瀬の水車、どんどと落ちるは瀧の水、子供よ、子供よ、今に雷鳴つてくる、ごろごろ」と謠ひ、謠ひ終るや、手を放ちて散ずるもあり、これを「淀の川瀬の水車」といふ。二人の兒手を繋ぎ、對ひ立ちて、間をつくり他の兒をしてその下を潜りぬけしむ、潜らんとするものまづ問ふて、「此處は何處の細道じや」と謠ふ。「ちつと通して下さんせ」、「御用のないもの通しません」と、迭ひに謠ひし後、潜らんとするもの、遂に天神さまへ願かけに、いきはよいよい、歸りはこはい」と、謠ひ放ちて潜りぬくれば、手を繋ぐ者これを機會にその臀を撲つ、これを「此處は何處の細道じや」といふ。また手を繋ぎて立ち、その下に一人の兒をして蹲踞み居らしめて、「かごめ、かごめ、籠の中の鳥は、いついつ出やる、夜明けの晩につる〳〵つッぺつた――」と叫べば、蹲踞み居れる兒、乃ち逃れ去る遊びあり、これを「かごめ〳〵」といふ。(中略)動植物を玩びてなす遊びには莎草の莖を割いて、蚊帳つりをなし、松葉を以て松葉きりをなし、猫じやらし(狗尾草)の穗を摘み、鼻に挿みて天狗の鼻をまね、猪殃殃の葉を背に、押しつけ、「おまへにほれた、ほうれんさう」など呼びて戯る。茄子の皮を剝きて齒を換ひ、黑齒に擬するねびたる少女あれば、杉の芽ちぎりて投げつくる惡太郎あり。酸漿を鳴すことは少女は素より一般婦女に盛に行る。酸漿賣ありて日日市中を賣り廻れりその種類に丹波ほゝづき、千なりほゝづき、軍配ほゝづき、薙刀ほゝづき、ひよつとこほゝづき等あり、初め二つは植物に生るものにして、餘は貝類の卵袋なり。

二　玩具

玩具

玩具の種類

玩具の種類も、また夥しく、これが製造を職とするものゝ意匠を凝らして創製するも日に多かり、殊に方今西洋の玩具を模し、また理學上の智識を藉りて、磁石を用ひ、振子により護謨、螺線を用ふるなど雜多なり。殊に獸力を以て製することも行はる。されども多くは諸國の市井に傳はりて珍しからず、珍らしきは却て

江戸おもちや　麦稈細工　木菟　張子人形　鷂山のお化（一つ眼〈人〉だけり跳）　錦繪　美人畫　武者繪　俳優繪　縮繪　繪草紙　涼み燈籠　骨牌

俱に傳ふる所の江戸おもちやにあり。江戸おもちやもまた種々ありて、神輿、山車、萬度の如きは神社の祭禮に擧ぐる、猿田彦、狐、ひよつとこ、お龜の假面の如きは神樂に取れるなり。惡魔拂の獅子頭に似せたるもあり、甲冑刀槍等の武器或は竈・鍋・釜・煙管・庖刀・手桶等の廚器を模したるものあり。火消の纒、鳶口、喞筒の玩具あるは、また一に火災の多き地なるを徵すべし。その他、毛人形、不倒翁、與次郎、犬張子、狸笛、太鼓など盡すべからず。

土産物にては、大森の麦稈細工及び鬘、雜司ヶ谷・堀の内の木菟、龜戸の張子人形等玩ばる。淺草の鷂山のお化（一眼だり跳たり）は精巧なるものあれども、近來甚だ稀れになりたり。殊に都下の名産を以て稱せらるゝは錦繪とす。錦繪は畫題多く高雅を趁ひ、彼の田舍源氏の表紙繪の如き風を倘び、或は古への貴族の生活の有樣を寫し、或は當今婦女の禮式を描けるもの行はる。美人畫もまた多く、一時裸體畫の美を唱ふるものありしより、漸くこれに靡かんとせしが、その禁を布かれて頓に廢れり。武者繪は近年戰爭うち續きしにより盛に行はる。俳優の似顏畫は大芝居の開かるゝごとに藝題を追ふて版行せらる。多くは早く開演の期に先立ちて刊布するが故に、扮裝等の、實に違ふ所少からず、總じて一枚摺或は三枚續とす。近來何々百種と稱し、百枚一組とするものあり、これを古へに比するに彩色彫刻共に精巧を致さず、縮繪の如き、一時巧妙の極に達せしものも、今甚だ衰ふ。石版・銅版の寫眞畫行はるれど、趣味に乏し。繪草紙は概ね武勇傳・戰爭・女禮式・風俗或はお伽話など、兒童の喜び易きものを題目とすれど、ポンチ畫の如きものもまた行る。組立繪は多く當年興行の演劇の藝題に取る。これを仕組むに屋臺を作り、雨は糸を引き、雪は綿を布くなどさま〴〵に意を凝らせるも多し。これを都俗に涼み燈籠といふ。夏の夕に翫ぶ廻り燈籠の如きも、種類また多かり、骨牌の類は百人一首、いろはかるた等の外に教訓を旨とせるもの少からず。雙六また同じ。福笑、十六むさしの如き類、新奇を追ふもの多し。これ等の最も繪筆紙屋の店頭に列せらるゝは歲末・年始とす。

童謠
手鞠歌

（東京風俗志に據る）

三　童　謠

童謠として傳統的に行はれて居たものに、先づ手鞠歌には

「せつせつせ、向ふ横町のお稻荷さんへ、一錢あげて、ちよいと拜んでおせんの茶屋へ、腰を懸けたら、澁茶を出して、澁茶よて〳〵、横眼で見たらば、土の團子か、米の團子か、團子〳〵、まづ〳〵一貫御貸し申した」。

「大三十日、小三十日、大三十日の晩に、一夜あけたら源之助がまけた、まけたかるたは、いくらほどまけた。金が三兩に小袖が七つ、七つ七つは十四でござる、おらもその時や十四であつた、おらの姉さん三人ござる、一人姉さん太鼓が上手、一人姉さん鼓が上手、いつちよいのが下谷にござる、下谷一番伊達者でござる、五兩で帶買つて、三兩でくけて、くけめ〳〵に七總さげて、折め〳〵に口紅さして今年始めて花見に出たら、寺の和尚に抱きとめられて、よしやれ放しやれ、切らしやるな、帶の切れたは大事はないが、緣の斷れたは結ばれぬ、前で結んで後でしめて、しめた所へいろはを書いて、いろは子供衆は伊勢伊勢參る、伊勢の長者が茶の樹の下で、七つ小女郎が八ツ子を産んで、産むにや産まれず、下ろすにや下りず、向ふ通るはお醫者じやないか、醫者は醫者でも藥箱持たぬ、藥用なら袂にござる、これを一服煎じて呑めば蟲も下りれば、その子も下りる、若しもその子が男の子なら、京へ上して狂言させて、寺へ上して手習させて、寺の和尚が道樂和尚で、高い緣から突落し、突落され、お仙やお仙女郎、そなたのさしたる笄は、もろたか拾たか、美しい、拾ひも、もらひもいたさねど、一江戸、いつちの一むすこ、女房がないとて、格氣して、お仙の針箱をあけて見たらば、雌鳥、雄鳥、シッシッ、しらの貝、ホッホッ、ほらの

目、まずまず一貫御貸し申した、おめでたや、鯉、比目魚」

「おらの隣の權之助の大べら坊、聞けば兩國のかるたに負けた、一兩や二兩なら、たてかへてもやろが、小判三百兩のかたなを三腰神輿どこへ行く、薩摩の山へ、薩摩山から谷底見れば、小さな子供が碁石を拾つて、紙に包んでお部屋へ投げて、お部屋上臈衆は金ぢやと思つて、金ぢやござらぬ、碁石であらう」

羽根つき歌

羽根つき歌に「一とごに二たご、三もたし、四めご、五つ來ても、六かし、七んのやくし、九のまへで、十よ」「一人來な、二人來な、三人來たなら、よつて來な、いつ來て見ても、なな子の帶を、八たらにしめて、九の前で、十よ」

子守唄

子守唄に「ねんねん、ねこじまのかんから染、お染大きくなれ、江戸へやる、江戸へやる、お江戸じや縮緬、縮緬育ち、田舍じや菜種の花盛、泣くな數くな、日蔭の紅葉、いくら泣いたとて日がさゝぬ、よい、よい、よいとこ餅や、いくよ餅、おまへは一人で柏餅」

「ねんねこぼつちや、龜の子ぼつちや、おちゝにおつぱつぱ」

「お染大きくなれ、江戸へやる、江戸のお土産何買はう、でんでん太鼓に笙の笛、起上り小法師に犬張子」

尻とり歌

尻とり歌に、「牡丹に唐獅子、竹に虎、虎をふまへて和藤內、內藤樣は下り藤、富士見西行うしろ向き、むきみ文蛤馬鹿柱、柱は二階と緣の下、下谷上野の山かつら、桂文治は噺し家で、でんでん太鼓に笙の笛、閻魔は盆とお正月、勝賴さんは武田菱、菱餅、月雛祭、祭萬度に山車屋臺、太閤さんは關白じや、白蛇の出るのは御島、縞の財布に五十兩、五郎十郎曾我兄弟、鏡臺、針箱、煙草盆、ぼんやはいゝ子だ寢んねしな、「品川女郎衆は十匁、十匁の鐵砲玉、玉屋は花火の大元祖、宗匠の居るのは芭蕉庵、あんかけ豆腐に夜鷹蕎麥、さうばのお錘かごんちやん〳〵、どんちやん、かあちやん菓子おくれ、お暮が過ぎたらお正月、お正月の寶船、寶船には七福神、神功皇后、武內、內田は劔菱、七つ梅、梅松櫻は菅原で、藁で束ねた投げ

駄洒落　運動　ボート　ボートレース　林田龜太郎　武田千代三郎　川上眉山　野田屋　貸ボートの元祖　第二回ボートレース　關西に於けるボートレース

島田、島田金谷は大井川、かはいけりやこそ神田から通ふ、通ふは深草百夜の情、（下略）

この外に、これは童謠ではないが、駄洒落詞がある、今その例を擧げると、

さうで有馬の水天宮。うそを築地の御門跡。どうか下谷の廣德寺。しやれの內（堀の內）の御祖師樣。なんのかんのん、淺草觀音。腹は數寄屋河岸。目は丸の內。さうか越か谷、千住のさき。あたりき車力、按摩の足力。あばよ、芝よ金杉よ。葛西の火事で糞やけた。

四　運動

ボートは一は海軍にその起原を發し、他は在留外人から傳はつた學生のボートに起原を發してゐる。學生側では、明治六七年頃に東京大學の學生が、その頃捕鯨船などで使用して居た艇を隅田川に浮べて漕ぎ廻つて居たのである。當時これらのメンバーを走舸組と稱してゐた。明治十六年頃に、お茶の水の高等師範に二隻のボートが出來た。漸次に盛んとなつて工部大學や外國語學校にもこれが出來たのである。その頃、海軍の方でも、隅田川でカッターやギグのレースを行つた。學生側では明治十七年十月十七日に、大學部のボートレースを言問附近でやつた。選手の中には林田龜太郎・武田千代三郎・川上眉山等が居たのである。このボートの盛んになつたのを見て、淺草橋の野田屋で多數の貸ボートを造つた、これがなか〳〵歡迎された。貸ボート屋の元祖であると云はれる。翌十八年第二回のボートレースが行はれ、更に同年横濱アマチユアー・ローイング倶樂部の外人から挑戰され、木牧で行ひ大敗を喫したのであつた。

一方關西に於ては琵琶湖を中心として、明治十年頃から、ボート部が設立され、レースが行はれて居た。

「東京大學走舸組競爭會。晝夜を分たず內外の書籍に目を晒すは學生の本職なれども、當時身體の健全を心掛くるも亦最も必要なり。然るに、我國の學生は學事に勉強することは歐米にも耻ぢざる所なるも身體の健

今日至つては、往々之を粗略に付するの弊あり。東京大學の人々は此弊を匡濟せんものとて數年前より學生の中には學業の餘暇端艇を鍛錬する輩もありしが、兎角盛大に至らざりしに此度大學並に豫備門の學生生徒並に、大學に縁故ある人々の發起にて東京大學走舸組と稱する一會を起し、會長は加藤弘之君にて首事には服部一三、穂積陳重、矢田部良吉、外山正一、杉浦重剛の諸君推して新に數艘の小舸を構造し、平素體育の要に供し毎年春秋二回適當の場所を選び大競爭會を開くの規則を定め、即ちその第一回は明十七日午前九時半より隅田川の上流（吾妻橋の上）にて都合十三番の競爭を催し、其外に番外の分もある由、其發舸並に判定者は、英人エフ・ダブルユー・ストレーンジ君之を勸む。右に付當日は水上警察に依頼して他船の障害を制し、向島植半、言問の兩亭を以て招待賓の見物場に充つる抔餘程の盛況なりと云へり。

（明治十七年十月十六日東京日日）

東京大學走舸組
加藤弘之
服部一三
穂積陳重
矢田部良吉
外山正一
杉浦重剛
大競爭會
英人エフ・ダブルユー・ストレーンジ

蹴球は、そのうちのアッソシエーション（ア式）は、明治八年東京高等師範學校の前身たる、體育傳習所に、デハビランドなる者がこれを正式に傳へたと云ふことである。

明治六年一月に、海軍兵學寮から、「端艇運用教授書、一冊」が上梓されてゐる。内容は、端艇ノ種類、端艇各所ノ名稱、端艇櫂漕ノ令、端艇運用、端艇禮式、の各章に分けて説明してあるが、別段端艇競爭に就いては、一言も觸れて居ない。

蹴球
體育傳習所
「端艇運用教授書」の發行

五　野球

野球

野球の始めは英國のクリケットから起つたとも、ラウンダーから取つたとも云はれてゐるが、西紀一千八百三十九年ニューヨークのニッカホッカクラブの、アブナ・ダブルデイに依つて九人一組のチームが出來、いろ〳〵の規則が出來たのである。

ウイルソンコツチエツト
木戸孝正
牧野伸顯
駒場農學校
平岡熙
新橋アスレチツクス倶樂部
德川達孝
クラブ對抗戰
青山學院
明治學院
一中
立教
正岡子規
溜池クラブ
一高軍

本邦に於ける創始は、明治六年一つ橋の開成學校の教師ウイルソン、コツチエツト氏によつて傳へられたるもので、直弟子に、京大の久原教授等がゐた。そこへ、アメリカ歸りの木戸孝正侯や、內府牧野伸顯伯などが入學して瞬くまに野球熱が白熱化して來た。當時既に横濱居留地の外人チームと試合つて居る。それより駒場農學校に於ても野球を行つた。當時の規則は現今とは、まるで違つた幼稚極まるものであつた。明治十一年には平岡熙が主唱して新橋アスレチツクス倶樂部を組織しその名を謳はれたものである、これと相前後して德川達孝伯が中心となつてヘラクレス倶樂部を作つて勢を振つたのが、その頃平岡はアメリカのスポーデイグ商會に野球器具一式の注文をなし、ミツト、バツト、グローブ、ボール、ベース、ネツトなどが輸入されたのである。平岡は既にカーブを投げてゐた。「あれは切支丹、バテレン式の魔法だらうと」云つて憤慨抗議する者もあつたと云はれる。

その原始的にして滑稽なる事、以て察す可きである。クラブ對抗戰は隨時に各所で行はれ、これまでは大體、新橋クラブが全盛を極めた黃金時代と云つて然るべきものであるが一方青山學院、明治學院、一中、立教に、チームが設けられ、學生野球が起つて來た。

「球及び球を打つ木を握りつシヤツ著し見れば其時おもほり」と、正岡子規にはベースボールの短歌が可成り多くあるが、彼もまたその當時のチヤムピオンであつた。彼の押手振りは見事なものであつたと云ふ。

「久方のアメリカ人のはじめにし
ベースボールは見れど飽かぬかも」

工部大學のグラウンドは赤坂溜池にあり、その學生を主體として溜池クラブが設立されて活躍した。(明治十九年)

明治二十二年十一月二十三日には一高軍と溜池チームとが一高グラウンドで對戰し、三十二對六で一高軍の

大勝に關して居る。この頃よりずつと一高の黄金時代が續き、それから早慶時代を經て六大學リーグ戰時代に至り現在へと至つて居るのである。

六　女學生の風潮

我國に於ける女學校の創設に關しては言ふを避けるが、その初期の風潮は「女學の大なる、闕かざる可からず、勉めざる可からざるなり、婦人の兒童に於ける、一言一行、皆その模範となる、乃ち善良の階梯なり、人の母たるもの、若し一字を知らざれば、何を以て能くその子を教へん。人の子たるもの、少うして教育を受けずんば、何によつて能くその身を修めん、女學の大なる知る可きなり。男兒にして、貴命を游惰放蕩の悪境に墜し、女子にして、玉軀を淫泆泥濘の醜界に流かし、甚だしきは强盗となり、又は拐兒となり、夜引娼となり、私窠となる等のものは、皆幼にして母の教を受けざるによつてなり。母親の責任、甚だ重しと謂ふ可し矣。泰西先哲の言に曰く、母親なる者は、人の善行を製するの器械なりと。蓋し兒童の教育は、專ら母の任ずる所なるを謂ふなり。況んや女子の母親に於ける、其教を受くる、最も離らして、且つ永し焉。苟くもその母たらんと欲するものにして、學ばずして可ならん乎、方今都下の景況を観るに、黒漢蕩子甚だ多し焉。奸女淨婦も亦多し焉。嬾少年その隣の處女を援して桑林に會し、洒落婦その向ふの惰生を誘ふて炭室に遇ふ、その結尾の幕を開くに至つては、卽ち或は縊れて恥を松林に晒し、或は溺れて身を鯨口に葬るもの、比々として絶えず。（婦や、又讀賣新聞一枚を買ふて徴すべし。）實に千金の命を以て、一挤の親をなすに至るものは抑々何ぞや。その母たるもの、僅に伊呂の二字を學んで、而して未だ波以下の字を知らず、唯伊呂の二字を以て、その子に教ゆるの致すところなり。女兒已に春宵花月の情を催せば、則ち早く錦衣の美を羨して、未だ曾て心に垢するの醜を顧みず。既に紅粉を塗るの術を知ると雖も、

女學校の構造
官立女學校
女子師範學校
就學志望者

亦未だ縫針を穿つの工を知らず、甚しきは、則ち日夜に絃歌を業とし、能く梅の春明け烏の文句を諳じと雖も、典券と公文とを辨じ難し、既に長じて最も巧みなる者は、特に子を孕むの術に過ぎず、この女、何を以て能くその子を敎へん、若し子を産むの任を負ふと雖も、その敎育はわが責に任ぜずと曰はゞ、則ち狗豚の藉を免れざるなり。これを以て、文化の國は必ず女學校を建て、洽ねく女子なして學に就かしめ、稚兒の敎育を以て專ら母親の手に任す、果してそれかくの如くんば、その子不善人とならんと欲すと雖も得ん乎、寧ろ女學を以て、人間文化の郵驛と謂ふも可なり矣。本邦も亦迅にここに注目し、公私の女學校を設立し、以て洽く女子を敎はんと欲す、隨つて、學に就くもの日に益々倍蓰し、世人女學を目して一責任をなすに至る。頃日、官また女子師範學校を起し、特に大に敎育するところあらんとす、既に文運の隆盛なるを致すと謂ふ可し焉。余初め都下の新繁昌を記するや、先づ筆を學校に起すものは、國家の繁昌、もと文化の繁昌に出づるを以てなり。後未だ二年を出でずと雖も、女學の盛んなる、前日の比に非ず、これ余が未だ筆を絕つ能はずして、また敢て女學の繁昌を記する所以なり。嗚呼盛なる哉文也乎。今より又數年を加へば、必ず女風の惡習を一洗し、また貞節を破つて八大地獄に墜るもの無く、焰魔大王も情死の名簿を收めて出雲神社に奉還するに至らんや必せり矣。蓋し男女會社の舊制を改正して、一夫一婦閨門の宮は正權無きに至るや否やの如きは、則ち余が小腦力の能く測る可き所に非ず、余特にこれを賣卜先生人相居士に讓らんとす。

官立女學校は一橋平坊に在り、構造洋風に擬し、而して渾て新築に係る、講堂華麗、庭園瀟灑、又觀る可きものあり、その建築は甚だ大ならずと雖も、以て若干生を容るに足る、蓋し小より大に及ぼすの意にして、敢て急進せざるなり。女子師範學校の如きは、更に新築を外神田舊昇平校、乃ち師範學校の左側に起し、巨大壯麗の土木にして、既にその功を竣へ、生員百名を募るの報告あり、然るに負笈し來つて、就學を請ふもの、二百餘名に及ぶと云ふ。また盛ならず乎。都下既に公私の女學校數箇を設くと雖も、師範學校以外、皆

通學生にして、其年齡、槪ね二六より二八に至る。その敎則の如きは、尋常の小學科に英語學を加へ、皆女敎員をしてこれを敎へしめ、學力の進步に隨つて、手藝雜工等婦人必需の業を授く、且つその行を謹み、專ら溫柔を主として、女子の女子たる所を失はざらしむ。生員も亦大に奮起し、敝技戲藝を棄て、專ら學に從事し、鷄鳴いて起き、孳々として勉勵す。(また日高うして未だ起きず、孳々として晝睡を貪るの惰婦を見る無からんと欲す。) 啻にその身の嬋姸を粧ふのみならず、又將にその心の錦繡を飾らんとす。妹たるその靜女、孳たるかの淑媛、晨に蘭房を出て、早く春粧を整へ、髻雙輪を結んで、夥雲正に梳り、眉弦月を畫いて香粉已に薰じ、左に經書を挾み、右に洋傘を杖つき、五鳳六鸞、互に先を爭ふて、四方より輻輳す。金步稍遲うして裊裊波を疊み、駒梭漸く速かにして鏘々玉を鳴らす、桃乎艷容、梨乎嫣姿、長袖袂を閃かして、彩蝶迷ふが如く、垂袴、裙を飜して、紫雲流れんと欲す。(必ず袴を穿ち、袴は必ず紫とす。)恰もこれ稚櫻蕾を破つて、旭日自ら薰じ、早春梅を朶んで、風煙已に香ばし、忽ち見る兩箇の佳兒、相携へて行話す。猶これ海棠笑つて紅唇を動かし、鶯生媚びて春語を洩らす。梅名蘭名に問ふて曰く、思ふに君なほ春秋に富む、年記破瓜に至る乎否や。蘭道ふ、未だし矣、姉何ぞ妹が齡を問ふ、思ふに必ず故あらん、梅道ふ、君異しむ勿れただ君が少きを羨むのみ、婢が如き已に十六に二月を加ふ、噫花は老易し、況んや風雨の憂あり、婢亦一大憂に罹り、殆んど道る所を知らず、君請ふ一策を假せよ。蘭道ふ、妹非才なりと雖も、亦學友相助くるの責を免れず、敢て臆底を叩いて、以て小智を盡さん、抑も姉が憂ふる所のものは何ぞ乎。曰く婢が家もと某の藩士なり、不幸にして家嚴を襁褓の中に失ひ、又兄弟の依るべきもの無し。次いで削祿の命に遇ひ、飽くまで艱難を嘗め、慈萱の手に長ず、初め婢の少きや、慈萱、曾て親戚某の二子と婚するを約す。實に婢と從弟たり、慈萱僂指して婢が長ずるを待つや久し焉、頻日その婚を促がし、彼亦た媒を促し來ること數回なり。彼の人也、面の黧きこと髹漆の如く、鼻の凹きこと蹲踞するが如く、加ふるに痘斑あつて、且つ甚だ淫洗な

歐風思想

り。その醜貌、淨瑠璃の岩永奴を視るが如く、婢敢てその醜を嫌ふにあらずと雖も、獨りその無學を如何せん、彼待に撃劍の一技を知つて、未だ國史を讀まず、況んや漢書をや、横文をや、聞く頃日、素餐の頑士に左袒して、猥りに征韓論を主張すと、何等の白痴、何等の不愚ぞや、眞に厭ふ可きの獰奴なり。豈共に議するに足らん乎。然れども母の命に從はざれば、則ち不孝の罪を免れず、從へば、則ち必ず終世の困みに遇ふ。婢뼈陶忸怩として、讀書もまた心に上らず、噫、這の大憂を如何せん。われ憂右にあらず、轉ず可からざるなり、憂心消消、寢て寢られず、寤めて安んぜず、徒に手を叉して頭を低れ、その爲すところを知らず、君請ふ、ためにこれを謀れと。蘭笑つて曰く、姉何ぞ憂ひん、何ぞ恐れん、姉學に入る日久しくして、猶未だ舊習を脫せず乎、昔日は、君父なるもの無上の特權を握り、假へ恣に、その臣子を殺すあるも、曾てその罪を問はず、何ぞ蠻風の甚だしき矣。人身は元と上帝の造るところにして、父母はたゞこれを培養するに過ぎざるのみ焉、故に上帝の恩、第一にあり、父母はこれに次ぐ、これ人間社會の通理なり。今日は、君父と雖もその權限あつて、その臣子を私する能はず、姉母親の命と雖も、辭すべきの理あらば、則ち辭して可なり矣。何ぞ必ず不孝と謂はん、況んや、婚姻の如きは、人の大倫にして、君父と雖も强る可からず、姉默して拙夫のために籠絡せられ、自主の權を失ふことある勿れ。然らば則ち何を以て能くその權を全ふせん、曰く、妹の如き、大に欲する所あり、女學未だ全く洽からず、天下女教師に乏し、妹若し學の成るあらば、婚を求めず、而して女教員となり、若干の月金を獲て、以て吾力能くわが身を保つ事を欲す。それ身の自由なり、昨は島原に到り、今は金杉（皆劇場を曰ふ）に行き、或は墨陀の花に醉ひ、或は飛鳥山に遊ぶも、誰か不の一字を曰はん、縱へ彥三を酌み、訥升（皆優夫なり）と眠ると雖も、亦他人のこれを妨ぐるの權利なし、又愉快ならずや。優夫や藝人や、金あらば則ち唯命の儘なり。況んや自ら良人を擇ぶに於てをや、然らば、これ學の成るに非らざれば能はず、姉また學を勉めて、自由を失ふ勿れと。梅曰く、大なる哉言乎、婢不敏

男女同權

鳩山春子女史

明治初年の回想談

女學校

ミス・グリフィス

ミセス・ライス

一と爲し、請ふ、この言を事とせん、曰く、然らば則ち翻せよ新せよ。梅唯斯唯斯と曰つて講堂に上る。一美貌あり、頗る氣力あり、校より歸り、途に某生に謂つて曰く、君輩頻りに男女同權の新論を唱へ、皆貴物と稱して、口吻甚だ驕れり矣。敢て問ふ同權とは何の謂ひぞや、思ふにこれ舶來の新奇品なり、その價五分の珊瑚珠と孰れか高低あると。生大に笑つて曰く、新は則ち新と雖も、粧具店に販賣すべきものにあらず、然らば則ち別品の品の如きもの歟、曰く否、品物にあらず、乃ち權なり。則らば即ち權臨の權の如きもの歟、曰く否、這の活日、何ぞ痴にして感ぜざる、抑々權とは、各人自主の權にして、男女肩を比するを謂ふなり。兒校に入つて何を學ぶ、苟くも今世に在つてこれを知らずんば、人の笑ひを免れず、また胡言を吐くこと勿れ。」

今鳩山春子女史の、明治初等の回想談を記載すると、

「私が初めて東京へ出て來たのは明治七年で、その頃、女學校は文部省直轄の學校が唯一つありました。明治四年の學校で、日本學の讀物と英語の讀物に重きを置いてゐました。私は、郷里にゐた時、漢文の素讀を習つてゐたので、日本學の方は早くから最上級に入り、年上の人々と共に稽古をして居りました。尤も折角東京へ來たのですから殆んど三年も後から始めた英語の方は最初一人で始め、既に上級へ昇りました。英語といつても、只今の樣に譯讀が重にされる教授振りではなく西洋人について問答したり諳誦することが多いのでありますから隨分苦しかつたのです。譯の先生は殆んど無いので、自ら字引に頼り、その大意を知るのでありました。その當時の先生は米國人ミス・グリフィスといふ先生で、たいへんやさしい人で宗教家でありました。私の入學した時はグリフィスさんはおやめになり、新らしい米國の女子師範學校出のミセス・ライス先生が來られたばかりでした。ライス先生は師範學校出だけ教授方法も行き屆き、且つなか〳〵嚴格で熱心でありました。」

雜誌太陽所載、初期女學生の思ひ出、鳩山春子

女學校の傾向

女學校の傾向は「鹿鳴館時代」には、その時代のパイロットたる森有禮を文相に戴いて居て、自由交際の風潮を生じ、おそろしく歐化的のものであつたが、鹿鳴館時代が去ると共に、その風潮は薄れて行つたのである。尤も「鹿鳴館時代」が女學生に與へたる影響は大なるものであつた。

七　明治中期の書生生活

明治中期の書生生活

浪六の五人男

日清戰役頃の書生と現代の書生とを比較すると隔世の觀がある。これも時代の相違から生じた一種の差異で、已むを得ない風俗上の變遷が産んだ變化で仕方がないが、明治二十七八年頃の書生生活は浪六の名著五人男其物と云ひ得ずとも、或る一部には五人男的な書生生活のあつたことは爭はれない事實である。

書生の扮裝

當時の中學生などは大抵紺カスリの筒袖羽織をまとひ、小倉の襠高袴をはき、山桐（雜木）の駒下駄をはいて大道狹しと闊歩したもので、羽織の紐の如きは白・紫または海老茶の毛糸で組んだ長い紐を胸高に結んだものである。それが專門學校や大學生などになると、羽織は大抵黑木綿の五ツ紋付で、現代の學生のやうに洋服をきて、黑革の折鞄などを携帶するやうな事は絕對になかつたが、時代の推移とは云ひ、現代書生の扮裝は昔とは全く異なり、高價な洋服をきて折鞄携帶といふ有樣で、まるで丸ビル街の重役型である。

專門學校生の服裝

明治時代の下宿屋

下宿料

明治の書生生活を說くには、先づ順序として明治時代の下宿屋を說明する必要がある。明治時代の下宿屋は外觀的に現代の下宿屋と大差がないが、その內容には大變な相違がある。下宿料が當時の物價に正比例したことは勿論だが、いまも下宿料には相場といふものがあつて、明治十年と同二十年と比較し、法外に高いといふことはなかつた。つまり明治十年と同二十年とでは物價に隔世の相違があるが、その割に下宿料が二倍も三倍にも暴騰せず、明治十年頃二圓五十錢した下宿料が同二十年頃にはやつと三圓五十錢位に騰貴した

木賃宿の宿料

に過ぎなかつたのである。明治中期の宿泊料に就ては『明治探偵實話銀座の一夜泥棒殺し』といふ本に一夜の屋根代一錢とあるを見ても、現今の簡易旅館（木賃ホテル）に於ける一夜の屋根代二十五錢に比較すると全く隔世の感があるが、明治中期に石二圓した白米が今日石三十五圓もするのであるから、一錢の屋根代が二十五錢になつたからとて不思議はないが、その割合に書生相手の下宿屋の下宿料が騰貴せぬと云つてもよからう。いま試みに明治二十年頃の下宿料を檢するに、當時書生の下宿屋に於ける食料は金二圓であつた、その外ランプの石油代が一ヶ月五十錢位、といふ値段で、本郷や神田邊の牛屋で一週間に一度ぐらゐ痛飲馬食するとしても月謝を納めて一ヶ月の學費はせいぜい五六圓もあれば充分であつた。それで當時の書生は參考

魚十
呑喜
不良書生

書籍も買ひたし、一週に一度ぐらゐは本郷では天神境内の魚十だの、呑喜だので相當に酒も呑めたし、おでんも食べられたものである。併し例外のあることは何時の世も免れないが、書生の中には不料見なものがあつて故郷の百姓の爺が汗水たらして稼いだ血の出るやうな錢を送られてゐながら、その恩を忘れ故郷から送られた錢で女郎買ひをやつたり、白首に夢中になつたり、毎日下宿屋に入込む貸本屋の秘密に賣付ける春畫を買つたり、下宿屋の女中と懇意になつたりして、血と汗の結晶たる故郷からの送金を浪費する不良書生に至つては、如何に物價の安い明治中期と雖も一ヶ月二十圓位の學費を要したであらう。

貸本屋

現代人には想像もつかない事だが、東京に限らず、都會には幕府時代から貸本屋といふ一種の營業があつた。貸本屋とは一日いくらといふ料金を徴收して流行の小說や講談本などを貸して讀ませる營業で、下宿屋や藝妓屋や女郎屋などによく出入して小說や雜誌や講談本などを貸付けて糊口してゐたものである。それが

貸本屋の勃興

明治時代に至つて頗る勃興し、恰も移動圖書館の如く明治中期に至つては小說・雜誌・講談本などの娯樂書籍のみならず、哲學・飜譯物・法律・歷史などの如き專門圖書を貸付けて苦學生の便宜を圖るに至つたのである。隨つて慾した高價な書籍を購入出來ない苦學生に取つて、當時の貸本屋は實に便利な圖書館であつ

貸本屋の誘惑

た。併しそれは眞面目な書生に取つての簡易安價な圖書館で、不眞面目な金滿家の不良書生に取つては惡埒な誘惑の魔手であつた。當時の貸本屋は一面に眞面目な讀書子のために低廉なる料金で新刊の專門圖書を供給すると同時に、他面に於ては藝妓や女郎や白首や不良娘などに猥本だの如何はしい講談本などを貸付けて不當な料金を貪り、秘密に春畫などを賣付けてボロい儲けをしたものだ。殊に貸本屋が下宿屋で書生に春畫を賣付ける手段などは實に巧妙を究めたものだ。貸本屋は永い間出入りしてゐる中に、相手の書生(男女)が眞面目な堅造であるか、容易に誘惑に乘る書生かを見抜いてゐるから、つまり軟かな書生の所へ出入する時にはその書生の嗜好に適するやうな道樂雜誌だとか人情本とか、もつと徹底して猥本などを持つて行つて貸付けるが、その際にその貸本の口繪のところに春畫を挾んで置く、それは故意に挾んで置くのだが、如何にもウツカリ忘れて挾んで置いた如くに裝ふて目につき易い口繪の所とか、見出しの面白さうな所へ春畫を挾んで行く。すると貸本屋の歸つた後で書生がそれを發見して驚く、といふよりは寧ろ好奇心に驅られて、次回に貸本屋が來たときにより以上極彩色な上等物、或はより奇拔な構圖を見んことを要求すると、貸本屋は如何にも恐縮した顏で故意に辭退するが、書生の強ての要求で、では高いのを御承知ならば搜して見させうと來るのが定法で、かうしてその書生はフトした不料見から怪しげな粗畫の複寫物十二枚(實價五十錢位)のくだらないものを五圓位に摑まされるのである。貸本屋はこの手段で書生に不良娘の紹介をしたり、賣春婦を周旋したりしたのだ。即ち貸本の中に春畫を挾んで置いて、それを高價に賣付けると同じ手段で、貸本の中に豫ねて連絡を取つてある不良娘だの賣春婦だの寫眞を挾んで置いて書生を誘惑し、その取持料として一人につき五圓だ十圓といふ大金を引つたくるのである。いまは貸本屋も滅亡し、こんな手に乘るやうな書生もゐないが、明治時代には隨分とこんな手で貸本屋に喰はれた書生があつたのだ。

日清戰役頃の下宿屋

これは或る有名な化粧品屋主人の實話で、本書の著者がその主人から直接聞いた咄しであるが、日清戰役

[illegible]

明治三十五年頃牛肉一斤がタッタ廿錢豚肉が一斤八錢

日露役直前の下宿料

ガタ馬車

新聞の呼び賣り

黑岩涙香萬朝報

て出、その化粧品屋の主人が土工をしてゐたといふが、その頃一日の工賃がなんと驚く勿れ金八錢、一ヶ月三十日分の給料が二圓四十錢であつたといふ。當時その化粧品屋の主人は南千住に下宿してゐたさうだが、一ヶ月の下宿屋は三食で二圓十錢だつたといふから、それでも一ヶ月三十錢の小使錢があり、可なりこの三十錢で遊んだとのことだ。かうして化粧品屋の主人は南千住で五年ばかり稼いで三圓の貯金を拵ひ、その三圓を資本にして香油の行商を始め、それが發奮の動機となり、遂に今日百萬長者と云はれる身代を作つたのだと云ふことだ。著者の東京日記（明治三十五年）を見ると、當時神田駿河臺、いまの瀨川小兒科病院前にあつた紅梅館の下宿料が六疊で間代食料（三食つき）で一ヶ月タッタ五圓五十錢、ラムプの石油代が一ヶ月分一圓十錢、鍋町にある齋藤秀三郎先生の經營してゐられた正則英語學校の月謝が金壹圓、神田昌平橋の袂から本郷の一高前までのガタ馬車代が驚く勿れ金貳錢とある。この馬車は昌平橋から板橋の警察署前まで通つたガタ馬車で、昌平橋からお茶の水の道端を通り、順天堂病院の傍を拔けて本郷一丁目の若竹といふ寄席の前からいまの電車道を驅り、兼安といふ小間物屋の前から前田邸の前にかゝり、それから大學前一高前を通り、一高前の豐島屋といふ酒屋の前から西片町に入り、白山前を通つて巣鴨から板橋まで往復したのである。なか〳〵風流な十人位の乘合馬車で、人通りの繁華な街を通行するときには喇叭を吹いて、ガタ〳〵と音して驅つたものである。この乘合馬車を現代人は圓太郎馬車などと風雅な名稱で呼んでゐるが、ガタ馬車と呼ぶのが適當な名稱ではなからうか。

當時下宿屋につき物は新聞の呼び賣りであつた。朝早く起きると、下宿人は大抵自分で室内を掃除したものだが、この掃除がおはると朝食が運ばれ、下宿屋の食事のおはつた頃、老爺が『新聞はいかゞ、新聞はいかゞ』と鈴を鳴らしながら、下宿屋の窓下を觸れ歩くと、下宿人は一齊に窓をあけて各々自分の好む新聞を買つて讀んだものだ。當時書生達の好んで讀んだ新聞は黑岩涙香の飜譯物を掲載してゐた萬朝報（四ページ

の赤新聞）であつた。當時この萬朝報は學生新聞と呼ばれたほど書生社會に人氣のあつた新聞で、黑岩涙香の噫無情だの、巖窟王だの、武士道などの飜譯讀物を掲載してゐた。それから學生社會に人氣のあつたのは德富蘇峰の國民新聞、一名文學新聞と稱せられた讀賣新聞などで、朝日とか日日新聞などはよほど上級の生徒でないと讀まなかつた。

德富蘇峰
國民新聞
讀賣新聞

當時下宿屋に電燈がないでもなかつたが、營業政策から來たものか、明治四十五年頃までは多くラムプを用ひたものだ。明治工業史によると、ラムプが盛んに我が國に輸入されたのは明治六七年頃だといふが、日清戰役頃はラムプも色々と改良されて、三分蕊、五分蕊、卷蕊などの別があり、これが亦た吊ラムプ・ラムプ行燈・臺ラムプ・豆ラムプ等の別があつた。電燈は當時一般に普及してゐたが、何故か下宿屋では多くラムプを使用させてゐた。按ずるに電燈では思つたほど利益がないので、營業政策上儲かるラムプを使用させ石油でしこたま儲けたものであらう。當時書生の好んで使用したのは臺ラムプだが、これには亦たなか〳〵凝つたラムプがあり、上等なものになると全部錫製で、一つ二圓も三圓もするのがあつた。

ラムプ
ラムプの種類

いまの下宿屋の女中には何も餘得がないと云ふが、當時の書生はなか〳〵思遣りが深く、氣前がよかつたから、毎月月末になると下宿人は皆な女中にチップを出したもので、女中も現代の女中と異なり、なか〳〵書生に對しては親切であつた。併し當時の下宿屋には大抵浴場がなかつた、隨つて書生達は學校から歸るといづれもタオルや手拭をぶら提げて近所の錢湯に行つたものだ。錢湯から歸つて夕食を濟まし、それから本郷臺に下宿してゐるものは多く不忍池畔や上野公園などに散歩に出掛けたもので、その時分は不忍池も上野公園もいまだ現在のやうに洋式化されない純日本式の公園で、眞夏の頃、蓮葉の青々とした香を嗅ぎながら不忍池畔を漫歩するのは、年中マッチ箱のやうな下宿屋に閉ぢ籠つしゐる書生達に取つては眞に唯一の慰安であつた。當時不忍池畔や上野公園にはいまだ電燈がつかず、全部瓦斯燈だつた。

下宿屋の女中

不忍池
上野公園

美術館
アパートの始め

昔の大學生

鍋燒うどん
お稲荷さん

新内語り

不忍池畔から石段を登つて東照宮前を通り、上野公園に出るのだが、その時分は東京自治會館も東京府美術館も東京科學博物館も學士院もなかつたし、東側の上野驛寄りの方は今と異なり全部墓場だつた。いま上野公園の東照宮下に住園館といふアパートがあるが、これは明治末期に建築されたもので、以前は貸間を業としてゐたが、明治四十年頃現在のアパートに改造したもので、恐らく我が國に於けるアパートの始めであらう。當時の上野公園は野趣の裕かな靜かな公園で、春は櫻の名所だつた。殊に四季を通じて夜の上野公園は實に閑寂な散歩場で、晩鐘の響きも諸所にあるアーク燈の輝きも、山の奥から洩れてくる蠻カラ書生の詩吟の聲も、青雲の志を懷いて他國で下宿屋に淋しく暮らしてゐる書生には一種の清淨劑であつたのである。

拾錢に餡パン五ツの現代に餡パン十個で一錢した明治の中期は萬事がノンビリとして住みよかつた。現代の大學生は親から學費を送られてゐる癖に生意氣で、一寸した外出にも絽の羽織にフエルト草履などをはくといふ洒落方であるが、それでゐて英文科を出て英語の會話が出來ず、法律科を出て法律を知らず、それでゐてカフェー遊びは頗る上手で、女給と共鳴して郊外の長屋やアパートに世帶を持つたり、なか〳〵發展してゐるが、昔の大學生は現代學生とはまるで反對で、その服裝は木綿織のゴツゴツした筒袖の着物をきてゐたが學業には頗る熱心で、自分の專修した學問に對しては殆どその蘊奥を究め、一かどの學者であつた。併し學問に熱心な代りには遊ぶことにも熱心で、よく學びよく遊ぶ主義であつた。夜なども勉强のために夜を徹することは珍らしからず、空腹を覺える頃になるとよく鍋燒うどんやお稲荷(すし)さんが來たもので、下宿屋の窓から鍋燒うどん屋を呼んでウドンを食べたり、お稲荷さんを呼んで油揚壽司などを食べたものである。就中、帝國大學裏の根津などには十二時過ぎになると夜の閑寂な街に三味線の音を響かせてよく新内語が來たもので、夏の夜に涼みながら新内を聞くと、身も心もしんみりとして頭腦が落付いたものだ。いまは仲街の吉原でさへ近頃は新内語りがめつたに來ないといふ。それもその筈で、近頃の人は明治時代の人とは

ちがつて生活に餘裕がなく、隨つて風流を解するものが少なく、錢か女と云ふ色慾の餓鬼ばかりだから、二十錢、五十錢を投じて新内節を聽くものがないのだ。明治時代には書生にさへ雨の烟ぶる夜に新内節を解する風流心があつた、隨つて夏から秋、秋から冬の夜にかけて、花柳街と云はず、新内語りは書生町にすら來たもので、これ亦書生街の一景物であつた。

下宿料の騰貴　**下宿屋の變遷**　**官吏登用の解放**

明治十年頃に一ケ月二圓した下宿料が同二十二年の憲法發布頃に至り三圓に騰貴し、それが同二十七八年の日清戰役頃には四圓になり、同三十七八年の日露役頃には五圓になつたが、下宿料は米價暴騰の割合には騰貴せぬものである。明治初年の下宿屋は今日から見ると隔世の相違で、初期時代の下宿屋は恰も今日の簡易旅館(舊名木賃宿)と同じことで非衛生的な不潔極まる下等な旅籠屋であつた。それに當時の書生は專門の下宿屋に入らず、多くは縁戚を賴つてその厄介になり、其家から學校に通學したもので、今日のやうに專門の下宿屋は尠なかつた。それが明治十年の西南役後に至り政黨の勃興及び明治十八年内閣の職權を定め、官吏を試驗に據つて登用することになつたのと各種學校の發達につれて各地から東京に遊學する書生が續出するに及び、從來の旅籠屋で下宿屋を兼業するものが現はれ、それが憲法發布の頃に至り遂に現時の如き專門の下宿屋を見るに至つたのである。

學費　**燒芋の値段**

明治初年頃、書生の學費は一ケ月一切で三圓五十錢であつたが、それが西南役後に至り一ケ月の學費が四圓位になつた。當時五錢も燒芋を買へば三四十個もあつたものだが、西南役後には三十位になつた。明治二十二年の憲法發布頃には一ケ月の學費が五圓位となり、同二十七八年の日清役頃には六圓位となり、同三十七八年の日露役頃には十二三圓となつたが、當時書生の好物燒芋は十錢に二十位になつたから憲法發布頃に較べると略ぼ二倍に騰貴した譯である。燒芋は米價に較べると餘り騰貴しない方で、この米價も明治の末期四十年頃までは餘り高低がなく、四十五年頃には東京で上白米(三等米か)が壹斗一圓位だつたが、それが家

下宿屋町

洋式商店

洋服店

片山淳之助「西洋衣食住」

洋服着用の起源

賃を平行してぐん／＼昂騰し、現在（昭和十二年六月）では一ヶ月約四圓といふ高價を呼ぶに至つたのである。

學校のある所に下宿屋ありで、明治中期の大きな學校と云へば官立の大學校・早稻田專門學校・慶應義塾等で、下宿屋もこれ等の學校の附近に發達した。卽ち本郷では湯島・根津・森川町・眞砂町・元町・追分町、早稻田では鶴卷町・戸塚・榎木町、慶應義塾の附近では三田等で、いづれも軒を並べて大きな下宿屋があつた。

第八節　洋式商店

一　洋服店

本邦に於て最初に洋服に就て詳細に說いたのは、慶應三年刊の、片山淳之助の「西洋衣食住」である。同書の衣の部には、

肌襦バン（オンドルショルツ）下股引（ヅロワルス）上襦バン（シヨルツ）毛織上襦バン（フラネルショルツ）ヅボンツリ（ブレーシス）「ソスペシドル」チヨツキ（ウエストコート）首卷（コラル）襟締（ネツキタイ）沓（シウーズ）長沓（ブーツ）上沓（スリツプルス）沓篦（シウーインハホルン）丸羽織（ビジネスコート）割羽織（ゼンツルマンコート）上着（オワコート）合羽（マグフエロ）高帽子（ハツト）平帽子（クツプ）丸帽子（ハツト）傘（チムブレラ）等が圖入りでその使用法が記載されてゐる。

本邦洋服着用の起源の詳細は記さないが、散髮、靴等と同じく、洋風訓練を受けたる幕末の洋兵者より起つた事は明なる事實である。

軍服洋服仕立屋
禮服

直垂狩衣等の廢止

濱尾文部權大書記官

東京日日

「東京流行細見記」の洋服屋縫吉

羅紗屋英郞

明治四年五月發行の「新聞雜誌」第一號に「東京市中諸職人中當時尤モ盛ナルハ軍服洋服仕立屋ナリ」とあり、明治五年十一月十二日太政官布告第三百三十九號を以て、

今般勅奏判官及非役有位大禮服並上下一般通常の禮服冊草圖式ノ通被相定從前ノ衣冠ヲ以テ祭服ト爲シ直垂狩衣上下等ハ總テ廢止仰出候事」、と仰せ出される樣になつた。その後文明開化の進展と共に一般に流行し

「風俗の教育に關つて改良を謀らざるべからざるものなり、濱尾文部權大書記官が先頃東北の諸縣を巡廻の折から山形縣へ至られ、各學校を巡らるゝに、教授法は先づ女學校教師女生徒らの風體に半男半女の姿ありて、靴を穿き、袴をつけ、意氣揚々として、生かぢりの同權論などなす者あり。それ故か、心ある者は女子を學校へ出すを嫌ひ、女生徒の就學するもの隨つて尠きを見られ、慨嘆のあまり各所に演說せられし大意は右の弊を矯正すべきことを論じ、さて御巡幸の節は、必ずとも、此の風は止めて然るべし。そは　天皇には痛く此の事を嫌ひ慨かせ給ひ、ある縣にて女生徒が袴をはきて奉迎せしを甚だ喜ばせ給はぬ御氣色もありしなど、懇々と述べられしにぞ、酒田・鶴岡・庄内の邊りは何れもさもあるべしと聞き入れ、女の靴袴は殆ど跡を絕ちたりしが、山形では一人の女教師の此說に服せざるあり、何か說をなして、其意を貫徹せんと共筋へ申立てし者ありとて、東京既に非を悟りて、此風漸く止みたり。地方よろしく顰みにならふ事なくして可なり。」（明治十四年十月三日、東京日日）

明治十八年の「東京流行細見記」の洋服屋縫吉（洋服裁縫店）の部に、「松林、丸善、勝田、澀屋、京屋、神崎、小島、辻粂、越兼、尾幸、辻彌、炭佐、中田、藤田、明源、山田、近江、吉川、銀本、松武」等の名が見える。

羅紗屋英郞（羅紗商）の部に

「石川、小幸、松倉、鈴木、上庄、萬藤、高金、いせき、中吉、大利、中久、松葉、中藤、松井」等が名を

重ねてゐる。

明治二十年頃

「明治二十年頃、東京市内の小學女生徒に洋服を着くること一般に流行したりしが、その後全くすたりて、其形を絶てり。然るに、大正十年頃より又流行し始め、十二年の大震災後は最も流行熱を高め、明治二十年昔以上に普及せり。」（明治事物起源）

明治事物起原

鹿鳴館時代

洋服は鹿鳴館時代にあつては、更にその歐化熱に乘じて、一層流行に拍車を掛けたのである。

「女子の洋服は昨今日の出の勢ひにて白木洋服店、大倉の裁縫店等は昨今男子の服よりも女子の洋服の注文を受ける方多しと云ふ又既に柳原の古洋服店にも婦女の洋服が釣下りたるを見れば貴婦人のみならで中等以下の婦人にも此の流行を推及せしものと思はる。」（明治二十年三月十六日、東京日日）

東京日日

目下大流行

「目下何の地も洋服・英語・肉食は流行の第一なるが、我山田も右三種共大流行にて、殊に洋服の如きは最も注文多く同商等は迚も引受け切れぬ光景にて何れも一ヶ月も後ならでは出來ざる程の繁昌なりと曰ふ。」（明治二十年一月十一日、東京日日）

東京日日

洋服の價格は當時としては相當高價なものであつた、即ち當時の新聞に據ると、

「近來洋服を着用する者多く、且つ、冬氣に際せるを以て新裁の注文多く、又陸軍軍人の服制改革に付き來月一日大禮式に着すべき正服の注文等輻輳し、士官の制服に使用する濃紺の羅紗は目下京濱間に品切れとなり、各裁縫店共非常に繁忙なり又昨今官吏始め商人に至るまで、黑の綾羅紗仕立のフロックコートを好むに付、同品も何程か價を引上げたり。即ち黑羅紗最上等一組は廿三圓位、並十八圓位、仕立代は最上等六圓並上等五圓五十錢其他縞羅紗の地合にて「スコッチ」類も大いに行はれ服一組背廣仕立にて最上等十六圓中等十二三圓、仕立代四圓廿五錢、並等三圓七十五錢位なり。又フランネルには獨逸製のモロフ厚地が流行し、其價一ヤール四十五錢位、英國製薄地一ヤール七十五錢にて是また大いに捌けると云ふ。

勸工場

勸工場の起原

勸工場の濫觴

內國商品陳列會社
京橋勸工場
東京勸工場
銀座勸工場
九段勸工場
洽集館
東明館
壬辰館
杉山勸工場

二　勸工場

明治商業史上にあつてその名を逸すべからざるものに勸工場がある。勸工場は、明治十年八月二十一日より開いた第一回內國勸業博覽會の閉會後、その賣れ殘りの出陳品を處分するために新しく陳列販賣の方法を取つたのがその起源である。而して翌十一年一月二十日より辰の口舊評定所跡「永樂町二丁目一番地」に開場したのがそも／＼の濫觴であつた。今では勸工場などどこへ行つても見られないものであるが、大正十二年頃までの小學校の國定教科書には、讀本卷四だつたと思ふが、勸工場なるものが面白可笑しく記述されて居た。とに角勸工場は幾分今のデパートの代用の如き役目を勸めた。値段が幾分高かつたにしても、正札附で懸價が絶對にないことが、その隆盛を來した所以であると思はれる、その重立つた勸工場は大體次の如きものである。

內國商品陳列會社	上野公園內
京橋勸工場	京橋銀座一丁目
東京勸工場	芝公園內
銀座勸工場	京橋銀座二丁目
九段勸工場	麹町區飯田町一丁目
洽集館	神田表神保町
東明館	神田裏神保町
壬辰館	神田小川町
杉山勸工場	下谷上野廣小路

小川町勸工場
眞信館
本郷勸工場
信眞館
保有館
牛込勸工場
「新撰東京案内記」
東京府勸工場
龍口勸工場
東京名所鑑
洋食店
牛肉及び洋食店
「江戸繁昌記」

小川町勸工場　　神田小川町
眞信館　　本郷切通坂上
本郷勸工場　　本郷四丁目
信眞館　　本郷一丁目
保有館　　日本橋小傳馬町
牛込勸工場　　牛込通寺町

（新撰東京案内記）（明治二十六年刊行）

その最大なるものは東京府勸工場であつた。東京府勸工場、公園内山門通にあり、明治十年上野の大博覽會に東京及諸縣出品の餘を龍口に陳列して龍口勸工場と稱せしが廿年同地府官用に付上野公園内へ假に移され芝公園内へ新規工場を建築し此に移さる樣勸工場は府下の商人職工等の製造販賣する反物櫛笄小間物をはじめ日用調度の物品市中にて賣捌ものを一場内に集めて人々の購求に便ならしめん爲定價を附して販賣すれば値段掛引の煩もなく自由に求めらるゝ所なり。（東京名所鑑所載）

第九節　洋食店

一　牛肉及び洋食店

本邦に於ける四足を食ふ事に關しては、「江戸繁昌記」に

「近年肉の價貴く、略鰻鱧と頡頏す。然も其味は甘脆なり、且つ効驗の速なる、人孰か値を論ぜむ。其獸は

牛肉

初期の牛肉店「東京新繁昌記」

牛肉の價値

牛肉食の製法

牛肉店の等級

則ち猪、鹿、狐、兎、水狗、毛狗、子路、九尾羊等の物、倚疊して有り。麋鹿の縛せらるゝ所、麋鹿蹋々たり、狩らず獵せずして懸れる物あるを瞻る、狼の如きは、刺すに庖刀を以てせり（中略）聞く天武帝の四年に令して始めて肉食を禁ぜらる。病に餌するに非るよりは、輙く啖ふことを許されざりき、世因つて藥喰と曰へり（中略）招牌例して落欄紅葉を畫き、題するに山鯨の二字を以てせり」とあるが、牛肉に就いては一言も觸れて居ない、まだ當時牛肉は流行しなかつたのである。その牛肉食の詳細に亙ることは避けるが、當時、初期の牛肉店は、招牌の樣子などから考へると、大體山鯨に似せて居たものらしい。「東京新繁昌記」には「牛肉の人に於けるや、開化の藥舖にして、文明の良劑なり。その精神を養ふ可く、その腸胃を健かにす可く、その血脈を助く可く、その皮肉を肥す可し。その良藥にして口に甘く、この良食にして腹に適す。且つ効驗の速かなる喰うてその能を知る可きなり。これを舊習病因循病に用ゆれば、則ち縱令頑固の症なりと雖も、一鍋にして氣力を發し、十鍋にして全く治す可きなり。この良藥ありてより、七年の粟も店を閉ぢ、三年の艾も價無し、一臠十病を醫し、十蹄百病を救ふ。千功萬能、百帖の苦藥を喫するは、一鍋の甘肉を喰ふに如かず。その製法に至つては、則ち烹たり燒いたり、漬けたり乾したり、彼の藥店を見れば、紅肉依々たり。肥えたる太股あり、以て讓する可からず、一匙の肉能く、老者一寸の壽命を延ばし、一鍋の肉亦た以て書生一朝の飢を醫するに足る、喰はん哉喰はん哉、縱令我白米の飯を喰はざるも、肉を喰つて能く百年の妙齡を保す。何の愚生か復た首陽の下に餓死せん。御養生御養生。縱令我れ松魚の膾を喰はざるも、鍋を買ふて以て能く一鑊の餘肉を蓄ふ。（中略）肉店三等あり旗章を樓頭に飜すものは上等なり。招燈を檐角に揭ぐるは中等なり。障子を以て招牌に當つるは下等なり。皆朱を以て牛肉の二字を題し、鮮肉を表はす。鍋又た二等あり。葱を和して烹る者を並鍋と曰ふ。價三錢半なり。脂膏を以て鍋を摩して烹るものを燒鍋と曰ふ。價九錢。一客一鍋、火盆供具す。酒を命ずるものあり、飯を命ずるものあり、火活して肉熨み、沸々焦々、

噛つて喰ひ齧つて烹る。肉の用は、利を貴しとす。老幼これに因る、喰はざる所無し。（中略）某肆を開いて肉を賣るものあり、空籠と曰ふ、専ら肉店に上る能はざる貧生を招ぐない。醤叟清濁を嘗つてこれを製し、竹串以て肉を貫き、これを大鍋に投ず、火常に活し、肉常に沸く、一串値一文久二孔なり、叟呼叫して曰く、安價淺嬢なりと。肆を四通の街に開く。而して必ず人車輻輳の地なり。輓夫鍋を圍んで、これを喰ふ、蟻集蠅屯、縱に食する者あり、横食ひするものあり、喋々喃々、三串以て一時の飢之を醫す。この肉や、日に屠場を廻て、その廢肉を乞ふもの多し。剛きこと澁紙の如きものは、既に十日を出づる肉なり。」牛肉を食する風習は、維新以來、猛烈なる勢で擴がつて行つた。

明治八年二月十八日の郵便報知新聞に、

「近來東京に肉食する者の其數を増したるは驚くべきことなり。昨年中、淺草新谷の屠牛所に於て殺す所、四千四百五十三頭、去る一月間には六百二十一頭なりと云ふ。

「東京開化繁昌誌」に、「牛店繁昌、食色は人の常と雖も自然興廢あり、女貌も古く瓜實顔を貴みしを、後には古今雛の野風と賤み、今は圓素中肉とやらん、爾れども三平にして鼻の低きを好むには有べからず、楊貴妃は頬紅を粧けしも、今では鼻を抓みぬべし（中略）障子に紅葉の吹寄を、吹散したる開化の光景、阡陌街衢軒を比べて、西洋造作の玻璃盡しに押立たる大旗一流、朱を以て牛肉と大字に書し、上に官許を分書せり、天籟に舞こと翩飜たる、傍に兵庫女牛あり、と書せし招牌を別に掛て、屠牛の太股を軒に釣しとある、に登り、初めて牛鍋をパクついたものです。新橋同隈に多かつたのは、横濱が近いといふのも變ですが、東京への入口が、まづ新橋で鐵道も開けてゐますし、どうしても横濱の人々、こゝで牛飯夜食をやるからだろうと思ひます。三茂の川向ふ、土橋のところに、「黄川田」といふ牛肉店もありました。京橋には河合が今でもありますが、古い牛肉店です。古く獸肉は少數ながら喰べた人があつた。兩國の湊屋、また鍛冶橋際のモヽンヂ

三茂の牛肉鍋

屋、ソウシタ店で、山鯨（猪）を重に、兎猿などの肉を煮鍋で喰べさせました。一般牛肉の流行り出したのは、横濱開港以來で、歐米人等が多くなつてからは言ふ迄もないこと、今申した三茂の牛肉鍋といふのが、お話しますと、とても粗末なもので、肉は一片々々皿に並べてはありましたが、今日の如く大片ではありませんでした。こん爐が素燒で、鍋は鐵鍋、眞鍮鍋などの、ソンな贅澤な鍋でなく、鑄鐵の不格好なもの、臺所でも置かれない。質素と申します。

牛肉の變遷

牛肉の變遷は明治を物語るもので、これについちやァ、種々、可笑しいことやら、面倒臭いことやら、例へば子息が牛肉を食べると、祖母さんは神棚樣へ、白紙を張つて、不淨を神樣へお詫びするから、庭先へ鍋を持出して煮て食べたといつたこと、慶喜樣が豚を喰べたから豚一樣といふなどであつたが。この牛肉鍋を創めたのは、新橋回隈が一番早かつたと覺えてゐます。私は爺父に連れられて、新橋丸屋町の今で考へると江木寫眞館（土橋）の近所と考へられますが、年代が明治九年と覺えます。日本橋箔屋町に火事があつて、深川まで延燒しました。其燒跡を御苦勞樣にも、親子連で見物に往き、其歸る時、「三茂で牛肉を喰つて行かう」とあつて、同店ですか、薄汚ないといひますか、むしろ憫れむべき器物で、ソレで炭火で煮て喰べたものです。」（篠田鑛造 著「明治百話」）

牛肉鍋

篠田鑛造

「東京流行細見記」の牛肉屋養助

明治十八年の「東京流行細見記」には牛肉屋養助（牛肉店）として、「平野、三川や、米久、黄川田、安井野田、河合、豐國、宮川、須永、中川、新泉、池田、鈴友、鏑木、松本、福島、中村、木屋、吉川、」等の名が見える。

本邦初期の西洋料理

本邦初期の西洋料理に就いては（初め洋食とは稱しなかつた樣である）

「歐洲の珍味を齎らし、米國の薫香を鬻ぐ、牛の肉や豚の臠や、素麪包や、蒸卵糖（かすてら）や、葡萄酒と曰ひ、小麥酒と曰ひ、何と曰ひ、何と曰ふ、屠戸肉店、菓舗酒肆を併せて、闔府に羅列し、山手に下坊に、處として洋

西洋料理の名

樓亭の體裁

精養軒
三河亭
萬林樓

精養軒の體裁

洋宴の概況

ビフテキ

食を食はざるは無く、人として洋味を嘗めざるは無し。蕃客固と喰ひ、官省最も喰ひ、華士族喰ひ農工商喰ひ・奴婢喰ひ、貴女喰ひ、歌妓娼妓亦喰ふ。これ西洋料理の大に繁昌する所以なり。その調和・業牛と全くその味を異にし、隨つて亦その名を異にす、茶に滑比と曰ひ、菓に巴的廛希と曰ひ、汁に蘇伯と曰ひ、羹に羅斯比帖と曰ひ、油煎に細厄的と曰ひ、炮肉に擺斯鐵と曰ひ、菜に撒拉托と曰ふ。これその大略なり、三食も亦名を異にす。晨食に伯勒可巴斯と曰ひ、午飯に朱法以と曰ひ、晩餐に撒巴爾と曰ひ、又饗宴に、成尼爾と曰ひ、價各々三等あり、概ね五十錢より、三個以上五圓に至る、樓亭は大抵洋築に擬し、而して柱壁必ず油脂を塗り、或は白或は青、器具皆銀器を用ひ、而して筵席渾て氍毹を敷き、或は紅或は紫、物皆美麗を飾り、實必ず清潔を極む、最も名あるものを精養軒と曰ひ、萬國亭と曰ひ、(屋張坊に在り) 三河亭と曰ひ、(神田三河坊に在り) 萬林樓と曰ふ。(日本橋品川坊に在り) その中業牛料理にして西洋を兼ねるものあり、萬林の如きは、これなり。精養軒は往年一巨閣を築地入船坊に起し、層樓嵬峨、器物整齊、最もその巨擘と爲す。樓に數巨室を設け、室の中央に一大食机を安じて、蓋ふに白綾布を以てす。机心一大花瓶を置き、百花を合挿し、四時春を貯ふ、其の四圍に數脚の瑣瓷を星列す。或は清泉を盛り、或は香液を儲て、或は凝鹽或は氷糖、客の儘まに嘗むるに任す。客一食机を圍んで、胡床に凭る、厨奴、忽ち來つて、白磁碟と高脚盃とを每客に供し、又三叉箸と小片匙とを列し、菜刀これに副ふ。席定まれば、則ち麵包を出し、麵包より肉汁を出し、肉汁より油羹を出し、次に燒獸、次に烹魚、隨つて喰へば隨て出し、手箸を擱く遑あらず、その殘物の如きは、新造物と換へて忽ちこれを徹し、業牛宴席の百味を陳列するの混雜の如きものあらざるなり。食啖亦その法を異にす。肉を喰ふものは、左手に箸を持ち、右手に刀を把り、刀以て肉を切り、箸刺してこれを喰ふ。汁を吸ふものは、啄んで以て碟唇に及ぼしてこれを啜り、曾て手を用ひず、これ洋宴の概況なり。」とある。

洋食は、文明開化なるに從つて普及して行つたのであるが、今ビフテキと發音されるものが、どう云ふわけ

「日用家事用法」
「ビフテキの法」
「カツレツの法」
「コロッケの法」
「東京流行細見記」の茶邊屋多邊郎の部
いろは
平野
三川屋
今川
中川
三ツ星
米久
快養軒
松本
越勝
安井
（新撰東京案内鑑）

でかビステキと稱せられて居た樣である。「日用家事用法」に「ビステキの法」牛肉を薄く切り食鹽及び胡椒を付て油煮鍋に、「セイン油」を少し入れて煎燒に爲すべし。「カツレツの法」牛肉に鷄卵のとかしたる中へ麵粉（うどんこ）及び麵包（パン）の屑の混合したるを付け「セイン油」にて煎燒にするなり。「コロッケの法」燒肉を小さく切て葱の細かに刻みたると胡椒とを馬鈴薯の潰したるに混ぜ合せよき程に丸めて煎るなり。明治十八年の「東京流行細見記」には「茶邊屋多邊郎（西洋料理）の部に、

精養軒、三川屋、萬代、太田樓、清新、東京、相生、萬里、春陽、東、富士見、紀尾井、青陽、八州、東洋、陽輝、松風、養老

いろは　本店芝三田四國町（支店各所にあり）
平野　淺草千束町
三川屋　四谷麴町十二丁目
今川　神田一ツ橋通
中川　神田淡路町一丁目
三ツ星　麻布飯倉町二丁目
米久　淺草茅町二丁目
快養軒　淺草並木町
松本　神田中猿樂町
越勝　本郷湯島切通坂
安井　芝三田四國町

（新撰東京案内鑑）

可否茶館　珈琲店の始め

洋菓子の普及

洋菓子の輸入

カステーラ　ボーロ　コンペイト（金平糖）　アルヘイ（有平糖）　ビスコウト（ビスケット）　パン（麵麭）

「西洋料理通」

洋菓子製造の元祖風月堂米津松藏

ビスケットの製造

「可否茶館」、東京下谷黒門町へ、明治二十一年四月十三日より開館との廣告「國珍」六四八號に見ゆ、これ珈琲店の始なり（明治事物起原）

二　洋菓子の普及

本邦に洋菓子が輸入された事は、既に德川三代將軍の鎖港以前から行はれて居たもので、織田、豐臣時代から、呂宋、東埔寨、安南、暹羅、占城（チャンパ）、濃毘數般（ノビスパニヤ）等の外國船によつて船載されたもので、その後も和蘭船によつて輸入されたのであつて、その中には、今尙ほ盛んに需要されて居るカステーラの如き、或はボーロの如き、コンペイト（金平糖）、アルヘイ（有平糖）博多名物のタマゴソウメン（玉子素麵）の如き或は雁擬豆と漢字で書いて今では、豆腐屋で賣るガンモドキに轉化して居る、ヒリウスの如き、ビスコウト（ビスケット）、パン（麵麭）、駄菓子にその面影を存して居る、カルメルの如きがある。明治になつてからの菓子の輸入菓子の製造に取つて大關係を有する砂糖も盛んに輸入されたものであつた。明治二年に三百六十七圓、四年に一千百二圓、八年に二千四百四十三圓、九年に三千八百七十九圓、十年には四千八百三十八圓、二十六年には一萬七千四百七圓の輸入を見るに至つたのであつた。明治五年刊行の、假名垣魯文の「西洋料理通」に西洋菓子の製法が、七八種に亘つて揭載されてあるを見れば、既に本邦人が洋菓子を製作して居たとも考へられるが、本邦に於ける洋菓子製造販賣の鼻祖とも云はるべきは風月堂米津松藏である。その風月堂が洋菓子に着手した動機は、明治六年の頃の事、風月堂米津松藏氏の長男及び次男が、未だ幼少で二人とも痲疹に罹つて病臥し、自家製造の菓子を與へると却て容態が惡くなるのであつた。此時横濱には西洋菓子が有つて、その菓子は病人に害にならない、滋養豐富なる菓子である事を聞き、直に横濱に求めて來た洋菓子がビスケットであり、同店では來朝中の佛國人を聘してその製法を學

風月堂の廣告

「東京流行細見記」食パン店

岡野榮泉堂　森永太一郎　ドロップの輸入

び、機械を購入して着手したのであつた。明治十年の第一回內國勸業博覽會には乾蒸餅と名づけて出品し鳳紋賞を受領した。次で第二回內國勸業博覽會にも出品して一等有功賞を得たのである。

その風月堂は明治十二年に左記の如き廣告を出してゐる。

「文化日に開ける事西洋風に依らざるは無きに獨りケイクの製法のみ我國にあるを聞かず、日頃該製造に思ひを焦す折節昨年內國勸業博覽會の擧あるに際し、西洋人の良工を雇ひて洋菓の數種を精製せしめ該場へ出品せしに殊の外諸君の愛顧を蒙り忝くも鳳紋賞を附與せらるゝに至れり。弊舖深く感謝にたへず、依つて尙一層勉勵新製數種調造候間從來販賣する菓子と共に御賞翫あらんことを冀ふ。日本橋區若松町西洋菓子製造本舖風月堂米津松造」(明治十二年一月八日、東京日日、廣告欄所載)

これより先き明治十年十一月一日の「讀賣」に、東京市兩國若松町風月堂の廣告あり、左の如し。

「西洋模造御菓子數品、夫れ洋菓(ケーク)の製たるや專ら牛乳と麥を以て製するを良味とす。洋人の良工を雇ひ精製せしめ、其種類百を以て數ふべし」

明治十八年の「東京流行細見記」の食屋パン(食パン店)の部に、「木村屋、小澤、文明軒、松村、鈴木、柳屋、木村、近江屋、武藏屋、茂木、柳盛、信州屋」等の名が見える。東京に於ては風月堂のビスケットの外に著名なるものに、三河屋、木村屋等のパン菓子製造。橫濱に於ては、新杵(KS商會)の洋菓子製造(明治十七年)、明治二十六年に英國モルトン會社のドロップス等の輸入となり、後には岡野榮泉堂に續いて森永太一郎の森永製菓株式會社へと進展して行つたのである。

鶴澤紋左衞門

江戸遺風の繼承

寺門靜軒の「江戸繁昌記」

第十節　錢湯と理髪

一　浴場

湯屋には、明治十年頃に、溫泉風呂に倣つて、鶴澤紋左衞門と云ふ者が、屋上に湯氣ぬきを装置し、それが一般に行はれる樣になるまでは、大體に於て、江戸時代の遺風の繼承であつた。其の江戸末期の錢湯の狀況に就ては、寺門靜軒の「江戸繁昌記」に詳である。

「曉天猶昏し。早く鷄聲と和に戸を連打し去る。喇々啞々、啞々喇々、高聲急に呼んで曰く。天明けたり。須く起くべし作頭。疾く開けよ作頭。作頭失寢乎。作頭已死乎。呆伴屎伴。衆雜嘈すれども、戸未だ開かず。一人あり一人を推して曰く。大家爺早起。今日好天氣。曰く。諾。昨日の葬送、道路殊に遠く一同疲困せり。歸るに臨んで、偶々君等を失なひ、家に至るまで影なかりき。想ふに亦深川地方に向つて去りしならむ。曰く。何てか然らむ。靈巌寺の側に外族の在る有り。久しく音信なし。恰も好し、少しく迂を取りて彼方に走れり。如何でか然らむ。決して然らず。曰く。陳するを止めよ。我、吾黑眼を以て既に洞見し了れり。伊時久も亦老人氣を缺く。年紀にも愧ぢずして弱冠を誘引す。眞に不好事。昨日の新佛の如き、眞に明大人。現今の家財は並びに一生の聚むる所。千金の地面も已に三所を領せり。然も平生の爲る所、吝嗇と謂ふには非ず。眞に明大人なり。君も亦將に壯ならむとす。早々地を爲せ。一人左右を顧みて驚いて曰ふ。濶矣と。二人相與に駭いて衝き入る。魚鱗雜襲し、俗客武を接す。睡氣未だ除かずして欠し且つ眶を撫する者、頂に手巾を安きて浴衣を挾み抱く者、口吻を裂いて楊枝を使ふ者、寢衣にして束帯せざる者、鼻燭烟に薫れる者

女湯

二階を利用す

湯屋の構造

作頭

澡洗所

は蓋し事ありて徹夜せるなり。頭額重きが如き者は、猶宿醉を帶べる也。肩を翕せ臂を上下する者は、瘡を爪る也。懷抱を摸索る者は蝨を捫るなり。兒を携へて行き。爺を扶けて至り、混浴雜噪、頭ば陰囊を撿き、尻は眉額より上り、背は背と軋り、脚は脚と交はる。冷物相觸。(中略)混雜朝を巣へて、飄風漸く止む。暫時客稀なり。作頭始めて朝食に就。既にして女湯も亦發く。屐璘瑈々。金振ひ。玉碎く。横坊の聲妓、左に嚢紫を褰げ、新道の外妾、斜に碧帶を垂る。紅姉粉妹・鬟婢を連ねて、並びに作公に就いて糠袋を買ふ。笑語喧閙。湯中一脈の波を湧かし、一浴して出で、皆外板上に在りて澡ふ。鷄卵の皮を脫せるは、皓顏の紅を拭へる也。白蓮の漣に濯へるは、玉臂の白粉を剝げる也。惜むべし、玻璃露、江戸の水一洗して餘香を滴らすを。想ふ、渭水の膩を張らせしを。眞に是れ一面の溫泉客なり。聞く、往昔は男女混浴し、混雜して別なかりしを、賢執越公に至り、停止して別ならしめたりと。仰ぐべし、今日の別湯に浴するは、公の餘澤に浴する也。(中略)午未の間、作頭倦昏し、嗒焉として坐睡す。南部几に隱れる模樣想ふべし。賓頭盧屢々來客に撫せらる。樓上に又南郭ありて茶果を賣る。茶の槩や山本山(茶の名……註)の上に出でず。或は麥湯を煎ず。饅頭羊羮・糝品、糠種、紅を陳ね、綠を累ね、精製に非ずと雖も、扭金阿市(駄果子の名……註)の前日に比すれば、又餘甘あり。萬能無二相撲膏藥、楊枝齒粉を連ねて滿箱に之を貯ふ。失物須く自ら戒しむべし。決して晝寢を許さず。並びに署して壁間に在り。裸々たる一塊。相依りて碁を圍む。(中略)混堂或は湯屋と謂ひ、或は風爐屋と謂ふ。堂の廣狹蓋し常格なし。一堂を分畫して兩浴湯を作し。以て男女を別つ。戸各々一、兩戸間に當りて一坐所を作す。形床の如くにして高く、左右下し監すべし。此にして錢を收め事を誡しむる者を作頭と謂ふ。戸に並びて牖を開き、牖の下に數の衣閣を作し、牖の側に數の藥架を構ふ。單席數鋪、筵を界して闌を施し、闌より室に至る、中霤の間盡く板地と作して澡洗所とす。半に當りて溝を通じ、以て餘湯を受く。湯槽の廣さ方九尺、下に竈ありて爨す。槽の側に穴を穿ち、湯を瀉き水を遂る、穴に

釣瓶井　陸湯　さん助　水舟　堂中の科目　手拭の價　柘榴口の構造と其效用　柘榴口の禁止　男女入込湯の禁止

并ふして井あり、轆轤もて水を上す。堂の正面塗るに丹艧を以てし、半より上は之を闇に入る。之を柘榴口と謂ふ。闥上畫くに雲漢花鳥を以てす。當に鎖して啓かず。蓋し湯氣を蓄ふる也。別に淨湯を蓄ふこれを陸湯と謂ふ。陸湯の杓を秉る凾を呼出と謂ふ。奴の出入此よりするを以て也。奴を若者と曰ひ、又纍助と曰ふ。今皆併下して伴頭と呼べり。杓を秉る者を上番と謂ひ、爨を執る者を爨番と曰ふ。隔日に交替す。小桶數十あり。以蓄へ、水を水舟と謂ふ。斗を浮べて斟むに委す。陸湯と水船とは男女板を隔てゝ通用す。又冷水をて客用に供す。貴客は則ち別に大桶を命じ、且つ奴をして其背を摩洗せしむ。乃其至るを覩れば、伴頭析報す。客五個毎に錢數箇を投じて其勞を勞ふと云ふ。堂中の科目大略左の如し。曰く。官家通禁の守るべきは固より也。男女混浴の禁最も宜しく嚴守すべし。須く猛に火を戒むべし。甚雨烈風に肆を收むるには期なし。老人家は子弟の之を扶する者無くば謝す。病人惡疾並びに入るを許さず。且つ赤裸にして戸に入るを禁ず。附たり、手巾賣賜する者。日月行事白す。（中略）手拭の最も低きは六十八錢（六錢八厘）、貴きものと雖も一百餘錢（十錢餘）に過ぎず。蓋し常値也。長さ二尺有五寸。治遊の子弟は或は三尺を用ふ。妓館烹家は並に其家巾を供す」と。

右の文により、柘榴口の構造が判ると思ふが、昔にあつては、此の柘榴口は、風呂屋に在つては、一種の經濟上の方便に利用したもので、水道及び電氣等の機關なき時代に於ては、水及び湯を得ることは到底現今の如く容易ではなく、水及び湯を風呂屋で惜むだのである。その結果、湯屋は、柘榴口に一種の仕掛をし一度客が使つた湯を流して、湯槽の中に逆戻させて、同じ湯を客に使はせると云ふ手段を、繰り返して居たものである。この非衞生あるが爲に、柘榴口は、明治十一年に至つて禁止となつた。これより先に明治二年二月二十二日、東京府觸によつて男女入込湯を禁じ、藥湯でも入込は相成らんと云ふ事になつた。三年六月五日、更にこれを達して、入口二階格子等には、暖簾或は見通しにならざる樣にせよと令し、五年四月又同樣

鶴澤紋左衛門

「東京新繁昌記」

都下混堂の繁殖

溫泉の流行

湯花

商法開化の流行

深川仲街の溫泉

諸國溫泉場の都下設置

の禁令を發したのである。即ち、男女入込湯は、度々之が嚴禁されてゐたものゝ、表面は規則を守つて居るかの如くであつたが、內實は、男女混浴とあまり差異のあるものではなかつた。終には明治五年に、「男女入込洗湯不相成候事」と布達されたのである。一方明治十年に、神田連雀町の鶴澤紋左衛門なる者が、諸國溫泉場の制に倣つて屋上に湯氣拔きを裝置する樣になつてから一般にも行はれたのである。「東京新繁昌記」に依ると、

都下混堂の繁殖する、これを慶應以內に比するに、幾んど三倍の差あり、府內の人々その半を減じ、而して混堂のその數を倍するものは、浴桶を貯ふる能はざる貧戶の多きに因るに非ずんば、必ず舊習垢を洗はんと欲するものゝ多きに屬するなり。輓近、又處々に溫泉場を開くものあり。各々諸州有名の喧池を以てこれに名づく。伊豆の七湯と曰ひ、有馬の溫泉と曰ひ、何と曰ひ何と曰ふ。蓋しその溫泉或は湯花を汲み來り、これを湯中に和すと云ふ。その溫泉に浴するに、尋常混堂の湯に異るものに非ず。これ亦商法開化の流行を汲んで、人の耳目を一洗し、以て黃金の垢を掠めんと欲するに過ぎざる而已。方今深川仲街に開くものを以て、巨擘となす（中略）溫泉は舊妓院の後に在り、（舊名櫓下）乃ち舊甲子樓の跡なり）樓正東に面して基礎を起し茶店、烹亭、一混堂を圍んで三面に並列す。中央に小園を開いて、幅員數畝、以て浴客遊步の地に供す。雜木株疎、衆草蔓、盤桓以て微倦を消するに足る。全樓の建築、闊大ならずと雖も、室房佳麗、亦小妓院の及ぶところに非ず、正面は則ち衣を脫ぎ髮を梳るの室なり。左に湯槽あり、築くに香木を以てして、玻璃戶を掩ふ、湯槽の廣さ方十尺餘浴衣背摩脚接の混雜なく、十名同じく浴すと雖も、寬裕猶餘地あり、他の混堂の如きは、頭陰囊に觸れ、尻肩額に上り、垢を洗はんと欲して垢に塗れ、醜惡言ふ可からず、都下混堂多しと雖も、專ら香潔を上として、僅く寬浴を得るものは、特にこの樓獨りするところなり」（原文漢文）

とあるが、東京に於ては明治五年頃より、諸國溫泉場の都下設置となり、これが延いては一般錢湯に大影響

「東京風俗志」
温泉風呂の流行
鶴澤紋左衛門
藥湯

「ながし」

男女混浴の禁止不完全

讀賣新聞
混合地の湯屋の現況

を及ぼし、明治十九年に至り漸次柘榴口はその姿を消すに至つたのである。

「東京風俗誌」には、「湯屋は古への柘榴口附の制廢れて一斑温泉風呂の制に傚ひ、屋上に湯氣ぬきを裝置するが故に、湯氣に蒸せぶの憂なし。此制は明治十年の頃、鶴澤紋左衛門といふ者、神田連雀町にこれを開きしに起るといへり。湯は特に草津・伊香保等の鹽塊を加へて、これに擬するもあり、或は藥石を加へて藥湯を仕立つるもあり。概ね曉に開き夜半に至りて閉づ。溫度は甚だ熱くして、浴するに難むことあり。都人寧ろ勇壯を衒ふが爲めに、忍んでこれに浴し、平然たるを粧ふものあり、其痴また笑ふべし。湯槽の傍に上り湯を備ふ。板の間に出でゝ洗ふ人皆これを汲みて用ひ、湯上りにはまたこれを浴びて歸るなり。湯屋の三助に背を洗はしむることあり、「ながし」といふ。概ね呉絽服を以て垢膩を揩り、浮石を以て踵を磨く一浴の價男女同じく二錢、乳兒はこれに半減す。浴客の趣に至りては彼の三馬が浮世風呂に見るより更に陋なり。湯屋は概ね二十日を以て業を休み、理髮職は十七日を以てす。然るに、錢湯に於ては、溫泉風呂になり、男女混浴を禁止せられたるに至つても、其の實は、男の間には、仕切りらしい仕切りなく、双方より自由に見通しの出來る頗るいかゞはしいもので、その爲に、識者の非難する所となり、明治十八年六月廿四日の「讀賣新聞」に

「此の如き題目を掲げて書き出せば、讀者は必ず不審に思ひ、明治十八年の今日は申すまでもなく、此の東京が未だ江戸と名付けし、舊幕の時より疾くに男女の入込み禁制せられたる事にて現に男子の入口と女子の入口とを別にし、又た湯場の流しを異にし、嚴然として男の湯と女の湯と分れ居る事を申し立て、これを例に引いて我が日本には男女入込みの湯屋はなき筈なりと咎むるならん、然れどもそは深く考ざるの罪なり。實に此の東京を始め我國の湯屋は皆な男女入込に相違なく、我々が眼を以て之れを見れば、一軒も男女入込みの制を守るものなしと思ふなり。斯く申せば疑ふ人は又候、流し場の異なる事、風呂桶の違ふ事などを

男湯女湯の間の仕切り

地方の湯屋の有樣

外人より見たる湯屋の感想バンビエーレン

證據に立て、我が國の湯屋は決して男女入込みに非ずと云ふならん。然れども是れ度の爭ひにて決して入込みに非ざる證據と爲すべからず。なるほど論者の謂へる如く、我國の湯屋は流し場を異にし、風呂桶を別にするまでの度までは入込みを禁じたるに相違なし。然れども、何の度まで入込を禁じたると云ふまでにて、之れを以て男女の入込みを嚴禁したるものとは謂ふべからざるなり。如何にも我が邦の湯屋は流し場を異にし、風呂桶を違へるの度までは入込みを禁じたり。然れども、男湯女湯の間に嚴重なる仕切りなく、或は上より、双方を見透し、或は下より彼れ、此れを見通す事の出來るは未だ、是れ男女の入込みを禁ぜざるの證據にして男子も女子も眞裸にて公然掩ふことを知らず、却つてその公然掩はざるの有樣あるを以て都會慣れたる都人なりと威張り廻るの氣風あり、人間の正當に恥ずべき事を恥るものは却て、田舍ものなりと賤めらるゝ傾きあるは實に驚き入りたる野蠻の惡風俗と云ふべきなり。右に述ぶる所は東京、大阪、京都等の如き都會の湯屋の形況なり、今やまた地方に出でて其湯屋の有樣を見るに、入り口は男と女を區別し、又た流し場丈けは男女を異にするも、夫の風呂に至つては、男女の區別なく、實に立派な男女入込みのもの多し。然れども是れ地方にあつては、最も進歩したる湯屋なり。その之れより下れるものは、入口も流し場も素より混一にして相分たず、唯男女入込に非ざるを申立つる口實の爲め、薄つぺらなる狹き板を風呂桶の中に入れ、右は男湯、左は女湯と定め、ホンの禮式を爲したまでのもの多し(中略)

西洋の人否支那人にても之れを見れば、必ず驚いて、日本入込あります。ペケ〳〵と云ふならん。現に、論より證據には年久しく我が横濱に在留せし米國の總領事たりしバンビエーレン氏は此頃桑港の地學協會に在つて我が日本の事を演說し痛く我が日本の湯屋の事を記して其醜風に驚きたるよしを記せり。是れ尤もなる事にして我々共演述の筆記を讀み其の記事の文章を讀んで覺えず、我が背に汗し、甚だ殘念心外の思を爲せり。然れども我邦湯屋の入込みは眞實の事なれば如何に外國人にそしらるゝも我々これを辨じ返すの言詞

なく、遺憾ながら日本はまだ野蠻の醜風を脱せぬ邦なりとの評判を甘受せざるを得ず（中略）是を以て我々は我が警官に向つて望む。今後男女の入込を禁ずるの度を進め、其の極に至らしめ入口より流し場、風呂桶は申すまでもなく双方の間をピタと仕切り嚴密に男女の區別を立てられんことを（下略）」と、掲載されるに至つたのである。

湯屋取締規則

警視廳に於ては、湯屋取締規則を十八年七月二十二日を以て布達した。その第十四條に「浴場は男女互に目隠をなさしむる様區域を正しくし七歳未滿の者の外男女混淆せしむ可らず」とあつたのである。其の、內實は男女混浴であつた時代の湯屋に就ては、

東京市内の湯屋

明治十七八年頃までは、東京市内の湯屋には、風呂へ入る所が、ぢやくろ口といつて、繪模樣の入口があつて、風呂につかるにはソコを潜つて入つたもので上り臺の板があつた、其板へあがつて風呂へ沈めるんですが、ソノぢやくろ口がある爲め、風呂の中は薄暗がりで、湯氣濛々誰が誰だか分らない。だから義太夫でも清元でも、獨々一、トツチリトン、下手糞でも唄つて、顏を見られない譯ですが、夜分はカンテラが點つてゐて、薄ぼんやりに、人の顏が分る程度のものでした。ぢやくろ口の繪はシツクヒ細工で花鳥が模樣化したもの。

女湯男湯

女湯は外が賑かで、風呂の中が靜かなもの、男湯は外が靜かで、風呂の中が大賑ひ習立ての三勝半七や、雲の浮く嵯峨やお室の花盛だからたまりません。義太夫を一段語つて湯氣にあがり、ナガシの板間に、中日經て來たといふ豪傑がゐるんだから、賑かを通り越して騷々しかつた。ソレに男女混浴は勿論やかましくなつたものですが、

明治初年までの湯屋の仕切り

ズツト以前明治初年までは、男女の風呂が、湯板一枚で仕切つてあつたと言ひます。で男湯から女湯へ潜つて來たなんかと惡戯が行はれて、後のちは其間に間隔が出來て、どうにもならなくなつたといひます。けれども女湯が見えないといけないもので、羽目板が細く透いてゐましたし、

陸湯

陸湯卽ちあがり湯といつて、湯からあがる時、拭く爲又は體をながす爲めの湯が、三尺四方に仕切た、底のある三尺位の溜

湯屋の二階

湯屋の種々な工夫

へ御湯が一杯あります。ソノ陸湯は顏の見えない板仕切がありますが、御湯は男女共用ですから桶を突込んで、小桶の鉢合はしよツちうで、ソコで知つた同士「オイ春さんぢやあないの」「オ、お秋さんか、おめかしだネ」「串戯いつちやアいやよ、今來たばかりさ」板仕切から覗きあげて「ばア」「アラ忌だ」、「此頃は肥つたネ」「喰物がいゝからさ」、「ヒヂキに油揚か、乳ッ首か黑ずンだね」「よしておくれつ」パチンとお湯のはねる樣に汲んでいつてしもう「蓄生ッ情夫をこしらへやがつたな」稽古所で一所になる町内の火事師の娘と、經師屋の職人といつた手合の串戯口なんですが、妙な時代でした。湯屋に二階があつて、お茶とお菓子を出した家もあつて、大層流つたもので、昔は丹前風呂といつて、湯女が女郎であつたといひますが、さうした工合を仕掛けた、儲け師もありましたが、其筋から差止められました。女が茶を汲んで出してもいけないとされてしまつた。ソレからこんな工夫をした湯屋もあつたンです。二階へあげてお茶菓子を出して、女湯の方へ穴を開けて置いて覗かしたものですが、錢湯へ入る女客は、身に寸分の隙はないが、ソレでも穴から覗いてゐやうともまさかに思ひませんから、だらしのないのもあつて、大繁昌をしたものですが、ソレも差止どころか科料に處せられました。湯屋ぢや隨分いろンなお話があつたもンです。

篠田鑛造

錢湯のぢやくろ口を取拂つたのも、其筋のお達しで、不潔なのと騷々しいのとで、取拂ひとなつたら、最初は變でした。あんまりアケスコで寒いやうな間の拔けたやうな、裸同志がつかつてゐると、キマリの惡いといつた風でした。恐慌したのは下手義太夫で、開放しては聲張り上げて唄へなくなつたものです。」（篠田鑛造「明治百話に依る」）

（この陸湯の制度は、昭和の今日今尚ほ田舍町の錢湯で行はれて居るのである。筆者註）

理髪店

二　理　髪　店

今斷髪の經過の詳細に就ては本稿の目的とする所でないから要約する事とするが、明治維新が風俗に齎へた變革の內で、結髪をサラリと切捨てゝ、歐米風の斷髪頭に化すると云ふ事は、廢刀令と共に、風俗革命中の最大なるものであつたと云ひ得る。散髪の始は、洋兵者、洋學者のこれを便としたる事に始まつたのである。散髪者も、明治元年には、洋學者、洋兵連中にのみ限られて居たが、明治五年に一〇パーセント、明治八年に二〇パーセント、明治十年に四〇パーセント、明治十三年には七〇パーセント、明治十五年に八〇パーセント、明治十六年頃に九〇パーセント、明治二十年頃には、九八パーセント、チョン髷を殘してゐるのは、餘程の頑固者であると云ふ狀態にまで散髪が發展浸潤し來つたのである。明治五年頃には男子に倣つて、女子で散髪する者が出ると云ふ滑稽な事象をさへも惹起した。とにかく散髪は、全國至る所に散髪綺談、斷髪ナンセンスを撒き散しながら、普及し來り、遂に今日に至つたのである。

バリガンの輸入(東京風俗志)

「當初は敢て流行の風といふものなく、只管理髪師の洋人の風を見ては、これを模ぬるにのみ止まりしが、其總じて長めに剪りて左によせて別けたり。彼の大久保、木戸の像にて見るさまは、實に十年頃の風なり、其後と雖も、一般前を長くすること、凡そ三寸、後に至りて漸く短くせしまゝに多少の變遷あれども、永々とうちつゞきたり、さて其間にも彼の老西郷の像にて見るが如き毬栗頭も間々これありしが、明治十七八年の交「バリガン」(刈込機械)外國より輸入し來りてより、一分刈、二分刈、五分刈の類次第に行はる、殊に日清戰役後人心彌々活潑の風を喜び、毬栗頭盛となりぬ」(東京風俗志)

初期の西洋理髪店(「東京新繁昌記」)

招子

初期の西洋理髪店の樣式は、如何なるものであつたかと云ふに、「東京新繁昌記」に「十尺の小肆、板を染めて石に擬し、柱を塗つて鐵を欺き、形異人館の如くにして、而して初編の所謂西洋月鏡舖と、甚だその趣を同じうす。一箇の香棒、頭圓かにして玉釋花の如く、渾身斜めに、紅白二線を畫して、これを肆前に建て、以て招子となす。按ずるに西人は則ち、雪白を帶び、東人は則ち菓紅を含む、紅白の二色は、則ちこれを便

散髮の種類

「今昔較」默阿彌

「東京流行細見記」散髮屋カリ

り、圓頭は則ちその頭髮に擬する歟。予將にこれを博識先生に問はんとす。中央に椅子を安じ、一隅に水甕を設け剪刀をその側に懸け、獸皮を以て剃刀を磨し、毛刷以て密篦に代ふ。客は椅子に凭つて、趺坐僧の如き狀を爲す、親方その後に立つて、剪刀を下し、嶄々輒々、髮鋏に隨つて飛ぶ、席上の髮掬す可し、全頭艾り了れば、則ち洗膏を塗つて沐し、香水を濺ぎてこれを澤にす。頭顱始めて輕く、人皆快と呼ぶ。因循忽ち開化頭と化し、復た糞船東蘘を顧るものなし、世人一たび斷髮の黨に入らば、則ち喋々として英佛の風俗を論じ、その容姿も亦その國に異らざるものあり。倫天これを聞いて以爲へらく、凡そ學才あるものは、頭顱より趾踵に至るまで、皆海外より輸入するものなりと。これ敢て然るに非ず、開化の風俗も亦た更始の一物ない、今都俗を視るに、男にして髮を斷たざるものは、因循と曰ひ、婦にして眉を剃らざるものは、開化と曰ふ。(中略)散髮に數種あり、英風と曰ひ佛風と曰ひ、或は日本風と曰ふ、その値毎店同じからずと雖も、初芟は則ち約ね二三錢の間に出でず。再芟は則ち七八錢。輓近一種總形と稱するものあり、前髮と中髮とを剃つて、その餘髮を芟る恰も總形の如し、因循と開化と、一頭上に戰ふ、これを名づけて半開頭と謂つべきか、」

「今昔較」に「東京一般の髮結床、或は床の中に西洋の姿見の大鏡を飾り立て、椅子を設け置くもあり」とあるが、默阿彌の「繰返開花婦美月(三人片輪)(後出)にも出て來るが、可成り思ひ切つた開化振りであつたらしい。

今十八年七月出版の「東京流行細見記」に據れば、散髮屋カリ(散髮店)に、「庄司、川名、淺床、二階床日本勝、小栗、石川、齋藤、留床、平床、川崎、關、末廣、高木、金床、篠原、田中、三浦、小原、松德、大和、鐘床、福洋、鈴木、」等の名が見える。大體當時の大理髮店を網羅したものであらう。

第十一節　東京の風俗

一　呉服店の情況

呉服店の情況

呉服店の狀態

百貨店の出現　江戸遺風の繼承

三越、大丸、松坂屋、高島屋、白木屋、松屋、ほてい屋

第一回內國勸業博覽會

輸出雜貨品

輸入品代用品

第二回勸業博覽會

越後屋

呉服店を見るに、明治初期に於ては、どうであつたかと云ふに、まだ〳〵デパートは思ひも寄らなかつた。百貨店の出現は日露戰爭以後の事で、舞臺で見る辨天小僧がドッカト坐り込んだる、江戸時代の遺風を、ずつとそのまゝ繼承したのである。尤もその當時の大呉服店三越（越後屋）大丸、松坂屋、高島屋、白木屋、松屋、ほてい屋等は現今の大百貨店（デパート）として斯界に雄飛して居ることは周知の事實である。また明治初期にあつても、洋服が流行すれば直ちに洋服部を創設し、新しい方法に依つて陳列販賣を始める等、可成り時勢に適應せんと努めて居たのである。

明治十年に、東京上野に於て、第一回內國勸業博覽會が最初に開催された。既にこの頃には、模倣雜貨品が多少海外に輸出される程度にまで産業は發達して居た。勿論幼稚なる物にしか過ぎなかつたが、マッチ、石鹼、ハミガキ、メリヤス、帽子、靴、洋傘、硝子器具、紙卷煙草等が輸出された。その時特に海外に輸出されるまでには至らなかつたが、當時內地にあつて輸入品に代用せられたるものに、肩掛襟卷、ネクタイ、洋式裝身具、香水香油、敷物類、西洋家具、インキ、文房具、菓子類等に亙つて居た。明治十四年には東京上野で、第二回內國勸業博覽會が開催せられた。明治十八九年以後に於て會社組織と銀行制度の確立に依つて更に本邦産業は飛躍的發展をなし遂げたのである。呉服屋の內で最も早く著れたるものに、三代將軍家光の寬永十二年に、三越の前身越後屋呉服店が、江戸本町一丁目に創設せられた。次いで四代將軍家綱の寬文

白木屋
大丸
下村氏
松坂屋
伊藤家六代祐壽
松屋
高島屋
吉谷氏
ほてい屋
西城氏
高島屋の新方針
新聞廣告の最初
白木屋の洋服部開設
カーケス
外國博覽會に出品
萬國博覽會出品
松屋の呉服店
高島屋の出張所
三井呉服店と改稱
陳列販賣の濫觴
模樣界の革新
最初の陳列窓

二年に、白木屋が江戸日本橋に小さな呉服の小切を初め、五代將軍綱吉の寛永年間に大丸呉服店の、下村氏が山城國伏見より出で、大阪心齋橋に呉服店を開いた。降つて八代將軍吉宗の元文六年、松坂屋の祖たる伊藤家の六代たる祐壽が、名古屋に呉服店を創設。尙降つては十一代將軍家齊の文政十二年には、高島屋が京都烏丸松原に創設せられ、松屋は嘉永年間に初代吉谷氏が横濱に開業したに始まり、ほてい屋は、明治二年に西城氏が神奈川縣片田舍に開業したのにその端を發する。以上が昭和の今日迄、大デパートとして隆盛を極めてゐる大呉服店の創設時期を述べたのであるが、明治に入つてからの各呉服店は、明治九年に外國人が高島屋に來つて、相當の品物を買ひ取つて行き、これに着眼した高島屋では、營業方針を一變して、外國人向の商品を製作販賣する樣になつたと云ふ。明治十四年五月十五日、越後屋呉服店では、大賣出しをなし、その夏衣賣出の廣告を新聞に掲載した。恐らくこれが新聞廣告をやつた最初の事であらう。白木屋は明治十九年英佛商人とラシャの直取引を始めて、英人カーケスを聘して洋服部を他店に率先開設、明治二十二年には洋服注文取馬車六臺と職工二百人を使用して居たと云ふ。高島屋は明治二十一年西班牙「バロセロナ」萬國大博覽會に出品して授賞せられた。恐らく日本商品が外國博覽會に出品せられた嚆矢をなすものであらう。翌二十二年に同じく高島屋はパリーの萬國博覽會に出品して居る。同年松屋は神田鍛冶町に呉服店を起して、鋭意發展に努め翌二十三年に高島屋は日本橋區本石町に出張所を設け、宮內省の御用達を勤めた。一方越後屋呉服店は明治二十六年に至つて、三井呉服店と改稱、次いで二十八年十一月に東京本店階上を改造して陳列場とした。これがそも〳〵本邦に於ける呉服物陳列販賣の濫觴である。當時三井呉服店では、この陳列販賣であるとか、或は廣告であるとか嶄新なる營業法を採用したために、「越後屋とも云はるゝ老舖が不見識である」との非難をなすものがあつたと云ふ。また同店では、畫工をして衣類模樣雛形を造らしめて、模樣界革新の端を開いたのである。この當時白木屋も同じく在來の坐賣を廢して陳列式に改め、同時に帝都に

日清戰役までの各吳服店の狀態

「疵番」

「使出し」

三井吳服店の賣出し

大丸の番頭の話

於ける營業の基礎を作つたのである。

明治二十七、八年の日清戰役後、各吳服店は異常なる發展を遂げ、遂に日露戰役を經て百貨店にまで一大飛躍をなしたのであるが、明治初年より、日清戰役までの吳服店の狀態は、大概は硝子戸もショウウンドもなかつた。只店の印の入つた暖簾をかけまはして、入口には大鼓幕を張つて居たばかりであつた。芝居で見る江戸時代の辨天小僧の濱松屋強請の場とそつくりのまゝであつた。暖簾をくゞると、沓脱ぎの所が土間になつて居て、店先には番頭が硯箱に張面と算盤を持つて、受持の賣場に控へて居た。商品は別段各賣場に置いてあるものではなく、お客の求めに應じて、一々丁稚が倉から持運んでくると云ふ仕組になつて居た。然しながら商品を仕舞つてある倉は割合に秩序整然として居たもので、一旦客に見せた商品は「疵番」が居てこれをその柄行や産地を分けて整理貯藏する事になつて居た。また當時各御得意の宅へ品物を持參して御用を伺ふものを「使出し」と云つて居たが、これは紺の大風呂敷に包んで背負つて步き廻つたものである。この頃の賣出しは三井吳服店の如きは一年一回で、十一月一日から三日頃までゞ、その盛況は驚くべきもので、來客は前の夜の十二時頃から押し寄せて來て、夜の明けない中に表戸を開けるのであるが、待ち兼ねた群衆は一時に競つて這入り、これに應ずるに吳服店は、寄せ切れ見切り品を山の如く積み重ねて安價に販賣したものである、其の店員の狀態は如何なるものであつたかと云ふに、

「大丸に五十年勤めた番頭ですが、どうも大丸の大土臺が搖ぎ出し、江戸から東京唯一の吳服店が關西へ引揚げた當時のお話です。大江戸は享保三年十一月一日の開店ださうで、何百年來連綿と續いても潰れる時節が來ては仕方のないもので、さしもの下村家も、關西へお引揚げとなつて、あちらで城固が出來て京都などは盛大なものですが、明治の初めには、四大吳服店が大丸に指を筆頭に曲げ、越後屋(今の三越)蛭子屋(銀

大丸株式會社となる・入店當時の狀況

客應對の番頭

總賣上高

丁稚小僧時代

「茶番」「元服」

座）ほていや（新宿）といつた鹽梅式で、何と云つても日本橋通旅籠町の大丸と云へば、間口三十六間、奥行二十一間の一と構え、八百坪の地所を踏へて、東錦繪にも立派に刷り出されてゐましたのが、まづ蛭子屋布袋屋が潰れて、とうとう大丸も、明治四十年株式會社と姿を替え、東京の本店が京都へ振り替りました。（中略）私の入店當時は、丁稚小僧だけでも百三十人居りました、總勢はすぐつて三百五十人と云ふ、其當時では大家内。當今と違つて、商品はソツクリ土藏内に仕舞つて置き、お客様の注文で、ソレを土藏から運ばせる。一々丁稚が肩や手で運んで來ると云ふ有樣ですから、手足となつて働く丁稚小僧の多い事は、肩と肩とぶつつかり、お尻とお尻とつゝ突き合ふほどでして、商品の運び方も手ぬるいものでした。隨分と御注文品に因つては、お手間が取れ、客應對の番頭は、愛嬌愛想で操つてゐましたし、お客もノンビリしてゐたもので一日仕事で、眼の保養、氣の保養、ユツクリコと上り込んで、坐つたなり物の二三時間待つて下さるのはあたりまいと思召してゐらつしやいました。こんな風で總賣上と申した所で、江戸時代一日千兩と申しました。明治になつて、月五萬圓、閑な月で三萬圓といつたものですが、株式會社になつてからは、どんなものでしたか。（中略）丁稚小僧時代は只も追ひ廻され、追ひ捲くられると云つた風ですが、其間で機敏に立働かないと出世しませんので、宛で南京鼠の樣に駈け廻つて、番頭が何々を持つて來いと、間延びの、お客には解らない符牒でいふ商品を、返事より早く持ち込んで、御賞めに預りたいばかりに、丁稚同士も競爭です。宛で土藏の内外は火事場の騷ぎでした。ですから衝突はいふ迄もなく、持ち出す箱で、眼が眩み、又は呼吸がつまる位、頭や胸を撲つ事は、度々でありまして、命懸けだと思つたりしました。ソレが出世して、手拭一本のお客にも、お茶を出す役が、「茶番」と申して、半月代りでやりました。半月代りで樂をするやうな仕掛けでした。十七歳の時「元服」と申して、初めて二子の羽織を引懸けてもよいことになり、大人びた人間になります。ソレまで丁稚時代は、夏なら單衣一枚、冬なら綿入に白足袋と云ふ四季施に預るばかりで、御

給金
「番役」
「女房持」
「一代別家」
善惡の岐路
お帳場
篠田鑛造
越後屋
東京名所鑑
三井呉服店
三越得左衛門
資生堂本舗

給金は一文も頂きません。いよ〳〵給金を下さるのが、住んでから九年目でした。丁度二十一歳の時に「番役」といふ、帳場を一つ控へて、お客様へ應待する役目になりますが、ソノ嬉しさは身も世もありませんでした。天下がとれさうな氣がしたもので、ソレから段々仕上げて行きます。其頃は店の仕來型を飲み込んで、樂に威張れて、丁稚をコキ使つて、一年一年鳥居の數をくゞると、尾鰭が添つて十八年目が又一と出世です。十八年目と云ひますと、私が三十歳のときで、其の前後に「女房持」を許されます、通勤となつて「一代別家」と云ふのになります。これが番頭格になる初歩で、其頃は、店でも幅が利き、目ハシも利き、急所々々を知り拔いて、丁稚や手代にも、十二分に小言が吐けます。「何を愚圖々々してゐるかい。目ハシを利してやんなさい」と、當り散らせますが、此年輩が一番又迷ひ易く、新道に小拇を圍つたり、稽古所這入して身持を危くします。善惡二つの岐路で、さうして横道へ外れると、得てお店の品物をチョロマカしたり、他に知られぬ惡さをたくらみますが、勸善懲惡の筋道は、昔から終局が極つてゐますから、惡玉は長い年期を棒に振つて、唐傘一本も貰へず追出されてしまひます。幸ひ私は無難に、危い橋を渡らずに、ぢみちに勤めましたが、賣場時代のお給金は半期が一兩一分でした。このお帳場はお店に二十三ヶ所ありまして、一ヶ所にいつもお客様が、入り替り立替り六七組はお出でした。（篠田鑛造著、「明治百話」所載）

越後屋は當時にあつても大呉服店中の王者として君臨して居たのである。即ち、「東京名所鑑に」

「三井呉服店、室町二丁目の横丁にして駿河町にあり此所正面に不二を見るの景色最も佳なり三越得左衛門氏の呉服店にして越後屋と呼べり東京第一乃呉服店なり昔は此所兩側共越後屋にて北は呉服店南は糸店なりしが糸店を廢して其跡へ呉服店を移す明治二十一年呉服店の隣りに洋服店を開設す此北側舊呉服店の跡には今は資生堂本舗となる。」

「時世の粧東京十五區」

麴町區ショール

二　時世の粧東京十五區

次に明治二十年代の東京の婦女風俗の變遷が一目瞭然として且つ面白く述べられてあるのは次の一文である。

「時世の粧東京十五區」(衣服と流行所載)

東京は了得に天下の大都、住む人も上を見れば方圖が無く、下を見ても方圖がなし。上つ方は愛宕山の塔の如く下つ方は鐵道線路の下にある新網の町に似たり。ニタリあれば、田船あり、傳馬船で花見する人あれば、炬燵で雪を見る客あり、されば、その風俗區々にして、區々十五區の風俗は、十人十色の上に出でゝ、みな相異れる所ありとか、まことや麴町娘の令孃風なる、淺草の藝人じみたる、居はその志を移すとかや。

人情も此理に基き、區々に依て厚薄あり、土地によりて質素と奢侈あり、一錢三厘の洗湯に、糠袋一つで間に合はして、なほ垢拔けのする新造あれば、玉子糠、絲瓜、花筏、牡丹精、香水、小町水など遣ふても瓦に光無きもあり。水は美人に關係あるか、美人は水に緣あるか、京は女の名物にして、東京は男の產地といえり、然らば、則ち東京の女の子は落第者か、否々、然らず、今や改良水道成らんとして、八百八町產湯を遣ふに便利よく、滿都の人士、悉く神田の兄哥と、高慢の鼻を齊ふし得らるゝに至らんとす。こゝに美人十五區の時世の態を寫して、衣服の嗜好、流行の興あるものを左にかきつらぬべし。

麴町區　ショールの令孃

遲々たる春光、牛ケ淵の邊に滿ちて、招魂社畔に櫻咲く、只看れば紅雲一帶、近衞師團の外濠を裹んで、花と蝶と相驅逐す。彩畫あり、馬場の滸をめぐる、中に一頭地を抽るものあり、これ大村故兵部大輔の銅像

神田區
日本橋區
京橋區

なりて遠くこれを見る令嬢、玉顔を兩蝙蝠の傘に包んで、ショール着て立てる態、銅像の影法師と見るもよし、着たる矢飛白の衣裳は、父が弓矢の餘光にて、何位とやらの位に叙せられ、営所の近くに卜居する娘かその家高尙なり。

神田區　職人のおかみさん

内儀の俗稱、山の神と云ふも、おかみさんと云ふも、尊敬の意味は離れざるべし。正一位などゝいふ尊稱は貴婦人方にあらずして、却つて外神田の裏店などに住む、親分達の女房につくなり。見よ、夫は終日働き通して、日給鳥の塒の歸る頃は、女房は家に在りて、一日の經濟を辨じ、夕餐の膳に一合つくる兵站部の行屆きたる仕方は、長屋中での司令官なるべし。萬筋の半纏に青竹のある八丈の襟をつけて、蚊飛白の單物は、年も姥櫻、節も極暑に間はあるべし。

日本橋區　小紋羽織の御新造

霰小紋の羽織は召せども、浮世の冬に霙降る貧乏人の境界を知り給はず、常に塗土藏の裏に起臥し給ふても、米の値は御存じなく、土一升に金一升と云ふ生へ抜きの本町に住めば、都の中にこれより好き處はあらざるに、物見遊山に供を隨して、芝居の代り目は缺かした事なし。眉は剃つても、役者のお噂は止め給はず、子を產めば、乳母よ、子守よと徴發して、其身は年中摩り磨きにのみ氣を遣つて、それで御新造の役目が濟むとは、實にこれ天下の樂境。

京橋區　珠數爪繰りの御隱居

老ひては子に從ふの諺を守りて、浮世の事は孫子に打ち任し、身を佛門に歸依して、朝暮念佛三昧に耽り珠數爪繰ることゝの殊勝さよ、ことさら老人の耳敏き、まだ東も白まぬに目を覺し、寺の鐘に心耳を澄して、築地の六條樣へと急ぐ、冬の朝は霜柱に寒さ一入なれど、老の一徹合點せずして、納豆頭巾に、龜甲形の被

布着けたるは、萬年も生ん心にや、年も七十幾つと云ふに、色も艶々して目だに霞まぬは、此人の春長きことや。

芝區

芝區　位爵も高輪のお姫様

春の海は波憩すやうに靜にして、眞帆片帆の風を孕む樣も等閑なれば、鷗の飛んで緣先に止まるも面白く影麗かな日粋は、障子の骨四つ五つ目までも映す程の温さ。手飼の狆の馴れて、姫さまの手にまつはれば、鈴の音の幽に鳴もいとやさし、姫様の髮はお稚子とやらにて、帶は金襴のお狹みに結び、鬱金縮緬の帶上げを召したり、上衣の幽禪は薄鼠に花笠と絲柳とを染め拔きたれば、見るから目も覺むる心地ぞすれ。

麻布區

麻布區　華族屋敷も廣尾邊の令孃

廣尾の秋草はまた格別にして、枯野の水の白く流るゝさま、晩鴉塒に歸らんとして、冬近き杜の木の夕日を射けて紅燃えんとする景なんど、畫にも及び難し、こゝに大藩のお大名、その昔の下屋敷を、今の本邸に改め給ひて、忠臣の三太夫に諸事を賭せ、殿も姫も、花月に朗詠して浮世の塵に染み給はぬ境遇、これ人間にあらずして、殆と神に近かるべき清興、髮も束髮とはほんの名ばかり、天人がこんな髷を入れて居ますとは、御出入の女髮結の言、

赤坂區

赤坂區　ゴム玉の色も赤坂邊のレデー

御所の甍、高く聳えて、雲を摩づれば、濠の氷の春の日に溶けて、水禽の羽音させて飛ぶも勇まし。こゝに唐織の洋服召して、お妹御と共に散歩なさるゝレデーは、そも誰人の子におはしますぞ。鳥に比するは勿體なけれどそのお姿孔雀の如く、ボンネットの鳥の毛は、お羽嫉とも呼ばれ給ふ姫君か、風船玉に餘念なき妹御の罪の無きは、天使か、神の子か、頰の肉は豐にして、笑ふ顏の優しさは、春の小波の戰ぐかとも怪まれけり。

四谷區　黑紋羽織はきても高尙な奥様風

まだ二十歳の坂は超え給はざるべきに根上りの丸髷、五分玉の珊瑚珠に、金脚の釵は女中がしてくれた奥様風、羽織の着付小紋の上衣、いづれ位などのある家の令孃なりしや、新婚旅行の道中に若い者を羨ましめたるは、つい近頃か、仕打の初々しき、物事の控目なる、飯事のやうなりなど、評されて顏赤むる程の優しさは、結綿花嫁の地金見えて、人間一生の快事、今この時にあるは、この人の身の上なるべし。

牛込區　遠見に神樂坂の藝者姿

馬の背を分けて降ると云ふ夏の雨は、實に牛門の外は草履道にして、しかもこの神樂坂は、空色の單衣に銀糸を縫ふ程の雨の足、横丁の姐さんが糠袋啣えて、湯屋に通ふにも、横降りを凌ぐとは、よくも馬背に境論の捉らぬ事よ。だらしない朱子の帶に、浴衣の褄どりたる態、場末ながらも何處となく垢拔けして、了得に三味線持つて、座を浮かしむる腕よと、傘もてる手筋を見れば、さても色の白くして、手どりとも思はれざるに…………

小石川區　新芽は未だ柳町邊から學校通ひの娘

初三の月圓かれど願ふに遲く、娘を育てる親の待遠なるは、愛の深き故なるべし、道は遙かなれども、學びのみちは高等なるこそよけれと、お茶の水の邊りまで通はして、螢雪業に精出さするこそ、世にあり難き惠なれ、包かゝえて、傘さしかけて、柳町から通ふを見れば、春は芽を吹く、出世する、氏はなくとも、怠りなくば、玉の輿にも乘らるべし。今日の襤褸を錦繡に代へて、花を飾る目もなかるべき。

本郷區　新花は湯島出花は茶屋女

色を香茶の出花に移して、茶屋女となる身の憐れさよ、天神の社内に、天神に結つた美人の立姿、朱子と更紗の晝夜帶は、終日終夜の忙しさを見せて、棒縞の袷は、階子段の上り下りに、足も棒になる印なるか、

たまさか一日の暇貰ふては、お芝居見物に一月半年の壽命を延べて、幸氣臭き身の上を卿つも道理なり。世に籠の鳥と名のつくもの、豈傾城の身の上ばかりかは、こも亦その中の一人なるべし。

下谷區

下谷區　品は上野の不忍に蓮見る娘

漢法醫者などの娘か、古風に化粧(つくり)を立てゝ、月前に物思ふ風情あるは優なり。文金の高髷に、菅糸の根かけ、中振りの單衣に、純子のお太鼓、黒塗りのポックリに、コックリ思案の躰などは、惡い洒落と云ふべきか。芙蓉水水を出でゝ、夕風袂にあまる、美人歩を轉ずれば、野草の露、はら／＼と溢れて、轉々珠玉をまろばすも妙、日落ちて、鐘聲煙を罩め月出でゝ、燈影水に流る。風無きか、短笛樹間にあり、光景、眞個に小西湖、

淺草區

淺草區　未だ十歳の上を被布三つと越えぬ嬢様

鳩の豆飼ふも功德の一つや。淺草觀音の境内に、慈悲する親の多きは、我子の福德圓滿を望めばなり。されば仲見世の繁昌多きが中にも、翫弄物屋の多きは、子に甘き親の夥しきにて、よし淺草寺の誓ひは淺くとも、愛の泉は深かるべし。女中に手を引かれ行く娘の年十二か三か、きり下げ髪を、近頃ひき伸せしか、しかも上品なる姿風俗は、有福なる町人の御秘藏なるべし、衣裳の模様は華美にしてしかも優し、行水に扇流の幽禪は、末廣かれとの心にや

本所區

本所區　春の花の顔冬は雪の肌の藝者

雪は鷺にも似て、飛んで散亂する向島の土手を鶴氅代りの合羽に凌ぎて、銀鼠のお高僧頭巾の、目ばかり見せたるは罪なかるべし。春は花の雲に惠まれて、鬼事に客の興を添へたりしが、夏は葉櫻と世の人にからかわれて素道の涼み船に嘲けられしも、雪の日の興あるは格別なり。山谷堀、待乳山の、夕景色を向ふに眺めて、お座敷の歸り路を急げば、路には二の字の轍を殘し、家には行火を暖めて待つお袋の慈悲深けなる。

深川區　嵌ればこれも深川の■■物

深川區　嵌ればこれも深川の■■物
水の流れと人の行末は、思ふに定めぬ淵瀬にして、深川の深流に嵌り、男の圍ひ者となるこそうたてけれ、これとても素性を洗はば湯江の岸に生ふる蘆の根にもあらざるべきに稍小船の思ふに任せざるより、零落して口舊者となり、黑板仕の妻に圍はれて、匈奴に泣く昭君が哀れも他人事にあらず、黑朱子の丸帯に、明石の衣を身に着けても、すまぬ心のむすぼれてや、洗ひ髪の類にかゝるも、態とならぬ憂ひ籠れり」

諸種の流行と雜の部

三　諸種の流行

明治初年に於ける諸種の流行　洋服とザンギリ　商社會社　煎茶　文人畫　コレラと賣藥　茶の湯　グラント將軍來遊前後　十二三四年頃　狩野派の書畫　撃劍と角觝　日日

今明治初年に於ける、諸種の流行を考ふるに「維新以來我が東京に流行せしものゝ有樣を考ふるに明治三四年の間は金捨への大小行はれ廢刀の令出でしより、忽ち洋服とザンギリとが流行し、續いて商社會社の世の中となり、七八年の頃より、煎茶がはやり朱泥の急須と明末清初の畫、また近世の文人畫が流行り出せしが、此れに續きし流行物は怖るべきコレラと賣藥なりし、十年の戰爭がやむと間もなく、そろ〳〵茶の湯が頭を持上げ、グラント將軍來遊前後は、藝妓と俳優が時を得たり、夫れより十二三四年の頃は、圍碁に古刀と論曲とが、交る〳〵行はれしが、此話が止むと同時に狩野派の畫が頭を擧げ、まくられし探幽の龍虎は再び舊書畫をまくりかへしてその錦繡を身に裝へり、されど中古の名畫品切と共に此の流行も今は薄らぎ、今は撃劍と角觝の世の中とはなりぬ、(下略)(明治十七年三月四日、日日)

石井研堂　東京新誌

然るに一年後に至つて、流行の復活したるものがあつた。石井研堂「明治事物起原」に據れば、「明治十二年九月『東京新誌』の事物盛衰記中に、一たび衰へて復た盛んなる者あり則ち無盡撃劔提灯烟火祈禱擂兒差曾茶青、瓦園林、骨牌、漢文和歌方經猿樂武具茶器等是なり」

萬年青

萬年青なども相當に流行した。

貧富改
郵便報知新聞

「當府下では昨秋頃より萬年青が大流行で人々競ひ求むるより追々値段も高くなり、普通の上品にて二十圓乃至三十圓其上に至りては四五拾圓も出して賣買し、飛切稀れ者は、一葉にても四圓五圓、六圓杯と申唱へ植木渡世の者共は何圓の萬年青何十鉢何十圓の鉢を幾鉢杯と景氣能く冬に至り家々大金を並べて越前の心餅例年二三斗も搗く家は四五斗も搗き五六斗搗くうちにては七八斗の增し春して大悅で春に至りし處、何ぞ計らん今度新代調べとか貧富改とかにてバツタリと行き盡き元より賴みに爲すべき代物ならねば、融通の道もたちまち塞がり。萬年青の靑い息を吹いて居ます。」（明治十年二月一日、郵便報知新聞）

山形清兵衛
橫瀨夜雨

「板橋第一組直蓮橋三丁目の山形清兵衛の此程賣りたるおもとは一鉢八千圓也、（明治十三年、四月廿六日）

橫瀨夜雨、明治初年の世相所載）

虎狼痢の流行
東京日々新聞

「去る十二三日ごろより橫濱にてチラノ\虎狼痢が流行し掛け、忽ち蔓延て去る十五日には既に死せしもの七人この外病院に入りしもの一昨日までに十人に餘りたりとぞ。最はや昨今この病氣は殆んど橫濱全市に蔓延せしものゝ如く大抵一町に一人か二人づゝ煩ぬもの無きほどなり。縣廳にても此の事を聞くや否や直ちに豫防に着手せられ、縣令をはじめ警察課の官吏は去る十六日より港內を巡廻し各分署には醫師を置きて病者あらば直樣駈け付けて治療を施し、且つ豫防の法を授け又警部巡査は醫師と同道にて每戶に至りて家內の者を診察し、石炭酸劑の豫防藥を與へ若しも感染の氣あると見る時は直ちに病院へ送らる、是がため縣廳病院とも日曜の休暇もなく專ら豫防に盡力せらるゝほか他事なし（明治十年九月十九日　東京日日新聞）

コレラを流行の部に入れるのは、どうかと思ふが、この後幾度も全國的に流行して惱ませたものである。

西京に擊劍の流行
郵便報知新聞

「西京にては先頃より擊劍が流行し、已に道場まで開きしが、此程同府廳より廢刀の世の中に劍道の稽古は無益なりとて差止められたるよし」（明治十三年三月十一日、郵便報知新聞）

月琴の流行

「明治十三年十一月の「東京新誌」に月琴行の一篇あり、「彼ノ紳緇貴人何ノ心何ノ意ニテ之ヲ彈ジ之ヲ歌フ

諸藝新聞

明治事物起原

玉突の設置

球臺の備へ始め

萬代軒　精養軒　香取軒

明治事物起原

東京日日

矢場の隆盛

弓肆場の繁昌

り」の句あり、淫猥の歌曲たるを證ぜり、同十四年六月の同誌に、「清楽漸々衰ヘテ和楽又盛ンニ」とあり。されども、其の眞に衰へたるに非ざるは、左の記事に之を證すべし、同十五年十月の「諸藝新聞」第八六號に、「両京にては月琴大流行にて、當府下にても四谷牛込麻布邊にては、常磐津清大の師匠よりも月琴指南所の數多し」と報ぜり、如何なる動機にてこの清楽の流行を來せしものか不明なれども、兎も角、兩京ともに大流行を來せしなりき。（明治事物起原）月琴は後年法界屋に利用さるゝ杯、長年の間玩ばれたものである。

玉突の設置に關してはおくとして、玉突は明治の初期に入り來り今尚ほ盛んに行はれてゐるものゝ一つである。

「東京にて球臺を備へしは、明治十八年ころ神田淡路町の萬代軒、明治十八年神田淡路町の萬代軒、京橋釆女町の精養軒、麹町飯田町の香取軒等にして、これ最も初めにかゝるものなり」（明治事物起原）

「大阪府下に玉突の流行せるは豫て報道せし所なるが、一昨十四日の夜突然警察官吏は八方に奔走して捕縛なす者九百餘人、中には逃れんとして疵を負ふ者あり、中々の騒動なりしと彼地よりの電報」「明治十五年二月十六日、東京日日所載）

右の記事だけでは一寸判らないが賭博をして居たのではないかと思はれる。

矢場は、なかなかの繁昌を來したもので尤も矢を射るなどゝ云ふのは方便で、女の尻を射るのが主目的で發達したものである。

弓肆場を連ね、阿娘窈窕、妖粧盛飾して、紅袖巧に客を招く。客の多少は全く娘の美醜に關す。客固射を學ぶに非らず、專ら阿娘を挑むに係る、肆號風佳を競ひ、梅林と曰ひ、藤岡と曰ひ、何と曰ひ何と曰ふ。店は紙障を鎖し、障心の糊せざるところ寸許あり、儘ま人の偸覗を許して、敢て偸覗三錢の罰法を用ひず、客のこれを覗ふものあれば、直に艶語を食はせ、乍ち媚笑ひ衒り、以てこれを要虜せんと欲す。彼の妓局(きりみせ)の格

東京繁昌記
淺草、芝神明、郡代、神田淡路町
文藝界（東京風俗）
揚弓のある場所

子先と一般に相似たり。室内に贄物無く、剛弓七張、柔弓八張、矢箇六七羅列す、腐書生臂を連ねて彎き、嫩少年腕を接して發す。商賈も亦往き、僧侶も亦往く。飛箭雨の如く、亂羽林を爲し、霏々紛々、拙手以て巧を爭ふ。百發百外、何ぞ彼の有的を用ひん。一客あり忽ち紅袖を挽き起す。纖々たる左手、以て丈夫の右手を壓す可し、弓を拈つて箭を摘み、筈を鼻頭に着け、弦盈ちて羽飛ぶ、一發一甖、一中一媚、百發百中、矢を捨て破るが如し、娘揖讓して（射は禮を尊ぶ）曰く、娣未だ射法を知らず、特彎いて發する耳、偶々中る者は、千人會の中るが如く、復た期す可からず、官奮の如きは則ち君子の射なり。己を正しうして後發す中らずと雖も亦た遠からず、娣豈に勇士の腕力に敵す可けん乎。書生曰く、僕己を伸て而して後發し、彼の百穴に臨んで、覘はずとも雖も必ず中る。一娘適々起つて散矢を拾ふ。客忽ちその尻を覘つて發す。尻の肥大なる的場に充つると巧に避け妙に脫し、曾て一矢を受けず（東京新繁昌記）明治初年にあつては、淺草を始めとして芝神明、郡代（日本橋馬喰町）神田淡路町等の各盛り場に矢場（揚弓店）が有つた、然るに、明治三十七年一月の（文藝界）臨時增刊「東京風俗」には「揚弓店のある場所と云へば、今では郡代（日本橋馬喰町）と淺草公園第五區と、先づ此二ヶ所である」とあるは、他の岡揚所では許可せられなくなつたのではないかと思はれる。その男を引き入れる方法も今の玉の井や龜井戸の樣に、男の顏さへ見ると「チョイトお入んなさいよ、田中さん、渡邊さん」などゝデタラメの名を呼んで、無理矢理に引つ張りこむと云ふ戰法で、手代や、職人や書生などを相手に繁昌を呈したのであつた。

狐狗狸

狐狗狸なるものが、明治十七年下田港へ寄航したアメリカ船の船員から傳へられたのが始まりで十八年頃から二十年代へ掛けて全國的に流行した。

「先頃より流行する狐狗狸は此程に至りて益々甚しく、恰も昔時流行せし巫子の如く今は遊戯に非ずして、百般の事を問ひて信用するものあり。（下略）」

日日新聞
雑の部
海水浴の始まり
播州明石
渡邊五等屬
芳譚雑誌
後藤新平の著書
石井榮三
松本順
海水浴場の始
福羽美靜
ニコライ堂
「明治事物起原」に據る
ニコライ堂

(明治二十年五月一日、日日新聞所載)

四　雑の部

「潮水に浴して病を治療する事は、既に神代に始まり、古事記に明なり。明治後、始めて海水溶場の設備あり、直接に病を治療するよりも、主として遊樂の目的にて今日の盛を致せり。播州明石邊は海水溶場となすに最適當の地なるよしにて、兵庫縣の渡邊五等屬が、先頃海水溶場見分として派出せられしは大阪鎮臺の兵士に、年々多き脚氣病を療養さるゝ爲ならんと評しあへり、明治十三年十一月〔芳譚雑誌〕一六九號に見え又十四年十月、後藤新平一書を著はして〔海水功用論附海濱療法〕といふ。愛知縣石井榮三の出版なり。〔右雑誌〕に、松本順氏、相州大磯町照ヶ崎の海濱を觀て、浴潮に適する地と爲し、明治十八年八月、驛人に諭して浴場を開かしむ、これ本邦に於ける海水浴場の始なりと、(明治事物起原)

海水浴、金杉新濱町にあり、東京海水溫浴の權輿なり同所の隣に見はらし亭あり。(下略)

しば〳〵に入試て思ふなれ　　福羽美靜
芝の砂湯にまさる湯はなし、

(東京名所鑑所載)

とあるを見れば、明治二十年頃より海水浴が東京の一部に於て行はれて居たと見える、流行物として扱ふのは變であるが、當時珍奇の眼を以て見られた建物にニコライ堂がある。

「明治事物起原」に據ると

「東京神田駿河臺の一名物たりし、ニコライ會堂は、明治七年十二月の〔雑誌〕三四八號に、『宏壯美麗都下に無比なり、匠工は佛國より雇入たる由、將に功を竣んとす』と報じたれども、其盛大なる開堂式を擧行し

ニコライ師
中生村樓 鴎遊館
淺草
十二階 バルトン
福原庄七 エレベートル
凌雲閣の八景
相澤求
富士山
パノラマ畫

たるは、二十四年三月八日なり。其建造崇高なりしかば、皇居を俯瞰す可く、不敬なり杯論議する者も有りたりし、ニコライ師は文久元年七月來朝以來本邦の文學宗敎を研究し、わが精神界に貢献する所多し、四十五年二月十六日、七十八歳にて歿せり。

民權思想時代にその名姦しかつた井生村樓とは、鴎遊館、同所（註、淺草區須賀町）にあり大川端に臨む所の高樓にして初は井生村樓と稱せしが後改て鴎遊館と稱す諸集會の貸席を業とす。（東京名所鑑）

淺草は今も昔も變らぬ大衆の歡樂境であつた。玉乘り、人形芝居、女輕業、ジオラマ、花屋敷、或は富士山などゝいふものがあつた。十二階と稱ばれた凌雲閣は、明治二十三年に成つたるもの、英人バルトンの設計にかゝり、總煉瓦作り高さ三十六間、工費五萬五千圓と云ふ當時では相當に巨額を要した。

凌雲閣　明治廿三年福原庄七氏以下京濱豪商の發起より淺草公園内に成立する所なり練化造十二階二百二十尺にして本邦未曾有の高閣なり、電氣を利用してエレベートルの仕掛を以て縱覽人を昇降せしむ、此閣に登れば東京全市は眼下にあり、富士筑波淺間日光の諸山は申すに不及利根の流を見渡し品海は房總の諸山に包まれ湖水の如く畫にもおよばざる佳景にして、吾邦未曾有の美觀なり、同所の八景と稱するは、墨陀秋月金龍晩鐘、筑波晴嵐、袖崎歸帆、富士暮雪、田中落雁、秩父夕照、根岸夜雨是なり、

遠近のけしきくまなく見ゆるかな
雲を凌てたてる高との　　相　澤　求

（東京名所鑑所載）

淺草には富士山と稱する遊覽場の如きものが作られて一時その名著れたことがあつた（明治二十一年）この外にパノラマがある、

パノラマ畫　同公園内第六區元富士山のありし跡に建設せる所の亞米利加南北戰爭のパノラマ畫にして彿

ヨセフバートランドルーシエンサルシエント比刻斯傳
石澤可則
物賣り
金山寺屋
煮豆屋
コハダの鮓賣
荒物屋
金魚屋、風鈴屋、苗賣、きんかち團子
蜜豆賣
梅坊主
虚無僧、アホダラ經、あめや、ほうづきや、デロレン祭文
さし賣
唐のかんこうりん

蘭西巴里府有名の畫工ジヨセフバートランドルーシエンサルシエント兩氏が丹精を凝て畫たる米國比刻斯堡の古戦場なり

おめりかの北と南の戰の、
うつしゑの之もいひしらぬかな

石澤可則(東京名所鑑)

この外に明治風俗を偲ぶよすがとして、街の物賣り等には

「明治二十一年前後晴雨に拘らず其頃町内を通つたものに抽出のついた箱車を曳いて、大抵午頃を目蒐て通る金山寺屋がありました、年頃五十年輩で、聲に節をつけて「金、山、寺屋でござい」と觸れ來ました。金山寺といつても味噌はかりでなく、黑豆、葡萄豆、隱元豆、梅干、紅しやうが、澤庵を賣つてゐたので、煮豆屋が車で動いて來たやうなものでした。ソレから頭の上へ盤臺を二つ載せて、青い筒袖黑股引で「はんぺんにスヂかまぼこやでござい」といつて、底力のある聲で、手拭を腰に狹んで、ソノ腰を妙に振つて來た男がありました。(中略)コハダの鮓賣は、子供心に二三度見懸けましたが、ソレツキリ山の手へは見えず「荒やみそこし」といつて、荷車に旨く滿艦飾の如く、荒物をつけて來た商賣、コレも荒物屋が動き出した名案でした。どうして彼が廢つたか、惜しいと思ひます。金魚屋、風鈴屋、苗賣、朝顏賣別段變りませんが、喰物で「きんかち團子」(かんかちともいふ)とて、臼の音を杵で巧みに叩き、人寄をしてから、曲藝をするもの、蜜豆賣人形芝居を義太夫でやつて來るもの、「ヤアトコセ」の梅坊主などが思ひ出した樣にまわつて來ます。ソレも今は見ませんがゴゼの坊、虚無僧、アホダラ經、あめや、ほうづきやデロレン祭文、さし賣(穴あき錢をさすワラを持て、キツト二人つながつて、一人は蝙蝠安みたいな姿で來る)かうした連中が、來たものです。大道藝では唐のかんこうりんといふのが、子供に八角の眼鏡を持たせて、支那服を着た子供がカネを合せてチヤカチヤカチヤカやる、ソレを踊らせて見せた。(中略)

熊の油
桶屋
羅苧屋
「岩見銀山鼠取り」
「夜嵐お絹」
璃寛
定齊屋
風鈴屋
七色唐辛子屋
ランプのホヤ
篠田鑛造
興行物
見世物の取締

熊の油を五六人で賣りに來る、熊を引張つて來たものです。ソレにゾロ〳〵子供や子守がついて來ました。桶屋がよく來て、賴み手があると、肩にした料をドッコイショイと卸して、大地へ座り込み、遠慮なく竹の輪を、往還へ伸して、平氣でタガをかけ初めますが、竹の輪が往還の歩く人へからまらうが平氣の平左厄て「オイ氣をつけねエ」と、跪いたりするとアベコベに怒られる、女が通ると、蛇のやうな竹の尖端(さき)をくねらして、裾にからみつかせ、脅えさせたものです。「羅苧屋キセル」も汽笛にならない前は、セツて歩いて、矢張り大地へ陣取り、小さい火鉢を側に、穴のあいた板で、羅苧竹の嵌め工合を極めて、磨いた雁首吸口へすけてゐたものです、(中略)凄いのが「岩見銀山鼠取り」ソレは子供の時から、いふことを聞かないと「鼠取にやつてしまう」「岩見銀山につれていつて貰う」と脅されてゐる上に、ソノ言ひやうが、オッカナイ言ひやうで「いたづらものはいないか岩見銀山鼠取」つまり今の猫入らずの元祖みたいなものです。おまけに「夜嵐お絹」が、璃寛に迷つて、旦那を殺した、コノ鼠取で害めたといふ、來歴つきで、何となく凄味のあつたものです。聲なくして分るものでは、夏の定齊屋で、カンの音で「ソレ定齊家が來た」と知れました。夏の風鈴屋も、チリン〳〵音がして分つたものです。納豆屋で天狗の面を背負つた、七色唐辛子屋、「十一屋の唐辛子でござい」といつて觸れて來ました。ランプ時代に「ランプのホヤ、コップのこはれはございませんか」と女がセツて來ました。(篠田鑛造、明治百話に據る)

興行物

見世物の取締りについては、早くも明治元年二月二十二日、左の如く布令が出たのであつた、「西京、東京は皇國の首府にして敎化の根元に候へば、假初にも非禮非義の狀態有之候ては其弊普く御國內に及候事故卑劣の義は之有間敷筈所近來春畫並猥ケ間敷錦繪等賣買致候者も有之哉に相聞且又見世物と唱候類にも見苦敷招看板を差出如何敷體を致小兒翫物等の內にも男女の淫體等も相見之不埒の至に候向後右樣の卑劣の義は致

國敎風一右樣の儀賣買致し候者於有之ては其品取上げ糺の上當人は勿論名主共五人組夫々咎申附候條心得違無之樣可致候事右之通不洩樣早々可申達。」

香具師の名目

明治九年には香具師の名が廢された。

「從來香具師と唱へ來候名目自今被廢止候事但し銘々商賣の儀は可爲勝手事。」

壬申七日　　　　　　　　　　太政官

太政官

醜體の見世物の差止

右之通被仰出候間區々無洩不觸不もの也。五年三月十九日に男女蛇使及び相撲其他醜體の見世物が差止められた。

明治七年頃の見世物

明治七年頃には、見世物を、自宅で見せても差支へなかつたのである。

片岡萬吉方

ガラスランプ、蒸汽車、電信機模型。（淺草區片町三〇片岡萬吉方、明治七年五月二十九日）

齋藤寅吉方

お猿綱渡り。（淺草區北松山町十八、齋藤寅吉方、明治七年六月四日）

武田彌太郎

汽船ノルマン

トン

明治十九年十一月二十六日に寄席營業武田彌太郎が、同年十月三十日に惹起した、英國汽船ノルマントン號遭難狀況の繰人形を差止められたにも係らず、興行を續けて、その爲營業權を停止された事がある。

見世物興行の許可地域

明治十九年四月には、見世物興行は、淺草深川兩公園、佐竹ケ原、本所元津輕屋敷以外は、學校病院を去る事二丁以外の地でなければ許可しない事となつた。

外國人の手品

ジヨンマルコム

張世存

外國人の手品では、明治九年十一月十一日麴町區紀尾井町で、英人ジヨンマルコムが興行したのが、最初であつて、十二年十月十四日には清國人張世存が南京手品曲藝を演じ、引續いて各所で演じて居たものと見える。

曲馬

チヤリネ

曲馬では有名なる伊太利人チヤリネが、明治十九年八月二十三日より、神田區花岡町で興行し、大入りを占め、十月二十六日から築地三丁目で興行、次いで十二月十三日から、淺草公園で興行し、翌二十年二月八

日より、靖國神社で四十五日間興行するの盛況を呈したのであつた。このチャリネの曲馬が當つたといふので、二十年四月二十八日外國人、エルエス、ワットソン外四名が、歐米スパーラ、ラスラで、木挽町三丁目で興行した。

エルエス、ワットソン

手品は鈴川傳五郎と云ふ男が、明治十二年グラント將軍來朝の際と、明治十四年十一月横濱御殿で天覽に供したのが有名である。

手品　鈴川傳五郎

この外西洋手品はキリスト教の傳來と共に這入つて來て居たのであるが、鎖國と共に禁止されて、明治になつて再び、魔法などゝ稱して輸入されたものである。

西洋手品

源氏節は説經淨瑠璃から出たもので、江戸時代末期に、名古屋に岡本美根太夫と云ふ名人が有り、その門より出でたる美矢登司といふもの、明治五年その節に合せて人形振を踊らせる事を創めこれを首振りと稱した。明治十二年頃その一座より岡本美左松が出て、美聲と妙技とを以て世の喝采を博し、この頃より源氏節と呼ばれるやうになつたと云ふ。

源氏節　岡本美根太夫　美矢登司

岡本美左松

浪花節はその源を、デロレン、祭文、説經などに發してゐるもので、素より野卑なるものとされて居たが、明治十四年頃から次第に下層社會に歡迎される様になつた。

浪花節

これが大いに飛躍したのは、日露戰爭後に武士道鼓吹を旗幟として、桃中軒雲右衛門が出現してからの事である。

桃中軒雲右衛門

（註、本稿は大體に於て明治十年より二十五六年までの風俗を記述する方針の下になつたものであるが、勢ひ東京中心になつたのと期間が前後にはみ出たのは萬止むを得ない次第である。

外交篇

第七章　外　交　篇

西南役
日清戰爭

本章に於ては主として明治十年西南戰役後より明治二十八年日清戰爭終結に至るまでの我が外交の顛末を簡述した、而して之れを第一節條約改正、第二節日韓の關係、第三節日清戰役の三部門に分類し、更に各節を各項に分類して（但し條約改正のみは自ら二十八年日清戰爭以後にまで筆が及んで居るが、是れは便宜上止むを得ない事で、以て諒とせられたい）説明した。

第四節　條約改正

條約改正

石井菊次郎

條約改正が如何に、明治維新以來の我日本に執つて、重荷であり、且つ國運を賭しても成就しなければならぬ大事業であつたかは、今更事新しく説くまでもあるまいと思ふ。左に引用する石井菊次郎子爵の言葉に依つても其一斑を推すに足るであらう。

浦賀
下田邊

居留地外交

密輸入問題
外國船員の狼藉

治外法權
領事專制制度

領事裁判

「我が外交は浦賀及び下田邊に端を開いたのであるが、明治となつてからは、長崎・神戸・横濱・函館に設けられた居留地に移つた。所謂居留地外交で、之れは主として我が地方官と外國領事との間に行はるべき筈のものであつた。密輸入問題とか、外國船員の狼藉とか、今から見れば外交問題とはいへないものばかりであつたが、治外法權と領事專制制度の下に呻吟しつゝあつた日本では、それを大問題と見ざるを得なかつた。開港場の居留地で起つた此の種の問題は仲々地方的に解決せられないで多くは霞ヶ關に移され、ここに問題の眞價不相應なる口頭辯論となり、公文の取りやりが行はれたのであつた。我が輩が霞ヶ關に見習として入つたのは、あだかもこの居留地外交の最中であつた。現行犯でも外國人を罰することが出來ず、脱税・密

傳染病豫防規則
外國人の横行

學校出外交官の切齒扼腕
霞が關の意氣地なし

歐羅巴人日本人を侮る
外人は日本人よりも支那人を重ず
不平等條約
陸奥宗光の苦心努力
英國の同情を得
條約改正の實現と國民の勃興

條約改正の發端

輸入の外國商人を領事裁判に訴へて多くは曖昧裡に葬られ、傳染病豫防規則を公布しても外國船は知らぬ振りをして港内に乘り込むといふ有樣、當時の外務省の事務といへば朝から晩まで癪に障ることばかりで、學校出立ての我輩には無念で堪まらなかつた。省内では下僚に横平な霞ケ關の主人公が時々外國公使から一寸來てもらひたいといはれる爲體であつた。學校では國家の主權とか、獨立均等とかを敎へられた我が輩は實地の外交を覗いて驚き、切齒扼腕もしたし、長大息もした。治外法權や領事裁判制度がかくまで亂用の餘地があり、害毒を流すものとは夢想だにせざりし所であつた。

憤慨は獨り有識階級に止まらなかつた。外國人の犯罪者を取扱ふ巡査の如きも屢々忿懣に堪へざる目に遇はされた。一巡査が大津で露國皇太子に一擊を試みたその亂暴は惡むべきも、動機の遠因は平素の忿懣であつたのである。

この狀態は何としても我が國民の長く堪へる所ではなかつた。然も外國側に於て、米國の同情の外には賴り得るものはなかつた。今では支那が不平等條約に堪へないといへば、列國は彼の叫びに耳を籍すが、當時の我が國はかゝる進步した時勢に惠まれなかつた。

我が政府は疾く英國より主義上の同意を得て居つたが、この外始めて英國の好意を取りつく迄の故陸奥伯の苦心は吾人の想像の及ばぬ所であつたといふことである。米國の外に一度英國の同意を握つてからは將棋倒しで行けたのであつた。條約改正が實現せられてからは鬱滯してゐた國民の元氣は俄然として勃興し、各方面に汎つての進步發達は更に目覺しかつた。

一　改正の發端

明治元年正月十日の詔に曰く、

條約改正に關する御詔書

舊條約の缺點

林大學頭・井戸對馬守安政の條約ペルリと修好條約を結ぶ

水野筑後守英國と條約を結ぶ

筒井肥前守・川路左衛門下田で修好條約を結ぶ

開港場を下田函館長崎の三港とす

井上信濃守岩瀨肥後守ハルリス

外國ノ儀ハ先帝多年ノ宸憂ニ被爲在候處、幕府從來之失錯ニヨリ因循今日ニ至リ候折柄、世態大ニ一變シ大勢誠ニ不被爲得已、此度朝議ノ上斷然和親條約被爲取結候。就テハ上下一致疑惑ヲ不生大ニ兵備ヲ充實シ國威ヲ海外萬國ニ光輝セシメ、祖宗先帝ノ神靈ニ對答可被遊叡慮ニ候間、天下列藩士民ニ至ル迄此旨ヲ奉戴心力ヲ盡シ勉勵可有之候事。

但是迄於幕府取結候條約ノ中弊害之候件々、利害得失公儀之上御改革可被爲在候猶外國交際之儀ハ宇內之公法ヲ以取扱可有之候間、此段相心得可申候事。

卽ち此の詔に依つて見るに、當時既に條約改正の意圖の存したることが覗はれるのである。

二　舊條約の缺點

元來、條約改正事業は明治政府と云ふ相續者が、幕府と云ふ先代から受け繼いだ所の、餘り有難くない借金の返濟のやうなものである。

卽ち、安政元年三月三日、幕府は林大學頭・井戸對馬守に命じ、横濱に於て米國使節ペルリと修好條約を締結せしめ、其の翌年八月廿九日には、長崎奉行水野筑後守に命じ、英國使節と修好條約を締結せしめ、元年十二月廿一日には筒井肥前守・川路左衛門に命じ、下田に於て修好條約を締結せしめた。然れども本條約は、貿易の爲に許したる開港場は、僅に下田・函館・長崎の三港に過ぎず、單に各國船舶が入港するに際し、薪水糧食の必要品を給するを主としたるものであつたが、安政五年六月廿日、井上信濃守・岩瀨肥後守と米國使臣ハルリスとの間に通商貿易條約の調印を了するに及び、續いて年を同じうして、英・佛・露・蘭の四國と通商貿易條約を締結するに至つた。當時幕府の大老井伊直弼が滔々たる國內の反對を、強引に押し切つて調印したことは周知の事實である。當時の情勢を知るために、次にハルリスの日記を擧げて參考にしよ

日米通商貿易條約
英佛蘭露との通商貿易條約
井伊直弼の英斷
ハルリスの日記
外國奉行
米銀交換割合
コンシユル

う、即ち曰く、

『余は條約談判の爲に下田より江戸に出づるに際し、竊に思へらく、從來下田に於て外國奉行と交渉を重ねて猶ほ未だ決定せざる米銀交換割合の如きも、一見江戸に至りて執政と會商せば、之れを解決すること甚だ難からざるべし。唯だ領事裁判の一事は、當時の情勢に於て實に外國人の爲に必要の條件なりと雖も、日本政府をして之れを承諾せしむるは頗る容易ならざるべしと。而も江戸に至りて其の全權委員と談判するや、其の難に易しと思惟したる米銀交換割合の問題は、會商數日に亘りて僅かに妥定を得たるに反して、其の難しと爲したる領事裁判の要求は、一言にして直に彼等の承諾を得たり。余は其の意外の結果に驚かざるを得ず。…………』

是れを以て見ても明瞭なる如くに、幕府の當局者は、外交の經驗に乏しく、國際上の通義を解せず、加ふるに外國の威嚇を恐れて、條約の利害に關しても、深く討究せず、倉卒の間に之れを締結したのである。斯くの如き無識なる幕府の手に依つて締結せられた條約に缺點の有るは寧ろ當然であると云はなければならない。即ち其の缺點を左に揭げて見ると、安政五年に締結せる日英條約に左の規定がある、

第四條　日本に在る貌利太尼亞臣民の間に起る事は、貌利太尼亞司人の裁斷たる可し。

第五條　貌利太尼亞臣民に對し惡事を爲せる日本人は、日本司人に糺し、日本法度に隨て罪すべし。日本人或は外國の臣民に對し惡事を爲せる貌利太尼亞臣民はコンシユル或は其他の官人にて糺し、貌利太尼亞の法度に隨つて罪すべし。裁斷は雙方に於て偏頗なかるべし。

第六條　貌利太尼亞人日本人に付て爭ふことあらば、コンシユル吟味の上實意に處すべし。萬一差かゝり日本人より貌利太尼亞人に就てコンシユルへ訴を爲すことあるとも、又實意に處置すべし。若しコンシユル是を處置したる時は、日本司人へ申立、共に吟味も當然の裁斷をなすべし。

第七條　貌利太尼亞人日本商人に逋債ありて償を怠り、又は奸曲あるときは、コンシユル之れを裁斷して嚴重に償はしむべし。日本商人の貌利太尼亞人に逋債あるときは、日本司人之れを處置するは同樣たるべし。日本奉行所貌利太尼亞コンシユルは雙方の國人の逋債を償ふことなし。

即ち是れは領事裁判に關する事項を規定したるものであつて、外國人の日本人に對する爭は、外國の法律に依つて、外國の領事之れを裁斷し、日本人の外國人に對する爭は、日本司人之れを裁斷すと云ふので、當時の幕府當局者の眼には公平なる如くに見えたであらうが、後人より以てすれば、如何にも偏頗極まるものであつたのである。又慶應二年五月締結せる改稅約定に左の如き規定が有る。

關稅の固定

日本安政五年戊午（西洋千八百五十八年）日本政府と大貌利太尼亞・佛蘭西・亞米利加合衆國・阿蘭四箇國と取結びし條約に添へたる交易規則第七條に定め置きし通り、其の輸入輸出の運上目錄を改むべき旨四箇國の名代人、夫々の政府より一樣の命令を受け、且又日本慶應元年乙丑十月（西洋千八百六十五年第十一月）四箇國の名代人大坂に赴きし折、日本政府より輸出輸入の諸品都て價五分の運上を基本とし、右運上目錄を猶豫なく改むべき趣を約束し、將た日本政府は、外國との交易を盛にし、和親の交際益々篤からむことを欲するの證を更に顯はさむが爲云々。

是れ即ち、關稅に關する規定であつて、其の稅率の如きも、輸入品に對し五分以上を徴收し得ざる制限を設けたものであつて、最も我が國の利害を害したるものと云はなければならない。

三　條約の改惡

條約の改惡

然るに、明治維新後に於てさへ、外交に不案内なる新政府の當局者は、條約の改正どころか、却つて改惡をやつてしまつたのである。即ち、明治二年九月オーストリア・ハンガリー國と新たに通商條約を締結する

に際して、その代理となつて談判の衝に當つた英公使パークスの爲めに、乘ぜられて極めて不利な條約を締結するに至つた。是れに關しては、大隈侯が後年左の如く述べて居る。

大隈重信の外交回顧談

『實に維新の初に外交の局に當りたるは我が輩で他の人に比べると其の頃少しは外國人の樣子を知つたといふのであるが、それでもまだ條約といふものは如何なる風に書いてあるか、實際はその時始めて見たのである。隨つて今日では、治外法權とか、最惠國條款とかといふ事を誰でも云ふが、其の頃は實は何にも知らぬ、舊來の條約に如何なる缺點があるかが我が輩も毫も、心附かぬ。其の他の人は尚知らぬ。今から顧みれば實に沙汰の限りである。

故に、翌明治二年に今の最も不利なるオーストリア、ハンガリー國の代理として英國公使のパークスと其の頃の外務卿澤宣嘉との間に調印したのでパークスは其頃各國公使の牛耳を執り、墺國公使を自分の公使館に客分として宿泊させ、自ら其の代理と爲つたのは、舊來の條約では未だ自分等の國の我儘が十分に言ひ得ぬ爲めに、新たに結ぶオーストリア、ハンガリー國の條約で最も苛酷に日本の權利利益を制限し、他の各國は其の最惠國の權利利益に均霑しようといふので、其の談判の理由として、從來の條約は、餘り簡單で不明瞭の點が多く、兎角事を生じ易き故、成るべく明細に規定すべしとして幾多の條目を列記し、外國人の居留地だの海關稅率だといふことを明記し、先づオーストリア、ハンガリー國の權利利益を非常に擴充したのである。我が輩は何時も外交事件には相談に與つたから、此の不利なる條約の締結に就ても、勿論責任は免れないのであるが、その頃は實は左程不利なるものとは思はなかつたのである。然るに、追々之を實驗して見ると、頗る我にのみ不利なる所の不當の條約なることを悟つたのである云々』

四　條約改正に着手す

條約改正に着手す

條約改正談判の申込み

寺島宗則條約改正を申込む

各國の對答

安政條約の改正豫告

よつて我政府當局に於ては、外務卿澤宣嘉が明治二年十二月改正談判開始を各國に申込み、照會を發したが、之に應じて談判を開始する國はなかつたのである。翌三年四月外務大輔寺島宗則は、同じく條約改正の開始をなし、照會を各條約國に發したが、之に應ずる國はなかつた。

然しながら、明治九年七月以後は、安政條約の改正を爲し得る筈であるから、政府は其の明文に從つて一年前に改正の希望ある事を各國に通達し、その改正談判を東京に開くことに決定した。

五　使節の派遣

使節の派遣

岩倉具視の歐米派遣

木戸孝允

大久保利通

伊藤博文

山口尚芳

米國に寄せられた國書

條約改正の期

然れども我より進んで、使節を派遣し、彼我の意見を交換した方がよからうと、明治四年十月四日右大臣岩倉具視を特命全權大使とし、參議木戸孝允・大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尚芳を各副使として、歐米各國政府を歷訪させる事になつた。

この時、米國に寄せ給へる國書は次の通りである。

朕天佑ヲ得テ萬世一系ノ大統ヲ繼ギ、此天位ニ昇テ以來未タ使節ヲ派シテ之ヲ友邦ノ政府ニ到ラシメス。然ルニ今ヤ其切要ナルヲ思フ。依テ朕カ信任ノ宰相右大臣正二位岩倉具視ヲ簡撰シテ特命全權大使ト爲シ、更ニ參議從三位木戸孝允大藏卿從三位大久保利通工部大輔從四位伊藤博文外務少輔從四位山口尚芳ヲ簡テ之ニ副タラシメ、各其全權ヲ持シ北米聯邦若クハ爾餘ノ政府ニ前往シ朕カ友愛ノ意ヲ表シ其修好ヲ尋テ更ニ之ヲ擴ケ又之ヲ堅クセシム。

今顧フニ條約改正ノ期ハ既ニ迫テ一年有弱ノ時ニ在リ。朕大ニ之ヲ改正シ、我國ヲシテ文明ノ諸國ト對等ノ位置ヲ保タシメ、其權利ト其實益ヲ全フセン事ヲ思フ。然トモ朕カ國土ノ文物制度大ニ外國ニ異レリ。是ヲ以テ朕直ニ條約改正ノ事ヲ望マス、唯タ方ニ文明諸國ノ制度ヲ考ヘ、其最モ朕カ國土ニ適スルモノヲ

撰ヒ、之ヲ採テ之ヲ行ヒ、徐ニ我政治ト風俗ヲ改良シ、以テ文明諸國ト平等ノ位置ヲ保ツニ至ラシム。是ヲ以テ朕今使節ヲ派シ聯邦政府ニ就テ朕カ國土ノ事情ヲ露示シ、我制度ヲ改良スルノ手段ヲ商議セシム。而シテ朕カ使節ニシテ復命セハ、朕將ニ條約ノ改正ノ事ヲ撰思シ、以テ朕カ平生ノ望ヲ達セン。

六 我條約改正の第一案

我が條約改正の第一案

グラント將軍

我岩倉大使の一行は、先づ米國に行つた。而して國務卿に條約改正の事を圖つたが、國務卿は唯だ口頭の談判のみにては、他日の確證とならず、今日豫め其條件を議定するに如かずと答へ、且この時の米國大統領グラント將軍も亦寧ろ改正を結了した方がよいと云ふ話で、我大使の方もそれに應ずる事となつたが、我當局者は頗る外交思想の幼稚なる悲しさには、全權委任狀も、改正條款も未だ決めてゐないと云ふ始末で、大久保・伊藤の兩名をして、本國政府と協議せむが爲に、別に作成した改正案の大綱を携へて歸期せしめた。其改正案の趣旨は左の通りである。乃ち

一 內地雜居ハ尙早キニ由リ、外國人ヲシテ居留地方ノ規則ヲ遵守セシメンカ爲メ、先ツ開港場ニ於テ何年ノ間ハ何里以內ト定メ、內治ノ整理スルヲ待テ漸次ニ此區域ヲ廣ムル事。

一、條約中ニ裁判所ヲ公開シ、內外人民ヲシテ同一ノ審判ヲ受ケシムルコトヲ掲ケ、裁判權ヲ我ニ復シテ從來ノ治外法權ヲ廢スル事。

然トモ當分ノ中ハ假ニ法律ヲ設ケ置キ、漸ヲ以テ法律ヲ改良シ、實際裁判ノ公平ナルト法律ノ寛裕ナルトヲ外人ニ目撃セシメ、以テ日本ニ在ルモノハ日本ノ法律ヲ遵守セシムルヲ目的トスル事。

一 日本ノ法律中ニ外教ノ明禁ナシト雖も、尙高札ニ其禁令ヲ掲示スルヲ以テ、外人ハ一概ニ自由信仰ヲ妨クルノ野蠻國ト看做シ對等ノ權ヲ許スコトヲ肯セス、故ニ此高札ノ禁令ヲ除ク事等ナリ。

副島種臣　伊藤博文

然るに是に對して、我が政府部內に於ても異議を出し、中には條約改正談判は他日よい時機を見て東京に開くべしと、主張するものがあつた。この時に際し參議副島種臣は伊藤博文と共に命を受けて改正案を審議し、漸く廟議の決定を見るに至つた。是に於いて大久保・伊藤の兩名は其の成案を携へて再び米國に赴き、更に米國政府に對して談判を開始した所が、米國政府は之に應ずるを好まない色を示したので止むなく談判を中止し、岩倉大使の一行は歐州諸國を巡遊して六年九月歸朝した。

七　副島外務卿の條約改正

副島外務卿の條約改正　副島種臣　コウント・ヘイ

岩倉大使の歐米巡遊中に本國に在つて、外務卿の椅子に就いたのは副島種臣である。副島は頻りに對外硬論を唱へて、我が國威を輝かしむることに專ら努力した。時に伊太利公使コウント、ヘイは單獨に我政府に交涉し、『伊太利人は日本の法律に服從すべきを以て內地雜居を伊太利人に許可すべし』との主旨に基き改正案を提議した。然るに程無く、岩倉大使の一行は歐米より歸朝し、政府は征韓論の爲めに分裂し、明治九年十月副島外務卿は職を辭するに至り、遂に此の問題は有耶無耶に終つたのである。尙ほ副島外務卿の條約改正に就いて、『明治政史』には左の如く述べてゐる。即ち、

『副島卿の職に在る、其間僅に二年に滿たずして、平素の志業中途にして皆寢た、然れども此間常に自家の精神を發越し、以て國威を中外に宣揚す。蓋し卿は侵すべからざるの道理と、屈すべからざるの節義とを以て、深く其の心に服し、遂に諸友國公使の尊敬信親するところと爲る、是を以て其亞細亞の文明を保護する所以の措置、及び帝國の威嚴を維持して斯民を庇保する所以の運用、咸く各國に稱賛せられ、各國相共に好友情誼の助援を致す。故に其指點せしところの條約改正の要領、是時已に諸公使の多く喜びて協同する所となれり。云々』

日米改正條約
副島種臣
寺島宗則
征韓論の破裂
寺島外務卿主
として稅權の
回復に努
むワシントン
寺島外務卿の
日米新條約
吉田清成
ウヰリアム・
マツキスウエ
ルエウワーヅ

八　日米改正條約

副島種臣に次いで、外務卿の椅子についたのは寺島宗則である。恰も征韓論破裂の結果、佐賀の變・鹿兒島の亂等が起り、外には臺灣の役有り、頗る內憂外患の時であつたが、寺島外務卿は毫も顧慮する所なく、國權の回復を計るべく、主として稅權を恢復する方針を以て、先づ米國と談判を開き、明治十一年七月、ワシントンに於いて、改正條約に調印を了した。卽ち左の通りである。

日本國合衆國間現存條約中或箇條ヲ改定シ且兩國ノ通商ヲ增進スル爲メノ約書明治十一年（千八百七十八年）七月二十五日華盛頓府ニ於テ調印

明治十二年（千八百七十九年）四月八日同府ニ於テ本書交換

日本國　皇帝陛下及亞米利加合衆國　大統領ハ從來幸に兩國間ニ現存スル所ノ親睦ナル交際ヲ維持センコトヲ希望シ、且追加ノ約書ニ因テ庶幾クハ尚一層其交誼ヲ固クシ兩國間ノ貿易ヲ擴張シ且堅實ナラシメンコトヲ欲ス。其爲メ雙方ニ於テ各自ノ全權委員ヲ選フ、卽日本國　皇帝陛下ハ亞米利加合衆國ニ駐劄スル特命全權公使從四位勳三等吉田清成、合衆國　大統領は國務卿ウヰリアム、マツキスウエル、エウワーツ、右雙方ノ全權委員ハ各其委任狀ヲ相示シ雙方共確實正當ナルヲ識認シテ、左ノ各條ヲ協議決定セリ。

條一條

慶應二年五月十三日卽西曆一千八百六十六年六月二十五日一方ハ日本國委員他ノ一方ハ亞米利加合衆國大貌利太泥亞佛蘭西和蘭ノ委員江戶ニ於テ調印シタル改稅約書並ニ右約書中ニ載セタル輸出入品運上目錄及借庫規則ハ、日本ト合衆國トノ間ニ於テハ玆ニ之ヲ廢棄シ、而シテ現に其施行ヲ止ムルハ此約書ノ第十條ニ掲載スル約束實施ノ時ニ於テスベシ。又江戶ニ於テ取結ヒタル安政五年卽西曆一千八百五十八年條約ノ

中港海關稅及諸稅ノ諸規則ニ關スル條款並ニ右安政五年即西暦一千八百五十八年ノ條約ニ添ヘタル貿易章程モ當約之ヲ廢棄スヘシ、此約書實施ノ日ヨリ日本海關稅ニ共他ノ諸稅ヲ自由ニ賦課シ日本及日本開港場外國貿易ニ關スル諸規則制定ノ權利ハ、獨リ日本政府ニ屬スルコトヲ合衆國ハ認識スヘシ。

第二條

然トモ合衆國ヨリ日本ニ輸入スル諸物品ニ課スル稅額ハ他ノ外國ヨリ輸入スル同種類ノ物品ニ課スルモノニ超過ス可カラス。而シテ若日本政府ニ於テ共領地內ヘ或物品ノ輸入苟クハ輸入ヲ禁止スルコトアルトキハ合衆國ノ產物船舶或ハ人民ニ對シ他ニ異ナル所ノ禁止ヲ爲サヽルヘシ。

第三條

合衆國ハ日本ニ向テ輸出スル物品ニ輸出稅ヲ課セサルヲ以テ、此約書實施ノ後ハ日本ニ於テモ亦合衆國ヘ向ケ輸出スル物品ニ輸出稅ヲ課セサルヘシ

第四條

安政五年即西暦一千八百五十八年ノ條約第六條第一節最初ノ三句現存スル間ハ、右現存條約ノ違犯若クハ此約書ニ因テ日本政府ニ於テ時々制定スル海關稅借庫及港ノ諸規則違犯ニ關スル沒入品或ハ罰金ニ付、日本政府ノ要求ハ悉ク合衆國領事館裁判ニ訟フ可シ。而シテ該國領事ハ其訴訟ヲ公正ニ審按シ、右條約及諸規則ノ條欵ニ照ラシ之ヲ裁斷ス可シ。而シテ右沒入品或ハ罰金ハ日本官員ニ交付スヘシ。

第五條

日本沿海貿易統轄ノ權利ハ獨リ日本政府ノミニ屬スル者タルコトハ固ヨリ雙方ノ識認スル所タルヲ以テ此ニ之ヲ明言ス

第六條

然トモ日本開港場ニ來着スル合衆國ノ船舶ハ日本海關稅則ニ隨ヒ其舶載スル物品中幾分タリトモ望ミニ任セ陸揚スルヲ得ヘシ。而シテ其船舶ハ右陸揚シテ積荷目錄中ニ其事由ヲ記載シタル部分ノ外ハ輸入稅其他一切ノ諸稅ヲ拂ハスシテ其殘餘ノ物品ヲ載セ出港スルヲ得ヘシ。右船舶其後他ノ日本諸開港場に航行シ、其望ニ依リ殘リノ物品ヲ右諸開港場ニ陸揚スルヲ得ヘシ。然トモ凡テ船舶ノミニ對シ課スル諸稅諸費ハ最初其積荷ノ幾分ヲ陸揚スル港ノミニ於テ拂フヘシ。而シテ該船舶其後引續キ航海シテ到ル所ノ港ニ於テハ其地方港內諸稅ノミヲ入港ノ爲メヲ拂フヘシ。

第七條

合衆國ハ主文第一條ニ約スルカ如ク日本輸出入品運上目錄規則及其他ノ諸規則ニ關シ讓與スル所アルヲ以テ、日本政府ハ相互ノ理ニ基キ左ノ事ヲ讓與ス、即從前開港場ノ外ニ更ニ二港ヲ此約書實施ノ日ヨリ合衆國人民並ニ商船來往貿易ノ爲メニ開ク可シ。

但シ二中一港ハ下ノ關タルヘシ、而シテ他ノ一港ハ此後雙方協議ノ上決定スヘシ。

第八條

兩國間ニ結ヘル安政五年卽西曆一千八百五十八年ノ條約第五條ハ必要ナラスト認ムルヲ以テ、右條欵ハ此約書實施ノ日ヨリ廢棄スヘシ。

第九條

從來兩國間ニ結約シタル條約或ハ約書ノ條款中今茲ニ廢棄ヲ明揭セサルモノニシテ此約書ノ條款ニ牴觸スルモノハ悉皆廢棄ス可シ。且ツ此約書ハ兩國現存條約ノ一部分ト爲ス可シ。又右條約中此約書ニ因テ變更若クハ廢棄セサル部分ノ重修並ニ此約書ノ重修ハ此後雙方ノ中ヨリ要求スルヲ得ヘシ。又此約書並ニ此約書ニ因テ變更スル所ノ右條約ハ、其全部或ハ其部分ノ重修ヲ爲ス時ニ鑑ミ、廢止若クハ年限ヲ約定スル迄

ハ引續キ之ヲ施行ス可シ。

第十條

此約書ハ日本ト他ノ締盟各國ト現實此約書ト均シキ所ノ約書或ハ現存條約ノ重修ヲ取結ヒ、右現行ノ時ニ至リ實施スヘシ。

此約書ハ批准ヲ要スルモノトス。而シテ其交換ハ此約書調印ノ日ヨリ十五ケ月以內ニ成ル可ク速ニ華盛頓ニ於テスヘシ。

右ノ證トシテ上文記載ノ全權委員各自其名ヲ署シ印ヲ鈐ス。

華盛頓府ニ於テ

明治十一年七月二十五日

西暦一千八百七十八年七月二十五日

吉田清成　印

ウヰリアム・エウワーツ　印

海關税の引上げ

右の改正條約の主要なる點は、この條約實施の日より、我が國は海關税及び其の他の諸税を自由に賦課し開港場、外國貿易に關する諸規則制定の權利は獨り日本政府にのみ屬することを米國は認識し、且つ沿海貿易は全く日本政府のみに屬すると云ふので、極めて進歩的なものであつたが、ここに問題となるべきは、其の第十條に他國が之を承諾したる後に於て實施すべしと規定してあつた。

然しながら、我が海關税の引上げは、英國に取つては最大の苦痛であつた。依つて英國公使パークスは、極力反對し、他の列國も亦之と相呼應し、我が改正の談判に頑として應ぜず、折角調印までも濟んだ米國との改正條約も、何ら効力のないものになつてしまつた。正に流星光底に長蛇を逸したと云ふべきである。

ハルトレーの阿片密輸入

寺島外務卿の條約改正攻擊さる

寺島辭して井上馨外務卿となる

時に英國人ハルトレーと云ふ者が、條約に禁じてある阿片の密輸入を行ひ、我が稅關吏の爲に發見せられて、終に訴訟を提起し、在橫濱英領事の裁判廷に於て裁斷したが、英國領事の裁判はハルトレーの行爲を正當なるものと判決し、ここに全く我が稅權は蹂躙せらるゝに至つた、この生たる實例を眼前にまざ〳〵と展開せられた我が輿論は、俄然大いに沸騰し、法權、稅權を相共に恢復しない限りは、我が條約の改正はその實効を擧ぐる事が出來ないと論じて、盛んに寺島外務卿の條約改正を攻擊した。依つて寺島卿は遂に明治十二年九月を以て職を辭し、井上馨が之に代つて外務卿に就任した。

九　井上外務卿の改正案

井上外務卿の改正策

新に外務卿の椅子についた井上馨は、前當局者の失敗に鑑みて、今回は、稅權及び法權の一部を回復するを主眼として案を樹立し、警察、衞生、道路、水先等、地方行政に關する諸規則に就き、外國人の犯罪を我が裁判所管轄に歸せしめ、從來我が國に於いて、法律を制定するに當つては、一々外國公使と協議すると云ふ慣習があつたが、これを改めて一切外國人の容喙を許さないことゝして、明治十三年七月其の成案を列國に廻附し、之を基礎として會議を東京に開くことを照會した。然るに之に對して列國の反對する者が極めて多く、殊に英國はこの改正案を目して、舊條約を全く廢して新たに條約を締結せんとするものであるとして拒絕したが、未だ日本政府に勸告するに、先づ列國公使と圖つて、豫備會議を開き、談判の基礎を定むることを提議した。列國公使の之れに贊成するもの多く、井上外務卿は明治十五年一月二十五日、豫備會議を我が外務省に於いて開催した。

列國と豫備會議を開始す

內地雜居

この會議に、我が國からの要求としては、各國の領事裁判權の撤去を求め、其の代りに全國を開放して、內地雜居を許すとの議を提出したが、英佛の反對の爲めに水泡に歸し、稅權に關しては、收入概算年額大約

二百十五萬圓を得る輸入税率を採用すること、及び外國貿易より噸税を徴收することを議決した。我が提出議案は左の通りであつた。

輸入税率
兩税の増徴
豫備會議に提出せる我が議案
外國判事の採用案

一　外國人被告なるときは、外國判事を多數とし、又内外判事二名にて法廷を開くときは、外國判事に可否決の權利を有せしむべし。

一　東京、大坂、長崎、函館の控訴裁判所に外國判事二名を置き、大審院には三名、横濱、神戸兩港の始審裁判所には外國判事一名を置き、又兩港には外國治安判事各一名を置く。

一　同國籍なる外國人間の事件は、本人等の意に任せ、其の所屬領事廳に出訴するを得べし。

一　右裁判權の變更は即時に實行すべしといふに非ず。先づ年限を限定し、其の期限以前に必要の準備を爲すべし。

一　外國判事の任期は、六年乃至十年とす。

一　一般の税を賦課するは、內國人と同一なるべしと雖も、其他の非常時の負擔は、外國人は免れしむべし。又參政權は外國人に許與せずと雖も、從來の居留地取締の事務には發議の權を與ふべし。

豫備會議おはる
大院君の亂
井上外務卿馬關に赴く
花房義質

此の豫備會議は、明治十五年七月十七日に終つたが、時に同月二十三日朝鮮に大院君の亂起り、井上外務卿自ら馬關に赴き、且つ公使花房義質をして兵を率ゐて京城に行かしめて、談判する等の事變が有り、且つまた豫備會議の決議及び日本政府の提案に對して、更に種々の交換的條項を提出して、その評議に日子を費したのである。這般の消息に關して、「明治政史」の一部分を抄出すれば、左の通りである。

「明治十二年寺島卿に代つて外務卿たりしは乃ち井上伯なり。伯の外務卿と爲る又條約改正の効を奏せんと欲す。伯の案は裁判權に偏せず、税權に拘せず、共に之れを回復し換ゆるに內地雜居を以てせんとするに在り。而して裁判權・税權共に果して如何なる程度迄回復し得るや、伯心を此に注ぐや久し。以て明治十五

豫備會議の內容

明治史に掲載せる我が議案

年に至り、遂に各條約國の同意を得て其豫備會議なるものを開く、乃ち我が提出せる稅權裁判權回復の請求に各條約國と如何なる度迄應するかを豫め議するものなり。此豫備會議に提出せし所の議案を聞くに、曰く領事の特權、民事裁判權、刑事裁判權、行政規則、外交上居留規則、及び借地法、或は宗教に關する事、海關の稅則、貿易上の諸件、沿海貿易燈臺並に港規則、船稅、或は外國船雇入手續、難破船に關する件、局外中立に關する事、締約の期限等にして、此豫備會議に於て先づ本會議の基礎を定め、之を修飾して同十九年始めて條約改正案を成し、遂に其會議を開けり。』

一〇　條約改正第二案

條約改正の第二案

領事裁判權撤去を要求す

十二國公使我が外務省に會す

青木周藏

明治十九年五月一日より、井上外務卿は內地轉居を條項とし、領事裁判權撤去を要求するの趣意を以て、改正第二案を調製し、我が外務省に於て再び談判を開始した。集まるところ佛墺英伊白米獨蘭西葡露瑞の十二箇國全權委員は、外務卿井上馨、同次官青木周藏と會した。依つて先づ井上全權は、我　天皇陛下の勅命を傳へ、本會開設の旨意を演述した。乃ち

我輩は茲に招集したる事項の議を始るに先ち、余は至尊なる我　皇帝陛下の勅旨を奉し、決然たる一の義務を盡さんと欲す。乃ち我　皇帝陛下は此會義の開設を御滿足に思召さるゝ旨を各全權委員に通告し、併せて此會議の關係諸國に取て最も成効を奏せんことを切に御希望被遊旨を陳述すへしとの事を余に命せられたり。

プランケットホルレーベン公使等の提案

本會議は屢次に會議を開いたが、同年六月十五日の第六回會議に於て、英國公使プランケット、獨逸公使ホルレーベンの兩名より新たに左の如き、裁判權に關する提議あり。即ち

一　本條約批准交換後二箇年以內に日本全國を外國人の爲に開くこと。

一　日本國民の享有する權利及び特權は、外國人にも附與すること。

一　日本政府は泰西の主義に依り司法の組織及刑法、治罪法、民法、訴訟法等を制定すること。

一　諸法律は第一の期限に頒布し、條約批准後十六個月以內に其の英文を外國政府に通知すること。

一　外國領事裁判は、日本全國開放の日より三個年間は、東京、横濱、神戶、大阪、及び新潟にのみ存すること。

一　日本裁判所に、外國の判事數名を置くこと、及び審判の手續及地方裁判所、控訴院、大審院の位置を定むること。

一　司法上の制度は、十五箇年間其の効力を有すること。

一　外國領事裁判所は、外國人の身分に關する事件に就きて其の權を有すること。

一　條約は十七箇年間其の効功を有すること、及び批准は一箇年以內に東京に於て交換すること。

裁判管轄條約

此の提議は通商條約と裁判權條約とを分離、各個別に締結せんとした主旨のものであつて、各國の委員は之れを日本の提案と見做して討議することを要求し、日本の全權も亦之に同意し、而して此の案に基いて裁判管轄條約は、翌二十年四月二十日の會議に於て議決せられたのである。

一一　鹿鳴館時代の現出

鹿鳴館時代の出現

鹿鳴館

是の時に當つて一應言及して置かなければならぬのは、鹿鳴館時代に關してゞある。(註尙は鹿鳴館の詳細に關しては、本卷所載の風俗篇を參照せられたい)。

井上馨の歐化主義

即ち井上外務卿は其の一世一代の事業たる條約改正事業を成就せんが爲には、我が國人をして凡て歐米の風俗を模倣せしめ、歐米人をして、日本も亦同狀同態の國であると云ふ觀念を抱かしめ、以て其の御機嫌を

伊藤博文等の歐化主義に共鳴す

取らなければ、改正事業の成功は期し難いと信じ、總理大臣伊藤博文と協力して、盛んに歐化主義の鼓吹に努めたのである。

明治三傑

西郷隆盛

木戸孝允

大久保利通

岩倉具視の薨去

歐米風俗の模倣

連夜鹿鳴館に舞踏會を開く

時に明治の三傑西郷、木戸、大久保の先輩は既に亡く、岩倉公も亦薨じ、時に二流の政治家中の巨擘として飛ぶ鳥をも落す勢力を有した伊藤博文が首唱し始めた事だから上流社會は忽ち之に共鳴し、さらでだに模倣好きの日本人は猫も杓子も歐米風俗に憂身をやつし、連夜鹿鳴館に舞踏會を開き、所謂こゝに鹿鳴館時代なる一時機を劃したのである。「明治政史」には乃ち、

「蓋し井上伯の政略は、治外法權を撤去するに應じ以て內地雜居を許し、內地雜居を得るに應じ、以て治外法權を放棄し且つ我大審院に外人法官を用ゐ、以て內外原被の訴訟事件を裁判せしむる等なり。又同伯の政策は我國を以て直に世界の文明國中に列し、以て對等の待遇を享けんことを努めしに止まず、後亦十字社の同盟及萬國戰時公約に加盟せるが如きも亦其の一端なり。

倶樂部の設立

婦人慈善會

我國の始めて外交を開くや、外人の來つて最も交際を深くせし者は多く英米にして、佛之に次ぎ、他は又數ふるに足らず。是を以て英米の風自然朝野の間に流行せしが、此頃伊藤伯の樞機に當るや獨逸風も亦其の流行を感ずるに至れり。而して其歐化主義の極に達せしは則此時を以て然りと爲す。（中略）是に於て我國の上流社會は靡然として百事の日本の舊風を棄て、忽焉として一朝歐洲風に變ず。かの輪奐の美を盡し結構の麗を極めし所の鹿鳴館は便ち此時建築し（十六年十一月八日竣功す）、以て宴樂の場と爲し、貴遊夜讌舞踏音樂骨牌棒珠等物として適せざるなく、以て內外貴人情を結ぶの便に供し、且つ東京倶樂部も亦井上外務卿の發企に係り、十七年五月十四日其第一回を開く。其意に曰く「修好の媒介を謀り、內外國人の交際を親密にせんが爲、海外諸國に現行するくらぶの體裁に準據し、茲に倶樂部を設立し、會員を募集す」云々。其一意、專心只管洋風を慕ひ以て交際を求めんとする所の舞踏會は、此時に於て開け、華奢風流の餘に出る婦人慈善

ローマ字會
演劇改良會
鹿鳴館舞蹈の始
風俗改良
書方改良
言文一致
小說改良
音樂改良
唱歌改良
美術改良
衣食住改良
人種改良論
伊藤伯の假裝舞踏會
井上伯邸の天覽劇

條約改正談判の中止
勝安房の時弊二十一箇條
ボアソナードの意見書

會は是時に於て起り、其他和を脫して洋に入る羅馬學會あり、風致を捨てゝ見狀を取る演劇改良會あり、古雅を迂とし直情に馳する講談歌舞の矯風會あり、書方改良言文一致小說改良音樂改良唱歌改良美術改良衣食住改良の如き、貴賤上下翕然として洋風是擬し西人是倣ひ、其甚しきに至ては、人種改良論を主張し、大和民族に換ふるに高加索人種を以てせんとするに至る。是に於て遂に畏くも洋裝衣服を宮廷內に行はせ奉り、其禮式も亦歐洲に模擬せしめ奉る。是國家の基く所社會の仰ぐ所なり、故ある哉其所爲矣。而して宴會の旺盛なる古今未だ此時より旺盛なるはなく、彼處に總理大臣の議會あり、此處に外務大臣の夜會あり、朝には雍々の聲東京府知事の官舍に起り、夕には鏘々の音陸軍大臣の邸內に響く。就中二十年四月二日伊藤伯の催主假裝舞踏會、同廿七日井上伯の鳥居坂邸に於て演劇天覽の如き其の最なるものにして、人或は之を許して未だ羅馬の盛時に至らずして先つ其の弊を學ぶものなりと云ふ、是れ實に明治十七八年より同二十七年に至るの狀情なり」

斯くて條約改正の會議は引續き開會せられ二十年四月二十二日に至り其の第二十八回に及んだ時に歐米巡遊中であつた、鳥尾氏(小彌太)、黑田伯(淸隆)、谷子(干城)、西鄕伯(從道)等が相次で歸朝した。世人は未だ條約改正の事實を聞かず、たゞ鹿鳴館のどんちやん騷ぎを傳へるのみであつたが、何となく政變が近いと云ふ豫感に襲はれたのである。

一二　條約改正談判の中止

時に當つて、勝安房は時弊二十一箇條を掲げて、之を內閣に建白し、續いて同年六月御雇法律顧問佛國人ボアソナードは、將に歸國せんとするに際して、條約改正草案中裁判權に關する意見を陳述して、之を內閣に呈し、又農商務大臣谷干城子は、慷慨悲憤の文字を以て、之を情實の弊、內閣の弊、輕佻の弊、外交の弊、

谷干城の意見書

條約改正は遂に世上の物議をかもす

行政の弊、儉勤、立憲政體の一項及び其總論を加へたる一篇の意見書を二十年七月二十日奉呈すると同時に冠を掛けて民間に下つた。これ等が切つ掛となつて、俄然として我朝野に反動的なる攻撃論が沸騰し、物情騷然たる有樣となつた。

改正談判の無期中止

而して條約改正會議は同年七月十八日其第二十九回の會議を開いたのを最後として、同月二十九日、井上外務大臣より、日本政府は先づ諸法律の編成を完備し、而して後徐々條約改正の談判に應ぜんことを、各國公使に通告し、以て無期限中止となつた。次で同年九月十七日、井上外務大臣は終に職を辭し、伊藤總理大臣自ら外務を兼攝するに至つた。

伊藤博文の外相兼任

郵便報知新聞の條約改正評

尙ほ當時の新聞記事を左に引用して參考にしよう。

『條約改正の事に付ては、昨年以來、各國の全權委員は、既に二十九回までも會議を開きたる處、尙ほ大に日本の法律を改正せざれば、不都合の廉あるを以て、更らに歐羅巴風の主意に遵ひ、新法律を制定するまでは、日本の方にては先づ、條約改正會議を此の儘延期することに決し、去月二十日を以て井上外務大臣より諸外國公使に向て、「條約改正會議は、當分延期（今日より開會の期日を豫め定めざるもの、即ちシーネ・ディーの意義なり）す可き旨を通知せり』（郵便報知新聞）

一三　大隈伯の條約改正

大隈伯の條約改正

大隈重信外相となる

黑田內閣の成立

井上外務大臣其職を辭するや、伊藤總理大臣が暫く之れを兼攝して居たが、明治二十一年二月一日に及んで其の兼攝を解き、久しく野に在つた大隈重信が入閣して外務大臣の地位に就き、而して同年四月廿八日に伊藤博文は總理を辭して新設の樞密院議長となり、黑田淸隆が代つて總理大臣に就任し、斯くて外交の事は全く大隈一人が其の衝に當ることとなつた。

大隈の外交の方針とする所は、先づ現行條約を勵行し、以て外國人をして自ら不便に堪へざらしめ、彼れより進んで改正を望ましめんとするにあつた。例へば商標僞造事件の起るに際しては、日本特許局の登記を經ざるものを保護するの理由なしと主張して、英獨兩國の提議を拒絕したるが如きが之れである。時人之れを大隈の強硬政略と稱した。而して大隈は從來の聯合談判を廢して國別談判と爲し、是れと同時に最惠國條款の解釋を變更して、「甲國が若し日本に或る條件を讓與して特殊の權利を得たるに際し、乙國も亦其の利益に均霑せむと欲せば甲國と同一の條件を日本に讓與せざる可からず、然らば其の國に向て最惠國條款を適用する能はず」と爲し、以て從來列國代表者が、「乙國は無條件を以て、甲國が日本より得たる利益に均霑すべし」と唱へたる不公平なる解釋を排擊した。以上の方針に依つて、メキシコとの條約を締結した、是れには駐米公使陸奥宗光が其の衝に當り、明治二十一年十一月三十日、ワシントンに於て調印した。乃ち左の通りである。

（大隈の外交方針　商標僞造事件　國別談判を採用　最惠國條款の解釋を變更す　陸奥宗光　日墨條約）

朕明治二十一年十一月三十日北米合衆國華盛頓府ニ於テ朕カ全權委員ト墨西哥合衆國全權委員ノ記名調印シタル修好條約ヲ批准シ、玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十二年七月十七日

內閣總理大臣　伯爵　黑田清隆
外務大臣　伯爵　大隈重信

日本皇帝陛下及墨西哥合衆國大統領ハ兩國間並ニ其臣民及人民間ノ修好通商ニ關シ、永久堅固ノ基礎ヲ定メンコトヲ欲シ修好通商條約ヲ締結スルコトニ決シ、日本皇帝陛下ハ亞米利加合衆國華盛頓府ニ駐劄スル日本皇帝陛下ノ特命全權公使從四位勳三等陸奥宗光ヲ其全權委員ニ命シ、墨西哥合衆國大統領ハ亞米利加

アチアス・ロメロ全權

合衆國華盛頓府ニ駐劄スル墨西哥合衆國ノ特命全權公使「アチアス、ロメロ」ヲ其全權委員ニ命シタリ。因テ雙方ノ全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ、其正實適當ナルヲ確任シ左ノ條々ヲ合議決定セリ。

第一條　日本帝國ト墨西哥合衆國トノ間並ニ兩國臣民及人民ノ間ニ永遠無窮ノ平和親睦アルヘシ

第二條　日本皇帝陛下ハ其便宜ニ從ヒ其外交官ヲ墨西哥合衆國ニ駐劄セシムルコトヲ得、墨西哥合衆國政府モ亦其便宜ニ從ヒ其外交官ヲ日本國ニ駐劄セシムルコトヲ得、又兩締約國ハ各々通商上便宜ノ爲メ他ノ一方ノ領地ニ於テ最惠國領事官ノ駐在シ得ヘキ各港各所ニ總領事副領事及領事代理ヲ駐在セシムルノ權ヲ有スヘシ。然トモ右總領事副領事領事代理ハ其職務ヲ行フニ先チ定式ニ從ヒ其赴任國政府ノ認可ヲ得ヘキモノトス。而シテ兩締約國ノ一方ノ外交官及領事官ハ本條約ノ各條款ニ抵觸セサル外他ノ一方ノ領地内ニ於テ最惠國ノ同格ノ外交官及領事官ニ現ニ許與シ若クハ將來許與スヘキ一切ノ權利特權及免除ヲ享有スヘシ。

第三條　兩締約國ノ領地及其所屬地ノ間ニハ相互ニ通商及航海ノ自由アルヘシ。兩締約國ノ一方ノ臣民若クハ人民ハ他ノ一方ノ領地及所屬地ニシテ最惠國ノ臣民若クハ人民ノ到リ得ヘキ各所各港ヘハ其船舶貨物ヲ以テ自由安全ニ到ルコトヲ得、且ツ最惠國ノ臣民若クハ人民ノ滯在住居シ得ヘキ各所各港ニ滯在スルコトヲ得、又右臣民若クハ人民ハ其住居地ニ在テ家屋倉庫ヲ借受ケ總テ正業ニ屬スル天産物製造品及其他商品ノ卸賣若クハ小賣營業ニ從事スルコトヲ得。

第四條　日本皇帝陛下ハ本條約前條ニ依リ日本國ニ渡來スル墨西哥國人民ニ附與シタル特權ノ外茲ニ此條約ニ記載セル數箇ノ條款ニ對シ、別ニ同國人民ニ許與スルニ皇帝陛下ノ領地及所屬各所ニ入來シ又ハ帶在住居シ同所ニ於テ家屋倉庫ヲ借受ケ又ハ總テ正業ニ屬スル天産物製造品及各種商品ノ卸賣若クハ小賣營業及其他一切合法ノ職業ニ從事スルノ特權ヲ以テス。

第五條 兩締約國ハ其一方ノ領地ニ於テ通商航海旅行及住居ノ事ニ關シ他ノ外國ノ臣民若クハ人民ニ現ニ許與シ若クハ將來許與スヘキ一切ノ殊遇特權及免除ハ他ノ一方ノ臣民若クハ人民ニモ之ヲ許與シ、而シテ其殊遇特權及免除ハ報酬ヲ要セスシテ他ノ外國ノ臣民若クハ人民ニ許與シタルモノニ係レハ又均シク報酬ヲ要セスシテ之ヲ許與シ、若シ別段ノ約束ニ依テ許與シタルモノニ係レハ即同一ノ約束又ハ之ト同一ノ價値ヲ有スル報酬ニ對シテ之ヲ許與スヘキコトヲ約ス。

第六條 噸稅燈臺稅港稅水先案内費難破救助費及其他ノ諸稅ニ就キテハ、日本各港ニ於ケル墨西哥合衆國ノ船舶又墨西哥合衆國ニ於ケル日本國ノ船舶ニ對シ、最惠國ノ船舶ニ現ニ賦課シ、又ハ將來賦課スヘキ諸稅ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ稅金ヲ賦課スルコトナカルヘシ。

第七條 墨西哥合衆國ノ天產物及製造品ヲ日本國ニ輸入シ又ハ日本國ノ天產物及製造品ヲ墨西哥合衆國ニ輸入スルトキハ、他ノ外國ノ產出若クハ製造ニ係ル同種類ノ物品ニ對シ現ニ賦課シ若クハ將來賦課スヘキ輸入稅ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ稅ヲ賦課スルコトナカルヘシ。又兩締約國ノ一方ノ領地若クハ所屬地ヘ向ク輸出スル物品ニ就テハ他ノ外國ヘ向ケ輸出スル物品ニ對シ現ニ賦課シ若クハ將來賦課スヘキ諸稅金ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ稅ヲ賦課スルコトナカルヘシ。又兩締約國ノ一方ノ領地ノ天產物若クハ製造品ヲ他ノ一方ノ領地若クハ所屬地ニ輸入スルヲ禁スルハ、他ノ外國ノ產出若クハ製造ニ係ル同種類ノ物品ノ輸入ヲ禁スル場合ニ限ルヘシ。又兩締約國ノ一方ノ領地ヨリ他ノ一方ノ領地若クハ所屬地ヘ向ケ物品ヲ輸出スルヲ禁スルハ、他ノ外國ノ領地ヘ向ケ同種類ノ物品ノ輸出ヲ禁スル場合ニ限ルヘシ

第八條 日本國又ハ其領海ニ來ル墨西哥合衆國ノ人民及船舶ハ日本國又ハ其領海ニ在ル間ハ、墨西哥合衆國及其領海ニ至ル日本皇帝陛下ノ臣民及船舶カ墨西哥國ノ法律及其裁判管轄ニ服從スルト同樣、日本國ノ法律ヲ尊奉シ且ツ其裁判管轄ニ服從スヘキモノトス。

第九條　本條約ハ其批准書交換後直ニ實行スヘシ。而シテ兩締約國ノ一方ヨリ本條約ヲ廢棄スルノ意ヲ他ノ一方ヘ通知シタル日ヨリ六箇月間其効力ヲ有シ、此期限ヲ經過シタル上ハ直ニ其効力ヲ失フヘシ。

第十條　本條約ハ日本文西班牙文及ビ英文ノ三國文ニ記スヘシ。若シ日本文ト西班牙文トノ間ニ文意相異アルトキハ英文ニ依リ之ヲ斷定スヘキコトヲ雙方政府約束ス。

第十一條　本條約ハ可成丈早キ時期ニ兩締約國ニ於テ互ニ批准シ、亞米利加合衆國華盛頓府ニ於テ其批准書ヲ交換スヘシ。

右證據トシテ雙方ノ全權委員本條約六通ニ記名調印スルモノ也。

日本明治二十一年十一月三十日

西暦千八百八十八年十一月三十日華盛頓ニ於テ

陸奥宗光　印

エム、ロメロ　印

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス。

帝國ト墨西哥合衆國トノ交際ヲ永久親睦ナラシメンコトヲ欲シ、明治二十一年十一月三十日北米合衆國華盛頓府ニ於テ兩國全權委員ノ記名調印シタル修好通商條約文ノ各條目ヲ朕親シク閲覽點檢シタルニ、善ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ、右條約ヲ嘉納批准ス。

神武天皇卽位紀元二千五百四十九年明治二十二年一月二十九日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名御璽

外務大臣　伯爵　大隈重信　印

卽ち本條約に於てメキシコ人は日本の法律に服從する事を條件として、列國に許すよりも多くの權利利益

六國に通告す

米國日本の提議に應じて談判を開く

ハツバード米公使

西園寺公望と獨逸外相ビスマルクとの交渉

ロンドン・タイムスの日英交渉暴露

を許した。是れを以て我が國に於ける對等條約締結の嚆矢とする。而して若し他の國でメキシコと同一の利益に均霑することを望むならば、メキシコと同じく日本の法律に服從すべしと宣言した。斯くして大隈は國別に談判を進め、二十一年十月先づ米國と談判を開き、次で英、佛、獨、露、伊、墺の六國にも通告し、明治二十二年二月米國政府先づ我が談判に應じ、四月二十日東京に於て我が全權と米國公使ハツバードとの間に條約の調印成り、次で同年六月十二日には、駐獨日本公使西園寺公望と獨逸外相ビスマルクとの間に談判成立し、改正條約に調印を了したから、同月十三日には其他の列國にも條約文を廻付し、尋で同年八月八日には日露改正條約も調印を了するに至つた。此の改正案は國内に於ては頗る秘密に附せられてゐたが、果然倫敦タイムスに依つて公表された。乃ち左の如き規定である。

第一　指定の年月以後、外國人は現行の條約に據る所の居留地の區域外に、日本帝國の何地にも自由に旅行し、通商し、居住し、又は自由に或る物件を所有することを得べし。但し此の特許の使用より生じたる事件に就て、外國人は全く日本の司法權を遵奉すべし。

第二　現行條約に據る所の居留地の制は、前項に掲げたる年月以後尚ほ若干年間は、現行のまゝに存し置き、此の年限を經過したる後、居留地に關する特別の制、並に領事裁判を廢棄して、日本帝國の他の地方と全く同樣の取扱に歸せしむべし。

第三　外交上の公文に由て、左の件々をも承諾すべし。第一に示したる如く、全國を開放する前に、相當外國法官の幾人かを日本の高等裁判に任命すべし。但し此の高等裁判所は總て一百弗以上の訴訟、及び重刑に該當する控訴裁判を受理すべきものとす。

此の制は若干年限を保續するものとす。此の期間を經過したる後、日本は全く歐米諸國と平等の法權を得可し。

第四　左の件々も亦外交上の公文に由て承諾すべきものなり。

第二項の約束に基き新定の民法は、條約諸港の制を廢棄すべき時期の經過せざる三年以前適宜に之れを公布し且つ實施すべし。

海關稅の改正は、明治十九年より二十年に亙る條約改正談判の條目（井上案）に依るべし。

尙ほ日本新聞に掲載されたる、條約改正に對するタイムスの說を左に引用する。

ロンドン・タイムス日英條約改正の急務を說く

日本條約改正に對する「タイムス」の說（明治二十二年五月三十一日、日本新聞）倫敦「タイムス」は去る四月十九日の紙上に於て、日本と英國との條約改正は一日も急速ならざる可からずとの事を叙し、暗に英政府に其實行を促すの社說を掲げたれば、左に其大要を掲載して一覽に供する。

日本政府條約改正の困難に關する在日本本社通信者の書翰は今朝の紙上に掲載し置きたり。蓋し此書翰は我外務省が何故か知らざれども冷眼視して常に等閑に附する所に一問題に對して、英國の輿論を喚起せん事を切に希望する所の者なり。日本と歐州諸邦との交際は千八百五十八年以後、治外法權の主義に據りたる者にして、凡そ外國人たる者は其何國人民たるを問はず、最惠國條款の規約により都て同一の特權を保有し、條約上指定する所の或る場合にのみ立入る事を許されたり。而して日本臣民との交涉事件は、關係諸國の代表者に讓與せる領事裁判の方法を用ゐて整理する事とせり。爾後進步の運に向へる日本の國情は、數年前より此法式を持續するを非としたり。左れば此法式を廢止し、之れに代ゆるに、日本と條約國との國際交涉を從前よりも同等ならしむるを得可き者を以てせんとするの目的により、千八百八十六年より同八十七年に至るまで關係諸國の會議を東京に開きたり。然れども幾多外交上の紛議を起したる後に商議を中止する事となりて、實際に於て何等の成効をも得る事能はざりしなり。

北米合衆國に對する通商條約は去る二月を以て調印濟みとなれり、而して本社通信者の報告する所に據れ

は此度調印濟みの者と同一の箇條にて條約を結ばんとする申出を以て合衆國に通知すると同時に、又去十二日に於て夙く已に英、佛、獨、露、伊、澳の公使に通知したれども、米國を除くの外は、何れの國にても本社通信者の書翰起草の日、即ち五月三十一日までは何等の處置を爲さずといへり。

米國に對する新條約の箇條は公にせられざるを以て、未だ細に之れを知るに由なし。然れども本社通信者は日本が治外法權を撤去せんが爲めに、條約諸國と商議を開かんとするに當りて、執る所の主義の大體を摘示せり。此主義に基き新に條約を結びたる邦國の臣民たる外國人は、何人を論ぜず都て或る日限以後に於て日本裁判權に全く服從する以上は、日本帝國內到る所に旅行するを得可く、通商するを得べく、居住するを得べく、又不動產を所有するを得可し。又條約に規定する居留地は有限時期に於て其特權を保持す可けれども、此期限盡るの日に當りては、前述新條約の正條に從ひ、治外法權を撤去す可し。且つ日本政府は一定の年限間適當なる外國裁判官をして大審院に於て日本裁判官と共に參席せしめ、苟も訴訟事件の外國人に關係する者に對して外國裁判官をして、日本裁判官よりも多數ならしむる事を承認す可し。但し此事は條約上承認するにあらずして、外交上の承認をなすまでなりといへり。而して之れと同一なる承認を爲して、是迄歐米法理の粹華に基き編纂に著手する新民法を居留地現行の特權を廢する爲め、定めたる時限に先つ一年半にして公にす可きを約すべしといへり。吾人の見る所によるに以上揭ぐる所の提議は要領に於て誠に至當の者にして、現に倘歐米文明の進步を駢進するを得るの能力に關し、日本の如くに既往の證跡を示し、又將來に於ても之れを示さんとする邦國に對して、懇切の商議を開く爲めに根據とするに足る可き者也。今日日本より提出して米國の欣然として受取りたる實益に比較して、英國が他の歐州諸國と共に固着して、移るを知らざる所の治外法權を考察する時は背理の事とも云ふ可く、差謬の處置ともいふ可し。若し日本の未だ蠢爾として世界に知られずして、信用を置くにも足らざる時ならんには、或ひは此種の特權を保持するの議を防衞

するを得可く、又之を保持するを得策とするを得可しと雖とも、現時の事情に於て之れを保持するは、恰も日本に汚辱を加ふる者にして、且英國貿易の發達を大に妨害する者といふ可し。惟ふに此件に關する事業は全く外務省の定例に束縛せられて、其範圍を脱去する事能はざる者の如くなれども、畢竟するに東洋人種中最も慧にして、最も進歩す可き者に對する英國通商上交渉の前途は實に我首相の自ら注意考察を要するの價値ある者といふ可きなり。』

一四　改正事業三たび中止

條約改正事業三たび中止

改進黨の輿黨振り

野黨擧つて條約改正に反對す

在野各黨派の猛攻撃

井上毅

大隈外相の困惑

後藤象二郎の條約改正中止勸告

後藤象二郎の攻撃反駁

條約改正の内容がロンドンタイムスで我が國に報道されるや、直接其の衝に當る大隈を首領とせる改進黨一派の外は輿論擧つて之を攻撃し、殊に裁判所に外國法官任用の規定あるのを目して、憲法違犯の論が起り而して改進黨は之に對して極力反對し、政論の爭ひは全國に沸騰するに至つた。即ち新聞を其の舞臺として激論を戰はした。而して其の中止建白を元老院に至すものが續出し元老院の卓上に推く山を爲すに至つた。加之、在野各黨派の猛反對があつただけではなく、政府部内にも亦之れを非難するものが多く、法制局長官井上毅は辭表を提出し、又樞密院議長伊藤博文も亦十月十一日に辭表を提出した。共に改正案に反對なるが爲めである。元老院に於ても亦反對論者多く、大隈は全く朝野の包圍攻撃に陷りたるの狀態であつた。黒田總理は條約改正の事業は總て大隈に一任して居たので、別に容喙しなかつたが、閣僚中大藏大臣松方正義は條約改正の準備をなす必要を唱へ、遞信大臣後藤象二郎は條約改正を中止すべしと稱して、閣議を要求し、十月十五日遂に御前に於て内閣會議を開き、黒田、山縣、大隈、西郷、山田、松方、大山、榎本、後藤の各大臣參會し、先づ大隈外相起つて諄々乎として陳述し畢るや、後藤遞信大臣が起つて攻撃反駁に努め、夜に入つても未だ決せず、十八日まで内閣會議を開き、時に自治制度視察の爲めに歐州諸國を巡廻して新たに歸

山縣有朋の反對

議した内務大臣山縣有朋も亦有力なる反對意見を陳述したので、閣議は終に條約改正中止に決し、大隈は辭表を呈する覺悟で内閣を退き、正に外務省に入らんとしたる時、兇漢來島恒喜の爲めに傷けられるに至つた。「明治政史」に乃ち、

大隈外相負傷せらる 來島恒喜

『大隈外務大臣閣議を終り、午後四時五分霞ヶ關の官邸に歸り將に外務省の正門に入らんとするや、福岡縣士族來島恒喜（三十一年）俄然爆裂彈を投じて該大臣を撃つ、命中せずして馬車の腰角に觸れ、爆裂彈轟然天地震動百雷一時に隕つるが如く四邊漠々白煙咫尺を辨せず。是に於て來島便ち短刀を放つて自ら其氣管を鐫り鮮血を振つて斃る、蓋既に其志を達せりと思ふてなり。此時大臣車中に在て宛も右足を曲けて左足の上に安きし、而て其爆裂の位置は身體の下部にあり、是を以て其彈片大臣左足の膝頭と其右足の脚目を痛撃す。是に由て右足の膝關節の上部より大腿を切斷し、其後療養懈らず、以て其斷に癒ゆるに及て義脚に憑て善く歩行すと云ふ』

内閣の總辭職 三條實美假攝總理となる 青木周藏外相代理を命ぜらる

同月廿四日に至り内閣總辭職して、三條實美假攝總理となり、外務次官青木周藏に外務大臣代理を命ぜられるに至つた。

一五　青木の條約改正事業

青木の條約改正事業

青木周藏の外務次官に就任するや、既に大隈案は、米、獨、露の三國と調印を了し、明治二十三年二月十一日を期して實施される筈であつたので、先づ米、獨、露の三國へは新條約實施の延期を申込むの餘儀なきに至つたが、三國の公使は我が國内の形勢の變化に依つて、當然かくある可きを豫想して居たるもの丶如くで、案外容易にすら／＼と承諾するに至つた。

山縣有朋内閣組織す

時に山縣有朋を總理とする内閣組織せられ、青木周藏は更に外務大臣に任ぜられて、再び條約改正事業に

青木周藏外相に就任し條約改正に着手す

青木外相の外交方針

東京日々新聞の條約改正評條約改正を樂屋主義と稱す

着手せんとし、閣議を經て左の如き談判方針を樹立した。恰も明治二十二年十二月二十四日の事である。

一　外國の法官を帝國裁判所に任用せざること。

一　法典の編纂發布を約束せざること。

一　不動產の所有權は領事裁判權を撤去せざる間は之れを外國人に許與せざること。

一　外國人の取扱に關し、經濟上又は法律上或る場合に特權の制限を設くること。

青木外務大臣の外交方針に就いて論評せる當時の新聞記事を左に引用して參考に供しよう。

『井上伯は蒟蒻主義を以て條約改正に失敗し、大隈伯は杳々主義を以て同じく首尾を惡ふせしに付ては、新大臣青木子爵は如何樣なる主義をとりて、此の難局に當らるべきか、聞かまほしと申せしに、或人は答へて此度びの條約改正は樂屋主義なりと云ふ。こは耳新らし、其謂はれ承らんと問へば曰く、是迄の條約改正會議は何時も一夜漬けの速成を旨として、下た拵へに充分の注意を用ひずに直に各國の委員を一堂の下に招きて會議を始めし故、諺に云ふ十人十色、口異なれば論異なり、遂に其の局を結ばざるのみならず、飛だ騷ぎをも持上げし。されば此度はそんな不味い事しでかさぬ爲、新發明の樂屋主義を用ひらるべし。扨又此の主題の謂はれとイッパ彼の俳優が舞臺に昇らざる前、樂屋に於てすつかり扮裝を整へ、臺詞を案じ、いざ幕明となつた日には主人も家來も下女も小僧も云ふ事、爲す事着々其圖を誤またず、條約改正の談判も丁度、是れと其の觀を同じふするに由り、今度は樂屋に於て一々各國委員に就き、親しく評議を遂げ、充分整頓を盡したる其の上にて始めて、大薩摩にて幕を明け、一場の下に目出度條約改正談の大切を演じ了り、是迄の如く囂々たる苦情無からしむるの結構たりと答ふ。旨い哉其の趣向、見たい哉其の手際。』(東京日々新聞)

當時、青木が閣議を經て決定したる條約改正の方針に隨つて交涉を行ふことは、非常に困難なことであつた。大隈案は、外國をして、從來に其の例のない程多くの讓步をなさしめたるにも係らず、尙ほ我が國人は

之れを不滿とし、遂に中止の余儀なきに至らしめた我を滿足せしめようと云ふのは、如何にも至難事であつたのである。乃ち青木の改正案は、我が內地開放に就ては外人の權利を制限し、彼の領事裁判權は無條件に撤去せしめようとするもの、我に頗る有利なものであつた。

フレザー公使

青木外務大臣はこの案を英國公使フレザーと交渉を試みたところ、フレザーは是れは本國政府より受けたる訓令の範圍外なるを以て、一旦は應じなかつたが、尙ほ交渉を重ね、兎も角も日本政府の意見を英國政府に傳達することを依賴し、一方大隈案の實施を延期し、之に其の變更する理由を述べて、各國へ通告した。卽ち其の理由とする所は、

「政府は嚮に帝國議會の未だ開けざる前に條約改正を了し、輿論の拘束比較的に少なき間に諸般の設備を整頓し、以て紛雜を避けむことを期したり。然れども不慮の障害の爲に、政府の豫期したる期間に改正を遂ぐる能はず、今や帝國議會に表はれ來る可き輿論の趨向を考慮せざる可からざるの時に際せり。是に於てか領事裁判制度は立憲制度と相容れず、又領事裁判權を撤去する條件として、日本の司法制度に拘束を加ふる如きは、制度輿論の容認せざる所なり云々」とある。

英政府條約草案を我が政府に送る

依つて英國公使フレザーは本國政府との間に斡旋する所あり、爲に英國政府は明治二十三年七月一日、條約草案を我に送附して來た。

英政府新法典の編纂を要求す

是の草案は略ほ我が新要求を容れて居たが、唯だ領事裁判の撤去は之れを五年の後に延期し、其の滿一箇年以前に新法典を實行すべしと云ふ條件を加へてゐた。是の條件は大隈案中に含まれて居た外國判事任用の代りに表はれたものであつて、若し日本政府に於て外國判事の任用を困難とする事情があれば、日本の裁判權を外國人に適用する事を延期し、日本の新法が實施されて相當の實地經驗を積んでからにしようと云ふのが英國の趣意である。

條約改正全權委員の任命

其の後同年九月十六日に及んで、青木外務大臣の外に、內務大臣西郷從道、遞信大臣後藤象二郎の二人を加へて條約改正全權委員に任じ、こゝに英國提案に修正を加へ、翌二十四年三月に及んで、漸く新條約案を作成して、之れを英國公使に交附した。其の英國提案と異なれる要點は左の通りである。

一　關稅に關する約定は本約條締結後六年にして終了すること。(即ち、明治三十年には全く稅權を恢復し國定稅率を無制限に適用することを得ることゝ爲したもの)。

一　其の交換として領事裁判權繼續期間を延ばし六ヶ年とすること。

一　外國船舶を傭入るゝ條項を廢すること(外國船舶の傭入は沿海貿易許可の變形にして之を廢するは井上伯時代からの宿案であつた)。

一　或る開港場間の回漕業(即ち沿海貿易)を從前の通り差許すことは七ヶ年間に制限すること。

一　港則及び噸稅規則等は條約に規定せず、帝國法律を以て發布すること。

フレザー

露國皇太子の遭難

津田三造

此の案ならば頗る我に有利至極のもので、純然たる相互對等の條約たるべき實質を具備したるものと云ひ得る。只、其の實施を六年後の明治三十年に期すると云ふだけである。依つて之れに對して英國公使フレザーは同年三月二十七日に、書面に依つて、二三の條項は贊成し難いが、とにかく我が改正案を本國政府の考慮に附することを承諾した。然しながら、不幸にして同年五月十一日當時我が國に來遊中であつた、露國皇太子が大津に於いて暴漢津田三造に襲はるゝの事變が起り、爲に青木外務大臣と西郷內務大臣は共に責を引いて辭職し、條約改正の談判はまた之れを中止するに至つた。

一六　對等條約の締結

對等條約の締結

榎本武揚

青木周造に代つて、其の職を繼いだのは榎本武揚である。榎本はその在任日淺く唯だ條約改正調査委員を

條約改正調査委員の任命

松方內閣の倒潰

伊藤博文內閣を組織す

朝野新聞榎本外相の外交を評す

任命し、未だ其の緒に就かない以前に松方內閣は潰れて、榎本は從つて外務大臣の椅子を退き、代つて伊藤博文が內閣を組織し、陸奥宗光が外務大臣の位に就いたのである。

そもそも寺島宗則より青木周藏に至るまでの外務當局者は、孰れも條約改正に從事して成功を見たるものなく條約改正の歷史は失敗の連續であるが、我が日本帝國の世運の進步と國力の發達とは、到底舊條約の存續を許さない狀態であつた。時に陸奥宗光の外務大臣となるに及んで、維新以來の我朝野の熱烈なる宿願たる對等條約の締結は、遂に其の敏腕に依つて成就せらるゝに至つた。

榎本外務大臣の條約改正に關して當時の新聞は左の如く述べて居る。

『條約改正の談、今や再發して風說日に紛々たり。中には眞に近きものあり。又誤れるものあり。余輩、今其眞相を聞くことを得たれば、茲に聊か讀者に報ずる所あるべし。

未だ閣議に上らず。改正案は榎本外務より總理の手許まで差出したるに相違なし。然れども內閣は他事に多忙なるが故に、未だ閣議には提出するの運びに至らず、本案に對する各大臣の意見は既に定まり居ることなれば、閣議に上るの日にも大なる議論なかるべし。

院議に附せん。本案閣議に於て決定の上は樞密院の議に附せらるべし。榎本外務の功を專らにするを欲せず、委員を設けて共に與に此難業を成就せしめんことを測す。而して後藤伯は青木氏の時委員となりし因みもあれば、必ず其一員に加はるべく、副島伯は往年外交の局に當りし人なれば、是れ亦其委員に加はるべく而して伊藤伯は、朝野の重望を負ふの故を以て、亦其員に加へんとするの議あるも、伯に於ても異議なき模樣なりと云ふ。左れば委員は此三伯と榎本子を以て組織せらるゝに至るべきが、目下所謂、黑幕全體を擧て委員と爲すべしとの議もありし由。

改正條約は如何なるものの歟。今度の改正は要するに、新たに通商條約を締結し、之を實施すると同時に、

現行條約を無効たらしめんとするものなり。土地所有權の事を規定せず、之を規定せざるが故に、自然の結果として、此新通商條約を實施すると同時に、居留地制度領事裁判は消滅して外人皆、我法權の下に立つことゝなるなり。又自然の結果として、外人は內地に雜居することを得るの自由を得ることゝなるなり。然れども獨り條件附の最惠國條欵は尙ほ存するなり。宇內各國、此條欵なき條約を締結せるは獨り北米合衆國あるのみ。新條約案の最惠國條欵は英國に對しては無條件にして、且つ即時のものなりと云ふ。蓋し英國が各國と締結する條件は皆然るものなればなり。

　居留地內の領事裁判、別項に記す如く新條約成て之を實施するの曉には、外人は我法權の下に內地雜居の自由を得ることゝなるものなりと雖も、居留地內に於ける領事裁判は即時に撤去することを得ざるなるべし。何となれば新法實施の後ならざれば、外國政府は之を承諾せざるべければなり。而して我當局者は新法典實施後來るべく、撤去を速にせんことを望むは勿論にして、或は即事に撤去せんと欲するならんと雖も、外國政府と推し問答の上、定まるなれば、我が思ふまゝにも行かざるべし。結局一年より短かからず、五年より長からざる間に於て之を撤去することゝもならんかと云ふ。

　居留地問題、居留地の制を撤去するときは、茲に一問題を生ずべし。今の居留地は九十九年の年期にて外人に貸したるものなるに、我民法草案に依れば土地の永借期限は三十年以上五十年以下の定めありて、五十年以上の年期を以て土地を貸借することを得ず。即ち此に彼我の衝突を生ずるなり。此問題は如何に處理すべきか、當局者に於ても意見未だ確定せざる模樣なれども、是等の小問題は格別の困難なくして處理するを得べしとなり。』（朝野新聞）

陸奥宗光外相となる

　陸奥宗光は外相の椅子に就くと、直ちに雇外人のデニソンと秘書官の中田を招いて條約改正に關する具體案の作成を命じた。陸奥の改正案は大體に於て青木案と規定を同じくするものであるが、其の最も異なれる

點は青木案に條約を直ちに實施し、領事裁判權を五年若くは六年後に撤去せんとするものである。而して青木案は裁判權に關する規定を議定書に載せ、陸奥案は之れを本條約に入れてゐる。

陸奥外相デニソンに條約改正具體案の作成を命ず

陸奥外相も國別交渉主義を採用す

談判の形式は國別主義を執つたが、東京駐在の各國公使に交渉せずに、在外の我が代表者に命じ、先方政府と交渉せしめた。當時獨逸駐剳の特命全權公使青木周藏をして英國公使を兼任せしめて、倫敦に赴きて談判の局に當らしめた。青木周藏は元の外務大臣として條約改正事業に關しては頗る經驗も豐富であり、且つ先きに青木が交渉を進めた英公使レザーも亦賜暇を以て本國に歸つて居たので甚だ便宜がよかつた譯である。依つて青木公使に明治二十六年九月十八日フレザーと内談を試みた所、英國政府は最初之れに斷然反對の態度を示し、陸奥も亦固く自己の案を主張し、其の間青木公使の折衝宜しきを得て、遂に條約の大體に於て大なる意見の衝突なく、明治二十七年七月十三日に至つて、青木公使より陸奥外務大臣へ「本使は明日を以て新條約に調印することを得べし」と云ふ吉報に接したのである。然しながらこゝに駐韓大島公使が、朝鮮政府の海軍顧問なる英人コールドウエルの解傭を朝鮮政府に要求したと云ふ風說の爲に、今一歩でゴールに入らんとした對英の條約改正の談判に、思はざる障害を與へたのである。是れに關して陸奥は後年左の如く述べて居る。

陸奥外相の強硬主義

「余がこの電信に接したるは抑々如何なる日ぞ、雞林八道の危機方に旦夕に迫り、余が大島公使に向ひ今は斷然たる處置を施すの必要あり、何等の口實を使用するも差支なし、實際の運動を始むべしと訣別類似の電訓を發したる後僅に二日を隔つるのみ。

余が此間の苦心慘憺經營多忙なりしは實に名狀すべからず、然れども今喜ぶべき佳報に接するや、頓に余をして積日の勞苦を忘れしめたり。然るに、豈圖らむや翌十五日に至り、更に青木公使より來電あり（十四日發電）曰く總ての準備を了し本日條約に調印する筈なりしに英國外務大臣は俄に之を峻拒せり。

コールドウエル

其の故は朝鮮駐剳の日本公使が朝鮮政府に向ひ該政府の海軍教師たる英國人コールドウエルを解傭すべしと要求せりとの電報、及び日本軍用電信は仁川の外國人居留地を貫通して架設せりとの報告に接したるに由る。英國外務大臣は特にコールドウエルの件に就き滿足なる說明を求む。貴大臣は右朝鮮政府に對する要求を速に撤回するに非ざれば、新條約は遂に調印し難かるべし。而して英國政府は此の照會に對し、月曜日（青木が發電の日より兩日を隔て余が接手したる時より僅に一日を餘すのみ）を期限とし回答を望むとあり。

此時余の失望は奈何ぞや。余は屢々大鳥公使に對し朝鮮の改革が如何なる進路を取るも務めて第三者たる歐米各國の感觸を毀損せざる樣注意すべしと訓令し置きたり。然れども、近日在韓の英國官民は往々我國の政略に對し種々の障害をなさむと企謀するもの多しと聞けば、此コールドウエルなる者も或は其中の一人にして大鳥公使は之が解傭を要求するの已むを得ざるに出でたるやも計られず、余は固より海外に現在する事實を推知するの能力なし。

但し事の輕重を論ずれば韓地に於て如何なる都合あるも此一個英人を解傭する爲めに、今倫敦に於て垂成の事業を一期に破棄すべき謂れを見ず。其の上英國に回答すべき時期甚だ短促にして到底大鳥公使と電信往復の暇なし、因て余は此事果して事實なりとするも大鳥公使をして更に何等かの手段を執らしむるを得べしと決心し、直に青木公使に向ひ、帝國政府は曾て朝鮮政府に對しコールドウエルの解傭を要求したることなしとの電報を發したる際、恰も大鳥公使より一の電報に接したり。

其電文中頗る英國政府の疑問を氷解するに足るべきものあり。因て更に青木公使に向ひ先刻既に電報せし通り帝國政府は曾て朝鮮に向ひ英國人を解傭すべしといふが如き愚なる要求をなしたることなし。（中略）余は英國外務大臣が接手する電報中には虛構の風聞に係るもの多きに非ずやと疑ふ。目下京城には種々の流言浮說を虛構し故意に之を播布せむと謀るもの多しと聞く、現に今在韓大鳥公使より左の電信を受けたり、曰

日英新條約の成立

キムバーレー

初めて對等條約調印す

く、當地駐在の英國總領事は袁世凱に左袒し其力の及ぶ限り我國の地位を困難ならしめむと謀るものゝ如し、右は果して英國政府の方針なるや探聞の上電報ありたしと。

是に因り之を觀れば、當時京城より倫敦に發する電報には眞僞混淆するものなるべし。貴官は英國政府に向ひ日本政府は他の事件に就ては如何にも之を處理すべきに依り、條約の調印は別個の問題として速に結了せむことを望むと述べしと電訓したり。

余は此兩回の電信を發送したる後も、尙ほ日英條約改正の事業は百尺竿頭纔に一歩を餘して失脚したりと思ひ悵然甚だ樂まず。越へて十七日曉天に至り、外務省電信課長は余が臥床に就き一通の電信を手交せり。果然靑木公使の來電なり。曰く、今回の困難も亦漸く排除したる上新條約は七月十六日を以て調印を了せり本使は玆に謹で祝詞を天皇陛下に奉り、內閣諸公に向て賀意を表すと。

余は直に齋戒沐浴して宮城に趨り、御前に伺候し日英條約調印結了の旨を伏奏し、尋で靑木公使へ左の電信を發したり。天皇陛下は貴官の成功を嘉し給へり、余は玆に內閣同僚を代表し貴官に祝意を表す、貴官は英國外務大臣に向ひ新條約締結に付き英國政府の好意を陳謝すべし云々』

乃ち右の引用文中に於ても既に明なる如く終に明治二十七年七月十六日を以つて、日本全權委員靑木周藏と、英國大臣キムバーレーとの間に改正條約に調印を了するに至つたのである。

是に於て我が日本帝國は始めて、靑天白日の下に堂々として恥ぢざる對等條約に浴するを得て、こゝに維新以來の我が朝野を擧つての宿願が成就されるに至つたのである。舊條約は外國人民か日本に對する通商上の權利及び特典を規定し、而して日本臣民が外國に於ける通商上の權利及び特典に關しては何等の規定なく、我が國に取つて極めて不利にして且つ不面目なる片條約であつたが、新條約は舊條約を根本より變改し、總て相互的對等的基礎の上に成立し、例へば兩締盟の臣民をして私權の享有に於て平等ならしめたると共に

其の義務に關する事項に付ても平等主義に依らしめた。また最惠國條款に付ても、舊條約は日本帝國が甲國に與へた權利特典は、他の乙丙等の列國にも之れを適要することゝなつてゐて、一方の締盟國が他の締盟國たる日本には之れを適用せざるが如き極めて不公平なるものであるが、新條約に於ては、兩締盟國互に最惠國條款を適用することゝなつて居る。

日清戰爭の勃發

既にして日英條約調印數日後、日清戰役が開始せられ、其の結果我が軍の連戰連勝に歸し、日本の實力は頓に列國に認識せらるゝに至り、英國以外の他の締盟國とも容易に改正談判の進行を見るに至つた。

日米新條約の成立
栗野愼一郎
グレッシャム
旅順口虐殺事件

米國との間には、明治二十七年十一月二十二日を以て、我が全權栗野と國務卿グレッシャムとの間に調印を了した。所が米國の憲法に依ると、外國條約は總て元老院の協賛を得なければならん規定であるから、米國政府はこの條約を元老院に廻附した、恰も其の折日清戰役中に旅順口虐殺事件なるものが誇大的に、報道せられた爲め、元老院は果然日米條約の協贊に難色を呈した。而して條約に一の修正を加へた。其の文字は極めて一小部分に過ぎなかつたが、殆ど之が爲めに條約全體を破壞するほどの結果を生じた。依つて栗野は更に米國國務大臣と協議を盡し、一方元老院内の有力議員に種々運動をし、明治二十八年二月初旬、遂に再修正を施し元老院の批准を得て、日米新條約は成就せられたのである。

伊國との條約は明治二十七年十二月一日、羅馬に於て調印され、其の他の列國との談判は破竹の勢を以て着々効を奏し、明治三十年十二月五日、オーストリア・ハンガリー國との改正條約締結を殿として、明治初年以來さしもに難澁を極めた條約改正事業も、玆に大團圓を結ぶに至つた。今其の列國調印に期日、及び我が全權委員の名稱等を掲ぐれば左の如くである。

青木周藏
日英通商航海條約

國名	條約名稱	調印期日	委員氏名
英國	通商航海條約	二七、七、一六	青木周藏

同	同追加條約	二八、七、一〇	西園寺公望
米國	通商航海條約	二七、一一、二三	栗野愼一郎
伊國	同	二七、一二、一	高平小五郎
秘露	同	二八、三、二〇	栗野愼一郎
露國	同	二八、六、八	西德二郎
佛國	通商航海條約	二八、六、四	曾禰荒助
丁抹	同	二八、一〇、一九	赤羽四郎
獨逸	通商航海領事職務條約	二九、四、四	青木周藏
瑞諾	通商航海條約及別約	二九、五、一	西德二郎
白國	通商航海條約	二九、六、二三	青木周藏
同	領事職務條約	二九、一二、二三	同
蘭國	通商航海條約	二九、九、一八	赤羽四郎
瑞西	修好居住通商條約	三〇、一、二	栗野愼一郎
葡國	通商航海條約	三〇、一二、六	曾禰荒助
西國	同	三〇、一、二六	曾禰荒助
墺洪	通商航海條約	三〇、一二、五	高平小五郎

以上は總て改正したるものであるが、左の四條約の中、日墨條約は本來對等條約であつて、日清條約は明治二十七八年戰役の結果、新に締結したものである。

日墨通商條約　廿一年十一月三十日調印

日墺通商航海條約
日墨通商條約
日清通商航海條約
日伯修好通商條約
日暹修好通商條約

日清通商航海條約　　廿九年七月廿一日調印
日伯修好通商條約　　廿八年一月五日調印
日暹修好通商條約　　卅一年二月廿五日調印

明治四年岩倉大使派遣以來、年を閲すること二十七、外務當局者の更迭すること實に十二回であつた。

第五節　日韓の關係

日韓關係
緒言
神功皇后の御征討
豐臣秀吉の三韓征伐
日清戰役
朝鮮の地勢
日清戰爭
三國干涉
日露戰爭
支那の忘恩的侮日政策
滿洲事變
現代日本の大陸政策の母胎となる

緒　言

我が國と朝鮮、即ち韓國との關係は頗る古い。神功皇后の征討、文祿年間の豐臣秀吉の三韓征伐等、孰れも我が國史中の大事件である。本節に於ては勿論維新前の事は一切に省く事とし、主として明治十年より明治二十七年、日清戰役開始に至るまでを述べる事とするが、本卷所載の政治篇、及び軍事篇を適宜に參照せられたい。

元來　朝鮮はアジア大陸から黄海と日本海の間へ突出して我が九州とは對馬を隔てゝ指呼の間に横はり、一度び是れが他國の領有に歸する時は、我が國は忽ち重大脅威を感ずべき位置にあるのである。而してこの日韓關係の紛擾の結果は延いて日清戰爭を誘起し、三國干涉の爲めに日露戰役を誘導し、支那の忘恩的侮日政策は遂に滿洲事變の勃發となり、遂に現代の我が大陸政策の母胎となつた事は今更說くまでもないであらう。

初期の對韓政策
對馬守宗重正
韓國の侮日行
對韓論起る
征韓論の衝突
西郷隆盛・副島種臣・後藤象二郎・板垣退助・江藤新平等の下野
佐賀の亂
西南の役
日韓修好條約
江華島事件
黒田清隆
井上馨
申櫶
尹滋承
日韓修好條約の成立
日韓修好條約の全文

一　初期の對韓政策

維新の業成りて、明治の新政府建設せらるゝや、我が政府は使臣として、對馬守宗重正を韓國に赴かしめ日韓の舊交を修む可き旨を通じ、且つ王政復古の事を通告した。然るに韓國は之れを拒絶し、其の態度頗る驕慢であつた。我が國を侮辱した。時に明治二年二月の交の事である。後ち更に日本政府は使臣を遣はして屢々韓廷と交渉したが、彼は常に之れを拒絶して居た。爲めに征韓論が起り、明治六年十一月、西鄉隆盛、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平の五參議が袂を連ねて野に下り、佐賀の亂、西南の役等を爲したのである。

二　日韓修好條約

明治八年九月、我が軍艦、雲揚が江華灣に碇泊中に、砲臺から砲擊された。卽ち我も亦之れに應戰して砲臺を破壞し、水兵を上陸せしめて永宗城を陷れ、其の旨を東京に報じた。依つて日本政府は參議兼開拓長官黒田清隆を全權大臣とし、議官井上馨を副大臣とし、陸兵一隊を六隻の軍艦を以つて之れを護衛し、朝鮮に派遣した。翌九年二月十日使臣等江華府に入り、朝鮮接見大臣申櫶、副總官尹滋承に會見し、前年國書拒絶の無禮と軍艦砲擊の理由とを問ひ、且つ修好條約の締結を要求し、種々折衝の結果、日韓修好條約成り、明治九年二月二十六日に至つて調印を修了した。其の條約文は左の通りである。

第一款　朝鮮國は自由の邦にして、日本國と平等の權を有せり。嗣後兩國の和親の實を表せむと欲するには、彼我互ひに同等の禮儀を以て相接待し、毫も侵越猜嫌することあるべからず。先づ從前交情阻塞の患を爲せし諸例規を悉く革除し、務めて寬裕弘道の法を開擴し、以て雙方とも安寧を永遠に期すべし。

第二款　日本政府は、今より十五個年の後時に隨ひ使臣を派出し、朝鮮國京城に臻り禮曹判書に親接し、交際の事務を商議するを得べし、該使臣或は留滯し、或は直に歸國するも、共に其の時宜に任ずべし。

第三款　嗣後兩國相往復する公用文は、日本は其の國文を用ゐ、今より十年間は、添ふるに譯漢文を以てし朝鮮は眞文を用ふべし。

第四款　朝鮮國釜山の草梁項には、日本公館ありて年來兩國人民通商の卸たり。今より從前の慣例及歲遣船等の事を改革し、今般新立せる條款を照準なし、貿易事務を措辦すべし。且又朝鮮政府は、第五款に載する件の二口を開き、日本人民の往來通商准聽す可し。右の場所に就き、地面を賃借し家屋を造營し又は所在朝鮮人の居宅を賃借するも、各其の隨意に任ずべし。

第五款　京畿、忠清、全羅、慶尙、咸鏡五道の沿海にて、通商に便利なる港口二個所を見立たる後、地名を指定す可し、開港の期は、日本曆明治九年二月より、朝鮮曆丙子年正月より共に數へて、二十個月に當るを期とすべし。

第六款　嗣後日本國船隻朝鮮沿海に在りて、或は大風に遭ひ、或は薪糧に窮竭し、指定したる港に達する能はざるときは、何れの港灣にても、船隻寄泊し、風波の險を避け、需要品を買ひ入れ、船具を修繕し柴炭類を買求むるを得可し。勿論其の供給費用は船主より賠償す可しと雖も、是等の事に就きては、地方官人民ともに其の困難を體察し、直に憐恤を加へ、救援至らざる所なく、補給敢て吝惜する無かる可し。倘し又兩國の船隻大洋中に破壞し、乘組人員何れの地方にても漂着するときは、其他の人民より、即刻救助の手續を施し、各人の生命を保全せしめ、地方官に屆出該官より本國へ護送するか、又は其の近傍に在留せる本國の官員へ引渡すべし。

第七款　朝鮮國の沿海島嶼岩礁從前審檢を經ざれば、極めて危險と爲すに因り、日本國の航海者、自由に

海岸を測量するを准し、其の位置淺深を審かにし、圖誌を編製し、兩國船客をして危險を避け安穩に航通するを得せしむべし。

第八款　嗣後日本國政府より朝鮮國指定各口へ時宜に隨ひ、日本商民を管理するの官を設け置く可し。兩國に交渉する事件あるときは、該官より其の所の地方長官に會商して辨理せん。

第九款　兩國既に通好を經たり、彼是の各自の意見に任せ貿易せしむべし。兩國官吏毫も之に關係することなし。又貿易の制限を立て、或は禁沮するを得ず。倘し兩國の商民、欺罔衒賣又は貸借償はざることあるときは、兩國の官使嚴重に該逋商人を取糺し、債欠を追辨せしむ可し、但兩國の政府は之を代償するの理なし。

第十款　日本國民朝鮮指定の各口に在留中、若し罪科を犯し、朝鮮國人民に交渉する事件は、總て日本國官民の審斷に歸す可し。尤も雙方とも各其の國律に據り裁判し、毫も回護保庇することなく、務めて公平充當の裁判を示す可し。

第十一款　兩國既に通好を經たれば、別に通商章程を設立し、兩國商民の便利を與ふべし。且現今議立せる各款中、更に細目を補添し、以て遵照に便にす可き條件共、自今六個月を經ずして、兩國別に委員を命ず、朝鮮國京城又は江華府に會し商議成立せん。

第十二款　右議定せる十一個の條款、此日より兩國信守遵行の始めとす。兩國政府復之を變革するを得ず以て永遠に及ぼし、兩國の和親を固くべし。之が爲めに此約書二本を作り、兩國委員の大臣各鈴印し相互に交附し以て憑信を昭にするものなり。

大日本紀元二千五百三十六年明治九年二月二十六日

大日本特命全權辨理大臣

陸軍中將兼參謀開拓長官　黑田清隆
大日本特命副全權辨理大臣　議官　井上馨
大朝鮮國大官判中樞府事　申櫶
大朝鮮國副官都總府副總管　尹滋承
大朝鮮國開國四百八十五年丙子二月初二日

乃ち本條約の第一條に於て、韓國の獨立國たる事を承認して居るのである。從來韓國は清國を以て上國と仰ぎ、世子を立つるにも清國皇帝の允許を受け、世子位に即く時も亦清國皇帝の裁可を得るを慣習とし、清國も亦韓國を以て藩屬と目して居たが、本條約によつて、朝鮮は清國の屬邦に非ず、獨立國たる事を保證したのである。

三　濟物浦條約

濟物浦條約

京城に我が公使館を置く

日韓修好條約締結後、我が國は公使館を京城に置き、辨理公使花房義質をして駐在せしめ、更に明治十三年五月に至つて、元山津を開かしめ、復た進で仁川を開かしめんとして、略其の同意を得、十五年七月には係員を派して測量せしめた。尙ほ米國の依賴に應じて、其國書を韓國朝廷に紹介し、漸次誘道に盡す所があつた。

元山津・仁川の開港

韓國開化黨の擡頭

金玉均・徐光範等の來朝

開化黨の事大主義者驅逐

一方韓國に於ける開化黨は漸く頭角を現はし來て、其の黨中の有力者金玉均・徐光範等十數名は、明治十四年我國に來朝し、文物制度を視察し歸國するに及び、盛に進歩主義を唱へ韓廷を改革せんとして運動に努め、外戚閔氏の大族亦開化黨と協力して、清國に依存せんとする事大主義の主舊派を韓廷より掃蕩し、遂に閔族を中心とせる新政府を建設するに至つた。是に於て漸く日韓關係は接近し、韓廷の傭聘する所となつて

守舊派の首領大院君の密謀閔謙鎬

大院君の一派日本公使館を襲撃す

軍夫の軍隊を組織し、以て訓練の任に當らしめた。時に守舊派の首領大院君は心平なる能はず、窃に與黨を糾合して勢力挽回の陰謀を企て、乘ずべき時を待つて居た。然るに閔氏の一族閔謙鎬が兵曹判書(兵部大臣)の職に居たが、貪慾到らざるはなく、兵士の給料を私して數月に渉るも拂はず、之を支拂ふに際しては、軍吏は更に其料額を減ずる等の不正を行つた。依つて兵士は大いに怒り、軍吏を捕へて之れを毆打し死に至らしめた。乃ち閔謙鎬は命を下して兵士中の首謀者を縛し、之れを戮せんとした。兵士は激昂し、俄に兵器を執り、閔謙鎬の家を圍んで之れを破碎し、更に大院君に情を訴へた。大院君は陽に之れを鎭撫し、陰には之れを煽動し指揮して我が公使館を襲撃し、其鎖國を實行せんとして、十五年七月二十三日、遂に事を擧ぐるに至つた。

暴徒の蜂起花房義質脫出仁川

濟物浦月尾島

亂兵數千起つて、我日本公使館を襲ふ。駐韓公使花房義質、書記官近藤眞鋤等館員二十八人力守すること七時間に及んだが、韓兵火を放つて迫つた爲め、遂に血路を開いて王宮に赴かむとしたるに、南大門嚴鎖せられて開く能はず、意を決して仁川に至り、濟物浦より月尾島に上り、偶々英國測量船飛魚號の來るに逢ひ其の救護を受け、同月三十日我が長崎に引揚げ、急を東京に報じた。依つて日本政府は直に海陸の軍備を整へ、井上外務卿自ら馬關に出張し、直に花房公使に訓令を與へ、船艦三隻兵士八百を率ゐて再び京城に入らしめた。公使は國王に謁見し、數項の要求を提出し三日間を限つて之れに回答せんことを求めた。

井上外務卿の馬關出張

我が要求韓國に提出す

韓廷に最後通牒を送る

領議政

金允植

魚允中

李鴻章

吳長慶

袁世凱

丁汝昌

然るに韓廷に於ては再び大院君の勢力が增大して居たるが爲め、領議政は一の公文を送りて曰く、「別に王命ありて山陵檢分の爲めに赴任す。故に本件は歸來の後に於て議すべし」と。我が公使其の無禮を怒りて京城を發し、濟物浦に到り船中に歸つた。

時に韓國の參議金允植、校理魚允中は淸國にゐたが、變を聞き直隷總督李鴻章に出兵鎭撫せんことを請ひ韓王も亦密に救援を求むる所が有つた。依つて李鴻章は振威將軍吳長慶、司馬袁世凱、水師提督丁汝昌に四

南陽灣
馬建忠
黎庶昌
李裕元
金宏集

千の陸兵及び北洋水師を率ゐしめて朝鮮に遣はした。是等が南陽灣より上陸して京城に入りたるは、恰も花房公使が既に京城を去り濟物浦に向つた直後であつて、在京城清國辨理公使馬建忠は花房公使を追ふて仁川に下り居中調停せんとしたが、我が斷乎たる拒絕に逢ふて空しく京城に引き返した。

是より先、在京清國辨理公使黎庶昌は、李鴻章の電訓に依り、清國が居中調停の意あることを日本政府に申込みたるに、日本政府は「朝鮮は清國之れを待つに屬邦を以てすと雖も、日本政府は認めて獨立自守の國となし、既に明治九年二月に日韓兩國の間に直接に協定したる修好條約あり。今に於て清國の調停を依頼するの必要なし」と、之れを拒絕した。然るに清國公使は再び總理衙門の電訓なりと稱して、「日本は我條約國にして、其の公使館は我が屬邦に在り、亦應に幷ひ護衛すべし」と申込んで來たが、日本政府は「本件は總て條約に依りて處辨すべし。貴國と相關する所なし」と答へて更に之れを拒絕する所があつた。

然るに李鴻章は、日韓釁を開くと韓の力は日に敵せずして、征服せられん、清國が若し韓の爲に日と爭ふ時は、日清戰を交ゆるやも知る可からず、共に清國の利に非ずと爲し、公使馬建忠に命じて、變亂の張本たる大院君を除かしめんとし、八月二十五日兵を以て西大門を警衛し、直に大院君を捕へて南陽灣に送り、更に丁汝昌をして天津に送らしめた。

是に於て韓廷の形勢は一變し、國王は李裕元・金宏集を全權大臣に任じ、談判を進め、調印を終へた。即ち左に記す濟物浦條約が是れである。

日本曆七月二十三日朝鮮曆六月九日の變は、朝鮮の暴徒日本公使館を侵襲し、職員多く難に罹り、朝鮮國聘する所の日本陸軍教師慘害せらる。日本國は和好を重ずる爲め、妥當議辨して即朝鮮國に下記の六欵、及別訂續約二欵を實行することを約し以て懲前善後の意を表す。是に於て兩國全權大臣は記名捺印して以て信憑を昭にす。

陳樹棠
モルレンドルフ

第一　今より二十日を期し、朝鮮國は兇徒を捕獲し、巨魁を嚴究し、重きに從て懲辦する事。日本國は員を派して立合處斷せしむ。若期日内に捕獲する能はざるときは、應に日本國より辨理すべし。
第二　日本官吏にして害に遭ひたる者は、優禮を以て埋葬し、以て其の終を厚ふする事。
第三　朝鮮國は五萬圓を支出し、日本官吏の遭害者の遺族、並に負傷者に給與し、以て體恤を加ふる事。
第四　兇徒の暴擧に因り、日本國が受くる所の損害、公使を護衛する陸海軍兵費の内五十萬圓は、朝鮮國より塡補する事。毎年十萬圓を支拂ひ五箇年にして完濟す。
第五　日本公使館は兵員若干を置き警衞する事。
兵營を設置修繕するは朝鮮國之を任す。若朝鮮國の兵民を律を守る一年後、日本公使に於て警備を要せずと認むるときは、撤兵するも差支なし。
第六　朝鮮國は特に大官を派し、國書を修し以て日本國に謝すること。

大日本國明治十五年八月三十日
大朝鮮開國四百九十一年七月

日本國辨理公使　花房義質
朝鮮國全權大臣　李裕元
朝鮮國全權副官　金宏集

乃ち此の條約に依つて朝鮮は兇徒を處罰し、償金五十五萬圓の内先づ十五萬圓を我に支拂ひ、同年十月中旬、謝罪使として朴泳孝、金玉均等を日本に派遣し、日本は公使館守備兵として一個大隊の兵を京城に駐屯せしむるに至つた。李鴻章は此の機會を利用して朝鮮の内政に干渉せんとして、商務總辦陳樹棠及び獨逸人モルレンドルフを韓廷に赴かしめて以て政治工作を行はしめ、且つ袁世凱に兵五營を附して京城に駐屯せし

め、清國の威力を振はしめんとした。

朝鮮に償金四十萬兩を還附す

日本政府も亦清國が朝鮮の內政に干渉し始めたのを見るや、先づ韓廷の歡心を求めんとして、濟物浦條約に依つて支拂ふべき五十五萬圓の中、朝鮮政府は最初に十五萬圓を支拂つたのみで、以後は其約を履行する事がなかつたが、遂に償金の殘額中四十五萬圓を擧げて之を朝鮮政府に還附した。

朴泳孝　金玉均

手揚卓造　井上角五郎

獨立黨の組織

先きに謝罪使として日本に派遣せられたる朴泳孝・金玉均等は日本の文物制度を視察して歸國後、國王に奏するに、須く範を日本に採りて國勢振興の策を圖らざる可からずと爲し、日本人手揚卓造、井上角五郎の兩人を傭聘して顧問と爲し同志を募つて獨立黨を組織し、大いに爲す所あらんとした。日本政府も亦彼等へ陰に陽に援助を與へた。

清國の煽動

清國黨と日本黨の軋轢

一方清國は日本に對抗して守舊黨を操縱して日本排斥の手段を講じた。世間守舊黨を清國黨、獨立黨を日本黨と稱して兩黨の軋轢は次第に激烈になつたのである。

四 十七年の變

十七年の變

京城の變

日本黨と清國黨との對抗軋轢は、明治十七年に及んで發火點に達し、遂に轟然爆發するに至つた。同年十二月四日の京城の變が即ち是である。

清國の勢力增大

日本黨領袖の流刑を計る

朴泳孝　金玉均

清國黨を掃蕩せんと計る

日本黨員等竹添進一郎公使に謀る

當時清國黨の勢力は漸く增大し來り、竊に日本黨の領袖朴泳孝・金玉均等を流刑に處し、日本の勢力を韓國より一掃せんと企てた。朴泳孝・金玉均等は是を知るや、先手を打つて我より進で清國黨を鏖し、形勢を一變せんとして、竊に之れを在京日本公使竹添進一郎に謀つた。

是に於て竹添公使は之れを日本政府に報じ其の指令を仰いだ。乃ち其の案は甲乙の二種あり、甲案は、到底朝鮮に於て日清兩立を保ち難しとすれば、寧ろ此の際內亂に乘じて、朴・金等を援けて清兵を撃退し、一擧に清國の勢力を驅逐するに如かずと云ひ、乙案は、若し東洋平和を維持するを主とせば、大禍を受けない

京城郵便局開業式擧行
洪英植等の暴擧
守舊黨の領袖を襲撃す
閔臺鎬等
日本黨を以て新內閣を組織す
韓廷公使に保護を請ふ
閔族袁世凱に援助を乞ふ
閔族我が衛兵に發砲す
韓王遁れて清軍に投ず
我が公使館暴徒に襲はる
日本兵營燒かる
磯林眞三大尉死す
日本黨の新內閣倒る
清國黨の勢力挽回
栗野愼一郎
井上毅
井上馨
清の吳大澂は

義闘內に於いて日本黨を保護せんと云ふにあつた。而して日本政府は乙案を支持して之れが電訓を發したが、其れが未だ竹添公使に到達せざる以前に、京城の變は惹起されたのである。

明治十七年十二月四日の夜京城郵便局の開業式擧行せらるゝや、朴泳孝・金玉均・洪英植等の日本黨は、突如起ち火を隣屋に放つて、其の混亂に乘じて式場に列席せる守舊黨の領袖閔泳翊を傷け、進で王宮に入り、閔臺鎬以下大臣六名を殺し、國王を擁して大政革新を發令し、日本黨を以て新內閣を組織す。依つて國王は自ら安んずる能はず、我兵士を以て王宮を護らんことを切に竹添公使に依賴す。我が公使は同五日其兵を率ゐて王宮を衞る。時に閔族は援を袁世凱に請ひ、亦韓廷の護衞と稱して王宮を圍み我が衞兵に發砲し、戰端を交へ遂に日本兵の爲め擊退さるに至る。其間國王は逃れて淸陣に投ず。依つて竹添公使亦止むを得ずして公使館に歸つたが、時に公使館は暴徒の一隊に襲擊せられ、日本兵營も其の燒く所になり久しく防禦する能はず、七日の午後仁川を目指して引揚げ、同八日辛くも仁川に到り、直ちに千歲丸を發して、東京に報ず其報同十三日に至りて始めて達す。此變に際し、我陸軍大尉磯林眞三を始め兵員の死する者極めて多く、且つ日本黨の內閣は僅か二日にして倒れ、韓廷に於いては再び淸國黨が勢力を占むるに至り、日本黨の朴・金等は難を日本に避くるに至つたのである。

是に於て外務書記官栗野愼一郎は卽日仁川に向ひ、參事院議官井上毅も亦次で仁川に至り、同廿四日井上外務卿特派全權大使と爲り、高島・樺山の諸將軍と共に薩摩丸に搭乘し、陸海軍の護衞兵を率ゐて橫濱を發し、同三十日午後仁川に達す、淸國に於ても亦此の報の達するや、直ちに欽差吳大澂をして陸海の軍士を率ゐしめ、朝鮮に出張せしめた。當時我が輿論は、淸韓兩國の國民に對せし不法の行爲を怒り、宜く直に問罪の師を發すべしと云ひ、交戰の氣勢は全國に充滿するに至つた。斯くする中に早くも明治十八年の春を迎へ、一月三日井上大使は京城に入り、同六日國王に謁見し、翌七日より談判を開始した。乃ち朝鮮政府は左

兵を率ゐて朝鮮に出張す
日本の輿論沸騰す
井上大使金宏集と京城議政府に會商す

議金宏集を全權大臣に任じ、京城議政府に於て會商した。同九日を以て談判終了し、以て該條約に調印し、同十二日大使の一行仁川を發し、同十四日馬關に歸着した。該條約案は左の如くである。

此次ノ京城ノ變係ル所小ニ非ズ。大日本皇帝深ク宸念ヲ軫セラレ、玆ニ特派全權大使伯爵井上馨ヲ簡ミ、大朝鮮國ニ至リ便宜辦理セシメラル。大朝鮮國大君主宸念均ク敦好ニ、切ニ金宏集ヲ委ヌルニ全權議處ノ任ヲ以テシ、命ズルニ懲前毖後ノ意ヲ以テセラル。兩國ノ大臣和衷商辦シ左ノ約款ヲ作リ、以テ好誼ノ完全ヲ昭ニシ、又以テ將來ノ事端ヲ防グ。玆ニ全權ノ文憑ニ據リ、各名ヲ簽シ印ヲ鈐スルコト左ノ如シ。

約　款

第一　朝鮮國國書ヲ修メテ日本國ニ致シ、謝意ヲ表明スル事。

第二　此次日本國遭害人民ノ遺族、並ニ負傷者ヲ恤給シ、暨ヒ商民ノ貨物ヲ毀損掠奪セラル、者ヲ塡補シテ、朝鮮國ヨリ十一萬圓ヲ撥支スル事。

第三　磯林大尉ヲ殺害シタル兇徒ヲ査問捕拿シ、重キニ從テ刑ヲ正ス事。

第四　日本公館ハ新基ニ移シ建築スルヲ要ス。當ニ朝鮮國ヨリ地基房室ヲ交附シ、公館暨ヒ領事館ヲ容ルニ足ラシムベシ。其ノ修築增建ノ處ニ至リテハ、朝鮮國ニ二萬圓ヲ撥支シ、以テ工費ニ充ル事。

第五　日本護衞兵隊ノ營舍ハ、公館ノ附地ヲ以テ擇定シ、壬午續約第五款ヲ照シ施行スル事。

大日本國明治十八年一月九日

特派全權大使從三位勳一等伯爵　井　上　馨

大朝鮮國開國四百九十三年一月二十四日

特派全權大臣左議政　金　宏　集

五　天津條約

天津條約

韓國に於ける日清の衝突

呉大澂を欽差大臣に任す

清國我が國に會商を申込む

十七年の京城の變は、日韓の衝突に因を發したものと云ふよりは、寧ろ韓國に於ける日清兩國の勢力が相衝突した爲めである。初め日本政府は井上外務卿を全權大臣として朝鮮に派遣したる際、清國政府も亦別に大使を特派し、北洋副大臣呉大澂を欽差會辦に任じ、日本全權と韓國に於て會商せん事を日本政府に請求し、日本政府は之れを容れ、井上全權大臣に附托するに、清國全權と適宜に會商すべき事を以てしたが、井上全權は單に對韓談判のみを終了して歸朝したので、清國との交渉は、別に大使を派遣して會商する必要があつたのだ。然るに當時京城の變報が一たび我國に傳はるや、國論頗る沸騰し、直に清國に向て嚴重なる談判を開き、彼若し我要求を容れざる時は、唯だ以て干戈に訴ふべしとの硬論盛にして、觸發の形勢に有つた。依つて我政府は韓國及び東洋の平和を維持し、韓國に於ける我國の權利と利益を保護せんとするには、清國と協商して豫め日清兩國間の衝突を防止するの要有りとなし、宮內卿伊藤博文を特派全權大使に任じ、

伊藤博文を清國に派遣す・西郷從道・榎本武揚等の随行

農商務卿西郷從道を副使と爲して清國に派遣し、駐清公使榎本武揚をして補助たらしめた。乃ち伊藤大使の一行は二月二八日薩摩丸に搭じて横濱を解纜し、仁禮(景範)野津(道貫)の兩將軍、井上參事院議官(毅)等之に隨行し、同年三月十四日天津に着した。

伊藤博文李鴻章の會商

清國に在つては李鴻章を全權大使に任じ、以て我大使と天津に於て會商せんとしたが、伊藤大使は之に應ぜず、榎本公使と共に北京に進み、李鴻章の全權たることを證明せしめ、後更に四月三日に及んで天津に歸り李鴻章と直隷總督府に會見し談判を開始した。爾來其談判の度を重ね、互に論辯相下らず、殆ど協議の望將に絕へんとせし事も屢々であつたが、遂に彼の讓歩する所あつて、談判成立し、四月十八日其條約書に兩

天津條約の成立

全權の調印を終了し、翌十九日我大使の一行は天津を發し同廿八日歸朝した。世に是を天津條約と稱し、其

の條約及び附屬文は左の通りである。

各奉ズル所ノ諭旨ニ遵ヒ公同會議シ事條ヲ訂立シ以テ和誼ヲ敦クス。有ユル約欵左に臚列す。

一　議定ス中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ護衞スルノ兵辨ヲ撤ス。畫押蓋印ノ日ヨリ起リ四ケ月ヲ以テ期シ限内ニ各數ヲ盡シテ撤回スルヲ行ヒ以テ兩國滋端ノ虞アルコトヲ免カル。中國ノ兵ヲ馬山浦ヨリ撤去シ、日本國ノ兵ハ仁川港ヨリ撤去ス。

一　兩國均シク允ス。朝鮮國王ニ勸メ兵士ヲ教練シ、以テ自ラ治安ヲ護スルニ足ラシム。又朝鮮國王ニ由リ他ノ外國ノ武辨一人或ハ數ヲ選備シ、委スルニ教演ノ事ヲ以テス。嗣後日中兩國均シク員ヲ派シ、朝鮮ニ在リテ教練スルコト勿ラン。

一　將來朝鮮國若シ變亂重大ノ事件アリテ、日中兩國或ハ一國兵ヲ要スルトキハ、應サニ先ヅ互ヒニ行文知照ス可シ、其事定マルニ及ンデハ仍即撤回シ再ビ留防セズ。

大日本國明治十八年四月十八日

特派全權大使參議兼宮內卿
勳一等伯爵　伊藤博文

大清國光緒十一年三月初四日

特派全權大臣　李鴻章

附屬公文

大清欽命全權大臣李照會ノ事ヲ爲ス。照シ得タリ上年十月朝鮮漢城ノ中國ノ官兵ト朝鮮ノ王宮ニ在リテ爭鬪ノ一節ハ、實ニ兩國國家意料ノ外ニ出ヅ。本大臣殊ニ惋惜ヲ爲ス。惟念フニ、中日兩國ノ和好年久シ。中國ノ兵官一時情急ニ已ムヲ得ズシテ爭鬪スト雖モ、究ニ未タ小心ニ事ヲ將フ能ハズ。應ニ本大臣ニ由リ

天津條約の發表

輿論大いに政府の退嬰政策を非難す

日本の對韓政策第一變す

公使館護衛兵の撤退と高平小五郎

對韓照會狀の提出

撤兵の權利を保留す

交ヲ行リ殺傷スベシ。貴大使ノ送リ關スル日本ノ民人本多妙之助妻等ノ供狀ニ、漢城內ニ在リテ革兵屋ニ入リ掠奪シ、致覺スル事情アリト謂フニ至リテハ、但中國並ニ的確ノ證據ナシ。自應ニ本大臣ニ由リ、員ヲ派シテ訪査シ、明確ニ供證ヲ取具シ、如シ果シテ當日實ニ某營ノ某兵アリテ街ニ上リ事ヲ滋シ、日民ヲ殺掠セシコト確トシテ見證アレバ、定メテ中國ノ軍法ニ照ラシテ嚴ニ從ヒ拏辦スベシ。此爲ニ備サニ具シ貴大使ニ照會シ、査照ヲ煩ハスヲ請フ。須ラク照會ニ至ルベキ者右照會ス。

乃ち附屬文は、伊藤大使が清國兵の不法を咎めて、之れに由つて蒙つたる日本臣民の損害の賠償及び清國將官の處罰を要求したるを、的確の證據なしとて、之れに應せず、而して交付して妥協したものである。

然るに天津條約の發表せらるゝや、日本の輿論は大に我が政府の退嬰政策を非難した。前述の如く日本臣民の損害賠償及び清國將官の處罰なきのみならず、韓國駐在の清國兵を撤去すると共に、公使館護衛の日本兵をも撤去し、且つ日本人をして朝鮮の兵士を教練するを得ざる事を約するが如きは、折角韓國に扶植したる日本の勢力を自ら除去し、將來の日本の韓國發展を阻害すると爲した故である。

要するに、日本政府の對韓政策は、本條約に依つて一變したのである。特に公使館護衛の軍隊を撤去したのは、日韓の關係に一大變化を生ぜしめた。依つて日本政府は明治十八年七月二十一日、護衛兵全部を朝鮮より撤兵するに際して、駐韓代理公使高平小五郎をして、左の如き照會書を朝鮮政府に交附し、以て派兵の權利を留保せしめた。

口書翰啓上候陳者當七月二十一日我護衛兵全部ヲ撤回スルハ、是レ我明治十五年濟物浦ニ於イテ訂結セシ條約ニ照遵シ、其ノ警備ヲ要セザルヲ認メ暫ラク撤回スルモノナレバ、將來若シ事アリテ再護衛ヲ要スルトキハ、仍ホ隨時兵ヲ派シ護衛セシムベケレバ、今回護衛兵ヲ撤スルニ依リ、誤テ前約ヲ廢滅シタリト謂フヲ得ズ。宜シク此ノ意ヲ以テ一併ニ朝鮮政府ニ聲明知照シ、且ツ其ノ各兵營ハ、何レモ暫ラク之レヲ返

還スヘキ旨、今般本國政府ヨリ檄文ヲ以テ訓令有之候ニ付、早速右撤回方取計ヒ候間此段御照會得貴意候敬具。

六　天津條約後の形勢

天津條約後の形勢

韓廷我が顧問を招聘す

維新より明治十七年の京城の變に至るまでは、日本政府の對韓政策は稍强硬であつた。乃ち我が將校を以つて韓兵を訓練し、我が國人を韓廷に傭聘せしめて顧問となした。加之韓人中の進歩主義者を誘導して日本黨を組織せしめ、半島の改革を企てたるが如き是れである。

京城の變後日本の對韓政策軟化す

日本の勢力漸次韓國より退引す

然るに十七年の京城の變は、この日本の從來の强硬政策をして一時に軟弱化せしめた。乃ち日本の政治家は十七年の京城の變の結果寧ろ清國との衝突を避けて、韓國の平和を謀るに如かずと思惟した。その影響は忽ち天津條約に現はれて、日本の勢力は韓國より退却し、清國の勢力が駸々として韓國に振ふに至つた。

清國袁世凱を京城に駐在せしむ

清國漸く韓國の內政に干涉せんとす

乃ち李鴻章は部下の怪傑袁世凱をして京城に駐在せしめ、密旨を授けて日本の勢力の衰退に乘じて、韓國の內政に干涉せんとした。其の目的とする所は朝鮮を清國の屬邦として待遇し、而して其の主權を奪取せんとするに在つた。

韓國清國に修好使節を派遣せんとす

朴定陽を米國に公使たらしめんとす

清國韓國の人事にまで干涉す

陳同書

由つて明治二十年韓國政府が其の締盟各國に修好の意を表する爲め、使節を各國に派遣せんとして、先づ協辦內務府事朴定陽を米國駐剳全權公使に任命したが、袁世凱は忽ち是れに干涉して、清國政府の協贊を經ず、韓國政府が獨斷を以て決定したる旨を詰問した。韓國政府は特に清國政府の協贊を經るの必要なしとして、即夜京城を出發せしめた。袁世凱は之れを知るや大いに怒り、領事陳同書を朴定陽の旅舍に赴かしめて歸京を促さしめ、一方に於ては韓廷を脅迫した。韓國政府は遂に袁世凱の高壓手段に屈して、清國政府の裁可を待つて後、朴定陽を米國に出發せしめた。而して朴定陽の米國に到着するや、第一番に清國政府を訪問

袁世凱の暴慢

[illegible]

清國は頻に韓國の獨立を危くす

日本政府の軟化

一言せしが爲めに駐在清國公使との間に問題を起し、清國公使は韓國政府に是れを詰問したので、朴定陽を罷免するの止むなきに至つた。

是れ全く、清國政府が韓國の獨立を危くする程の干渉政略なるにも拘らず、日本政府は近藤代理公使に訓令し、日韓條約上の權利利益に關係しない限り、本件に對しても默過せしめた。是に於て袁世凱は益々韓國の内政に干渉の魔の手を伸ばして行つたのである。

七　防穀令事件

防穀令事件

韓國側も日本を侮蔑す

防穀令事件の由來

咸鏡道監司趙秉式の防穀令

防穀令は袁世凱の教唆といはる

防穀令は日韓貿易規則違反である

日本政府の對韓政策が消極的となるや、韓國政府は自然に日本を輕侮して來た。其の結果の現れたのが、明治二十二年の防穀令事件である。乃ち明治二十年は韓國三十年來希有の豐作なりしに拘らず、同年九月咸鏡道監司趙秉式は、兇作を口實として諸州に防穀令を發布し、以て日本商民に莫大の損害を與へた。是れは全く袁世凱の教唆に依るものである。明治十六年七月締結の日韓貿易規則第三十七款に依れば、即ち

『若シ朝鮮國水旱或ハ兵擾等ノ事故アリテ、境内缺食ヲ致スヲ恐レ、朝鮮政府暫ラク、米糧ノ輸出ヲ禁ゼムト欲セバ、須ラク其ノ期ニ先チ、一個月前ニ於テ地方官ヨリ日本領事館ニ照知スベシ。然ルトキハ豫メ其ノ期ヲ在各港ノ日本商民ニ轉示シ、一體遵守セシムベシ。米穀類ハ進口出口トモニ五分税ヲ課スト雖モ若シ朝鮮國ニ災厄アリテ進口ヲ要シ、或ハ日本國ニ災厄アリテ出口ヲ要スルトキハ知照ヲ經テ進出税ヲ免ズベシ』

との規定があり、朝鮮國に於て水旱或は事變等の爲めに食糧缺乏の虞ある時に限つて、一個月以前に朝鮮地方官より日本領事館に通知したる上で、穀物の輸出を禁ずる事が出來得るのであるが、本年は非常の豐年であつたが爲め、勿論この條文を適用することは、明かに條約違犯であつた。依つて日本政府は駐韓公使をして韓國政府に嚴重交渉せしめたが、言を左右に托して容易に日本の要求を容れず、且つ袁世凱は陰に韓廷を

防穀令に對し日本政府の抗議

袁世凱の韓廷操縦

大石正已辨理公使

大石公使の强硬手段功を奏す

韓國の屈服

金玉均謀殺事件

日本黨員等日米兩國に亡命す

韓國我が政府に金玉均朴泳存の引渡を要求す

モルレンドルフ

徐相雨日本政府韓國志士の引渡を拒絶す

韓國池運永を日本に派遣す

金朴兩氏暗殺せんとす

日本政府高平代理公使に命じて其事實を韓國に糺す

操縦して日本政府の對韓外交に障害を與へる所が有つたが、翌二十三年四月に至り漸やく此の禁令を解除した。然しながら次いで賠償問題が起り、我駐韓公使は嚴に韓國と談判を開始したが、韓國政府は最初斷然應じなかつた。是に於て交渉は前後四年の長きに亘り、事件から三人目の公使、大石正已辨理公使と爲りて赴任するに及び、穩和手段の到底朝鮮政府に用ふ可からざるを以て、遂に頗る强硬の談判を爲し、公使館の國旗を撤し、行李を纒めて、將に仁川に去らんとするや、韓國政府は大に狼狽し、急に委員を遣はして我要求を容れ、明治二十六年五月十九日を以て十一萬圓の賠償金を支拂ふことで解決した。

八　金玉均謀殺事件

是れより先、明治十七年の京城の變に獨立黨の失敗するや、同黨の領袖、金玉均・朴泳孝・徐光範・除戴弼等は日本に亡命してきた。次いで朴泳孝・徐光範・徐戴弼の三名は更に米國に渡つたが、金玉均は獨り日本に留まつて居たが、間も無く朴泳孝も米國から歸つて日本に來た。

依つて韓國政府は金玉均、朴泳孝の二名が日本に在るを不快と爲して、明治十八年三月モルレンドルフ及び徐相雨を派遣し金・朴等の引渡しを要求した。然れども日韓兩國間に犯罪人交換條約なく、且つ公報上國事犯罪人を引渡したる例なきが故に、日本政府は其の要求を拒絶した爲め、モルレンドルフ等は手を空しくして歸國した。韓國政府は翌十九年に及んで池運永を遣はして、金・朴を暗殺せん事を企てた。金玉均は早くも刺客の日本に在るを知り、池運永なる者が國王の委任を受け、己れを暗殺せんとする事を日本政府に報じた。日本政府に於ては駐韓高平代理公使に訓電し、其の事實を韓國政府に糺さしめた。

時に舊自由黨員大江憲太郎・磯山清兵衛・小林樟雄等の朝鮮改革運動が失敗に終り、此の運動に金玉均も關係して居り、更に本事件は韓國政府をして不快ならしめたのみでなく、日本政府に於ても亦金玉均を以て

[illegible]

日本政府金玉均に退去を命ず

金玉均遂に小笠原島に移さる

親隣義塾の設立

金・朴を殺すべく李逸植を日本に派遣す

李逸植・洪鐘宇と結ぶ

李逸植遂に金玉均を欺く

金玉均李逸植に欺かれて上海に赴く

金玉均洪鐘宇に射殺さる

金玉均暗殺の黑幕

金の死をきゝ李鴻章韓王に祝電を打つ

日韓の交誼を破るものとなして金玉均に退去を命じた。然れども彼はたゞさへ困苦缺乏の身で到底遠く海外に去る事は不可能であつた。由つて日本政府は金玉均が命に從はないのを名として小笠原島に移したので、朝鮮政府に於ても亦日本政府の勸告を容れて池運永を召還するに至つた。

金玉均は小笠原島に數ケ月居る間に瘴炎に侵された爲め北海道に移り、二十三年に至り漸く許されて東京に歸つた。その頃朴泳孝は親隣義塾を設立して朝鮮子弟の教育に從ひ、常に金玉均と往來する所あつたが、韓國政府に於ては再び李逸植なる者に密旨を授けて、日本に派遣し、金・朴を暗殺せしめんとした。

依つて明治二十五年四月、李逸植は商用と稱して日本に渡來し、金・朴を暗殺せんと企てた。時に韓人洪鐘宇なるものが佛國から歸國の途中日本に滯在した。然るに李逸植は洪の猾智にして用ふ可きを知り、金・朴は不逞の徒にして國王の深憂せらるゝ事を說き、且つ事成らば必ず恩賞の大ならん事を以つて洪を百方勸誘に努め、洪鐘宇を遂に味方に引き込んだ。是に於て李逸植は洪鐘宇を金・朴に紹介し近づかしめた。金玉均は初め李逸植を疑つたが、後には李の巧言に欺かれて、其刺客なる事を知らず信用するに至つた。李逸植は愈々暗殺の事を實行せんと先づ洪鐘宇に策を授けて、金玉金を上海に誘出せんとした。即ち李逸植金玉均に說て曰く、「故國の革命は、到底獨力の及ぶ所に非ず、余は曾て清國に流寓すること十四年、略ぼ其の地の事情に通じ、數多の知已を有し、特に李鴻章の男李經芳は余と親善なり。往て彼れに賴り、又李鴻章に會見して內意を告ぐるに如かず。苟も李の一諾を得んか、大事忽ち成るべし』と、金玉均はその言を納れ、二十七年三月十日東京を發して上海に向つたのである。

同月二十七日金玉均の上海に着するや、東和洋行に投行し、翌二十八日午後三時頃、寢臺に横臥し、支那小說を讀みゐたる時、洪鐘宇のため短銃を以て射殺された。金玉均暗殺の黑幕は實に袁世凱と李經芳であつた。李鴻章は韓王に對して祝電を打つたと傳へられてゐる。

朴泳孝の暗殺を謀る
權東壽
權在壽
李泰源
朴泳孝却つて李逸植を捕縛す
東京裁判所にて金玉均暗殺の眞相暴露す
李逸植本國にて極刑に處せらる
東學黨の亂
東學黨の蜂起
東學黨の由來
全琫準

一方李逸植は金玉均を神戸に見送つて後、直に東京に歸り、權東壽、權在壽、及び權泰源等と謀り朴泳孝を刺殺せんと李逸植等は親隣塾に赴きたるに、李泰源がこの計畫を洩らした爲に李逸植は却つて朴泳孝の爲めに捕縛されるに至つた。而して東京裁判所に於ける審問の結果、玉璽を鈐したる國王の勅書を携帶したる事等が露はるゝに及んで國論は囂々として起り、且つ金玉均の遺骸が韓國に軍艦咸靖號に搭載せられて送附され、加之四肢を切斷せられて梟せらるゝといふ極刑に遭ふに及び、我が國民は朝鮮政府の殘虐、清國政府の横暴、日本政府の軟弱を痛憤した。

九　東學黨の亂

金玉均謀殺事件と相前後して、乃ち明治二十七年四月、韓國全羅・忠清兩道の各地に東學黨が蜂起して、官衙を毀ち、倉庫を發き、米穀を奪つて之れを人民に惠與し、地方官を驅逐し、全羅道の首府全州府を陷落して勢ひ猖獗を極めた。元來この東學黨は、東學と云ふ韓國の一種の教派から出たもので、東學は慶尙道慶州の崔濟愚なるものを教祖とする。

其の東學と稱する所以のものは、つまり西洋の天主教と區別する爲め西學に對する東學であるとも言ひ、この教派は次第に勢力を加へ、布教後幾何もなくして、その發祥地たる全羅道を中心として韓國を風靡し、いつの間にか政治的色彩が加つて現はれたのが東學黨である。

而して、韓國には國外の勢力が次第に侵入し來り、國内の制度は紊亂して暴吏民を虐ぐること極まりなき有樣であつたので、明治二十六年の頃政治改革を呼號した起つたが、國王の慰撫に依つて一旦は沈撫したけれども、翌明治二十七年四月全羅道の古阜に於て多年郡守の苛政に泣いてゐた人民が蜂起するや、是れと呼應して政治の肅正・濟生安民の名を以て再び起つたのである。乃ち金全琫なる者之を統率し、左の告示文及

び檄文を發表した。

東學黨の告示文

東學黨の告示文

聖明上に在りて生民塗炭す。民弊の本。吏逋の根は貪官に由り、貪官の犯す所は執權の貪饕なるに由れ。嗚呼亂極まれば卽ち治、晦變すれば則ち明なるは理の常なり。今吾儕民の爲めにし、國の爲にするに、豈に吏民の別あらんや。其本を極むれば則ち吏も亦民なり、各公文簿の吏逋、民弊の條件は、一切報し來れよ、之れか區別を爲すの方あん、至急持し來て時刻に違ふこと勿れ。吾儕今日の擧止は宗社を保ち、下黎民を安んじ、死を賭して誓を爲す、之が爲め驚動を爲すこと勿れ。其將來應さに釐すべき者を擧れば實に左の如し。

一　轉運營の吏民に弊あること。
二　均田官の弊を去りて又弊を生じたるの件。
三　各市井の分錢收税の件。
四　他國潛商の竣價。
五　食鹽に對する市税の件。
六　各項の物件に對し都賈利を取る件。
七　白地に税を徵し松田に陳を起すの件。

等の弊瘼盡く記す可からず。而して凡そ吾が士農工賈四業の民、同心協力して上は國家を輔け、下は死に瀕するの民生を安するを得は、豈に幸甚に非すや。

東學黨の檄文

東學黨檄文

人の世に於ける其の最も貴き所以の者は人倫あるを以てなり。君臣父子は人倫の大なる者。君仁に臣直

韓國政府東學黨を討伐せんとす
洪啓薫
李文永
元世祿
清國は英露と結ぶ
韓政府軍頻りに敗る

に、父慈に子孝、然る後家國を成し、能く彊り無きの福を建つ、今我聖上仁孝慈愛、神明聖叡、賢良正道の臣能く聰を翼け明を佐けは、則ち堯舜の化、文景の治　日を指して希ふ可きなり。今の臣たるもの國に報するを思はず、徒らに祿位を竊み、聰明を掩蔽し、意に阿り、容に諂ひ、忠諫の士は之を妖言と謂ひ、正直の人は之を匪徒と謂ふ。内輔國の才なく、外庶民の官多し、民心日に益々變じ、入ては資生の業無く、出ては保軀の策なし、虐政日に肆に怨聲相屬す、君臣の義、父子の倫上下の分隨壞して而して遺す無し。管子曰く、四維張らされば國乃ち滅すと。方今の勢古より甚しき者これあり、公卿より以下方伯守令に至るまで、國家の危殆を念はすして、徒らに飽巳潤家の計に切に、詮選の門は視て以て生貨の路と爲し、應試の場は擧て以て交易の資と爲す、許多の貨賂は王庫に納れすして、而して反て私藏に充て、國累積債有て報效を念はす、驕侈淫呢忌畏する所無し、八路魚肉、萬民塗炭、守宰の貪虐、良とに所以あるなり。之を奈何そ民窮して且つ困せざらんや。民は國の本と爲す、本削らるれば卽ち國衰ふ、保國安民の方を念はすして、外部第を設け、惟偷生の方を謀りて、徒らに祿位を竊む、豈に共れ理あらんや。吾徒草野の遺民なりと雖も、君の土に食み、君の衣に服る者、國家の危亡を坐視するに忍びす、八路同心、億兆同議、今義旗を擧げて以て公に報ひ、民を安せんことを圖り、死生の誓を爲す。今日の光景驚駭に屬すと雖ども、切に恐動すること勿れ。各共業に安んじ、共に昇平の日月を祝し、咸く聖化に沐することを得は則ち千萬幸甚。

而して此の亂の起るや朝鮮政府は五月八日洪啓薫を以て招討使とし、李文永、元世祿をして之れが副たらしめ、兵七百を率いて討伐に向はしめたが、忽ち東學黨の擊破する所となり、二十七年六月一日全羅道の首府全州は東學黨の占領する所となつた。是れより先、清國は韓國を自巳の掌中に收めんとして、既に英露兩國とも默契が有り、李鴻章は袁世凱と電報を往復して頻りに劃策する所か有つた。一方韓國政府に於ては全

州の暗爲するや大いに畏れ、終に清兵來援の請求を爲すに決し、即夜之れを袁世凱に申込み、六月三日更に公文を以て援兵を清國に求めた。此の裏面に袁の跳躍が與つて力あつた事は勿論である。

韓國清國に援兵を乞ふ

葉志超聶士成

清兵牙山に據る

袁世凱は直ちに之れを李鴻章に通じ、李鴻章は直ちに直隷提督葉志超、副提督聶士成に命じ、三營の兵を率ゐて五隻の軍艦護送の下に威海衛を發し、同八日清兵は牙山に上陸した。

日本の國論朝鮮問題に集中す

大島圭介

杉村濬

初め東學黨の亂起るや、我が國論は俄然として朝鮮問題に集中し、硬軟兩論相對立して頗る喧燥を極めた。時に朝鮮駐箚公使大島圭介は、賜暇歸朝中で、書記官杉村濬が臨時代理公使として居たが取敢ず、日本政府は東學黨の形勢、及び韓廷の態度、清國使臣の情勢等に就いて注目して居た。

第六節 日清戰役

緒言

日清戰役

日清戰役の原因は、之れを一言すれば朝鮮獨立問題である。而して是れに關しては前節に於て詳述した通りである。尚ほ日清戰役中の戰役其の物の狀況變遷及び媾和談判等に關しては、本卷所載の軍事篇に就いて參照せられたい。

一 日清開戰直前の情勢

日清開戰直前の情勢

韓國に於て東學黨が蜂起し、清國は大兵を韓國に送らんとし雞林八道に於ける日清兩國の風雲漸く急ならんとする頃、我國では政府と議會が衝突し、二十七年六月一日衆議院は、内閣彈劾上奏案を議決したので、

内閣彈劾上奏案の決議
杉村代理公使急を電報す
陸奥外相朝鮮に派兵の要を説く
川上操六閣議に列す
朝鮮へ出兵の議決す
第五師團に出征の準備を命ず
清國の出兵知照我が和戰兩樣の準備を整ふ
汪鳳藻本國の訓令を提出す

政府は議會解散の詔勅を奏請することゝなり、二日首相官邸に於て閣議を開く事となつてゐた所、折柄韓國駐在の杉村代理公使から韓國政府が援兵を清國に請ふたと云ふ急電が到着した。陸奥外務大臣は其の日の閣議に、杉村の電報を提示し、清國にして名義の如何を問はず朝鮮に大兵を送るとすれば、我が國も亦同じく出兵して、之れと對抗し、韓國に於ける日清兩國の權力の平均を維持し、以て不慮の變に備へなければならんと説いた。閣僚中からは大いに讓歩論も出たが、結局陸奥の主張に贊同し、伊藤首相は直ちに參謀總長熾仁親王殿下と參謀次長陸軍中將川上操六に臨席を求め、朝鮮出兵の內議を整へ參內して御裁可を得たのである。其の上大鳥特命全權公使をして、歸任に差支なき樣準備させ、一方海軍大臣と協議して軍艦八重山に海兵若干を搭載して、公使を搭乘させ、又參謀本部からは第五師團に至急出師の準備を內訓し、密かに郵船會社其他に運輸及び軍需の徵發を內命して用意おさ〳〵怠り無かつた。

二　清國の出兵知照

日本政府は和戰兩樣の用意を整へつつも清國政府の出樣如何を窺つてゐると、明治二十七年六月七日在東京清國公使汪鳳藻は、本國政府の訓令と稱して左の公文を日本政府に交付して來た。

以書翰致啓上候。陳者今般北洋大臣李鴻章より左の通り電報有之候。

光緒十一年清日兩國にて議定せし條約中に、將來朝鮮にて若し變亂事件有之、清國にて派兵を要する場合有之候節は、應に先づ行之知照すべく、事定りたる上は直に撤回し再び留防せずと有之、本大臣今朝鮮政府の來文を覽るに、其の情詞切迫なるのみならず、兵を派して援助することは、我朝が屬邦を保護するの舊例に有之候へば是を以て奏聞の上、諭旨を奉じ、直隷提督葉をして勁旅を選帶し、馳せて朝鮮全羅忠清道一帶の地方に赴かしめ、時機を見計らひ防堵攻討し、期を刻して之れを撲滅せしめ、務めて屬邦の境土

清國は韓國を屬邦視す

陸奧外相の回答

清國政府小村代理公使に答ふ

清國韓國の屬邦たることを固執す

をして又安ならしめ、各國人の朝鮮地方にて貿易を爲すものをして、皆其の生業を安することを得せしめ度、尤も平定次第直に各兵を引揚げ、更に留防せしめざる樣可致候、各至急條約に從ひ、行文知照すべき筈に付、貴大臣へ電報到候間、早速日本外務省へ照會有之度候。

右之通申來候に付、本使は之れを貴大臣に及御照會候敬具

乃ち清國政府は韓國を屬邦扱ひにして居たのである。由て陸奧外務大臣は直に清國往府に回答して曰く、

以書簡啓上致候。陳者今般貴國政府にて朝鮮國に派興被成候に付、明治十八年四月十八日、日清兩國にて締結の約書第三款に遵ひ、行文知照の趣、本日貴簡を以て御申込相成承知致候。然るに貴簡中、保護屬邦の語相見へ居候處、帝國政府に於ては、未だ曾て朝鮮國を以て貴國の屬邦と認め居不申に付、此段御回答旁言明致置候。本大臣は玆に重ねて敬意を表し候。

然るに清國政府は六月九日小村臨時代理公使に左の如き公文を送付して來た。

以書柬啓上候。本月四日(六月七日)貴簡を以て朝鮮國に於て現に變亂あるを以て若干名あるべきに付、兩國の條約に從ひ、右の趣行文知照すべき旨貴國政府よりの訓令を受けられ候旨御申越相成候處、我國にては朝鮮の求めに應じて兵を派遣し、其の亂民討伐の援助を爲す次第にして、是れは從來屬邦を保護するの慣例に有之、且つ專ら內地の亂民を討伐する樣にして、平定次第直に引揚可申、目下仁川、釜山各港の模樣は靜穩なれども、通商の地に候へば、保護の爲め暫らく軍艦を留置候のみに有之候。貴國より兵を派遣せらるゝは、專ら公使館領事館及び商民を御保護相成る爲なる可ければ、申す迄もなく多數の兵を御派遣相成候必要可無之又朝鮮より請求したる次第にも無之候へば、決して朝鮮內地へ進入して驚愕を起さしめざる樣被致度、加之我國の兵士と出逢ひ、言語不通軍禮の差違ある爲め、或は不慮の事を生ずるが如き場合も有之哉と懸念致居候に付ては、右之趣貴下より貴國政府へ電報にて御申送相成度希望候。右御回答候

敬具。

乃ち以然として朝鮮の屬邦たる事を固執して居た。依つて我政府は更に左の如く回答した。

以書柬致啓上候。陳者、本月九日貴簡を以て貴國より朝鮮へ派兵せられしは、從來屬邦を保護せらるゝの慣例に有之、我國よりは多數を派遣するの必要可無之、又決して朝鮮內地へ進入不致樣致度との趣御申越相成候に付、本官には早速其旨我政府へ致電報置候處、只今我政府よりの回電接到、帝國政府に於ては、未だ曾つて朝鮮が貴國の屬邦なることを認居不申、今回我國より朝鮮へ派兵せしは、濟物浦條約に依りたる義に有之、而して出兵の手續は天津條約に依りて取計らひたる次第に候。又帝國より派遣の軍隊の衆寡は、帝國政府自ら之れを裁決可致の義に有之、又行動の如何に至ては、赴くべき必要なき處へは無論赴かざる可けれども、他より掣肘せらるべき筋毫も無之、又兩國の兵士相逢ひ、言語軍禮の差異ある爲め、或は不慮の事を生ずるが如き場合に有之との義に至ては、我國の兵士の紀律を守ること嚴肅なれば、貴國の兵と出逢ふことありとも、故らに事故を生ずるが如きこと決して無之は、我政府の固く信ずる所なれば、貴國政府に於ても其邊既に豫め御加意相成居候事も可有之旨申越候に付、右及回答候敬具。

三　共同改革委員派出の提議

共同改革委員派出の提議

聶士成淸國先頭部隊牙山に據る

葉吉超の後發部隊又牙山に據る

日本軍宇品を發す

わが一戸部隊京城に着す

而して淸國の先頭部隊は聶士成に率ゐられ、六月八日正午牙山海口に到着し、後發部隊は葉吉超が之れを率ゐ、十一日牙山の本營に入つた。

一方、日本混成旅團の先頭部隊は九日宇品を發し、八重山塔乘の大鳥公使亦此日を以て仁川に到着し、陸戰隊四百名を率ゐて京城に入つた。是に於て韓國政府は頗る狼狽し、之れを仁川に擁立せんとしたが期に後れて果すこと能はず、斯る間に一戸少佐が率ゐた先頭部隊の一大隊の陸兵も十三日を以て京城に入り海軍陸

外國官吏日本の出兵を疑ふ

陸奥外相戰爭を賭して大鳥公使の要求を退け盛んに軍隊を增遣せしむ

日淸關係の對立

淸國政府に對する提案

陸奥外相強硬策を執る

警備と變更した。

然るに朝鮮在住の外國官吏及び商民は、朝鮮を以て淸國の屬邦なることを默認し、日韓兩國の間に濟物浦條約の在る事を知る者が殆ど無く、日本の出兵に疑惑を抱き、日本が朝鮮を侵略する意圖を懷くものゝやうに思はれた。隨つて歐米列國の感情は自然と日本の爲めに不利となつて來た。

由つて大鳥公使は餘り多くの軍隊を朝鮮に派出する事は、外交上得策に非ずと勸告して來た。然れども日本の內情は到底既定の計畫を變更することなどは不可能で、一旦事變あらば、勝敗の數は全く兵力の多寡に存するのであり、且つ淸國政府の不信なる、何時更に軍隊を增派せずとも限らないので、陸奥外相は大鳥公使に對し、外交上多少の紛議あるも大島少將の率ゐる混成旅團を悉く京城に滯陣せしむべしと訓令した。

然しながら、日淸兩國は互ひに相對峙して、關係は頗る危殆に瀕し、而して淸國政府は種々の陰謀を企てゝ朝鮮政府を攪亂せんとする形勢あり。

由つて陸奥外相は伊藤首相と協議して外交手段による局面の展開を圖り屢々之れを協議した。伊藤首相之れに同意し、淸國政府に對する大要左の如き提案を爲した。

一　朝鮮の內亂は日淸兩國の軍隊協同戮力して之を鎭壓すべし。

二　亂民平定の上は、同國の內政を改革する爲め日淸兩國より常設委員若干名を朝鮮に派出し、大略同國の財政を調査し、中央及び地方官吏を陶汰し、必要なる警備兵を設置して國內の安寧を保持せしむべし

三　同國の財政を整頓し、出來得る丈の公債を募集して國家の公益を起すべき目的に使用せしむべし。

閣議は之を贊同したが、陸奥外相は一時贊否を保留して翌日の閣議に於て、伊藤首相の提案の次に、「淸國政府との商議の成否に拘らず、その結果如何を見る迄は目下韓國に派遣しある我が軍隊は決して撤回すべからず、若し淸國政府にして我が提案に贊同せざる時は帝國政府は獨力を以て朝鮮政府をして前述の改

閣僚いづれも陸奥外相の政策に賛す

陸奥外相駐支那公使を招ぎ我が提案を示す

更に小村代理公使をして清國に回答を求む

天津總領事荒川已次をして我が提案を李鴻章に示す

清國政府汪公使をして我が提案を拒絶せしむ

清國の拒絶文

革を爲さしむるの任に當るべし』との兩項を附加した。是れ卽ち清國政府が日本の提議に同意すべきことは想像し得ないからであつた。而して閣僚は皆陸奥の意見に同意し、伊藤總理は直に之れを上奏し裁可を得た。依つて陸奥外相は。六月十六日東京駐劄公使汪鳳藻を招き、先の提案の末段の二項を除くの外、之れを提示し、更に外相は念の爲め在北京臨時代理公使小村壽太郎に電訓して、總理衙門の回答を求めしめ、且つ在天津領事荒川已次に電訓して李鴻章に提示せしめた。

汪公使は、六月二十一日附公文を以て左の如き回答を爲した。

第一　朝鮮の內亂は既に平定したれば、此の際日清兩國が相互に協力して之れを鎭壓するの必要を認めず

第二　日本政府の提議は美なりと雖も、朝鮮の改革は朝鮮をして自ら之れを行はしむべし。中國すら尙ほ其の內政に干與せず、日本は固より朝鮮の自主國たるを認めたれば其の內政に干與する權利なかるべし

第三　事變平定すれば、各々軍隊を撤回すべしとは天津條約の規定する所なり。則ち此の際互ひに撤兵すべきことは無論なるべし。

則ち豫期の如く清國政府から拒絶して來たのであつた、由つて陸奥外相は翌二十二日清國の列擧せる條項を一々辯駁した公文を汪公使に送つた。

『之を既往の事跡に徵するに、朝鮮半島は常に朋黨爭鬪內訌暴動の淵叢にして、事變の屢々起るは、全く其の獨立國たるの責守を全うするの要素に於て缺くるたるに由ると確信せり。（中略）是を以て日本政府は將來該國の安寧靜謐を保持し、政道其の宜しきを得べきことを保證するに足るべき辨法を確定するに非ざれば、現在同國に駐在する帝國軍隊を撤去するの得策に非ざることを信ず。是れ啻に天津條約の精神に依纇するのみならず、又朝鮮國善後の策に於ても然らざるを得ざればなり。假令、貴國政府の所見に違ふことあるも帝政國府は斷じて現在の朝鮮國に駐在する軍隊の撤去を命令する能はず』

是れ即ち日本政府の清國に對する第一次の絶交書である。

四　朝鮮內政改革案

日本政府は清國に對して絶交狀を突き付けた後、朝鮮內政の改革案を起草し、六月二十八日大島公使に訓令した。其の改革の要領は左の通りである。

一　官司の職守を明かにし地方官吏の情弊を矯正すること。

二　外國交渉の事宜を重んじ職守其人を擇ぶべきこと。

三　裁判を公正にすべきこと。

四　會計出納を嚴正にすべきこと。

五　兵制を改革し警察の制を設くべきこと。

六　幣政を改定すべきこと。

七　交通の便を起すべきこと。

是より先き清國政府は日清兩軍の撤退を熱望し、是を袁世凱に圖り、或は京城駐在の各國外交官に周旋を懇願する等頻りに努める所が有つた。一方袁世凱は、假令日清交戰に及ぶも最後の勝利は我に在り等と大言壯語し、僞電を發しては日本に韓國侵略の野心あり等と誣ひる等奸策を廻らして居たので、我大島公使は最早清國兵に一撃を喰した後でなければ朝鮮の改革は望み得ないと斷を下した、由つて二十三日に混成旅團全部の入京を促した、旅團長大島少將は即時に、二中隊を仁川に留め、其他を即夜京城に向はしめた。越えて二十八日公使は、韓國政府に對して、果して韓國は清國の屬邦なるか、それとも獨立國なるかを詰問した所、韓廷に於ては種々評議の後、現も角獨立國なりと回答し來つた、公使は進んで左の改革案を韓廷に提出

朝鮮內政改革案日本政府清國に絶交狀を突付く

日本の朝鮮改革案

清國政府日清兩軍撤退を策す

韓國頻りに日本を中傷す

大島公使旅團の入城を決意す

韓國自主自國の獨立國たるを知らず

大鳥公使韓廷に改革案を提出す

し、調査委員を設けて審議せん事を求めた。
第一　中央政府の制度及び地方制度を改正し、茲に人材を採用すること。
第二　財政を整理し富源を開發すること。
第三　法律を整頓し、裁判法を改正すること。
第四　教育の制度を確定すること。
而して韓廷は當時事大黨即ち清國黨の勢力が旺盛であつて只管清國に賴り、内政の改革などは欲する處でなかつたが、强大な兵力を擁して强硬に迫つてくる日本公使の勸告であつたから、遂に止むなく七月十六日に至つて、我改革案の大體を承認する旨を回答し來つたが、袁世凱及び李鴻章から脅喝された爲め、十八日に至り、前言を取り消し來つた上に、大兵を擁して改革を進るは内政干涉なりと抗辯した。

最後通牒

五　最後通牒

最後通牒を韓國政府に送付す

かくて大鳥公使は、七月十九日韓國政府に對し
一　京釜間に軍用電線を架設することを日本政府に於て自ら着手すべし。
二　朝鮮政府は濟物浦條約に遵由し速に本國軍隊の爲めに相當の兵營を建築すべし。
三　在牙山の諸兵は元來不正の名義を以て派遣されたものであるから速に之を撤退せしむべし。
四　清韓水陸貿易章程等其の他朝鮮の獨立に抵觸する清韓間諸條約は一切廢棄すべし。
と請求し、回答期限を二十二日とした。然して若し回答せざれば我より進んで改革を斷行すべしと云ふ最後通牒を韓國政府に送附した。

六　日清關係の破裂

> 日清關係の破裂
>
> 韓廷の諸大臣連日會議す
>
> 駐韓清公使突如歸國す
>
> 大島公使外務督辦趙秉稷に自由行動を通告す
>
> 大島公使大島少將と軍事行動を協議す
>
> 大島旅團長在韓混成旅團に戰鬪を命ず
>
> 大島公使岡本柳之助・杉村濬等と協議す
>
> 日本黨の首領金嘉鎭安駉壽
>
> 大院君の入闕
>
> 韓王大島公使に參内を求む
>
> 内政改革・閔族處罰の詔を發す

韓國政府は我最後通牒に接するや、愕然として驚き、諸大臣は連日會議するも尚決定し兼ねたのであつた。加之清公使袁世凱は時局に對して爲す所を知らず、遂に本國の指令を仰ぐ爲めか、突如として歸國の途に就いたので、韓廷は一層狼狽し、回答期限なる二十二日の夜半に至つて回答し來たが、例に依つて不得要領である。

由つて大島公使は直ちに外務督辦趙秉稷に對し、日本政府は自ら爲すべき所をなすの外なし、事宜に依れば兵力を使用するやも知れずと通達し、大島少將と軍事行動について協議し、二十二日夜早くも軍事命令は我が軍隊に下つた。我が混成旅團の本營は龍山に在つたが、其の二個大隊は二十三日未明王宮なる景福宮に達し、城門を開いて入闕した。

是より先き、大島公使は、征韓論以來朝鮮問題に頗る關係深き岡本柳之助、朝鮮公使館書記杉村濬と熟議し、且つ韓國の開化黨、即ち日本黨の領袖金嘉鎭、安駉壽等も協力し、當時韓國一般の民心が大院君に向ひ、且つ大院君も亦功名の志旺んなるを察し、大院君をして暫く政事を攝裁せしめんといふ策を定め、岡本、杉村は數名の同志と共に雲峴宮に赴き大院君に謁し内外の形勢を說いて出廬を勸告した。大院君は清國崇拜者で日本人を元來擇ばなかつたが、近年漸く世界の形勢を覺り、この時岡本、杉村等の熱心なる勸告に對して說き伏せられ、王勅に依るといふ形式で入闕した。

而して韓王は勅使を以て大島公使の參内を求め、大院君國王に代つて公使を引見し、國王は内政改革、閔族處罰の詔を發し、清韓條約の廢棄を宣言し、大島公使に牙山の清兵を掃蕩せん事を求めた、依つて我が混成旅團は七月二十八日牙山成歡に大に清軍を擊破し、之を平壤に走らしめた。既にして其の三日前、七月二

韓國大島公使に清兵の掃蕩を乞ひ給ふ

十五日豐島沖に於て、海戰の火蓋を切つて居たのである。即ち、我が軍艦秋津洲、吉野、浪速と、清國軍艦濟遠、廣乙、操江との間に擊戰が展開され、濟遠敗走し、廣乙は座礁し、操江は捕獲され、且つ清國陸兵を滿載して居た運送船高陞號は、後の元帥東郷平八郎を艦長とする浪速の爲めに擊沈され、海陸共に我軍は大勝を博し、斯くして、八月一日、清國に對して宣戰の詔勅が發せられたのである。

清兵牙山に大敗す

清の海軍豐島沖に敗る

對清宣戰布告

第七節　日清媾和條約

日清媾和條約

一　日清戰爭の經過

日清戰爭の經過

明治二十七八年の日清戰爭は日本が全國力を傾倒しての東洋に於ける爭覇戰だけに、吾が日本に取つては運命を左右するほどの重大戰であると共に、實に眞劍な戰爭であつたのである。加之、歐米各國は支那に對し各種々權益を有し、支那を東洋一の强國と認めてゐたので、維新以來いまだ三十年も經ぬ一小島國に過ぎぬ日本が支那と戰爭をしても果して勝利を獲るや否やに對し多大の疑問をもつてゐた際とて、日本の將來に對し頗る不安を感ずると共に、日本が勝利を獲て大陸にその足場を得る結果日本が著しく膨脹するので、諸外國の支那に於ける權益の將來に多大の不安を感じたのは當然である。いま左に日清戰爭實記に揭載されてゐる諸外國の新聞記事を再錄し當時諸外國が日清戰爭の將來に對し、果して如何なる意嚮をもつてゐたかを窺ふの參考に供すよう。

タイムスの日清戰爭論

タイムスの評論（英國）――は明かに清國に荷擔すと云ふには非れども、日本の所行に對し非難を試めり。曰く清國が本件に對し冷かに之を處するの智は清國の爲に稱せざる可らず、本件の性質上、東洋に於ける二

大國が其の卒兵驅使せる一小王國（朝鮮）の兵士の前後の考なき行爲のため平和を破らん程の理由一も之なきなり。日本の形勢或は伊藤伯は議院政治の首領として今俄に其執り來れる大膽にして而も稍や傲慢に渉れる地位より身を引かんとするには必ず多少の困難を感ずるならん。然れども伯にして清國は依然其の執り來れる方針を固守せんと欲するものなることを實際に感知せば、想ふに本件に對し清國と外交上の手續きを盡し、以て穩かに局を結ぶことを欲するならん。清國の意は此の如し。或は斷然清國と鬪ひて事後の結果を一身に引受けん乎、或は諸條約國の盡力を好機とし、誠實に清國と談判を開始せん乎、其の決一に伯の胸中に存す、伯にして眞實平和を欲するならば之れを爲す決して前途處す可からざる困難なし、日清兩國は先年今日と同樣の地位に立ち、互に其の威嚴を保つに必要の照復をなしたる後遂に各々兵を收め以て善く難局を處理したり。今日亦た爾かす可らざるの理なし。然るに猶日本にして遂に兵を用ゆるに至らん乎、其の極如何なる結果を來さんも知る可らず、然らば日本の不幸たる最も大なり。彼の朝鮮は平時に在つてすら日本に於て之れを占領する決して何の得る所あるを見ず、否得る所は唯だ一の面倒ならんのみ。今日日本國内の激昂は如何の有樣にあるにもせよ、今日の事を來したるは、別に伯（伊藤伯）が外邦に事を釀し、其の失ひたる人望を回收せんとするの誘惑に依る明かなり。萬一にも日清間の戰爭遂に免るべからざるとせば、想ふに日本は必ず悅び勇んで戰はん、然れども清國にして之れに應ずる誠實ならば、日本は假令其の始めに幾回の勝利を獲るとも、其の勝利たる誇りは高價を以て買ひたるものとならん、何となれば清國は恐るべき耐忍力を有するものなればなり。

スタンダートの評論

スタンダードの評論（英國）――は無遠慮に日本の手を收めんことを論じて曰く、傍觀者は日清間に戰爭の起らざる可きことを抗辯しつゝありし間に、日清兩國政府は互に其の陸海軍を朝鮮に集めたり、是れ其の目的は朝鮮に對する改革を强行せしめんが爲めに非ずして、日清兩國何れが朝鮮半島の主人たるべきかを決定

せんが爲めなり。事態既に此の如し、朝鮮と直接の條約を締結せる（清國若くは日本の照會を待たざる）大貿易國は盡く起つて、本件に對し彼等（日清兩國）と同等の權利あることを主張せざる可からず、主張するの時は今なるぞ、但し彼等二國にして我が温和の勸說を聞入るれば則ち可なり、若し聞入れざるに於ては斷然最後の手段を執り、以て其の迷を覺さゞる可らず。英國政府にして此の如く極端の手段に出るに當つては、必ず他の凡ての强國の來つて我に活潑なる協力を致すや、蓋し疑ひを容れず。

デリーグラフイックの評論

デリーグラフイックの評論（英國）――に曰く、我輩は想ふ、英國政府最後の手段として憤然足を踏出し、決して戰を開く可らずと宣言一番せば、日清兩國は必ず一個の劍をも引拔くこと能はざる可しと、大英國が此の如き動作に出れば、全歐洲の同感と贊助とを我に致すや必せり。蓋し日本は戰爭の爲めに得る所一も無うして、失ふ所は萬般に渉る。日本にして若し勝たん乎日本は露英兩國の爲めに火中より栗實を摑み出したるものと謂ふを得べく。又敗れん乎日本が今日折角脫し來りたる中古の暗黑世界に再び背進するの結果を來す可きなり。

以上の如く英國の論調は概ね日清戰爭に對し、日本の將來に多大の危惧を懷き、無謀な行爲を敢てせるものとして大に非難すると共に、果して日本が最後の勝利を獲るやに對し大なる不安を感じたのであつた。之れに反し米國は遙かに日本を見るの明があり、却て淸國の頑迷を嘲笑したことは、横濱開港以來新日本の改革に貢獻したので、日本國民性の一端を解するものと云ふべきである。即ち、

ニューヨークサンの評論
米國人の觀たる日清兩國人民の相違點

ニューヨークサンの評論（米國）――に曰く、日本は東部亞細亞に於ける生命財産の安固を擔保して樹つ强國にして、完備せる陸海軍を有す。其兵器（村田銃か）は日本士官に依て發明せられ、内國に於て製造さるゝ精良のものなり。士官は近世の科學技術に熟し、之に從ふ兵士は忠直從順且つ訓錬あり、勇氣あり船艦砲礮の精利、士官水兵の技能亦た其極に達す。簡言すれば日本は取りも直さず太平洋上の英國にして唯に十二

分の兵備を整へ居るのみならず、外寇特に露國の其國權を侵さんとする者に對する決心を固め居れり、而して其政治家は博識鐵腕、其人民四千萬は火の如き愛國心を有する。之に反して清國は二百五十餘年滿人に依つて統治せられ、現時の君主なるものは外人を識らず、外國を知らざる年少愚昧の皇帝なり。其の政府なるものは守舊蠻蹤の巢窟にして勤仕の滿漢同數の官吏の職は互に相制肘し、相監視するに過ぎず。著し李鴻章は著名の一大政治家にして千八百六十一年の長髮賊の擾亂以來大に泰西の戰法兵器の優勝なるを覺り、我麾下の軍隊の中に之を採用せしも、元來支那人の天性として到底泰西の作戰法を學ぶこと能はず、往年の佛清戰爭の事例は之を詳確に證明し、李の計畫の殆んど無効なるを示せり、而して李は固より其股肱の劉銘傳も今日は已に老耄事に耐えず、加ふるに外國より之に援助を與ふることも現時甚だ困難なれば、日清戰爭の日本の勝利に終るは瞭々火を睹るが如し。

佛蘭西新聞の論調も概ね米國と同じきも、米英露の權益を説いて暗に調停を慫慂し、列國の干涉を仄めかしてゐる。

ル、タン新聞の論評

ル、タン新聞(佛國)——は曰く、清國は古來開明を以て宇內に誇りたる國なれども其開明は既に腐朽に歸して要をなさず、日本は義に勇むの精神過ぎて野蠻氣なきにあらずと雖も、西洋の開化を輸入し今や萬般の改良其途に就き、文化兵制清國の比にあらず。されば此度事端漸く急迫を告ぐるに至り、清國は露國に其仲裁を依頼し、露國は朝鮮近海に一の良港を得んとする野心あれば機乘ずべしと直に之を受合ひたり。清國は今日助を仰ぐものに他日己れの脊骨を嚙まるゝことを知らざるなり、英國は露と常に其利害を異にすれば露國の手を出すを傍觀坐視するものにあらず、米も亦東洋に商業上關係の密なるより將に爲す所あらんとす。此の如く共に萬國公法を唯一の楯に自國の權理利益を他邦にまで爭ふ實に沙汰の限りならずや。猶ほ確かなる筋より聞く處に依れば、露佛獨米は共同して日清の間に調停の勞を取らんと計畫し居れり云々。

露西亞通信者の談

露西亞の某通信者――が此國の一大政治家と語れる所の如きは、卽ち此國の意見として見るべきものなり。政治家の言に曰く、露國が朝鮮半島の幾部分たりとも合併せんと欲するも敢てし難き事情二あり、第一は露國が平和を好むこと、第二は英國が巨文島を黨去せし當時露國が同國に向つて致したる約束是れなり。尤も此の約束には其の條件として獨り英國のみらず、何れの邦國といへども朝鮮を侵略し、若くは其の獨立を危くすること無からんことを約せり。若し然らずして露國の約束無條件のものたらば露國は逸早く手を拱して英國が東洋將來に於ける露國の競爭者たる清國若くは日本と結託して朝鮮合併の事を謀らしめたるならん。然れども此の如く他國（何れの國なるを問はず）が朝鮮を寸地だも占領することある場合に方り、露國が拱手して看過す可しと思ふは誇りなり、況んや今日は露國が巨資を投じて西伯利鐵道の敷設に從事する時なり、我決して之れを默々に附すること能はざるなり。今日の時勢朝鮮は依然獨立國として存立せしむる可らず、若し其の力微にして他國の保護を要することあらんか、露國は物の見事に保譯の任を盡さん、決して彼の關係諸國の何れにも劣ること有るべからずと、又他の通信員が報ずる所を見るに、露國は今日までは他の諸强國と一致和合して毫も相違ふ所なきが如し、通信員は此の所見を以て決して無根の想像に非ずと云へり。

ノウ、エウレミヤの意見

ノウエ•ウレミヤ（露國）――は論じて曰く、露國は朝鮮の運命を傍觀すること能はざれば宜しく清國と合併して日本を斥くべし。若し此に出ること能はずんば爭戰爭の局面をして成るべく一地方に限らしめんことを謀らざる可らずと。

露國の意見は朝鮮の獨立を支持するとなせど、これは暗に日本の朝鮮に對する態度に不滿を暗示するもので、この露國が數年後に全滿洲を占據し、旅順口に砲臺を築き、宛然東洋に君臨するが如き態度を現はしたるは全く傍若無人の振舞ひと云ふべきであらう。一方また獨逸は日清間の戰爭を不可避的事件と見做さず、

必ずや外交的交渉によつて和解し得べきものを認むると共に、却て支那の頑迷を嘲笑してゐる。

ケールニッシュ・ツァイツング の論調

ケールニッシュ・ツァイツング（獨逸）――は天津條約に就き說をなして曰く、一千八百八十五年四月十日伊藤と李鴻章との間に締結せられたる天津條約には秘密の約束ありて世に公けにせられず、又各國政府にも通知せられざりき。此の秘密條約に據るときは清兩日國は朝鮮國王をして自國安寧を維持するの目的を以て必用の兵を養ひ、兩國以外の國より一名、若くは數名の士官を聘して之れが訓練を司らしめんことを倶に共に勸告し、且つ士官は如何なる事情あるも日清兩國より出さざるべきことを相誓へりと。伯林（ベルリン）にては日清必ず開戰を見るべしとの噂行はれ、人々は大に注目せり。今日尚外交手段に依て事局を結び得らるべしと信ずるが如くなれども、今日の形勢を以て最も憂ふべきものと爲せり。日本は事を干戈に訴へんと欲するものなりと思考し、英露若くは米は干渉せざるべしとなせり。人心一般に日本に傾けり、是れ清國の排西主義は直ちに獨逸及び其他の貿易國に害を爲すものと考ふるに依る。

フォシッツシェ新聞の論

フォシッツシエ新聞（獨逸）――は之を論じて曰く、清國にして日本の提出せる朝鮮改革案に贊同せしならば、戰爭は避け得らるべし。然れども清國は朝鮮に對する從來の關係を變ぜんことを欲せず、且つ日本の要求中には施設上の改革のみならず鐵道・電信・鑛山等に係るものゝ外、清國すら行ひ得ざるもの數條あり、而した北京政府は依然驕傲の狂態を存し、歐西の蠻民と共文化とを與に長く遠ざけ得べしと信ずるが如し。

以上米・英・獨・佛・露等は各自國の權益を顧慮し、日清戰爭の結果に關し確たる見透を有せず、ために日本に加擔せざると共に清國の頑迷を笑ひども、さりとて全く清國を見棄つるにもあらず、いはゆる洞ヶ峠的態度を示してゐた。然るに日清戰爭は歐米諸國の好むと好まざるとに拘らず着々進行し、日本は連戰連勝到處無人の境を行くが如く、またゝく間に牙山・平壤は占領せられ、鴨綠江の守も潰え、九連城・鳳凰城の堅も粉碎せられ、大連灣・旅順口は破壞せられ、威海衛・牛莊・田庄臺・營口は占領せらるゝに及び、清廷

の狼狽はその極に達した。單に陸戰に於て敗れたるのみならず、その海軍は豐島沖・黃海等の海戰に於て致命的打擊を蒙り、軍艦の殆と全部を擊滅せられ、ために天津・北京も日ならずして日本軍に砲擊せられんずの形勢を示した。日本軍の勇敢さと愛國的肉彈とを見て、歐米人は如何に感じたであらうか、彼等は必ずや日本人の熱烈な盡忠報國の犧牲心に驚歎したにちがひない、そして戰後に於ける日本の大膨脹に不安と猜疑心を起したであらう。

日本人の特長

日本人は戰爭に強いばかりではない、義に篤く、情にもろく、人道を重んずる點に於て恐らく世界一であるべきを斷言して憚らぬ。それは戰地に於ける日本軍の行動が雄辯に證明してゐる。即ち戰爭中は一身肉彈として國家に捧ぐることを敢て辭しないが、敵の捕虜をいたはり、その戰死者を厚く葬り、負傷者の治療に努むる等到底他國人には見られぬ情景である。之れに反し支那人はその性頑陋なるのみならず、頗る殘虐である。いま左に朝鮮南陽灣牙山に大敗せる支那が、わが兵の首級一個に對し金二十兩の懸賞付で士氣の挽回に努めた懸賞全文を再錄して參考に供しよう。即ち、

欽派總統馬提督直隷全省軍門雲殿尉世職額圖巴揮巴圖魯、寫移密行移會事、照得、倭人詭詐多レ端、或數十人、或十有餘人、聚ニ於各處山嶺一瞭望、或在ニ樹林山溝一藏ニ匿暗中一探レ我軍レ情、本軍門督師、自ニ牙山一移レ營、沿途、皆有ニ倭人一密探ニ此等情形一悉所ニ探知一必須下設ニ法密一合レ手挫中其詭計上、應飭ニ各營一酌ニ派精壯兵勇於各要口深林高嶺地内一暗中聯絡匿、如遇ニ倭人窺探一即行ニ迎擊一務當嚴ニ飭兵勇一小心謹愼、不レ可ニ稍涉ニ大意一一聞ニ槍聲一必須ニ齊集歸ニ併一處一切勿ニ散亂以致ニ衆寡不ニ敵、如生ニ擒倭人一名一者、賞ニ銀六十兩一槍ニ斃一名一割ニ取首級一者、賞ニ銀二十兩一奪ニ獲賊人馬匹器械一均歸ニ本營一應ニ用除分行一外相應ニ移會一貴總統煩爲ニ査照一希即轉飭遵辦施行、須レ至ニ移者一。

右　移

總統毅軍右營記名提督軍門馬

光緒二十年八月　日

利慾の外一事も知らぬ支那兵は二十兩の懸賞に眼が暗らみ、日本兵の斃れるを見ると、爭ふて之れが首斬落し、又はその手足を斷ち、頗る殘虐を究めたと云はれる。戰死者の首を斷ち、負傷兵の手足を斬落すとは何たる非人道であらうか。而も右記の懸賞を以てしても支那兵の連戰連敗せるは果して何んに因するや、之れ偏に愛國心の缺如せる結果に外ならぬであらう。

清國の請和を拒絶す

伊藤博文　陸奧宗光　張蔭桓　邵友濂　伍廷芳　顧肇新　瑞良　梁誠　黃承乙　沈鐸　羅庚齡　盧永銘

二　清國の請和を拒絶す

明治二十八年二月一日廣島發電報に「清國の請和使節張邵の一行四十九名インプレス、オブ、チャイナ號に乘組み、一月三十日午前二時過ぎ神戸に着し、フォスター氏と共に尾張丸に移乘して宇品港に向ひ、翌三十一日着港、それより直ちに廣島に行き、先づ携へ來りし國書を陸奧外務大臣の許に提出したり。此によりて內閣總理大臣伊藤伯外務大臣陸奧子は全權大臣を命ぜられたり。又講和使一行の官氏名は、欽差全權大臣張蔭桓、欽差全權大臣邵友濂、頭等參贊候選道伍廷芳、二等參贊刑部郎中顧肇新、二等參贊內閣侍讀瑞良、三等參贊候選道梁誠、三等參贊候選道黃承乙、翻譯官沈鐸、翻譯官羅庚齡、翻譯官盧永銘なり』とあり、尋で同二月二日午後十時廣島發電報には請和使逐ひ歸されんと題し『清國請和使の委任權限に不完全の廉あり、談判繼續に至らず、請和使等は四日頃歸國するならん』とある。

右の廣島電報にも明記されてゐる如く、二十八年二月支那から講和使が來たが請和使の委任權限に不完全な點が發見されたので、請和使張蔭桓一行は空しく歸國したのである。

二十八年二月清國の請和使節欽差全權大臣張蔭桓・欽差全權大臣邵友濂等一行が逐ひ歸されたことに關し、

明治二十八年二月十七日發行の日清戰爭實記、第十八編に清國請和使拒絕始末に關し詳細な記事が揭載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。即ち、

清國の請和使逐ひ歸さる

六師奮揚して、海陸並び勝ち、將さに一蹴して北京を陷落せんとす。此時に當りて清國の請和使は悄然として來れり。彼は來ると間もなく惘然として歸れり。彼は全く要領を得ずして歸れり。彼はテツトリング一翟の如く、落膽沮喪して歸れり。否彼は歸れるにあらず。我國より放逐せられたるなり。彼は何が故に放逐せられたるか、請ふ吾人をして事の始末を記さしめよ。

フォスター

初め清國は和を我に請はんが爲めに、戶部左侍郎兼三庫事務張蔭桓、及び湖南巡撫邵友濂を以て欽差全權大臣となし、我に派遣せしむ。使節は一月七日北京を發し十四日上海に抵り、二十六日加奈太太平洋汽船エムプレス・オブ・チャイナ號に搭じて二十八日長崎に達し、三十日朝神戶に達す。是より先き北米合衆國前國務卿フォスターは清國請和使の顧問となり、米國を發して二十一日橫濱に來り、轉じて神戶に赴き、以て使節の到るを待つ。我政府井井上外務書記官（名は勝之助）を遣はし、使節を迎へしむ。使節一行の乘船着神するや、我が通譯官は直に之を訪問し、尋で井上外務書記官も亦使節に面し、迎接のため此處に來りたることを告ぐ。かくて張・邵の正副使節は隨行員四名を從へ、三十日午前十一時頃フォスターと談話しつゝ米利堅波止場へ上陸し、兩使節は馬車、他は人力車に乘りてフォスターの旅館オリエンタル・ホテルに赴けり、この時波止場の近傍は內外人の見物殊に夥しく、使節上陸の際は期せずして一齊の笑聲起れり。ために馬車は幌にて蔽ひたるまゝ進行しぬ。張氏は藍色の服を着け、ダイヤモンドを挿みたる帽を戴き、邵氏は茜色の服を着けをれり。張は年齒五十八、顏圓く色白く、頭髮鬚髯皆白し。邵は年齒五十四、長身長顏、色黎く眼凹み、細心謹恪の態あり。かくて兩使節、及び隨員等はフォスターと共にオリエンタル・ホテルに至り、晝餐を喫したる上、兩使節は二頭立の箱馬車、他は人力車にてホテルを出で、復び米利堅波止場より小蒸汽船

春和園

園田警視總監

柴五郎

支那請和使一行廣島を退去す

に乘りて、一時三十分頃尾張丸に着せり（中略）尾張丸は三十一日の午前十時半頃、宇品に着せしが、船の將に着せんとする頃、張、邵兩使は甲板に出で、張氏は望遠鏡を以て四方を眺め居たり、宇品の海濱に並び立たる幾多の豫備倉庫、灣內所狹しと投錨せる御用船、恰も乘せんとしつゝありし補充の兵士、人夫、彼は此等を望んで果して如何なる感を生ぜしにや、使節及び重立たる隨員十餘名、フォスター及び其隨員は先づ小蒸汽船にて上陸し、吉川支店にて暫時休憩の上、何れも腕車にて廣島なる春和園に赴き、他の隨員も漸次同所に至り、一同晝餐を終りたる後、同所及び洗心樓、淺野氏邸に夫々分宿したり。宇品にては園田警視總監、寺田廣島縣警部長檢分のため尾張丸に出張し、大本營の陸軍參謀砲兵少佐柴五郎氏もまた出張せり、棧橋近傍は勿論廣島に至るの途中、所々に見物人群集せしも、何れも靜肅なりし。使節の尾張丸に乘り、神戸港を出づるや、同船に黃龍の國旗を翻さんことを請ひたるも、我が官吏は本船は御用船なれば、大本營の特別の許可あるにあらざれば、許可する能はずとて之を拒絕したりき（中略）使節すでに到る、朝廷乃ち伊藤內閣總理大臣、陸奧外務大臣を以て全權辨理大臣となし、廣島縣廳を以て議衙となす。三十一日夕使節は齎らす所の君主の親任狀を奉上す是に於てか二月一日を以て雙方の談判を開けり。此日使節は其委任狀を失念し、匆惶その旅館に就て之を持ち來らしめたり。二日の午後九時、使節の資格不完全の爲め、此方より談判拒絕を申し付け、且つ速かに我國を立ち去るべきことを命じたり。彼等は四日の午前十一時過ぎ悄然として屠所の羊の如く廣島を去りぬ。

支那の請和使張蔭桓一行が媾和談判の開始を拒絕せられるや、二月四日午前十時半頃各自その旅館を出で、いづれも人力車にて數名の警官に護衛せられつゝ宇品に至り、休憩もせず直ちに棧橋より第一吳丸外二隻の小蒸汽船に分乘し、やがて尾張丸に乘込んだ。この日張蔭桓は寶石附の帽子の下に頭巾の如きものを着け、車聲轔々勢ひよく馳付けたが、風采が揚らず、何となく打濕めりたる樣子であつた。かくて尾張丸は豫

定の如く本國に向ひ宇品を解纜したが、當日同船には井上外務書記官・鄭外務屬の外、園田警視總監以下警部三名巡査二十名乘込み、一行を長崎まで護衛した。また當日一行が宇品の出發に際しては井上廣島憲兵隊長・寺田廣島縣警部長及び憲兵士官・警部數名はわざ〳〵宇品に出張し、沿道所々に憲兵・巡査を配置して萬一を警戒したが、見物人は來着の半ばにも足らず、極めて靜粛であつた。また顧問米國前國務卿フォスターはヘンダーソン秘書を伴ひ、使節一行と共に同じ尾張丸で出發した。使節一行は長崎にて便船を待ち受け、上海に至り、北京に歸る豫定なりと云ふことであつた。日清戰爭實記、第十八編、清國請和使拒絶始末に『フォスターの去るや、大に使節の不都合を激怒し且つ人に語りて曰く、余は北京に抵りて、清廷に完全なる使節の派遣を請ひ、充分誠實を以て媾和を成就すべしと。惟ふに征清戰爭は實に清國の頑冥を膺懲するに出づ、清國の頑冥を膺懲せんとせば、須らく北京を陷落し以て城下の盟をなさゞるべからず。是れ我が帝國の輿論なり、我全國民の意思なり。今や不都合なる請和使は全く我が國より放逐せられたり。時に恰も敵國の要鎭たる威海衞は吾が軍の占領する所となりたり、彼が手足と頼みたる北洋艦隊も或は轟沈、或は捕獲せられたり。是れより精鋭なる王師は猛迅奮前、海陸合擊、以て山海關を屠り、天津を拔き、鐵騎長驅して曈々たる旭旗を北京城頭に翻へすは、旦夕に迫れり。嗚呼帝國の大快事、玆に至りて極れり』とあり、以て當時我が國民が如何に愛國心にもえ、支那の膺懲に全力を傾注してゐたかを想像するに難くないであらう。

三　李鴻章の來朝

二十八年二月請和使張蔭桓一行が媾和談判開始を拒絶されて空しく歸國するや、清國は新に李鴻章を使節に任命し、日本に特派して媾和を請はしむるに至つた。同年三月十四日李鴻章一行は天津を出發し、同月十九日我が馬關（下ノ關）に着いた。李鴻章の來朝に就ては日清戰爭實記、第二十三編、李鴻章の來朝の條に

火の山砲臺
公義號
禮裕號
フォスター
李經芳
伍廷芳
羅豐祿
馬建忠
陶大均
程永銘
ビーデット
引接寺

『東洋の豪傑と稱せられ、威名嘗て米國のグランド大統領を驚かしたる李鴻章も、今は終に清國の媾和使節となり、我が國に來朝せざるを得ざることゝなれり。其天津を發したるは三月十四日にして、我が馬關に着したるは實に同十九日なり。三月十九日午前六時、玄海灘の波に二本檣の汽船二艘煤煙を天に漲らせつゝ馬關に向つて進み來る。先づ之れを認めたるものは馬關火の山砲臺の番兵にして、直ちに電話を以てその趣を當局に通報せり。已にして右の二船は我が警護船太湖丸に案内せられ、徐々馬關海峽に入り來り、二隻とも門司の方に近寄りて錨を投じぬ。船の名一は公義號と云ひ一は禮裕號と云ふ。兩船共に前檣に青龍旗を揭げ、檣後に青白赤の三條を畫せる獨乙旗を揭げをれり。使節李鴻章は公義號に乘り、顧問フォスターは禮裕號に乘り、その他李經芳・伍廷芳」・羅豐祿・馬建忠・陶大均（譯官）・程永銘・英人ビーデット（李氏の書記）等十四人、之に從者を合すれば殆ど百人の上に出づ。早朝よりは東洋豪傑の顏色容貌を見んとて、海岸に集りたる見物人の數は幾百千なるを知るべからず、右二隻の投錨するや、我れより井上外務書記官、大杉・青山兩外務屬外兩三名第三小野田丸に乘込み、公義號指して乘り出でぬ。儲は李鴻章に旅宿の準備を通知するためならん、今に李は彼の船にて上陸するならんと、見物人の雜沓と評判は擧げて名狀すべからず、頓て午前十時半と覺しき頃、二人の西洋人、二人の支那人、井上書記官の一行と共に東棧橋に上陸したり。此時見物人は二人の支那人中一人は必らず李鴻章ならんと評判とりどりなりしが、後にて一人は伍廷芳、一人は譯官陶大均なりしこと分りしも可笑しかりき、二人の西洋人はフォスターとビーデットなりき。四人は山口縣後藤警部長の案内にて群集の中を通り、旅館と定めたる引接寺に赴き、その準備を一見したる上、伍廷芳・陶大均は大杉外務屬・ビーデットと共に本船に歸り、フォスターはアンデルソン氏を舊電信局に訪ひ、尚ほ何れへか電信を發したる上にて、是れも本船に歸りたり。伍廷芳は李門下の一才子なるは人の既に知る所、その容貌も中々に美はしく肥大にして鼻下に鬚あり、當日上陸のときの服裝は薄紫色の上着に、淺黃色の袴

陸奥宗光
大吉旅館
伊藤博文
梅の坊

を穿ち居たり。陶大均は黒の上着に黄色の袴を穿ち、フォスターは白髪銀の如く顔瞼紅を帯び、紺の長外套を着し、ビーデットは容貌揚らざれども何處となく敏捷らしき男に見えたり。伍廷芳等、旅館の準備整頓せるを見て深く謝意を表し、更に李鴻章の居室のみにはストーブを据付け度しと望みしが、欄間のあるを見て、斯くてはストーブも無益なるべしと、井上書記官に語れり。斯くて伍は本船に歸りて復命の上使節も上陸する筈なれども、近來風邪に罹り居れば、船中の方暖かにて身體に適するなるべく、何れ後刻までに通知すべしとて歸船したり。是より先き我が全權大臣陸奥宗光子は既に馬關に來たり旅館大吉にあり、而して十九日の午前我が全權大臣伊藤博文伯は宇品港より御用船威海丸に乘りて馬關に來り、旅館梅の坊に入る。此に於て我が兩全權大臣共に着關して清國使節の來朝を待てり。斯くて李鴻章は我が全權に會見のため二十日の午前三時と云ふに、鎭守八幡社の下なる波止場より上陸せり。是より先き公義號と水上警察の御用船との間に數回の往復ありて、頓て青色の轎輿は公義號を出て波止場指して送り來る模様なれば、幾百千の見物人スワこそ李鴻章の上陸なれと、その雜沓殊に甚だし。警察にては此體を見るや急に方向を轉じ、件の轎輿を載せたる小野田丸は波止場を離れて前記の八幡社下なる棧橋に轎輿を揚げ再び沖合に至り、公義・禮裕に打合をなし、止まること凡そ三十分、李を載せたる小野田丸を中央にし、四艘の小汽船共前後左右を警し、舳艫整々右の棧橋に向ひ來る、此處も非常の雜沓なれども憲兵巡査の戒嚴にて棧橋には新聞記者の外一人も入るを許さず、午後三時茶褐色天鵞絨の美しき上衣を着したる李經芳副使を始めとし、十餘名の參贊官先づ船室を出て甲板の上に立ち、次に從者二人に手を曳かれ、顯はれ出てたるは是れなん、清國欽差全權大使李鴻章なり。今年七十四歳金縁の眼鏡を掛け、鼠白色の疎髯を腮下と、雙頰に蓄へ、身幹飽まで偉大にして眼光人を射る。去れば胸中萬斛の憂愁は自ら面上に現はれて悄々然たる如く見ゆるは是非もなし。徐步棧橋を上り隨行員十一名と前後左右を憲兵巡査に圍まれ、海岸の石階を登り直ちに設けの轎輿に乘れば、待構へたる

春帆樓
日清兩國全權會見の模樣

伊東巳代治
井上勝之助
鮫島武之助
中田敬義
鄭永昌
楢原陳政
陸奥廣吉
李經芳
羅豐祿
馬建忠
伍廷芳
盧永銘
羅庚齡

馬關に保安條例を施行す
名士の來關
高田早苗
肥塚龍
柏田盛文
藤田達芳
河野廣中
伊藤大八
三崎龜之助
中島信行
古莊嘉門
馬關市未曾有の雜沓

支那轎夫八名は之を昇ぎ、他の隨行員は人力車に乗り、外務省雇楢原陳政・後藤山口縣警部長等之に隨ひ、談判所なる春帆樓に入れり。沿道三四十間見るもの堵の如くなりしも、格別の雜沓なく、使節は談判所に入り、我が全權大臣伯爵伊藤博文氏、同子爵陸奥宗光に面し、双方全權委任の國書を示し、互ひに其資格を承認す、而して席に列なるもの、我にありては兩全權大臣を始とし、總理大臣秘書官伊東巳代治氏・外務書記官井上勝之助氏・內閣總理大臣秘書官鮫島武之助氏・外務大臣秘書官中田敬義氏・翻譯官鄭永昌氏・同楢原陳政氏・翻譯官補陸奥廣吉氏等之に列す。彼にありては頭等全權大臣李鴻章を始めとし、參議李經芳・頭等參贊官羅豐祿・同馬建忠・同伍廷芳・翻譯官盧永銘・周羅庚齡等之に列せり。此日は唯だ會見のみにて別に談判に渉らず、午後四時一行悉く談判所を辭して乘船に歸る。唯だ清國顧問フォスターは豫定の旅館紀葉館に宿す(中略)二十一日午後二時半、清國大臣李鴻章、李經芳・羅豐祿・馬建忠・伍廷芳等を從へて我が全權大臣伊藤伯・陸奥子に應接所春帆樓に面し、第二回の會合を開く、我が參席者前に同じ。二十二日天氣晴、此日双方大臣の會合なし。午前十一時我が全權大臣伊藤伯、陸奥子、相携へて長府に遊び、午後三時旅館に歸る。伊藤伯は此夜二三の來賓と圍碁三更に徹せしと云ふ。二十三日天氣晴、此日亦双方大臣の會合なし、午前清國翻譯官盧永銘、我が陸奥大臣を訪ひ、次で鮫島秘書官を訪ふ(中略)是より先き三月十八日我が政府は馬關に保安條例を施行す(中略)かくて陸上の警戒は勿論水上の警戒頗る嚴重を極めたるが、警戒に慣れぬ市民は事の容易ならざるを見て皆驚駭せり。而し馬關は我が國民の着目する所となり、改進黨の高田早苗・肥塚龍、國民協會の柏田盛文、大手俱樂部の藤田達芳等の諸氏來り、次で自由黨の河野廣中・伊藤大八・三崎龜之助の諸氏來り、更に又た中島信行・古莊嘉門等の諸氏も來りて狹隘なる馬關市中は殆ど人を以て埋むるばかりなり。然れども保安條例實施の爲めに、第一に出入の檢査、旅券の附與新聞原稿の檢閱等行はるゝと共に、集會は大に檢束せられ、何人にても三人以上集りて酒樓に飲むことを禁ぜられたり。而して馬關市

は未曾有の雜沓を極めたり。蓋し東洋二大帝國第一流政治家の會見、談判の模樣を視察せんとする政治家、通信發電の爲め、一秒一分を爭ふ新聞記者、使節の顏見んため近縣より群り來れる者、東京より出張せし官吏、山口縣廳の出張、警視廳巡査の派遣を辭せし地方巡査の事に慣れざる事、保安條例、門司虎列刺（コレラ）、旅客取調、檢疫はこの馬關市をして未曾有の雜沓をなさしめたるなり云々』とあり、當時の情況を眼前に彷彿たらしめることが出來るであらう。

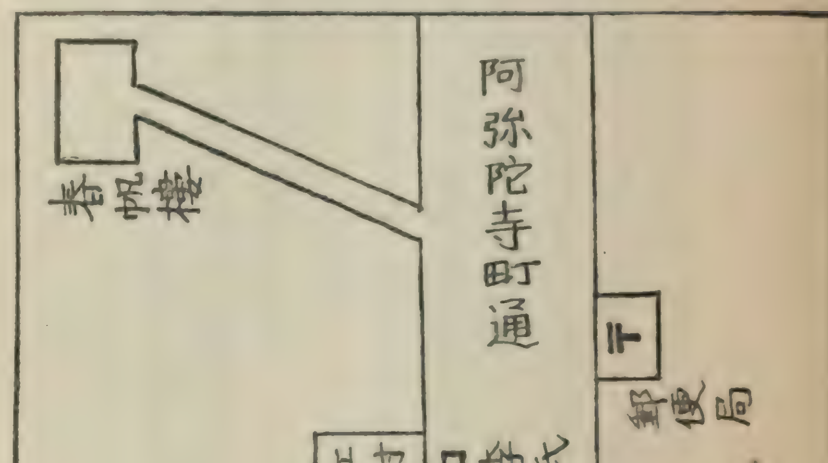
四　李鴻章の遭難

李鴻章の遭難

清國の媾和談判使節李鴻章は三月二十四日午後三時頃春帆樓に我が全權と第三回目の會見をなし、同午後四時頃いつもの如く旅館引接寺に歸るべく外濱町にかゝると小山六之助（本名は豐太郎）のためにピストルにて狙擊せられ、左眼下に負傷をなし、內外人を驚愕せしめた。當日の光景は日清戰爭實記・第二十三編・李鴻章の遭難の條に詳記してあるから、之れを左に再錄して參考に供しよう。卽ち『三月二十四日午後三時清國媾和使節李鴻章は轎に乘り、李經芳・羅豐祿・馬建忠・伍廷芳等は人力車に乘り、旅館引接寺を出でゝ談判所なる春帆樓に入る。これ實に第三回の會見なり。李鴻章は例の如く金縁の眼鏡をかけ美麗なる天鵞絨の上着をつけ居れり。使節は我が全權大臣と談論すること一時十數分、畢はりて李等は歸途に就きぬ。時正に四時二十分なり。阿彌陀を過ぎ外濱町なる郵便電信局前を通り、外濱町二十番地江村仁太郎の店前まで來

李鴻章狙擊せられる

れる一刹那悲慘の大兇變は生じたり。是れぞ實に一箇の狂漢忽然として現はれ出で、李鴻章を狙擊したるなり。今その場所を明記せんに、場所は圖に示せるが如く、談判所より南に出で西に折れ、外濱町を直に巡査派出所の方へ進みし處にして、右（則ち北の方）へ折るれば、卽ち李鴻章の旅館引接寺なり。この東西に通じたる外濱町二條の道路は幅三間に足らぬ本街道この道路に交叉したる道路、卽ち引接寺より南に至る道路



は幅二間に滿たず、この四辻を過ぎて尙南に至れば道幅稍廣く、龜山八幡の下を通りて舊電信局跡なる海岸へと出るなり李鴻章の轎輿は圖中示す所の荒物商江村仁太郎の店前に來り、僅かに數十歩にして旅館門前の小街に折れ曲らんとするとき、江村店前群集の中より一人の狂漢突如として現れ出で、李が轎の前面に立ち

小山六之助（本名は豐太郎）

伊藤仁太郎

塞るよと見る間に轎夫の肩に手を掛け、打驚きて足を止めたるその隙に用意のピストルを放ちたり。この時轎輿の左右の窓は閉ぢありしも、正面の硝子窓のみ開きありしを以て、右側より正面に出で狙擊したるなり。この一發の彈丸は李鴻章が左眼の下なる頰をカスリたり。スワ狂漢なり、暴漢なりと、巡査憲兵は四方よりバラ〳〵と駈け寄り、狂者を捕り押さへ引き立てる間に李の轎は數十の警官憲兵これを護して引接寺の石階に疾驅しけり。李鴻章は右の手を以て傷所を抑へ轎を進めしめ、流血淋漓たるも騒げる色なく、引接寺の石段の下に至り舁かれしまゝにて上るが常なるも、今日のみは徒歩して上りたり。兇漢姓名を小山六之助と云ひ、群馬縣上野國邑樂郡大島村の產なり。年齡二十七歲。蓬髮おどろ〳〵として亂れ、顏長く肉瘦せ、丈け高からずして眼光而かも鋭く人を射て凄まし。身にはアッシ地淺黃縞の筒袖を着し、股引は紀州フランネル地のみすぼらしきものを穿ちをりたり。彼は實名を豐太郎と云ひ、六之助はその僞名なり。明治八年東京に出で慶應義塾に入學し、出席僅かに五日にして一旦退學し、その後明治二十二年再び入學、怠惰放逸にして放逐せらる。爾來放蕩無賴をのみ働きて品行修まらざるより、國元にては學資支給の道を絕ち、剩へ勘當の身となしたり。斯くて彼は放浪の身となり一時壯士落語家伊藤仁太郎の弟子となり、藝名を痴狂と名のりて暫く籍を落語家の內に置きしが、之れとて餘まり思はしからざる處より、その後壯士として選擧競爭に奔走し、選擧法違反の廉を以て遂に拘留の身となり、三ヶ月餘鐵窓の下にありて昨年十二月出獄せり。同人は府下に二三の親戚あれども既に勘當せられし位なれば、何れへ出入りすることも出來兼ね、寄る邊なきまゝ出獄の後小石川區下富坂町なる中村幸方に到りて寄食し居れり。斯て昨年十二月二十日より本年三月六日迄厄介となりしが、その後飄然として東京を出で馬關に行き、遂にこの狂行をなしたるなり。いま兇漢の豫審決定書を揭げて彼が狂行の始末を示さん。

豫審決定書

小山六之助の豫審調書

群馬縣邑樂郡大島村大字北大島四十二番地平民無職業六之助事

小　山　豐　太　郎

明治二年三月生

右小山豐太郎に對する謀殺未遂被告事件檢事の請求に依り豫審を遂ぐる處、被告小山豐太郎は客年日清間葛藤を生じ、遂に干戈を交ゆるに至りしは清國の大臣直隸總督李の爲す所にして之れを亡ふにあらざれば長く東洋平和を保す可らずとなし、之を斃すが爲めに渡清せんと欲するも事情の許さゞるありて果さゞりしが、今茲三月八日全權大使として渡來すると聞き、此機失ふ可らずとなし、此に殺意を決し、明治二十八年三月十一日神奈川縣橫濱市金丸謙次郎方に於て短銃一挺を購求し、同月十二日午後東京を發し、同月二十四日陸路赤間ヶ關外浦町に於て短銃を以て同氏の胸部を狙ひ轎外より之を射擊したるも誤りて左眼下中央を距る一センチメートルの所に中り、殺害の目的を達せざりしものなり。

以上事實は其證憑充分にして之を法律に照すに刑法第二百九十二條第百十二條第百十三條を適用すべき重罪と思料するに付刑事訴訟法第百六十八條に從ひ本件を山口裁判所の重罪公判に附す。

告知被告人は此決定に對して抗告することを得其期間は此決定正本の送達ありたる日より三日とす。

明治二十八年三月二十五日

山口地方裁判所赤間ヶ關支部

豫審判事　遠　山　嘉　文

さて此凶報一たび滿市に傳はるや、市中の騷擾云はん方なく、巡査は取り繩を腰に着けて四方に走せ違ひ、市民は市に三虎を飛ばして現場に集まり、一時は實に湧くが如き有樣なりき、李鴻章の旅館に歸るや、伊東翰長・井上書記官・中田外務大臣秘書官等續々訪問し、つゞいて陸奧子行き、伊藤伯訪ひ、引接寺門前

時ならなくに市をなせり。

此凶變の電報廣島に達するや、文武官の驚き一方ならず、早速　兩陛下に奏聞する所ありしに　兩陛下は事敵國の使臣に關するを以て、痛く大御心を惱せられ、直ちに侍從武官中村大佐を勅使として御差遣あらせられ廿五日早朝出發馬關に李鴻章を見舞はしめ給ふ、また　皇后陛下よりは殊に看護婦二名を御差遣あらせ給ひ、御製の繃帶を賜へり。李鴻章の兇變に關し、左の詔勅を發し給ふ。

詔勅

朕惟フニ清國ハ我ト現ニ交戰中ニアリ、然レドモ已ニ其ノ使臣ヲ簡派シ禮ヲ具ヘ式ニ依リ以テ和ヲ議セシメ、朕亦全權辨理大臣ヲ命ジ之ヲ下ノ關ニ會同商議セシム。朕ハ固ヨリ國際ノ成例ヲ踐ミ、國家ノ名譽ヲ以テ適當ノ待遇ト警衞トヲ清國使臣ニ與ヘザルヘカラズ。乃チ特ニ有司ニ命ジ怠弛スル所ナカラシム、而シテ不幸危害ヲ使臣ニ加フルノ兇徒ヲ出ス、朕深ク之ヲ憾ミトス。其ノ犯人ノ如キハ有司固ヨリ法ヲ案シ處罰シ、假借スル所ナカルヘシ。百僚臣庶夫レ亦更ニ善ク朕カ意ヲ體シ嚴ニ不逞ヲ戒メ、以テ國光ヲ損スル勿カラムコトヲ努メヨ。

御名御璽

明治二十八年三月二十五日

內閣總理大臣　伯爵　伊藤博文
陸軍大臣　伯爵　山縣有朋
大藏大臣　伯爵　松方正義
海軍大臣　伯爵　西鄉從道
農商務大臣　子爵　榎本武揚

外務大臣　子爵　陸奥宗光
遞信大臣　渡邊國光
司法大臣　芳川顯正
文部大臣　侯爵　西園寺公望
內務大臣　子爵　野村靖

猶ほ李鴻章の負傷は極めて輕微にして媾和談判を中止して歸國するほどのものでなかつたので、李鴻章の治療中も談判を繼續することになり、李氏の全快までは副使李經芳が主としてその衝つた。この事實は同年三月二十八日午後九時馬關發電報に「本日午後四時陸奥大臣は秘書官と共に談判室に入る、四時三十分李經芳は羅豐祿・馬建忠・伍廷芳等を從へて談判室に入りたり。五時三十分會見終りたり、此日李經芳一行は旅館より談判所迄轎を往復せり」とあるを以て見るも、李鴻章は時局の重大なるを覺り、負傷の故を以て談判を中止せず李經芳に命じて之を繼續せしめたことを推知するに難くないであらう。

日清間の休戰條約

五　休戰條約

二十八年三月三十日、日清間の休戰條約は馬關に於て兩國全權の間に調印された。この日我が全權は午前十一時會見所たる春帆樓にあつて使節李鴻章の代理李經芳の來るを待ち、兩國全權の間に條約に調印し、その畢るや更に書記官長を代理として引接寺に赴かしめ、李鴻章の調印を求め、李の調印するに及び、休戰條約は完了した。その條約文は左の如し。

大日本國皇帝陛下ハ今回不慮ノ事變ノ爲メ媾和談判ノ進行ヲ妨碍セシヲ以テ茲ニ一時休戰ヲ承諾スヘキコトヲ其ノ全權辦理大臣ニ命ゼラレタリ。因テ大日本皇帝陛下ノ全權辦理大臣內閣總理大臣勳一等伯爵伊東博

文全權辨理大臣外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光及大清國皇帝陛下欽差頭等全權大臣太子大傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯李鴻章ハ左ノ休戰條約ヲ締結セリ。

第一條　日清兩帝國政府ハ奉天省、直隸省、山東省、地方ニ在テ下ニ記スル所ノ條項ニ從ヒ兩國海陸軍ノ休戰ヲ約ス。

第二條　本定約ノ効力ニ依テ休戰スヘキ軍隊ハ實際交戰ヲ停止スルトキニ當リテ各其ノ屯駐スル所ノ場所ヲ保持スルノ權利ヲ有スヘシ但シ本定約ノ期限内ハ如何ナル場合タリトモ前記ノ場所以外ニ進出スルコトナカルヘキモノトス。

第三條　日清帝國政府ハ本定約ノ存スル間ハ攻守ノ孰レヲ問ハズ各其滯陣ノ方面ニ於テ進撃ノ備ヲ加ヘ或ハ援兵ヲ派シ其他一切戰闘力ヲ增加セザルヘキコトヲ約ス然レドモ現ニ戰地ニ於テ戰闘ニ從事ズヘキ軍隊ヲ增加スルノ目的ニアラサル以上ハ兩帝國政府ニ於テ新タニ兵員ヲ配置運送スルコトヲ妨ゲザルモノトス。

第四條　海上ニ於ケル兵員軍需及其ノ他一切戰時禁制品ノ運送ハ戰時常規ニ依リ捕獲セラル、コトアルベカラズ。

第五條　日清兩帝國政府ハ本定約調印ノ日ヨリ二十一日間ヲ限リ休戰ヲ實行スルモノトス尤モ兩國軍隊ノ屯駐スル場所ニシテ電信ノ通ゼザル所ヘハ敏速ノ方法ヲ以テ休戰ノ命令ヲ發スベシ而シテ兩國軍隊司令官ニテ右命令ヲ受ケタルトキハ相互ニ其ノ趣ヲ通知シ休戰ノ措置ヲ爲スベキモノトス。

第六條　本定約ハ別ニ互ニ通知ヲ要セズ明治二十八年四月二十日則チ光緒二十一年三月十六日ノ正午ニ於テ終了スベシ而シテ若シ右期限内ニ於テ媾和談判不調ナルトキハ本條ハ同時ニ終了スルモノトヌ。

右證據トシテ日清兩帝國全權大臣ハ茲ニ記名調印スルモノナリ。

明治二十八年三月三十日卽チ光緒二十一年三月五日下ノ關ニ於テ作ル。

大日本帝國全權辨理大臣內閣總理大臣
從二位勳一等伯爵　伊　藤　博　文　印
大日本帝國全權辨理大臣外務大臣
從二位勳一等子爵　陸　奥　宗　光　印
大淸帝國欽差頭等全權大臣太子太傅
文華殿大學士北洋大臣直隷總督
肅毅伯　李　鴻　章　印

猶ほ休戰條約の成立に關し、明治二十八年四月十七日發行の日清戰爭實記、第二十四編、休戰條約の條に「本條約は其前提に於て明言する如く、全く我　天皇陛下の叡慮を以て、特に淸國に與へられたる帝國の好意に出で、兩全權談論往復の結果より流出したるものに非ず、我れに之を示し之を與へて、彼れ之に調印し之を承諾したるのみ、即ち休戰は彼れの請求に依るに非ずして全く我れの許與に出でたるなり。今其次第と由來とを記さんに、會見の第一日（三月二十日）は無論全權委任狀の交換に止まり、翌二十一日の第二會見に於て始めて本案に入らんとして淸使李鴻章は先づ休戰を講へり。休戰固より輕々しく許すべからず、是に於て乎、我が全權大臣は左の休戰條件を示命し、之を承諾するに非ざれば休戰を許す能はずと宣言せり。

一　天津・太沽・山海關ノ兵ヲ撤シ其砲臺・營舍・兵器・彈藥等ヲ悉皆我軍ニ引渡ス事。
一　天津・山海關間ノ鐵道ヲ我軍ノ管理ニ屬セシムルコト。
一　出征軍全般ニ屬スル休戰中ノ諸費ヲ支償スルコト。

李伯は之を聞いて其重く且つ大なるに過ぐるを愁訴し、考量を盡さんため猶豫を求め、我が全權は乃ち三日を期して決答すべきことを命じたり。此間李伯と北京天津との間に往復ありと覺しく、二十二日、二十二日

野津司令官
（道貫）

を二十三日を會見なしに過したるが、二十三日の午後に至り李伯は明日會見を得たしと求め來れり。而して二十四日午後三時例に依て會見のことあり、李伯は我が全權指令の條件重大にして遵行すべからざるを以て止むを得ず休戰を斷念し其請求を撤回し休戰せずに談判を進行すべしと述べ、我が全權之を領して翌二十四日は午前十時を期して會見し、更めて本案の商議に取掛るべしと約し、手を分ちて歸るの途、李伯は彼の不慮の災厄に遭へり。則ち休戰は清國が一旦斷念したる所にして、今回の事變なかりせば、帝國は無論之を與へざりしなり。然れども清使已に兇禍に遭へり、我れは我が仁義任俠の本色を示し、斷じて自ら處置する所なかるべからず、兇徒邦人より出で、ために講和の臣を傷け、媾和の議を沮む、固より帝國の志に非ず、而して帝國は强て和を拒むものに非ざるの襟懷を宇内に示さゞるべからず、是に於て乎我が至仁至聖の　天皇陛下は特に首相、樞相を廣島に召され、元老の議を盡し、大本營の意見を徵して斷然無條件を以て休戰すべきことを我が全權に命ぜらる。兩全權乃ち其の責を取り、之を李に通知す、陸奥大臣は乃ち二十八日午後李伯の旅館を訪ひ、參議李經芳をして春帆樓に來らしめ、本件調印の手續を指命し、二十九日午後四時再び伯を病床に訪ひ、親しく語るもの一時間に及び、遂に三十三午前十一時より其手續に着手するに至りしなり。蓋し清使たる李鴻章に在ては意外の事たるべく、清國亦我が宏量雅會を感じたるべし、宇内列國其れ亦た我が心事の存する所を諒し、其光明磊落なるを認知せん。

本條約を定むる所は限地的なり、奉天・直隸・山東を除くの各地方には亦戰を進行すること無論なり。又限時的なり、和議の成ると否とに拘らず、唯だ三週間、即ち三月三十日正午より四月二日正午までを以て期とし、期滿つれば別に通知を待たず、直ちに交戰を進行す。此の如くにして休戰條約は成れり、而して此條約の事は直ちに滿洲地方の我が遠征軍に通知せられたり。而るに四月一日野津第一軍司令官の命に由り、青木參謀は乾線堡より支那人に書翰を持たせ敵陣に送り、參謀と遇ふべき時と場所とを決めよと言はせ、二日

には鞍山站より支那騎兵を遣り、公文の傳達に依り白旗を立喇叭を奏して行くことを通じたるも、三日の朝に至るも右の使者二人とも歸り來らず、參謀は待兼ねて白旗を立て喇叭を奏して進みたるに、鞍山站の北一甲の處にて敵の歩騎兵現はれ出でゝ射撃せり、仍て我れより合圖するも敵は曉らず、既にして三百米突の地に迫り射撃せり、我に同行せる支那人一人重傷ふ、茲に至りて參謀は餘義なく鞍山站に引揚げたり。四日、參謀へ敵方より未だ休戰の事を知らず、依將軍(?)に問合せの上返辭すべしと言ひ來り、其後黒龍江歩兵隊頭領(?)より騎兵を送り參謀の同行を促がせり、然れども敵は猶休戰を知らずと云ふを以て、參謀は同行を謝絶せり、この時遼陽知事處よりも無禮の語を以て休戰を知らずと言ひ越せり。この電報第一軍司令官より馬關に來りたれば、同地にて我が總理大臣外務大臣より李鴻章に告げ、更に北京に電報せしむ。李鴻章曰く豫て御斷り申したる通り、彼地電線なし、近傍地の電信局より先きは、馬にて報知するを以て青木參謀の赴きたる時は、無論休戰を知らざりしならん、且つ射撃を加へたるは公報を辨へざる韃靼兵ならん、貴國に對し氣の毒の至りと言へり、而して李はこの日北京に向け電報したりと云ふ。又た前出使大臣現任頭等全權大臣參贊李經芳氏を今回新たに全權辨理大臣に任ぜられたる旨、本月七日午前公文を以て通知し來りしかば、我よりは承認の趣を覆牒したり』とある。

六　媾和條約の調印

明治二十八年三月十九日、清國の請和使節李鴻章が來朝して以來、我が全權伊藤博文・同陸奧宗光等が數度李使節と會見し、談判の結果、日清媾和條約は同年四月十七日午前十時馬關に於て調印を了した。日清戰爭實記、第二十五編、媾和條約の調印の條にも『顧ふに去歲七月王師西征し、膺懲に典を擧げしより茲に十閱月の久しきに及ぶ。而して今や清國は我の要求を入れ、媾和條約、茲に成りて東洋の天地、再び平和に歸

せんとす。此れ豈に日清兩國の爲めに賀せざるを得んや。』とある。猶ほ媾和條約の公布及びその條文は左の如し。

日清媾和條約の公布

勅令

朕明治二十八年四月十七日下ノ關ニ於テ朕カ全權辨理大臣ト清國全權大臣ノ記名調印シタル媾和條約及別約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム。

明治二十八年五月十日

內閣總理大臣伯爵　伊藤博文

外務大臣子爵　陸奥宗光

日清媾和條約の條文

媾和條約

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ハ兩國及其臣民ニ平和ノ幸福ヲ回復シ且將來紛議ノ端ヲ除クコトヲ欲シ媾和條約ヲ訂結スル爲メニ大日本皇帝陛下ハ內閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光ヲ大清國皇帝陛下ハ太子大傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯李鴻章二品頂戴前出使大臣李經芳ヲ各其全權大臣ニ任命セリ因テ各全權大臣ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其良好妥當タルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ。

第一條　清國ハ朝鮮國ノ完全無缺ナル獨立自主ノ國タルコトヲ確認ス因テ右獨立自主ヲ損害スヘキ朝鮮國ヨリ清國ニ對スル貢獻典禮等ハ將來全ク之ヲ廢止スヘシ

第二條　清國ハ左記ノ土地ノ主權並ニ該地方ニアル城壘・兵器製造所及官有物ヲ永遠日本國ニ割與ス。

一　左ノ經界內ニ在ル奉天省南部ノ地。

鴨綠江ヨリ該江ヲ溯リ安平河口ニ至リ該河口ヨリ鳳凰城海城營口ニ亘リ遼河口ニ至ル折線以南ノ地併セ


錦州
遼東灣
金州灣
田庄台
海城
營口
蓋平
遼東半島
鳳凰城
九連城
安平河
義州
朝鮮
鴨綠江
黃海
海洋島
長山列島
大連
旅順
割讓線

テ前記ノ各城市ヲ包含シ而シテ遼河ヲ以テ界トスル處ニ該河ノ中央ヲ以テ經界トスルコト、知ルヘシ。

遼東灣東岸及黄海北岸ニ在テ奉天省ニ屬スル諸島嶼。

二　臺灣全島及其附屬諸島嶼。

三　澎湖列島即英國グリーンウイチ東經百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼。

第三條　前條ニ掲載シ附屬地圖ニ示ス所ノ經界線ハ本約批準交換後直チニ日清兩國ヨリ各二名以上ノ境界共同劃定委員ヲ任命シ實地ニ就テ確定スル所アルヘキモノトス而シテ若本約ニ掲記スル所ノ境界ニシテ地形上又ハ施政ノ點ニ付完全ナラサルニ於テハ該境界劃定委員ハ之ヲ更正スルコトニ任スヘシ。該境界劃定委員ハ成ルヘク速ニ其任務ニ從事シ其任命後一箇年以内ニ之ヲ終了スヘシ。但該境界劃定委員ニ於テ更定スル所アルニ當リテ其更定シタル所ニ對シ日清兩國政府ニ於テ可認スル迄ハ本約ニ掲記スル所ノ經界線ヲ維持スヘシ。

第四條　清國ハ軍費賠償金トシテ庫平銀二億兩ヲ日本國ニ支拂フヘキコトヲ約ス右金額ハ都合八回ニ分ナ初回及次回ニハ毎回五千萬兩ヲ支拂フヘシ而シテ初回ノ拂込ハ本約批准交換後六箇月以内ニ次回ノ拂込ハ本約批准交換後十二箇月以内ニ於テスヘシ殘リノ金額ハ六箇年賦ニ分チ其第一次ハ本約批准交換後二箇年以内ニ其第二次ハ本約批准交換後三箇年以内ニ其第三次ハ本約批准交換後四箇年以内ニ其第四次ハ本約批准交換後五箇年以内ニ其第五次ハ本約批准交換後六箇月以内其第六次ハ本約批准交換後七箇年以内ニ支拂フヘシ又初回拂込ノ期日ヨリ以後未タ拂込ヲ了ラサル額ニ對シテハ毎年百分ノ五ノ利子ヲ支拂フヘキモノトス。但清國ハ何時タリトモ該賠償金ノ全額或ハ其幾分ヲ前以テ一時ニ支拂フコトヲ得ヘシ如シ本約批准交換後三箇年以内ニ該賠償金ノ總額ヲ皆濟スルトキハ總テ利子ヲ免除スヘシ若夫迄ニ二箇年半若ハ更ニ短期

ノ利子ヲ繰込ミタルモノアルトキハ之ヲ元金ニ繰入スヘシ。

第五條　日本國ハ割與セラレタル地方ノ住民ニシテ右割與セラレタル地方ノ外ニ住居セント欲スルモノハ自由ニ其ノ不動產ヲ賣却シテ退去スルコトヲ得ヘシ其ノ為メ本約批准交換ノ日ヨリ二箇年間ヲ猶豫スヘシ但右年限ノ滿チタルトキハ未タ該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本國ノ都合ニ因リ日本國臣民ト視為スコトアルヘシ。日清兩國政府ハ本約批准交換後直チニ各一名以上ノ委員ヲ臺灣省ヘ派遣シ該省ノ受渡ヲ為スヘシ而シテ本約批准交換後二箇月以內ニ右受渡ヲ完了スヘシ。

第六條　日清兩國間ノ一切ノ條約ハ交戰ノ為メ消滅シタレハ清國ハ本約批准交換ノ後速ニ全權委員ヲ任命シ日本國全權委員ト通商航海條約及陸路交通貿易ニ關スル約定ヲ締結スヘキコトヲ約ス而シテ現ニ清國ト歐洲各國トノ間ニ存在スル諸條約章程ヲ以テ該日清兩國間諸條約ノ基礎ト為スヘシ又本約批准交換ノ日ヨリ該諸條約ノ實施ニ至ル迄ハ清國ハ日本國政府官吏商業航海陸路交通貿易工業船舶及ヒ臣民ニ對シ總テ最惠國待遇ヲ與フヘシ。

清國ハ右ノ外左ノ讓與ヲ為シ而シテ該讓與ハ本約調印ノ日ヨリ六箇月ノ後有効ノモノトス。

第一　清國ニ於テ現ニ各外國ニ向テ開キ居ル所ノ各市港ノ外ニ日本國臣民ノ商業住居工業及製造業ノ為メニ左ノ市港ヲ開クヘシ但現ニ清國ノ開市場開港場ニ行ハル、所ト同一ノ條件ニ於テ同一ノ特典及便益ヲ享有スヘキモノトス。

一　湖北省荊州府沙市

二　四川省重慶府

三　江蘇省蘇州府

四　浙江省杭州府

日本國政府ハ以上列記スル所ノ市港中何レ處所ニモ領事官ヲ置クノ權利アルモノトス。

第二 旅客及ヒ貨物運送ノ爲メ日本國汽船ノ航路ヲ左記ノ場所ニ迄擴張スヘシ。

一 揚子江上流湖北省宜昌ヨリ四川省重慶ニ至ル。

二 上海ヨリ呉淞江及ヒ運河ニ入リ蘇州杭州ニ至ル。

四 清兩國ニ於シ新章程ヲ妥定スル迄ハ前記航路ニ關シ適用シ得ヘキ限ハ外國船舶清國內地水路航行ニ關ヌル現行章程ヲ施行スヘシ。

第三 日本國臣民カ清國內地ニ於テ貨品及生產物ヲ購買シ又ハ其ノ輸入シタル商品ヲ清國內地ヘ運送スルニハ右購買品又ハ運送品ヲ倉入スル爲メ何等ノ稅金取立金ヲモ納ムルコトナク一時倉庫ヲ借入ルヽノ權利ヲ有スヘシ。

第四 日本國臣民ハ清國各開市場開港場ニ於テ自由ニ各種ノ製造業ニ從事スルコトヲ得ヘク又所定ノ輸入稅ヲ拂込ムノミニテ自由ニ各種ノ器械類ヲ清國ニ輸入スルコトヲ得ヘシ。清國ニ於タル日本國民ノ製造ニ係ル一切ノ貨品ハ各種ノ內國運送稅賦課金取立金ニ關シ又清國內地ニ於ケル倉入上ノ便益ニ關シ日本國臣民カ清國ヘ輸入シタル商品ト同一ノ取扱ヲ受ケ且同一ノ特典免除ヲ享有スヘキモノトス。

此等ノ讓與ニ關シ更ニ章程ヲ規定スルコトヲ要スル場合ニハ之ヲ本條ニ規定スル所ノ通商航海條約中ニ具載スヘキモノトス。

第七條 現ニ清國版圖內ニ在ル日本國軍隊ノ撤回ハ本約批准交換後三箇月內ニ於テスヘシ但シ次第ニ載スル所ノ規定ニ從フヘキモノトス。

第八條 清國ハ本約ノ規定ヲ誠實ニ施行スヘキ擔保トシテ日本國軍隊ノ一時山東省威海衞ヲ占領スルコトヲ承諾ス而シテ本約ニ規定シタル軍費賠償金ノ初回次回ノ拂込ヲ了リ通商航海條約ノ批准交換ヲ了リタル時

ニ當テ清國政府ニテ右賠償金ノ殘額ノ元利ニ對シ充分適當ナル取極ヲ立テ清國海關稅ヲ以テ抵當ト爲スコトヲ承諾スルニ於テハ日本國ハ其ノ軍隊ヲ前記ノ場所ヨリ撤回スヘシ若又之ニ關シ充分適當ナル取極立タサル場合ニハ該賠償金ノ最終回ノ拂込ヲ了リタル時ニ非ザレハ撤回セサルヘシ尤通商航海條約ノ批准交換ヲ了リタル後ニ非サレハ軍隊ノ撤回ヲ行ハサルモノト承知スヘシ。

第九條　本約批准交換ノ上ハ直チニ其ノ時現ニ有ル所ノ俘虜ヲ還附スヘシ而シテ清國ハ日本國ヨリ斯ク還附セラレタル所ノ俘虜ヲ虐待若ハ處刑セサルコトヲ約ス。日本國臣民軍事上ノ間諜若ハ犯罪者ト認メラレタルモノハ清國ニ於テ直チニ解放スヘキコトヲ約シ清國ハ又交戰中日本國軍隊ト種々ノ關係ヲ有シタル清國臣民ニ對シ如何ナル處刑ヲモ爲サス又之ヲ爲サシメサルコトヲ約ス。

第十條　本約批准交換ノ日ヨリ攻擊ヲ止息スヘシ。

第十一條　本約ハ大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘク而シテ右批准ハ芝罘ニ於テ明治二十八年五月八日卽光緒二十一年四月十四日ニ交換セラルヘシ。右證據トシテ兩帝國全權大臣ハ茲ニ記名調印スルモノナリ。

明治二十八年四月十七日卽光緒二十一年三月二十三日下ノ關ニ於テ二通ヲ作ル。

大日本帝國全權辨理大臣內閣總理大臣
從二位勳一等伯爵　伊藤博文　印

大日本帝國全權辨理大臣外務大臣
從二位勳一等子爵　陸奧宗光　印

大清帝國欽差頭等全權大臣太子太傅
文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等

大清帝國欽差全權大臣二品頂戴　肅毅伯　李　鴻　章　印

出使大臣　李　經　芳　印

別約

第一條　本日調印シタル媾和條約第八條ノ規定ニ依リテ一時威海衞ヲ占領スヘキ日本國軍隊ハ一旅團ヲ超過セサルヘシ而シテ該條約批准交換ノ日ヨリ清國ハ毎年右一時占領ニ關スル費用ノ四分ノ一庫平銀五十萬兩ヲ支拂フヘシ。

第二條　威海衞ニ於ケル一時占領地ハ劉公島及威海衞灣ノ全沿岸ヨリ日本里數五里ノ地ヲ以テ其ノ區域ト爲スヘシ。右一時占領地ノ經界線ヲ距ルコト日本里數五里ノ地內ニ在リテハ何レノ所タリトモ清國軍隊ノ之ニ近ツキ若ハ之ヲ占領スルコトヲ許サヽルヘシ。

第三條　一時占領地ノ行政事務ハ仍ホ清國官吏ノ管理ニ歸スルモノトス但シ清國官吏ハ常ニ日本國占領軍司令官カ其ノ軍隊ノ健康安全紀律ニ關シ又ハ之カ維持配置上ニ付必要ト認メ發スル所ノ命令ニ服從スヘキ義務アルモノトス。一時占領地內ニ於テ犯シタル一切ノ軍事上ノ罪科ハ日本國軍務官ノ裁判管轄ニ屬スルモノトス。

此別約ハ本日調印シタル媾和條約中ニ悉ク記入シタルト同一ノ効力ヲ有スルモノトス。

右證據トシテ兩帝國全權大臣ハ之ニ記名調印スルモノナリ。

明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ關ニ於テ二通ヲ作ル

大日本帝國全權辨理大臣內閣總理大臣

從二位勳一等伯爵　伊　藤　博　文　印

大日本帝國全權辨理大臣外務大臣
從二位勳一等子爵 陸 奥 宗 光 印
大清帝國欽差頭等全權大臣太子太傅
文華殿大學士北洋大臣直隷總督一等
肅毅伯 李 鴻 章 印
大清帝國欽差全權大臣二品頂戴
出使大臣 李 經 芳 印

議定書

大日本國皇帝陛下ノ政府及大清國皇帝陛下ノ政府ハ本日調印シタル媾和條約中ノ意義ニ付將來誤解ヲ生スルコトヲ避ケムト欲スル目的ヲ以シ雙方ノ全權大臣ハ左ノ約定ニ同意セリ。

第一條 本日調印セシ媾和條約ニ附スル所ノ英譯文ハ該條約ノ日本文本文及漢文ト同一ノ意義ヲ有スルモノタルコトヲ約ス。

第二條 若該條約ノ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニシタルトキハ前記英譯ニ依テ決議スヘキコトヲ約ス。

第三條 左ニ記名スル所ノ全權大臣ハ本議定書ハ本日調印シタル媾和條約ト同時ニ各兩帝國政府ニ提出シ而シテ該條約批准セラルヽトキハ本議定書ニ掲載スル所ノ諸約定モ別ニ正式ノ批准ヲ要セスシテ亦兩帝國政府ノ可認セシモノト見做スヘキコトヲ約ス。

右證據トシテ兩帝國全權大臣ハ之ニ記名調印スルモノナリ。

明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ關ニ於テ二通ヲ作ル。

大日本帝國全權辨理大臣內閣總理大臣
從二位勳一等伯爵　伊　藤　博　文　印
大日本帝國全權辨理大臣外務大臣
從二位勳一等子爵　陸　奧　宗　光　印
大清帝國欽差頭等全權大臣太子太傅
文華殿大學士北洋大臣直隷總督一等
肅毅伯　李　鴻　章　印
大清帝國欽差全權大臣二品頂戴
出使大臣　李　經　芳　印

七　遼東半島の還附

遼東半島の還附

明治二十八年四月十七日、日清兩國間に媾和條約が締結せられ、茲に開戰以來十箇月で平和が克復したのであるが、然るに同年五月十日突如遼東還附の詔勅が下つた。

遼東還附の詔勅

詔勅

朕曩ニ清國皇帝ノ請ニ依リ全權辨理大臣ヲ命シ其ノ簡派スル所ノ使臣ト會商シ兩國媾和條約ヲ訂結セシメタリ

然ルニ露西亞獨逸兩帝國及ヒ法朗西共和國ノ政府ハ日本帝國カ遼東半島ノ壤地ヲ永久ノ所領トスルヲ以テ東洋永遠ノ平和ニ利アラスト爲シ交〻朕カ政府ニ慫慂スルニ其ノ地域ノ保有ヲ永久ニスル勿ラムコトヲ以テシタリ

顧フニ朕カ恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ竟ニ清國ト兵ヲ交フルニ至リシモノ洵ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシメムトスルノ目的ニ外ナラス而シテ三國政府ノ友誼ヲ以テ切偲スル所其ノ意亦茲ニ存ス朕平和ノ爲ニ計ル素ヨリ之ヲ容ルルニ吝ナラサルノミナラス更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ治平ノ回復ヲ遲滯セシメ以テ民生ノ疾苦ヲ釀シ國運ノ伸張ヲ沮ムハ眞ニ朕ニ非ス且清國ハ媾和條約ノ訂結ニ依リ既ニ渝盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ我カ交戰ノ理由及目的ヲシテ天下ニ炳焉タラシム今ニ於テ大局ニ顧ミ寛以テ事ヲ處スルモ帝國ノ光榮ト威嚴トニ於テ毀損スル所アルヲ見ス朕カ政府ニ命シテ三國政府ニ照覆スルニ其ノ意ヲ以テセシメタリ若シ夫レ半島壤地ノ還附ニ關スル一切ノ措置ハ朕特ニ政府ヲシテ清國政府ト商定スル所アラシメムトス今ヤ媾和條約既ニ批准交換ヲ了シ兩國ノ和親舊ニ復シ局外ノ列國亦斯ニ交誼ヲ厚フス百僚臣庶其レ能ク朕カ意ヲ體シ深ク時勢ノ大局ニ視微ヲ愼ミ漸ヲ戒メ邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期セヨ

御名御璽

明治二十八年五月十日

内閣總理大臣伯爵　伊藤博文
陸軍大臣伯爵　山縣有朋
大藏大臣伯爵　松方正義
海軍大臣伯爵　西郷從道
農商務大臣子爵　榎本武揚
外務大臣子爵　陸奥宗光
遞信大臣　渡邊國武
司法大臣　芳川顯正

文部大臣侯爵　西園寺公望
內務大臣子爵　野村　靖

露獨佛三國の干涉

露清の通謀

列國異議の由來

遼東半島の還附に關し、日清戰爭實記、第二十八編、遼東半島還附の條に『遼東半島は露獨佛三國政府の忠言に依りて之れを還附すること丶なりしが、其來歴に就て東京日々記者が確かなる筋より聞きし處なりとて記す所あり、之に據れば四月二十三日露・獨・佛三國政府より各々東京駐劄公使を以て我が政府に對し、遼東半島の領有は永く東洋の平和を保維する所以にあらざれば永久保有を罷められよとの旨を申込めり、我が政府は數回の廟議を盡し、五月一日を以て獨・佛二國へ、二日を以て露國へ夫々回答する所あり、次で去る四日の決議を以て愈々應諾を與へたるものにして、清國政府より再度猶豫を請ひしは、全く露國等の我が應諾に對する意向を窺はんが爲めなるべく、而して露國等我が應諾に滿足せしを聞きしより俄かに批准交換を其の全權委員に命ぜしならん。又た我に於て斯く速かに應諾せしは、三國と和親を破らざるに決したる以上は、其の意を容るゝと共に第三者たる列國をして日清兩國間の案件に容喙せしめざるものにして、即ち批准は豫定通り濟ませ、他の條件は勿論遼東半島と雖ども、永久領有の外如何に處置するも、日清間にて決定するの地歩を取りたるものなり。是に於て三國亦た皆な我の所置に滿足し、公使を以て公式に其の意を述べ、且つ平和の復歸せしを賀し來れりと聞く。清國政府よりも清帝が批准の上諭を發せられしこと、並に交換濟の條約以外に追加條約を訂結するの必要あるべきこと等李鴻章を以て通知し來れりと云ふ。嗚呼我が大日本帝國の臣民たるもの此より益々勤儉奮勵、以て國力を充實し、他日大雄飛の機を期せざるべけんや』とあり、また同誌第二十九編、日清媾和顚末の條に『日清媾和の條約成るや、遼東半島は露獨佛三國の忠言によりて還附すること丶なりたるが、此等の顚末に就き東京日々に記す所あり、參考に資すべきものあるを以て左に其全文を記す（中略）列國誰か平和を好まざらん、日清の媾機、東學黨の變に結び、漸く釁端とならんとするや、

露國の脅迫

日本政府の拒絶

清國政府歐洲列國に哀訴す

英政府の小細工

ブラオニッチの發電

露英兩國は共に調停を試み、清國政の韓地撤兵を諾するや、稍々我が撤兵せざるを異とするの色さへあり。蓋し我が邦が兵を朝鮮に出したるは、明治十五年の濟物浦條約に據るものにして、清國の如く屬國救援の口實を作らんとするものには非ず、且つ東學黨の鎭定なるもの其形迹亦疑ふべくして、永久の治平期すべからざるものあり、是を以て我が邦は撤兵を肯てせざりしに、其危機愈々迫り、清國竟に我が提議を容れざるに及び、英は上海を交戰地とせざらんことを乞ひ來り、恰も既に交戰の止むを得ざるを認めたるが如く、而して露は清韓撤兵すべしといふに、日本獨り之を肯かざるに於ては、他日東洋の局面に如何の變亂を生ずるとも其責は日本帝國に在るべしと通言したり。此時我が政府は我が派兵の確然たる權利と理由とに基くを述べて應ぜざりしに、露は翻然として貴國の意を領して滿足しぬと答へぬ、是れ外國が稍々干渉的異議に及ばんとして止みたる第一段なり。次に九、十月の交、日清の交戰漸く酣ならんとし、清國政府の列國に訴ふる急なるより、歐洲列國聯合の力を以て日本に勸説せんと試みたるは、英國にして稍や諸國の同意を得んとしたるに、獨逸國の率先して其提議を斥けたるあり(十月十六日)事從て成らざるに終はりぬ。是を其第二段とす。本年二月の初め、清使張邵等來り和を議せんとして、其全權完全ならざるため歸國し、李鴻章伯來らんとするの風聞あるや、タイムス(ロンドンの新聞紙)は巴黎通信員發電として英・露・佛・米諸國の一致して、清國本土の割讓に反對するを傳へたり、是れ有名なるブラオニッチ氏の發電せし所なりとて、太く歐洲政治世界を驚動したるも久しからずして幽靈の正體見たり枯尾花とはなりぬ、而して此一電傳はりて以來、歐洲の諸新聞中に漸く大陸の割讓を論ずるもの起り、李鴻章の來りしより漸く其聲を高めたるが如し。

四月一日は我が全權が下ノ關に於て、我が要求の條件を清國全權に示したるの日なり、而して歐洲の物論は正しく是れよりして喧しきを加へたり。ノウォスチは三月三十一日の紙上に於てノーウュー・ウレミヤは四月一日の紙上に於て逸早くも大陸土地の割讓に反對を示したれば、露國の物論は必ずしも我が條件の提示を

露國頻りに軍艦を東洋に派遣す

ロバノフ公

グートシュミット公使

待ちて始めて起りたりといふを得ざるべし。然れども四月三日となり、四日となりて、露國の新聞は漸く其聲を大にし、而して大陸の諸新聞中亦之に應ずるものあり、要するに我が要求の條件は四月六日の頃までに悉く歐陸に知れ渡り同時に物議を動かすに至りたるは疑ふべくもあらず。清政府或は其過當を辭として列國に訴求する所ありしならん、我が政府蓋し亦友交の邦に對して清に示命したる條件の大綱を知らしむるに吝ならざりしならん列國政府は當時其意向の幾微をだも漏らすを愼みならん、然れども露國に抗議の意ありとのことは、一般に想像せられ、日清交戰以來露艦の支那海に來りしもの三十六隻に及べりとて、暗に諷示する所ありし外交官もありしと聞きぬ。而して三月下旬より新嘉坡・柴棍・香港を經由して來るの露艦にはグレミアスチー、ウラヂミル、モノモック、ニコラス一世、マカロッフ、オトワッチー等あり、其水雷艇にはスウエーボルグ、アバナルド、クレーン、レウエル、バルゴ等あり、四月の初めより中旬に渉りて漸次支那海に進めり。更に聞く所に依れば、露國は四月九日を以て陸海軍委員を集め、軍事會議を開き、露の獨力を以て日本の海軍を壓するを得るや否やを議題とし討論したるに、露國の艦隊のみにては十分の成算なきも佛國艦隊の援助を得ば、以て支那海を制するに足るとの決議に歸着したりといへり。而して露國外務大臣ロバノフ公は、此日に於て清國公使が大陸割讓の永和に利あらざること、從て其實行すべからざるの條件たることを告げたるよし、人に語りしと聞けど、露政府の所見は此時までも世に明知せられざりし、而して英國政府が清公使の訴求を斥けたりとのことは、此頃世に傳へられぬ。此間に露國より大陸割讓の抗議を爲さんため英佛諸國に謀る所ありしは、事情に於て疑ひを容れず、四月十三日頃には佛國已に露に同意したりけん聊か其幾微を示し、而して獨逸が商業上の特權に付て、我れの清國より得んとする所に對し云々するの風聞亦傳播せり、十七日調印を了するの後に至て、獨の氣燄更に加はりたるが如く、而して二十日の午前東京駐劄の獨公使グートシュミット男は我が外務省に來り軍事あるを以て外相若くは次官を見んことを求め、外相

ヒトロヴォー公使
アルマン公使
露國が三國干渉に列したる動機
在外清國公使の活動
王之春
許景澄
清國露政府並に列國に愁訴す
清露間の密約說
歐洲列國の合同敗れ露獨佛三國聯合と化す
獨逸英の提議を斥け露と握手す

は外に在り大官病むと聞くや翌日を約して去り、翌二十一日事を以て來るを辭し、其翌二十二日も亦來りて事あり未だ告ぐる能はざるを斷り、其又翌二十三日午後に至り、始めて其政府の訓令に出づる覺書を出し來り告げ、次で露公使ヒトロヴォー氏、又次で佛公使アルマン氏皆來て、同一の例を逐ひたり、而して其帝國に對する友誼の表明として忠言する所は帝國が遼東半島を永久の所領とするは、東洋永遠の平和に利あらずと思料するに付き、之を見合せられんことを望むと云ふに在りき。

露國が此運動を爲すに至りたるは、滿洲の地を依然清國に領有せしむるを以て自國の利益なりと信じたるに由るを疑はず、曾て湖北布政使王之春の露京に赴くあり、又駐歐公使許景澄の周旋するあり、清國が力を極めて露政府にしたること、固より疑を容れず、然れども清國は同時に英國及び他の强大國にも愁訴したり、此愁訴のことは英・露の外相倶に躬ら之を口にす、當時に於ては殆ど公然の秘密たりしなり。則ち清露の間に密約ありて、或はパミール問題に付て、清は露に益するの退讓を爲さんとしたりとか、或は西北利亞鐵道線路を短縮せんため、滿洲の或る地域を與ふべしと約したりとかいふは皆信ずべからず、前の問題に付ては現に英・露間に協議の熟せんとするあり、而も英は大兵を用ゐてパミール爭點外の地にある地境の經路に從事しつゝあり、而して後の地域に付ては前年曾て之を試みたるも行ふべからざるを以て止みたればなり。想ふに此流說は前に一たび存したる案件を憶得して、作爲したるものなるべし。露の眼底には殆ど清國なし。之を密約に入るが如きは、全く想像の外に屬す。其忠告を提げて來りしは事自國の利益に關すと信じたるを以てなるべし。露既に之が發意者たるも、其一國の力を以てして果して能く日本に慫慂して、其說を容れしむるを得るや否やは、露自ら之を疑へり、疑ふて其能はざるを悟り、英・佛諸國を聯ねて合同の處置を取らんとしたるは殆ど疑ふべからず、而して英國が拒みて之に加はらざりしは、亦事實の明白なるものなり、佛は露の與國、情に於て勢に於て、其歐洲政略は露の提議を拒むを許さず、四月初旬を經て佛・霰は全

く一致の運動を爲すに決意したるが如し。獨逸は如何、帝國が商業上の特權を清國に收めんとするに對して異論あることは四月中旬より屢々聞えたり。顧ふに獨逸は去年英國の試みんとしたる合同運動を拒みたる第一國なり、之を平生露・佛に於ける干繫と併せ考ふるに露・佛と合同の運動を取るに應ずべき最後の國たらむるべからず、露は其初め寧ろ英國の合同を期するも、獨逸の合同を期せざりしなるべし。而して英國の合同を拒みたるに反し、獨逸は之に應じたり、寧ろ特に好みて之に應じたる、淺見者は是れ日本か商業上の特權を取らんとしたるが爲めなりと評せり、否な獨逸の外相は現に自ら其意を表言したることありといへり。

獨逸か純然たる歐洲政略より進みて合同に入りたることを明にせり、清國に於ける商業上の特權に就て其干繫の厚薄をいへば、獨逸は遂に英國に及ぶべくもあらず、英國が日本の清より收むる所を以て、直接に其利益を害せずとするに獨逸ひとり害せらるゝの利益やあるべき、獨逸は三國同盟の漸く舊物に歸し、從ふて其力の充全ならしむるを見、一面に露の歡を得て、他の一面に水を露・佛の同盟に注ぎ、再び佛國を孤立の地に立たしめんと試みたるなりとせば、歐洲の政局に通ずるものゝ、一般に認識する所とはなりぬ。獨逸が此の如き方針を取りたるもの、果して其國に利ありしや將た其功を全くしたるやは、茲に說くを要せず三國合同の運動を以て遼東の土地を永久の所領とするに對し、異議を提出し來りたるは、此の如き事情の下に成熟したる結果なりとす。此合同運動は豫め定まりて調印の了るを待ちたるや否やは世人の問はんと欲する所なるべし、而して事實は否を以て答ふるが如し。張邵既に去て李將に來らんとするの時に於て、露公使は二度までも朝鮮の獨立を名實共に完からしむるを得ば、媾和條件に付て他に一の希望なしと明言したりと聞けり、露政府は再び牒を我れに移して直隷進攻のため、其陸路の茶業貿易を碍ぐるなきの希望を述べたるのみと聞けり、而して李來りて談判の進行するや、露が大陸土地の割讓に異議ありとの疑盛に起ると雖も、獨逸の如きは此點に關し杳として聞く所なきが如し、乃ち已に我が外務省に來りて告げんとするに臨み、遷延躊

三國の運動及び他の列國との關係

謂ひ、一日又一日、四月二十日に序を開きて、二十三日に至り始めて覺書を讀示したるが如き、亦以て其豫め定計する所なかりしを見るべし」

同誌、第三十編、日清媾和顛末に三國已に合同の運動を以て我れに遼東半島の永久所領を拋棄せんことを慫慂す、其辭柄とする所は我れに對し新たに友誼を表明せんが爲めなりといふに在り、其理由とする所は遼東半島の永久領有は清國の國都を危地に置き、韓の獨立を空名に歸し、因て以て東洋將來の平和を障碍すといふに在り、前に記するが如く、四月二十二日獨・露・佛の三公使交々外務省に來て之を陳告し、其返答の成るべく速ならんことを望みたり。三國公使が其本國政府より受けたりといふ訓令の覺書は、全く右の如きに止まるも、三國政府が此提議を爲すに至りたるの意思と、其熱心の度合とは、互ひに相殊なりしが如し。佛最も冷淡、露最も眞摯、而して獨の比較的に熱心なりしは、其意味自ら別なるが如く思はるゝものあり。皆友誼の忠告といふが故に、三國の外相若くは在東京の公使が口にする所には、必ず帝國の爲にするの辭を加へざるなし。或は曰く遼東の領有、蓋し日本の利益に非ず、或は曰く遼東の領有を永久にせざるも、日本は自ら名譽を保持するの道あり、或は曰く日本にして此案件を以て列國の議に付して決するを欲せば、是れ亦辭する所に非ざるのみならず、從て日本の爲めに周旋する所あらん、而して前に媾和條件に付き協議を受くるに方り、一再念を押されて朝鮮獨立の外所存なしと述べたるものにして、豫め協議ありしならばせんすべもありしものをと、今更の如くに說けるもあり、去年十月七日に英の提議せる合同運動を斥け、今年（二十八年）三月八日に豫め列國の交涉に就て忠告したりとて、德色を帶びつゝ苦言せるものあり、好みて合同に就きたることとて獨政府・獨公使は周旋勸說最も勉めたるも、其窮極する所は武力を用ゐるまでの決あらざりしが如く、其切々偲々殆ど苦言を盡するに至れるもの、却て友誼一片の誠に出づるを出るべく、他の辭恭しく言謙なるも、衷測るべからざるものとは同列ながら自ら選を異にするを知られよと、眼のあたり自書自

露國頻りに軍艦を東洋に増遣す

マカロフ　アレキセーフ

露國の奇怪な行動

讃せしこともありしと聞きぬ。此の如くなれば獨國の意志、干戈を用ゐても勸告の趣旨を貫くといふに在らざりしは分明となり、而して佛國政府も亦同盟國の誼に對して運動を倶にしたるも、此案件に付て極點までの處置を取る決心を爲したりとは見えざりし、而して露國は如何、露國軍艦の陸續として支那海に來りたる事實は、前已に略敍したり、今四月中旬に於て現に來り、若くは來らんとすと噂せられたる艦隻（中略―以下編者の略記）は實に四十三隻の多數に上り、その中露國太平洋艦隊（聯合艦隊司令長官海軍中將チルトーフ司令次官海軍少將マカロフ、同海軍少將アレキセーフ）二十隻、増遣軍艦は十八隻、東洋に派遣されるだらうと噂されてゐる軍艦五隻であつた。マカロフは明治三十七、八年日露戰爭の際旅順口外で我が勇敢なる東郷艦隊のためにその乘艦を撃滅されて戰死した。またアレキセーフは同日露戰爭の當時ロシヤ極東總督の要職にあり、ロシヤの極東政策は實にこのアレキセーフの獻策と稱せられ、日露戰爭の如きもこの人の極端なる暴慢政策侮日政策とが禍をなして起つたものであるが、アレキセーフの極東政策も日露戰爭に於て豫想とは全く正反對に連戰連敗の結果、露國は日清戰爭に際し三國干渉に依り日本を壓迫して還附せしめ、自ら日本に代つて租借せる遼東半島を失ひ、滿洲經營の策源地たる南滿鐵道を放棄し、而も我が維新直後の混亂に乘じて騙取せる樺太島の南半を失ふに到つたのである（以下日清戰爭實記、第三十編の記事）露國が此の如く強大の艦隊を支那海に派したるは、其目的の孰れに在るを知らず、勢力の平衡よりいへば、英國艦と力を均しくせんと試みたるものと謂ふべし。東洋に於て一事を爲さんとせば、少くとも英國と角逐するの力なくては叶はざること露國政治家の夙に透見したる所なるべければなり、而して假りに我邦が露國との和親を保つ能はずとする乎、他國と同盟を爲さゞる限り獨力を以て此艦隊に當らざるべからざるは無論なり。露國が此頃擧行したる軍事上の施設は啻に軍艦を支那海近傍に聚合したるに止まらず、四月二十三日には海軍大臣の訓令、神戸・長崎に繋泊せる各艦に下りて、東京駐剳公使の命令次第十二時間内に發航し得るの準備を

傳すべしとのことなりと傳說せられ、而して神戶・長崎に在りて各艦は水兵の上陸を禁じて兎に角出發の準備を爲したるが如く、五月二日に至りては神戶に在りしアドミラル・ナチモフ・リンダ・コリアツトの三艦投錨して西航し、長崎に在りし露艦も亦出航せり、之に加ふるに其本國に於ては四月の末、オデツサに補充士官を集めて東航せしむるの傳說あり、五月二日には浦鹽斯德の軍務知事豫備兵を召集し、軍馬を徵發し、商估賈豎まで悉く役に就かしめ、東部西比利亞總督の令下に現役豫備各々二萬五千、合せて五萬の兵を出し得るの準備を爲したりといへり。同じ二日我が在浦二橋貿易事務官は軍務知事より左の通牒を得たり。曰く當浦鹽斯德港は臨戰地境と視做す旨、本國政府より通知ありしに付、在留日本人は三ウエルスト以內に歸住し、更に通知次第立退きを爲し得るやう準備せしめられたし、と。浦港は當時人心恟々時に邦人の探偵嫌疑を以て警察に拘引せらるゝなり、事釋けて速に放たれたるも、物情は旣に戰端の日露の間に開きたるを傳ふる程なりしと云ふ、而して露國は當時正しく向ふ三箇月以上の交戰を行ふべき設備を整へ、何時にても起つの用意を爲したりとの說、遍く歐洲に傳はり、殆ど疑ふべくもあらず見えぬ。三國の忠告は誠に友誼の忠告なり、露國公使は遼東領有の日本に利益ならざるを說けり、而して確定領有を止められよとは無論永久に非ざる占領をも不可とするの謂に非ずと明言せり。獨國公使は露國の執心堅固なるが故に、之れが忠言を容れ之れが友交を保有するは、實に日本の利益なり、東洋平和の利益なりと說きたり。而して獨佛兩政府及び兩公使のいふ所を翫味するに、決して武力を以てするも、自家の忠言の容れられんことを望むの意あらざりしが如し。卽ち此場合に於て當局者は友交と國利との權衡を判するに、露と和親を破る乎、將た遼東の確定領有を止むる乎の二者に擇びたるを見るべし。

三國の合同運動なるもの、其狀勢粗々前の如し、他の列國は如何、英國は去年（二十七年）十月十八日を以て某々の條件を基礎とし、和を淸國に許すべきの議を我が政府に提出し、同時に列國にも交涉したる邦な

加藤高明
キムバレー伯
英國の洞ヶ峠的態度

り、其行掛りとしては第一に露の提議に應ずべきが如し。然れども四月の初め下ノ關條件の通知せらるゝや、夙くも之を以て穩當とし、而して調印已に成り、露國の合同運動を求むるや、政府の機關たるデーリー・ニユース（四月二十二日）は他の有力なる英國新聞と共に日清媾和の條件妥當にして、英國の利益を傷損せざることを論じたり。當時英國政府は緘默を守り、四月二十三日卽ち三國公使が交々外務省に來りて政府の意を述べし日には、我が加藤公使（著者記す――名は高明、後憲政會總裁となり、內閣總理大臣に任ぜらる）も適々英國外相キムバレー伯と會したるに、伯は一語も此事に及ばざりしといへど、英政府は其時既に斷然として露國の提議に應ぜざるの決答を爲したること、何時しか世に漏傳して其事實は數日ならざるに歐洲の諸新聞紙に上せられ、四月二十八日のデーリー・ニユースは明かに本件を論じて三國の孰れたりとも、其政策を純然たる慫慂に止めずして其以上に及ぶが如くんば、干渉は往々交戰を止めずして却て之を助長せんと論じ、三國の示威運動に及ぶを非とするの意を示し、同日のタイムスは三國の意向甚だ解すべからざるきのあるも、其一國若くは二國は忠告より以上の手段に及ぶまでの決意なきが如しと說き、且つ事局甚だ重きが故に、忠告に從ふは日本の得策たりと論じたり。伊國は合同運動に加はらざりし一國なり、啻に加はらざりしのみならず、英・米を連ねて帝國の要求を支持するの合同運動を爲すに意ありしものゝ如し、此意向は倫敦にも通ぜられたるを疑はず、然れども英國は三國の合同運動に應ぜざりしと共に、他の合同運動に加はるをも敢てせず、超然として局外に立つを政覽とするの一事は、明かに其外相の口よりして示されぬ。テーリー・ニユース及びタイムスの口氣は乃ち英國の政略を示すものにありき、英國が此の如く決意したるの事情は、其政府の纔に二三十の多數を保つの地位と、絕東方面に於ける防備の狀況とを以て粗々推知すべし、而して英國既に敢て進まず、米國曾て去年（二十七年）英國の提議あるに於て、列國合同の干渉來らんとするを慮れ、其政府は自ら進んで日清兩國間に仲裁者たらんとしたることあり、帝國に對しては飽くまで

好意を存するも、他の歐洲列國を對手とするを欲せず、是に於て乎伊國も亦自ら止むの外あらざりしなるべし。我が政府にして若し外交の運用に求むる所ありとせば必ず此間に於てしたるならん、而して竟に友誼の爲めに國利を犧牲にするの決に至りたるものゝ列國の形勢不可なるものありしに因るを疑はざるなり。

日清戰爭と對外政策

交戰を開始するに付て、局外列國に對するの道唯だ二あるのみ。將來運命を共にすべき一箇以上の邦國と結びて、之に其切望する利益を與ふるを約し、以て攻守同盟を訂するもの一なり。第三者たる邦國は一切局外に立たしむるもの二なり。此第一策を取らん乎、一方に強有力の援助を得ると共に、他方に此強有力の同盟國と利害相反する邦國の抵抗を受け、即ち友を得ると共に、併せて敵を作るを覺悟せざるべからず、而して此の如き敵を作るは國家の將來に於ける利害如何、又此の如き敵を作るを顧ずして某の友邦と同盟を結ぶも、其友邦は現に如何なる國力を存し、如何なる程度まで援助を與へ得るや、此援助に對して報酬ずる利益は將來國家に如何の影響を及ぼすべきや等の疑問は、十分の審究を費さざるべからず、是に於て乎第一策は危道にして第二策は常徑たり、殊に豫め謀りて我れより交戰するに非ずして、敵の挑撥に依りし止むを得ず干戈を用ゆるものに在ては、危道を取るに最も便ならむるものあり。我が政府は朝鮮より撤兵するの條件に付き、開戰前正しく英露兩國の干渉を受けたり、之を排する其宜を得ざれば、併せて兩國を敵とするに至るの虞れあり。幸に我れ唯々覆藏なく、理由を開陳して之を排し、英は遂に上海を交戰地とせざるを以て甘じ露は遂に全く我意を領したり、是れ六月の末、七月の初に在り、當時の形勢は最も危道を取るに便ならざりしと共に、第三者を悉く局外に置くの政策は右の如く、成功したるが故に、我が政府終始之を以て進行するの方針を取りたること殆ど疑ふべからず。此の如くにしし平壤黄海の役は畢れり、英國は列國合同の運動に依り戰ひを止めしめんとして、媾和條件の基礎とすべきものを以て我れに問へり。我れ其時機に非ざるを以て答へ、英國亦獨國等の應ぜざるを以て自ら止めたり、而して鳳凰城落ち、旅順口陷り、海城取られ、清國

は自ら使を遣はして和を請ふに至れり。清の來て和を請ふ、是れ其渝盟悔ゆるに出づるものと認めざるべからず、從て使臣の全權備はり、清廷の誠意疑ふべからざるに於ては、我れ唯だ之に應接し之と談判するあるのみ、是に於て乎媾和條件の要領は廟議を以て定められたり、是れ本年（二十八年）一月二十六日廣島の行在所に於てしたるものにして、當時廣島に在るの閣臣は東京に在りし閣臣の議を齎して、御前に會議し、而して和局は常に戰局相追隨して彼我の干繫を變ずるものなるが故に、大本營の幕僚たる參謀總長・參謀本部次長・海軍軍令部長も召に應じて列席し、諮詢に奉答する所ありしなるべし。清に對して要求する條件の要領はこの御前會議に於て一決したり、而して列國に對する處置に至ては詳に聞く所あらずと雖も、開戰の當初に採りたる第二策に依り、日清の干繫は飽くまで日清の干繫として顧着なく進行し、第三者と干繫を生ずることあらば、是れ第三者と我れと新干繫として更に之に對する廟議を定むべし。從て清國に對しては飽くまで我れの自ら戰勝者の權利と信ずるものを要求して、他に顧る所あるべからずと、是れも同じ一月二十六日の同じ御前會議に於て決したりと聞きぬ。蓋し此時に於ては第三國にして日清の和局に關し、其政府の意思を表明せしもの一もあらざりしのみならず、假にありとするも我れは諸大國の意見を問ひしとて、一々聽從すべきに非ず、若し一々聽從せば或は一件をも要求し得ざるに至るべし。されば聽從すべきものと然らざるものとを分ち、別々に之に對する措置を爲さん乎、此議論に花は咲きて當の敵の清廷との談判を曠しくすべし。去ればさて大凡列國の意思を忖度して、斟酌を加へん乎、斟酌に過ぐれば自ら損し、足らざれば斟酌したる上にて更に干涉を受くるを免れざるべし。是に於て乎獨り日清をして日清の條件を裁せしめよとの不干涉的理論を外にするも、第三國の干涉を豫期して清に對する條件を左右するの到底行ふべからざるを見たるなるべし、且つ清に對しての我が位置は、他の列國に對するものに同じからざるが故に、他日他の列國に對して爲すことは、兎も角も當然清國に對して要求すべきものを差控ゆるの謂れなきを以て、他の列國の權

利利益を害せずと信ずる限り、對清條件には初めより第三者の意思を忖度して、斟酌することなかりしなるべし、而して此の如くして定まりし條件は張邵の委任不完全なりしため、示明せられずして止みぬ。又此廟議を遂行するに於て、列國の權利利益は固より之を敬重せざるべからず、即ち我が當局者は清國に利害の干繋あるべしと認むる諸國の意思を問ひしも、露國は朝鮮獨立の名實相副ふものたるを望みしのみ、獨立公使は大陸土地の割讓、列國の異議を招くべしと忠告したるも、獨逸政府自ら之に對する異議ありとは曾て明言せず、露公使亦同じ、而して李鴻章伯は形式に於て談判調印、實體に於て割地、償金、商利増加を諸するの全權を擁して來れり、前の廟議は遂行せられ、前の條件は提示せられ、調印を整へて批准交換を了するまで凡そ清國に對して我れの申分を立つるに付ては、一直線に進行し、一直線に終極に達したり』とある、以て略ぼ三國干涉の由來を推知し得るであらう。

この東京日々新聞の記事全部を當時の眞相を傳へたものとして信ずる事は出來ないが、大體の情勢を窺ふべき參考資料として採用することは差支ないであらう。日清戰爭に際し、諸列國が自國の商權擁護のために上海を非戰區域たらしめたり、また戰爭の初期に於て媾和を慫慂したり、愈々媾和條約の成立を見るや我が國に干涉して遼東半島を還附せしめたり、その怪行動たることは言を俟たざるも、當時の日本としては之れに服從することが蓋し已むを得なかつたであらう。然るに日本の遼東領有を以て東洋平和に害ありと主張し我が國に强要して遂に我が軍の血と骨を埋めた遼東半島を清國に還附せしめた露國は、その後數年ならずしてこの遼東半島を租借し、以て同半島の一角旅順に堅牢無比な永久的の砲臺を築き、大連灣を拓いて之れにダルニーなる名を附し、東洋一の商港たらしむると共に全滿洲を占據し、こゝに鐵道を敷設し、ハルピンの如き大都會を建設して極東經營の策源地とした。また露國と聯盟して我が國に遼東半島の還附を要求せる獨・佛の二國は如何といふに、これ又遼東還附に依つて清國に恩惠を賣り、日清媾和後獨逸は清國に强要し

て山東の一角膠州灣を租借し、同地に青島といふ軍港を築造した。また佛國は同一法で廣州灣を、英國は山東省の威海衛を租借した。日本が遼東半島を領有することが東洋平和に害ありと主張せる露・獨・佛の三箇國が日清戰爭直後に同じ清國の要所を租借して爰に軍港を建設し砲臺を築造して軍艦を派遣することが果して何の意味であらうか。實に我が國民の一齊に聲を嗄らして聞かんと欲する所であつた、當時我が國民が上下を擧げて一たび遼東還附の報が傳はるや、悲憤慷慨、臥薪嘗膽以て他日の發展を期したのは何ぞや。いふまでもなく三國の干渉と遼東半島・膠州灣・廣州灣・威海衛租借の意味が徹底しないからであつた。

日露戰爭

然るに滿洲問題に端を發して明治三十七、八年に渉り日露兩國が遂に干戈に訴へて滿洲にその主張の黑白を爭ふや、もろくも露西亞は連戰連敗の結果、我が日本のために東洋經營の策源地を以て任じてゐた大連・旅順を放棄し、南滿鐵道及び南樺太を割讓するに至つた。

日本の大發展

則ち我が國は日清戰爭後十年の長年月に渉る臥薪嘗膽的勤勉と努力に依つて爰に初めて遼東半島を同復したのである。加之日本は日露戰爭に依つて世界の列强に伍し、尋で朝鮮を併合した。然るに大正二年歐洲大戰の勃發するや、日本は聯合軍側に加はり獨逸の租借地膠州灣を攻略して東洋の平和を確保した。その爲めに我が國の富强は漸く世界列强の認むる所となり、遂に東洋平和の安定勢力となつたのみならず、世界戰爭後我が國は過去の苦い經驗に鑑み、内は農商工業の改良發達を圖り、外に對しては軍備の充實を計つた結果、今は商工業に於ても軍備に於ても世界屈指の繁榮を來たしたるのみならず、一意東洋平和に專念し、大いに世界文化のために盡す所があつた。

滿洲事變の突發

日本軍上海を攻略す

露國の滿洲撤退

然るに昭和八年偶々滿洲事變の突發するや、我が勇敢なる軍隊は數日間によく全滿洲の要地を占據し、以て同地内外人の生命財産の安全を確保すると共に、日本軍の一隊は上海を攻略して日本の立場を明かにした。尋で滿洲帝國の出現するや、正義に燃ゆる日本は之れが發達を心から援助すると共に自ら進んで同國の治安維持の重責に當り、東洋に王道樂土を建設すべく相共力してゐる。爲めに遉かの露國もその立場を失ふに至り、大いにそ

の殺去に迫つてゐたので、義俠の日本は滿露兩國間に斡旋してロシヤの東淸鐵道を滿洲國に買收せしめた。その結果滿洲における露國の經營は全く覆滅し、滿洲全土から總撤退をするに至つたのである。

敎育篇

小學校
小學校教員數
小學校生徒總數
小學兒童の就學歩合
教員令の影響

第八章 教育篇

第九節 概說

今學制頒布以來、明治十八年までの各學校の統計を、文部省年報に據つて擧げてみると次の通りである。

一 小學校

小學校學制頒布の結果明治六年小學校を起す者は、公立七千九百九十五校、私立四千五百六十三校、合計一萬二千五百五十八校。教員數は二萬五千五百三十一人、生徒は男九十萬七千一百六十人、女二十六萬七千百四十二人、總計百十七萬四千三百三人、一校平均八十餘人に當る。學齡兒童中の就學歩合は百人中、男女平均二十八人強となる。これが學制頒布後一年の成績であるが、明治十一年には二萬六千五百八十四校、生徒數は二百二十七萬八千二百二十四人、教員數は六萬五千六百十二人、明治十二年には貳萬八千〇貳十五校に上り隨て兒童數も教員數も相當に增加して來たが教員令の影響を受けて、十三年には僅に三百八十五校を增したに過ぎない。十四、五年を經て十六年に至り三萬〇百五十六校に達し、明治十八年には二萬八千二百八十三校、生徒數三百〇九萬七千貳百三十五人、教員數は九萬九千五百十人、就學歩合は四十九人餘になつた。猶右の中教員の多くは、授業生と稱する者であつた。

二 中學校

中學校は明治七年の統計によると學校數は三十二、生徒數は三千百五十三、教員數は百七十人あつた。それが明治十二年には七百八十四校、生徒數四千〇二十九人（但し明治十五年迄は女學校の生徒も此中に含まれて居るものと知られたし）に上つたが、之れ又教育令の結果にして十三年には百八十七校に減じた。それが又漸次增加して明治十八年には百〇七校生徒は一萬五千〇四十八人教員は一千〇五十人となつた。

三　師範學校

師範學校

師範學校は明治六年三校、生徒數百二十八人、七年には五十三校、生徒數三千〇七十二人、十一年には百〇四校、生徒數七千九百六十四人となつたが、十二年には府縣の師範學校を整理したので、八十九校となり、十三年には七十六校となり、十八年には五十七校七千七百六十四人となつた。是等は地方經濟に鑑み漸次濫設を拒ぎ、內容を改善する方針を取つたからで、隨て其生徒數は割合に減じて居ない。

四　高等女學校

高等女學校

高等女學校は明治十五年には五校を算した。この以前の女學校は中學校の中に加へられてあるが爲に、その數分明ならず。又明治二十年迄は文部省の年報に私立の女學校を加へて居ない爲に、全體を通じての趨勢を知る事を得ざるも、明治十五年には公立五校の生徒總計僅に二百八十六人に過ぎず。當時は反て私立の方が多かつたかも知れず。次で明治十八年には九校と成り生徒の數は六百十六人に上つた。

五　專門學校

專門學校

實業諸學校等專門學校は明治六年三校、生徒數五百四十七人、八年には八校、九百三十六人、十二年には

百二十二校六千六百六十六人に達した。十三年には八十六校に減じたが、生徒數は僅々五百餘名を減じたるに過ぎず。明治十八年には百〇三校となつたが、生徒數から見ると、專門學校の方は學校數の增減に拘らず、漸次增加の傾向を見るに至り、十八年には九千八百十人となつて居る。

六　公學費

公學費

猶ほ公學費は明治六年度に於ては百五十七萬〇百七十八圓、十二年は六百二十三萬九千七百七十八圓、十八年は九百八十六萬四千六百二十三圓に上つた。

一般思想界の情況
雲井龍雄の亂
農民等の暴擧
江藤新平の佐賀の亂
熊本神風連の亂
西鄕隆盛
西南の役
進步主義
保守主義

一體明治の新政は、あまり急激に舊制を一掃して、新制の樹立を急いだので、その反動として、不平の聲が全國到る處に湧き起つたのである。其一例を擧げると、明治三年の頃の米澤藩士雲井龍雄は薩・長・土三藩の朝政に與るを屑しとせず、亂を謀り失敗したるが如き、明治四年廢藩置縣の際には、各地に農民等が暴擧を敢てした。同五年には、新潟縣下に於て、同六年一月には大分縣下で農民が、同年六月には美作で農民が亂を起した、更に著しきものとしては、明治七年二月に江藤新平の佐賀の亂、同九年十月には熊本の神風連の亂、同十年には西南の役が起つた。殊に西鄕隆盛の西南の役は、其最も猖獗を極めたものであつた。西南の役後に於ては、新政に對して不平を抱く者も、到底敵し難きを悟つてか、漸次この種の暴擧も跡を絕つに至つたが、かゝる進步主義に對して、必ず反動的に保守主義の反抗を見る事は、何れの世、何れの國にあつても同樣の事象である。

歐米思想の紹介
功利主義
國家主義
自由主義
福澤諭吉

然しながら、斯の如き保守主義の反抗を一方に見つゝも、歐米思想の紹介は日を逐ふて隆盛に赴いたのであつた。當時我が國に入り來つた思想は、英米の功利主義と、獨逸の國家主義と、佛國の自由主義であつた。英米の功利主義を鼓吹したる者は福澤諭吉である。

加藤弘之
海江田信義
津田眞道
ブルンチュリー
國家汎論
ビーデルマン
立憲政體起立史
高橋達郎
ルソー
ウェーランド
道徳論
自主新論
鈴木唯一
ダランベール
律令精義大意
モンテスキュー
萬法精理
服部徳
民約論
中村正直
ミル
自由の理
自由民權論
植木枝盛
民權自由論
山本憲
慷慨憂國論
西園寺公望
中江兆民
松澤求策
松田正久
東洋自由新聞
田中耕造
佛學塾
政理叢談
民約譯解
加藤弘之

獨逸の國家主義の重なる紹介者は、加藤弘之・海江田信義・津田眞道等で、加藤弘之譯述のブルンチュリーの「國家汎論」(明治五年)、ビーデルマンの「立憲政體起立史」(同八年)等は其の代表的著書である。佛國の自由主義に就いては、明治六年に高橋達郎がルソーの思想に基づく米人ウェーランドの道德論に據つて「自主新論」を公にしたのを其初めとして、鈴木唯一譯ダランベールの「律令精義大意」(明治八年)モンテスキューの「萬法精理」(同九年)服部德譯ルソーの「民約論」中村正直譯ジョン、スチュアート、ミルの「自由の理」(共に明治十年)等があつた。この自由民權論は明治十年以後に至つて益々興隆し、慷慨激越な說を以て、自由民權を鼓吹する著書が續出した。當時の新聞雜誌は是を眼目として論陣を張つたのである、代表的著書としては植木枝盛の「民權自由論」(明治十二年)・山本憲の「慷慨憂國論」(明治十三年)等がある、當時佛國より新歸朝の華胄中の新人西園寺公望は、中江篤介(兆民)・松澤求策・松田正久等とともに明治十四年三月、「東洋自由新聞」を發行し、自ら其陣頭に立つて、その信ずる所の自由主義の鼓吹宣傳に努力するところがあつたが、事あつて社長を辭し、新聞も六月に至つて廢刊した。中江兆民は田中耕造等と番町に佛學塾を開いて、ルソーの自由主義を鼓吹し、更に明治十五年には、雜誌「政理叢談」を發行し、また「民約譯解」を上梓した。「民約譯解」はルソー原著「民約論」の抄譯で、當時の思潮に大影響を與へたのである。この盛なる自由民權論に對して堂々反擊を加へたのは加藤弘之であつた。明治十五年九月、「人權新說」を公刊し進化論に基づいてルソーの民約論を駁擊した。自由民權思想は當人の人心を風靡し、社會の各方面に亘つてその影響する所が甚大であつた。

一般の思想と共に、敎育上の新思想、新傾向の輸入もまた次第に盛んに行はれた。箕作麟祥はチャムバーの百科全書中の一部を「百科全書敎導說」と名づけて公刊(明治六年)し、翌七年にはウイツケルシャムのものを「學校通論」と名づけて飜譯した。和蘭人ファン、カステールは明治八年に米人エスハートの「イ

[illegible]
ウィッケルシャム
學校通論
ファン・カウス
アール
エスパート
學室要論
ノルゼント
教師必讀
ページ
彼日氏教授論
甲斐織衛
カルガーウード
加氏教授論
山成哲造
ホルブルツク
和氏授業法
岡村範爲馳
ツエー・ケール
平民學校論
尺振八
スペンサー
斯氏教育論
有賀長雄
小田貴雄
ダビツト・モルレー
外國語を採用して國語を改良すべしとする議論現はる
民選議院設立運動の勃興

ン・スクール・ルーム」を「學室要論」と題して譯出し、同九年に米人ノルゼント著のテーチャルスアシスタント」を「教師必讀」と題して刊行したが、同人が譯出したその最も社會的影響の大なるものに、米のページ原著の「チオリー・エンド・プラクチス・オブ・テーチング」より採りたる「彼日氏教授論」（明治九年）がある。明治十一年には甲斐織衛譯ガルダーウード原著の「加氏教授論」同十二年には山成哲造譯ホルブルツク原著の「和氏業授法」、同十三年には村岡範爲馳譯ツエー、ケール原著「平民學校論」尺振八譯スペンサー原著の「斯氏教育論」が出た。スペンサーの教育論は後に有賀長雄及び小田貴雄等も譯書を出したが、實際教育に與へたる影響は頗る大なるものであつた。外國人にして本邦政府に招聘せられて教育界の發達に多大の貢獻を爲したる人も決して尠くないが、その中で明治六年八月には米人ダビット、モルレーが來朝して學監と成つた。彼は英語若しくは佛語を採用して國語を改良すべしと云ふが如き當時の世論に猛然反對し、國語の到底變更すべからざるの所以を說き、また日本語の教科書を編纂して、歐洲諸國の學問を教授することの必要を論じ、女子教育の奬勵すべきことを唱へた。斯く彼は我が教育界に幾多の功績を殘して明治十一年十二月、歸國の途に就いたが、本邦政府においては特に勳三等に叙してその功を賞したのである。思想界に自由民權論の起るや、それに伴つて、異常なる發展をなしたるものは民選議院設立運動、即ち國會開設運動である。明治七年一月十八日、板垣退助等は民選議院設立の建白をなした。それと同時に板垣等は愛國公黨を結成し、明治十一年九月には大阪に於て第一回大會を開き、翌十二年三月には第二回大會、同年十一月には第三回大會、同十三年三月十七日には國會開設の願書を奉奏する決議をした。斯くして明治十四年十月十二日、遂に明治二十三年を期して國會を開設すべき旨の大詔が煥發せられ、同二十二年二月十一日には國會開設に先たつて、「大日本帝國憲法」が發布せられた。明治初年から續々と歐米文化が輸入されて、西洋文物に眩惑された我が國民は益々西洋心醉の度を高め、遂に明治十五六年頃には、所謂「鹿鳴館時

板垣退助
愛國公黨
國會開設の大詔煥發
大日本帝國憲法の發布
鹿鳴館時代
基督教の隆盛
植村正久「眞理一斑」
小崎弘道「政教新論」
女權の擴張
福澤諭吉「日本婦人論」
辰巳小次郎「日本西洋女權沿革史」
依田孝倫「經國基本一夫一婦論」
岩倉具視
藤井惟勉「明治新論」
吉岡德明
田中知邦
田中義廉
外山正一
佐藤茂一

代」と稱せらる西洋心醉時代を現出したのであつた、その結果として基督教の隆盛を促したのである。神より見れば人類は平等なりと說くのが基督教の教義であつたから、民權論者は天賦人權說と結びつけて政治上の自由基督教に傾き、こゝに兩者相結合し、當時の青年の多くは、競つて基督教の門を叩いたのである。中には語學研究の爲に宣教師の許に出入する間に、其感化を受けて信者となつた人もあつた。基督教の學校は全國各地に續々として創設せられ、その教理を說く著書を續刊したのである。この種の著書の中では明治十七年刊行の植村正久の「眞理一斑」同十九年三月刊行の小崎弘道の「政教新論」等がその著名なるものである。基督教が斯く興隆すると共に、西洋文化の本邦浸潤の我が國に與へたる影響として、社會問題が勃興したのである、その中心となつて論義の的となつたものが、婦人問題女權の擴張である。本邦にあつては、古來女子の地位は男子よりも甚だ低く、所謂三從七去の女大學式の舊道德の服從を强制せられ、著るしく輕視せられて居た。明治十三年頃福澤諭吉は「日本婦人論」を時事新報に連載し、次いで同十九年外山正一は「社會改良と耶蘇教との關係」を刊行して婦人の地位を論じ、同二十年七月には辰巳小次郎が「日本西洋女權沿革史」を著して、男女同權が古來より我が國に存するものなることを說き、同月、依田孝倫は「經國基本一夫一婦論」を上梓して、多妻主義の弊害を攻擊した。

この白熱化せる歐化思想に對して嚴として反對する、保守的反動思想が漸次に擡頭したのである。政治上に於て急進主義が常に民間有志の手によつて鼓吹せられたのに對して、保守主義は主として政府側の者から唱導せられた。政府側の頑冥固陋なる保守主義者として急進派から鬼門視せられたる人に岩倉具視があつた。保守思想は國體論、神道論の復活となつて現れた。明治十一年の藤井惟勉の「明治新論」、同十二年の吉岡德明の「開化本論」田中知邦の「大日本國教の要旨」田中義廉の「古事記玄義」外山正一の「民權辯惑」同十四年の佐藤茂一の「日本憲法論」同十五年の傍木哲二郎の「主權論」岩崎田實也の「國教一斑」同十六

佛本曾三郎
三木聚「皇國政教論」
本居豐穎
久米幹文
大八洲學會
三宅雪嶺
志賀重昂
杉浦重剛
井上圓了
辰巳小次郎
島地默雷
菊地熊太郎
政教社
「日本人」
鳥尾小彌太
川合清丸
山岡鐵太郎
日本國教大道社
佛教徒の活動
富樫默惠
「破邪論」
目賀田榮
「洋教不定理」
英立雪
「日本魂」
「破邪新論」
渡邊玄秀
「天邪教十條戒評破」
「眞正哲學無神論」
スペンサーの教育論
「如氏教育學」
スコット・モルレー
伊澤修二

年の三木聚の「皇國政教論」等が代表的著作とせられて居る。反歐化的思想の團體としては、明治十九年四月に、本居豐穎・久米幹文等は相寄つて大八洲學會を起して、皇國主義の宣傳につとめた。また三宅雄二郎（雪嶺）・志賀重昂・杉浦重剛・井上圓了・辰巳小次郎・島地默雷・菊地熊太郎等は、相謀つて明治二十一年四月政教社を組織し、雜誌「日本人」を發行して歐米の模倣を擊し、國粹保存の必要を力說した。これと殆んど時を同じうして鳥尾小彌太・川合清丸・山岡鐵太郎等の結成せる日本國教大道社は、雜誌「大道叢誌」を發刊して、神・儒・佛三教の合一を唱導するところあつた。一方保守思想家は猛然として、基督教に對する駁擊の火蓋を切つたのである。明治維新以來最も甚だしき打擊を蒙つたのは佛教徒であつた。即ち信教の自由によつて、基督教が着々と發展し來つたので、基督教反擊の先鋒を承つたものは先づ佛教徒であつた。その基督教反擊の著書の主なるものに、明治十六年四月に上梓せられた富樫默惠の「破邪論」同年七月の目賀田榮の「洋教不定理」同十八年五月の英立雪の「日本魂」、同年九月の井上圓了の「破邪新論」同二十年七月の渡邊玄秀の「天邪教十條戒評破論」同年八月の鳥尾小彌太の「眞正哲學無神論」等がある。歐化思想はまた同時に、教育界に浸潤し理論上にもまた實際上にも、外國の教育學說が採用せられ、その影響は多大であつた。明治十二年四月「斯氏教育論」が文部省より刊行せられた。これはスペンサーの教育論文四篇を集めたもので、我が教育者に歡迎せられた。本書は尺振八譯である。スペンサーの教育學說は一時我が國の教育界を風靡し、スペンサーの系統に屬するベーン及びジョホノツト等の著書が續々として飜譯上梓せられた。有賀長雄譯、ジョホノツト原著の「如氏教育學」（明治十七年）は、三萬部の賣高を見たと云ふ。明治初年には德川時代の後を承けて、教育法はたゞ單に教育書の素讀講釋のみであつた。後にスコット・モルレー等が「文部省雜誌」その他に於て、屢々教育法に關する意見を述べたが、當時の教育界には別段これによつて注意を喚起せらるゝまでには至らなかつたのである。其後伊澤修二・高嶺秀雄が米國より歸朝し來り、新教育法、開

高嶺秀雄
ペスタロッテ主義
開發主義
若林虎三郎
白井毅
「改正教授術」
西村貞
「小學校教育新論」
伊澤修二
「教育學」
淺野桂次郎
「教育學」
土屋政朝
「删定教育學」
西村茂樹
「教育史」
添田壽一郎
「倍氏教育學」
元良勇次郎
「教育新論」
菊地大麓
「職業教育論」
庵地保
「通俗教育論」
和久正辰
「加氏初學教育學」
松島剛
「ミール教育論」
外山正一
「學校管理法」
大村仁太郎
「教育家必携」
鈴木力
「教育哲學史」

發主義を唱へるに及んで漸く注意を與へる樣になつた。高嶺秀雄はペスタロッテ主義の中心地たるオスエーゴーの師範學校に三箇年留學し、更にペスタロッテ主義を米國に傳へたる、シエルドン及びクルージーに師事その得る所極めて多かつたのである。高嶺秀雄の傳へたるものこそは、ペスクロッテの開發主義であつたのである。伊澤・高嶺の感化を受けた、東京師範學校教諭若林虎三郎及び附屬小學校訓導白井毅等が十六年六月に刊行した「改正教授術」は、開發主義に基いて、各科教授の實際案を述べたる好著であつた。以上の外に、明治十四年には、西村貞譯「小學校教育新論」(ギル原著)同十五年には伊澤修二編「教育學」(ボエラン原著)同十六年には、淺野桂次郎著「教育學」土屋政朝譯「删定教育學」(フィーマ原著)西村茂樹譯「教育史」(ヒロビブリアス原著)添田壽一譯「倍氏教育學」(ベイン原著)元良勇次郎著「教育新論」。同十七年には菊地大麓譯「職業教育論」(ラッセル原著)庵地保著「通俗教育論」、同十八年には和久正辰譯「加氏初等教育學」(カレー原著)松島剛譯「ミル教育論」外山正一譯「學校管理法」(ランドン原著)同十九年には大村仁太郎譯「教育家必携」(マイエット原著)鈴木力譯「教育哲學史」(クレウベル原著)等である。

第十節　教育行政

文部行政に就いて云へば、明治十二年九月十日、參議寺島宗則が文部卿を兼任し、同月二十九日「學制」を廢止して「教育令」を施行、翌十三年二月十八日、寺島宗則は兼官を解かれ、元老院副議長河野敏鎌が文部卿に就いた。同年三月十五日、多年省務を總理して事實上文政の長官たりし田中不二麿呂が司法卿に轉任した。同十四年四月七日、河野敏鎌は農商務卿に轉じ、議官福岡孝悌が文部卿になつた。同十六年十二月十二日、福岡孝悌は參議兼參事院議長に轉じ、その跡に參議大木喬任が文部卿を兼任した。明治十三年三月二

官立學務局・編輯局・報告局
會計課を會計局と改む
調査課
事務章程
專門學務局・普通學務局・內記課
局課の改廢
國歌の選定
褒賞課
學問諮問會
初等敎育
小學校
初等敎育の情況
小學校の種類
尋常小學校
女兒小學校
村落小學校
貧人小學校
小學私塾
幼稚小學校

十五日に、從來の學務課及び報告課を廢して、官立學務局・編輯局・報告局を置き、會計課を會計局と改め內記課と共に五局一廨となし、十月十四日、調査課を置き、同年十一月更に事務章程を定め、同十四年三月二十九日、內記所を廢して內記局を置いたが、同年十一月十五日、官立學務局・地方學務局・內記局を廢止して、專門學務局・庶務局・普通學務局・內記課を置き、六局二課となつた。同十八年二月九日、局課の改廢を行つた結果、內務局・學務一局・學務二局・編輯局・報告局・會計局の六局となしたのである。尚ほ敎科書に關しては、明治十三年六月、地方學務局に取調係を置いて調査せしめ、同年十二月十八日、國安を妨害し、風俗を紊亂するが如き事項を記載せる書籍、並に敎育上有害なりと認める書籍は敎科書に採用せざらしめ、同十四年三月、文部省出版圖書を飜刻せるものを嚴重に調査し、誤謬あるものは、發賣禁止に處した。明治十五年一月には、音樂取調係の手によつて、國歌の選定に着手し、四月二十七日には、文部省內に褒賞課を設けて、全國の敎員・生徒中から、優秀なる者を褒賞し、また、同年十一月二十一日より十二月七日まで、府縣の學務課長等を招集して、學事諮問會を湯島昌平館に開いたのである。

一、初等敎育

（イ）小學校

明治初年の初等敎育の情況は、次の一文に據ると「學制頒布の結果、小學校は全國劃一の制度の下に、銳意其設立を奬勵せられたが、此學制による小學校の種類は、尋常小學校、女兒小學校、村落小學校、貧人小學校、小學私塾、幼稚小學校等に分たれ、修業年限は八年で、上等小學四年、下等小學四年の二等に分れ、學齡は六歲より十四歲まで八ケ年と定められて居つた。當時は授業科を徵收して、學校を維持する事になつて居たので、學校を設立するよりも、之を維持する方が、何れの地方でも困難であつた。學制は非常にきび

小學教則綱領
小學校令
森有禮
若林虎三郎
改正教授術
田井畝三郎

しかつたが、十二年の教育令で、之れが又非常に寛やかになり、小學校則綱領が出て再び元のやうに引締められたといふ譯であるが、明治十四年の小學教則綱領で、小學校は初等（四年）中等（二年）高等（二年）の三等に分たれ、明治十九年の森文部大臣の小學校令に依つて、尋常小學校（四年）、高等小學校（四年）の二種類に改良された。但し森文部大臣は別に修業年限三年で、修身、國語、算術の三科を教ふる處の小學簡易科を置いて小學教育の普及を計らうとしたが、これは餘り實際の効果が擧がらなかつた樣である。（中略）

私は明治十二年東京府立師範學校が櫻田本郷町に在つた頃入學、其年に卒業してしまつた。入學試驗は日本外史論文の素讀と講義であつたが、もう少し讀める者はないかと言つて、今度は史記列傳を出した。それで漢學の方は及第で、入學後漢文の講義はきかなくともよいと成た。次に算術は平算全體、代數は二次方程式幾何は平面全體で、何處まで出來るかと尋ねられたが、これも入學試驗の成績だけで、中へ入つてからは數學全體修むるに及ばずと云ふ事になつた。其處で私が入學してから學校で學んだものは、教授法、物理化學體操、博物、圖畫等で、體操は初めて師範學校の學科の中に入れられたので、私達は坪井玄道氏の教授を受けた。次に教授法は若林虎三郎氏に就て其自宅へ行つて教授を受けた。開發主義の教育を講述された人で、後一年ばかり經つてから改正教授術なる者を公にした。つまり吾々が此改正教授術の實驗の具に供せられた譯だつた。物理化學は攻玉社の教師で田中畝三郎と云ふ人が來て教へて、實驗もやつて見せた。圖畫は、鉛筆畫で未だ日本で出來た手本がないので、米國から來た一冊の手本をバラ／＼にして、一枚づゝ別けてお手本とした。この頃は教員の養成を非常に急いで居つた時だから、私は圖畫も最うよろしいといふ事になつてサッサッと卒業させられて了つた。卒業すると證書をもらつて、附屬小學の方へ行つて、生徒に二時間ばかり教授して居ると、東京府の學務課から呼びに來たので、行つて見ると、府下練馬村の村長が來て居て、教員を一人欲いのだと言つて、斷はつたけれども肯かないで、私にこれから村まで同道しろといふのであつ

那珂通世
小學讀本
生徒心得
小山正太郎
大試驗

た。其時は舊學制が廢せられて自由教育令（十二年九月實施）の施行されて居る頃であつたから、私と練馬村の學務委員との自由契約できまり、府廳へ認可願を出すと、府廳から『練馬小學校訓導たる事を認可す』との許可が出た。又矢張教育令のお蔭で校長を置かず、私が教頭で助教一人置いた。師範學校の卒業生は大てい月給九圓、優等生が六圓、其れ以下は四圓位だつたが、私は破格の扱ひで月給七圓できめたと覺えて居る。本郷に下宿して練馬村迄通つたが、下宿料が月に二圓五拾錢位だつたから、七圓あれば充分であつた。

練馬村の小學校では、文部省で發行した那珂通世著『小學讀本』を用ひた。これが初めて出來た讀本の教科書で、凡そ地球上の人種は五つに分れたりと書いてある有名な教科書だ。地理は參謀本部編纂の『日本地理提要』歴史は川嶋梅坪著『日本歴史』其他東京府編纂『小學指教圖』同『生徒心得』等を用ひたが、何れも六かしい漢字で書いてある。『生徒心得』の第一章をあけて見ると『凡そ生徒たる者は、心を正しくし、行ひを愼み云々といふやうな事が、六かしい漢字で書いてあつて、今の六學年にも困難な樣な者を、第一學年から教へたのである。習字は學校で適宜に手本を書いてやつた。私は毎日習字の手本を書いてやる爲に、一時間づつ居殘りをした。圖畫は初めは黒板へ書いてやつて居たが、後には文部省から小山正太郎の名で『圖畫帖』が出版になつたので、それを用ゐて鉛筆畫をかゝした。以上は下等小學の方であるが、當時上等小學となると、馬鹿に六かしいものを教へた。修身は小學本註の內篇、讀本は十八史略、習字は顔眞卿と言つた樣な者を隨意に選ばせた。其後武州忍町の小學校長で、月俸二十五圓と云ふ日本で最高級を取つて居る私の先輩に、練馬村の七圓の教頭を讓つて、私は間もなく日本橋の常盤小學校へ一訓導として勤める樣に成た。常盤小學校へ來た頃から初等、中等、高等科と變つた。常盤小學校には十三年頃からまる三年をつた。其頃一つ面白かつた事は、各小學校とも卒業試驗は、その學校で行はせないで、東京府の師範學校で行つた。年に二回、春と秋を定期試驗或は大試驗と稱し、東京府で試驗委員を任命する、委員は何々學校の試驗委員と指

集合試驗

伊澤修二

千葉實

湯原元一

杉浦恂太郎

「小學校敎則綱領」の要旨

小學を初等・中學・高等の三等に分つ

小學初等科

小學中等科

小學高等科

定された學校へ行つて、自分で選んだ問題を自分の見て居る處で受持訓導に出さして試驗する。優等生には東京府の官吏が出張して賞狀を授けた。其他に猶集合試驗をやつた。例へば本鄕區內に四校あれば、各學校の同級生を一つに集めて一せいに試驗をして其成績を發表するのである。其處で大試驗に成るとなか〳〵晴れがましいもので、生徒は特に晴れ衣を着、盛裝して出て來た。最初の趣意は奬勵の爲であつたに相違ないが、斯うなつては何うかせねばなるまいとの議も起つたが、其うち十六年頃から他の學校へ出張する事は止んで來た。此頃の敎員は勉强したくも、敎育學の書物や、參考書類があまりなかつた。ヘボンの心理學とか米國の敎育書の飜譯などが多く參考書として讀まれて居た。恰度私が常磐小學校へ行つてから、伊澤修二君が米國歸りの新知識を以て、常磐小學校に於て敎育學及心理學の講習會を開いた。學長千葉實君や大束重善君等と共に私も其講習を受けたが、伊澤君の著書は隨分廣く讀まれた。其後大學でハウスクネヒト氏が敎育學を講義したが、其頃から敎育學の參考書は澤山出て來た。就中湯原元一氏のリンドネルの敎育學などは、隨分よく讀まれたと覺えて居る（後略）」明治初年の初等敎育、杉浦恂太郎、「敎育五十年史」所載。

明治十四年五月五日、「小學校敎育綱領」が文部省より各府縣に頒布された。「小學校敎育則綱領」によれば、小學校はこれを、初等・中等・高等の三等に分ち、小學初等科は修身・讀書・習字・算術の初步・唱歌・體操を課し、小學中等科は、小學初等科の敎科目の續に、地理・歷史・圖畫・博物・物理の初步を加へ、女子の爲には、經濟等に代ふるに家事經濟大意を以てするものとした。以上の學科中土地の情況、男女の區別等に因つては、某學科を增減する事を得れど、修身・讀書・習字及び算術は之を缺くこと能はざるものとした。又土地の情況により、農工商業の初步を加ふることを得た。明治十七年十一月よりは更に英語の初步をも加ふることが出來る樣になつた。學期は初等科・中等科を各々三箇年として高等科を二箇年として、全體を通じて八箇年とした。一箇年間の授業日數は最小限を三十二週、一日の授業時間を一日三時間乃至六時間

「小學教員心得」

としたのである。文部省は「小學教員心得」を、明治十四年六月十八日、各府縣及び各小學教員に頒布した。其の趣旨の大體は「小學教員の良否は普通教育の弛張に關し普通教育の弛張は國家の隆替に係る其任たる重且大なりと謂ふへし今夫小學校教員其人を得て普通教育の目的を達し人々をして身を修め業につかしむるにあらすんば何に由てか尊王愛國の志氣を振起し風俗をして淳美ならしめ民生をして富厚ならしめ以て國家の安寧福祉を増進するを得んや小學教員たる者宜く深く此點を體すべきなり云々」とある文によつて明瞭に知ることが出來る。その實踐すべき要款として掲示した十六箇條の主眼點を擧げると、

（一）教員たるものは殊に道德の教育に力を用ひ、生徒をして皇室に忠にして國家を愛し、父母に孝にして長上を敬し、朋友に信にして卑幼を慈し、自己を重ずる等、すべて人倫の大道に通曉せしめ、且常に己が身を以てこれが模範となり、生徒をして德性に薫染し、善行に感化せしめんことを務むべきこと

（二）智心教育の目的は、專ら人々をして、智識を廣め、材能を長じ、以て其の本分を盡すに適當ならしむるにある。故に教員たるものは此の旨を體認して智心上の教育に從事すべきこと

（三）身體教育は獨り、體操のみに依着せず、校舍の清潔、光線温度の適宜及び大氣の流通に留意し、生徒の健康を害すべき癖習に汚染することを豫防すべきこと

（四）教員たる者は、特に鄙吝の心志、陋劣の思想を除去すべきこと

（五）教員たるものは、起居飲食の常度を守り、散鬱及び運動等の良規に循つて、その身心の健康を保全し職務を怠らざる素地をつくるべきこと、

（六）教員たる者は、教則中に揭ぐる所の學科に通ずるを以て足れりとせず、博く教則外の學科に渉る修養を必要とすること

（七）教員たる者は、常に整然たる秩序に由り學識を廣め、以て其の心志を錬磨せんことを務むべきこと

（八）教員たる者は、徒に師範學校等に於て學習せし教員法を踏襲するを以て足れりとせず、自らその利害得失を考究取捨して、これを活用すべきこと
（九）教員たる者は、人の神心及び身體の組織作用に就き、最も深く意を留め、講究と經驗とによつてその原理實際に精通する必要あること
（一〇）學校管理は教授よりも尙一層困難なれば、教員たる者は、人情世態を審にし、通義公道を辨じ、且事を處するの方法、務を理するの順序等を諳練せざるべからざる事
（十一）よく校則の旨趣を體認し、以てこれを執行せざるべからざる事
（十二）教員たる者は、熟練・懇切・黽勉の三者を具備すべきこと
（十三）學校を統率するには、殊に剛毅・忍耐・威重・懇誠・勉勵の諸德の必要なること
（十四）生徒が若し黨派を生じ、爭論を發する等のことあらば、極めて穩當詳密にこれを處置し、偏頗の弊なく、苛酷の失なからんことを要すること
（十五）教員たる者は、最も善良の性行を有せざるべからざること
（十六）教員たる者が、品行を良くし、學識を廣め、經驗を積むはその職業に對して盡すべき務なり
等である。

「小學校教員免許狀授與方心得」の布達

訓導

准訓導

文部省は、明治十四年一月三十一日に『小學校教員免許狀授與方心得』を布達して、官公立師範學校の卒業證書を有せずして、小學教員たらんとするものには、初等・中等・若しくは高等の小學科を教授し得るに足るの學力を檢定したる後、その免許狀を授與する事として、これには五箇年間の効力を與へることゝした。同年七月八日これを改正し、教員免許狀を與へたる者はこれを訓導といひ、檢定を經ずして訓導となるを得ることとを認め、また訓導の外に准訓導及び授業生の名號を加へた。更に同月二十一日「學校教員品行

「小學校教員品行檢定規則」

小學校に關する統計

幼稚園

「府縣立學校幼稚園書籍館設置廢止規則」

檢定規則」を制定し、不品行と認むべき教員に對する處分の準則を示す所があつた。同十六年五月十九日右の規則を學校長にもこれを適用することゝした。今こゝに明治十二年より同十八年に至るまでの小學校數・教員數・兒童數等を表示すれば左の通りである。

	〔小學校數〕	〔教員數〕	〔兒童數〕
明治十二年	二八、〇二五	七一、〇四六	二、三一五、〇七〇
同十三年	二八、四一〇	二〇、〇五〇 五二、五一二（補助）	二、三四八、八六〇
同十四年	二八、七四二	二一、六〇五 五五、〇三四（授業生）	二、三一二、六〇四
同十五年	二九、〇八一	二一、一二一 六三、六四八（授業生）	二、六六一、九九二
同十六年	三〇、一五六	二六、七一六 六四、九二〇（授業生）	二、八三八、一〇八
同十七年	二九、二三二	二九、六一三 六七、六九九（授業生）	二、八〇九、七二六
同十八年	二八、二八三	三一、六九八 六七、八一二（授業生）	三、〇九七、二三五

（ロ）幼稚園

幼稚園に關しては、明治十三年の「改正教育令」には、第二十條乃至第二十二條に、幼稚園の設置・廢止の規則を定めた。同十四年一月の「府縣立學校幼稚園書籍館設置廢止規則」では、幼稚園を設置せんとする者に、

（一）設置の目的（二）位置（三）保育の課程（四）入園退園の規則休日等（五）保姆等の職の職

務心得及び其人員俸額（六）敷地建物の略圖。坪數等（七）經費收入支出及び其の細目（八）名稱（九）保育用器具等（十）幼稚の概數（十一）保姆學力及び履歷の十一項を調査し、一項乃至七項は伺ひ出づる様、八項乃至十一項は開申せしむることにした。同十七年二月十五日、各府縣に命じて學齡未滿の兒童を幼稚園にて保育する事として、これを小學校に入れて學齡兒童と同一の教育を受けしめることを禁じた。當時にあつては、早く兒童を就學せしめんが爲に、學齡未滿の者を小學校に入學せしめる者多く、爲に身心の發育を害するの傾向があつたのである。

東京女子師範學校附屬幼稚園

東京女子師範學校附屬幼稚園は、明治十四年七月、規則を改正して、これまで三組に分けたものを改めて四組とし、課業にも亦變更を加へる所があつた。同十七年に至り、また規則を改正し、入園を許す兒童は、男女ともに年齢約三年以上六年以下とし詳しい課程表を示した。

中等教育

二、中等教育

中學校

（イ）中學校

中學校教則大綱

明治十四年七月二十九日、文部省は「中學校教則大綱」（明治十五年三月二十五日、第三條、但書改正、同十七年十一月二十二日第五條改正）を制定した、その要旨とする所は、中學校の目的、學科及び程度等を定めて、中等教育の統一を計つたのである。「中學校教則大綱」の要目を擧げて見ると、中學校は高等の普通學科を授くる所であつて、分ちて初等中學科・高等中學科の二となして、初等中學科の修業年限を四箇年、高等中學科の修業年限を二箇年とした、初等中學科の教科目を、算術・代數・幾何・英語・（佛語又は獨逸語を以て代用し得）修身・和漢文・地理・歷史・生理・動物・植物・物理・化學・記簿・經濟・習字・圖畫・及び唱歌・體操とし、高等中學科に於ては、初等中學科の修身・和漢文・英語・記簿・圖畫・體操・唱歌の續

「中學校教則大綱」の要目

初等中學科・高等中學科

に、三角法・金石・本邦法令を加へ、更に、物理・化學を授けることとした。但し土地の情況によつては其學科を加除し、また高等中學科の外に、或は高等中學科を置かずに、普通理科・普通文科を置き、或は更に農業・工業・商業等の專修科を置く事を得ることゝした。同十七年七月二日、「中學校教則大綱」十一條を改めて、公然初等中學科のみの存立をも許可することゝした。

中學校通則

更に明治十七年一月二十六日「中學校通則」を制定した。これによると、中學校は中人以上の業務に就く者、若しくは高等の學校に入學する人の爲に、忠孝彝倫の道を本として、高等の普通科を授くべきものとした。中學校長は品行端正にして、學校管理の任に堪ふべき、學力材幹ある者をもつて、これに充て、教員數少くとも三名は、中學師範學科の卒業證書又は大學科の卒業證書を有するものを、採用しなければならぬ事とした。當時本邦の中學校の設備も、その進展に稍々見るべきものがあつたので、通則を設けて、規定を示して、監督を嚴にして、教則大綱の實施を圖つたのである。今明治十二年より十八年に至る我が國の中學校に關する統計を示すと、左の如くである。

中學校に關する統計

	〔學校數〕	〔教員數〕男	女	計	〔生徒數〕男	女	計
明治十二年	七八四	一、六九一	五二	一、七四三	三七、二四〇	二、七四八	三九、九八八
同十三年	一八七	九〇五	一九	九二四	一一、八六七	三〇九	一二、一七六
同十四年(官立一)	一七三	九一一	一〇	九二一	一一、七六七	二一〇	一一、九七七
同十五年(同一)	一七三	九八三	二	九八五	一三、〇一〇	七八	一三、〇八八
同十六年(同一)	一七三	一、一〇七	―	一、一〇七	一四、七六三	―	一四、七六三
同十七年(同一)	一七三	一、〇六〇	―	一、〇六〇	一五、〇〇〇	―	一五、〇〇〇
同十八年(同一)	一〇七	一、〇五〇	―	一、〇五〇	一五、〇五七	―	一五、〇五七

高等女學校

公立高等女學校

附屬高等女學校

(ロ) 高等女學校

公立高等女學校は、明治五年京都府の高等女學校設立以來、別に設立されたる公立女學校は見られなかつたが、同十二年七月に、岐阜、栃木の二縣に設立せらるゝに至り、これに倣ふ縣も次第に現れて來た。同十九年頃までに設立せられたるものは、前記の三校の外に、大阪府高等女學校・山梨女學校・山口縣高等女學校・德島中學附屬女學校・群馬縣高等女學校・鹿兒島高等女學校を擧げる事が出來る。明治十五年七月四日東京女子師範學校に附屬高等女學校を附設する旨を布達した。附屬高等女學校の學科は修身・讀書・作文・習字・算術・本邦歷史・博物・物理・化學・圖畫・裁縫・禮節・家政・音樂・體操とし修業年限を五箇年と定めた。品行端正・體質健康にして、小學科六年を卒へたるもの或はそれ以上の學力あるものに入學を許可し、同十六年詳細なる學科課程表を定めた。本校は、同十八年八月二十六日、東京女子師範學校が東京師範學校に合併したるが故に、東京師範學校附屬高等女學校と改稱、同十九年二月十八日を以て文部大臣官房の所屬となり、同年六月十九日東京高等女學校と改稱、同二十年十月五日、獨立した單一の學校となり、同二十三年三月二十四日、女子高等師範學校附屬高等女學校となつたのである。

高等教育

東京大學

東京大學豫備門

「東京大學豫備門一覽」沿革略

(ハ) 高等教育

明治十四年六月十五日、東京大學の職制を改めた。卽ち東京大學總理を置き、法・理・醫・文の四學部及び豫備門を統轄せしめた。然るに、同十八年八月十四日に至り、豫備門はその管理を解かれて、九月二十八日東京法學校を法學部に合併した。東京法學校は、明治五年に司法省の明法寮に設けられた法學校正則科が明治十七年十二月十二日に文部省の所轄となつて改稱したものである。

東京大學豫備門の沿革を「東京大學豫備門一覽」より轉載すると、

○沿革略(渲文片假名)

服部一三
濱尾新

東京大學豫備門は明治七年十二月東京外國語學校英語科を分割して一校を神田神保町に創設せしに原つき名を東京英語學校と命じ文部省の直轄に歸し肥田昭作服部一三等相繼て此に校長たり其教則たるや分ちて上等下等の二科と爲し上等生は語學を專修し下等生は上等に進むの前課に從事す但下等語學を卒るの後は順に上等語學に進むを主旨となすと雖も傍ら開成學校に轉じ專門科を修るも各自の撰擇に任せり然るに當時生徒咸な轉して專門科を學ばんことを期し嘗て一個も、上等語學に進まんことを望むものなし故を以て教授する所稍勢に反し以て學科淺低に過ぎ、直ちに專門に進むの楷梯となし難きの憾あるを免かれざるに至れり既にして文部省大學の制を革むるに會し十年四月を以て其直轄を解き東京大學に屬し東京大學豫備門と改稱し舊東京英語學校長服部一三更に豫備門主幹の任を屬せられ法理文學部綜理補濱尾新も亦主幹兼務を囑せらるのち大に教則を更新し生徒をして博く普通の課程を履み法理文學部諸專門科に進むに適するを得べからしむ是に於てか生徒後繼に匱しからす後進前程に艱むことなく本末兩つながら宜きを得て育英の成績始めて庶幾すべきに至れり。十二年四月主幹服部一三大阪專門學校綜理に轉任す。而るに濱尾新は本務繁劇にして專ら當門の事項を幹理するの暇なきを以て、六月新に司事の職を置き、訓導森春吉を以て之に育て主幹を補助して教場及生徒に關する一切の事務を擔當せしむ、九月和漢文章主任の教員を置き益該文章の業を奬勵す。十月體操の業を興し、生徒をして本課の餘暇を以てこれを演習せしめんことを謀る。而るに校中未だ其場屋の設あらざるを以て、且らく體操傳習所に倚頼し、先づ寄宿生をして、毎日午後此に就て教練を受けしむ。以て遂に之を擴張し、將來全生徒をして遍く健康を保せしむるに至らんことを期す。十一日本部に準じ學期の制を更め、從て教規を整正し豫科の愈完美に歸することを得たり。十三年四月主幹濱尾新文部省書記官に任じ、尋で前主幹服部一三法理文學部綜理補兼豫備門主幹となる。六月主幹服部一三文部省書記官に任ず、主幹故の如し。八月襲に當門の大學に屬するに方て、給費生廢罷の議を定め、爾來每歳漸を以て其員を減殺し

第一高等中學校
野村彦四郎
薩埵正邦
東京法學社
和佛法律學校
相馬永胤
田尻稻次郎
目賀田種太郎
駒井重格

此月に至て全く之を廢す。九月教課の中兩三目を修正し微しく高尙に進ましむ、今玆に本學年豫備門一覽を編するに際し、卷首に沿革を敍し以て學事の進步今日の現狀を致すの梗概を報することと云爾」卽ち前述の如く、明治十年四月十二日に、東京英語學校を改稱せる東京大學豫備門は、最初第一級より第五級までの五級より成り、修業年限を四箇年として、この課程を卒つた者は、各自の志望によつて、法理文の一學部に入ることを得せしめ、醫學部には別に五箇年の豫科を置いたが、同十四年七月に至り、第四級の學科を廢して、修業年限を三箇年とし、同十五年六月には、醫學部豫科を廢して、これを豫備門中に編入し、從前の豫備門の學科を本黌學科とし、醫學部豫科のを分黌學科と名づけた。同十六年一月には、大學豫備門に英語專修課を置いて、地方中學校の初等或は高等中學校を卒業したる者に、特に此の科を修業せしめる事とし、豫備門第二級或は東京大學法理文學部第一年級に進入する階梯となさしめた。同十七年七月十日には、本黌分黌の稱を廢し、これを合併して、修業年限を四箇年として、入學資格を、年齡十六歲以上にして、和漢文獨語及び數學初步に合格したる者とし、學科を、獨語・英語・數學・修身學・和漢學・地理學・史學・生理學・動物學・植物學・物理學・化學・金石學・理材學・畫學・羅甸語・體操とした。同十八年八月十四日、豫備門は文部省の直轄となり、東京法學校の豫科及び東京外國語學校の佛・獨兩語學科生徒をこれに轉屬せしめた。同十九年四月九日の「中學校令」公布と同時に、第一高等中學校と改稱して、豫備門長野村彦四郎が改めて校長に任ぜられた。法律に關する專門學校としては、明治十二年二月に、薩埵正邦外數名は、法律學校研究の目的を以て、駿河臺西紅梅町に東京法學社を設けた。東京法學社は、同十四年五月、東京法學校と改稱同二十二年五月更に東京佛學校と合併して、和佛法律學校と改稱した。これ卽ち今日の法政大學の前身である。明治十三年七月に、刑法・治罪法の發布を機として、相馬永胤・田尻稻次郎・目賀田種太郎・駒井重格等の同志が相謀り、京橋區南鍋町に法律及び經濟の研究を專門とする專修學校を設立した。これ卽ち今日の專

舊官學校
明治法律學校
岸本辰雄
東京專門學校
大隈重信
小野梓
增島六一郎
菊池武夫
奧田義人
英吉利法律學校
關西法律學校
山田顯義
日本法律學校
「東京府下設置私立法律學校特別監督條規」
官立外國語學校
東京外國語學校
東京商業學校
「醫學校通則」
醫學校を二つに分つ
甲種醫學校
乙種醫學校

舊大學の起源である。明治十四年一月には、明治大學の前身たる明治法律學校が、岸本辰雄その他の手に依て麹町區有樂町に創立された。同十五年十月には、今日の早稻田大學の前身たる、東京專門學校が、豐多摩郡下戸塚に、大隈重信、小野梓等によつて創立せられた。同十八年には、增島六一郎・菊池武夫・奧田義人外十五名の者が相謀つて、神田區錦町に英吉利法律學校を創立した。これ即ち中央大學の起源である。同十九年には、關西の有志者が相謀つて大阪市西區江戸堀に、關西法律學校を創設した。即ち關西大學の濫觴である。同二十二年には時の司法大臣山田顯義が首唱者となつて、翌二十三年九月に至り、日本大學の前身なる日本法律學校を開設した。東京府下に於て、私立法律學校を設立する者が、次第に增加して來て、その監督の必要が起つたので、文部省に於ては、明治十九年八月二十五日「東京府下設置私立法律學校特別監督條規」を設けて、帝國大學總長に命じて、東京府下の私立法律學校を監督せしめた。語學に關する專門學校は明治十二年四月以後、官立外國語學校に、たゞ東京外國語學校のみであつた。同十三年五月、東京外國語學校に朝鮮語學を置いた。同十五年に至つて、各語學科の課程を改正し、上下二等の區別を廢して、同十七年三月二十四日、附屬高等商業學校を設置し、同十八年八月十四日、佛・獨兩語學科を東京大學豫備門に屬せしめた。同年九月二十一日、東京外國語並びに同校附屬高等商業學校及び農商務省から轉屬したる東京商業學校の三校を合併して、東京商業學校と稱し、その組織を改めて、第一部・第二部・第三部として、從來の東京外國語學校の教科を授くるものを第三部としたのである。然るに、同十九年一月に至り、東京商業學校はその教科を分つて、高等部、普通部、語學部としたが、二月遂に高等部及び語學部を廢止したので、官立外國語學校は事實上その存在を失つた。醫藥に關する專門學校としては、明治十五年五月二十七日、文部省は「醫學校通則」を制定して、各府縣に布達したのである。これによれば、醫學校を分つて、甲種醫學校・乙種醫學校の二種として、甲種醫學校は、尋常の醫學科を教授し、醫師の育成を圖るものであつて、修業年

「藥學校通則」
藥學校を甲乙二種に分つ
熊本藥學校
美術に關する專門學校
工部美術學校
京都府立畫學校
音樂に關する專門學校
音樂取調掛
伊澤修二
メーソン
エッケルト
「音樂取調掛規則」

限を四箇年として、乙種醫學校は簡易なる醫學科を教授し、以て醫師の速成を圖る時、若しくは甲種醫學校を設置すること能はざる時に設けるものとし、修業年限も三箇年とした。明治十五年七月十八日、文部省は「藥學校通則」を定めた。これによると、藥學校はこれを甲乙二種に分ちて、甲種藥學校は、尋常の藥學科を教授して、藥劑師の育成を圖るものであつて、修業年限を三箇年以上として、乙種藥學校は、簡易の藥學科を教授して、藥劑師の速成を圖るものとし、修業年限を二箇年とした。當時に於ては、藥學科は各地方の醫學校内に於て教授して居たもので、醫學校に比して、藥學校の數は極めて尠く、明治十七年に於ては、僅かに公立二校、私立二校のみであつた。明治十七年に、熊本市内の藥業家有志者が相謀つて、私立熊本藥學校を創設した。これ今日の熊本の藥學專門學校の起原である。

美術に關する專門學校としては、明治九年工部省に於て、工學校の附屬として、創設された工部美術學校は、同十五年に廢止せられて官立美術學校は、一時その跡を斷つに至つた。明治十三年七月、京都府に於ては、上京區中筋町舊淮后里殿に畫學校を創設した。京都府立畫學校は、日本畫諸派の畫學を擴張して、美術美を增進發展せしむべきを、その目的とした。

音樂に關する專門學校としては、明治十二年十月、音樂取調掛を文部省内に設置し、東京師範學校長伊澤修二をして兼任せしめた。

同十三年三月、本郷に音樂取調掛官署を置いて米國人メーソンを音樂教師として、東京師範學校附屬小學校及び東京女子師範學校附屬練習小學並に幼稚園兒童に唱歌を教授した。且同年十月音樂傳習の爲に、生徒二十二人に入學を許した。同十六年二月、海軍省雇獨逸人エッケルトを本掛教師に兼務せしめ、更に同年六月「音樂取調掛規則」を制定して、學科を修身・唱歌・洋琴・箏・胡弓・專門樂器・和聲樂・音樂論・音樂史・音樂教授法とし修業年限を四箇年とした。同十八年二月九日音樂取調掛を、音樂取調所と改稱、文部省

東京音樂學校
宗教に關する專門學校
神宮皇學館
朝彦親王
皇典講究所
林崎文庫
曹洞宗大學校
眞宗大學寮
體育に關する專門學校
體操傳習所
田中文部大輔
リーランド

の直轄としたが、十二月二十八日、音樂取調係の名に復して、文部大臣官房の附屬とし、同二十年十月四日音樂取調掛を改めて東京音樂學校と改稱した。

宗教に關する專門學校としては、歐化熱に對する反動として出現した國粹主義の教育上に現はれたるものとしては、神宮皇學館及び皇典講究所の創設である。

神宮皇學館は、明治十五年四月、神宮祭主朝彦親王の令旨によつて、神宮神宮をして皇學を研究せしめんが爲に、林崎文庫内に創設したるものがその前身である。皇典講究所は明治十五年六月、全國神職の團體が本邦の典故文献を研究する目的を以て、東京に創立したのがその起原である。佛教方面に於ては、明治十五年曹洞宗大學校が創立され、また同年眞宗本願寺ではこれまでに存在して居た貫練場を眞宗大學寮と改稱した。これ卽ち眞宗大谷大學の前身である。

體育に關する專門學校は、當時一校も存在しなかつた。明治十二年の頃から、東京大學豫備門及び東京外國語學校等の生徒に體操術を課し、或は各府縣の公私學校教員中の特志者に傳習したのみであつた。今こゝに體操傳習所の模樣を說明する爲に、次の一文を轉載すると（前略）其處で體操傳習所のお話をすると斯ふだ。明治十年田中文部大輔が米國の體操を見て、日本でも是非體操學校を起さなくてはならないと考へて歸つて來た。米國ではアマルスト大學の生理學の教授シチコック博士に就て、熱心に體操を研究し、同博士に相談して其教へ子たるドクトル・リーランド氏（當時米國では大抵醫學士が體操の教師を兼ねて居つた）を聘する事となつたので、同氏の來るのを待つて、明治十一年一つ橋に始めて體操傳習所を設置した。此時私は矢張リーランド氏の通譯として傳習所へ來たのである。修業年限は二ケ年、學科は徒手體操、啞鈴體操、球竿體操、木環體操、棍棒體操、器械體操及び其の他簡易なる運動はひと通りやつた。又十三年頃から陸軍士官と下士を賴んで兵式體操を加へた。第一回の生徒を募集して二十五人の入學者を得た。私はリーランド

氏の教授を生徒の前で通譯するのが、私の職務であつたが、書物の講義と違つて、技術に關する事なので、常に生徒に教授する前に、私はリーランド氏から其日の課業を實際に學んで置いて、それから授業に出ることにして居たので、私は何時しか一人前の體操の教師となつて了つた。此時學校に體操科を置く事になつたが、體操の教師が居ないので、男女の兩師範學校へは、私とリーランドと二人で出張して教へた。又其他の各官立學校は傳習所まで連れて來て體操をやつた。各學校の運動會の如きも、最初は傳習所で催うしたが、傳習所の卒業生が追々各學校へ配置される樣になつて、體操も運動會もだん／＼自分の學校でやる樣に成つた。又此頃からボートレースを生徒にやらした。一つ橋の下へボートを繋いで置いて、其處から日本橋を經て永代橋に出で、それから向島まで漕いで行くのは容易でなかつた。猶ベースボールも教へた。併し此頃は空拳でキャッチをやるので、大抵指を曲げてしまつた。云々」（「創業時代の師範教育」坪井玄道談。）

坪井玄道

（二） 師範教育

師範教育

「師範學校教則大綱」

師範初等・中等・高等の三科に分つ

明治十四年八月十九日、文部省は「師範學校教則大綱」（明治十七年十一月二十四日第六條改正）を各府縣に布達した。この要旨は「學制」以來、區々として統一のなかつた、師範學校の教則を統一し、嚴に監督する必要があつたからである。「師範學校教則大綱」によると、師範學校は教員たるに必須の學科を授ける所であつて初等科、中等、高等の三科にこれを分ち、修業年限は初等科一箇年中等科二箇年半・高等科四箇年となし、學科に關しては、初等科に於ては算術・地理・物理・修身・讀書・習字・教育學・學校管理法・實地授業・唱歌、體操を修め、中等科に於ては、以上に更に歷史・圖畫・生理・博物・化學・幾何・簿記を加へ、高等科に於ては、以上の學科に代數・經濟、本邦法令・心理を加へ、土地の情況の如何によつては、農業、工業、商業、英語を加ふることを得さしめ、また女子の場合に於ては、本邦法令・經濟を除き、裁縫・

家事・經濟等を加ふることを得るものとし、府知事縣令は前記の範圍内に於て教則を編制して文部卿の認可を受けしむることとなした。その特典としては初等師範學科の卒業生は小學初等科の教員たる事を得、中等師範學科の卒業生は小學中等科、及び初等科の教員たることを得、高等師範學科の卒業生は小學各等科の教員たることを得るものとなした。

「府縣立師範學校通則」

明治十六年七月六日、文部省は師範學校の施設を益々完全なものたらしめん目的を以て、「府縣立師範學校通則」を布達した。これによれば、府縣立師範學校は忠孝彝倫の道を大本となし、管内の小學教員たらんとする者を養成する所とした。更に其の入學生徒の率を定めて、始め管内學齡人員千人乃至千五百人につき一人、後に千五百人につき一人とし、學校長・教諭・助教諭・訓導及び書記を置き教員中に少くとも三人は中學師範學科或は大學科卒業證書を有する者を任用すべきものとし、若し右の證書を有せざる者を以てこれに任用せんとする時は府知事・縣令は文部卿の許可を經べきものと定めた。

「小學師範學科改正規則」

「中學師範學科改正教則」

東京師範學校に於ては、明治十六年八月、校則を改正し、「師範學校教則大綱」に準じて、「小學師範學科改正規則」を制定し、小學師範學科は專ら小學全科の教員を養成するものとし「師範學校教則大綱」中の初等科、中等科を缺き、單に高等科のみを教授することゝした。同年九月に於て「中學師範學科改正教則」を定め、修業年限を四箇年として、學科を分ちて英語・代數學・幾何學・修身・和漢文・地文學・生理學・動物學・植物學・實地授業・唱歌・體操とした。

東京女子師範學校

東京女子師範學校に於ては、明治十六年八月、「師範學校教則大綱」によつて教則を編制し、その初等科、中等科を缺き、單に高等科のみを教授することにした。その學科は「教則大綱」中の幾何・代數・經濟・簿記・本邦法令・心理を除き、裁縫・禮節・家政を加へ、唱歌の外に更に彈琴を課し、また幼稚園保育を練習せしめた。

「中學師範學校教員免許規定」

明治十七年八月十三日、「中學校師範學校教員免許規定」（十八年十二月七日第一條改正）を制定した。本規定によれば、中學校・師範學校の教員たらんとするものは、その品行・學力等を檢定して、文部省より合格者に免許狀を授與することゝした。その學力檢定は師範學科中の一科若しくは數科に就て、更にその授業法に就ても、試驗するものとし、毎年一回東京に於て施行することに定め、以て第一回試驗を、明治十八年三月に施行したのである。

女子師範學校

明治十八年八月二十七日、東京女子師範學校を東京師範學校に併合して女子部とし、十月一日、各府縣に布達して、女子師範學校は盡くこれを男子師範學校に併合せしめた。

「府縣選擧師範生徒募集規定」

當時に於て、師範學校の卒業生で、地方に出るものは、その異動が極めて多く、また土地の情況によつては良教師を得ることが、なかなか困難であつた。故に明治十六年四月二十八日、「府縣選擧師範生徒募集規則」を各府縣に布達して、東京師範學校內に、官費生の外に、府縣の教育費より支給を受ける生徒を收容し卒業後はこれをその府縣に配當し以て地方教育の普及の爲に資する所があつた。

三、實業教育

實業教育

（イ）工業學校

工業學校

東京職工學校

明治十四年五月二十六日、文部省は東京職工學校設立の旨を布達した。東京職工學校は將來職工學校の師範或は職工長・製造所長となるべき者を養成する所とした。學科を豫科と本科とに分け、修業年限を豫科一箇年、本科三箇年、通じて四箇年の課程とし、同十五年九日より授業を開始し、同十七年一月二十四日、規則を改正して中學校との聯絡を圖つて、初等中學校卒業生は、直にこれを豫科に入學せしめた。同十九年四月二十九日、これを移して、帝國大學の附屬とし、學科を改めて正科・速成科に別け、別に專攻科を置き同

二十三年三月二十四日に東京工業學校と改稱した、これ即ち今日の東京高等工業學校の前身である。

東京工業學校

明治十九年一月二十一日、東京商業學校に附屬商工徒弟講習所を創設した。同所は、各種の商工業者の子弟に實地簡易の學術を授けるところとし、六月、職工科・別科・夜學科に分ちて、職工科を三箇年、別科を二箇年とした。

(ロ) 農業學校

農業學校

「農學校通則」農學校を第一第二の二種に分つ

明治十六年四月十一日、文部省は「農學校通則」を定めた。通則によると、農學校は第一、第二の二種に分ち、第一種は主として躬ら農業に從事する者を養成する所であつて、教科目は簡易にして、主として業を授け成る可くは、學理に亙ることを避けた。その學科は修身・算術・幾何・物理・化學・動植物・耕種・養畜・農業經濟・農業簿記として、土地の狀況の如何によつては、特に園藝・森林・開墾・養魚・桑・茶・棉楮・藍・漆・櫨・甘蔗・蘆粟・葡萄・煙草等の耕種法・製茶法・製糖法・農產物貯法・肥料製造法等の科目を置き得ることゝしたのである。而して其の修業年限を二箇年とし、一箇年以內の增加をなし得ることゝした。第二種は學理と實業とを並び授けるところで、その學科は修身・代數・幾何・三角法・圖畫・物理學・化學・動物學・植物學・地質學・農用化學・農用工學・耕種・養畜・農業經濟・農業簿記・農事法規とし、更に土地の情況の如何によつては、園藝・森林・開墾・獸醫・昆蟲學等の數科目を置き、又養蠶・養業・桑茶・棉・麻・楮・藍・漆・櫨・甘蔗・蘆粟・葡萄・煙草等の耕種法・製茶法・製糖法・農產物貯法・肥料製造法等を置くことを得るものとした。その修業年限は三箇年とし、一箇年以內の增加を許した。

第一種

第二種

明治十九年三月二十五日に、文部省は「農學校通則」を實狀に不適なるものとして、これを廢止した。

(ハ) 商業學校

商業學校

五代友厚

私立大阪商業講習所

明治十三年十一月、五代友厚外十數名の有志者が相謀つて、私立大阪商業講習所を、西區立賣堀北通三丁

日に創立した。本講習所は同十四年七月、大阪府學務課の所管となつた、更に同十八年三月、府立大阪商業學校となり、同二十二年、市立大阪商業學校となつた。これ即ち今日の大阪商科大學の豫科である。

「商業學校通則」商業學校を第一、第二種に分つ

第一種

明治十七年一月十七日、文部省は「商業學校を二通に分ちて、第一種に於ては、その教科は簡易を旨として、修身・讀書・習字・算術・簿記・商業書信・商業地理・商品・商業經濟・商業實習となし、土地の情況の如何によつては、特に銀行・爲替・運輸・保險・會社・圖畫・物理等の數科目を置き、また英語を始めとして獨・佛・支那・朝鮮等の語學科をも併置し得る事とした。修業年限は二箇年、時によつて一箇年以内の增加を許した。

第二種

第二種の學科は、修身・和漢文・習字・算術・代數・簿記・商業書信・商業地理・圖畫・商品・商業經濟・商業史・商業法規・商業實習・英語として、土地の情況の如何によつては特に、銀行・爲替運輸・保險・會社法・海上法・契約法・關稅・統計・物理・化學・博物・幾何・機械等の語學科をも置き得ることゝし、その修業年限を三箇年とし、時によつては一箇年以内の增加を許した。

高等商業學校

明治十七年三月二十四日、東京外國語學校内に、高等商業學校を設置し、同十八年五月十四日、農商務省所管の、東京商業學校を移して、文部省の直轄として、九月二十二日二校を合併して、東京商業學校とした。これが今日の東京商科大學の前身である。

商船學校

(二) 商船學校

岩崎彌太郎
三菱商船學校

岩崎彌太郎の手に依つて、明治八年に創立せられた三菱商船學校は、同十五年四月の官制公布によつて官立學校となり、同時に農商務省の管轄に屬し、東京商船學校と改稱し、同十六年には、本校卒業生は無試驗で海技免狀を授與せらるる特典を得ることゝなつた。

盲啞學校

四、盲啞教育

教育五十年史
英人フォールド
ボルシャルド
古川正雄
津田仙
岸田吟香
樂善會
山尾庸三
御內庫金御下賜
前島密
訓盲院

當時盲啞教育に關する制度は、ただ極めて不備なるものであつた。明治五年の「學制」には、僅かに廢人學校なる名稱を、その法文の中に存して居たが、同十二年の「教育令」及び同十三年の「改正教育令」にはその名稱さへも法文中には無かつた。そこで「教育五十年史」より、明治初年の盲啞の情況を知る爲めに、左の文を轉載すると、

「明治八年五月築地の英國人フォールド氏と云ふ醫師の宅で、宣教師ボルシャルド氏及び古川正雄、津田仙岸田吟香の諸氏が集つて、盲人教育のために、初めて樂善會といふ者を組織した。そこで明治九年二月訓盲院設立の件を樂善會から、時の東京府知事楠本正隆氏に願ひ出ると、三月許可があつた。これが即ち東京盲啞學校創立の初めであるが、是より先き、明治四年工學頭山尾庸三氏から盲啞學校設立に關する建白書を太政官へ差出した。太政官でも其趣旨に贊成で『書面の趣尤もに候條』委細の案を立てゝ差出せといふ事になつたさうだが、樂善會の諸君が山尾氏の事を聞いて、大いに力を得、樂善會の會員になつてもらつた。そこで山尾氏は、是迄のことを聞いて大に同情を寄せ、盲啞教育が一宗一派の力に便るのは宜しくない。それよりも敢て宗教の異同を論ぜず、廣く內外人と計り、此の事業に興味をもつ處の篤志家を募つて、これを押し進めて往つた方がよいといふので、さういふ事に計畫を立てた。すると木戸孝允公が之を聞き、大に周旋されて、其年の十二月二十二日訓盲院設立の事が天聽に達し、御內庫金三千圓御下賜の御沙汰があつた。依て本校では此の日を以て創立記念とした。それから明治十年一月山尾庸三氏と前島密氏とが會の幹事となり十一年三月には岩倉具視公が、會員一同を築地精養軒に招待して、親しく訓盲のことをきゝ取られ、十二年校舍が出來上ると、三條・岩倉の兩公から金三百圓の寄附があつた。是等は皆偏に山尾・前島兩幹事のお蔭であると言つてよい。

訓盲院の校舍は、築地の三丁目に、二階立總坪數九十三坪煉瓦造の立派な建物であつたが、明治十二年十

津田長民
大海原尙義
大内靑巒
高津柏樹
訓盲啞院
中村正直

二月新築落成、十三年一月から開校、始めて盲生二名の入學を許るした。學校は設立されたが、生徒がないので、津田長民といふ人が東京府に請ひ、府下盲啞子弟を取調べ入學を勸めたが應ずる者なし、依て山尾庸三氏が麻布區長のたしか大海原尙義と言ふ人に相談して、區内の盲人男女各一名に通學するための車賃を出して、漸く二名の生徒を得た。盲生二名の入學を許可したといふのは、實はさういふ事情があつたのである。續いて其の年の六月から啞生の入學を許した。十月大内靑巒を院長に推したが、十六年十二月辭したので、高津柏樹氏を院長心得に推した。高津氏は禪僧であつたが、中村正直・津田仙の兩先生に說かれて還俗し、院長になつた。次で明治十七年訓盲院と改めたが、どうも此の儘では事業の發展を期し難いといふので明治十八年九月樂善會の總會を開いて、本院を文部省の直轄とすることに決定し、早速これを願ひ出づると十一月許可になつた。是よりさき慈惠病院と訓盲院とに、慈善會から金を分けてもらつて居たのだ。森文部大臣になつて、それがないから何ういふ仔細か從前通りにしてもらいたいと云ふ事を山尾庸三氏から森文部大臣に話すと、森氏は『一向仕事もしないのに、金は入らんではないか』と言つたので、山尾氏が『金がないから仕事が出來ないのだ、さういふ事なら文部省の方へ此の學校を引取つてはくれまいか』といふやうなことで、忽ち文部省直轄の相談がまとまつて、初めて樂善會の手を離れて、文部省の方へ移つていつた。

東京盲啞學校
石川倉次

其後二十年十月東京盲啞學校と改稱、生徒が增して增築を必要として來たが、築地は場所柄學校の敷地に適當でないといふので、移轉と決し、小石川にあつた内務省の藥草試植院を植物園の方へ移し、その跡を本校の敷地とし、明治二十三年三月移轉、十一月私が本校の校長心得を命ぜられた。この時本校の教諭石川倉次氏の訓盲點字が出來た。これは佛國のルイブライユ氏の點字を日本の假名に適用したもので、これが普及されるやうになつて、我國の盲人教育は面目を一新した。

皇后陛下の行啓

二十四年一月開校式を擧げ、皇后陛下の行啓があつて、金三百圓の御下賜金があつた。猶明治二十三年始

めて議會が開かれた時、政府は盲學校に基本金が出來たからと言つて、三千圓の豫算を二十三年には、一千圓翌年は更に一千圓を削られた。これには實に弱り切つたが、樺山文部大臣の時（明治三十三年）に遂に一萬圓に増加した。明治三十六年には教員練習所を設置して教員を養成し、三十九年には失明軍人の講習を開いた。皇后陛下も毎度御出になり、明治四十三年盲啞を分離して、本校は東京聾啞學校と稱し、別に東京盲學校を新設する事となつた。

古川太四郎

そこで盲啞教育創業の着手は本校が先鞭の樣なれど、實際の授業開始は、京都の盲啞院の方が早かつたのです。王政維新の際、古川太四郎といふ志士があつて、三條・岩倉二公等と共に國事に奔走し二公に累の及ばんとするを憂ひ、自ら一切の責を負ひ檻倉に入れられた。すると毎日その窓の下に遊びに來る子供の中に啞兒が一人居つて、これが大勢の子供から打たれたり泣かせられたりするのを見て、惻隱の心を起し、他日自分が自由の身となつたら、斯ふいふ片輪者を集めて教育してやらうと考へて、學校を立つる事や教授法のことまでもしきりに工夫をこらして居つた。そこで明治となり愈々自由の身となつて、待賢小學校の訓導となつたので、その餘暇を以て啞人を集めて教育を試みた處が、意外に成績がよいので、今度は小學校をやめて、啞生教育專門となり、次に盲人も教ふるやうになつた。

槇村正直

然るに當時京都府知事槇村正直氏が、山尾庸三氏の建白書を讀んで、大に共鳴し、斯ういふ事業は、今の政府では駄目だから私にやらしてくれぬかと山尾氏に語つた。山尾氏は何處でやつてもよい、京都でやれるならやつてくれまいか、と言つた樣な話があつたが、其處で右の古川といふ篤志家が出て來たので、槇村知事は大に古川氏を援助する事となり、遂に明治十一年京都府盲啞院といふものを設立した。

京都府盲啞院

以上は明治初年初めて東京及び京都に、盲啞教育の起るに至つた經過の概略であるが、爾來盲啞教育は全國に普及し、今日では大正八年度文部省の年報によると、全國で官公私立盲啞學校の數七十四、その生徒の

數は盲生二千百〇一人、唖生が一千四百六十三人である。斯の如く盲生の方の數の多いのは、西洋と反對である。我が國には按摩・針醫といふ職業があつて、就職にも都合のよい故か、唖生より盲生の生徒が多い。また教授上にも樂なところがあるからでもあらう。これを要するに我國の盲唖教育上に忘れてならぬ大恩人は山尾庸三氏其の人である(後略)

小石信八

「明治初年の盲唖教育」小石信八

京都盲唖院

　京都盲唖院は、次第にその組織を改め、内容を充實しながら、漸次に發展しつゝ行つた、入學者は次第に増加し來つて、明治十三年には八十二人、同十四年には百四十二人、同十五年には百四十四人の生徒を有するに至つた。同十七年には、その教科を改正して、盲生唖生ともに普通科・專修科の別を立て、修業年限を普通科六箇年、專修科五箇年として、詳細にその學科目を定めた。

訓盲唖院規則

　前述の如く、明治十三年二月に開院した樂善會の訓盲院は、その目的を定めて、盲兒の德性・智能を暢發せしめ、且工藝技術を授くるを以てその本分とした。その教授の概要は、略々普通の小學校に倣ひ、臨機應變の處理を執らせることゝした。明治十五年に至つて、その學校課程を改め、教科を大別して上下二等とし毎等ともにこれを五級に分け、修業年限を六箇年としたが、同十八年に至つて、訓盲唖院を改稱、翌年七月「訓盲唖院規則」を制定し、其の教科を分つて、尋常科・技藝科の二科とした。

社會教育

五、社會教育

圖書館

(イ)圖書館

　この時代の社會教育に就いては、記すべき事が少なくない。圖書館に就て云へば、當時まだ教育が十分に普及しなかつた爲に、圖書館の數は全國を通じて、二十有餘に過ぎなかつた。今こゝに明治十二年より二十

二年までの圖書館數・書籍數・閲覧人員を擧げると、左の通りである。

圖書館に關する統計

	〔圖書館數〕	〔書籍數閲〕	〔覧人員數〕
明治十二年	二一	四三、〇六三	八七、六〇八
同　十三年	一八	六一、三六五	八六、九六二
同　十四年	二一	六六、二〇二	一〇五、六八四
同　十五年	一七	七二、九四〇	一三四、六五七
同　十六年	二一	九二、六八八	一五〇、六〇九
同　十七年	二一	八七、三五七	一七八、七八九
同　十八年	二三	九一、七〇〇	一一七、五四〇
同　十九年	二〇	八九、四九八	—
同　二十年	一五	八五、九二七	—
同　二十一年	一九	九三、八七七	—
同　二十二年	一六	九八、五四一	—

圖書及び新聞雜誌

參考のために、明治十二年以後、明治二十三年までの圖書及び新聞・雜誌の統計を揚げると

	圖書 部	書 册	新聞雜誌
明治十二年	二、五九三	四、〇〇七	—
同　十三年	三、三一三	五、一九八	—
同　十四年	二、九五二	四、九二六	三〇二
同　十五年	四、三六九	八、一八五	二四四

法令の改正

同　十六年	四、三二一	八、一〇七	二〇三
同　十七年	九、八九三	八、五六七	二六二
同　十八年	八、五九七	八、七二八	三二一
同　十九年	八、一〇五	―	四〇二
同　二十年	一〇、四五二	―	四七〇
同　二十一年	一一、七一五	―	五一〇
同　二十二年	一五、一一二	―	六四七

（ロ）　明治十八年法令改正

明治十五、六年頃から、我が國に於ては、經濟界が不況に陷つて、物價は下落し、金融は逼塞して、一般人民の疲弊は甚大なるものがあつたので、全國各地方の教育は一大打擊を蒙り、就學者の數は激減し、一時盛に勃興した諸般の學校も次第に衰退の兆を示したので地方の教育費を節減して、其の負擔を輕からしめんが爲めに、明治十八年八月に「教育令」を改正した。この教育令は、發布後僅かに八箇月にして、卽ち翌明治十九年四月に小學校が出來たので、實際的の施行を見ない中に、その効力を失つたものであるが、大略左の如き特色を有してゐた。

第一に小學教場の制を立てゝ、小學校を設け得ることゝし、小學校よりも一層簡易なる教則を以て、普通科を教授すべき所とし、以て學校資金の節減を圖つた。第二には從前の學務委員を廢止して、それを戶長に掌理せしめた。第三には、土地の情況の如何により、午前若しくは午後の半日、または夜間に授業することを認めたことである。以上の法令改正に附帶して、同年八月十九日、別に布達を發し、自今府縣立學校でも町村立學校でも授業料を徵收すべきものと定めた。

六、學校令の公布

學校令の公布

森有禮

明治十八年十二月二十日、政府にあつては官制の大改革を行ひ、各省の卿を廢して、新に大臣を置いた。斯くして新に文部大臣の椅子に就いた森有禮は、こゝに教育制度の一大刷新を企てた、同十九年三月一日に先づ「帝國大學令」が發布せられ、次いで翌四月に、「小學令」「中學令」「師範學校令」及び「諸學校通則」が發布された。これらを總稱して世に「學校令」とも云ふ。「學校令の發布とともに諸學校は小學校を基本として秩序整然たる系統を成すに至つた。

學校令の要旨

その規定によれば、小學校・中學校・師範學校は何れも尋常・高等の二級に別れ、高等小學校の卒業者は、尋常中學校に、尋常中學校の卒業者は高等中學校に、高等中學卒業者は、更に帝國大學に進學し得ることゝし、また高等小學校の卒業者は、尋常師範學校に、尋常師範學校の卒業者は高等師範學校に入學し得るものとした。

即ち小學校より高等教育に進み得る直系のものと、師範教育に進み得る傍系との二大系統がこれによつて明瞭となつた譯である。更に諸學校令に關聯して「教員免許規則」「教科用圖書檢定規則」「教科用圖書供給方法」「尋常師範學校設備準則」「諸學科及び程度に關する規則」等の、教育上の法令に一大改正が行はれ、我が國の教育制度はこゝに全く面目を一新したのである。現行の法令は、何れも明治十九年の學校令を基礎としたものである。

尚こゝに注意すべきは、當時高等女學校令・專門學校令・實業學校令の公布を見るに至らなかつたことである。以下「小學校令」「中學校令」「師範學校令」「帝國大學令」の內容を詳述して見よう。

（イ）小學校令

小學校令

明治十九年四月九日、勅令を以て公布せる「小學校令」は十六條より成つてゐる。

小學校の種類

小學校の種類、小學校を分つて、高等・尋常の二等として、土地の情況によつては、小學簡易科を設けて、尋常小學科に代用することを得るものとした。

學齡

學齡、兒童六年より十四年に至る八箇年を以て學齡として、父母・後見人等は、その學齡兒童をして普通教育を受けしめる義務あるものとし、父母・後見人等は、その學齡兒童の尋常小學科を卒らざる間は、就學せしむべきものとし、疾病・家計困難その他止むを得ざる事故に由り、兒童を就學せしめること能はずと認定するものには、府知事・縣令がその期限を定めて就學猶豫を許すことにした。

小學校の經費に就ては、第六條に「父母後見人等は小學校の經費に充つるため其の兒童の授業料を支辦すべきものとす。其の金額は府知事・縣令の定むる所に依る」とし、第八條に「授業料寄附金等を以て小學校の經費を辦じ能はざる場合に於ては區町村會の議決に依り區町村費より其の不足を補ふことを得」とした。また第十五條には、小學簡易科の經費は區町村費を以てこれを支辦すべきことを規定した。

私立小學校

私立小學校、その第十四條に「私立學校に於て小學校と均しき普通教育を兒童に施さんとするものは府知事縣令の認可を經へし」とある。

（ロ）　中學校令

中學校令

明治十九年四月九日に、勅令を以て公布した「中學校令」の要旨を揚げると、

中學校令の要目

中學校の目的及種類、中學校は實業に就かんと欲し、または高等の學校に入らんと欲するものに必須なる教育を爲す所とし、中學校を分つて高等・尋常の二等とした。

高等中學校は文部大臣の管理に屬するものとし、尋常中學校は府縣に於て便宜にこれを設置することを得、たゞしその地方税の支辦または補助に係るものは、各府縣一箇所にこれを限るものとなした。

學科及び其の程度に關しては「中學校令」第七條に「中學校の學科及其の程度は文部大臣の定むる所に依る」とし、同年六月二十二日、省令を以て別にこれを定めたのである。

師範學校令

師範學校令の要目

(ハ) 師範學校令

明治十九年四月九日、勅令を以て公布せる「師範學校令」に於ては、その第一條に、「師範學校は教員となるべきものを養成す。但生徒をして順良信愛威重の氣質を備へしむることに注目すべきものとす」とある。師範學校を分つて、尋常師範學校・高等師範學校の二等とし、尋常師範學校は各府縣に一箇所を設置し、その經費は地方稅を以てこれを支辨しその地方稅の額は、府知事・縣令がその豫算を調整し、文部大臣の認下を受くるものとした。尋常師範學校の卒業生は、公立校長及び教員に任ずべきものとし、時宜に依り、各種の學校長及び教員に任ずることを得るものと定めた。生徒の學資は學校よりこれを支給し、卒業後は服務の義務を有するものとした。

高等師範學校は東京に一箇所これを設け、その經費は國庫よりこれを支辨することゝした。高等師範學校の卒業生は、尋常師範學校長及び教員に任ずべきものとし、時宜によつては各種の學校長及び教員に任ずることを得るものとした。生徒の學資、卒業後の服務年限等は、すべて尋常師範學校と同じである。

帝國大學令

帝國大學令の要目

(ニ) 帝國大學令

明治十九年三月一日、勅令を以て公布した「帝國大學令」によれば「帝國大學」は大學院及び分科大學を以て構成し、大學院は學術技藝の蘊奧を攻究し、分科大學は學術技藝の理論及び應用を教授する所である。而して分科大學は法科大學・醫科大學・工科大學・文科大學・理科大學(後に農科大學を加ふ)となした。

教育令の制定
學制の廢止

學制

實施狀況
大學區
中學區
小學區
本省督學局

督學局

教育令
田中不二麿呂

第十一節　教育令の制定

明治十二年九月二十九日、太政官布告第四十號を以て「教育令」を制定し「學制」を廢止した。大體「學制」は歐米の教育制度を模範として定めたもので、その秩序の整備せる點に於ては頗る優秀なるものがあつたが、あまりに理想に過ぎ非實現的なると、當時の我が國の、國力・民情及び文化より見れば、到底これを全國に實施する事が出來なかつた。即ち明治五年の「學制」は先づ全國を八大學區（同六年にこれを七大學區に改む）に分割して、これを大學區と稱し、毎區に大學分校一箇所を置き、一大學區を三十二中區とし、毎區に中學校一箇所を置き一中學區は人口約十三萬人とし、それを二百十小區に分ち、これを小學區と稱した。大約六百人毎に小學校一箇所を置くことにした。更に督學機關に意を用ひ、文部省には本省督學局を置いて、監督せしめ、且つ大學本部毎に督學局一箇所を設けた。中學區內には、學區取締十名乃至は十三名を置き、一名に小學區二十或は三十を分擔せしめた。督學の職務とする所は、本省の意向によつて、地方官と協議して、大學區の諸學校を監督したもの、學區取締は區內の人民を說いて學齡兒童を就學せしめ、且つ學校を設立し、保護する等、その擔當區內の學務の圓滑に進展せしむることに與つたものである「學制」は以上の如きスケールの頗る大なるもので、當時にあつては必要でもあり、且つその功績も亦著しいものがあつた。があまりに杓子定規に過ぎ、干涉的で強制的なるものがあつたので、次第にこれに對する怨嗟の聲が放たれるに至つたのである。しかのみならず、徒に地方の經費を增大し、種々の弊害を生ずるに至つた、依つて遂に政府は「學制」を廢止し、「教育令」を定めたのである。この「教育令」制定の任に當つたのが、時の文部大輔田中不二麿呂であつた。「教育令」は「學制」の佛國式の干涉主義を米國式の自由主義に改めたもので

ある。

教育令の要目

「教育令」は四十七箇條より成り「學制」に比すれば簡單なるものである。小學校・中學校・大學校・師範學校・專門學校・其他各種の學校の規定が含まれて居るが、小學校に關するものが、その大部分を占めて居る。先づ小學校に就いては、

小學校の學科

第三條、小學校は普通の教育を兒童に授くる所にして、其學科を讀書・習字・算術・地理・歷史・修身等の初步とす。土地の情況に隨ひて、罫畫・唱歌・體操等を加へ、又物理・生理・博物等の大意を加ふ。殊に女子の爲には、裁縫等の科を設くべし。（原文片假名）

就學年限

第十三條、凡そ兒童學齡六年より、十四年に至る、八箇年を以て小學年齡とす。但し學齡年間八箇年の全期を縮め、四箇年以上何箇年と定むるは、各地町村の適宜に任すと雖も、其期限中は毎年四箇月以上就學せしむべし。

第十四條、凡兒童學齡間少くとも十六箇月は普通教育を受くべし。

第十五條、學齡兒童を就學せしむるは、父母及後見人の責任たるべし、但し事故ありて就學せしめざるものは、其事由を學務委員に陳述すべし。

公立小學校

第十六條、公立小學校に於ては八箇年を以て學期とす。土地の便宜に因りては此學期を縮むることを得べしと雖も、四箇年より、短かくすべからず。此四箇年間は毎年授業すること、必四箇月以上たるべし。

第十七條、學校に入らずと雖、別に普通教育を受くるの途あるものは、就學と做すべし。

第十八條、學校を設置するの資に乏しき地方に於ては、教員巡回の方法を設けて、兒童を教授せしむることを得べし。

公立私立

第十九條、學校に公私立の別あり。地方若くは町村の公費を以て設置せるものを公立學校とし、一人若く

は數人の私費を以て設置せるものを私立學校とす。

公立學校の費用

第二十四條、公立學校の費用、府縣會の議定に係れるものは、地方税より支辨し、町村人民の協議に係れるものは、町村費より支辨すべし。

私立小學校

第三十一條、私立小學校たりと雖も、府知事縣令に於て其町村人民の公益たることを認むるときは、補助金を配付することを得べし。

公立小學校教員

第三十五條、教員は男女の別なく、年齢十八年以上たるべし。

第三十九條、公立小學校教員は、師範學校の卒業證書を得たるものとす、但し師範學校の卒業證書を得ずと雖も、教員に相應せる學力を有するものは、教員たるも妨げなし。小學校以外の學校に關しては、

中學校

第四條、中學校は高等なる普通學科を授くるところとす。

大學校

第五條、大學校は法學・理學・醫學・文學等の專門諸科を授くる所とす。

師範學校

第六條、師範學校は教員を養成する所とす。

第七條、專門學校は專門一科の學術を授くる所とす。

「教育令」は學校の設置に就いても、管理に關しても、教科目の內容に就いても、あまりに自由に失した。義務教育の年限に就いては「學制」では十三歳までに小學校を終へる事に成つて居るが、「教育令」では「少くとも六箇月は普通教育を受くべし」と規定し、公立學科の設置或は廢止は府知事縣令の認可で出來ることに成つたので、從來の公私立小學校廢止の申出が盛んに府知事縣令に出された。よつて「教育令」の根本精神たる自由主義は曲解され、「學制」時代に急速の進歩を見た小學校教育は一朝に瓦解の危機に瀕した。よつて文部大輔田中不二麿は責を負つて文部省を去り、司法卿に轉じ、河野敏鎌が文部卿の椅子に就き、「教育令」を改正する事になつた。

改正教育令
河野敏鎌

改正教育令

翌明治十三年十二月再び教育制度を改正するに至つた。時の文部卿河野敏鎌が「教育令改正案を上奏するの議」に曰く維新偃武の後政府大に文部を興し、越て明治五年泰西の法度を折衷し、新たに學制を布けり。其事草創に屬するを以て尨雜繁無く、事態に齟齬するものなきにあらずと雖ども、學校の設置天下に遍く人民就學の途茲に開闢せしものは、一に此法の致す所にあらずんばあらず、爾來五七年世態大いに改まり百制の制度又隨て變ずるを以て、學制漸く其權衡を失せり。是れ明治十二年九月四十七條の新法を定め、以て舊法の拘攣を芟り、過度の制限を除くに急なるより、其勢の及ぶ所、往々放任す可らざるものを併せて放任するに至れり。其然る所以の故を考ふるに、亦偶然にあらざるなり。夫れ學制の頒布に當り、執事者意を成功に鋭くし、校舍を壯大にし、外觀を裝飾するの事往々にして免れず。是に於てか、學問の益未だ顯れずして、人民之を厭ふの念先づ生ず。議者其弊の因る所を深考せず、徒に罪を學事の干渉に歸して之を尤む。而して教育令此際に成れるを以て、爲に其精神を謬るもの蓋し寡しとせず。臣を以て之を觀るに前日の弊たる學制の主義にあらずして、施行の宜きを失ふにあり。干渉の過度にあらずして、干渉の途轍を過つによれり。何んとなれば前日の干渉する所は、唯學校の設立費用の募集等、專ら外部の事に止まり、授業の得失を考へ、教員の勤怠を察するが如き内部の事に至ては、其意を經る蓋し寡ければなり。而し議者一切尤を干渉制度の上に歸し、反動の勢普通教育と雖ども、亦干渉す可らずと云ふに至る。過てりと云ふべし。猶ほ醫師の治を過つは、醫術の咎にあらず。而して醫の不良なるが爲に、遂に醫術を廢せんとするが如し。豈理ならんや。

蓋し普通教育は、國民の品位を上下するの力あり。苟も民をして開明に、民をして良且慧ならしめんとするは、教育の普及にあらざれば不可なり。而して政府之を督勵せずして、其普及を望む。殆んど河清の竢つ

「明治初年の初等教育」杉浦恂太郎

江藤新平
大木喬任
「被仰出書」

可らざるが如し。夫の英國の如き、之を歐洲大陸諸國に比すれば、頗る教育を放任するものとす。而し全國人民の無智なる、夙に識者の慨く所となり、世論漸く干渉の止む可らざるを覺知し、遂に一千八百七十八年の如きは、補助金貳百拾四萬九千貳百〇八「ポンド」の巨額を、議院に議定するに至れり。夫の政事に干渉を事とせづ、又教育の一事に至ては、歐洲大陸の諸國に數等を讓れる英國にして、其措置尙ほ此の如し。其他は類推すべきなり。蓋し其政府の如何に關せず。苟も文明を以て稱せらるゝ國にして、普通教育の干渉を以て政府の務めとせざるはなし。是れ豈普通教育は、其國運に關する最大なるが故にあらずや。我國の如き學制を施してより纔に數年、未だ其効績を見ざるに於ては、深く怪むに足らず。但其施行の間に當り、僅々の弊を見るが爲に、其精神を挫し、又皮相論者の說に謬られて、此主義を操むるに至つては、何れの日にか此と共に、文明の域に進む事を得んや。是れ臣が今日に當り、教育の主義を定めんを希圖して已まず。教育令の改正案を進奏する所以なり。或は曰はん、客年教育令を制定して、墨痕未だ乾かず。今又之を改正せば信を國民に失ふを如何せんと。是れ亦事を解せざるの言のみ。苟も法令の國家の人民に不利なるを知らば、隨て之を改正する、又何の憚る所かあらんや。(後略)」(原文片假名)

「學制」より「教育令」を經て「改正教育令」が發布せらるゝに至つた、その間の詳細なる事情は左の文に依つて見れば明瞭である。

「私は明治十二年末から十四年にかけて、文部卿河野敏鎌君の下に、書記官を勤めたので、學制に關しては極めて短い經驗しか持たないが、折角の御求めであるから、在職中與づかつた仕事に就て、一つ二つお話致しませう。

明治四年卿の位地を攝行して居た文部大輔江藤新平君が左院の議官となり、大木喬任君が文部卿となつた。其翌年八月、學制頒布の少し前に、太政官から文部省に達せられた「被仰出書」を見ると、其の一節に

佛國の劃一主義

「自今以後一般の人民（華士族卒農工商及婦女子）必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す、高上の學に至ては其人の才能に任すといへども、幼童の子弟は男女の別なく、小學に從事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事」とあつて、義務教育の精神が分明に發表されて居る。當時の人民は久しく階級制度の中に成長したので、學問は士族以上の男子の專有となり。農工商及婦人は之に與づからぬ習慣であつたから、此新しい制度を實施するに就ては、官吏が率先して、積極的に勸學の業に盡力せねばならなかつた。其處で文部省は各地方官に命令を嚴達して所謂邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしむべしとの勸學の貫徹に努めた。然るに此學制は佛國の劃一主義の教育制度に倣つたもので、全國津々浦々の寺小屋を廢して、ペンキ塗りの學校校舍となし、從來の讀書習字を一變して泰西文明の教化に改め樣といふのであるから、政府の方針は頗る文明的急進の遣方であつたが、人民の方は之に慣れず、學校に入つて椅子に腰を掛けるを異風とするといふ譯で、學校教育の普及には頗る苦勞が多かつた。今日では人民の方から進んで教育を受けやうとするに、政府の方が反て無頓着で、思ふ樣に學校を增設してくれぬから、學生は絕えず入學難を訴へて居るが、當時政府の方では非常なる積極的急進主義をとり、鋭意勸學の風を鼓吹したに拘らず、人民の方は一向無頓着で、漸次新制度の整備せる教科書を厭ふの風を生じ、政府の急進主義に反對の氣勢が大分高まつて來た。其處で政府は明治十二年九月學制を廢し、其劃一的干渉主義を改めて、頗る簡易なる放任制度とし、教育令の名の下に之を公布した。前の學制では、政府は之を以て全國を統一しようとしたから、地方の事情などは、參酌することを容易に許さなかつたが、右の教育令では成る可く地方の事情などを參酌せしめ、學校設置、教則設定等に關する認可權を地方官に移してしまつた。然るに一度學校奬勵の手綱をゆるめると、勸學の精神が非常にゆるんで來て、學制頒布の結果折角發達して來た學校の設立も、教化の普及も、悉く弛廢して被仰出書の根本の精神は全く萎靡して了つた。茲に於てか之を引回へすの必要を

生じ、學制と教育令を折中して、勸學主義を實行すべき改正の義が起つて、明治十三年元老院幹事から河野敏鎌君が移つて文部卿と成り、教育令の改正に當つた。此時私が此長官の下に改正の議に參與したのである。其處で改正教育令の精神を一言すれば、政府の勸學の精神は、學制當時の如く之を嚴重にし、學科課程を簡易寛大にして、義務教育の精神を實行せんとしたものであつて、十三年十二月其の改正を行ひ、次で其副則として更に普通學校教則大綱なる者を出した。當時の政界は自由思想頗る盛で、國會開設や自由民權の議論で、全國鼎の湧くが如く、其影響は教育界に及びて教育方面に於ても、スペンサーやペイン等の書物や其他英國の自由教育論か多く教育家の間に讀まれ、他の一方に於ては留學生が歸朝して、盛に英國流の放任主義が唱へられて居た。恰度此時代に教育制度を嚴重に引締めて行かうとしたから、以上の教育令の改正には大分反對者が現れた。私の政治上の友人までが反對して來たが、私は斷然之に對抗した。私は兒童は其自由意志によりて學に就く者では無く、親の責任として其監督の下に學に就かしむるものである。教育其の者は固より人に自由を得させる準備に相違ないが、教育するといふ事、教育を受けさせると云ふ事は、既に干渉の性質を含んで居るものであつて、普通教育の如きは自由に放任すべきもので無いと云ふ確信を持つて居たから（今日と雖ども此信念は少しも變らざる事なし）私は斷乎として之を實行する事に努力した。世間では之を改正教育令と云つて居る。右の改正案が元老院に出た時も、私は以上の精神を持つて、專ら其說明の任に當つた。云々」改正教育令の發布、嶋田三郎「教育五十年史」所載「改正教育令」の要旨は、「學制」の精神を復活して、勸學の念を鼓吹し義務教育を高むるにあつた。

改正教育令の精神

英國の自由教育論

「改正教育令の要旨」

第九條に「各町村は府知事縣令の指示に從ひ獨立或は聯合して其學齡兒童を教育するに足るべき一箇若しくは數箇の小學校を設置すべし」と規定した。是れはさきの「教育令」と違つて、小學校の設置は町村人民の意志に依るにあらずして府縣より指圖するに改めたのである。その他小學校の學齡は三箇以上たるべく、投

國庫補助金の廢止

授業日數は毎年三十二週たるべしとか、「父母後見人等は其學齢兒童の小學科三箇年の課定を卒らざる間やむを得ざる事故あるにあらざれば少くとも毎年十六週日以上就學せしめざるべからず」とか、小學校教育の普及と向上とを計つたものである。尚ほ此外に注意すべき事は、國庫補助金を廢止したことである。明治六年以來學事獎勵の爲に年々國庫より小學補助金を府縣に交付してゐた、その額は少き時は年額約三十萬圓、多き時は七十萬圓に上つてゐた。「教育令」の第二十八條、同三十六條にもこの規定があるのであるが、「改正教育令」はこれ等の條項を刪除した。

明治初期教育書年表

第十二節　明治初期教育書籍年表

明治二年

明治二年

大小學校建議	一	加藤有隣著	
和蘭學制	二	內田正雄譯	開成學校

明治三年

明治三年

西洋學校軌範	二	小幡甚三郎譯	慶應義塾

明治六年

明治六年

教導說	二	箕作麟祥譯	文部省

チャムバー百科全書中の兒童教導篇を譯したるものである。

佛國學制	十	佐澤太郎譯	文部省
理事功程	十五	田中不二麿編	文部省

明治七年			
學制譯解	一	山梨縣編	山梨縣
學校通論	九	米、ウイケルスハム著 箕作麟詳譯	文部省
上下 小學校授業法細記	一	筑摩縣師範學校編	
小學教授書	一	文部省編	
明治八年			
澳國博覽會報告書　教育部	二	澳國博覽會事務所	
小學問答	一	林多一郎述	栃木集英舍
小學授業要論	一	安場正房著	雄風館
小學教師必讀		諸葛信澄著	畑雨樓
普魯士學校規則	一	柴田承桂著	文部省
教授眞法	一	伊澤修二著	名古屋師範
明治九年			
學室要論	一	米、エスハート著 蘭、カステール譯	文部省
教師必讀	一	米、ノルゼント著 蘭、カステール譯	文部省
日本教育(英文)	一	文部省編	文部省
彼日氏教授論	一	米、ペーヂ著 蘭、カステール譯	文部省
米國教育年表	四	小林正雄譯	文部省
幼稚園記	四	關信三譯	普及舍

幼稚園	三	桑田親五譯	文部省

明治十年

子女教育論	一	中原昌發著	
佛蘭西學制	一	佛、トリヒエ著 土屋政朝譯	滋賀 五車堂
日本教育史略	一	文部省編	文部省
米國百年期博覽會教育報告	四	田中不二麿編	文部省
慕邇矣稟報	一	ダビット・モルレー著	文部省
加爾均氏庶物指教	二	黒澤壽任譯	文部省
國語教授式	一	吉川樂平著	

明治十一年

米國學校法	二	文部省譯	文部省
那然小學教育論	一	米、ノルゼント著 小泉信吉等譯	文部省
塞兒敦氏庶物指教	二	米、シェルドン著 永田健助等譯	文部省
加氏教授論	一	英、カルデルウード著 早斐織衛譯	文部省

明治十二年

法國教育說略	一	佛、ミンエール、プレアル譯 石橋好一譯	
幼稚園法二十遊嬉	一	關信三編	青山堂

フレーベル氏の二十恩物を圖解したものである。

體育新書	一	米、リーランド口授 久松義典記	

日本庶物示教	三	芳川修平撰	
和氏授業法	一	米、ホルブルーク著 山成哲造譯	文部省
小學教師必携	一	岳野吉之助編	
明治十三年			
小學教育一斑	一	大島定益著	興文社
平民學校論略	一	獨、ツエケール著 村田範爲馳譯	文部省
斯氏教育論	一	英、スペンサー著 尺振八譯	文部省
足利學校事蹟考	一	川上廣樹著	足利、木村勇三版
民間教育論	一	庵地保著	
完全教育之要性	一	ジクソン述	
學校衛生論	一	大河本聽松抄譯	
明治十四年			
小學教育新編	五	西村貞譯述	金港堂
學校總理論	一	米、維格爾暹著 久松義典譯	金港堂
明治十五年			
小學校教授要旨	四	坂本多喜藏編	大阪二書堂
教育學	二	伊澤修二著	丸善商社
學校管理法	二	伊澤修二著	丸善商社
普通學校管理法	一	太田保一郎編	

德育如何　一　福澤諭吉案　中上川彦次郎記　名古屋　片野氏
教育格言　一　林守清編
教育典令　一　田中正幅編　國文社
全國學校學務要領　二　彈舜平編　大阪　日新書齋

明治十六年

倍因氏教育學　三　英、アレキサンダー・ベイン著　添田壽一譯　酒井岩本
體育論　一　横井琢磨編　岡山師範學校
小學授業法略說　一　東政太郎編
小學授業法詳論　一　武市義道撰
刪訂教育學　四　佛、フィース著　土屋政朝譯　滋賀　五車堂
教育新論　二　下村房次郎撰
教育新論　一　森岩太郎編　岡山師範學校
教育汎論　一　米、ウォルス著　甲斐織衛譯
教育學　一　淺野桂次郎撰
學校衞生論　二　松山誠二編　丸屋善七
教育史　二　米、ヒロピプリアス著　石村茂樹譯　小笠原書房
教育學教授法問答　一　多田房之輔編
改正教授術　三　若林虎三郎　白井毅編

明治十七年

行政學教育編	一	文部省譯	文部省編輯局
小學合級授業法	一	伊藤忍編	
職業教育論	一	菊地大麓譯	文部省編輯局
小學校教授草稿類例	一	原繁太郎編	
教育新論	一	元良勇次郎著	中近堂
教育汎論	一	英、ハルリス著 橋本武譯	前橋 報告堂
開發主義小學教授法	一	太田義弼等撰	
教育概論	一	吉見經綸著	
小學教授軌範	一	前川一郎編	
學校管理法	一	生駒恭人著	
小學校改正教授法	一	長谷川絢藏編	
明治十八年			
相氏教育全論	一	文部省譯	文部省
通俗教育論	一	庵地保著	庵地版
七大教育家列傳	一	英、ゼームス・ライチュ著 普及舍譯	普及社
小學教育必携	一	多田房之輔著	牧野氏出版
教育新論	四	米、ジョホノウト著 高嶺秀夫譯	普及舍
註譯如氏教育學	二	米、ゼームス・ジョアンノ著 有賀長雄譯	牧野書房
教育規範	一	水谷新八編	博文堂

學校管理法　二　英、ジョセフ・ランドン著　外山正一譯　丸善商社
バルドイン氏學校管理術　一　東京日々新聞社　普及社
化學教授法　一　英、フランクランド著　秋山政篤譯　文部省編輯局
幼稚園初步　二　飯島半十郎著　青海堂
讀方教授　一　安積五郎編
彌兒教育論　一　英、ミル著　松島剛譯　常陸　柳旦堂
斯邊鎖氏教育論講義　英、スペンサー著　小田貴雄譯　眞理書房
小學教育新論集解　一　石村貞著　金港堂
小學教員心得　一　蘭、パロオ著　野口保興譯
小學教員必携　一　蘆谷重教著
小學授業法　一　知和三編
自由教育論　一　矢野恒太郎編　文寶堂・
技藝教育に係る英國調査委員報告　一　文部省
通俗勸懲教育論言　一　片山尚綱著
教育辭林　一　米、キッド著　小林小太郎譯
法蘭西近來職工教育の實況　高橋達郎譯

明治十九年

獨逸聯邦普魯西國教育新史　一　國府寺新作著　博文堂
教育哲學史　一　獨、クレッペル著　鈴木力譯　博文堂

教育學講義	一	和久正辰述	東京通信講學會
通信教授 教育學	二	能勢榮著	
學校貯金説	一	白耳義、老蘭著 森義則譯	
驛遞局學校貯金法	一	佛、ユイエット著 大村仁太郎譯	
教育學字彙	一	齋藤貞藏編	集英堂
小學教授法	一	岡五郎等編	
標註 斯氏教育學	二	英、スペンサー著 有賀長雄譯	牧野書房
教育小説	一	新井周吉口述 岡野宗太郎記	
加氏初等教育論	一	英、加來著 和久正辰譯	牧野書房
明治十九年整教授術	七	米、ショホノット著 高木・怡莊譯	

明治二十年

德育方法案	一	加藤弘之著	哲學書院
麟氏教授學	二	獨、リンドネル著 有賀長雄譯	
フレーブエル氏小傳及幼稚園		ペーン著 山縣悌二郎譯	普及舍
幼稚保育編	一	林吾一編	金港堂
心性開發 教授要論	一	甫守謹吾口述 大森達等記	福岡誥然堂
白耳義國學校生徒貯金法	一	白、ローラン著 廣瀬惟孝譯	
日本工業教育論	一	平賀義美著	金港堂
日本商業教育論	一	河上謹一著	金港堂

通俗日本農業教育論	一	高橋義雄著	金港堂
日本農業教育論	一	宮崎道正譯	金港堂
日本教育原論	一	杉浦重剛著	金港堂
日本近世教育概覽	一	文部省編	
獨米英佛教育比較摘要	一	魯、ワシリチユフ著 高須治輔譯	
小學全科教授法	二	林吾一等編	
尋常小學教授學說	一	今泉原一郎譯	
摘要如氏教育學	一	淺野宗八編	
女子教育概論	一	土居通豫撰	大阪 駸々堂
女子高等教育論	一	獨、ヂウリング著 久松定弘譯	六合館
教室必携	一	日下部三之介案 莊資親編	
教育原論沿革史	一	英、ブラウイング著 山本義明譯	牧野書房
教育哲學史	一	米、ペンネツト著 山縣悌二郎譯	普及舍
教育哲學年表	一	獨、ユリウス、ヘロルド著 鈴木力譯	博文堂
學級教授術	一	白井毅編	普及舍
學級管理法	一	米、ボルドウイン著 山川省譯	名古屋 興文堂
家庭教育	一	小池民治等編	
歐米大家教育格言附列傳	一	渡邊嘉重纂譯	
手工科教授新論	一	淺井得次郎 莊資親編	金港堂

明治二十一年

奎氏學校管理法	一	米、ケルロック著 小見山弘道譯	牧野書房
實用學校管理法	一	多田房之輔著	東京教育社
學校管理法提要	一	甫守謹吾著	共益商社
教育學	二	能勢榮著	金港堂
高名大家女子教育纂論	一	辻岡文助編	辻岡氏版
波氏教育學	二	米、ペーン著 小林小太郎譯	學界指針社
國家教育策	一	日下部三之助著	東京教育社
文部大臣森子爵教育意見	一	日下部三之助著	東京教育社
歌謠教育論	一	石村庄三郎著	普及舍
小學德學―新論	一		普及舍
通俗家庭教育	一	阿部廣貫著	育幼房
地理歷史教授原論	一	英、トウマス、モウリソン著 衆是三郎抄譯	普及舍
社會改良女子教育新論	一	白、アルジー、ポーリユー著 侯野時中譯	泰山書房

明治二十二年

廣氏應用教育論	一	英、グリーンワード著 能勢榮譯	石川書店
單級教授法	一	山田邦彥著	金港堂
教育學講義	一	國府寺新作著	哲學書院
教育摘要日本導德法案	一	山崎彥八著	自由樓處樓

教具ノ準備法	一	峯是三郎著	金港堂
學校管理法	一	金港堂編	金港堂
手藝教育論	一	峯是三郎著	金港堂
體育美貌論	一	英、ウヤックス著 川俣英夫譯	

明治二十三年

應用教授新論	一	甫守謹吾著	金港堂
貝原益軒の教育法	一	三宅米吉著	金港堂
公私學校比較論	一	澤柳政太郎著	哲學書院
國家教育論	一	湯目保隆著	京都 田中治兵衛版
天道古士教育論纂	一	渡邊元老編	敬業社
貧民教育策	一	柏倉一德著	內田彌兵衛版
教育制典	二	東京尙友社編	尙友社
學校管理術	一	能勢榮著	金港堂
教授のあやまり	一	林吾一著	金港堂
初等教育學	一	露、ポプロウスキー著 高須治輔譯	金港堂
教育論略	一	森愼一郎著	教訓書院
日本教育史	一	佐藤誠實著	文部省
德育鎭定論	一	能勢榮著	興文社

右は主として「明治文化全集」十卷附錄「教育文獻年表」に據つたものである。

文藝篇

第十章　文　藝　篇

第八節　明治中期の文壇

一　思　想

明治中期の文壇
思想
坪内逍遙
小說神髓
書生氣質
歐化思想
文明開化
歐化主義の全盛時代を出現す
鹿鳴館
伊藤博文
井上馨
山縣有朋
假裝會
舞踏會
音樂會
人種改良說

政治小說流行の時代が過ぎて、こゝに新文學發生の時代を招來したのであるが、その起點を成したものは、當時東京大學文學科を卒業し、明治十八年四月に小說神髓を出して文學の意義、創作の方法を新らしく說き、續いて、小說「一讀三嘆書生氣質」を出した坪内逍遙である。

坪内逍遙が「小說神髓」及び「書生氣質」を出した當時の社會的狀勢及び思潮を見るに、日本全國を擧げて歐化主義にかぶれ、それが全國を颱風(あらし)の如く風靡し、文明開化なる言葉が上下に唱へられてゐた。殊に有名なのは明治十六年に建てられた鹿鳴館を中心として伊藤博文、井上馨、山縣有朋等の主唱に依つて、殆ど狂態に等しい假裝會・舞踏會・音樂會等が行はれ、極端にも人種改良說が一部の有志の間に唱道されるに至つた。左に明治十七年十一月の時事新報の一節を拔萃して參考に供しよう。

『古來我が國民は唯日本國中の同種類とのみ結婚して、他種の血を日本國民中に混ぜざりし故に其の身體漸く微弱縮少遂に今日の如く世界第一の矮小人種となりたる事ならん。啻に結婚せしのみならず、其の日本人中にても、農工商等の種族ありて、大概は同種族中にて結婚せし事なれば、其の血統の混淆極めて狹しと云ふべし。故に日本の人種を改良し、其の身體を强壯偉大ならしむるには、種々の工夫あるべけれども(以下略)

「改良」
德富猪一郎
(蘇峰)
國民之友の創刊
英米哲學の輸入
高橋達郎
宗教進化論
和田瀧次郎
哲學通鑑
山縣悌三郎
進化要論
田口卯吉
經濟哲學
鈴置倉次郎
歷史哲學
有賀長雄
近世哲學
飯出宏次郎
民法哲學
松島剛
社會平衡論
三宅雪嶺
社會學
哲學雜誌
菅了法
哲學論綱
井上哲次郎
哲學辭彙
末松謙澄
哲學一斑
渡邊國元
印度哲學史
井上圓了
哲學道中記

の一文の如きはその好例であらう。また一面に於て「改良」の聲が高く揚り、演劇・美術・音樂・教育・道德等の各方面に亙つて唱へられるに至つた。

明治二十年二月に至つて、德富蘇峰主宰の雜誌國民之友が平民的歐化主義の色彩を帶びて現れた。當時、フランスの自由思想やイギリスの政治思想の輸入に次いで、英米の哲學が輸入された。例へばスペインサアの「宗教進化論」(高橋達郎譯)、レブヰスの「哲學通鑑」(和田瀧次郎譯)、ヘツケルの「進化要論」(山縣悌三郎譯)マクロオドの「經濟哲學」(田口卯吉譯)ウイルソンの「歷史哲學」(鈴置倉次郎譯)バウエンの「近世哲學」(有賀長雄譯)アト・フランクの「民法哲學」(飯出宏次郎譯)スペンサアの社會平衡論」(松島剛譯)レストル・ワアドの「社會學」(三宅雪嶺)などである。が主として英米の哲學が紹介されたが、これは平明で受け入れ易かつたに因るものであらう。

明治二十年二月には「哲學雜誌」が創刊され、著述としては菅了法の「哲學論綱」、井上哲次郎、有賀長雄共編の「哲學辭彙」末松謙澄の「哲學一斑」、渡邊國元の「印度哲學史」、井上圓了の「哲學道中記」、及び「哲學要領」等が出たのである。

次いで佛教に關する著書も現はれた。即ち井上圓了の「佛教活論」、「破邪活論」。村上專精の「佛教道德新論」、田島任天の「佛教滅亡論」等が出た。キリスト教は佛教より以上に活潑な運動を示した。同志社、青山學院を始めとして明治學院・東北學院・關西學院・鎭西學院・明治女學等の學校が續々として創立され、明治十三年に出來た新約聖書の飜譯の後を承けて舊約全書の邦譯が完成され、ユニテリアン協會が生れるに至つたのである。

然れども是等の歐化主義の運動の反動として、當然起るべき國粹保存の運動が起つた。この運動の先驅者として先づ擧ぐべきは西村茂樹で、明治十九年十二月東京帝國大學に於て、日本道德に關する講演を行ひ、

[illegible]
キリスト教學
[illegible]
舊約全書の邦譯
・ユニテリアン協會の設立
歐化主義の反動
國粹保存運動
三宅雪嶺
志賀重昂
井上圓了
杉浦重剛
島地默雷
政教社の設立
日本人を發行す
福本日南
陸羯南
日本新聞の發行
島尾小彌太
勝海舟
副島種臣
山岡鐵舟
國文學の復興
落合直文

大いに熱辯を揮つた。それを踵いだのが三宅雄次郎（雪嶺）、志賀重昂・井上圓了・杉浦重剛・島地默雷等を同人とする政教社同人で、單に歐米文化の皮相を模擬するに汲々たることを誡め、我が國粹を發揮するの要を力說するに努め、明治二十一年四月「日本人」を發行し、後に福本日南、陸羯南等が加はつて、日本新聞を發行し、大いに其の論陣を張つたのである。

その外島尾小彌太は保守中正黨を組織して、「保守新論」、「王法論」などを出し、勝海舟・副島種臣・山岡鐵舟等の人々も亦た有名な國粹主義者で、歐化主義の人々と相對抗して讓らなかつた。歐化主義が斯くして歐米文學の興隆を促した如く、國粹思想はまた東洋哲學や國文學等の復興を促進した。落合直文・小中村義象等によつて「日本文學全書」が刊行され、國文趣味が鼓吹されたのである。上述の如く歐化思想と國粹思想とが兩々相對峙した時に、明治二十三年十月、教育勅語が煥發せられ、その國家主義の道德・思想の本質が明にされた。思想界の人としては以上の外に、福地櫻痴（源一郞）・中江兆民（篤介）・矢野龍溪（文雄）・田口鼎軒（卯吉）・藤田鳴鶴・犬養木堂（毅）島田沼南（三郞）尾崎愕堂（行雄）小野梓。原敬。小松原英太郞。關新吾。古澤滋。箕浦勝人。末廣鐵腸（重恭）等があつた。就中中江兆民はフランスの近世哲學に通じ、「一年有半」、「三醉人經綸問答」、「佛蘭西革命前二世紀事」、「理學鉤玄」等の著書を出し、その唱ふる所は可成り極端な唯物論であつた。その門からは幸德秋水を出した。田口鼎軒（卯吉）は「日本開化の性質」・「日本開化小史」・「支那開化小史」等を著した。

民友社には德富蘇峯を始め山路愛山・竹越三叉等の論客が少くなかつた。蘇峯はその英文學の素養によつて、エマアスン・マコレーなどに私淑し、且つ漢文學に長じてゐたので、一種獨特な文體で、單に政治經濟のみならず文學・教育・美術・歷史・人物評論等の各方面に亘つて筆を揮ひ明治の評論壇に一期を劃した。晩年國民新聞を他に讓渡して東京日々新聞の客員となり、日本國民史の編輯に熱中してゐられるが、恐らく

小中村義象
日本文學全書
福地櫻痴
中江兆民
矢野龍溪
（文雄）
田口鼎軒
（卯吉）
藤田鳴鶴
犬養木堂
島田沼南
尾崎行雄
小野梓
原敬
小松原英太郎
關新吾
古澤滋
箕浦勝人
末廣鐵腸
中江兆民
田口鼎軒
民友社
德富蘇峯
山路愛山
竹越三叉
小說
坪內逍遙
小說神髓
當時の小說界
の情勢
印刷術の進步
高畠藍泉
假名垣魯文
條野採菊
花笠文京
伊藤專三
三品藺溪
前田香雪

本書はその名文と相俟つて不朽の大著述であらう。

二　小　說

明治十一年後に於ける小說（戲作）界の趨勢はと云へば、十八年に、坪內逍遙の「小說神髓」が出でゝ、明治小說壇の風潮を一新するに至るまでは、概して維新前よりの惰力で、從來の讀み物、合卷式小說が江湖に歡迎されて居たのである。只少しく從來と異る所は、印刷が、木版から活版へと發達進化し、小新聞の紙上に、小說が揃つて揭載された事である、この當時の小說界の情勢は「活字版が次第に發達し普遍されて來たことは何と云つても大變化を世に起した。活版の進步新聞紙の盛行、操觚の人が何でこゝに引きつけられずに居よう。そこで政治的の論議をするものは所謂大新聞に據り、德川期から糸を引いてゐる文學くさい方のものは、通俗新聞に據り、或は採用される勢を生じた。高畠藍泉假名垣魯文、條野採菊、花笠文京、伊藤專三、三品藺溪、前田香雪等玉石混淆雅俗雜糅で、或は學問あつても下積になり、或は何も出來なくつても鼻端をつき出し、いろ〳〵さま〴〵ではあつたが、新聞紙と關係し、或は新聞紙に據つて筆を持つた。通俗新聞紙がまた報道記事のみでなく、一面には讀者の趣味性の上からの欣賞を得る事の有利なのは自明の道理だから、高橋お傳事件の如き事が起つたりなどした場合、やゝ小說的に之を敷衍補裝して興味あるやうに描くといふ事が起り、從つて半事實半空想のものも出來たり、後には捏空搗鬼のものも生じたり、終には明らかに小說と銘打つたものをも載するやうになつた。此の推移の情態と機緣との看取は、一方に德川期文學の解消して行つた情態と機緣との看取と共に、明治文壇を談ぜんとするものに取つては、事實に卽した大切な觀察であらねばならぬ。概念的言語遊戲的に文學を談ずる者にはさして有意義でないかも知れぬが、こゝのところは史的確據的に考察したい者は見逭せないところで、大き

書冊に小說讀物

實録物の流行

侠客物

高橋お傳

假名垣魯文「高橋於傳夜叉譚」岡本勘三「東京奇聞」柳亭仙果「綴合於傳假名書」

く是等を引包んだ世態人情の變化と書冊印刷方法の變化とは、大體に於ての徳川文學と明治文學との繼承と變遷との樞機を爲してゐるものである（中略）印刷の容易になつた事と、幕府末期文學が解消はしても江湖士女が文學、嚴しく云へば消閑的興味的讀み物を欲する要求が絶滅する譯は無いことゝの爲めに、暫時ながら出て來たものは、前記のお傳についての單行本の物語や同じく殺人事件を惹起したお絹の物語や、いれ墨の皮を大學に遺したと傳へられたお新の物語りや、情事的ではないが社會問題的大騷動を惹起して恐れ多くも明治天皇の御心を動かした眞土村事件や、外國歸りの法螺吹で世の視聽を聳かした某の傳等、事實であつて、そして且つ興味のあつたものは隨分頻々と世に出た。此等は勿論筆者の構想のみに成つたものではなくむしろ雜傳雜記ではあるがそれが、丁度小說を讀みたがるやうな世人の欲求を塡める位置に立てるものとして江湖に迎へられたことは爭へない。それでそれらのものと雁行して、小金井小次郎、箱屋町の相政、新門の辰五郎など、いづれも實在した侠客の奇運命を描いた類のものもまた多く世に持囃された…………略…………實傳らしく裝つた色々の物語、無論それは傳說や空想の織込まれた分量の多くなつた小說樣のものも出て來た。幕府時代の貸本屋のもつてあるいた實録物。寫本物、其の實は、文才の乏しい御家人浪人などが聞き込み書留等を種にして、間に合せを交ぜて綴つたものなどが、新しく化けて出たのであつた。…………」

文學昭和八年十一月創刊號所載明治初期文學界幸田露伴に依つて瞭然とするであらう。

明治十二年には、先づ、高橋お傳の實録が三種も出た。

高橋於傳夜叉譚　　假名垣魯文

其名も高橋毒婦のお傳 東京奇聞　　岡本勘三

綴合於傳假名書　　柳亭仙果

明治九年八月二十六日の夜淺草御藏前旅人宿大谷三四郎方で、後藤吉藏を殺害し、十二年一月三十一日斬

東京式活字印刷
柳水亭種清
豐時田初漣新雁
松林伯圓
岡本起泉（勘三）「島田一郎梅雨日記」
萩原乙彦
伊東専三
久保田彦作「菊種延命袋」
仙果
「五人戯苦魔物語」
高畠藍泉

罪に處せられた、毒婦高橋於傳の事蹟を脚色したもの、「高橋於傳夜叉譚」と「東京奇聞」は、共に洛陽の紙價を高からしめた人氣作、而も兩書同時に競爭的に發賣されたのである。「高橋於傳夜叉譚」は初編三冊が東京式活字印刷であつた。

豐時田秋漣新雁　柳水亭種清

本書は藤田傳三郎贋札事件を扱つた際物である。

關口文七寫眞於若新編伊香保土産　松林伯圓

島田一郎梅雨日記　岡本起泉

例の大久保利通暗殺の、島田一郎を實錄風に綴つたもの

新門辰五郎游俠譚　萩原乙彦

水錦隅田曙　伊東専三

滋賀縣美談今常盤布施譚　松林伯圓

菊種延命袋　久保田彦作

例の延命院の事件を脚色したもの

雪月花三遊新話　仙果

五人戯魔物語　柳水亭清種

巷說兒手柏　高畠藍泉

格蘭氏傳倭文賞　假名垣魯文

松之花娘庭訓　高畠藍泉

明治十二年に出た重なる小說は右の如くであつた。

國定忠次物
川上鼠邊
大西庄之助
曙草紙
武田交來
冠松眞土夜暴動
猫々道人
（魯文）
廣澤文京
名廣澤邊萍
佐藤富三郎
是正
桃川燕林
賞集花の庭木戶

明治十三年に至つて、國定忠次物が左の三種出てゐる。

國定忠次俠勇傳　柳水亭種淸

國定忠次義名の高島　川上鼠邊

國定忠次實傳　大西庄之助

當時の人氣役者の實錄風なるものに

澤村田之助曙草紙　岡本起泉

坂東彥三倭一流　同

尾上梅幸怪談話　高畠藍泉

冠松眞土夜暴動　武田交來

神奈縣眞土村の暴動事件を扱つたもの該事件は當時なか〳〵のセンセーシオンを惹起したのである。

戀相場花の夜嵐　猫々道人（魯文）

名廣澤邊萍　渡邊文京

例の廣澤參議暗殺事件を脚色したるもの

近世七小町　佐藤富三郎

奧州安達原　柳水亭種淸

浪枕江の島新語　久保田彥作

西遊庚申通夜譚　是正

賞集花の庭木戶　桃川燕林

木戶孝允の事蹟を綴つたもの

艶娘毒蛇淵
「金花胡蝶幻」
川上鼠邊
中島元久
松村春輔
倉田藍江
「白菅阿繁の顛末」
矢野溪水
朝三暮四朗
伊藤橋塘
牧安二郎
四海浪人
風韻子
戸田欽堂

冬兒立闇の鵄　是　正
艶娘毒蛇淵　柳水亭種清
霜夜鐘十時辻筮　武田交來
鼠袴甲子眞開　是　正
梅柳春雨譚　高畠藍泉
金花胡蝶幻　渡邊文京
腕競心三俣　川上鼠邊
雛廼菊操鏡　中島元久
落花清談春風日記　松村春輔
近世烈婦傳　倉田藍江
白菅阿繁の顛末　岡本起泉
猛田姉妹新白石　柳水亭種清
備前騷動實錄揚羽の蝶　矢野溪水
眞實競戀の花形　朝三暮四朗
業勝君助の復讐　伊東橋塘（專三）
民權穴深し　牧　安二郎
梅雨窓短夜語　四海浪人
龍宮奇談黑貝夢物語　風　韻　子
民權演義情海波瀾　戸田欽堂

雑賀柳香　薩摩雑馬斷
春亭史彦
伊東専三
川上行義　復讐新話
宇田川文海　春霞筑波曙
岡本起泉　幻阿竹噂聞書
武田交来
松村春輔
松村春輔

明治十四年に入つて重なるものは

薩摩雑馬斷　雑賀柳香
野州の農民一揆の事を脚色したものとして殊に著名である
北雪花盛業　春亭史彦
都鳥廿三満縁起　同
月雪雁玉章　伊東専三
荒磯岩烹鯉膓　久保田彦作
川上行義復讐新話　岡本起泉
冬楓月夕栄　雑賀柳香
室町源氏胡蝶のまき　久保田彦作
色吉原盛衰細繻　岡本起泉
春霞筑波曙　宇田川文海
神田紺蓮橋の住谷兄弟仇討事件を脚色した物として有名。
紅葉模様錦枝　川上鼠遂
幻阿竹噂聞書　岡本起泉
倭洋妾横濱美談　武田交来
朧月夜花の栞　松村春輔
世辞倭譚開多風流西洋床　松村春輔
昇平鼓腹三府膝栗毛　同

中島市平
民権奏斗板垣君近世紀聞
隅田古雄
江南橋史
岡山紀聞筆之命毛
岡本起泉
宇田川文海
雑賀柳香
「明治小僧噂高松」
木田清三郎
菊亭香水
松村操
南園竹翠

轉猫座敷の嗜　同

明治十五年に至つては

民権奏斗 板垣君近世紀聞　中島市平

板垣の岐阜遭難事件を綴つたもの

函館戰記　隅田古雄

福山奇聞 陸奥の松風　江南橋史

岡山紀聞 筆之命毛　藍泉、燕枝

岡山池田家騒動を綴つたもの。

思案暁天奇聞　岡本起泉

娘浄瑠璃噂大寄　同

花岡奇縁譚　同

恨瀬戸戀神奈川　同

雁信壺碑　宇田川文海

川衛天網船　雑賀柳香

明治小僧噂高松　同

民権膝栗毛　木田清三郎

月水奇遇 艶才春話　菊亭香水

原本譯解 金瓶梅　松村操

園の菊匂ふ姫菊　南國竹翠

三巴變猫白雪	同
八重櫻里廼夕暮	同
東洋自由曙	馬鹿鈍子
文明開化地獄極樂一周記	大久保常吉
自由之幕胡蝶紀談	上田秀成
南海千島の音信	松亭鶴仙

明治十六年に入つては、

開明奇談寫眞廼仇討	伊東専三(橋塘)
花春時相政	同
引眉毛權妻於辰	伊東専三(橋塘)
鳴渡雷於新	同
明良双葉艸	萬亭應賀
駿甲使客濱の松風	梅亭金鷲
茨木阿繭紛白糸	土屋南翠(須藤南翠)
昔語千代田双傷	同
人情講談鶍魂雲井一聲	松村春輔
日本橋浮名歌妓	山田春塘

本書は當時大評判の日本橋藝妓歌吉、吉安心中事件を綴つたもの、この事件には伊藤橋塘なども關係したと云ふ。

宇田川文海

古川魁蕾
淺尾岩切
眞實競

長脇差小鐵乃
利刀

胡蝶園若葉

「當世藝者歌
舞伎」

渡邊文京

聖代の球謠

柳條亭華彥

高畠藍泉
晝夜帶加茂川
染

北國奇談 檜の橘（たちばな）　宇田川文海

椿說打岸浪初篇　同

淺尾岩切眞實競　古川魁蕾

地質は會津 長脇差小鐵乃利刀（ながわきざしこてつのきれあじ）
鍛錬は三條　作者不詳

本書は上下二冊、春陽堂刊行である。今其緒言を見ると、

「新聞紙より抜萃せる合巻ものゝ流行せるは昔々と陳腐な空言を加味して出來上りし品と違ひ新奇にして事實を集めし物なれこなれなどゝ今更四角張つて云ふ迄もなし此小鐵の譚も當今いろは新聞中の頗る別品にして虚言にはあらでつき出しの初より引手數多の人氣とりチラと見初めた春陽堂の主人到底（とて）も年明け迄は待ちかねると早くも根引せしにこそありける思ふにお客の氣にも入山形に二つ星後篇の出るを松の位てありんせうといふものは頓陳館半馬なり」

例の會津の小鐵を書き綴つたもの

稻葉猴雪灯新話　胡蝶園若葉

當世藝者歌舞伎　胡蝶園若葉

櫓太鼓音高砂　同

濱の松風拾遺 湖水の口碑　渡邊文京

開明新說 聖代の球謠　同

敷島文庫 噂の橘　柳條亭華彥

雨夜語宇都谷峠　同

晝夜帶加茂川染　高畠藍泉

三巴里の奇談	同
眞紅美譚採の一節	三品蘭溪
小說千鳥浪の音信	同
花雲淺草詣	國政
勤王爲事民權爲幹若緑大和錦	增上强平
初卯みやげ兩國奇聞	竹の家主人
勤王濟民高峯の荒鷲	宮崎夢柳
函入娘	岸田俊
佳谷兄弟仇討實記	岡田霞船
月雪花戀路踏分	香夢亭
眞實比較野路の若鹿	花柳醉史
新刀管白鞘	彩香園
嫉風妬雨花月情史	佐藤藏太郎
新奇妙談閻魔大王判決錄	高瀬紫峰
胡蝶艸誌	竹翠情史
春山日記戀の濡衣	春笑齋
福島奇聞自由夜話	箕輪勝
繪入人情自由新話	花笠文彌
西國民黨自由廼錦袍	櫻田百衛

小柳津親雄
春色黄金花
「蝶鳥筑波裙摸様」
翠柳山人
渡邊文京
宇田川文海
巷說二葉松

事時新話 明治乘合船　小柳津親雄

明治十七年に於ては、

春色黄金花　高畠藍泉
貞節美談 卯月之花　同
朝顏垣殘秋月　高畠藍泉
蝶鳥筑波裙摸様　同

例の仕合兄弟仇討の小說化。

怪談深閨屏　同
花見譬片腕　同
御伽話手遊八景　同
女盜賊峯の邦松　翠柳山人
花王樹草紙　渡邊文京
復讐美談襤褸の錦繡　同
四季花籠　同
新編嘯阿虎　渡邊文京
勤王佐幕巷說二葉松　宇田川文海
雲間月　同
浪華夢蘆秋一節　同
新編淀の車　同

春宵閑話「惜春夜作」　　同

奇談異聞備後土産稻生夜話　　梅亭金鵞

人情美譚野路の花　　高村藹一郎

松竹梅三人娘　　同

實說名畫血達磨　　繁彦

千代田城噂白浪　　繁彦

長者鑑紀文實傳　　同

今淨海大濤羅譚　　作者不詳

本書は岩崎彌太郎や、大隈等をモデルにしたと云ふので、發行當時問題を惹起したものである。

打回鳴戸岸波濤　　芙蓉樓散人

怪猫奇談岩瀨於菊仇討新話　　霞船

雲霧於辰青木夕榮　　三郁芳南

勤王餘聞園の常夏　　華彦

南海奇聞響の音信　　華彦

昇朝日彩霞引籠　　同

芳原奇聞東土産大和錦繪　　雨香

佐の松事件縫綉奨裲襠　　琴亭文彦

怪猫奇談岩瀨於菊仇討新話　　霞船

神經闇開化怪談　　一竿齋寶洲

春風亭柳枝
藍江
津田秀淋
泉澤靜濟
伊東橋塘
島衛沖白浪
雜賀柳香
梅亭金鷲
愛花情仙
服部撫松
三遊亭圓朝
中野了
山本鐵眉「東海遊俠傳」
菊亭靜
閑亭茂

唐土模様倭粹子	春風亭柳枝
千石藏譽礎	藍江
村井長庵 札廼辻雨夜の濃紅	津田秀淋
藤葛之函嶺家土產	泉澤靜濟
島衛沖白浪	伊藤橋塘
開明餘聞 復讐美談	雜賀柳香
横濱奇文 菊濱風噂高島	梅亭金鷲
情天比翼緣	愛花情仙
第二世 夢想兵衛胡蝶物語	服部撫松
怪談牡丹燈籠	三遊亭圓朝
見光主義 自由燈	中野了
東海遊俠傳	山本鐵眉
清水次郎長の物語。	
滑稽笑談 清佛船栗毛	橋塘、鼠文
尊攘奇聞 筑波の夢	菊亭靜
舊弊自慢 德川天下	閑亭茂

「小說神髓」の戯作者に與へたる影響

明治十八年に至つて、先つ說くべきは、「小說神髓」をその先驅とし、「當世書生氣質」の出現に依る、坪內逍遙の活動である。（坪內逍遙及び、長谷川二葉亭、尾崎紅葉の硯友社の活動は項を別にして說く事にし、本項では、自餘を述べる事にする。）

坪内逍遙の「小説神髓」が、一體從來の戯作小説家にどんな影響を與へたであろうかと云ふ事は次の一文で略明瞭となると思ふ。「坪内逍遙先生が「小説神髓」を公けにされたのも亦十八年の事であつた。同書は緑雨氏から借りて私共も毎夕社で通讀し、引續いて發行された「書生氣質」も緑雨氏は出版の都度之を懷にして出社し吾々にも見せて居た。そこで此「小説神髓」に於て著者が從來の勸懲主義を排斥し、小説は須く心理的なるべしと疾呼された聲が、當時の新聞小説家——即ち舊派とでも名づくべき人々——の耳にどう響いたかと云ふ點は深く研究すべき問題であるが、單に私一個の觀察ではそれは空谷の跫音には相違なかつたが、舊派の人々が悉く其の聲に目覺めて其の指導に從ひ歩一歩新しい道へ踏み出したと云ふ程の影響は與へなかつた樣である。例せば魯文翁の如きはそれは理論に過ぎずしてまだ現代の讀者には歡ばれぬであろう、何となれば日本の小説は其の仕組を第一として看る人に感興を與へるのが主眼だから、趣向の上に多少架空の細工を交へるのが當然で寧ろ是が作者の働きと云ふべきである、尤もこの文明の世に神佛の奇瑞を説いたり妖怪變化を出すやうな事は避くべきであるが其の事柄を誇張し成るべく抽象的に書き顯はすのでなければ小説たるの價値はない。神髓の著書が只管人事自然の狀態を描寫するのが小説の主腦だと云はれたのは所謂舶來の說であろうが日本には日本の風がある、神髓說は人の姿を寫眞に撮れと云ふやうなもので、寫眞は其の人そつくりを寫すのであるが眼で觀ての面白さは錦繪の絢爛たるに及ばぬではないか、小說は即ち寫眞以上に潤色した錦繪でなければならぬから、そこに多少の繪空事を附けるのが取りも直さず作者の技巧であると云ふ樣な議論であつた。とはいふものゝ事實に於て「小說神髓」は明治の新紀元を劃したもので、此頃より京傳馬琴の舊套を襲ふ者漸く減じ、文體も亦言文『致が行はれて一二年を出でずして小說界が全く一變したのである。」……私の見た明治文壇……野崎左文とあるが如く、從來の戯作者には、直接の影響こそなかつた。

名立浪龍神於珠（なだつなみりゅうじんおたま）　伊藤專三

毒婦譚で、東京稗史出版社の刊行、本書の、第四篇第五篇に、「小説神髄」の廣告が出てゐる。

通俗近代暗殺事蹟	菊亭静
鏡ヶ池操松影	三遊亭圓朝
日の出小僧白浪奇談	岡田霞船
情世界西廻轉燈籠	松林伯圓
貞節雪の梅	鶯亭昌安
花茨胡蝶廼彩色	魁蕾
女夫髷操鏡	高畠藍泉
黒白染分手綱	同

本書は相馬事件物の先驅として著名、

新説小簾の月	醒々居士
明治復讐臼井孝勇傳	作者不明
春色日本魂	揚外堂
霞幕春山堂	植廼舎雅山
女天一花園於蝶	伊藤專三
善悪草流行新形	華彦
輪囘果遺恨悌	繁彦
雪解川浪葩	同
姫路美談梅雨の松風	雅山

春色雪國の吹分　　桂雪梅香
鏡山牡丹燈籠異話　　同

明治十九年に入つて、

妲妃於百浪田舎聞　　巴慶居士
鎮太平記操早引　　一文舎白蝶
冬編奇聞雪間の孤　　名取勝五郎
伽羅石騒動　　菊水亭主人
薫香小袖出来秋　　採菊山人
義平往生傳血書　　繁彦
当世傾城物質　　四文字舎牛笑
双名竜顔今文字　　嵯峨野増太郎
貞操苦三國艶妓　　渡邊文京
風吹雨洒花　　鶯亭金升
情話朧月夜酒悌　　春水情史
近代悲憤烈士傳　　艸の舎忍
社會運歩蜃氣樓　　山川鶴吉
高野長英論迷物語　　香夢樓
黄金膝圖畫　　一筆庵可候
教育小説　　岡野宇太郎

硯友社一派の小說
硯友社
我樂多文庫
尾崎紅葉
山田美妙
石橋思案
丸岡九華
「硯友社」の結成
香夢樓緑岡田虛心川上眉山巖谷小波江見水蔭大橋乙羽廣津柳浪
尾崎紅葉の書筆
文友會の設立
我樂多文庫の創刊
我樂多文庫の編輯者

註（當時續々と刊行された政治小說に就いては別項に述べる。）

三　硯友社一派の小說

硯友社に就て語るには先づ、その機關雜誌「我樂多文庫」の事を述べなければならない。明治十八年二月尾崎紅葉、山田美妙、石橋思案、丸岡九華等が相寄つて、九段中坂上に『硯友社』を結成した。これに參加したる者は香夢樓緑、岡田虛心、川上眉山、巖谷小波、江見水蔭、大橋乙羽、廣津柳浪である。但し小波、水蔭、柳浪、乙羽の四人の加盟したのは他の者より多少後の事である。是より先き、尾崎紅葉は大學の豫備門に在つて、石橋思案、丸岡九華、と相知り「文友會」を興し、其の頃は芝、三緑山に因んで緑山と號したと云ふ。

硯友社の機關雜誌たる「我樂多文庫」の創刊は十八年三月、編輯者は尾崎紅葉、山田美妙の兩人であつた。今その初號に載せた半可通人尾崎紅葉の書いた披露の一文を見ると、

『激して曰くはチト大業。文して參るは中々艶めく。則ち書をもて才子諸彥に告げまつる。人に樂あり。隣の壁から燈をぬすみて書讀むも樂なり。銅臭きを喜ぶ守錢奴、一簞の冷飯に事足るとする淸貧家も樂しむ所なからずやは。傾城の涙に家藏の雨漏りをかへりみず。あるは二合半の寢酒に布袍を打殺して、飛んだ罪障つくるも亦樂の一部ぞかし。されど隣の壁ぬかば尻を喰ふのおそれなきにあらす。銅臭きはぢゞむさし。さりとて冷飯は腹剛ばりて病や起らん。家を持たぬば傾城の涙の雨の漏り所なく、無一文では寢酒も呑めず。快ア、何としやう。どうしやうと、凝つて思案のいらばこそ。筆の林に閑居して、不善はなさぬ君子等の、快樂の一派、和歌詩文の上品より小說散文詩歌俳句、端歌都々逸の心意氣。一切無差別。かきあつめ我樂多文庫の名にしおく。諸彥も我も樂多き冊子を月々に、編して而して諸書餘閑の憂晴し、噫

「我樂多文庫」の體裁
活版印刷

「諸業絲氣錦卷」
同人増加から
非賣品となる

吉岡書店

「硯友社」の
性格

寫實主義の標榜

非賣品の「我樂多文庫」

天下無上の快樂。俱にせんとの有志の君達。珠玉を空しく秘め給はず。値をまたず。沽らんかな〳〵とのたまへば我もいはなん。買はんかな〳〵

明治十八年彌生の末つ方柳翠花江樓のあるじ　半可通人

創刊當時の我樂多文庫は半紙半葉を十數枚綴ぢの筆寫に係る隔月發行の小冊子を同人間で廻覽したものに過ぎなかつたが、追々同人も増加して來たので、十九年十一月の第九號からは活版印刷にした。この頃になると創刊當時の菊判を四六版に改め、十六頁の小冊子であつたが、第九號には、尾崎紅葉の小說處女作とも云ふべき「諸業絲氣錦卷」、石橋思案の「春宵綺話花暦」、樵耕蛙船（山田文妙）の「嘲戒小說天狗」等が掲げられた。廿一年五月より同誌は、今までの非賣品より公然發賣される事となつた。（定價三錢、後九錢であつた）型は四六倍版、發行月も月二回（十日、十五日）發行兼印刷者は尾崎德太郎（紅葉）、編輯者は石橋助三郎（思案）であつた。その後、從來は九段中坂の紅葉の宅を發行所として居たのを廢めて、二十二年二月發行の十七號よりは、出板權を神田の吉岡書店に讓渡し「文庫」と改題して續刊したのである。「硯友社」の最初の同人の多くは東京大學（後の帝國大學）豫備門の學生で（小波（漣）は獨逸語學校）彼等は特に是といふ一定の主義主張に燃えて「硯友社」なる物を組織したのでなく、文學に對する同好の士が相集つたと云ふに過ぎなかつたのである。「硯友社」が出來てから、約三ヶ月後に出版された「小說神髓」などの影響から後には寫實主義を標榜するやうになつたと云ふべきである。「我樂多文庫」及同人のスタイルは當時としては可成りスマートな物であつたらうと思はれる。

「非賣品の「我樂多文庫」、それは悉く學生の手で成り、而も學生に不似合な通人氣風が溢れて、酒落や狂歌や都々逸や、實に驚くべき發達振りに、我及ばずを嘆ぜずにはゐられなかつた」……自己中心明治文壇史、江見水蔭「硯友社同人は、最初は戲作者的傾向及び抒情的浪漫傾向であつたので、それが逍遙、二葉亭の影

初期の同人の狀態
山田美妙
尾崎紅葉

美妙と紅葉

山田美妙
情詩人
夏木立
花くるま

響に依つて寫實主義に轉じたのである。

四　美妙と紅葉

この明治の大作家達の揺籃機關たる「硯友社」の初期にあつては、誰が特に秀でゝ居ると云ふ事もなかつた。最初は團栗の背競べで、山田美妙先づ頭角を現し、次いで尾崎紅葉斷然他をリードし、名實共に「硯友社」の指導者となり、文豪の名を冠せらるゝに至つたのである。

「けれども、未だ紅葉山人が偉いのか、思案外史の方が秀れてゐるのか、サツパリ見當がつかなかつた。其の仲間の中では、如何しても山田美妙齋か着目されてゐた。

「美妙よりも漣の方が巧いね。前者はキザな處があるが、後者には輕妙洒脫な點があつて清新だよ。」身びいきでなく、實際その頃評されてゐた。」……自己中心明治文壇史　江見水蔭

今　山田美妙と、尾崎紅葉を比較して見ると、美妙は明治二十一年八月「夏木立」を出し、紅葉は二十二年一月「二人比丘尼色懺悔」を出した。少しく美妙の方がスタートが早かつたと云ふべきで、一體に美妙は清新な味のある先驅者で、その先驅者たる所が美妙の本領である。紅葉はこれに反して、他の人によつて開かれたる道を辿つて行き、更にそれをよりよく完成せしむる所に紅葉の本領があるのであつて、美妙がその晩年に振はずして終つたのも先驅者の有する當然の運命と云はなければならない。

山田美妙が清新なる作風を以て一世を風靡した頃の名作を、年代順に擧げて見ると左の如くである。

情詩人	廿一年五月
夏木立	同　八月
花くるま	同　十月

武藏野
闇櫻
あゝの人物語
いちご姫
「夏木立」
「武藏野」「籠の俘囚」
「籠の俘囚」
特色
美妙「硯友社」を去る

武藏野	同	十二月
闇櫻	廿二年一月	
あゝの人物語	同	五月
いちご姫	廿二年七月	

小說集「夏木立」に收むる所の物は併せて六篇、「籠の俘囚」「柿山伏」「武藏野」「花の茨茨の花」「曆金剛石」「仇を思」であつたが、特に優れて居たのは、「武藏野」と「籠の俘囚」である。

「武藏野」は、南北朝時代を背景にし、南朝の新田義興の臣秩父民部とその婿世良田三郎は武藏野の秋の夕暮を歸るうちに、敵にあつて二人は殺される。その妻と嫁とは淋しき伏せ屋で、二人を待ちわびて居ると、二人の死の知らせをうけ、嫁は武裝して外に忍び出て、程なく熊に殺されたと報ぜられると云ふのであるが殊に武藏野の秋の夕暮の敍景は哀調切々として人に迫るものあるのである。「籠の俘囚」は羅馬の貴族厭ぴあすが平民の馬あじにあすの女である、馬あじにあゐを戀し、裁判官の黑おじあすと云ふものに命じ、馬あしにあゐを連れて來させ、鞭を打ちあけて辱める。父馬あじにあすが、女の馬じにあの所へ忍んで來て、仇を討つてやる事を告げて遂に女を殺すと云ふ。羅馬の貴族の暴虐を背景として可憐なる一少女の運命をよく敍して悲劇的効果を與へて居るのであり、一方には巧妙に西洋文脈をとりいれて居る。この「夏木立」は要するに全篇を通じて、二葉亭四迷の「浮雲」の如き大きな構想と深刻な內容を有して居るものではなくて、清楚なる一輪の野菊の花の如き小品と云ふべきもので、その文章の清新にして浪漫的な點に特色を有して居るのである。

「夏木立」はその頃の大書肆金港堂より出版されたもので、その時の反響は「浮雲」以來の大きなものであつた。山田美妙は「夏木立」出版後明治二十一年十月に、自己もその創設者の一人であつた「硯友社」を奕

美妙と紅葉の性格の相異

「硯友社」を去つた美妙

「胡蝶」

「胡蝶」の裸體畫

「二人比丘尼色懺悔」

新スタイルの雅俗折衷文

如として脫退して、金港堂に入り小說雜誌「都の花」創刊に從事するやうに成つた。これに就いて江見水蔭の自己中心明治文壇史には次の如く述べてゐる。

「……これに就て紅葉以下硯友社中の憤慨したのも道理であつた。行くなら行くやうに綺麗に出れば好かつたのだ。それが甚だ氣拙い出方をしたのであつた。自分は併し美妙といふ人には餘程後の年まで逢はなかつた。それも一寸挨拶を交した位の關係で終つたから、人物評をする資格は無いが、俗にシンネリムツ、リと云ふ性質らしかつた。尾崎のテキパキする肌合とは、合致しさうも無いのであつた……」。要するに、紅葉と美妙の性格の相違からであらうと思はれる。

「硯友社」を去つた、美妙は「都の花」に據つて、「花くるま」「此の子」「長久葛蒲草」「いちご姬」「腕だめし」「大恥辱」等を出したが、その後に出したもので有名なるものは、明治二十二年一月發行の、「國民の友」第三十七號附錄に、逍遙の「細君」及び森田思軒譯の「探偵ユーベル」等と共に載せられた「胡蝶」である。「胡蝶」は平家の末路時代に材を取つたもので、美女と美勇の戀と忠義の葛藤を描いたもので、「夏木立」の「武藏野」と同じく彼一流の抒情的な豐麗な而も言文一致の文體で、よく一般の喝采を博したのである。この「胡蝶」は勿論その作品の優れてゐた事に依るのであるが、それに女主人公の胡蝶の全裸體畫（それは今から見れば大した代物ではないのだが、當時では異常なセンセーシォンを惹起して、物議をかもしたのである）が一葉挿入されてゐた事が、より一層この作を高評にしたものであると云ふ。

一方尾崎紅葉は、「胡蝶」と同時に、明治二十二年一月、「二人比丘尼色懺悔」なる獨自の作品を「新著百種」の第一篇として公刊した。これで紅葉のさなきだに高かつた文名がグンと一時に高く飛上つたもので、それは彼が苦心に苦心をし、練りに練つた新スタイルの雅俗折衷文で、恐らく彼は言文一致の美妙の「武藏野」に挑戰したものであつた。

貝屏風
忍氣鉢卷
娘博士
Yes And No
風流京人形
紅子戯語
「二人比丘尼色懺悔」
作者曰
一風異様の文體

尾崎紅葉のこれまでに發表したるものは、

江島土産貝屏風	十八年五月
諸艶紫忍氣鉢卷	十九年五月
娘博士	二十年十月
Yes And No	二十一年一月
風流京人形	同　五月
紅子戯語	同　十一月

の六篇で、

「二人比丘尼色懺悔」は、幾分それでも美妙の「武藏野」の影響を受けたのではないかと思はれるが、材を歷史に取つて、時も且つ場所も定かにはきめないで夢幻的な背景を有してゐる。この「二人比丘尼色懺悔」には最初に、作者の自序及び、作者曰くなる一文が附けてある。

作者曰

一　此小說は淚を主眼とす。

一　時代を說かず、場所を定めず。日本小說に比類少し。いかなる味の物かと好心に試みたり。難者あらば、ある時ある處にて。する人々の身の上譚と答ふべし。

一　文章は在來の雅俗折衷おかしからす。言文一致このもしからずて。色々氣を揉みぬいた末。鳳が鷄か――虎か猫か。我にも判斷のならぬかゝる一風異樣の文體を創造せり。あまりお手柄な話にあらずといへど。これでも作者の苦勞如何ばかり。それをすこしは汲み分けて御評判を願ふ。

一　對話は淨瑠璃體に今時の俗話調を混じたるものなり。惟みるに。これを以て時代小說の談話體にせん

談話體

との作者の心。

一　前述の通り、世間在來の文とは。下手なりにも趣を異にすれば、讀人一見してつ。ら。いといふ。作者は少しもつらからず。我つらからざるを人々何ゆゑにつらしといふや。專ら句讀をたよりに再讀の御面倒を請ふ。

月　日　　紅葉山人

言文一致に就て

紅葉は此の作を草するに當つて一番苦心した點は、前揭の作者曰の三番目にある所の、文體に就てゞあらうと思ふ。

紅葉はじめて口語文で小說を書く

紅葉は明治二十四年八月の「二人女房」に於てはじめてその苦心に成る言文一致を試用した。更に彼の藝術の最高峯たる、明治二十九年三月起稿の長篇「多情多恨」に於ても、言文一致體で成功し、更に絕作「金色夜叉」に至つては、今度は還元してゐるのである。「二人女房」と「三人妻」は、雅俗折衷體、二十七年の「紫」の言文一致である。その例として、

雅俗折衷體

「平生に異りてお銀は一向に冴えぬ顏色。窓外の方を眤と眺めて、團扇の柄で膝を小刻みに敲いてゐる。お鐵は姉の顏を不思議さうに多時見込むでゐたが、小聲に、「姉さん」と呼べど、返事なければ、手を把つて。」

二人女房

二人女房

「鷲見柳之助は其の妻を亡つてはや二七日になる。去る者は日に疎しであるが、彼は此十四日をば未だ昨日のやうに想つてゐる。」

多情多恨

多情多恨

「總じて婦は物に動し易く、喜怒哀樂の情急にして、箸が轉げても笑へば、髮が毀れても泣くに出來て、男も及ばぬ程剛い所ある代りは、また弱い所あつて、其の急所を行けば何の手もなく猿の一打、ころりと參る

三人妻

紫

と當々痴任の與言。それは才識などゝ口説して經驗のあるより、女は誰もさういふものと侮りたるが憎し」

三人妻

「日影は暖々と、輕暖い風が吹くでもなく、吹かぬでもなく、店前は衣香、傘影、車の轟、人の聲。是が或る人の生死の界の前日、三月晦日の日和である」

紫

紅葉は一生涯、言文一致の Yes か No に就て頭を惱ましてゐたのではないかと考へられる。言文一致に就ては、二葉亭四迷及び山田美妙の二者が、紅葉より一歩先んじて居るが、彼も亦言文一致に就いての一大功績者と云はなければならないと思ふ。

「二人比丘尼色懺悔」は、その文體に苦心する紅葉が凝りに凝つたもので、

「寂寞はそも如何ならん。片山里の時雨あと。晨より夕まで。昨日も今日も凩の烈く。あるほどの木々の葉――峯の松のみ殘して――大方吹き落しぬれば。山は面痩せて哀に。森は骨立ちて凄じ。

谷の流だに聲らずば。山賤も知らぬ谷陰に誰がすむ庵ぞ。かくても尙捨難き浮世の面影のこす菱垣。疎に結び續し。竹は蝕み。繩朽ちたれど枯蔦の名殘惜しく縋れるまゝに例もやらず。二本の黑木を入口の標に。茅葺の屋根は蒼に黑み。落懸る檐風に傷はしく。風情は月にばかりの破壁。強くは踏まれぬ竹緣切株の履脱より左に三尺。其處に筧の水。ほどにもなく絕えせぬ雫。閼枷桶に滴る音の。やう〳〵幽に疎に成り行くは樋の口凍るにやあらん。夕暮の風寒し」

「二人比丘尼色懺悔」は美妙の「武藏野」や「胡蝶」と同じ傾向のものであるが、脚色から云へばそれよりも複雜である。文體は言文一致でなく、一種の雅俗折衷的な新しきものである事は前述の通りであるが、內容は何も特に新しい性格描寫などと云ふものはなく、また新しき思想が盛られて居る譯でもない。此の點が甚だ物足りなく感ぜられるのである。明治二十二年中には紅葉は、筆に油が乘つた爲か、「色懺悔」と共に、計

十二篇の小說を書いてゐる。重なる物を擧げると、

やまと昭君	三月
江戸水	七月
うかれ鳥	九月
關東五郎	十一月
裸美人	十一月
初時雨	十二月
紅懷紙	十二月

「やまと昭君」は、「アラビアンナイト」の「夫と鸚鵡」よりヒントを得たもので多分に戲作的興味が籠つて居ると思はれる。

明治二十三年の紅葉は「小說神髓」等の影響で寫實主義的傾向の下に幾多の作を發表したのであつた。二十三年には、

拈華微笑	一月
京鹿子	二月
新色懺悔	同月
夏痩	五月
戀の蛇	七月
伽羅枕	同月
此ぬし	九月

やまと昭君
江戸水
うかれ鳥
關東五郎
裸美人
初時雨
紅懷紙
「やまと昭君」
「小說眞髓」の影響
拈華微笑
京鹿子
新色懺悔
夏痩
戀の蛇
伽羅枕
此ぬし

新桃花扇
己波川
「幼年文學」創刊號

新桃花扇　十二月
己波川　十二月
と外に、月が不明であるが「幼年文學」の創刊號として刊行された、「鬼桃太郎」等十篇を算へてゐるのである。

讀賣新聞に入社
「夏痩」

　これより先紅葉は、明治二十二年十二月、高田早苗の紹介で、讀賣新聞社に入社した。これより「夏痩」「伽羅枕」「多情多恨」「金色夜叉」等、その名作の幾多が「讀賣新聞」を飾つたのである。

「夏痩」は、淫蕩なブルジョア娘ゆかりと云ふのに、貧しくて溫順な小間使の美代を配し、美代はその家に仕へる者の子の蓮田震策と結婚したのであるが、娘のゆかりは震策と不義の結果懷妊までする。然し美代は夫をいさめまたゆかりを病氣保養として修善寺溫泉に連れて行つて出産させ、その子を震子と名づけて自分の子として、ゆかりを結婚の出來る體にして落着すると云ふ構想である。

　この作のうちで作者が特に力を籠めて居るのは二人の女性の對照(コントラスト)である。然しながら二つの性格の描寫も個性の具體的な性格描寫までは突込まずに、只その類型的なるものが寫實的に描かれて居るに過ぎないのである。

「此ぬし」

「此ぬし」は春陽堂發行の新作十二番の一として刊行されたもの、この新作十二番は、木版刷の美裝本で、大家のみを十二人揃へる計畫で、第一册に篁村の「勝鬨」を出した。その後を引受けたのが、この作で紅葉は大乘氣になつて書き、僅に三日ばかりで書き上げたと云ふ。彼は晩年には神經衰弱の結果一日三行が難かしい程の遲筆であつたが、この頃には相當の健筆であつたのである。

　注（紅葉に就いては二十四年以後に解くべき事が、其大部分であるのであるが、別の機會に讓る事にする。）

「硯友社」の同人

「硯友社」の重なる同人はと云へば、紅葉を始めとして、中途で去つた、山田美妙、及び、丸岡九華、武田

紅葉直系の門人
徳田秋聲
泉鏡花
小栗風葉
柳川春葉

桂舟、中村花痩、岡田虚心（朝太郎）、大橋乙羽、細川風谷、川上眉山、石橋思案、巖谷小波、香夢樓緑、江見水蔭、廣津柳浪（この人は客將格であつた）等極めて多士濟々たるもので、單に小説家のみならず、これに紅葉直系の門人、秋聲、鏡花、風葉、春葉等を加へて益々明治文壇を壓する大勢力であつたのである。尤も明治二十三年までに文壇に認められてゐたのは紅葉、美妙、思案、小波に水蔭が少しで、眉山、柳浪、水蔭等が認められたのは二十四年以後の事である。

「硯友社」と新興藝術派

「硯友社」とジャナリズム

春陽堂讀賣新聞

「硯友社」に評論家無し

「硯友社」が別段に文學上に特にこれと云ふ主義主張に燃へて結成されたものでなく、云はゞ、藝術至上とでも云ふか、享樂とでも云ふべき氣分で結成された事と、非常に粹で通がつた（勿論當時のものとして）スタイルを有つて居た事は一寸、昭和の新興藝術派と類似して居ると思ふ。「硯友社」が、春陽堂讀賣新聞と最初から關係があり、後には、これは大橋乙羽の後援があるのだが博文館とも繫がりが有つたと云ふ事、即ちジャナリズムに乘つて活躍する事に不自由しなかつた事は、「硯友社」に取つて決して不幸な事ではなかつた。然しながら「硯友社」同人中に一の評論家が居なかつた事は、悲しむ事であると云はなければならい。

紅葉の略歴

尾崎紅葉の略歴を紹介すると、名は德太郎、慶應三年十二月十六日江戸芝中門前に生れた。父は父齋と云ふ秀れた彫刻師であつた。幼にして母に別れ、祖父母の手によつて育ち、小學ののち、三田英學塾に學ぶ。明治十六年神田一ッ橋の大學豫備門に入り、明治二十年（二十一歳）帝國大學法科に入り、一年にして文科に移る。居る事一年にして退く。

「硯友社」を組織す

明治十八年二月、山田美妙、石橋思案、丸岡九華等の同志の士と、九段中坂上に「硯友社」を組織した。馳せ參ずる者、川上眉山、巖谷小波、江見水蔭、廣津柳浪等、次いで「我樂多文庫」を創刊す。紅葉の作「江島土産貝屛風」はその初號より連載されたが紀行體のもの故、小説の處女作は、明治十九年五月の「諺紫怒氣鉢卷」である。二十一年五月より「我樂多文庫」連載の「風流京人形」は、特にその頃好評なりしもの、

樺島菊子と結婚

佐渡に遊ぶ

金色夜叉

長逝す

紅葉門下の人々

紅葉の文學活動

習作時代

寫實傾向時代

明治二十二年（二十三歳）の時、吉岡書店より、「新著百種」の第一編として公刊された「二人比丘尼色懺悔」は彼の出世作ともいふべきもの、一躍文壇の覇を稱するに至つた。

同年十二月、高田早苗の紹介で讀賣新聞社に入社、爾來「伽羅枕」（二十四年、讀賣新聞）「二人女房」（二十四年、都の花）「三人妻」（二十五年、讀賣新聞）「心の闇」（二十七年、讀賣新聞）「多情多恨」（二十九年、讀賣新聞）等の代表作を續々として發表、「二人女房」は彼の言文一致體最初のもの、「多情多恨」はその藝術の最高峯として共に注目さるものである。明治二十四年十月二十五歳にして、樺島菊子と婚を結ぶと云ふ。性來江戸つ子の紅葉は旅行好きではなく、生涯にこれと云ふ旅行はしてゐないが、明治三十二年の夏、佐渡に遊びローマンスを殘した事は能く人の知る所である。尤も佐渡に遊んだのは、神經衰弱療養の爲であつたので、その後も健康勝れず、明治三十四年頃には、激く胃腸を病み、これより先彼は、明治三十一年、一大雄篇たる「金色夜叉」を起稿し、其後の絹畫裡に「讀賣新聞」に連載されて居たが、それも休載の日が多くなり、翌三十五年遂に「讀賣新聞社」を辭し、同年十月「二六新報」に入る。翌三十六年二月、大學病院で胃癌の診斷を受けた。三月退院、十月三十日夜長逝す。享年僅に三十七歳、餘りにも短かゝりし一生であつた。

辭生の句に「死なば秋露のひぬ間ぞ面白き」。彩文院紅葉日崇居士と云ふ。

紅葉その門を養ふこと二十餘名、泉鏡花、小栗風葉、柳川春葉、德田秋聲の四人は紅葉門下の四天王と稱せられ、共に後年文壇に重きをなし、特に鏡花、秋聲は昭和の今日依然として活躍して居る。紅葉の文學的活動の跡を今振り返つて見ると、第一期は「二人比丘尼色懺悔」まで習作期とでも名付くべきもの、この期の彼は、江戸の戲作者的傾向及び浪漫的傾向であつたのであり。「色懺悔」以後即ち二十三年から二十七年頃へかけては、寫實的傾向の時代とでも云ふべき第二期で、殊に女性の類型的性格の對立を描いてゐる、「夏瘦」「二人女房」「伽羅枕」「三人妻」等が其の代表作、次は飜案小說にかくれて、創作方面からは遠ざかつて居た

休養時代

飜案小說「冷熱」「隣の女」

晩年時代

紅葉の俳句

紅葉の少年文學「二人椋助」

紅葉の趣味

「我樂多文庫」第一號

紅葉の別號

時代、即ち云はゞ休養時代とでも云ふべきか、靜に自己の作品に就て反省し、深く來るべき活動に對して考へて想を練りに練つて居た近き活躍に對する準備時代とも云ひ得る。何故彼が西洋小說の飜案によつたかと云へば、勿論彼の作品をよりよくせんが爲の努力の結果に外ならなかつたとも考へられるが、實はこの期の明治二十七八年は、日淸戰爭の爲、とても落着いて創作等出來得るものでなく、彼としては止むなく一時飜案によつて、筆硯の勞を醫したのである。飜案小說の代表的なものに、「令熱」「隣の女」等がある。最後に來たるものは、前記の自己内省から生れ出た、最後の活躍時代で、「多情多恨」「金色夜叉」(未完結)がその所産である。紅葉創作の餘力を俳句に向け、十千萬堂の號を用ゐ、俳壇に盆する所も大なるものがあつた。更にまた彼は少年文學にも意を用ゐ、明治二十二年には、「關東五郎」同二十三年に「鬼桃太郎」、二十四年に「二人椋助」を出し、殊に「二人椋助」は、惡人榮えて善人滅ぶと云ふ、勸善懲惡を皮肉つたもので、俄然教育家等より非難せられた事で著名である。紅葉はまた狂歌を能く詠じた。一體に彼は多趣味であつたが、弓にしても、魚釣でも銃獵でも、凝る割合に拙かつた。

「我樂多文庫」第一號に

一朶の菖蒲花まさに開き三千の傾城オヤはづかしい。

傾城は菖蒲の色を疾むらん

おのが襦袢の朱奪ふとて

狂詩も小唄もよく作つた。

花の雲(本調子かきおくる替へ歌)春風にそよぐ柳のみだれ髮。ねをきのまゝの花の顏。むかふ鏡にはづかしく。見る目おぼろの遠山櫻。雲とまがふや。薄粧。あだな姿に。思ひがますぞへ。

紅葉は狂歌に於ては、時雨染益、杵下有明萬琴足、手那邊下足、初音里成、須田河原舟則等と名乘り、

紅葉と云ふの由來
紅葉の都々逸
井原西鶴の影響
山田美妙の略歷
新體詩選
[illegible]
戰景大和魂
花の雲
つぼすみれ
竪琴双紙
文名嘖々となる
金港堂に入る
晩年極めて不遇

狂詩では[illegible]等、作句では、十千萬堂、最初綠山と云ひ、後に紅葉（山人）と號したのは、芝の三綠山下、紅葉山下に生れた所からであると云ふ。新體詩では綠山逸史と號した。紅葉はまた能く酒興に乘じては、「わしの好きなは世界に二人井原西鶴、シエクスピヤ」と云ふ都々逸を唱つたと云ふ事であるが、事實紅葉に對する井原西鶴の影響は頗る大なるものがある。前述の都々逸の外に、明治二十三年一月五日小石川水道町の佐藤正興邸で催された「硯友社」の文士劇の大切「花競八方子」に出演した紅葉のツラネの中に「元祿風を吹き返し」と云ふ科白があつた。これは元祿文學復興の意を現したものであらう。紅葉の西鶴の影響に最も濃く染つた作は「伽羅枕」「三人妻」である。

次に節くその清純なる作品を以て、明治初期文學史上に不滅の光彩を放つてゐる山田美妙の經歷を紹介すると、名は武太郎、明治元年七月東京神田柳町に生れた。十七八歲の頃新體詩を作つたが、發表機關なく惱んでゐたが、「新體詩選」を十九年四月出版した。「新體詩選」には、美妙、紅葉及び九華の詩計十篇收めてある。本書の編輯は山田美妙が當り、原稿料は二圓五拾錢であつたと云ふ。彼の新體詩の作に「戰景大和魂」、「花の雲」「つぼすみれ」等がある。三田英語學校に學び大學豫備門に入つたが教師と衝突し中途で退き、紅葉等と共に「硯友社」を起し、「我樂多文庫」第一號に載せたる「竪琴双紙」はその小說の處女作と云ふべきである。

明治二十一年八月、小說集「夏木立」を著すや忽ち文名嘖々となるに至つた、夙に言文一致を唱道し、その文は清純掬すべきものがあり、よく言文一致の實を收めた。幾何もなく故あつて「硯友社」を出て金港堂に入り「都の花」の編輯に力を盡し、二十二年一月「胡蝶」を「國民之友」に發表し、名聲彌增すものがあつたが、文壇的生命が短かく、その物したる作品は一生を通じて百二十八篇、多作家に屬するものであるが、今日問題にされるのは、極めて少く、初期の數篇のみである。「硯友社」を離れては孤軍奮鬪する事二十有餘

長逝

年、晩年甚不遇であつた。初め樵耕蛙船又は飛影とも號した。後「日本大辭書」の編纂に從事したが未定稿のまゝにして、頸線癌種を病んで、明治四十三年十月二十四日遂に長逝した。

硯友社の人々

川上眉山
巖谷小波
江見水蔭

廣津柳浪

女子參政蜃中樓

五　硯友社の人々

硯友社の同人中で、比較的早く名を成したる者は尾崎紅葉、山田美妙の兩名であるが、その外に名を成したるものは川上眉山にしろ、巖谷小波にしろまた江見水蔭にしろ、その活動は美妙、紅葉に遲れたる事數年である。只「硯友社」中に有つても、廣津柳浪は紅葉等よりは年齡も長けてゐたので自ら別將格であつたと云ふ。廣津柳浪の眞の活動は日清戰爭後であるが、便宜上作品の大體及びその略歷を述べて、詳細は其の活躍期に際して記す事にする（註、以下の「硯友社」同人、川上眉山、江見水蔭等これに準ず）

柳浪は明治二十年五月より、「東京繪入新聞」に「女子參政蜃中樓」を連載した。彼の處女作である。この作は政治小說の歷史の一頁を飾るものとして著名である。題材もグット思ひ切つてハイカラなもので、女子參政權獲得のために山村敏子なる女主人公が大阪へ出て、その從姉の櫻田艷子や、艷子の友の松山操や、改進黨で勢力を有してゐる久松幹雄や浮田青萍等にあふ。艷子は久松と結婚しようとするが、ふとした事で浮田青萍に操をゆるすに至る、とゞ久松は操と親しくなるが浮田が邪魔をする。敏子は久松を愛して居たが、久松と操の爲に援助する。そのうちに浮田は艷子と內祝言をしたが、難波オペラの瀨川菊枝と親しくなり不和となる。久松は女子參政權に反對し參政權に破れる。怒りに燃えた敏子は久松と操の結婚式の歸りの久松を狙擊したが、誤まつて、浮田と菊枝を殺すに至る。艷子は入水し、敏子は行方不明になつて大團圓と云ふ極めて脚色複雜な戲曲的な政治小說であるが、この結末の餘りにも悲慘にして終つてゐる點は、後年深刻小說をもつて一世に鳴つたる作風を早くも暗示して居るのである。

二おもて
御橋
養相如
殘菊
花の命
「殘菊」
深き精細な心理描寫
廣津柳浪の經歷
「女子參政蜃中樓」
「變目傳」
「黒蜥蜴」
「河内屋」
「今戸心中」
「畜生腹」
「骨ぬすみ」
「心の火」

「女子參政蜃中樓」の次には、

二おもて	二十一年
御橋	二十二年六月
養相如	同　十一月
殘菊	同　十一月
花の命	同　十一月

一體に多作家で、明治二十三年前後にも幾多の作品を出して居るが、就中明治二十二年十月に「新著百種」の一篇として刊行された「殘菊」に止めを刺す。

「殘菊」は或る婦人が結婚後、夫は海外に留學し一人の子供と母と淋しく留守をして居る中に肺を犯され、一時は癒つたが、ある日子供を負つて庭に出て再び病篤くなつたのであるが、危く命を取り止めると云ふだけの極めて簡單な構想であるが、その心理は深く精細にえぐつて描寫してゐる。この點同時代の紅葉の類型的心理描寫の壘を摩するものがあるのである。

廣津柳浪、名は直人、文久元年六月八日、長崎市材木町に生る。幼時に上京、番町小學校、外國語學校を經て、明治十年大學醫學部豫備門に入る。農商務省の官吏たりし事五年、明治二十年五月の「女子參政蜃中樓」を東京繪入新聞に連載したるを處女作として、明治文壇にその足跡を印し、「硯友社」同人となり、續いて「御橋」(二十二年六月)、「殘菊」(二十二年十一月)「變目傳」(二十八年二月)「黒蜥蜴」(二十八年五月)「河内屋」(二十九年三月)「今戸心中」(同年七月)「畜生腹」(三十年十月)「骨ぬすみ」(三十二年一月)「心の火」(四十一年二月)等その代表的傑作である。彼の作品たるや、何れも悲惨なる悲劇で、「深刻小説」の名稱を冠せられた所以である。これは全く取るに足らざる臆測かも知れないが、彼が大學に在つて、醫學の素養を修め

深刻小說

醫學と深刻小說

門下生
永井荷風
中村春雨
遺子和郞
川上眉山

「魂膽祕事枕」
「黃菊白菊」
「墨染櫻」、「うつせ貝」
「墨染櫻」
「新著百種」
「大盃」
「書記官」
「うらおもて」
「ふところ日記」
「野人」
「ゆふだすき」
「觀音岩」

たと云ふ事が、彼の物する題材の多くが、一例を取つて見ると、「黑蜥蜓」のお都賀の如く「鼻も口も尋常ながら、眉毛は赤土の土手に、枯木の枝疎なるも斯くや」と形容してゐるやうな醜女であり、また「變目傳」の傳吉の樣に「駒下駄突掛けて、ちよこ〳〵と小走りに歩める樣、往來の人目を惹けば、口惡なき童等は蜘蛛男又は侏儒と綽名し」と云ふが如き醜怪なる男でありよく生理的又は心理的缺陷によつて起る悲劇を取扱ふ點、その殺人心理の異常にして微細なる點等は彼が醫學部にあつて、解剖學心理學等を修めたと云ふ事が與て力ある物と考へられるのである。(これに就ては深刻小說が文壇に地步を占めた時に、詳說したいと思ふ………註）彼の門よりは、永井荷風及び中村春雨（吉藏）を出した。昭和三年十月十五日彼は大森木原山にて長逝したのであつた。遺子和郞が現文壇に活躍して居る事は今更說くまでもない事である。

川上眉山も同じくその活躍期は日清戰爭後である。眉山は名は亮と云ひ、明治二年三月五日大阪に生れた。幼にして父と共に上京す。お茶の水附屬小學校、本鄕小學校、府立第一中學校及び進文學舍を經て、明治十七年大學豫備門に入り。十八年、紅葉、思案、美妙、等と共に「硯友社」を起し、二十一年帝國大學法科に學び、一年にして文科に轉じた。卒業に先んじて退學、この頃は學を中途で廢すると云ふ事が、特に文科等では流行した。二十一年二月、「我樂多文庫」第十六號に發表した「魂膽祕事枕」がその處女作である。引續いて「黃菊白菊」(二十一年六月)「墨染櫻」(二十三年四月)「うつせ貝」(二十四年三月)等を發表した。殊に「墨染櫻」は、「新著百種」の一として刊行されたもので、「新著百種」は當時の文壇の登龍門で、この一作によつて彼は明治文壇にデビュウしたのである。その重なる作に、「大盃」(二十八年一月)「書記官」(同年二月)「うらおもて」(同年八月)「ふところ日記」(三十四年九月)「野人」(三十五年九月)「ゆふだすき」(三十九年二月)「觀音岩」(前篇三十九年四月後篇四十年七月)等、長短篇合せて略〻百二十篇、彼も亦健筆家と云はなければならない。

好男子
自殺す
夢幻の死
石橋思案
「仇櫻遊里夜嵐」
「乙女心」
「斷腸花」
「代脈」
「三日車夫」
「萬歲」
「いさみ新聞入社」
「文藝倶樂部」

江見水蔭の「自己中心明治文壇史」の八七頁、文士劇の由來なる條に、「眉山が若衆姿で一番先に出た。故人田之助と云ふ評が出た程綺麗だつた」とある如くなか〳〵の好男子であつたと云ふ。明治四十一年六月十五日遂に突如として彼は自ら命を絶つたのである。原因に就ては「それは誰にだつて分るものでない。恐らく死んだ當人だつて分らなかつたと云へるかも知れないのだ。……略………自分及び硯友社の者の判斷は夢幻の死と云ふのに一致したのであつた。酷烈に云へば無責任の死とも云へるのであつた。天才的文士の頭腦は到底普通人の考慮を以て測定は不可能である。稍それに近い頭腦の持主たる文士——文士中の親友の一人たる自分の判斷を、兎に角信用して貰ふより他には無いのであつた」と、江見水蔭の「自己中心明治文壇史」には有り、或は生活難からであるとも藝術難からとも享されたが、結局未だに五里霧中である。この點昭和二年七月二十四日の芥川龍之介と類似してゐるが、眉山の場合には、遺書が無かつたと云ふから、或は水蔭の說くが如くふら〳〵と發作的にやつたのかも知れない。享年僅に四十、駒込吉祥寺に葬つた。芳文院眉山淸亮居士と云ふ。

「新著百種」を舞臺として文壇に登場した人に同じ「硯友社」同人の石橋思案があつた。彼は名は助三郎、慶應三年六月二日橫濱辨天町に生れた。明治七年東京師範附屬小學校に入り、學習院を經て、明治十七年大學豫備門に入り、十八年紅葉等と共に「硯友社」を起した。明治二十一年第一高等中學を卒業し帝大法科に入り文科に轉じ、紅葉、眉山等と共に中途にて退いた。「我樂多文庫」に發表した「仇櫻遊里夜嵐」を處女作として、「花盜人」(二十二年二月)「乙女心」(二十二年六月、新著百種)「斷腸花」(二十七年六月)「代脈」(二十八年一月)「三日車夫」(三十年九月)「萬歲」(三十七年七月)等の諸作を發表したが、別にこれと云ふ代表的傑作が製作されなかつたのは、彼にとつて遺憾の極みである。これより先、二十六年「いさみ新聞」に入社、八月解散、「中京新報」「團々珍聞」「讀賣新聞」等を經て、三十五年博文館に入り、「文藝倶樂部」を主宰し、大正五年

大橋乙羽
「中央新聞」
「こぼれ松葉」
「鵜飼火」
「露小袖」
「都土産」
「赤十字」
裏面より文壇に盡す
博文館

巖谷小波

巖谷一六
別號
眞如の月
五月鯉

同館を辭した。昭和二年一月十八日長逝す。年を享くる事六十一。思案の門下にして、彼より早く世を去つた渡邊（大橋）乙羽がある。

乙羽は明治二年羽前米澤に生れた。上京後「中央新聞」に筆を執つてゐた。明治二十二年十月の「文庫」に發表した「こぼれ松葉」がその處女作であらう。その作に「鵜飼火」（二十二年十月、讀賣新聞）「露小袖」（二十三年十月、新著百種）「都土産」（二十六年十二月、明治文庫）「赤十字」（文藝倶樂部）等決して尠しとしないが、特に名作と稱すべきものに乏しき憾みがある。寧ろ彼としては、博文館主大橋佐平氏に懇望されてその女婿となつて、裏面より即ちヂャナリスチックに「硯友社」並に文壇に盡したのを記憶すべきであらう。又彼は寫眞術にも能く長じて居り、紀行文を能くし、「千山萬水」「耶馬溪」「初子集」「花鳥集」「名流談海」「若菜籠」等の著があつたが、明治三十四年六月一日三十三歳にして遂に不歸の客となつた。

後年少年文學に身を投じ、お伽の小父さんとして、總理大臣の名や文部大臣の名はおろか受持教師の名も碌すつぽ知つても居ない全國の幼稚園の生徒から、小學校の生徒にその名を能く誦せられた、巖谷小波は明治三年六月東京麹町平河町に生れた。父は書家として有名な巖谷一六である。大江小波、樂天居、隔戀坊の別號がある。獨逸協會學校及び、水蔭と同じく稱好塾に學んだ。「硯友社」に入り、二十年六月の「我樂多文庫」に載せた「眞如の月」を以てその處女作とする。彼が常時既に言文一致體を試みて居た事は特記すべき事である。次で明治二十一年五月の公刊となつた最初の「我樂多文庫」に、言文一致體の「五月鯉」が紅葉の「風流京人形」及び美妙の言文一致體の「情詩人」と共に載せられた。この時十九歳と云ふから彼も亦早熟の才子であつた。「五月鯉」の言文一致は、美妙のそれよりは、ギゴチなさを感ぜしめられる。

「見渡す限り物寂しくて、武藏野の昔時を忍ばれる傳通院の裏手の眺め、向ふの本郷臺は霧に立て籠られて、其の隙から燈火が二つ三つ仔細らしく見えて居る鹽梅は、油繪でもよく見る樣な景色。此方の植物園の

兒車　黃金丸　「妹背貝」

「鬼車」

「黃金丸」

少年文學の風潮を拓く「こがね丸」

馬琴臭をし

峯は雲の中に半分隠れて頭だけ黒く顯した處、四條派の墨繪に似てゐる。十日餘りの月は早や半空までせり昇り、ちんと澄し込んで下界を見おろして居る。」（五月鯉）

「眞如の月」「五月鯉」に次ぐ彼の作品は、

鬼　車	二十二年三月	文庫
黃　金　丸	二十二年	
妹　背　貝	二十二年七月	新著百種

等を出して文名が揚つたのである。春陽堂より單行本として、二十二年に隔蘂坊譯、年恒畫の「鬼車」が出て居るが、「文庫」に揭載されて好評を博した小波の「鬼車」と同一であらうと思はれる。

「黃金丸」は始めて日本の少年文學の扉を開いたもの、初めて文學としての童話を日本の少年少女に提供したもの、爾來文藝家が兒童に讀物を寄與する風潮が拓けて來た。小波自身も、自分で悟つたのか、或は尾崎紅葉に勸められたとも云ふが、少年文學の道を開拓して行つたいである。その名作「こがね丸」は、黃金丸と云ふ犬が、親の仇の金眸なる大虎を、文角と云ふ少年と、鷲郎と云ふ犬の助太刀で讐を討つと云ふストーリーであるが、彼の小說が言文一致體であるに拘らず、これには文語體で、しかも文體內容共に馬琴臭を感ぜしめられるのである、一例を擧げると、

「悼はしや花瀨は、夫の行方追ひ駈けて、後より急ぐ死出の山、其日の夕暮に歿りしかば、主人はいとゞ不憫さに、其の死體を棺に納め、家の裏なる小山の蔭に、之を埋めて石を置き、月丸の名も共に彫り付けて、形ばかりの比翼塚、跡懇切にぞ弔ひける。

かくて孤子の黃金丸は、西東だにまだ知らぬ藁の上より牧場なる、牡丹が許に養ひ取られ、それより牛の乳を飲み、牛の小屋にて生立ちしが、次第に成長するにつけ、骨格尋常の犬に勝れ、性質も雄々しくて、天

晴れ頼もしき犬となりけり。

扨また牡丹が夫文角と云へるは、性來義氣深き牛なりければ、花瀬が遺言を堅く守りて、黄金丸の養育に日暮心を傾けつゝ、數多の犢の群に入れて、或時は角鬪を取らせ、又は競走などさせて、只管力業を勉めしむるほどに、其の甲斐ありて黄金丸も、力量飽くまで強くなりて、大概の犬と噛み合ふても、打ち勝つべう覺えしかば、文角も斜ならず喜び、今は時節もよかるべしと、或時黄金丸を膝近くまねき、さて其方は實の兒にあらず、斯樣々々云々なりと、一伍一什を語り聞かせば、黄金丸聞きもあへず、初めて知る吾が身の素性に、一度は驚き一度は悲しみ、又一度は金鉾が非道を切齒して怒り罵り………略…」

小波の俳句

巖谷小波が俳句をよくする事は、極めて周知の事實である。

初日出海一ぱいの御旗哉　　小波
夕涼足で犬の背撫でながら　　同
稻妻や鳴戸を急ぐ八丁櫓　　同
及第や髭や春待つ男ぶり　　同

嘗て、京都日出新聞に勤め、また東洋語學の教授として獨逸に聘せられ歸朝しては博文館員となり、或は早稻田大學講師、文藝院委員の任にあつた。

江見水蔭　レコードホルダー江見水蔭

明治年間には約六百二十篇の創作を出したが、大正、昭和と加算すれば、恐らく世界のレコードホルダではないかと思はれる超多作家の江見水蔭は、明治二年八月十二日岡山市一番町に生れた。名は忠功と云ふ。（水蔭の經歷は、自著の「自己中心明治文壇史」に委を盡してある……註）十三歳にして上京し、更に栃木に赴く。再び東京に來り、杉浦重剛の稱好塾に學んだ。

「怪談明石の汐風」

栃木に在つた時既に手すさびに、「怪談明石の汐風」と云ふ草双紙風の物を書いたといふ。稱好塾で發行して居る筆耕雜誌の「毎週雜誌」に書いた「賤のふせや」

「賤のふせや」
「櫻かな」「驚く鴎」
旅畫師
花の枝
櫻月
賣奇郎
速射砲
不知火
戰爭小說
多藝多趣味

と云ふ七五調の小說（今のオペラの脚本見たやうな物と云ふ）が「日本文藝雜誌」に掲載され、更にそれが「日本の女學」に轉載された。續いて「櫻かな」「驚く鴎」を同誌に寄稿した。以上の題名は當時としては新奇な物珍らしいものであつたと云ふ。

その頃巖谷小波が硯好塾へ入塾し來つて相知るに及び、小波の紹介で「硯友社」に入つたのである。それからの作品は、

旅畫師	二十二年六月	文庫
花の枝	二十二年	小說叢詞
櫻月	二十三年	金港堂小說叢書
賣奇郎	二十四年	讀賣新聞
速射砲		中央新聞
不知火		讀賣新聞

等、續々と刊行して居るが、これと云ふ作は無い。彼は日清戰爭の際には、主として「中央新聞」に、日露戰爭の時には「二六新聞」を舞臺として、數限りなく戰爭小說を書きのめして居る。「中央」「神戸」「讀賣」「二六」「國民」等の新聞社に勤めて、健筆を揮ひ、又博文館に在つた事もある。頗る奇行に富み多藝多趣味、相撲、人相學研究等、江見水蔭が老いて益々健在なる事は慶賀に堪へない所である。水蔭は自己の「自己中心明治文壇史」の自序に次の如く述べて居る。

「それから、執筆中に逝去した人が、二三では留らなかつた。それで自然と記文に統一を缺いたと云ふ事は、校正の際に於て、殊に感慨無量であつた。兎に角、四十餘年の文壇生活、此著を通じて自己が自己を回顧し、且つ聊か自評を加へて見ると、自分は實に散文詩人たらんとして、得なかつたものだ。自然の絕對美を求め

散文詩人

各小説の先驅

武内桂舟
中村花痩
丸岡九華
喜多川麻溪
岡田虛心亭
多田漁山
細川風谷
香夢樓綠
中西幹男
丸岡九華
散浮花

て、それに理想化の人物を調和させたものを、紙上に活躍させる自分の目的の下には、時代を超越するのは勿論であつた。現代思潮に觸れぬのは當然なのであつた。それをその時の批評家は殆ど見て呉れなかつた。彼は現代を解せぬ人間を知らぬ、と見當違ひの攻撃を受けつゞけた。そんな事に無關心で、飽まで散文詩人として押通すには、餘りに自分は弱かつた。それは生活の點から崩れ初めた。生きて行く爲には通俗に走つた糊口を過す爲には何でも書いた……略……生活の安定を得たならば、元の詩に還らうと思ひつゝ、いつしかに歳月は過ぎたのであつた……略……斯うした事情で、自分には未だ今日まで、水蔭時代と云ふものが來らなかつた。それは永久に來らずに終るのであらうが、其の代り自分は、常に第二流であり、第三流であつた。同じにスタートを切つた選手達は悉く決勝點に入つて、月桂冠を頂いて了つたのに、未だ自分は走りつづけてゐた。……略……通俗小説でも俠客小説でも、探偵小説でも、海事小説でも、軍事小説でも、怪奇小説でも、明治に於ての先驅は大概自分が勤めてゐた。脚本などでも早くから試作した。けれどもソンナ事を誇るのは餘りに幼稚で、且つ低級だとは知つてゐる……略……」

（註、傍點筆者）と、悲しい事ながら彼が二流の藝術家、（藝術至上的）であつた事を承認しなければならない、が然し、文壇生活五十年に垂んとして、未だ意氣壯んにして、終始一貫文筆を以て終る水蔭の如き作家も、空前にして絶後と云はなければならぬのである。

以上が「硯友社」に有つて文名を遺した人々であるが、武内桂舟は畫家として硯友社一派の人々と共に著名で、一派のために輕妙な筆を揮つてその挿繪を描いた。その外に中村花痩、丸岡九華、喜多川麻溪、岡田虛心亭（朝太郎）、多田漁山（寛）、細川風谷、香夢樓綠、中西幹男（梅花道人）等がある。

丸岡九華に

散　浮　花　　　二十一年八月　　　我樂多文庫

鏡襲花
白髑髏
喜多川歌渓
眞美人
猿虎蛇
多田漁山
積雪節松枝
舊學士
雲間の月
岡田虚心亭
阿新丸
妾薄命
中村花痩
檜木笠
谷間の雪
離れ鴛
玉蟲
中西梅花
櫨紅葉

鏡襲花	二十二年二月	文庫
白髑髏	二十五年六月	都の花
喜多川歌渓に		
眞美人	二十一年	
猿虎蛇	二十二年十月	文庫
多田漁山に		
積雪節松枝	二十二年十月	文庫
舊學士	二十三年九月	日本の文庫
雲間の月	二十四年九月	都の花
岡田虚心亭に		
阿新丸	二十二年七月	國光
妾薄命	二十三年十二月	新著百種
中村花痩(雪後)に		
檜木笠	二十三年三月	讀賣新聞
谷間の雪	二十四年六月	都の花
離れ鴛	二十五年八月	新著百種
玉蟲	二十六年五月	都の花
中西梅花に		
櫨紅葉	二十二年十二月	讀賣新聞

豐年萬作
春陽堂
博文館
金港堂
幸田露伴及び其他の人々
幸田露伴
嵯峨の舍
原抱一庵
舊文學の人々
饗庭篁村
齋藤緑雨
幸堂得知
南新二
宮崎三昧
其他の人々
西村天囚

豐年萬作　　二十四年九月　　都の花

等の諸作がある。（註、中西梅花に就ては別に新體詞の項に述べる事とす。）また硯友社一派の外に、この頃の文壇を語るものは春陽堂・博文館・金港堂の出版書肆も忘れることの出來ないものゝ一つであらう。就中春陽堂は明治・大正の文壇とは淺からぬ因緣があり、その功績は絶大なものである。

六　幸田露伴及び其他の人々

幸田露伴

嵯峨の舍

原抱一庵

七　舊文學の人々

饗庭篁村

齋藤緑雨

幸堂得知

南　新二

宮崎三昧

八　其他の人々

西村天囚

半井桃水
石橋忍月

九　関西の人々

武田仰天子
渡邊霞亭
加藤紫芳
岡野半牧
本吉欠伸

一〇　其他の人々

塚原澁柿園
藤本藤陰
岡野硯
鐵筆將軍
赤司春煙
宇田川文海
大槻如電
中井錦城

郎眞居士

愛鶴軒（淡島寒月）

流鶯散史

山田桂華山人

井上笠園

秋城居士

春亭花友

北村馬骨

松原二十三階堂

一一　女流作家

三宅花圃

曙女史

中島湘煙

若松賤子

小金井喜美子

竹柏園女史

一二　幸田露伴及びその他の小說家

郎眞居士
愛鶴軒（淡島寒月）
流鶯散史
山田桂華山人
井上笠園
秋城居士
春亭花友
北村馬骨
松原二十三階堂
女流作家
三宅花圃
曙女史
中島湘煙
若松賤子
小金井喜美子
竹柏園女史
幸田露伴及びその他の小說家

幸田露伴
尾崎紅葉
我樂多文庫
文庫
讀賣新聞
春陽堂
吉岡書店

一口に紅露と呼ばれて、紅葉と並び稱せられた。幸田露伴は紅葉がその「硯友社」を引率し「我樂多文庫」「文庫」などに據り、「讀賣新聞」、「吉岡書店」、「春陽堂」等を背景として、明治文壇に重きを成したるに對し、露伴は別にこれと云ふ門弟もなく、背景にも據らず、よく紅葉と相拮抗して文壇に覇を唱へたのであつた。

西鶴の影響

露伴と紅葉と相似たる點は、兩者共に井原西鶴から受けた影響の濃い點である。

西鶴の研究から露伴紅葉友となる
淡島寒月

紅葉と露伴とは別々に西鶴の研究者であつた、圖書館へ行つて西鶴本を借り出す間に顏を知り合ひ、更に西鶴本コレクシヨンの權威者淡島寒月を中間にして、初めて親しく語り合つたとか傳聞した。(江見水蔭、自己中心明治文壇史) とあるが如く、露伴は紅葉と共に熱心に西鶴を研究したのであつた。同じく西鶴の影響を受けたとは云へ紅葉は飽までも女性的で纖細であるのに比し、露伴は多分に漢文調を採入れて男性的で、しかも莊重な點が全然その趣を異にして居るのである。

露伴の處女作
都の花
露團々
天魔
和想兵衛

露伴の諸作中、通例明治二十二年に雜誌「都の花」(九號――二十號)に掲載された「露團々」が處女作とせられて居る。併し高木文の「明治全小説戲曲大觀」に依ると、明治二十一年に既に「天魔」、「和想兵衛」の二作を發表してゐるから、露團々を處女作とすることは當らない。

「露團々」に次で發表した作品

露團々は、材料を西洋に採つて、ぶんせいむと云ふ大富豪が、その娘るびなの求婚廣告を新聞に出すと、多くの求婚者が押し掛けてきたが、遂に、このるびなに思を寄せて居た、しんじやと云ふ青年と結婚すると云ふ筋で、その奇想にして磊砢、勁遒なる筆力で文名揚り、華やかな歡聲裡に文學活動のスターを切つたのであつた。「露團々」に次で發表したる作に

一　利　那　　　　二十二年五月　　　　文庫

是は〳〵	同	八月	都の花
あやしやな	同	十月	同
風流佛	二十二年	十月	新著百種
奇男子	同	十一月	讀賣新聞
雪紛々	同	十一月	同
對髑髏	同	十二月	葉末集

一刹那

一刹那は、明治二十二年五月旅行中の作、一刹那の出來事を興味の中心にして、三つの短篇が集つて出來て居るのが、この「一刹那」で就中三番目の「刀の上で戀のあらそひ」と云ふアイヌの戀物語に材を採つた、卽ち、縷々加と云ふメノコを挑つて、麗太理と風連と云ふ二人の青年が戀を爭ふ、その義理と人情の葛藤を描いたるものが、一番に傑出してゐるのである。

「坐を正しくして今や仰ぎ呑まんとするとたんの一刹那、入口の垂筵を上ぐる間遲しと駈け入る縷々加、椀もてる手をばはたとたゝきて、其のまゝ膝に泣き倒れたり。驚く「れたり」が一刹那、思ひも言葉もなみだなるべし。かゝる所へのそり〳〵と跫音ゆたかに入り來る「ふうれ」を、眼早く縷々加は認めし一刹那、いづれにもいつはりならぬ縷々加の心を見給へやと、溢れ殘りたる毒酒を取るを、「ふうれ」は見たる一刹那、椀を奪ひて言葉せはしく、ふたりは夫婦よ、「ふうれ」はふたりの兄弟よ、と高く叫びし一刹那、喜憂忽ち所を換へ、戀は萬歳萬々歳、愛も萬歳萬々歳。ふたりは何の言葉もなく、左右の手にすがりつきて、三人一團となりし時、「ふうれ」は靜に笑ひながら、三人生きたか、ハ、ヽ、ヽ、と其の爽やかなる聲の響は今に殘りぬ」とあるが、この篇中の「ふうれ」なる人物は、「身の丈六尺に餘り、さびたる針の如き毛總身に生ひて、鷲のやうな兩眼鋭く光り、槐の如くふしくれだちたる兩腕の力量どれほどゝ云ふことを知らず、一尺五寸

あまりの刀を始終腰にさして「大佩刀」と綽名よばれし男、年中まじめにてめつたに笑はず、喜ぶ時には天地にひゞく高笑ひすれど、自分には聲の高きに心づかざる如く、すべて小刀細工の面倒なる事を嫌へども、義理に暗からず、俠氣強く、喧嘩爭鬪にひけを取りたる事なければ、村中に尊敬せらるれど、戀には大力も用ふる所なく」と、描寫して居るが如く、露伴獨特の、雄健にして豪快な理想的男性である。「風流佛」は文壇の登龍門たる「新著百種」の五號として刊行された。この作一と度世に出るや、好評嘖々一躍天才露伴と絕讃を浴びるに至つた。露伴は處女作「露團々」の稿料で旅に出た、その時の旅の收獲である。江見水蔭の「自己中心明治文壇史」に據ると、

「……六條停車場に汽車を待つた時に、同じ旅客の中に異裝の一人を見出した。それは確か、鐵無地の羽織で、被布？ それに檜木笠を持ち、樺の皮造りの背負籠を提げてゐた。どうも普通の人では無いと思つて、同車して語り合つて見たいと考へてゐる間に、汽車が來て、混亂に紛れて別々に成つて了つた。(中略)見ると棚間に見覺えのある背負籠が懸けてあり、續いて蒲團から寢惚氣顏を出したのが、京都驛で見た異裝の旅人に相違なかつた。――此の時の露伴の旅は「都の花」に「露團々」が始めて賣れたので、その原稿料を旅費として、東北から佐渡、木曾を經て京都へ出た。……(略)……又露伴の出世作とも云ふ「風流佛」や「對髑髏」の出たのは此の旅の收獲らしく思はれる」と、あるによつて明瞭である。この作は、珠運と云ふ、若い彫刻師が諸國修業の旅に出て、木曾の「名物に甘きものありて、空腹に須原のとろゝ汁殊の外妙なる……」須原に宿り、名物の花漬賣の身の上話しを圖らずも聞き、ほのかに思を寄せるやうになる中に、叔父の七藏によつて危地に陷つて居た花漬賣のお辰を救ひ、更に「……珠運七を呼留め、百兩物の見事に投出して」お吉を七藏から手を切らせ、お辰と珠運は晴れて夫婦にならんとし結婚式の朝になつて、今迄行方不明であつた實父の岩沼子爵がお辰を奪ひ去る。その上新聞に「……深山の美玉都門に入つてより二千の珷玞に顏色な

からしめたる評判嘖々たりし當代の佳人岩沼令孃には幾多の公子豪商熱血を頭腦に潮して其の一顰一笑を得んと欲せしが豫て今業平と世評ある某侯爵は終に子爵の許諾を得て近々結婚せらるゝよし……」と麗々しく記されるに至る。

悲憤の血に燃えた珠運は、思ひ出のために、お辰の像を彫つて居たが、鉈を振つて像を碎かんとする。と云ふ大略右の如き構想であるが、最後の描寫等は甚だ神祕的で、杳幻の趣に富んで居る。この作を一讀したるものは、テニソンの「イノック、アーデン」に相通ずるものを感ずる。

技巧の方面より云へば、露伴の作中で最も西鶴の影響が濃厚に見られるのである。一例を擧げると。

「虛言と云ふ者誰吐きそめて正直は馬鹿の如く、眞實は間拔の樣に扱はるゝ事あさましき世ぞかし。男女の間變らじと一言交さは一生變るまじきは素よりなるを、小賢しくて新誓三昧、誠少き命毛に情は薄き墨含ませて、文句を飾り色めかす腹の中慨かはしと昔の人の云ひたるが、夫も牛王を血に汚し神を證人とせしはまだゆかしき所ありしに、近來は熊野を茶にして罰を恐れず金銀を命と大切にして、一金千兩也右借用仕候段實正なりと本式の證文遣り置き……」

奇男兒

「奇男兒」は、二十三年に出た「髯男」と共に歷史物として有名、初め「讀賣新聞」に掲載せられ、後に「葉末集」に收められたもの、薩藩の「奇男子」村上喜劔と祇園で遊蕩して居る大石との交渉を取り扱つたものであるが、主人公村上喜劔は元來彼の藥籠中の男性で、例によつて豪快無比なるものである。

「座敷は忽ち天の美祿の鬱金香、湧くや琥珀の杯に滿々と湛へ、山河の粹を拔きし肴數々、生作りはぎやまんの切子皿に跳り、口取は蒔繪の重に堆し。頓て起る撥の音、耳を洗ふ美音、仙女の音樂、舞ふや美人の袖の雪、燃え立つ緋縮緬の脚布ピラリパツとした所に、千兩々々と打ち込んだ譽言葉、どつと囃す末社の騷ぎ、それを他所に聞いて今まで無言なりし喜劔、顏色を正し、有喜樣色酒の味此處等でござるか。さればさ

「對髑髏」
日本之文華

明治二十三年
の作品
都の花

文庫

讀賣新聞

國民之友

「𩕄男」

と微笑みながら答ふるを聞くと等しく、左の手に持ちし五合入りの大盃ぐいと飲み乾して疊に打付け、奔雷の如き、大音聲に、我少しも甘く覺えず、此の酒苦し、色酒苦し、苦々し」

「對髑髏」は、初め「縁外縁」と題し、二十二年十二月の作であつたが、翌二十三年一月から雜誌「日本之文華」に掲載され、「對髑髏」と改題せられ且字句に僅かながら修正が施され「葉末集」に收められたものである。

明治二十三年には左の諸作を發表して居る。

毒朱唇	二十三年一月	都の花
眞美人	同 一月	文庫
みれん	同 一月	讀賣新聞
日くらし物語	同 四月	同
𩕄男	同 七月	同
一口劍	同 八月	國民之友
封じ文	同 十一月	都の花
泥世魔風	同 十一月	讀賣新聞

「𩕄男」は露伴の歴史物の中でも殊に著名なるもの。

「一口劍」は講談の義士外傳の、岡島八十衛門の義僕直助が主人公正藏のモデルであると云ふ。この作は後明治四十年發行の「波流射梅集」に「風流佛」「みれん」と共に收められて居る。

「元氣ふかりし雲雀の聲、入り相の鐘に收まりて、春の日の暮れ方しづかに、柳の蔭より段々暗うなりゆけば、頓ては小流れの傍の白躑躅ばかりを染め拔いて、地の塵は見せぬほどの月の光り柔らかに世界を罩め、

霞みわたる鎭守の杉の森、庄屋殿が背戸の竹籔、そよりともせで諸鳥夢にあたゝる夕べの景色、風流知らぬ男も、さも心持好さそうに眺めて、啣へ煙管のけぶり長閑なれば、婦は晝休みに一寸摘んで置きし土筆煮て、我が手柄を、疲れたる夫の膳に薦めんと、いそがしい中にも、背面から廻りて蹲（しやが）み居る肩越しに首を出す我が子に、これかと乳房を見せて共に笑ふ風情……」と冴えた筆觸（タツチ）を示して居るのである。

二十三年以後

二十三年以後には

五重塔	二十五年二月
二日物語	二十五年五月 三十一年二月（一旦中絶）
血紅星	二十五年十月
新浦島	二十八年一月
新生田川	三十年七月
椀久物語	三十二年一月
天うつ浪	三十六年九月

等の傑作を出した。（以上の諸作に就ての諸説等は、後の機會に讓る事にする）

幸田露伴略傳

幸田露伴、名は成行、慶應三年江戸に生れた。芝の電信學校に學び、技手となり北海道に赴き、數年にして歸京す。「露團々」「一刹那」「風流佛」等の傑作を發表し、紅葉と併稱さるゝに至る、「讀賣新聞」に職を奉じた事がある。明治四十二年京都帝國大學文科講師に聘せらる。四十四年文學博士の學位を授けられた。今尚ほ健在で、しかも其文章は年を追うて益々磨きをかけられ、日本一の名文家を以て稱せられてゐる。

嵯峨の舍「守錢奴」

嵯峨の舍（矢崎鎭四郎）は、明治十九年に出したる「守錢奴」を以て文壇に打つて出たのである。

ひとよ切	二十年

あじきなき	同	單行本
初戀	二十一年三月	都の花
薄命の鈴子	同	大和錦
くされ玉子	二十二年二月	都の花
行樂	同　六月	國民の友
野末の菊	同　七月	都の花
流轉	同　八月	國民の友
漠の谷	同	
島人	二十三年十月	都の花
空蟬	二十四年三月	國民之友
阪東武者	同　五月	東京朝日
黄八幡	二十五年九月	都の花
鐵道旅行	二十七年二月	明治文庫
浮世新聞	二十八年二月	

等の數多くある。就中「初戀」の如き、その優美な序情的(リーリカル)な才筆は一世に讃へられたものである。「初戀」はその清純な點に於て、ツルゲネーフの「春の波」を一寸想起せしめるもので、田舍の少年の家へ叔父とその美しい娘が訪ねてくる。少年は娘にプラトニックな戀心をときめかしてる中に、一同の者と蕨がりに行つて道を迷ひはぐれて、娘と少年のみが野中をさまよつた事、別れるその前夜、ひとり少年が泣いて居る所へ娘が來て慰めた事など、娘はやがて人妻となつて十九で死んでしまひ、少年はほのかな戀心を胸に抱いて

白髪の翁となつて、懐かしい思出を泌々と物語ると云ふ構想で、ほのかな戀心が、素直に描き出されて居る。

嵯峨の舍は、また北部散士とも云ひ、評論の筆をも取り、詩にも長じて居た。

原抱一庵
「不遇文人」
其の他の作品

當時、小說家としてよりは寧ろ飜譯家として知られたる者に、原抱一庵が有つた。二十三年八月「都の花」所載の「不遇文人」を始めとして、

闇中政治家	二十四年六月	聚芳十種
新年	二十六年一月	單行本
曉鐘	二十九年四月	太陽

等の作があつた、抱一庵は本名餘三郎、福島の人、札幌の人、三十七年病院に狂死すと云ふ、文字通りの「不遇の文人」であつた。

一三　舊文學の復活

舊文學の復活

饗庭篁村
齋藤緑雨

思想界に現はれた國粹保存主義が文學界に反映して國文學の研究となり、それが紅葉露伴の作品に影響を與へて、元祿文學の復興となつたが、その影響は更に進んで饗庭篁村及び齋藤緑雨をその代表者とする舊文學の復活となつた。

想ふに舊文學は恰も蠟燭がその消ゆる前に一際明らかになるが如く、舊文學が如何に隆盛を來したからと云つても、文壇の主流をなすと云ふ事は、絕對に不可能だつたのである。つまりそれは時勢で、蓋し已むを得ない運命であらう。

幸堂得知
南新二
宮崎三昧
宇田川文海
饗庭篁村

此の派の作家と目すべき者に篁村、緑雨の外、幸堂得知、南新二、宮崎三昧、宇田川文海等がある。

饗庭篁村は元祿殊に八文字屋自笑の影響を受け、それに類した作品を多く出してゐる。その作品としては

「大鼠」其の他の作品

大　　鼠	二十二年一月	新小說(註・處女作ならんと思ふ)
川　瀨　[illegible]	同　　二月	華錦
南　日　玉	同　　四月	讀賣新聞
掘　出　し　物	二十二年五月	新著百種
當世商人氣質	同年	單行本
勝　　　鬨	二十三年	新作十二番

「むら竹」

等の諸作及び短篇集「むら竹」等、數多く有るが、類型的な人間生活の相を描いたもので、江戸文學の模倣に過ぎない。

略傳

篁村、名は與三郎、安政二年八月、江戸下谷龍泉寺町に生れた。明治七年讀賣新聞に雇はれ、活字拾ひから出世して記者に進み、明治十九年、高田早苗、坪内逍遙と相知るに至る。「掘出し物」、「當世商人氣質」等の作がある。その諷刺的諧謔的の戲文を以て世に知らるゝに至つた。二十二年東京朝日新聞に入る。所謂根岸派の頭領として、その周圍には森田思軒や幸田露伴なども集つた。竹の舍、又新泉居士、太舍居士等の號がある。竹の舍の號での劇評また世に珍重せれた。大正十一年六月二十一日享年六十八歲を以て歿した。曾て文藝院委員たりし事があつた。

根岸派の頭領
森田思軒
幸田露伴
竹の舍
劇評
文藝院委員

江戸紫
文壇十傑

明治二十三年に雜誌「江戸紫」誌上に讀者の投票で選んだ「文壇十傑」なるものが掲げられてゐるが、參考になると思ふから之を引用して見ると、

文壇十傑の投票

露伴　八〇　紅葉　八〇　美妙　八〇　南翠　七〇　篁村　七〇　逍遙　六〇　柳浪　五〇
鷗外　四〇　嵯峨の舍　四〇　漣(小波)　三〇　二葉亭　三〇　學海　三〇　三昧　三〇
思軒　二〇　眉山　二〇　香雪　一〇　得知　一〇　思案　一〇　愛鶴軒　一〇

柳浪
鷗外
嵯峨の舍
小波
二葉亭
學海
三昧
思軒
眉山
香雪
得知
思案
愛鶴軒
齋藤綠雨
「善惡押繪羽子板」
著名なる作品
「紅淚」
「油地獄」
門三味線
「かくれんぼ」
綠雨の略傳
明治義塾
明治法律專門學校

（「自己中心明治文壇史」に據る）

右の表にも明かなる通り、當時篁村は、紅葉、露伴、美妙に次ぐ聲名を保持して居たのである。

明治文壇切つての鬼才、齋藤綠雨は、假名垣魯文の門より出て、江戸戯作者系統を引ける最後の作家の一人として諷刺、滑稽能く文壇に重きをなしたのであつた。この點篁村と類似して居るが、篁村が人世の明るい方面に着眼したるに比して、綠雨は暗黑面を眺めて居る。そこに苦い痛烈な皮肉が滲み出てくるのである。小說としては、

善惡押繪羽子板、十九年一月、每日新聞掲載をもつてその處女作とする。彼は亦、江東みどり、正直正太夫とも號して鋭い觀察の批評を書き名を鳴らしたものである。作品の著名なるものに

紅　淚　二十二年三月
かくれんぼ　二十四年七月
油地獄　二十四年
門三味線　二十八年七月

等が代表作と稱せられて居る。これらの作は何れも、材を江戸の狹斜の巷や下町に取つて、巧みな描寫と犀利な文章で表現し、そこにまた人世に對する痛罵が見られるのである。

綠雨、名は賢、慶應三年十二月三十一日伊勢神戸に生れた。父は利光と云ひ、藤堂家老の抱醫士であつた。明治十年上京、土屋學校、江東小學校、東京第一中學校、第二中學校を轉々し、明治義塾、明治法律學校等に學ぶ。十八年魯文の「今日新聞」に入り、翌年、初めて「善惡押繪羽子板」を現す。また俳句、和歌をもよくす。その綠雨、又は江東みどりと別する所以は、本所でみどり町に住したるが爲であると云ふ、皮肉冷笑、世を白眼視し、「かくれんぼ」、「油地獄」、「門三味線」等の名作あり。正直正大夫と號しては、辛辣なる

「隨筆おぼろ夜」
「おぼろ饅」

幸堂得知
「讀賣新聞」
「專賣養老の瀑布」其の他の作品

南新二
新小說
「蓮池水禽」
其の他の作品
新作十二番
文藝俱樂部
太陽

批評を以て世に知らる。外に「隨筆おぼろ夜」、「おぼろ饅」等あり。終生妻を迎へず、頗る奇行に富み三十七年四月十三日不歸の客となつた。

僕儀今月本日を以て目出度死去仕候間此段廣告仕候也

四月十三日

綠雨齋　齋藤　賢

幸堂得知は、明治二十二年二月「讀賣新聞」に、「專賣養老の瀑布」を發表したのが處女作である。

こんくらべ狐の精當	二十二年十月	新小說
天製糸瓜の水	二十四年九月	都の花
蓬　萊　噺	二十四年十二月	新作十二番
酒　機　嫌	二十五年三月	聚芳十種
穢多の大望	三十二年六月	新小說

等の諸作が有り、其の輕妙洒脫な文を以て世に知られた。

得知は、本名鈴木利平、天保十四年正月下谷車坂に生れた。三井兩替店に入り青森支店長たりし事がある。「東京朝日新聞」「東京日日新聞」にも勤む、大正二年三月二十四日腦膜にて逝く。享年七十一。

南新二は、明治二十二年一月「新小說」に「蓮池水禽」を掲載して名をなした。尋で、

埋　　火	二十二年十一月	新小說
鎌倉武士	二十四年	新作十二番
念佛六兵衛	二十八年五月	文藝俱樂部
滑稽道中すごろく	二十八年五月	太陽

宮崎三昧「嵯峨の尼物語」其の他の作品
新小說
新著百種
新作十二番
國民之友
小說百家選
東京朝日新聞目黑物語
春陽堂珍書百種
略傳
芳野金陵塾
茗溪校

等の諸作を發表し、能く篁村、得知と並び稱せられた。

南新二、本名は谷村要助、江戸下谷御徒町に生れた。父は幕府の御數寄屋坊主組頭であつた。長ずるに及び、彼も亦父の業を繼いだが慶應年間茶坊主の廢せらるゝや散兵組となり、後に上野山下に骨董店を營んだ事もあると云ふ。一時南新堀二丁目に住してゐたので南新二と戯稱し、「讀賣」、「東京繪入新聞」等に盛んに投書して名を賣つたと云ふ。「東京繪入」「日報社」等の社員を經て「やまと新聞」に入社す。明治二十八年十二月二十九日腦充血のため遂に逝去した、時に年六十一。

宮崎三昧は明治二十一年六月「都の花」に「嵯峨の尼物語」を發表したのが始まりで、爾來原稿生活をつづけ、

追羽子	二十二年一月	新小說
松花錄	同年　十二月	新著百種
桂姬	二十三年	新作十二番
吾亡妻	二十四年八月	國民之友
指環	二十七年四月	小說百家選
目黑物語	二十七年四月	東京朝日新聞
鬼一口	二十八年九月	單行本

等の諸作殊に好評であつた。明治二十七年八月、春陽堂から出した「珍書百種」を編輯した。

宮崎三昧、名は璋藏、安政六年八月江戸下谷に生れた。芳野金陵塾及び茗溪校に學んだ。「東京日々」、「大阪毎日」、「東京朝日」等に職を奉じた事がある。晩年振はず、大正三年八月慢性腎臟炎で歿した、時に年六十一であつた。

一四　その他の小説家（附女流作家）

以上の小説家の外に、當時文壇の主潮とはならなかつたが、問題作を投じて、ともかくにも文壇に一方の覇を唱へた多くの小説家が有つた。

西村天囚
「屑屋の籠」
當座の作品

明治二十年五月、突如として「屑屋の籠」を發表して文壇に波紋を投じたのは西村天囚である。爾來關西文壇の重鎭と稱せられた。

さゞなみ	二十二年二月
天目山	二十四年四月
薩摩心中	同年　七月

略傳

等の諸作があつた。西村天囚は慶應元年七月二十三日、大隅國種子島に生れた。明治十六年東京帝國大學古典科に學ぶ。二十二年大阪朝日新聞入社、大正八年同社を辭し、翌九年文學博士の學位を授けられたが、大正十三年九月二十七日、病を以て歿した。時に年六十であつた。

石橋忍月
「捨小船」

石橋忍月は明治二十一年四月「捨小船」（單行本）を出し、好評を博したのが、處女作であつた、爾來發表したものに、

因果	二十一年十二月	都の花
親子	二十二年三月	新小説
於八重	二十二年五月	單行本
柳ごし	同　年十月	新小説
露子姫	同　年十二月	單行本

半井桃水
「啞聾子」
關西の小說家
武田仰天子
渡邊霞亭
加藤紫芳
岡野半牧
本吉欠伸
武田仰天子
「水の餘波」
其の他の作品
西に霞亭東に
水蔭
渡邊霞亭
繪入新聞

春の夢	二十三年三月	文庫
黃金村	二十五年二月	聚芳十種
惟任日向守	二十八年十二月	單行本

等の諸作があり、夫々相當の好評を博した。

半井桃水、名は冽、萬延元年對島嚴原に生れた人で、菊阿彌とも號し、明治二十一年東京朝日新聞に入社し、翌二十二年二月より同紙上に「啞聾子」を連載したのが始まりで、多數の通俗小說を發表したのであつた。門下に樋口一葉を出した事は、能く人の知る所である。

一五　關西の小說家

先に擧げた西村天囚は大阪に據つて文名を擧げたのであるが、當時大阪を舞臺として武田仰天子・渡邊霞亭・加藤紫芳・岡野半牧・本吉欠伸、等が輩出した。

武田仰天子は明治二十二年三月「三都の花」が振り出しであつた。爾來關西文壇の雄將として、

水の餘波	二十三年三月	都の花
新世帶	二十四年八月	新著百種
寒念佛	二十五年三月	なにはがた
滑稽不老術	二十六年六月	都の花
極樂きらひ	三十一年十二月	太陽

等幾多の作を發表した。彼は安政元年七月大阪堂島に生れた。永らく大阪朝日新聞に勤務した。西に霞亭、東に水蔭ありで、多作者の一人である、渡邊霞亭は繪入新聞の懸賞から文壇に出たと云はれる、慶應元年十

好生館

一月名古屋主税町に生れ、名古屋の好生館に遊ぶ。十八才にして岐阜日々に入り、次いで金城新報に轉じ、後、明治二十三年大阪朝日新聞に入社した。彼の作品は大衆文學であつたから、一層もてた譯であるが、その大多數は「朝日新聞」を飾つたものである。碧瑠璃園、緑園、黒法師、朝霞隱士、春帆樓主人等の別號がある。大正十五年四月歿した、時に年七十三であつた。

加藤紫芳

加藤紫芳は別に瓢手とも云ひ、左の諸作がある。

椿の花把	二十二年一月	華錦
情友	二十三年二月	きぬぶるい
十萬堂	二十四年十月	なにはがた

岡野半牧

岡野半牧は左の諸作を出した、即ち

ぬれ萩	二十二年十一月	新著叢詞
巡禮	二十四年五月	なにはがた
みやこ紅	二十四年九月	單行本

木吉欠伸

木吉欠伸（乙樋）は左の諸作を出した、即ち、

幼なじみ	二十二年	小説無盡藏
むら雲	同	單行本
若車	同　十二月	都の花
菅の花	二十四年四月	なにはがた
煩惱	二十五年二月	なにはがた
木村長門守	二十六年	單行本

通俗小説家

その他の作家
塚原澁柿園
藤本藤蔭
岡野碩
鐵筆將軍
赤司春煙
宇田川文海
大槻如電
中村錦城
卽眞居士
淡島寒月
山田桂華山人
井上笠園
秋城居士
遲塚麗水
春亭花友
北村馬骨
松原二十三階堂
塚原澁柿園
曼府叛亂
横濱毎日新聞
歴史小説に新境地を開拓
「長條合戰」
其の他の諸作

以上に述べた如く、關西の諸作家が「大阪朝日」若くは「大阪毎日」に據つてその創作を發表したが、いづれも通俗小説がその大部分を占め、藝術的價値からすれば比較的問題にならず、從つてこれがともすれば輕視された所以でないかと想はれる。つまりこの點が關東人と關西人との趣味の相異せる點でもあり、嗜好の相異せる點でもあらう。

その他、その當時文學活動のスタートを切つた作家に（勿論文名を揚げるに至らず、途中倒れたが、相當認められた人に）塚原澁柿園・藤本藤蔭・岡野碩・鐵筆將軍（大矢森之助）・赤司春煙・宇田川文海・大槻如電・中村錦城・卽眞居士（小見山桂介）・淡島寒月（愛鶴軒）・流鶯散史・山田桂華山人・井上笠園・秋城居士・遲塚麗水・春亭花友・北村馬骨・松原二十三階堂等が有つた。

塚原澁柿園は歴史小説家として終始一貫、大にその文名を謳はれた。澁柿園は明治二十二年一月「華錦」所載の「曼府叛亂」を以てデビューしたのである。いまその經歴は嘉永元年三月一日江戸市ヶ谷合羽坂上に生れた。代々幕臣にして元治元年二條城の定番となり、間もなく辭した。明治元年靜岡藩士となり、「横濱毎日新聞」を經て東京日々社員となり、盛んに連載小説に筆を執り、歴史小説に獨自の地域を開拓したと云はれる。想ふにその若き日の經驗はその執筆に際して役立つ事甚大なるものがあつたのであらう。

長條合戰	二十六年
最上川	二十八年
伊達政宗	二十九年
山井正雪	三十年
片桐且元	三十五年
大石良雄	三十七年

石川五右衛門	四十一年	

等頗る多くの作がある。塚原澁柿園が幕府の瓦解後發奮して歴史小說家になり、主として武士生活を描き武士道の鼓吹に努めたに就いては、それに主張のあつた事は明かで、後世の文人輩が生活のためにチャンバラ物を書くのとは大にその出發點を異にしてゐる。澁柿園の書いた明治三十六年一月十五日發行文藝倶樂部定期增刊・諸國年中行事に掲載せる士族の商法を讀むと、同人が維新當時から早くもその志のあつたことが推知されるであらう。大正六年六月五日「烈女さつ」執筆中に逝去した、時に年八十であつた。

藤本藤陰
「藤の一本」其の他

藤本藤陰（眞）の作には、

藤の一本	二十一年十二月	都の花
落葉	二十二年十月	同
かへり咲	二十四年九月	同
小女椿	三十一年一月	新小說

岡野碩

岡野碩に

浮世の巻	二十一年
秋暮嘆	同

鐵軍將軍

鐵軍將軍（大矢森之助）の作には、

明治の妻君	二十一年六月
越路の花	同年　十二月
水仙花	二十二年三月

赤司春煙

赤司春煙に

新　商　人　　二十一年一月

宇田川文海

宇田川文海の作には、

青　年　の　友　　二十年
病　後　の　美　　二十六年二月　　東京朝日
烏　帽　子　折　　二十七年六月　　小說百家選

大槻如電

大槻如電（修二）の作には、

無　果　花　雙　紙　　二十二年一月　　都の花
骨　か　ら　み　　同　七月　　同

中村錦城

中井錦城に

志　願　兵　　二十二年二月　　新小說
女　文　覺　　同　七月　　同

即眞居士

即眞居士（小宮桂介）（別に天香外史、桂花散人と號す。）の作には、

涙　の　谷　　二十二年
し　ら　ぬ　火　　二十二年四月　　新小說

愛鶴軒

淡島寒月は西鶴の研究家として、その復興に功績があつた。別に愛鶴軒と號したのは其故であらう。寒月（愛鶴軒）の作には、

百　美　人　　二十二年四月　　文庫

流鶯散史

流鶯散史に

夢　見　草　　二十二年四月　　都の花

作花	同　五月	同

山田桂花山人

山田桂花山人の作には、

こゝろつくし	二十二年七月	東京朝日
遊女尾花	二十二年八月	東京朝日
多至神樂	同　十月	同

井上笠園

井上笠園（槐堂仙史、本名眞雄）の作には、

鶯宿梅	二十二年十月	都の花
薄氷	二十三年三月	同
阿濃	二十五年六月	單行本
かつら濱	二十七年七月	小說百家選

秋城居士

秋城居士の作には、

勳功耀扇日丸	二十二年二月	都の花
梅魂錄	二十四年二月	同

春亭花友

春亭花友（水野五十二郎）の作には、

不束の細君	二十三年四月	都の花
丈夫の淚	同　七月	同
山吹塚	二十四年四月	新著百種

北村馬骨

北村馬骨の作には、

變世天狗	二十三年五月	都の花

松原二十三階堂

女流小說家
曙女史
三宅花圃
竹柏園女史
中島湘煙女史
若松賤子
小金井喜美子
三宅花圃
藪鶯
爾來の作品

三日文學者	二十三年五月	同

松原二十三階堂（岫雲）の作には、

好色二人息子	二十三年十二月	單行本
寒村	二十四年九月	都の花
長者鏡	二十五年七月	新著百種

一六　女流小說家

當時女流小說家として頭角を現はした者に曙女史（木村榮子）・三宅花圃女・竹柏園女史・（佐々木光子）・中島湘煙女（俊子）・若松賤子（梶子）・小金井喜美子等があつたのである。明治女流小說家のトップを切つたのは、花圃女史の田邊龍子であつた。明治二十一年七月の藪鶯（單行本）を處女作として登場したのであつた。爾來

八重櫻	二十三年三月	都の花
こそのみつ	二十五年五月	同
片うつら	二十六年三月	同
露のよすが	二十八年二月	太陽
萩桔梗	二十八年十二月	文藝俱樂部
空行月	二十九年八月	國民之友
蛇物語	三十一年九月	文藝俱樂部
しのぶ	四十一年一月	大阪毎日

等の諸作を發表し、その名を謳はれたのである。

女史は明治元年江戸に生れ、舊幕臣田邊蓮舟の娘で、跡見及一つ橋の兩女學校に學んだ。後三宅雄二郎（雪嶺）の妻となる。別にひさごとも號する。

曙女史「婦人鑑」

曙女史（木村榮子）は、明治二十二年一月讀賣新聞に、「婦人鑑」を載せたのが、その處女作であつた。この時年わづかに十八。この外に

其の他の諸作

操くらべ	二十二年十月	讀賣新聞
わか松	二十三年一月	同

の作があつた。後の女はいろは牛肉屋の娘であつたと云ふ事である。今その傳を詳にし得ないが、其の才筆を認められて居たに係らず、翌二十三年十月、十九歳の若さで歿した。

中島湘煙「山間の名花」爾後の作品

中島湘煙女史は明治二十二年二月「都の花」に「山間の名花」を載せて、スタートを切つた。爾後の作には

善惡の岐	二十四年	女學雜誌
一沈一浮	三十年一月	文藝俱樂部

等を出したのである。

若松賤子「すみれ」

若松賤子は二十二年十月の「女學雜誌」所載の「すみれ」をその始めとし、創作には、

忘れ形見	二十三年	女學雜誌
雛嫁	二十五年八月	國民之友

「小公子」

等があり、才華の聞え高く、女史はむしろ飜譯に、その名を讃へられ就中女史の名を文學史上に印したのは、二十三年八月より「文藝俱樂部」に連載した、アメリカの女流作家フランシス・バーネット著の「小公子」であつた。爾來女史の譯が定譯となつて今尙行はれてゐる。その譯は流麗にして典雅、よく原作の情趣

を存してゐると稱せられる。

「セドリツクには、誰も云ふて聞かせる人がありませんかつたから、何も知らないでゐたのでした。おとツさんは、イギリス人だつたと云ふ事だけは、おツかさんに聞いて知つてゐましたが、おとツさんが、おかくれになつたのは、極く小さいうちの事でしたから、よく記憶えて居ませんで、たゞ大きな人で、眼が淺黄色で、頰髯が長くツて、時々肩に乘せて、座敷中を連れ廻られた事の面白さだけしか、瞭然とは、記憶えてゐませんかツた。おとツさんがおなくなりなさつてからは、おツかさんに餘りおとツさんのことを云はぬ方が、好いと云ふ事は、子供心にも解りました。おとツさんの御病氣の時、セドリツクは他處に遣られてゐて歸つて來た時には、もう一切跡片付は濟んでゐて、大層お病なすツた、おツかさんも、漸く窓の側の椅子に起き直つて入らツしやる頃でしたが、其の時、おツかさんのお顏はまだ青ざめてゐて、平常綺麗なお顏の笑靨が、すツかりなくなつて、お眼は大きく、悲しそうで、そしておめしは、まツ黑な喪服でした」

略傳

若松賤子、本名は島田嘉志子、元治元年會津若松に生れた。横濱フエリス女學校を卒業後「女學雜誌」の巖本善治に嫁した。創作に飜譯に才筆を讃へられ、大いにその前途を囑望せられて居たが、不幸肺を病んで二十九年二月十日、三十二歲を以て歿した。

小金井喜美子

小金井喜美子は森鷗外の令妹で、醫學博士小金井良精夫人であつた。明治二十二年十月「やまと錦」に載せた「黑き玉」によつてデビユーし、爾來多くの創作を發表した。即ち、

皮一重	二十四年	しがらみ草紙
浮世のさが	二十八年八月	太陽
名譽夫人	同　十二月	文藝俱樂部
子の病	四十三年五月	昴

竹柏園女史「胸のおもひ」

坪內逍遙の「小說神髓」「一讀三嘆書生氣質」

春風情話

妹と背鏡

未來の夢

京わらんべ

可憐嬢

松のうち

借　　家　　同　　十二月　　中央公論

千住の家　　四十四年一月　　昴

等の作があつた。（詩人としての小金井喜美子の事は別の機會に述べたい）

竹柏園女史（佐々木光子）は明治二十一年十二月「都の花」所載の「胸のおもひ」が始まりで、爾來

姉　　妹　　二十二年七月　　都の花

野邊の菫　　同　　やまと錦

孝　　子　　二十四年　　閨秀六家撰

等の諸作を發表した。

一七　坪內逍遙と二葉亭四迷

坪內逍遙は、明治十八年に、明治新文學運動の曉鐘とでも云ふべき、「小說神髓」上下二卷を公刊し、次いでその理論の實踐として「一讀三嘆書生氣質」を著したのである。逍遙は學生時代より既に、

春風情話（スコツト）　　明治十三年

の飜譯あり、更に「書生氣質」の後には、

新磨妹と背鏡　　十八年

內地雜居未來の夢　　十九年

諷誡京わらんべ　　同

可憐嬢　　二十年

松のうち　　二十一年

細君　　二十二年

等の諸作がある。明治二十年には、二葉亭四迷の「浮雲」第一篇、二十一年には同第二篇が世に現はれ、名譯「あひゞき」が「國民の友」誌上に掲載されたのも此の年であつた。また同じ年、山田美妙の「夏木立」が刊行されたのである。

二葉亭四迷の「浮雲」
「あひびき」
山田美妙の「夏木立」

斯くの如くにして、新文學運動の萠芽が續々として芽生えて來たが、そのトップを切つたものは、何かと云へば坪内逍遙の「小説神髓」と「書生氣質」を中心とする活動であつたのである。

新文學運動の風潮

「小説神髓」は、小説に關する理論を組織的にまとめたもので、これによつて小説の進むべき道が明らかにされたのである。上卷下卷の二部より成り、その目次を擧げると、

「小説神髓」の論旨

上卷、小説總論、小説の變遷、小説の主眼、小説の種類、小説の裨益

下卷、小説法則總論、小説脚色の法則、時代物語の脚色、主人公の設置、叙事法

小説總論に於て、先づ小説が一種の美術（藝術）であり、美術は實用主義、目的主義のものではなく、小説が道徳等と異る點を明にし、小説は勸善懲惡の具に供さるべきものではないと主張して居るのである。小説の主眼の中では、新しい小説が如何なるものであるかを說いてゐる。

「小説の主腦は人情なり、世態風俗これに次ぐ」と、小説は飽くまでも、人の心理を深く描寫して、それを眼に見えるやうに作つたものでなければならぬとして、馬琴一流の勸善懲惡を排して居る。次に小説の種類、小説の利益に說き及んで居る。小説は第一に人の氣格を高尚にする。第二に勸善懲惡をなし、第三に正史の補遺となり、第四には文學の師表となる、等の四つを擧げて居る。尚ほ小説に傳奇小説（ローマンス）と寫實小説（ノベル）との區別を立て、最も發達したものは寫實小説であるとして居る。而して外面的事件の描寫のみでなく、心理的方面の描寫を力說して、

小説の利益
小説の種類

「小說神髓」の論據

「もののあはれ」に

「小說神髓」の影響

頂門の一針を加ふ

逍遙の寫實主義

「細君」

「當世書生氣質」

春迺舍朧

「それ神官者流は心理學者の如し。宜しく心理學の道理に基づきて其人物を假作すべきなり。苟くもおのれが意匠を以て強ひて人情に悖戾せる否心理學の理に戾れる人物なんどを假り出さば其人物は既に人間世界の者にあらで作者が想像の人物たるから其脚色は巧なりとも其譚は奇なりといふとも之を小說と謂ふべからず。」

と論じて、勸善懲惡の爲に、人情をまげ世態をまげて、不自然な脚色を加へる事を非難して居る。「小說神髓」は、全體の組織上からは、外國の文學論の影響を受けてはゐるが、それと共に勸善懲惡主義と、人情本との關係の上に立つ、また本居宣長の「もののあはれ」論の上にも論據を置いて居ると云ふ。

この「小說神髓」が出るや、その影響する所は大なるもので、徒に春水、馬琴の舊夢を貪つて居た從來の戲作者や第二義的の翻譯及び政治小說が横行して居た當時の文學界に頂門の一針を加へ、眞に向ふべき文學の大道を指示したのである。

逍遙の寫實主義的傾向が一層濃くなつたのは、明治二十二年の「細君」であるが、その歷史的興味、即ち「小說神髓」の理論の試金石とした「一讀三嘆當世書生氣質」の價値は忘れられないものである。此の小說は、赤門を出た文學士が小說を書いたといふ事も人氣を煽る一つの原因であつたと稱せられて居るが、一般の民衆から非常に歡迎されたものであると云ふ。

「生殘つた戲作者の遺物どもは法燈再び赫灼として輝くを見ても戲作の圏内を彷徨して出づるを知らず、指を銜へて眼を白黑するより外無かつた。中には戲文や駄洒落の才を顧みて京傳、馬琴の舊夢を繰返す恰かも今の歌舞伎役者が因襲を力に危ふながらも安心してゐると同じものもあつたが、大勢は遂に滔々として渠等を置き去りにした。斯る折から卒然蹶起して新文學の大旆を建てたは文學士春迺舍朧であつた。世間は既に政治小說に饜めて、歐米文學の絢爛莊重なるを敎へられてゐた時であつたから、彼岸の風を滿帆に孕ませつ

つ、此の新しい潮流に進水した春廼舍の「書生氣質が恰も鬼ヶ島の寶物を滿載して歸る桃太郎の舟の如くに歡迎されたは當然であつた。是れ實に新文學の勝利であつて天下の青年は爭つて文學の成功に嚮つて趨つた。」………「きのふけふ」內田魯庵

（新しい潮流に進化した春廼舍　「きのふけふ」內田魯庵）

と云ふが如き狀態であつた。この作品は東京の書生生活の狀態を描いたものであつて、ある英學塾に於ける數人の學生を描寫し、その學生の各々の性格の相違を擧げて、その生活を描寫して居る所に、寫實的傾向が現れて居る。かつこの小說には一貫した筋がなく、また歷乎とした主人公と云ふものがない。小說には必ず一貫した筋のあるもの、主人公の具つて居るものと云ふ舊式の固定觀念を抱いて居た當時の人達に、この作は、全く近代的な、筋のない、主人公のない小說を提供したと云ふ譯である。

（固定觀念）

とは云ふものゝ、此の作は、第一にその題名からして推察出來ることであるが、まだまだ舊文學の臭味を脫し切れない所が、多分に含まれて居る。先づ文章に就いて云へば、馬琴、種彥に私淑して居たと云ふだけに、其の新しく見せようと可成り努力したにも拘ず、ともすると地金を出して居るのである、

（舊文學の臭味あり）

「さまぐ\に移れば變る浮世かな。幕府さかえし時勢には武士のみ時に大江戸の都もいつか東京と名も新玉の年每に開け行く世の餘澤なれや」

とある冒頭の文章の如きその一例で、古い七五調そのまゝである。その外にもこの作は種々の缺點を有して居る。第一には脚色が不自然な作爲的傾向より脫する事が出來なかつた事である。遊廓に遊んでよんだ藝妓が友人の妹であつたり、最後に偶然の運命によつて父子兄妹等悉くが邂逅して目出度く終ると云ふが如く人情本式の技巧で、この點「小說神髓」に說いた所と背馳して居るのである。第二にその性格描寫なるものが、Aには豪傑肌の性格、Bには才子佳人式の性格を附與すると云つた樣に、それぐ\の人物を性格的には區別して居るが、それが一個の型にはまつてしまつて、類型的に陷つたと云ふ事である。

（脚色の不自然な作爲的傾向　「小說神髓」　類型的）

逍遙の寫實主義
「細君」
二葉亭四迷「浮雲」
當生書生氣質
「浮雲」
「都の花」
個性の發揮
ツルゲーネフ
戯作者的の文體の痕跡

以上の三つが此の作の有する缺點として數へ擧げられるものであるが、全體から見れば明治初年の新舊思想の對立の著しき時に生活して居た書生生活の解剖をある程度まで見られるのである。逍遙の寫實主義は、明治二十二年の「細君」によつて一層深められた、この逍遙の寫實主義が進められて行く經路に二葉亭四迷の影響がある。「小說神髓」の寫實主義が二葉亭に影響したが、それと共に二葉亭の「浮雲」の寫實主義は、今度は逆に逍遙に影響したのである。

坪内逍遙がその「小說神髓」に於て、說いたる所を創作に於て實現したのは、本人の「當生書生氣質」ではなく、二葉亭四迷の「浮雲」(明治二十年―二十二年)であつたのである。「浮雲」は、三編から成り、第一編(二十年)、第二編(二十一年)は春のやおぼろと共著で出、第三編が二葉亭四迷の名で、二十二年に雜誌「都の花」に掲載、直ちに合本再版となつたものである。初め春のやおぼろと共著となつてゐるが、逍遙の加筆を得たに過ぎないと云ふ事である。この作品の構想はと云ふと、極めて單純なる筋であつて、叔父の家に寄遇して、某省に勤務して居る内海文三と云ふ青年があつたが、世才に長じない爲遂に免官となり、それが爲に今迄娘のお勢を彼と娶せようと云ふ氣心で、好意を寄せて居た叔母のお政が急に冷淡になるが、彼はお勢を戀して居る事とてその家を去り得ない。所へ彼の同僚で世才に長けた本田が出入するやうになつてお勢の心が本田に傾く、お勢お政本田に侮蔑されても文三はその家を去り得ないで悶々として居ると云つた筋のものであつて、平凡な構想ではあるが、またそれだけに不自然さもないと云ひ得る。さうして登場人物のそれぞれに個性が發揮されて居るのである。お政や本田に於てもさうであるが、お勢文三のそれに於て特に成功して居る。お勢の明るい變化し易い性格には、作者の私淑して居たツルゲーネフの女性の面影がある樣であつて鮮である。文三がその免職の事を言ひ出さんとして云ひ得ず逡巡する時の心理描寫の如き特に精細なるものと云はなければならぬ。尤もこの作にも多少の短所有るを免れ得ない。第一に少しく戯作者的の文

體がその痕跡を止めてゐることで、文三の免職に就いてお勢が母のお政と議論をして爭つた後に、「しかしながら此を親子喧嘩と思ふと女丈夫の本意に背く。どふして〳〵親子喧嘩そんな不道德な者でない。是れはこれ辱くも日本文明の一原素ともなるべき新主義と時代遲れの舊主義と衝突をする所よくお眼を止めて御覽あられませう。」

明治文學史上不滅の光輝

とある文の如きその一例で、かくの如き文句で、折角の描寫を說明してしまひ、深刻な性格描寫、心理描寫の効果を薄めて居る。尙ほ全體の上から見ると、最後の一部分がやゝ說明になつて物足りなく感ずるといふ缺點もある。然し何と云つても此の作は明治二十年頃に作られ（作者二十四五歲）た作品とし、まだ〳〵舊文學が相當の勢力を占めて居た時として、この作は奇蹟的に近い傑作であつて、明治文學史上に於て不滅の光輝を放つて居る事は何人も異論が無い所である。

(言文一致)の創始者山田美妙

また彼は新文體（言文一致）の創始者として、山田美妙と共に忘れてはならないのである。

二葉亭の略傳

尙ほ二葉亭四迷は、本名長谷川辰之助、元治元年二月三日江戶尾州藩邸に生る。明治四年名古屋學校に入學、翌年同校を退學して歸京、八年父の任地たる松江に赴き、相長舍に入り漢學を、松江變則中學校に就きては普通學を修め、十一年兩校退學し歸京、森川塾、濟美黌等に遊ぶ。十四年外國語學校に露語を學ぶ。十九年同校を退學、坪內逍遙と知る。

「浮雲」

廿年「浮雲」第一編、翌年同第二編出版、次いで「國民の友」その他に

「あひゞき」「めぐりあひ」

「あひゞき」「めぐりあひ」等の名譯を發表、

コンマ及ピリオド

彼はその飜譯に際しては、原文の音調を呑みこんでそれを移す事に努め、そのためにコンマやピリオドもおろそかに棄てなかつたと云ふ。廿二年內閣官報局に奉職、卅年辭す。三十一年海軍編修書記に任ぜられ、正七位に敍せらる。三十五年辭し、北京京師警務學堂に就き提理代理を委囑せらる。三十七年大阪朝日新聞に入り、社務を以て海外に漫遊、露都に疾を得、歸朝の船中、ベ

病死

ルガン灣洋上に病死す。時に明治四十二年六月二日、享年四十六歲、遺骨はシンガーポールにて荼毘に附し、

後漸く常規に歸る、

第九節　政治小説

一　政治小説の起原

政治小説
政治小説の起原
政治小説の發生
ルーソーの民約論

明治維新に參與した者は極めて微賤な地位にあつたものが多かつた、然るにそれが維新後その功によつて一躍政治的に一大勢力を掌握する事になつた。その上立憲政治の結果として國會が開設せらるゝ機運になつたので、一般の人心が政治に關心を有するやうになつたのは、蓋し當然と云はねばならぬ。加之、ルーソーの民約論の如きものが本邦に紹介せられ、新聞紙により或は雜誌によつて盛んに論議せられ、更に一歩進んでこれらの政治論を小說として表現することが行はれたが、これが即ち政治小說である。これが亦た一歩進んで芝居に仕組まれ新演劇となつて現はれた。この經路は現代のマルキシズムとプロレタリヤ小說、及びその演劇との關係と頗る似てゐると思はれる。

政治小説の發生
新演劇、書生芝居の發生
プロ劇との類似

昭和六年四月の中央公論の掲載せる明治文壇總評、（正宗白鳥）に、

「最近のプロレタリヤ文學として分類される新しい小說を讀むと、自由民權熱時代所謂明治開化期の政治小說が、私には回顧される。國家を憂ひ社會を憂ふる意氣をもつて筆をとつてゐるところが似通つて居る。本當の心はどうだかと疑はれるが、上べはどちらにもそう云ふところが見られる。小說好きの私も、小說を讀み出したのは、國民之友や都の花の發刊されて居た明治二十年代からのことで、それ以前に出版された小說は佳人の奇遇・經國美談以外には、殆んど讀んで居なかつた。この二つの小說が廣く流布したのは外國の

佳人の奇遇
經國美談

歴史的事件の物珍らしかつたためでもあつたが、憂國の精神が青年の胸に響いたためでもあつた。世路日記・雪中梅・花間鶯などは、ずつと後になつて參考のために讀んだのであつたが、當時の時勢を知るために役に立つだけのもので、小說としては、馬鹿らしさの限りであつた。井生村樓の政談演說に、有爲の青年が西洋の新思想を振りまはすこと、官權の無理解な壓迫の盛んなこと、自由民權の闘士に同感し、また英語の讀本なんかを讀んで頭を束髮にして、舊弊な兩親緣者に反抗する、モダンな女の現はれてゐること、國會開設を理想世界の出現の樣に空想すること、さう云ふ着想を粗雜な文章で叙述してゐるのが、末廣鐵腸の「雪中梅」その他の政治小說の特色なのだ。當時の外來の思想は、のつけから大したものが入つてゐたので、ルソーの「民約論」は中江桃民によつて飜譯され、ボルテール、モンテスキユーなどの政治思想も傳へられてゐた。そして、當時のジヤーナリズムは、自由民權に立脚した西洋の斷片小說のまづい飜譯を頻りに取り入れたりした。

政治思想の鼓吹

從つて小說を純粹な藝術上の立場から、取扱ふと云ふ事はなしに、

「小說の品類此の如く其れ多しと雖も概して之を論ずるに虛に過る者は怪譚となり、實に過る者は歷史となり、傳記と爲り學藝書と爲る。巧みに虛實を湊合し、人をして開卷手を釋くこと能はざらしめ、而も娛讀の間覺えず益を得せしむる者にして、始めて有用の小說と云ふべき乎。」「雪中梅」の、尾崎行雄の序云々。

と有るが如く、これらの小說には政治思想を皷吹せしめると云ふ目的が潜んでゐたのである。

二　主なる政治小說家

重なる政治小說家矢野龍溪

當時その影響の特に大なる政治小說の重な物を擧ぐれば

報知異聞　浮城物語　一　矢野龍溪　明治二十三年

末廣鐵腸
東海散士
戸田欽堂
矢野文雄
服部誠一
須藤南翠
菊亭香水
尾崎行雄
廣津柳浪
藤田茂吉
經國美談
「佳人の奇遇」
「雪中梅」
「花間鶯」
矢野龍溪
東海散史
柴四郎
高橋太華

花間鶯	一	末廣鐵腸	明治二十一年
佳人の奇遇	一六	東海散士（柴四郎）	明治十八―三十年
民權演義 情海波瀾	一	戸田欽堂	明治十三年
齊武名士 經國美談	二	矢野文雄	明治十六年
二十三年 國會未來記	一	服部誠一	明治十九年
一讀三歎 新粧の佳人	一	須藤南翠	明治二十年
雪中梅	二	末廣鐵腸	明治十九年
惨風悲雨 世路日記	一	菊亭香水	明治十七年
新日本	二	尾崎行雄	明治十九年
女子參政 蜃中樓	一	廣津柳浪	明治二十二年
二十三年未來記	一	末廣鐵腸	明治十九年
文明東漸史	一	藤田茂吉	明治十七年
處世寫眞 綠簑談	二	須藤南翠	明治二十一年

これらの中で最も愛讀せられたのは、何と云つても矢野龍溪（文雄）の「經國美談」と、東海散史（柴四郎）の「佳人の奇遇」及び末廣鐵腸の「雪中梅」・「花間鶯」であつた。矢野龍溪の經國美談はギリシヤのセーベの勃興の歴史的事件を主とした、即ちセーベの爲めにペロピタスやイパミノンダスが國事に盡す事件を中心にした小說で、「佳人之奇遇」に比較するとずつとその文章がやはらかになつて來てゐる。

東海散史（柴四郎）の「佳人之奇遇」は、漢文直譯流の一種の悲痛な句調で、當時の漢學書生の人氣に投じたもの、一說に高橋太華の作だと云はれて居る。いまその一節を揭げて見ると、「百花翩翩風ニ隨テ飛ビ蕪

嚶鸝々樹ヲ繞テ囀ル。水ニ枕ンテ一家アリ廣壯ナラズト雖モ古雅清致塵俗ヲ脫シ庭前ノ松柳其自由ニ任セ門ニ長者ノ車轍ナ見ズト雖モ人ヲシテ偉人ノ居タルヲ察セシム………」

末廣鐵腸

末廣鐵腸の「雪中梅」は明治十九年に刊行されたもの、尾崎行雄の序がある。前二者が外國の歷史的事件に材を取つたに比して、これは日本國內の現實に取材したもの即ち、自由民權說の主張と、それに對する官憲の激しい壓迫に依つて起る闘爭に、新しい思想を持つた婦人を配したもの。「花間鶯」は明治二十一年に刊行された「雪中梅」の續篇である。尙重なる政治小說家の略歷を記すと、

東海散史の略歷

東海散史(柴四郞)は、嘉永五年十二月千葉縣富津洲に生れ、英佛語を學び、渡米し桑港商業學校を卒へ、費府大學に入つて經濟學を修めた。十七年農商務大臣秘書官となつた。十八年に「佳人之奇遇」を出し、文名が高まつた。二十五年大阪每日新聞社長となり、次いで農商務次官、參與官を歷任、大正十一年七月二十五日歿した、時に年七十一であつた。

末廣鐵腸の略歷

末廣鐵腸(重恭)は嘉永二年二月伊豫宇和島に生る。明治三年上京、更に京都に赴き春日潛庵の門に入る。明治五年再び上京、八年「曙新聞」の主筆となり、新聞紙條令に觸れて入獄、出獄後「朝野新聞」に入り、九年再び入獄、十四年自由黨に入黨す。二十一年英米を歷遊す。舌癌を患ひ、二十九年二月五日大學病院に逝く、時に年四十九であつた。

須藤南翠の略歷

須藤南翠(光暉)は安政五年十一月、鐵腸と同じ伊豫宇和島に生る。藩松明倫館に學び、後松山師範に轉ず。明治十一年「有喜世新聞」に入る。「新藁おみな」「茨木おたき」等の諸作を載す。二十年政治小說流行の機運に乘じ、「新粧の佳人」「綠簑談」を著して令名嘖々、二十五年「大阪朝日新聞」へ招聘され、三十八年退く。大正九年二月四日歿した、時に年六十三であつた。

新體詩發生の要素
西洋詩による外形
七五調を基調とした音數律
日本詩歌の傳統
福澤の「世界國盡し」
新體詩の先驅
小學唱歌集

第十節 詩 歌

一 新體詩（詩）の發生

新體詩の發生、勿論それは一朝一夕に出來上つたものではない。所謂新體詩の發生には二つの大きな要素が働らいて居る。その一つは西洋に詩による長詩としての外形であり、他の一つは、日本文學に嚴として存在する七五調を基調とした音數律である。日本には日本固有の詩形があり、傳統がある。片歌、混本歌、短歌、長歌、旋頭歌、神樂歌、催馬樂、和讃、今様、宴曲、小謠、或は淨瑠璃、琴唄、琵琶歌、都々逸、長唄、清元、等紀記萬葉以來の古き傳統あり、且また日本詩としての基調をなすものは五音七音の綯ろまぜであつた。細かに含味すれば、五音七音は何れも二音三音の連鎖であり、二音三音の連鎖はまた四音六音八音の歌謠律を爲すのである。その新體詩の發生に當つて、最も手近にあり且つ力強い影響を與へたと思はれるものに福澤諭吉の「世界國盡し」が有つたのである。勿論作者は全然詩などと云ふ事は念頭に置かずして、只暗誦に易く記憶に便利なる爲に、平俗な現代語を使驅したのであらうが、この七五調の地理歷史書とも云ふべきものが、大いに世に行はれ、新體詩の先驅となつたのである。

世界はひろし萬國はおほしといへど、大凡五に分けし名目は亞細亞、阿佛利加、歐羅巴、北と南の亞米利加に堺かぎりて五大洲、大洋洲は別に又南の島の名稱なり。土地の風俗人情も處かはれば品かはる。其様様を知らざるは人のひとたる甲斐もなし。

これと共に唱歌も、新體詩の先驅の役目を果したのである。明治十四年に初篇を出した「小學唱歌集」は

伊澤修
「螢の光」「菊」「春の彌生」「奈良の都」

飜譯詩の勃興

外山正一
矢田部良吉
井上哲次郎
新體詩抄

矢田部尙今

新體詩の提唱

その代表的なものである。「小學唱歌集」は、文部省音樂取調係伊澤修の編にかかるもので、第一篇を明治十四年十一月に、第二編を十六年三月に、第三編を十七年三月に出したもので、「螢の光」「菊」「春の彌生」「奈良の都」などが收められて居たのである。泰西の譯詞或は古典の今様或は新作の歌詞で、その感傷趣味が喜ばれた爲か後々までも歌はれたものである。

二　飜譯詩の勃興

「新體詩抄」は明治十五年七月、當時の識者の新進、外山正一、矢田部良吉、井上哲次郎（巽軒）の三名の合著で、各々自作の詩もあるが、譯詩として（内譯創作六篇譯詩十三篇）外山正一（山）にブルウムフヰールドの「兵士歸鄕」テニソンの「輕騎隊進擊」ロングフエルローの「人生の詩」、チヤールス・キングスレーの「悲歌」「高僧ウルゼーの詩。」矢田部尙今（良吉）に、カムプベルの「英國海軍」グレーの「墳上感懷」テニソンの「船持の詩」ロングフエルローの「兒童の詩」、が有り、外に尙今は、シエクスピヤのハムレットの一節をまた山も同じくハムレットの一節及び、「ヘンリー四世」中の一段を譯出して居る。創作には外山、山に「拔刀隊の唄」「社會學の原理に題す」、矢田部尙今に「勸學の歌」「鎌倉大佛に詣でて感あり」「春夏秋冬の詩」、井上巽軒に「玉の緒の歌」がある。今その實際の作品は暫く後廻しにして、彼等の提唱を聞いて見やう。

「頃者同志一二名ト相謀リ、我邦人ノ從來平常ノ語ヲ用ヒテ詩歌ヲ作ルコト少ナキヲ嘆ジ、西洋ノ風ニ模倣シテ一種新體ノ詩ヲ作リ出セリ、但シ今成ル所ハ西洋ノ譯ニ係ルモノ多シ（矢田部尙今）

「人の鳴らんとする時は、しやれた雅言や唐國の、四角四面の字を以て詩文の才を表はすも、我等が組に至りては、新古雅俗の區別なく、和漢西洋ごちやまぜて、人に分るが專一と、人に分ると自分極め、易く書くのが一つの能」（外山、山）

泰西之詩。隨世而變。故今之詩。用今之語。周到精緻。使人翫讀不倦。於是乎又曰。古之和歌。不足取也。何不作新體詩乎。」(井上巽軒)

「方今ノ學者ハ詩ヲ賦スレバ漢語ヲ用ヒ、歌ヲ作レバ古語ヲ援ヒキ、平常ノ言語ハ鄙ト爲シ、俗ト稱シテ之ヲ採ラズ、是レ謬見ト爲サザルヲ得ンヤ……余以爲ク宜ク平常ノ語ヲ少シク折衷シ、以テ稍新體ノ詩歌ヲ作リ充分ニ吾人ノ心ニ感ゼル所ヲ吐露スベキナリ。(矢田部尙今)

「明治ノ歌ハ明治ノ歌ナルベシ、古歌ナルベカラズ、日本ノ詩ハ日本ノ詩ナルベシ、漢詩ナルベカラズ、是レ新體ノ詩ノ作ル所ナリ。」(井上巽軒)

其の凡例に依ると

一、均シク是レ志ヲ言フナリ。而シテ支那ニテハ之ヲ詩ト云ヒ、本邦ニテハ之テ歌ト云ヒ、未ダ歌ト詩トヲ總稱スルノ名アルヲ聞カズ、此書ニ載スル所ハ詩ニアラズ、歌ニアラズ、而シテ之ヲ詩ト云フハ、泰西ノ「ポエトリー」トイフ語卽チ歌ト詩トヲ總稱スルノ名ニ當ツルノミ、古ヨリイハユル詩ニアラザルナリ。

一、和歌ノ長キ者ハ、其體或ハ五七、或ハ七五ナリ、五七ハ七五ト雖モ、古ノ法則ニ拘ル者ニアラズ、且ツ夫レ此外種々ノ新體ヲ求メント欲ス、故ニ之ヲ新體ト稱スルナリ。

一、此書中ノ詩歌皆句ト節トヲ分チテ書キタルハ、西洋ノ詩集ノ例ニ倣ヘルナリ。

彼等はかくして、新しい詩の自覺の上には立つたが、卽ち、詩の意義を西洋の「ポエトリー」にまで進んで、その表現にも、句と節との連鎖、段格等について、「ポエトリー」のそれを大いに採り入れようと努めたか、その作品は語調はやはり、七五調より脫し切れず、また事實上詩としての藝術的香氣も魅力も有しては居なかつたのである。

或は「ポエトリー」の優れたるに驚嘆して、「其句萬種ニシテ韻ヲ踏ムモノアリ、踏マザルモノアリ、緩漫

テニソン氏輕騎隊進撃の詩

ナルモノアリ、疾急ナルモノアリ、其語勢ノ變化始ンド捉模ス可ラズ」（矢野部尙今）と云つて居り、且又自身の詩的才能の怪しいのを知つてか、

「是レ我輩ノ稍心ニ嘉シトスル所ナレドモ、安（イヅクン）ゾ知ラン世人ハ之ヲ奇怪千萬野鄙至極ノモノトシテ唾棄センコトヲ。」（矢田部尙今）

「世嘗ニ新體ノ詩ヲ作ラント欲セシト雖モ、其ノ容易ノ業ナラザルヲ慮リ、先ヅ和漢古今ノ詩歌文章ヲ學ビ、ソレヨリ漸次ニ新體ヲ作ルノ路ヲ爲サントシケルニ」（井上巽軒）と述べて居る。次に彼等の作品を擧げて見ると

テニソン氏輕騎隊進撃の詩

其一

一里半なり一里半
並びて進む一里半
死地に乗り入る六百騎
將は掛れの令下す
士卒たる身の身を以て
譯を糺すは分ならず
答をなすも分ならず
これ命（めい）に從ひて
死ぬるの外はあらざらぬ
死地に乗り入る六百騎

其二

右を望めば大筒ぞ
前も左も又筒ぞ
共に打ち出す砲聲は
天に轟くいかづちの
響の如く凄まじや
彈丸雨飛の間にも
猛り立ちてぞ進みなる
死地にこそ入れ鰐の口
勇んで乘り入る六百騎

（以下略外山ゝ山）

高僧ウルゼーの詩

おさらばさらばいざさらば
再び會はぬ暇乞ひ
榮譽に永く別るべし
人の習は皆都て
利運の端の芽出しなば
八重咲き匂ふ花盛り
位に位重なりて

榮耀榮華を極むれば
愚な胸に思ふ樣
運命強く願かなひ
天にも登る龍なりと
悦びいさむおろかさよ
冬やゝ深く置く霜の
情用捨も荒野原

（以下略外山ゝ山）

拔刀隊の歌

拔刀隊の歌

第一章

吾は官軍我敵は　天地容れざる朝敵ぞ
敵の大將たる者は　古今無雙の英雄で
之に從ふ兵（つはもの）は　共に慓悍決死の士
鬼神に恥ぢぬ勇あるも　天の許さぬ反逆を
起せし者は昔より　榮えし試し非ざるぞ
敵の亡ぶるそれまでは　進めや進め諸共に
玉散る劍拔き連れて　死する覺悟で進むべし

「ハムレツト」の一段

ハムレツト中の一段を譯したるものに、

死ぬるが增か生くるが增か

思案をするはここぞかし
つたなき涙の情なく
うきめからきめ重なるも
堪へしのぶが男兒ぞよ
父もおもへばさはあらで
一そのことに二つなき
露の玉の緒うちきりて
死んで眠りてそれぎりと
からきくるしき世の中を
さらりと去つて消え行くも
卑怯の業にあらぬかや。

(外山丶山)

井上巽軒の作には

玉の緒の歌(一名人生の歌)

眠る心は死ぬるなり
見ゆる形はおぼろなり
あすをも知らぬ我命
あはれはかなき夢ぞかし
などゝあはれにいふは惡し

グレー氏墳上感懐の詩

我命こそまことなれ
我命こそたしかなれ
墓はおはりの場所ならず
人は塵にて又散ると
いふはからだのうへのこと
人の願は喜か
人の願は悲か
人の願はこれならず
唯怠らずはたらきて
今日よりまさる明日をまて

（以下略）

矢田部尚今に

グレイー氏墳上感懐の詩

山々かすみいりあひの
鐘はなりつゝ野の中は
徐(しづか)に歩み歸り行く
耕す人もうちつかれ
やうやく去りて余(われ)ひとり
たそがれ時に殘りけり

春夏秋冬

四方を望めば夕暮の
景色はいとゞ物寂し
唯この時に聞ゆるは
飛び來る虫の羽の音
遠き牧場のねやにつく
羊の鈴の鳴る響
猶其外に常春藤しげき
塔にやどれるふくろふの
近よる人をすかし見て
我巣に寇をなすものと
訴へむとや月に鳴く
いとあはれにも聲すなり

（以下略）

春　夏　秋　冬

此詩ハ句尾ノ二字ヲ以テ二句ヅヽ韻ヲ踏ミタルモノナリ。例ヘバ「よろこばし。」「暖かし。」ノ如シ

春は物事よろこばし
吹く風とても暖かし
庭の櫻や桃のはな
よに美しく見ゆるかな

野邊の雲雀はいと高く
雲井はるかに舞ひて鳴く
夏は木草の葉は茂り
百日紅も咲きにけり
夕暮かけて飛ぶ蟲は
集まり來る軒のきは
人は我家を立出でゝ
なほ涼むらむさよふけて

（以下略）矢田部尙今

ハムレツトの一段を譯したものに

ながらふべきか但し又
ながらふべきに非るか
爰が思案のしどころぞ
運命いかにつたなきも
これに堪ふるが大丈夫か
又さはあらで海よりも
深き遺恨に手向うて
之を晴すがもののふが
どうも心に落ちかぬる。

竹内節「新體詩歌」

小室屈山 自由の歌

以上の作品中に於ては、矢田部尙今の「グレー氏墳上感懷の詩」が最も好評を博した。外山丶山の「拔刀隊の歌」は、その材料が西南戰爭によつて居たものだけに俗耳に入り易く、全國の靑年子女に能く愛吟せられたものであつた。同じく丶山の「輕騎隊進擊の詩」は尙今の「グレーの墓畔吟」と共に最も喧傳せられたのである。何れの作者も元來が學者的な人であつた爲に、理智の爲に感情が抑制されてしまつて詩味に乏しいのは止むを得ない。

「新體詩抄」についで上梓されたものは、竹内節の「新體詩歌」第一集第二集である。この集には小室屈山の「自由の歌」「外交の歌」等に俗の「長恨歌」「西行」「小督」「等に、佐久間象山の「轉居」の長歌反歌や藤田東湖の長歌等種々雜多なものが收められて居た。

自由の歌（小室屈山）

天には自由の鬼となり
地には自由の人たらむ
自由よ自由やよ自由
汝と我れがその中は
天地自然の約束ぞ
千代も八千代も末かけて
此の世のあらむ限りまで
二人が中の約束を
いかにぞ仇に破るべき
さはさりながら世の中は

月に村雲花に風
まゝにならぬは人の身ぞ
話せば長いことながら
古羅馬の國と聞く
その人民を自由にし
共和の政治を立てむため（以下略）

外交の歌（小室屈山）

西に英吉利北に魯西亞
油斷な爲せそ國の人
外表に結ぶ條約も
心の底は測られず
萬國公法ありとても
いざ事あらば腕力の
强弱肉を爭ふは
覺悟の前のことなるぞ
嗚呼同胞の兄弟よ
御國に生れし甲斐あらば
盡せや勵め諸共に
まごころ込めてつくすべし

湯淺半月
十二の石塚
最初の個人詩集

山田美妙
新體詞選
尾崎紅葉

戰景大和魂

三　日本詩擡頭

明治十八年十月、湯淺半月の「十二の石塚」が現れた。これは個人詩集の最初のものにして記憶さるべきもの。「十二の石塚」は材料を舊約「士師記」のエホデの故事に據り猶太エリコ城の民話に取つた長篇の敍事詩で、傳統的な五七調であつたが、その流麗にして典雅なることは從來の譯詩類に遙かに優れたるものがあつた。

十九年四月には山田美妙編輯の「新體詞選」が現れた。收むるものは美妙、紅葉（綠山逸史）丸岡九華の創作詩計十篇であつた。内容的に云へは、七五調の時には崩して俗に、鮮新味に缺けて居たと云へる。美妙の「戰景大和魂」はなか〳〵激越調で、當時喧傳愛吟せられたものである。

戰景大和魂

敵は幾萬ありとても
すべて烏合の勢なるぞ
烏合の勢にあらずとも
味方に正しき道理あり
邪はそれ正に勝難く
直は曲にぞ勝栗の
堅き心の一徹は
石に箭の立つ例あり
石に箭の立つ例あり

など怖るゝ事やある。
などてたたふ事やある。

（以下略）

落合直文

翌二十年には落合直文の長篇敍事詩「孝女白菊の歌」が現れた。井上巽軒の漢詩を譯したものと云ふが、その清楚な流麗にして香氣ある詩句と切々たる曲節は忽ち青年子女の琴線に觸れ、普く愛誦喧傳せられたものである。

孝女白菊の歌

孝女白菊の歌

その一

阿蘇の山里秋ふけて
眺め寂しき夕まぐれ
いづこの寺の鐘ならむ
諸行無常と告げわたる。
折しも一人門に出で
父を待つなる少女なり。
年は十四の春淺く
色香ふくめるその樣は
梅か櫻か分かねども
末頼もしく見えにけり。
父は先ツ日遊獵に出で

今宵おとづれ無しとかや。
軒に落ちくる木の葉にも
筧の水の響にも
父や歸ると疑はれ
夜な夜な眠る隙も無し。

四　民　謡

民謡

「何いつちよるや」米價騰貴を題材としたもの竹橋暴動を題材としたもの

「おやまかちやりん」

「文明開化」の新事象を唱つたもの

明治十一年頃に流行したものに「何いつちよるや」がある。

ちよるや、ちよるや、何言つちよるや、十三錢の米喰つて、米言つちよるや。

ちよるや、ちよるや、何言つちよるや、赤いシャツポが、ぶつ言つちよるよ。

前者は、米價が騰貴して米一升十三錢した事、後者は竹橋暴動を唄つたものである。

この頃「おやまかちやんりん」が流行したのであつた。

おやまかちやんりん、蕎麥屋の風鈴、おとすと罰金。

これがまた「親馬鹿ちやんりん」と替唄せられた。

明治十一年海軍省が風船を試揚したのを、

風船に、三人乘り組み地球をはなれ、晴れて話がして見たい。

この外「文明開化」の新事象を唄つたものが多く行はれた。

二人の浮名を、廣告社へ頼み、廣く世間へ知らせたい。

寒暖計をば心にかけて、惚れた數度を知らせたい。

「豐年ぢや豐年ぢや」中村壽三郎

ヘラヘラ萬橘

「ヘラヘラヘ」

「すてゝこ」

自由思潮の移入

「自由の歌」

明治十年から十二三年にかけて「豐年ぢや豐年ぢや」と唄つて菓子を女裝して行商する者の歌が流行し、續いて中村壽三郎がこれを舞臺で演じ、一層その流行を擴めた。

豐年ぢや豐年ぢや、法々法螺の貝、いつちくたつちく太衛門さん、乙姫さんはネ、ちんからほに追はれて笑ふ聲聞けば、豐年ぢや豐年ぢや。

明治十三年頃からは、ヘラヘラ萬橘（圓橘の門人）のヘラヘラ踊が人氣を占め、中村仲太郎の芝居の所作によつて一層の人氣を博して唄はれたものである。

「ヘラヘラヘ」

赤い手拭赤地の扇、それを開いておめでたや「ヘラヘラヘツたらヘラヘラへー、太鼓が鳴つたら賑かだ、ほんとにそうならすまないよ、ドコドッコイ、ヘラヘラへー。

「すてゝこ」も大いに流行したのであつた。

さても酒席の大一座、小意氣な男の振事や、端唄に大津繪字餘り都々逸甚句にかつぽれ賑やかで藝者に浮れて皆樣御愉快、お酌のステテコ、太鼓を叩いて、三味線枕で、ゴロニャンゴロニャン。

明治十四年以後は、主として、フランスの急進的な自由思想が移入せられ、その爲に「自由の歌」「書生節」等が行はれた。

「自由の歌」

天には自由の鬼となり
地には自由の人たらん
自由よ自由やよ自由
なんぢとわれとその仲は

「書生節」

「宮津節」

「先代節」

「開華教育可增惠唄」

天然自然の約束ぞ
千代も八千代も末かけて
この世のあらん限りまで
ふたりが仲の約束を
いかにぞ仇に破るべき

「書生節」

書生書生と輕蔑するな、佛蘭西ナポオンも元は書生。

斯くの如き進取的なものが行はれる一方に卑近な、「宮津節」「尾張甚句」「先代節（何だい節）」等が行はれたのである。

「宮津節」

二度と行くまい丹後の宮津、縞の財布がダンゼン空となる、丹後の宮津でピンと出した。

「先代節」は十八年より二十年に掛けて流行つたものであつた。

女がよいとてけんたいぶるな、女がようて若後家で、それでこの世を送るなら、常盤御前が清盛に二度の枕はコリヤたんだいかはしやせぬ。

江戸時代に行はれた「一つとせ節」が明治に於て變形して現はれた最初は、明治六、七年頃に行はれた。「勸學一つとや節」であつたが、明治十七年頃には、この系統を引く「開華教育可增惠唄」が流行した。

忠　一つとや、人となりては女子でも、女子でも、朝ゆうわするな、君の恩、君の恩。

信　二つとや、ふだん誠をこゝろがけ、こゝろがけ、ことばにたがはぬ人となれ、譽められよ。

孝　三つとや、身をばつゝしみ兩親へ、兩親へ、孝行つくして怠るな、人の道。

悌　四つとや、よそに見るさえ美しや、美しや、兄弟なかよくむつびあひ、めぐみ合ひ（以下略）

此の外に「開化尻取り文句」「照天姫一つとせ節」等が、十八、九年へ掛けて流行した。

「開化尻取り文句」

「開化尻取り文句」

皇國の進歩には和漢の書籍を讀み盡し、つくした義務は反古にせん、線路をはづさぬ鐵道馬車、馬車で配るは郵便で、瓶でもらつたブランデン、電信便りて返事した、下から見上げる電氣燈、とうから貯蓄へあづけます、益々開ける日本に、ほんに機械はウンドウス、どうすりや不服を止めにする、する氣ではじめた商法も、法にかなつて忙がしい、引いた人力車も今は乗る、乗るから蒸氣の札かいな、田舍の不沙汰は春にする、似する役者の聲色を、色をさしこむ石版に、パンに牛肉牛の乳、父と並んで取る寫眞、しんから神國はありがたい、堅いつくりの練瓦石、せきにせかれて出來上る、あがる相場も下落する、樂する人は氣に油斷、油斷つけこむ盜賊を、賊をいましむ警視廳、朝夕配るは新聞紙、始終は萬國一となる。

「照天姫一つとせ節」

「照天姫一つとせ節」

一　ひかる金からかみ、さよと開け、遙か末座に飛び下り、頭を疊にコノすりつけて、

二　ふかく喜ぶお殿樣、御本陣とんやいいはらすに、よろづや最氣でコノおとまりで。

三　みづし風情のわたくしを、おしやくにお仕ひたまはるは、恐れ入りますコノおゆるしと、

四　よのいち禮をばのべられて、いま世に落ちておはぜども、照天姫なとコノぬけめなし。

五　いかにもみづしに稀ことば、ゆるした近よれ酌をせよ、いはれて小萩はコノたちあがり。（以下略）

自由民權時代には「ドンガラガン節」「オーサやつちよろさんだい節」等が、自由演歌と云ふ名で讀賣壯士によつて歌はれた。

「ドンガラガン節」

「ドンガラガン節」（明治十八・九年）

「オーサやつちようさんだい節」
「せつせ節」
「浮世節」
「關の地藏節」
「舌もぢり節」
「詩入どゞ一」

客の喧嘩を肴において、ドンガラガン、屁とも思はぬいも酒屋、ドンガラガン。
橋の欄干に腰うちかけて、ドンガラガン、月を眺めてソレソレソレそつと出しやドンガラガン。

「オーサやつちようさんだい節」（明治十六・七年）

醉ふて枕す美人の膝に、さめて握るぞヨイヨイ天下の權を、オーサやつちようろさんだい。

然しながら、これらの進取的な歌謠も、未だ書生の範圍を脱して一般社會に徹底されず、一般の流行唄としては、「せつせ節」「浮世節」「關の地藏節」「舌もぢり節」「詩入どゞ一」「ちよんこ節」「ひやひや節」「さいこどんどん節」が盛んに行はれた。

「せつせ節」（明治十六・七年）

豐年ぢや、萬作ぢや、明日は旦那の稻刈りで、こたばにひつからげてちよいと投げた、投げた枕がおせせのこれわいさのセツセ。

「浮世節」

わたしに色が出來たなら、立てし金兜に花が咲き、繪に畫い鳥が飛んで、躄か腰が立つて、飛脚する。

「關の地藏節」（明治十八・九年）

關の地藏樣しんせつものよ、雨も降らぬに傘くれた。ヨイトヨイトさうだ。

「舌もぢり節」（明治十八・九年）

向ふの畔道に鴨が百ぱつぱに小鴨が百ぱつぱ。かも米かむ小鴨小米かむ、鴨米小米かむ。

「詩入どゞ一」（明治十八・九年）

風がもて來る二階の端うた、燭暗數行虞氏涙、夜深四面楚歌聲、おもひある身の胸に針。
鐘は七時か、八つ山下を、月落烏啼霜滿天、江楓漁火對愁眠、汽車で走らす早歸り。

「ちょんこ節」
「ひやひや節」
「さいこどんどん節」
「まちがへば節」
「開化因州いなば節」

「ちょんこ節」（明治十八・九年）

淺い川ぢやと袖褄からげ、深くなるほど帶を解く、チョンコ。

好いたお方に盃さゝれ、飲まぬ先から櫻いろ、チョンコ。

「ひやひや節」

通はんせ通はんせ、滅法矢鱈に通はんせ道には汽車あり人力車あり、百里千里は何のその、てもまあ便利な浮世じやねえ、ヒヤヒヤ。

意見しやんす意見しやんす、めつぽやたらに意見しやんす、親たちや木の股からでも產れしやんしたかどうしたら氣儘に添はれよか、てもまあ辛氣な浮世だね、ヒヤヒヤ。

「さいこどんどん節」

すねて怒らせわしや氣がもめる、こいつつはすねなきやコラヤノヤ、ヨカツタネサイコドンドン。

羅生門よりナー晦日がこわい。鬼が金札とりに來る、サーイコドンドン、サーイコドンドン、サーイコドンドン、サヽヽーイコドンドン。

これらの俗謠と同じ系統に屬するもので、「まちがへば節」「よかちよろ節」「開化因州いなば節」「緣かいな節」が明治二十年二十一・二年へ掛けて盛んに歌はれた。

「まちがへば節」

まちがへばまちがふものだよ、雨も降らぬに足駄さして傘はいて、今こゝへ、坊さんかついだ風呂敷包が來なかつたか。

まちがへばまちがふものだよ、石は流れて木の葉の沈む、今朝も畑に狐が三人子供に騙された。

「開化因州いなば節」

「緣かいな節」

藝者座敷の特成は、然も開化の世の中で、髯鯰に三名出會しが、先なる鯰は鼻下長で中なる鯰は眞黑で後なる鯰は等外で、先なる髭のいふ事にや初めて藝者を呼んだには××倉妾法する様に、ベラリヤ〳〵と紙幣次第、中なる鯰の云ふ事にや紙幣見て殿子と云ふたのも應來藝者の特前でゴロリヤ〳〵と床のよさ、後なる鯰の云ふ事にや見つめ切りにてゐらるゝかヂロリヤ〳〵ときだな奴。

「緣かいな節」

春の眺めは吉野山、峰も谷間も爛熳と、一目千本二千本、花が取りもつ緣かいな。

夏の眺めは兩國で、出船入船屋形船、上る流星ほし下り、玉屋が取り持つ緣かいな。

秋の眺めは石山で、出船入船矢ばせ船、昇る石場の仇姿、月が取り持つ緣かいな。

冬の眺めは圓山で、上り下りの京女郎、開くな阿彌の大廣間、雪が取り緣かいな。

新體詩の影響

新體詩の發生によつて、それらの新體詩中の比較的に俗耳に入り易く、大衆的に唄はれ易いものが、洋風に作曲されて、所謂唱歌として流行歌の分野に入つて來た。「拔刀隊の歌」「孝女白菊の歌」等がそれで、殊に前者は、軍歌としての濫觴をなしたものと云つて然るべきである。

「拔刀隊の歌」

「拔刀隊の歌」(明治十九年頃より)

第一章

吾は官軍我敵は　天地容れざる朝敵ぞ
敵の大將たる者は　古今無雙の英雄で
之に從ふ兵(つはもの)は　共に慓悍決死の士
鬼人に恥ぢぬ勇あるも　天の許さぬ反逆を
起せし者は昔より　榮えし試し非ざるぞ

敵の亡ぶるそれまでは　進めや進め諸共に
玉散る劍拔き連れて　死する覺悟で進むべし

第二章

皇國の風と武士(もののふ)は　共の身を守る魂の
維新以來廢れたる　日本刀の今更に
又世に出づる身の譽　日本魂(やまとだましひ)あるものゝ
死すべき時は今なるぞ　人におくれて耻かくな
敵の亡ぶるそれまでは　進めや進め諸共に
玉散る劍拔き連れて　死する覺悟で進むべし

「孝女白菊の歌」

「孝女白菊の歌」

阿蘇の山里秋たけて　眺めさびしき夕まぐれ
いづこの寺の鐘ならむ　諸行無常と告げわたる
折しもひとり門にいで　父を待つなる乙女あり
年は十四の春あさく　色香ふくめるそのさまは
梅か櫻かわかねども　末たのもしく見えにけり

「改良ぶし」

當時の風俗一般に歐化主義に熱狂したる時代で、「改良と云ふ言葉が叫ばれ「明治十八年七月洋髮の創始」「十八年九月東京女子師範學校洋服採用」等の「改良」ぶりで、それを唄つたのが「改良ぶし」(明治二十年ごろ)であつた。

野蠻の眠りのさめない人は、自由のラッパで起したい、開化の朝日は輝くぞ、さましゝおくれよ長の

當時の歐化熱

參、ヤツテケモツテケ改良せえ改良せえ。

明治十九年臺閣に在つたる伊藤博文は相變らず歐化主義に浮かされ、條約改正の爲の方便と云はれた、舞踏夜會は毎夜の如く盛んに行はれ、就中二十年四月二十日首相官邸に開かれた大假裝舞踏會は一般人民に大きなセンセーションを與へ、色々と醜い風説が流布して、喧々囂々の非難の矢が集中され、忽ち鼎の湧くが如き反政府熱によつて國論は喚起され、遂に外務大臣井上侯は、九月に掛冠したが、その十二月、有名なる保安條令が發布され、民間の志士論客數十名の退都令が嚴達された。その悲憤慷慨の聲が流行唄に託されたのが、明治十九・二十年に流行した。「ダイナマイト節」であつた。

「ダイナマイト節」

四千萬の同胞の爲にや、赤い囚衣も苦にやならね、コクリミンプクゾウシンシテ、ミンリヨクキユヨセ、若しも成らなきやダイナマイトドン。

民權論者の涙の雨で、みがき上げたる日本魂、國利民福增進して、民力休養せ、若しも成らなきやダイナマイトドン。

悔むまいぞや、苦は樂の種、やがて自由の花が咲く…………囃子同前…………

一方には舊傾向の「欽來節」「ほうほうホホホ節」「推量節」が盛んに行はれた。

「欽來節」

摺鉢を伏せて眺めりや三國一の、味噌をするがの富士の山、キビスガンガン、イカイドンス、キンギヨクレンスノスクネツポ、スツチヤンマンマン、カンマイカイノ、オツペラボウノキンライライ、あほらしいじやおまへんか。

「ほうほうホホホぶし」

「ほうほうホホホ節」

西と東に立てわけられて、逢はにやわからぬ襖の畫、一口さんりが七りき七りきしやつぽんけ、うんて

んばつてん、たあふくりんりんけん、たあふくりんけんたい、そんなことぬかす奴等、庖丁切りこみたい庖丁ほうほうホホ

「推量節」

「推量節」

淺いアリヤすいりやうすいりやう、川ぢやとチヨイト褄からげ、サイヨヤサノサ、深くコリヤなるほどジッを解く、ヨウイヤサ、ヨウイヤサ、サイトアリアサ、コリヤサ、ヤアトセノエ、アリヤすいりやうすいりやう。

「民權數へ歌」

この頃讀賣壯士の間からは「民權數へ歌」が生れて、またこれが流行を來したのである。

一つとせー、人の上には人はない、權利にかわりのないからは、アアコノ同等よ、

二つとせー、二人三人の心から我儘勝手な政事ウ、コノ壓制よ、

三つとせー、道にかなひし自由論、とめだてする程猶起るウ、コノ反動で。

川上音次郎
桂藤兵衛

明治の流行歌に一新傾向を劃した、川上音次郎の「オッペケペー節」は、大阪の落語家、桂藤兵衛が、オッペケと云ふ囃子を始めたものを、その囃子を一層面白くして、それに川上が時勢を諷した歌詞を當てゝ演じたに始まる。

「オッペケペー節」

「オッペケペー節」

權利幸福嫌いな人に、自由湯をば飲ましたい、オッペケペ、オッペケペッポーペッポッポー、かたい社杯角取れて、マンテルズボンに人力車、いきな束髮ボンネット、貴女に紳士の扮裝で、表面の飾りは立派だが、政治の思想が缺乏だ、天地の眞理が判らない、心に自由のたねをまけ、オッペケペ、オッペケペッポペッポーポー、

おめかけ權妻嬢さんに、芝居を見せるは不開化だ、勸善懲惡わからない、色氣のところに目をとめて、

「愉快節」「贊成節」「ゲレッツ節」「浮世節」「チャヤクライ節」「演歌欽來節」「やつつけろ節」 飜譯物 山田保 三笑人

だいじの夫をそでにして、うわきをするのはひつじよだ、おためにならないおよしなさい、國會ひらけた今日に、役者にのろけちやおられない、日本たいじとまもりなさい、まゆげのないのがおすきなら、かつたいお色にもちなんせ、目玉をむくのがおすきなら、たぬきとそひねをするがよい、オッペケペ、オッペケペッポペッポーポー。

演歌壯士によつて唄ひ擴められたものに、「演歌改良節」「演歌欽來節」「やつつけろ節」「愉快節」「贊成節」「ゲレッツ節」「浮世節」「チャヤクライ節」等が二十二年より二十三・四年に掛けて行はれた。

「演歌欽來節」

輿論をば、引き起すべし、對等の、條約早く結べよ國のため、立憲制度の花咲かそ國民團結一致して、早く其の實を結ばんと大擧、欽來欽來。

「やつつけろ節」

見せてやりたい世界の人に、敷島男子の鐵腸を、コラサノサ、二千五百有餘、固め鍛えし鐵石心、イッカナ動かぬ大丈夫の、心は千々に碎くとも、屍は野邊に晒すとも、君の御爲、國の爲、捨つるはこの身の本分と、一歩も讓らず進み行き、鐵壁たりとも何のその、日本刀の切れ味で、片つ端から、ヤッツケロー、

（藤澤衞彥氏著明治流行歌史に據ること多大なり、記して以て謝す。）

第十一節　飜譯物

明治十二年から十五年までに出た飜譯の重なるものは、

十二年　西洋滑稽三笑人　山田保

「織田純一郎 寄想春史」
宮島春松 哲烈禍福譚
片山平三郎 ガリバー回島記
井上勤 月世界旅行
鈴木梅太郎 二萬里海底旅行
井上勤 龍動鬼談
橘顯三 (坪内逍遙) 「春風情話」
田島象二 西國烈女傳
松岡駒雄 五九節操史
井上勤 良政府談
桑野鋭 蝶舞奇縁
大久保勘三郎 群芳綺話
加藤鶴吉 西洋夫婦事情
「三笑人」
寄想春史
哲烈禍福譚

十三年	歐洲奇話 寄想春史	織田純一郎
	歐洲小説 哲烈禍福譚	宮島春松
	ガリバー回島記	片山平三郎
	月世界旅行	井上勤
	二萬里海底旅行	鈴木梅太郎
	開巻驚奇 龍動鬼談	井上勤
	春風情話	橘顯三 (坪内逍遙)
十四年	西國烈女傳	田島象二
	佛國情話 五九節操史	松岡駒雄
十五年	良政府談	井上勤
	蝶舞奇縁	桑野鋭
	歐洲情譜 群芳綺話	大久保勘三郎
	西洋夫婦事情	加藤鶴吉

「三笑人」は本書の緒言によると、此書は佛蘭西にて開版したる滑稽借家の奇談を譯したる者にして、とあるから原著は佛蘭西であらうが、原著者及び原著は今詳にし得ない。「寄想春史」は有名なるリットンの「ポンペイ最後の日」の抄譯である。「哲烈禍福譚」はフランスのフェヌロンの名作「テレマック冒險譚」の譯で

宮島春松　ガリバー回島記　月世界旅行　二萬里海底旅行　龍動鬼談　春風情話　西國烈女傳　五九節操史　温故書堂
「良政府談」「蝶舞奇緣」「群芳綺話」
西洋夫婦事情
繪入自由　繪入朝野　革命小說の流行　東洋自由　自由の燈
宮崎夢柳　小室案外堂　柚田策太郎　烈女之疑獄　山田郁治　昔蘭自由譚　宮崎夢柳　自由の凱歌　寃枉乃鞭笞　鬼啾々

譯者宮島春松は信州松代の人、陸軍飜譯係であつた。「ガリバー回島記」は小人國の部だけの逐字譯である。「月世界旅行」は佛のジュール・ヴェルヌの科學的物語の譯である。「二萬里海底旅行」も、同じ原著者の科學物語である。「龍動鬼談」は、リットンの「不思議な話」の抄譯「春風情話」はスコットの「ラムマアムーアの新婦」の抄譯、大學生時代の坪内逍遙の處女譯で、同時に處女出版、本邦最初のスコット物の飜譯である。「西國烈女傳」は、或は飜譯とは稱し得ない程のもので、當時の新聞雜誌の切抜を集めたものである。「五九節操史」はデュマの「四十五人の近衛兵」の譯で、未完である。發行所は山梨の温故書堂、

「良政府談」は、サア、トマス、モーアの「ユートピア」を譯したものである。「蝶舞奇緣」は「アルピニヤ、一名若き母」と云ふ、フヒラデルフヒヤ發行の米國小說の抄譯であるが原著者は不明である。「群芳綺話」は、ボッカチョの「デカメロン」の本邦最初の飜譯である。佛譯からの重譯で、二日目の第三話、十日目の第四話、三日目の第三話、五日目の第七話、四日目の第十話、九日目の第二話と、結局七話收錄されて居る。「西洋夫婦事情」はチャールズ・ヂッケンスの原著と云はれて居る。

當時自由民權の叫びが俄然高まつて來て、明治十五年に至つては、「繪入自由」「繪入朝野」「東洋自由」「自由の燈」等を、舞臺として宮崎夢柳、小室案外堂等の革命小說が現れた。明治十五年の飜譯文學界にも此の風潮が帶びたものが續々として刊行された。

（魯國奇聞）烈女之疑獄　柚田策太郎抄譯
昔蘭自由譚　山田都治譯
（佛蘭西革命記）自由の凱歌　宮崎夢柳譯
寃枉乃鞭笞　同譯
鬼啾々　同譯

川島忠之助虛無黨退治奇談
潤松晚翠壓制政府の顚覆
櫻田百華園西洋血潮小暴風
「烈女の疑獄」
「虛無黨退治奇談」
露國物邦譯の嚆矢
「哲爾自由譚」
「自由の凱歌」
宮崎夢柳
「寃枉乃鞭笞」
「鬼啾々」
「虛無黨退治奇談」
「壓制政府の顚覆」
「西洋血潮小暴風」
井上勤
全世界一大奇書
人肉質入裁判
空中旅行
月世界一周
魯敏孫漂流記
伊澤信三郎
鐵烈奇談
高須治助
花心蝶思錄

虛無黨退治奇談　川島忠之助譯
壓制政府の顚覆　潤松晚翠譯
西洋血潮小暴風　櫻田百華園譯

「烈女の疑獄」は川島忠之助の「虛無黨退治奇談」と共に露國物邦譯の嚆矢である、譯者は福島縣の士族とある。「哲爾自由譚」は獨逸シルレルの「ウイルヘルム・テル」の原語譯である。「自由の凱歌」は佛蘭西デュマの「バスチイユ奪取」の譯、譯者宮崎夢柳は土佐高知の人、高知新聞から自由新聞に入り、「繪入自由燈」「東雲新聞」等を舞臺として活躍した人で、「寃枉乃鞭笞」は露國の革命婦人のヴエラ・サシユリツチの生立の事を脚色したもの、「鬼啾々」は宮崎夢柳の譯書中で最も有名なるものであると共に、此の種の飜譯中での最も優秀なるものである。「虛無黨退治奇談」は佛人ポール・ウエルニエの原著、「壓制政府の顚覆」は佛蘭西戲曲の抄概で原著は不明、「西洋血潮小暴風」はデュマの「一醫師の回想」の一部を脚色したものである。

明治十六年には

全世界一大奇書　井上勤譯
人肉質入裁判　同譯
亞非利加内地卅五日間空中旅行　同譯
月世界一周　同譯
絕世奇談魯敏孫漂流記　同譯
經世指針鐵烈奇談　伊澤信三郎譯
露國奇聞花心蝶思錄　高須治助譯

「全世界一大奇書」「人肉質入裁判」「空中旅行」、「月世界一周」「魯敏孫漂流記」「鐵烈奇談」「花心蝶思錄」
坪内雄藏 自由太刀餘波鋭鋒
織田純一郎 花柳春話
井上勤 自由の征矢
海底紀行
大平三次 五大洲中海底旅行
井上勤 狐の裁判
栗屋關一 佛國美談
服部撫松 春窓綺話
關直彦 春鶯囀
夢柳居士 壁世の涙
「自由の征矢」「海底紀行」、「海底旅行」「狐の裁判」「佛國美談」「春窓綺話」

「全世界一大奇書」はアラビヤンナイトの抄譯、「人肉質入裁判」は、例のシエクスピヤの「ヴエニスの商人」の譯として有名である。「空中旅行」及び「月世界一周」は共に佛のジマルスペルヌの科學小說の譯、「魯敏孫漂流記」は「ロビンソンクルソー」の譯で好評を博したるもの、「鐵烈奇談」は「哲烈禍福譚」と同一原書を譯したものである。「花心蝶思錄」は露プーシキンの「士官の娘」の抄譯である。

明治十七年には

該撒奇談 自由太刀餘波鋭鋒	坪内雄藏譯
歐洲奇事 花柳春話	織田純一郎譯
自露革命ノ傳 自由の征矢	井上勤譯
六萬英里 海底紀行	同譯
五大洲中 海底旅行	大平三次譯
獨逸奇書 狐の裁判	井上勤譯
同大佛續 佛國美談	栗屋關一譯
春窓綺話	服部撫松譯
春鶯囀	關直彦譯
壁世の涙	夢柳居士

「自由太刀餘波鋭鋒」はシエクピアのジエリーアス・シーザーを院本風に綴つたもの「花柳春話」は、十一年發行の同書を改譯したものである。「自由の征矢」「海底紀行」及び「海底旅行」は共にジユウールスヴエルスの原著に依る。「狐の裁判」はゲエテ原著「ライネツケ・フツクス」「佛國美談」は、佛のジヤンダークの顚末を敍述したるもの、「春窓綺話」は一名「春江奇緣」と云ひ、スコツトの「湖上の美人」の散文譯、實は坪

「春鶯囀」
明治十八年
藤田茂吉
尾崎庸夫
繫思談
坪内逍遙
慨世士傳初篇
秋庭濱太郎
開秀美談
「繫思談」
尾崎庸夫
「慨世士傳初篇」
「開秀美談」
秋庭濱太郎
横山半呂久
壽德奇談
森澄德聰
人七癖
加藤政之助
回天綺談
早川熊吉
擬紫西洋天一坊

内逍遙、高田早苗、天野爲之の三學士の手に成つたと稱せらる。「春鶯囀」は、ビコンスフィールド卿の「コニングスビイ」の譯、

明治十八年には

諷世嘲俗　繫　思　談　　藤田茂吉　尾崎庸夫　共譯
開卷悲憤　慨世士傳初篇　　坪内逍遙譯
奈翁外傳　開　秀　美　談　　秋庭濱太郎

「繫思談」はリツトンの「ケネルム・チリングリイ」の譯で明治飜譯文藝界に一轉期を劃したものと云はれる。藤田茂吉、尾崎庸夫の共譯となつて居るが、實は尾崎の譯であると云ふ事である。尾崎庸夫は福井縣の人、報知新聞記者であつた。「慨世士傳初篇」は、同じくリツトン卿の「リエンジイ」の譯、序文の小說論が、識者の意を惹く所となつて居る。「開秀美談」の原著者は米國の亞勃的、譯者は岡山縣の士族の秋庭濱太郎である。「徐世賓此時年正に三十三歲なりと雖も其容色の盛なること毫も少時に異なる所なく一見人をして恍惚手中の物を落さしむるに足る其心事は天性美質なるが故に幾多の苦楚艱難に耐へ毅然たる大丈夫の如く且日に切磋琢磨の功を積み氣品風尙自から高く時好を逐ひ流俗に走る華奢浮薄の範圍内を脫して學術を尊び經論を重んずる德義修身の社會に入り行く所として尊重愛敬せられざるはなし……」漢文直譯流の一種異色の有る文體で、一つの句讀點も打つて居ない。明治十八年には上記の外に、

壽　德　奇　談　　スコツト著　横山半呂久譯
情態　人　七　癖　　佛ユーシエーヌ・シユ著　森澄德聰譯
英國名士　回　天　綺　談　　加藤政之助譯
擬紫西洋天一坊　　早川熊吉譯

鷗々居士
黄昏日記
明治初期飜譯
文藝界の狀況
中村敬宇
立志篇
西周
心理學
中江兆民
民約論
ロビンソンク
ルソーの譯出
鴛鴦春話
シエクスピー
ヤ
アラビヤンナ
イト
馬琴調
文藝
幸田露伴
明治十九年
河島敬藏
「春情浮世之
夢」
品田太吉
セキスピヤ物
語
小宮山天香
河島敬藏
羅馬盛衰鑑

黄昏日記　デュマー著　鷗々居士譯

など有つた。明治初期飜譯文藝界の狀況を述べると「明治初期は實に複雜である。又他の一面には新しい流れがあつた。西洋の學藝は驚くべき勢を以て我邦に逼つた。中村敬宇氏の立志篇、西周の心理學、福澤氏の雜著、其他敎諸氏の論著、中江兆民の民約論、それ等は學生に對してのみではなく、一般人を衝き動かした。何で文學方面のみ西洋の影響を被らずに居よう。ロビンソンクルウソウは譯出された。青年も老人も眉を揚げ額の皺を伸ばして喜んだ。鴛鴦春話とか何とかいふ淡くさい題名で戀情を扱つたものも譯出された。これは贊否それ〲であつたが、勿論これを喜ぶものが多かつた。繫思談も出た。シエクスピーヤのものも出た。ビーコンスフールドのものも出た。アラビヤンナイトも出た。ジユールベルネの科學的小說も出た。さま〲のものも譯出された。いづれも譯者は幕末作者系に屬する人々よりも學問地位共に高度の人々のことであつたから、其の文體は最も俗に通ずるを主としたものが馬琴調であり、他は概ね漢文訓讀調であり、極めて善く出來たものが新聞紙體の文であつた。それで世間に行渡るには少しの割引が無い譯にはゆかなかつたが、其代りには又やゝ教養ある人士が讀者に惹付けたといふ態があつて、そして文學を戲作者一流の低卑な地位より引上げ作用をした觀があつて、そこから確に後の爲に利益をなしたことを疑へない。」

文藝、昭和八年十一月創刊號所載、明治初期文學界……（幸田露伴）

明治十九年には、

春情浮世之夢　河島敬藏譯
セキスピヤ物語　品田太吉譯
羅馬盛衰鑑　小宮山天香・河島敬藏共譯
泰西奇談　仁田桂次郎譯

仁田桂次郎　泰西奇談　竹内余所次郎　西洋歌舞伎種本　「春情浮世之夢」　河島敬藏　物セキスピヤ語」　「品川太吉　「羅馬盛衰鑒」　「泰西奇談」　仁田桂次郎　叢菊野史　大久保常吉　伊曾保物語　服部誠一　第二十世紀　森體　北歐血戰餘塵　內田彌八　婦人地球週遊記　加藤瓢乎　鍛鐵場主　渡邊治　政海の情波　牛山鶴堂　梅蕾餘薫　市東謙古　草葉の露　寸木田人　歐洲書生氣質　小野次郎　遠征奇緣　中川霞城　得廉自由の一箭　福田直彥

西洋歌舞伎種本　竹内余所次郎譯

以上は全部沙翁物で、「春情浮世之夢」は「ロミオとジュリエット」の全譯、譯者河島敬藏は、和歌山の人、沙翁全集の邦譯を企てた最初の日本人として記憶さるべきである。「セキスピヤ物語」はラムのもの丶中から「ハムレット」「ベニスの商人」「マクベス」「リヤ王」「ベロナの二才子」「シムベリン」の六つを抜萃したもの、譯者品川太吉は新潟の人、「羅馬盛衰鑒」は「ジュリアス・シーザア」の全譯、「泰西奇談」は全四冊あつて、第一冊を、十九年に刊行した。譯者仁田桂次郎は、伊豆仁田の人、慶應義塾に學び、叢菊野史とも號する。

十九年にはこの外に、

寓畫挿入 伊曾保物語　大久保常吉譯
世界進歩 第二十世紀　佛アーロビダー著 服部誠一譯
泣花怨柳 北歐血戰餘塵　露トルストイ著 森體譯
婦人地球週遊記　英ブラツセー 內田彌八
修羅浮世 鍛鐵場主　佛オネー著 加藤瓢乎譯
三英双美 政海の情波　英ビーコンスフヰールド著 渡邊治譯
政治小說 梅蕾餘薫　英スコツト著 牛山鶴堂譯
草葉の露　英ブレドン著 市東謙吉譯
一讀千嘆 歐洲書生氣質　寸木田人譯
名將佳人 遠征奇緣　小野次郎譯
得廉自由の一箭　シルレル著 中川霞城譯

北極旅行
佐野尚「想夫戀」
春廼屋朧「朗蘭婦人傳」
「戰爭と平和」の抄譯
森體
政海の情波
渡邊治
「哨當價藪」—「アイヴアンホー」
「想夫戀」
神田孝平
楊牙兒奇談
成島柳北
花月新誌
吉野作造
「青騎兵一件」
「花月新誌」三十號より轉載

英甲鐵艦 北極旅行　　ジュールスベルヌ著　福田直彦

ボッカス翁十日物語 想夫戀　　佐野尚譯

朗蘭婦人傳　　春廼屋朧譯

「北歐血戰餘塵」は、露トルストイの「戰爭と平和」の一部の抄譯、譯者森體は岡山縣の人であると云ふ。「政海之情波」は、ピーコンスフイールド卿の「エンジミオン」の譯、譯者渡邊治は、水戸の人、慶應出身である。「哨當價藪」の原著は、スコットの有名な「アイヴアンホー」である。「想夫戀」はボッカチヨの「デカメロン」の、第五日目の七話の佛譯を重譯したもの。尚ほ十九年に出た物で注意す可きは、

和蘭美政錄 楊牙兒奇談　　神田孝平譯

である。本書の譯了は文久元年に成つたもので、上下二卷有つたものが、一卷だけ殘り明治十年九月發行の成島柳北の「花月新誌」二十三號より三十六號迄連載せられたもの從つて柳北の手で可成り改譯されたものと見なければならぬと云ふ。これの姉妹篇である「青騎兵一件」は先年吉野博士によつて發見されたと云ふ事である。今「花月新誌」第三十號より轉載すれば

其時役頭鈴ヲ引キ鳴シタレバ下役一人參リタリ我等ハ他ノ一室ニ入ル下役ハ命ヲ受ケテ出デ行キシガ暫クシテ我等往來ニ向キタル窓ヨリ窺ヒ見レバ下役ハ彼ノ奴僕ヲ召連レテ來タレリ我等控ヘ居リシ一室ノ戸半バ開キテ有ル故役頭ノ取扱振リヨリ應接ノ言葉迄能ク分カリタリ吟味所ノ戸口開キ奴僕其中ニ入來リシ時ハ我等ハ何ト無ク恐ロシクナリ自身ニ吟味ヲ受クル樣ノ心地シ胸中頻リニ鼓動シテ止マズ奴僕ノ名ハ非立ト稱ス平氣ノ體ニテ

非立「私儀御召ニ御座候ヤ」役頭柔カナル聲ニテ「コレ非立」非「何御用ニ候ヤ」役猶平穩ノ音ニテ「其方儀ニ付宜シカラヌ風聞アリ」非「扨々少シモ覺エ御座無ク候カルトホイセル（旅亭ノ名）ノ非立ト申シ

テハ世間ニ潔白ナル者ニテ候……略……此時役頭ハ恐ロシキ威力ヲ發シ大聲雷ノ如ク「汝大悪人磔ノ場ニ臨ミテモ猶白狀致サヾルヤ楊牙兒ノ死骸ヲ莚包ミニ致シタルハ何者ノ所業ナルヤ非「南無馬利亞如來夫レハ夫レハソ、夫レハ何事ニ御座候ヤ役「速ニ白狀致セ此度ハ迚モ遁レ候儀相成ラズ非「何事ヲ白狀仕テ宜敷ク候ヤ私儀々々ワ、私ヲ殺サウト思召々々思召候ハヾ是非是非ゼ、是非無キ事ニ御座候 役「是レ其方ハ鬼モ及バヌ悪黨ニテ候此方ヲ欺カント存ジ候テモ最早何事モ分リタリサレド死骸ヲ川ヘ流ガシタルハ其方一人ノ所爲カ又ハ其方主人モ手傳ヒ候ヤ其ノ方ノ口ヨリ直グニ承リ度其ノ爲ノ吟味ニテ候ゾ……略……

明治二十年に入つては、沙翁物に

仇結奇之赤縄 西洋娘節要　春煙小史(木下新三郎)譯

誠の鏡　赤司新三郎譯

前者は「ロミオとジユリエツト」を小説體にしたもの、後者の譯者も同じく木下新三郎で、「ペリクリイズ」の紹介である。セルヴアンテスの物として、

歐洲新話 谷間之鶯　齋藤良恭譯

歐洲情史 美人の良　中村柳塢譯

前者は「ドンキホーテ」の中の一挿話であると云はれる。ボツカチヨの「デカメロン」の譯に

泰西情譜 密夫之奇獄　菊亭靜譯

鸞鸞奇觀　近藤東之助譯

譯者の、菊亭靜と近藤東之助は異名同人であると云はれる。ジマルスベルヌの物としては、

學術妙用 造物者驚愕試驗　井上勤譯

鐵世界　森田思軒譯

森田思軒
リツトンの物
服部誠一
連理談
磯野徳三郎
ハロルド物語
ユーゴーの物
野田藤吉郎
英雄の肝膽
高橋基一
彗國偉勳
荻原良太郎
有賀國次
戀娘婚姻事情
高橋義雄
梨園の曙
大石高徳
奇遇魯國美談
大石高徳
共和之色旗
依田百川
當世二人婿
牛山良助
雙鸞春話
御手洗正和
名花之餘薫
片山平三郎
カリバルス回
島記
關直彦
西洋復讐奇譚

「鐵世界」は「チ・ベガムス・フォルチユン」の譯で、明治飜譯文藝界に飜譯王とまでに稱せられた、森田思軒の名が著せる最初の單行本として特筆す可きものである。リツトンの物に、

文學小說　連理談　　服部誠一譯

ユーゴの物に、

サクソン王の名殘　ハロルド物語　　磯野徳三郎譯

五日紀變　英雄之肝膽　　野田藤吉郎譯

彗星氏　國偉勳　　高橋基一譯

倘ほこの外に、

戀娘婚姻事情　　佛ユーシェーン・ラビシュ著　荻原良太郎・有賀國次共譯

梨園の曙　　英ヘンリー著　高橋義雄譯

改良小說　奇遇魯國美談　　佛ドンベイ著　大石高徳譯

泰西美人　共和之色旗　　大石高徳譯

脚本は佛國世界は日本　當世二人婿　　佛ジユツブレー著　依田百川譯

雙鸞春話　　ビーコンスフイールド著　牛山良助譯

名花之餘薫　　米フランクリン著　御手洗正和譯

ガリバルス回島記　　英スウヰフト著　片山平三郎譯

開卷驚奇　西洋復讐奇譚　　デユマ著　關直彦譯

デユマの「モンテクリスト」の譯であると云ふ。

大石高德　蒙里西物語
本田孫四郎　鮮血日本刀
大石高德　花情粹話
島崎鴻南　歐洲美談
小宮山桂介　斷蓬奇緣
尾崎行雄
尾崎行隆　一讀三嘆
中川元　文化之燈
宇田川文海　斷腸花
井上勤　妻の嘆
東海道人　戀の夜嵐
末廣鐵腸　雨中花
八木半治　露人氣質
本多金十郎　新世帶
薩山廣忠　世界未來記
前田太郎
喜太川金吾　戰場之花
久松義典　商海狂瀾
勝岡信三郎　宇宙之舵蔓

政教小說 蒙里西物語	佛 カロー著　大石高德譯
鮮血日本刀（クリーム・オブ・クリストマスイブ）	本多孫四郎
人情小說 花情粹話（スーペーレピニモンテーズ）	伊 ピトリオー、ペルセジオー著　大石高德譯
才子佳人艷話 歐洲美談（スペルバウンド）	英 ウヰルボーワド著　島崎鴻南譯
慨世史談 斷蓬奇緣（マダムテレーズ）	佛 エルクマン、シャトリアン著　小宮山桂介譯
訐意發秘 一讀三嘆	佛 マックスオーレル著　尾崎行雄、行隆共譯
教育美談 文化之燈	中川元譯
斷腸花	スタッフォード著　宇田川文海譯
政治小說 妻の嘆	ウイルキー・コリンス著　井上勤譯
非自由結婚談 戀之夜嵐	東海道人譯
雨中花	末廣鐵腸、二宮孤松共譯
他邦侵略 露人氣質	八木半治譯
新案奇想英和小說 新世帶	英 ウイリアムギルバート著　本多金十郎譯
社會進步 世界未來記	佛 アー・ロビタ著　薩山廣忠譯
繡衣鎧袍 戰場の花	英 ゼムス・ダラント　前田太郎、喜太川金吾共譯
商海狂瀾	久松義典譯
世界文明 宇宙之舵蔓（うちうのかぢつる）	勝岡信三郎譯

孝女才談 沙漠の花　佛 リストウ　浅井榮熈、坂本簡藏共譯

魯敏孫漂流記　デフォー著　牛山鶴堂譯

天外奇談　東條種家譯

歐洲忠臣藏　三木貞一譯

悲壯慘憺 昂駒之跡　中村弼譯

沙翁笑話 烈女ジャンナイトの名譽　香夢樓主人

自由旗風 華盛頓勳功記　中村柳塢編纂

以上の中には、飜譯と云ふには餘りにもひどいと思はれる飜案に類するものが可成り含まれて居ると思ふ。この種に屬する物で、勿論飜譯文藝と云へないものに三遊亭圓朝の歐洲小說黃薔薇が有る。

本書は三遊亭圓朝口述、石原明倫筆記と成つてゐる。その冒頭を拔いて見ると、

「扨今日より歐洲小說黃薔薇といふ名題にてお聞に入れます說話は佛蘭西の「ジユリヤ」の傳記でございます此說話は原書をお讀み遊ばしたお方は御案內の筈で有るべき官員さんが圓朝に口うつしに敎へ下さいましたが說話は圓朝には辯舌か廻りませんし又お客樣の方でも御婦人方御子供衆などがお聞き遊ばしてはお解り惡ふございますから日本の說話にして申し上げませう。」

原書は佛蘭西であるが、原著者は今これを詳にし得ない。圓朝に口移しに敎へて吳れた官員さんと云ふのは福地櫻癡ではないかと思はれる。

本年から「郵便報知新聞」で「報知異聞」なる一欄を設けて、森田思軒がその中心となつて續々と、飜譯文學を紹介したのである。森田思軒は、名は文藏、萬延元年岡山縣笠岡に生れた。八歲にして五十川左武郞の啓蒙社に入り漢學を修めた。大阪の慶應義塾支塾に英語を（敎師は矢野文雄）、鄕里の興讓館に、漢學を（坂

萬朝社
國民之友
二葉亭四迷
あひゞき

「あひゞき」
都の花
「めぐりあひ」

文例

田警軒）學び、明治十五年上京して「郵便報知新聞社」に入社、十八年より十九年へかけて、淸國及び歐米に遊び、歸朝後は飜譯文藝界に進出し、著作、飜譯、評論に文名益々振つた。殊にユーゴーの作品の紹介者として知られた。後二十八年「萬朝社」に入り、明治三十年十一月十四日三十七歳を以て病歿した。

明治二十一年に至つて、「國民之友」第二十五、二十七の二號に、二葉亭四迷と云ふ名で、露西亞小說の飜譯「あひゞき」なる一篇が掲載された。原作はツルゲーネフの「獵人日記」のうちの一部であつた。この一短篇こそは當に、明治飜譯文藝界に於ける、エポックメーキングなものであつた。勿論當時にあつては無心に看過され、一般大衆には直接の影響こそは、深い根本的な問題に入り、間接の影響を十年二十年の後に及ぼしたのである。「あひゞき」の有する革命的特色は、第一に形式的方面から云へば言文一致であること、內容方面から云へば、純藝術感興によるものであることである。飜譯文藝に於ける言文一致は、二葉亭四迷がトツプを切つたのであるが、既にこの頃の飜譯文藝には、口語體俗語體が多分に含まれて、當然言文一致になるべき氣運に向つて居たのは事實であると認めなければならぬ。此の「あひゞき」やまた、「都の花」所載の「めぐりあひ」も共に周密文體である。今その文例を擧げて見ると、

「秋は九月中旬の事で、一日自分がさる樺林の中に坐つてゐたことが有つた。朝から小雨が降つて、その霽間には、をり／＼生暖かな日影が射すといふ氣紛れな空合である。耐力の無い白雲が一面に空を蔽ふかとすれば、ふと彼處此處一寸雲切がして、其間から朗かに蒼空が美しい利口さうな眼のやうに見える。自分は坐つて、四方を顧眄して、耳を傾けてゐると、つい頭の上で木の葉が微かに戰いてゐたが、それを聞いたばかりでも時節は知れた。春のは面白さうに笑ひさゞめくやうで、夏のは柔しくそよ／＼として、生温い話聲のやうで、秋の末となると、おど／＼した薄寒さうな音であるが、今はそれと違つて、漸く聞取れるか聞取れぬ程の睡さうな、私語くやうな音である。力の無い風がそよ／＼と木末を吹いて通る。雨に濡れた林の中の

光景が照ると曇るとで間斷なく變つてゐたが、或時は其處に在るほどの物が一時に微笑でもしたやうに燦爛となるとむら／＼と立つた樺の細い幹がふと白絹のやうな柔しい光澤を帶びて、其處らに落散つた葉が急に斑に金色に光る。そこで頭の茸々したバアポロトニク（蕨の類）の美しい長い莖までが最う秋だけに熟過ぎた葡萄のやうに色づいて、際限もなく縺れつ絡みつして目前に透いて見えるかと思ふと、また四邊一面に薄青くなつて、瞬く間に燿々した所が滅くなつて了へば、樺の木立も光澤が失せて、宛然まだ冬の冷たい閃つく日光を受けぬ降り立ての雪か何ぞのやうに白々となると——小雨が音のせぬやうに、忍んでぱら／＼と降り出す。……」（あひゞき）

「一日自分が如何かして野面で暇取つた事があつた。野禽も隨分居たのに、それに朝から靜かで、狹霧が立籠めて、何處も彼處も夕闇の瀰漫たやうな、獵には恰好いといふ天氣であつた。遠方まで彷徨つて、例の邸まで來たころは、最う日はとつぷり暮れて、月まで出て、空は疾くに夜景色になつてゐた。園について歩いてゐたが、四邊は閑としたものである……

廣い往來を横に截れて、塵塗けの蕁麻の中を密と通つて、低い垣に寄添つて見ると、目の前に小さな園が銀色の月光に隈なく照されて、宛然滋つたやうになつて、何やら佳い香が紛々として、露に濡れてゐたが、園の作様は昔風で、細長い芝生一區で出來てゐる。眞直な徑が四方から來て、中央で集合て、蝦夷菊の生茂つた圓い形の栽込となつてゐて、周圍は高い菩提樹が並び善く縁を取つてゐる。僅た一箇所其縁の二間ばかり缺けてゐる所があつて、その間隙から低い棟の家が見透されたが、不思議な事も有れば有るもので、今夜は窓二つとも燈火が射してゐる。」（めぐりあひ）

彼の飜譯は何れも、純然たる逐字譯の周密文體である。此の點彼は、周密文體の完成者森田思軒より學ぶ所大なるものが有つたと思はれるのである。「あひゞき」が、國木田獨歩を始め、田山花袋、島崎藤村、德富

後世文壇に影響
みなれざを
板倉與太郎 豪傑一世鏡
渡邊治 鏡花水月
井上勤 幽靈
和田萬吉博士
末松謙澄「谷間の姫百合」
杏堂散史 妖怪船
田中柏城 旅路の空
鳥尾岩太郎 小人國發見録
八木牛治 政黨情話
田中達三郎 伊蘇普物語
矢野文雄 志別土商人物語
福地源一郎 塚原靖 昆太利物語
千原伊之吉 奇獄

蘆花等の後世文壇に大きな影響を與へたことは有名な事實である。二十一年度には、沙翁物として、

みなれざを　わだのとうみ
自由之苔 思愛之紲 豪傑一世鏡　板倉與太郎
鏡花水月　渡邊治
幽靈　井上勤

第一は「オールズ・ウエル・ザトエンヅ・ウエル」第二は「間違ひつゞき」第三は「コリオレーナス」の譯である。第一の譯者わだのとうみとは、今日の和田萬吉博士の學生時代ものしたる譯述だと云ふ事である。第四は、ラムの「ハムレット」の譯、此の外に、本年度は、有名な

谷間の姫百合　末松謙澄（實は二宮孤松譯）

が出て居る。英のベルサ、エム、クレーの「ドラ・ソン」が原著である。

妖怪船　獨ウイヘルム、ハウフ著 杏堂散史譯
泰西奇譚 旅路の空　ハウフ著 田中柏城譯
政治小說 小人國發見録　英ジョルジ著 鳥尾岩太郎譯
英國奇聞 政黨情話　英ブライト著 八木牛治譯
伊蘇普物語　田中達三郎譯
志別土商人物語　矢野文雄譯
昆太利物語　ビーコンスフキールド著 福地源一郎、塚原靖共譯
摘陰發微 奇獄　米マクアッテルス著 千原伊之吉譯

水の舎牛痴　世界第一の美人
宮崎夢柳　義勇兵
春のやおぼろ　贋貨つかひ
晦溪仙史　英雄之世路
吉田熹六　奸雄の末路
岡野碩　浮世の巷
三浦徹　千代の礎
森田思軒「譯使者」
飜譯物の激減
飜譯文藝界の變化
明治二十二年
織田純一郎「いさ子姫」
森田思軒　ユーベル
探菊山人　いすかの喙
河野政喜　王樣の新衣裳

人情美談 世界第一之美人	英 ブライト著　米の舎牛痴譯
佛蘭史談 義勇兵	佛 カボロー著　宮崎夢柳譯
贋貨つかひ	カザリングリン著　春のやおぼろ譯
革命佐國 英雄之世路	米 チャンダアス　晦溪仙史
奸雄の末路	リットン著　吉田熹六譯
浮世の巷 前編	佛 ウージェーヌ・シュー著　岡野碩譯
千代の礎	ウォルトン著　三浦徹譯
譯使者	ジュールヴェルヌ　森田思軒

本書は例の「報知異聞」の一部である。以上が明治二十一年度に出た飜譯文藝の重なるものである。明治二十一年を一轉期として、飜譯文藝刊行の數は俄然減少し、二十一年以後は、古典物の飜譯が漸くその影を潜めて、近代或は現代文學の飜譯が盛んとなつた。それに文壇との關係が從來より一層緊密なるものとなり、種類の方面から云へば、詩と戲曲方面は例外にして、英國文學が次第に減少し、ロシヤ、フランス、ドイツ等の大陸文學の紹介が多くなつたことである。

明治二十二年に入つて、飜譯文藝の重なる物は次の如くである。

いさ子姫	ウード著　織田純一郎譯
探偵ユーベル	ユーゴー著　森田思軒譯
いすかの喙	探菊山人譯
諷世奇談 王樣の新衣裳	河野政喜譯

植木貞二郎
園の咲分
採菊山人
折枝の梅が香
愛花仙史
倫敦塔
菊舍東籬
夢の曉
塚原蓼洲
曼府の叛亂
柳塢散史
盲目の美人
小栗貞雄
色是空
益田克德
「しがらみ草紙」
加藤紫芳
椿の花束
明治二十三年
福地源一郎
塚原靖
昆太利物語
石井研堂
十日間世界一周
「國民之友」
森鷗外（林太郎）
「うきよの波」

家庭教育 園の咲分　ゴールドスミス著　植木貞二郎譯

「ウエクフイルドの牧師」の邦譯である。

折枝の梅が香　佛アルノー著　採菊山人譯

慘風悲雨 倫敦塔　愛花仙史譯

歐洲奇談 夢の曉　菊舍東籬譯

曼府の叛亂　英エーンズルス著　塚原蓼洲譯

盲目の美人　柳塢散史譯

色是空　小栗貞雄譯

夜と朝　リットン著　益田克德譯

尙ほ本年十月、森鷗外主宰の「しがらみ草紙」が創刊され、泰西文學の紹介に努めた。

椿の花束　チュマ著　加藤紫芳譯

明治二十三年には左の如き物がある。

昆太利物語　福地源一郎　塚原靖　共譯

十日間世界一周　石井研堂譯

二十三年八月發行の「國民之友」第九拾貳號には、森鷗外（鷗外漁史譯）、アドルフ、ステルン著の、「うきよの波」が掲載されて居る。今その冒頭を拔くと、

「その石德利取りて、爐の側へ寄り玉へ、おん僧。酒は年經たる匂牙利酒なり。メエレンより旅商人ヤブロニツが持てきぬ。まだ一樽えりぬきの酒あれば「クリスマス」の祭に物足らぬやうなることあらじ、今惜むに及ばぬことなり。風もやうやう靜になりぬ。歸路は穩ならむに、われも例の森の角まで送りゆくべし、

グラアフエンスタインよりの間道ある邊までは。かしこ庵へは迷ふべき道なし。こゝろ安く飲みたまへ。」

第十二節　明治の探偵小説

明治の探偵小説
假名垣魯文
岡本起泉
渡邊文京
武田交來
伊東橋塘
松村春輔
雜賀柳香
川上鼠彥
久保田彥作
高畠藍泉
山田春塘
岡田霞船
東條竹翠等
明治の合卷式
草双紙
其が讀の鉛活
字印刷の發達
爲樹
機械刷の活字
本
挿繪激減す

明治初期（五六年頃から十五六年頃まで）に刊行された我國の事實小說は勿論江戶時代からの延長であるが、この期に盛んに書いた假名垣魯文・岡本記泉・渡邊文京・武田交來・伊東橋塘・松村春輔・雜賀柳香・川上鼠邊・久保田彥作・高畠藍泉（二代柳亭種彥）・山田春塘・岡田霞船・東條竹翠等の純作家を始め、講釋師の桃川燕林・松林伯圓等は時事問題を資材とし、旺んに戲作體の實話小說を書いて大いに讀書界を賑はした。これ等の戲作を石川巖氏は明治の合卷式草双紙と總稱してゐるが、この合卷式草双紙を見ると明治初期に於ける鉛活字印刷の發達過程を知る事の出來るのも、實に興味ある問題である。卽ち明治初年から同十五六年頃までは江戶式の彫刻した木版摺本であるが、それが十五六年頃に至つて鉛活字の印刷本、卽ち機械刷りの鉛活字本となつた。加之、木板本時代に行はれた。一册九枚式の一種九册、十五册、十八册、二十一册等の合卷物が一變して鉛活字印刷の一種二册、三册の上下、または上中下式の續物となつた。木板本時代にはその挿繪の如きも每頁精巧なものを入れ、本文の足りぬ箇所を挿繪で印象を深くしたものであるが、鉛活字印刷本の時代になると本文が長くなり、挿繪が一册に五枚とか十枚といふやうに激減するに至つた。それは彫刻を必要とする木版本は多額の費用と時間とを要するので、勢ひ頁數に制限があり、また傳統的な規則もあり、發行者の註文などもあつて作者は自己の思ふまゝに著作することが出來ず、筆を執るに際し豫め型を考按し、そのスケールに從ひ、特に文を簡潔にせねばならなかつた關係上、現代の大衆作家に比し、相當の苦心と技巧が用ひられたものであらうことは想像に難くない。されど是等の事實小說は後世の探偵小說と異なり、ど

戲作小說と探偵小說との差異

黑岩涙香飜譯探偵小說の出現

事實小說の衰亡

武士道

涙香の飜譯探偵小說を境として我が國の出版物は總て菊判となる

卷頭に木板手摺の挿繪を挿入すること流行

小說を紐で綴ぢることが流行す

色刷石版を表紙に應用の始め

れを讀んで見ても作中の主人に就てはその生立（おひたち）から最期まで詳細に叙述してあるが、探偵といふ分子は一も說明してゐない、假名垣魯文及び岡本起泉（挿三）の高橋お傳などはその好例である。この點が戲作小說と明治二十年後に出た探偵小說との異なる點である。

然るに明治二十年に至り、黑岩涙香が熾んに歐米の探偵小說を飜譯して紹介するに及び、時人の嗜好に投じ大いに歡迎された。こゝに於て從來行はれた我國の事實小說はその影響を蒙り、漸次その數を減じ、同二十六年頃を境として遂に滅亡するに至つた。これは當時の人々が永い間行はれた事實小說の傳統的な叙述と型に篏まつた形式に飽きた爲めでもあらうが、時人が明治十五六年から流行した我が國の歐化主義に影響せられ、歐米の文物を極端に崇拜した結果、歐米の飜譯物を讀むことを當時の見榮（みえ）とし、書齋に歐米の飜譯物を陳列して置くことを誇りとした慣習から、內容の變化が興味を惹いたことは申すまでもないが、時人に歡迎されたものであらう。涙香の飜譯せる探偵小說中武士道などは非常な歡迎を受けたもので、恐らく五六萬部の賣行きを見た傑作だと稱せられる。

一たび涙香の飜譯探偵小說が世に紹介されるや、その探偵小說がすべて菊判で、その表紙が石版色刷であり、卷頭に木板色摺りの挿繪を一枚入れることを慣例としたので、これより我が國の小說はその種類を問はず、從來の草双紙型である四六判を廢して、大抵菊判となり、その卷頭に木板摺りの挿繪を一枚づゝ入れる事になつたのも一奇觀である。加之、日清戰役後から日露戰役頃迄は菊版の小說本を眞紅・紫・藍・青等のリボン樣の紐で綴ぢる事が流行した。表紙を石判刷にする事は涙香の飜譯小說以前にも行はれた、併し當時の石版は砂目の墨刷で、それに筆を以て赤・黃・靑・紫等を彩色したものであるが、涙香の飜譯物に至ると、表紙の石版刷は同じ石版でも筆彩色ではない、立派な色刷石版であることは注目に値する。これが動機となつてこの時から我が國の小說は四六判から菊判となり、色刷石版繪を表紙に應用することが流行した。

東京には上物が多く大阪には模倣本が多い

辻岡文助
金松堂
金槇堂
大川屋
春江堂

明治探偵小說書目

本書に採錄した書目は大抵著者の所藏にかゝるものであるが、書名・著者・內容等の全く同一なるものは、その一方を採用して他を放棄したといふのは金槇堂・金松堂・大川屋書店の三軒からは書名も著者も內容も全く同一なものが時代を異にして發行されてゐるが、かゝるものは其一方を採用して他を棄てたから、隨てその發行年代に多少相違せるものがあるだらうと思ふが、已むを得ないのである。但し同一事件を內容としても、著者・發行所・書名・記述の異なるものは列擧した。例へば稻妻强盜（一冊物）・水戶の白浪・稻妻强盜坂本慶次郞の如き、小林榮松著のお茶の水婦人殺し、松龍齋燕雨口演のお茶の水女殺しの如きはその一例である。

こゝには主として明治の事件を資材とせる探偵實話とこの實話の先驅をなした飜譯物と之れに類似した事實講談本を參考として列擧した、そして著者名の不明なるものは奧附にある編輯者名を記入したが、この編輯者は大抵發行者と同一なものが多い。これは著者がなにかの事情で發行所にその著作權を讓渡した結果か、または發行所の編輯部で他人の名作を僞造したものか、乃至は變造して發行したか、そのいづれかであらう。併し金槇堂の鈴木金輔や金松堂の辻岡文助等が編輯者となつて無名氏等の著作を大川屋書店から平氣で發行してゐる所を見ると、著者がその著作權を讓渡したものと解する方が妥當であらう。

これらの探偵小說・飜譯物・事實講談本の多くは主として東京の金松堂・金槇堂・大川屋・春江堂等から發行せられたが、辻岡文助の金松本を除いては何れも粗製本である。それに大川屋の發行にかゝるものは多く金槇堂本の再版が多く、隨てその著者の如きも金槇堂の主人鈴木金輔が編輯または著者となつてゐるものが多い。而もこれ等の探偵小說・事實講談・飜譯物の多くは當時講談本と總稱せられ、輕蔑せられ粗末に取扱はれたので、今は殆どその影を失ひ、その材料の蒐集には相當の困難を感ずるであらう。左に本書の著者（蘇武）が蒐集した材料を年代順に列擧して、識者の參考に供しよう。

明治の探偵小說、事實講談及び飜譯物實話物

談洲樓燕枝

三遊亭圓朝
黒岩涙香

胡蝶園

明治十九年

○善悪草園生咲分（洋妾お花 鬼清吉 刺墨お市）　談洲樓燕枝演述　閻花堂

同二十年

○薔薇美人　圓朝口述　大川屋書店

○海底の重罪　黒岩涙香譯

同二十一年

○お民の傳　三遊亭圓朝口演　大川屋書店

○大盜賊　黒岩涙香譯

○指輪　黒岩涙香譯

○他人の錢　黒岩涙香譯

○銀行の賊　黒岩涙香譯

○劇場の犯罪　黒岩涙香譯　大川屋書店

○法庭の美人　黒岩涙香譯

○魔術の賊　黒岩涙香譯

○有罪無罪　黒岩涙香譯　大川屋書店

○無慘　黒岩涙香譯

○明治水滸傳　胡蝶園著　日吉堂

○眞暗　黒岩涙香譯

同二十三年

菊亭笑庸
黒岩涙香

○思ひの種 一 三遊亭圓朝口演 大川屋書店
○仇うち 一 黒岩涙香譯
○耳と腕 一 菊亭笑庸録 大川屋書店
○梅花郎 一 黒岩涙香録 大川屋書店
○人耶鬼耶 一 黒岩涙香録 大川屋書店
○幽靈 一 黒岩涙香譯
○片手美人 一 同氏譯
○活地獄 一 同氏譯
○執念 一 同氏譯
○探偵 一 同氏譯
○惡黨紳士 一 同氏譯
○惡因緣 二 同氏譯
○美人の獄 一 同氏譯
○妾の罪 一 同氏譯
○涙香集 一 同氏譯

同二十四年

○徳川源氏梅の薫 一 松林伯圓口演 大川屋書店

○如夜叉二　黑岩涙香譯
○巨魁來一　同氏譯
○決鬪の果一　同氏譯
○玉手箱一　同氏譯
○塔上の犯罪一　同氏譯

二十五年

○藤川全盛鑑一　松林伯圓口演　寶文館版
○何者一　黑岩涙香譯
○非小說一　同氏譯
○我不知一　同氏譯
○死美人一　同氏譯

同二十六年

○風流醫者一　哀狂陽坊著　春堂
○人の妻一　冷笑散史譯　大川屋書店

同二十七年

松林伯知
安岡夢郷
松林伯圓
一栄庵
多田省軒
丸亭
榎本破笠

○登戸船綴の電光　一　松林伯知口演　鳳林館
○櫻木芳雄　一　安岡夢郷編　大川屋書店
○烈女お照の傳　一　松林伯圓口演　大川屋書店
○茶屋の美人　一　松林伯知口演　大川屋書店

同二十八年

○露營の月　一　一栄庵著　文友館
○箱根の墜道　一　多田省軒著　盛花堂
○死人の手　一　丸亭著　古今堂
○多湖廉平　一　丸亭著　古今堂
○獄中の働　一　丸亭著　古今堂
○三人探偵　二　丸亭著　古今堂
○林中の罪　二　丸亭著　古今堂
○共囚人　一　丸亭著　古今堂
○鬼美人　一　丸亭著　古今堂
○生殺自在　一　丸亭著　古今堂
○二人兵士　一　榎本破笠著　大川屋書店版

半井桃水
三宅青軒
鈴木金輔
談洲樓燕枝
曲水漁郎
黒岩涙香
蓮葉女史
桃川燕林

○贋造紙幣　―　古今堂　半井桃水著
○娘義太夫　―　金松堂　無名氏著
○破獄の藤藏　―　大川屋書店　無名氏著

同二十九年

○金鵄勲章　―　博文館　三宅青軒著
○大惡僧　―　大川屋書店　鈴木金輔編
○義犬怪談 仇討伊豆吉松　―　文華堂　談洲樓燕枝口演
○洋妾（らしやめん）おとよ豊　―　順成堂　曲水漁郎著
○怪の物　―　扶桑堂　黒岩涙香譯
○法衣（ころも）屋（や）おくま熊　―　金松堂　無名氏著
○品川鐵　―　金松堂　無名氏著
○血染の玄能　―　銀花堂　蓮葉女史著
○清水定吉　―　金松堂　無名氏著
○木戸孝允君傳　―　文事堂　桃川燕林口演
○國事探偵　―　金松堂　無名氏著
○山田實玄　―　金松堂　無名氏著
○木曾富五郎　―　金松堂　無名氏著
○中川吉之吉　―　金松堂　無名氏著

黒岩涙香　春櫻亭小三　松居松葉　無名氏　ふたば生　旭堂小南陵　松林伯知　邑井貞吉　ブチ生　伊藤陵潮　無名氏　田邊南鱗

○三週間の大探偵――無名氏著　金松堂
○女庭訓――黒岩涙香著　扶桑堂
○小野清司――春櫻亭小三口演　大川屋書店

同三十年

○大井川の人殺し――松居松葉著　大川屋書店
松葉は故劇作家松尾松翁の前名である
○遠藤俊慶――無名氏著　大川屋書店
○お品殺し――ふたば生著　大川屋書店藏
○生首お藤――旭堂小南陵口演　宮本松三郎速記
發行所年代ともに不明なるも恐らく三十年頃の發行ならん
○大内お瀧――松林伯知口演　朗月堂
○反故調――邑井貞吉口演　大川屋書店
○探偵奇聞忠犬實話――ブチ生記　いろは書房
本書は後同店から忠犬物語と改題して發刊された
○毒婦お民――伊東陵潮口演　大川屋書店
○明治大捕物――無名氏著　金松堂
○高橋お傳――田邊南鱗口演　文事堂
附錄として山猫お蔦を收む。この山猫お蔦は明治二十二年文事堂から發行せる假名垣魯文の『名も鬼蔦毒婦の行末』を改題したものである

小林榮松
伊原青々園
無名氏
高谷之爲
錦城齋貞玉
辻岡文助
松村伯知
無名氏
小林峰明

○官金私借　一　無名氏著　金松堂
○お茶の水婦人殺　一　小林榮松著　大川屋書店
○笠森團子　二　伊原青々園著　大川屋書店
○菅屋お婦美　一　無名氏著　金松堂
○海賊房次郎　二　無名氏著　大川屋書店
○鼬(いたち)小僧　二　無名氏著　大川屋書店
○蒲・鉾屋殺し　二　高谷之爲編　大川屋書店
○明治天一坊　一　錦城齋貞玉口演　文事堂
○千坂光子　一　辻岡文助編　大川屋書店

同三十一年

○眞土村焼討騒動　一　松林伯知口演　大川屋書店
○侠藝者　一　無名氏著　金槇堂
　本書は大正四年玉田玉秀小口演として大阪駸々堂からも出てゐる
○南(なん)京(きん)松(まつ)　二　無名氏著　金槇堂
　本書は後上下一巻にまとめられた
○名人藤九郎　一　無名氏著　大川屋書店
○岩井貞藏　一　無名氏編　中村惣次郎發行
○新橋藝者殺し　一　小林峰明著　順成堂

栗木彦七
香々亭喜樂
わかば生
無名氏
鈴木金輔
松林伯圓
揚名舍桃李
無名氏
香々亭喜樂

田邊南鶴
伊原青々園

二十四年に至り同一物が大川屋からも發行された

同三十二年

○勤王美談　一　栗木彦七編　共榮社
○水戸の白浪　一　香々亭喜樂口演　大川屋書店
本書は稲妻強盜坂本慶次郎傳である
○蝮のお政　三　わかば生著　金槇堂
○御前政　一　無名氏著　日吉堂
○五寸釘寅吉　三　鈴木金輔編　大川屋書店
○横濱小僧殺し　一　松林伯圓口演　大川屋書店
○九紋龍喜三郎　一　揚名舍桃李口演　日吉堂
○馬頭又五郎　一　無名氏著　文明林
○稲妻強盜　二　香々亭喜樂口演　大川屋書店
本書は稲妻強盜坂本慶次郎傳である
○稲妻強盜坂本慶次郎　一　鈴木金輔編　三新堂
○勤王娘倭錦　一　松林伯圓口演　三新堂
本書は一名勤娘と稱する
○明治復讐臼井六郎　一　田邊南鶴口演　三新堂

同三十三年

○吉原心中新比翼塚　四　伊原青々園著　大川屋書店

樋口ふたば
邑井貞吉
伊原青々園
大淵渉
關本龜次郎
多山省軒
桃川燕林
菱花生
廣津柳浪
多田省軒
伊原青々園
松井松葉
無名氏

○燒死美人　一　無名氏著　大川屋書店
○銀座兩替屋殺し　一　樋口ふたば著　大川屋書店版
○新女房　二　邑井貞吉口演　盛陽堂
○不思議の斬殺　一　無名氏著　大川屋書店
○浪花節お千代　一　伊原青々園著　大川屋書店
○二人探訪　一　大淵渉著　駸々堂
○生首お仙　一　無名氏著　銀花堂
○僞物兵衞　一　關本龜次郎著　大川屋書店
○伊吹峠　一　多田省軒著　駸々堂
○鳥追お松　一　燕林口演　一二三館

同三十四年

○鬼小町　二　菱花生著　三新堂
○明治才子久松幹雄　一　廣津柳浪著　日吉堂
○鬼藝者　一　多田省軒　昭文館
○僞朝重太郎　二　伊原青々園　金槇堂
○紫美人　二　松居松葉著　金槇堂
○因果美人　二　無名氏著　金槇堂

あなば
辻岡文助
鈴木金輔

遲塚麗水
渡邊默禪
無名氏
遲塚麗水
伊原青々園
あをば

○鬼涙の仇討　一　無名氏　金槇堂著

○剃刀おきん　三　無名氏　金槇堂著

本書は後あたり矢お金と改題され、大阪の金華堂から四冊物となつて現はれた

○村正勘次　四　無名氏　金槇堂著

○櫻井一郎　二　あなば　金槇堂著

○鰍殺町血の雨　一　辻岡文助　大川屋書店編

○横濱三人殺し　一　鈴木金輔　大川屋書店編

○澁谷村殺人　一　鈴木金輔　大川屋書店編

○酒卷やす　一　鈴木金輔　大川屋書店編

○福村中佐　二　鈴木金輔　金槇堂著

○山緣源氏　一　遲塚麗水　金槇堂著

○江戸さくら　一　渡邊默禪　金槇堂著

○吹雪巴　一　無名氏　金槇堂著

○白菊御殿　二　遲塚麗水　金槇堂著

○生首正太郎　三　伊原青々園　金槇堂著

○明治仇討市川上行義　二　あをば　金槇堂著

本書は一名軍人の仇討と稱する

○馬丁丹次　一　鈴木金輔　金槇堂編

しのぶ
燕玉
伊原青々園
錦城齋貞玉

多田省軒
山崎琴玉
松龍齋燕雨
多田省軒
伊原青々園
二葉生（ふたば）

○雪見のお辰	一	鈴木金輔編	金槇堂
○小旦那藤三	三	あをば著	大川屋書店
○決死の少年	二	しのぶ著	大川屋書店
○夜嵐おきぬ	一	燕玉口演	大川屋書店
○自轉車お玉	三	伊原青々園著	金槇堂
○欝金しごき	二	伊原青々園著	金槇堂
○束髪娘	二	錦城齋貞玉口演	大川屋書店
○官員小僧	一	錦城齋貞玉口演	大川屋書店

同三十五年

○急行列車	一	多田省軒著	偉業館
○湊大助	一	山崎琴玉口演	偉業館
○雙子美人	一	山崎琴玉口演	偉業館
○お茶の水女殺し	一	松龍齋燕雨口演	西本彦七發行
○暗夜の血漿	一	多田省軒著	偉業館
○強盗士官	三	伊原青々園著	大川屋書店
○夜叉夫人	一	二葉生著	大川屋書店

○黒眼鏡	一	榎本破笠著	大川屋書店
○三千圓の米櫃	一	神田伯龍口演	偉業館發行
横濱の小僧殺しを講談にして發行したものである			
○喜樂お金	二	無名氏著	金槇堂
○明治侠客今長兵衛	二	鈴木金輔編	金槇堂
○三升格子	三	同上	
○九寸五分	二	同上	
○あだ夢	三	同上	
○二人お梅	二	同上	
○武田菱	二	同上	
○朝鮮太郎	一	同上	
○毒婦の刄	二	同上	
○四谷二人斬	一	同上	
○忍足佐内	二	同上	
○玉乘娘	一	辻岡文助編	大川屋書店
○振袖お仙	一	辻岡文助編	大川屋書店
○月の輪草紙	三	渡邊默禪著	金槇堂
○紺帷子	二	默月著	金槇堂
○閻魔の彦三	三	無名氏著	金槇堂

蹴月
青軒居士
無名氏
松林伯鶴

○二人兵士　二　鈴木金輔編　大川屋書店

本書は大同小異なるも二十八年、槙本破笠著二人兵士(一冊)と多少内容を異にする

同三十六年

○むしろ旗　一　蹴月著　金槙堂
○珊瑚美人　一　青軒居士著　大川屋書店
○戀が罪　二　無名氏著　大川屋書店
○萬引お作　一　鈴木金輔著　金槙堂
○かる業武太郎　一　無名氏著　金槙堂
○岩井松三郎　二　鈴木金輔編　金槙堂
○邯鄲返山邊音槌　二　同上
○毒婦音羽　二　同上
○黑塗馬車　一　同上
○二人貞九郎　一　同上
○白狐のおせん　二　同上
○明治實話因果華族　一　同上
○明治鼠小僧　一　松林伯鶴口演　大川屋書店

本書は三十年金松堂發行明治大捕物の改作である

埋木庵
わかば生
渡邊默禪
無名氏
森林黒猿
ブラック
多田省軒
笠園主人
松林伯知

○紫被布お連	二	埋木庵著	金槇堂
○ピストルお袖	一	わかば生著	金槇堂
○剛賊紳士智光坊	一	わかば生著	大川屋書店
本書はピストルお袖の續編である			
○碇五郎吉	二	渡邊默禪著	大川屋書店
○赤帽子三樂	二	無名氏著	大川屋書店
○女警部	四	無名氏著	大川屋書店
○日本の旗風	一	森林黒猿口演	田村書店
○燕丸	三	鈴木金輔編	金槇堂
○戀くらべ	二	同上	
○毒婦のざんげ	一	同上	
同三十七年			
○車中の毒針	一	英人ブラック口演	大川屋書店
○月夜の犯罪	一	多田省軒著	大川屋書店
○人の妻	一	鈴木金輔編	大川屋書店
○記留物	一	笠園主人譯	大川屋書店
○空屋の美人	一	松林伯知口演	大川屋書店
○小岩村夫殺し	一	鈴木金輔編	大川屋書店

廣澤當昇
神田伯龍

わかば

遠藤道重
無名氏
安岡夢郷
多田省軒
竹葉散人
英柳燕嬢
李花道人

○平和克復 一 同 上

○軍神廣瀬中佐 一 同 上

同三十九年

○明治大捕物 一 無名氏 春江堂著

本書は三十年金松堂發行の明治大捕物の再版にして明治鼠小僧の探偵物語である

○稲妻強盗 一 遠藤道重 昭文館著

本書は大阪版の稲妻強盗坂本慶次郎傳である

○兜町の小夜嵐 二 無名氏 春江堂著

○海坊主お龍 二 安岡夢郷 偉業館著

同四十年

○毒妻お花 一 多田省軒 成象堂著

○桔梗屋梅吉 一 竹葉散人 欽英堂著

○喜久非敏三 一 同 上

本書は桔梗屋梅吉の後篇である

○爆烈お玉 一 英柳燕嬢口演 奎文堂

○破手紙 一 李花道人 成象堂著

田中霜柳
多田省軒
無名氏
渡邊霞亭
渡邊默禪
神田伯麟

同四十一年

○葵小僧条藏　一　田中霜柳著　昭文館
○毒婦人命犯　一　多田省軒著　欽英堂

同四十二年

○黒須大五郎　一　無名氏著　春江堂
○箱詰美人　一　同上

同四十三年

○津保田お政　一　渡邊霞亭著　井上一書堂
○怪の怪　一　渡邊默禪著　樋口隆文館
○素人探偵　一　神田伯麟口演　樋口隆文館
○女獅子　一　渡邊默禪著　樋口隆文館
○櫻井一策　一　同上

中村兵衛		
松林若燕		
多田省軒		
安岡夢郷		
神田伯龍		
牛井桃水		
旭堂南陵		
竹葉散人		

○千里眼	一	同上
○磯の松風	一	同上
同四十四年		
○美人魔	一	渡邊默禪著 樋口隆文館
○雷鳴六郎	二	同上
○月の輪	一	中村兵衛著 樋口隆文館
○明治五人男黑田健三	一	松林若燕口演 増進堂
○電氣の白白	一	多田省軒著 増進堂
○極樂政次	二	安岡夢郷著 昭文館
○辨天お玉	一	神田伯龍口演 玉成堂
○八重櫻藤三	一	同上
本書は辨天お玉の續篇である		
○長尾拙三	一	牛井桃水著 奎文堂
○海賊船東天丸	一	旭堂南陵口演 樋口蜻輝堂
○東天丸五郎吉	一	同上
○伏見詣で	一	竹葉散人著 奎文堂

中山白峰
竹葉散人
多田省軒
神田伯龍
多田省軒
英柳燕孃
丸亭素人
玉田玉秀齋
尾崎東海
山崎琴玉
松林伯知
多田省軒

○貴族の惨殺	一	竹葉散人著	奎文堂
○榊順吉	一	中山白峰著	奎文堂
○大谷の墜道(トンネル)	一	竹葉散人著	奎文堂
○血染の葉櫻	一	同	上
○美人の片腕	一	同	上
○旅行鞄(かばん)	一	同	上
○戀耶慾耶	一	多田省軒著	昭文館
○戸田花子	一	神田伯龍口演	奎文堂
○鬼の清次	一	同	上
○電氣の惨殺	一	多田省軒著	奎文堂
○意恨の短銃(ピストル)	一	同	上
○三島幸太郎	一	英柳燕孃口演	奎文堂
○大疑獄	四	丸亭素人述	奎文堂
○にせ情死	一	玉田玉秀齋口演	昭文館
○深窓の犯罪	一	尾崎東海著	昭文館
○獄中の毒殺	一	山崎琴玉口演	昭文館
○鬼坊主	一	松林伯知口演	昭文館
○水底の死美人	一	多田省軒著	昭文館

無名氏
玉田玉秀齋
多田省軒
あをば生
大年齋燕樂
多田省軒
唐澤當昇
二代目一山
松林若圓
松月堂樸林

○美人の罪　一　無名氏著　昭文館

同四十五年（この年改元あつて大正元年となる）

○情死か殺人か　一　玉田玉秀齋口演　昭文堂
○意外の犯罪　一　多田省軒著　昭文館
○三河屋喜藏　二　あをば生著　增進堂
○戀と情　二　大年齋燕樂口演　誠進堂

大正二年

○忠魂義膽島村清　二　玉田玉秀齋口演　同盟館
○落田一郎　二　玉田玉秀齋口演　玉成堂
○紙屑屋萬次郎　一　多田省軒著　井上一書堂
○千阪光子　一　唐澤當昇口演　駸々堂
○大久保利通　一　二代目一山口演　奎文堂
○數罪の探偵　一　松林若圓口演　駸々堂版
○島田一郎　一　松月堂樸林口演　奎文堂

本書の外に明治三十六年四月二十一日に大川屋書店から梅雨日記島田一郎と題する講談本が出版されたが、同書は明治十二年島鮮堂から發行された岡本起泉著房種挿繪の島田一郎梅雨日記（全十五卷）の復製に過ぎないから、本書には收錄せぬことゝした。

松林伯圓　多田省軒　山崎琴書　廣澤當一　松林伯圓

○花井お梅 ―　松林伯圓口演　駸々堂

本書の外大正四年に同堂から松林若圓の花井お梅が出た

同三年

○桃山地下室 ―　多田省軒著　昭文館

○血染の汽車 ―　同　上

本書は桃山地下室の續篇である

同四年

○古澤敬次 ―　山崎琴書口演　駸々堂

○血染の革包 ―　山崎琴書口演　駸々堂

○明治仇討 筋違御門大仇討 ―　廣澤當一口演　駸々堂

本書は明治の仇討として名高い住谷兄弟の筋違御門前に於ける仇討事件を講述せるものであるが、この仇討事件を資材とせるものは本講談の外、明治十四年の宇田川文海著杵霞筑波曙（全四巻）、同十六年の岡田霞船著住谷兄弟仇討實記（全三巻）、同十七年の高畠藍泉（三代種彦）著蝶鳥筑波裾模樣（全三巻）等の讀物がある。筋違御門とは徳川幕府時代に今の萬世橋にあつた筋違見付の門をいふ。

○炭谷虎之助 ―　同　上

○明治天一坊 ―　松林伯圓口演　駸々堂

松林若圓
島田柳川
竹葉散人
多田省軒
玉田玉秀齋
島田柳川

本書の外に明治三十年文事堂から錦城齋貞玉口演の明治天一坊が發行されてゐる

○花井お梅　一　松林若圓口演　駸々堂

本書の外、明治二十年に發行された秋葉亭霜楓著歌川國松挿畫花井お梅酔月奇聞（一册物）といふ實話物がある

○汽車強盜　一　島田柳川著　駸々堂

○S巻美人　一　竹葉散人著　欽英堂

○杉田文學士　一　同　上

本書はS巻美人の續編である

○圓井警視總監　一　同　上

本書は杉田文學士の續編である

○電信線　一　多田省軒著　欽英堂

○鬼世界　一　同　上

○戀の慘殺　一　同　上

○原田特務　一　同　上

○俠藝者　一　玉田玉秀齋口演　駸々堂

○監獄破　一　島田柳川著　駸々堂

○暗穴地獄　一　同　上

○晒し首　一　同　上

○妾の魂膽　一　同　上

○秘密電報　一　同　上

山崎琴書
島田柳川
仙橋散史
島田柳川
明治探偵小説の滅亡
明治探偵小説の復興
みやこ文庫
春江堂
千代田文庫
大川屋
さくら文庫
雜記文學

○般若の面——同　上
○夢の世界——山崎琴書口演　駿々堂
○華族の變死——島田柳川著　駿々堂
○電話の詐僞——仙橋散史著　駿々堂發行
○瀧夜叉お仙——。島田柳川著　駿々堂發行

然るに大正四年以後、如何なる理由に依るものか、明治探偵小説の出版は全く絶えて殆ど讀書界から忘れられてゐたが、大正九年に至り突如淺草の大川屋から『みやこ文庫』と題し、因果華族・馬丁丹次・雪見野お辰・五寸釘寅吉・江尻の權三・女警部・後の女警部・鬼女法衣・決死の少年・俠藝者・後の俠藝者・强盜士官・後の强盜士官・うこんしごき・福村中佐・江戸さくら・後の江戸さくら・海賊房次郎等が現代式の四六判に改められて發行された。また大正十四年に至り、春江堂から『千代田文庫』と題し、山瀨幸太郎（事實物）・ピストル强盜捕物帳・毒婦高橋お傳・密林の大捕物・白虎隊（事實物）・前原一誠（事實物）・五寸釘寅吉・蝮のお政・生首大盜傳・剃刀おぎん・稻妻强盜・寫眞のお若・荒波房次郎・稻妻お玉・淸水定吉・法衣屋お熊等が出版された。尋で大正十五年に至り、大川屋から『さくら文庫』と題して毘沙門お辰が刊行され、同本の奥附豫告によると『以下續々發行』とあるも、その後大川屋の『さくら文庫』も春江堂の千代田文庫も續刊された事を聞かぬので兩店に就て調査する所によると、大正十二年九月一日の關東の大震火災の時明治物の大半を燒失したので刊行を中止したと云ふ。

第十三節　雜記文學

花柳風俗文學
中島棕隱
寺門靜軒
デカダン文學
雜文學に活躍したる人々
成島柳北
服部誠一
假名垣魯文
高畠藍泉
萩原乙彦
菊池三溪
田島象二
松本萬年
花笠文京
三木愛花
花月新誌
團々珍聞
魯文珍報
ゴシップ的中間文學

花柳風俗文學と云ふか、雜著と名付くべきか解らないが、假に雜記文學と名付けて置くが、即ち花柳界を中心にした社會の描寫や短評を主としたもので、これが明治初期の文學界の一分野を占めてゐた。これは中島棕隱の「鴨東四時雜詩」などから糸を引いて居るものか、或は寺門靜軒の「江戶繁昌記」からその端緒を得たものか、明治初期の雜然たる新舊兩兩想の混淆時代に、當時の漢學者や詞客の遊戲的洒落半分のデカダン文學を流行し、多くは漢文で現はれ、後には漢文と一定しなかつた。此の方面に活躍したものに、成島柳北、服部誠一、假名垣魯文、高畠藍泉、萩原乙彦、菊池三溪、田島象二、松本萬年、花笠文京、三木愛花等あり、ジャナリズム方面には成島柳北の「花月新誌」や「團々珍聞」等があり、「團々珍聞」は、政界及び世態の描寫を滑稽的になしたるもので、狂詩狂歌、俚歌も載せれば、黃表紙風のものも、爲永風の人情小說も何やかやとごつた煮的に掲載したものであるが、時好に投じ當時大衆に愛讀せられたものである。この外に假名垣魯文の「魯文珍報」等有り、なか〳〵盛んに行はれたのである。而しながらこの雜記文學は、要するにゴシップ的な中間文學で、文學的に見れば、或はさして價値なしと云へるかも知れないが、其の當時の新舊兩思想混淆時代の雜然たる世想を反映したるものとして注目するに足るものと云はなければならない。

尙ほ、雜記文學と稱すべきものゝ單行本を年代順に配列して見ると、

明治十一年

凡鳥道人
橋北十七名花譜
日本橋北詰以北の美妓評判記
松本萬年
新橋雜記
新橋藝妓の評判記

橋北十七名花譜　凡鳥道人　一

日本橋北詰以北の美妓評判記、漢文。

作者は高知縣士族吉川利貞。

新橋雜記　松本萬年　二

明治十一年十一月三十日出版、新橋藝妓の評判記、漢文。

會席眞直妓猫　假名垣熊太郎　一

本書は横濱猫妓の細見である。

明治十二年

東京全盛藝妓競　大久保全　一

龍山北誌　桑野鋭　二

本書は一名花街春史と稱し、十二年十二月四日出版である。

新潟花かゞみ　金子錦二　二

上卷は新潟美妓彩色姿繪、下卷は美妓二十五人の諸評である。

酌子定妓藝者の心得初輯　假名垣魯文　二

近世佳人傳　蒲生重章　六

同樂相談　同樂社　一

全盛廓鑑　夢亭如蝶　一

扶桑遊記　栗本鋤雲　三

明治十三年

四季の色道　加藤壽　一

花柳艷史　福島宣三　一

花柳事情　醉多道士　三

粹學新論一杯戲言初篇　花柳醉史　二

明治十四年

新橋藝者評判記初篇　中村呉園　一

東京粋書初篇　野崎城雄　一

圓山妓樓佳景時計　鷲論喧狂士　一

本書は長崎丸山の妓樓の風俗を漢文にて諷詠したものである。

新編東京繁昌記初篇　吉田喜七　一

怪化娼出世指南　池田喜多治　一

娼妓買當る講合　總生寛　一

地獄の沙汰も金次第　同　一

東京新繁昌記後篇　服部誠一　一

新聞記者奇行傳初篇　隅田了古　一

明治十五年

東都仙洞綺語　三木愛花　一

仙臺名妓傳　痴雲居士　一

藝妓二十六花撰初篇　彩霞園柳香　一

娼妓買通人種　總生寛　一

鴨東新話　醉夢居士　一

花柳叢求　谷口政德　一

都の花競　大西龜太郎　一

吉原新繁記初篇　夢柳仙史　一

大西亀太郎　都の花競　夢柳仙史　吉原新繁記初篇　槿盆子　銀座小誌初篇　成島柳北序　田島象二　絶倒詩選　櫻陵醉史　宮城野芳妓　明治十六年　三木愛花　東都仙洞餘譚　夢想居士　権妻内幕　淺野米次郎　娼賣往來　醉多道士　東京妓情　夢想居士　藝者内幕　花柳御門　遊廓通　眠巷情史　仙臺新繁昌記　關榮太郎　越柏新誌初篇　高田實　珍談雜煮餅　夢遊仙史　花街ひざ栗毛初篇　明治十七年　花笠文京　通人必携　淺野米次郎　舞子心得草

銀座小誌初篇	槿盆子	一

本書は成島柳北序で、十五年二月出版である。

抱腹絶倒詩選	田島象二	二
宮城野芳妓	櫻陵醉史	一

明治十六年

東都仙洞餘譚	三木愛花	一

十六年七月出版

権妻内幕	夢想居士	一
娼賣往來	淺野米次郎	一
東京妓情	醉多道士	三
藝者内幕	夢想居士	一
遊廓通	花柳御門	一
仙臺新繁昌記	眠巷情史	一
越柏新誌初篇	關榮太郎	
珍談雜煮餅	高田實	
花街ひざ栗毛初篇	夢遊仙史	一

明治十七年

通人必携	花笠文京	一
舞子心得草	淺野米次郎	一

仙洞美人禪	三木愛花	一
新橋八景藝者節用	秋山德三郎	一
函館繁昌記	高須墨浦	一
通俗輸入東京開花繁昌記	近藤鋒	一
明治十八年		
藝者手くだの內幕	醉多道士	一
藝者必携花街妓情	棧橋貞	一
娼妓必携花街妓情	同	一
柳北先生裸錄集	手塚盡壽	一
當世道中地獄傳信記	川合梁貞	
明治十九年		
東京柳巷新史	服部誠一	二
改正增補東京新繁昌記	同	五
吉原手引草	羽錦道人	二
明治二十年		
文明勝覽日本新遊記	總生寛	一
當世權妻氣質	苔の屋一心	一
風俗人情現時社會之實況	羽田高英	一
日本名妓傳	藤野滋	一

名娼華街演説
骨皮道人
滑稽國夢物語
明治二十一年
未發八百吉
日本情交の變遷
井田發吉
新吉原細見
安井常次郎
閨妻學
サンガー
萬國娼妓沿革
總生寛
口論會
谷口政德
腸ちぎり
田島象二
ドースル
明治二十二年
新橋妓花群書
新譜
風流散士
滑稽三世相
勿來道人
滑稽酒落演説
瀬山佐吉
色事指南
瓜生政和
滑稽立志編
明治二十三年
志水鳴峰
日本名妓百人
傳
新編東京繁昌
記

名娼華街演説 （未詳） 一
滑稽國夢物語 骨皮道人 一

明治二十一年

日本情交の變遷 未發八百吉 一
新吉原細見 井田發吉 一
閨妻學 常井常次郎 一
萬國娼妓沿革 サンガー 一
舊弊開化口論會 總生寛 一
不平説腸ちぎり 谷口政德 一
諷詞放言ドースル 田島象二

明治二十二年

新橋妓花群書新譜 半狂居士 一
滑稽三世相 風流散士 一
滑稽酒落演説 勿來道人 一
色事指南 瀬山佐吉 一
滑稽立志編 瓜生政和 一

明治二十三年

日本名妓百人傳 志水鳴峯 一
新編東京繁昌記 （未詳） 一

廓の花京都八笑	菊野靜枝	一
よし原	淺野與吉	
傾國妓會	花柳情史	一
い良婦の友	邑井吉瓶	一

第十四節　雜誌（文藝雜誌若くは文藝に關係あるものに限る）

花月新誌　明治十年一月創刊、明治十七年十月（百五十五號）にて廢刊

頴方新誌　明治十年十月二日創刊、陽其二主宰で、製紙分社より發行

團々珍聞　明治十年三月創刊、野村文夫主宰、團々社より發行

魯文珍報　假名垣魯文編輯、十年十一月創刊、十二年二月、三四號を以て廢刊、和銅開珍社發行

月とスツポンチ　戲作小說家篠田仙果主宰、十一年一月創刊、十三年二月（五六號）廢刊、興聚社より發行

芳譚雜誌　十一年七月創刊、十七年十月（四百號）廢刊、愛善社發行

當閣雜誌（大阪）　十三年二月創刊、石川一口主幹、同年五月（十號）廢刊

當閣新報（大阪）　十七年七月創刊、駸々堂發行

我樂多文庫　の創刊は十八年三月、編輯者は尾崎紅葉と山田美妙、「硯友社」の機關雜誌で、最初の頃は、半紙半葉十數葉綴ぢの筆寫に係る隔月發行の小冊を同人間で廻覽したものであつたが、十九年十一月の第九號から活版印刷にし、更に二十一年五月よりは、公然發賣されることになつた。（定價三錢、後九錢、發行、月二回、四六倍版）發行兼印刷者、尾崎德太郎（紅葉）編輯者石橋助三郎（思案）であつた。二十二年一月

「文庫」と改題

發行の第十六號以下の出版權を神田の吉岡書店に讓渡し、二月發行の第十七號より「文庫」と改題して續刊した。月二回發行、定價八錢、編輯者喜多川金吾、菊版約五十頁、廢刊は同年十月十六日發行の第二十七號これに就いて、江見水蔭の「自己中心明治文壇史」に

「吉岡から發行してゐた「文庫」が何時の間にやら廢刊の狀態に成つてゐた。それを「江湖新聞」で(四月)皮肉に記載された。(筆者は石橋忍月らしかつた。)硯友社の者が浮氣をして糟糠の妻たる「文庫」を振捨てたといふ意味であつた。自分は紅葉の命に從つて、匿名で取消し文を出して(四月)二十日頃には花々しく打つて出ると申込んだ。けれどもそれは實現されなかつた。代つて「江戸紫」が吉岡の手を離れて、紅葉自身の經營で硯友社から發行された(創刊は六月二十日)」

小文學　千紫萬紅　小櫻緘　江戸紫　女學雜誌

その他「硯友社」一派の文學雜誌としては明治二十二年一月創刊、廣津柳浪の「小文學」二十四年七月創刊の「千紫萬紅」江見水蔭の二十五年十一月創刊の「小櫻緘」及び、二十三年六月二十日創刊の「江戸紫」が有つた。「江戸紫」の編輯人(名儀)廣津直人(柳浪)發行兼印刷人は喜多川金吾(靡溪)、月二回五日、二十日發行。定價三錢であつた。「女學雜誌」は勿論純文藝雜誌ではなかつたが、その創刊は明治十八年七月二十日、最初は月二回發行、菊版約二十頁、一部十錢、十一號より四六倍版三回發行、六錢、又其後に月二回發行、十錢であつた。編輯人は近藤賢三、十九年七月第三十號よりは巖本善治、發行所は初め芝の萬春堂、十一號より本郷弓町の女學雜誌社、創刊以後二十年七月發行の第六十六號より小說欄を設け、月の舍しのぶ作の「薔薇の香」を連載、二十一年後はリットンマスコットの小說を連載、三宅花圃、中島湘煙、若松賤子等の閨秀作家の作品及び、石橋忍月、內田不知庵等の評論も載せた。二十五年六月發行の第三百二十號以下は甲乙の二種に分つて、甲は白の表紙乙は赤色の表紙として、甲は主として低度少し高く青年男女を目標とし、これは二十六年三月二十五日發行の三百四十一號を以て廢し、續いて二十六年四月八日より甲の「女學

「評論」

雜誌」改題の「評論」が創刊、これは二十七年十月八日發行の第二十九號限り廢刊した。「女學雜誌」はその後振はず、文學的なものを次第に掲載しなくなり、三十四年頃廢刊した。

「以良都女」

「以良都女」の創刊は明治二十年七月九日發行所は本郷湯島天神町の成美社、編輯人は正木政吉、後に榛葉當三郎、更に二十一年八月の第十四號から山田美妙となつた、菊版約五十頁、八錢で後に四六倍版となつた。この雜誌は創刊以來殆んど山田美妙が獨占的に小說、評論等を書いて居る。廢刊年月不詳。「國民の友」

「國民之友」

の創刊は明治二十年二月、發行所は民友社、編輯發行者は德富猪一郎で、(後には人民一太郎、中村修一等と變つたが事實は依然德富猪一郎で)純文學雜誌ではなかつた。

最初の頃は表紙に大きく、政治社會經濟及文學之評論と掲げて居た通りに、我國最初の權威ある政治社會雜誌であつた。二十年十月二十一日發行の第十號に森田思軒の飜譯の心得なるものが出て居る。發行高は第十一號揭載の社告に依ると、第七號が六千八百冊、第十號が一萬冊であると云ふ。この雜誌に春夏に特別文藝欄附錄を附けたものは、二十一年四月以來の事で、文壇の殆ど誰もが本誌に名を列し、文壇の登龍門と稱せられた。その新人として活躍した人に二葉亭四迷、宮崎湖處子、德富蘆花、嵯峨の舍、國木田獨步に、「文學界」の同人で、評論にあつては不知庵、石橋忍月、高橋五郎、浩々歌客等がある。廢刊は三十一年八月發行の三百七十二號であつた。

「都の花」

「都の花」の創刊は明治二十一年十月二十一日、發行所はその頃の大書肆、日本橋の金港堂、月二回發行、菊版約六十頁、十錢、發行兼編輯人は中根淑で實際の編輯の衝には、「硯友社」を脫退した山田美妙が當つた。本誌は一時は素晴らしい人氣であつたが、終に明治二十六年六月十八日發行の百九號限り廢刊した。この「都の花」と同系統に屬するもので、それほどの勢力を有して居なかつたが、二十一年十一月創刊の「小說萃錦」二十二年九月創刊の「小說叢」、同年十二月創刊の「小說群芳」、二十四年四月創刊の「金港堂小說叢

「小說萃錦」
「小說叢書」
「小說群芳」
「金港堂小說叢書」

書」がある。

「新小說」

「新小說」の創刊は明治二十二年一月、春陽堂發行、月二回、定價十錢、編輯委員は須藤南翠、小說を中心とせる文藝雜誌であつた。

「風俗畫報」

「尙ほこれは文藝雜誌ではないが、「風俗畫報」が、明治二十二年二月に創刊せられて居る。發行所は東陽堂であつた。

「百花園」最初の大衆娛樂雜誌

「百花園」は明治二十二年五月創刊、本誌は我が國最初の講談落語雜誌で、云はば、大衆娛樂雜誌の嚆矢として記憶さるべきものである。每月一回發行、定價六錢、發行所、橫濱野毛町、千草園雜誌社

「本園は雜誌發行禁止を恐れず一種奇拔なる筆鋒は縱橫無盡に時弊を諷刺し盡し讀者をして氷で脖を冷すの思あらしむる……」等と相當思ひ切つた廣告をして居る。

「しがらみ草紙」

「しがらみ草紙」は二十二年十月創刊、發行兼編輯人名儀は脇田茂一郎、實際の主宰者は森林太郎（鷗外）、月一回二十五日發行、菊版約五十頁定價七錢、發行所は最初、上野花園町の新聲社、後に駒込千駄木町のしがらみ社、本誌は「文學評論」と銘打つて、多く泰西名作の飜譯紹介に努める所があつた。

文學評論

本誌第三十三號所載の鷗外の論文「早稻田文學の沒理想論」は、鷗外對逍遙の一騎打として當時大いなるセンセーションを惹起したものである。明治二十七年八月發行の第五十九號を以て廢刊した。

「大和錦」

「大和錦」の創刊は、明治二十一年十二月で、博文館發行、月刊、定價十錢、編輯人は創刊號より第四號までは、廣津直人（柳浪）五號よりは須永金三郎、發行人は野口竹次郎、小說を中心とした文藝雜誌、二十二年二月發行の第十三號限り廢刊し、「日本の文華」に後を明け渡したといふ形であつた。

「日本之文華」

「日本之文華」の創刊は、明治二十三年一月三日、同じく博文館發行、月二回、三月十八日發行、定價八錢編輯人は、松井廣吉（後に內山正知）發行人野口竹次郎（後坪谷善四郎）小說、評論の外に、論說、史傳等

も揭載したもの、二十三年十二月十八日發行の第二十四號を以て廢刊した。

「新著百種」
「新著百種」の創刊は明治二十三年一月神田の吉岡書店發行、四六版約百頁十二錢、編輯兼發行人は吉岡哲太郎、主宰者は尾崎紅葉「新著百種」は實の所、雜誌と云つてよいか單行本と云つて然るべきものか判らぬ、各冊別人の讀切小說を單獨揭載したもの、大體月一回發行した。紅葉がやつて居たものだけに勢力あり、文壇の登龍門たる觀があつた。二十五年八月發行の第十七號を以て廢刊した。

「文學世界」
「新著百種」と同じ發行形式のものに、明治二十四年三年創刊の「文學世界」があつた。本誌の發行所は春陽堂、月二回（後に一回）發行、發行兼編輯人は和田篤太郎、本誌は獨り和紙和裝、美濃半截版、全部木版で頗る異彩を放つて居た。

「新著叢誌」
「小說無盡藏」「新著月刊」
尙ほ、「新著百種」「文學世界」と同種の雜誌に、明治二十二年十一月創刊の「新著叢誌」同年十二月創刊の「小說無盡藏」二十年四月創刊の「新著月刊」等が有る。

第十五節　明治中期の新聞

明治中期の新聞
西南戰爭と新聞の消長
西南戰後の新聞紙
一體戰爭と新聞紙の消長とは大いなる關係があるが、西南戰爭もまたその例にもれなかつた。戰前に一萬を印刷したものは讀賣・朝野の二新聞位に過ぎなかつたが、戰後に於ける發行部數は、大略（一日に）讀賣新聞が二萬、朝野新聞が一萬八千、東京日日新聞一萬といはれた。

讀賣新聞
讀賣新聞は所謂る當時小新聞であつたが、その獨特の經營法と、西南戰爭によつて讀者の增加を來した。

朝野新聞
成島柳北
末廣鐵腸
一方朝野新聞は成島柳北・末廣鐵腸の二大記者の快筆を以て人氣を集め、戰前には日本一の發行部數を有して居たが、西南役に際し戰爭の報道が不完全を極めた爲めに民衆の間に不人氣を釀し、且つ屢々發行停止を

明治十一年に創刊せられたる主なる新聞
有喜世新聞
東海日報
仙臺日々新聞
伊勢新聞
東京眞事新聞
同天新報
函館新聞
大阪でつち新聞
京都日々新聞
朝野新聞の停止
新聞停止の初め
東京横濱毎日新聞
沼間守一
島田三郎
肥塚龍
青木匡
波多野傳三郎
國會論
末廣鐵腸
岡本武雄
十二年に發刊された新聞紙
山陽新報
朝日新聞
兵庫日々新聞
浪花新聞
岐阜新聞
南豐新聞
十二年に創刊された新聞
朝日新聞

喰ひそれが果をなして紙數が著るしく減少するに至つた。

明治十一年に創刊せられた主なる新聞は左の如くであつた。有喜世新聞・東海日報・仙臺日日新聞・伊勢新聞・東京眞事新聞・同天新報・函館新聞・大阪でつち新聞・京都日日新聞等であつた。新聞の創刊または改題せられしものが總計二十九種に達した。

十一年五月十五日、朝野新聞は突如發行停止をされた。新聞發行停止の初めである。前日の五月十四日に起つた大久保利通の暗殺事件に對する無遠慮な記事から招いた災難であつた。

翌十二年、沼間守一は横濱毎日新聞を買收して之れを東京に移し、東京横濱毎日新聞と改題して論陣を張つた。その編輯には島田三郎、肥塚龍、青木匡、波多野傳三郎等が入社して記事を改良し、沼間守一は國會論を連載し、忽ち世人の注目を惹き、都下の一大勢力となつた。

末廣鐵腸の去つた跡は、とかく振はなかつた曙新聞は十二年八月遂に廢刊したが、このとき同新聞に在つて論説を書いてゐた岡本武雄は自ら社長となり、十三年更に再刊して世に立つ事になつた。

明治十二年に創刊（改題も含む）されたものは山陽新報・朝日新聞・兵庫日々新聞・浪花新聞・岐阜新聞・南豐新聞等を始め總計二十九種に達した。

朝日新聞（大阪）は明治十二年一月廿五日創刊、二十二年一月三日大阪朝日新聞と改題せられたものである。

十二年七月内務省圖書局頒布の報告に依ると、十年六月末の現存新聞紙數は計百九十二種、内譯すると普通新聞紙六十三種、時事論説に屬するものが十種、教育宗教に屬するものが二十六種、、經濟に屬するものが六種、官令法律に屬するものが廿九種、學事兵事に關するものが十九種、醫學工藝に屬するものが廿六種、小説に屬するものが十三種であつた。

明治十三年に創刊（改題）せられしものは神戸新報、東京自由新聞、福岡日日新聞、高知新聞等を始め計

新聞界の情勢
十三年に創刊された新聞
神戸新報
東京自由新聞
東洋日日新聞
高知新聞
北海道開拓使官有物拂下事件
五代友厚
民權新聞の猛攻撃
郵便報知・京濱毎日・朝野新聞の攻撃
東京日日新聞の攻撃
大隈重信の諭旨免官
北海道開拓使官有物拂下は中止となる
新聞の威力認めらる
十四年創刊の新聞
東洋自由新聞の創刊
西園寺公望
中江篤介
松田正久
松澤求策
柏田盛文
上條信次
林正明
岩倉具視
德大寺實則
西園寺公望の退社

二十八種であつた。

十三年に於て新聞界に起つた事件と云へば、先づ北海道官有物拂下の猛烈な反對である。北海道の開拓に關し明治十四年迄に政府の支出した總額は千四百餘萬圓で、支出の期限が將に終了せんとしてゐるに拘らず、事業は漸くその半ばに達したのみであるのに、政府はこの開拓事業全部を長官黑田清隆は自分と同縣鹿兒島縣出身の五代友厚に卅萬圓位で讓渡しようと謀つた。薩長閥はこの案に贊成したが、大隈を始め他の者は極力反對した。然るにこの事が新聞社に漏れたので郵便報知・京濱毎日・朝野等の民權新聞は猛然として之れに反對の論說を掲げ、更に意外な事には官權新聞の東京日日も同じく反對し、政府攻擊の擧に出づるに至つた。各社が筆を揃へて政府に肉迫したのは、新聞界に於て全く嚆矢の事であつたと云はれる。その結果明治十四年十月大隈重信は諭旨免官となつたが、その爲めに北海道開拓使官有物拂下は中止となり、事實に於て新聞側が勝利を收めたのである。それと共に新聞紙の威力と云ふものが漸く一般に認識せられるに至つた。この反對論によつて大新聞中第一位を占めてゐた東京日日新聞は、更にその名聲を高めたのである。

明治十四年三月十八日、突如創刊第一號を出して世の注視の的となつたのは東洋自由新聞である。當時久しくパリに留學してゐた西園寺公望を社長とし、中江篤介（兆民）・松田正久・松澤求策・柏田盛文・上條信次・林正明等が入社して筆を執つた。その旗幟とする所は佛蘭西學派の自由主義で、盛んに論陣を張り、自由主義の宣傳鼓吹に努めた。加之華冑界の麒麟兒西園寺公望が當時の新聞界に身を投じた事は、忽ち一大センセーションを惹起し、政府は之れに驚き、岩倉右府・及公望の實兄德大寺實則をしてその不心得を說き諭さしめた結果、四月十二日に至つて漸くその社長を罷めしめたが、その爲め東洋自由新聞も終に六月を以て廢刊のやむなきに至つた。

當時新聞社の所在地はと云へば、東京日日新聞は明治九年以來銀座尾張町の角に移轉し、曙新聞、朝野新

東洋自由新聞の廢刊
當時の新聞社所在地
板垣退助
大隈重信
板垣の自由黨
中島信行
後藤象二郎
馬場辰猪
末廣重恭
林包明
大石正巳
内藤魯一
田口卯吉
大隈の改進黨
河野敏鎌
小野梓
牟田口元學
矢野文雄
尾崎行雄
犬養毅
箕浦勝人
沼間守一
成島柳北
福地の帝政黨
福地源一郎
水野寅次郎
丸山作樂
大新聞は全部政黨機關紙となる
自由黨
朝野新聞
自由新聞
立憲政黨新聞
改進黨
郵便報知新聞

聞の二新聞も同じく銀座四丁目に在つた。また讀賣新聞はこれより先き虎の門から銀座一丁目に移轉し、東京横濱每日新聞は元數寄屋町に、東京繪入新聞は最初から銀座に在ると云つた風で、大抵の新聞は明治十四年頃に至り漸次銀座に集中されたのである。

板垣退助が自由黨を組織するや、大隈重信は板垣を利用して薩長閥を壓迫せんと計畫したが事成らず、内閣を去つて改進黨を組織した。板垣の自由黨には中島信行•後藤象二郎•馬場辰猪•末廣重恭•林包明•大石正巳•内藤魯一•田口卯吉等がその幹部となり、大隈の改進黨には河野敏鎌•小野梓•牟田口元學等が幹部となり、それに矢野文雄•尾崎行雄•犬養毅•箕浦勝人•沼間守一•成島柳北等が加盟した。

然るに福地源一郎は再び變節し、また藩閥と提携して水野寅次郎、丸山作樂等と共に、立憲帝政黨を組織して、板垣•大隈等の野黨と對抗した。これはその裏面に伊藤博文•井上馨等の後援が有つたと稱せられる。その結果として大新聞全部政黨の機關紙となつたのである。その狀況は大體次の如くである。

自由黨

朝野新聞（東京）　末廣重恭
自由新聞（東京）　馬場辰猪　中江兆民　田口卯吉
立憲政黨新聞（大阪）　古澤滋　草間時福　土居通唐

改進黨

郵便報知新聞（東京）　矢野文雄　藤田茂吉　箕浦勝人　尾崎行雄　犬養毅
朝野新聞（東京）　成島柳北
東京横濱每日新聞（東京）　沼間守一　島田三郎　肥塚龍

中立

時事新報（東京）　福澤諭吉　中上彦二郎

新移にして大新聞が悉く政黨の機關新聞に化したるのを見て、福澤諭吉は全然政黨外にあつて社會を指導するの必要を知り、明治十五年三月時事新報を創刊した。その創刊の際同新聞の會計主任として入社したのが前大阪毎日新聞社長本山彦一であつた。この新聞たるや記事に會社趣味が多く、文章も三田一流の平易なものであつたから、大に讀者から歡迎され、ために東京日々及び報知などが大いにその勢力を蠶食せられるに至つた。これに反し福地源一郎の言論は多く政府を辯護し、極めて保守的なために野黨新聞から包圍攻撃を受けるに至り、先づこゝに於て新聞界の政論も漸次進歩し、福地の時代も過ぎ去つた感があつた。それからあらぬか、板垣の遭難事件の社説が問題となり、愈々東京日々の名聲は漸次傾くに至つたのである。

福地源一郎は帝政黨を組織して藩閥政府と迎合せんとしたが、その豫期に反し藩閥は超然内閣を作り政黨と結ぶのを喜ばなかつたので、計畫は水泡に歸し、遂に帝政黨を解散するに至つた。それに政府は官報の發行を決定し、官吏をして義務的に購讀せしむることになり、明治十六年七月官報第一號が政府の手によつて公刊せられ、ために從來官報の義務購讀によつてこれまで官令の掲載により信用を博してゐた東京日日は益々その購讀を中止するものが多くなり、御用新聞とは名ばかりで漸次衰退の一路を辿るに至つたのである。

郵便報知も時事新報に讀者を奪はれ、朝野新聞は明治十七年に成島柳北の歿するや、名物の雜錄を失ひ殆ど廢刊に瀕した。その上政黨も政府の彈壓を受けて解散の止むなきに至り、新聞はその保護者と共に讀者を失ひ、十九年頃には東京日々も報知も二三千の讀者を有するに過ぎなかつたと云はれる。この間に在つて獨り盛大を極めたのは時事新報であつた。

明治十六年四月、政府は更に新條例を改正して、新聞の言論に一大鐵槌を加へるに至つた。改正の主要點は新聞の創刊を困難ならしめる事と、發行禁止及び停止權を地方長官及び陸海軍外務省に迄延長した事であ

時事新報の創刊　本山彦一

福地の舊幕事件の社説　帝政黨の解散

官報發行

東京日々の衰退

政府の言論壓迫　政黨機關の衰亡

新聞條例の改正

つた。

小新聞の情勢　讀賣新聞

一方小新聞の情勢は如何かと云へば、讀賣新聞は明治十六年より時々社說を揭載して改進主義を主張し、更に漫畫を入れて著しく政治的となつた。

東京繪入新聞　いろは新聞　繪入自由新聞

東京繪入新聞はその文章小新聞中第一流に位し、讀物人情噺で人氣を呼び、いろは新聞は獨特の花柳界のあらさがしで花柳界に喜ばれ、繪入自由新聞は內容最も進步的なるもので、小說には時々西洋小說の飜譯を載せ、毎日改革を中心とせる政界雜錄を揭げたと云ふ。

讀賣新聞小說揭載　醉畫閑人（加藤瓢平）　饗庭篁村　尾崎紅葉　幸田露伴

讀賣新聞は明治十九年に至つて俄かに紙面の改良に着手し、小說を揭げた。最初に揭げたのは、オネーの作「鍛錬場の主人」と題する飜譯小說で醉畫閑人（加藤瓢平）の譯となつて居る。古く同社に在つて饗庭篁村も續物小說に筆を染め、尾崎紅葉等の硯友社一派及び幸田露伴等が入社し麗筆を揮ふに至つた。それが爲に主として中流以上の家庭に愛讀され、人氣を盛り返したのである。

關直彦　矢野文雄の改革

福地源一郎は明治二十年海外に在つた關直彦を呼戾して社長となし、自分は隱退した。報知新聞社長矢野文雄は明治十九年海外視察から歸朝するに及び、新聞紙面の民衆化、新聞經營の事業化が、新聞發達の上に必要缺くべからざることを知り、直ちに新聞社の改造に着手した。その要點は、

一　紙幅を狹めたこと
二　定價の引下げ
三　編輯部內の統一
四　內容の改革
五　販賣上の改革

購讀料の引下げ

等であつた。これは他の新聞紙に影響を及ぼし、その第一とする所は定價の引下げであつた。

通信社の創設
新聞用達會社の設立
帝國通信社
矢野文雄の事蹟

矢野文雄は更に一大改革をなしとげた、それは通信社の創設である。歐米のニユースエゼンシーに倣ひ、新聞用達會社を起した、この後身が即ち今日の帝國通信社である。その外矢野文雄が計畫し、時期尚早のためにその目的を達し得なかつた理想的な計畫が三つあつた。

一　夕刊の發行
二　海外電報の特約
三　印刷機に瓦斯エンジンを使用せんとした。

新聞紙は再び政黨に利用さる
保安條例の公布
新聞條例の改正

明治二十年前後から憲法發布・國會開設の準備のため政界は再び活況を呈し、一時沈退してゐた大新聞は再び政爭の具に供せられ、小新聞もその渦中に投ぜられた。ために明治十二年十二月廿六日に至り政府は保安條例を制定し、その翌々日には再び新聞條例を改正して、大いに言論に彈壓を加へた新改正新聞條例は舊條例に比して少しく緩である。その要點を摘記すると左の如し。

一　地方官の發行停止權を廢したこと
二　新聞紙發行の願出でを廢し屆出としたこと等であつた。

「日本新聞」起る
陸實
杉浦重剛
高橋健三
朝日奈知泉
東京新報
各社の號外發行
國民新聞の創刊
德富猪一郎
國民の友

明治二十二年二月、日本新聞は陸實、杉浦重剛、高橋健三等に依つて發刊された。これは東京電報の改題されたもので、保守的の日本主義をその旗幟とした。

これより先き、明治廿一年十二月、朝日奈知泉主筆の東京新報なるものが發刊された。憲法發布の際には東京日日新聞社・大阪朝日新聞・大阪毎日新聞の三社が競つて號外を發行した。新聞社が號外を競爭して發行したのはこれを以て嚆矢とする。明治廿三年二月には德富猪一郎によつて國民新聞が發刊され、平民主義を標傍して言論界を賑はした。加之二十年には我が國で最初の政治社會雜誌國民の友を創刊し頗る聲名を博した。國民新聞の他の新聞と異る點は、

一　挿繪改良したこと
二　文藝・宗教・相場等凡てこの方面に力を注いだこと
三　社説を短縮したこと

等であつたが、それが人氣を博し、德富猪一郎の名筆と相俟つて忽ち東京の大新聞となつた。

第十六節　明治大正の禁止物

明治大正の禁止物

本年表は齋藤昌三著發賣禁止大鑑と渡邊太郎著發賣禁止書目とを參考とし、且つ著者の發賣禁止物控帳を基礎として編纂し、單行本のみを列擧したものである。

帝國圖書館の禁止物

發賣頒布禁止の理由

朝憲紊亂

風俗壞亂

本年表の外に、上野の帝國圖書館備付の藏書目錄を調査して見ると、江戸幕府時代に發行され洒落本・浮世草紙・花街風俗物等を始め、種々な雜著の中には、明治大正時代に閲覽禁止を命ぜられたものが夥しい數に上つてゐるが、是等はその禁止の年月日が明瞭でないから、本年表からは削除した。禁止物中、朝憲紊亂の憂ひあるもの、故意に風壞の目的で書いたものは別として、偶々作中の一部が忌憚に觸れて發禁の厄に遭つたものの中には、傑作の多いのは事實である。隨て之れ等の禁止物は他の古本に比し、一般に高價し、普通本の三倍五倍の値を呼んでゐるから、材料の蒐集は困難である。

東京は古本の國際魔窟である

東京は新刊書の巣であると同時に、全國否な國際的古本の一大魔窟であるから、あらゆる書籍で氾濫してゐる。根氣さへあれば、凡そ如何なる古本でも見付からぬといふ事はないが、非常な勞力を要する。隨て明治三十五年に發禁せられた永井荷風譯の女優ナナが古本屋の店頭に日向ぼつこをしてゐたり、同四十一年に出て旗軒譯の巴里が場末の露店に欠伸などをしてゐることは敢て珍しくないのである。

禁止物も金次第で手に入る

禁止物の徹底的取締法

明治大正の禁止物書目

柳水亭種清

三宅虎太

笹島吉太郎

今を去ること凡そ四十年前に發禁を喰つた博文館發行の西鶴全集上卷下卷（二冊）などはもうなささうに思はれるが、金二十圓も投出せば何處からともなく默々と出現する。同四十四年に發禁を喰つた博文館の梅暦・春告鳥もその通り、壹冊拾圓も出したら、ホク／＼もので自分の愛人になるだらう。實に不思議なのは古本の存在である。同年に出た宮武外骨著の猥褻風俗史、幸德傳次郎著の基督教抹殺論にしても御多聞に洩れない、相當の資金さへ出せば大抵の禁止物は集まるだらうと思はれる。前にも述べた如く、古本蒐集は一に根氣、二に金、三に暇（ひま）である。左に發賣禁止物を年代順に列擧して、供しよう。但し著者の不名なものは發行名を記して置いたから、その積りで參考とせられたい。こんな狀態であるから當局が禁止物の取締りに際し之れが徹底を期するには、出版屋其物を取締る先きに、先づ印刷屋と製本屋に對し罰金刑などと云ふやうな輕罰主義を廢し、重い體刑制を設けて嚴重に取締る必要があり、專門の係りを常置して始終印刷屋と製本屋に命じて豫めその引受けた印刷物と製本の內容を檢閱する爲めに印刷または製本前に二部づゝ假製本をして納本の上之れが內容を嚴重に檢閱し、許可を受けしめ、その上で印刷及び製本せしむる制度にすると、出版物は完全に取り締り得るであらう。記して當局の參考に供する。

明治大正禁止書目

明治十二年

○左人職苦魔物語　九　柳水亭種清著

同　十三年

○日本國會纂論　一　三宅虎太編

本書は發行後發禁の厄にあつたと傳へらるゝも確かな事は未詳である

○國民公約論　一　笹島吉太郎著

中島勝義
杉田定一
西河通徹
骨皮道人
夢想居士
福島幾太郎
宮崎夢柳
太田貞次郎
井上勤

確かな事は未詳

○國會の組立　—　中島勝義著

同上

同十四年

○經世新論　—　杉田定一著

同上

同　十五年

○露國虚無黨事情　—　西河通徹譯

同　十六年

○開卷一笑 巫山夢　—　骨皮道人著

○內幕想誌第二編 藝者の內幕　—　夢想居士著

同　十八年

○今浄海六波羅譚　—　福島幾太郎著

○鬼啾々　—　宮崎夢柳譯

同　二十年

○西哲夢物語　—　(秘密出版)

同　二十一年

○寓意放言 突天漢　—　太田貞次郎著

○優勝劣敗 猿の裁判　—　グレー著 井上勤譯

爲永春水　酒井清五郎　岡田常三郎　鶴田富三　押見斧八　依田學海　内藤耻叟

○交合秘訣快樂の栞　一　著者未詳

○春色梅ごよみ　一　爲永春水著

同　二十二年

○新版大笑數へ唄　一　酒井清五郎發行

○來島恒喜之傳　一　岡田常三郎發行

○兇徒來島恒喜之傳　一　鶴田富三發行

同　二十三年

○改良輕便手形　一　押見斧八發行

○大阪藝娼妓評番錄　一　大阪版

○ダイコクフクノカミ　一　京都版

○第二不正退治大砲　一　名古屋版

○男女快樂の秘訣　一　大阪版

同　二十四年

○夢野道鏡花水月　一　依田學海　川尻寶岑著

○後の月かけ　一　(諸家の文集)

本書は濃尾大地震の義捐出版物であるが、諸作中齋藤綠雨の酒。。。の上が忌憚にふれたもので、右酒。。。の上を削除して再版した。

同　二十六年

○八重櫻　一　圖書出版會社發行

○靖獻遺言講義　一　内藤耻叟著

前田長太郎　福地櫻痴　村井弦齋　前田長太郎

○宗教と國家　一　リギヨール著　前田長太郎譯

同　二十七年

○帝國文庫西鶴全集上卷　一　協文館發行

○帝國文庫西鶴全集下卷　一　同

○好色五人女　一　叢書閣發行

○好色一代男　一　同

○張嬪　一　福地櫻痴著

同　二十九年

○日清戰役外交始末　一　（秘密出版）

同　三十年

○飛乘太郎　一　村井弦齋著

本書は僞作猥本なりと傳へられる

同　三十二年

○鬼神花之助　一　大阪大瀾涉發行

○房總義民傳前編　一　黄金館發行

○帝國文庫脚本傑作集上卷　一　博文館發行

○戀愛文學　一　春陽堂發行

同　三十三年

○秘密結社　一　リギヨール著　前田長太郎譯

青柳有美　正岡藝陽　秋琴女史　田口掬汀　葛城天華　神戸正雄　前田曙山　永井荷風　渡邊呑海　正岡藝陽　小林鶯里　尾池義雄

同　三十四年

○新戀愛文學　一　青柳有美著

○嗚呼賣淫國　一　正岡藝陽著

同　三十五年

○衛生新書女醫者　一　秋琴女史著

○女醫者　一　秋琴女史著

○魔詩人　一　田口掬汀著

○役者の裏面　一　葛城天華著

同　三十六年

○十九世紀に於ける社會主義及社會運動部一　ゾムバルト著　神戸正雄譯

○にごり水　一　前田曙山著

○女優ナナ　一　ゾラ著　永井荷風譯

○日露戰爭豫言の歌　一　渡邊呑海著

○軍國政治家　一　兩ピット著

○それでも女か　一　正岡藝陽著

○これでも女か　一　正岡藝陽著

○西鶴妙文集　一　小林鶯里編

○人道論　一　尾池義雄著

○男女交合無上の快樂　一　大阪大成堂發行

櫻井章
松岡荒村
加藤咄堂
玉木懿夫
北輝次郎
生田葵山

同　三十七年

○西藏品圖錄　一　東京美術學校校友會編
○日露軍歌　一　秀英會發行

同　三十八年

○滑稽文學より見たる幕末史　一　櫻井章著
○Yokohama Yarns　一　ケリー著（在留外國人）
○荒村遺稿　一　松岡荒村著
○粋のねじめ　一　盛花堂發行

同　三十九年

○朝思暮想　一　加藤咄堂著
○英國衰亡論　一　玉木懿夫著
○國體論及純正社會主義　一　北輝次郎著
○純正社會主義の經濟學　一　北輝次郎著
○富美子姫　一　生田葵山著
○我子の肉を切つて隣の犬に與へると同じ事をするな　一　足尾銅山鑛毒處分請願事務所發行
○足尾銅山鑛毒被害民に檄す　一　發行所不明
○足尾銅山喇叭節　一　作者未詳
○日露戰役外交始末　一　著者未詳

同　四十年

熊谷千代三郎	○西鶴好色本	熊谷千代三郎編
藤村操	○煩悶記	藤村操著

本書は勿論僞作である

生田葵山	○虚榮 前編	生田葵山著
	○虚榮 後編	生田葵山著
荒畑寒村	○谷中村全滅史	荒畑寒村著 平民書房發行
	○谷中村全滅史	荒畑寒村著 由分社發行
中川白鶴	○袖と袖	中川白鶴著

中川白鶴は小栗風葉の門下生で、痴狂題・剝玉子・荒淫の群れ等の改題本があると傳へられる。

同　四十一年

爲永春水	○春色梅ごよみ	爲永春水著
石田幽風	○基督敎と淫邪と戀愛	石田幽風著
草野柴二	○モリエール全集 中巻	草野柴二譯
小栗風葉	○戀ざめ	小栗風葉著
佐藤紅綠	○復讐	佐藤紅綠著
飯田旗軒	○巴里	ゾラ著 飯田旗軒譯
篠原嶺葉	○怨の戀 後編	篠原嶺葉著
上司小劍	○灰燼	上司小劍著

川崎安
田中祐吉
山川均
添田唖蟬坊
溝野新三郎
赤羽一
幸徳傳次郎
大石誠之助
大杉榮

○ツルー・ラブ（戀の眞相）	一	（秘密出版）
○人體美論	一	川崎安著
○色情的犯罪論	一	田中祐吉著
○社會主義とは何でせうか	一	山川均著
○平民はやり歌集第一	一	由分社發行
○平民はやり歌集第二	一	同
○平民の目覺し	一	添田唖蟬坊著
○我利我利盲者	一	同
○警世わからない節	一	同
○社會黨ラッパ節	一	同
○社會の燈	一	溝野新三郎發行
○農民に訴ふ	一	赤羽一著
○クロポトキン國家論	一	幸徳傳次郎譯
○クロポトキン無政府主義の原理	一	同
○クロポトキンパンの略取	一	同
○クロポトキン裁判論	一	同
○クロポトキン法律と强權	一	大石誠之助譯
○クロポトキン青年に訴ふ	一	大杉榮譯

白柳秀湖
幸徳傳次郎
堺利彦
大石誠之助
宮崎湖處子
田村春水
篠原嶺葉
永井荷風
三宅野花
永井荷風
若杉三郎
内田魯庵
後藤宙外
黒白道人
能代彦太郎

○マラテスタ 無政府主義 ― 白柳秀湖譯
○共産黨宣言 ― 幸徳傳次郎 堺利彦譯
○ローラー 經濟社會の未來 ― 大石誠之助譯

同 四十二年

○妻君の自白 ― 宮崎湖處子著
○女の一代 ― 田村春水著
○青金色夜叉 ― 篠原嶺葉著
○ふらんす物語 ― 永井荷風譯
○航海奇談(猥本) ― (秘密出版)
○モーパツサン 短篇傑作集 ― 三宅野花譯
○諸國童謡大全 ― 童謡研究會編
○歡樂 ― 永井荷風著
○近代文學譯註叢書第二編 ― 若杉三郎編
○シエンキウイツチ 二人畫工 ― 内田魯庵譯
○冷涙 ― 後藤宙外著
○東京の裏面 ― 黒白道人著
○伊彦類纂 ― 能代彦太郎著
○貧乏人の福音 ― (秘密出版)
○暴力と無政府主義 ― 同

坂本清馬
內山愚童
近藤元
伊藤竹醉
昇曙夢
水野葉舟
小山內薫
黑瀨春吉
赤司繁太郎
矢澤孝子
水野和一
村井知至
幸德傳次郎

○原始共產主義	坂本清馬著
○來るべき革命は無政府共產主義	內山愚童著
○無政府主義道德否認論	（秘密出版）
○眞に人類の幸福をはかるものは何か	同
○帝國軍人座右の銘	著者發行所未詳
同　四十三年	
○僞紫田舍源氏第一編	葵文會編
○驕樂（歌集）	近藤元著
○演藝寶典	伊藤竹醉著
○ロシア作家六人六種	昇曙夢譯
○おみよ前編	水野葉舟著
○僞紫田舍源氏第二編	葵文會編
○笛	小山內薫著
○沙漠	黑瀨春吉著
○心靈私語	赤司繁太郎著
○鷄冠木（かへで）（歌集）	矢澤孝子著
○デカメロン	水野和一譯
○社會主義	村井知至著
○廿世紀の怪物帝國主義	幸德傳次郎著

○世界の大問題 社會主義概評 一 島田三郎著

○近世無政府主義 一 煙山專太郎著

○長廣舌 一 幸德傳次郎著

○兆民先生 一 幸德傳次郎著

○英國勞働界の偉人 ジョン・パアンス 一 西川光二郎著

○社會主義神髓 一 幸德傳次郎著

○社會小說 百年後の社會 一 ベラミー著 平井廣五郎譯

○社會主義稗小說 文明の大破壞 一 依緣軒主人譯

○社會主義詩集 一 兒玉花外著

○我社會主義 一 片山潛著

○社會改良實論 一 小栗貞雄 賀來寬一郎著

○社會主義論 一 安部磯雄著

○社會主義入門 一 西川光二郎著

○勞働問題 一 ゾラ著 堺枯川譯

○破帝國主義 一 山口義三著

○火の柱 一 木下尚江著

○モリス理想鄉 一 堺利彥譯

○富の壓制 一 西川光二郎著

○土地國有論 一 西川光二郎著

田添鐵二　山口義三　深尾韶　堺利彦　木下尚江　幸徳傳次郎　木下尚江　久津見蕨村　宮崎民藏　西川光二郎

○經濟進化論　一　田添鐵二著
○革命婦人　一　平民社編
○社會主義と婦人　一　山口義三著
○社會主義の話　一　深尾韶著
○ブラッチフォード通俗社會主義　一　堺利彦抄譯
○良人の自白（上編）　一　木下尚江著
○良人の自白（中編）　一　同
○良人の自白（下編）　一　同
○社會民主黨建設者ラサール　一　幸徳傳次郎著
○良人の自白（續編）　一　木下尚江著
○乞食　一　木下尚江著
○懺悔　一　同
○無政府主義　一　久津見蕨村著
○土地均享人類の大權　一　宮崎民藏著
○普通選擧の話　一　西川光二郎著
○改革者の心情　一　西川光二郎著
○社會主義の詩　一　由分社編
○社會主義小説　一　平民社編

山口孤劍
山路愛山
田岡嶺雲
河上肇
蓬萊子
幸德傳次郎
堺利彦
森近運平
石川三四郎
石巻良夫
田岡嶺雲
木山熊次郎
和田三郎
池亨吉

○革命家の面影　一　山口孤劍著
○社會主義管見　一　山路愛山著
○壺中我觀　一　田岡嶺雲著
○社會主義評論　一　河上肇著
○ガポン長老　一　蓬萊子譯
○（革命奇談）神愁鬼哭　一　レオ・ド・ウキッチ著　幸德傳次郎譯
○平民主義　一　幸德傳次郎著
○婦人問題　一　堺利彦著
○社會主義大意　一　堺利彦著
○社會主義綱要　一　堺利彦　森近運平著
○男女關係の進化　一　エンゲルス著　堺利彦譯
○虛無の靈光　一　石川三四郎著
○（經濟進化論第一編）原始共產制　一　石巻良夫著
○霹靂鞭　一　田岡嶺雲著
○社會主義運動史　一　木山熊次郎著
○トルストイ民權の歸趨　一　和田三郎　池亨吉譯
○金持と貧亡人の爭　一　山分社編
○社會主義女の身の上　一　山分社編
○囚はれたる婦人　一　由分社編

木下尚江
白柳秀湖
杉村廣太郎
木下尚江
河田嗣郎
高島米峰
北川杏道
野口復堂
影法師
幸德傳次郎
鮫島大浪
柴田流星
宮武外骨

○飢渇 ―― 木下尚江著
○靈か肉か 上編 ―― 同
○靈か肉か 下編 ―― 同
○墓場 ―― 同
○鐵火石火 ―― 白柳秀湖著
○七花八裂 ―― 杉村廣太郎著
○荒野 ―― 木下尚江著
○勞働 ―― 同
○火宅 ―― 同
○婦人問題 ―― 河田嗣郎著
○廣長舌 ―― 高嶋米峰著
○社會主義綱要 ―― 北川杏道著

同四十四年

○滿韓淨瑠璃 ―― 野口復堂著
○新想夫憐 ―― 影法師著
○基督抹殺論 ―― 幸德傳次郎著
○わかれたる女の日記 ―― 鮫島大浪著
○東京の色 ―― 柴田流星著
○猥褻風俗史 ―― 宮武外骨著

○新時代の道徳　一　正岡藝陽著

○ベラミー百年後新社會　第六編　一　堺利彦抄譯

○壁畫　一　水野葉舟著

○近世文藝叢書　第五編　一　水谷不倒編

○春色惠の花・梅ごよみ　一　三教書院發行

○樂天囚人　一　堺利彦著

○男俤夫人　一　わらび山人著

○有美全集　春の卷 夏の卷　一　青柳有美著

○東京の女　一　柴田流星著

○脚本 三笠山　一　村上里愁著

○人生の妙味　一　久津味蕨村著

○野人語　第一編　一　木下尚江著

○野人語　第二編　一　同

○帝國文庫 梅暦春告鳥　一　博文館發行

本書は明治二十六年八月發行、約二十年後の同四十四年に至り尚喜太郎氏警視總監時代に發禁を命ぜられた。

同　四十五年

○ルソー自傳 赤裸の人　一　堺利彦譯

○賣文集　一　堺利彦著

○發展　一　岩野泡鳴著

木下尚江
青柳有美
花島春子
伊藤銀月
平塚明子
植松美佐男
土岐哀果
本間久雄
水上齊
海野幸徳
春風白雲樓主人
高野菊子
林喜一
廣津和郎
野元北馬

○創造　一　木下尚江著

この年大正と改元せらる、随てこの年の禁止物中には大正元年の分も含まれてゐることは勿論である

大正二年

○有美全集 秋の巻　一　青柳有美著
○性慾哲學　一　同
○戀になやみし乙女の自由　一　花島春子著
○女五人　一　伊藤銀月著
○圓窓より　一　平塚明子著
○七人の戀　一　植松美佐男著
○隱遁　一　トルストイ著 土岐哀果譯
○女優ナナ　一　ゾラ著 本間久雄譯
○マダム・ボワリー　一　フローベル著 水上齊譯
○男女の生活　一　海野幸徳著
○きむすめ論　一　春風白雨樓主人著
○遊女生活吉原夜話　一　高野菊子著

同　三年

○あきれ申候 正編　一　林喜一著
○女の一生 第五版　一　モーパッサン著 廣津和郎譯
○異性論　一　野元北馬著

○マダム・ボワリー ― フローベル著 田山花袋譯
○パラミー ― モーパッサン著 小野秀雄譯
○極光 ― 成瀬無極著
○サッホー ― ドウデー著 森田草平譯
○結婚初夜物語 ― (秘密出版)
○ベラミー ― モーパッサン著 徳田秋聲譯
○女の一生(改譯版) ― モーパッサン著 廣津和郎譯
○かなめ叢書 西廂記 ― 中村星湖譯
○レデース・マン ― モーパッサン著 板垣邦器譯
○森の中 ― モーパッサン著 小形青村譯
○闇の力 ― トルストイ著 林鷗南譯
○ウーマン・ザウ・ゲーヴエス・トミー ― 高石瓢々著
○若海三年 廊の内幕 ― 谷川らく著
○生の鬪爭 ― 大杉榮著
○婦人性學 ― 秋元洗二著
○The Gustfull Turk ― (秘密出版)

同 四年

○夏姿 ― 永井荷風著

樋口麗陽
大隅爲三
三上於菟吉
川上邦基
蘇武緑郎

○大日本裏面史初版	一	樋口麗陽著
○波羅門神學愛經	一	大隅爲三譯
○春光の下に	一	三上於菟吉著
○街談文々集要中巻	一	川上邦基編
○梅暦	一	江戸文學研究會編

同　五年

○逸著聞集	一	蘇武緑郎編
○旅枕	一	江戸文學研究會編

本書は藐姑射密言・眞情春震・春情妓談水揚帳・とのゐ袋・長枕褥合戰・花の幸・新撰古今枕大全等を收錄したもので、非常な珍本、時價一冊二十五圓と稱せられる

○婦足かゝろ	一	同
○春告鳥	一	同
○浮世草紙第五巻（西鶴物）	一	同
○浮世草紙第六巻（西鶴物）	一	同
○徳川時代脚本傑作集第一巻	一	同
○徳川時代脚本傑作集第二巻	一	同
○江戸八景	一	同
○里鶴風語	一	同
○異素六帖	一	同

宮島資夫
齋藤末鳴
戸川秋骨
蘇武緑郎
大杉榮
川上邦基
有島生馬
柳原燁花
渡邊毒樓
中村星湖
岸春風樓
西宮藤朝
小山内薫

○かくれ里の記　一　同
○春睦八幡鏡　一　同
○甲子夜話　一　同
○裸百貫　一　同
○好色眞實伊勢物語異本　一　同
○西鶴僞作集　一　同
○坑夫　一　宮島資夫著
○明治文藝側面鈔第一輯　一　齋藤末鳴著
○十日物語　一　ボッカチオ著　戸川秋骨譯
○ペラミー　一　モーパッサン著　蘇武緑郎譯
○勞働運動の哲學　一　大杉榮著
○よだれかけ　一　川上邦基編
○南歐の目　一　有島生馬著
○諸國廓巡禮　一　柳原燁花著
○まゐらせ候　一　渡邊毒樓著
○ボワリー夫人　一　フローベル著　中村星湖譯
○遊仙窟 牡丹亭還魂記　一　岸春風樓譯
○愛と暴行　一　トルストイ著　西宮藤朝譯
○伯林夜話　一　小山内薫著

岸春風樓
楠本康三郎
中村竹光
若林姫路
矢島守男
中山昌樹
石川巖
谷崎潤一郎
加藤一夫
米山露花
吉野臥城
石川巖
樋口麗陽

○新譯西廂記　一　岸春風樓譯
○新譯紅樓夢　一　同
○西鶴艶物　一　楠本康三郎編
○おれは人間變化の蚊　一　中村竹光著
○賤のおだまき　一　若林姫路編
○花柳病と豫防法　一　矢島守男著

同　六年

○ダンテ神曲地獄篇　一　中山昌樹譯
○男色大鑑　一　石川巖編
○人魚の囁き　一　谷崎潤一郎著
○土の叫び地の囁き　一　加藤一夫著
○川の歌バラの歌　一　米山露花著
○旅がらす　一　吉野臥城著
○近代艶隠者　一　石川巖編
○日獨握手論　一　樋口麗陽著
○日支併合論　一　同
○日本歐洲侵入　一　同
○True GoVe　一　（秘密出版）

同　七年

○我輩は馬である　一　岩田鳥山著
○トロツキー過激派と世界平和　一　室伏高信譯
○或る朝　一　志賀直哉著
○藝者哲學　一　青木綠園著
○新藝者論　一　林田龜太郎著
○燈影　一　田山花袋著
○泰西繪畫及彫刻第七編　一　木村莊八編
○我輩は居候である　一　三太郎著

同　八年

○猥褻廢語辭彙　一　宮武外骨編
○駒鳥の死　一　木村幹著
○振袖系圖前編　一　小杉天外著
○諸國の藝者さん　一　ぼんた著
○日本道德と社會民主主義　一　三浦關造著
○社會小說怠業　一　土山簑夫著
○勞働者崇拜論　一　賀川豐彥著
○象の鼻　一　よぼ六象著
○旅枕　一　石川巖編
○一代男畫譜　一　同

上野一也
藤田浪人
遠藤無水
島田清二郎
深田順次郎
西川百子
小田律
堺利彦
松永信
根本正吉
海野幸徳
荒川義英
高尾平兵衛
木村久一
大杉榮
値田好太郎

○腰辨受難の秋　一　上野一也著
○墓　一　藤田浪人著
○財産奉還論　一　遠藤無水著

同　九年

○地上部第二　一　島田清次郎著
○處女の爲めに　一　澤田順次郎著
○無産者（歌集）　一　西川百子著
○大犯罪人の研究　一　小田律譯
○モリス理想郷附百年後の新社會　一　堺利彦譯
○ヤーマ　一　クープリン著　松永信譯
○詩集どん底で歌ふ　一　根本正吉著
○俸給生活者問題　一　海野幸徳著
○一青年の手記　一　荒川義英著
○クロポトキンの社會思想研究　一　高尾平兵衛著
○クロポドキン法律と强權　一　同
○ボルシユビキに關する文書　一　木村久一譯
○勞働運動の精神　一　大杉榮著
○クロポトキン精髓　一　同
○佛國C・G・Tの運動と哲學　一　植田孝太郎著

○戀の前科者　一　芳川赳著
○モーパッサン全集第一卷美貌の友　一　廣津和郎譯
○勞働者の天下　一　堺利彦著
○逆徒の死生觀　一　同
○悲歌明石情死　一　大島春石著

同十年

○自由社會の創造　一　佐野袈裟美著
○生殖器神の研究　一　横山流星著
○エリス性の心理第一卷　一　鷲尾浩譯
○エリス性の心理第二卷　一　同
○ロビンソン性的感覺　一　同
○神様の戀　一　樋口麗陽著
○プルードン財産とは何ぞや　一　神明正道譯
○スパルタカス團宣言　一　高津正道譯
○リープクネヒト軍國主義論　一　神明正道譯
○凱旋　一　細田民樹著
○エルツバッヘル無政府主義論　一　若林健二譯
○女の弱點　一　大京堂發行

同十一年

福田正夫
細田源吉
奥野貫
堺利彦
伊井敬
瀧本二郎
中曾根源和
小林正直
生田春月
荒畑寒村
山川均
近藤謹治
鷲尾浩
井上兼太郎

○日本社會詩人詩集　一　福田正夫編
○泰西社會詩人詩集　一　福田正夫編
○罪に立つ　一　細田源吉著
○嗚呼朝日平吉　一　奥野貫著
○硬骨漢朝日平吉　一　大京堂發行
○レードラー世界社會主義運動の現勢　一　堺利彦譯
○自由か獨裁か　一　伊井敬著
○產兒制限と歐米最新避妊方法批判　一　瀧本二郎著
○天下の一大奇書　一　大阪井上龜治發行
○インタナショナルの話　一　中曾根源和編
○花柳藝娼妓身元調　一　横濱小林正直發行
○虛無思想の研究　一　生田春月著
○日本社會主義運動史　一　荒畑寒村著
○勞農露西亞憲法　一　山川均譯
○詩集幻の塔　一　近藤謹治著
○愛と苦痛の研究　一　鷲尾浩譯
○現代の性的解剖　一　同
○性慾と我等の文化　一　同
○姙娠と避姙の研究　一　大阪井上兼太郎發行

澤田五猫庵
關口鎭雄
瀬戸秀夫
井上昱太郎
高津吝章
足立欽一
田代倫
大塞貞藏
堺利彦
山根政義
菊池山哉
泉芳璟
荻原厚生
内野健兒

○木犀花雑句注解 全四冊 一 澤田五猫庵著
○第一創作集 青春の悩み 一 銀皿社同人編
○ロゾフスキー 赤色勞働組合國際同盟 一 勞働問題研究所編

同 十二年

○芽の出る頃 一 ゾラ著 關口鎭雄譯
○十人十色 廓女の氣性 一 名古屋 瀬戸秀夫著
○共産黨インタナショナル第四回世界大會 一 無産階級社編
○横濱夜話 一 井上昱太郎著
○懊惱の彼岸へ 一 高津寄章著
○外道三昧 一 足立欽一著
○異邦人の散歩 一 田代倫著
○デカメロン上卷 一 大澤貞藏譯
○共産黨宣言 一 堺利彦譯
○ミルボー 或る小間使の日記 一 山根政義譯
○穢多族に關する研究 一 菊池山哉著
○印度古典 カーマ・スートラ 一 泉芳璟譯
○パウイヘ 妖婦クリシス 一 荻原厚生譯
○朝鮮詩集 土墻に描く 一 内野健兒著

○或る物語　一　小橋正則著
○蒲田秘話　一　瑠璃子著
○支那性慾小説　一　池田桃川著

同十三年

○プレハーノフ社會主義及無政府主義　一　河野密譯
○ストープス結婚愛　一　矢口達譯
○あぶな繪畫集　一　尾崎久彌編
○人間の巣　一　井東憲著
○戯曲戀の勇者　一　永見德太郎著
○搾取の話　一　北原龍雄著
○特殊部落一千年史　一　高橋貞樹著
○半男女考　一　宮武外骨著
○無産階級の政治運動　一　山川均著
○二人の異端者　一　佐々木味津三著
○浮氣な清教徒　一　藤田京之助著
○赤露行　一　荒畑寒村著
○殺人會社前編　一　梅原北明著
○猥褻と科學　一　宮武外骨著
○特殊部落の歴史と水平運動　一　高橋貞樹著

小橋正則
瑠璃子
池田桃川
河野密
矢口達
尾崎久彌
井東憲
永見德太郎
北原龍雄
高橋貞樹
宮武外骨
山川均
佐々木味津三
藤田京之助
荒畑寒村
梅原北明
宮武外骨
高橋貞樹

○青年に與ふ　山川均著

○警鐘 第二編　山根積編

○高尾平兵衛と その遺稿　戰線同盟編

○革命家と托鉢との對話　松本吉衛著

○鬪爭に芽ぐむ農村の光明　山陰藝術社編

○社會問題大觀　藤田浪人・水谷憲風著

○街頭に叫ぶ　松原正清著

○馬賊になるまで　覆面浪人著

○國家のサナダ虫　佐藤洋著

○太陽は輝けり　倉田一郎著

○本邦勞働運動報告書　協調會編

○戀愛虎の巻　岩月草人著

○藤話 第一輯　放江庵編

○新東京繁昌記　水島爾保布著

○ストープス全集 結婚愛の研究　畑道雄譯

○狂女由來　別所悌一著

○姙娠から育兒へ　山脇虎雄著

○破瓜期　紅悟若人著

○戀愛か性慾か　宇高寧著

花菱耕花
十菱愛彦
前田誠孝
藤原五郎七
水野正次
加藤朝鳥
中西伊之助
中村得二
佐野瑛
原白光
青山吉郎
藤本辰雄
梅原北明
佐野文夫
椎名其二
菊池寛
武野藤介
前田河廣一郎

○大正むさしあぶみ　一　花菱耕花著

同　十四年

○處女の門　一　十菱愛彦著
○罪の子となるまで　一　前田誠孝著
○我を救ふ者何處にありや　上中二册　一　藤原五郎七著
○未成胎兒　一　水野正次著
○レイモント農民第三部冬　一　加藤朝鳥譯
○この罪を見よ　一　中西伊之助著
○默示　一　中村得二著
○アレツイバーセフ獸性　一　佐野瑛譯
○アルチバーシエフ戲曲全集　一　原白光譯
○溺るゝ者　一　青山吉郎著
○超神の創生　一　藤本辰雄著
○デカメロン下卷　一　梅原北明譯
○ブハーリン轉形期經濟學　一　佐野文夫譯
○野へ　一　ゾラ著　椎名其二譯
○第二の接吻　一　菊池寛著
○男犯　一　武野藤介著
○ジャングル　一　シンクレイア著　前田河廣一郎譯

昇曙夢　池田林儀　梅原北明　大宅壯一　服部四郎　蔦川白虹　關根悅郎　武藤重太郎　西六介　村瀨新吉　荒木左右　湯淺修一　淺井勇助　長岡康子　辻本浩太郎　山田正夫　星野蘇山　井上進　井上紅梅

○哲露西亞美術大觀第一編　一　昇曙夢編
○文明の崩壞　一　池田林儀著
○露西亞大革命史　一　梅原北明譯
○靴の悲哀　一　大宅壯一譯
○ふくみ笑　一　服部四郎著
○白虹詩集　一　蔦川白虹著
○教育の社會的基礎　一　關根悅郎著
○金持の父と子へ　一　武藤重太郎著
○金持と貧亡人の話　一　西六介著
○浮浪者第二輯　一　村瀨新吉著
○戰を求めて　一　荒木左右著
○第二のお初二冊　一　湯淺修一著
○川柳猫と鯰　一　淺井勇助著
○太陽崇拜　一　長岡康子著
○短篇集　一　辻本浩太郎著
○全譯金瓶梅　一　山田正夫譯
○邦譯鶯蕃譜　一　星野蘇山譯
○支那に浸る人　一　井上進著
○金瓶梅と支那の社會狀態三册　井上紅梅著

久保盛丸
渡邊政之輔
森田草平
青野季吉
五十公野清一
山崎麓
田中龍夫
北條一雄
林房雄
加藤朝鳥
山内封介
鹽野房次郎
山本勇夫
荻原創星
荒畑寒村
古田大次郎

○大生殖宗	二册	久保盛丸著
同　十五年		
○イギリス小數派運動	一	渡邊政之輔譯
○輪廻	一	森田草平著
○レーニン何を爲すべきか	一	青野季吉譯
○農民（新生を胎む土）	一	五十公野清一著
○洒落本評釋	一	山崎麓著
○詩集富士の如くに	一	田中龍夫著
○無産階級の方向轉換	一	北條一雄著
○マルクスクーゲルマンへの手紙	一	林房雄譯
○レーモント農民夏	一	加藤朝鳥譯
○プロレ諸大家最近傑作選集	一	解放社發行
○ロシヤ革命運動史第三編	一	山内封介譯
○原始經	一	鹽野房次郎著
○業平	一	山本勇夫著
○太陽を踏破りて	一	荻原創星著
○光を掲ぐる者	一	荒畑寒村著
○死の懺悔	一	古田大次郎著
○十返舍一九集	一	國民圖書會社編

○新譯挿入西鶴全集監修篇　二・〇〇　石川巖編
○好色三代男 好色盛衰記　一　同
○好色五人女 好色一代女　一　同
○西鶴全集參考篇　一　同
○同　參考篇　一　同
○骸骨の叫び　一　木村忠著
○近代無産階級運動史　一　柳澤書店發行
○マルキシズムの國家理論　一　勝原雅太著
○無政府主義者の科學的基礎　一　クロポトキン著 武良二發行
○姙娠調節の實際　一　瀨水忠良編
○無限の鐘　一　細井和喜藏著
○瓦版のはやりうた　一　三田村鳶魚編
○クープリン ヤーマ　一　梅田寛譯
○レーニン 左翼小兒病　一　和田哲二譯
○明治性的珍聞史上卷　一　梅原北明編
○民謠女論語　一　耕雲山人著
○檄全國無産階級に訴ふ　一　小樽鎖斷社發行
○黑旗を死守せよ　一　關東黑色青年聯盟發行

久保讓
泉芳璟
梅原北明
藤田浪人
江原小彌太
守田有秋
淺野正男
佐々木孝丸
藤田浪人
福田狂二
春田正
井上哲次郎
石川三四郎
齋藤昌三

○ゴルドマン愛國心とは何ぞや　一　久保讓譯
○男女性的研究及犯罪帳　一　醫學衛生研究所發行
○ラティラ・ハスヤ　一　泉芳璟譯
○明治性的珍聞史中卷　一　梅原北明編
○古今珍文集　一　藤田浪人編
○神人記　一　江原小彌太著
○各國革命文書集　一　守田有秋編
○ロシヤニ於けるアナ系運動　一　名古屋淺野正男發行
○情歌都々逸選集　一　有樂堂發行
○ファンニ・ヒル　一　佐々木孝丸譯
○ピアヅレー艶書集　一　文藝市場社發行
○續社會主義隨論集　一　解放社發行
○反逆情史恐怖時代　一　藤田浪人著
○大衆と共に進め　一　福田狂二著
○近世社會主義史　一　春田正著
○我國體と國民道德　一　井上哲次郎著
○西洋社會運動史　一　石川三四郎著
○世界社會運動史　一　解放社發行
○變態崇拜史　一　齋藤昌三著

○愛慾交婚史　一　藤澤衞彦著
○詩集幻想曲第一　一　武田秋郎著
○女優ナナ　一　棚田紫朗譯
○サーニン　一　原田讓二譯
○歡派研究第一輯　一　柏木眞堂著
○刑人の群　一　蔦川白虹著
○黒髪　一　三上於菟吉著
○新社會の夢と科學　一　住谷悦治著

第十七節　演劇

一　歌舞伎芝居

明治演劇壇を、その不世出の名優九代目團十郎を中心として時代分けをすれば、第一は團十郎以前、第二は團十郎盛時、卽ちこの中には、光輝ある天覽劇があり、明治演劇史上、否日本演劇史上に歌舞伎の黄金時代を作つた、それは團・菊・左なる三名優の油の乘り切つた時代であつたからである。第三は、團十郎の歿後と斯樣に三時代に分類する事が出來るのである。

明治十一年より、同二十八年までの明治演劇は、この第二の團十郎盛時の時代、我が歌舞伎の黄金時代に當るもので、この十一年より二十八年までの時代を大別して、十一年より二十二年までの新富座時代と、そ

れ以後の歌舞伎座時代に分れるのである。

先づ明治十一年には、

一月一日より新富座

「兒模樣曾我館染」

大切淨瑠璃

「柳風吹矢の糸條」

重なる出演俳優は

中村宗十郎、市川團十郎、菊五郎、仲藏、半四郎

一月一日より春木座

「門松寶双六」

大切淨瑠璃

「梅笑俄對面」

重なる出演俳優は

三十郎、門之助、我童、我當

二月二十三日より新富座

「西南雲晴朝東風」

大切淨瑠璃

「是珍聞猫根津美」

重なる配役

武ノ上四郎　宗十郎
岸野年明　左團次
西條高盛　團十郎
倉田新八郎
篠原國元　菊五郎
岸野の妾お秋　半四郎

西南戰爭を脚色す

「西南雲晴朝東風」は、例の西南戰爭を脚色したもので、古今稀な大當りで八十餘日間打ち通し、明治時代に於ける長期興行のレコードであつた。この爲に座元の守田勘彌は莫大なる利潤を得て、新富座の普請も容易に出來たと云ふ。この劇中、菊五郎の篠原國幹田原坂で恰も實物を見るが如く落馬しての討死に西洋花火を使つたが、この頃は珍らしかつたので、見物の眼を驚したものである。假名垣魯文が團十郎の隆盛を見て西鄕の南州に因んで團州と云ひ始めた。團十郎も是を聞いて後には自ら團州と名乘る様になつた。

團洲の由來

三月十一日より春木座
〔神佛兩面眺舞臺〕
大切所作事
〔鬼遊花山入〕
四月二十日より春木座

市川門之助

五月十二日、市川門之助死す、五十八歲
六月十日より新富座
〔松葉千代田神德〕
大切淨瑠璃

「牡丹蝶扇彩（ぼたんにこちょうあふぎのいろどり）」

主演俳優　左團次、小團次、菊五郎、仲藏、半四郎、團十郎

守田勘彌新富座の開場式

西南事件の興行が古今稀れな大入で多大の益を得た爲に、守田勘彌は普請を急がせ豫定の如く落成したので、六月七、八日の二日を以て開場式を行ひ當日は太政大臣以下各省卿輔府知事其他高級の官吏民間知名の紳士等無慮一千餘名に向つて叮重なる招待狀を發した。俳優はいづれも女形を除いては、フロックコートで、團十郎と菊五郎が、當時「東京日々新聞」の社長たりし、福地櫻痴居士代作の祝辭を朗讀した。

祝詞

團十郎の朗讀した祝辭に

「顧るに近時の劇風たる、世俗の濁りを汲み、鄙陋の臭を汲む、彼の勸懲の妙理を失ひ、徒に狂奇にのみ是陷り、その下流に趣く、蓋しこの時より甚しきはなし。團十郎等深く之を憂ひ、相與に謀りて憤然此の流弊を一掃せん事を冀ひ、稍前日の觀を改むる時に當りて、恰も此の場に登るの喜にあひ、將に須く座主の望む所を體し、來觀の紳縉をして演劇もまた果して無益の戯れに非ずと云はしめ、永く此の場をして明治の太平を粧飾するに足らしむるを期すべし」とある。

依田學海の助言

「松榮千代田神德」の作者は、河竹新七であるが、依田學海が多少助言を加へたものである。

日本の芝居で文人學者が直接嘴を加へたのはこれを嚆矢とする。

演劇改良の聲　松田道之

この學海の說に演劇改良の聲が揚り、當時の府知事松田道之はその最も熱心なる者で、赤坂の自邸へ伊藤侯、沖守固等の洋行歸りを懇請し、團十郎、菊五郎、勘彌等を侍らしめ、改良の說を大いに聞かしめ、この狂言の稽古の節には、學海は松田府知事と倶に樂屋で種々指圖する所があつたと云ふ。

市川照男　松岡明義

また團十郎も意を有職故實に用ひ舊幕臣市川熊男を聘して顧問とし、また松岡明義にも教を乞ひ、

家康の扮裝

先づ序幕鷹野へ出る家康は小紋の半天脚袢がけ近習の拵へと同一で、頭だけ惣髪の棒茶筌を紫の糸で結び

花瓦斯を點ず

つけ、在來の芝居の殿樣とは全く一變したもので、大詰紫寰御殿に於ては、故實を松岡に正して近習の侍が膝行する事に改めた。この樣を見て、當時の觀客は「芋虫ごろ／＼」などと悪評を放つた。

この時舞臺内外へ始めて花瓦斯を燈じたが、物珍らしい折柄とて見物の眼を驚した。

喜遊の事蹟の脚色

七月十五日より都座

〔極入江彩加賀染〕

〔縦横落著子新織〕

出演俳優　團二十郎、市川權十郎、家橘、我童、紫若

二番目狂言は、岩亀樓の娼妓喜遊の「露をだにいとふやまとの女郎花ふるあめりかに袖はぬらさじ」の一首に依つて、世に知られた事蹟を脚色したものである。

光明寺三郎
夜芝居の嚆矢

八月十一日より新富座

〔舞臺明治世夜劇〕

出演俳優　左團次、菊五郎、仲藏、半四郎、團十郎、

守田勘彌は、光明寺三郎の勸めに從つて、午後五時から夜芝居を興行した、これが我が國夜芝居の嚆矢である。

松村操
劇場新報の創刊

七月十日より都座

九月二十三日より市村座

この時、松村操なる者、劇場新報を發刊した。我が國專門雜誌の始めである。

十月十五日より新富座

谷中の延命院

新聞小説の脚色

十二年

〔日月星享和政談〕
〔二張弓千種重籐〕

出演俳優　左團次、中村宗十郎、仲藏、半四郎、菊五郎、團十郎

一番目は、谷中の延命院を仕組んだもので假名讀新聞記者久保田彦作が、同紙上へ「菊種延命袋」と題し小説として記載したものを芝居に脚色したものである。

新聞の續物の小説を脚色したのはこれを以て濫觴とする。

十一月一日より都座

十一月十一日より市村座

〔紀文大盡廓入船〕

大切淨瑠璃

〔全盛遊黃金豆蒔〕

出演俳優　家橘、團太郎、權十郎

十一月二十七日より新富座

十二月十日より都座

十二月二十六日より市村座

明治十二年

一月四日より新富座

〔假名手本忠臣藏〕

大切淨瑠璃

夜會開催

餘興に勸進帳

歌舞伎新報の創刊
久保田彥作
假名垣魯文

團十郎の技風圓熟す

〔積戀雪關扉〕

出演俳優　左團次、菊五郎、仲藏、半四郎、團十郎

一月三日の夜、駿河町の三井銀行樓上で、澁澤榮一、楠本正隆などの諸氏、歐米の風に倣つて始めて夜會が開催せられた。この時に守田勘彌は餘興を引受け、番組は式三番と勸進帳で、翁に宗十郎、千歳に左團次、三番叟に菊五郎、辨慶に團十郎、富樫に左團次等の配役で稱讃を博した。

三月十二日より市村座

當座も新富座の瓦斯に倣つて洋燈を使用し始めた。

二月三日、歌舞伎新報の第一號を發刊した。執筆者は久保田彥作で、假名垣魯文がこれを補した。

二月十三日より春木座

二月二十八日より新富座

〔赤松滿祐梅白旗〕

〔勸進帳〕

〔人間萬事金世中〕

大切淨瑠璃

〔戲花春色音黃鳥〕

出演俳優　左團次、宗十郎、菊五郎、半四郎、仲藏、團十郎

「勸進帳」は團十郎五回目の演技で、彼の技風ます〱圓熟の境に達し、亡父海老藏を凌ぐものありとまでに評するものがあつた。

當興行、近來稀れな大入りで六十餘日打ちつゞけたと云ふ。

高橋お傳の脚色

助高屋高助

ヘンリー親王の來朝

香港大守來朝

四月十五日より市村座

四月十六日より春木座

五月二十八日より新富座

〔綴合於傳假名書〕

〔花洛北山城名所〕

大切淨瑠璃

〔昔綉廓鞘當〕

出演俳優　左團次、宗十郎、菊五郎、高助、仲藏、半四郎、團十郎

一番目は、例の高橋お傳の事件を、河竹新七が逸早く脚色したものである。

澤村訥升三代目助高屋高助と改名した。

六月四日、獨逸皇孫ヘンリー親王御來遊になり、當座御觀劇になつた。狂言は、「雪の常盤」「熊谷陣屋」「市原野」「元祿踊」の四種であつた。

同月十一日英領香港の大守來朝し、伊藤井上兩參議並びに中井弘等主人となりこの日觀劇の催があつた。

六月二日より市村座

七月五日より猿若座

〔忠孝染分纏〕

〔子持高尾松貞操〕

出演俳優　我童、宗十郎、仲藏、半四郎

七月十一日より春木座

グランド將軍の來朝招待會

七月十六日、米國前大統領、グランド將軍來朝し、福地源一郎並びに中井弘の發起で東京市民の有志者より、同將軍招待會を新富座で催する事となつた。

狂言は、「和歌三郎」「月の五月」「三面」大切に藝妓連踊りを演じ、八幡太郎をグランド將軍に擬した、河竹新七の作「後三年奥州軍」を出した。

引幕の寄贈

當日グラド將軍から當座へ極めて美麗な引幕を贈られた。

八月十三日より久松座

九月一日より新富座

（源平布引瀧）

（漂流奇談西洋劇）

大切浄瑠璃

（其梯四季の寫繪）

外人俳優を傭ふ　松本順

出演俳優　市川市十郎、宗十郎、仲藏、半四郎、團十郎

俳優はこの外に、香港で興行して居たのを、松本順氏の紹介で傭つて來た、外人俳優、マダーム・ハーリマン、ミスメイ、ミスホウ、ヴァーノン、フランクリン、ハーゲマン、リオン、マカラン、グードマンの外人が有つた。これは勘彌の歐化熱が、猛烈になつた爲で、芝居は勿論、日常生活も、日本風を廢し、刺身には食鹽をつけ、刺身は生で喰ひ、日本酒も飲まず、麥酒だけを飲んだと云ふ有様で、彼が河竹新七に「漂流奇談」と云ふ著作を書かせて、その劇中劇として外人の芝居を見せたのであつたが、全く言葉が通じない爲「鷄を締め殺すやうな聲を聞くだけだ」と、見物から冷評されて、非常な不入りで、當興行は、大失敗に歸し、約二萬圓の損害を來し、これが勘彌を陥るゝ端緒となつたのである。

勘彌の歐化熱

歐風劇の失敗

勘彌の歐化熱はこれによつて忽ち消えてしまつて、保守主義に復ることゝなつた。

十月三日より猿樂座

十月二十九日より新富座

〔鏡山錦栬葉〕

大切淨瑠璃

〔中宵宮五人俠客〕

出演俳優　市川市十郎、左團次、宗十郎、菊五郎、仲藏、半四郎、團十郎

十月三日より春木座

十一月二日より久松座

十一月六日より市村座

十二月五日より久松座

〔忠臣藏月雪花誌〕

〔魁源平躑躅〕

出演俳優　翫雀、時藏、市十郎、傳五郎

市川女寅

五月八日市川女寅が逝去した。

十三年

明治十三年

一月十三日より猿若座

〔金目貫一輪牡丹〕

〔三千兩初荷末廣〕

〔戀飛脚大和往來〕
〔鏡在原系圖〕
出演俳優　市十郎、我當、八百藏、宗十郎、團十郎、半四郎、紫若、仲藏
一月十三日より久松座
一月十四日より新富座
〔碁在白石噺〕
〔鳳山譚〕
〔日在萬綱島〕
大切〔滑稽膝栗毛〕
出演俳優は、猿若座と掛持ちの、團十郎、一門に、左團次、宗十郎、菊五郎であつた。

團十郎の彌次郎兵衞

大切の膝栗毛は、まじめな團十郎が彌次郎兵衞、左團次の喜太八で滑稽百出見物いづれも腹を抱へて笑つたと云ふ。

劇評專門の記者

當時の、劇評專門の記者は、高畠藍泉、芳川春濤、鈴木田正雄、柴崎延房、岡本起泉、爲永春江、岡田籬吟、假名垣魯文、古川魁雷、伊藤橋塘の面々であつた。

三月二十二日より猿若座
三月一日より市村座
三月十二日より新富座

劇場小博覽會

久保田彥作、四方梅彥、竹柴進三などが發起となつて、三月十八日芝公園花屋敷で、劇場小博覽會を開催した。

四月三十日より市村座

五月二十三日より猿若座

六月十五日より新富座

假名垣魯文引幕を贈る

本興行中に、假名垣魯文が、猩々齋狂齋の群怪の圖を染めぬいた引幕を贈つた。

この興行終了後、團十郎、左團次は名古屋へ、菊五郎は上州桐生へ旅興行に出た。

七月十一日より猿若座

七月十三日より久松座

九月五日より久松座

十月二十二日より市村座

〔嵯峨奥妖猫奇談〕

出演俳優、時藏、高助、權十郎

竹柴金作

桃川如燕の得意たる、鍋島の猫騷動を通し狂言として、竹柴金作が脚色したもので、人氣頗る良し。

十一月三日より久松座

十一月六日より新富座

〔茶臼山凱歌陣立〕

〔木間星箱根鹿笛〕

大切淨瑠璃

〔樹々錦旅路土產〕

一番目は難波戰記を脚色したものである。出演俳優は旅より歸りたる。團十郎、左團次、菊五郎、宗十郎

高助の時姫好評

の顔觸であつた。

十一月二十四日より猿若座

明治十四年

一月六日より市村座

〔淺倉初音鶯〕

〔鎌倉三代記〕

〔再販歌祭文〕

大切淨瑠璃

〔明烏郷初雪〕

出演俳優　我童、我當、時藏、田之助、高助

權十郎が退座し、我童兄弟加はり、助高屋高助座頭となり、澤村百之助、四代目を相續して田之助と改めて開場したもの、高助の時姫殊に好評であつた。

一月十五日より新富座

二月七日より春木座

三月七日より市村座

三月三十一日より久松座

三月二十一日より新富座

〔天衣紛上野初花〕

〔八千代栗松山美談〕

差幕

當興行は大好評で、大入りを續け、五月八日より御禮として左の狂言を差幕とした。

〔世響太皷功〕

中村芝翫歸京す兒太郎福助と改名

この時、關西地方を廻つて居た、中村芝翫が久し振りで歸京したので、利に機き、守田勘彌は、直ちにこれを買ひ込み、その伜、兒太郎を福助と改名し、

五月十四日より出勤した。出し物は、「魁源平躑躅」で、芝翫の熊谷直實、福助の桂子、菊五郎の姉輪、團十郎の敦盛の配役で

芝翫ら返咲き

芝翫の演技は、再びその返り咲きの人氣を獲るに充分であつた。

本興行は、六十二日間打ち續け、上り金額四萬餘圓であつたと云ふ。

五月十一日より市村座

五月二十五日より猿若座

〔一谷凱哥六彌太〕

〔大杯觴酒戰強者〕

〔東都名物花錦繪〕

出演俳優、權十郎、福助、芝翫、左團次、宗十郎、半四郎

本座の帳元、板野と守田勘彌との間に提携成立し新富座より、芝翫、宗十郎、左團次等を借り來つたものである。

六月四日より壽座

六月十四日より久松座

六月二十九日より新富座

〔古代形新染浴衣〕
〔夜討曾我狩場曙〕
大切淨瑠璃
〔仇櫻紅葉彩〕
出演俳優　芝翫、左團次、松助、宗十郎、半四郎、團十郎

團十郎宗十郎の衝突

一番目曾我兄弟打入りの服裝は、團十郎の五郎は、彼一流の活歴から小手、脛當、腹卷、草鞋を穿いて出たが、宗十郎の十郎は、舊慣に從つて、素足に袴のもゝ立ちを取りあらはれた爲「弟は火事見舞、兄は水見舞」「弟は山へ柴刈りに兄は川へ洗濯に」などゝ非難され、遂に兄弟衝突し、痼癖強き宗十郎は病ひと稱して休んだ。

梅五郎松助と改名

尾上梅五郎、松助と改名した。
七月十四日より春木座
八月八日より久松座
八月二十二日より壽座
〔兒雷也豪傑物語〕
〔增補筑紫家轢〕
〔隅田川續俤〕
出演俳優　芝翫、半四郎、團十郎
菊五郎、宗十郎の兩人、熱海と箱根へ避暑するため、殆ど團十郎の一人芝居となつたのである。
中幕の刈萱は團十郎の演技で、紋切形とは全然反對の、道心坊の服裝を、そのまゝ取り、モクレンの麻の

衣着附けは、鼠木綿の僧衣を着し、例の愁歎場は大受けであつた。

劇場を演說會場に使用

八月二十五日北海道官有物拂下げに關し、沼間守一、福地源一郎、肥塚龍の辯士で、政談演說會が當座で開演され、聽衆數千名の盛況であつた。劇場を演說會場に用ひたのはこれが嚆矢である。

九月十三日より市村座

十月六日より春木座

〔極付播隨院長兵衛〕
〔近江源氏先陣館〕
〔怪談木幡小平次〕

出演俳優　家橘、團十郎、權十郎、

團十郎の長兵衛

團十郎の長兵衛に權十郎の水野十郎左衛門は、長兵衛が水野に突かれ「ウン、、」とうなる所悽愴の感あり、これは、團十郎の養父權之助が强盜のため殺害せられたそのうなり聲を、この狂言に用ひたと云ふ。如何にも眞に迫つて見るものいづれも肌に粟を生じたりと。

十一月十五日より久松座、市村座合併興行

十一月二十日より新富座

〔返咲後日梅〕
〔島衛月白浪〕

三幕目淨瑠璃

〔色增栬夕映〕

河竹新七隱退す

二番目は、河竹新七か今回舞臺を引退するにつき筆を揮つたもの、彼の代表作としてその名普き名作であ

中村翫雀死す

瀬川如皐死す

十五年

猿若座焼失す

る。

十一月二十日より壽座

十二月二十日より春木座

本年二月三日、中村翫雀、四十一歳を以て先妻の子雁次郎を殘して永眠した。

六月二十八日、狂言作者瀬川如皐が七十五歳にして歿した。

明治十五年

一月十三日より市村座

一月十三日より猿若座

守田勘彌は、團十郎等を携へて猿若座で旗上をしたが、同月二十三日の夕刻、失火の爲同座を全燒し、幸に怪我人と云ふ程のものはなかつたが、これが爲その興行はそのまゝ、直ちに春木座へ移されたが、案外の大入りを占めた。

二月四日より春木座で引續き同じ顔觸れで演じた。

三月十二日より久松座

四月二十四日より市村座

五月二十五日より春木座

六月十一日より猿若座

〔川中島東都錦繪〕

〔望月〕

〔切籠形京都紅染〕

出演俳優　市川右團次、嵐璃寛、菊五郎、高助、芝翫、團十郎、小團次

役者の競進會

當興行は座附の一座へ、大阪より招きたる市川右團次に、更に高助、璃寛を加へ、役者の競進會とまで云はれた大一座であつた。

六月二十九日より市村座

〔相生源氏松緑葉〕

〔一條大藏譚〕

〔けいせい反魂香〕

〔櫛浮名三筋漆繪〕

出演俳優　我童、璃寛、仲藏、團十郎

團十郎の大藏卿とドモ又

團十郎の大藏卿は、活歴式で演じた。

中幕の彼のドモ又は古今無双の上出來と稱讃された。

七月十四日より壽座

九月十八日より久松座

九月二十一日より春木座

中村千之助、澤村訥子と改名

中村千之助、澤村訥子と改名した。

十月十九日より市村座

〔張扇朝鮮軍記〕

〔着三升伊達裲襠〕

出演俳優　嵐璃寛、我童、菊五郎、團十郎

十一月一日より久松座

十一月八日より猿若座

〔黒白論織分博多〕

〔僞甲當世簪〕

出演俳優　仲藏、左團次、右團次、菊五郎、芝翫、團十郎

役々のうちに、團十郎の大膳、左團次の重太夫が好評であつた。

左團次の重太夫

十二月十四日より久松座

本年二月十九日享年五十を以て八代目岩井半四郎が歿した。

岩井半四郎死す

十六年

明治十六年

一月十一日より久松座

〔兒雷也豪傑物語〕

〔御所櫻堀川夜討〕

〔八幡祭悟道侠客〕

出演俳優　家橘、九藏、仲藏

家橘の好評

兒雷也、二番目の悟助ともに、家橘の初役で、一番目は團十郎張り、二番目は兄の菊五郎のおもかげが有るとて好評であつた。

一月十一日より春木座

〔松飾注連楪〕

〔彦山權現誓助太刀〕

〔波乘船江島新話〕

出演俳優　我童、璃寛、仲藏

二番目は例の江島と生島新五郎との情事を脚色したものである。

一月二十七日より新富座

團十郎、權十郎が名古屋に出でゝ、芝翫を座頭に据ゑて上演したものである。

二月十八日より市村座

四月三日より春木座

四月二十三日新富座

〔石魂錄春高麗菊〕

〔茨木〕

〔金看板俠客本居〕

大切淨瑠璃

〔柳櫻東錦繪〕

出演俳優　尾上多賀之丞、左團次、家橘、仲藏、菊五郎、芝翫、團十郎

團十郎、名古屋の旅より歸京したけれど、市村座と內約があつた爲に二番目だけ出勤した。

五月二十一日より市村座

〔橋供養梵字文覺〕

〔ひらがな盛衰記〕

〔新皿屋敷月雨暈〕

出演俳優　璃寛、芝翫、菊五郎、福助、松助、團十郎、高助

二番目は默阿彌が書き卸したお菊の實録である。

團十郎の文覺

團十郎の文覺の大詰に冠る不動明王の面は人形師安本龜八の作で、正眞のものを見るが如く巧妙なる物として、大評判となり、賽錢を投げるものが多かつたと云ふ。

六月二十八日より春木座

七月四日より新富座

八月二十一日より新富座

〔國姓爺合戰〕

〔戀湊博多諷〕

〔小夜碪宇都谷峠〕

出演俳優　右團次、家橘、松助、菊五郎、福助、芝翫、團十郎

勘彌乘り出す

久しく隱退して居た守田勘彌が再び乘り出して陣頭に立ち、重立つた俳優までも端役に廻つて大いに熱演したゝめに、大暑にも拘らず頗る景氣よく舞ひ納めた。

九月一日より春木座

〔御文章石山軍記〕

大切淨瑠璃

〔難有長者御宗旨〕

出演俳優　小團次、右團次、權十郎

右團次

眞宗の大信者である右團次が、本願寺の有難や連を當て込んでの出し物で、豫想以上の好景氣であつた。

落語家芝居　十七年

九月十六日より壽座
九月九日より市村座
十月二十二日より新富座
〔妹背山婦女庭訓〕
〔神靈矢口渡〕
〔千種花音頭新唄〕
出演俳優　左團次、家橘、高助、菊五郎、福助、芝翫、團十郎
十一月四日より市村座
十二月四日より桐座
十二月十二日より新富座で燕枝、南龍、文治など例の落語家芝居を催した。
明治十七年
一月四日より市村座
〔魁駒曾我御行松〕
〔壇浦兜軍記〕
大切淨瑠璃
〔梅薫廓文章〕
出演俳優　我童、芝翫、福助、
當狂言の内上等平土間一間に付金一圓六拾錢、同高土間金貳圓、同棧敷金貳圓五拾錢
二月十九日より新富座

天覽芝居の運動に奔走す

この頃守田勘彌を始め、團十郎、菊五郎などが首唱者となつて、曩に角力が天覽になつたのに鑑み、演劇も同じ榮譽を蒙らんものと熱心に談合し、守田勘彌はその運動に種々奔走するところがあつた。

二月二十一日より市村座

三月十九日より春木座

四月二十一日より市村座

〔鎭西八郎英傑譚〕

〔春色二人道成寺〕

〔浮世清玄廓夜櫻〕

出演俳優　時藏、我童、三十郎、菊五郎、權十郎、團十郎、芝翫

團十郎芝翫道成寺

本興行は、團十郎、菊五郎、芝翫の三親玉に我童、權十郎、三十郎及び時藏入座し、大一座となつた。

中幕の道成寺は以前に、團十郎と芝翫が勤めた時は、前者若く、後者はその全盛時代で、流石の團十郎も芝翫に一籌を輸してゐたが今度は團十郎に團扇が上げられたものである。

四月二十九日より新富座

〔滿二十年息子鑑〕

〔二代源氏譽身換〕

大切淨瑠璃

〔助六由縁江戸櫻〕

出演俳優　左團次、家橘、八百藏、菊五郎、芝翫、福助、高助、團十郎

一番目は、當時、徴兵令が改正となり、種々の物議を生じたので、これを當て込んで、默阿彌が諷刺的に

脚色した新作である。

六月一日より新富座

六月二十八日より春木座

七月五日より市村座

〔東叡山農夫願書〕

〔上州織侠客大縞〕

出演俳優　我童、三十郎、菊五郎、福助、松助、權十郎、團十郎、芝翫

九月一日より新富座

〔天下一忠臣照鑑〕

大切淨瑠璃

〔名高繩牛角文字〕

出演俳優　左團次、松助、菊五郎、仲藏、芝翫、團十郎

當時の觀劇料

上等棧敷、參圓、同高土間貳圓、平土間壹圓五十錢、中等棧敷貳圓、同高土間壹圓五拾錢、同平土間壹圓向棧敷壹圓貳拾五錢

本興行は、守田勘彌の窮境を救はんが爲に出勤俳優は殆んど無給同樣であつたと云ふ。

九月二十七日より春木座

十月十二日より市村座

〔種瓢眞書太閤記〕

〔形見草四谷怪談〕

出演俳優　市川九藏、我童、三十郎、菊五郎、福助、松助、權十郎、團十郎、芝翫

十月二十日より四谷桐座で

〔名木先代萩〕

〔千兩幟〕

大切に〔積戀雪關扉〕を出した。

俳優としては、源之助、門藏、福太郎、猿十郎、荒次郎等で、仲々の大景氣であつた。

十月二十五日春木座

十一月十六日より市村座

〔奥州安達原〕

〔和田合戰女舞鶴〕

〔義士銘々傳〕

〔碁太平記白石噺〕

出演俳優　國太郎、三十郎、壽美藏、松之助

上等平土間敷物共十錢と云ふ勉强芝居であつた。

十一月十九日より新富座

〔雁驛内匠諸國噺〕

〔紅葉時平家世盛〕

〔時雨雲村井破傘〕

大切淨瑠璃

〔散柳提初霜〕

出演俳優 左團次、家橘、菊五郎、ぼたん、福助、芝翫、團十郎

二番目は小團次の當り狂言であつたもので、かねてから菊五郎はこれを演じたき旨を勘彌に迫つてゐたが、勘彌は肯入れず遂に彼にはさせず團十郎に演ぜしめた。菊五郎が勘彌と不快になつたのは、恐らくこれが原因して居るのであらう。

十一月二十四日より猿若座

〔新舞臺越後立讀〕

〔北條九代名家功〕

出演俳優 團十郎、我童、八百藏、福助、仲藏

猿若座の落成

猿若座は、前々年に燒失したのであつたが、淺草の酉鳥越へ新築をなして居たが、落成し、舞臺開きの本興行に團十郎は、中幕に、太刀流しの義貞と田樂舞の高時だけに出勤した。

求古會

今回、名高き學者、文人が相寄つて、團十郎の爲に、求古會と云ふものを組織し、これらの人々が、芝居毎に衣裳萬端の指圖をなすことゝなつた。

十二月二十一日より新富座

十八年

明治十八年

一月十二日より猿若座

二月八日より千歳座

〔千歳曾我源氏礎〕

〔山伏攝待〕

加藤市太郎
千歳座

島熊

〔水天宮利生深川〕
主演俳優　左團次　松助、菊五郎、福助、芝翫、團十郎

先年類焼した久松座の跡を加藤市太郎が引請け、新築落成したので、座名を千歳座と改め、一月四日より七日まで四日間開場式を行ひ、興行は、守田勘彌が參謀となり、その重な役者を揃えて花々しく開場したのであつた。

二月八日より市村座
〔十二時會稽曾我〕
〔昔模様衣更着〕
出演俳優　三十郎、訥子、國太郎、高助
本興行は不評で日を殘して打ち上げた。

四月二十日より千歳座

五月二日より春木座
〔菅原傳授手習鑑〕
〔恩愛雪宗清〕

當座はいゝと不振を極めてゐたが、こゝに島熊なる興行師が借り入れて興行をすることとなつた。島熊は中國の人で、常に俳優を連れて――時には芝翫などもその手に加はつたもの――を持つて地方興行をして居た男で、當時東京に出て來て、春木座に着眼して、興行を打つたのであつた。

出演俳優は、鱗升、鯉之丞、松濤、福之丞、駒三郎、福六

狂言は午前七時から午後四時までゝ、萬事に費用の掛らぬやうな方針で、殊に低級の觀客を悦ばせたの

烏熊の奇抜なる興行法

は、その一人〳〵の下駄を丁寧に洗はせて袋に入れ、閉場の際に渡した事で、これらの事が大呼びものになり、その上役者は無名の人とは云つても、若手の綺麗な顔揃ひの上に、衣裳は金ぴかものを使つたから、大滿員の盛況を續けた。

五月二十日より壽座

五月二十四日より市村座

〔花見時瓢太閤記〕

〔女化稻荷月朧夜〕

大切淨瑠璃

〔柳櫻青樓噺〕

出演俳優　權十郎、菊五郎、左團次、團十郎、高助

二番目は默阿彌の筆で、常州女化稻荷の事蹟を脚色したるものである。

七月十三日より千歲座

七月十三日より桐座

八月二十四日より壽座

十月三日より壽座

十月五日より千歲座

十一月十一日より壽座で、落語家芝居を興行した。

十一月二十二日より千歲座

〔四千兩小判梅葉〕

幕府の金藏盜賊　田村成義

新富千歳二座競爭　牢内の場大評判

〔祇園祭禮信仰記〕

大切淨瑠璃

〔太鼓題目佼踊〕

出演俳優　市川九藏、菊五郎、松助、家橘、我童

上等土間壹間に付壹圓四拾錢、同高土間貳圓拾錢、同棧敷貳圓六拾錢

一番目の狂言は、默阿彌の作品中の逸品と云はれたるもので、當時朝野新聞の記者柳葉亭繁彦が「千代田城噂白浪」と題して同新聞に連載して居た、幕府の金藏盜賊野州無宿富藏の事蹟を基として、默阿彌が筆を執つて、新狂言に脚色し、九藏を迎へて藤十郎とし、菊五郎の富藏を上演したもので、これには田村成義の盡力が與つて力あるものであつた。

「……新富座の方では菊五郎は普請が出來上つても使ふなと云ふ意氣組みで、團十郎、左團次に加へて參謀長は守田勘彌、是れへ大阪から宗十郎が來ると云ふのに、此方は私と我童二人限りで、座主は素人の加藤さんですから、仕儀なく田村さんを參謀長に賴んだのですが……略……其の時田村さんの云ふには、團十郎、左團次へ宗十郎が來た處が、向ふは皆んな一番役者だから、此方では二番目物を書き卸して、新富座で一番目を見たら千歳座へ來て二番物を御覽なさいと云ふ樣な方針を執らなければ不可かぬと云つて、自分の家にある記錄を持つて參りましたが……略」伊坂梅雪、五代目菊五郎自傳

此の兩座の競爭は、千歳座の勝となつて連日滿員をつゞけ、新富座は日限だけ持ち切れなくて中途で閉場した。これには、菊五郎の熱が客足を呼んだことは勿論ではあるが、珍らしく九藏が一座したこと、牢内の寫實が斬新であつたこと、その外に團十郎の活歷に對する一般人の反感から菊五郎に同情して居た事も原因して居る。

十一月二十四日より新富座
〔有職鎌倉山〕
〔老樹曙紅葉直垂〕
〔船辨慶〕
大切淨瑠璃
〔水鳥記熟柿生醉〕

出演俳優　左團次　小團次、福助、宗十郎、芝翫、團十郎

千歳座に壓せらる

座に大修繕を加へて殆んど一年振りの開場であつたが、菊五郎と勘彌との關係が面白く行かず、それがために菊五郎を千歳座へ奪はれた爲、自ら大阪へ行き中村宗十郎を說て拉し來つたものである。

最初の間は可成の人氣も立ち、客足も附いて居たが、千歳座に壓されて大不入りで、日限りより早く舞ひ納めた。

春木座の烏熊芝居が意外の成功で九月よりは、芝鶴、梅太郎を加へ益々好景氣となり、これが爲に東京の各座は壓倒されてしまつた觀がある。

十九年

明治十九年

一月十五日より市村座
〔根津神社忠臣鑑〕
〔梅薫熊谷笠〕
〔隅田川故跡釣鐘〕
大切淨瑠璃

團十郎の活歴への反感

團十郎かつぽれを踊る

〔二面鏡道芝〕

出演俳優　我童、國太郎、三十郎、福助、芝翫

元日初日で壽座

一月十六日より新富座

〔樓門五山桐〕

〔八陣守護城〕

〔西洋噺日本寫繪〕

大切淨瑠璃

〔初霞空住吉〕

出演俳優　左團次、小團次、門藏、海老藏、團十郎

團十郎の活歴なるものは、一部には歡迎されたが、一般觀客には判らず、彼の技藝に對する、非難攻撃の聲は漸次高まつて來て、彼も流石に悟る處が有つたのか、今回は斷然、活歴を離れ、時代物より世話にうつり、大切ではかつぽれを踊ると云ふ有樣で、滿都の好劇家の大喝采を博したのであつた。

二月二十八日より市村座

三月十五日より千歳座

〔盲長屋梅賀鳶〕

大切淨瑠璃

〔花合四季皿〕

出演俳優　家橘、菊之助、九藏、松助、菊五郎

按摩道玄

菊五郎の死神

前の興行の「四千兩」で大入りを取つて、息抜きにそのまゝ横濱の蔦座で、歳暮から春へ掛けて演じ、歸京して演じたのが、本興行で、出し物は默阿彌の新作である。

「歸つて來ますと、前に書き物で味をしめた處から、何か新規なものはあるまいかと默阿彌に相談する。默阿彌は加賀鳶で一つ書かうかと云ふ。そんならその中へ祖父さんが遣つたと云ふ死神を遣つて見たいから書き込んではくれまいかと、相談は造作もなく纏りましたが、其の前に、私は村井長庵が遣つて見たいと思つて居りますと、新富座で堀越（團十郎）に先を越されたので、何か是れに似寄つたものはないかと話した事があるのを、默阿彌が覺えてゐて、此の中に書き入れたのが按摩道玄なので御座います」伊坂梅雪著、五代目菊五郎自傳より……菊五郎が今回演じた死神に就ては、例の凝性の事とて、是眞、芳年、狂齋などの當時の繪の大家を訪問して、その衣裳萬端に就て研究し頗る苦心慘憺したものであると云ふ。

四月十日より市村座

我童、權十郎、福助、芝翫

五月十三日より新富座

〔夢物語盧生容畫（ゆめものがたりろうせいのすがたえ）〕

〔水滸傳雪挑（すいこでんゆきのだんまり）〕

大切淨瑠璃

〔月雪花三組杯觴（つきゆきはなみくみさかづき）〕

出演俳優　左團次、門藏、ぼたん、訥子、團十郎

報知新聞の主筆藤田茂吉氏が著述した「文明東漸史」を土臺として小說風に書いた今日新聞の、高野長英渡邊華山の事蹟を默阿彌が脚色したもの、左團次の高野長英、團十郎の渡邊華山の顏觸れで、大切は團十郎

團十郎華山實録で大車輪千歳座を挽回す

鷲塚と、韓天、崋陣、俊名で大車輪の奮闘で、動きの少ない活歴に飽きた見物はこの花やかな所作事を見て大評判、古今稀れなる大入りを占め前興行の失敗を挽回し、今回は千歳座を壓倒して美事勝利を收めた。

五月二十一日より千歳座

〔[illegible]〕

大切淨瑠璃

〔[illegible]〕

出演俳優　家橘、松助、團太郎、菊五郎

菊五郎大不評

一番目に默阿彌の作で隨分面白い作ではあつたが、その筋が、藝者が客をだましたその報いで狼に喰ひ殺されると云ふものであつたから、花柳界を華主とする劇道に向く筈がなく散々の不評のうちに舞ひ納めた。

五月二十六日より市村座

我童、團太郎、三十郎、福助、芝翫

六月二十八日より中村座

〔三五夜中色新月〕

出演俳優　實川芦雁、中村福助、市川荒五郎、仲藏

仲藏引退す

當時新築落成に付き、大阪より、福助、荒五郎、芦雁の三優を招いたるもので、仲藏は座頭の位置にあつたけれども四年來老衰甚しく一世一代の口上だけを述べ、舞臺を引退することゝなつた。

七月十日より市村座

我童、團太郎、福助、芝翫

この年の八月、團十郎が、高野長英に成功したのが動機となつてか、或は偶然の事か、朝野の名士の名に

演劇改良會
末松謙澄

於て、「演劇改良會」なるものが起された。

　これは當時、洋行歸りの末松謙澄が、主唱したもので、その發起人は、

「井上馨、穗積陳重、外山正一、和田垣謙三、依田百川、高木兼寛、矢田部良吉、矢野文雄、中上川彥次郎福地源一郎、藤田茂吉、櫻井錠二、菊地大麓、森有禮、澁澤榮一、末松謙澄、三島通庸、高崎五六の諸氏で賛成人は伊藤博文、岩倉具定、西園寺公望、大隈重信、鍋島直大、芳川顯正、田口卯吉、大倉喜八郎、石黑忠悳、末廣重恭、益田孝、千葉勝五郎等の諸氏であつた。

外山正一
演劇改良私考

　中でも外山正一はその會員たる肩書を以て「演劇改良私考」と云ふ著述を著し、末松謙澄は、十月三日、一つ橋の講堂で、その改良意見發表の獨演說をした。

　また築地大椿樓へ發起の人々が相集つて、依田學海、川尻寶岑合作の「吉野拾遺名家譽」を本讀みし、元來この「演劇改良會」の發起人がその趣旨を實行する上に、先づ望を囑したるものは、俳優としては市川團十郎、興行者としては、守田勘彌で、この本讀みの時にも、勘彌を招いて、その改良意見を說明した。

極端な議論

　その意見の內容は女優を用ひて、男優の女形を非認するとゝもに、チヨボ床、花道、廻り舞臺等をも廢止すると云ふ樣な頗る極端な意見であつた。

勘彌の反對

　これが若し、七八年前の勘彌であつたなら、丁度歐化熱に浮かされて居た事とて、喜んで賛成するのであつたらうが、彼はその歐化熱の爲に失敗し、痛手を取り負つた後の事であるから、到底賛成する筈もなく表向は、いゝ加減に調子を合せて居たが、蔭ではこれを舌を出して嗤つて居た。そして頑として動かぬ結果一方の改良會も單に素人が樂しみに唱へた一時的のものゝやうな結果に至つて、竟には立消えになつたのであつた。

十月二十一日より中村座

チャリネの曲馬

守田勘彌の處女作

富貴樓のお倉

鼠璃幸、九蔵、芦雁、荒次郎

十月二十六日より春木座

十一月十八日より市村座

我童、國太郎、權十郎、福助、芝翫

十一月二十日より千歳座

「月白刃梵字彫物」

大切淨瑠璃

「鳴響茶利音曲馬」

出演俳優　家橘、松助、菊五郎

大切は當時、下谷の秋葉原で興行して居たチャリネの曲馬と云ふ際物で大受けであつた。

十一月十二日早稻田の大隈邸に祝ひ事があり、團十郎、菊五郎、左團次、福助等が召され、餘興として「勸進帳」を演じた。

十二月八日より新富座

「文珠智惠義民功」

「筆幸氏陸奥日記」

出演俳優　福助、門蔵、菊五郎、松助、左團次、家橘、團十郎

一番目は默阿彌の門下に入り古河新水と名乘つた守田勘彌の處女作である。

さきに勘彌と紛紜を生じて、新富座を去つて千歳座に入り、新富座を向ふに廻して二回までその競爭に勝つた菊五郎も、三回目の鵜飼の燎火に一敗地に塗れ、意氣銷沈したのを見た勘彌は、横濱の富貴樓のお倉を

菊五郎の復歸

説いて、同人を介して伊藤侯の盡力で團十郎、菊五郎の間が調停され、菊五郎は遂に新富座に復歸することになつたのであつた。

仲藏歿す

また十二月四日、實悪で古今の名人と稱せられた中村仲藏が歿した。

二十年

明治二十年

一月八日より新富座

一月十三日より中村座

福助、市藏、權十郎

二月二十一日より千歳座

〔梅春俠客御所染〕

大切淨瑠璃

〔七福神惠方入船〕

出演俳優　我童、福助、松助、芝翫、菊五郎

二月二十五日より市村座

〔星月夜見聞實記〕

〔桃山物語〕

大切淨瑠璃

〔母成長枝鶯〕

出演俳優　我童、國太郎、團十郎、福助、芝翫

團十郎の殆んど一人芝居の觀があつた。

番付には、團十郎は賢無處へ据つて居たので斯界の者は勿論、局外者も意外に思ひ、中には團十郎の許へ態々注意を申込んで來る者があつたが、本人は至つて平氣で、「たとへ如何なる位置に居ても日本の團十郎は團十郎である」と毫も意に介しなかつたと云ふ事である。

團十郎の剛腹

三月九日より新富座

三月十一日より中村座

三月二十九日より市村座

四月二十一日より千歳座

天覽演劇

この四月二十六日は、明治演劇にとつて、忘るべからざる、記念すべき光榮の日であつた。即ち四月二十六日より、七、八、九の四日間に亙つて、團十郎始め名優の演技を、井上伯の鳥居坂の自邸で、兩陛下および皇太后の行幸を仰いで御覽に入れたのである。

團十郎の感激

「明治二十年四月の事なりき、……略……忘れもせぬ二日に至り、井上伯が霞ケ關の御邸より御使者來られたれば何事ならんと取るものも取りあえず、早速參上なしたるに、この度特別の思召を以てわれら一座の演劇を、御天覽遊ばさるゝ旨達せられたるに、われら空前の名譽、斯道の光榮、之に勝ることのあらじと、天にも昇るばかりに嬉しうも又聖恩の辱けなく、坐ろに感涙さえ催せしが、何がさて有難き思召と早速御受けをし歸宅に末松謙澄先生の御邸へ伺ひ舞臺の事に就て御相談をせしに、五間にて澤山ならむと云はる、われらは七間ならでは狹くて詮方なしと强ひて七間の事に願ひたり………略………さて狂言は成可く高尙なるを選び第一勸進帳、第二高時の天狗舞、第三あやつり、第四元祿踊など云ふ豫定なりしが、われらは若し最初の日に陛下の思召に適はずして中途にて御還幸遊ばされ給はゞ、斯道の恥辱この上なく、其の盛衰もたゞこの一機にあることなれば前日より寢ても夢をなし難く食事さえ進まざりしが、時は次第に進みてい

十六日の定めの時となりて、勸進帳を演ずることゝなりたりし。するとわれら前日より何となく身體打戰ひて如何にしても止まず、何か病氣にてもかゝりはせずやと思ひし程なりしが、いよ〳〵舞臺に出でゝ二言三言臺詞を述べたるに、漸く身體の戰慄とゞまりたり、これにて扨ては畏き御あたりに近くよりして我知らず武者振ひのせしならむと思ひ當りぬ……略……扨て他の者はと見れば舞臺に上るものゝ誰一人として慄ひ居らざるはあらざりき、この間のわれらの心の程の苦しさは實に云ふべき樣もなかりし、其は兎にも角にも、今日の出來不出來は一々一々われらの頭上にかゝり來る責任なれば下廻りの者誰一人に過失ありても相濟まずと氣が氣であらぬ程なりき……略……勸進帳も事なく濟み二番目の天狗舞も無事に果てたるに、此時御晩餐にて御休憩の筈なりしに畏くも　陛下よりして直ぐに後を出すべし、尙番組以外にも演ずべき由、宣下し給へると承るに、われら一同身も世にあられぬ許りに辱なくも皆涙に咽びて、聖德萬歲と壽き奉りぬ……略……

十番斬りと山姥を天覽に供することゝなし、十番斬りは衣裳も道具も雜多なるものを、如何やら如斯やら取り集めて間に合せ其の間に人を走らせ山姥の衣裳道具を取り寄せ漸く間に合せたり、さてもわれらは前にも云ふ通り　陛下の大御心に適ひ給はらずば一期の浮沈と思ひ居り……略……二日目には皇后陛下御覽ありしに此日は御好みはあるまじと思ひ、格別準備もなさゞりし時俄に御好み出でゝ忠信の道行など御覽に供したり……略……松居松葉、團州百話所載

以て如何にこの未曾有の光榮に感激したかゞ推察さると思ふ。

二十八日は各國の公使、內外の貴顯の觀劇に供し

二十九日は皇太后陛下の御行啓があつた。

五月十二日から市村座

〔筑紫潟松千代咲〕
〔積戀雪關扉〕
〔追風眞帆湊黒船〕
出演俳優　我童、國太郎、福助、芝翫

福助名題に昇進

福助が名題に昇進しその出し物として川尻寶岑作、默阿彌補の烈女千代咲の傳を上場したもので、名題披露口上にのみ、團十郎が出張し、芝翫、我童と倶に居並び例に依つて口上を述べ、福助大に面目を配した。

福助の人氣

福助の人氣は仲々旺盛のもので、今回の名題祝ひに諸方より贈與して來た引幕は七十餘張りに及んだと云ふ。

六月三日より新富座
〔關原神葵葉〕
〔勸進帳〕
出演俳優　福助、菊五郎、左團次、松助、芝翫、團十郎

六月二十五日より市村座

七月十一日より中村座

八月二十日より千歳座
〔極付幡隨院長兵衛〕
〔大杯觴酒戰強者〕
出演俳優　權十郎、荒次郎、團十郎、左團次、芝翫

團十郎、左團次新富座より轉じ來り、その演し物もよく好評であつた。

電燈を點ず

當興行より、刺賀商會の電燈をつけた、爲に場内明るく一層の美觀を呈した。

九月二十六日より中村座

中村福助、福助、芝翫、我童

福助の藝名に就て

中村福助　高砂屋福助

福助の藝名に就ては、東西に兩名あるのは不利益であるから、何とか方法はないものであろうかと、かねてから云はれて居たが、双方倶に理由がありて改名も出來ず、今度兩名が、同一の座へ出たので、東京のは中村福助、大阪のは高砂屋福助と云ふ事になつた。

十月二十日より新富座

〔三府五港寫幻燈〕

〔紅葉狩〕

出演俳優　中村福助、左團次、芝翫、團十郎

ノルマントンの沈沒

菊五郎は名古屋の旅に出て出勤なく、狂言は、古河新水こと守田勘彌のものしたる、散髪物で、例のノルマントンの沈沒を當てこんだ紀州沖の難船場を見せるなど、目先なかなか變つて觀劇家は相當に歡迎したが、一般には向かなかつたやうである。

十一月十五日より淺草公園吾妻座　初興行

十一月十七日より千歳座

中村福助、權十郎、壽美藏、芝翫

十一月二十三日より中村座

十一月三十日より壽座

二十一年

明治二十一年

一月十五日より市村座
〔新開場梅田神垣〕
〔會稽源氏雪白旗〕
大切浄瑠璃
〔大倭舞〕
出演俳優　中村福助、我童、團十郎、芝翫
當座は昨秋より改築して居たが、今回落成し、開場式を九日より三日間執行し、十五日より上演した。
一月一日より吾妻座
一月十九日より春木座
二月三日より吾妻座
二月三日より壽座
二月八日より桐座
三月三日より新富座
〔裏表伊達染小袖〕
〔土佐半紙初荷艦〕
〔名大島功業強弓〕
出演俳優　中村福助、左團次、菊五郎、芝翫、團十郎
今春は菊五郎、横濱の蔦座へ、左團次も同じく港座へ出て居た爲に、遅れて漸くこゝに開場したものである
二月九日より市村座

中村福助、權十郎、團十郎、芝翫

三月三十日より桐座

四月廿三日より市村座

四月廿八日より中村座

〔月梅薫朧夜〕

〔化粧鏡寫俤〕

大切淨瑠璃

〔腹鼓祝開橋〕

出演俳優　福助、家橘、菊五郎

一番目は、濱町の待合の女將、お梅・箱屋の巳之吉殺しが當時大評判であつたのを默阿彌が脚色んだ新作で、菊五郎のお梅に松助の巳之吉、申し分のない出來であつた。

五月一日より千歳座

中村福助、權十郎、左團次、芝翫

五月一日より春木座

五月三日より桐座

五月十一日より春木座

六月一日より中村座

福助、松助、家橘、菊五郎

六月一日より吾妻座

菊五郎のお梅に松助の巳之吉

田邊太一
演藝矯風會

六月一日より春木座
六月二十八日より新富座
「千石船帆影白濱」
「夜討曾我裾野譽」
出演俳優　左團次、中村福助、菊五郎、松助、芝翫、團十郎
七月一日より春木座
七月三日より市村座
七月三日より吾妻座
七月五日より桐座

「田邊太一と云ふ人を會長として「演藝矯風會」なるものが起つた。これはさきの「演劇改良會」の變身とも云つてよいもので、勘彌は依然として反對の態度であつたが團十郎と菊五郎とは贊成して、その發會に際して團十郎は、高崎正風作の長唄「かざしの菊」を、菊五郎は物集高見作の常磐津「水の江」を踊つたのである。

七月十三日より千歳座
七月廿二日より春木座
八月二日より吾妻座
九月十二日より壽座
九月廿八日より千歳座
九月三十日より春木座

十月二日より吾妻座
十月三日より中村座
十一月一日より吾妻座
十一月八日より市村座
市川左團次、福助、松助、家橘、菊五郎、權十郎、團十郎、小團次
十一月二日より壽座
十一月廿五日より千歳座
十二月六日より新富座
明治二十二年
一月二日より中村座
一月一日より吾妻座
一月十三日より市村座
福助、家橘、松助、菊五郎
二月一日より吾妻座
二月七日より壽座

二十二年　聖駕を奉迎す

二月十一日は、本日は憲法發布の大典を祝さん爲に、團十郎、菊五郎、左團次、權十郎、壽美藏、時藏等にこの外、數多の名題下相中等の面々新富座へ、禮服にて集り、それより霞が關外務省門前にて一同の者聖駕を奉迎したが、此時御陪乘あつた德大寺侍從長より、「あれに罷りあるは俳優どもにて候」と言上ありしを拜聞し、團十郎は感涙に咽んだと云ふ。

二月一日より春木座

二月三日より吾妻座

二月十一日より市村座

二月十一日より中村座

〔花[illegible]吉野咲分源氏〕

〔琵琶名所月景清〕

〔仇名草由縁八房〕

出演俳優　福助、小團次、芝翫、團十郎

中幕は團十郎の亡父海老蔵が、市川家歌舞伎十八番として出した琵琶の景清を始めて演じたものである。

三月廿四日より桐座

四月一日より吾妻座

四月九日より春木座

四月十五日より市村座

四月十八日より新富座

五月一日より吾妻座

五月十一日より春木座

五月十五日より千歳座

〔鏡山[illegible]〕

〔源平布引瀧〕

未曾有の大一座

大切淨瑠璃

〔三國一曙對達染〕

出演俳優　左團次、權十郎、團十郎、芝翫、菊五郎、中村福助

團菊、左芝を始めとして名題二十四名の顏を連ねた未曾有の大一座であつた。

六月一日より春木座

六月一日より吾妻座

六月十一日より壽座

六月十二日より春木座

六月十七日より桐座

權十郎、中村福助、小團次、芝翫

六月卅三日より中村座

〔那智瀧祈文覺〕

〔意中謎忠義畫合〕

〔橫島田鹿子振袖〕

出演俳優　左團次、菊五郎、權十郎、芝翫、團十郎

六月廿九日より春木座

七月一日より吾妻座

七月十四日より春木座

八月一日より吾妻座

八月十六日より壽座
八月廿九日より中村座
九月一日より吾妻座
九月十日より千歳座
九月廿一日より壽座
十月一日より吾妻座
十月五日より千歳座
十月十二日より春木座
十月廿三日より桐座

〔伊達競阿國戲場〕
〔椰生花木實名書〕
〔[illegible]大娘女男白浪〕

團十郎の改名と勝元

出演俳優　權十郎、小團次、菊五郎、松助、芝翫、團十郎

一番目に團十郎政岡と勝元を勤め、菊五郎病氣全快して八汐と彈正を勤めた。

幸三（六代目）の初舞臺

幸三（現今の六代目菊五郎）初舞台で濱松屋の丁稚を勤めた。

十一月一日より吾妻座
十一月十四日より中村座
十一月二十一日より歌舞伎座

歌舞伎座の出現

演劇改良の實現のために、新劇場を建築せんとする企ては、彼等の早くから注目する所であつたが、これ

を實現したるものは、福地櫻痴で、劇場は、歌舞伎座である。

福地櫻痴

團、菊左を始め、名優はこゝに集められ、それまで代表劇場と目せられ、明治十一年より、斯界の王者として輝ける新富座時代を形成して居た、新富座もその經營者守田勘彌の沒落と共に凋落し、こゝに所謂歌舞伎座時代なるものが出現するに至つたのである。

新富座の凋落　歌舞伎座時代

歌舞伎座建設の蔭にあつて、その金主となつて與つて力あつた者に千葉勝五郎なる金貸しの金滿家があつた。

千葉勝五郎

新劇場は京橋區木挽町三丁目に建てられたのである。

舊來の劇場とは全く面目を一新した立派な建築であつたが、肝心の出演すべき俳優がない。

四座同盟

守田勘彌が四座同盟の名で俳優を拘束して居たからである、結局は金で勘彌を買收し、その拘束を解かしめ、團菊左を一堂に會せしめる事が出來、櫻痴はこれに自分で作つた、改良脚本を上場しやうとしたが、金儲けが目的の千葉勝は承知せず、「黄門記」を主張し、櫻痴は仕方なしに、默阿彌作の「黄門記」の上へ俗說美談の四字を冠らせ、內容にまで添削したと云ふ。

歌舞伎座の初興行

斯くの如き曲折を經て、歌舞伎座はその初興行の蓋を

十一月廿一日に開けたのである。

十一月卅三日より春木座

十二月一日より桐座

〔妹脊山婦女庭訓〕

〔鈴森對港杭〕

〔蜜柑般入津高浪〕

中村宗十郎歿す

二十三年

出演俳優　左團次、小團次、家橘、菊五郎、松助、芝翫、福助、團十郎、

福助のなみわ相變らずの好評

十二月六日より春木座

本年二月十六日、岩井紫若が歿した。

同じく七月十日、四代目關三十郎が歿した。

同じく十月八日、中村宗十郎が五十五歳を以て永眠した。

明治二十三年

一月一日より千歳座

〔千代春慶安太平記〕

〔神靈矢口渡〕

〔梅柳花街見世張〕

出演俳優　源平、猿十郎、鬼丸、訥子

一月一日より春木座

一月一日より吾妻座

一月一日より壽座

二月一日より中村座

二月一日より春木座

二月一日より千歳座

二月十九日より春木座

二月二十五日より壽座

二月二十六日より中村座

三月一日より千歳座

三月二日より桐座

〔富山城雪解清水〕

〔神明惠和合取組〕

出演俳優　左團次、小團次、菊五郎、松助、福助、芝翫

二番目が評判高く大入りを續けた。

三月七日より春木座

三月十六日より壽座

三月二十五日より歌舞伎座

〔相馬平氏二代譚〕

〔御誂雁金染〕

大切所作事

〔道成寺〕

出演俳優　女寅、家橘、團十郎、權十郎

一番目は、近松の關東撃ぎ馬を、櫻痴か改作したもので、

團十郎の道成寺

大切りは團十郎道成寺にて、白拍子花子にて、云ふまでもなく至つて高評のものであつた。

三月二十六日より市村座

雁次郎お目見得に重次郎

左團次、菊五郎、松助、小團次、芝翫

四月五日より春木座

四月七日より壽座

四月二十四日より春木座

五月三日より千歳座

五月十二日より春木座

五月十三日より壽座

五月十八日より中村座

五月十八日より吾妻座

五月二十二日より歌舞伎座

〔實錄忠臣藏〕

〔繪本太閤記〕

大切淨瑠璃

〔左小刀〕

出演俳優　壽美藏、權十郎、市藏、團十郎、雁次郎

雁次郎上京しお目見得に義士傳に重次郎を勤めたが、評判は今一と息面白くなかつた。

九月廿二日より新富座

〔皐月晴上野朝風〕

〔花見堂新茶夜話〕

雁次郎盛綱を勤む

〔勸進帳〕
大切〔近江源氏先陣館〕
出演俳優　中村福助、芝翫、小團次、團十郎、菊五郎、松助、福助、左團次
雁次郎お目得に盛綱を勤めた。
六月五日より壽座
六月九日より吾妻座
六月十日より春木座
七月十二日より歌舞伎座
〔しらぬひ譚（ものがたり）〕
〔繪本大功記（たいこうき）〕
〔熱海土産雁皮玉章（あたみみやげかんぴのたまづさ）〕
出演俳優　家橘、雁次郎、福助、訥子
七月十五日より市村座
九月七日より中村座
十月十六日より壽座
十月二十二日より中村座
中村福助、雁次郎、家橘
十月二十八日より歌舞伎座
十一月十三日より壽座

九蔵大請け

長谷川勘兵衛歿す

二十四年

スペンサーの風船乗

「歸咲花嶋梗旗風」
「三十三間堂棟木由来」
「人間萬事金世中」

出演俳優　鬼丸、九蔵

九蔵出勤して眉間割より愛宕までを演じ大請けであつた。

十二月十二日より新富座

十二月三十一日より壽座

本年二月九日芝居の大道具で有名な長谷川勘兵衛が歿した。

明治二十四年

一月八日より歌舞伎座

「鼠小紋春着雛形」
「祇園祭禮信仰記」

大切

「風船乗評判高閣」

出演俳優　菊之助、家橘、芝翫、菊九郎、福助

大切は當時高評であつたスペンサーの風船乗と云ふ際物で大當りであつた。

一月十七日より中村座

二月十三日より市村座

二月二十八日より壽座

三月十五日より歌舞伎座
〔武勇譽出世景淸〕
〔蘆屋道滿大内鑑〕
〔信田妻〕
出演俳優　權十郎、猿之助、團十郎

五月五日より新富座
〔御所模樣萩葵葉〕
〔花吹雪岩倉宗玄〕
大切
〔愛宕館芝浦八景〕
出演俳優　菊之助、芝翫、菊五郎、松助、左團次

幸三丑之助と改名

菊五郎の實子幸三尾上丑之助と改名した。

六月一日より歌舞伎座
〔春日局〕
〔幡随長兵衛〕
〔公平法問諍〕
出演俳優　壽美藏、團十郎、權十郎

春日局

一番目は櫻痴の作中で最も優れたるもので、今回上演に當つて、春日の局、徳川家康の二役倶に團十郎に演ぜしむる事になつたので、黑人の默阿彌が、櫻痴の依頼によつて、文珠庵の場にお梶の局と家康と會見さ

せる事にした。

六月四日より壽座

六月十五日より吾妻座

六月二十五日より市村座

菊之助、菊五郎、芝翫、小團次、福助、松助、左團次

六月二十七日より三崎座

七月十三日より吾妻座

傳五郎、芙雀

七月十四日より歌舞伎座

團十郎休み壽美藏、猿之助、新藏、秀調、八百藏等の顏觸れであつた。

八月二十七日より市村座

壽美藏、小團次、八百藏、新藏、猿之助

九月三日より歌舞伎座

秀調、芝翫、家橘、福助、八百藏

九月五日より壽座

九月十八日より吾妻座

十月十七日より市村座

〔濱千鳥眞砂白浪〕（はまちどりまさごのしらなみ）

〔三個莊雪賜〕（さんかしやうゆきのたまもの）

〔伏見街地震夜話〕
出演俳優　米藏、小團次、松助、權十郎、左團次
十一月一日より歌舞伎座
團十郎、八百藏、壽美藏、權十郎
十一月九日より壽座
十一月二十三日より市村座
米藏、小團次、福助、左團次
十二月一日より深野座
十二月四日より春木座

二十五年

明治二十五年
一月二日より春木座
〔四季模樣白縫譚〕
〔彥山權現誓助太刀〕
出演俳優　松之助、八百藏、雀右衞門、芝雀

中村雀右衞門の上京

大阪より中村雀右衞門父子上京して、お目見得に毛谷村六助を出したが不評であつた。
一月一日より壽座
一月十五日より歌舞伎座
〔鹽原多助一代記〕
〔箱根山曾我初夢〕

鹽原多助の脚色

出演俳優　八百藏、秀調、猿助、菊五郎、榮三郎、家橘

三遊亭圓朝の十八番の塩原多助の事蹟を新七が脚色したもの。

二月五日より春木座

二月十五日より深野座

「椿太鼓成田仇討」

「伊勢三郎」

「吉例曾我礎」

出演俳優　壽美藏、芝翫、小團次、團十郎、福助、八百藏

菊五郎、左團次の兩優ともに大阪に招かれ留守となつたが、今回守田の負債救助のため、團十郎始め出勤俳優何れも無報酬で働く事となつた。客足も可成りの所まで有つたので有るが、芝居茶屋の若い者と見物との喧嘩が起り、その外にも種々の問題が起つて日を殘して閉場した。

二月二十日より三崎座

三月十七日より深野座

「天一坊大岡政談」

「一谷嫩軍記」、

大切

「寛濶出立廓鞘當」

出演俳優　權十郎、小團次、九藏、家橘、芝翫

團十郎は歌舞伎座へ引き上げた爲に、餘の者で蓋を明けたが、可成りの活況を呈して居た。所が内部に葛

吉野女楠

藤生じ僅十二日間興行して打上げた。

この失敗が勘彌が精神的に最後を遂げる致命傷となつたのである。

三月二十四日より歌舞伎座

〔求女塚身替新田〕

〔毛剃九右衛門〕

大切所作事

〔鴉舞〕〔鷺娘〕

出演俳優　新藏、八百藏、猿之助、團十郎、福助、權十郎、芝翫

一番目は、近松の吉野鄉女楠を櫻痴が改作したもの、少し堅過ぎるとて不評であつた。

三月二十八日より春木座

四月二日より鳥越座

四月十五日より春木座

家橘、雀右衛門、松之助

四月二十日より澤村座

國三郎、訥子

五月四日より春木座

五月十日より澤村座

五月十七日より三崎座

五月二十日より春木座

五月二十八日より歌舞伎座
「戀女房染分手綱」
「太鼓音智勇三略」
大切所作事
出演俳優　權十郎、八百藏、團十郎
「加茂堤色[illegible]」
六月九日より春木座
六月十一日より三崎座
六月十八日より吾妻座
七月一日より春木座
七月七日より鳥越座
七月十四日より歌舞伎座
「怪談牡丹燈籠」
大切所作事
「枕慈童」
出演俳優　松助、菊之助、菊五郎、榮三郎、八百藏
七月二十二日より春木座
八月五日より吾妻座
九月四日より歌舞伎座

菊五郎、八百藏、菊之助
九月五日より澤村座
九月十九日より三崎座
九月二十日より吾妻座
十月十日より三崎座
十月十三日より春木座
十月十四日より歌舞伎座
〔關原譽凱歌(せきがはらほまれのかちどき)〕
〔皿屋敷化粧姿見(さらやしきけしやうすがたみ)〕

團菊の顔合せ

出演俳優　福助、團十郎、菊五郎、松助、菊之助
團菊の顔合で非常の大入りであつた。
十一月五日より澤村座
十一月十日より市村座
米藏、小團次、家橘、權十郎、左團次
十一月十一日より三崎座
十一月十三日より春木座

鳥居清滿歿す

本年八月十五日、劇画を以てその名高き六世鳥居清滿が歿した。

二十六年

明治二十六年
一月二日より春木座

右團次再び上京

雀右衛門、松之助、右團次、

右團次再度上京して入座したが、前年上京した程の人氣はなかつた。

一月五日より市村座

宗橋、九藏、福助

一月十五日より歌舞伎座

〔安政三組盃〕

大切

〔奴凧廓春風〕

當興行は評判よく大入りとなつた。

奴凧を放す

一月の六七の兩日芝愛宕館及び淺草凌雲閣、江木の塔の三ケ所へ、歌舞伎座の判を押した奴凧數百を放ち持參した者には無料で芝居見物をさせると云ふ趣向をやつた所が、これが當つて市中の人氣湧くが如き有樣となつた。奇抜な宣傳法と云ふべきである。

一月二十五日より春木座

二月二十四日より春木座

松之助、雀右衛門、右團次、小團次

三月四日より市村座

左團次、宗橋、荒次郎、米藏

三月七日より春木座

三月十二日より歌舞伎座

「東鑑拜賀卷」
「鏡獅子」
「黑手組一對白衲」
出演俳優　菊之助、權十郎、松助、菊五郎、團十郎、福助
當興行定價、上等棧敷壹間に付、金四圓五十錢、同高土間三圓五十錢、同平土間貳圓五十錢
一番目は櫻痴の作で菊五郎の公曉、團十郎の北條義時であつた。
團十郎の娘實子、富貴子が鏡獅の御小姓子撫子深見を勤め至極能く踊つた。
四月六日より春木座
四月二十六日より春木座
五月八日より歌舞伎座
「十二時會稽曾我」
「勸進帳」
「梅雨小袖昔八丈」
出演俳優　猿之助、團十郎、菊五部、左團次、福助
主なる配役は、團十郎の辨慶祐經、左團次の時致、富樫、菊五郎の祐成、新三で、三優の顏合せ俄然人氣を起して近頃にない大當りを占めた。
六月十四日より春木座
七月十三日より春木座
七月十四日歌舞伎座

守川輔千
四[illegible]

前回と同じく三優組合の大一座であつたが演し物が悪く、三十日限りで打ち上げた。

八月四日より春木座

九月十三日より淺草座

九月二十一日より歌舞伎座

左團次は新潟、菊五郎は名古屋に出で、團十郎の一人芝居であつた。

九月三十日より春木座

十月十日より淺草座

訥子、九藏

十月十七日より春木座

十一月一日より明治座

〔石橋山源氏旗擧〕

〔御誂響木魚〕

〔遠山櫻天保日記〕

出演俳優　權十郎、左團次、福助、小團次、團十郎

千歲座は今回守川輔千と云ふ人が座長となり左團次を座主に据ゑて、團十郎を聘し、座名を明治座と改めて開業したものである。

十一月七日より春木座

十一月十日より歌舞伎座

團十郎明治座より掛持で出勤した。

十一月十五日より新市村座
十二月九日より深野座
本年一月十二日本邦歌舞伎劇に於ける最大の作者たりし河竹默阿彌が七十八歳を以て永眠した。
同じく三月十八日、坂東家橘が四十七歳にして歿した。
明治二十七年
一月二日より春木座
一月十二日より歌舞伎座
菊之助、松助、菊五郎、訥升、福助
一月十二日より明治座
權十郎、左團次、小團次
一月二十九日より春木座
二月十八日より新富座
九藏、訥子
二月十八日より春木座
三月十日より歌舞伎座
福助、團十郎
三月十四日より春木座
雀右衛門、八百藏、芝翫
三月十五日より明治座

默阿彌歿す

二十七年

團十郎、權十郎、左團次

菊五郎、左團次の兩優は先年上方の興行に自然と競爭の形を現した事が一度あつたが、歸京以來も內心に互ひに面白からず思ふ事が重なつて近頃はその軋轢の度合が甚しくなつたと云ふ。

三月二十一日より春木座

四月十五日より春木座

八百藏、福助、芝翫

五月八日より歌舞伎座

〔日蓮記〕

〔四絃恨景清〕

大切所作事

〔廬橘五月偶〕

出演俳優　團十郎、訥升、松助、福助、新藏、八百藏

一番目は櫻痴の新作の日蓮記であつたが、團十郎の日蓮は、どことやう分別くさく高僧聖人とは見えず、爲に人氣を獲るまでには至らなかつた。

五月九日より春木座

五月十三日より新富座

九藏、訥子、芝鶴、松之助

五月十三日より明治座

〔甲州流武田幕張〕

〔花菖蒲慶安實記〕

大切淨瑠璃

〔織姫繻子緣色糸〕

廣告劇

大切は當時市內の吳服店で賣り出した、織姫繻子の廣告劇で、左團次專賣の二番目の忠彌と相俟つて案外の人氣を占め、滿員を續け遂に日延をなすと上乘吉の成績であつた。

六月一日より春木座

六月十五日より歌舞伎座

〔假名手本忠臣藏〕

〔勸進帳〕

〔二人道成寺〕

〔新作二人袴〕

〔人間萬事金世中〕

出演俳優　團十郎、福助、八百藏、松助、訥升、新藏

八百藏富樫を勤む

赤十字の慈善興行で、狂言が殊によく、勸進帳の富樫は從來殆んど左團次の專賣であつたのを八百藏が勤め好評

團十郎、新藏の兩優は無給で勤め、外の者は手當を受けた。

六月二十日より春木座

八百藏、松之助、芝翫

七月十四日より市村座

テーチー嬢の來朝

歌舞伎座で日歐合同劇

芝翫、松之助、福助

七月十四日より明治座

〔木曽岸楯櫻鹿笛〕

〔芳流閣雪曙衣〕

出演俳優　左團次、荒次郎、米蔵

安値の芝居にあつたが、日清戰爭と大暑の爲に、賣切れ札を見るまでには至らなかつた。

七月十五日より歌舞伎座

團十郎門下の若手揃ひの芝居であつたが、不入りで僅七日間で舞ひ納めた。

七月十五日より春木座

八百藏、福助、芝翫

佛國の名女優テーチー嬢が嚢に我が國に來り、今回團十郎、及び、榎本武揚、福地源一郎が主として、世話をなし、

七月二十八日より三日間、歌舞伎座で、日清戰役の將士慰勞の趣旨により、歌舞伎座で、日歐合同劇を開催した。

九月十一日より春木座

十月五日より明治座

十月二十六日より春木座

十一月一日より明治座

〔十二時忠臣實記〕

壽美藏、米藏、左團次

十一月一日より歌舞伎座

〔海陸連勝日章旗〕

〔けいせい反魂香〕

出演俳優　松助、團十郎、菊五郎

戰爭劇不評

流行におくれず當時全盛の際物の戰爭劇を出したがこれは不評で、中幕のドモ又は好評であつた。

十二月四日より春木座

右は演劇談義岡本綺堂、明治演劇史　伊原敏郎、歌舞伎概論　飯塚友一郎

續々歌舞伎年代記　田村成義、團州百話　松居松葉、五代目菊五郎自傳、伊坂梅雪其他に據れるものである。記して以て謝す。

二　九世市川團十郎

九世市川團十郎

評傳生立

河原崎座

六世河原崎權之助

石川扇藏

八世團十郎

初舞臺

九世市川團十郎は七世團十郎の五男で、天保九年十月十三日、江戸木挽町に生れた、幼名を長十郎と云ひ當時河原崎座の座主であつた、六世河原崎權之助の養子となり、舞踊は名人四世石川扇藏に習ひ、その外幼時より嚴しき稽古を受け、彼自身も十四歳までは、自分も養子である事を知らなかつたと云ふ。弘化二年正月、實兄の八世團十郎が、河原崎座で遠藤武者を勤めた時に、五歳でその供奴升平に扮して初舞臺を踏んだのである。

改名

八代團十郎の自殺

嘉永五年九月、將軍家に憚つて權之助と改め、當時すでに立役に進み、娘役を兼ねてゐた。安政元年八月には實兄の八代目團十郎が大阪で自殺し、安政六年十一月に實父の七代目團十郎が病歿した。當時の彼は抜

彼備斷し
養父河原崎權之助の横死
河原崎座の座頭となる
小倉ますと結婚す
實家に歸る
九世團十郎襲名

彼の趣味性行

河原崎座舞臺開き

活歴の前驅
演劇改良意見

鶴屋南北

備が揃く、その上健康がすぐれないで、手がふるへて顏色が惡くて「青瓢簞」と云ふ綽名があつた。明治元年九月に養父河原崎權之助が横死を遂げ、彼が七世河原崎權之助を襲名した。と同時に初めて河原崎座の座頭となつた。明治二年三月の事である。中村座では菊五郎（五世）守田座では訥升が殆んど彼と同時に座頭となつた。四年に南槇町の御用達の娘、小倉ますと結婚し、七年に彼は河原崎家を去つて、實家の市川家へ歸つた。これより先、六年の九月より河原崎三升と名乘り、次で九世團十郎を襲名した。彼の壯時に於て技倆の振はなかつた事は事實であつたが、その庇護者であつた權之助を失つても、その地位を失はず、却てその地位を高めて行つたのは、その頃既に相當の實力と聲望とが、幼時より彼の辛苦の中に磨いた技藝に依つて、世人より認められて居たものであらう。彼はその趣向が貴族的で、その頃の俳優には珍しい程操行が正しかつたと云ふ。この性質が彼をして世話物よりも時代物を得意として、後世に名を揚げしめる要因となつたものであらう。

四年八月の「眞田幸村」では始めて「木なしの幕」を見せ、七年七月の河原崎座舞臺開きの時に、「新舞臺巖楠」に正成と、備後三郎を演じた時もやはり、同じやりかたで技巧のない破格の演じ方をした。これは後に彼が標榜した「活歴芝居」の前驅をなしたものと云ふべきである。彼の演劇改良並に演技に關する意見としては、松居松葉編の、團州百話に「演劇改良といふ事は尤も必要のことなれど俳優の進歩に伴なうて尤も必要なるは看客の眼の進歩なるべし、われら幼少の頃まで存命なりし有名なる鶴屋南北は俳優が臺詞に詰まりし時の心得なりと云ふを教へ曰く何でも臺詞に詰つたら、唐人の名と國とを並ぶべし。看物は何の事か分らねばたゞ默つて聞きて居るべしといふ。或人是を聞き成程よき思付きなれどチト六ケしき事なり今時の俳優如何で其樣に唐人の名と國を知り居るべきといひしに、南北答へて其はいと易し、何でもいろは四十八文字の下へ「ん」の字を付くれば「いん」の國とか「ろん」の國とか「はん」の國とか皆唐土の國の名と

演劇は時勢と共に移り行くが必要なり

芝居をするに一大用愼

なり、又た藥名を倒置にすれば是も皆唐人の名となる、卽ち葛根湯が「たうこんくわつ」と云ふ人となり、川芎、大黄皆「きうせん」「わうだい」など雜有さうに聞ゆるなり、今時の看客には是にて結構なりといひしと云ふ其時代に比較すれば今日の進步實に非常なものなれど尙ほ役者と共に一層の進步あらば演劇の爲に慶すべき事と云ふべし」

「演劇は時勢と共に移り行かんこと尤も必要なり、われらがいふまでもなきことなれど適者生存の今日に演劇ばかり後れてよき譯はなけれど、古昔よりある狂言は甚しく猥褻なる處とか、あまり不倫理なる所とかの外には手を入れぬが好しと思ひ初めたり、一體舊來の芝居は不自然なるが如き間に一種の趣味のあるものゆゑ、徒に理屈のみにて矯正する時は却て全體の趣向を全滅する恐あればなり」「芝居をするに一大用愼」はなんでも自分が演る彼の當時の精神を呑込んで演るか一番必要なり秀吉をしてもまづ其人の性質、年齢並に其當時に爲し居る事業を能く見て、藤吉の時は如何、紫野大德寺にて燒香の時は如何、裂封冊の時は如何と、其時の事を充分腹に入れて置かねばならぬなり其心得だにあらば何時にも用愼が行渡り得べし。」

「われら性來尤も嫌ひなる彼と云ふは、「布引」の實盛と「近江源氏」の盛綱となり……　略」

「又たわれら十段目の光秀といふ役も大嫌ひなり……中略……謀て母を手に掛るが如きは大の不覺者なり、これ決して英雄を以て目すべからざるものなるに、天下の豪傑のつもりにて演ぜねばならぬことゝわれら大忌厭なり」

「慈善會の催しにて忠臣藏を出せる時、われら師直なりしが、大序にて顏世を口說く間際となりて「くどいて〳〵口說き拔く」といふ語のあまりに卑しく」吉田の兼好と歌のやりとりせしほどなる高家の人の語とも覺えねばと、急に思ひつき扨て何とか矯さん「彼の深草の百夜はおろか筆の命毛つゞくだけ、お煩くとも送りまするぞ」としたりき

當座の事とて思ふ様にはゆかざりしが、「くどいて〳〵」と云はんよりは勝りつべし」とある以て團十郎が其の演技に對して、如何にも、新しき觀念を持ち、燃ゆるが如き熱情を以て、不出世の名優と謳はれたのも尤な事と想はれる。

明治九年九月守田座が新富座と改稱した際に、勘彌から交渉して來たので、魚河岸の諒解を得て、久し振りに出演した、座頭は彦三郎であつた、

尤も當時の彼は、溫い「活歴」風の演技は一部の人には歡迎されたが、一般好劇家の喝采を買ふには至らず、彼の再興した新劇場は終に挫折してしまつた、背負つた債務は六萬圓に餘ると云ふ窮境であつた。

彼の藝風が世には容れられなかつたと云つても旣に當時の随一として認められて居た事は、新富座へ九年九月に入座した時に、座主の守田勘彌は座頭彦三郎の感情を竅ふため、彦三郎を訪ねて、團十郎入座を報告した時に、彦三郎は突然「座頭は誰がします」と尋ねた、「それは是非お前さんに願ひます」と勘彌が答へると、「結構です、一人でも味方の多いが心強いから」と承諾を與へ、「なに團十郎は日本一だ、……略」と云つたと云ふ事で判然して居ると思ふ。

此の興行の時彦三郎が彼の演技を見て、「權ちやんはチッとも動かねえから困る」と云つたと云ふ、彼一流の溫い腹藝が彦三郎を惱ましたのであらうと思はれる。

同十一月廿八日に新富座が燒失し、また東京に居られなくなり旅に出た。

翌十年十二月一年ぶりで新富座へ現れたこれまで同座の座頭であつた彦三郎は大阪へ行き歿したので、事實上の座頭は彼であつた。

この時に出した、「黄門記」が大いに當り、彼の聲望はいよ〳〵高まり、これよりは、菊五郎、左團次を左右に從へて悠々明治演劇壇に君臨したのである。

舊派の散切芝居
西郷隆盛に扮す
八十餘日の大入
守田勘彌の援助
「千代田神德」
古實調べ
演劇の向上
時代物
能樂を採入る
保守的態度
舞踊に練達
演技の天覽

明治十一年三月には、西郷隆盛に扮して、八十餘日の大入を占めた。今や彦三郎亡く、芝翫時代に遲れ、彼の思ふが儘に濶歩すべき時代が來つた。

彼に取つて忘る事の出來ないのは、守田勘彌との關係である。勘彌は當時、歐化主義にカブレた絕頂で、よく團十郎と肝膽相照し舞臺で其の得意の活歷を充分に振舞ふ事が出來たのである。

明治十一年六月新富座の「千代田新德」の家康では、久しい因習より脫して、破天荒の新しい演出をなし續いて彼の活歷は、或は實盛に、滿祐に、北條高時に、繼信に靜に等、長い間この澁い藝風が續いた、殊にその實盛は最も活歷としても、古實調べとしても徹底したもので、一般大衆は悅ばず、世間に猛然たる反對の火の手が揚つた。

要するに彼の活歷なるものは、これまで餘りも不自然であつた、言語、表情、扮裝の矛盾と、誇張の弊害を除去せんとしたものであつたが、餘りに正史に拘泥した爲に、無味乾燥に陷つたのであるが、當時のインテリには深く歡迎せられ、演劇の價値を上げた事は彼の大功と云はなければならない。活歷を猛反對せられて流石の彼も思ふ所あつてか轉向し、舞臺が穩健となつたが、その後も極端ではなかつたが、活歷を演じた彼の得意なのは、何と云つても時代物ではあつたが、その外のお家物や世話物にも同じやうに活歷的の演出を試みた。

なほ團十郎に取つて逸すべからざるの功績に能樂を歌舞伎に採込んだ事である。

活歷と能樂の歌舞伎化とによつて、演劇の新天地を開拓したのであるが、一方には保守的態度で舊型の保存者であつた。

舞踊に練達して居た事も世人の熟知せる所である。

廿一年四月には麻布鳥居坂の井上伯邸で、その演技を天覽に供するに至つた、この時團菊左と相並んだ頃

五世尾上菊五郎傳生立
幼名
初舞臺
市村羽左衛門となる
伊坂梅雪
五代目菊五郎自傳
出世藝の蜆賣三吉
五代目菊五郎を襲名

が明治歌舞伎の黄金時代と云つて然るべきであらう。

彼は明治三十六年九月十三日午後三時四十五分六十六歳を以て遂に永眠し、二十日、青山の地に葬られ、會する者二千有餘の多きに及んだと云ふ。

五世尾上菊五郎

五世尾上菊五郎は市村座座主の十二世羽左衛門の次男として、淺草猿若町二丁目で生れた。母は三世菊五郎の次女でとわと云ひ、彼の幼名は九郎右衛門と稱した。

「私が始めて番附へ名前を出しましたのは、嘉永元年十一月私が丁度五歳のときで、顔見世番附へ、若太夫九郎右衛門と載せられたのが嚆矢で、……略……初舞臺は、翌年の四月「恵閏初夏藤」の狂言で橘の市松是れが私の初舞臺で御ざるます。……略……」

その年の（註、嘉永三年）十一月には「碁太平記達升形」に武隈次郎藏人の一子常若丸を勤めて高野物狂の場へ出たと申しますが、是れは能く覺えて居りません。その翌年「蓬萊山世嗣曾我」のときには、親父の羽左衛門が竹之丞と名を變へまして、私が市村羽左衛門となつて、十三代目の太夫元となつたのである……」

伊坂梅雪　　五代目菊五郎自傳

安政四年正月、小團次の「鼠小僧」に蜆賣三吉をつとめ、本人もこの役では大いに苦心し、子役としての出世藝となつた。

「私位苦勞した者はないので、八つの歳に親父に死なれ、十七歳の時にお袋に死なれたので御座いますが、……略」前掲書……とある通り、舞臺に掛けては團十郎の大器晩成に比して、早熟な性であつたが、なかなか苦勞して、激しい修業をしたのである。

文久三年の春彼れは、俳優としての名を家橘と稱した。明治元年に母方の尾上家を嗣いて五代目菊五郎を

座頭となる

伎倆を認めらる

世話物を得意とす

龜藏小團次感化

ザンギリ物

得意なる物

襲名した。

明治二年に初めて中村座の座頭となり彼の聲望はます〳〵高くなつて行つた。

明治七年より守田座に入座する事になつた、早熟な彼は、團十郎よりは六歳年下であつたが、世間から技倆を認められたのは、彼の方が早かつた。

團十郎が時代物を得意としたのに對して彼は、世話物を得意とした。これは祖父の生世話物の名人三世菊五郎の血を享けた事と、龜藏、小團次の感化が與つて力あるものである。彼はその世話物を上演するに當つて、扮裝や科白に寫實で行き、扮裝には、とても凝つた工夫に工夫を重ね、その結果、彼の芝居は幕間が長いので有名であつた。彼の世話物が新時代に材を取つたのが、ザンギリ物である。

彼の演じた重なるザンギリ物は

「人間萬事金世中」の惠府林、十二年二月

「綴合於傳假名垣」の高橋お傳同年五月

「霜夜鐘十字辻筮」の巡査杉田薫十三年六月

「島衛月白浪」の明石の島藏十年十一月

「月梅薫朧夜」の花井お梅二十一年四月

ザンギリ物は彼の當り藝には違ひなかつたが、矢張り彼の本領は舊世話物であつたのである。彼の得意なる物に、

「享和政談」の延命院日當と小栗馬吉

「天衣紛上野初花」の片岡直次郎

「新皿屋敷月雨暈」のお蔦と肴屋宗五郎

「四千兩小判梅葉」の富藏等がある。

十九年十一月に、團菊との間に隙を生じ、新富座を出て、千歳座に入り、こゝで、團、左、を向ふに廻して奮闘したが、程あつて、再び伊藤侯の世話で復歸した。

病歿

彼は明治二十六年の一月十八日遂に五十九歳を以て歿し去つた。彼の病氣は、幼時からの鉛毒で、それが原因で腎臟病となり、腦溢血で、一代の名優五代目菊五郎は不歸の客となつたのである。

市川左團次

市川左團次

團菊などいはれた明治演劇壇に於て、團菊と並稱された、市川左團次は、四世市川小團次の養子である、

評判を立

實父は中村清吉と云ひ、大阪で芝居の床主となつて居たのである、天保十三年十月廿八日大坂の島の内に生まれ、幼名を辰藏と稱し、安政元年小團次の門下に入つて小米と改名、元治元年廿三歳の時に江戸へ呼迎へられ、師匠小團次の養子となつて、翌慶應元年正月から中村座へ出勤したが、上方訛りがひどいので受けなかつた。

小團次の養子

慶應二年二月に養父市川小團次が急逝し、保護者を失つた左團次は、劇場を休んで居たが、默阿彌の口添へで、慶應三年春から市村座に出勤したが、相變らずの不評で、守田座に轉じて後も輕い役ばかり振らされて居たが、明治三年二月「慶安實記」の丸橋忠彌（秋夜）で、大いに當つて、これが彼の出世藝となり、三年八月先輩の九藏が江戸を去つたので、その跡釜として次第に重用されて來た。彼は時代物も世話物も兩方を兼ねたから、時代物では團十郎のワキ役、世話物では菊五郎のワキ役と、兩方から重寶がられ、何時しか團、菊、左と稱される樣になつた。彼は古典劇が不得意で、新作を得意にした、當り役としては、前記の忠彌の外に、

默阿彌の口添

出世藝の丸橋

新作を得意
當り役

〔大盃(おほさかづき)〕の馬場三郎兵衛

〔籠釣瓶(つるべ)〕に佐野次郎左衛門等である。

彼はその演技と倶に、義理堅いことが世間の人氣を呼んだのであつた。

義理堅い

五　新演劇（一名書生芝居）

新演劇（書生芝居）

角藤定憲

新演劇（新派）を始めて、起した者は角藤定憲と云ふ、岡山在出身の政黨の壯士であつた。彼は自由黨の壯士となつて自由民權の演説をし「東雲新聞」と云ふ自由黨の機關紙の寄書家となつて小説を書いた。彼が如何なる動機でこの新派を創始する樣になつたかと云ふと

「一體、私は芝居が大好きで、大阪へ出てからは專ら中村宗十郎信仰で、宗十郎の芝居は缺かさず見物に行きましたが、他の役者とやり方が違つて居るのみならず、すべてが寫實であるから、其處で私は考へました。宗十郎の芝居のやうに古い時代のみならず、明治年間の出來事で、明治の人情風俗もアノ通り寫實にやつたら面白かろう。それに一つはその頃の壯士は社會から歡迎されないで、皆持餘して居る。いはゞ無職業のごろつきである。此等の壯士に芝居と云ふ職業を授けたらよかろう。今一つは、政黨演説をした所で、子供や老人には判らない。その上に警察の干渉がひどくて、すこし過激な事をしやべると中止になる。だから芝居に政治のことを仕組んだら、中止される氣遣ひもなし女子供にも判るだろう」伊原敏郎著明治演劇史所載…

伊藤敏郎（青々園）

「東雲新聞」が後援で、明治廿一年十二月十二日初日で、大阪新町の高島座で、「改良演劇」と銘打つて開場した。これが卽ち散切芝居の濫觴である。

改良演劇（大阪高島座（大阪新町）

脚本は自作の「豪膽の書生」と外に「佳人の奇遇」の書き直しであつた。相當に見物があり同月二十四日迄打通した。次で翌二十二年二月京都へ乘込み、それより江州、岡山、四國、九州を打つて廻つた。彼は自

脚本

豪膽の書生

佳人の奇遇

川上音二郎

中村宗十郎

阪井座(京都新京極)

井筒(大阪千日前)

オッペケペー節

「書生ニワカ」

開盛座(芝盛元町)

中村座

岐阜事件(板垣退助)

監獄寫眞鏡

今泉丑太郎

青柳捨三郎

藤澤淺二郎

團菊兩優川上の新演劇を見る

由黨員を至る所で訪問して、その助力を仰いだ。彼が東京への乘込みが遲れて居た所へ、彼の先廻りをして舊演劇の外の俳優を率ゐて、東京へ乘込んだのは、今では普通に新派の創始者の如く思はれてゐる川上音二郎である。

川上音二郎は九州博多の生れ、長ずるに及んで自由黨の壯士で自由童子と號して過激な演說をし、百八十回はかり入獄した。彼が新演劇に入つたのは、大阪の名俳優中村宗十郎が俳優となる事を勸め、自分で其の斡旋をしたと云ふ。

明治二十年二月、京都の新京極の阪井座と云ふ歌舞伎俳優の一座へ入つたが、極めて端役を勤めたに過ぎなかつた。次いで落語家となり、大阪千日前の井筒と云ふ席で、浮世亭○○と號して出演した。落語で時事を諷して、政府を攻撃したのである。

その外に滑稽な文句で、オッペケペー節と云ふものを高座で唄つた。當時大流行を來したものである。このオッペケペー節と落語で大阪、京都、中國を打ち廻り、更に「書生ニワカ」といふものを始め、東京へ上り、明治二十三年に芝盛元町の開盛座で興行した。大阪へ一旦歸つて後、明治二十四年六月二十日が初日で中村座で蓋を開けた。

演し物は例の「岐阜事件」中幕に川上が專賣のオッペケペーを唄ひ、二番目「監獄寫眞鏡」であつた。

その時一座した中には、金泉丑太郎、青柳捨三郎や後に大立物となつた藤澤淺二郎などが居た。

客は中々澤山來た、物珍らしかつた爲であらうと思はれる。それに團十郎や菊五郎迄が見物に來たので、それが一層人氣を煽り立てたのであつた。川上一座の大呼物となつた、オッペケペー節とは、

「國會ひらけた曉に、役者にのろけちやゐられない、日本大事に守りなさい。眉毛のないのがお好きなら、かつたいを色に持ちなんせ。目玉をむくのがお好きなら、狸と添寢をするがよい。オッペケペーオッペケペ

「娼妓存廢論」
「佐賀暴動記」似顔の錦繪を賣り出す
新演劇の成功
依田學海
伊藤蓉峯
水野好美
「男女合同改良演劇」
千歳米坡
鳥越座
市村座
山口定雄

ツポツポーポー」

二の替りには依田學海の「拾遺後日連枝楠」と外に「經國美談」と、當時、廢娼論が盛んであつたのを際物に「娼妓存廢論」と云ふ一幕物。

三の替り「佐賀暴動記」で、市中の繪草紙屋で似顔の錦繪が賣り出される程の大人氣であつた。

川上の新演劇の成功は、延いて刺戟する所大となつて、俳優志望の青年が相集つて、依田學海が顧問となつて、濟美館と云ふ新しい團體を組織して、明治二十四年十一月に、淺草の吾妻座で旗擧げをした。

この一團の中には、後に頭角を表した所の伊井蓉峯と水野好美が居た。角藤や川上の一座の如く政論の宣傳の意味を全然含まないものであるだけに、藝術的であつた。

男には男優が扮し、女性には女優が扮し、自ら「男女合同改良演劇」と稱し、女の主なるものに、芳町の藝者で、光明寺三郎の夫人となつて居た、千歳米坡であつた、外國風にかうした男女優の一座が出現したのはこれを以て嚆矢とする。

一方川上は越えて二十五年一月に鳥越座で四の替り、演し物は「平野次郎」

五月に市村座で、「臼井六郎」「備後三郎」

その頃一旦京阪へ歸つた川上一座の後へ、山口定雄の一座が乘り込んで來た。

山口定雄は阿波徳島の出身で、田舍役者であつたのが、後大阪へ出て片岡我童に弟子入りして、片岡我若と名乘り、次で山口定雄と改名して、改良演劇の俳優となり、一座を連れて現れたのは、二十五年七月、市村座であつた。

演し物は、「明治裁判辯護譽」「岐阜大震災」

この替りは、伊井蓉峯が入座し、「板垣の生立ち」と「村上彦四郎」であつた。

川上の渡佛
淺草座
高田實 小織桂一郎
「意外」「又意外」
戰爭劇大當り
「川上音二郎戰地見聞記」
團十郎 菊五郎 歌舞伎座へ進出
「威海衞陷落」

川上一座は歸京して、明治二十五年一月鳥越座で、「書生の犯罪」「義經安宅關」二十六年に川上は渡佛し、年内に歸朝、二十七年一月、淺草座で、「意外」「楠正成」同じく二月には、「又意外」を上演した。當時世間を賑せた、相馬家の疑獄を當込んだ作で、その爲に客を呼んだ、その上に、筋も演出も歌舞伎ばかりを見た眼には珍らしく大人氣となつた。この時には伊井蓉峯が入座して居り、また高田實及び、小織桂一郎が一座して居た。殊に高田實はその大様な風采で喝采されて居た。

この「意外」「又意外」が川上一座の當り藝となつて、これがために、新演劇が世間から認められる事となつた。

次いで日清戰爭が勃發した。機敏な川上は直ちにこれを題材にし「日清戰爭」と題する戰爭劇を新しい手法で演出した。このために、觀客雲來し大當りとなつた。川上はこの終了後、戰地視察と稱して朝鮮に行き歸つて、明治二十七年十二月市村座で「川上音二郎戰地見聞記」と云ふ名題で演じ、再び大當りを取つた。他の劇場でも川上一座に倣つて、戰爭劇を上演したけれど、川上一座程の入りはなかつた。歌舞伎座では團十郎が大島公使、菊五郎が原田重吉に扮したが、不評であつた。

翌二十八年五月に、遂に歌舞伎座へ、川上一座が進出する事になつた。演し物は戰爭劇の「威海衞陷落」で、開場すると案外の大入りを取つた。

日清戰爭と云ふ偶然の出來事は、新演劇の聲價を急に高めた譯である。

昭和十三年二月二十五日印刷
昭和十三年三月　一日發行

明治史總覽第三卷

改正定價金六圓

著者　蘇武綠郎
東京市瀧野川區中里町三七五番地

發行者　鹽見眞平
東京市豐島區巢鴨五丁目一〇八二番地

印刷者　矢島勇三郎
東京市豐島區巢鴨五丁目一〇八二番地

印刷所　矢島印刷所

東京市瀧野川區中里町三三六番地
發行所　明治史刊行會
電話駒込(82)一七〇四番
振替東京九九二六九番